

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
北海道	足寄町とかちペレット生産組合	木質バイオマス未利用資源活用構想	北海道産カラマツの未利用資源の活用は、地域林産業の活性化を図るだけでなく、燃焼機器の普及とともに、生産工場、原料及び製品の収集・供給システムに関連する雇用促進が図られ、地域経済波及効果と地球温暖化防止に大きく寄与するものである。広域的に利用されるためには、普及啓発を図る必要とペレット価格の低減が求められているが、原料収集システム、生産システム、供給システムの確立が重要であることから、廃校学校の利用や森林整備事業との連携を図る支援措置が必要である。	廃校学校利活用の用途変更	文部科学省が足寄町に、財産の処分の制限に関する承認の、権限移譲。	廃校学校体育館に、民間事業者で構成された協同組合が、木質ペレット生産工場を設置し、年間2,000tのペレットを生産し、足寄町新庁舎、消防庁舎、町民センターへの熱供給ボイラー150万Kcalに年間400t、その他一般住宅用ストーブにペレットを供給する。
北海道	足寄町とかちペレット生産組合	木質バイオマス未利用資源活用構想	北海道産カラマツの未利用資源の活用は、地域林産業の活性化を図るだけでなく、燃焼機器の普及とともに、生産工場、原料及び製品の収集・供給システムに関連する雇用促進が図られ、地域経済波及効果と地球温暖化防止に大きく寄与するものである。広域的に利用されるためには、普及啓発を図る必要とペレット価格の低減が求められているが、原料収集システム、生産システム、供給システムの確立が重要であることから、廃校学校の利用や森林整備事業との連携を図る支援措置が必要である。	産業廃棄物処理の緩和	環境省が足寄町に、権限移譲。	災害及び土木事業での伐採等で発生する木材は、産業廃棄物として処理されるが、ペレット製造に可能である。
北海道	足寄町とかちペレット生産組合	木質バイオマス燃焼機器製造構想	木質ペレットの普及は、燃焼機器の普及が重要課題であるが、国産の開発が進んでいるものの、海外製品と同様に価格が高い。このような状況から、スウェーデンの企業と技術提携を結び、足寄町内で組立を行い、販売することで、価格低減を図る。	廃校学校利活用の用途変更	文部科学省が足寄町に、財産の処分の制限に関する承認の、権限移譲。	廃校学校体育館に、民間事業者で構成された協同組合が、ペレットストーブの組立工場を設置し、年間100台の販売を目指す。
北海道	足寄町とかちペレット生産組合	木質バイオマス燃焼機器製造構想	木質ペレットの普及は、燃焼機器の普及が重要課題であるが、国産の開発が進んでいるものの、海外製品と同様に価格が高い。このような状況から、スウェーデンの企業と技術提携を結び、足寄町内で組立を行い、販売することで、価格低減を図る。	関税率の引き下げ	海外製品への関税率の引き下げ	ペレットストーブの部品類を輸入し、廃校学校体育館で組立を行う。
北海道	深川市	深川市地域活性化戦略	深川地域活性化戦略は、ICカード(住民基本台帳カード)の行政区域外における利用を可能とするような制度改正を行うこと、また地域の中小企業を認証できる制度を創設することにより、近隣自治体及び交流人口に対し、電子商取引や医療サービスの提供を行い、地域経済の活性化と新たな雇用の創出を図るものである。行政区域外における利用等の制度改正は、経済活動、観光、医療サービス等において、個人や企業の活動の地理的な制約をなくし、当該地域における安定した経済取引の基盤となるとともに、交流人口の増大や行政区域を超えた医療サービスの充実にも活用が図ることができることを目指すものである。経済取引基盤を運営し、販売や物流の促進により、地域経済の振興発展及び雇用の創出が可能となる。	住基カードの発行対象の拡大と他自治体サービスの容認	住民基本台帳法第30条の44第一項、第三項及び第八項に規定する条文の改正。	地域ポータルサイトを構築し、自治体から認証を受けた個人、企業等の経済主体がICカード(住基カード)に格納された認証機能により電子商取引市場に自由に参入し、地域の農産物等のショッピングモールを設けたり、企業間取引を行うなど、地域の経済活動の振興を図る。ICカードにより取引の安定性、安全性は増し、個人や事業者の決済基盤を強化する。
北海道	深川市	深川市地域活性化戦略	深川地域活性化戦略は、ICカード(住民基本台帳カード)の行政区域外における利用を可能とするような制度改正を行うこと、また地域の中小企業を認証できる制度を創設することにより、近隣自治体及び交流人口に対し、電子商取引や医療サービスの提供を行い、地域経済の活性化と新たな雇用の創出を図るものである。行政区域外における利用等の制度改正は、経済活動、観光、医療サービス等において、個人や企業の活動の地理的な制約をなくし、当該地域における安定した経済取引の基盤となるとともに、交流人口の増大や行政区域を超えた医療サービスの充実にも活用が図ることができることを目指すものである。経済取引基盤を運営し、販売や物流の促進により、地域経済の振興発展及び雇用の創出が可能となる。	地域の中小企業を対象とする認証可能な「公的法人認証」制度の創設	取引の安全性を高め、参入を容易ならしめるため、企業等の識別を確保する制度の創設	地域ポータルサイトを構築し、自治体から認証を受けた個人、企業等の経済主体がICカード(住基カード)に格納された認証機能により電子商取引市場に自由に参入し、地域の農産物等のショッピングモールを設けたり、企業間取引を行うなど、地域の経済活動の振興を図る。ICカードにより取引の安定性、安全性は増し、個人や事業者の決済基盤を強化する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
北海道	深川市	深川市地域活性化戦略	深川地域活性化戦略は、ＩＣカード(住民基本台帳カード)の行政区域外における利用を可能とするような制度改正を行うこと、また地域の中小企業を認証できる制度を創設することにより、近隣自治体及び交流人口に対し、電子商取引や医療サービスの提供を行い、地域経済の活性化と新たな雇用の創出を図るものである。行政区域外における利用等の制度改正は、経済活動、観光、医療サービス等において、個人や企業の活動の地理的な制約をなくし、当該地域における安定した経済取引の基盤となるとともに、交流人口の増大や行政区域を超えた医療サービスの充実に活用が図ることができることを目指すものである。経済取引基盤を運営し、販売や物流の促進により、地域経済の振興発展及び雇用の創出が可能となる。	地域ポータルサイトにおけるオンラインショップ創設支援	ＩＣカードによる本人確認とアクセスを可能とし、電子商取引を可能とするとともに、決済機能にいたるシステム構築の支援	地域内の生活の利便性を高め、住みよい環境と地域コミュニティの醸成を図る。ＩＣカードによる認証を確実にし、企業間取引、商店街の販売促進、高齢者、障害者等の日常用品・食料品などの購入をネットワークにおいて行い、それを配達サービスを組み合わせ、新たなビジネスを開始する。それにより、地域経済の活性化と地域における雇用の拡大を図ることが可能となる。またそのことは起業家を育成するとともに、ネットワークの運営に地域のＮＰＯを活用し、地域の活性化を図る。
北海道	深川市	深川市地域活性化戦略	深川地域活性化戦略は、ＩＣカード(住民基本台帳カード)の行政区域外における利用を可能とするような制度改正を行うこと、また地域の中小企業を認証できる制度を創設することにより、近隣自治体及び交流人口に対し、電子商取引や医療サービスの提供を行い、地域経済の活性化と新たな雇用の創出を図るものである。行政区域外における利用等の制度改正は、経済活動、観光、医療サービス等において、個人や企業の活動の地理的な制約をなくし、当該地域における安定した経済取引の基盤となるとともに、交流人口の増大や行政区域を超えた医療サービスの充実に活用が図ることができることを目指すものである。経済取引基盤を運営し、販売や物流の促進により、地域経済の振興発展及び雇用の創出が可能となる。	地域医療における電子カルテシステムの構築支援	ＩＣカードによる本人確認と医療サービス提供のためのシステム構築支援	深川市の市立病院の利用者は、市内在住者よりも近隣の町からの利用者が半数を超える。これら全体の利用者の均一のサービス提供のために、ＩＣカードの広域配付を可能とし、再来受付等の医療サービスの一元的なシステム化を可能とするとともに、将来の電子カルテのシステム導入にも道を開くものである。
北海道	深川市	深川市地域活性化戦略	深川地域活性化戦略は、ＩＣカード(住民基本台帳カード)の行政区域外における利用を可能とするような制度改正を行うこと、また地域の中小企業を認証できる制度を創設することにより、近隣自治体及び交流人口に対し、電子商取引や医療サービスの提供を行い、地域経済の活性化と新たな雇用の創出を図るものである。行政区域外における利用等の制度改正は、経済活動、観光、医療サービス等において、個人や企業の活動の地理的な制約をなくし、当該地域における安定した経済取引の基盤となるとともに、交流人口の増大や行政区域を超えた医療サービスの充実に活用が図ることができることを目指すものである。経済取引基盤を運営し、販売や物流の促進により、地域経済の振興発展及び雇用の創出が可能となる。	5GHz帯無線アクセスシステムの広域整備と開発運用支援	5GHz帯無線アクセスシステムによるオンライン給食サービスの実証実験	地域内の生活の利便性を高め、住みよい環境と地域コミュニティの醸成を図る。ＩＣカードによる認証を確実にし、企業間取引、商店街の販売促進、高齢者、障害者等の日常用品・食料品などの購入をネットワークにおいて行い、それを配達サービスを組み合わせ、新たなビジネスを開始する。それにより、地域経済の活性化と地域における雇用の拡大を図ることが可能となる。またそのことは起業家を育成するとともに、ネットワークの運営に地域のＮＰＯを活用し、地域の活性化を図る。
北海道	江別市	ITを活用した地域経済の再生	江別市は、経済政策の中心に産学官民の連携による江別経済ネットワーク事業の推進を上げ、情報通信技術を積極的に活用して行きます。平成15年度は、経済産業省所管の「江別ブランド事典」事業を開始し、システムの構築と試験運用を実施しています。今後、ブランドに認定された物を集めたアンテナショップを設置し、リアルとバーチャルの補完を考えていますが、既存の施策においては農業や医療等、業種ごとに省庁間の縦割りが存在し、横断・広域的に渡る地域ブランドのような業種について、利用できる制度が存在しないのが現状です。e-japan 2 戦略に資するIT利活用による地域活性化を図るため、総務省や経済産業省等の施策を並行的に運用又は統合し、これらを活用することで地域ブランド確立による活性化を図ります。	各種施策の集中および連携とその利便性の向上による支援措置	提案する支援措置について 総務省IT関連施策 ・IT生きがい・ふれあい支援センター施設整備(補助率1/3) ・マルチメディア街中にぎわい創出事業(補助率1/2) 経済産業省 ・新事業創出基盤施設整備費補助金(補助率1/2) その他事業に関連する各種施策の連携と集中および補助裏にかかる地財措置として高率(70%以上)な交付税の充当を実現することでその利便性の向上を提案する。	1. 江別ブランド事典事業(詳細別紙) 平成15年度より実施している本事業について次のおよびの機能を追加し、添付資料の効果を最大限発揮させる。 江別ブランド事典システムの機能拡張 ・ナビゲーションシステムの機能拡張 ・データの充実 ・アンケート調査の実施 ・e-コマース機能の追加 ・物流システム機能の追加 江別ブランドアンテナショップの設置 ・歴史的建造物の活用 ・物流機能の追加 ・江別ブランドの陳列、販売 ・江別ブランドの紹介 ・江別ブランド事典の広報 ・江別ブランド事典のアンケート窓口 ・江別ブランド認定以前の商品の紹介 2. 江別ブランド事典センターの設置(詳細別紙) 経済の活性化にITを積極的に活用していくため、市民および市内の企業のデジタルデバイドを抑制し、さらにシステムの維持運用コストの削減という効果を考え次の事業を実施する。 ・データセンター ・インキュベーション施設 ・IT教育施設(江別ブランド事典システム利用者、江別ブランド活用生産者、製造者) ・サテライトオフィス
北海道	沼田町	沼田式雪山センターを活用した民間企業の施設整備補助金	沼田式雪山センターを活用した民間企業の施設整備補助金沼田式雪山プロジェクトにより、クリーンで低コストな雪冷熱を活用した食料貯蔵流通基地構想を目指しています。その中で、民間企業からの施設整備も期待されており、既存の補助制度の採択基準を緩和し、補助対象事業主体に雪冷熱を活用した民間企業を加えることによって、さまざまな産業が生まれる可能性が高くなり、新たな雇用の場を創設することができ、町の活性化へとつながります。	補助事業の採択基準の緩和と対象事業主体の拡充	(例)林業構造改善事業・新山村振興等農林漁業特別対策事業等 事業主体:雪冷熱エネルギー活用民間企業 採択基準:緩和措置	雪冷熱エネルギーを活用した農産物、林産物の生産工場を設置しようとする民間企業に対し、国の補助を受けよう補助要件の緩和を行う。 【効果】・民間企業の投資負担が軽減され、地方進出に拍車がかかり、雇用機会の増加が図られる。 ・沼田式雪山センタープロジェクト構想による進展により、まちの活性化が図られる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
北海道	北竜町	「ひまわりのまち 北竜町」ブランド確立による地場農産物の生産地ブランド化	ひまわりの新たな展開により、オンリーワンのまちとして「ひまわりのまち 北竜町」のブランド確立を行う。 ひまわりのイメージと重なるクリーン農業とあわせてアグリビジネスの創造・展開の中で、「美味しい・健康」をモットーに農産物の生産地ブランド化をはかる。 ひまわり観光と農業の連携により農業・商業・観光の振興発展と雇用の創出をはかる。	市街地再開発事業の早期実現と要件緩和	ひまわりのまちかど整備構想は、未だ国に補助要望を行う段階には至っておりませんが、平成9年度より商工会を中心に検討を重ね、市街地総合再生基本計画の大臣承認や優良建築物等整備事業やリノベーション補助金などの申請段階になりましたら、敏速な事業認定を要望いたします。 また、優良建築物等整備事業の整備要件の中に「3階建て以上」とあるが、事業の迅速な推進を図るため「将来3階建て以上の増築計画」をもって事業認定していただくよう要望いたします。	人口の流出、近隣都市への買い物客の流出、空き店舗、老朽化店舗が多く、商業集積力不足により回遊性の欠如・魅力に乏しい求心力のない市街となっています。 平成9年度より商工会が北竜町商業のあり方を検討し、和市街地の再開発整備の必要性があるとの報告を受け、平成13年度に北竜町市街地再生基本計画を作成し、平成14年度該当地権者にひまわりのまちかど整備への参加意見集約を行った。平成15年度は中核となる施設関係者との詰めの打合せを行っています。 ひまわりのまちかどでは、まちづくりとしてファーマーズマーケット、ファーマーズカフェ、ひまわりミュージアムなどの構想を策定中です。この構想の中では、ひまわりインフォメーションセンターとしての機能も持ち合わせ、交流人口の取り込みをはかる中で、地場農産物の提供を行い生産地ブランド化をはかる予定です。 ひまわりのまちかどは日常生活用品を確保する店舗設置にとどまらず、アグリビジネスの創造・展開の拠点施設として重要な位置を占めるものです。
北海道	北竜町	「ひまわりのまち 北竜町」ブランド確立による地場農産物の生産地ブランド化	ひまわりの新たな展開により、オンリーワンのまちとして「ひまわりのまち 北竜町」のブランド確立を行う。 ひまわりのイメージと重なるクリーン農業とあわせてアグリビジネスの創造・展開の中で、「美味しい・健康」をモットーに農産物の生産地ブランド化をはかる。 ひまわり観光と農業の連携により農業・商業・観光の振興発展と雇用の創出をはかる。	中山間地域総合整備事業の目的外使用	食農工房「パルム」でアグリビジネスの創造・展開の中で、農産物加工品の販売、宿泊農業加工体験交流を実施し、アグリビジネスとして利益(ビジネス論)の追求を行いたいので、事業の目的外使用を提案いたします。	食農工房「パルム」は、中山間地域総合整備事業実施要綱に基づく道営事業で整備した交流施設で、営利活動を行ったり、施設内販売をすることは本事業にそぐわなく、加工品から得られる収入は本施設の維持管理を賄える程度に押さえ、住民や都市住民との交流・体験施設であり、地場産物を加工・試食、PRの施設であります。 しかし、食農工房「パルム」をひまわりの里の第2の入口と位置付けし、農家女性グループ「販売ネットワーク」が中心となってファーマーズマーケット、ファーマーズカフェテラス、ファーマーズファクトリーにおいて地場農産物の提供を行い、アグリビジネスをとおして生産地ブランド化をはかりたい。 頑張る人を頑張るように応援支援し、点から面(全体)へと展開したい。
北海道	上士幌町	国立公園内にある国有林野地域維持事業	国立公園内の国有林の管理のあり方として、地域行政とそれに関係する森林業者などが連携し、国有林の管理委託を行うものである。具体的な内容として、林野庁が当該地域の国有林の管理業務のあり方の範囲などを調整した中で、地域行政が窓口の受け皿となり、地域森林資源活用事業者などの組織化を図り、国民のための森林が持つ他面的な機能を活用した、森林づくりとして効率的できめ細かい国有林管理を目指すことにより、地域における就業の場が創出され、改めてここに雇用の必然性が生じてくる。この財源支援を国が所得補償などを原則とした対応を行うことにより、疲弊している森林の回復と新たな就労の機会の創出が可能となり、少子高齢化の著しい中山間地が潜在的に持っている資源を磨きだし、そのことによる地域活力を増大させようとするものである。	国立公園内国有林の管理などの地域森林管理組織への委託	林野庁森林管理署などが調整した森林管理に関する委託事業について、上士幌町がその委託を地域森林管理関係事業体に対して行うことができる契約などの締結による新規事業の創出	上士幌町が調整機能を持ちながら、国有林を維持管理する地域事業者の組織を立上げ、地域の森林管理署などの指導を受けながら、地域の森林事業者及び建設事業者と連携し、行政区域内の国有林の管理を行うことにより、地域での雇用の創出と雇用の確保を行う。
北海道	標津町	地域の産業や自然環境を活用した、都市住民との交流推進事業	標津町では、豊かな自然環境やそれに育まれた、誇りある酪農業や水産業などを活用した地域住民が自主的・主体的となり推進する様々な施策による町づくりが活発化してきております。 水産業では、日本初の地域型衛生管理システム「地域ハサップ」の取組みが、生産者を中心に実践されているところであり、観光面では、安全な食糧生産供給基地らしい酪農や水産の地場産業と連携した魅力ある体験観光商品造成プログラムによる滞在型の交流事業が進展しつつあります。 向後においては、さらにこれらを中心として地域郷土愛や産業への誇りに目覚めるなど元気で活力溢れる地域づくりへの取組みとして、交流の町づくりによる故郷再生に取り組むことが急務となっております。	現存する鮭番屋を活用した、宿泊施設への転用や、歴史保存施設としての活用。	空き番屋を宿泊交流体験施設として活用する場合、宿泊施設として各種法律が適用となるため、その緩和に向けた支援。	鮭の町ならではの特徴的な建造物である鮭番屋を体験交流施設の拠点として活用し、食育や漁業体験を通じ、地域で生産される安全な水産物を理解することで、国内水産物の需要が高まると共に、交流人口の増加による地域活性化が図られる。
北海道	標津町	地域の産業や自然環境を活用した、都市住民との交流推進事業	標津町では、豊かな自然環境やそれに育まれた、誇りある酪農業や水産業などを活用した地域住民が自主的・主体的となり推進する様々な施策による町づくりが活発化してきております。 水産業では、日本初の地域型衛生管理システム「地域ハサップ」の取組みが、生産者を中心に実践されているところであり、観光面では、安全な食糧生産供給基地らしい酪農や水産の地場産業と連携した魅力ある体験観光商品造成プログラムによる滞在型の交流事業が進展しつつあります。 向後においては、さらにこれらを中心として地域郷土愛や産業への誇りに目覚めるなど元気で活力溢れる地域づくりへの取組みとして、交流の町づくりによる故郷再生に取り組むことが急務となっております。	食育など、地域農業理解するための民泊容認支援対策	農家が食育を目的として、体験交流者を宿泊させる場合、宿泊施設としての様々な適用を受けるが、これを容認してもらうため、関係する法律の緩和に向けた支援	酪農業を活用した食育事業の展開により、都市住民への安全な農産物への意識醸成が図られ、国内産農産物の需要拡大と、交流人口増加による地域活性化が図られる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
北海道	標津町	地域の産業や自然環境を活用した、都市住民との交流推進事業	標津町では、豊かな自然環境やそれに育まれた、誇りある酪農業や水産業などを活用した地域住民が自主的・主体的となり推進する様々な施策による町づくりが活発化してきております。 水産業では、日本初の地域型衛生管理システム「地域ハサップ」の取組みが、生産者を中心に実践されているところであり、観光面では、安全な食糧生産供給基地らしい酪農や水産の地場産業と連携した魅力ある体験観光商品造成プログラムによる滞在型の交流事業が進展しつつあります。 向後においては、さらにこれらを中心として地域郷土愛や産業への誇りに目覚めるなど元気で活力溢れる地域づくりへの取組みとして、交流の町づくりによる故郷再生に取り組むことが急務となっております。	新鮮な食材を活用し、都市住民に対し野趣あふれる料理の提供を行うための支援	新鮮な食材を、北海道らしい自然の中で提供(調理)するため、食品衛生法の緩和に向けた支援	漁港で水揚げされた新鮮な水産物を、野趣あふれる環境の中で食すことにより、本物を味わう感動が得られると同時に、地域水産物への理解と販売が促進される。
北海道	標津町	地域の産業や自然環境を活用した、都市住民との交流推進事業	標津町では、豊かな自然環境やそれに育まれた、誇りある酪農業や水産業などを活用した地域住民が自主的・主体的となり推進する様々な施策による町づくりが活発化してきております。 水産業では、日本初の地域型衛生管理システム「地域ハサップ」の取組みが、生産者を中心に実践されているところであり、観光面では、安全な食糧生産供給基地らしい酪農や水産の地場産業と連携した魅力ある体験観光商品造成プログラムによる滞在型の交流事業が進展しつつあります。 向後においては、さらにこれらを中心として地域郷土愛や産業への誇りに目覚めるなど元気で活力溢れる地域づくりへの取組みとして、交流の町づくりによる故郷再生に取り組むことが急務となっております。	遊漁利用等、漁港区域内への直通直轄整備補助採択の優先支援	漁港内の整備に伴い、港内道が整備される予定であるが、漁港利用の一層の利便性向上を目的として、連絡道整備を計画しているが、町道としての整備予定であるため、優先的な支援措置を願いたい。	都市住民との交流において、漁業などの産業活動の利用や、遊漁等が大きなウエイトを占めるが、そうしたエリアへの話引等便宜を図ることによる、一層の事業推進に努める。
北海道	標津町	地域の産業や自然環境を活用した、都市住民との交流推進事業	標津町では、豊かな自然環境やそれに育まれた、誇りある酪農業や水産業などを活用した地域住民が自主的・主体的となり推進する様々な施策による町づくりが活発化してきております。 水産業では、日本初の地域型衛生管理システム「地域ハサップ」の取組みが、生産者を中心に実践されているところであり、観光面では、安全な食糧生産供給基地らしい酪農や水産の地場産業と連携した魅力ある体験観光商品造成プログラムによる滞在型の交流事業が進展しつつあります。 向後においては、さらにこれらを中心として地域郷土愛や産業への誇りに目覚めるなど元気で活力溢れる地域づくりへの取組みとして、交流の町づくりによる故郷再生に取り組むことが急務となっております。	「釣り(遊漁)」のルール化による漁業との調整と調和により、もって「釣り(遊漁)」振興による都市住民交流の推進により地域活性を図る。	「釣り」のライセンス制による漁業との調和及び施設等の提供により「釣り」振興を促進し地域の活性化を図る。	海岸での「釣り」に対しての振興策として、ライセンス制でのルール化による遊漁者の意識の向上及び漁業との調整及び施設整備を行う。 行政区域全体の海岸についてライセンス制により多目的に管理を行ない、持続的な地域資源を活用と施設整備及び維持管理による釣り振興を目的とするが、当面は、管理面及び新制度であることから遊漁者の理解のもとでの推進を考え、管理による遊漁者へのサービス提供等が可能な、漁港整備施設及び海岸環境整備施設でのライセンス制により進める。 その他の海岸については、釣りへのライセンス制の全道的な普及を提案し進める。 ライセンス制については、地元地域での管理体制により進める。(ライセンス料の取り扱いを含めて) ライセンス制による具体的な事業内容 ・「釣り」への利便施設の提供(トイレ、駐車場、情報等の施設整備等(釣り人の里)) ・施設及び海岸等の清掃による環境保全 ・資源管理による漁業との調和と調整、乱獲対策等
北海道	美瑛町	美瑛町農業農村地域再生構想	地域が持つ資産・資源を合理的かつ総合的に使用し、種々の規制の弾力運用により有効活用を進める中で地域産業の活性化と雇用機会の拡大を図り、将来に向けた自主自立のできる農業農村づくりを目指す。	農地法に係る権限移譲	新規農業参入の機会拡充を推進するため、農業者認定基準耕作面積の下限設定権限や地場企業の農地保有容認	新規就農に際し基本資産となる農地取得費用の負担軽減による就農機会の拡大及び土木建設事業者の業態転換奨励による雇用機会の拡充。
北海道	美瑛町	美瑛町農業農村地域再生構想	地域が持つ資産・資源を合理的かつ総合的に使用し、種々の規制の弾力運用により有効活用を進める中で地域産業の活性化と雇用機会の拡大を図り、将来に向けた自主自立のできる農業農村づくりを目指す。	農地法に係る権限移譲	農地つき住宅建設による中高年移住推進に必要となる農地売買の規制緩和	既存の優良田園住宅制度を超えるものとし、農地の一部所有を認め農村居住を推進することで地域コミュニティの充実を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
北海道	美瑛町	美瑛町農業農村地域再生構想	地域が持つ資産・資源を合理的かつ総合的に使用し、種々の規制の弾力運用により有効活用を進める中で地域産業の活性化と雇用機会の拡大を図り、将来に向けた自主自立のできる農業農村づくりを目指す。	道路構造令の基準緩和	現行道路構造令による勾配及び幅員基準の弾力運用	積雪地における使用目的により勾配規制の緩和により地形・景観に負荷の少ない道作りと冬季堆雪スペースを確保し、地域内交通の多様性を確保できる道づくり。
北海道	美瑛町	美瑛町農業農村地域再生構想	地域が持つ資産・資源を合理的かつ総合的に使用し、種々の規制の弾力運用により有効活用を進める中で地域産業の活性化と雇用機会の拡大を図り、将来に向けた自主自立のできる農業農村づくりを目指す。	農業用ダム等の多目的利用容認	土地改良事業により造成の農業用ダム施設及び用水の多目的利用、及び多目的利用に伴う水利権の通年化。	用水の利用が地域における農業関連産業の立地・起業によりインフラとして重要な役割を担うこととなり、地域経済・雇用に大きなメリットとなる。また、ダムはクリーンエネルギーといえる小水力発電が可能なものであり、有効活用のより地域エネルギーの確保と新たな産業育成に資するものとなる。また、発生する余剰電力の売却益を地域農業振興に活用するシステムを構築。
北海道	美瑛町	美瑛町農業農村地域再生構想	地域が持つ資産・資源を合理的かつ総合的に使用し、種々の規制の弾力運用により有効活用を進める中で地域産業の活性化と雇用機会の拡大を図り、将来に向けた自主自立のできる農業農村づくりを目指す。	統合等に伴い発生する空校舎の他目的利用容認	発生する空校舎を現状で認める他目的利用以外に幅広く利用できるように範囲の拡大若しくは制限の撤廃	特定用途以外に利用する場合、現行では原則残存価格に対する相当部分補助金を返還する義務が発生するが、地域に根ざした施設について返還を免除する。
北海道	美瑛町	美瑛町農業農村地域再生構想	地域が持つ資産・資源を合理的かつ総合的に使用し、種々の規制の弾力運用により有効活用を進める中で地域産業の活性化と雇用機会の拡大を図り、将来に向けた自主自立のできる農業農村づくりを目指す。	自治体名を使用した商標登録などへの当該自治体の関与	地域振興にむけてブランド化を進める上で、自治体名を使用したものが登録済みの場合、その権利関係で障害が発生することから、自治体名にかかる商標登録などの認可に際して、当該自治体の同意を得ることを条件に加える手法。	
北海道	美瑛町	美瑛町農業農村地域再生構想	地域が持つ資産・資源を合理的かつ総合的に使用し、種々の規制の弾力運用により有効活用を進める中で地域産業の活性化と雇用機会の拡大を図り、将来に向けた自主自立のできる農業農村づくりを目指す。	景観再生事業への支援	わが町の地域資源となっている景観の今後の維持・修景を事業化	
北海道	下川町	働ける環境の支援体制の推進	幼稚園の児童と保育所の児童を平等保育することにより、下川の将来を担う子どもたちを育てると共に、保育機能の充実による子育て支援を充実することにより、安心して働ける環境を作り、地域産業への潜在的労働力の活用を図る。また、給食等の外部搬入方式の導入により新たな民間活力の推進を行う。	幼保複合に伴う平等経営に係る支援措置	安心して働ける環境づくりと就学前の教育の整備で幼稚園児と保育所児を同一施設で保育しコミュニケーションを図り、良い環境で就学に望み、よりよい環境で働けるよう取り組んでいきたい。また、少子化で子どもも少なくなっていることから幼い頃からの環境整備も必要であると考えことから、従来の幼稚園と保育所にある財政的措置の運営費又は支弁費等の集約を望むものである	安心して働けるための環境整備に子育て支援があるが、子供の教育には制度的区分けは必要なく、幼保複合化が行われようと平等に教育が行われなければならない。同一施設内で合同活動をしていく上で、子供たちには区分けがなく同一であり、私的契約児の区別はない。保育所児と同様に支弁費の適用枠の拡大、幼稚園の交付税措置の摘要を行い支援していくことが一元化事務処理体制からも親にとっても預けやすい環境になることから、地域への潜在的労力の拡大になる

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
北海道	札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	様々な分野における規制緩和等の実現により、人々の活動しやすい空間創造と人の流れの活性化などにより、「にぎわいと感動のまちづくり」を推進するとともに、民間企業やNPOなどの民間活力の活性化などによる新産業の創出と企業活動の活性化を進める。これらが有機的に、相互に関連しあうことにより、「交流と創造の空間・創造活動づくり」を進め、経済の活性化と地域雇用の創造につなげるといふ全体構想である。	公共地下歩道と既存ビル接続に係る建築基準法遡及適用除外	本市で計画している札幌駅前通地下歩行空間と沿道の既存ビルとの接続に際しての、ビル全体に対する建築基準法の遡及適用を除外し、既存部分については、建築当時の安全性を確保することで足りるよう緩和する。	積雪寒冷地札幌にふさわしい歩いて暮らせる豊かで快適な都心の創造に向け、札幌駅前通において、札幌駅と大通駅を連絡する地下歩行空間を整備し、都心の回遊性を高め、都心全体の一体化を図る。また、沿道ビルとの接続を促進し一体的な地下空間を形成するとともに、建物の低層部及び地下部に、にぎわいを演出する商業、サービス機能等の導入を促進する。なお、これらについては、都市再生特別措置法に基づく緊急整備地域の地域整備方針で位置づけられている。
北海道	札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	様々な分野における規制緩和等の実現により、人々の活動しやすい空間創造と人の流れの活性化などにより、「にぎわいと感動のまちづくり」を推進するとともに、民間企業やNPOなどの民間活力の活性化などによる新産業の創出と企業活動の活性化を進める。これらが有機的に、相互に関連しあうことにより、「交流と創造の空間・創造活動づくり」を進め、経済の活性化と地域雇用の創造につなげるといふ全体構想である。	TMOとして認定を受けることができる者にNPO法人を加える	中小小売商業高度化事業構想を作成し、市町村の認定を受けることができる者は、「商工会、商工会議所、特定会社又は公益法人であって政令で定める要件に該当する者その他中心市街地における中小小売商業高度化事業の総合的な推進を図るのにふさわしい者として政令で定める者」となっているが、これにNPO法人を加える	都心政策のプロデュース 都心のビジョンの発信と共有化、都心のまちづくりに関する人材・組織・情報のプラットフォームの構築と運用等 まちづくり計画・事業のコーディネート まちづくりガイドラインに基づく個別事業の調整と誘導、都心のにぎわい創出や魅力向上のためのソフト事業の企画・推進等 都心の公益サービス・事業のマネジメント 公共施設・公共空間の環境管理、これらを活用したイベント・アート活動の総合プロデュース、都心観光プログラムの開発等 <効果>市民、企業、商店街、NPO、行政などのさまざまな主体が協働して都心の魅力と活力を高める
北海道	札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	様々な分野における規制緩和等の実現により、人々の活動しやすい空間創造と人の流れの活性化などにより、「にぎわいと感動のまちづくり」を推進するとともに、民間企業やNPOなどの民間活力の活性化などによる新産業の創出と企業活動の活性化を進める。これらが有機的に、相互に関連しあうことにより、「交流と創造の空間・創造活動づくり」を進め、経済の活性化と地域雇用の創造につなげるといふ全体構想である。	発行者が異なる前払式証券等の複数同時使用、又は、同証券等の価値の互換による物品・サービスの購入	小規模事業者を参入しやすくするために、届出・登録義務及び前払保全措置を緩和する。物品・サービス購入の利便性を高めるために、発行者が異なる前払い式証券の互換を可能とする。前払式証券と前払式証券とは異なる販売促進割引ポイントなどの価値バリューとの互換を可能とする。	地域の街づくり連動した新たな商業の仕組みづくりに取り組み事業者グループ等と連携し、ICカードを媒体として、商品や役務の購入に対し一定のポイントを付与し、そのポイントをNPO活動やコミュニティ活動、ボランティア活動などの非営利活動と商取引などの営利活動をポイント交換という形態でシームレスにつなげていくことをねらいとし、地域のための財やサービスの交換・循環の新たな仕組みを確立させ、協働型社会において展開される新しい地域経済システムや商業の活性化に資する。
北海道	札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	様々な分野における規制緩和等の実現により、人々の活動しやすい空間創造と人の流れの活性化などにより、「にぎわいと感動のまちづくり」を推進するとともに、民間企業やNPOなどの民間活力の活性化などによる新産業の創出と企業活動の活性化を進める。これらが有機的に、相互に関連しあうことにより、「交流と創造の空間・創造活動づくり」を進め、経済の活性化と地域雇用の創造につなげるといふ全体構想である。	銀行以外の者が発行者となる場合で、前払式証券等で使わなかった前払式証券等を同発行者が換金するサービス	前払式証券や電子マネー等の仕組みを使って、NPOやボランティア団体へ寄附する場合、その寄附を換金することを可能とする。	地域の街づくり連動した新たな商業の仕組みづくりに取り組み事業者グループ等と連携し、ICカードを媒体として、商品や役務の購入に対し一定のポイントを付与し、そのポイントをNPO活動やコミュニティ活動、ボランティア活動などの非営利活動と商取引などの営利活動をポイント交換という形態でシームレスにつなげていくことをねらいとし、地域のための財やサービスの交換・循環の新たな仕組みを確立させ、協働型社会において展開される新しい地域経済システムや商業の活性化に資する。
北海道	札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	様々な分野における規制緩和等の実現により、人々の活動しやすい空間創造と人の流れの活性化などにより、「にぎわいと感動のまちづくり」を推進するとともに、民間企業やNPOなどの民間活力の活性化などによる新産業の創出と企業活動の活性化を進める。これらが有機的に、相互に関連しあうことにより、「交流と創造の空間・創造活動づくり」を進め、経済の活性化と地域雇用の創造につなげるといふ全体構想である。	PFI事業を推進するための税制措置、補助金の弾力的適用	PFI事業として公共施設等の整備を行う場合の補助金交付や、税制措置について、地方公共団体等が自ら事業を実施する場合とイコールフットディングを図る。	PFI事業についても非課税措置がなされたり、BOT方式、BT0方式に関わらず補助金が交付されることによって、PFI事業が一層推進され、行政サービスの民間開放が促進される。
北海道	札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	様々な分野における規制緩和等の実現により、人々の活動しやすい空間創造と人の流れの活性化などにより、「にぎわいと感動のまちづくり」を推進するとともに、民間企業やNPOなどの民間活力の活性化などによる新産業の創出と企業活動の活性化を進める。これらが有機的に、相互に関連しあうことにより、「交流と創造の空間・創造活動づくり」を進め、経済の活性化と地域雇用の創造につなげるといふ全体構想である。	大学教員及び公設試験研究機関における特許料等の免除	大学教員及び公設試験研究機関における特許取得を促進するため、出願・登録する場合の特許料、手数料等を全額免除する。	北海道大学を拠点として、特にIT分野について、遺伝子関連の技術を中心に全国的に見ても高い集積があり、さらに次世代技術として期待される糖鎖工学分野において活発な特許の出願集積がある。 IT分野の人材・研究の集積についても全国の中でも進んでおり、IT産業発展基盤が十分満たされた有望な地域である。については、特許料、手数料を免除することにより、特許権の取得が一層促進され、地域における知的財産が増大するとともに、特許を有効に企業へ技術移転することにより、新事業の創出が促進される。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
北海道	札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	様々な分野における規制緩和等の実現により、人々の活動しやすい空間創造と人の流れの活性化などにより、「にぎわいと感動のまちづくり」を推進するとともに、民間企業やNPOなどの民間活力の活性化などによる新産業の創出と企業活動の活性化を進める。これらが有機的に、相互に関連しあうことにより、「交流と創造の空間・創造活動づくり」を進め、経済の活性化と地域雇用の創造につなげるという全体構想である。	研究開発型事業における支援対象の拡充	大学、公設試験研究機関、民間企業等の共同研究に対する支援制度において、民間企業の研究費を補助対象に拡充～知的クラスター創成事業・都市エリア産学官連携促進事業等	新事業、新産業の創出に向けた産学官の英知を結集した「知の創造から知の活用まで」の一貫したシステムの構築
北海道	札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	様々な分野における規制緩和等の実現により、人々の活動しやすい空間創造と人の流れの活性化などにより、「にぎわいと感動のまちづくり」を推進するとともに、民間企業やNPOなどの民間活力の活性化などによる新産業の創出と企業活動の活性化を進める。これらが有機的に、相互に関連しあうことにより、「交流と創造の空間・創造活動づくり」を進め、経済の活性化と地域雇用の創造につなげるという全体構想である。	研究開発型事業における申請要件の緩和(申請可能件数の拡充)	大学、公設試験研究機関、民間企業などの共同研究を基盤とする研究開発型事業における申請制限枠の緩和～都市エリア産学官連携促進事業等	研究開発型事業の積極的振興を通じた、新事業、新産業の創出による地域経済の活性化
北海道	札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	様々な分野における規制緩和等の実現により、人々の活動しやすい空間創造と人の流れの活性化などにより、「にぎわいと感動のまちづくり」を推進するとともに、民間企業やNPOなどの民間活力の活性化などによる新産業の創出と企業活動の活性化を進める。これらが有機的に、相互に関連しあうことにより、「交流と創造の空間・創造活動づくり」を進め、経済の活性化と地域雇用の創造につなげるという全体構想である。	信用保証協会による信用保証の特定非営利活動法人への適用	「信用保証協会法」に基づいて運営されている信用保証協会による信用保証の対象を、特定非営利活動法人にも拡大すること。	札幌元気基金の創設により市の事業として資金支援を行っていくことに加え、提案事項が実現することによりコミュニティ・サービスを担うNPOが金融機関からの確な資金調達を行うことができるようになり、中小企業や創業に挑戦するNPOなど地域において必要な資金が供給されることとなる。
北海道	札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	様々な分野における規制緩和等の実現により、人々の活動しやすい空間創造と人の流れの活性化などにより、「にぎわいと感動のまちづくり」を推進するとともに、民間企業やNPOなどの民間活力の活性化などによる新産業の創出と企業活動の活性化を進める。これらが有機的に、相互に関連しあうことにより、「交流と創造の空間・創造活動づくり」を進め、経済の活性化と地域雇用の創造につなげるという全体構想である。	無料職業紹介事業の弾力的運用	地方公共団体が無料職業紹介を行う場合、「自ら行う行政施策を実施する上での付帯的な業務」に限定されている。このため、民間活力を有効に活用できるよう「自ら行う行政施策」を弾力的に解釈し、民間委託による活用が図れるようにする。	無料職業紹介における民間活力を有効活用の可能とするための弾力的運用など。
北海道	札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	様々な分野における規制緩和等の実現により、人々の活動しやすい空間創造と人の流れの活性化などにより、「にぎわいと感動のまちづくり」を推進するとともに、民間企業やNPOなどの民間活力の活性化などによる新産業の創出と企業活動の活性化を進める。これらが有機的に、相互に関連しあうことにより、「交流と創造の空間・創造活動づくり」を進め、経済の活性化と地域雇用の創造につなげるという全体構想である。	無料職業紹介事業の国との共有・共同実施	求人情報分野においては、国が膨大な情報とそのノウハウを蓄積していることから、その情報の共有化と図ることで、効率的な職業紹介を実施する。	高齢者職業相談室との連携した中での、パートなどの職業紹介を併設など。
北海道	札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	様々な分野における規制緩和等の実現により、人々の活動しやすい空間創造と人の流れの活性化などにより、「にぎわいと感動のまちづくり」を推進するとともに、民間企業やNPOなどの民間活力の活性化などによる新産業の創出と企業活動の活性化を進める。これらが有機的に、相互に関連しあうことにより、「交流と創造の空間・創造活動づくり」を進め、経済の活性化と地域雇用の創造につなげるという全体構想である。	地域雇用開発促進法による指定地域と事業計画の実施	都市規模や主要産業形態などの違いがあるため、一律的に都道府県(=支庁単位)での指定地域による各種求職援助事業などでは、各地域の実情に見合った事業展開が難しい。このため、市町村単位、複数の市町村単位などの指定地域が指定し、そのなかで効率的な事業計画を策定する。	各年代層ごと、業種ごとのきめ細やかな求職援助事業と、地域別の雇用増大地域のしてによる企業誘致など。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
北海道	札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	様々な分野における規制緩和等の実現により、人々の活動しやすい空間創造と人の流れの活性化などにより、「にぎわいと感動のまちづくり」を推進するとともに、民間企業やNPOなどの民間活力の活性化などによる新産業の創出と企業活動の活性化を進める。これらが有機的に、相互に関連しあうことにより、「交流と創造の空間・創造活動づくり」を進め、経済の活性化と地域雇用の創造につなげるという全体構想である。	新たな雇用形態によらない働き方の無料紹介事業	雇用によらない多様な就労形態(=SOHOなど)への就労促進するため、職業紹介業務の対象範囲を拡大するとともに、雇用形態に準じた労働体系と負担の整備を図ることを要望する。	使用する者、共同就労する者の責任負担を明確にし、雇用保険、労災保険の適用を図るとともに、職業紹介の求人情報として取り扱えるように措置する。
北海道	札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	様々な分野における規制緩和等の実現により、人々の活動しやすい空間創造と人の流れの活性化などにより、「にぎわいと感動のまちづくり」を推進するとともに、民間企業やNPOなどの民間活力の活性化などによる新産業の創出と企業活動の活性化を進める。これらが有機的に、相互に関連しあうことにより、「交流と創造の空間・創造活動づくり」を進め、経済の活性化と地域雇用の創造につなげるという全体構想である。	高齢者の短期的就労の無料紹介と労働保険の適用	高齢者の就労を積極的に活用するため、短期就労についても、雇用に準じて職業紹介の対象とするとともに、労働保険などの関係規定整備を要望する。	使用する者、共同就労する者の責任負担を明確にし、雇用保険、労災保険の適用を図るとともに、職業紹介の求人情報として取り扱えるように措置する。
北海道	伊達市	伊達ウェルシールド構想	本構想は、高齢者をはじめとする生活者のQuality of Life(生活の質)を向上させ、終生住み続けたいと思う安心、安全なまちの実現を目指している。官民協働で地域に暮らす人々のニーズを満たす生活産業を創出し地域経済の活性化を図り、自立的、自発的、持続可能な発展を推進する『生活者立国』を実現する取組みである。このまちづくりを推進するためには、「異業種の連携による効率的な生活支援サービスの提供」、「ヒト、カネ、モノの地域循環を活性化させるシステム構築」や「効率的・効果的な企業活動」などが重要であり、これらの活動を促進するため、施策の利便性の向上、権限委譲等の支援措置が必要である。	新交通システムの創出(伊達ライフモビリティ事業)	会員制、予約制、乗合い方式で戸口から戸口までの生活支援輸送システムであることから、現道路運送法では「一般貸切旅客自動車運送事業」と「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を受け、更に第21条2の許可が必要であり、それぞれの許可に対応する運行管理者が必要となっている。現在予定している車輦は最大乗車人数10人乗りのボンゴ車であり、乗客は最大7人までを限度と考えていること、乗合いではあるが予約制であり戸口から戸口までの運行であることからタクシー事業に準じる運行形態と思われる。一つの運行形態に一つの許可、運行管理者も一人の有資格者で事業運営が可能であれば、事業運営経費を抑えることが可能であり、利用者の負担が軽減されることから、交通の利便性の悪い地域、交通空白地帯に住んでいる市民の生活の足を確保できる。北海道は冬期間道路が凍結し歩行が容易でないことから、この輸送システムは特に有効である。	公共交通機関としてJR、バス(1社)、タクシー会社(2社)で生活の足を確保しているが、バスは国道が主流で都市間交通としての役割を果たしているが、1日に往復3便、6便の市内循環路線では実車率も低く、助成制度を活用し運行を維持している実態があり、生活の足が確保されているとは言い難い状況にある。この実情を踏まえ生活の足を確保するための交通システムを考案し、平成15年度実証実験を行い来年度は事業化を目指している。会員制、予約制、乗合い方式で戸口から戸口までの生活支援輸送システムであり、顔の見える運転手が利用者の乗降についてもサポートする。乗合いであることから負担の軽減を図った利用料金が設定でき、外出頻度も増える状況にある。更にまた商店街との連携の中で商店街のサービスと運動させ消費拡大を図る事業である。
北海道	伊達市	伊達ウェルシールド構想	本構想は、高齢者をはじめとする生活者のQuality of Life(生活の質)を向上させ、終生住み続けたいと思う安心、安全なまちの実現を目指している。官民協働で地域に暮らす人々のニーズを満たす生活産業を創出し地域経済の活性化を図り、自立的、自発的、持続可能な発展を推進する『生活者立国』を実現する取組みである。このまちづくりを推進するためには、「異業種の連携による効率的な生活支援サービスの提供」、「ヒト、カネ、モノの地域循環を活性化させるシステム構築」や「効率的・効果的な企業活動」などが重要であり、これらの活動を促進するため、施策の利便性の向上、権限委譲等の支援措置が必要である。	高齢者居住環境の創出(安心ハウスの整備)	現行法で認められている「特定施設」は有料老人ホームと軽費老人ホームであるが、有料老人ホーム設置運営指導指針に唱われている規模及び構造設備と高齢者優良賃貸住宅の住宅の基準とはほぼ同じであり、介護保険法による介護サービス提供体制の基準が適合した高齢者優良賃貸住宅についても「特定施設」としての認定を可能にする提案である。	高齢者優良賃貸住宅制度を活用した高齢者向け賃貸住宅において、加齢と共に必要となる生活支援サービスを受けながら、安心して自立した生活を送ることができる居住環境の創出、ハードとソフトの融合が図られた居住施設『安心ハウス』の整備を促進し、入居者が所有している土地や住宅を社会資産として活用する事業である。
北海道	稚内市	地球環境に貢献する国際交流都市の形成	当市はロシア連邦サハリン州に最も近い都市として、サハリン州との交易や友好・経済交流を積極的に進めてきた。水産物の輸出入をはじめサハリン沖大陸棚石油天然ガス開発に伴う関連事業の受注等は地域経済の活性化や地域雇用の創造に大きく繋がるものである。都市再生プロジェクトの推進やサハリンプロジェクト支援基地化など海に開かれた都市として、国際交流機能の高度化を図り、地球環境に貢献する賑わいのある国際交流都市の形成を目指している。	「優良建築物等整備事業」における階数制限の要件緩和	「優良建築物等整備事業」における地上3階以上の階数制限については、地方の小都市では要件クリアのために3階を建築することで事業全体の採算性を悪くする場合があります。人口等の条件による要件の緩和が必要である。	「都市再生(市街地総合再生)プロジェクト」において、都市観光を大きなテーマに稚内港を核として隣接する市街地と連携した国際交流拠点としての新しい「顔」づくりの「マリントウン 期計画」、かつて沖合い底引き漁業の基地として賑わいのあった第一副港に新たな交流空間を創出する「シーランド計画」、JR稚内駅前地区の再開発を目指す「中心市街地活性化事業」に取り組んでいる。これら新たな交流拠点の創出は当市が目指す国際交流都市の形成に資するものであり、地域経済の活性化や地域雇用の創出に繋がるものである。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
北海道	稚内市	地球環境に貢献する国際交流都市の形成	当市はロシア連邦サハリン州に最も近い都市として、サハリン州との交易や友好・経済交流を積極的に進めてきた。水産物の輸出入をはじめサハリン沖大陸棚石油天然ガス開発に伴う関連事業の受注等は地域経済の活性化や地域雇用の創造に大きく繋がるものである。都市再生プロジェクトの推進やサハリンプロジェクト支援基地化など海に開かれた都市として、国際交流機能の高度化を図り、地球環境に貢献する賑わいのある国際交流都市の形成を目指している。	植物防疫所出張所の設置	稚内港での貨物の輸出入増加や稚内空港の国際化が期待される中、植物防疫所の出張所が設置されておらず、出張所設置による体制整備が必要である。	サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業やインフラ整備等により稚内港を中継基地とした貨物の輸出入が増加しており、また、サハリンプロジェクトに従事する欧米の技術者等がサハリン州内に集結し、稚内港からの野菜、果物等の輸出品も見込まれる中、サハリン州への食糧供給基地としての役割を強化する。CIQの体制整備等による港湾機能の充実が「サハリンプロジェクト支援基地化」に大きな弾みとなるものである。当市が目指す国際交流都市の形成に資するものであり、地域経済の活性化や地域雇用の創出に繋がるものである。
北海道	稚内市	地球環境に貢献する国際交流都市の形成	当市はロシア連邦サハリン州に最も近い都市として、サハリン州との交易や友好・経済交流を積極的に進めてきた。水産物の輸出入をはじめサハリン沖大陸棚石油天然ガス開発に伴う関連事業の受注等は地域経済の活性化や地域雇用の創造に大きく繋がるものである。都市再生プロジェクトの推進やサハリンプロジェクト支援基地化など海に開かれた都市として、国際交流機能の高度化を図り、地球環境に貢献する賑わいのある国際交流都市の形成を目指している。	入国管理局出張所の体制整備	稚内・コルサコフ間定期航路や稚内空港の国際化により、サハリン州からの人の往来の増加が期待される中、入国管理局出張所職員の増加による体制整備が必要である。	サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業やインフラ整備等により稚内港を中継基地とした貨物の輸出入が増加しており、また、稚内・コルサコフ間定期航路や稚内空港の国際化により、サハリン州からの人の往来の増加が期待される中、CIQの体制整備等による港湾機能の充実が当市が目指す国際交流都市の形成に資するものであり、地域経済の活性化や地域雇用の創出に繋がるものである。
北海道	稚内市	地球環境に貢献する国際交流都市の形成	当市はロシア連邦サハリン州に最も近い都市として、サハリン州との交易や友好・経済交流を積極的に進めてきた。水産物の輸出入をはじめサハリン沖大陸棚石油天然ガス開発に伴う関連事業の受注等は地域経済の活性化や地域雇用の創造に大きく繋がるものである。都市再生プロジェクトの推進やサハリンプロジェクト支援基地化など海に開かれた都市として、国際交流機能の高度化を図り、地球環境に貢献する賑わいのある国際交流都市の形成を目指している。	港湾計画の軽易な変更の要件の拡大	港湾整備においては、計画の内容によって「改訂」、「一部変更」、「軽易な変更」の手続きを要する。一部変更であっても2年以上の時間がかかっている。軽易な変更の要件を拡大することによる手続きの期間短縮が必要である。	サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業やインフラ整備等により稚内港を中継基地とした貨物の輸出入が増加する中、港湾整備による港湾機能の充実が「サハリンプロジェクト支援基地化」に大きな弾みとなるものである。当市が目指す国際交流都市の形成に資するものであり、地域経済の活性化や地域雇用の創出に繋がるものである。
北海道	稚内市	地球環境に貢献する国際交流都市の形成	当市はロシア連邦サハリン州に最も近い都市として、サハリン州との交易や友好・経済交流を積極的に進めてきた。水産物の輸出入をはじめサハリン沖大陸棚石油天然ガス開発に伴う関連事業の受注等は地域経済の活性化や地域雇用の創造に大きく繋がるものである。都市再生プロジェクトの推進やサハリンプロジェクト支援基地化など海に開かれた都市として、国際交流機能の高度化を図り、地球環境に貢献する賑わいのある国際交流都市の形成を目指している。	港内防波堤の係留許可	港湾の外郭施設である港内防波堤について、安全が確保される範囲において、一定規模の船舶の係留を許可し、港湾の有効活用を図りたい。	サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業やインフラ整備等により稚内港を中継基地とした貨物の輸出入が増加する中、稚内港における外郭施設である港内防波堤の有効利用は稚内港全体の有効活用に関わるものであり「サハリンプロジェクト支援基地化」に大きな弾みとなるものである。当市が目指す国際交流都市の形成に資するものであり、地域経済の活性化や地域雇用の創出が期待される。
北海道	稚内市	地球環境に貢献する国際交流都市の形成	当市はロシア連邦サハリン州に最も近い都市として、サハリン州との交易や友好・経済交流を積極的に進めてきた。水産物の輸出入をはじめサハリン沖大陸棚石油天然ガス開発に伴う関連事業の受注等は地域経済の活性化や地域雇用の創造に大きく繋がるものである。都市再生プロジェクトの推進やサハリンプロジェクト支援基地化など海に開かれた都市として、国際交流機能の高度化を図り、地球環境に貢献する賑わいのある国際交流都市の形成を目指している。	港湾工事における直轄工事費用の港湾管理者負担割合の軽減	港湾工事における直轄工事費用について、港湾管理者が法定の割合で負担しているが、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となり、国の利害に重大な関係を有していることに鑑み、現行の負担割合の軽減による港湾整備の推進が必要である。	サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業やインフラ整備等により稚内港を中継基地とした貨物の輸出入が増加する中、港湾整備による港湾機能の充実が「サハリンプロジェクト支援基地化」に大きな弾みとなるものである。当市が目指す国際交流都市の形成に資するものであり、地域経済の活性化や地域雇用の創出に繋がるものである。
北海道	稚内市	地球環境に貢献する国際交流都市の形成	当市はロシア連邦サハリン州に最も近い都市として、サハリン州との交易や友好・経済交流を積極的に進めてきた。水産物の輸出入をはじめサハリン沖大陸棚石油天然ガス開発に伴う関連事業の受注等は地域経済の活性化や地域雇用の創造に大きく繋がるものである。都市再生プロジェクトの推進やサハリンプロジェクト支援基地化など海に開かれた都市として、国際交流機能の高度化を図り、地球環境に貢献する賑わいのある国際交流都市の形成を目指している。	第2種空港における工事費用の事前協議	第2種空港では都道府県が工事費用の1/3を負担し、都道府県は一部を市町村に負担させることができるとしている。市町村負担分の財源確保のため、都道府県を通じた計画段階での工事費用に関する早めの事前協議が必要である。	稚内空港の空港整備による就航率改善等「国際交通網の充実」は、当市が目指す国際交流都市の形成に資するものであり、地域経済の活性化や地域雇用の創出に繋がるものである。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
北海道	稚内市	地球環境に貢献する国際交流都市の形成	当市はロシア連邦サハリン州に最も近い都市として、サハリン州との交易や友好・経済交流を積極的に進めてきた。水産物の輸出入をはじめサハリン沖大陸棚石油天然ガス開発に伴う関連事業の受注等は地域経済の活性化や地域雇用の創造に大きく繋がるものである。都市再生プロジェクトの推進やサハリンプロジェクト支援基地化など海に開かれた都市として、国際交流機能の高度化を図り、地球環境に貢献する賑わいのある国際交流都市の形成を目指している。	自治体間交流におけるロシア人のビザなし渡航	ロシア人の日本への入国に際してはビザが必要であるが、自治体間の交流に限り、ビザを免除し相互交流の一層の促進を図る。	サハリン州からの人の往来による「国際交流の促進」は、当市が目指す国際交流都市の形成に資するものであり、地域経済の活性化や地域雇用の創出に繋がるものである。
北海道	稚内市	地球環境に貢献する国際交流都市の形成	当市はロシア連邦サハリン州に最も近い都市として、サハリン州との交易や友好・経済交流を積極的に進めてきた。水産物の輸出入をはじめサハリン沖大陸棚石油天然ガス開発に伴う関連事業の受注等は地域経済の活性化や地域雇用の創造に大きく繋がるものである。都市再生プロジェクトの推進やサハリンプロジェクト支援基地化など海に開かれた都市として、国際交流機能の高度化を図り、地球環境に貢献する賑わいのある国際交流都市の形成を目指している。	医師の確保	市立稚内病院は、圏域におけるセンター病院として、充実を図ってきた。近年は、ロシア人の救急患者も増えてきており、地域医療はもとより、隣国サハリン州からの救急医療にも十分に対応するべく、特に、医師の安定的な確保を中心とした医療体制の整備・充実が必要である。	サハリン州における石油・天然ガス開発事業やインフラ整備等により稚内港を中継基地とした貨物の輸出入や人の流れの増加等相互交流が進む中、地域医療のみならず隣国サハリン州からの救急医療に対応するべく、医療体制の整備・充実、当市が目指す国際交流都市の形成に資するものであり、地域経済の活性化や地域雇用の創出に繋がるものである。
北海道	稚内市	地球環境に貢献する国際交流都市の形成	当市はロシア連邦サハリン州に最も近い都市として、サハリン州との交易や友好・経済交流を積極的に進めてきた。水産物の輸出入をはじめサハリン沖大陸棚石油天然ガス開発に伴う関連事業の受注等は地域経済の活性化や地域雇用の創造に大きく繋がるものである。都市再生プロジェクトの推進やサハリンプロジェクト支援基地化など海に開かれた都市として、国際交流機能の高度化を図り、地球環境に貢献する賑わいのある国際交流都市の形成を目指している。	医療通訳の公的制度化	市立稚内病院は、圏域におけるセンター病院として、充実を図ってきた。近年は、ロシア人の救急患者も増えてきており、地域医療はもとより、隣国サハリン州からの救急医療にも十分に対応するべく、診療・治療の通訳の体制について、安定的なシステムづくりと財政措置が必要である。	サハリン州における石油・天然ガス開発事業やインフラ整備等により稚内港を中継基地とした貨物の輸出入や人の流れの増加等相互交流が進む中、地域医療のみならず隣国サハリン州からの救急医療に対応するべく、医療体制の整備・充実、当市が目指す国際交流都市の形成に資するものであり、地域経済の活性化や地域雇用の創出に繋がるものである。
北海道	稚内市	地球環境に貢献する国際交流都市の形成	当市はロシア連邦サハリン州に最も近い都市として、サハリン州との交易や友好・経済交流を積極的に進めてきた。水産物の輸出入をはじめサハリン沖大陸棚石油天然ガス開発に伴う関連事業の受注等は地域経済の活性化や地域雇用の創造に大きく繋がるものである。都市再生プロジェクトの推進やサハリンプロジェクト支援基地化など海に開かれた都市として、国際交流機能の高度化を図り、地球環境に貢献する賑わいのある国際交流都市の形成を目指している。	自由貿易地域の指定拡大	自由貿易地域の指定により、サハリン州との貿易を促進する。	サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業やインフラ整備等により稚内港を中継基地とした貨物の輸出入が増加している。フリートレードゾーンの設定によるサハリン州と我が国との人や物の自由な往来は「サハリンプロジェクト支援基地化」に大きな弾みとなるものである。当市が目指す国際交流都市の形成に資するものであり、地域経済の活性化や地域雇用の創出に繋がるものである。
北海道	鹿追町	循環社会の形成	一般廃棄物処理施設で産業廃棄物(汚泥)と一般廃棄物(汚泥)の一元処理(コンポスト化)	廃棄物の一元処理 維持管理の一元処理		汚泥のコンポスト化による農地の再生(良質な有機質肥料で土壌の活性化) 維持管理の統一 コスト削減
北海道	ニセコ町	公共施設住民組織による運営及び財産の委譲	現在、本町内には、第3セクター等で運営、管理している施設が多数あるが、行政が関与することにより、やや弾力性に欠けた運営が行われている実態がある。そこで、それら公共施設財産を住民組織へ委譲し、住民組織の自己財産として運営を行うことにより、より柔軟かつ効率的な運営を行うことにより地域の再生を図りたい。	公共施設財産の住民組織への委譲及び運営	・公共施設財産の住民組織への財産及び管理運営権限の委譲の円滑化 ・地方公共団体事務の住民組織への事務委譲の円滑化	公共施設財産の住民組織への委譲及び運営の際の地方自治法第244条及び244条の2、補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律第22条の適用除外。 地方公共団体事務の住民組織への事務委譲 ・畜犬、野犬掃討、動物愛護事務 ・一般廃棄物の収集及び処理事務 ・道路の維持管理、除排雪に関する事務事業 ・保育所、幼稚園、学童保育に関する事務事業 ・産業政策の立案、事業実施に関する事務 ・公営住宅の管理運営に関する事務 ・上下水道の維持管理、運営に関する事務

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
北海道	平取町	サケ・クマ・フクロウと共生する河川・森林環境再生プロジェクト	平取町には国内有数の清流「沙流川」が貫流している。豊かな自然環境を有する沙流川は、昔から、鮭や鱒などが群がって遡上し、ヒグマやエゾシマフクロウを頂点とする多種多様な生態系の循環を支え、森林をはじめ豊かな自然環境を創出してきた。又、自然界と共生するアイヌの人々は古くからこの流域に集住し、特色ある独自の民族文化を育んできた。しかし、時代の流れとともに人々の暮らしも経済性、効率性を追求する社会的な変化と共に、言語を始めとするアイヌ文化は衰退傾向にある。一方、地球規模の温暖化現象が加速する中、環境問題への取り組みが検討されてきており、当町としては自然と共生するアイヌ文化の精神を基調とした地域の活性化と雇用の創出を図ろうとするものである。	北海道内水面漁業調整規則第27条の知事の許可権限の委譲	漁業法第65条第1項及び水産資源法第4条第1項の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するために制定された北海道内水面漁業調整規則第27条に規定する試験研究等の適用除外に係る知事の許可(特別採捕許可)権限について、平取町にその権限を委譲する。	沙流川水系上流部に遡上する鮭鱒を伝統漁法等により一定量採捕しアイヌ文化の保護伝承に資すると共に観光資源としても活用する。 【事業内容】 アイヌ民族の伝統的な漁法により採捕し文化を継承すると共に、採捕を公開し観光資源としても活用する。 採捕した鮭鱒は伝統料理や伝承技法により薫製したり生活民具として加工し一般客や観光客に販売する。 期間や区間を限定し、一定のルールのもとで釣り愛好家等にも採捕を許可する。 【事業効果】 アイヌ民族の伝統的漁法や伝承技法が継承されていくと共に、アイヌ文化の普及啓発につながる。薫製等加工し、観光品として販売活用することで、新たな雇用が創出される。 益金は、鮭鱒の保護培養の運営経費の一部に充当できる。 鮭鱒(海洋由来物質)の遡流により、上流域の森林やヒグマを頂点とする生態系が豊富化し、自然環境の循環を促進する。 自然との共生を再考する機会となる。
北海道	平取町	サケ・クマ・フクロウと共生する河川・森林環境再生プロジェクト	平取町には国内有数の清流「沙流川」が貫流している。豊かな自然環境を有する沙流川は、昔から、鮭や鱒などが群がって遡上し、ヒグマやエゾシマフクロウを頂点とする多種多様な生態系の循環を支え、森林をはじめ豊かな自然環境を創出してきた。又、自然界と共生するアイヌの人々は古くからこの流域に集住し、特色ある独自の民族文化を育んできた。しかし、時代の流れとともに人々の暮らしも経済性、効率性を追求する社会的な変化と共に、言語を始めとするアイヌ文化は衰退傾向にある。一方、地球規模の温暖化現象が加速する中、環境問題への取り組みが検討されてきており、当町としては自然と共生するアイヌ文化の精神を基調とした地域の活性化と雇用の創出を図ろうとするものである。	水産動物が遡上で支障となる施設への魚道設置と維持管理の委託	鮭鱒等の水産動物の遡上に支障となる施設(堰堤、頭首工、治山ダム等)には事業主体が魚道を設置し、その機能の維持管理については、民間に委託する。	魚道維持管理業務の民間委託により、きめ細やかな巡視がおこなわれ、修繕費が縮減すると共に、水産動物の保護・保全につながる。
北海道	平取町	サケ・クマ・フクロウと共生する河川・森林環境再生プロジェクト	平取町には国内有数の清流「沙流川」が貫流している。豊かな自然環境を有する沙流川は、昔から、鮭や鱒などが群がって遡上し、ヒグマやエゾシマフクロウを頂点とする多種多様な生態系の循環を支え、森林をはじめ豊かな自然環境を創出してきた。又、自然界と共生するアイヌの人々は古くからこの流域に集住し、特色ある独自の民族文化を育んできた。しかし、時代の流れとともに人々の暮らしも経済性、効率性を追求する社会的な変化と共に、言語を始めとするアイヌ文化は衰退傾向にある。一方、地球規模の温暖化現象が加速する中、環境問題への取り組みが検討されてきており、当町としては自然と共生するアイヌ文化の精神を基調とした地域の活性化と雇用の創出を図ろうとするものである。	水産動物が棲息しやすい河川環境の整備	水産動物が棲息しやすく、産卵もできる河床、河畔林、河川敷地の環境調査を地域に委ね実施し、結果に基づき再生復元する。	水産動物の棲息しやすい環境や産卵床については、そこに住んでいる人々が詳しく、できる限り地域の人々が組織する団体に調査を委託することにより、水産動物にやさしい河床、河畔林、河川敷地の再生復元が可能となる。
北海道	平取町	サケ・クマ・フクロウと共生する河川・森林環境再生プロジェクト	平取町には国内有数の清流「沙流川」が貫流している。豊かな自然環境を有する沙流川は、昔から、鮭や鱒などが群がって遡上し、ヒグマやエゾシマフクロウを頂点とする多種多様な生態系の循環を支え、森林をはじめ豊かな自然環境を創出してきた。又、自然界と共生するアイヌの人々は古くからこの流域に集住し、特色ある独自の民族文化を育んできた。しかし、時代の流れとともに人々の暮らしも経済性、効率性を追求する社会的な変化と共に、言語を始めとするアイヌ文化は衰退傾向にある。一方、地球規模の温暖化現象が加速する中、環境問題への取り組みが検討されてきており、当町としては自然と共生するアイヌ文化の精神を基調とした地域の活性化と雇用の創出を図ろうとするものである。	ヒグマやフクロウが餌を調達できる河川環境と森林環境の創出	上流域に鮭鱒等が遡上し海洋由来物質が遡流する区域については、土地所有者と協議のうえ、森林組合などの民間組織が森林管理委託を受け適切な管理を実行をする。	河川を遡上する鮭鱒等の海洋由来物質の遡流は、ヒグマや猛禽類を通じて森林に還元すると共に、自然界の食物連鎖を可能とし多様な生態系を維持することができる。(参考資料:2002年7月14日読売新聞及び民間放映の「サーモン・海と森の絆」をご覧ください。)特に、河川に近い森林の果たす役割は高いものと想定でき、この様な森林の整備には特段の配慮を要することに鑑み、学識者などと協働により、森林組合等の専門的知識を有する林業者に管理を委託するべきものとする。
北海道	平取町	サケ・クマ・フクロウと共生する河川・森林環境再生プロジェクト	平取町には国内有数の清流「沙流川」が貫流している。豊かな自然環境を有する沙流川は、昔から、鮭や鱒などが群がって遡上し、ヒグマやエゾシマフクロウを頂点とする多種多様な生態系の循環を支え、森林をはじめ豊かな自然環境を創出してきた。又、自然界と共生するアイヌの人々は古くからこの流域に集住し、特色ある独自の民族文化を育んできた。しかし、時代の流れとともに人々の暮らしも経済性、効率性を追求する社会的な変化と共に、言語を始めとするアイヌ文化は衰退傾向にある。一方、地球規模の温暖化現象が加速する中、環境問題への取り組みが検討されてきており、当町としては自然と共生するアイヌ文化の精神を基調とした地域の活性化と雇用の創出を図ろうとするものである。	流木や間伐木の木材資源を活用したバイオマスエネルギーの供給	二次林、三次林や荒廃林地は保水・治水力が低下し新たな災害を誘発する要因と考えられることから、各種施策を集中し関係機関連携のもと事業展開を図るとともに、今後も想定される流木の処理についても連携し対策を講じる。	二風谷ダムは平成15年8月の台風10号襲来時に、洪水を調節し流木を捕捉した。この時の流木の量は6万7千立方メートルと言われ、森林崩壊や埋もれ木が一気に流出したものと考えられている。しかし、これら流木の処理については、当初の想定を超える量であることから有効な対策が考案されていない。また、森林の崩壊は森林の持つ保水力を超える降水によるものであるが、今後、降雨の都度に崩壊が拡大することも想定されるもので、河川整備と連携した森林の復旧整備が求められる。 二風谷ダム等に捕捉される流木や森林整備における間伐木等の利活用に関する研究調査。 流木や森林整備における間伐木等の木材資源を活用したバイオマスエネルギーの供給。 流域を対象とする治山事業による森林整備の促進。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
北海道	滝川市	商業都市の再生	近年、国道12号B P沿いには郊外型大型店等の出店攻勢により、市内商業における大型店占有率が北海道内でも極めて高い水準になってきている。一方で商店街において中心的役割を果たしてきた2大核テナントのあいつく撤退など、中心市街地は商業力の低下とともに人口等の空洞化など大きく衰退しきている。このような中で中心市街地活性化対策について様々な施策を講じてきているがなかなか効果が出ていない状況である。そこで、本構想は、従来の視点を変え、中心市街地と郊外型地域とは同じ土俵で競争することではなく、「中心市街地は郊外型にはない、街としての多様な賑わい機能」を取り戻していくとともに、一方「郊外型地域は広範なエリアを視野に郊外型ならではの各種広域拠点機能の集積を図る」ことを目標とし、この2つのゾーンがうまく機能分担し、地域経済活性化において相乗効果が図れるような方策を講じることが「中心市街地の再生」への得策であり、それが合併による新市発展へも大きな土台になるものであるという理念のもとで展開を図ることを目的とする。	道路使用許可の円滑化、交通規制の緩和	地元商店街などが行う中心市街地活性化イベント等における現行道路占用許可や道路使用許可等の規制緩和	郊外型商業集積では提供できない独自の魅力づくりのために各種イベント等催しを中心市街地におけるメインロードで積極的にやりたい。
北海道	滝川市	商業都市の再生	近年、国道12号B P沿いには郊外型大型店等の出店攻勢により、市内商業における大型店占有率が北海道内でも極めて高い水準になってきている。一方で商店街において中心的役割を果たしてきた2大核テナントのあいつく撤退など、中心市街地は商業力の低下とともに人口等の空洞化など大きく衰退しきている。このような中で中心市街地活性化対策について様々な施策を講じてきているがなかなか効果が出ていない状況である。そこで、本構想は、従来の視点を変え、中心市街地と郊外型地域とは同じ土俵で競争することではなく、「中心市街地は郊外型にはない、街としての多様な賑わい機能」を取り戻していくとともに、一方「郊外型地域は広範なエリアを視野に郊外型ならではの各種広域拠点機能の集積を図る」ことを目標とし、この2つのゾーンがうまく機能分担し、地域経済活性化において相乗効果が図れるような方策を講じることが「中心市街地の再生」への得策であり、それが合併による新市発展へも大きな土台になるものであるという理念のもとで展開を図ることを目的とする。	駐車場等補助採択基準に係る要件緩和	中心市街地において市民利用等利便上特に必要とする各省庁の現行駐車場支援制度(駐車場等補助・地方債制度)の要件緩和	中心市街地における良好な交通アクセス等条件づくりのためにポイント的に効果的な駐車場を公共・民間の連携もとに整備を図る。
北海道	滝川市	商業都市の再生	近年、国道12号B P沿いには郊外型大型店等の出店攻勢により、市内商業における大型店占有率が北海道内でも極めて高い水準になってきている。一方で商店街において中心的役割を果たしてきた2大核テナントのあいつく撤退など、中心市街地は商業力の低下とともに人口等の空洞化など大きく衰退しきている。このような中で中心市街地活性化対策について様々な施策を講じてきているがなかなか効果が出ていない状況である。そこで、本構想は、従来の視点を変え、中心市街地と郊外型地域とは同じ土俵で競争することではなく、「中心市街地は郊外型にはない、街としての多様な賑わい機能」を取り戻していくとともに、一方「郊外型地域は広範なエリアを視野に郊外型ならではの各種広域拠点機能の集積を図る」ことを目標とし、この2つのゾーンがうまく機能分担し、地域経済活性化において相乗効果が図れるような方策を講じることが「中心市街地の再生」への得策であり、それが合併による新市発展へも大きな土台になるものであるという理念のもとで展開を図ることを目的とする。	特定優良賃貸住宅供給促進事業(含む高齢者向け優良賃貸住宅制度)入居者要件等の緩和と手続きの簡素化	中心市街地における民間による街なか居住促進のための現行特定優良賃貸住宅供給促進事業(含む高齢者向け優良賃貸住宅制度)における住宅基準・管理基準等の緩和と手続きの簡素化	中心市街地の地盤沈下の要因は商業の不振だけではなく、人口減少による生活の場としての賑わい低下も大きく影響している。中心市街地への定住人口を少しでも増やすために、広大な敷地や入居要件に制限があり建設まで長い時間のかかる公営住宅ではなく、民間住宅の建設促進を図る必要がある。
北海道	滝川市	商業都市の再生	近年、国道12号B P沿いには郊外型大型店等の出店攻勢により、市内商業における大型店占有率が北海道内でも極めて高い水準になってきている。一方で商店街において中心的役割を果たしてきた2大核テナントのあいつく撤退など、中心市街地は商業力の低下とともに人口等の空洞化など大きく衰退しきている。このような中で中心市街地活性化対策について様々な施策を講じてきているがなかなか効果が出ていない状況である。そこで、本構想は、従来の視点を変え、中心市街地と郊外型地域とは同じ土俵で競争することではなく、「中心市街地は郊外型にはない、街としての多様な賑わい機能」を取り戻していくとともに、一方「郊外型地域は広範なエリアを視野に郊外型ならではの各種広域拠点機能の集積を図る」ことを目標とし、この2つのゾーンがうまく機能分担し、地域経済活性化において相乗効果が図れるような方策を講じることが「中心市街地の再生」への得策であり、それが合併による新市発展へも大きな土台になるものであるという理念のもとで展開を図ることを目的とする。	交通バリアフリー法に基づく施策の要件緩和	「交通施設バリアフリー化設備費補助」等の交通バリアフリー法に基づく現行具体的施策における要件緩和(利用者数要件)	歩いて暮らしやすく・楽しく交通弱者にやさしいまちづくりの推進として駅周辺整備事業の一環としてJR駅舎エレベーターの設置ほかバリアフリー化を計画している。
北海道	滝川市	商業都市の再生	近年、国道12号B P沿いには郊外型大型店等の出店攻勢により、市内商業における大型店占有率が北海道内でも極めて高い水準になってきている。一方で商店街において中心的役割を果たしてきた2大核テナントのあいつく撤退など、中心市街地は商業力の低下とともに人口等の空洞化など大きく衰退しきている。このような中で中心市街地活性化対策について様々な施策を講じてきているがなかなか効果が出ていない状況である。そこで、本構想は、従来の視点を変え、中心市街地と郊外型地域とは同じ土俵で競争することではなく、「中心市街地は郊外型にはない、街としての多様な賑わい機能」を取り戻していくとともに、一方「郊外型地域は広範なエリアを視野に郊外型ならではの各種広域拠点機能の集積を図る」ことを目標とし、この2つのゾーンがうまく機能分担し、地域経済活性化において相乗効果が図れるような方策を講じることが「中心市街地の再生」への得策であり、それが合併による新市発展へも大きな土台になるものであるという理念のもとで展開を図ることを目的とする。	公立図書館のアウトソーシング	公設民営型図書館の設置	市立図書館と國學院短期大学図書館のそれぞれ目的が異なる機能を一つの施設として設置し、総合的に相互連携しながら地域住民に生涯学習の情報サービスを提供したい。
北海道	滝川市	商業都市の再生	近年、国道12号B P沿いには郊外型大型店等の出店攻勢により、市内商業における大型店占有率が北海道内でも極めて高い水準になってきている。一方で商店街において中心的役割を果たしてきた2大核テナントのあいつく撤退など、中心市街地は商業力の低下とともに人口等の空洞化など大きく衰退しきている。このような中で中心市街地活性化対策について様々な施策を講じてきているがなかなか効果が出ていない状況である。そこで、本構想は、従来の視点を変え、中心市街地と郊外型地域とは同じ土俵で競争することではなく、「中心市街地は郊外型にはない、街としての多様な賑わい機能」を取り戻していくとともに、一方「郊外型地域は広範なエリアを視野に郊外型ならではの各種広域拠点機能の集積を図る」ことを目標とし、この2つのゾーンがうまく機能分担し、地域経済活性化において相乗効果が図れるような方策を講じることが「中心市街地の再生」への得策であり、それが合併による新市発展へも大きな土台になるものであるという理念のもとで展開を図ることを目的とする。	幼保一元化の推進	幼稚園と保育所の教育・保育活動の一体的運用	地域の大学として貢献する國學院短期大学は、幼児教育学科を有することから、その専門性等のメリットを生かし行政の連携により、公設民営型(國學院短期大学に運営委託)の幼稚園・保育所が一体となった子育て施設を設置したい。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
北海道	滝川市	商業都市の再生	近年、国道12号B P沿いには郊外型大型店等の出店攻勢により、市内商業における大型店占有率が北海道内でも極めて高い水準になってきている。一方では商店街において中心的役割を果たしてきた2大核テナントのあいつく撤退など、中心市街地は商業力の低下とともに人口等の空洞化など大きく衰退している。このような中で中心市街地活性化対策について様々な施策を講じてきているがなかなか効果が出ていない状況である。そこで、本構想は、従来の視点を変え、中心市街地と郊外型地域とは同じ土俵で競争することではなく、「中心市街地は郊外型にはない、街としての多様な賑わい機能」を取り戻していくとともに、一方「郊外型地域は広範なエリアを視野に郊外型ならではの各種広域拠点機能の集積を図る」ことを目標とし、この2つのゾーンがうまく機能分担し、地域経済活性化において相乗効果が図れるような方策を講じることが「中心市街地の再生」への得策であり、それが合併による新市発展へも大きな土台になるものであるという理念のもとで展開を図ることを目的とする。	コミュニティFMの放送区域制限緩和	地域情報発信のために周辺市町等放送エリアの拡大	中空知広域市町村圏組合(5市5町)の圏域の情報発信交流機能を充実させ、地域住民サービスの向上を目指す。
北海道	滝川市	商業都市の再生	近年、国道12号B P沿いには郊外型大型店等の出店攻勢により、市内商業における大型店占有率が北海道内でも極めて高い水準になってきている。一方では商店街において中心的役割を果たしてきた2大核テナントのあいつく撤退など、中心市街地は商業力の低下とともに人口等の空洞化など大きく衰退している。このような中で中心市街地活性化対策について様々な施策を講じてきているがなかなか効果が出ていない状況である。そこで、本構想は、従来の視点を変え、中心市街地と郊外型地域とは同じ土俵で競争することではなく、「中心市街地は郊外型にはない、街としての多様な賑わい機能」を取り戻していくとともに、一方「郊外型地域は広範なエリアを視野に郊外型ならではの各種広域拠点機能の集積を図る」ことを目標とし、この2つのゾーンがうまく機能分担し、地域経済活性化において相乗効果が図れるような方策を講じることが「中心市街地の再生」への得策であり、それが合併による新市発展へも大きな土台になるものであるという理念のもとで展開を図ることを目的とする。	農振農用地区区域除外に係る手続きの迅速化及び農地転用の権限委譲	公共施設整備や店舗立地等に関して、農用地区等の活用について手続き(期間短縮ほか)の一元化等の迅速化や農地転用許可権の知事許可への委譲	郊外型地域への広域拠点機能の集積(公共施設ほか)には広い用地が必要となってくるため、都市計画地域とのバランスを考慮しながらある一定の範囲内で農振除外及び農地転用が必要である。
北海道	滝川市	商業都市の再生	近年、国道12号B P沿いには郊外型大型店等の出店攻勢により、市内商業における大型店占有率が北海道内でも極めて高い水準になってきている。一方では商店街において中心的役割を果たしてきた2大核テナントのあいつく撤退など、中心市街地は商業力の低下とともに人口等の空洞化など大きく衰退している。このような中で中心市街地活性化対策について様々な施策を講じてきているがなかなか効果が出ていない状況である。そこで、本構想は、従来の視点を変え、中心市街地と郊外型地域とは同じ土俵で競争することではなく、「中心市街地は郊外型にはない、街としての多様な賑わい機能」を取り戻していくとともに、一方「郊外型地域は広範なエリアを視野に郊外型ならではの各種広域拠点機能の集積を図る」ことを目標とし、この2つのゾーンがうまく機能分担し、地域経済活性化において相乗効果が図れるような方策を講じることが「中心市街地の再生」への得策であり、それが合併による新市発展へも大きな土台になるものであるという理念のもとで展開を図ることを目的とする。	各府省の支援策の連携・集中	まちづくり交付金 文化芸術による創造のまちづくり NPO活動等の活性化支援 生涯学習まちづくりモデル支援事業 地域イノベーション基盤施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>「中心市街地ゾーン関係」では広場や駐車場の整備 五十嵐デザインアート塾(NPO)におけるアート活動関係 駅前再開発ビル内NPO たきかわホールの活動等市民活動 「郊外型広域拠点集積ゾーン関係」では國學院短大での生涯学習事業展開関係 公設民営図書館関係</li> </ul>
北海道	滝川市	バイオマス・ランドたきかわ	<p>昨年8月に全国最大規模の広域生ごみメタン発酵施設が供用開始されたことに伴い、バイオマスの循環を中心とした「バイオマスランドたきかわ」として環境配慮型のまちづくりを目指すとともに、農業も含めたエコビジネスの形成を図っています。</p> <p>具体的な3プロジェクトの展開を優先的に進めていくために次のことを提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品品製造業等からの食品残渣や廃油に対する廃棄物処理法の規制緩和</li> <li>・BDFや発電設備の補助燃料としての軽油に対する優遇税制</li> <li>・産廃受入れにかかる補助金適正化法規制緩和</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品品製造業等からの食品残渣や廃油に対する廃棄物処理法の規制緩和</li> </ul>	リサイクルできる産業廃棄物については産廃処理業の許可がなくても市が認めた場合は処理が可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・菜種の搾油後の残渣をメタンガス発酵促進のためにバイオガス化施設で受け入れる</li> <li>・発泡スチロールなどの処理業者の誘致</li> <li>・飲食店などからの廃油をBDFの原料としての受け入れ</li> </ul>
北海道	滝川市	バイオマス・ランドたきかわ	<p>昨年8月に全国最大規模の広域生ごみメタン発酵施設が供用開始されたことに伴い、バイオマスの循環を中心とした「バイオマスランドたきかわ」として環境配慮型のまちづくりを目指すとともに、農業も含めたエコビジネスの形成を図っています。</p> <p>具体的な3プロジェクトの展開を優先的に進めていくために次のことを提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品品製造業等からの食品残渣や廃油に対する廃棄物処理法の規制緩和</li> <li>・BDFや発電設備の補助燃料としての軽油に対する優遇税制</li> <li>・産廃受入れにかかる補助金適正化法規制緩和</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BDFや発電設備の補助燃料としての軽油に対する優遇税制</li> </ul>	BDF混合燃料や発電施設に利用する軽油の引取税の除外措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BDF燃料の優位性の確保による事業化の促進</li> <li>・発電コスト、生ごみ処理コスト引き下げによる自治体負担の軽減</li> </ul>
北海道	滝川市	バイオマス・ランドたきかわ	<p>昨年8月に全国最大規模の広域生ごみメタン発酵施設が供用開始されたことに伴い、バイオマスの循環を中心とした「バイオマスランドたきかわ」として環境配慮型のまちづくりを目指すとともに、農業も含めたエコビジネスの形成を図っています。</p> <p>具体的な3プロジェクトの展開を優先的に進めていくために次のことを提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品品製造業等からの食品残渣や廃油に対する廃棄物処理法の規制緩和</li> <li>・BDFや発電設備の補助燃料としての軽油に対する優遇税制</li> <li>・産廃受入れにかかる補助金適正化法規制緩和</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産廃受入れにかかる補助金適正化法規制緩和</li> </ul>	国庫補助を一般廃棄物処理施設で受けたメタン発酵施設の産廃受入れに係る補助金返還の要件緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滝川市が加入する一部事務組合が運営している広域生ごみメタン発酵施設において、産廃として焼却または埋立されている食品残渣を受け入れたい</li> </ul>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
北海道	特定非営利活動法人 北海道ツーリズム協会	グリーンツーリズムビジネス起業支援・北海道ツーリズム大学事業	人と自然とのかかわり、生命の根源である農と食、さらに地域の歴史・文化を学びライフスタイルを見つめ直す北海道ツーリズム大学を実施する。グリーンツーリズムビジネス起業家、地域コーディネーターの育成及びネットワークの推進を図り、地域間の連携により北海道におけるグリーンツーリズムの発展に寄与する。これまで多くの方は会社や制度に頼ってきた。しかし勇気と知恵さえあれば生きがいのある「田園ライフ」が実現できる。その知恵を実践的に学び、勇気を応援するのが「北海道ツーリズム大学」である。どんな地域にも素晴らしい資源があり、文化・歴史がある。そこから深く学び、何が大切か、それを生かす確かな知恵と人のネットワークを作り北海道のグリーンツーリズムの発展により地域の活性化を図る。	グリーンツーリズムビジネス育成事業にNPOを事業主体に加える	農水省農村振興局の「グリーンツーリズムビジネス育成事業」は全国事業に限られ且つ、地域で実際に活動しているNPOが参加できない制度になっている。これを都道府県事業として実施可能にし、全道的レベルで活動している実績のあるNPOにも門戸を開くよう改善してほしい。	【グリーンツーリズム起業化支援・北海道ツーリズム大学事業】により地域づくり・ツーリズム学科、アグリビジネス学科、農と食学科の3つの学科でツーリズム大学を実施(年6回の講座を実施予定)。北海道ツーリズム大学は都市住民と提供する側である農家等と一緒に受講することにより、お互いの理解を深め確実にニーズを把握できるだけでなく、人的ネットワークができることにより起業の大きなきっかけ作りとなっている。また、北海道を3つのブロックに分け、地域の課題ごとに専門講座を実施し、起業化支援を行うとともに交流と集客のネットワーク化を図る。
北海道	株式会社イメーンズ開発研究所 江別市元野幌西地区開発特別委員会	がんばろう!北の地域再生 複合型商業施設によるスピード雇用創出	地方中核都市の地域再生のため、複合型商業施設実現に向けて、企業誘致・企画を「民」で調整し、また該当地の地主合意も取り付けた。その上で、支援措置を望むことは、事業施設区域の「農地転用並びに農振農用地の指定解除」、「都市計画の変更」を担当大臣の指導により江別市に対して江別市都市計画の早急な変更申請を指導していただいた上で、担当大臣の許認可を付与していただきたい。緊急性(スピード)をもって、「民」の自助と自立の精神により、複合型商業施設を核とした雇用創出と地方中核都市再生プロジェクトの成功見本を、ここ北海道から発信したい。	農地転用に対する知事・農林水産大臣の迅速な指導・許可(または例外規定適用による許可・届出の不要化)	本プロジェクトの商業施設区域が、市街化調整区域内の一種農地(農振農用地)であるため、農地転用(商業地または準工業地帯へ転用)に対して知事・農林水産大臣の指導・許可を積極的且つ迅速にいただきたい。手順は、農林水産大臣の指導により江別市に対して江別市都市計画の早急な変更申請を指導していただいた上で、農林水産大臣の許認可を付与していただきたい。または、例外規定適用をするなどして、許可・届出の不要化を図るなどの措置をお願いしたい。	<商業施設構想概要> 予定される商圏の範囲 車で30分圏 商圏内人口 約20万世帯(50~70万人) 売上予測 250億円(年度) 予定される施設面積200,000~250,000㎡ 開発スケジュール 敷地決定後概ね2年以内 工事期間 約10ヶ月 地元との関係 出店テナント(100店舗以上を想定)のうち、概ね1/3は地元出店を期待 雇用環境として全従業員数 1,500~2,000名を予定 内80~90%は地元から採用 行政への期待 都市計画における位置付け・許認可手続きにおける支援・道路を中心とする基盤施設の整備
北海道	株式会社イメーンズ開発研究所 江別市元野幌西地区開発特別委員会	がんばろう!北の地域再生 複合型商業施設によるスピード雇用創出	地方中核都市の地域再生のため、複合型商業施設実現に向けて、企業誘致・企画を「民」で調整し、また該当地の地主合意も取り付けた。その上で、支援措置を望むことは、事業施設区域の「農地転用並びに農振農用地の指定解除」、「都市計画の変更」を担当大臣の指導により江別市に対して江別市都市計画の早急な変更申請を指導していただいた上で、担当大臣の許認可を付与していただきたい。緊急性(スピード)をもって、「民」の自助と自立の精神により、複合型商業施設を核とした雇用創出と地方中核都市再生プロジェクトの成功見本を、ここ北海道から発信したい。	江別市都市計画の変更に対する、国土交通大臣の迅速な指導・許可	本プロジェクトの商業施設区域が、市街化調整区域内の一種農地(農振農用地)であるため、農地転用(商業地または準工業地帯へ転用)に対して知事・国土交通大臣の指導・許可を積極的且つ迅速にいただきたい。手順は、国土交通大臣の指導により江別市に対して江別市都市計画の早急な変更申請を指導していただいた上で、国土交通大臣の許認可を付与していただきたい。	<商業施設構想概要> 予定される商圏の範囲 車で30分圏 商圏内人口 約20万世帯(50~70万人) 売上予測 250億円(年度) 予定される施設面積200,000~250,000㎡ 開発スケジュール 敷地決定後概ね2年以内 工事期間 約10ヶ月 地元との関係 出店テナント(100店舗以上を想定)のうち、概ね1/3は地元出店を期待 雇用環境として全従業員数 1,500~2,000名を予定 内80~90%は地元から採用 行政への期待 都市計画における位置付け・許認可手続きにおける支援・道路を中心とする基盤施設の整備
北海道	㈱北海道二十一世紀総合研究所	地方分権・民間主体型統計分析の実施	地域企業、地域住民を対象にした各種統計、世論調査の地域(都道府県または市町村)での統合的な実施と民間主体で事業運営を行い、全国的な動向把握についてのみ、国が分析・管理運営を行う。	地域経済動向に関する統計の一元化と地方主体の実態把握	1. 国で実施されている統計業務の都道府県(市町村)への移管 2. 公的主体で管理・実施している統計作業、集計作業の民間へのアウトソーシングの推進	1. 地域の各種統計(人口、商業、工業、雇用動向、景気動向、企業データベース等)で国で実施されているもの(都道府県(市町村)移管) 2. 地域企業による統計の一元管理と実施(地域での臨時雇用者を中心とした雇用管理を含む) 3. 地域企業による、地元企業や住民が利用しやすい(利用促進につながる)形式へのデータの加工、公表手法、デザインの検討 4. 上記は、北海道での「道州制特区」の枠組みで、試行することも考えられる。
北海道	㈱北海道二十一世紀総合研究所	行政サービスの民間委託推進に向けた地域データベース構築	行政保有財産、行政保有データの民間への開放と台帳記入等でマニュアル処理されているデータの電子化、これら業務の民間への一括委託	行政保有資産(台帳等)の公表と電子化によるメンテナンス計画の策定	1. データベース構築のための行政保有データの民間への開放推進 2. 民間化に向けたデータベース構築のための資金助成措置の拡充(従来のPFI事業計画策定補助の内容の拡大 PFI指針策定や計画策定のみでなく、PPP推進に向けたデータ整備も対象とする)	1. 台帳ベースで記録されている行政データ(特に財産データ)の電子化の推進 2. 電子化による行政財産の長期メンテナンス計画の策定(民間委託のための基盤づくり) 3. 上記事業を民間主体で実施
北海道	㈱北海道二十一世紀総合研究所	河川環境管理の包括的民間委託	河川における環境管理のための環境脆弱性指標地図の作成と地域河川環境の保全(特にリスク管理・対応)に関する業務の民間での包括的な対応	河川環境管理の民間による統括的な業務推進に向けたデータベース作成や危機管理マップ等の作成	1. 国、都道府県、市町村、(民間)が管理しているすべての河川の管理に必要とされる水質測定、危機管理データの作成等の包括的な民間委託 2. 上記データ作成に関する予算措置(新設でなく既存の河川関連または環境保全関連の予算枠の活用)	1. 河川の各管理主体が保有するデータの開放 2. 1によるデータの活用や新規の環境測定データの作成による河川E S Iマップの作成に対する支援措置 3. E S Iマップをベースに、河川流域自治体が共通して活用できる危機管理システムの構築や日常の環境管理主体(住民やNPOを含む)の在り方を河川流域全体で検討するための仕組みづくり

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
北海道	W・PACプロジェクト代表 宮北健一郎	PA民活プロジェクト	<p>&lt;対象地区&gt;北広島市輪厚地区、パーキングエリアを含む &lt;立地条件&gt;札幌千歳間のほぼ中間、石狩新港・苫小牧港ともに30km圏 &lt;コンセプト&gt;新機軸 (APM)事業を中心とした複合集客拠点による地域の活性化 &lt;施設構成&gt;オートパワーモール (APM)、広域ショッピングセンター (SRSC)、都市近郊型新農業モデルファーム (MF) &lt;広域商圏&gt;札幌広域圏人口250万人以上 &lt;幹線道路&gt;国道36号線、高速道央道、(羊が丘通り延長) &lt;土地利用&gt;市街化区域隣接の調整区域 (非住宅期待地域) &lt;施設面積&gt;10万㎡以上 &lt;駐車場規模&gt;5,000~10,000台 &lt;土地&gt;借地権を前提 &lt;施設所有&gt;プロジェクト会社</p>	高速道路PAの民活を円滑に実現する仕組みについての工夫	利用者にとってのパーキングエリアの機能を大幅に改善できるように道路公団から新経営体へ収益性が確保されるよう権限委譲と利便性を期待する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パーキングエリアの機能の拡大</li> <li>・インターチェンジ機能の付加</li> <li>・サービス機能の拡大充実</li> <li>・駐車機能の拡大 (効果)関連するプロジェクトを含め、交通アクセスに関する利便性と快適性の向上。</li> </ul>
北海道	W・PACプロジェクト代表 宮北健一郎	APM&SRSCプロジェクト	<p>&lt;対象地区&gt;北広島市輪厚地区、パーキングエリアを含む &lt;立地条件&gt;札幌千歳間のほぼ中間、石狩新港・苫小牧港ともに30km圏 &lt;コンセプト&gt;新機軸 (APM)事業を中心とした複合集客拠点による地域の活性化 &lt;施設構成&gt;オートパワーモール (APM)、広域ショッピングセンター (SRSC)、都市近郊型新農業モデルファーム (MF) &lt;広域商圏&gt;札幌広域圏人口250万人以上 &lt;幹線道路&gt;国道36号線、高速道央道、(羊が丘通り延長) &lt;土地利用&gt;市街化区域隣接の調整区域 (非住宅期待地域) &lt;施設面積&gt;10万㎡以上 &lt;駐車場規模&gt;5,000~10,000台 &lt;土地&gt;借地権を前提 &lt;施設所有&gt;プロジェクト会社</p>	市街化調整区域における大規模開発許認可業務の簡素化と円滑化についての工夫	3つのプロジェクト許認可業務全体について施設の利便性を向上させる指導への期待	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路PAの民活</li> <li>・オートパワーモール、スーパーリージョナルSC</li> <li>・新経営体による農業モデルファーム (効果)3つのプロジェクトの相乗効果を具体化する。</li> </ul>
北海道	W・PACプロジェクト代表 宮北健一郎	モデルファームプロジェクト	<p>&lt;対象地区&gt;北広島市輪厚地区、パーキングエリアを含む &lt;立地条件&gt;札幌千歳間のほぼ中間、石狩新港・苫小牧港ともに30km圏 &lt;コンセプト&gt;新機軸 (APM)事業を中心とした複合集客拠点による地域の活性化 &lt;施設構成&gt;オートパワーモール (APM)、広域ショッピングセンター (SRSC)、都市近郊型新農業モデルファーム (MF) &lt;広域商圏&gt;札幌広域圏人口250万人以上 &lt;幹線道路&gt;国道36号線、高速道央道、(羊が丘通り延長) &lt;土地利用&gt;市街化区域隣接の調整区域 (非住宅期待地域) &lt;施設面積&gt;10万㎡以上 &lt;駐車場規模&gt;5,000~10,000台 &lt;土地&gt;借地権を前提 &lt;施設所有&gt;プロジェクト会社</p>	既存農業者が新経営体に参加する場合の適切な支援策	既存農業者の問題解決と新経営体の経営の自立継続に向けた適切な支援策を集中的に実行する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存農業者の経営再編</li> <li>・既存債務等の処理</li> <li>・新しい経営モデルの収支確立 (効果)民間単独ではできない既存農業の阻害原因の除去と新経営体への支援による自立と継続が可能になる。</li> </ul>
北海道	AMO研究会代表 工藤清隆	200ha標準モデルによる当別21プラン	<p>&lt;対象地区&gt;石狩郡当別町太美地区を中心にその他周辺 &lt;立地条件&gt;札幌から北東方向に30km&lt;コンセプト&gt;異業種との共同組織による新たな農業経営によって、地域の基幹産業の振興をすすめる。その結果、全町的な広がりから「美しいまち当別町」を目指す。&lt;施設構成&gt;生産、農場200ha規模(全天候型ビニールハウス、その他)、体験農場4ha規模、堆肥センター、バイオ発電システム&lt;広域商圏&gt;札幌広域圏人口250万人以上&lt;幹線道路&gt;国道337号線、275号線&lt;土地利用&gt;農地&lt;施設面積&gt;200ha以上&lt;施設所有&gt;</p>	既存農業者と異業種である建設業者とで共同経営をすすめる場合の適切な支援策	既存農業者の問題解決と新経営体の経営の自立継続に向けた適切な支援策を集中的に実行する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存農業者の経営再編・既存債務等の処理・新しい経営モデルの収支確立 (効果)民間単独ではできない既存農業の阻害原因の除去と新経営体への支援による自立と継続が可能になる。</li> </ul>
北海道	㈱セコリゾート観光協会	観光地における利便性向上プロジェクト	<p>当地のような観光を主体に置くりゾート地では、観光案内所を訪れる観光客は、宿泊や体験、交通機関の案内だけでなく、それらの予約・決裁(クーポン化等)をその場で望んでいる。そういった事が可能な観光案内所等を多く設けることで、来訪者に対しスピーディーな対応が可能となり、来訪者満足度の向上及び地域経済の活性化と新規雇用の促進を図りたい。</p>	旅行業務取扱主任者の条件付き複数営業所兼務可能措置	旅行業法(国土交通省)における旅行業務取扱主任者の選任(1営業所に1名以上)を、同じエリア内の送客業務に限って営業所の複数兼務(選任)を可能とする。	<p>今ある観光案内所及び今後さらに新規開設する窓口で、来訪者に対して観光案内だけでなくその場でさまざまなエリア内の事業者への予約及び決裁(クーポン化等)を行い、1カ所で情報提供と決裁を完了する。これにより来訪者の利便性が飛躍的に伸びると共に、観光事業者にとっても確実な送客と収入を得ることが可能となり、さらに新規窓口の開設に伴う雇用を創出する。</p>
北海道	㈱セコリゾート観光協会	商店街観光資源化プロジェクト	<p>当地は豪雪地帯であり、冬期商店街を除雪する際に歩道の一部に雪を堆積させるため、片側で幅6メートル(内、堆積スペース2メートル)もの歩道を設けている。この冬期間しか使用しない堆積スペースを含め、片側で6メートルもある歩道を冬期以外に積極的に利用することで、多くの観光客を呼び込む観光資源にまで成長させ、商店街の活性化を図りたい。</p>	歩道利用に関する条件付き占用緩和措置	道路法(国土交通省)における道路占用の許可を、十分に幅のある歩道に限って、その使用に関して市町村に届けるだけの緩和措置を行う。	<p>冬期間以外使用しない雪の堆積スペースを含め、6メートルもある非常に幅の広い歩道を利用してお土産の販売やオープンカフェ、ガーデニング等、商店が容易に観光客向けの事業展開をする事で、その地域の新たな観光資源として確立させ、多くの来訪者を呼び込み、活力ある地域の創出とそこから生まれる雇用を促す。</p>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
北海道	産業クラスター研究会オホーツク・麻プロジェクト	北見ヘンプ(大麻)地域再生プロジェクト	ヘンプ(大麻)は、持続可能な社会構築に向け、国内外で環境に優しいバイオマス資源としての価値が徐々に認識され、多様な分野において製品開発が進み、急速に需要が増大しているものの、原材料は輸入に頼る状況にある。北見ヘンプ(大麻)地域再生プロジェクトは、ヘンプ(大麻)栽培の規制緩和により、遊休農地の活用や輪作作物として栽培を増やし、さらには原材料に1次加工するなど、産業大麻の原材料の供給基地を目指す。北見市内における食品加工、建築材料加工、各種クラフト・料理店などの新ビジネスおこしに寄与し、地域経済の活性化、地域雇用の創造を目指すものである。	大麻取締法における知事の大麻栽培免許の規制・手続緩和	都道府県知事の大麻栽培免許については、北見市の産業用大麻栽培の目的に照らして、免許発行基準を明らかにするとともに、市長への許可権限移譲が必要と考える。	農家は、原材料1次加工会社との委託契約で、産業用大麻を栽培する場合、遊休農地の活用や輪作等により年度毎に栽培面積が変動しても、栽培品種等の条件が異なっていなければ、弾力的に市長判断で栽培免許が継続されるようにする。
青森県	青森県	国際線を核とした地域の活性化	本県においては、青森・ソウル線の活性化のための戦略プロジェクトチームを設置し、現在の週3便体制を週5便に増便することを目標として、利用促進策の実施に努めている。増便が実現すれば、これに伴う外国人観光客の増加、利用者の利便性向上などにより、年間3億円以上の経済波及効果や300人の雇用創出効果など、地域再生に資する大きな効果が期待される。	C I Q関係機関の連携と体制強化(県職員による応援も含む)	・地域の活性化、ビジット・ジャパン・キャンペーン推進のため、地方空港におけるC I Q関係要員の充実及び弾力的な相互応援など、関係省庁の連携と柔軟な体制の確保による地方空港の国際化促進に向けた支援 ・国際線運航時におけるC I Q関連業務について、県職員の応援が可能となるような制度の導入	青森・ソウル線の増便をはじめとする青森空港の国際化促進
青森県	青森県	国際線を核とした地域の活性化	本県においては、青森・ソウル線の活性化のための戦略プロジェクトチームを設置し、現在の週3便体制を週5便に増便することを目標として、利用促進策の実施に努めている。増便が実現すれば、これに伴う外国人観光客の増加、利用者の利便性向上などにより、年間3億円以上の経済波及効果や300人の雇用創出効果など、地域再生に資する大きな効果が期待される。	韓国人観光客のビザの免除	韓国人観光客が日本に入国する場合におけるビザの免除	韓国人観光客の誘客促進
青森県	青森県	国際線を核とした地域の活性化	本県においては、青森・ソウル線の活性化のための戦略プロジェクトチームを設置し、現在の週3便体制を週5便に増便することを目標として、利用促進策の実施に努めている。増便が実現すれば、これに伴う外国人観光客の増加、利用者の利便性向上などにより、年間3億円以上の経済波及効果や300人の雇用創出効果など、地域再生に資する大きな効果が期待される。	ビジット・ジャパン・キャンペーンの地方空港への積極的な展開	ビジット・ジャパン・キャンペーンのより一層の地方空港への積極的な展開	韓国国内における観光PRや、韓国の旅行業者に対する地方への旅行商品開発のための情報提供など
青森県	青森県	環境・エネルギー産業フロンティア構想	国際的なエネルギー開発・供給拠点が形成されつつあり、あおりエコタウンプランによるゼロエミッション技術の確立を目指す先進的な取り組みを展開している本地域のポテンシャルを最大限に活かし、環境・エネルギー分野における幅広い実証やノウハウの蓄積を図り、新たなビジネスや新産業の創出を促進することにより、地域の経済活性化や雇用の創出を図るとともに、エネルギー最適利用モデルや温室効果ガス排出削減モデルの先進地域として、世界に貢献する「環境・エネルギー産業フロンティアの形成」を実現する。	補助を受けた下水道施設の目的外使用の制限緩和	国土交通省が交付した補助金について、循環型社会形成や新エネルギー導入促進に資するなど高い社会ニーズを伴う事業の実施にあたっては、補助を受けて整備した施設の目的外使用を弾力的に運用すること。	八戸市新エネルギー等地域集中実証研究 八戸市では、同市東部終末処理場で発生する下水汚泥をメタン発酵させ、発生するメタンガスを活用してガスエンジンにより一定品質の電気・熱を作り出し、発電した電気を近隣の小中学校や市庁舎及び上水施設に供給し、熱は下水汚泥の発酵促進に利用することで、自然エネルギーを利用した電力と熱の供給を行う実証研究を行うこととしており、N E D O(新エネルギー・産業技術総合開発機構)の事業採択を受けている。(研究主体:青森県、八戸市及び民間企業2社、研究期間:平成15年度~19年度) 本実証研究は、実際の需要では世界初といわれる「マイクログリッド」と呼ばれる電力供給を実証するものであり、将来新エネルギーなど分散型電源の普及や新エネルギーを活用した循環型社会の形成を実現する上で、欠くことのできない成果が期待されている。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
青森県	青森県	環境・エネルギー産業フロンティア構想	国際的なエネルギー開発・供給拠点が形成されつつあり、あおりエコタウンプランによるゼロエミッション技術の確立を目指す先進的な取り組みを展開している本地域のポテンシャルを最大限に活かし、環境・エネルギー分野における幅広い実証やノウハウの蓄積を図り、新たなビジネスや新産業の創出を促進することにより、地域の経済活性化や雇用の創出を図るとともに、エネルギー最適利用モデルや温室効果ガス排出削減モデルの先進地域として、世界に貢献する「環境・エネルギー産業フロンティアの形成」を実現する。	バイオマス利活用フロンティア整備事業補助対象実施主体の拡大	農林水産省が所管する「バイオマス利活用フロンティア整備事業」の補助対象実施主体は、現在、バイオマス生活創造構想事業(バイオマスプラスチック技術実証施設整備)を除き、民間企業が除外されているが、これを地方自治体の策定した計画に沿った事業を行う民間企業に拡大すること。	六ヶ所地域バイオマス発電設備施設活用電力特定供給事業 六ヶ所村の堆肥製造関連企業では、周辺の製材所等から発生するパーク、樹皮木くず、間伐材及び周辺で発生する剪定廃材や稲わらなどを収集し、バイオマス発電を行う事業を検討している。 本事業の具体化により、バイオマス資源から得られる電力は、環境・エネルギー産業創造特区で認められた規制の特例を活用し、自営線により周辺事業所に供給する。また、投入資源は純粋に有機性廃棄物であるため、燃焼後に残留する焼却灰は、堆肥化することが可能であり、こうした堆肥を活用しつつ、高齢者雇用を通じて有機野菜等をハウス栽培し、地元スーパー等で販売することにより、地産地消を実現し、地域経済の活性化、雇用の確保を実現するものである。 横浜地域バイオマス発電設備施設活用電力特定供給事業 横浜町では、町内で発生する家畜ふん尿と菜種絞り滓等を活用し、バイオマス発電を行う事業を検討している。 本事業の具体化により、バイオマス資源から得られる電力は、環境・エネルギー産業創造特区で認められた規制の特例を活用し、自営線により、周辺事業所に供給する。また、当該周辺農業用ハウスなどに熱供給することにより、青森県が推進する「冬の農業」を実践する。さらに、食の安全・安心への取り組みが注目される中で、堆肥等をハウスや農地に還元することで、有機野菜等を栽培し、この野菜を地元スーパー等で販売することにより地産地消を実現し、地域経済の活性化、雇用の確保を実現するものである。
青森県	青森県	環境・エネルギー産業フロンティア構想	国際的なエネルギー開発・供給拠点が形成されつつあり、あおりエコタウンプランによるゼロエミッション技術の確立を目指す先進的な取り組みを展開している本地域のポテンシャルを最大限に活かし、環境・エネルギー分野における幅広い実証やノウハウの蓄積を図り、新たなビジネスや新産業の創出を促進することにより、地域の経済活性化や雇用の創出を図るとともに、エネルギー最適利用モデルや温室効果ガス排出削減モデルの先進地域として、世界に貢献する「環境・エネルギー産業フロンティアの形成」を実現する。	電力の特定供給に係る許可権限の都道府県への移譲	構造改革特区で認められた「資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給」に係る経済産業省が行っている電力の特定供給許可の権限を都道府県知事へ移譲すること。	八戸市新エネルギー等地域集中実証研究 八戸市では、同市東部終末処理場で発生する下水汚泥をメタン発酵させ、発生するメタンガスを活用してガスエンジンにより一定品質の電気・熱を作り出し、発電した電気を近隣の小中学校や市庁舎及び上水施設に供給し、熱は下水汚泥の発酵促進に利用することで、自然エネルギーを利用した電力と熱の供給を行う実証研究を行うこととしており、NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)の事業採択を受けている。(研究主体:青森県、八戸市及び民間企業2社、研究期間:平成15年度~19年度) 本実証研究は、実際の需要では世界初といわれる「マイクログリッド」と呼ばれる電力供給を実証するものであり、将来新エネルギーなど分散型電源の普及や新エネルギーを活用した循環型社会の形成を実現する上で、欠くことのできない成果が期待されている。
青森県	青森県	オープンソースを活用した地域産業の振興	区域の民間事業者が行うオープンソースへの取組が円滑に推進できる環境作りを行うこととし、次の3つの柱で地域再生を進めるものである。 人材育成の推進 優秀な人材の育成・確保を進めることができる体制づくりを行う 新規事業創出の推進 オープンソースを活用した新産業・新規事業の創出を推進する 研究開発の推進 大学等と企業が連携して研究開発を進めることができる体制づくりを行う	企業の技術信頼度を認定する制度の創出	企業及び官公庁のオープンソース導入を円滑にし、オープンソースの普及を推進するために、オープンソースに係る企業の技術信頼度を認定する制度を創出する。	オープンソースに係る企業技術認定制度を創出することにより、企業及び官公庁のオープンソース導入を円滑にするとともに、関係企業の信用力向上を図り、地域IT企業の振興を図る。
青森県	八戸市	ゼロエミッションとマイクログリッドによる八戸地域再生構想	八戸地域では、世界に開かれた港湾都市として、国内に様々な物流網を持つ物流都市として、北東北最大の工業都市として、常に産業振興と緑豊かな自然環境を共存させ、両立するための取組みを続けてきた。産業振興による雇用創出、自然環境保全と快適な市民生活の両立は、今後も当該地域の重要な課題の一つである。当地域は、近年、21世紀型の資源循環型社会・再生可能エネルギー実用社会の構築などに関する特区や、様々な計画・構想の中で、中心的な役割を担うべき地域として、位置付けられている。本構想は、これらを有機的に結び合わせ、既に、幾つかの分野において、国内のトップランナーとなりうる各種の取組みにあわせ、先進的なモデル都市として、着実に歩を進めるための施策を、打ち出していく為のものである。	グリーン購入法の調達品目への追加および特別枠の設定	公共事業等において、グリーン購入法の調達品目に、溶融スラグのうち、リサイクル率が非常に高いものについては、ゼロエミッション処理による溶融スラグとして、現在の特定調達品目に対し、上位の位置付けを設け、品目に追加する。併せて、JIS規格への追加と、グリーン調達率の目標の設定、実績値の公表、工事の仕様書への使用の明記し、一般の調達品目に対し、高い割合の調達率を設定する。	ゼロエミッション処理によって生産される溶融スラグの安定的な需要を確保し、もってゼロエミッション処理価額の低廉化を図り、市場に対する対抗力を保持させる。ゼロエミッション処理による最終処分場を必要としない、次世代リサイクル技術を普及・振興を図り、もって雇用の確保とリサイクル産業の振興を図る。
青森県	八戸市	ゼロエミッションとマイクログリッドによる八戸地域再生構想	八戸地域では、世界に開かれた港湾都市として、国内に様々な物流網を持つ物流都市として、北東北最大の工業都市として、常に産業振興と緑豊かな自然環境を共存させ、両立するための取組みを続けてきた。産業振興による雇用創出、自然環境保全と快適な市民生活の両立は、今後も当該地域の重要な課題の一つである。当地域は、近年、21世紀型の資源循環型社会・再生可能エネルギー実用社会の構築などに関する特区や、様々な計画・構想の中で、中心的な役割を担うべき地域として、位置付けられている。本構想は、これらを有機的に結び合わせ、既に、幾つかの分野において、国内のトップランナーとなりうる各種の取組みにあわせ、先進的なモデル都市として、着実に歩を進めるための施策を、打ち出していく為のものである。	補助事業の取得用地に対する、処分制限を適用しない特例条項の設定	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第22条ただし書きに規定する政令で定める場合に、地方自治体による新エネルギー発電機器設置等、本来の補助事業を害しない範囲で導入され、かつ社会的・地域的に価値のあるものについて規定する。	地方公共団体が、補助事業等により取得した下水道処理場の用地等を、本来の目的を阻害しない範囲で、下水道処理から発生するバイオマスエネルギーである、メタンガスなどを有効に活用するために、同用地内に発電機器・熱供給機器・近隣地域への配電設備などを設置する際に、従来の法規制を緩和し、財産の処分の制限を適用しないものとし、もって、市街地における新エネルギー等の導入を促進する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
青森県	キャプテンあおもり(株)、(株)アイシーコンピュータシステム、マルチマンコンピュータサービス(株)、(株)サンコンピュータ、吉田システム(株)、(株)アイディーエス、青森県情報サービス協同組合	電子自治体共同アウトソーシング・地域IDCを核とした総合的IT産業拠点の創出	<p>地域IDC システム技術者の育成と雇用を拡大する為、地域IDCを構築する。IDCの当初の需要を満たす為電子自治体の共同アウトソーシングを受託する。</p> <p>オープンシステム開発・サポート拠点 IDCを運用するSE人材を育成・確保・従事させる為の経済活動として、地域IDCを中核にオープンシステム系のソフトウェア研究・開発及びサポート事業の産業振興を行い、東日本の拠点化を目指す。</p> <p>自治体ERPの開発とサポート 自治体ERPでは予算の立案から議会承認執行管理まで、予算を根幹にERPを設計する。個別業務についてもカスタマイズや広域合併に伴うメンテナンスが頻繁に想定される。開発完了後もメンテナンスという雇用維持の業務が可能と考える。</p> <p>CGコンテンツ生産拠点 開発・サポート拠点のSE人材を中心に、青森市にあるAIR(Artist in Residence)など芸術活動の拠点機能からデザインワーク人材を加えて、CG(コンピュータグラフィックス)のコンテンツ生産拠点を形成する。ブロードバンド時代を迎えてコンテンツ供給量の不足を補い、日本の国際競争力を強化する。</p>	電子自治体共同アウトソーシングの推進	電子自治体業務システムの基盤となる自治体ERPシステムの開発	<p>自治体ERPの開発とサポート 本来生産管理をベースとして形成されてきた製造販売業ERPは作業人員の稼働集計が根幹を成している。自治体ERPでは予算の立案から議会承認執行管理まで、予算を中心に動いている行政事務の中で、予算を根幹にERPを設計する。個別業務についてもカスタマイズや広域合併に伴うメンテナンスが頻繁に想定される。開発完了後もメンテナンスという雇用維持の業務が可能と考える。</p> <p>自治体ERPは機種依存がなく全国の自治体に容易に適用できるようオープンシステムとして開発を行う。電子自治体基本システムはERPとして開発し全国の共同アウトソーシングに供給する。この場合のメンテナンスは各地域のIDCと連携してサポートを実施する。</p> <p>各メーカーには開発場所として青森県を選定していただき、青森県のオープンシステム開発拠点の実現にご協力いただく。</p>
青森県	キャプテンあおもり(株)、(株)アイシーコンピュータサービス(株)、(株)サンコンピュータ、吉田システム(株)、(株)アイディーエス、青森県情報サービス協同組合	遠隔医療支援事業による産業創出	<p>遠隔医療・遠隔診断の実現に必要な遠隔医療サポート中核センターとして、CT・MRI画像読影センターを構築します。</p> <p>これにより遠隔医療を取り入れた高度医療を無医村などにも適用できるようになります。</p>	遠隔医療規制の緩和		遠隔診療・遠隔診断を可能としていただければ、無医村や辺地医療に効果的である。寝たきり老人などの通院困難な患者への在宅医療も実現でき、医療費抑制にもなる。
岩手県	住田町	「森林・林業日本一の町づくり」プロジェクト	<p>住田町が進める地域林業システムが日本のモデルとなるよう構築し、その基本となる森林への投資と整備が進むよう、森林認証の普及を促進し、循環、持続可能な森林経営と地域材、国産材の差別化を図っていく必要がある。そのためには、森林所有者、特に森林認証林の所有者に対して補助・交付金制度が手厚くなるよう、現行の補助制度、交付金制度の見直しについて提案いたします。次に、森林認証材を利用する加工、建築、消費する側に対しての支援として、公共事業への木材利用拡大と森林認証材利用について義務付けを実施し、民間企業、個人消費者に対して啓蒙普及を促進する支援について提案いたします。最後に木質バイオマスエネルギー利用促進として、木質燃料燃焼装置の普及拡大について支援するよう提案いたします。</p>	森林認証材生産森林所有者への直接支払制度整備	環境に配慮した持続可能な森林経営を行う森林認証材から生産された木材に対して、その材積に応じて、森林所有者に対して、交付金を交付する交付金制度の整備を提案します。	<p>荒廃の途をたどっている森林を持続可能な健全な森林に再生するためには、森林に投資がなされなければならない。そのためには、現在の森林施策に対する補助制度を見直し、森林認証を取得し環境に配慮した持続可能な森林経営を目指す森林所有者の生産活動に対してその実績に応じた交付金の交付を実施する。</p>
岩手県	住田町	「森林・林業日本一の町づくり」プロジェクト	<p>住田町が進める地域林業システムが日本のモデルとなるよう構築し、その基本となる森林への投資と整備が進むよう、森林認証の普及を促進し、循環、持続可能な森林経営と地域材、国産材の差別化を図っていく必要がある。そのためには、森林所有者、特に森林認証林の所有者に対して補助・交付金制度が手厚くなるよう、現行の補助制度、交付金制度の見直しについて提案いたします。次に、森林認証材を利用する加工、建築、消費する側に対しての支援として、公共事業への木材利用拡大と森林認証材利用について義務付けを実施し、民間企業、個人消費者に対して啓蒙普及を促進する支援について提案いたします。最後に木質バイオマスエネルギー利用促進として、木質燃料燃焼装置の普及拡大について支援するよう提案いたします。</p>	森林認証普及促進	第一に全国の国有林、公有林への森林認証取得拡大を進めていただき、全国的な大きな動きを起こしていただきたい。第二に森林認証材の利用促進を図るために、公共事業での優先的な利用と、民間企業や住宅販売業者に対しての普及促進策を講じていただき木材利用促進の支援策についての検討を提案いたします。	森林認証取得の実例の紹介とその活用状況や森林の再生状況を紹介し、国内の森林の全国的な森林認証取得に向けた動きを促す。そして森林認証材の公共事業での利用の義務化と民間企業、住宅販売業者での認証材利用について一定の割合の利用を義務化する。
岩手県	住田町	「森林・林業日本一の町づくり」プロジェクト	<p>住田町が進める地域林業システムが日本のモデルとなるよう構築し、その基本となる森林への投資と整備が進むよう、森林認証の普及を促進し、循環、持続可能な森林経営と地域材、国産材の差別化を図っていく必要がある。そのためには、森林所有者、特に森林認証林の所有者に対して補助・交付金制度が手厚くなるよう、現行の補助制度、交付金制度の見直しについて提案いたします。次に、森林認証材を利用する加工、建築、消費する側に対しての支援として、公共事業への木材利用拡大と森林認証材利用について義務付けを実施し、民間企業、個人消費者に対して啓蒙普及を促進する支援について提案いたします。最後に木質バイオマスエネルギー利用促進として、木質燃料燃焼装置の普及拡大について支援するよう提案いたします。</p>	木質バイオマスエネルギー利用促進	森林資源を無駄なく利用するために、これまで利用されなかった森林資源の利用促進を図り、化石燃料からの転換による地球温暖化防止のモデルとする。そのためには、民間企業、一般家庭への木質燃料燃焼装置導入への支援を提案いたします。	公共施設への木質バイオマスエネルギー燃焼装置の設置普及の他に、今後民間企業や一般家庭への対象の拡大を図り、消費層を広げる必要がある。そのためには、現行の助成制度の要件を拡大し、民間企業、個人を対象に木質燃料燃焼装置導入にたいしての助成拡大をする。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
岩手県	釜石市	環境産業を核とした釜石の再生構想	釜石市は、近代製鉄発祥の地として、また、三陸漁場の重要な漁業基地として発展してきたが、近年の世界的製鋼不況、長引く漁業不振により、各種地域活性化プロジェクトを推進したものの、なお厳しい経済環境に置かれている。 このため、この打開策として、釜石市の百年を超える鉄の歴史により培われた「人・技術・産業基盤」といった「ものづくり文化」を環境産業の創出に傾注し、地域が一体となって地元経済活動の新たな胎動を呼び起こすこととする。 これは、これまで「鉄」から鉄鋼製品の製造、「魚」の水揚げであった「鉄と魚のまち」を、本構想の実現によって「鉄」の歴史・文化の活用、「魚」のリサイクル」という新たな視点・要素も含む環境産業を核とした釜石の再生を目指すものである。	リサイクルポート指定港の港湾施設利用に係る利便性の向上	港湾管理者の財務原則に関し、リサイクルポート指定港に限り、静脈物流産業に係る港湾施設使用料の低減を認める特例を設定。リサイクルポート指定港の港湾管理者は速やかにこれを行う。	釜石港臨海部で実施される各種リサイクル事業に係る、海運を利用した循環資源等の搬入・搬出についてこれを適用し、静脈物流コストの低減を図る。また、こうした取り組みを全国のリサイクルポート指定港において行うことで、全国的な海運静脈物流ネットワーク形成の一助となり、もって、地球環境への配慮（モーダルシフトによるCo2排出量の削減）、静脈物流コストの低減が図られることとなる。
岩手県	釜石市	環境産業を核とした釜石の再生構想	釜石市は、近代製鉄発祥の地として、また、三陸漁場の重要な漁業基地として発展してきたが、近年の世界的製鋼不況、長引く漁業不振により、各種地域活性化プロジェクトを推進したものの、なお厳しい経済環境に置かれている。 このため、この打開策として、釜石市の百年を超える鉄の歴史により培われた「人・技術・産業基盤」といった「ものづくり文化」を環境産業の創出に傾注し、地域が一体となって地元経済活動の新たな胎動を呼び起こすこととする。 これは、これまで「鉄」から鉄鋼製品の製造、「魚」の水揚げであった「鉄と魚のまち」を、本構想の実現によって「鉄」の歴史・文化の活用、「魚」のリサイクル」という新たな視点・要素も含む環境産業を核とした釜石の再生を目指すものである。	リサイクルポート指定港の港湾施設整備に係る利便性の向上	公害防止施設に係る補助制度について、リサイクルポート指定港に限り、粉塵である循環資源等の飛散防止施設への適用を認め、施策の利便性の向上を図る。	釜石港臨海部で実施される石炭灰のリサイクル事業等に係る、飛散防止施設の整備についてこれを適用し、周辺環境への影響を回避する。また、こうした取り組みを全国のリサイクルポート指定港において行うことで、安心・安全な総合静脈物流拠点港の構築が図られることとなる。
岩手県	釜石市	環境産業を核とした釜石の再生構想	釜石市は、近代製鉄発祥の地として、また、三陸漁場の重要な漁業基地として発展してきたが、近年の世界的製鋼不況、長引く漁業不振により、各種地域活性化プロジェクトを推進したものの、なお厳しい経済環境に置かれている。 このため、この打開策として、釜石市の百年を超える鉄の歴史により培われた「人・技術・産業基盤」といった「ものづくり文化」を環境産業の創出に傾注し、地域が一体となって地元経済活動の新たな胎動を呼び起こすこととする。 これは、これまで「鉄」から鉄鋼製品の製造、「魚」の水揚げであった「鉄と魚のまち」を、本構想の実現によって「鉄」の歴史・文化の活用、「魚」のリサイクル」という新たな視点・要素も含む環境産業を核とした釜石の再生を目指すものである。	基幹送電線への系統アクセス費用に関する支援策の充実。	基幹送電線と発電サイトとを結び系統アクセス送電線の整備に関わる支援策を充実する。	当市北西部に位置する和山牧場（1500ha）での風力発電事業の二次展開。このことにより新エネルギーの普及促進、二酸化炭素排出量の削減など地球環境にやさしい産業の展開を可能とする。また、畜産業や農林業は、依然として厳しい経営環境にあるが、風力発電の立地による土地賃借料収入が見込まれるなど経営の建て直しが期待される。さらに、当市には、固定資産税収入が見込まれるほか、保守メンテナンスに関わる地元雇用創出、観光資源としての活用など、地域活力の増進が図られると期待される。
岩手県	釜石市	環境産業を核とした釜石の再生構想	釜石市は、近代製鉄発祥の地として、また、三陸漁場の重要な漁業基地として発展してきたが、近年の世界的製鋼不況、長引く漁業不振により、各種地域活性化プロジェクトを推進したものの、なお厳しい経済環境に置かれている。 このため、この打開策として、釜石市の百年を超える鉄の歴史により培われた「人・技術・産業基盤」といった「ものづくり文化」を環境産業の創出に傾注し、地域が一体となって地元経済活動の新たな胎動を呼び起こすこととする。 これは、これまで「鉄」から鉄鋼製品の製造、「魚」の水揚げであった「鉄と魚のまち」を、本構想の実現によって「鉄」の歴史・文化の活用、「魚」のリサイクル」という新たな視点・要素も含む環境産業を核とした釜石の再生を目指すものである。	風力発電施設建設に係る農業振興地域整備計画指定農用地除外要件の緩和	風力発電事業展開のために設置する発電機及び送電施設、変電施設、管理施設などについて、農業振興地域の整備に関する法律第15条の1第1項第6号に定める、いわゆる公益性の高い事業と同等の事業として要件の緩和を行う。	当市北西部に位置する和山牧場（1500ha）での風力発電事業の二次展開。このことにより新エネルギーの普及促進、二酸化炭素排出量の削減など地球環境にやさしい産業の展開を可能とする。また、畜産業や農林業は、依然として厳しい経営環境にあるが、風力発電の立地による土地賃借料収入が見込まれるなど経営の建て直しが期待される。さらに、当市には、固定資産税収入が見込まれるほか、保守メンテナンスに関わる地元雇用創出、観光資源としての活用など、地域活力の増進が図られると期待される。
岩手県	釜石市	環境産業を核とした釜石の再生構想	釜石市は、近代製鉄発祥の地として、また、三陸漁場の重要な漁業基地として発展してきたが、近年の世界的製鋼不況、長引く漁業不振により、各種地域活性化プロジェクトを推進したものの、なお厳しい経済環境に置かれている。 このため、この打開策として、釜石市の百年を超える鉄の歴史により培われた「人・技術・産業基盤」といった「ものづくり文化」を環境産業の創出に傾注し、地域が一体となって地元経済活動の新たな胎動を呼び起こすこととする。 これは、これまで「鉄」から鉄鋼製品の製造、「魚」の水揚げであった「鉄と魚のまち」を、本構想の実現によって「鉄」の歴史・文化の活用、「魚」のリサイクル」という新たな視点・要素も含む環境産業を核とした釜石の再生を目指すものである。	風力発電施設建設に係る農地転用許可要件の緩和について	建設工事完了後、その土地が農地に供されることが確実で、所有権以外の権利設定をする一時転用については、面積に関わらず農林水産大臣の協議を不要とする県知事権限にすることで、農地転用事務手続きを簡素化、効率化し、風エネルギーの積極的な利用促進を図る。	当市北西部に位置する和山牧場（1500ha）での風力発電事業の二次展開。このことにより新エネルギーの普及促進、二酸化炭素排出量の削減など地球環境にやさしい産業の展開を可能とする。また、畜産業や農林業は、依然として厳しい経営環境にあるが、風力発電の立地による土地賃借料収入が見込まれるなど経営の建て直しが期待される。さらに、当市には、固定資産税収入が見込まれるほか、保守メンテナンスに関わる地元雇用創出、観光資源としての活用など、地域活力の増進が図られると期待される。
岩手県	釜石市	環境産業を核とした釜石の再生構想	釜石市は、近代製鉄発祥の地として、また、三陸漁場の重要な漁業基地として発展してきたが、近年の世界的製鋼不況、長引く漁業不振により、各種地域活性化プロジェクトを推進したものの、なお厳しい経済環境に置かれている。 このため、この打開策として、釜石市の百年を超える鉄の歴史により培われた「人・技術・産業基盤」といった「ものづくり文化」を環境産業の創出に傾注し、地域が一体となって地元経済活動の新たな胎動を呼び起こすこととする。 これは、これまで「鉄」から鉄鋼製品の製造、「魚」の水揚げであった「鉄と魚のまち」を、本構想の実現によって「鉄」の歴史・文化の活用、「魚」のリサイクル」という新たな視点・要素も含む環境産業を核とした釜石の再生を目指すものである。	融資に関わる審査スケジュールを短縮すること。	新たな事業を起業しようとする場合、融資に関わる審査期間の短縮を図る。	使用済み自動車リサイクル事業において現在申請中であるが、環境産業を含めて、新たな事業を起業しようとする場合、初期投資に関わる負担軽減を図りつつ、スピード感のあるスケジュールで立ち上げ、競争力を高める必要がある。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
岩手県	釜石市	環境産業を核とした釜石の再生構想	釜石市は、近代製鉄発祥の地として、また、三陸漁場の重要な漁業基地として発展してきたが、近年の世界的製鋼不況、長引く漁業不振により、各種地域活性化プロジェクトを推進したものの、なお厳しい経済環境に置かれている。 このため、この打開策として、釜石市の百年を超える鉄の歴史により培われた「人・技術・産業基盤」といった「ものづくり文化」を環境産業の創出に傾注し、地域が一体となって地元経済活動の新たな胎動を呼び起こすこととする。 これは、これまで「鉄」から鉄鋼製品の製造、「魚」の水揚げであった「鉄と魚のまち」を、本構想の実現によって「鉄」の歴史・文化の活用、「魚」のリサイクル」という新たな視点・要素も含む環境産業を核とした釜石の再生を目指すものである。	栗橋23号線道路改良事業	当該路線は、主要地方道釜石遠野線から栗橋28号線を経て遠野市に到る路線であるが、周辺の広大な高原の有効活用及び近隣市町村との経済交流に資することから整備を図るものである。	全体延長 3,275m 幅員7m(5.5) 全体事業費5億5千万円 事業期間 平成17年度～平成21年度
岩手県	釜石市	環境産業を核とした釜石の再生構想	釜石市は、近代製鉄発祥の地として、また、三陸漁場の重要な漁業基地として発展してきたが、近年の世界的製鋼不況、長引く漁業不振により、各種地域活性化プロジェクトを推進したものの、なお厳しい経済環境に置かれている。 このため、この打開策として、釜石市の百年を超える鉄の歴史により培われた「人・技術・産業基盤」といった「ものづくり文化」を環境産業の創出に傾注し、地域が一体となって地元経済活動の新たな胎動を呼び起こすこととする。 これは、これまで「鉄」から鉄鋼製品の製造、「魚」の水揚げであった「鉄と魚のまち」を、本構想の実現によって「鉄」の歴史・文化の活用、「魚」のリサイクル」という新たな視点・要素も含む環境産業を核とした釜石の再生を目指すものである。	開発許可権限の委譲による事業の効率化	・都道府県において行われている開発許可を市町村に権限委譲することで、効率的で地域の実情に見合った開発行為が行われ、民間開発事業の促進を生み地域の活性化に資する。	開発許可を市町村に権限委譲することで、迅速な事務処理が行われることから事業者への負担を軽減し、民間の開発活動の活性化に資する。また地域の実情に見合った開発により、計画的な都市形成につながる。
岩手県	釜石市	環境産業を核とした釜石の再生構想	釜石市は、近代製鉄発祥の地として、また、三陸漁場の重要な漁業基地として発展してきたが、近年の世界的製鋼不況、長引く漁業不振により、各種地域活性化プロジェクトを推進したものの、なお厳しい経済環境に置かれている。 このため、この打開策として、釜石市の百年を超える鉄の歴史により培われた「人・技術・産業基盤」といった「ものづくり文化」を環境産業の創出に傾注し、地域が一体となって地元経済活動の新たな胎動を呼び起こすこととする。 これは、これまで「鉄」から鉄鋼製品の製造、「魚」の水揚げであった「鉄と魚のまち」を、本構想の実現によって「鉄」の歴史・文化の活用、「魚」のリサイクル」という新たな視点・要素も含む環境産業を核とした釜石の再生を目指すものである。	補助・起債制度の弾力的運用及び適用範囲の拡大並びに利便性向上	一般廃棄物処理施設の建設において、いわゆる「迷惑施設」として温水を利用した施設の設定要望が出されるのが通例である。これに対応するため、従来補助や起債の対象外事業であったものを、必要性や効果等が客観的に認められる場合につき適用範囲を拡大する。また、他省庁の所管する補助を利用した施設を併設する場合においても、当該施設内若しくは合築の方法を許容すると同時に、補助金所管課及び担当窓口も一本化するなど、施策連携を強める。	ごみ処理の広域化に伴ない、PFIの手法も視野に入れて一般廃棄物処理施設を建設することとしており、併せて廃棄物発電のほか、温浴施設や温水養殖施設の併設も検討している。これらの施設整備によって、公共部門におけるCO2の排出抑制はもちろん、観光資源の豊富な周辺特性も相まって集客効果が期待され、環境学習の面においても効果がある。また、新規養殖魚やアワビなどの安定生産と市場開拓が進み、漁家の所得が回復するなど基幹産業の一つである漁業が振興し、ひいては地域の活性化と雇用の拡大が図られる。
岩手県	釜石市	環境産業を核とした釜石の再生構想	釜石市は、近代製鉄発祥の地として、また、三陸漁場の重要な漁業基地として発展してきたが、近年の世界的製鋼不況、長引く漁業不振により、各種地域活性化プロジェクトを推進したものの、なお厳しい経済環境に置かれている。 このため、この打開策として、釜石市の百年を超える鉄の歴史により培われた「人・技術・産業基盤」といった「ものづくり文化」を環境産業の創出に傾注し、地域が一体となって地元経済活動の新たな胎動を呼び起こすこととする。 これは、これまで「鉄」から鉄鋼製品の製造、「魚」の水揚げであった「鉄と魚のまち」を、本構想の実現によって「鉄」の歴史・文化の活用、「魚」のリサイクル」という新たな視点・要素も含む環境産業を核とした釜石の再生を目指すものである。	廃棄物処理施設解体費用助成事業	環境省が循環型社会の実現に向けた廃棄物・リサイクル対策の推進のために平成16年度予算に計上した廃棄物処理施設解体費用の助成対象をごみ広域処理施設建設に伴う場合にも対象を拡大する。	岩手県の沿岸南部地域に位置する3市2町でごみの広域処理を推進するため、新たなごみ処理施設の建設を計画しているが、この建設予定地については既存の廃棄物処理施設用地内ではなく新たな建設地を予定している。このことから既存の処理施設については解体を検討しなければならないが、ダイオキシン対策などにより既存施設解体には莫大な費用がかかることが予想されている。この解体費用が助成対象となることにより広域処理施設建設の促進となり、広域処理施設を中心としたリサイクル産業の創設と廃棄物の適正処理による産業の活性化が期待される。また、既存の処理施設解体が促進されることにより既存施設の跡地を利用した新たな事業の展開も期待できる。
岩手県	釜石市	環境産業を核とした釜石の再生構想	釜石市は、近代製鉄発祥の地として、また、三陸漁場の重要な漁業基地として発展してきたが、近年の世界的製鋼不況、長引く漁業不振により、各種地域活性化プロジェクトを推進したものの、なお厳しい経済環境に置かれている。 このため、この打開策として、釜石市の百年を超える鉄の歴史により培われた「人・技術・産業基盤」といった「ものづくり文化」を環境産業の創出に傾注し、地域が一体となって地元経済活動の新たな胎動を呼び起こすこととする。 これは、これまで「鉄」から鉄鋼製品の製造、「魚」の水揚げであった「鉄と魚のまち」を、本構想の実現によって「鉄」の歴史・文化の活用、「魚」のリサイクル」という新たな視点・要素も含む環境産業を核とした釜石の再生を目指すものである。	薬事法に係る承認の簡素化	生体埋め込み用の新規デバイスに関して、厚生労働省が定める薬事法に係る承認の簡素化	現在は、これまでの研究開発で得られた研究成果の技術確立と加工技術の標準化について更なる研究開発を進めている。今後は標準化された加工素材を理美容用ハサミ、義歯床、ステント、骨折用ボーンプレート等への素材提供をしながら、将来的には薬事法でクラス3に位置付けられる人工股関節、人工股関節の製品化を目指す。
岩手県	遠野市	日本のふるさと遠野 - 「起業」と「交流」による地域再生 -	遠野市では、豊かな自然環境やゆかしい歴史文化を保存・活用した遠野ツーリズムを推進しています。 また、これら都市農村交流の拡大による遠野ブランドの再構築による定住者の拡大を図る一方で、地域の特性を生かした新たな起業を促し、「安全」「安心」「健康」を提供できるしくみの再構築も必要であると考えます。 そこで、「ここに日本がある。」といった農山村地域の再生、そして成長モデルを日本のふるさと遠野から提案・発信しようとするものです。	地域情報インフラの再構築	地上波放送のデジタル化に対応できるようにするため、既存のCATV放送局による施設整備ができるように、国庫補助対象の拡大措置を講じられたい。	既存のCATV放送局で、地上波デジタル放送の受信施設の整備が行えることで、新たな施設整備によらず効率的な施設利用が図られる。 広域エリアをカバーする複数のCATV放送局が共同で、地方波デジタルの受信施設の整備を行うことで、高い投資効果による農山村地域における情報化を推進することができる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
岩手県	株式会社 邑計画事務所	国有林内の山菜・きのこ・木の実等山の幸資源の活用による山村再生	国有林において、ワラビなどの山菜のほか、きのこ、木の実にツルなどを栽培して資源の増大を図るとともに、これらの山の幸を活用して観光利用や物産販売に結びつけ、山村の振興を図ります。実施主体は、地元の民間企業、大学、地域住民で新たな組織を立ち上げます。国からの支援としては、国有林の利用許可とあわせ、国有林内の植生等のデータ提供および山菜の栽培技術についての指導支援を要請します。適地選定から、林床整備、山菜等の植え付け、保育管理を行い、3年目程度から観光客に山菜採取を体験してもらいます。	国有林内における山菜等の採取および栽培のための情報提供、技術提供支援	国有林を利用することについて、許可をいただきたい。利用内容は、山菜等を増殖するためのもととなる山菜の苗、株、種子等の採取、山菜等を増殖するための下草刈りなどの環境整備や山菜の植え付け、増殖した山菜等の採取および有料での観光客の採取体験です。また、支援策として、国有林を利用するに当たって、国有林内の地形や土壌など山菜の栽培適地に関する情報提供を頂きたい。あわせて林間での山菜の栽培のための技術的な支援を要請します。	国有林内を活用しさまざまな山菜資源の増殖を図ります。最初に取り組むのは、比較的増殖が容易であり、また観光客が手軽に収穫体験できる「ワラビ」を取りあげます。国有林内でワラビが自生し観光客利用にも適した場所を選定し利用の許可を得ます。とくに質の高いワラビが育つ林間内での栽培適地を選びます。そして、下草刈りなどを行いワラビが増殖しやすい環境をつくるほか、採取したワラビの根茎を株分けして植え付けます。翌年は栽培環境の維持管理を行い、3年目から観光客を受け入れます。ワラビのほか、ゼンマイ、タラノメ、ギョウジャニンニク、シドケなどの山菜の栽培、ツルの採取を目的としたアケビの栽培、マイタケやナメコなどのキノコ類の植菌などにも取り組みます。
宮城県	松島町	マリンプラン 21	日本三景松島の観光の現状は、観光客数の減少や滞在型から通過型への観光地化などの影響で、町の基幹産業である観光産業の衰退が著しく、町の活力の低下を招いている。今回の計画は、この観光産業の再生を目的とし、日本三景松島の広域観光の玄関口であるJR松島海岸駅周辺整備及びマリニア松島水族館整備構想を軸とした整備プロジェクトの展開に向け、また、これらの施設と整備中のウオーキングトレイル事業や磯島・手樽海浜公園等の海洋スポーツレクリエーション施設としての機能を有機的につなげ、ネットワーク効果を生み出すことで、観光客の増加によるサービス産業の強化・育成と雇用機会の創出を図るものである。来年度「マリンプラン21」と称し、これらの事業をテーマとしながら、諸課題の整理、基本方針の設定や推進方策などを検討するものである。	文化財保護法による特別名勝松島保存管理計画の現状変更の取扱い	マリンプラン 21 に位置づけしている、マリニア松島水族館新築に係る宮城県が定める特別名勝松島保存管理計画による現状変更の取扱い方針の変更について	マリニア松島水族館は、民設民営で昭和2年に開設し、老朽化が激しく、また、入館者の減少で存続の岐路に立たされている。松島観光の核施設としてだけでなく、遠足や修学旅行を通じ、子供の教育、生物保護の研究施設としての役割も果たしてきており、公益性が高い施設である。宮城県には公立の同規模施設がなく、当館の公共性・公益性が重視されており、「施設の充実」という県民の要望に応えるべく、今後は、「官民協働型」の県立施設として、整備検討する。計画する上でポイントは、「観光振興に資する施設」「都市公園施設」「自然体験型学習施設」「海洋資源を利用した次世代型新規事業創出の支援拠点施設」としての機能を有する施設整備を計画する。
宮城県	仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	高齢化が進む中、「健康」は何にも増して重要な地域の財産であり、市民の健康を守り、生き生きとした豊かな地域づくりが急務の課題である。「健康づくりウェルネス・コミュニティ」構想は、日常の予防的な健康管理と市民生活のQOL向上に着目し、IT・スポーツ・脳科学を活用した「病気の早期発見」と「身体機能・脳機能の維持・向上」による「健康プロモーション・システム」の構築を図るものであり、これにより、市民の健康はもとより、医療・介護保険制度の持続的な安定化を図り、健康サービス産業の創出とそれによる地域雇用の増大を通じて、「高齢化対応の安心できる地域社会の再生」をめざすものである。	健康施策に関わる総合的なパッケージ型モデル事業としての適用(各府庁補助事業費の重点化)	健康寿命の延伸を実現し、医療保険及び介護保険の費用負担の膨張を抑制させるための総合型モデル事業を実施するよう新制度を創設し、その総合型モデル事業として本提案構想を位置付け、各府庁補助事業の重点配分を行う。	健康寿命の延伸を実現し、介護保険及び医療保険の費用負担の膨張を抑制させるための国が指定する総合型モデル事業として本提案構想を位置付け、各府庁における施策を連携させかつ補助事業の重点化を図ることにより、高齢化社会に対応した次世代の健康・福祉施策を早期に確立させる。これにより、効率的にかつ早期に本格的な高齢化社会への対応が可能となる。
宮城県	仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	高齢化が進む中、「健康」は何にも増して重要な地域の財産であり、市民の健康を守り、生き生きとした豊かな地域づくりが急務の課題である。「健康づくりウェルネス・コミュニティ」構想は、日常の予防的な健康管理と市民生活のQOL向上に着目し、IT・スポーツ・脳科学を活用した「病気の早期発見」と「身体機能・脳機能の維持・向上」による「健康プロモーション・システム」の構築を図るものであり、これにより、市民の健康はもとより、医療・介護保険制度の持続的な安定化を図り、健康サービス産業の創出とそれによる地域雇用の増大を通じて、「高齢化対応の安心できる地域社会の再生」をめざすものである。	健康施策として各府庁の施策の集中	各府庁が所管する健康福祉分野における、介護医療技術の確立及び育成・産業創出等の各種の施策を集中して本提案構想に適用する。	財務省・厚生労働省・経済産業省における健康福祉分野事業に対する補助制度、支援制度及び保険適用範囲の拡大策を本構想に集中的に適用することにより、高齢化社会に対応した次世代の健康・福祉施策を早期に確立させる。これにより、効率的にかつ早期に本格的な高齢化社会への対応が可能となる。
宮城県	仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	高齢化が進む中、「健康」は何にも増して重要な地域の財産であり、市民の健康を守り、生き生きとした豊かな地域づくりが急務の課題である。「健康づくりウェルネス・コミュニティ」構想は、日常の予防的な健康管理と市民生活のQOL向上に着目し、IT・スポーツ・脳科学を活用した「病気の早期発見」と「身体機能・脳機能の維持・向上」による「健康プロモーション・システム」の構築を図るものであり、これにより、市民の健康はもとより、医療・介護保険制度の持続的な安定化を図り、健康サービス産業の創出とそれによる地域雇用の増大を通じて、「高齢化対応の安心できる地域社会の再生」をめざすものである。	大学研究用高度検査機器等の検査利用に対する補助金返還の緩和	大学等の研究機関が持つPET, MRI, 加速器等の高度な研究開発機器を、疾病の早期発見のための検査応用に被験者から実費程度の費用を徴収して使用する場合に、科学研究補助金等の機器設置補助金の返還を行わないで使用することを認める。	超早期がんの発見に使用できる高度なPETや、脳機能の解析の役立つMRIについて、研究期間の終了時や研究使用していない時間帯の一般開放として、広く市民の検診に使用し、疾病予防にもつながる臨床応用にも役立てられるよう、PET等の大学施設の最大限利用を目指す。
宮城県	仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	高齢化が進む中、「健康」は何にも増して重要な地域の財産であり、市民の健康を守り、生き生きとした豊かな地域づくりが急務の課題である。「健康づくりウェルネス・コミュニティ」構想は、日常の予防的な健康管理と市民生活のQOL向上に着目し、IT・スポーツ・脳科学を活用した「病気の早期発見」と「身体機能・脳機能の維持・向上」による「健康プロモーション・システム」の構築を図るものであり、これにより、市民の健康はもとより、医療・介護保険制度の持続的な安定化を図り、健康サービス産業の創出とそれによる地域雇用の増大を通じて、「高齢化対応の安心できる地域社会の再生」をめざすものである。	大学病院の検査施設利用による検査業務の登録緩和	大学病院が有する高度な検査設備と高度な知識と経験をもつ人材を活用して、有償による検査業務を行うことを認める。法的には特定機能病院の地位を有したまま衛生検査所登録が可能となるよう、衛生検査所登録の登録要件から「病院等を除く」という項目を除外する。	SARSや院内感染症といった高度な検査業務について大学病院が地域医療機関から業務受託し衛生検査業務を行う。地域の医療機関と感染症ネットワークを構築することにより市民の感染防止に役立ち、感染予防に貢献できる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
宮城県	仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	高齢化が進む中、「健康」は何にも増して重要な地域の財産であり、市民の健康を守り、生き生きとした豊かな地域づくりが急務の課題である。「健康づくりウェルネス・コミュニティ」構想は、日常の予防的な健康管理と市民生活のQOL向上に着目し、IT・スポーツ・脳科学を活用した「病気の早期発見」と「身体機能・脳機能の維持・向上」による「健康プロモーション・システム」の構築を図るものであり、これにより、市民の健康はもとより、医療・介護保険制度の持続的な安定化を図り、健康サービス産業の創出とそれによる地域雇用の増大を通じて、「高齢化対応の安心できる地域社会の再生」をめざすものである。	フィンランドR&D施設建設に対する整備補助金の適用	本市とフィンランド政府が協定を締結し実施する福祉機器・サービスを開発・実用化事業を実施する「フィンランドプロジェクト」のR&D施設整備に対し、「新事業支援施設整備費補助金」の交付を行う。	本市とフィンランド政府が協定を締結し双方の福祉産業企業が共同で次世代の介護・福祉機器やサービスの開発と実用化事業に取り組む。R&D施設と老人介護保健施設を同一敷地内に設置し、開発した機器やサービスメニューを福祉現場へ応用することにより迅速かつ効果的な事業を行う。
宮城県	仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	高齢化が進む中、「健康」は何にも増して重要な地域の財産であり、市民の健康を守り、生き生きとした豊かな地域づくりが急務の課題である。「健康づくりウェルネス・コミュニティ」構想は、日常の予防的な健康管理と市民生活のQOL向上に着目し、IT・スポーツ・脳科学を活用した「病気の早期発見」と「身体機能・脳機能の維持・向上」による「健康プロモーション・システム」の構築を図るものであり、これにより、市民の健康はもとより、医療・介護保険制度の持続的な安定化を図り、健康サービス産業の創出とそれによる地域雇用の増大を通じて、「高齢化対応の安心できる地域社会の再生」をめざすものである。	遠隔診療，家庭内AED等に対する健康保険の適用拡大	IT機器等を活用した遠隔診療や，絶望的な院外での心停止時の救命措置を改善するための家庭内での自動体外式除細動機（AED）の使用に対して在宅療養管理指導料などの名目により健康保険の適用を認める。	頻繁な通院が必要となる患者等への通院による負担を軽減したり，院外での日常生活を送りQOLの向上を実現させるために，遠隔による診療を行う。また，慢性疾患患者に対しては家庭内でのAEDの普及により絶望的な院外での心停止時の救命措置を改善する。
宮城県	仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	高齢化が進む中、「健康」は何にも増して重要な地域の財産であり、市民の健康を守り、生き生きとした豊かな地域づくりが急務の課題である。「健康づくりウェルネス・コミュニティ」構想は、日常の予防的な健康管理と市民生活のQOL向上に着目し、IT・スポーツ・脳科学を活用した「病気の早期発見」と「身体機能・脳機能の維持・向上」による「健康プロモーション・システム」の構築を図るものであり、これにより、市民の健康はもとより、医療・介護保険制度の持続的な安定化を図り、健康サービス産業の創出とそれによる地域雇用の増大を通じて、「高齢化対応の安心できる地域社会の再生」をめざすものである。	テレビ電話・IP電話等による居宅療養管理指導の容認	テレビ電話・IP電話等を活用することにより介護者の心身の状況等を把握し，療養上の管理及び指導を行うことが可能であることから，介護保険の適用条件から「居宅を訪問して」という条件を撤廃する。	介護保険施設等が入所者へのサービスの提供のみならず，地域における拠点介護サービス施設として能を発揮し，要介護者の在宅における自立した日常生活をより促進するため，テレビ電話・IP電話による要介護者の状況把握と管理指導を行うもの。訪問によることなく目的を達成することにより，サービス提供の機会が増え，多数の要介護者に対して，頻繁にきめ細かな状況把握と指導を行うことができる。
宮城県	仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	高齢化が進む中、「健康」は何にも増して重要な地域の財産であり、市民の健康を守り、生き生きとした豊かな地域づくりが急務の課題である。「健康づくりウェルネス・コミュニティ」構想は、日常の予防的な健康管理と市民生活のQOL向上に着目し、IT・スポーツ・脳科学を活用した「病気の早期発見」と「身体機能・脳機能の維持・向上」による「健康プロモーション・システム」の構築を図るものであり、これにより、市民の健康はもとより、医療・介護保険制度の持続的な安定化を図り、健康サービス産業の創出とそれによる地域雇用の増大を通じて、「高齢化対応の安心できる地域社会の再生」をめざすものである。	IT活用介護福祉機器の居宅介護福祉用具購入費助成項目への追加	フィンランドプロジェクト等の実施により開発されるITを活用した介護福祉機器の実用化を行うため，当該機器を居宅介護福祉用具購入対象品目に加える。	本市とフィンランド政府が協定を締結し実施する「フィンランドプロジェクト」では，ITを活用した次世代型の介護福祉機器の開発と実用化を一つの柱として事業に取り組む。
宮城県	仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	高齢化が進む中、「健康」は何にも増して重要な地域の財産であり、市民の健康を守り、生き生きとした豊かな地域づくりが急務の課題である。「健康づくりウェルネス・コミュニティ」構想は、日常の予防的な健康管理と市民生活のQOL向上に着目し、IT・スポーツ・脳科学を活用した「病気の早期発見」と「身体機能・脳機能の維持・向上」による「健康プロモーション・システム」の構築を図るものであり、これにより、市民の健康はもとより、医療・介護保険制度の持続的な安定化を図り、健康サービス産業の創出とそれによる地域雇用の増大を通じて、「高齢化対応の安心できる地域社会の再生」をめざすものである。	IT活用福祉機器の福祉用具貸与助成項目への追加	フィンランドプロジェクト等の実施により開発されるITを活用した介護福祉機器の実用化を行うため，当該機器を福祉用具貸与対象品目に加える。	本市とフィンランド政府が協定を締結し実施する「フィンランドプロジェクト」では，ITを活用した次世代型の介護福祉機器の開発と実用化を一つの柱として事業に取り組む。
宮城県	仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	高齢化が進む中、「健康」は何にも増して重要な地域の財産であり、市民の健康を守り、生き生きとした豊かな地域づくりが急務の課題である。「健康づくりウェルネス・コミュニティ」構想は、日常の予防的な健康管理と市民生活のQOL向上に着目し、IT・スポーツ・脳科学を活用した「病気の早期発見」と「身体機能・脳機能の維持・向上」による「健康プロモーション・システム」の構築を図るものであり、これにより、市民の健康はもとより、医療・介護保険制度の持続的な安定化を図り、健康サービス産業の創出とそれによる地域雇用の増大を通じて、「高齢化対応の安心できる地域社会の再生」をめざすものである。	高齢者向け筋力トレーニング設備整備に対する国庫補助要件拡大	介護予防のために行う高齢者向けの筋力トレーニング設備を整備することに対しても，社会福祉施設等設備費国庫補助金の適用を拡大する。	健康な状態を維持しQOLの質を保つために，根拠に基づいた健康増進（EBH）を実施する。具体的には，個々のEBHメニューを設定し，身体機能の低下を防ぐトレーニングを行うものである。市民の健康寿命の延伸と，介護保険費用負担や健康保険費用負担等の社会的経費の伸びを抑えるためには，究極的には介護状態にならない施策の実施が必要と考える。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
宮城県	仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	高齢化が進む中、「健康」は何にも増して重要な地域の財産であり、市民の健康を守り、生き生きとした豊かな地域づくりが急務の課題である。「健康づくりウェルネス・コミュニティ」構想は、日常の予防的な健康管理と市民生活のQOL向上に着目し、IT・スポーツ・脳科学を活用した「病気の早期発見」と「身体機能・脳機能の維持・向上」による「健康プロモーション・システム」の構築を図るものであり、これにより、市民の健康はもとより、医療・介護保険制度の持続的な安定化を図り、健康サービス産業の創出とそれによる地域雇用の増大を通じて、「高齢化対応の安心できる地域社会の再生」をめざすものである。	高齢者向け筋力トレーニング用具に対する貸与対象要件の拡大	介護予防のために行う高齢者向けの筋力トレーニング用具を福祉用具貸与対象品目に加える。	健康な状態を維持しQLOの質を保つために、根拠に基づいた健康増進(EBH)を実施する。具体的には、個々のEBHメニューを設定し、身体機能の低下を防ぐトレーニングを行うものである。市民の健康寿命の延伸と、介護保険費用負担や健康保険費用負担等の社会的経費の伸びを抑えるためには、究極的には介護状態にならない施策の実施が必要と考える。
宮城県	仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	高齢化が進む中、「健康」は何にも増して重要な地域の財産であり、市民の健康を守り、生き生きとした豊かな地域づくりが急務の課題である。「健康づくりウェルネス・コミュニティ」構想は、日常の予防的な健康管理と市民生活のQOL向上に着目し、IT・スポーツ・脳科学を活用した「病気の早期発見」と「身体機能・脳機能の維持・向上」による「健康プロモーション・システム」の構築を図るものであり、これにより、市民の健康はもとより、医療・介護保険制度の持続的な安定化を図り、健康サービス産業の創出とそれによる地域雇用の増大を通じて、「高齢化対応の安心できる地域社会の再生」をめざすものである。	介護予防地域支え合い事業への学習トレーニング事業の適用拡大	介護予防・地域支え合い事業の対象に、EBHによる痴呆予防を語る脳機能の活性化トレーニング(学習トレーニング)を加える。	本市が国際知的産業特区認定を契機として東北大学と共同で実施している「脳機能健康プロジェクト」を広く適用させるための社会システムとして構築し、市民が痴呆にならない健康的な生活を続けられるようにする。「脳機能健康プロジェクト」の最終的な社会システムとしては、民間の事業者が、各地域に存在する学校の余裕教室等を有効利用し自立的に運営する形態を目指しており、その期待される療法的効果、産業創出による経済効果から、全国的にも注目を浴びている。
宮城県	仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	高齢化が進む中、「健康」は何にも増して重要な地域の財産であり、市民の健康を守り、生き生きとした豊かな地域づくりが急務の課題である。「健康づくりウェルネス・コミュニティ」構想は、日常の予防的な健康管理と市民生活のQOL向上に着目し、IT・スポーツ・脳科学を活用した「病気の早期発見」と「身体機能・脳機能の維持・向上」による「健康プロモーション・システム」の構築を図るものであり、これにより、市民の健康はもとより、医療・介護保険制度の持続的な安定化を図り、健康サービス産業の創出とそれによる地域雇用の増大を通じて、「高齢化対応の安心できる地域社会の再生」をめざすものである。	学習トレーニング実施に係る余裕教室利用時の補助金返還緩和	学習トレーニングを学校の余裕教室を活用して実施する際には、学校施設の整備時点から短期間(5年間経過したもの)においても学校施設整備補助金の返還なしに利用できることとする。	本市が国際知的産業特区認定を契機として東北大学と共同で実施している「脳機能健康プロジェクト」を広く適用させるための社会システムとして構築し、市民が痴呆にならない健康的な生活を続けられるようにする。「脳機能健康プロジェクト」の最終的な社会システムとしては、民間の事業者が、各地域に存在する学校の余裕教室等を有効利用し自立的に運営する形態を目指しており、その期待される療法的効果、産業創出による経済効果から、全国的にも注目を浴びている。
宮城県	仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	高齢化が進む中、「健康」は何にも増して重要な地域の財産であり、市民の健康を守り、生き生きとした豊かな地域づくりが急務の課題である。「健康づくりウェルネス・コミュニティ」構想は、日常の予防的な健康管理と市民生活のQOL向上に着目し、IT・スポーツ・脳科学を活用した「病気の早期発見」と「身体機能・脳機能の維持・向上」による「健康プロモーション・システム」の構築を図るものであり、これにより、市民の健康はもとより、医療・介護保険制度の持続的な安定化を図り、健康サービス産業の創出とそれによる地域雇用の増大を通じて、「高齢化対応の安心できる地域社会の再生」をめざすものである。	高齢者に対するボランティア輸送に関する規制緩和	NPO等が高齢者を輸送する際には16年4月から全国的に規制緩和される条件から2種免許を有すること及び整備管理体制が確立されていることの2項目を除外すること。	高齢者のボランティア輸送の形態としては、地域住民の支え合いや市民協働を促進する観点から、例えば、家族の介護経験を持ち個人でリフト付車両を所有する一般市民の事業参加等も想定している。
宮城県	仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	高齢化が進む中、「健康」は何にも増して重要な地域の財産であり、市民の健康を守り、生き生きとした豊かな地域づくりが急務の課題である。「健康づくりウェルネス・コミュニティ」構想は、日常の予防的な健康管理と市民生活のQOL向上に着目し、IT・スポーツ・脳科学を活用した「病気の早期発見」と「身体機能・脳機能の維持・向上」による「健康プロモーション・システム」の構築を図るものであり、これにより、市民の健康はもとより、医療・介護保険制度の持続的な安定化を図り、健康サービス産業の創出とそれによる地域雇用の増大を通じて、「高齢化対応の安心できる地域社会の再生」をめざすものである。	フィンランドR&D施設への先進的対内直接投資推進事業適用継続	フィンランドプロジェクトにおける福祉機器・福祉サービス開発企業を海外から誘致するため、本年度適用となった先進的対内直接投資推進事業を16年度においても引き続き適用すること。	フィンランドプロジェクトへの海外からの参加企業の誘致活動をさらに実施し、世界レベルでの福祉機器・福祉サービスの創出を実現する。
宮城県	仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	高齢化が進む中、「健康」は何にも増して重要な地域の財産であり、市民の健康を守り、生き生きとした豊かな地域づくりが急務の課題である。「健康づくりウェルネス・コミュニティ」構想は、日常の予防的な健康管理と市民生活のQOL向上に着目し、IT・スポーツ・脳科学を活用した「病気の早期発見」と「身体機能・脳機能の維持・向上」による「健康プロモーション・システム」の構築を図るものであり、これにより、市民の健康はもとより、医療・介護保険制度の持続的な安定化を図り、健康サービス産業の創出とそれによる地域雇用の増大を通じて、「高齢化対応の安心できる地域社会の再生」をめざすものである。	介護施設における高齢者雇用に対する助成金の適用対象年齢の拡大	特定求職者雇用開発助成金の受給対象条件を介護サービス提供事業所において満55歳から75歳までの者を野と入れた場合に同助成金の支給が受けられるようにする。	介護施設を入所利用者のみならず周辺地域の在宅介護及び介護予防に関する拠点施設として活用を図ることを想定している。このときに、高齢者の介護予防を図り身体的な自立を促すと共に、経済的にも自立する施策の実施。家族(自分の親等)の介護をするため退職を余儀なくされた市民が家族の介護に加え地域内の他の要介護者の介護をしながら生活資金を得られるような施策の実施。の観点から事業の実施を行うことを想定している。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
宮城県	仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	高齢化が進む中、「健康」は何にも増して重要な地域の財産であり、市民の健康を守り、生き生きとした豊かな地域づくりが急務の課題である。「健康づくりウェルネス・コミュニティ」構想は、日常の予防的な健康管理と市民生活のQOL向上に着目し、IT・スポーツ・脳科学を活用した「病気の早期発見」と「身体機能・脳機能の維持・向上」による「健康プロモーション・システム」の構築を図るものであり、これにより、市民の健康はもとより、医療・介護保険制度の持続的な安定化を図り、健康サービス産業の創出とそれによる地域雇用の増大を通じて、「高齢化対応の安心できる地域社会の再生」をめざすものである。	福祉関連機器普及促進融資条件の充実	日本政策投資銀行が行う福祉関連機器普及促進融資の金利を現行の政策金利型から型とする。	フィンランドプロジェクトの福祉機器・福祉サービス開発事業を行う企業に対して低利での融資を行い、実用化事業を促進する。
宮城県	宮城県	緊急経済産業再生戦略事業(サテライト型特別養護老人ホーム整備推進構想)	30人程度の特別養護老人ホームを中核として10人程度の居住スペース(以下「サテライト」という。)を複数箇所設置し、本体施設とサテライトを一つの施設として、また、それぞれが小規模多機能の支援機能を持ちながら運営が可能となるよう制度の改正を行うものである。	特別養護老人ホームにおけるサテライト型の一体的運営	特別養護老人ホームにおけるサテライトを本体施設とともに一つの施設として運営を可能とするよう制度の改正を行う。	特別養護老人ホームにおいてユニットケアを導入するための改修・整備を行う場合に、いくつかのユニット分の定員を本体から減らし、その分のユニットはサテライトとして街の中に整備し、また、通所介護、訪問介護等の機能を付加することにより小規模・多機能サービスの拠点とする。 この場合にサテライトを本体施設とともに一つの施設として運営を可能とする。
宮城県	宮城県	緊急経済産業再生戦略事業(新世代アグリビジネス創出支援事業)	・農業を地域経済を担う産業として、生産構造の転換等による農業の再生を図るため、起業から成長産業までアグリビジネスを総合的に支援する推進組織を整備し、農業経営体の規模拡大や農外企業の農業参入、食品製造業等とのマッチングを促進しながら、大規模な野菜生産工場や関連施設等の整備を支援する。	農外企業の農業参入における補助融資での制度資金及び信用保証の利用拡大	・農外企業が農業参入を行った場合の資金調達において、商工資金に基づく信用保証の利用が可能な場合は、菌床栽培方式によるキノコの生産と苗床栽培方式によるカイワレ大根の生産の場合のみに限られるが、これを拡大し、農地を利用せず工場生産方式を行うトマトやイチゴ等の水耕栽培も対象とするもの。	・農外企業が農業参入をする場合、農業者が農業をする場合に利用できる農業系の制度資金(及び信用保証)が利用できない場合があり、また商工業者が利用できる商工系の制度資金(及び信用保証)の利用が極端に限られるなど、資金調達の面で、それらが阻害要因となって、補助制度を創設しても十分に活用されない事態が懸念される。 ・そこで、制度資金や信用保証の対象の拡大を図ることにより、農外企業の農業参入が促進され、それにより、企業の経営ノウハウを活用した新しい経営感覚を持った農業経営体の育成が図られ、もって地域経済の担い手としての農業の振興につながる事が期待される。
宮城県	宮城県	緊急経済産業再生戦略事業(中国観光客客容万来構想)	宮城県においては、観光客の落ち込みを改善すべく各種方策を検討中であるが、その中で、外国人観光客、特に、巨大な訪日旅行市場である中国をその対象とし、中国からの観光客誘致を重要施策と考えている。中国ではここ数年高い経済成長率を示し、高所得者層の増加に伴い、富裕層の海外旅行に対する関心が高まり、訪日中国人数も増加傾向にある。しかしながら、中国に対する訪日団体観光査証の発給は、2000年9月に「北京・上海・広東」の3地域において解禁されたが、巨大な訪日旅行市場である中国から観光客の大幅な増員を図るため、中国における査証発給対象地域を拡大することが必要である。	巨大旅行市場である中国におけるビザ発給対象地域の拡大	法務省入国管理局に対し、中国におけるビザ発給対象地域を現在の「北京市・上海市・広東省」から他地域に拡大するよう要望するもの。	中国においてビザ発給対象地域が拡大されることにより、訪日観光客の増加が期待される。宮城県は、中国においては知名度がほとんどないため、中国旅行エージェントを招請し、本県の観光資源(中国革命の思想的支柱で、中国人の心のより所となっている「魯迅」の留学先である仙台をはじめ、日本三景松島等)を視察してもらい旅行商品造成につなげ誘客促進を行いたい。また、中国の送客現場では、旅行エージェントの店頭従業員の口コミ情報が旅行先を大きく左右することから、これら従業員等に本県をPRするポスターや観光ビデオ(VCD)等を作成して、本県をアピールする。
宮城県	宮城県古川市	緊急経済産業再生市町村連携事業(古川市緊急経済産業再生戦略)	古川市の商業・サービス業等様々な機能が集積した地域を代表する顔であった中心市街地は、地域を取り巻く環境の変化により空洞化の問題が深刻化している。中心市街地の活力を取り戻し新たな魅力を構築するため、従来型の整備から「人が住み、商い、文化を育む街づくり」への転換を図り、民間活力や地域資源を活用しつつ、新たな魅力を創造する総合的な街づくりを行う必要がある。そのため、自立型の経済構造への転換、産業基盤の整備・改善、雇用の創出を図る地域再生戦略構想を策定・推進する。 この実現策として、民間事業者が行う、地域活性化の共通目的を目指す異なるコンセプトの2商業施設を短期間で配置する二核連携プロジェクトを推進する。	同一計画に基づく個別、各年に実施される事業への支援集中	地域再生のため地域が策定した計画の実現に向けて、対象区域内で異なる民間事業者が実施する国庫補助対象事業に対し、総合的な見地から両事業を一括事業としてとらえ、当初事業開始時に後続事業も統一的に支援することが有効である。	活力ある中心市街地の再生を図るため、「古川市中心市街地活性化基本計画」及び「ふるかわTMO構想」に基づき、平成16年度と平成17年度に実施される二核連携の民間主導商業施設整備事業。中心市街地の集客力の向上と周辺小売業等の売上増加及び地域コミュニティとの連携を図るとともに、地域住民の利便性・快適性の向上を図る。 緒絶橋プロジェクト(平成16年度実施予定):地域の歴史的資源である酒蔵の空間の歴史・文化的価値を活かし、食文化をキーワードにテナントミックスを行うとともに、地域コミュニティ活用施設を三セク会社協賛室が経産省所管リノベーション補助金を活用し整備。 台町プロジェクト(平成17年度実施予定):国交省補助事業を活用して整備される再開発ビル(保留床を三セク会社協賛アクトアライト台町が経産省所管リノベーション補助金を活用し取得、憩い・潤いや食に着目したシネコン、飲食店、生鮮食品・物販等の集客効果のある業種のテナントミックスを行う。直接事業効果として、地域に相当数の雇用創出、集客、販売額が見込まれる他、建設事業関連、開業に伴う物流関連を加えると+の経済効果。また、この二つの核施設のコラボレーションにより、回遊効果が図られ、既存中小企業者の積極活用による経済波及効果や新規投資誘発等の活性化の連鎖が期待される。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
宮城県	宮城県古川市	緊急経済産業再生市町村連携事業(古川市緊急経済産業再生戦略)	古川市の商業・サービス業等様々な機能が集積した地域を代表する顔であった中心市街地は、地域を取り巻く環境の変化により空洞化の問題が深刻化している。中心市街地の活力を取り戻し新たな魅力を構築するため、従来型の整備から「人が住み、商い、文化を育む街づくり」への転換を図り、民間活力や地域資源を活用しつつ、新たな魅力を創造する総合的な街づくりを行う必要がある。そのため、自立型の経済構造への転換、産業基盤の整備・改善、雇用の創出を図る地域再生戦略構想を策定・推進する。 この実現策として、民間事業者が行う、地域活性化の共通目的を目指す異なるコンセプトの2商業施設を短期間で配置する二核連携プロジェクトを推進する。	一連の事業で省庁が異なる補助制度を活用する場合の連携支援	地域再生のため地域が策定した計画の実現に向けて、施行者が国土交通省所管市街地再開発事業等補助金を活用して再開発ビルを整備。これを受け、民間事業者がその保留床を経産省所管リノベーション補助金を活用し取得し中心市街地活性化事業を行うことを計画。この場合、両事業は相互依存して事業が成立する。そこで、既存の中心市街地活性化推進室において省庁を横断する一連の事業については各事業を一体的にとらえ、補助決定等一貫した支援を行うことで円滑に事業促進が図れる。	活力ある中心市街地の再生を図るため、「古川市中心市街地活性化基本計画」及び「ふるかわTMO構想」に基づき、平成16年度と平成17年度に実施される二核連携の民間主導商業施設整備事業。中心市街地の集客力の向上と周辺小売業等の売上増加及び地域コミュニティとの連携を図るとともに、地域住民の利便性・快適性の向上を図る。 緒絶橋プロジェクト(平成16年度実施予定):地域の歴史的資源である酒蔵の空間の歴史・文化的価値を活かし、食文化をキーワードにテナントミックスを行うとともに、地域コミュニティ活用施設を三セク会社(株)醸室が経産省所管リノベーション補助金を活用し整備。 台町プロジェクト(平成17年度実施予定):国交省補助事業を活用して整備される再開発ビルの保留床を三セク会社(株)アクアライト台町が経産省所管リノベーション補助金を活用し取得、憩い・潤いや食に着目したシネコン、飲食店、生鮮食品・物販等の集客効果のある業種のテナントミックスを行う。 直接事業効果として、地域に相当数の雇用創出、集客、販売額が見込まれる他、建設事業関連、開業に伴う物流関連を加えると+の経済効果。また、この二つの核施設のコラボレーションにより、回遊効果が図られ、既存中小企業者の積極活用による経済波及効果や新規投資誘発等の活性化の連鎖が期待される。
秋田県	稲川町	地域コミュニティの再生計画	地域住民自治組織の機能強化のための自治組織の再編と財源や人的支援などの施策を展開し、地域住民と行政との相互の窓口機能の強化を図りパイプを広げ連携を深めることにより、市町村合併により行政区域が拡大し合理化が進むことで、まちの特色やコミュニティが薄らぎ、住民の意見が反映されにくくなるのではとの懸念を払拭するとともに、合併や分権時代に対応できる地域住民自治のしくみを確立する。さらには、住民活動の活性化により住民起点の参画と行政との協働によるまちづくりを可能とするしくみを構築することにより、当町の特色である農業を含めた地域産業(稲庭うどん、三梨牛、川連漆器、駒形リンゴなど)を生かした地域経済の活性化と持続可能な発展につなげていく。	補助金適正化法処分制限への優遇措置	地域住民自治機能の強化等を図る上で住民活動の拠点施設の整備が早急に必要不可欠であり、既存施設を有効活用しリニューアル(増築・改装)により拠点施設整備を計画しているが、国補助事業により整備されたものであり財産処分制限期間に満たないため、補助金を所管する各省庁の長の承認の可否とともにそれぞれの施設で所管省庁が異なるため承認のための手続きが大きな課題となっています。 「住民活動拠点施設」等整備のため、補助目的外での使用の承認条件の緩和(各省各庁の長の耐用年数等の承認基準の緩和、または、地方公共団体が利用方法を検討し地方議会で検討を行い議決された場合は、補助金適正化法22条を適用せず国庫補助を返還しない目的外使用できる等)と同一の補助目的外使用について包括的な承認をしていただくことによる手続きの簡素化等についての支援措置を必要としております。	地区自治連絡協議会の活動拠点となる『住民活動拠点施設』として計画している6ヶ所の施設うち、稲庭・三梨・川連地区においては、下記の国補助事業により整備した施設4ヶ所をリニューアル(増築)し、既存施設を有効活用することにより整備する。 ・稲庭地区:「勤労青少年ホーム」 ・三梨地区:川東地区として「三梨老人憩の家」、川西地区として「克雪管理センター」 ・川連地区:「農村環境改善センター」 また、当町において3つの大きな集落(大館・久保・八面)における活動拠点となる施設についても同様に整備を行う。 ・大館集落:「川連老人憩の家」 ・久保集落:「健康管理センター」 ・八面集落:「駒形老人憩の家」
秋田県	秋田県	高齢化に対応したまちづくり構想	秋田県は、全国でもトップレベルの高齢化先進県であり、高齢化社会への対応が喫緊の課題となっている。このため、高齢者に特に必要なサービスの提供と高齢者に配慮したまちづくりを進める。 学校給食センターでの高齢者向け配食サービスの実施(市町村) 高齢者移送サービスの実施(社会福祉法人、NPO等) 高齢者が安心して買い物ができる商店街づくり(市町村) こうした取組を進めることにより、高齢者の活動の活発化やコミュニティの再生、商店街の活性化などが一体的に促進され、地域経済の活性化や新たな雇用の創出が期待される。	学校給食センターにおける高齢者向け配食サービスの実施	学校給食センターを活用した高齢者用の食事サービスの実施 ・文部科学省と厚生労働省の施策の連携、一元化 ・学校栄養職員の業務要件緩和	高齢者への配食が地域の経済事情や自治体の財政事情で十分対応できない地域において、学校給食センターの機能や学校栄養職員を活用して、本来業務に支障のない範囲で高齢者用の配食サービスを実施する。 このことにより、地域における在宅及び施設入所高齢者の配食が行いやすくなり、地域に住む高齢者の生活利便性が向上する。また、効率的な施設の管理運営により市町村財政負担の軽減が図られる。
秋田県	秋田県	高齢化に対応したまちづくり構想	秋田県は、全国でもトップレベルの高齢化先進県であり、高齢化社会への対応が喫緊の課題となっている。このため、高齢者に特に必要なサービスの提供と高齢者に配慮したまちづくりを進める。 学校給食センターでの高齢者向け配食サービスの実施(市町村) 高齢者移送サービスの実施(社会福祉法人、NPO等) 高齢者が安心して買い物ができる商店街づくり(市町村) こうした取組を進めることにより、高齢者の活動の活発化やコミュニティの再生、商店街の活性化などが一体的に促進され、地域経済の活性化や新たな雇用の創出が期待される。	高齢者移送サービスの提供	公共交通機関が十分でない地域におけるボランティア輸送を促進する道路運送法第80条第1項にかかわる特例措置について、下記の事項についての要件緩和 ・実施事業者の要件緩和(「普通第2種免許を基本とすること」の撤廃) ・使用車両の要件緩和(「乗降を容易にするための装置を設けた自動車」の撤廃)	公共交通機関が十分でない地域において、ボランティア輸送を促進することにより、きめ細かな高齢者移送サービスが可能となることから、引きこもりがちの高齢者が気軽に外出することができるようになる。また、高齢者移送サービスを行う事業者が増え、高齢者の外出も増えることにより地域経済の活性化や新たな雇用の創出につながることを期待される。
秋田県	秋田県	高齢化に対応したまちづくり構想	秋田県は、全国でもトップレベルの高齢化先進県であり、高齢化社会への対応が喫緊の課題となっている。このため、高齢者に特に必要なサービスの提供と高齢者に配慮したまちづくりを進める。 学校給食センターでの高齢者向け配食サービスの実施(市町村) 高齢者移送サービスの実施(社会福祉法人、NPO等) 高齢者が安心して買い物ができる商店街づくり(市町村) こうした取組を進めることにより、高齢者の活動の活発化やコミュニティの再生、商店街の活性化などが一体的に促進され、地域経済の活性化や新たな雇用の創出が期待される。	高齢者が安心して買い物ができる商店街づくり	小規模商店街の総合的な整備が可能となるよう、まちづくり総合支援事業として行う要素事業について採択要件を緩和 ・歩道段差解消(特定交通安全施設等整備事業)について、事業費50,000千円以上の要件の撤廃 ・小規模公園設置(緑化重点地区整備事業)について、面積500㎡以上の要件の撤廃又は引き下げ ・共同駐車場設置について、駐車台数50台以上の要件の撤廃又は引き下げ	高齢者が安全・安心に買い物ができる商店街を整備することにより、商店街の魅力が向上し、買い物客の増加、賑わいの創出による地域経済の活性化や新たな雇用の創出が図られる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
秋田県	秋田県	過疎化した地域における交通手段の確保	秋田県では、多くの地域で人口減少・過疎化が進み、公共交通機関の撤退・縮小が余儀なくされ、経済、生活など様々な分野に影響を及ぼし、これが地域の活力を低下させている大きな要因の一つとなっている。 このため、過疎化が進んだ地域において、地域住民や来訪者の交通手段を確保するために、次の事業を行う。 タクシー事業への新規参入の促進(民間事業者) 自治体が保有するバスの有効活用(市町村) 宿泊施設が保有する車でを行う観光サービス(民間事業者) こうした取組を進めることにより、地域住民の利便性向上や観光産業など地域経済の活性化が図られる。	タクシー事業への新規参入促進	公共交通機関が十分でない過疎化が進んだ地域において、旅客運送の関係者との調整の下、タクシー事業への新規参入を促進するための旅客運送事業者の許可手続きの簡素化と要件緩和 ・公示第70号「一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」 法人タクシーの最低車両数の緩和、車庫及び休憩睡眠施設を設置義務の緩和 ・公示第81号「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)の申請事案の審査基準について」 個人タクシーの事業免許の要件緩和、営業区域の拡大	タクシー事業免許の要件緩和により、旅客運送業への新規参入を促進し、地域住民の移動手段の確保を図る。このことにより、地域の賑わいや地域のコミュニティが確保され、地域経済に資すると期待される。
秋田県	秋田県	過疎化した地域における交通手段の確保	秋田県では、多くの地域で人口減少・過疎化が進み、公共交通機関の撤退・縮小が余儀なくされ、経済、生活など様々な分野に影響を及ぼし、これが地域の活力を低下させている大きな要因の一つとなっている。 このため、過疎化が進んだ地域において、地域住民や来訪者の交通手段を確保するために、次の事業を行う。 タクシー事業への新規参入の促進(民間事業者) 自治体が保有するバスの有効活用(市町村) 宿泊施設が保有する車でを行う観光サービス(民間事業者) こうした取組を進めることにより、地域住民の利便性向上や観光産業など地域経済の活性化が図られる。	自治体が保有するバスの有効活用	公共交通機関が十分でない過疎化が進んだ地域において、自治体が保有するバスを本来業務に支障のない範囲で有効に活用するためのスクールバスの多目的利用の承認権限の委譲 ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の「各省各庁の長の承認」について、スクールバスの多目的利用の場合における文部科学大臣の承認権限の都道府県知事への委譲	補助事業で導入したスクールバスの多目的利用の承認権限を都道府県知事に委譲することにより、実態に応じたスクールバスの有効活用が可能となる。このことにより、地域内の公共施設や商店街、観光地などへの地域住民や来訪者の交通手段が確保され、地域内における人の動きが活発化し、地元商店街など地域経済の活性化につながることを期待される。
秋田県	秋田県	過疎化した地域における交通手段の確保	秋田県では、多くの地域で人口減少・過疎化が進み、公共交通機関の撤退・縮小が余儀なくされ、経済、生活など様々な分野に影響を及ぼし、これが地域の活力を低下させている大きな要因の一つとなっている。 このため、過疎化が進んだ地域において、地域住民や来訪者の交通手段を確保するために、次の事業を行う。 タクシー事業への新規参入の促進(民間事業者) 自治体が保有するバスの有効活用(市町村) 宿泊施設が保有する車でを行う観光サービス(民間事業者) こうした取組を進めることにより、地域住民の利便性向上や観光産業など地域経済の活性化が図られる。	宿泊施設が保有する車両で行う観光サービス	公共交通機関が十分でない過疎化が進んだ地域において、旅客運送の関係者との調整の下、宿泊施設が保有する車両を使用した宿泊客に対する観光サービスを行う場合の旅客運送事業者の許可手続きの簡素化と要件緩和 ・公示第100号「一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」 最低車両数の要件緩和、車庫及び休憩睡眠施設設置義務の緩和	ホテルや旅館などの宿泊施設が宿泊客に対し自ら保有する車両で観光サービスを行うことにより、きめ細かい観光サービスの提供が図られ、地域の観光振興につながることを期待される。
山形県	新庄市	民産官による食品トレー類のリサイクル	本市は、美しい山々や田畑に囲まれた自然豊かな田園都市です。市はこの豊かな自然を後世に引継ぐ大切さを痛感し、環境保全都市宣言を行い、ISO14001を取得するなど、民・産・学・官が一体となった環境にやさしいまちづくりを進めています。食品トレーや発砲スチロールは現在焼却処理されていますが、市の工業団地に進出している企業、授産施設、市民グループによるリサイクルを目指しています。トレー類から再生トレーを製造するこの事業は、資源の循環だけでなく、社会福祉施設の経営安定化にも資するものです。	食品トレー等のリサイクルにおける再生利用廃棄物の拡大	食品トレーと発砲スチロールのリサイクルを目指しており、福祉施設、NPO、トレー再生企業、行政が一体となったシステム作りを行っています。将来的には行政域を越えた取組みとなるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第6項並びに第14条第1項及び第6項に規定する「専ら再生利用の目的となる廃棄物」の中に食品トレーと発砲スチロールを加えることを提案します。そのことにより、同法の許可を得ないで資源を循環させることができると考えます。	計画では、NPOが食品トレーと発砲スチロールをスーパー等から回収・選別し、社会福祉施設が所有する機械で再生トレーの原料となるペレットを製造する。そのペレットは市内の工業団地内にあるトレー製造会社が購入し、4層構造の再生トレーを製造し資源を循環させる。
山形県	大蔵村	住民ニーズと地域特性を活かしたまちづくり	教育の充実・産業の振興・福祉の充実の3つを構想の大きな柱とし、少子化対策、定住・交流の促進、安心・安全なまちづくり、高齢者福祉対策、地域経済の活性化、雇用の創出を図る。そのためには、過疎地域における学校・保育所等の補助金施設の目的外使用の容認と補助金にかかる特別措置 補助金により整備した農用地を目的外の農用地として利用した場合における使用の容認 白ナンバーの市町村営バスを自地内の観光地を案内する観光バスとして使用できるようにする緩和措置 が必要である。	補助事業整備農地転用の認容	以前酪農・畜産が盛んだった時代、大蔵村においても稲作の副業として奨励し、補助金等を利用して様々な設備投資がなされた。特に湯の台地域においては、大規模な採草地の整備がなされた。しかし、牛肉の輸入自由化等社会情勢の変化から、次々と酪農・畜産をやめる農家が出てきており、採草地もそれほど大規模に必要なくなってきた。そこで、他の畑作等に利活用したいが、補助整備後10年間という償却期間があり、目的外使用できない状態にある。そういった、補助金により整備された農用地を目的外の農用地としての利用を認容して頂き、大蔵村の産業の振興を図りたい。	補助金により整備された、湯の台地域の採草地を別の作物栽培に利用する。具体的には、そば・タラの芽・ラベンダーを栽培し、大蔵村の農産物の活性化を図る。特にラベンダーは、近隣で大規模に栽培している所もなく、観光資源としてはもとより、その花を摘み取り特産品としての利用も期待できる。その他にも、特産品となりうるものを試験栽培し、新たな産業振興を推進する。他の地域においても同様に、ふるさと産業の振興を図り、地域経済の活性化・農業分野での雇用の確保を進める。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
山形県	大蔵村	住民ニーズと地域特性を活かしたまちづくり	教育の充実・産業の振興・福祉の充実の3つを構想の大きな柱とし、少子化対策、定住・交流の促進、安心・安全なまちづくり、高齢者福祉対策、地域経済の活性化、雇用の創出を図る。そのためには、過疎地域における学校・保育所等の補助金施設の目的外使用の容認と補助金にかかる特別措置 補助金により整備した農用地を目的外の農用地として利用した場合における使用の容認 白ナンバーの市町村営バスを自地内の観光地を案内する観光バスとして使用できるようにする緩和措置 が必要である。	保育所・学校等補助金施設の目的外使用の認容	本村の過疎化による少子化は著しく、当初の予想を遥かに上回るものになっている。その結果、学校や保育所などは統合しなければ運営していけない状況になっている。特に赤松小学校においては、今年度入学生がゼロとなっており、なるべく早い時期での統合が必要になっている。そこで、統合した後の空き施設を有効利用し地域活力の増進・交流人口の増加・地域産業の活性化推進を図りたいが、建築間もない赤松小学校を大蔵小学校に統合し、施設を利活用する場合、国庫補助事業完了後10年という目的外使用制限期間があり、補助金返還が生じてくるため、制限期間の短縮をお願いしたい。また、他の補助金施設に関しても今後同様に統合・その他の理由により使用しなくなったものは、目的外使用の認容をお願いし、各地域での教育の充実・福祉の充実のための中心施設としての活用を図りたい。	保育所や学校の統合を進め空いた施設等を 歴史資料室・図書室・合宿所・宿泊通学体験所等、生涯学習施設として利用し、個性と魅力のある「ひとづくり」を進める。 グリーンツーリズム体験宿泊場所として利用し、交流人口の増加を進める。福祉相談室、保健センターとして利用し、健康で安心して暮らせる地域づくりを進める。 農産物加工・貯蔵施設や特産品開発所として利用し、地域産業の活性化を進める。 高齢者向け共同住宅や高齢者生きがいづくり拠点施設として利用し、福祉の充実を図る。 上記施設として利用することにより、新たな雇用を創出する。
山形県	大蔵村	住民ニーズと地域特性を活かしたまちづくり	教育の充実・産業の振興・福祉の充実の3つを構想の大きな柱とし、少子化対策、定住・交流の促進、安心・安全なまちづくり、高齢者福祉対策、地域経済の活性化、雇用の創出を図る。そのためには、過疎地域における学校・保育所等の補助金施設の目的外使用の容認と補助金にかかる特別措置 補助金により整備した農用地を目的外の農用地として利用した場合における使用の容認 白ナンバーの市町村営バスを自地内の観光地を案内する観光バスとして使用できるようにする緩和措置 が必要である。	白ナンバーでの村営バス有償観光運送の許可	本村において観光地である肘折温泉には、年間約17万人の観光客が訪れるが、その周辺には、湯の台や棚田のある四ヶ村地区といった観光資源がある。しかし、移動するための交通手段に非常に不便を来している状況である。そこで、村営バスを利用し、観光用交通手段として用いたい。白ナンバーのままでの事業を認めて頂ければ、タクシー会社等もない村なので、観光以外にも多大なる経済活性化効果が得られる。	平成12年度より本村では村営バスを運行しているが、過疎化による乗客数の減少や、財政的な問題から、運行回数を減らしたり、路線数の廃止も検討されている状況である。それにより、空いた時間に観光客を有償で運送し、観光ポイント間の移動手段を確保し、滞在型観光誘客を推進する。その結果として、観光はもとより、その効果により経済の活性化や新たな雇用の創出を図る。
山形県	山形県	やまがたニュービジネス創生プラン	街中居住を支える生活支援ビジネスへの創出支援、及びこれら担い手に対する地域金融の新たな仕組みの創設	街中居住を支える生活支援サービスの創出支援のための助成制度の弾力的運用	商店街等活性化事業のうち、空き店舗対策事業及び活性化対策事業について、補助対象者としてNPO法人を追加するもの。	NPO法人が主体となって、商店街の空き店舗を活用し近隣居住者に対し生活支援サービスを提供するビジネスや、地域特有の資源である「蔵」を活用した生活に潤いを与えるスポットを提供する取組みなどが計画されている。
山形県	山形県	やまがたニュービジネス創生プラン	街中居住を支える生活支援ビジネスへの創出支援、及びこれら担い手に対する地域金融の新たな仕組みの創設	地域内配送ビジネスの創出支援のための貨物自動車運送事業法の弾力的運用	商店街振興組合または非法人組織の商店街(以下「商店街等」)が、会員制度を導入し、会費収入により、構成員が所有する家用車、マンパワー等を持ち寄って、会員に限定した共同宅配事業を実施する場合にあっては、商店街等を一つの「事業者」としてとらえ、自家商品を配達するものとみなし、貨物自動車運送事業法の適用を除外すること。また、これをNPO法人が代行する場合も同様の取り扱いとすること。	構想地域内の「商店街等」において、左欄のような仕組みで、同組合の構成員店舗の取り扱い商品の共同配送サービス事業を実施する計画がある。新しい生活支援サービスの創出が期待されるとともに、中心商店街の活性化にもつながるものと考えられる。
山形県	山形県	やまがたニュービジネス創生プラン	街中居住を支える生活支援ビジネスへの創出支援、及びこれら担い手に対する地域金融の新たな仕組みの創設	地域密着型の生活支援サービスの育成のための信用保証制度の要件緩和	地域密着型の生活支援サービスの担い手となりうる、小規模な商業・サービス事業者に対する資金供給の円滑化を図るため、小額融資保証制度特別小口(限度額1,250万円、保証期間7年以内)の制度利用対象者について、現行の「5人以下」から、「10人以下」まで要件を緩和すること。	県の金融担当窓口へ寄せられる相談事例の中にも、当該提案に適用事例が数多く見受けられる。保証要件の緩和により、地域の生活支援サービスの創出が図られる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
山形県	山形県	やまがたニュービジネス創生プラン	街中居住を支える生活支援ビジネスへの創出支援、及びこれら担い手に対する地域金融の新たな仕組みの創設	地域密着型の生活支援サービスの担い手の育成のための信用保証制度の要件緩和	地域密着型の生活支援サービスの担い手となりつつある小規模な事業者が、小額融資保証制度特別小口を利用した場合、他の保証制度が利用できない。商業・サービス業分野に新分野進出を図る場合に限り、他の保証制度の利用を可能にするもの。	小額融資保証制度を利用し、保証期間の7年以内に、商業・サービス業分野への新分野進出を図り、事業の拡大を目指す意欲ある事業者が相当数想定され、保証要件の緩和により地域内の活性化が期待される。
山形県	山形県	やまがたニュービジネス創生プラン	街中居住を支える生活支援ビジネスへの創出支援、及びこれら担い手に対する地域金融の新たな仕組みの創設	地域密着型の生活支援サービスの担い手の育成のための信用保証制度の要件緩和	地域密着型の生活支援サービスの多様な担い手を創出するため、「農業を営んでいた者」が「新たに商業・サービス業」を創業する場合、新事業創出促進法に基づく信用保証制度の利用を可能にするもの。	商店街の空き店舗を活用した農家レストランや、街中居住者を対象とした農産物の産地直送の販売など、多様なビジネスの創出が期待される。
山形県	山形県	やまがたニュービジネス創生プラン	街中居住を支える生活支援ビジネスへの創出支援、及びこれら担い手に対する地域金融の新たな仕組みの創設	地域密着型の生活支援サービスの担い手の育成のための信用保証制度の要件緩和	地域密着型の生活支援サービスの担い手としてNPO法人の役割が大きくなってきている。収益事業を行うNPO法人が地域密着型の生活支援サービスに取り組む場合に中小企業信用保証制度の対象事業者に追加するもの。	県内のNPO法人のうち、介護保険に基づくサービス事業所として25法人が認定され収益事業を行っている。また、NPO法人が様々な分野の生活支援サービスに取り組もうとする動きが見られる。
山形県	山形県	「超精密技術集積特区」推進プラン	「超精密技術集積特区」構想の着実な推進に向けた、研究開発に対する支援の集中と産業集積の受け皿の機能強化	公募型研究開発助成事業の優先的採択	「有機エレクトロニクスバレープロジェクト」及び「超精密加工テクノロジープロジェクト」に参画する産・学・官のいずれかの事業主体が、経済産業省及び文部科学省が所掌する公募型研究開発助成事業に助成金の交付申請を行った場合、優先的に採択するもの。	「有機エレクトロニクスバレープロジェクト」では、昨年11月に開所した「有機エレクトロニクス研究所」を核に、20社を超える企業との共同研究を、「超精密加工テクノロジープロジェクト」でも、県内企業62社で構成する金型・精密加工技術研究会のメンバーを中心に共同研究を、それぞれ実施することとしている。多岐にわたる研究開発テーマが予想され、研究成果の企業化を支援するための集中的な支援が望まれている。
山形県	山形県	「超精密技術集積特区」推進プラン	「超精密技術集積特区」構想の着実な推進に向けた、研究開発に対する支援の集中と産業集積の受け皿の機能強化	地方拠点法に基づく業務団地への誘導業種の拡充	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置に関する法律(以下「地方拠点法」という。)に定める「産業業務施設」に、現行の事務所、営業所その他の業務施設に加え、工場施設を加えるもの。	「有機エレクトロニクスバレープロジェクト」及び「超精密加工テクノロジープロジェクト」が目指す「超精密技術」関連産業の集積を実現するため、「超精密技術集積特区」内にある、地方拠点法に基づいて整備された「米沢オフィシャルカティア団地」への工場施設の立地を可能にするもの。
山形県	山形県	やまがた産業ルネッサンスプラン	地域産業再生の鍵を握る「ものづくり産業の再生」「観光産業の振興」「建設業の新分野進出」「情報インフラの整備」を積極的に推し進めるための、各種施策の弾力的運用	ものづくり産業のコーポレート支援のための補助事業の弾力的運用	国庫補助事業で整備した職業訓練施設や県立高校を活用し、企業のコーポレート施設に転用する場合、補助金返還義務を免除するもの。	廃止した県立の職業訓練施設や県立高校を活用したコーポレート施設に、複数の企業が入居して、企業間の交流を通じて技術の向上や共同受注の推進を図るもの。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
山形県	山形県	やまがた産業ルネッサンスプラン	地域産業再生の鍵を握る「ものづくり産業の再生」「観光産業の振興」「建設業の新分野進出」「情報インフラの整備」を積極的に推し進めるための、各種施策の弾力的運用	ものづくり産業の設備リニューアル支援のための資金要件の緩和	零細企業の設備取得事業を対象とした小規模事業者設備導入資金については、貸付対象者は原則として事業者規模が20人以下で、特認の50人以下の事業者への貸付額は全体の25%以内とされているものを、特認企業への貸付割合を50%まで緩和するもの。	労働集約的な生産形態をとどめているニット、铸物、食料品等の生活関連型の地場産業を中心に安定的な設備資金の供給を図るもの。
山形県	山形県	やまがた産業ルネッサンスプラン	地域産業再生の鍵を握る「ものづくり産業の再生」「観光産業の振興」「建設業の新分野進出」「情報インフラの整備」を積極的に推し進めるための、各種施策の弾力的運用	温泉観光地の2次交通の整備促進のための道路運送法の弾力的運用	温泉旅館組合または非法人組織の温泉組合が、構成員が所有する自家用マイクロバス、マンパワー等を持ち寄って、最寄りの駅から温泉地まで共同で宿泊客の送迎サービスを行う場合にあっては、温泉旅館組合等を一つの「事業者」としてみなし、道路運送法の適用を除外するもの。	県内の温泉組合において、宿泊客の共同送迎事業に取り組む機運が高まりつつあり、具体的な計画の検討に入ったところも出てきている。
山形県	山形県	やまがた産業ルネッサンスプラン	地域産業再生の鍵を握る「ものづくり産業の再生」「観光産業の振興」「建設業の新分野進出」「情報インフラの整備」を積極的に推し進めるための、各種施策の弾力的運用	温泉観光地の景観整備促進のための補助事業の要件緩和	温泉観光地の景観基盤等の整備を重点的に進めるため、中心市街地等商店街活性化施設整備補助金の補助対象者に、「宿泊業者や観光関連業者が中心となる組合等」及び「非法人組織の団体等」を加えるもの。	県内全ての温泉地単位で、旅館、観光事業者、行政等で構成する活性化懇談会を開催し、温泉地の活性化方策について検討を進めており、景観基盤の整備に急いで取り組むべきとのコンセンサスの形成が図られつつある。
山形県	山形県	やまがた産業ルネッサンスプラン	地域産業再生の鍵を握る「ものづくり産業の再生」「観光産業の振興」「建設業の新分野進出」「情報インフラの整備」を積極的に推し進めるための、各種施策の弾力的運用	アグリビジネスへの参入促進のための信用保証制度の要件緩和	他産業から農業への参入促進するため、中小企業信用保証制度の対象業種として限定的に認められている工場の生産設備を備えた非土地利用型の「農業的事業」として、新たに果菜・葉菜類や花卉等の「水耕方式の栽培事業」を加える。	本県では国を上回る水準で公共事業の縮減を図っていることから、県では建設業懇話会を設置して、新分野進出を巡る議論を業界とともに進めて経緯があり、建設業の新分野進出支援の機運が高まりつつある。
山形県	山形県	やまがた産業ルネッサンスプラン	地域産業再生の鍵を握る「ものづくり産業の再生」「観光産業の振興」「建設業の新分野進出」「情報インフラの整備」を積極的に推し進めるための、各種施策の弾力的運用	国土交通省の光ファイバ開放手続きの簡素化並びに開放区間の拡大	河川・道路管理用光ファイバの開放については、毎年国土交通省において開放区間を定め、年間1回の申込期間に受付、申込者間の調整、開放決定を行っているところである。その手続き等について簡素化・迅速化並びに開放区間の拡大を要望するもの。	携帯電話の鉄塔から電気通信事業者の情報通信網までの通信回線について、国土交通省の光ファイバ(道路)を借り受け、不感解消を図るもの。
山形県	山形県	山形いきいき園芸産地創出構想	地域の特徴を活かした野菜等の産地づくりに取り組みやすい環境をつくるため、補助制度などの効率的な活用を図るとともに、地域特産農産物の栽培に使用する登録農薬を拡大することで安定的な生産を行っていく。 また、農業従事者の減少・高齢化が進む中で、他産業からの新たな参入も含めた生産性の高い農業経営体による農地の利用、新規就農の促進を図っていく。 加えて、地域の直売施設や青空市などを一層活用して、地域の消費者と生産者との連携を強化しながら農業を中心とした地域の活性化を促進する。	農業分野特定政令指定県制度	農業分野に特定した政令指定県制度を創設し、各種補助事業に係る事務権限(箇所付け、事業配分等)を指定県に委譲する。	農業分野に特定し、一定の要件(一定規模の農業産出額など)を満たす県を農業特定政令指定県に指定する。指定県に対し各種補助事業(生産振興総合対策事業等)について権限委譲を一括して行うことにより、面積や補助率などの一律の要件を廃し、地域重点作物の設定や雇用創出の効果などを加味した弾力的な助成を行うことにより、地域に即した効果的な事業展開を可能にする。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
山形県	山形県	山形いきいき園芸産地創出構想	<p>地域の特徴を活かした野菜等の産地づくりに取り組みやすい環境をつくるため、補助制度などの効率的な活用を図るとともに、地域特産農産物の栽培に使用する登録農薬を拡大することで安定的な生産を行っていく。</p> <p>また、農業従事者の減少・高齢化が進む中で、他産業からの新たな参入も含めた生産性の高い農業経営体による農地の利用、新規就農の促進を図っていく。</p> <p>加えて、地域の直売施設や青空市などを一層活用して、地域の消費者と生産者との連携を強化しながら農業を中心とした地域の活性化を促進する。</p>	登録農薬の適用作物の拡大	<p>農薬登録の申請に係る適用作物の範囲については、通常登録作物名として使用されるグループにその他の作物を加えて範囲を指定することができる取扱いとする。</p>	<p>食用菊、セイサイ、オカヒジキなど数多くの作物が県内で作付けされているが、全国的な生産量が少ないこれらの作物は登録農薬が少ないため生産に支障をきたしている。そのため、このような作物にも登録農薬が適用できるように、作物別登録制度の見直しを図る。</p>
山形県	山形県	山形いきいき園芸産地創出構想	<p>地域の特徴を活かした野菜等の産地づくりに取り組みやすい環境をつくるため、補助制度などの効率的な活用を図るとともに、地域特産農産物の栽培に使用する登録農薬を拡大することで安定的な生産を行っていく。</p> <p>また、農業従事者の減少・高齢化が進む中で、他産業からの新たな参入も含めた生産性の高い農業経営体による農地の利用、新規就農の促進を図っていく。</p> <p>加えて、地域の直売施設や青空市などを一層活用して、地域の消費者と生産者との連携を強化しながら農業を中心とした地域の活性化を促進する。</p>	アグリビジネス進出促進	<p>国庫補助事業の採択要件を緩和し、農業法人が新たな事業展開を図る場合なども採択できるようにすることにより、総合的なアグリビジネスへの発展を促進する。</p>	<p>国庫補助事業の採択要件である受益農家3戸以上の要件を緩和し、農業法人が新たな事業展開を図る場合などの提案型事業も採択できるようにする。</p>
山形県	山形県	山形いきいき園芸産地創出構想	<p>地域の特徴を活かした野菜等の産地づくりに取り組みやすい環境をつくるため、補助制度などの効率的な活用を図るとともに、地域特産農産物の栽培に使用する登録農薬を拡大することで安定的な生産を行っていく。</p> <p>また、農業従事者の減少・高齢化が進む中で、他産業からの新たな参入も含めた生産性の高い農業経営体による農地の利用、新規就農の促進を図っていく。</p> <p>加えて、地域の直売施設や青空市などを一層活用して、地域の消費者と生産者との連携を強化しながら農業を中心とした地域の活性化を促進する。</p>	農業生産法人要件の緩和	<p>農業生産法人の要件の一部を緩和する(役員要件を「農業に常時従事する役員が1名以上」とする)ことにより、他産業からの農業参入を促進する。</p>	<p>農業生産法人の要件の一部を緩和する(役員要件を「農業に常時従事する役員が1名以上」とする)ことにより、他産業からの農業経営参入を促進する。</p>
山形県	山形県	山形いきいき園芸産地創出構想	<p>地域の特徴を活かした野菜等の産地づくりに取り組みやすい環境をつくるため、補助制度などの効率的な活用を図るとともに、地域特産農産物の栽培に使用する登録農薬を拡大することで安定的な生産を行っていく。</p> <p>また、農業従事者の減少・高齢化が進む中で、他産業からの新たな参入も含めた生産性の高い農業経営体による農地の利用、新規就農の促進を図っていく。</p> <p>加えて、地域の直売施設や青空市などを一層活用して、地域の消費者と生産者との連携を強化しながら農業を中心とした地域の活性化を促進する。</p>	農地下限面積制限の緩和	<p>農地下限面積の制限を緩和し、小規模の農地需要にも対応することにより、施設園芸などで農地を利用していない農業法人等の農地を利用した経営の拡大、生産の多角化を促進する。</p>	<p>施設園芸などで現在農地を利用していない農業法人が農地を取得して経営の拡大、生産の多角化を図る場合は農地取得の下限面積要件を適用しない。</p>
山形県	山形県	山形いきいき園芸産地創出構想	<p>地域の特徴を活かした野菜等の産地づくりに取り組みやすい環境をつくるため、補助制度などの効率的な活用を図るとともに、地域特産農産物の栽培に使用する登録農薬を拡大することで安定的な生産を行っていく。</p> <p>また、農業従事者の減少・高齢化が進む中で、他産業からの新たな参入も含めた生産性の高い農業経営体による農地の利用、新規就農の促進を図っていく。</p> <p>加えて、地域の直売施設や青空市などを一層活用して、地域の消費者と生産者との連携を強化しながら農業を中心とした地域の活性化を促進する。</p>	農振地域整備計画の変更手続きの簡素化	<p>市町村が行う農振除外等、農業振興地域整備計画の変更に対する県の同意を不要とする。</p>	<p>農地を活用した雇用創出を図るため、市町村が行う農振除外等、農業振興地域整備計画の変更に対する県の同意を不要とする。</p>
山形県	山形県	山形いきいき園芸産地創出構想	<p>地域の特徴を活かした野菜等の産地づくりに取り組みやすい環境をつくるため、補助制度などの効率的な活用を図るとともに、地域特産農産物の栽培に使用する登録農薬を拡大することで安定的な生産を行っていく。</p> <p>また、農業従事者の減少・高齢化が進む中で、他産業からの新たな参入も含めた生産性の高い農業経営体による農地の利用、新規就農の促進を図っていく。</p> <p>加えて、地域の直売施設や青空市などを一層活用して、地域の消費者と生産者との連携を強化しながら農業を中心とした地域の活性化を促進する。</p>	農地転用許可権限の委譲	<p>2ha～4haの転用案件の大協議廃止、4haを超える転用案件の許可権限を県知事権限とする。</p>	<p>農地転用で雇用創出を図るため、2ha～4haの転用案件の大協議廃止、4haを超える転用案件の許可権限を県知事権限とする。</p>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
山形県	山形県	山形いきいき園芸産地創出構想	<p>地域の特徴を活かした野菜等の産地づくりに取り組みやすい環境をつくるため、補助制度などの効率的な活用を図るとともに、地域特産農産物の栽培に使用する登録農薬を拡大することで安定的な生産を行っていく。</p> <p>また、農業従事者の減少・高齢化が進む中で、他産業からの新たな参入も含めた生産性の高い農業経営体による農地の利用、新規就農の促進を図っていく。</p> <p>加えて、地域の直売施設や青空市などを一層活用して、地域の消費者と生産者との連携を強化しながら農業を中心とした地域の活性化を促進する。</p>	農業用施設用地の課税緩和	農業用施設用地の宅地並み課税の緩和等を図る。	ガラスハウス等の農業用施設用地に対する固定資産税の課税については、一般の宅地と異なる有利な扱いとする。
山形県	山形県	山形いきいき園芸産地創出構想	<p>地域の特徴を活かした野菜等の産地づくりに取り組みやすい環境をつくるため、補助制度などの効率的な活用を図るとともに、地域特産農産物の栽培に使用する登録農薬を拡大することで安定的な生産を行っていく。</p> <p>また、農業従事者の減少・高齢化が進む中で、他産業からの新たな参入も含めた生産性の高い農業経営体による農地の利用、新規就農の促進を図っていく。</p> <p>加えて、地域の直売施設や青空市などを一層活用して、地域の消費者と生産者との連携を強化しながら農業を中心とした地域の活性化を促進する。</p>	就農準備支援の拡充	就農形態の多様化に即した大学や農業法人等での受入研修制度を国庫補助の対象事業とする。	就農形態の多様化に即して、農業後継者への教育の他、就農のため実地技術を習得するための受入研修制度など、大学や農業法人等が連携して、準備期間から独立期まで一体となった支援を図る。
山形県	山形県	山形いきいき園芸産地創出構想	<p>地域の特徴を活かした野菜等の産地づくりに取り組みやすい環境をつくるため、補助制度などの効率的な活用を図るとともに、地域特産農産物の栽培に使用する登録農薬を拡大することで安定的な生産を行っていく。</p> <p>また、農業従事者の減少・高齢化が進む中で、他産業からの新たな参入も含めた生産性の高い農業経営体による農地の利用、新規就農の促進を図っていく。</p> <p>加えて、地域の直売施設や青空市などを一層活用して、地域の消費者と生産者との連携を強化しながら農業を中心とした地域の活性化を促進する。</p>	就農支援制度融資の充実	就農支援資金を貸付している青年農業者等育成センターについても、他の制度資金と同様に、農業信用基金協会の債務保証制度の対象とする。	就農支援資金を貸付している青年農業者等育成センターについても、他の制度資金と同様に、農業信用基金協会の債務保証制度の対象とし、新規就農希望者の信用力を補完した円滑な融資制度を充実させる。
山形県	山形県	山形いきいき園芸産地創出構想	<p>地域の特徴を活かした野菜等の産地づくりに取り組みやすい環境をつくるため、補助制度などの効率的な活用を図るとともに、地域特産農産物の栽培に使用する登録農薬を拡大することで安定的な生産を行っていく。</p> <p>また、農業従事者の減少・高齢化が進む中で、他産業からの新たな参入も含めた生産性の高い農業経営体による農地の利用、新規就農の促進を図っていく。</p> <p>加えて、地域の直売施設や青空市などを一層活用して、地域の消費者と生産者との連携を強化しながら農業を中心とした地域の活性化を促進する。</p>	公共施設、都市公園等の活用	都市公園等で生産団体等が青空市などを開催できるように占用許可制限を緩和する。	生産者団体等が青空市などで都市公園等を使用しようとする場合の規制を緩和して、定期的な市などを開催しやすくする。
山形県	山形県	山形いきいき園芸産地創出構想	<p>地域の特徴を活かした野菜等の産地づくりに取り組みやすい環境をつくるため、補助制度などの効率的な活用を図るとともに、地域特産農産物の栽培に使用する登録農薬を拡大することで安定的な生産を行っていく。</p> <p>また、農業従事者の減少・高齢化が進む中で、他産業からの新たな参入も含めた生産性の高い農業経営体による農地の利用、新規就農の促進を図っていく。</p> <p>加えて、地域の直売施設や青空市などを一層活用して、地域の消費者と生産者との連携を強化しながら農業を中心とした地域の活性化を促進する。</p>	直売所でのJAS法表示規制の緩和	直売所においてはJAS法表示規制を一部緩和し、特色ある表示方法を可能とする。	産地直売所で販売される農作物については、JAS法の品質表示基準を緩和し、特色ある表示を可能とする。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
山形県	(株)メルサ	M & A を主体とした経営者再教育と中小企業経営者の第2創業支援	このビジネスモデルは、既存中小企業経営者が3セミナー全ての受講を条件として、創業資金の助成(又は融資)と、一定の資格審査を通過したFCビジネスの斡旋が受けられるものである。その3セミナーとは「M & Aによる会社再生」「起業力養成」「ビジネススキル開発」のセミナーである。企業破綻は経営者の再生決断遅れのケースが多く、中小企業経営者がM & Aの知識修得により、再生決断時期のタイミングと多角化第2創業の因果関係ができるものである。このビジネスモデルは、再生ノウハウ取得から創業まで融資とFCビジネス斡旋も付け加え、第2創業支援の一元化したシステムを中小企業経営者に提供するものであ。	中小企業経営者を対象とした助成金と融資の条件変更	創業に対する助成金と融資の制度は充実している現況であるが、その大半は自分のビジネスプランがあるものに対する制度である。本ビジネスはビジネスアイデアのない経営者に対しても、指定講座で教育をすることにより、資金提供とビジネスの斡旋を行おうとするものである。よって、助成や融資制度で現況の条件を排除し、指定講座受講という条件で助成や融資が可能となる支援資金を求めるものである。つまり、支援制度の融資と助成の決定権限の委譲を求めるものである。	創業に関する助成金や融資の制度は大半が、取組むビジネスがあり、そのビジネスを起業する資金調達为目的である。創業の反面、起業破綻が急増している。中小企業にはM & Aという企業存続と発展の戦略が浸透されておらず、M & Aを知ることにより、事業転換、多角化の重要性を認識できる。中小企業経営者は、経営実践力をもっているが、多角事業への種を見つけ起業することには案外不得手である。このネックを解決させる為に、経営者再教育の講座を開催し、認定試験に合格した中小企業経営者に対し、無担保・無保証人にて助成・融資と共にあらゆるフランチャイズビジネスを斡旋しようとするものである。フランチャイズビジネスには経営ノウハウがあり、経営実践経験者である中小企業経営者にとっては、新事業のノウハウを既存事業の経営に重複させ展開することができ。又、M & Aという経営戦略を学ぶことにより、決断遅れでの企業破綻を防止することになり、雇用の維持と、第2創業による新雇用に地域産業の活性化が実現できるものである。
山形県	個人	県民福祉競馬場の創生計画	県が設置し民間が委託を受ける形で企画・運営する公設民営県民福祉競馬場	1.競馬法第1条の改正「都道府県もしくは指定を受けた市町村地方自治体にのみ許可される」2.公設民営競馬の許認可	1.競馬法を改正し、公設民営での許認可が受けられるようにする 2.都市計画における用途指定地域規制の緩和 3.農振地域・農地の多目的使用の許認可	1.競走馬育成訓練事業 2.馬場馬術馬育成訓練事業 3.誘導馬育成訓練事業 4.温泉を利用した家畜・ペットの保養・療養センター事業 5.元気老人・中高年婦人コミュニティーセンター事業 6.観光客周遊案内乗用車による市内循環交通事業
福島県	熱塩加納村	地域新エネルギービジョンの推進	本村では、村づくり・地域づくりの基本方針である「自然との共生」に向けて新エネルギーの推進を図っており、平成11年度に策定した「熱塩加納村地域新エネルギービジョン」を基に、温泉の余剰熱を利用した温水温度差発電システムに取組んでいます。媒体にアンモニアを使用したアンモニアランキンサイクルで、環境への負荷が少なく、二酸化炭素等の温室効果ガスの発生がほとんどないことから、地球温暖化対策として有効なエネルギーです。平成14年度には(株)前川製作所(本社:東京)がNEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)の助成を受け、本村の地域保健福祉センターに供給している温泉を利用した実験が終了していますが、現在は温水温度差発電システムの本格的な稼働に向け、電気事業法を含めた種々の問題のクリアーに取組んでいます。	電気事業法の規制緩和	本村が検討している温水温度差発電システムは、電気事業法上、発電設備の種類としては、火力の汽力の分野に該当すると解釈されるが、風力・太陽光・水力・火力の内燃力と同様、発電力の小規模な温水温度差発電等は「小出力発電設備」とし、一般用電気工作物として指定となるよう電気事業法の規程を見直し願いたい。例:電気事業法施行規則第48条第4項に「汽力を原動力とする火力発電設備であって出力20キロワット未満のもの」を加える。	本村では、平成11年度に策定した「熱塩加納村地域新エネルギービジョン」に基づき、平成14年度に(株)前川製作所がNEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)の助成を受けて温水温度差発電システムを開発し実験も成功し終了している。今後は本村が主体となって温水温度差発電システムによる発電を検討している。「小出力発電設備」として該当すれば当該システムによる新エネルギー事業に容易に着手することができるものと考え。また、本村が、約20年前から「自然との共生」を目標に推進している有機農業の更なるイメージアップによる農産物への付加価値、観光の振興などへの経済的な効果のほかに、全国に約26000箇所ある源泉の数パーセントでこのシステムが稼働したとすれば、地球環境の保全の面からも大変大きな効果があるものと考えられる。
福島県	熱塩加納村	有機農業の推進	本村では、村づくり・地域づくりの基本方針である「自然との共生」に向けて昭和55年から有機農業を实践し、都市農村との交流、食農教育、農業体験等を推進し交流人口の増加の推進を図っております。村が一丸となり有機農業に取り組んでいる例は全国でも多くの例をみないと考えられる、近い将来有機栽培による水稲栽培は80%を目標に推進し、食の安全・安心のため、また地域活性化のため有機農業の取り組みやすい環境の整備等に取組んでいます。	有機農産物の日本農林規格の緩和	有機農産物の日本農林規格(平成12年1月20日農林水産省告示第59号)中第4条の輸送、選別、調整、洗浄、貯蔵、包装に係るもの内特に、収穫調整のための機械及び施設への二重投資や洗浄等に要する多大な労力の投入が避けられるようにしてほしい。	本村においては、有機無・低農薬栽培については、昭和55年から取り組み20余年に亘り村一丸となり取り組み、実践してきたところでありますが有機JAS規格承認の複雑、経費の問題等認証を受けやすい制度、実態にあった取り組みやすい誘導策の実現をはかり有機農業の認証を受け、有機JAS規格の原則に則り有機農産物の生産拡大に努める。
福島県	福島県小高町	水利権調整による地域再生計画	日本は、2006年をピークとして人口減少時代になる中で、これまで整備した社会資本を有効活用することによって国民生活の向上を図らなければならない。このためには、農業情勢(作付面積)にあった農業用水の転用を図り、転用で得た水資源を有効活用することによって、農業及び新規企業誘致による新規就労者の確保を図る。	合理的な水利権調整による農業用水の多目的用水への転用	現在、国営請戸川地区農業水利事業により、農林水産省が得ている水利権(慣行水利権及び許可水利権)について、地域(河川毎)の特性を反映させた水利権使用のルール化及び農業情勢(作付面積)にあった年毎の慣行水利権の明確化を図り、農業用水の転用の簡素化を可能とする。	国の関与しない水利権調整委員会(仮称)の組織で水利権調整を行う。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	埴町	埴町森林林業再生プロジェクト	木材価格の低迷や後継者不足から林業や木材産業の活力が最近とみに低下しているが、山林は国土保全や水源涵養そして地球温暖化防止など公益的機能が計り知れないばかりでなく木材生産機能を有するものとして地域にとってもかけがえのない財産になっている。この財産に地域住民が積極的な関わりを持つことによって良好な自然景観の保全や林産物の安定供給を図り山林地域の経済の活性化や雇用創出につなげる。	森林施業に係る補助事業の採択基準緩和と林業振興の為の財政支援	・補助事業採択基準の緩和 現行の森林整備に係る補助事業の認定要件の緩和 ・林業振興の為の財政支援 国土保全の見地から積極的な財政支援	作業道、林道の開設(効果:森林施業の効率化、雇用の創出) 積極的な森林施業の実施(効果:雇用の創出、森林環境の整備、良質材の生産) 里山整備(効果:自然環境保全、観光資源として活用) 製材工場のレベルアップ(効果:良質製材品の生産、高付加価値材の生産) 高付加価値製品生産の為の組織整備(効果:素材の供給だけにとどまらず住宅建築の部材生産まで行う組織を立ち上げ木材に付加価値を付ける) 建築関連業種の組織化による木材の消費拡大を目指す バイオマス利活用促進(森林に積極的に手を加える事によって増大する未利用間伐材や林地残材、その他木質系廃棄物を利用して資源循環に努め地球温暖化防止も目指す。) 上記事業を有機的に連携させることにより雇用創出と地域経済の活性化が期待できる。
福島県	大玉村	新規企業の立地による地域振興	地域経済の活性化と地域雇用の創出に資するため、土地利用計画に基づいた、企業の立地を促進し地域住民の雇用と所得の安定確保を図ることが緊急の課題であることから、農地の開発に係る許可を迅速化するため、農地転用の許可権限を市町村に移譲する。	農地転用に関する権限の移譲	現在、農林水産省が許可している農地転用について、市町村で許可が可能とする。	地域経済の活性化と地域雇用の創出に資するため、土地利用計画に基づいた、企業の立地を促進する。
福島県	会津高田町	雇用創出再生事業	本町の工業団地は、平成8年3月完成以来、企業誘致に努めて参りましたが、長引く不況により、現在の売却面積は8.8haと当初の計画を大幅に下回り、売却残は7.9haに達しております。近年は企業立地の引合いがなく、利子負担により地価のアップが懸念されるため、町基金から低利で借入し、利子負担の軽減をはかっております。また、会津方は経済環境面から他地区にくらべメリットが少なく、過疎地域自立促進特別措置法第31条を支援策として、企業立地に努めているところでありますが、支援措置の追加が必要であると考えております。このため、町民税法人税割分の課税免除の追加と、固定資産税の課税免除を地方交付税に措置して置き、措置額を元に基金を設置し雇用対策を推進する計画であります。さらに、本町は平成17年3月を目前に平成15年2月27日に会津高田町・新鶴村・会津本郷町の3町村で法定協議会を設置し町村合併を進めており、この建設計画の中で、複合文化施設の建設を計画しております。この工業団地造成事業は、資源エネルギー庁の電源立地特別交付金を受け都市計画法の工業地域として整備したところではありますが、複合文化施設として建設する場合、目的外施設として交付金の返還が問題となってきます。町村合併する場合の特例措置として返還免除措置を御願ひ致したく提案いたします。	過疎地域自立促進特別措置法第31条の措置期間10年に延長	過疎地域自立促進特別措置法第31条、地方税の課税免除及不均一課税の措置期間を10年に延長するとともに基準財政収入額からの控除期間もあわせて延長して欲しい。また、町民税の法人税割についても同様の措置を新設して欲しい。 上記の措置分を町では基金を設置し積立を行い、企業の新規採用に対して支援金を交付する。 町村合併に係る建設計画の中で、工業地域内に複合文化施設を計画しているが、工業用地造成に係る補助金の返還措置を免除して欲しい。	財政状況の厳しい中で、雇用創出に向けた支援財源を確保するため、課税免除措置による財源を新規雇用した企業に対し交付する。
福島県	浅川町	自然林の保護による地域活性化計画	山林の特性を生かし、収益性の向上を図ると共に、水源かん養、治山・治水等多様な公益的な機能を高め、計画的な植林、林種改良を進めると共に自然とのふれあいの場、野外レクリエーションの場等としての利用を推進することにより、地域の活性化を促す。	土地取引における規制緩和、権限委譲	長期にわたって下落しつつ最近の地価動向から土地取引の活性化が必要である。特に山林の土地取引における面積要件の緩和と借地権設定における期間を延長する。	里山の樹種転換と周辺整備を行う。
福島県	須賀川市	道路規制による街中再生構想	本地域には、平成16年度に全天候型イベント広場(あきない広場)を建設することとなっていることから、これに合わせて、車の乗り入れを規制して商店街通りの歩行空間の確保を図り、イベント等を多数開催することにより、商店街の賑いを取り戻し、地域経済の活性化を図る。そのためには、道路交通法の規制緩和と道路法に基づく道路占用許可の権限移譲が必要である。	道路交通法第77条第1項の規制緩和	許可対象要件を緩和するとともに、イベントごとの許可申請ではなく、年間を通じたイベント計画について一回の許可申請で可能にする。	本地域には、平成16年度に全天候型イベント広場(あきない広場)を建設することとなっていることから、これに合わせて、車の乗り入れを規制して商店街通りの歩行空間の確保を図り、イベント等を多数開催することにより、商店街の賑いを取り戻し、地域経済の活性化を図る。そのためには、道路交通法の規制緩和と道路法に基づく道路占用許可の権限移譲が必要である。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	須賀川市	道路規制による街中再生構想	本地域には、平成16年度に全天候型イベント広場(あきない広場)を建設することとなっていることから、これに合わせて、車の乗り入れを規制して商店街通りの歩行空間の確保を図り、イベント等を多数開催することにより、商店街の賑いを取り戻し、地域経済の活性化を図る。そのためには、道路交通法の規制緩和と道路法に基づく道路占用許可の権限移譲が必要である。	道路法第32条に基づく道路(県道)占用許可にかかる権限移譲	イベントにかかる道路(県道)占用許可の権限を県から市へ移譲する。	本地域には、平成16年度に全天候型イベント広場(あきない広場)を建設することとなっていることから、これに合わせて、車の乗り入れを規制して商店街通りの歩行空間の確保を図り、イベント等を多数開催することにより、商店街の賑いを取り戻し、地域経済の活性化を図る。そのためには、道路交通法の規制緩和と道路法に基づく道路占用許可の権限移譲が必要である。
福島県	須賀川市	老朽密集地域再生事業	公園と店舗等が一体となった面的整備をすることにより、土地の集約化や街区再編を推進し、あわせて生活密着型商業地域として地域経済の活性化や雇用の創出を図る。また、地域の安全・安心なまちづくりに寄与する。	都市公園法第4条における建築物の建築面積の総計の規制緩和	都市公園法第4条の中で、都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の2をこえてはならないとする。	まちなかの低未利用地を整備し、交流人口の増加を図るため、緑陰、水辺等の潤い空間やイベント活用を広場を整備する。
福島県	須賀川市	老朽密集地域再生事業	公園と店舗等が一体となった面的整備をすることにより、土地の集約化や街区再編を推進し、あわせて生活密着型商業地域として地域経済の活性化や雇用の創出を図る。また、地域の安全・安心なまちづくりに寄与する。	都市公園法第4条における建築物の建築面積の総計の規制緩和	都市公園法第4条の中で、都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の2をこえてはならないとする。	まちなかの低未利用地を整備し、交流人口の増加を図るため、来街者の利便施設として東屋、トイレ及び物販施設を整備し、地域の活性化を図るとともに、雇用を創出し、まちなか低未利用地の有効活用先導プロジェクトとする。
福島県	大越町	児童の保育・教育の一体化計画	育児に関する心配、悩みに対する相談、支援と就学前児童の保育・教育を連携してできる機能の充実と体制づくりを進めることは、子育て中の親が安心して就労でき、少子化による様々な弊害をクリアでき、優秀な人材育成の基盤となる。	保育所建設事業補助金と幼稚園建設事業補助金の統合	厚生労働省の保育所施設整備事業補助金と文部科学省の幼稚園施設整備事業補助金を一元化し、幼児教育施設整備事業のための補助金とする。	老朽している保育所、幼稚園それぞれの施設を統合により改築する。
福島県	館岩村	新エネルギーによる地域再生計画	地球温暖化をはじめとする地球環境問題が顕在化する今日、環境負荷の少ない新エネルギーの導入促進が重要になっています。そこで村では、豊富なむ森林、雪、風、温泉熱など新しいエネルギー資源を活用した事業を創出、構築しながら雇用の安定を図る。	保安林解除の権限移譲	現在、一定の保安林解除については農林水産省が行っているが、1ヘクタール未満の解除については、市町村での解除を認める。	水源かんよう保安林内に風力発電の開発を行う。
福島県	国見町	遊休農地の利活用	本町の基幹産業である農業(樹園地経営)を支え発展させるため、遊休農地の解消には、就農者を増加させることが必要であり、一般勤労者が小規模農地を取得・貸借できるよう、農地取引の下限面積の緩和等の規制緩和を活用することにより新規就農者の拡大を図り、農業の振興と地域コミュニティの活性化を促す。	農地取引の下限面積の緩和	遊休農地の利活用を促進させるため、農地取引の下限面積を緩和する。	新規就農者創生のために、新規就農促進事業を行う。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	相馬市	植林NPO育成とグリーンツーリズムによる地域再生計画	収益事業として、グリーンツーリズムを実践し、その益金をもって植林活動を行う予定である。NPO法人の収益事業について非課税とすることにより少しでも多くの資金確保を図り、さらなる植林活動を推進するため。	NPO法人の収益事業に対する法人税課税の廃止	収益事業に対する税率22%の廃止	NPO法人として、植林活動とグリーンツーリズムの推進
福島県	相馬市	高齢化社会に対応したサービス供給による地域再生計画	高齢化社会による諸問題、とりわけ、ひとり暮らし高齢者の問題(健康状況・衛生状況・食生活状況)の迅速な把握・解決にあたって、ひとり暮らし高齢者の生活をサポートをするNPO法人が活動しやすい環境を整えることにより、安心して暮らせる地域社会の構築を図る。	国庫補助事業により整備した施設の外使用	国庫補助事業で整備された施設を耐用年数を経過したかどうかに関わらず、地域の判断で目的外使用を認める。	地域内には、国庫補助事業で整備した様々な施設が存在している。それらを活動の拠点として利用する。
福島県	白沢村	花実の里「福舞里」プラン	村の再生に向け、遊休農地の有効活用による農業所得向上、農産物加工品の製造・販売・飲食提供等による地域雇用の確保、グリーンツーリズムとの連携による地域経済の活性化を目標とする「福舞里プラン」を推進する。本プラン推進のため、「主体となる組織の速やかな確立」「人材育成・確保の実現」「中核となる施設の早期整備」「実際に展開される事業の内容・手法等の運営体制の明確化と実行」が求められる。このため、事業主体の立ち上げに関わる支援措置、事業の根幹を成す農地の取得集約化に関する法令・手続きの緩和・簡素化、活性化を担う中核施設の整備に関する許認可法令・手続きの緩和・簡素化、生産から加工販売に展開する各種補助事業の導入手続きの簡素化・採択要件緩和等の支援措置を講じ、事業の速やかな推進を目指す。	農地法に関する権限の移譲	市町村・株式会社等による農地取得、農業経営を可能とする。	遊休農地、耕作放棄地の集約のため新設法人(株式会社)による農地取得を行う。
福島県	白沢村	花実の里「福舞里」プラン	村の再生に向け「遊休農地の有効活用による農業所得向上」「加工品の製造・販売・飲食等の実施による地域雇用の確保」「遊休農地の再生による村内農業全体の活性化及び再生」を目標とする「福舞里プラン」を推進する。プラン推進のため、「主体となる組織の速やかな確立」「人材育成・確保の実現」「中核となる施設の早期立ち上げ」「実際に展開される事業の内容・手法等運営体制の明確化と実行」が求められる。このため、事業主体法人の立ち上げに関わる支援措置、事業の根幹を成す農地の取得集約化に関する法令・手続きの緩和・簡素化、活性化を担う中核施設の整備に関する法令・手続きの緩和・簡素化、農業生産から加工販売に展開する事業に関する各種補助事業の導入手続きの簡素化・条件緩和等の支援措置を講じ、事業の速やかな推進を目指す。	農地法に関する権限の移譲	開発許可に関する手続きを簡素化する。	計画する中核施設の整備を速やかに実現する。
福島県	白沢村	花実の里「福舞里」プラン	村の再生に向け「遊休農地の有効活用による農業所得向上」「加工品の製造・販売・飲食等の実施による地域雇用の確保」「遊休農地の再生による村内農業全体の活性化及び再生」を目標とする「福舞里プラン」を推進する。プラン推進のため、「主体となる組織の速やかな確立」「人材育成・確保の実現」「中核となる施設の早期立ち上げ」「実際に展開される事業の内容・手法等運営体制の明確化と実行」が求められる。このため、事業主体法人の立ち上げに関わる支援措置、事業の根幹を成す農地の取得集約化に関する法令・手続きの緩和・簡素化、活性化を担う中核施設の整備に関する法令・手続きの緩和・簡素化、農業生産から加工販売に展開する事業に関する各種補助事業の導入手続きの簡素化・条件緩和等の支援措置を講じ、事業の速やかな推進を目指す。	農振法に関する権限の移譲	農振除外手続きを簡素化する。	農業振興地域内の農用地区域に加工施設・宿泊交流施設等を建設するために白地区域への用途区分変更を行う。
福島県	白沢村	花実の里「福舞里」プラン	村の再生に向け「遊休農地の有効活用による農業所得向上」「加工品の製造・販売・飲食等の実施による地域雇用の確保」「遊休農地の再生による村内農業全体の活性化及び再生」を目標とする「福舞里プラン」を推進する。プラン推進のため、「主体となる組織の速やかな確立」「人材育成・確保の実現」「中核となる施設の早期立ち上げ」「実際に展開される事業の内容・手法等運営体制の明確化と実行」が求められる。このため、事業主体法人の立ち上げに関わる支援措置、事業の根幹を成す農地の取得集約化に関する法令・手続きの緩和・簡素化、活性化を担う中核施設の整備に関する法令・手続きの緩和・簡素化、農業生産から加工販売に展開する事業に関する各種補助事業の導入手続きの簡素化・条件緩和等の支援措置を講じ、事業の速やかな推進を目指す。	土地改良法に関する権限の移譲	換地・交換分合業務に関する事務手続業務を簡素化する。	新設する法人組織が貸借農地の換地、交換分合を実施する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	白沢村	花実の里「福舞里」プラン	村の再生に向け「遊休農地の有効活用による農業所得向上」「加工品の製造・販売・飲食等の実施による地域雇用の確保」「遊休農地の再生による村内農業全体の活性化及び再生」を目標とする「福舞里プラン」を推進する。プラン推進のため、「主体となる組織の速やかな確立」「人材育成・確保の実現」「中核となる施設の早期立ち上げ」「実際に展開される事業の内容・手法等運営体制の明確化と実行」が求められる。このため、事業主体法人の立ち上げに関わる支援措置、事業の根幹を成す農地の取得集約化に関する法令・手続きの緩和・簡素化、活性化を担う中核施設の整備に関する法令・手続きの緩和・簡素化、農業生産から加工販売に展開する事業に関わる各種補助事業の導入手続きの簡素化・条件緩和等の支援措置を講じ、事業の速やかな推進を目指す。	農地保有合理化事業法人指定要件の拡大	地域再生のため株式会社等が農地保有合理化法人になることを可能とする。	新設する法人組織が農地保有合理化法人となり、遊休農地を集約する。
福島県	白沢村	花実の里「福舞里」プラン	村の再生に向け「遊休農地の有効活用による農業所得向上」「加工品の製造・販売・飲食等の実施による地域雇用の確保」「遊休農地の再生による村内農業全体の活性化及び再生」を目標とする「福舞里プラン」を推進する。プラン推進のため、「主体となる組織の速やかな確立」「人材育成・確保の実現」「中核となる施設の早期立ち上げ」「実際に展開される事業の内容・手法等運営体制の明確化と実行」が求められる。このため、事業主体法人の立ち上げに関わる支援措置、事業の根幹を成す農地の取得集約化に関する法令・手続きの緩和・簡素化、活性化を担う中核施設の整備に関する法令・手続きの緩和・簡素化、農業生産から加工販売に展開する事業に関わる各種補助事業の導入手続きの簡素化・条件緩和等の支援措置を講じ、事業の速やかな推進を目指す。	税法に関する権限の移譲	一定期間の所得税、地方税、法人税を減免する。	新規立ち上げ法人(株式会社)の経営基盤確立。
福島県	白沢村	花実の里「福舞里」プラン	村の再生に向け「遊休農地の有効活用による農業所得向上」「加工品の製造・販売・飲食等の実施による地域雇用の確保」「遊休農地の再生による村内農業全体の活性化及び再生」を目標とする「福舞里プラン」を推進する。プラン推進のため、「主体となる組織の速やかな確立」「人材育成・確保の実現」「中核となる施設の早期立ち上げ」「実際に展開される事業の内容・手法等運営体制の明確化と実行」が求められる。このため、事業主体法人の立ち上げに関わる支援措置、事業の根幹を成す農地の取得集約化に関する法令・手続きの緩和・簡素化、活性化を担う中核施設の整備に関する法令・手続きの緩和・簡素化、農業生産から加工販売に展開する事業に関わる各種補助事業の導入手続きの簡素化・条件緩和等の支援措置を講じ、事業の速やかな推進を目指す。	酒類等に関する製造免許の一元化	現在、酒類等の製造施設を国庫補助事業で建設する場合、事業認可があった時点で酒類の製造免許も受けたものとみなす。	新規に酒類の製造施設及び販売所を建設する。
福島県	白沢村	花実の里「福舞里」プラン	村の再生に向け「遊休農地の有効活用による農業所得向上」「加工品の製造・販売・飲食等の実施による地域雇用の確保」「遊休農地の再生による村内農業全体の活性化及び再生」を目標とする「福舞里プラン」を推進する。プラン推進のため、「主体となる組織の速やかな確立」「人材育成・確保の実現」「中核となる施設の早期立ち上げ」「実際に展開される事業の内容・手法等運営体制の明確化と実行」が求められる。このため、事業主体法人の立ち上げに関わる支援措置、事業の根幹を成す農地の取得集約化に関する法令・手続きの緩和・簡素化、活性化を担う中核施設の整備に関する法令・手続きの緩和・簡素化、農業生産から加工販売に展開する事業に関わる各種補助事業の導入手続きの簡素化・条件緩和等の支援措置を講じ、事業の速やかな推進を目指す。	地方公務員法の改正	民間企業への地方公務員の出向の際の身分保障を行う。	新規立ち上げ法人への村職員の出向による人材確保。
福島県	会津若松市	(仮称)会津ベンチャーランド構想	インキュベーション施設等の設置に伴う開発許可等の緩和	地域再生計画に基づく建築物の開発許可等に関する特例	会津大学周辺でのインキュベーション施設等の開発許可等については特例措置により都市計画法第34条第10号に該当するものとして取り扱う。	大学周辺は市街化調整区域であり、産学官連携を目的とする企業や研究所を集積するためのインキュベーション施設等については開発行為等を可能とする。
福島県	会津若松市	(仮称)会津ベンチャーランド構想	インキュベーション施設等の設置に伴う補助要件の緩和	インキュベーション施設等の設置に伴う補助要件の緩和	新事業創出促進法での対象範囲を民間業者までに拡大することや、高度技術産業集積地域や高度研究機能集積地区等の対象地区の限定も解除する。	会津大学周辺の空き施設を再利用してインキュベーション施設を整備する際の補助要件を緩和し、補助対象として措置する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	会津若松市	(仮称)会津ベンチャーランド構想	公共事業の発注に際してベンチャー企業の信頼度を認定する制度の創出	日本版SBI Rのさらなる充実体制の強化	優秀な技術力があっても販路拡大や信用度合いが不足しているベンチャー企業を対象に技術力等の認定制度を創設し、積極的に公共事業へ参入させる。	IT産業を中心として創業してきた地元ベンチャー企業が高いレベルで認定されることにより県内をはじめ全国でも活躍できる機会が創設され、域内経済の活性化と雇用の拡大が図られる。
福島県	会津若松市	(仮称)会津ベンチャーランド構想	エンジェル税制の大幅強化	エンジェル税制の大幅強化	現状のエンジェル税制は、株式譲渡益を1/4まで圧縮することができ、譲渡損失が出た場合には譲渡益と相殺し損失分を3年間繰越控除可能という内容となっているが、譲渡益を生じなければ相殺する事ができない。従って、より実態に即しメリットの大きい所得との相殺を可能とする。また、資金の市場への循環を考慮すると、譲渡益を一定期間内にベンチャー企業に対し再投資した場合には、譲渡益課税を繰り延べることができるようにする。	エンジェルの育成を図るとともに、ベンチャー企業への資金調達を促進する。また、エンジェルの社会的認知度を高め、数多く輩出する。
福島県	会津若松市	(仮称)会津ベンチャーランド構想	国民生活金融公庫の「新規開業特別貸付等の保証人特例措置」の条件緩和及びIT支援枠の創設	国民生活金融公庫の条件緩和及びIT支援枠の創設	左記の制度については、自己資本の確保、経験年数、雇用の確保等の条件の制約から、利用が極めて低い状況にある。従って、その条件を緩和するとともに利率を引き下げ利用率アップにつなげる。また、会津大学を核にしたベンチャー企業立ち上げに係る負担軽減を図るため、IT枠を創設する。	優れたアイデアや技術を保有しながら、資金力が乏しく創業できない開業希望者に対し、低利融資制度を準備することで、更なる企業化を促進する。
福島県	会津若松市	(仮称)会津ベンチャーランド構想	国の研究開発プロジェクトの集中投資による情報関連企業の立地促進や事業化の促進	研究開発プロジェクトの集中投資	本地域にIT関連の研究開発プロジェクトを集中的に投資する。	情報関連企業の立地促進と関連産業の集積を図る。
福島県	会津若松市	城下町の回廊づくり(中心市街地の活性化)	中心市街地内に分布する様々な魅力ある資源を活用し、通りの統一的なコンセプト(景観協定)に基づいた景観整備を図ることにより、通りの連続性を強化し、年間270万人以上の観光客を街なか回遊させるとともに、通りの空地等をイベント等に活用するなど、賑わいづくりを図りより一層の交流を拡大する。その手法として行政と民間との協働作業を強めていく。	建築基準法の規制緩和	空家や空き蔵を他の用途に使用するなど、活用範囲の自由度を高めるため、建築基準法第20条(構造耐力)、同法第35条(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)の規制緩和を図る。	通りに点在する空き店舗や空き蔵、空き住宅を、計画的に業種の導入・再配置を行い、通りの連続性と、憩いの場・交流の場としての拠点整備を推進するとともに、新規に創業したい商業者の育成を図る。 ・テナントミックス事業 ・チャレンジショップ事業 ・まちの駅整備事業
福島県	会津若松市	城下町の回廊づくり(中心市街地の活性化)	中心市街地内に分布する様々な魅力ある資源を活用し、通りの統一的なコンセプト(景観協定)に基づいた景観整備を図ることにより、通りの連続性を強化し、年間270万人以上の観光客を街なか回遊させるとともに、通りの空地等をイベント等に活用するなど、賑わいづくりを図りより一層の交流を拡大する。その手法として行政と民間との協働作業を強めていく。	道路使用許可の容易化・使用料の減免	道路敷地を活用して、お日市やフリーマーケット等の開催に当たり、事務局の一括申請や、定期的なイベントの場合は手続を簡素化するなど、道路使用許可申請手続の容易化・迅速化を図る。また、道路使用料を減免するなどして、個人出店の負担軽減を図り、出店機会の増加を促進する。	会津地方最大のお日市である「十日市」の開催エリアの拡大し、来街者10万人の更なる増加を図る。 ・お日市の開催 各通り独自の趣向による道路敷を活用したイベントの開催により来街者と商業者のコミュニケーションを形成する。 ・歩行者天国の定期的開催 ・歩道を活用したフリーマーケット

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	会津若松市	城下町の回廊づくり(中心市街地の活性化)	中心市街地内に分布する様々な魅力ある資源を活用し、通りの統一的概念(景観協定)に基づいた景観整備を図ることにより、通りの連続性を強化し、年間270万人以上の観光客を街なかを回遊させるとともに、通りの空地等をイベント等に活用するなど、賑わいづくりを図りより一層の交流を拡大する。その手法として行政と民間との協働作業を強めていく。	補助事業の条件緩和	地域住民や観光客が利用しやすい拠点整備を図るため、民間の自由な発想が発揮できることが必要であることから、補助事業の採択要件を、事業主体者として民間を視野にいれたものに拡大する。	商店街に在する空地を商店街基盤施設(広場)として整備するにあたり、民間の柔軟で多様な発想による企画、設計、整備、運営による賑わいの仕掛けづくりが有効な手法である(常に催事が開催)ことから、整備の事業主体者をTMOとして、民間と行政との協働による施設整備を展開する。 ・野口英世青春広場整備事業
福島県	会津若松市	城下町の回廊づくり(中心市街地の活性化)	中心市街地内に分布する様々な魅力ある資源を活用し、通りの統一的概念(景観協定)に基づいた景観整備を図ることにより、通りの連続性を強化し、年間270万人以上の観光客を街なかを回遊させるとともに、通りの空地等をイベント等に活用するなど、賑わいづくりを図りより一層の交流を拡大する。その手法として行政と民間との協働作業を強めていく。	建築基準法の規制緩和	通りの統一的概念(景観協定等)に基づいた景観整備を図るために、建築基準法第61条(防火地域内の建築物)、同法第62条(準防火地域内の建築物)で制限する外壁部分の防火構造、及び同法第63条(屋根)で制限する不燃材料で造る規制を一部の改修程度の場合においては、木(可燃材料)の使用が可能ないように規制緩和を図る。	各通りの景観形成に係る協定等に基づき、まちづくりのコンセプトに即した街並みの修景整備や店舗の改修等により、街なかの界限スペース、歩行者空間を整備するなど商店街の通りとしての魅力づくりを図る。 ・景観形成事業 ・街並みの維持、復元事業
福島県	会津若松市	地域再生マネージャー制度等を活用した観光振興	地域再生マネージャー制度の活用等による観光振興	地域マネージャー制度の導入等	国の地域再生マネージャー制度を活用したマネージャーを配置や、フィルムコミッション事業における道路使用許可等の容易化・迅速化などによる会津地域の自然景観・観光資源を活用。新たな人材の投入による経営戦略の再構築、地域の活性化をめざす。	地域再生マネージャー制度の活用により地域の観光振興の再生の鍵を握る旅行業界の実務経験者等専門家である同マネージャーの配置。温泉地域におけるサービス向上、旅行プランの設定、温泉療養、PRの強化などによる活性化。フィルムコミッション事業における専門家の配置。観光事業者への新たな経営戦略の提供等を行なえる人材の配置を推進し、地域の活性化を図る。
福島県	玉川村	産業振興・滞在型農業体験による地域再生計画	教員住宅や学校の空き教室を多目的に利用出来る様にして、滞在型農業、地場産業振興を図る。	学校施設の多目的利用への転用	現在、教員住宅や教室に空きがあるので、短期の宿泊施設等としての多目的使用を認める。	農業体験学校や田舎体験教室を行う
福島県	玉川村	農業振興・グリーンツーリズム事業による地域再生計画	遊休農地の解消、農地の有効活用を図る為、農地取得面積等の要件緩和により、新規就農者による第3種兼業農家(グリーンツーリズムによる自給農家)の確立。	新規就農に係る農地取得面積等の要件の緩和	農業をしたい人が、どこでも農業をできるようにするため、農振・農用地区域を「農業自由区」とする。	農地取得の下限面積制限(5,000㎡)の規制緩和(2,000㎡)により、個人レベルの農地購入が可能になる。また、グリーンツーリズムの推進につながり、民間法人の参入が容易になるとと思われる。
福島県	玉川村	桜による地域再生計画	桜の植樹に限り、河川及び道路の占用許可の権限を市町村へ移譲。	河川及び道路の占用許可の権限移譲	本村を、桜の名勝としての観光地とする。	桜保存事業の拡大。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	玉川村	バイオマス活用による地域再生	バイオマスプラントに対する財政支援措置の拡大。	バイオマスプラント整備等の財源を確保するための地方債を措置。	バイオマスエネルギーを有効活用し、アクア施設・農業法人の経営を行うための財政的支援	バイオマスプラント及びアクア施設の設立及び法人的農業経営を行う。
福島県	鹿島町	健康と福祉のまちづくり構想	海に隣接する地域資源を活かしたタラソテラピー施設を核とし、生活習慣病の一次予防の視点で医療機関等と連携し個人の健康診断データなどの一本化、根拠に基づく個人にあった保健指導、改善プログラムを実施する。自らの健康と質の向上を図るとともに、健康保険適用拡大により利用促進につながる。また、収益に関する補助金要件の見直しにより、建設予定の施設は公設民営でも民間委託の効果を最大限にあげられると見込まれる。ヘルスツーリズム等の広域的な交流の場として、近隣市町村と連携し広域観光ルートとして相乗効果の発揮し、世代に応じた健康づくり、疾病予防策の推進による医療費の軽減や健康寿命の延伸、健康産業や地場産業での雇用確保、地域間交流等による地域活性化を図る。	タラソテラピー施設への公的医療保険等の適用	タラソテラピー施設利用者の医療保険の適用	海水という人の体液に近い成分と不感温度帯という快適な環境の中、海水の物理的特性(浮力、温度、粘性、圧力など)等を十分に活用した施設を設置し、高齢者や運動嫌いな人でも楽しく知らない間に運動が継続的に進められ、疾病の予防や改善に寄与する。効果をさらに拡大するため、医療保険の適用や医療機関との連携による個人健康診断データの本体化など予防の視点に立ち自らの健康と生活の質の向上を図れるよう支援していく。
福島県	鹿島町	健康と福祉のまちづくり構想	海に隣接する地域資源を活かしたタラソテラピー施設を核とし、生活習慣病の一次予防の視点で医療機関等と連携し個人の健康診断データなどの一本化、根拠に基づく個人にあった保健指導、改善プログラムを実施する。自らの健康と質の向上を図るとともに、健康保険適用拡大により利用促進につながる。また、収益に関する補助金要件の見直しにより、建設予定の施設は公設民営でも民間委託の効果を最大限にあげられると見込まれる。ヘルスツーリズム等の広域的な交流の場として、近隣市町村と連携し広域観光ルートとして相乗効果の発揮し、世代に応じた健康づくり、疾病予防策の推進による医療費の軽減や健康寿命の延伸、健康産業や地場産業での雇用確保、地域間交流等による地域活性化を図る。	収益が生じると認められる事業への補助金要件の見直し	電力移出県交付金により整備する場合において、主事業の目的の有効性の増大に寄与する収益事業を含む交付対象の範囲を広げ、運営を民間委託しても民間事業者のノウハウや創意工夫による効果発揮の妨げとならないようにする。	タラソテラピー施設を核とした広域交流拠点を整備する。運営を民間委託の効果を最大限発揮し、観光開発による産業振興及び雇用の安定、促進を図る
福島県	昭和村	新規就農促進と山間農村地域の再生計画	益々グローバル化が進むであろう農業は、農業従事者の高齢化と後継者不足等から食糧自給率の低下が心配され、食の根拠が問題になることから、消費者の理解と参加を促す方法として都市住民と農村住民の対流のなかから新規就農者を確保し、山間地域の農村活性化を促進するため農地の賃借契約について規制緩和を図るものである。	農地法の規制緩和	新規就農者が農地を借りる場合の下限面積の緩和	新規就農の促進
福島県	昭和村	過疎小規模校の教育環境の充実による地域再生計画	複式学級の解消、小中校舎統合により小規模校の特性を生かした小中連携教育など教育環境の整備による地域の独自性を生かした少子化に対応した教育の促進	過疎小規模校における教職員の増員配置	過疎少子化による小規模校の複式学級解消が図られるよう過疎地域の特例措置として教職員の定数を定める。	複式学級の解消と小中校舎統合による小中連携教育により、小規模校の特性と地域の独自性を生かした教育を行う。
福島県	昭和村	公共施設連携による地域再生計画	小中学校と保育所の両方の栄養士資格保持者の設置 配食車の追加 食品衛生法の規制緩和 児童福祉施設最低基準の緩和 保育所における調理業務委託の緩和	保育所調理施設以外での調理委託	現在、施設内の調理室を使用して調理させることになっており、施設外で調理したものを搬入する方法は認められていないのでそれを可能とする。	保育所児童分の給食を昭和村給食センターで献立作成、調理し搬入する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	昭和村	からむし織の里構想	国、県、地域が一体となってからむしの保存・伝承と地場産業の振興を図り、独自の地域資源を活用した地域の再生を図る。	文化財の保存と地場産業の振興までを体系的に支援する制度の創設	文化とは、地域に根ざしたより良い生活習慣である。文化を守るということは、単に貴重な文化遺産として保存することではなく、生活に密着した生きた生活習慣を守り育てることであるという観点から、文化財の保存・伝承とそれを資源とした地場産業の振興までを体系的に人的、技術的、財政的に支援する制度の創設を図る。	人的、技術的、財政的に支援する制度を活用し、からむし織の価値を高め、販売力を強化することによって、からむしに携わるすべての人々の生活基盤を確立する。
福島県	伊達町	市街化調整区域の特定地域開発による地域再生	あくまでも市街化調整区域であるため、農地の保全を前提として、市街化調整区域での開発行為をある程度認めていくことで、地域の活性化・地域経済の活性化・地域雇用の創出を促す。	大規模既存集落指定要件の緩和及び新設	大規模既存集落の福島県の指定要件に関わらず、町の計画により指定する。	川東地区に町で指定地域を設定し申請する。
福島県	伊達町	市街化調整区域の特定地域開発による地域再生	あくまでも市街化調整区域であるため、農地の保全を前提として、市街化調整区域での開発行為をある程度認めていくことで、地域の活性化・地域経済の活性化・地域雇用の創出を促す。	大規模既存集落指定要件の緩和及び新設	住宅立地基準の緩和	現在分家住宅のみが許可対象となっているが、優良田圃住宅地として1,000㎡を上限として菜園つきゆとりある住宅地として開発可能にしていく。
福島県	伊達町	市街化調整区域の特定地域開発による地域再生	あくまでも市街化調整区域であるため、農地の保全を前提として、市街化調整区域での開発行為をある程度認めていくことで、地域の活性化・地域経済の活性化・地域雇用の創出を促す。	大規模既存集落指定要件の緩和	新規工場施設の立地基準の新設	集落内で生活するための雇用の場の創出を図るために、小規模工場の立地基準を新設する。併せてベンチャー企業等新規事業創出者のための廉価な工場用地を確保するための開発基準を新設する。
福島県	伊達町	市街化調整区域の特定地域開発による地域再生	あくまでも市街化調整区域であるため、農地の保全を前提として、市街化調整区域での開発行為をある程度認めていくことで、地域の活性化・地域経済の活性化・地域雇用の創出を促す。	大規模既存集落指定要件の緩和	新規商店食堂等のサービス業基準の緩和	集落内で生活するために必要な日常生活用品・食堂等、地域内で賄えるような基準の緩和をする。類似店舗の制限の撤廃。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	天栄村	再生可能エネルギーの導入による、森を単位にした地域再生計画	本計画は、環境保全とエネルギーの需給安定そして経済成長のいわゆる3Eの調和・実現という「トリレンマ」に対する挑戦モデルとして策定するものであり、住民が森と共生しながら安定的に暮らす地域社会システムを形成する手段として、ブナの森の湧水によるダムのない水力発電や温泉熱・地熱・雪氷熱等のエネルギーの利用促進と環境教育を推進させ、地域の環境行動を経済的な利益に繋げようとする地域再生計画である。新エネ導入可能性調査の総合評価も高く、食物リサイクル施設など産学官民の連携による事業の実現により「ゼロエミッション」を目指した発展が可能な地域でもあり、森に降り積む雪を幸に替えるための循環システムの構築は高い波及効果が得られるものである。	「石油特区」に定める補助金対象要件への「中小水力発電」追加	中小水力発電の設置に対する補助については、既に「電源開発促進対策特別会計」で補助の対象になっているため「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」での補助金等の対象とはしないという関係省庁の見解が一般的であるが、中小水力発電は、電源開発を目的とする大規模水力発電事業とは異なるものであると考えられる。よって「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」第1条に定めるエネルギーに「中小水力」を追加していただき、ダムの建設を必要としない中小水力発電導入促進のための補助率を引き上げる支援をお願いしたい。	ダムのない水力発電導入促進事業：ブナの森からの湧水による小型水力発電所の建設は、ブナの森がダムであり、ダム建設の必要がない理想的な水力発電システムとして、環境保全と地域背景の活用からシンボリックな施策となる。また、その水はバイナリー発電の冷却水としてにさらに活用し、温水となった時点で園芸温室等にも利用することで、山間地域の農業振興に資するものとなり、本事業は極めてモデル性の高い事業である。中小水力発電の設置に対する補助金をいわゆる「石油特区」での補助対象要件に追加していただき、環境省「環境と経済の好循環のまちモデル事業」・「二酸化炭素排出抑制対策事業」及び経済産業省・NEDO「地域新エネルギー導入促進事業」・「地球温暖化防止支援事業」並びに経済産業省・(財)電源地域振興センター「電源地域新エネルギー供給構造構築促進対策事業」等補助事業実施要項に「中小水力発電」の設置に対する補助金を追加し、導入促進のために補助率を引き上げる支援をお願いしたい。
福島県	天栄村	再生可能エネルギーの導入による、森を単位にした地域再生計画	本計画は、環境保全とエネルギーの需給安定そして経済成長のいわゆる3Eの調和・実現という「トリレンマ」に対する挑戦モデルとして策定するものであり、住民が森と共生しながら安定的に暮らす地域社会システムを形成する手段として、ブナの森の湧水によるダムのない水力発電や温泉熱・地熱・雪氷熱等のエネルギーの利用促進と環境教育を推進させ、地域の環境行動を経済的な利益に繋げようとする地域再生計画である。新エネ導入可能性調査の総合評価も高く、食物リサイクル施設など産学官民の連携による事業の実現により「ゼロエミッション」を目指した発展が可能な地域でもあり、森に降り積む雪を幸に替えるための循環システムの構築は高い波及効果が得られるものである。	「石油特区」に定める補助金対象要件への「中小水力発電」追加支援及び省内関連補助事業要件への「中小水力発電」追加	中小水力発電の設置に対する補助については、既に「電源開発促進対策特別会計」で補助の対象になっているため「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」での補助金等の対象とはしないという関係省庁の見解が一般的であるが、中小水力発電は、電源開発を目的とする大規模水力発電事業とは異なるものであると考えられる。中小水力発電の設置に対する補助金をいわゆる「石油特区」での補助対象要件に追加し、環境省「環境と経済の好循環のまちモデル事業」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業」等補助事業実施要項にも「中小水力発電」の設置に対する補助金を追加・反映し、ダムの無い中小水力発電導入促進に支援をお願いしたい。	ダムのない水力発電導入促進事業：ブナの森からの湧水による小型水力発電所の建設は、ブナの森がダムであり、ダム建設の必要がない理想的な水力発電システムとして、環境保全と地域背景の活用からシンボリックな施策となる。また、その水はバイナリー発電の冷却水としてにさらに活用し、温水となった時点で園芸温室等にも利用することで、山間地域の農業振興に資するものとなり、本事業は極めてモデル性の高い事業である。中小水力発電の設置に対する補助金をいわゆる「石油特区」での補助対象要件に追加していただき、環境省「環境と経済の好循環のまちモデル事業」・「二酸化炭素排出抑制対策事業」等補助事業実施要項に「中小水力発電」の設置に対する補助金を追加し、導入促進のために補助率を引き上げる支援をお願いしたい。
福島県	天栄村	再生可能エネルギーの導入による、森を単位にした地域再生計画	本計画は、環境保全とエネルギーの需給安定そして経済成長のいわゆる3Eの調和・実現という「トリレンマ」に対する挑戦モデルとして策定するものであり、住民が森と共生しながら安定的に暮らす地域社会システムを形成する手段として、ブナの森の湧水によるダムのない水力発電や温泉熱・地熱・雪氷熱等のエネルギーの利用促進と環境教育を推進させ、地域の環境行動を経済的な利益に繋げようとする地域再生計画である。新エネ導入可能性調査の総合評価も高く、食物リサイクル施設など産学官民の連携による事業の実現により「ゼロエミッション」を目指した発展が可能な地域でもあり、森に降り積む雪を幸に替えるための循環システムの構築は高い波及効果が得られるものである。	「石油特区」に定める補助金対象要件への「中小水力発電」追加支援及び省内関連補助事業要件への「中小水力発電」追加	中小水力発電の設置に対する補助については、既に「電源開発促進対策特別会計」で補助の対象になっているため「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」での補助金等の対象とはしないという関係省庁の見解が一般的であるが、中小水力発電は、電源開発を目的とする大規模水力発電事業とは異なるものであると考えられる。中小水力発電の設置に対する補助金をいわゆる「石油特区」での補助対象要件に追加し、経済産業省・NEDO「地域新エネルギー導入促進事業」・「地球温暖化防止支援事業」及び(財)電源地域振興センター「電源地域新エネルギー供給構造構築促進対策事業」等補助事業実施要項にも「中小水力発電」の設置に対する補助金を追加・反映し、ダムの無い中小水力発電導入促進に支援をお願いしたい。	ダムのない水力発電導入促進事業：ブナの森からの湧水による小型水力発電所の建設は、ブナの森がダムであり、ダム建設の必要がない理想的な水力発電システムとして、環境保全と地域背景の活用からシンボリックな施策となる。また、その水はバイナリー発電の冷却水としてにさらに活用し、温水となった時点で園芸温室等にも利用することで、山間地域の農業振興に資するものとなり、本事業は極めてモデル性の高い事業である。中小水力発電の設置に対する補助金をいわゆる「石油特区」での補助対象要件に追加していただき、経済産業省・NEDO「地域新エネルギー導入促進事業」・「地球温暖化防止支援事業」及び(財)電源地域振興センター「電源地域新エネルギー供給構造構築促進対策事業」等補助事業実施要項に「中小水力発電」の設置に対する補助金を追加し、導入促進のために補助率を引き上げる支援をお願いしたい。
福島県	天栄村	再生可能エネルギーの導入による、森を単位にした地域再生計画	本計画は、環境保全とエネルギーの需給安定そして経済成長のいわゆる3Eの調和・実現という「トリレンマ」に対する挑戦モデルとして策定するものであり、住民が森と共生しながら安定的に暮らす地域社会システムを形成する手段として、ブナの森の湧水によるダムのない水力発電や温泉熱・地熱・雪氷熱等のエネルギーの利用促進と環境教育を推進させ、地域の環境行動を経済的な利益に繋げようとする地域再生計画である。新エネ導入可能性調査の総合評価も高く、食物リサイクル施設など産学官民の連携による事業の実現により「ゼロエミッション」を目指した発展が可能な地域でもあり、森に降り積む雪を幸に替えるための循環システムの構築は高い波及効果が得られるものである。	「地域新エネルギー導入促進事業」「電源地域新エネルギー供給構造構築促進対策事業」補助金対象要件への「中小地熱・バイナリー発電」追加	中小地熱発電・バイナリー発電等に対する補助金を、経済産業省・NEDO「地域新エネルギー導入促進事業」及び(財)電源地域振興センター「電源地域新エネルギー供給構造構築促進対策事業」補助事業実施要項に追加していただき、発電と熱利用に対する補助率を引き上げる支援をお願いしたい。	地熱エネルギーの利用：地熱発電所の蒸気や余熱は温泉や暖房(リハビリテーション施設・温水プール)乾燥(木工・工芸)保温(農業モデルハウス)食物リサイクル施設や融雪など様々な利用可能であり、農業・観光・健康増進など地域基幹産業の再生が助長されるものである。中小地熱発電・バイナリー発電等に対する補助金を、経済産業省・NEDO「地域新エネルギー導入促進事業」及び(財)電源地域振興センター「電源地域新エネルギー供給構造構築促進対策事業」補助事業実施要項に追加していただき、発電と熱利用のための補助率を引き上げる支援をお願いしたい。
福島県	天栄村	再生可能エネルギーの導入による、森を単位にした地域再生計画	本計画は、環境保全とエネルギーの需給安定そして経済成長のいわゆる3Eの調和・実現という「トリレンマ」に対する挑戦モデルとして策定するものであり、住民が森と共生しながら安定的に暮らす地域社会システムを形成する手段として、ブナの森の湧水によるダムのない水力発電や温泉熱・地熱・雪氷熱等のエネルギーの利用促進と環境教育を推進させ、地域の環境行動を経済的な利益に繋げようとする地域再生計画である。新エネ導入可能性調査の総合評価も高く、食物リサイクル施設など産学官民の連携による事業の実現により「ゼロエミッション」を目指した発展が可能な地域でもあり、森に降り積む雪を幸に替えるための循環システムの構築は高い波及効果が得られるものである。	国有林野法による規制の緩和と手続きの迅速化・簡素化	国有林野内入林届・地質調査・土地貸付・立木補償等許認可に係る手続きの迅速化・簡素化及び、福島県との県立自然公園内事務手続きの迅速化・簡素化のための連携支援	ダムのない中小水力発電、地熱・バイナリー発電の導入促進、食物リサイクル施設やエコハウスの整備、グリーンツーリズム・エコツーリズム事業の推進を実現するために、福島県天栄村大字湯本及び大字田良尾地内の国有林野内に入る入林届・地質調査・土地貸付・立木補償等許認可に係る手続きの迅速化・簡素化のための支援をお願いしたい。また、計画対象地域は県立自然公園内普通地域の指定があることから、福島県との連携に支援をお願いしたい。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	天栄村	再生可能エネルギーの導入による、森を単位にした地域再生計画	本計画は、環境保全とエネルギーの需給安定そして経済成長のいわゆる3Eの調和・実現という「トリレンマ」に対する挑戦モデルとして策定するものであり、住民が森と共生しながら安定的に暮らす地域社会システムを形成する手段として、ブナの森の湧水によるダムの無い水力発電や温泉熱・地熱・雪氷熱等のエネルギーの利用促進と環境教育を推進させ、地域の環境行動を経済的な利益に繋げようとする地域再生計画である。新エネ導入可能性調査の総合評価も高く、食物リサイクル施設など産学官民の連携による事業の実現により「ゼロエミッション」を目指した発展が可能な地域でもあり、森に降り積む雪を幸に替えるための循環システムの構築は高い波及効果が得られるものである。	再生可能エネルギー開発のための、国有林野内における民間資本による営利事業の容認及び土地利用手続きの迅速化・簡素化	本計画は産学官民の連携による事業の実現を目指しており、事業対象地域の大半が国有林野内であるため、国有林野内における民間資本による営利事業の容認及び土地利用手続きの迅速化・簡素化をお願いしたい。	本計画は、小水力・中小地熱・バイナリー発電等の導入事業と、関連エネルギーの温泉や暖房(リハビリ施設・温水プール)乾燥(木工・工芸)保温(農業モデルハウス)融雪などへの利用、雪氷熱エネルギーの農業・観光などへの利用、食物リサイクル施設やエコハウス等の整備によるグリーンツーリズム及びエコツーリズム事業の推進等を内容としており、自治体単独では実現不可能であり、産学官民の連携が特に重要である。事業の実施主体については天栄村、第三セクター(村出資2社)、(財)天栄村振興公社、NPO等が挙げられるが、事業対象地域の大半が国有林野内であるため、国有林野内における民間資本による営利事業の容認及び土地利用手続きの迅速化・簡素化をお願いしたい。
福島県	天栄村	再生可能エネルギーの導入による、森を単位にした地域再生計画	本計画は、環境保全とエネルギーの需給安定そして経済成長のいわゆる3Eの調和・実現という「トリレンマ」に対する挑戦モデルとして策定するものであり、住民が森と共生しながら安定的に暮らす地域社会システムを形成する手段として、ブナの森の湧水によるダムの無い水力発電や温泉熱・地熱・雪氷熱等のエネルギーの利用促進と環境教育を推進させ、地域の環境行動を経済的な利益に繋げようとする地域再生計画である。新エネ導入可能性調査の総合評価も高く、食物リサイクル施設など産学官民の連携による事業の実現により「ゼロエミッション」を目指した発展が可能な地域でもあり、森に降り積む雪を幸に替えるための循環システムの構築は高い波及効果が得られるものである。	NPO活動等活性化支援のための経費の地方交付税算入	環境教育などのコミュニティ・サービス事業を行うNPO活動を活性化するため、アドバイザー派遣や人材の研修・育成、活動助成などに要する経費を地方交付税に算入する支援をお願いしたい。	地域エコネットワーク研究会の設置、環境カウンセラー・森林カウンセラーの育成、エコハウスの整備とグリーンツーリズム及びエコツーリズム事業の推進は、交流促進と環境保全を担う人づくりに資するものであり、環境教育などのコミュニティ・サービス事業を行うNPO活動を活性化するため、アドバイザー派遣や人材の研修・育成、活動助成などに要する経費を地方交付税に算入する支援をお願いしたい。
福島県	天栄村	再生可能エネルギーの導入による、森を単位にした地域再生計画	本計画は、環境保全とエネルギーの需給安定そして経済成長のいわゆる3Eの調和・実現という「トリレンマ」に対する挑戦モデルとして策定するものであり、住民が森と共生しながら安定的に暮らす地域社会システムを形成する手段として、ブナの森の湧水によるダムの無い水力発電や温泉熱・地熱・雪氷熱等のエネルギーの利用促進と環境教育を推進させ、地域の環境行動を経済的な利益に繋げようとする地域再生計画である。新エネ導入可能性調査の総合評価も高く、食物リサイクル施設など産学官民の連携による事業の実現により「ゼロエミッション」を目指した発展が可能な地域でもあり、森に降り積む雪を幸に替えるための循環システムの構築は高い波及効果が得られるものである。	地域活性化事業債の対象要件の緩和及び充当率100%措置	本計画実現のために、地域活性化事業債の起債充当率「100%」措置と、下記項目の取扱についての対象要件の緩和をお願いしたい。 第三セクター等に対する出資金、貸付金、補助金 国庫補助負担事業の地方負担分及び継ぎ足し単独事業 補助事業等との合築及び補助事業と同時に施行する事業 民間施設との合築により整備する施設 再生可能エネルギーによる発電事業を含めた事業収益性のある施設の整備事業 展示・普及・研修施設、スポーツ・レクリエーション施設など新エネルギー導入に関連する、いわゆる箱物の整備	本計画は、小水力・中小地熱・バイナリー発電等の導入事業と、関連エネルギーの温泉や暖房(リハビリ施設・温水プール)乾燥(木工・工芸)保温(農業モデルハウス)融雪などへの利用、雪氷熱エネルギーの農業・観光などへの利用、食物リサイクル施設やエコハウス等の整備によるグリーンツーリズム及びエコツーリズム事業の推進等を内容としており、自治体単独では実現不可能であり、産学官民の連携が特に重要である。事業の実施主体については天栄村、第三セクター(村出資2社)、(財)天栄村振興公社、NPO等が挙げられるが、第三セクター等に対する出資金等の取扱い、国庫補助負担事業の地方負担分等の取扱い、補助事業との合併施工等の取扱い、民間施設との合築等の取扱い、収益性のある施設の取扱い、箱物整備の取扱い等々について地域活性化事業債の対象要件緩和と起債充当率100%措置をお願いしたい。
福島県	天栄村	再生可能エネルギーの導入による、森を単位にした地域再生計画	本計画は、環境保全とエネルギーの需給安定そして経済成長のいわゆる3Eの調和・実現という「トリレンマ」に対する挑戦モデルとして策定するものであり、住民が森と共生しながら安定的に暮らす地域社会システムを形成する手段として、ブナの森の湧水によるダムの無い水力発電や温泉熱・地熱・雪氷熱等のエネルギーの利用促進と環境教育を推進させ、地域の環境行動を経済的な利益に繋げようとする地域再生計画である。新エネ導入可能性調査の総合評価も高く、食物リサイクル施設など産学官民の連携による事業の実現により「ゼロエミッション」を目指した発展が可能な地域でもあり、森に降り積む雪を幸に替えるための循環システムの構築は高い波及効果が得られるものである。	地域再生計画実現のための各種施策の集中	本計画を実現するために、環境省「環境と経済の好循環のまちモデル事業」・「二酸化炭素排出抑制対策事業」・「環境保全型自然体験活動(エコツーリズム)推進事業」・「地方公共団体率先対策エコハウス整備事業」等の各種施策の集中的な支援をお願いしたい。	本計画に示すダムの無い中小水力発電、雪氷熱・地熱・バイナリー発電の導入促進及び地域エコネットワーク研究会の設置、環境カウンセラー・森林カウンセラーの育成による環境教育のための人づくり事業、食物リサイクル施設やエコハウスの整備のよる環境教育の推進は環境省「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく目的達成のためのモデル事業となり得る事業であり、事業を実現するために「環境と経済の好循環のまちモデル事業」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業」等の各種施策の集中的な支援をお願いしたい。また、事業選定に当たっては、人口規模(大規模15万人程度、小規模数千人程度)による事業費規模の縛りを無くし、小さな地域でもビジョンを達成できるような事業費の集中的な支援をお願いしたい。
福島県	天栄村	再生可能エネルギーの導入による、森を単位にした地域再生計画	本計画は、環境保全とエネルギーの需給安定そして経済成長のいわゆる3Eの調和・実現という「トリレンマ」に対する挑戦モデルとして策定するものであり、住民が森と共生しながら安定的に暮らす地域社会システムを形成する手段として、ブナの森の湧水によるダムの無い水力発電や温泉熱・地熱・雪氷熱等のエネルギーの利用促進と環境教育を推進させ、地域の環境行動を経済的な利益に繋げようとする地域再生計画である。新エネ導入可能性調査の総合評価も高く、食物リサイクル施設など産学官民の連携による事業の実現により「ゼロエミッション」を目指した発展が可能な地域でもあり、森に降り積む雪を幸に替えるための循環システムの構築は高い波及効果が得られるものである。	地域再生計画実現のための各種施策の集中	ダムのない中小水力発電、雪氷熱・地熱・バイナリー発電の導入促進を実現するために、経済産業省関係補助事業NEDO及びNEF並びに(財)電源地域振興センター等の各種支援事業の集中的な採択をお願いしたい。	本計画に示すダムの無い中小水力発電、雪氷熱・地熱・バイナリー発電の導入促進及び地域エコネットワーク研究会の設置、環境カウンセラー・森林カウンセラーの育成による環境教育のための人づくり事業、食物リサイクル施設やエコハウスの整備のよる環境教育の推進は、経済産業省関連法律に基づく目的達成のためのモデル事業となり得る事業であり、事業を実現するためにの各種施策の集中的な支援をお願いしたい。
福島県	天栄村	再生可能エネルギーの導入による、森を単位にした地域再生計画	本計画は、環境保全とエネルギーの需給安定そして経済成長のいわゆる3Eの調和・実現という「トリレンマ」に対する挑戦モデルとして策定するものであり、住民が森と共生しながら安定的に暮らす地域社会システムを形成する手段として、ブナの森の湧水によるダムの無い水力発電や温泉熱・地熱・雪氷熱等のエネルギーの利用促進と環境教育を推進させ、地域の環境行動を経済的な利益に繋げようとする地域再生計画である。新エネ導入可能性調査の総合評価も高く、食物リサイクル施設など産学官民の連携による事業の実現により「ゼロエミッション」を目指した発展が可能な地域でもあり、森に降り積む雪を幸に替えるための循環システムの構築は高い波及効果が得られるものである。	地域再生計画実現のための各種施策の集中	小水力・中小地熱・バイナリー発電等の導入事業と、関連エネルギーの温泉や暖房(リハビリ施設・温水プール)乾燥(木工・工芸)保温(農業モデルハウス)融雪などへの利用、雪氷熱エネルギーの農業・観光などへの利用、更には食物リサイクル施設やエコハウス等の整備によるグリーンツーリズム及びエコツーリズム事業の実現のために、農林水産省関係補助事業の各種支援事業の集中的な採択をお願いしたい。	小水力・中小地熱・バイナリー発電等の導入事業と、関連エネルギーの温泉や暖房(リハビリ施設・温水プール)乾燥(木工・工芸)保温(農業モデルハウス)融雪などへの利用、雪氷熱エネルギーの農業・観光などへの利用、更には食物リサイクル施設やエコハウス等の整備によるグリーンツーリズム及びエコツーリズム事業の推進等を内容とする循環型社会形成のためのモデル事業としての本計画は、自治体単独では実現不可能であり、産学官民の連携が特に重要である。事業の実施主体については天栄村、第三セクター(村出資2社)、(財)天栄村振興公社、NPO等が挙げられるが、事業を実現するためにの農林水産省関連各種施策の集中的な支援をお願いしたい。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	天栄村	国営ダム管理事業とダム周辺地域の連携による地域再生	1. 各種許認可の規制緩和措置 (国有林野の変更及び新規使用許可、農政局の多目的湖面利用・土地占有許可、河川法の河川工事許可、河川占有許可等) 2. 健全な水辺環境の保全対策 3. 自然を活かした総合的な観光地域づくり	1. 羽鳥湖周辺開発規制緩和措置 2. 羽鳥湖水辺環境保全対策支援 3. 天栄村総合観光地域づくり支援	1. 羽鳥湖地域開発に向けた規制緩和と関係省庁の一体的な許認可の体制確立 2. 農業用水として使用される羽鳥湖の水の純化を高めるため羽鳥湖周辺の環境対策に対する支援 3. 県立自然公園内の自然を活かした総合的な一地域一観光の支援	1. 各種許認可の規制緩和措置 関係省庁の許認可に併せ、県立公園、保安林、道路法等の諸手続き 県景観条例の制定による環境保全 2. 羽鳥湖水辺環境保全対策 生活等排水の改善、稚魚の放流、雑魚の駆除 3. 総合的な観光地域づくり 駐車場、取付道路、浮棧橋、遊歩道、ポート場
福島県	天栄村	国営ダム管理事業とダム周辺地域の連携による地域再生	1. 主要県道での休憩施設整備と併せて地域交流拠点の形成やサービスの高度化・多様化等を図り地域の活性化が求められている地域であり、交流の拡大や地域連携の地産地消の促進と魅力と活力ある地域づくりと高収入の収益を図る。	「道の駅」登録の緩和	「道の駅」の配置を検討する際の考慮すべき施設として、公共施設 簡易パーキング、道路情報ターミナル、チエーン着脱所、展望台、公園、集会センター 民間施設 ドライブイン、温泉施設等が挙げられるが改善整備により認定いただきたい。	公衆用トイレ、道路情報ターミナル、公園等の整備を図り仮眠施設の整備を図るとともに既存の施設の整備を図りたい、雇用の場を増やしたい。
福島県	天栄村	地域特産作物を活用した「食育」文化の創造による地域再生	酒税法に関する規制緩和 製造の規制免除、見込数量の下限数量緩和	酒税法の規制緩和措置支援	現在税務署が許可している酒類の製造免許について規制緩和により製造を容易とする。	酒類の製造(1年間の見込数量撤廃) 果実酒類、リキュール類、雑酒
福島県	天栄村	地域特産作物を活用した「食育」文化の創造による地域再生	1. ヤーコン加工施設の設置 2. ヤーコン予冷施設の設置 3. ヤーコン直売所の設置 4. 食に関する知識を高める学校教育、生涯学習の推進 5. 特産作物による都市交流事業	1. ヤーコン加工施設設置事業 2. ヤーコン予冷施設設置事業 3. ヤーコン直売所設置事業 4. 食育推進事業 5. 都市交流事業	1. ヤーコンの加工施設を設置 2. ヤーコン予冷施設の設置 3. ヤーコン直売所の設置 4. 食に関する学校教育課程への組み入れ、生涯学習による住民への情報提供 5. 特産作物による都市との交流事業	1. 加工施設の設置 新たなヤーコン製品の開発、製造 2. ヤーコン予冷施設の設置 ヤーコンの通年供給向けの保管 3. ヤーコン直売所の設置 ヤーコンに関わる専門の販売 4. 食に関する教育の推進 学校教育課程への組み入れ、生涯学習による住民への情報提供 5. 都市交流事業 特産作物を活用した都市との交流
福島県	天栄村	地域特産作物を活用した「食育」文化の創造による地域再生	木造・2階建2,000m <sup>2</sup> (文化ホール・生涯学習公民館施設・図書館等)	防衛施設庁による補助事業対象要件の拡大	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条による民政安定事業にかかる補助事業の規制緩和	地域住民が広く学習・研修を通じて交流をはかる場としての複合施設建設により生涯学習が推進される。
福島県	天栄村	地域特産作物を活用した「食育」文化の創造による地域再生	本村に設置されている演習場では、爆破訓練、大砲、対戦車砲等の射撃訓練が年間を通して行われている。こういった中で平成13年9月に155ミリりゅう弾砲の演習場外の温泉旅館街近くに着弾するという誤射事故が発生し、観光客は勿論のこと村民に大きな不安を与えてた。このことから、事故を原因とする火災防止に対し住民の不安を解消するために、消防施設・設備を充実することにより、民生の安定を図る。	防衛施設周辺整備事業に係る採択要件の拡充・緩和	防衛庁施設設置地区だけの採択であったが村内一円で事業採択が可能となる	消防施設・設備の整備を行う。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	安達町	開発による地域再生	豊富な交通の利便性を最大限に活かし、住宅ニーズの動向を踏まえた良質で魅力のある宅地造成・分譲を行うため、規制緩和や事務の簡素化により事業を迅速に進め、定住促進で地域の活性化を図る。	農振除外に関する事務手続きの簡素化	現在県の同意を得ることとなっている農業振興整備計画の変更(農振除外)の手続きについて簡素化(短期間化)する。	駅及び公共施設周辺の農地について宅地造成・分譲をする。
福島県	安達町	開発による地域再生	豊富な交通の利便性を最大限に活かし、住宅ニーズの動向を踏まえた良質で魅力のある宅地造成・分譲を行うため、規制緩和や事務の簡素化により事業を迅速に進め、定住促進で地域の活性化を図る。	農村地域工業導入促進法の指定を受けて整備した工業用地への宅地への転用	農村地域工業導入促進法に基づき整備された工業団地のうち売却が見込めない土地についての他の目的への転用することを認める。	団地内未売却地のうち既進出企業への影響がないと思われる一画の団地について宅地の造成・分譲を実施
福島県	安達町	開発による地域再生	豊富な交通の利便性を最大限に活かし、住宅ニーズの動向を踏まえた良質で魅力のある宅地造成・分譲を行うため、規制緩和や事務の簡素化により事業を迅速に進め、定住促進で地域の活性化を図る。	国庫補助金の交付を受けて設置した工業用給水施設の町上水道施設への転用	電力移出県等交付金を受けて整備した工業団地専用給水設備について町上水道施設としての利用を認める。	新たな配水地の設置や、設備の建設に変えて既存設備の一部を利用する。
福島県	月舘町	都市や地域間交流による地域再生計画	補助採択当事と現在では、状況が大きく異なっており、当事の計画の縛りを解いてほしい。また、不必要な報告物は無駄なコストになるので廃止してほしい。増改築等を当事の補助とリンクさせるのではなく、現在の利用状況から判断してできるよう、またその申請許可の簡素化を図ってほしい。補助金をメニュー化せず、採択基準を緩和してほしい。	施策・補助金の活用、利便性の向上	全国一律基準の施設基準の緩和。各種施策の集中・連携。	交流体験施設の建設。野菜直販所の充実。これらに従事する雇用の創出。特産野菜の栽培による地域活性化。
福島県	月舘町	介護予防・障害者支援による地域再生計画	高齢者の介護予防のために、学校の空き教室やその他の公共施設を目的外使用し、活用することで、地域の自助・自立を促す。また「介護保険制度」や「障害者等支援費制度」の、利用施設や事業所の職員の配置基準等の規制緩和をすることで、地域に合った「身の丈の福祉」を構築する。	施設の目的外使用許可	仕事等からの引退後も活動を活発化させ、ボケや社会的孤立、老人性の疾患から守り、生き甲斐の創出を図っていくことが重要である。学校の空き教室や既存の公共施設を自由に使えるようにし、生き甲斐作りや地域再生を後押しする。直接経済活性化や雇用創出には結びつかないが、地域再生を地域で考える場にし、伸びるまへの縮みにできれば。	学校の空き教室や既存の公共施設を利用した健康教室、ふれあいサロン、ミニデイサービス等の開催。子どもたちの交流。老人保健法や介護保険法に基づく介護予防施策だけでなく、生涯学習などのあらゆる施策を総動員・有機的に組み合わせて「要介護」高齢者を増やさず、高齢者こそが地域を牽引するよう、地域再生を図る。
福島県	月舘町	国有施設の開放・有効活用による地域再生計画	国の機関・施設は、管理上それぞれに一定の基準をもって許可はしているであろうが、住民活動活性化のため資格要件等の規制を大幅に緩和をする。また、遊休国有地等の利活用も、その規制を大幅に緩和をする。	国の機関・施設、遊休国有地等の利活用規制の緩和	国の機関・施設、遊休国有地等の利活用を図り、その使用に当たっての規制を大幅に緩和する。	国の機関・施設、遊休国有地等は、自由に使えることを市区町村や住民にPRする。その使い方やアイデアは住民に委ねる。当然、管理上問題ないよう、義務も負ってもらうのは当然である。申告許可制でなく、届出制で。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	柳津町	スクールバス活用による住民交通手段の確保	過疎地域等山間地においては、過疎化とともに少子高齢化による住民交通手段の確保についての問題が顕在化してきている。これらの地域の多くはへき地教育振興法に基づくスクールバスにより児童生徒の通学手段としているところである。近年、このスクールバスに乗車する状況が定員を下回る情勢となってきた。この空席部分を住民が利用することによって、住民生活の利便性の向上と、通勤手段の確保による雇用機会の拡大を図るものである。	国庫補助事業で整備した施設の目的外使用	国庫補助事業で整備した施設の目的外使用	現在、柳津町が児童生徒を乗車させ運行しているスクールバスの空席部分に、一般住民を有償にて乗車させ、住民の利便性の向上と雇用機会の増大を図りたい。このためにへき地教育振興法第7条第3号にかかる補助施設の目的外使用を認めていただきたい。あわせて、当該スクールバスの購入にあたっては、国庫補助金のほか地方債(辺地債・過疎債)を充当しており、元利償還金の基準財政需要額への算入について現行どおり継続をお願いしたい。
福島県	柳津町	スクールバス活用による住民交通手段の確保	過疎地域等山間地においては、過疎化とともに少子高齢化による住民交通手段の確保についての問題が顕在化してきている。これらの地域の多くはへき地教育振興法に基づくスクールバスにより児童生徒の通学手段としているところである。近年、このスクールバスに乗車する状況が定員を下回る情勢となってきた。この空席部分を住民が利用することによって、住民生活の利便性の向上と、通勤手段の確保による雇用機会の拡大を図るものである。	過疎債・辺地債で整備した施設の目的外使用	過疎債・辺地債で整備した施設の目的外使用	現在、柳津町が児童生徒を乗車させ運行しているスクールバスの空席部分に、一般住民を有償にて乗車させ、住民の利便性の向上と雇用機会の増大を図りたい。このためにへき地教育振興法第7条第4号にかかる補助施設の目的外使用を認めていただきたい。あわせて、当該スクールバスの購入にあたっては、国庫補助金のほか地方債(辺地債・過疎債)を充当しており、元利償還金の基準財政需要額への算入について現行どおり継続をお願いしたい。
福島県	柳津町	スクールバス活用による住民交通手段の確保	過疎地域等山間地においては、過疎化とともに少子高齢化による住民交通手段の確保についての問題が顕在化してきている。これらの地域の多くはへき地教育振興法に基づくスクールバスにより児童生徒の通学手段としているところである。近年、このスクールバスに乗車する状況が定員を下回る情勢となってきた。この空席部分を住民が利用することによって、住民生活の利便性の向上と、通勤手段の確保による雇用機会の拡大を図るものである。	道路運送法に基づく有償運行の許可について	道路運送法に基づく有償運行の許可について、有償運行と無償運行(スクールバス)が混在することの許可について弾力的運用により許可をいただきたい。	現在、柳津町が児童生徒を乗車させ運行しているスクールバスの空席部分に、一般住民を有償にて乗車させ、住民の利便性の向上と雇用機会の増大を図りたい。このためにへき地教育振興法第7条第5号にかかる補助施設の目的外使用を認めていただきたい。あわせて、当該スクールバスの購入にあたっては、国庫補助金のほか地方債(辺地債・過疎債)を充当しており、元利償還金の基準財政需要額への算入について現行どおり継続をお願いしたい。
福島県	棚倉町	超高速インターネット網構築による地域再生構想	本地域は情報通信格差是正事業(地域イントラ基盤整備事業)により公共施設までの光ファイバー網の整備が進んでいる。今後住民までの距離をどう埋めるかが課題である。中心部を民間が整備し、山振地域を補助事業により整備するとする場合、中心部郊外～山振地域の中間地域が民間業者による加入者系光ファイバー網の整備が見込めない地域となっている。本提案は既存の補助事業対象区域を拡大して運用できるよう要望するものです。(例:一部山振地域であれば全町的に補助地域に該当する等)	加入者系光ファイバー網設備整備事業の補助基準緩和	過疎地域等の地方公共団体がモデル事業として地域公共ネットワーク網を整備するための事業である。本地域は一部辺地、一部山村地域(全面積15,982㎡うち振興山村面積12,856㎡全体の8割)である。本補助事業の対象地域は条件不利地域に限定されており、山振地域(条件不利地域)と中心部郊外～山振地域(条件不利地域)までが民間による整備が見込めない地域となっているため、行政サービスの拡充や町全体のIT化の底上げなどより事業効果を高めるためにも町全体で取り組めるよう対象地域基準を緩和する。	補助対象地域を現行の一部対象地域のみでなく、自治体全域として対象とされたい。
福島県	棚倉町	超高速インターネット網構築による地域再生構想	本地域は情報通信格差是正事業(地域イントラ基盤整備事業)により公共施設までの光ファイバー網の整備が進んでいる。今後住民までの距離をどう埋めるかが課題である。本提案は既存の補助事業対象者を拡大して運用できるよう要望するものです。	加入者系光ファイバー網設備整備事業の補助事業者の緩和	自治体以外で、将来的なネットビジネスの可能性として投資する(PFI手法も含む)民間企業等(TMO、NPO等含む)に対し、本事業の趣旨にあう光ファイバー網等施設整備をする場合補助できるようにする。	補助事業者を自治体のみでなく民間事業者も対象とする。
福島県	三島町	森林業のビジネスチェーン再構築による地域再生構想	会津地域の豊かな森林資源に光を当て、本地域に不足している現代ビジネスに必要な不可欠なマーケティングノウハウやハイセンスなデザイン、さらに最先端のテクノロジーなどを活用し、事業性のある新たな森林ビジネスと、これらをつなぐビジネスチェーンを創造していく。 また同時に、これらビジネスを支えていく人材の誘致と、地域の人材育成を行う。さらにこれらを支えていくため、経済的にも持続可能な育林、森林環境保全を実現する。 これにより、地場産業である森林業を再構築し、雇用の場を創出、さらに新規定住者の増加を目指す。さらに将来は、木の文化に根ざした居住・業務活動の行われる場を有する、職・住・余暇を組み合わせた複合型森林都市の形成を目指す。	地域再生マネージャーの採択基準、対象、利用条件等に係る要件の緩和	総務省において来年度の導入が予定されている地域再生マネージャー制度における採択基準を緩和する。 地域再生マネージャーには、登録された人材以外でも、市町村の推薦があれば選定することができるようにする。 また、地域再生マネージャー以外に、必要に応じて専門家をアドバイザーとして招聘することができるようにする。その費用も本制度の対象とする。	地域再生マネージャーの指導のもとプロジェクトチームを組織し、地域再生構想を実現するためのアクションプログラムを策定する。同時に、アクションプログラムを実施する人材の誘致、教育、育成を行う。人材の教育、育成にあたっては、官民間問わずやる気のある人材を対象にこれを実施する。すぐにも開始できるアクションプログラムは、構想の策定が終了していなくても、すぐに着手する。その他のアクションプログラムについては、条件が整い次第、順次実施していく。地域再生マネージャーは、プロジェクト開始後一貫して進捗管理を行い、適宜軌道修正を行っていく。また、必要に応じて専門家をアドバイザーとして招聘し、適切な指導を実施していく。これにより、事業内容を現代のビジネスに即した実践的なものにするのが可能となり、さらに自立して継続的に構想を推進していく体制づくりが可能となる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	三島町	森林業のビジネスチェーン再構築による地域再生構想	<p>会津地域の豊かな森林資源に光を当て、本地域に不足している現代ビジネスに必要不可欠なマーケティングノウハウやハイセンスなデザイン、さらに最先端のテクノロジーなどを活用し、事業性のある新たな森林ビジネスと、これらをつなぐビジネスチェーンを創造していく。</p> <p>また同時に、これらビジネスを支えていく人材の誘致と、地域の人材育成を行う。さらにこれらを支えていくため、経済的にも持続可能な育林、森林環境保全を実現する。</p> <p>これにより、地場産業である森林業を再構築し、雇用の場を創出、さらに新規定住者の増加を目指す。さらに将来は、木の文化に根ざした居住・業務活動の行われる場を有する、職・住・余暇を組み合わせた複合型森林都市の形成を目指す。</p>	複数省庁にまたがる施策の連携と集中的実施	<p>農林水産省、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省の連携で行われている「都市と農山漁村の共生・対流推進会議」の機能を強化し、現在個別に実施されている施策を統括的に活用できるようにする。</p> <p>そのための相談、申請窓口と事務機能を推進会議内もしくは地域再生本部等の適切な機関内に設ける。</p> <p>本地域においては、「エコツーリズム」の推進を目的とした各省庁の施策を統括的かつ集中的に実施する。</p>	支援措置番号1において策定したアクションプログラムに基づき、「森林環境を活用したビジネスモデル創造プロジェクト」を推進する。特に本地域において有能な人材を多く保有し、短期間で成果が期待される「エコツーリズム」におけるビジネスモデルづくりを推進する。アクションプログラムの継続的な実施を実現する人材を確保するため、有能な人材の誘致を行うと共に、官民間で地域の有望な若者を中心に、実践的な教育を実施する。これにより、本地域に不足しているツアーコーディネーターやツアーオペレーターといった、エコツーリズムに関するプロの人材を創出し、さらに効果的な施策を実施することのできる公共スタッフを創出する。
福島県	三島町	森林業のビジネスチェーン再構築による地域再生構想	<p>会津地域の豊かな森林資源に光を当て、本地域に不足している現代ビジネスに必要不可欠なマーケティングノウハウやハイセンスなデザイン、さらに最先端のテクノロジーなどを活用し、事業性のある新たな森林ビジネスと、これらをつなぐビジネスチェーンを創造していく。</p> <p>また同時に、これらビジネスを支えていく人材の誘致と、地域の人材育成を行う。さらにこれらを支えていくため、経済的にも持続可能な育林、森林環境保全を実現する。</p> <p>これにより、地場産業である森林業を再構築し、雇用の場を創出、さらに新規定住者の増加を目指す。さらに将来は、木の文化に根ざした居住・業務活動の行われる場を有する、職・住・余暇を組み合わせた複合型森林都市の形成を目指す。</p>	保安林内の森林資源の有効活用を行うための森林法で定める権限の委譲	<p>森林法で定める保安林内の規制事項は、保安林の機能を考えた場合、過剰に規制されていることが少なくない。また、保安林内での規制行為の許可の権限が現状は知事にあるため、個々の保安林の実情に応じて迅速に許可を行うことが困難な状況にある。そのため、保安林内に存在する森林資源については、現状ではほとんど有効活用されていない。</p> <p>これら森林資源を有効活用できるように、森林法第34条における許可の権限を市町村町に委譲するとともに、保安林の機能に影響がでない範囲において、個々の保安林の状況に応じ、市町村長が一部制限事項を緩和することができるようにする。</p>	地域内に多々存在する保安林において、その目的に支障を来さない範囲で、木材、林産物等の森林資源の活用を進める。これにより、比較的容易に入手ができ、かつ良質で安価な原材料の安定供給が可能となる。具体的には、利用可能な資源の特性に合わせ、最先端のマーケティングノウハウやハイレベルのデザインを用いた商品開発を行う。
福島県	三島町	森林業のビジネスチェーン再構築による地域再生構想	<p>会津地域の豊かな森林資源に光を当て、本地域に不足している現代ビジネスに必要不可欠なマーケティングノウハウやハイセンスなデザイン、さらに最先端のテクノロジーなどを活用し、事業性のある新たな森林ビジネスと、これらをつなぐビジネスチェーンを創造していく。</p> <p>また同時に、これらビジネスを支えていく人材の誘致と、地域の人材育成を行う。さらにこれらを支えていくため、経済的にも持続可能な育林、森林環境保全を実現する。</p> <p>これにより、地場産業である森林業を再構築し、雇用の場を創出、さらに新規定住者の増加を目指す。さらに将来は、木の文化に根ざした居住・業務活動の行われる場を有する、職・住・余暇を組み合わせた複合型森林都市の形成を目指す。</p>	民泊を実現するための旅館業法の緩和	<p>市町村長の裁量により、旅館業法に定める基準に満たない一般民家においても宿泊サービスが行えるように、旅館業法に適用除外の特例を設ける。</p>	<p>本地域では、昭和49年に、全国に先駆けて都市と山村の交流を目的とした「ふるさと運動」を始め、一般民家を利用したボランティアベースの宿泊、「民泊」を実施してきた。しかしながら、高齢化などの問題もあり、ボランティアベースでの「民泊」は、継続が困難な状況にある。そこで、この一定の基準を満たした一般民家において「民泊」を業として行えるようにし、エコツーリズム客の宿泊の受け皿を創出する。</p> <p>宿泊サービスを提供する民家については、市町村が定めるサービス基準を満たすことを条件づける。ただしこれは、旅館業法が定める設備面での基準ではなく、あくまでもお客様をもてなすためのサービス業における基準とする。</p> <p>これにより、一般家庭における新たな収入源が創出される。</p> <p>また、夕食を提供しないB&amp;Bタイプの宿泊形態を設けることで、民泊実施家庭の負担を軽減する共に、夕食を地域内の飲食施設でとってもらうことで、地域における外食産業の振興もはかる。</p>
福島県	三島町	森林業のビジネスチェーン再構築による地域再生構想	<p>会津地域の豊かな森林資源に光を当て、本地域に不足している現代ビジネスに必要不可欠なマーケティングノウハウやハイセンスなデザイン、さらに最先端のテクノロジーなどを活用し、事業性のある新たな森林ビジネスと、これらをつなぐビジネスチェーンを創造していく。</p> <p>また同時に、これらビジネスを支えていく人材の誘致と、地域の人材育成を行う。さらにこれらを支えていくため、経済的にも持続可能な育林、森林環境保全を実現する。</p> <p>これにより、地場産業である森林業を再構築し、雇用の場を創出、さらに新規定住者の増加を目指す。さらに将来は、木の文化に根ざした居住・業務活動の行われる場を有する、職・住・余暇を組み合わせた複合型森林都市の形成を目指す。</p>	緊急雇用創出特別交付金の事業委託先の条件緩和と支給額、支給期間の変更	<p>豊かな森林環境の維持を行うため、自立した森林維持・管理業者の育成を目的に「緊急地域雇用創出特別交付金」の運用に特例を設ける。</p> <p>森林維持・管理に係る業務を対象に、市町村の事業の委託先、額、交付期間の緩和を行う。</p> <p>委託先については、既存の事業主だけでなく、新たに自ら創業する者に対して、法人、個人を問わず一定の条件を満たすことで委託できるようにする。その際の交付額については、全額を支給するのではなく</p>	<p>豊かな森林環境を維持していくためには、森林維持・管理を業とする地域住民が必要となる。</p> <p>そこで、新たにこれらの事業を自ら始めようとする地位住民に対し、事業が軌道になるまでの期間、「緊急地域雇用創出特別交付金」で対象となる森林管理事業を、失業者が3人以上事業に参画するといったような条件を前庭に、個人事業主に対しても事業委託ができるにする。</p> <p>なおその際の委託費用は、既存の委託費用の半額程度とし、その代わりそれぞれの事業者が自立して事業が行えるようになるまで、3年を上限に委託期間を延長することができるようにする。これにより、経済的に自立可能な森林維持・管理事業者を育成が可能となり、新たな雇用が地域に創出される。</p> <p>これはまた、経済林のみならず、本地域に広大に存在する広葉樹林の森林環境を維持し、さらに水源地としての環境を良好に保つための人材の育成でもある。</p>
福島県	三島町	森林業のビジネスチェーン再構築による地域再生構想	<p>会津地域の豊かな森林資源に光を当て、本地域に不足している現代ビジネスに必要不可欠なマーケティングノウハウやハイセンスなデザイン、さらに最先端のテクノロジーなどを活用し、事業性のある新たな森林ビジネスと、これらをつなぐビジネスチェーンを創造していく。</p> <p>また同時に、これらビジネスを支えていく人材の誘致と、地域の人材育成を行う。さらにこれらを支えていくため、経済的にも持続可能な育林、森林環境保全を実現する。</p> <p>これにより、地場産業である森林業を再構築し、雇用の場を創出、さらに新規定住者の増加を目指す。さらに将来は、木の文化に根ざした居住・業務活動の行われる場を有する、職・住・余暇を組み合わせた複合型森林都市の形成を目指す。</p>	健康食品の機能表示を可能とする薬事法の緩和	<p>現在薬事法で規制されている健康食品の機能表示を可能にできるよう、指定地域内の原材料を用いて指定地域内で生産された健康食品については、薬事法の適用を除外する特例を設ける。</p>	<p>森林において採取できる健康食品の原材料を基に、最先端のマーケティングを活用し、さらにハイセンスなデザインを施したパッケージや、コピーライトを導入し、高品質で魅力的な健康食品の開発を行う。</p>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	三島町	森林業のビジネスチェーン再構築による地域再生構想	<p>会津地域の豊かな森林資源に光を当て、本地域に不足している現代ビジネスに必要不可欠なマーケティングノウハウやハイセンスなデザイン、さらに最先端のテクノロジーなどを活用し、事業性のある新たな森林ビジネスと、これらをつなぐビジネスチェーンを創造していく。</p> <p>また同時に、これらビジネスを支えていく人材の誘致と、地域の人材育成を行う。さらにこれらを支えていくため、経済的にも持続可能な育林、森林環境保全を実現する。</p> <p>これにより、地場産業である森林業を再構築し、雇用の場を創出、さらに新規定住者の増加を目指す。さらに将来は、木の文化に根ざした居住・業務活動の行われる場を有する、職・住・余暇を組み合わせた複合型森林都市の形成を目指す。</p>	良質なミネラルウォーターの商品化を実現する食費衛生法の緩和	現在食品衛生法で規制されているミネラルウォーターの製造基準を、ヨーロッパの製造基準に準ずる内容とすることで、きちんとした検査を受け、基準を満たせば、源水のまますべてボトルリングして商品として販売することを可能とする。	地域の森林に豊富に存在する良質な水を、ヨーロッパのナチュラルミネラルウォーターと同様源水のまますべてボトルリングし、ミネラルウォーターとして販売する。
福島県	三島町	森林業のビジネスチェーン再構築による地域再生構想	<p>会津地域の豊かな森林資源に光を当て、本地域に不足している現代ビジネスに必要不可欠なマーケティングノウハウやハイセンスなデザイン、さらに最先端のテクノロジーなどを活用し、事業性のある新たな森林ビジネスと、これらをつなぐビジネスチェーンを創造していく。</p> <p>また同時に、これらビジネスを支えていく人材の誘致と、地域の人材育成を行う。さらにこれらを支えていくため、経済的にも持続可能な育林、森林環境保全を実現する。</p> <p>これにより、地場産業である森林業を再構築し、雇用の場を創出、さらに新規定住者の増加を目指す。さらに将来は、木の文化に根ざした居住・業務活動の行われる場を有する、職・住・余暇を組み合わせた複合型森林都市の形成を目指す。</p>	山村における魅力的で豊かな住環境を実現するための優良田圃住宅建設促進法における緩和措置	日本やヨーロッパの歴史的な村々に多く見られる低層高密度居住を基本とした魅力的で豊かな住空間の創造を可能とするため、「優良田圃住宅の建設の促進に関する法律」で定められている住宅の規制を緩和する。具体的には、階数、敷地面積、建ぺい率、容積率についての規定を、市町村が個々に目ざす住空間の内容に応じて自ら設定できるようにする。	近年世界的に高い評価を得ている不動産開発手法であるアーバンヴィレッジの開発思想を取り入れた、低層高密度居住を基本とした魅力的で豊かな山村の住環境整備し、新規定住促進を促す。同時にこの整備過程において、特別豪雪地帯である本地域の機構に適した、地域の木材を豊富に取り入れた、ハイデザインで高機能な新しいタイプの住宅を開発し、地域外へと展開できる住宅産業を創出する。
福島県	三島町	森林業のビジネスチェーン再構築による地域再生構想	<p>会津地域の豊かな森林資源に光を当て、本地域に不足している現代ビジネスに必要不可欠なマーケティングノウハウやハイセンスなデザイン、さらに最先端のテクノロジーなどを活用し、事業性のある新たな森林ビジネスと、これらをつなぐビジネスチェーンを創造していく。</p> <p>また同時に、これらビジネスを支えていく人材の誘致と、地域の人材育成を行う。さらにこれらを支えていくため、経済的にも持続可能な育林、森林環境保全を実現する。</p> <p>これにより、地場産業である森林業を再構築し、雇用の場を創出、さらに新規定住者の増加を目指す。さらに将来は、木の文化に根ざした居住・業務活動の行われる場を有する、職・住・余暇を組み合わせた複合型森林都市の形成を目指す。</p>	新規定住を促進させ、未利用農地、山林の有効活用を促進させるための宅地建物取引業法の緩和措置	不動産仲介業者が存在しない、もしくは仲介機能が事実上機能していない市町村においては、行政が必要に応じて容易に仲介機能を提供できるよう、宅地建物取引業法の適用を除外する	不動産仲介機能が存在しない地域において、行政がこの機能を提供する。これにより不動産情報の受発信が促進されるのみならず、不動産所有者と借り手の間に第3者が介在することで、直接取引において発生する問題を未然に防ぐことができるようになる。これにより、新規定住者の再転出を抑制し、さらに不動産所有者の貸し出し意欲を誘発することが可能となり、最終的には未利用の不動産(家屋、田畑、山林等)の有効活用を促進することができる。
福島県	三島町	森林業のビジネスチェーン再構築による地域再生構想	<p>会津地域の豊かな森林資源に光を当て、本地域に不足している現代ビジネスに必要不可欠なマーケティングノウハウやハイセンスなデザイン、さらに最先端のテクノロジーなどを活用し、事業性のある新たな森林ビジネスと、これらをつなぐビジネスチェーンを創造していく。</p> <p>また同時に、これらビジネスを支えていく人材の誘致と、地域の人材育成を行う。さらにこれらを支えていくため、経済的にも持続可能な育林、森林環境保全を実現する。</p> <p>これにより、地場産業である森林業を再構築し、雇用の場を創出、さらに新規定住者の増加を目指す。さらに将来は、木の文化に根ざした居住・業務活動の行われる場を有する、職・住・余暇を組み合わせた複合型森林都市の形成を目指す。</p>	JAS企画にとられない木材の品質証明の発行	現在、地産地消を推進しているが、芯が黒いと理由で、構造的には全然劣らない会津杉は、JAS企画から外され、公共事業への利用は極めて少なかったのが、規制を緩和することで、消費拡大につながる。	会津杉の黒芯材が地域の特産となる研究開発を行う。会津杉の利用拡大運動の展開。
福島県	三春町	中心市街地の活性化による地域再生	<p>観光資源である「滝桜」周辺と中心市街地の整備を進め、さらなる観光客数自体の増加、「滝桜」及び「さくら湖」周辺部と中心市街地への観光客の回遊性の向上及び町周辺部(ムラ)と中心市街地(マチ)の交流の促進を図ることにより中心市街地を活性化し、地域経済活性化を実現する。</p> <p>そのための支援措置として、商業施設整備、公共駐車場整備整備及びまちなか広場整備に関する各種補助制度の改正を提案する。</p>	商業集積事業における基盤整備及び施設整備の充実を資する制度改正及び創出	33に掲げたような商業集積事業における基盤整備等に関する補助制度について、補助対象が施設の建設、整備及び取得に要する経費に限定されているが、これを土地の取得や造成費及び施設の補償費まで含むことと改正すべきである。	中心市街地活性化を目的として、商業施設の集積を図るための基盤整備(土地の取得、家屋の除却及び造成)及び施設整備を行う。
福島県	三春町	中心市街地の活性化による地域再生	<p>観光資源である「滝桜」周辺と中心市街地の整備を進め、さらなる観光客数自体の増加、「滝桜」及び「さくら湖」周辺部と中心市街地への観光客の回遊性の向上及び町周辺部(ムラ)と中心市街地(マチ)の交流の促進を図ることにより中心市街地を活性化し、地域経済活性化を実現する。</p> <p>そのための支援措置として、商業施設整備、公共駐車場整備整備及びまちなか広場整備に関する各種補助制度の改正を提案する。</p>	駐車場整備に関する補助制度の補助対象率、補助率アップ及び採択基準の緩和	33に掲げたような駐車場整備に関する各補助制度について、補助対象率及び補助率のアップ及び採択基準の緩和(中心市街地活性化及び中心市街地(マチ)と町周辺部(ムラ)の交流促進目的での利用を可能とする形での緩和)	中心市街地における駐車場整備を実施する。滝桜の開花時には30万人以上の観光客があるが、中心市街地への入り込み数は2万人に満たず、流入率は4%台となっており、観光資源を有効に地域経済活性化に生かしているといえない状況にある。この原因の一つに中心市街地における駐車場不足がある。したがって、この問題を解決し、中心市街地への観光客の流入率を向上させるために実施する。また、公共交通網の整備が十分とはいえない本町においては、自動車が主要な交通手段となっている。そのため、中心市街地(マチ)と町周辺部(ムラ)の交流を再構築するためにも中心市街地における駐車場整備は不可欠である。大都市部では民間による駐車場整備がなされているが、本町のような人口が2万人に満たない地方小都市においては、行政による公共駐車場整備が必須である。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	三春町	中心市街地の活性化による地域再生	観光資源である「滝桜」周辺と中心市街地の整備を進め、さらなる観光客数自体の増加、「滝桜」及び「さくら湖」周辺部と中心市街地への観光客の回遊性の向上及び町周辺部(ムラ)と中心市街地(マチ)の交流の促進を図ることにより中心市街地を活性化し、地域経済活性化を実現する。 そのための支援措置として、商業施設整備、公共駐車場整備整備及びまちなか広場整備に関する各種補助制度の改正を提案する。	マチとムラの交流促進と集客のためのまちなか広場の整備に資する制度改正	33に掲げたようなまちなか広場の整備に関する補助制度について、補助対象が施設の設計、建設に要する経費に限定されているが、これを土地の取得や造成費及び施設の補償費まで含むことと改正すべきである。	中心市街地活性化のため、マチとムラの交流拠点として農産物の直売などを行う市や集客のためのイベントの開催場所としてのまちなか広場を整備する。
福島県	三春町	農業・農村振興による地域再生	農業・農村の活性化を目指し、新規就農者を支援するため、農振法・農地法の運用緩和や助成制度の創設・拡充を提案する。 具体的には、農振農用地であっても新規就農者の住居建設を認めること、農業生産活動を行う個人・企業に対する農地法の規制緩和、新規就農者や農業法人に対する無利子・無担保の融資制度の創設、新規就農者への3年間の所得保障制度の創設を提案する。	企業の農業生産における農業者としての資格認定に関する権限移譲	企業が農業生産活動を行う場合、農業者としての資格を町農業委員会の裁量により認定する。	企業の農業参入に対し、町の裁量において農業者としての認定を行うことにより、町農業活性化を推進する。
福島県	三春町	農業・農村振興による地域再生	農業・農村の活性化を目指し、新規就農者を支援するため、農振法・農地法の運用緩和や助成制度の創設・拡充を提案する。 具体的には、農振農用地であっても新規就農者の住居建設を認めること、農業生産活動を行う個人・企業に対する農地法の規制緩和、新規就農者や農業法人に対する無利子・無担保の融資制度の創設、新規就農者への3年間の所得保障制度の創設を提案する。	新規就農者への融資制度の充実	現在の新規就農者融資制度の枠を広げる。また、新規就農者への所得保障制度を確立する。	新規就農者への融資及び新規就農者への所得保障を行い、参入を容易にする。
福島県	三春町	農業・農村振興による地域再生	農業・農村の活性化を目指し、新規就農者を支援するため、農振法・農地法の運用緩和や助成制度の創設・拡充を提案する。 具体的には、農振農用地であっても新規就農者の住居建設を認めること、農業生産活動を行う個人・企業に対する農地法の規制緩和、新規就農者や農業法人に対する無利子・無担保の融資制度の創設、新規就農者への3年間の所得保障制度の創設を提案する。	農振除外及び農地転用許可基準の緩和	農振除外及び農地転用の許可基準を、短期間に許可できるよう緩和する。	新規就農者の居住地について、農振農用地での転用を認め、新規就農のための住環境を整備する。
福島県	保原町	都市再開発による地域再生計画	現在の「道の駅」は、郊外型の休憩所としての機能が強く、全国一律的な状況であるが、鉄道の駅のように街中に設置することにより、町の顔としての利用及び車社会への対応、地域の連携による中心市街地活性化、また高齢化社会への施設整備等を柔軟に行えるよう「まちなか道の駅」等の設置基準の要件を提案する。	道の駅設置基準の利便性の向上	既存の道の駅との設置位置・交通量、また施設整備等の採択基準の緩和	「まちなか道の駅」を主とした都市再開発事業 ・公共交通機関(乗合バス)の衰退による車社会への対応 ・高齢者への福祉向上 ・街中の賑わい創造
福島県	石川町	地域雇用の創出	地方における短期的・弾力的労働力の供給方法として、安価な時間外労働の供給・確保を行ない、地方の企業と地方の労働者の定着を行ない、これ以上の地方経済の後退を避けるための労働基準法の改正	時間外勤務に係る賃金の計算額算出の弾力化	現在の労働基準法による時間外勤務に係る賃金の計算額の算出規定で「通常の労働時間の賃金の計算額」を「通常の労働時間の賃金の計算額または最低賃金法の規定による最低賃金額を下回らない額で労使協定により定めた額」に改正する。	時間外勤務に係る賃金の計算額を引き下げることにより弾力的労働力の確保を可能にし、企業と労働者の地方への定着を促進し、さら新たな雇用の創出(ワークシェアリング)が可能となる。さらには、地方公務員の時間外勤務手当の単価を引き下げることとも可能となり、公務部門での短期雇用によるワークシェアリングも促進できる。福島県の最低賃金610円を基本にすれば、1時間あたり610円×1.25=763円で労働力が提供できれば、地方の企業は安い有能な労働力で繁忙期に対応でき、労働者は可処分所得が増し地方の活力が復活する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	石川町	未利活用農用地の再生計画	構造改革特区により認定されるべき農業生産法人以外の法人による農地の貸付と併せ、当該法人に対する貸付制度を設けることにより、農業分野における新たな取り組みや未活用農用地の有効活用が図れる。	農業生産法人以外の法人に対する貸付制度の創出	新規就農者に対する貸付制度を農業生産法人以外の法人に対しても新規就農の観点から対応可能とする。(構造改革特区との併用)	農業生産法人以外の法人による新規就農の開拓
福島県	石川町	未利活用農用地の再生計画	構造改革特区により認定されるべき農業生産法人以外の法人による農地の貸付と併せ、当該法人に対する貸付制度を設けることにより、農業分野における新たな取り組みや未活用農用地の有効活用が図れる。	農振除外手続き及び農地法の手続きの権限委譲	新規就農者等に農地付き住宅を提供する際の宅地に係る農振除外手続き及び農地法第5条の手続きの市町村への権限委譲により迅速な対応が可能となる。(構造改革特区における農地取得の下限面積の緩和との関連がある。)	農地付き住宅の提供
福島県	石川町	未利活用農用地の再生計画	構造改革特区により認定されるべき農業生産法人以外の法人による農地の貸付と併せ、当該法人に対する貸付制度を設けることにより、農業分野における新たな取り組みや未活用農用地の有効活用が図れる。	構造改革特区と地域再生計画の一元化	規制改革以外の地域再生計画がある場合においては、構造改革特区の認定を受けずに地域再生計画の認定のみで可能とする。	農業生産法人以外の法人による新規就農の推進
福島県	石川町	里地里山再生計画	本町の里地里山再生計画は、荒廃した山林と中間山地の農地を人の手で管理し、歴史と文化に育まれた美しい里地里山として再生するものである。再生の視点は、地球温暖化防止や国土保全であり地球的国家的なものである。地域的には、里地里山の環境が生みだした資源の活用と多様な里地里山の植物の種子や苗木の生産活動の活発化、更には、都市との交流を進め地域経済の活性化を図るものである。	農振除外手続き及び農地法第5条の手続きの市町村移譲	現在、与えられている農業振興地域の整備に関する法律及び農地法の市町村権限の枠の拡大を図り、荒廃している里地里山の遊休農地に対し広葉樹等の植林等に対する農振除外手続き及び農地法第5条の手続きを市町村に移譲し効果的な土地利用を図る。	里地里山の荒廃農地のすみやかな山林・原野への地目変更
福島県	石川町	里地里山再生計画	本町の里地里山再生計画は、荒廃した山林と中間山地の農地を人の手で管理し、歴史と文化に育まれた美しい里地里山として再生するものである。再生の視点は、地球温暖化防止や国土保全であり地球的国家的なものである。地域的には、里地里山の環境が生みだした資源の活用と多様な里地里山の植物の種子や苗木の生産活動の活発化、更には、都市との交流を進め地域経済の活性化を図るものである。	里地里山地内の神社仏閣等習俗施設に対する公金支出	里地里山地内には、江戸時代に建築された神社仏閣が存在し、里山に住む人々のシンボリック的存在になっているため、これらの地域管理を行っている施設を習俗施設及び文化財として修繕等に公金支出を行いたい。	地域管理の習俗施設(神社仏閣)の修繕等に対する公金の支出
福島県	石川町	里地里山再生計画	本町の里地里山再生計画は、荒廃した山林と中間山地の農地を人の手で管理し、歴史と文化に育まれた美しい里地里山として再生するものである。再生の視点は、地球温暖化防止や国土保全であり地球的国家的なものである。地域的には、里地里山の環境が生みだした資源の活用と多様な里地里山の植物の種子や苗木の生産活動の活発化、更には、都市との交流を進め地域経済の活性化を図るものである。	特定農山村地域の指定要件の緩和	新山村振興等農林漁業特別対策事業の実施地域の要件として特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律による「特定農山村地域」がある。特定農山村地域の指定要件の中の要件1「ア勾配1/20以上の面積が全体面積の「50%を25%」に、林野率「75%を60%」に緩和し、特定農山村地域の指定を受け、本町の大半の地域を新山村振興等農林漁業特別対策事業の対象地域としたい。	新山村振興等農林漁業特別対策事業を活用し、荒廃した里地里山地内の多種多様な植物の植生を豊かにするため、希少植物となった里地里山植物の繁殖のための種子生産や苗木生産事業を実施したい。この他、里地里山の自然、歴史、文化を活用し地域を再生する事業も展開したい。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	石川町	幼児教育、保育の一元化による地域再生計画	幼児教育及び保育を同一施設で実施するとともに、児童福祉施設の最低基準で規定されている調理室の設置を緩和することにより、給食センター等での一括調理が可能となり、効率的な住民サービスが供給できる。	保育所、幼稚園運営の一元化	1施設で保育と幼児教育の運営を可能とする。	現在の施設において入所、入園希望児童すべてを受け入れる。
福島県	石川町	幼児教育、保育の一元化による地域再生計画	幼児教育及び保育を同一施設で実施するとともに、児童福祉施設の最低基準で規定されている調理室の設置を緩和することにより、給食センター等での一括調理が可能となり、効率的な住民サービスが供給できる。	保育所における調理施設の施設設置の緩和	現在施設内調理しか認められていない規定を除外する。また外部委託することを可能とする。	保育施設の調理業務の集約
福島県	石川町	住所地特例による地域再生計画	高齢化社会において、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの需用が更に増加することが予想され、当該施設の所在市町村の財政負担軽減がされるよう住所地特例を一元化することで、新たな施設建設と雇用を促す。	住所地特例の一元化	現在、敬遠される当該施設の建設及び民間施設の誘致が容易となる。	住所地特例を適用する。
福島県	河東町	国際観光ネットワーク河東学園構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会津圏域の歴史文化資源と自然景観などの資源を活用した「国際観光ネットワーク学園」の展開を、小中一貫教育を行う河東学園施設の遊休時間を活用した目的外利用の交流学習講座プログラムの中で行う。特に農業や観光、文化、健康など異質なものの統合実践を通して、会津圏域に新しいサービス産業とその実践をコーディネートし付加価値を生み出す事業を農家や住民の参加で組織された組合や事業NPOによって行い、その中で人材創出を行う学習交流起業ネットワーク型の構想。</li> <li>具体的な実践イメージ</li> <li>・学校での地産地消を実現するスローフードレストランの実践</li> <li>・学校での地域の農産物利用や農家主婦などの指導での食加工実践</li> <li>・学校での食の展開から地域農家レストラン、農家民宿などへの展開実践</li> <li>・学校での食と芸術と健康交流とミニコンサート交流の実践</li> <li>・学校でのハーブ教育園づくりと有料観賞園開放、ハーブ料理の実践</li> <li>・さらに「食づくり」「健康づくり」「芸術文化交流」をテーマとし磐梯山や猪苗代湖から古都・農村体験交流観光、新サービス産業などへ展開する国際交流観光産業と産業コーディネーターや国際観光・グリーンツーリズムガイドなど新しい付加価値型人材を育成雇用していく。</li> </ul>	教育施設の目的外使用に関する規制緩和	河東学園施設の遊休時間帯、地域貢献・地域起業型での有料公開利用と図書館・コンピューター室を活用した起業型の情報サービスとプロガイド養成講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間・土日祭日の学校学習施設の有料利用サービス</li> <li>・温水プールのサウナ、ジャグジーや体育館などを活用した健康講座付きプール教室</li> <li>・温水プール+農家食健康講座付きの健康観光ツアー（不定期企画：年1回のツアー講座）</li> <li>・ホールのミニコンサートや演劇、映画鑑賞利用</li> <li>・ホールでの音楽付き記念パーティ利用（定期企画：成人式、卒業式、姉妹都市交流など祭日利用の交流講座）</li> <li>・ホールでの学園主催者による伝統芸能定期公演つきディナーパーティ</li> <li>夜間・土日祭日のラーニングセンターでの有料利用の情報サービス</li> <li>・図書館の情報サービス</li> <li>・コンピューターセンターのIT学習講座</li> <li>・国際交流観光情報の受発信HP作成講座</li> <li>・生涯学習施設での地元学学習&amp;有料ガイドマップ作成講座</li> <li>・国際交流観光ガイドライセンス取得講座</li> <li>・国際交流コーディネーター養成講座</li> </ul>
福島県	河東町	国際観光ネットワーク河東学園構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会津圏域の歴史文化資源と自然景観などの資源を活用した「国際観光ネットワーク学園」の展開を、小中一貫教育を行う河東学園施設の遊休時間を活用した目的外利用の交流学習講座プログラムの中で行う。特に農業や観光、文化、健康など異質なものの統合実践を通して、会津圏域に新しいサービス産業とその実践をコーディネートし付加価値を生み出す事業を農家や住民の参加で組織された組合や事業NPOによって行い、その中で人材創出を行う学習交流起業ネットワーク型の構想。</li> <li>具体的な実践イメージ</li> <li>・学校での地産地消を実現するスローフードレストランの実践</li> <li>・学校での地域の農産物利用や農家主婦などの指導での食加工実践</li> <li>・学校での食の展開から地域農家レストラン、農家民宿などへの展開実践</li> <li>・学校での食と芸術と健康交流とミニコンサート交流の実践</li> <li>・学校でのハーブ教育園づくりと有料観賞園開放、ハーブ料理の実践</li> <li>・さらに「食づくり」「健康づくり」「芸術文化交流」をテーマとし磐梯山や猪苗代湖から古都・農村体験交流観光、新サービス産業などへ展開する国際交流観光産業と産業コーディネーターや国際観光・グリーンツーリズムガイドなど新しい付加価値型人材を育成雇用していく。</li> </ul>	学校施設での食加工生産・飲食サービス	学校施設での学習や地域農業や地域教育、交流観光に貢献できる食加工生産・飲食サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間・土日祭日の学校給食設備の有料利用飲食サービス</li> <li>・地元農家の出前料理講座としての旬な野菜山菜レストラン</li> <li>・地元農家の出前料理講座としての地元交流のためのミニコンサート発表会+食パーティ</li> <li>・地元農家の出前料理講座としての農産物加工・生産</li> <li>・私シェフの河東料理発表の旬刊講座</li> </ul>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	河東町	国際観光ネットワーク河東学園構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会津圏域の歴史文化資源と自然景観などの資源を活用した「国際観光ネットワーク学園」の展開を、小中一貫教育を行う河東学園施設の遊休時間を活用した目的外利用の交流学習講座プログラムの中で行う。特に農業や観光、文化、健康など異質なものの統合実践を通して、会津圏域に新しいサービス産業とその実践をコーディネートし付加価値を生み出す事業を農家や住民の参加で組織された組合や事業NPOによって行い、その中で人材創出を行う学習交流起業ネットワーク型の構想。</li> <li>具体的な実践イメージ</li> <li>・学校での地産地消を実現するスローフードレストランの実践</li> <li>・学校での地域の農産物利用や農家主婦などの指導での食加工実践</li> <li>・学校での食の展開から地域農家レストラン、農家民宿などへの展開実践</li> <li>・学校での食と芸術と健康交流とミニコンサート交流の実践</li> <li>・学校でのハーブ教育園づくりと有料観賞園開放、ハーブ料理の実践</li> <li>・さらに「食づくり」「健康づくり」「芸術文化交流」をテーマとし磐梯山や猪苗代湖から古都・農村体験交流観光、新サービス産業などへ展開する国際交流観光産業と産業コーディネーターや国際観光・グリーンツーリズムガイドなど新しい付加価値型人材を育成雇用していく。</li> </ul>	スクールバス、福祉バス、時間外交通バスとしての有効利用	コミュニティバス利用	地域限定でのスクールバス、福祉バス、時間外交通バスとしての有効利用
福島県	河東町	国際観光ネットワーク河東学園構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会津圏域の歴史文化資源と自然景観などの資源を活用した「国際観光ネットワーク学園」の展開を、小中一貫教育を行う河東学園施設の遊休時間を活用した目的外利用の交流学習講座プログラムの中で行う。特に農業や観光、文化、健康など異質なものの統合実践を通して、会津圏域に新しいサービス産業とその実践をコーディネートし付加価値を生み出す事業を農家や住民の参加で組織された組合や事業NPOによって行い、その中で人材創出を行う学習交流起業ネットワーク型の構想。</li> <li>具体的な実践イメージ</li> <li>・学校での地産地消を実現するスローフードレストランの実践</li> <li>・学校での地域の農産物利用や農家主婦などの指導での食加工実践</li> <li>・学校での食の展開から地域農家レストラン、農家民宿などへの展開実践</li> <li>・学校での食と芸術と健康交流とミニコンサート交流の実践</li> <li>・学校でのハーブ教育園づくりと有料観賞園開放、ハーブ料理の実践</li> <li>・さらに「食づくり」「健康づくり」「芸術文化交流」をテーマとし磐梯山や猪苗代湖から古都・農村体験交流観光、新サービス産業などへ展開する国際交流観光産業と産業コーディネーターや国際観光・グリーンツーリズムガイドなど新しい付加価値型人材を育成雇用していく。</li> </ul>	地域内外の各施設、各団体、各業界、各人材との連携ネットワーク	河東学園を核とした地域内外の各施設、各団体、各業界、各人材との連携ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内外の農家 - 温泉旅館 - 料理家との連携事業：「農産物直販、農家民宿、農家レストラン、世界の農産物との交流料理」などと連携した国際交流観光講座</li> <li>町内外の国際観光ガイド-登山家 - 環境専門家 - 観光エージェンツとの連携事業：国際観光での磐梯登山と河東自然ガイド講座</li> <li>町内外の国際観光ガイド-農家 - 学園運営者-リエゾンオフィスなどの情報機構との連携事業：猪苗代 - 会津 - 河東の国際交流観光情報ネット事業としてバーチャルに展開する講座募集システムの開発</li> <li>町内外の国際観光ガイド-ユニバーサルデザイン専門家 - 農家 - 温泉旅館 - 料理家 - 観光エージェンツとの連携事業：稼働率の低い観光旅館での高齢者や障害者にも対応できる宿の安価な価格での交流講座</li> <li>町内外の農家 - 学園運営者-リエゾンオフィス-農家民宿 - 各大学との連携事業：稼働率の低い各施設での提携による産学複合研修講座、会津大学だけでなくネットできる大学や人材と提携した講座</li> <li>町内外の国際観光ガイド-健康指導者 - 温泉旅館 - 環境専門家との連携事業：健康講座に協力できる温泉浴、森林浴のできる温泉施設講座</li> </ul>
福島県	福島市	オープンカフェの設置による地域再生計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の管理の民間開放等を積極的に推進することにより、雇用拡大と地域活性化を実現し、中心市街地の再生を目指す。</li> <li>そのため、歩道空間を利用したオープンカフェを設置することにより、オープンカフェに人々が立ち寄ることで賑わいが生まれ、さらに休憩することにより遠くまで買い物などに足を運ぶようになり回遊性の向上にもつながる。</li> <li>また、自治体は新たな収入として、占有料を徴収することができる。</li> </ul>	公共施設の柔軟な活用の実現	スムーズな施設の有効活用を図るためには、不法占用の排除などに留意しつつ、施設の占有許可方針や占有形態などについて、管理者である自治体が策定できることとする。	施設の占有許可方針や占有形態などについて、管理者である自治体が策定できるようになり、オープンカフェ設置が可能となることにより、中心市街地の賑わいが創出されることで、経済の活性化と雇用の拡大を行う。
福島県	福島市	オープンカフェの設置による地域再生計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の管理の民間開放等を積極的に推進することにより、雇用拡大と地域活性化を実現し、中心市街地の再生を目指す。</li> <li>そのため、歩道空間を利用したオープンカフェを設置することにより、オープンカフェに人々が立ち寄ることで賑わいが生まれ、さらに休憩することにより遠くまで買い物などに足を運ぶようになり回遊性の向上にもつながる。</li> <li>また、自治体は新たな収入として、占有料を徴収することができる。</li> </ul>	道路の使用の許可申請に係る手続きの容易化・迅速化	スムーズな施設の有効活用を図るため、道路の使用の許可申請に係る手続きの容易化・迅速化を図る。	オープンカフェを設置することにより、中心市街地の賑わいを創出することで、経済の活性化と雇用の拡大を行う。
福島県	福島市	オープンカフェの設置による地域再生計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の管理の民間開放等を積極的に推進することにより、雇用拡大と地域活性化を実現し、中心市街地の再生を目指す。</li> <li>そのため、歩道空間を利用したオープンカフェを設置することにより、オープンカフェに人々が立ち寄ることで賑わいが生まれ、さらに休憩することにより遠くまで買い物などに足を運ぶようになり回遊性の向上にもつながる。</li> <li>また、自治体は新たな収入として、占有料を徴収することができる。</li> </ul>	道路の占有の許可に関する権限の移譲	スムーズな施設の有効活用を図るため、都道府県が許可している道路の占有の許可について、地域再生構想の対象区域の市町村で許可が可能とする。	オープンカフェを設置することにより、中心市街地の賑わいを創出することで、経済の活性化と雇用の拡大を行う。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	福島市	オープンカフェの設置による地域再生計画	公共施設の管理の民間開放等を積極的に推進することにより、雇用拡大と地域活性化を実現し、中心市街地の再生を目指す。 そのため、歩道空間を利用したオープンカフェを設置することにより、オープンカフェに人々が立ち寄ることで賑わいが生まれ、さらに休憩することにより遠くまで買い物などに足を運ぶようになり回遊性の向上にもつながる。 また、自治体は新たな収入として、占用料を徴収することができる。	露店の飲食店出店にかかる許可の容易化・迅速化	道路上での露店(飲食店)の出店にあたっての基準の緩和と手続の簡素化を図る。	オープンカフェとともに、露店(飲食店)を設置することにより、お客の回遊性を図り、中心市街地の賑わいを創出することで、経済の活性化と雇用の拡大を行う。
福島県	福島市	地域介護ケアシステム	高齢化社会においては住み慣れた地域内での安心・安全な相互扶助支援体制整備が必要である。介護保険の制度活用による町会単位の要支援者の見守り、傷病罹患時のケアなどデイサービスを含め組織化による地域介護ケアシステムを構築することにより市民協働による共に生きる地域介護社会づくりを目指す。	市長の認める地縁団体(町内会等)で実施する「ふれあいの家」を通所介護施設(デイサービス)として認可するため事業主体要件、人的基準及び施設基準等を緩和する。	市長の認める地縁団体(町内会)が運営する利用しやすい身近な施設としてまた小規模デイサービス施設として「ふれあいの家」を認可するための事業主体要件、人的基準及び施設基準等を緩和してほしい。	住み慣れた地域内で安心・安全な生活支援を受けられるサービス施設として「ふれあいの家事業」を地縁団体(町内会)が設置運営する。その認可要件である法人化、人的・施設設置基準の緩和を求める。また緊急災害時や疾病罹患時の身近な見守り、生活支援機能をもたせた居宅支援組織として立ち上げる。
福島県	福島市	地域遊休資源高付加価値化計画	遊休バイオマス資源のりんご・柿を活用して健康酢を製造し、りんご・柿のイメージアップ食品並びに健康増進食品として開発製品化するため、市が製造する場合に限って酒類の製造免許は必要としない。	市がりんご酢・柿酢を開発製造することによる地域再生の実現	地域資源であるりんご・柿の高付加価値化を図るため、りんご酢・柿酢を開発製造するため、市が製造する場合に限り、酒税法にかかわる酒類の製造免許を必要としない。	遊休バイオマス果樹資源の健康酢転換事業により、遊休バイオマス資源のりんご・柿を活用して健康酢を製造し、りんご・柿の地域イメージアップ食品並びに健康増進食品として開発製品化する。 このことにより、地域経済の活性化と雇用の拡大を行う。
福島県	原町市	既存ダムの有効活用による地域再生計画	都市用水(上水道水及び工業用水)の安定確保は市政の進展に不可欠な要素である。新たなダム建設が困難となり既存ダムの有効活用が地域の経済の発展には不可欠となっている。	ダム用途変更の補助金返還の廃止	農業用及び工業用に建設されたダムを他用途(上水道及び工業用水)への変更を容易にする。	農業用のダムは、現在30%を超える転作が実施され余剰水が予想される。この余剰水を上水道事業や工業用水事業に活用し、企業誘致等の地域経済の活性化に活用する。
福島県	原町市	既存ダムの有効活用による地域再生計画	都市用水(上水道水及び工業用水)の安定確保は市政の進展に不可欠な要素である。新たなダム建設が困難となり既存ダムの有効活用が地域の経済の発展には不可欠となっている。	特定水利使用に係る許可手続きの簡素化	特定水利使用の許可手続きを簡素化し、ダムの他用途変更手続きの簡素化する。	特定水利使用の許可に係る国土交通大臣への協議、同意取得の省略
福島県	原町市	中心市街地活性化	中心市街地の活性化には、行政の関与が欠かせない状況にあり、そのためには補助制度の充実が必要である。	まちづくり総合支援事業における補助対象施設の拡大	・衰退の著しい中心市街地の活性化を図るため、市民の交流施設として相応しい公共施設及び商業施設の整備をするに当り、導入を検討している事業における対象施設の拡大について。公共施設は国土交通省所管の「まちづくり総合支援事業又はまちづくり交付金」により、また、商業施設は通商産業省所管の「中心市街地等商店街リノベーション補助金」により施設整備の計画を検討しているが、両施設は土地区画整理事業により整備された同一街区内にあり回遊性を生かした街並みを形成する開発事業として位置付けていることから、一体的に整備を進める事業における補助対象施設を、個別に事業を実施する場合より対象施設の拡大を提案する。	・公共施設の一つに図書館を検討しているが、これからの「図書館」は資本を主とした従来の図書館機能から多機能を有した図書館に移行しており、中心市街地に人を集めるだけでなく、文化・交流・情報発信機能等を提供する公益的施設として、ホール・会議室などに活用できる「地域交流センター」と併せて施設整備することにより、それぞれの施設利用者だけでなく商業施設利用者との交流が生まれ、中心市街地に新たな魅力と活力が付与される。このことから、図書館を交流機能を備えた高度情報センターと位置づけし補助対象施設に含めることを提案する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	原町市	中心市街地活性化	中心市街地の活性化には、行政の関与が欠かせない状況にあり、そのためには補助制度の充実が必要である。	リノベーション補助における対象施設の拡大	・衰退の著しい中心市街地の活性化を図るため、市民の交流施設として相応しい公共公益施設及び商業施設の整備をするに当たり、導入を検討している事業における対象施設の拡大について。公共公益施設は国土交通省所管の「まちづくり総合支援事業又はまちづくり交付金」により、また、商業施設は通商産業省所管の「中心市街地等商店街リノベーション補助金」により施設整備の計画を検討しているが、両施設は土地区画整理事業により整備された同一街区内にあり回遊性を生かした街並みを形成する開発事業として位置付けていることから、一体的に整備を進める事業における補助対象施設を、個別に事業を実施する場合より対象施設の拡大を提案する。	・リノベーション補助については対象施設がテナントミックスに資する施設となっているが、活性化施設の一翼を担う全ての商業施設について補助対象となるよう提案する。
福島県	原町市	海をテーマにした「交流」・「環境」・「情報」により地域経済の再生と振興	地域資源である「海」を活用し、「交流」・「環境」・「情報」による地域再生と雇用の安定を図る。本市においては北泉海浜総合公園を中心に海水浴や野外キャンプに利用者による交流は図られているが、地域経済の活性化に寄与していない状況にある。地域再生として「マリンスーリズム」による地域経済の活性化と雇用の場の確保を図るため、「新たな観光資源」の開発としてCCZの施設機能を拡充し、通年型観光拠点として新たにサーフ関連施設、港湾施設の整備を行い、海などの環境教育を担うサーフカレッジなどコミュニティビジネスの創出。	各種関係法令の要件の緩和及び支援策の連携	港湾法・河川法及び海岸法の手続きの緩和と地域整備に伴う各種施策の集中	海をテーマとして施設の整備：サーフ関連施設（ピアの建設）・小型船だまりの整備（ブレイジャーボートの係留場）など
福島県	原町市	海をテーマにした「交流」・「環境」・「情報」により地域経済の再生と振興	地域資源である「海」を活用し、「交流」・「環境」・「情報」による地域再生と雇用の安定を図る。本市においては北泉海浜総合公園を中心に海水浴や野外キャンプに利用者による交流は図られているが、地域経済の活性化に寄与していない状況にある。地域再生として「マリンスーリズム」による地域経済の活性化と雇用の場の確保を図るため、「新たな観光資源」の開発としてCCZの施設機能を拡充し、通年型観光拠点として新たにサーフ関連施設、港湾施設の整備を行い、海などの環境教育を担うサーフカレッジなどコミュニティビジネスの創出。	各種関係法令の要件の緩和及び支援策の連携	農業振興地域の整備に関する法・農地法の手続きの緩和 地域整備に伴う各種施策の集中	CCZ背後地の整備：住宅団地の整備・生活関連施設の整備などによる地域開発
福島県	原町市	個性豊かな商店街による地域再生	中心市街地商業の再整備として都市計画道路の整備を進め、店舗の近代化による集客対策及び地域再生を進めるため、店舗の新築等に対する都市計画法及び建築基準法の規制を緩和による支援	各種法令の規制の緩和	都市計画法及び建築基準法の地域地区の建ぺい率・容積率の規制緩和・都市計画変更の簡素化・都市計画道路などの整備における道路構造令の適用の緩和	野馬追通りなど地域拠点の整備及び特色ある商店街の形成を図るための街路整備の実施。商業集積を推進する新たな商業店舗等整備および新規創業を支援するチャレンジショップの整備など
福島県	都路村	小規模農地取得による定住促進	都会からのイターン等が多いなか、より良い移住条件が求められている。今回の支援措置により小規模農地を取得すること及び移住先にて早期に新生活を開始できるメリットを生かし、他地域との差別化をはかり、民間での受入事業の後押しをするとともに、新規入村者増加による地域の活性化及び経済効果が期待される。	新規就農に係る農地面積等の要件緩和	現在、農地取得時に取得面積についての制限があるが、50アール未満の農地についても取得を可能とする	小規模農地を取得できることをメリットとして、イターン等を積極的に引き地域活性化につなげる。
福島県	都路村	小規模農地取得による定住促進	都会からのイターン等が多いなか、より良い移住条件が求められている。今回の支援措置により小規模農地を取得すること及び移住先にて早期に新生活を開始できるメリットを生かし、他地域との差別化をはかり、民間での受入事業の後押しをするとともに、新規入村者増加による地域の活性化及び経済効果が期待される。	農地転用の許可権限の市町村への移譲	現在、農地転用については県知事または大臣の許可が必要であるが、市町村での許可を可能とする	土地取得者の転居や住宅建築の迅速化を図れる

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	都路村	資産の他目的活用による推進	利用いただく村民をはじめ、都会からの誘客を図ることが、肝要な事業であり、そのニーズに応えられるよう施設の見直し、改修することにより地域の活性化及び経済効果の増加が期待できる。	補助金建設施設に係る他目的使用への要件緩和	補助金により建設した施設を、変化する地域住民の要望、実情に即して、改修及び他目的への使用を可能とする	時代や地域のニーズの応じた施設利用を効率的に行える。また、施設の有効活用や工事期間の短縮及び建設費用や改造費用の削減が行える
福島県	安達郡本宮町	地域再生取組みのため定住住民生活基盤確保促進を図る各種規制の緩和	定住促進からアプローチする地域再生 本町における定住の促進化の促進により、地域再生に取り組む。しかし、定住促進には多様な規制があるため、規制の緩和により環境整備を推進し、町再生を促進する。	定住促進からの町再生のための規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律 農地法 農家定義の設定 農地法権利移動の下限緩和 農業者年金受給要件 相続税徴収猶予 都市計画法・農地法の調整規定 都市計画法 文化財保護法 市民農園整備促進法 建築基準法 以上の法規制における自治体の裁量権等の規制緩和を受け、町再生を促進させる。	法等の規制緩和を受け、自治体の裁量による再生促進を図る。
福島県	安達郡本宮町	職住一体の町づくりのため既成市街地での用途地域の弾力的運用	商工業店舗及び営業者の住宅敷地が公共事業用地となり店舗(住宅)を新・増築する場合、減少する敷地に相当する面積を隣接地に確保して基準時における敷地面積とする。地域で相当期間営業する者が、営業活動のため店舗(住宅)を新・増築する場合は同様とする。店舗(住宅)の新・増築は、既存建築物の用途地域決定基準を適用する。	職住一体の町づくりのため既成市街地での用途地域の弾力的運用	都市計画区域と用途地域が決定した地域について、都市計画区域と用途地域全体を変更することなく、必要に応じて県と協議して決定する。	都市計画道路、築堤、中心市街地活性化事業等
福島県	滝根町	「あぶくま洞(鍾乳洞)」を核とした活力ある観光地づくり	本町の観光資源である「あぶくま洞(鍾乳洞)」を核とした特色ある地域づくりを行うため、グリーンツーリズムによる民泊・農林業体験事業、生産者の顔が分かる安全で安心な農産物・特産物を広く提供する事業、観光客の憩いの場や地域情報発信機能を持った施設整備を柱として事業を展開し、農家の経営意欲と所得の向上、地域の雇用促進、都市と農山村の交流促進を図る。 また、近年増加傾向にある、福島空港を利用した「あぶくま洞」への海外からの観光客に対応するため、国際化に対応したインフラ整備を行ない、地域観光の活性化を図る。	グリーンツーリズムにおける宿泊営業許可等の緩和	一般住宅や居住者がいない農家住宅を利用した旅館営業は不可能なため、季節限定で行なわれるグリーンツーリズムでの民泊施設については、旅館業法や食品衛生法の規制を緩和し、グリーンツーリズムの促進と都市と農山村の交流促進を図る。	旅館として建設した建物以外の一般住宅や農家住宅を利用した民泊を行なう。
福島県	滝根町	「あぶくま洞(鍾乳洞)」を核とした活力ある観光地づくり	本町の観光資源である「あぶくま洞(鍾乳洞)」を核とした特色ある地域づくりを行うため、グリーンツーリズムによる民泊・農林業体験事業、生産者の顔が分かる安全で安心な農産物・特産物を広く提供する事業、観光客の憩いの場や地域情報発信機能を持った施設整備を柱として事業を展開し、農家の経営意欲と所得の向上、地域の雇用促進、都市と農山村の交流促進を図る。 また、近年増加傾向にある、福島空港を利用した「あぶくま洞」への海外からの観光客に対応するため、国際化に対応したインフラ整備を行ない、地域観光の活性化を図る。	地域特産物等を販売する際の食品衛生管理者要件の緩和、営業許可区分の整理統合	農産物直売所等で加工食品を調理販売する際は食品衛生管理者の資格を必要とするが、一般農家が地域農産物等を加工調理販売する場合は食品衛生管理者となる要件を緩和する。 また、34区分に分かれている営業区分を整理統合し、営業許可を取る手続の簡素化を図る。	農家の人が食品衛生管理者となり、自らが加工調理した地域農産物の加工食品を販売することができる。 また、営業許可を取る際の手続が簡素化される。
福島県	滝根町	「あぶくま洞(鍾乳洞)」を核とした活力ある観光地づくり	本町の観光資源である「あぶくま洞(鍾乳洞)」を核とした特色ある地域づくりを行うため、グリーンツーリズムによる民泊・農林業体験事業、生産者の顔が分かる安全で安心な農産物・特産物を広く提供する事業、観光客の憩いの場や地域情報発信機能を持った施設整備を柱として事業を展開し、農家の経営意欲と所得の向上、地域の雇用促進、都市と農山村の交流促進を図る。 また、近年増加傾向にある、福島空港を利用した「あぶくま洞」への海外からの観光客に対応するため、国際化に対応したインフラ整備を行ない、地域観光の活性化を図る。	「道の駅」設置要件等の緩和	国道や県道に限られている「道の駅」設置要件を緩和する。 また、「道の駅」整備において、道路管理者が施設整備する範囲を拡大する。	町の観光施設である「あぶくま洞」に続く町道に「道の駅」を設置し、観光客の憩いの場、地域情報の発信、都市と農山村の交流を促進する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	滝根町	「あぶくま洞(鍾乳洞)」を核とした活力ある観光地づくり	本町の観光資源である「あぶくま洞(鍾乳洞)」を核とした特色ある地域づくりを行うため、グリーンツーリズムによる民泊・農林業体験事業、生産者の顔が分かる安全で安心な農産物・特産物を広く提供する事業、観光客の憩いの場や地域情報発信機能を持った施設整備を柱として事業を展開し、農家の経営意欲と所得の向上、地域の雇用促進、都市と農山村の交流促進を図る。 また、近年増加傾向にある、福島空港を利用した「あぶくま洞」への海外からの観光客に対応するため、国際化に対応したインフラ整備を行ない、地域観光の活性化を図る。	自治体が行なう酒類販売の販売条件緩和	酒類販売は、販売免許を取得するとともに販売地ごとに管轄税務署の許可を必要とするため、全国の博覧会・イベント等で特産品酒類を販売するには煩雑な手続が伴う。自治体が地域特産品酒類を販売する場合は、販売地ごとの税務署の許可を不要とし、販売する酒類の範囲又は方法についても要件を緩和する。	全国各地の博覧会等において、特産品の酒類を販売することで、PRと販路拡大につなげる。
福島県	滝根町	「あぶくま洞(鍾乳洞)」を核とした活力ある観光地づくり	本町の観光資源である「あぶくま洞(鍾乳洞)」を核とした特色ある地域づくりを行うため、グリーンツーリズムによる民泊・農林業体験事業、生産者の顔が分かる安全で安心な農産物・特産物を広く提供する事業、観光客の憩いの場や地域情報発信機能を持った施設整備を柱として事業を展開し、農家の経営意欲と所得の向上、地域の雇用促進、都市と農山村の交流促進を図る。 また、近年増加傾向にある、福島空港を利用した「あぶくま洞」への海外からの観光客に対応するため、国際化に対応したインフラ整備を行ない、地域観光の活性化を図る。	国際化に対応した標識設置補助制度の統一化	市町村が設置する標識・案内板等の道路占用許可の許可期限を緩和する。 道路構造令によらない、国際化に対応した標識設置を補助対象とする。	案内板等の設置手続に利便性が生まれる。 国際化に対応した英語・韓国語・中国語表記の標識・案内板を設置する。
福島県	滝根町	「あぶくま洞(鍾乳洞)」を核とした活力ある観光地づくり	本町の観光資源である「あぶくま洞(鍾乳洞)」を核とした特色ある地域づくりを行うため、グリーンツーリズムによる民泊・農林業体験事業、生産者の顔が分かる安全で安心な農産物・特産物を広く提供する事業、観光客の憩いの場や地域情報発信機能を持った施設整備を柱として事業を展開し、農家の経営意欲と所得の向上、地域の雇用促進、都市と農山村の交流促進を図る。 また、近年増加傾向にある、福島空港を利用した「あぶくま洞」への海外からの観光客に対応するため、国際化に対応したインフラ整備を行ない、地域観光の活性化を図る。	観光振興に活用する補助制度の整理統合・一元化	各省庁の補助金で、観光振興に活用できる補助金を整理統合する。 あるいは、各種施策を連携集中する。	鍾乳洞を中心とした体験型学習施設、学びの拠点を整備する。
福島県	高郷村	太古のロマンあふれる川と緑の里たかさと村はまるごと夢博物館	当村の夢博物館構想は、経済低迷から打開と活性化を図る施策として、本県単独事業による基本構想を策定したばかりである。そこに「地域再生構想」募集があり、地域再生の意義・目的に共通する点が多く、「夢博物館基本構想」そのままを提案する。提案の概要は都市との交流を行い、お互いに双方の問題解決をするというのを目的とした。この構想実施の場合に次のような点が支障することが考えられる。まず一つは国補助事業で建設した施設の内部改修や一部分の目的外利用などの許認可不要。二つ目に化石発掘体験など河川敷で行う場合の河川使用許可や採掘する場合の許可などの手続きを簡素化、さらには電力会社の所有地であるがそれらの手続きの簡素化。三つ目に許可等の簡素化。最後に財政支援措置。また、その際の申請書類等の簡素化を提案する。	都市交流による地域再生を図る構想であるが、核となるツーリズム整備の支援措置	化石の調査や発掘調査と交流による発掘体験を実施するには、現在は河川法による手続きが大変である。これらの手続きの簡素化。また、農業体験をする場合は農地法、農振法、食品衛生法等の規制緩和。さらには、農家への民泊を実施したいが、その受入れる民泊手続きの簡素化や複雑な届出の廃止(市町村への権限移譲も含む)。	グリーンツーリズム(農業体験・炭焼き体験・そば打ち体験など) 化石発掘体験、地層学習、文化財・史跡見学など) 自然探検(ボート漕ぎ体験、山野草群生地探訪、山登り、自然探訪など) 村営施設を利用したスポレク体験 温泉によるリフレッシュ体験 上記によるメニューで都市交流を展開し地域再生を図りたい。
福島県	高郷村	太古のロマンあふれる川と緑の里たかさと村はまるごと夢博物館	当村の夢博物館構想は、経済低迷から打開と活性化を図る施策として、本県単独事業による基本構想を策定したばかりである。そこに「地域再生構想」募集があり、地域再生の意義・目的に共通する点が多く、「夢博物館基本構想」そのままを提案する。提案の概要は都市との交流を行い、お互いに双方の問題解決をするというのを目的とした。この構想実施の場合に次のような点が支障することが考えられる。まず一つは国補助事業で建設した施設の内部改修や一部分の目的外利用などの許認可不要。二つ目に化石発掘体験など河川敷で行う場合の河川使用許可や採掘する場合の許可などの手続きを簡素化、さらには電力会社の所有地であるがそれらの手続きの簡素化。三つ目に許可等の簡素化。最後に財政支援措置。また、その際の申請書類等の簡素化を提案する。	都市交流による受入れとさらには、温泉保養施設の施設拡充のため宿泊施設整備の支援措置	現制度の宿泊施設等補助事業は採択条件も厳しく、当時の保養施設整備時では建設が不可能であった。今回、施設利用者(村外)の中からも宿泊施設整備の要望も高いうえ、誘客を期待し計画をしている。地域再生のため、地域の経済効果や雇用創設を図るべしであり、従来のような投資的効果を追求するばかりの問題ではない。また、補助事業により建設した施設の目的外利用に対する規制(補助金適化法)の緩和も提案する。	都市交流の受け入れと温泉保養施設の利用客の宿泊を目的とする宿泊施設の建設を計画している。 建設場所 温泉保養施設敷地内 建築規模 2階建 1,000㎡ 客室10室 研修・ホール・食堂・厨房・
福島県	富岡町	電源地域の再生計画(電源交付金の町村における一般財源化)	交付金制度は、国のエネルギー施策のもと消費地に発生する課税の原因とその目的であり、国と立地地域の共有したエネルギー施策の下で、定額的に生産地に還元されるべきもの。又還元された時点で税の目的は達せられており、国における関与はあべきではなく、今、政府によって進められている構造改革からしても、交付金制度に関係する国、県及び市町村にわたる事務についての整理が必要不可欠と考えるもの。	電源交付金制度の見直し	交付金制度を見直し、電源立地地方の独自の一般財源化とする。	使途のない財源として定額交付

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	富岡町	地域の再生計画(「小さな町をつくってしまおう」)	雇用をはじめ、地産地消の平均したローリングをはかり地方としての役割と、昔からの息づく産業を維持し、地域全体の活性化を促すもの。	地域住民の生活の保証の前提の確保	中央での生活者について地方への環境享受を促し、同時に地方の地域活性化と住環境としての見直しを図る。	地方の再生を図ることによる安定した生活国土の編成
福島県	富岡町	「原子力との共生」電力生産地と消費地との恒常的役割の付加	電力生産地と消費地の共存共栄の安定と継続を確立し地域の再生をめざすもの。	原子力との共生	国の電力生産地に対する中央との共存の支援	原子力立地との共存共栄を図り、原子力政策の円滑な相互理解の醸成
福島県	富岡町	相双地域観光拠点事業整備による地域の再生計画	相双地方広域観光拠点整備事業の双葉地方の拠点として整備するもの。	広域観光の基盤づくり	電源交付金(特別交付金県配分)の対象事業としていただきたい。	観光の受け入れ基盤の整備
福島県	富岡町	一級町村道の補助制度の充実と推進について	地域の新たな環境について整備を図り新たな地域の編成を促すもの。	隣接町村道の整備による地域の連携	隣接町村にまたがる観光資源について広域的な環境の整備を図り、地域の再生を目指す。	隣接町村道の整備
福島県	常葉町	グリーンツーリズムを活用した地域間交流	市民農園や農家民宿を可能にし、より身近に農業や自然を体感してもらい自然環境の大切さを実感してもらう。また、実際に作物の栽培・収穫をすることにより、食に対する安全性の理解を深めてもらう。そのことにより、地域の農業の活性化や地域間交流の発展により、新たな市場の開拓が見込まれる。	農家民宿を可能とするための規制緩和	旅館業法の規制緩和	一般農家において旅行者を宿泊させる
福島県	常葉町	グリーンツーリズムを活用した地域間交流	市民農園や農家民宿を可能にし、より身近に農業や自然を体感してもらい自然環境の大切さを実感してもらう。また、実際に作物の栽培・収穫をすることにより、食に対する安全性の理解を深めてもらう。そのことにより、地域の農業の活性化や地域間交流の発展により、新たな市場の開拓が見込まれる。	農地転用の許可権限の市町村への移譲	農林水産省・都道府県が許可している農地転用について、市町村で許可が可能とする。	農地転用の許可を市町村が行う

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	猪苗代町	雇用対策、求職者の早期就職促進	地域の求職者及び求人企業の身近な存在である町が無料職業紹介事業を行うことによる利便性の向上、及び地域の求職者の早期就職及び地域の求人企業の早期雇用確保を図るため、改正職業安定法による地方公共団体が行うことのできる無料職業紹介事業に限らず、地域の求人・求職に係る事務を取り扱うことができることとする。	職業安定法に基づく地方公共団体が行うことのできる無料職業紹介事業の拡充	地域の求職者及び求人企業が身近なものとして利用できる利便性や、「求職」・「求人」の早期対応を図るため、職業安定法による地方公共団体が行うことのできる無料職業紹介事業の内容を拡充していただきたい。	現在は、会津若松公共職業安定所管内の求人情報を提供する「求人情報提供窓口」を開設しているが、十分な成果が得られないため、無料職業紹介事業を実施し、町商工会や町内企業等関係機関と連携しながら、雇用の拡大、雇用機会の開拓、求職者の早期就職促進を図り、もって地域経済の発展及び地域の活性化に資する。
福島県	船引町	中心市街地活性化による地域再生計画	交通弱者である高齢者や、未成年者等に対して、煩雑で多岐に渡る諸施策を統合し、手続き等がより身近な場所で可能となるよう、駅舎に行政コーナーを設け、併せて健康増進を目的とした、憩いの健康サロンを建設する。	役場発行の証明書交付事務及び公共施設の管理運営の民間委託	現在、地方公共団体にしか認められていない証明書等の交付事務及び公共施設の管理運営も民間委託することを可能とする。	中心市街地活性化事業で建設予定の駅舎の中に行政コーナーと健康増進憩いのサロンを設け、証明書等の発行と、駅舎の管理運営をTMOなどの民間組織に委託したい。
福島県	船引町	中心市街地活性化による地域再生計画	身近な公共交通機関である路線バスも経営が苦しく、真に利用者のための運行状況にないの、デマンド型の自治体バス導入と併せて、駅前周辺の道路や広場の再整備を進めたい。	バス事業の規制緩和及び道路等環境整備補助金の集中支援	弾力的なバス路線の即時認定と料金の自由化、個人タクシー認可に係る要件の緩和及び施設整備補助金の一括集中による支援。	バス路線の新規開設には地域協議会の同意が必要であり、時間がかかる。また参入業者には資格制限がありタクシー業者などが自由に参入できるよう条件整備が必要である。またこれらと併せて駅前道路や広場等の差雨声日も必要なので、関係整備補助の集中的早期実施を実現してほしい。
福島県	船引町	中心市街地活性化による地域再生計画	中心市街地の商店に目立ちつつある空き店舗等を利用し、時代の要請もある児童や幼児のための保育施設や、一般の人も気軽に利用できる「まちなかサロン」等を設置し、賑わいのある町並みを再構築したい。	児童クラブ・保育所の整備による市街地の活性化	保育所・児童クラブ等設置及び管理運営の規制緩和により、小規模でも随時自由に利用できる子育て支援施設を中心市街地(空き店舗)に設置することで、子育て支援と地域活性化を総合的に推進する。	規定の保育所等は設置基準が定められており、小規模な開設や不規則の児童クラブの開設は実現が難しい。子育て支援と中心市街地活性化のため、空き店舗等を利用し、自由な施設を開設したい。
福島県	岩代町	遊休農地の有効利用	農地転用許可の権限を移譲することにより、荒廃した遊休農地の有効利用を図り、もって自然景観の美しいまちづくりを推進する。 農地転用による経営移譲年金支給停止要件を緩和することにより、荒廃した遊休農地の有効利用を図り、もって自然景観の美しいまちづくりを推進する。 農地転用による贈与税の納税猶予措置を緩和することにより、荒廃した遊休農地の有効利用を図り、もって自然景観の美しいまちづくりを推進する。	荒廃した遊休農地の転用許可の規制緩和	現在、4ha未満の転用許可については県知事、4ha以上の転用許可については農林水産大臣の許可となっているが、町長の許可で可能とする。	荒廃した桑園を元の里山に戻し、「自然美術館のまちづくり」を推進する。
福島県	岩代町	遊休農地の有効利用	農地転用許可の権限を移譲することにより、荒廃した遊休農地の有効利用を図り、もって自然景観の美しいまちづくりを推進する。 農地転用による経営移譲年金支給停止要件を緩和することにより、荒廃した遊休農地の有効利用を図り、もって自然景観の美しいまちづくりを推進する。 農地転用による贈与税の納税猶予措置を緩和することにより、荒廃した遊休農地の有効利用を図り、もって自然景観の美しいまちづくりを推進する。	経営移譲年金支給停止要件の緩和	経営移譲年金支給停止要件の緩和	荒廃した桑園を元の里山に戻し、「自然美術館のまちづくり」を推進する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	岩代町	遊休農地の有効利用	農地転用許可の権限を移譲することにより、荒廃した遊休農園の有効利用を図り、もって自然景観の美しいまちづくりを推進する。 農地転用による経営移譲年金支給停止要件を緩和することにより、荒廃した遊休農園の有効利用を図り、もって自然景観の美しいまちづくりを推進する。 農地転用による贈与税の納税猶予措置を緩和することにより、荒廃した遊休農園の有効利用を図り、もって自然景観の美しいまちづくりを推進する。	贈与税の納税猶予措置の緩和	贈与税の納税猶予措置の緩和	荒廃した桑園を元の里山に戻し、「自然美術館のまちづくり」を推進する。
福島県	下郷町	交流促進による地域づくり	地域全体での交流の促進により地域の再生を行うため、地域資源を活用できる様々な手段を講じていく。まず廃校予定学校校舎を交流の拠点として多目的に活用し、地域住民と都市との交流展開を図るものとする。また、年々増加する観光客の長期滞在型を目的として、昔ながらの農山村景観を再現し、点在する観光資源を結び広げていき、地域全体の活性化を図る。更には観光資源となる史跡や天然記念物、国立自然公園などを、地域住民自らが管理・活用していくことや、基幹産業である農業の継承と地域の特性を活かした交流の展開による活性化を行うための施策を講じることにより、町と地域住民が一体となって交流促進による地域づくりに取り組む。	教育施設の目的外使用に伴う補助金返還の免除等	急速な少子化に伴い休校となっている小学校(分校)校舎など統廃校が余儀なくされている小学校分校校舎について、交流の促進の拠点となるよう多目的に活用するための施設として再生活用するため、目的外使用(転用)を容認し、補助金返還の免除や起債の返還免除又は段階的返済の容認	統廃合により廃校校舎となる予定の学校教育施設(楢原小学校戸赤分校校舎と江川小学校大内分校)について幅広い年齢層の長期滞在型を加味した多目的な交流施設に改修し、交流の拠点とすることにより、町内全域の交流人口の増加につながり、地域経済の活性化や雇用創出が得られる。
福島県	下郷町	交流促進による地域づくり	地域全体での交流の促進により地域の再生を行うため、地域資源を活用できる様々な手段を講じていく。まず廃校予定学校校舎を交流の拠点として多目的に活用し、地域住民と都市との交流展開を図るものとする。また、年々増加する観光客の長期滞在型を目的として、昔ながらの農山村景観を再現し、点在する観光資源を結び広げていき、地域全体の活性化を図る。更には観光資源となる史跡や天然記念物、国立自然公園などを、地域住民自らが管理・活用していくことや、基幹産業である農業の継承と地域の特性を活かした交流の展開による活性化を行うための施策を講じることにより、町と地域住民が一体となって交流促進による地域づくりに取り組む。	農地に係る権利の移動に伴う規制緩和と手続きの簡略化	農業経営者の担い手確保を含めた農業の活性化と農業を活用した交流の促進ため、農地の権利移動に伴う下限面積の緩和と、非農業者の権利移動の許可を福島県知事から下郷町長へ移譲	農業者の確保と担い手育成、更には農業を活用した都市との交流の促進を図ることにより、基幹産業の再生と交流人口の増加につながり、地域経済の活性化や雇用の創出が得られる
福島県	下郷町	交流促進による地域づくり	地域全体での交流の促進により地域の再生を行うため、地域資源を活用できる様々な手段を講じていく。まず廃校予定学校校舎を交流の拠点として多目的に活用し、地域住民と都市との交流展開を図るものとする。また、年々増加する観光客の長期滞在型を目的として、昔ながらの農山村景観を再現し、点在する観光資源を結び広げていき、地域全体の活性化を図る。更には観光資源となる史跡や天然記念物、国立自然公園などを、地域住民自らが管理・活用していくことや、基幹産業である農業の継承と地域の特性を活かした交流の展開による活性化を行うための施策を講じることにより、町と地域住民が一体となって交流促進による地域づくりに取り組む。	農山村景観再現のための都市整備関連事業としての補助採択容認	都市との共生・交流促進のため、農山村景観形成重点地域を位置づけ、農山村景観の整備・再現を行うにあたり、関係する府省庁における支援施策の対象化	町内の国道沿線や中心地などを除く地域を農山村景観形成重点地域に位置づけ、無電柱化や電柱等の移転、水車やバッテリーなど昔ながらの施設を再現することにより、町最大の観光地である大内宿との調和や都会からの訪問者に安心感を与える農山村の景観が形成され、長期滞在型の訪問者拡大につながっていくことにより、地域経済の活性化、地域雇用の創出が得られる
福島県	下郷町	交流促進による地域づくり	地域全体での交流の促進により地域の再生を行うため、地域資源を活用できる様々な手段を講じていく。まず廃校予定学校校舎を交流の拠点として多目的に活用し、地域住民と都市との交流展開を図るものとする。また、年々増加する観光客の長期滞在型を目的として、昔ながらの農山村景観を再現し、点在する観光資源を結び広げていき、地域全体の活性化を図る。更には観光資源となる史跡や天然記念物、国立自然公園などを、地域住民自らが管理・活用していくことや、基幹産業である農業の継承と地域の特性を活かした交流の展開による活性化を行うための施策を講じることにより、町と地域住民が一体となって交流促進による地域づくりに取り組む。	史跡の有効利活用のための施策容認	史跡(歴史の道)を地域住民が交流促進のたりに有効利活用するために、地域住民が最小限の整備を図るための規制緩和	史跡(歴史の道)である下野街道を地域住民により、昔ながらの工法で維持管理していくことにより、街道を来訪者が利用しやすくし、長期滞在型の観光地づくりが得られる
福島県	下郷町	交流促進による地域づくり	地域全体での交流の促進により地域の再生を行うため、地域資源を活用できる様々な手段を講じていく。まず廃校予定学校校舎を交流の拠点として多目的に活用し、地域住民と都市との交流展開を図るものとする。また、年々増加する観光客の長期滞在型を目的として、昔ながらの農山村景観を再現し、点在する観光資源を結び広げていき、地域全体の活性化を図る。更には観光資源となる史跡や天然記念物、国立自然公園などを、地域住民自らが管理・活用していくことや、基幹産業である農業の継承と地域の特性を活かした交流の展開による活性化を行うための施策を講じることにより、町と地域住民が一体となって交流促進による地域づくりに取り組む。	史跡名勝天然記念物の管理の権限委譲	史跡や天然記念物について地域が自ら考え保護し、そして地域の実情にあった利活用を行っていくため、地域住民の意見や労力を活かすことや、非常時における迅速な対応のため、文化財保護法第80条の文化庁長官の権限を下郷町長に移譲	史跡(歴史の道)である下野街道や、天然記念物である塔のへつり、中山風穴について、地域住民が自ら地域活性化に活用し管理していく。これに伴い権限が移譲されることにより地域事情にあった迅速な対応が可能となり、地域資源と観光の一体化した活用が見込まれる

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	下郷町	交流促進による地域づくり	地域全体での交流の促進により地域の再生を行うため、地域資源を活用できる様々な手段を講じていく。まず廃校予定学校校舎を交流の拠点として多目的に利活用し、地域住民と都市との交流展開を図るものとする。また、年々増加する観光客の長期滞在型を目的として、昔ながらの農山村景観を再現し、点在する観光資源を結び広げていき、地域全体の活性化を図る。更には観光資源となる史跡や天然記念物、国立自然公園などを、地域住民自らが管理・利活用していくことや、基幹産業である農業の継承と地域の特性を活かした交流の展開による活性化を行うための施策を講じることにより、町と地域住民が一体となって交流促進による地域づくりに取り組む。	国立自然公園地内における管理権限委譲	日光国立自然公園における特別地域の管理について、自然公園の有効利活用による地域活性化のため、法17条第3項の権限を環境庁長官から町に移譲	日光国立自然公園の大峠付近について、道路が整備されていることから、駐車場兼ヘリポートを設置し、訪問客の受入体制整備や訪問者の安全性を高めることにより、訪問者の増加が見込まれることになる。更に設置後の維持管理や対応が迅速かつ、た地域実情にあった施策が可能となる
福島県	福島県	リゾート景観再生構想	地域の実態を把握している地元市町村が、自然公園地域において景観を阻害している放置工作物等を取り除くことにより、景観を向上させ、観光・リゾート地としての地域の魅力を向上させる。	景観再生のために行う自然公園地域内の放置工作物等撤去等に係る権限の付与	自然公園地域における放置工作物等を、地元市町村が独自の判断で速やかに撤去できる権限を付与する。	倒産、休業(閉鎖)等により、自然公園内に放置され景観を著しく阻害している工作物を現地の状況を把握している市町村が撤去し、本来の景観を再生する。
福島県	福島県	リゾート景観再生構想	地域の実態を把握している地元市町村が、自然公園地域において景観を阻害している放置工作物等を取り除くことにより、景観を向上させ、観光・リゾート地としての地域の魅力を向上させる。	景観再生のために行う自然公園地域内の放置工作物撤去等費用の徴収権限の付与	自然公園地域における放置工作物等を、地元市町村が撤去した場合、その費用を所有者から徴収する権限を付与する。	倒産、休業(閉鎖)等により、自然公園内に放置され景観を著しく阻害している工作物を現地の状況を把握している市町村が撤去し、本来の景観を再生する。
福島県	福島県	リゾート景観再生構想	地域の実態を把握している地元市町村が、自然公園地域において必要最低限度の範囲で樹木の剪定等を行い、景観を向上させ、観光・リゾート地としての地域の魅力を向上させる。	景観再生のために行う自然公園地域内の樹木伐採等に関する許可の免除	地元市町村が景観保全のため立木の剪定等を必要最小限の範囲において機動的に実施できるための、国の許可の免除等(事後報告制度等)	樹木等が繁茂し、景観を阻害している場合、必要最小限の範囲で現状を把握している市町村が伐採等を行い、柔軟に景観の再生を行う。
福島県	福島県	リゾート景観再生構想	地域の実態を把握している地元市町村が、自然公園地域において必要最低限度の範囲で樹木の剪定等を行い、景観を向上させ、観光・リゾート地としての地域の魅力を向上させる。	景観再生のために行う自然公園地域内の樹木伐採等に関する費用の補助対象化	地元市町村が景観保全のため立木の剪定等を必要最小限の範囲において機動的に実施できるための費用を補助対象とする。	樹木等が繁茂し、景観を阻害している場合、必要最小限の範囲で現状を把握している市町村が伐採等を行い、柔軟に景観の再生を行う。
福島県	福島県	公共交通機関事業者との連携による観光振興、観光関連産業再生構想	民間事業者(JR)との共同事業への交付金利用を容易にする。	電源立地地域対策交付金制度の拡充	民間事業者との共同事業への電源立地地域対策交付金の利用による、観光振興と観光関連産業の再生。	SL修繕費、駅舎等の応分の負担による改修、路線沿線の修景。現在、年間2回JR只見線で運行されているSL車両は栃木県の真岡鉄道よりレンタルしている。SLを只見線で独自に持つためには、古い車両を修繕し運行できるようにしなければならない。車両を持つことにより通年運行が可能になり、併せて駅舎等、沿線のSLにあった修景をおこなうことにより、豊かな四季の歳時記の郷・奥会津の魅力を高めることができ、観光を軸とした地域産業の発展が見込める。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	福島県	福島空港を核とした地域の活性化構想	産業の振興と観光の振興を図ることにより福島空港を「人・ものの交流拠点」として機能させ、地域経済の活性化と地域雇用の創造をめざすものである。 1. 産業の振興 研修ビザの免除 免税取扱品の販売店の設置 総合保税地域の許可要件の緩和(特区対応) 2. 観光の振興 観光ビザの免除	福島空港利用客への短期滞在査証の免除	韓国人、中国人について、福島空港利用客への短期滞在査証の免除	韓国人、中国人について、観光及び短期の企業研修を目的とした福島空港利用客への短期滞在査証を免除することにより、福島空港の利用者の増加が見込まれる。
福島県	福島県	福島空港を核とした地域の活性化構想	産業の振興と観光の振興を図ることにより福島空港を「人・ものの交流拠点」として機能させ、地域経済の活性化と地域雇用の創造をめざすものである。 1. 産業の振興 研修ビザの免除 免税取扱品の販売店の設置 総合保税地域の許可要件の緩和(特区対応) 2. 観光の振興 観光ビザの免除	地域の活性化のために、特定の条件のもとに限定された外国貨物に係る関税の免税措置	地域の活性化・国際化のために、特定の事業者が、福島空港周辺地域内において販売するため福島空港を利用して外国から輸入する物品に係る関税を免除する。	地域内の事業者が、地方空港周辺地域(空港内を含む)において販売することを目的として、特定の地方空港を利用して輸入する外国貨物に係る関税の免除を受け、当該輸入品を販売する店舗を地域内に設置することにより、当該地域内における商業の振興、地域経済の国際化などを図り、数多くの人やものが集う地域づくりを行う。
福島県	福島県	福島空港を核とした地域の活性化構想	産業の振興と観光の振興を図ることにより福島空港を「人・ものの交流拠点」として機能させ、地域経済の活性化と地域雇用の創造をめざすものである。 1. 産業の振興 研修ビザの免除 免税取扱品の販売店の設置 総合保税地域の許可要件の緩和(特区対応) 2. 観光の振興 観光ビザの免除	通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料の軽減	福島空港区域及び福島空港周辺地域において、行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外において臨時の執務を求められる場合の手数料の額を2分の1に軽減する。	通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料を軽減することにより、民間事業者による国際物流の効率化に向けた取り組みを推進し、貿易の振興を図る。
福島県	福島県	ベンチャーランドふくしま	地方企業が世界でも競争力のある製品を開発するため、地域に存在する科学技術を活用するとともに、国の各省庁が実施している産業創出、知的財産等に関する施策を効果的に連携させ迅速な新産業の創出を図り、地域経済の活性化に寄与する。	各省庁間の産業創出プロジェクトの効果的な活用	文部科学省の都市エリア産学官連携促進事業、独立行政法人科学技術振興機構の地域結集型共同研究等と、経済産業省の産業クラスター推進計画に基づく地域コンソーシアム等の補助事業の一括した採択。	都市エリア産学官連携促進事業、地域結集型共同研究等と、経済産業省の産業クラスター推進計画に基づく地域コンソーシアム等の補助事業を一体的に行うことにより、県が主体的かつ迅速に産業創出に対する支援が可能となる。
福島県	福島県	ベンチャーランドふくしま	地方企業が世界でも競争力のある製品を開発するため、地域に存在する科学技術を活用するとともに、国の各省庁が実施している産業創出、知的財産等に関する施策を効果的に連携させ迅速な新産業の創出を図り、地域経済の活性化に寄与する。	新事業創出促進法により猶予期間が与えられた最低資本金の増資について期間を延長する。	最低資本金規制の特例をこれまでの5年間から延長する。	最低資本金規制の特例については、会社設立から5年間認められているところであるが、これを10年に延長し、企業育成を効果的に推進したい。
福島県	福島県	ベンチャーランドふくしま	地方企業が世界でも競争力のある製品を開発するため、地域に存在する科学技術を活用するとともに、国の各省庁が実施している産業創出、知的財産等に関する施策を効果的に連携させ迅速な新産業の創出を図り、地域経済の活性化に寄与する。	ベンチャー企業の官公需への積極的な登用を図ると共に、国がそれを認定するような制度の創設	ベンチャー企業の創出と存続を支援するため、地方自治体が積極的にベンチャー企業が開発した製品や、技術を登用することは既に各自治体でも実施されているところであるが、ベンチャー企業がさらに市場を他県、他地域に求めたときに、どうしても実績のなさや、経営的な安定性がないことから、参入できない状況であるため、国がベンチャー企業を認定するような制度を制定し、その認定を受けたベンチャー企業は全国で官公需の入札等に参加できる資格認定制度を制定する。	官公需の発注に際して、ベンチャー企業の信頼度を認定する全国的な一律の制度を設け、一定の要件(経営状況や客観的機能性や信頼性などが確認できること等)を満たし認定を受けたベンチャー企業は、受注実績の有無にかかわらず官公需に参加できる仕組みを創設する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	福島県	ベンチャーランドふくしま	地方企業が世界でも競争力のある製品を開発するため、地域に存在する科学技術を活用するとともに、国の各省庁が実施している産業創出、知的財産等に関する施策を効果的に連携させ迅速な新産業の創出を図り、地域経済の活性化に寄与する。	企業が新製品開発を目的として研究開発費補助金を得たときに、研究開発が終了した後にその設備を使用して生産することを認める。	創造技術研究開発費補助金によって取得した機械装置等は、研究開発、及び試作品の製作までは、認められているが、それ以外には使用できないこととなっており、この使用範囲を拡大することにより、生産設備への流用についても認める。	地域活性化創造技術研究開発費補助金実施要領において、当該補助金により取得した「機械装置等」は、当該補助事業以外の目的には使用できないこととなっているが、補助対象期間が終了後に限っては、一定の条件のもとにその後の使用も認める。
福島県	福島県	ベンチャーランドふくしま	地方企業が世界でも競争力のある製品を開発するため、地域に存在する科学技術を活用するとともに、国の各省庁が実施している産業創出、知的財産等に関する施策を効果的に連携させ迅速な新産業の創出を図り、地域経済の活性化に寄与する。	特許の申請にかかる審査期間の短縮化	特許の申請の後の審査について、これまでよりも審査期間を短縮し、迅速な特許取得を図る。	特許審査にかかる人員の増員や、専門分野を持つ外部機関への審査委託等を活用することにより、迅速な審査を実施する。
福島県	福島県	ベンチャーランドふくしま	地方企業が世界でも競争力のある製品を開発するため、地域に存在する科学技術を活用するとともに、国の各省庁が実施している産業創出、知的財産等に関する施策を効果的に連携させ迅速な新産業の創出を図り、地域経済の活性化に寄与する。	企業立地資金貸付基金を活用したベンチャー企業に対する新たな支援制度の創設	電源立地特別交付金を財源として企業立地資金貸付基金を設けているが、県内に事業所を新設又は増設する企業が設備等の取得費用の貸付原資にのみ充当が可能であり、他の事業の費用に充てることは認められていない。また、電源立地特別交付金は運用通達において、「特定企業を利するための経理助成、投機的な事業への助成」などに交付することができない旨規定されている。そこで、この基金の有効活用の観点から、交付金の目的である企業導入、産業の近代化の範囲内で要件を緩和していただき、ベンチャー企業に対する新たな支援策を設け、新事業の創出を図る。	ベンチャー企業に対する支援策を創設する。設備等の取得費用に対する助成制度の新設、運転資金貸付け制度の新設、出資金又は出資補助制度の新設
福島県	福島県	ベンチャーランドふくしま	地方企業が世界でも競争力のある製品を開発するため、地域に存在する科学技術を活用するとともに、国の各省庁が実施している産業創出、知的財産等に関する施策を効果的に連携させ迅速な新産業の創出を図り、地域経済の活性化に寄与する。	信用保証協会基本財産の取り崩し手続きの簡略化	信用保証協会の基本財産のうち基金準備金の10%については、その取り崩しに当たって、県と信用保証協会との協議により実施できるよう変更する。また、剰余金の基本財産への繰入割合を50%から30%に引き下げる。	金融機関によるベンチャー企業をはじめとした中小企業融資に対する保証事業の実施。 信用保証協会が積極的保証することにより、ベンチャー企業が融資を受けやすくなり、ベンチャー企業の資金繰りが向上する。
福島県	福島県	うつくしま中山間地域農業・農村活性化構想	国施策の利便性向上等の支援を活用しながら、次の施策方針に基づき施策(事業)を展開することにより、地域経済の活性化や雇用創出を推進し、もって地域再生の実現を図る。 (1) 特色ある農産物を活用した、地域資源を生かしたグリーン・ツーリズム、地域の観光と連携した都市との交流を推進し、就業機会の創出や地域の活性化を図る。 (2) 農業生産を核とし、農産物の加工、流通、販売や農村の特色を生かしたサービスの提供など、アグリビジネスへ積極的に取組、農家経営の向上と地域の活性化を図る。	農業改良資金の融資対象メニュー拡大	農家経営の改善に有効な手段として活用されている農業改良資金のメニューに、アグリビジネス等(農家民宿等)への融資を新たに加える。	農家がアグリビジネスを始めるに際して、農家民宿等の整備に要する経費を融資対象に加えることにより、地域農業の振興と都市との交流の促進、さらには地域経済の活性化を図る。
福島県	福島県	うつくしま中山間地域農業・農村活性化構想	国施策の利便性向上等の支援を活用しながら、次の施策方針に基づき施策(事業)を展開することにより、地域経済の活性化や雇用創出を推進し、もって地域再生の実現を図る。 (1) 特色ある農産物を活用した、地域資源を生かしたグリーン・ツーリズム、地域の観光と連携した都市との交流を推進し、就業機会の創出や地域の活性化を図る。 (2) 農業生産を核とし、農産物の加工、流通、販売や農村の特色を生かしたサービスの提供など、アグリビジネスへ積極的に取組、農家経営の向上と地域の活性化を図る。	新山村振興等農林漁業特別対策事業の実施主体拡大	新山村振興等農林漁業特別対策事業における事業主体に、商工団体や商工業者等の組織する公共性がある団体を新たに加える。	新山村振興等農林漁業特別対策事業における事業主体に、商工団体や商工業者等の組織する公共性がある団体を新たに加えることにより、地域経済の活性化を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	福島県会津本郷町	会津本郷焼き窯元を巡る街並み回廊の整備	会津本郷焼きの窯元に多くの観光客を呼び込み、産業活性化と観光による交流人口拡大を図る目的で県道の整備を行うが、道路区域が利活用面で柔軟に使用できるよう措置を講じる。また、農耕地の減少に伴って余った水をまちなみに活用する場合に水利権が支障となっているため、これを緩和し、うるおいとやすらぎを備えたまちなみを再生する。	道路の管理権限の委譲	会津本郷焼きを活用したイベント等に使用する場合は県の管理について、道路区域の利活用に関係した区間に限定し、管理権限を県から市町村へ委譲。	県道会津若松会津本郷線を歩行者優先の道路に改築し、会津本郷町や地域住民が道路空間を様々な利活用を円滑に行う。
福島県	福島県会津本郷町	会津本郷焼き窯元を巡る街並み回廊の整備	会津本郷焼きの窯元に多くの観光客を呼び込み、産業活性化と観光による交流人口拡大を図る目的で県道の整備を行うが、道路区域が利活用面で柔軟に使用できるよう措置を講じる。また、農耕地の減少に伴って余った水をまちなみに活用する場合に水利権が支障となっているため、これを緩和し、うるおいとやすらぎを備えたまちなみを再生する。	河川法における水利権の委譲	農業団体の有している水利権において、まちの中を巡る農業用水路から環境用水としてまちの中に流せるよう水利権の許認可権を市町村に委譲する。	道路整備等で水路を整備する場合、現行の河川法(水利権)では規制が厳しく、農耕地の減少に伴って余った水などを有効に活用できない状況にある。これを緩和することにより自然との共生できる環境整備が可能となる。
福島県	福島県会津若松市	総合治水対策による歴史・自然・文化がいきづく夢のあるまち再生事業	景気の低迷と市街地の空洞化などにより活力を失っている会津若松市では、内水被害を契機として、まちづくりと一体となった治水対策を必要としており、平成15年3月に関係機関からなる「会津若松市総合治水対策検討会」を組織している。 内水被害の現状分析から、雨水排水路の抜本的な改善や流域内での雨水貯留が不可欠であり、これらの施設整備を通じて、歴史と伝統がいきづいた「会津らしさ」が感じられる街へと再生していく必要がある。 このため、特定都市河川浸水被害対策法の適用条件緩和を前提に、流域住民全体の取り組みとして総合治水の考えの下、雨水貯留効果が認められた整備を行う住民個人や企業に対し、治水事業費相当額の補助を市町村経由で行い、地域再生として会津の伝統産業を活用した流域内の排水・貯留施設の整備や城のお堀の浄化もあわせて実施し、住民が自信と誇りを回復し郷土への愛着をより一層強く持ち、また、訪れた人々には会津の歴史と伝統を肌で感じられるような街へと再生していこうとするものである。	特定都市河川浸水被害対策法の指定要件の拡大	特定都市河川浸水被害対策法に指定される河川は三大都市圏や大都市を流下する河川に絞られる見込みであり、同法の指定要件を緩和するとともに、地方都市の河川に流域貯留浸透事業等、総合治水に関連した事業の採択を受けられるようにする。	1)雨水排水路の整備 カギ型道路の形状を考慮した雨水排水路の再編と断面拡大 2)雨水の各戸貯留 既存の調査資料から地下水位が比較的高いことから、各戸貯留では、街並みに配慮し、酒樽等を利用した雨水の一時貯留と浄水施設の整備を図る。 3)公共施設の貯留施設の整備・耐水化 流域の総合的な治水対策の一環として、公共施設への貯留施設を配置・整備する。また、貯留施設の規模に応じて施設の耐水化を図る。 4)公共空地(公園・校庭、お城のお堀等)の遊水施設整備 流域の総合的な治水対策の一環として、公共空地への貯留施設を配置・整備する。
福島県	福島県会津若松市	総合治水対策による歴史・自然・文化がいきづく夢のあるまち再生事業	景気の低迷と市街地の空洞化などにより活力を失っている会津若松市では、内水被害を契機として、まちづくりと一体となった治水対策を必要としており、平成15年3月に関係機関からなる「会津若松市総合治水対策検討会」を組織している。 内水被害の現状分析から、雨水排水路の抜本的な改善や流域内での雨水貯留が不可欠であり、これらの施設整備を通じて、歴史と伝統がいきづいた「会津らしさ」が感じられる街へと再生していく必要がある。 このため、特定都市河川浸水被害対策法の適用条件緩和を前提に、流域住民全体の取り組みとして総合治水の考えの下、雨水貯留効果が認められた整備を行う住民個人や企業に対し、治水事業費相当額の補助を市町村経由で行い、地域再生として会津の伝統産業を活用した流域内の排水・貯留施設の整備や城のお堀の浄化もあわせて実施し、住民が自信と誇りを回復し郷土への愛着をより一層強く持ち、また、訪れた人々には会津の歴史と伝統を肌で感じられるような街へと再生していこうとするものである。	流域総合治水支援	建築・土木施設を整備する場合、市町村経由で個人や企業へ治水事業費相当額を補助する。従来、国土交通省が行ってきた公共事業としての治水事業を、民間が小規模多数で間接的に行い、同等以上の効果を発現させ、もって公共の福祉への貢献と雇用創出、環境問題改善に寄与するもの。	建築・土木施設を整備する場合、市町村経由で個人や企業へ治水事業費相当額を補助する。 駐車場の透水性舗装や遊水池化 屋上緑化 雨水升や水路の透水(ポーラスコンクリート等)化 敷地内の雨水貯留施設(窪地・地下タンク等) その他、総合治水の考え方に合致したもの
福島県	福島県	南会津観光支援と交流人口拡大	構造改革特別区域法における農地法及び特定農地貸付法等の特例の区域認定とセットで、首都圏からの観光客の来訪が多い南会津地域において、多様な法人の農業参入と、首都圏の人も市民農園の開設を行い、南会津ブランドとしての地場産品の消費拡大や首都圏には無いなごみの空間(視点場)の整備、遊歩道の整備を行い、さらなる交流人口の拡大に努める。	道路管理者以外の施設整備	観光関係等民間事業による道路標識の設置及び管理	・民間や市町村の裁量で県管理施設を活用し、地域の活性化を図るため ・観光関係等民間事業による道路標識の設置及び管理
福島県	福島県	南会津観光支援と交流人口拡大	構造改革特別区域法における農地法及び特定農地貸付法等の特例の区域認定とセットで、首都圏からの観光客の来訪が多い南会津地域において、多様な法人の農業参入と、首都圏の人も市民農園の開設を行い、南会津ブランドとしての地場産品の消費拡大や首都圏には無いなごみの空間(視点場)の整備、遊歩道の整備を行い、さらなる交流人口の拡大に努める。	道路管理権限の委譲	道路区域の利活用に関係した範囲に限定し権限を県から市町村に委譲	・民間や市町村の裁量で県管理施設を活用し、地域の活性化を図るため ・道路区域の利活用に関係した範囲に限定し権限を県から市町村に委譲

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	福島県喜多方市	良好な景観づくりを目的とした住民協定に対する支援	現行の補助制度では住民協定に基づく建築物の改築に対する補助は認められていない。さらに、事業区域からはずれた建築物等については、地域一体となった景観形成が必要でありながらも、支援できない状況にある。これにより街路事業において地域一体となった景観づくりを行うことが可能となる。	街路事業の補助対象範囲の拡大	街路事業の実施に合わせ住民協定(景観協定)を締結している地域において、街路事業の中で通常の補償費に加えて協定に基づいた沿道景観のグレードアップ分まで、さらに地域全体で整備する必要がある場合、支障物件以外の景観形成に要する費用まで補助の対象範囲を拡大する。	街路事業において通常の補償費に加えて、沿道景観のグレードアップ、支障物件以外の景観形成に要する費用等、良好な景観づくりを目的とした住民協定まで補助対象範囲に含めることで、良好な都市景観が形成される。
福島県	福島県	ふくしまバイリンガル構想	経済・社会等のグローバル化が進展し、大交流時代の国際社会を主体的に生きるための資質・能力を備えた人材の育成が大きな課題となっているなか、国際的共通語となっている「英語」によるコミュニケーション能力を身に付けることが必要であり、このことは、子どもたちの将来のためにも非常に重要な課題となっている。 このため、学校と地域が一体となり、聞く、話す力から考える力まで含めた英語力を備え、世界に発信できる人材の育成を図るとともに、英語で世界と交流できる地域(バイリンガル圏)の形成を図る。 こうした人材育成、バイリンガル圏の形成が地域経済の活性化、雇用の創造に大きく貢献する。	A L T (外国語指導助手)の契約更新の年限(3年)撤廃又は延長	A L T (外国語指導助手)は3年を超えて契約を更新することができないこととなり、この年限を撤廃又は延長する。	(具体的内容) (1)教員派遣・教員研修事業 (2)生徒研修事業 (3)交流・コンテスト事業 (4)地域交流事業 (5)語学指導等を行う外国青年招致事業 上記事業を実施するに当たりA L T (外国語指導助手)を有効に活用する。 (効果) 英語を自由に駆使できる人材を多数輩出し、その人材が地域の活性化を担う。バイリンガル地域をアピールすることにより、観光等のサービス産業の活性化や外資系企業誘致等が促進され、地域経済の発展及び雇用の創出に貢献できる。 (支援措置の必要性) 人材育成には、教員の確保が大きな課題であり、A L Tの活用は欠かせない。A L Tの契約更新の年限(3年)を撤廃又は延長することにより、意欲と能力の高い人材をより長期に活用することができる。さらに、必要に応じて単独で授業ができるようになれば学校の状況に応じた柔軟な対応が可能となる。
福島県	福島県	ふくしまバイリンガル構想	経済・社会等のグローバル化が進展し、大交流時代の国際社会を主体的に生きるための資質・能力を備えた人材の育成が大きな課題となっているなか、国際的共通語となっている「英語」によるコミュニケーション能力を身に付けることが必要であり、このことは、子どもたちの将来のためにも非常に重要な課題となっている。 このため、学校と地域が一体となり、聞く、話す力から考える力まで含めた英語力を備え、世界に発信できる人材の育成を図るとともに、英語で世界と交流できる地域(バイリンガル圏)の形成を図る。 こうした人材育成、バイリンガル圏の形成が地域経済の活性化、雇用の創造に大きく貢献する。	A L TがT・Tだけでなく単独で授業が行えるよう運用を弾力化	A L T (外国語指導助手)が助手として職務に従事するとなっている部分を、必要に応じて単独で授業ができるようにする。	(具体的内容) (1)教員派遣・教員研修事業 (2)生徒研修事業 (3)交流・コンテスト事業 (4)地域交流事業 (5)語学指導等を行う外国青年招致事業 上記事業を実施するに当たりA L T (外国語指導助手)を有効に活用する。 (効果) 英語を自由に駆使できる人材を多数輩出し、その人材が地域の活性化を担う。バイリンガル地域をアピールすることにより、観光等のサービス産業の活性化や外資系企業誘致等が促進され、地域経済の発展及び雇用の創出に貢献できる。 (支援措置の必要性) 人材育成には、教員の確保が大きな課題であり、A L Tの活用は欠かせない。A L Tの契約更新の年限(3年)を撤廃又は延長することにより、意欲と能力の高い人材をより長期に活用することができる。さらに、必要に応じて単独で授業ができるようになれば学校の状況に応じた柔軟な対応が可能となる。
福島県	福島県	ふくしまバイリンガル構想	経済・社会等のグローバル化が進展し、大交流時代の国際社会を主体的に生きるための資質・能力を備えた人材の育成が大きな課題となっているなか、国際的共通語となっている「英語」によるコミュニケーション能力を身に付けることが必要であり、このことは、子どもたちの将来のためにも非常に重要な課題となっている。 このため、学校と地域が一体となり、聞く、話す力から考える力まで含めた英語力を備え、世界に発信できる人材の育成を図るとともに、英語で世界と交流できる地域(バイリンガル圏)の形成を図る。 こうした人材育成、バイリンガル圏の形成が地域経済の活性化、雇用の創造に大きく貢献する。	「地域子ども教室推進事業」における英語教室等への重点支援	国で16年度から実施する「地域子ども教室推進事業」において、英語教室など英語に親しむ活動に対し、重点的に支援する。	(具体的内容) 地域子ども教室推進事業 (効果) 英語を自由に駆使できる人材を多数輩出し、その人材が地域の活性化を担う。バイリンガル地域をアピールすることにより、観光等のサービス産業の活性化や外資系企業誘致等が促進され、地域経済の発展及び雇用の創出に貢献できる。 (支援措置の必要性) 「地域子ども教室推進事業」を活用し、学校と地域が一体となって英語に親しむ機会をより多く提供する必要がある。
福島県	福島県白河市	南湖公園再生計画	地域のシンボルであり観光名所でもある南湖公園は、昨今、生活環境の変化等に伴い水質の低下、マツクイムシ被害の発生、周辺景観の変化等の諸課題が指摘され、その早急な解決が求められている。 しかし、この地域は文化財保護法をはじめとする複数の法令の規制の対象となっており、現状変更を伴う行為は容易に認められない状況にある。 このようなことから、権限委譲や民間への業務委託、補助要件の緩和等を進めることで課題解決を図り、併せて新たな雇用の創出や地域資源・観光資源としてのイメージアップ、人材育成、観光客の誘客へとつなげていく。	森林整備に対する文化財保護法の法規制緩和	南湖における、散策管理道の設置や除間伐、補植などの施策を実施する場合、文化財保護法の史跡名勝天然記念物に関し、樹木を個体として管理しており、伐採や後継樹育成のための補植については、「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、許可を受けなければならない」の適用規制を受けるため同法の適用除外とする。	専門家及び住民も交え、現地の状況に応じた整備や管理のあり方の計画策定とそれに基づく整備の推進に資する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	福島県白河市	南湖公園再生計画	地域のシンボルであり観光名所でもある南湖公園は、昨今、生活環境の変化等に伴い水質の低下、マツクイムシ被害の発生、周辺景観の変化等の諸課題が指摘され、その早急な解決が求められている。 しかし、この地域は文化財保護法をはじめとする複数の法令の規制の対象となっており、現状変更を伴う行為は容易に認められない状況にある。 このようなことから、権限委譲や民間への業務委託、補助要件の緩和等を進めることで課題解決を図り、併せて新たな雇用の創出や地域資源・観光資源としてのイメージアップ、人材育成、観光客の誘客へとつなげていく。	森林整備に対する法規制緩和	南湖における、散策管理道の設置や除間伐、補植などの施業を実施する場合、都市計画法の風致地区における木材の伐採規制政令に基づく規制の、適用除外とする。	専門家及び住民も交え、現地の状況に応じた整備や管理のあり方の計画策定とそれに基づく整備の推進に資する。
福島県	福島県白河市	南湖公園再生計画	地域のシンボルであり観光名所でもある南湖公園は、昨今、生活環境の変化等に伴い水質の低下、マツクイムシ被害の発生、周辺景観の変化等の諸課題が指摘され、その早急な解決が求められている。 しかし、この地域は文化財保護法をはじめとする複数の法令の規制の対象となっており、現状変更を伴う行為は容易に認められない状況にある。 このようなことから、権限委譲や民間への業務委託、補助要件の緩和等を進めることで課題解決を図り、併せて新たな雇用の創出や地域資源・観光資源としてのイメージアップ、人材育成、観光客の誘客へとつなげていく。	所有森林管理の民間委託簡便化	南湖及び周辺の森林管理を民間団体に対して、長期的に施業委託を行う場合でも、予算は単年度主義であり、翌年度以降に跨る場合の費目が限定され、債務負担になじまないとしているが、地方自治法上でも費目を見直し債務負担行為で、長期的に管理できるように簡便化を図る。	施業の実施時期や雇用計画の長期的な見直しを持たせ、自主的かつ臨機応変な対応が可能となるよう、森林整備計画期間を通じた長期の管理委託契約が簡便に行えるよう、民間団体に対し、長期施業委託を行い、森林整備(除間伐、下刈り等)を10年間で一巡させるなどにより、雇用や森林ボランティア活動の長期安定化に資する。
福島県	福島県白河市	南湖公園再生計画	地域のシンボルであり観光名所でもある南湖公園は、昨今、生活環境の変化等に伴い水質の低下、マツクイムシ被害の発生、周辺景観の変化等の諸課題が指摘され、その早急な解決が求められている。 しかし、この地域は文化財保護法をはじめとする複数の法令の規制の対象となっており、現状変更を伴う行為は容易に認められない状況にある。 このようなことから、権限委譲や民間への業務委託、補助要件の緩和等を進めることで課題解決を図り、併せて新たな雇用の創出や地域資源・観光資源としてのイメージアップ、人材育成、観光客の誘客へとつなげていく。	所有森林管理の民間委託費の補助対象拡大	南湖及び周辺の森林管理の補助対象には、政令で定められた者が対象であるが、民間団体・ボランティアに対しても、長期的に施業委託を行えるよう、補助対象とする。	施業の実施時期や雇用計画の長期的な見直しを持たせ、自主的かつ臨機応変な対応が可能となるよう、森林整備計画期間を通じた長期の管理委託契約が簡便に行えるよう、民間団体に対し、長期施業委託を行い、森林整備(除間伐、下刈り等)を10年間で一巡させるなどにより、雇用や森林ボランティア活動の長期安定化に資する。
福島県	福島県白河市	南湖公園再生計画	地域のシンボルであり観光名所でもある南湖公園は、昨今、生活環境の変化等に伴い水質の低下、マツクイムシ被害の発生、周辺景観の変化等の諸課題が指摘され、その早急な解決が求められている。 しかし、この地域は文化財保護法をはじめとする複数の法令の規制の対象となっており、現状変更を伴う行為は容易に認められない状況にある。 このようなことから、権限委譲や民間への業務委託、補助要件の緩和等を進めることで課題解決を図り、併せて新たな雇用の創出や地域資源・観光資源としてのイメージアップ、人材育成、観光客の誘客へとつなげていく。	農業用ため池としての南湖の整備に対する規制の緩和	利水及び親水施設である南湖の機能維持・強化に向けた施設整備のために、文化財保護法上、重要文化財施設等の区域であっても、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときの許可について、ため池管理者が維持管理上必要な施設を一体的に整備できるように規制を緩和する。	ため池としての水利施設の整備や堆積土砂の浚渫と併せてため池周辺の親水・景観保全のための施設を整備する地域用水環境整備事業を実施する。
福島県	福島県白河市	南湖公園再生計画	地域のシンボルであり観光名所でもある南湖公園は、昨今、生活環境の変化等に伴い水質の低下、マツクイムシ被害の発生、周辺景観の変化等の諸課題が指摘され、その早急な解決が求められている。 しかし、この地域は文化財保護法をはじめとする複数の法令の規制の対象となっており、現状変更を伴う行為は容易に認められない状況にある。 このようなことから、権限委譲や民間への業務委託、補助要件の緩和等を進めることで課題解決を図り、併せて新たな雇用の創出や地域資源・観光資源としてのイメージアップ、人材育成、観光客の誘客へとつなげていく。	農業用ため池としての南湖の整備の緩和	利水及び親水施設である南湖の機能維持・強化に向けた施設整備のために、公有水面埋立行為であっても、ため池の管理者が、管理道の整備等必要最小限の改修・整備は実施できるように規制を緩和する。	ため池としての水利施設の整備や堆積土砂の浚渫と併せてため池周辺の親水・景観保全のための施設を整備する地域用水環境整備事業を実施する。
福島県	福島県白河市	南湖公園再生計画	地域のシンボルであり観光名所でもある南湖公園は、昨今、生活環境の変化等に伴い水質の低下、マツクイムシ被害の発生、周辺景観の変化等の諸課題が指摘され、その早急な解決が求められている。 しかし、この地域は文化財保護法をはじめとする複数の法令の規制の対象となっており、現状変更を伴う行為は容易に認められない状況にある。 このようなことから、権限委譲や民間への業務委託、補助要件の緩和等を進めることで課題解決を図り、併せて新たな雇用の創出や地域資源・観光資源としてのイメージアップ、人材育成、観光客の誘客へとつなげていく。	文化財保護法の規制緩和	文化財保護法第80条(現状変更等の制限及び原状回復の命令)の規制を緩和し、通常の維持保全事業の行為が円滑にできる措置を講じる。	南湖公園の水質浄化対策(浄化施設設置) 護岸の修復

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	梁川町	農林業施設、公民館施設共同による地域再生計画	農林業施設と公民館施設の併設利用を行い、相乗効果による人づくりを推進し、地域活性化と経済の振興や雇用の拡大を図る。	農村総合整備モデル事業実施要綱に定める補助金で建設した農村環境改善センターを公民館施設として利用拡大	農村総合整備モデル事業実施要綱に定める補助金で建設し、耐用年数の経過していない農村環境改善センターに公民館施設としての併設利用を認める。	農村環境改善センター施設の一部を公民館施設としても利用できるようにする。
福島県	梁川町	農林業施設、公民館施設共同による地域再生計画	農林業施設と公民館施設の併設利用を行い、相乗効果による人づくりを推進し、地域活性化と経済の振興や雇用の拡大を図る。	農業農村活性化農業構造改善促進対策要綱に定める補助金で建設した農業構造改善センターを公民館施設として利用拡大	農業農村活性化農業構造改善促進対策要綱に定める補助金で建設し、耐用年数の経過していない農業構造改善センターに公民館施設としての併設利用を認める。	既存の農業構造改善センター施設の一部を公民館施設としても利用できるようにする。
福島県	梁川町	農林業施設、公民館施設共同による地域再生計画	農林業施設と公民館施設の併設利用を行い、相乗効果による人づくりを推進し、地域活性化と経済の振興や雇用の拡大を図る。	第2次農業構造改善促進対策要綱に定める補助金で建設した農業研修センターを公民館施設として利用拡大	第2次農業構造改善促進対策要綱に定める補助金で建設し、耐用年数の経過していない農業研修センターに公民館施設としての併設利用を認める。	既存の農業研修センター施設の一部を公民館施設としても利用できるようにする。
福島県	梁川町	農林業施設、公民館施設共同による地域再生計画	農林業施設と公民館施設の併設利用を行い、相乗効果による人づくりを推進し、地域活性化と経済の振興や雇用の拡大を図る。	新農業構造改善事業促進対策要綱に定める補助金で建設した農業構造改善センターを公民館施設として利用拡大	新農業構造改善事業促進対策要綱に定める補助金で建設し、耐用年数の経過していない農業構造改善センターに公民館施設としての併設利用を認める。	既存の農業構造改善センター施設の一部を公民館施設としても利用できるようにする。
福島県	梁川町	農林業施設、公民館施設共同による地域再生計画	農林業施設と公民館施設の併設利用を行い、相乗効果による人づくりを推進し、地域活性化と経済の振興や雇用の拡大を図る。	山村林業構造改善事業実施要領に定める補助金で建設した林業構造改善センターを公民館施設として利用拡大	山村林業構造改善事業実施要領に定める補助金で建設し、耐用年数の経過していない林業構造改善センターに公民館施設としての併設利用を認める。	既存の林業構造改善センター施設の一部を公民館施設としても利用できるようにする。
福島県	会津坂下町	既存施設の有効活用によるグリーンツーリズム・環境教育の推進	農村総合モデル整備事業により整備した農村環境改善センターについて地域の実情に合わせて、他の目的に転用し、宿泊施設としての有効活用を図る。	農村総合モデル事業で整備した施設の目的外使用の容認	補助金の返還や起債の繰上げ償還などの免除や改造に要する経費の起算などの緩和策	農村環境改善センターに新たに宿泊機能をもたせ、有効活用を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	会津坂下町	幼・保一元化による保育・教育内容の充実	幼保一元化をはかり、就学前の幼児教育の環境の整備を図る。	教育・保育環境の充実のための幼・保一元化	国庫補助により整備した施設の目的外使用や文部科学省・厚生労働省間の垣根を越えた制度の合理的な再編	就学前の幼児の教育・保育環境を充実させるため、幼稚園・保育所の垣根を越えて一元化教育を実施する。
福島県	会津坂下町	米生産調整の緩和	米の生産調整を緩和することにより、高品質な米の安定供給、町土の有効活用、農家の経営安定、産業の活性化を図る。	米の生産調整の緩和	食糧法に関連する生産調整についての緩和	米価格の安定化を図るとともに、売れる米作り施策を展開し、農業経営の安定と産業の活性化を図るため、米の生産調整を緩和し、
福島県	会津坂下町	ITを活用した地域間格差の是正	情報インフラの整備により、地域間格差の是正、産業の振興を図る。	情報インフラの整備に係る経費の地方交付税算入	情報過疎地域における情報インフラの整備にかかる経費について、地方交付税への算入を認める	情報インフラ未整備の地域間の情報網を整備する。
福島県	会津坂下町	NPO等による福祉サービスの提供施設の整備	住民ニーズの高い福祉サービスの提供を既存の公営住宅を地域の実情に合わせ、他の目的に転用し、福祉サービス提供の拠点施設として有効活用を図る。	国庫補助等で整備した公営住宅について目的外使用の容認	補助金の返還や起債の繰上げ償還などの免除や改造に要する経費の起算などの緩和策	既存の施設である公営住宅の一部を利用する。
福島県	泉崎村	公の施設民間委託	行政財産についての自治法244条の2第3項による委託先の制限を撤廃し行政の判断で自由に委託先を選択できる体制とすることにより、地域経済の活性化と地域雇用の創出を図る。	行政財産等の管理運営業務の外部委託の自由化	地方自治法第244条の2第3項の公の施設の管理運営委託先の規定を緩和し、各自治体に委託先の選定権を一任する。	本村は、公営の宿泊施設(サイクリングターミナル)を有し、管理運営は自治法に基き第三セクターに委託しているが、商工会及び民間企業への委託により民間活力の導入を図るとともに地域に根ざした効果的な管理運営ができる。
福島県	会津本郷町	農村地域の再生構想	農地法第2条7項第1号の「農業に関連する事業」について明確にすると共に、地方公共団体が出資し、その主たる目的が農業振興にあると認められる事業者については、農地所有や、原料の1/2自社生産の事業要件を満たさなくとも農業生産法人とするもの。	農業生産法人の事業要件の緩和	農地法の運用緩和：農業生産法人の事業要件である農地所有の有無や、原料の1/2自社生産の制限を取り払い地方公共団体が農業振興のための施策として出資した事業者についての農業生産法人の認定。	新たな「米政策改革大綱」に向けた農家の核をなす生産法人の立ち上げにより地方の農家のあるべき姿の実現。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	会津本郷町	小都市中心市街地再生構想	1. 要件の規定は、該当する自治体を限定するものであるため、地域実情に応じた緩和を要望する。 2. 法第9条第6項第1号要件の緩和 法第9条第5項第2号要件の緩和・同条第4項要件の緩和 3. 小都市における中心市街地活性化施策は、地域全体のまちづくりであるため、中小企業振興中心の事業とは別枠にて、地域全体のまちづくりのための予算措置を望む。	1. 要件の規定は、該当する自治体を限定するものであるため、地域実情に応じた緩和を要望する。 2. 法第9条第6項第1号要件の緩和 法第9条第5項第2号要件の緩和・同条第4項要件の緩和 3. 小都市における中心市街地活性化施策は、地域全体のまちづくりであるため、中小企業振興中心の事業とは別枠にて、地域全体のまちづくりのための予算措置を望む。	23. 記載の別添「小都市中心市街地再生構想」のとおり	1 自治体が限定されなくなり投資効果上がる。 2 事業単位で責任を持つことで、自治体・TMO・事業者等がそれぞれの役割において円滑に事業を展開できる。 3 経済産業省事業に捉われることなく、広く地域振興の意味で取り組みができるということは、小都市における投資拡大に繋がる。
福島県	会津本郷町	地場産業再生構想	会津本郷焼は東北最古の焼き物として発展してきたが、近年の経済状況や窯元の後継者問題で厳しい状況にある。また、窯元が点在する地区は都市計画地域の市街区域にあるため、新たに窯を建設する事ができないことから、新たな窯元の進出を阻んでいる。このような状況を解消するため、窯元が点在する地区の規制を緩和し、新たな窯元を育成するとともに、伝統ある会津本郷焼を後世に伝え、窯業の町を活性化し、陶芸の里を発展させる。	建築基準法の用途地域内の建築物の制限緩和	建築基準法第48条第5項及び第8項関係の別表2に記載のある陶磁器に関連する事項について当該区域内においてはこれを準用しない。また、当該用途地域に隣接する市街化調整区域(現況山林)内に窯業又は陶磁器の製造に関連する建築物及び工作物(登り窯等)について建築することができるよう、都市計画法第29条第1項第2号及び都市計画法施行令第20条にその旨の項目を追加するもの。	会津本郷町窯元設置事業：新たな窯元の進出を援助又は誘致し育成するとともに、伝統ある会津本郷焼を後世に伝え、窯業の町を活性化し、陶芸の里を発展させる。
福島県	鮫川村	小学校廃校利用による幼稚園、保育所の一体的運営	鮫川村は、福島県の南端に位置する中山間地域である。村内に小学校が6校在ったが、少子化により複式学級等が急増したため、平成15年4月に中心部より最も遠い小学校を除いて統合したため、4校が廃校となった。他方、村内には保育所2施設、幼稚園1施設があるが、保育所はいずれも築後35年、26年経過し、施設の傷みも激しく、改築の時期にある。本村としては、少子化の進展、保育や幼児教育に対するニーズの変化などに鑑み、幼稚園・保育所運営の一体化を図りたいと考えている。幼・保の一体的運営に最も適した廃校が、現行の「公立学校施設整備補助金等に係る財産処分の承認」が得られる年限に達しておらず、苦慮しているところである。	「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の緩和	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認の期間の短縮	廃校となった学校の有効活用を図るため、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認が国庫補助完了後10年の縛りを緩和いただくことにより、保育所、幼稚園への活用が促進される。
福島県	鮫川村	大豆の特産品開発と健康・長寿の村づくり	福島県鮫川村は、阿武隈高原の南端に位置し、標高350～700mに在る丘陵高原型の農山村である。鮫川村は自立できる村づくりを目指し、基幹産業の農業の振興を通して、地域経済の活性化と雇用の創出を図る決意である。本村は、農業従事者の高齢化により遊休農地が増え、農業の持つ公益的機能も低下してきている現状にある。また、高齢化率も28%に達し、医療費の伸びも危惧されているところである。さらに、地形的、地理的にも企業の誘致が期待できない条件にあるため、若者の雇用の場が極めて少ない現状にある。これらの課題を解決するため、廃校となった学校を活用し、健康食品として注目されている「大豆」の加工に着目し、人材を育成して振興公社の設立を図り、栽培の振興、加工品の開発、グリーンツーリズム、環境教育の受け入れ等、地域活性化を多面的に図るものである。	特産品開発事業	農林水産省補助事業「経営構造対策事業」のソフト事業の拡充	加工技術習得事業-専門的な知識・技術の習得のため、民間企業や研究機関に長期間派遣し、担い手となる人材の育成を図る。 高品質の特産品開発が可能になる。 健康づくり事業 ・栽培-加工まで、住民との協働を基本に推進することにより、地域づくりへの意欲の高揚(住民の連帯)、地域づくりの共有化が期待できる。 ・本村の高齢者疾病のおよそ60%を占めている循環器系疾患、筋骨系疾患、泌尿器系疾患、呼吸器系疾患予防に、大豆は高い機能性を有しており、加工品の普及と相まって、摂取量の増加が期待でき、健康の増進と医療費の縮減が図れる。 市場調査事業 国民の消費性向、関連商品の流通動向を把握することにより、商品開発並びに生産の安定が図られ、農地の有効活用と雇用の安定的な創出を図れる。 農産物処理加工施設整備(処理、加工、冷蔵、貯蔵、包装用機械施設) ・選別、洗浄から仕込みまで機械化一貫作業により、均一、高品質製品の大量生産が可能。 ・グリーンツーリズムの推進-加工体験の受け入れ 振興公社の設立 ・官民共同出資の公社の設立により、住民との協働が広がり、地域の多様な課題の解決と地域資源の有効活用が可能になる。(一点突破全面展開の地域づくり) ・既存の観光施設なども運営対象にすることにより、グリーンツーリズムの推進、里山の魅力を活かした体験型環境教育の受け入れが拡充できる。 ・意欲のある有能な職員の雇用が可能になるとともに、加工施設などでの作業従事者の雇用が広がる。
福島県	鮫川村	大豆の特産品開発と健康・長寿の村づくり	福島県鮫川村は、阿武隈高原の南端に位置し、標高350～700mに在る丘陵高原型の農山村である。鮫川村は自立できる村づくりを目指し、基幹産業の農業の振興を通して、地域経済の活性化と雇用の創出を図る決意である。本村は、農業従事者の高齢化により遊休農地が増え、農業の持つ公益的機能も低下してきている現状にある。また、高齢化率も28%に達し、医療費の伸びも危惧されているところである。さらに、地形的、地理的にも企業の誘致が期待できない条件にあるため、若者の雇用の場が極めて少ない現状にある。これらの課題を解決するため、廃校となった学校を活用し、健康食品として注目されている「大豆」の加工に着目し、人材を育成して振興公社の設立を図り、栽培の振興、加工品の開発、グリーンツーリズム、環境教育の受け入れ等、地域活性化を多面的に図るものである。	国庫補助事業で整備した施設に係る目的外使用の承認	廃校となった小学校の有効活用を図るため、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認」事項の規制緩和。	

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	大信村	ニューアグリビジネス～農業再生計画	農業への民間企業、NPO(特定非営利活動法人)の参入。農業振興地域の指定解除の緩和	農業への民間企業、NPO(特定非営利活動法人)等の参入	現行農地法では、農地の買入れ又は借入が出来るのは、農業者と農業生産法人に限られているが、これを農業生産法人以外にも可能とすること。	外食関連企業が、その食材を調達するため自社直営の農業を経営する。障害者等を支援するNPO法人が、その自立や職業訓練のための農場を経営する。観光関連企業が、グリーンツーリズムの受け入れ施設としての農場を経営する。
福島県	磐梯町	歴史と文化から国際人の感性教育による再生事業	英語の授業を取り入れ、活きた会話を進めるにあたり、英語教育の継続性から、AETの3年という期間の延長を含め、外国人の教師で対応したいが、日本の教員免許なしで教師・講師としての採用をしたい。また、英会話を小学校の授業の科目として英会話の導入を図りたい。	外国語指導助手、教師、講師の採用緩和	外国語指導助手の期限延長、外国人の外国語教師・講師の免許外採用	外国人から直接耳で聞き、答える発音を幼児、児童から教育することにより、活きた英語の教育が出来る。
福島県	磐梯町	「仏都会津の源」史跡慧日寺跡周辺再生事業	これまで既存の補助事業及び単独事業により整備してきた、史跡慧日寺跡環境整備基本計画の事業にかかる補助残に対して、過疎債の適用又は地域再生債等の起債制度整備をしていただきたい。	補助残の起債充当拡大(過疎・再生債)	文化財保護法による補助残に対する起債充当の新設	補助残に対して起債が充当できれば、これまで先送りとなっていた基本計画に基づく事業が計画どおりに進行できる。
福島県	磐梯町	磐梯山グリーンツーリズム再生事業	道の駅整備を中核としグリーンツーリズムの複合的施設を集中させ、自然豊かなパノラマ館を作り町の情報発信基地とし、その1つとして神々が宿ると言われた磐梯山の信仰の道・湯道の整備を図り、自然散策と観光をつなげ、自然を守り育てながらアメニティリゾートの原点を通し都会と農村の交流を深め、活性化の相乗効果をはかる。	各種許可制度の一括許可申請及び一括許可制度	磐梯山周辺は国立公園内であり更に原生林であるブナ林も生息しており、その整備に当たっては今の国立公園法・森林法・保安林法の許認可の一括取り扱いと規制緩和を図る。	歴史と文化をとおした自然探訪と山岳信仰の道や湯道を復元し整備を図る。
福島県	磐梯町	自然から学ぶ地域再生	家庭から出る廃棄物の分別を徹底し、有用微生物を利用し堆肥化をはかり、有機農業の普及実践を促し、特産品としての流通販売の確立とともに、二次・三次産品として、健康・自然食品の生産を図り農・項・商業が一体となった、生産を進めて行くと同時に、豊かな山紫水明の地を後世まで残していく。この推進のため、自然環境の維持・保全として、環境税などの目的税の創設と導入を図りたい。	税の町村移譲	目的税として環境税の新設	環境税が創設されれば、廃棄物の堆肥化推進と、資源環境循環型の地域づくりの目的税として、自然環境の維持・保全として、環境税などの目的税の創設と導入を図りたい。
福島県	磐梯町	仏都・会津のシンボル磐梯町への定住化構想(過疎地域からの脱却のための地域再生)	「過疎地域からの脱却のための地域再生」は町振興計画と町過疎対策計画を一体的に捉え、さらに計画の検証を行いながら見直しを図り、本当に過疎からの脱却が図られ、町の目標人口を達成できるように事業を集中的に実施することにより、町の本当の活性化を図るために地域再生を行いたい。	各種許可制度の一括許可申請及び一括許可制度	過疎地域からの脱却の地域再生プランに関しての各種許可申請について農地法・農業振興地域の整備に関する法律・都市計画法等に係る許可申請及び許可について一括して取り扱い、併せて基準面積の緩和等を図る	各種申請の一括許可申請により統一的な申請が行われることにより、事務の簡素化が図られ、又各種許可を簡素化することになる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	磐梯町	仏都・会津のシンボル磐梯町への定住化構想(過疎地域からの脱却のための地域再生)	「過疎地域からの脱却のための地域再生」は町振興計画と町過疎対策計画を一体的に捉え、さらに計画の検証を行いながら見直しを図り、本当に過疎からの脱却が図られ、町の目標人口を達成できるように事業を集中的に実施することにより、町の本当の活性化を図るために地域再生を行いたい。	補助金制度の複数同時実施を可能	各種補助金制度の複数同時実施が可能なものとする	土地区画整理事業及び上下水道事業や商業スペース整備事業、まちづくり総合整備事業などの各種補助事業を複数同時に実施することにより事業の早期完成につながる。
福島県	磐梯町	仏都・会津のシンボル磐梯町への定住化構想(過疎地域からの脱却のための地域再生)	「過疎地域からの脱却のための地域再生」は町振興計画と町過疎対策計画を一体的に捉え、さらに計画の検証を行いながら見直しを図り、本当に過疎からの脱却が図られ、町の目標人口を達成できるように事業を集中的に実施することにより、町の本当の活性化を図るために地域再生を行いたい。	事業主体の町とPFI事業者の合同実施の認定	補助事業の事業主体を拡大し、町とPFI事業者などの組み合わせた形でも対象とする	事業主体の拡大を図ることにより、PFIを含む民間と町との新たな共同事業を取り組むことにより新規雇用の創出が図られる。
福島県	鏡石町	工業団地未利用地と周辺開発による雇用の創出	緊急に雇用の創出を図るため、企業誘致にあたっての交通条件の整備と有効な土地利用が重要であるため、一般国道4号の早期4車化と都市計画区域の用途変更手続きの簡素化及び町の独自性をもった制度を創出し、企業の集積を促す。	商業施設の特徴を生かした都市計画の線引き、用途地域の変更手続きの簡素化及び独自制度の創出	現在、国土交通大臣の同意を得て知事が決定する都市計画の線引き、用途変更について、周辺(20ha未満)区域については、町決定を可能とする。	大規模商業施設の誘致と周辺開発事業を推進する。
福島県	鏡石町	工業団地未利用地と周辺開発による雇用の創出	緊急に雇用の創出を図るため、企業誘致にあたっての交通条件の整備と有効な土地利用が重要であるため、一般国道4号の早期4車化と都市計画区域の用途変更手続きの簡素化及び町の独自性をもった制度を創出し、企業の集積を促す。	国直轄工場の優先的な整備	国直轄工場着手にあたっての整備手法について町の計画を最優先させるものとする。	大規模商業施設の誘致と周辺開発事業を推進する。
福島県	小野町	健康・安心のまちづくりによる地域再生	補助金等で整備した学校施設等(学校施設、児童福祉施設、農林水産施設外)の民間事業者等への譲渡・売却及び民間事業者等への開放とするための制限緩和	学校施設等の有効活用のための制限緩和(財産処分、目的外使用)	公立学校施設整備費補助金等で建設した学校施設等で、余裕教室や今後統廃合により廃校となる学校や児童福祉施設、農林水産施設等、補助金等により整備された施設の民間事業者による目的外使用が可能となるよう財産処分制限の緩和をお願いしたい。	補助金等の制限が緩和されることで、学校等の余裕教室の開放や施設譲渡が可能となれば、高齢者福祉(介護)、児童福祉(子育て支援)、健康づくり等のコミュニティービジネスを始めとする起業家に対する支援、さらには研究機関、情報通信事業者等の企業進出が誘発され、町民の健康増進の場の確保、雇用拡大、経済活性化が図られる。
福島県	小野町	健康・安心のまちづくりによる地域再生	公有地を活用した文教施設等集中配置のための公園施設種類の拡大	都市公園施設の種類の拡大と設置基準緩和	公園施設の種類の幼稚園、保育園、小中学校を追加する。更には、公園施設の設置基準(建蔽率緩和)を緩和願いたい。	都市公園法に定める施設の種類の幼稚園、保育園、小・中学校が追加されることで、将来予想される文教施設の統廃合時に新設される校舎を都市公園内に整備することが可能となり、隣接する福祉施設等とのボランティア活動等の連携も図られる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	小野町	健康・安心のまちづくりによる地域再生	健康保険・老人保健・介護保険制度の一元化及び保険者の一本化	健康保険・老人保健・介護保険制度の一元化及び保険者の一本化	高齢者に係る給付の重複等を是正し、もって住民の利便性と健康づくり思想の高揚を図るため、現在個別に給付事業を行っている健康保険・老人保健・介護保険制度の一元化をお願いしたい。	健康保険・老人保健・介護保険制度の一元化により、高齢者に顕著な診療・介護給付等の重複を防止、過剰給付を防止すると共に同一医師等の指導によるトータルなケアを実施し、健康づくりの重要性が喚起され、高齢者が、自ら健康づくりに目覚め、適正な給付水準を保つことが可能となる。また、個別事務を統合することにより、事務効率の向上を図る。
福島県	小野町	健康・安心のまちづくりによる地域再生	介護サービス事業者等の指定基準及び介護予防施策等の規制緩和及び弾力的運用	介護サービス事業者等の指定基準及び介護予防施策等の規制緩和及び弾力的運用	介護サービス事業者としての指定を受けるためには、物的・人的規制があるほか、予防機関との線引きが確立されているが、境界層にいる高齢者については、要介護・要支援にシフトしていく傾向にある。また、精神・身体障害の自立支援機関との線引きも確立しており、サービス提供が多岐にわたってしまうといった課題が多く、これらの要因を除去する環境づくりが必要であることから、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準・指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準・指定居宅サービス事業者・指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設に係る指定等に関する規則・介護予防施策等の規制緩和及び弾力的運用をお願いしたい。	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準・指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準・指定居宅サービス事業者・指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設に係る指定等に関する規則・介護予防施策等の規制緩和及び弾力的運用により、地域に根ざした関連施設の活性化はもとより、関連施設が多数できることにより、関連事業者の増加や、本体業務従事者が増加し、雇用創造につながるとともに個々に対応したきめ細かなサービスの提供が可能となる。
福島県	小野町	健康・安心のまちづくりによる地域再生	出産費用の保険診療の適用及び出産費・就学前幼児の医療費の全額給付	出産費用の保険診療の適用及び出産費・就学前幼児の医療費の全額給付	現在出産の保険給付については、各制度により出産退院後の保険給付を行っているが、高額となるため子を設けることを手控える傾向にある。また、就学前幼児の医療費については、自治体の施策により全額補助しているが、一部診療後の保険給付となっており、利用者から見た手続の簡素化が必要である。以上のことから、給付の面から子育てを支援することにより少子化防止するために、出産費用の保険診療の適用及び出産費・就学前幼児の医療費の全額給付をお願いしたい。	出産費用の保険診療の適用及び出産費・就学前幼児の医療費の全額給付により、出産に対する割高感を除去し、また、就学前幼児の診療にかかる医療給付についても同様とすることにより、無理なく子を設け、安心して子育てができ少子化に歯止めがかかるものと期待される。
福島県	小野町	健康・安心のまちづくりによる地域再生	少子化・利用者のニーズに対応し、子育て支援を図るための幼稚園及び保育所の一元化	幼稚園及び保育所の一元化	少子化、両親の共働きという家庭の増加等を背景とする利用者ニーズの多様化、就学前の子ども達のより良い育成環境を整備を図るためには、幼稚園と保育所の両者の機能を巧みに活かした受け入れ態勢の整備が必要であり、既存施設の共用と合わせて、子育て支援の必要な子どもや保護者のニーズに合わせた施設運営を可能とするために、幼稚園、保育所の一元化をお願いしたい。	従来の幼稚園の就学前の教育機能や保育園の保育機能を融合した施設運営を図り、子育て支援に必要な保護者のニーズにあったサービスメニューを複数準備し、利用者が複数の選択肢の中からサービスの享受が図られることにより少子化に歯止めをかける。また、現在は利用者の所得に応じた料金設定から、利用するサービスにあった使用料体系の構築を図る。
福島県	小野町	健康・安心のまちづくりによる地域再生	幼児教育時からの外国人による外国語教育プログラムの導入	公費による外国人の教員としての採用と教育プログラムへの英語の授業の導入	公費による外国人の教員としての採用と幼稚園、小学校からの教育プログラムへの英語授業の導入を可能とし、早期導入により国際化への対応を図るために、教育プログラムへの外国語追加をお願いしたい。	幼稚園、小学校の教育プログラムに外国語が導入されることで、幼児期から外国語(英語)に親しむことができ、国際化に対応しうる英語力(語学力)の向上を目指すとともに国際社会への関心と理解が高まるものと期待される。
福島県	小野町	健康・安心のまちづくりによる地域再生	観光ビザによる短期入国外国人の英語講師としての招聘	夏休み等の学校の休業中の期間、外国人を招聘し、英語や外国の異文化に触れさせる	夏休み等の学校の休業中の期間、外国人を招聘し、英語や外国の異文化に触れさせ国際化へ対応できる人づくりを推進するため、短期滞在資格による外国人講師招聘を可能としてほしい。	短期滞在資格による活動内容が拡大されることで、外国の大学生等を小中学校の夏休み期間中に外国語講師として招聘でき、英語や異文化を体験させることができ、語学力の向上や国際化へ対応しうる人材育成が図られる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	小野町	健康・安心のまちづくりによる地域再生	林地開発に関する許認可権限の移譲	林地開発に関する許認可権限の移譲	当町の約7割を占める森林の有する、水資源の涵養、環境保全、余暇活動の場等といった公益的な機能を保全し、自然的経済的社会的諸条件及びその周辺地域における土地利用の動向に対応しうる、土地の適正な利用を図るため林地開発に伴う許認可権限を県知事から町へ委譲願いたい。	開発行為を行うに当たっては、森林の持つ公益的機能を阻害しないよう行い、森林の土地の適切な利用を確保するため、1ヘクタールを超える林地の開発は、森林法第10条の2の規定により知事の許可制となっているが、町に権限が移譲されることで、自然的経済的社会的諸条件及びその周辺地域における土地利用の動向に対応しうる土地の適正な利用と、開発事業者に対する監視、指導体制が図られる。
福島県	小野町	健康・安心のまちづくりによる地域再生	町税(固定資産税)課税権限の確立	固定資産税課税権限の移譲付与	誘致企業、交流宿泊施設(ホテル等)、新築住宅に対する課税免除等不均一課税を行うことにより、企業の誘導、宿泊を伴う交流人口の拡大、新築住宅の建設を誘発し、地域経済活性化と交流人口の増加を図る。	町税(固定資産税)の課税権限の移譲を受けることにより、町が独自に課税を行い、企業誘致、宿泊施設の活性化、新築住宅の建設誘導を税制面から積極的に促進する。このことにより、企業立地促進が図られ、宿泊交流人口の拡大、新築住宅建設による定住人口の増加につながり、地域雇用、地域経済の大幅な活性化と特色ある地域再生が見込めるものである。(例示:製造事業所・研究所等の新設事業所の5年間課税免除。新築住宅の5年間の課税免除など)
福島県	小野町	健康・安心のまちづくりによる地域再生	堆肥化施設の廃掃法適用要件の緩和	畜産農家等の設置する堆肥化施設の廃棄物処理業者適用の除外。	資源循環型社会(農業)、家畜排泄物法に適用した農業経営の上では、堆肥化施設は必要不可欠な施設であり、畜産農家が耕種農家と連携し、堆肥化施設を容易に設置、運営できるように、産業廃棄物処理業者の資格取得要件の対象外とする。	複数の経営体による協同設置により、多額の費用負担の伴う施設を個別で整備する必要がなくなり、資源循環型社会の意識醸成、産業の振興、地域環境保全に繋がる。耕畜連携による任意組合によって設置される、家庭用生ごみや家畜排泄物を原料とする堆肥化施設設置者を廃棄物処理業者適用の除外をお願いしたい。
福島県	小野町	健康・安心のまちづくりによる地域再生	公営住宅入居要件の緩和	公営住宅入居条件の緩和	入居条件を緩和し、小野町に居住を希望する他市町村からの転入者を受け入れる。特に誘致企業等においては、県外等から転勤により転入する者もあり、安心して働くことのできる環境整備の一つとしても、入居条件の弾力的運用を可能としてほしい。	公営住宅の設置目的は、住宅困窮者及び低所得者への住宅提供であり、入居者の募集は公募となっているが、当町への転入希望者へ賃貸することで、定住促進・他市町村から移住希望者が安心して移住できる環境整備が図られる。
福島県	白河市 福島県	南湖公園再生と交流人口の拡大	通常管理も含め、国指定史跡「南湖」の保全に向けた取り組みを強化して、良好な環境を保持するとともに、今後整備を予定する「歩いて、見て、食べて、体感する」散策ルート「歴史花街道」と有機的に結合させて交流人口の拡大を促す。	文化財保護法の規制緩和	維持保全事業等の行為を円滑に行うための文化財保護法第80条(現状変更等の制限及び原状回復の命令)の規制緩和	南湖の総合的な環境保全及び水質浄化対策
福島県	霊山町	猪を利用した地域再生計画	農地等に甚大な被害をもたらす猪の捕獲に関する規制緩和をすることにより、荒廃農地の復活、観光牧場の設置、猪肉や、豚とかけ合わせた猪豚肉の生産・販売を行い町おこしを図っていく。	猪を利用したまちづくり	現在、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による禁猟区域・期間の緩和により、猪の捕獲と荒廃農地の復活が可能となる。	猪の捕獲による観光牧場の設置、猪肉や猪豚肉の生産・販売、荒廃農地の解消ができる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	霊山町	地域交流による地域再生計画	遊休地解消による農地の活用と都市との交流事業で町の活性化を図る。	農地を利用した都市住民との交流	現在、農地法による農地の下限面積の緩和により、遊休地解消と体験学習事業を通しての交流事業が図られる。	農地法の緩和により、都市住民等の体験事業の実施による遊休農地の解消を図る。
福島県	岩瀬村	安心して暮らせる村づくりと介護施設サービスの推進	地域保健活動を活性化し保健、福祉、医療を一帯的に推進のため、地域に密着した施策として、特別養護老人ホーム設置の必要性が緊急のものとなっているので民間活力による設備をもって達成したい。	農山村の高齢者支援と介護保険事業の支援措置	老後の安心を、みんなで支える制度の介護保険が、都市部を中心とした施設整備になっているため、農村部では、不均衡が生じているので国・県は、整備水準の見直しとともに認可制度を緩和し単年度申請処理に是正していただきたい。	特別養護老人ホーム建設事業 特老ホーム80人 ショートステイ専用居室20人 ケアハウス10人 デイサービスセンター20人
福島県	岩瀬村	地域農業再生「売れる米づくり」計画	「産地づくり対策交付金」の中で、米づくりのための支援が特定されているので、米づくり及び販売PR活動等の事業について利活用が図られるよう是正願いたい。	米生産・販売に対する支援措置	「新たな米政策」の中で「売れる米づくり」を推進した場合に水田農業構造改革交付金の活用方法に制約があるため、制度を見直し地域に合った利活用が図れるよう是正すること。	岩瀬清流米等の特別栽培の作付け面積の拡大に要する経費の助成。水稲の安全・安心を確保するための栽培履歴管理、残留農薬分析の経費の助成。ライスセンター、機械利用組合等の施設、機械等を導入する経費の助成。産地づくり対策の交付額の算定は、需要に即した米づくりの取組実績を算定に反映させる。有機JAS認証料、販売活動PR経費の助成。
福島県	岩瀬村	幼稚園における幼稚園児及び保育所児の合同活動事業	保育所を現存幼稚園への併設による改築として、幼稚園児及び保育所児の合同活動を展開したい。	幼保一体化活動特認	幼稚園における幼稚園児、保育所児の合同活動の容認	幼稚園において、幼稚園児・保育所児の合同保育活動を行う
福島県	梁川町	農林業施設、公民館施設共同による地域再生計画	農林業施設と公民館施設の併設利用を行い、相乗効果による人づくりを推進し、地域活性化と経済の振興や雇用の拡大を図る。	農村総合整備モデル事業実施要綱に定める補助金で建設した農村環境改善センターを公民館施設として利用拡大	農村総合整備モデル事業実施要綱に定める補助金で建設し、耐用年数の経過していない農村環境改善センターに公民館施設としての併設利用を認める。	農村環境改善センター施設の一部を公民館施設としても利用できるようにする。
福島県	梁川町	農林業施設、公民館施設共同による地域再生計画	農林業施設と公民館施設の併設利用を行い、相乗効果による人づくりを推進し、地域活性化と経済の振興や雇用の拡大を図る。	農業農村活性化農業構造改善促進対策要綱に定める補助金で建設した農業構造改善センターを公民館施設として利用拡大	農業農村活性化農業構造改善促進対策要綱に定める補助金で建設し、耐用年数の経過していない農業構造改善センターに公民館施設としての併設利用を認める。	既存の農業構造改善センター施設の一部を公民館施設としても利用できるようにする。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	梁川町	農林業施設、公民館施設共同による地域再生計画	農林業施設と公民館施設の併設利用を行い、相乗効果による人づくりを推進し、地域活性化と経済の振興や雇用の拡大を図る。	第2次農業構造改善促進対策要綱に定める補助金で建設した農業研修センターを公民館施設として利用拡大	第2次農業構造改善促進対策要綱に定める補助金で建設し、耐用年数の経過していない農業研修センターに公民館施設としての併設利用を認める。	既存の農業研修センター施設の一部を公民館施設としても利用できるようにする。
福島県	梁川町	農林業施設、公民館施設共同による地域再生計画	農林業施設と公民館施設の併設利用を行い、相乗効果による人づくりを推進し、地域活性化と経済の振興や雇用の拡大を図る。	新農業構造改善事業促進対策要綱に定める補助金で建設した農業構造改善センターを公民館施設として利用拡大	新農業構造改善事業促進対策要綱に定める補助金で建設し、耐用年数の経過していない農業構造改善センターに公民館施設としての併設利用を認める。	既存の農業構造改善センター施設の一部を公民館施設としても利用できるようにする。
福島県	梁川町	農林業施設、公民館施設共同による地域再生計画	農林業施設と公民館施設の併設利用を行い、相乗効果による人づくりを推進し、地域活性化と経済の振興や雇用の拡大を図る。	山村林業構造改善事業実施要領に定める補助金で建設した林業構造改善センターを公民館施設として利用拡大	山村林業構造改善事業実施要領に定める補助金で建設し、耐用年数の経過していない林業構造改善センターに公民館施設としての併設利用を認める。	既存の林業構造改善センター施設の一部を公民館施設としても利用できるようにする。
福島県	南郷村	地域特性を生かした農村地域の活性化	地域の特性を生かした農業の振興を図ることにより、雇用の拡大と過疎地域の活性化を図る。	農地取得面積の要件緩和	新規参入農家の農地取得について、農地法の農地所有面積の要件を緩和する。	南郷トマト新規参入農家の募集を行う。
福島県	飯館村	いいいたてジット(貸家民宿)構想	1. 旅館業法の取扱緩和 グリーン・ツーリズムの実態を踏まえ、簡易宿所の営業許可とする。 客専用の調理場設置については、「宿食」する体験型として調理場の設置及び営業許可を不用とする。 2. 消防法等についても、実態にあった緩和策を講じりたい。	グリーン・ツーリズム推進に向けて「農家民宿」営業許可基準等の関係法規制の緩和	農家民宿の営業許可基準等の関係法規制の緩和	農家民宿の営業許可基準等を緩和することにより本村のグリーン・ツーリズム活動の推進を図る。 農家民宿を普及させることにより、受け入れ農家等の元気発揚、地域全体の活性化を大いに期待する。
福島県	飯館村	いいいたて農地転用構想	補助事業実施地区の用途変更の条件緩和と農振法による農用地除外、農地法による農地転用、円滑化により構想を推進する。	補助事業実施地区の用途変更の条件緩和	補助事業実施地区の用途変更の条件緩和と農振法、農地法の適用緩和	採草地、放牧地の林地化による国土の保全と自然環境の保護及び山林経営の創出

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	飯舘村	いいいたて国有林開放構想	国有林の村への無償譲与	国有林開放	林野庁から村への所有権の移転	譲与を受け施業計画を樹立し、国土の保全や、自然環境の保護を図りながら、計画的な雇用の創出を図る。
福島県	飯舘村	いいいたて移動サービス構想	道路運送法及び関連法規の緩和措置	道路運送法及び関連法規の緩和措置	道路運送法及び関連法規の緩和措置	道路運送法及び関連法規の緩和することにより、村内の移動サービスを安価に提供するNPO活動の推進を図る。
福島県	飯舘村	相馬農業高等学校飯舘分校の特色ある分校づくり構想	全寮制による不登校生徒の生きがいつくり。地域との共同経営。	学校を地域との共同経営に	地域との共同経営により地域が生徒を育て小規模校の存続を図る	全寮制として、自然と地域の人々とのふれあいを通じて、不登校生徒に生きがいとやりがいを与える教育を行う。地域との共同経営により地域が生徒を育て小規模校の存続を図る。
福島県	平田村	遊休農地利用による循環型農業の村づくり	地域の自主性を生かした「農空間の創造」を基本に、体験農業、農家民泊等「地元産は安全」を啓蒙し、土づくり、農産物の生産、消費拡大を図り、農家所得の向上に期する。	有機農業の振興と都市市民との交流	中山間地域活性化資金貸付基準の緩和、国有林野許可権限の一部県への移譲	遊休農地等所有者から畑地を借り受け、可能な限り耕地を集団化し、地区ごとに農作物等を作付けし、事業の共同化を図る。収穫、加工、発送は地元農家・住民の労働力を確保し、雇用を図る。加工・流通施設は、1年を通じ可動可能な地元の風土、気候を活用した製品の開発を目指す。
福島県	平田村	新エネルギー開発	新エネルギーの一つとして風力によるエネルギーの利用に着目すべく国有林野法の規制緩和と各種手続きに対する簡素化。	国有林野法の規制緩和と各種手続きの簡素化	新エネルギーの活用をするため、風力発電の建設を予定するものであるが、建設予定地に国有林が含まれる可能性を考慮しての、規制緩和、各種手続きの簡素化を提案	本村の豊かな風力を生かし、風力発電の建設を予定し、現在のエネルギー消費を抑制しつつ、自立した電気の供給を図る。
福島県	平田村	一貫教育の確立と子育て支援	学習指導要領に関する規制緩和、廃校舎への転用手続きの簡素化、放課後児童クラブの補助基準改善	学習指導要領に関する規制緩和、廃校舎への転用手続きの簡素化、放課後児童クラブの補助基準改善	現在厚生労働省と文部科学省での手続きの一体化。放課後児童クラブにおける補助基準額上限基準の改善	保育所、幼稚園の統廃合に係る幼児教育体系の一体化及び廃校舎の再利用。放課後児童クラブの新地区開設。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	平田村	平田ICを活用した地域活性・交流促進事業構想	平田村の美しい自然や環境、多彩な産業展開への取り組みを背景に、あぶくま高原道路平田IC整備のインパクトを生かして、持続発展的な地域経済の活性化と、周辺市町村はもとより広域的な観光・文化交流を促進するため、平田IC周辺地域においてハード・ソフト両面から、『道の駅ひらた』整備計画、『あぶくま高原ファミリー牧場』整備計画、『ほたるの里』河川公園整備計画に取り組むものです。	国と県で二元化している醸造施設に対する補助体制の一元化	醸造施設に対する補助金の統合化を進め、また窓口を一本化する。	冷涼な気候で醸造適地と言われる立地条件を活かした醸造技術研究開発や平田村産酒造好適米・新酵母菌を使用した新ブランド高品質酒や、「モルトランド」で熟成した高付加価値原酒の製造・販売を、平田村・東京農業大学・民間企業と連携しながら実施し、地域活性化、広域・観光交流の活性化を促すものです。 また、新たな商品開発は村の特産品となるとともに、製造者の生き甲斐等にもつながるものです。
福島県	平田村	平田ICを活用した地域活性・交流促進事業構想	平田村の美しい自然や環境、多彩な産業展開への取り組みを背景に、あぶくま高原道路平田IC整備のインパクトを生かして、持続発展的な地域経済の活性化と、周辺市町村はもとより広域的な観光・文化交流を促進するため、平田IC周辺地域においてハード・ソフト両面から、『道の駅ひらた』整備計画、『あぶくま高原ファミリー牧場』整備計画、『ほたるの里』河川公園整備計画に取り組むものです。	農振農用地指定除外手続きの簡素化	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農振農用地指定除外の手続きを簡素化する。	あぶくま高原道路平田IC整備のインパクトを活用し、国道49号沿いに「道の駅ひらた」を開設し、国道49号、ならびにあぶくま高原道路利用者や周辺市町村等に対して様々な情報提供やサービスを提供するとともに、平田村における新たな情報発信基地・地場産品開発販売拠点・広域交流拠点として整備するものです。 また、地場産品の開発・販売や情報発信等によって、村内外の交流が促進され、村民にとっても来訪者にとっても生き甲斐や活力が醸成されるものです。
福島県	平田村	平田ICを活用した地域活性・交流促進事業構想	平田村の美しい自然や環境、多彩な産業展開への取り組みを背景に、あぶくま高原道路平田IC整備のインパクトを生かして、持続発展的な地域経済の活性化と、周辺市町村はもとより広域的な観光・文化交流を促進するため、平田IC周辺地域においてハード・ソフト両面から、『道の駅ひらた』整備計画、『あぶくま高原ファミリー牧場』整備計画、『ほたるの里』河川公園整備計画に取り組むものです。	一定規模の農地開発許可に係る村への権限委譲	農地の所有者から農地を買い受け、借り受けて転用する場合(農地法第五条)について、知事(転用面積が4ヘクタールを超える場合は農林水産大臣)の許可を必要とするが、用途が明白(例えば、道の駅)な場合は、これを村に権限委譲する。	あぶくま高原道路平田IC整備のインパクトを活用し、国道49号沿いに「道の駅ひらた」を開設し、国道49号、ならびにあぶくま高原道路利用者や周辺市町村等に対して様々な情報提供やサービスを提供するとともに、平田村における新たな情報発信基地・地場産品開発販売拠点・広域交流拠点として整備するものです。 また、地場産品の開発・販売や情報発信等によって、村内外の交流が促進され、村民にとっても来訪者にとっても生き甲斐や活力が醸成されるものです。
福島県	平田村	平田ICを活用した地域活性・交流促進事業構想	平田村の美しい自然や環境、多彩な産業展開への取り組みを背景に、あぶくま高原道路平田IC整備のインパクトを生かして、持続発展的な地域経済の活性化と、周辺市町村はもとより広域的な観光・文化交流を促進するため、平田IC周辺地域においてハード・ソフト両面から、『道の駅ひらた』整備計画、『あぶくま高原ファミリー牧場』整備計画、『ほたるの里』河川公園整備計画に取り組むものです。	村や株式会社・NPO等による農地取得と農業経営に係る許認可要件の緩和	農地法の見直しが行われて農業生産法人の株式会社化が認められたが、それに係る手続き・許認可要件を緩和する。	「道の駅ひらた」において、伝統技術を活用した地場産品の開発・販売や技術の伝承、農業や炭焼き等を行うとともに、「あぶくま高原ファミリー牧場」では、畜舎や管理棟、物品販売(仮設テント等)を整備し、村民が有する酪農技術を活用した羊などの飼育と地場産品の開発・販売を行い、あわせて、それぞれの体験イベントを実施して、地域活性化や広域交流を促進するものです。 また、柔軟な運営体制をとることによって安定した経営基盤を確立することができます。
福島県	平田村	平田ICを活用した地域活性・交流促進事業構想	平田村の美しい自然や環境、多彩な産業展開への取り組みを背景に、あぶくま高原道路平田IC整備のインパクトを生かして、持続発展的な地域経済の活性化と、周辺市町村はもとより広域的な観光・文化交流を促進するため、平田IC周辺地域においてハード・ソフト両面から、『道の駅ひらた』整備計画、『あぶくま高原ファミリー牧場』整備計画、『ほたるの里』河川公園整備計画に取り組むものです。	道路管理者外の道路用地内の建築物・工作物等の設置に係る許認可要件の緩和	立体道路制度(道路法・都市計画法・建築基準法)の活用や区分所有権等の権原の取得によって道路管理者外の道路用地内における建築物・工作物の設置が可能だが、平田村の都市計画区域(用途指定・未線引き)における道路占用許可、または区分所有権等の手続きをとるにあたって、その許認可要件を緩和する。	「あぶくま高原ファミリー牧場」では、畜舎や管理棟、物品販売(仮設テント等)を整備し、村民が有する酪農技術を活用した羊などの飼育と地場産品の開発・販売を行い、あわせてその体験イベントを実施して、地域活性化や広域交流を促進するものです。 また、一般的に植栽して維持管理することが一般的であるインターランプ内用地において他の目的に使う例は非常に稀であるため、平田IC整備のインパクトを広くアピールすることができます。
福島県	平田村	平田ICを活用した地域活性・交流促進事業構想	平田村の美しい自然や環境、多彩な産業展開への取り組みを背景に、あぶくま高原道路平田IC整備のインパクトを生かして、持続発展的な地域経済の活性化と、周辺市町村はもとより広域的な観光・文化交流を促進するため、平田IC周辺地域においてハード・ソフト両面から、『道の駅ひらた』整備計画、『あぶくま高原ファミリー牧場』整備計画、『ほたるの里』河川公園整備計画に取り組むものです。	本構想の実施にあたり、国土交通省・環境省・農林水産省・経済産業省・総務省・文部科学省などの公園整備・基盤整備・地域活動に係る助成・支援策の一元化	同一地域で行われる同一または類似の政策目標を有する複数の施策であって、複数の府省に所管がまたがっているものについて、それらの施策を統合して実施し、または進行管理を調整する。	平田村の美しい自然や環境、多彩な産業展開への取り組みを背景に、あぶくま高原道路平田IC整備のインパクトを生かして、持続発展的な地域経済の活性化と、周辺市町村はもとより広域的な観光・文化交流を促進するため、平田IC周辺地域においてハード・ソフト両面から、『道の駅ひらた』整備計画、『あぶくま高原ファミリー牧場』整備計画、『ほたるの里』河川公園整備計画に取り組むものです。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	只見町	国庫補助取得財産の有効活用	補助金適正化法処分制限期間の緩和	国庫補助事業施設の民間への貸し出し、統合化による空き校舎の再利用	民間企業への貸し出し、統合中学校化による空き校舎の再利用を図る。	民間企業への貸し出し、統合中学校化による空き校舎の再利用を図る。
福島県	只見町	電源移出市町村の電気料金軽減対策	水力発電立地給付金の創設	電源地域の電気料金軽減対策	水力発電立地地域の電気料金軽減対策を図り、企業誘致等、雇用対策と地域振興を可能とする。	新潟市と福島県いわき市を結ぶ一般国道289号の交通不能区間は既に国直轄権限代行事業による整備が進められている。現在工事が進められている新潟県境と只見町に位置する「八十里地点」の交通不能区間の解消は高速交通道路網への一時間以内でのアクセスの実現など、当町にとり将来新潟県中・下越地方との産業・経済・文化の新たな地域連携軸となる重要路線と位置づけ、将来の企業誘致や広域的な観光振興対策を模索している。
福島県	只見町	新規就農者の支援、農業と建設業の連携による産業振興対策	行政、株式会社による農地取得、農業経営を可能とする。新規就農者の農地取得、農地面積要件を緩和する。	行政、株式会社による農地取得と農業経営、新規就農者の農地取得	行政、株式会社による農地取得、農業経営、新規就農者の農地取得が可能とする。	都市からの新規就農者の受け入れ推進、地元建設業の農業経営への参入など「農」を機軸とした新たな産業振興を行う。
福島県	只見町	山里の名水活用による酒づくり	酒の製造免許の要件緩和	産業振興と雇用の促進	最低数量の緩和により、参入を簡易にする。	地元酒造会社の設立
福島県	只見町	伝統文化の伝承(いずしづくり)	食品衛生法の緩和によるいずしの普及、振興	食品衛生法の緩和	町内旅館、民宿等でのいずし作りを簡易にする。	昔からの伝統食文化を伝承する。
福島県	只見町	体験交流事業の推進	道路運送法の緩和により、宿泊施設所有のバス等での運送を可能とする。	宿泊施設所有のバス等での運送	グリーンツーリズム推進のため、公共交通機関・事業用バス利用が困難な当町において、民宿旅館等を経営する者が宿泊者を体験場所、体験施設等まで自家用自動車運送することが、旅客自動車運送事業類似行為とならないよう規制を緩和する。	当町の旅館民宿等に宿泊し農林業等の観光体験者に限り、宿泊サービスの一環で受け入れ側の宿泊施設所有の自家用バス等で運送を可能とすることで、来訪者の利便性を向上させ、交流人口の増加を期待できる。交流促進と地域資源活用により地域活性化を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	只見町	水力発電施設立地市町村への継続的支援	交付期間の延長、交付限度額の引き上げ	電源立地地域対策交付金交付規則の改正	交付期間の延長、交付限度額の引き上げ	地域振興対策事業への長期的な投資
福島県	只見町	有害鳥獣の適正管理	有害鳥獣駆除の迅速な対応による、山村の定住環境の改善	有害鳥獣駆除の許可権限の市町村への完全移譲	有害鳥獣の駆除を目的とする鳥獣の捕獲許可を市町村長が行い、捕獲鳥獣の種類を現に被害を及ぼしているすべての鳥獣とする。	現在、特例として一部の狩猟鳥獣の捕獲許可を市町村長が行っているが、サギ、鷺、クマ等、捕獲できる鳥獣の種類を拡大する。
福島県	只見町	山林資源の保全による環境保護対策	民有林道通行規制許可の権限委譲	民有林道通行規制許可の市町村への権限委譲	山林資源の保護や不法投棄による環境を保全するために、林道通行許可権限を市町村に委譲し、地域資源の保護活用を図る。	山菜資源の活用した観光ワラビ園への誘客事業
福島県	只見町	空き屋活用による介護の充実	個室確保の緩和、有料老人ホームとの類似性規制緩和	個室確保の緩和、有料老人ホームとの類似性規制緩和	個室確保の要件撤廃、有料老人ホームとの類似性規制を緩和し、コストの安い、自宅感覚の共同生活を実現する。	町内空き家調査の実施、福祉計画の策定、事業実施団体の育成、
福島県	只見町	ブロードバンド回線整備構想	総務省の地域情報通信振興関連施策(地域イントラネット基盤施設整備事業等)の緩和	総務省の地域情報通信振興関連施策(地域イントラネット基盤施設整備事業等)の緩和	総務省の地域公共ネットワーク整備推進メニューの緩和(補助率の引き上げ、補助要件の緩和)	町内公共施設間の超高速通信網(光ファイバ網)の整備
福島県	只見町	携帯電話通話エリアの拡大	総務省の地域情報通信振興関連施策(移動通信用鉄塔姿勢津整備事業)のメニューの拡大・緩和	総務省の地域情報通信振興関連施策(移動通信用鉄塔姿勢津整備事業)のメニューの拡大・緩和	補助事業のメニュー拡大。鉄塔施設整備だけではなく、エリアを増幅する機器の整備についてもメニューに加える。	役場、地区センター(公民館・支所)周辺は、通信事業者の参入、総務省補助事業等により整備完了したが、公共施設から離れた集落へのエリアを増幅器等により整備し、町内全集落を携帯電話の利用可能地域とする。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	只見町	山里の農家民泊を主体とした都市との交流促進プラン	農林業と観光を基幹産業として位置づけ、これらの連携を通して都市との対流を図り地域の活性化を目差す。そのため、滞在の拠点として農家民泊を推進する。旅館業法、食品衛生法、消防法、旅行業法、道路運送法の緩和措置。国有林や農地の利用促進のための緩和措置を進め農村の普段どおりの生活を都市住民に提供し交流促進を図る。	グリーンツーリズムに関わる許認可(宿泊業の緩和、食品衛生法の緩和、消防法の緩和、旅行業法の緩和、道路運送法の緩和) 国有林野法の緩和 農地法の緩和 都市との対流事業の国土交通省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省等の支援の連携、集中	普通の農家であるので営業許可に該当しない施設とする。(旅館業法第3条) 宿泊及び農家レストランで食事を提供しようとする場合には、飲食店営業の営業許可が必要であるが普段食べているものであり該当にならないものとする。(食品衛生法第20条) 建築物の防火に関する消防長の同意が必要な事項の緩和措置(非常ベル、自動サイレン又は放送設備、自動火災報知設備と検査)(消防法第7条) 体験指導者が報酬を得て、旅行募集、手配などを事業で行う場合旅行業となるが、規制の緩和を図る。(旅行業法第2条) 体験指導者が運転する場合、白バス行為の禁止の範囲に入るが、民宿のバス等で特定目的(民宿から山や畑に行く)の場合は緩和を図る。(道路運送法第4条第80条) 共用林野の設定は市町村内の住民に限定されているが市町村の契約者が一定の条件を付けて利用範囲等を設定できることとする。(国有林野法第18条) 許可権者は県となっているが市町村に委譲する。(農地法第5条)	農家民泊を主体とした受け入れ体制を作り、農村空間を多面的に活用した都市との対流事業を推進する。
福島県	只見町	地方の為の「地方税法」改正	地方税法第348条(固定資産税の非課税の範囲)第2項第1号の国等の所有する固定資産(森林管理署の家屋)は国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第2条において交付金の対象に含むこと。	地方のための税法の特例を適用する。	国等公共団体の特例における固定資産税の減額を補填すること。	交付金制度の値切り排除
福島県	只見町	地方の為の「地方税法」改正	地方税法第348条(固定資産税の非課税の範囲)第2項第7号の2自然公園法第13条第1項に規定する国立公園又は国立公園の特別地域の内同法第14条第1項に規定する特別保護地区その他総務省令で定める地域内の土地で総務省で定めるもの、から法人等営利を目的とする団体の所有する固定資産は課税対象とすること。	地方のために税法の特例を設けること。	非課税の範囲の中に非営利のものと営利のものが混在している現状は、公平・公正の原則に反している。	地方税法第348条第2項第7号2又は自然公園法第13条第1項・同法第14条第1項の改正。
福島県	只見町	地方の為の「地方税法」改正	地方税法第350条(固定資産税の税率)第1項税率の適用は土地、家屋、償却資産毎に定めるものとする。なぜなら各資産毎に免税点が設定され性格が異なるものである。又、同条第2項において特定の納税義務者の意見を聞く制約は削除すること。(行政不服審査法等で救済される。)	固定資産税の構成単位毎に税率を設定し地方の施策を反映できる制度とする。また、課税標準額の2/3を占める納税義務者の特典は削除する。他に救済措置は存在する。(過剰保護である)	固定資産税の構成単位毎に税率を設定することにより工場誘致等柔軟な対応が可能となる。また、課税標準額の2/3を占める納税義務者の特典は特に税法で掲げるべき筋ではない。他に救済措置は存在する。	固定資産税の構成単位毎に税率を設定することにより工場誘致等柔軟な対応が可能となる。また、課税標準額の2/3を占める納税義務者の特典は特に税法で掲げるべき筋ではない。他に救済措置は存在する。
福島県	只見町	地方の為の「地方税法」改正	地方税法第349条の4(大規模の償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例等)における市町村の課税限度額を引き上げる改正及び代わるべき措置を講じていただきたい。	地方での課税権の拡大及び地方の自立を阻害している地方税法は改正すべきである。(地方でも立法技術や評価技術は向上している。)	人口規模に応じて課税限度額を一方的に法定化されるのは、国の施策に呼応して多大な犠牲や時間を投じてきた地域や地方を切り捨てる行為である。よって、地域や地方を尊重する財源の裏付けある対応を望みます。	地方税法第349条の4(大規模の償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例等)における市町村の課税限度額を引き上げる改正及び代わるべき措置を講じていただきたい。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	喜多方市	循環型社会形成のための有機廃棄物の堆肥化施設による資源再生利用の推進	有機性廃棄物である下水汚泥については産業廃棄物、し尿汚泥については一般廃棄物と区分され、これらをあわせて処理する施設については、産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の許可がそれぞれ必要であるが、下水汚泥を再生利用する産業廃棄物処理施設の許可を受けた場合には、同様な性質を有するし尿汚泥(一般廃棄物)については廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の6の規定する廃棄物と同様に都道府県知事への届出制とする特例を設け、規制を緩和していただきたい。	民間企業が設置する堆肥化施設に係る許可申請手続の簡略化	下水汚泥を処理する産業廃棄物処理施設として再生利用施設を設置した場合に、同様な性質を有するし尿汚泥等の一般廃棄物を処理する場合には一般廃棄物処理施設の許可を不要とすることに替えて都道府県知事への届出制とし、廃棄物再生利用施設の許可の規制を緩和する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第93号)により、創設された廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4の規定に基づき、環境省令で定める特例として、下水汚泥等の再生利用施設については一般廃棄物であるし尿汚泥、生ごみその他の堆肥化が可能な有機性廃棄物をあわせて処理する場合には、一般廃棄物処理施設の許可を不要とし、都道府県知事への届出制とすること。
福島県	喜多方市	グリーン・ツーリズムで地域活性化	地域の既存資源を活用し、民間の人材及び技術を活用した新しい産業としてグリーン・ツーリズムを行い、地域の活性化を図る。 農村の姿そのまま、喜多方ならではの自然体の交流を行うため、さらに、初期投資を行わない事で採算性の向上を図り地域へのメリット還元を早急に顕現化させるため、旅館業法等の現行法令を弾力的に運用し、農泊という新しい分野を確立するものとする。 農泊とは、自然や人情が豊かな農山村において、農業や昔ながらの生活文化体験、滞在者が農家と一緒に農産物の調理や加工により本物の食文化を体験し、日本人が忘れ去ろうとしている本当に豊かな生き方を継続的な交流を通じ楽しもうとするものである。(会員制)	農泊の認証	農泊という新しい分野を現行法令の枠組みに併せるのではなくまったく新しいものとして認証する。 「農泊」の追加 農泊の定義追加(案)既存の農村住宅において、交流を主体とした宿泊で、居住地の市町村長が推薦する者が行う営業 農泊については届出とする旨を追加 設備基準の適用除外	農泊の実施により滞在型グリーン・ツーリズムを確立し、地域産業の活性化及び農村所得の向上を図る。 蔵のまち喜多方ならではの座敷蔵(無窓室)での農泊の実施
福島県	喜多方市	グリーン・ツーリズムで地域活性化	地域の既存資源を活用し、民間の人材及び技術を活用した新しい産業としてグリーン・ツーリズムを行い、地域の活性化を図る。 農村の姿そのまま、喜多方ならではの自然体の交流を行うため、さらに、初期投資を行わない事で採算性の向上を図り地域へのメリット還元を早急に顕現化させるため、旅館業法等の現行法令を弾力的に運用し、農泊という新しい分野を確立するものとする。 農泊とは、自然や人情が豊かな農山村において、農業や昔ながらの生活文化体験、滞在者が農家と一緒に農産物の調理や加工により本物の食文化を体験し、日本人が忘れ去ろうとしている本当に豊かな生き方を継続的な交流を通じ楽しもうとするものである。(会員制)	農泊における農村家屋の保全	農泊を行う家屋の形態を変更しないで農泊の営業を行う。 農泊については用途変更扱いとせず、建築確認申請の除外	家屋の形態を保全し、農村、田舎らしさを活かした農泊を行う。
福島県	喜多方市	グリーン・ツーリズムで地域活性化	地域の既存資源を活用し、民間の人材及び技術を活用した新しい産業としてグリーン・ツーリズムを行い、地域の活性化を図る。 農村の姿そのまま、喜多方ならではの自然体の交流を行うため、さらに、初期投資を行わない事で採算性の向上を図り地域へのメリット還元を早急に顕現化させるため、旅館業法等の現行法令を弾力的に運用し、農泊という新しい分野を確立するものとする。 農泊とは、自然や人情が豊かな農山村において、農業や昔ながらの生活文化体験、滞在者が農家と一緒に農産物の調理や加工により本物の食文化を体験し、日本人が忘れ去ろうとしている本当に豊かな生き方を継続的な交流を通じ楽しもうとするものである。(会員制)	農泊における農村家屋の保全	農泊を行う家屋の形態を変更しないで農泊の営業を行う。 農泊については用途変更扱いとせず、建築確認申請の対象外とする	家屋の形態を保全し、農村、田舎らしさを活かした農泊を行う。
福島県	喜多方市	グリーン・ツーリズムで地域活性化	地域の既存資源を活用し、民間の人材及び技術を活用した新しい産業としてグリーン・ツーリズムを行い、地域の活性化を図る。 農村の姿そのまま、喜多方ならではの自然体の交流を行うため、さらに、初期投資を行わない事で採算性の向上を図り地域へのメリット還元を早急に顕現化させるため、旅館業法等の現行法令を弾力的に運用し、農泊という新しい分野を確立するものとする。 農泊とは、自然や人情が豊かな農山村において、農業や昔ながらの生活文化体験、滞在者が農家と一緒に農産物の調理や加工により本物の食文化を体験し、日本人が忘れ去ろうとしている本当に豊かな生き方を継続的な交流を通じ楽しもうとするものである。(会員制)	農泊を含む農山村及び農林業体験における食品提供の容認	農泊を含む農山村及び農林業体験での体験型による食品提供をスムーズに行い、地域ならではの食文化を提供する。 食品の提供及び漬物、味噌、しょうゆ等の加工について、参加者が体験し、交流を目的とする場合、適用除外であることを明確にする。	一般農村住宅、公民館等において、農家と滞在者が一緒に、地域の農林産物を活用し調理、加工の体験を行い、食文化を理解し、食料の大切さ、安全・安心、本当の美味しさを実感できるようにする。 漬物、味噌、しょうゆ等の加工についても行う。
福島県	喜多方市	グリーン・ツーリズムで地域活性化	地域の既存資源を活用し、民間の人材及び技術を活用した新しい産業としてグリーン・ツーリズムを行い、地域の活性化を図る。 農村の姿そのまま、喜多方ならではの自然体の交流を行うため、さらに、初期投資を行わない事で採算性の向上を図り地域へのメリット還元を早急に顕現化させるため、旅館業法等の現行法令を弾力的に運用し、農泊という新しい分野を確立するものとする。 農泊とは、自然や人情が豊かな農山村において、農業や昔ながらの生活文化体験、滞在者が農家と一緒に農産物の調理や加工により本物の食文化を体験し、日本人が忘れ去ろうとしている本当に豊かな生き方を継続的な交流を通じ楽しもうとするものである。(会員制)	良好な地域環境の保全	交流人口の増加に伴う環境負荷の低減を図るため、合併浄化槽の設置を促進する。 合併浄化槽設置整備事業補助金での農泊枠を創設する。なお農泊は住宅として運用する。	浄化槽整備事業における補助枠について、農泊のための特別枠を設ける。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	喜多方市	合併・少子高齢化時代の「ひと」と「こころ」のミーティングスペース確保	「ひととこころのミーティングスペースの確保」市町村合併・少子高齢化社会では「広域的に文化活動や集会施設を中心として拠点になれる」と「身近にあって、移動手段が限られる高齢者や子供でも気軽に利用できる」という相反する運営をする文化施設が必要になると考えました。喜多方市には、文化活動の拠点として、街の活性化にも貢献してきた喜多方プラザと、市街地で古くから身近に利用されてきた喜多方市厚生会館があり、喜多方プラザは開館当初から広域市町村圏組合の運営で広域的な運営をして実績を積んでおり、厚生会館は身近という立地条件を満たしています。その両施設の機能を復活し、将来を見据えた新機能を含む施設・設備改修を施し、市民の文化活動の停滞を起さず、更なる発展と、街づくり、ひとづくりに貢献しようというものです。	老朽化・陳腐化による喜多方市喜多方プラザの設備改修のための財政援助。	喜多方プラザ文化センター（運営・喜多方地方広域市町村圏組合）に対する設備改修経費（工事費・設計料）の補助制度の創設 平成12年度に文化庁が実施した地域文化活動促進費補助金（公立文化施設文化活動関連設備整備事業 音響、照明等の設備や備品が補助対象）を復活させ、施設本体の改修も補助対象とし、併せて補助金額を拡大をする。	喜多方プラザ設備改修は 空調設備、舞台照明設備、舞台機構、舞台音響設備、客席椅子、内装、外装の更新など。また将来を見据えた機構としてデジタル化、ネットワーク化を各設備に取り入れ、省力化と多機能化を実現する。それには既に敷設されている光ファイバ網を大いに利用する。この設備改修によって、利用者の高度な専門性や多様化するニーズに応える。運用システム対応の省力化は、利用者と運営側の人とのつながりの時間を増加させ、文化活動、芸術活動をさらに発展させる。
福島県	喜多方市	合併・少子高齢化時代の「ひと」と「こころ」のミーティングスペース確保	「ひととこころのミーティングスペースの確保」市町村合併・少子高齢化社会では「広域的に文化活動や集会施設を中心として拠点になれる」と「身近にあって、移動手段が限られる高齢者や子供でも気軽に利用できる」という相反する運営をする文化施設が必要になると考えました。喜多方市には、文化活動の拠点として、街の活性化にも貢献してきた喜多方プラザと、市街地で古くから身近に利用されてきた喜多方市厚生会館があり、喜多方プラザは開館当初から広域市町村圏組合の運営で広域的な運営をして実績を積んでおり、厚生会館は身近という立地条件を満たしています。その両施設の機能を復活し、将来を見据えた新機能を含む施設・設備改修を施し、市民の文化活動の停滞を起さず、更なる発展と、街づくり、ひとづくりに貢献しようというものです。	老朽化・陳腐化による喜多方市喜多方プラザの設備改修のための財政援助。	喜多方プラザ文化センター（運営・喜多方地方広域市町村圏組合）に対する設備改修経費（工事費・設計料）の起債制度の創設	喜多方プラザ設備改修は 空調設備、舞台照明設備、舞台機構、舞台音響設備、客席椅子、内装、外装の更新など。また将来を見据えた機構としてデジタル化、ネットワーク化を各設備に取り入れ、省力化と多機能化を実現する。それには既に敷設されている光ファイバ網を大いに利用する。この設備改修によって、利用者の高度な専門性や多様化するニーズに応える。運用システム対応の省力化は、利用者と運営側の人とのつながりの時間を増加させ、文化活動、芸術活動をさらに発展させる。
福島県	喜多方市	合併・少子高齢化時代の「ひと」と「こころ」のミーティングスペース確保	「ひととこころのミーティングスペースの確保」市町村合併・少子高齢化社会では「広域的に文化活動や集会施設を中心として拠点になれる」と「身近にあって、移動手段が限られる高齢者や子供でも気軽に利用できる」という相反する運営をする文化施設が必要になると考えました。喜多方市には、文化活動の拠点として、街の活性化にも貢献してきた喜多方プラザと、市街地で古くから身近に利用されてきた喜多方市厚生会館があり、喜多方プラザは開館当初から広域市町村圏組合の運営で広域的な運営をして実績を積んでおり、厚生会館は身近という立地条件を満たしています。その両施設の機能を復活し、将来を見据えた新機能を含む施設・設備改修を施し、市民の文化活動の停滞を起さず、更なる発展と、街づくり、ひとづくりに貢献しようというものです。	老朽化による喜多方市厚生会館（喜多方市中央公民館分館）の内装外壁の改装及び補強工事を行う場合の経費の補助制度の創設	喜多方市厚生会館（喜多方市中央公民館分館）の内装外壁の改装及び補強工事を行う場合の経費の補助制度の創設 平成12年度に文化庁が実施した地域文化活動促進費補助金（公立文化施設文化活動関連設備整備事業 音響、照明等の設備や備品が補助対象）を復活させ、補助対象となる施設規模（固定席の数）の要件を緩和し、施設施設の内装・外装の改装工事及び補強工事も補助対象とし、併せて補助金額を拡大をする。	厚生会館（中央公民館分館）は高度な設備を配しながらも、表面上は簡易に見える。専門家の存在なしに誰でも気軽に使用できる設備を導入し、住民の自主運営を目指す。
福島県	喜多方市	合併・少子高齢化時代の「ひと」と「こころ」のミーティングスペース確保	「ひととこころのミーティングスペースの確保」市町村合併・少子高齢化社会では「広域的に文化活動や集会施設を中心として拠点になれる」と「身近にあって、移動手段が限られる高齢者や子供でも気軽に利用できる」という相反する運営をする文化施設が必要になると考えました。喜多方市には、文化活動の拠点として、街の活性化にも貢献してきた喜多方プラザと、市街地で古くから身近に利用されてきた喜多方市厚生会館があり、喜多方プラザは開館当初から広域市町村圏組合の運営で広域的な運営をして実績を積んでおり、厚生会館は身近という立地条件を満たしています。その両施設の機能を復活し、将来を見据えた新機能を含む施設・設備改修を施し、市民の文化活動の停滞を起さず、更なる発展と、街づくり、ひとづくりに貢献しようというものです。	老朽化による喜多方市厚生会館（喜多方市中央公民館分館）の内装外壁の改装及び補強工事を行う場合の経費の財政援助	喜多方市厚生会館（喜多方市中央公民館分館）の内装外壁の改装及び補強工事を行う場合の経費の起債制度の創設	厚生会館（中央公民館分館）は高度な設備を配しながらも、表面上は簡易に見える。専門家の存在なしに誰でも気軽に使用できる設備を導入し、住民の自主運営を目指す。
福島県	喜多方市	地域ブランド育成事業	「喜多方ラーメン」等の地場産品について、産地表示を活用した団体商標登録を行うことにより、地域ブランドの確立、更なる魅力を拡大を図り、地域経済の活性化を促す。	商標法の改正	原則として認められていない産地表示を活用した団体商標登録が可能となるよう商標法を改正していただきたい。	喜多方ラーメン等の団体商標登録
福島県	喜多方市	旧土地区画整理法事業地内における都市再生区画整理事業	旧法により実施された土地区画整理事業において、現地と図面のせいごうが取れていないため、土地取引にも支障をきたしていることから、都市再生の観点から再整備する。	都市再生区画整理事業の再採択についての基準緩和	施設の利便性の向上により、再整備に対する採択基準等の緩和。 都市再生推進事業制度要綱（平成14年3月24日）第6条の3、2項の「前項第一号の要件を満たしかつ、公共用地率（幹線道路等は除く）が、15%未満であること。」とあるが、一旦は整備済みであるため、公共用地率は、概ね25%である。	一度整備済であるが、図面との不整合が大きいため、再度整備し、公園を作成する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	喜多方市	戸籍システムのアウトソーシング	戸籍システムのアウトソーシングにおける地元民間iDCの活用	戸籍システムのアウトソーシング	1. 戸籍原簿(サーバ)を市役所に備え付けなくてもよくなる	電子化された戸籍データのサーバ管理業務をアウトソーシングすることにより、行政サービスの24時間365日の提供を可能とするとともに民間iDCにおける雇用増が効果として期待できる。
福島県	喜多方市	河川の流水利用による地域活性化構想	河川の流水を利用し、市街地へ清流を引き込み水路を造るなど水と調和した街づくりを推進を図る。さらに、環境変化により減少したへらブナを回復するためも水利系の再生により観光資源の保存と活性化事業の推進を図る。	河川法第40条要件緩和措置	河川法第40条の要件を緩和すること 河川管理者から水利使用の許可を受けるためには、法第40条の1第1項における「公益性が著しく大きい場合」とされているが、これを「相当な公益性が認められる場合」にも適用する。	河川流水を街なかに引き込み、親水区間の整備を進めることにより、新たな観光スポットづくりや住環境の向上を図る。環境変化により、流れの停滞した川へ水を引き込むことにより、かつての状態を再生させ、へらブナ釣り場の観光資源再生を図る。
福島県	喜多方市	誘客による地域再生	分校等を滞在施設に利用する際の使用目的拡大の許可	補助金施設の多目的使用の許可及び手続きの簡素化	補助金施設の使用目的拡大の許可 補助金施設の目的外使用許可の緩和	現在使われていない分校を農業体験者滞在施設に改築する。
福島県	喜多方市	誘客による地域再生	新規就農の際の面積要件緩和	新規就農の際の面積要件緩和	利用権設定が可能となる50aを10aに緩和し、野菜・花き等集約型農業の新規参入を促進する。	利用権設定が可能となる50aを10aに緩和し、野菜・花き等集約型農業の新規参入を促進する。
福島県	喜多方市	高齢化と共生する「太極拳のまち」の創造	社団法人日本武術太極拳連盟と協同で、太極拳がもたらす心と身体の変化を検証し広く、健康法として国民の介護予防に繋げたい。 また、産・学・官連携による検証機器や介護予防機具の開発研究にも繋げたい。	「介護予防モデル事業」としての採択。 大学への支援	日本武術太極拳連盟と協同で、太極拳がもたらす心と身体の変化を検証するため、对照群を幅広く(太極拳の未経験者と体験者、体験年数により区分)設定し太極拳による効果を検証し、健康法として国民の介護予防に繋げたい。 また、産・学・官連携による検証機器や介護予防機具の開発研究にも繋げたい。	日本武術太極拳連盟と協同で、太極拳がもたらす心と身体の変化を検証するため、对照群を幅広く(太極拳の未経験者と体験者、体験年数により区分)設定し太極拳による効果を検証し、健康法として国民の介護予防に繋げたい。
福島県	会津若松市 郡山市 北塩原村 磐梯町 猪苗代町 河東町 (磐梯高原広域サイン計画策定・推進協議会)	磐梯高原美しい景観形成～磐梯高原広域サイン整備構想～	磐梯高原を周遊性を高めた観光地としてに伸展させるため、自然景観の保持を最優先に考えながら、域内の観光資源を有機的に結合し、周遊性を高めた観光資源として整備する。具体的には、景観を著しく阻害している広告・誘導看板類を整理・統合して景観の改善を図る広域的誘導サインシステムを導入する。このシステムをより効果的に導入するために、道路法に基づき道路管理者が設置する案内標識と連携し、景観に配慮した統一的・一体的なデザインにより、視認性の高いサインを整備する。これによって、散在する自然の観光資源や歴史的観光資源間の周遊性を高め、もって旅行形態の変化に対応した観光地づくりと観光ルート開発等により、国際的な観光地として地域の活性化を図るとともに、雇用の創出に寄与させる。	道路法に基づく道路標識等の設置基準及び占用許可基準の緩和	道路法の道路標識の設置基準と道路占用基準を緩和し、道路管理者が設置する案内標識と地域案内・誘導サインを一体的に整備ができるようにするとともに、来訪者にとって視認性が高い位置に案内・誘導サインを設置できるようにして頂きたい。	道路標識及び地域案内・誘導サインを一体的に整備するとともに、当該標識・サインをより視認性の高い位置に設置することにより、当該景観地域の観光情報等を適切に整備し、世界に誇れる景観の保持と周遊性を高めた観光資源の効果的な利用を推進させ、地域の活性化を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	会津若松市 郡山市 北塩原村 磐梯町 猪苗代町 河東町 (磐梯高原広域サイン整備構想)	磐梯高原美しい景観形成 ～磐梯高原広域サイン整備構想～	磐梯高原を周遊性を高めた観光地としてに伸展させるため、自然景観の保持を最優先に考えながら、域内の観光資源を有機的に結合し、周遊性を高めた観光資源として整備する。具体的には、景観を著しく阻害している広告・誘導看板類を整理・統合して景観の改善を図る広域的誘導サインシステムを導入する。このシステムをより効果的に導入するために、道路法に基づき道路管理者が設置する案内標識と連携し、景観に配慮した統一した・一体的なデザインにより、視認性の高いサインを整備する。これによって、散在する自然の観光資源や歴史的観光資源間の周遊性を高め、もって旅行形態の変化に対応した観光地づくりと観光ルート開発等により、国際的な観光地として地域の活性化を図るとともに、雇用の創出に寄与させる。	まちづくり交付金の交付対象の拡充	国土交通省都市・地域整備局が平成16年度から実施する「まちづくり交付金」について、地方公共団体が、景観を生かしたまちづくり事業を実施する際に必要である看板類の設置・撤去に係る経費を交付対象にして頂きたい。 また、実施主体としては地方公共団体で組織する協議会を対象とし、広域的な整備促進を支援していただきたい。	提案6市町村の協議会で策定した磐梯高原広域サイン計画に基づき案内・誘導サインを設置し、設置替え等により不要となる看板類の撤去事業を実施することにより、当該景観地域の観光情報等を適切に整備し、世界に誇れる景観の保持と周遊性を高めた観光資源の効果的な利用を推進させ、地域の活性化を図る。
福島県	会津若松市 郡山市 北塩原村 磐梯町 猪苗代町 河東町 (磐梯高原広域サイン整備構想)	磐梯高原美しい景観形成 ～磐梯高原広域サイン整備構想～	磐梯高原を周遊性を高めた観光地としてに伸展させるため、自然景観の保持を最優先に考えながら、域内の観光資源を有機的に結合し、周遊性を高めた観光資源として整備する。具体的には、景観を著しく阻害している広告・誘導看板類を整理・統合して景観の改善を図る広域的誘導サインシステムを導入する。このシステムをより効果的に導入するために、道路法に基づき道路管理者が設置する案内標識と連携し、景観に配慮した統一した・一体的なデザインにより、視認性の高いサインを整備する。これによって、散在する自然の観光資源や歴史的観光資源間の周遊性を高め、もって旅行形態の変化に対応した観光地づくりと観光ルート開発等により、国際的な観光地として地域の活性化を図るとともに、雇用の創出に寄与させる。	景観形成事業推進費事業の弾力的な運用	国土交通省国土計画局が実施する景観形成事業推進費事業の採択については、単年度事業のみではなく、観光立国の推進に資する良好な景観形成のために数年次で実施する事業についても、支援の対象として頂きたい。	景観を著しく阻害している広告・誘導看板類を整理・統合して景観の改善を図る広域的誘導サインシステムを導入することにより、当該景観地域の観光情報等を適切に整備し、世界に誇れる景観の保持と周遊性を高めた観光資源の効果的な利用を推進させ、地域の活性化を図る。
福島県	金山町	内水面漁業の振興	河川環境の変化により、魚の生態系が崩れたため、環境の改善と漁業の振興を図る。	アユ冷水病原因究明のための支援及びヒメマス生息環境を改善するための支援	沼沢湖は県内唯一のヒメマスが生息しているので、生息環境の改善を行うため、電力発電用の水位の変動を少なくし、自然繁殖と害魚の只見川からの流入を防ぎたい。 野尻川は、冷水病の発生により放流魚の「アユ」及び「在来魚」が感染し魚の生態系に変化がおきている。冷水病の解消と渓流魚の復活を図りたい。 只見川及び小河川は発電用ダム及び砂防堰堤の設置により魚の遡上が阻害され、またダム等の設置により水の流れが滞留して魚の繁殖に影響を及ぼしているためダム等に魚道を設置し豊かな漁業資源の復活を図りたい。	魚族資源の保護と豊かな川の恵みを復活させるため魚道設置の義務化 冷水病対策と早期解消 ヒメマス生息環境の改善を図るため、国県の支援
福島県	金山町	緑の産業の育成	森林資源の保護と国有林の利活用による、みどりの産業の育成。	森林の手入れ費用の支援	ブナ林、ユキツバキ群落の保護及び過疎高齢化により、山が荒れてきているので、その保護と手入れについて、NPO法人の参入により整備を行いたい。	国有林への立ち入り許可の簡素化 国有林地貸付許可の簡素化 山の手入れに対する助成措置
福島県	矢祭町	合併しない町村の自立推進計画の認定	本町の町税額の最高は平成13年度の6.2億円である。この時における誘致企業1社の法人町民税・固定資産税・従業員の個人町民税は約2億円となり、財政力指数も0.225とピークとなった。このため15年度において、2千人規模の新工場立地協定を締結し、23年度操業に向けて進入道路や工業団地造成計画を樹立し、一部は着工したが、林地開発や都市計画の許認可に相当の日数を要するため、事務の迅速化と都市計画法の許認可免除を要望します。	自立推進計画における開発行為の迅速化	都市計画法の区域ではないが、1ヘクタール以上の工場団地造成には許可が必要なので免除があれば迅速化が図られる。	平成17年度より実施予定
福島県	矢祭町	幼保一体化構想	幼稚園の空き教室を利用し、保育所として活用できるように法制度の改善が望まれる。保育所内に調理室を設けず、外部搬入を認めてほしい。	町施設使用の効率化と民間委託することによる雇用促進	保育所児童の給食について外部搬入を認めてほしい。幼稚園の空き教室を利用して保育所として利用することによって、施設の効率的な利用が図られる。	平成16年4月より給食センターを民間委託する予定であり、保育所、幼稚園を一体化する予定である。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	川俣町	保育園待機児童解消のための幼稚園施設の有効活用	幼稚園施設の空き教室を一部転用し、保育室として有効活用を図る。 一部転用等の手続きについては、許可基準の緩和、町長裁量による届出制とするなど簡素化を図る。	幼稚園内への保育クラスの設置	保育園の1部分を幼稚園施設内におくことができるような措置が必要。 保育所における給食の実施について、他からのケータリングや弁当での代替ができるなど柔軟な運用の容認。 保育所の保育内容と幼稚園のカリキュラムの混在についての容認。	年齢ごとの保育クラスを幼稚園内に設置し、幼稚園のカリキュラムを実施する。
福島県	古殿町	流錫馬の里づくりによる地域再生計画	流錫馬の里づくりによる統一的なイメージづくり、観光客の増加、都市との交流促進等を図るため、流錫馬の伝承・披露のための施設、都市との交流促進施設、親水公園等の整備及びPRを進め、国、県道案内標識への記載の規制緩和、農振農用地区域除外許可権等の権限移譲により、スムーズかつ迅速な施設整備を図る。また、観光地の標識、案内板等の様式統一化により観光客の利便性の向上を図るとともに、地域資源活用促進事業等の活用による財源の確保により確実な事業実施を図る。	観光地の標識、案内板等の様式統一化	本町を訪れる観光客の利便性向上のため、標識、案内板等の様式を統一する。	本町には景勝地、歴史的施設等の観光地が各所に存在するが、観光客への利便性向上ため、様式を統一する。
福島県	古殿町	流錫馬の里づくりによる地域再生計画	流錫馬の里づくりによる統一的なイメージづくり、観光客の増加、都市との交流促進等を図るため、流錫馬の伝承・披露のための施設、都市との交流促進施設、親水公園等の整備及びPRを進め、国、県道案内標識への記載の規制緩和、農振農用地区域除外許可権等の権限移譲により、スムーズかつ迅速な施設整備を図る。また、観光地の標識、案内板等の様式統一化により観光客の利便性の向上を図るとともに、地域資源活用促進事業等の活用による財源の確保により確実な事業実施を図る。	国、県道案内標識の記載事項の規制緩和	現在、地名、地域の名称のみの表示しか認められていないが、流錫馬のPRの促進のため流錫馬のイメージデザイン等の表示を可能とする。	現在、地名、地域の名称のみの表示しか認められていないが、流錫馬のPRの促進のため流錫馬のイメージデザイン等の表示を可能とする。
福島県	古殿町	流錫馬の里づくりによる地域再生計画	流錫馬の里づくりによる統一的なイメージづくり、観光客の増加、都市との交流促進等を図るため、流錫馬の伝承・披露のための施設、都市との交流促進施設、親水公園等の整備及びPRを進め、国、県道案内標識への記載の規制緩和、農振農用地区域除外許可権等の権限移譲により、スムーズかつ迅速な施設整備を図る。また、観光地の標識、案内板等の様式統一化により観光客の利便性の向上を図るとともに、地域資源活用促進事業等の活用による財源の確保により確実な事業実施を図る。	農振農用地区域除外許可権及び農地転用許可権の町への一部移譲	農振農用地区域除外及び農地転用の許可については知事若しくは大臣の許可権であるが、手続きの迅速化のため農振農用地区域除外については公共施設を建設する場合は知事から市町村長へ、農地転用の許可については、2ha未満の転用については知事から市町村長へそれぞれ移譲する。	都市との交流促進施設等を建設するにあたり、農振農用地区域除外及び農地転用の許可については知事若しくは大臣の許可権であるが、手続きの迅速化のため農振農用地区域除外については公共施設を建設する場合は知事から市町村長へ、農地転用の許可については、2ha未満の転用については知事から市町村長へそれぞれ移譲する。
福島県	古殿町	流錫馬の里づくりによる地域再生計画	流錫馬の里づくりによる統一的なイメージづくり、観光客の増加、都市との交流促進等を図るため、流錫馬の伝承・披露のための施設、都市との交流促進施設、親水公園等の整備及びPRを進め、国、県道案内標識への記載の規制緩和、農振農用地区域除外許可権等の権限移譲により、スムーズかつ迅速な施設整備を図る。また、観光地の標識、案内板等の様式統一化により観光客の利便性の向上を図るとともに、地域資源活用促進事業等の活用による財源の確保により確実な事業実施を図る。	地域資源活用促進事業等の活用による事業の促進	流錫馬用馬の育成施設及び流錫馬の伝承・披露のための施設、都市との交流促進施設(体験宿泊施設)、親水公園施設等を整備するにあたり、地域資源活用促進事業、地域雇用機会増大促進支援事業等の活用による事業の促進を図る。	流錫馬用馬の育成施設及び流錫馬の伝承・披露のための施設、都市との交流促進施設(体験宿泊施設)、親水公園施設等を整備するにあたり、地域資源活用促進事業、地域雇用機会増大促進支援事業等の活用による事業の促進を図る。
福島県	古殿町	「グローバルe町づくり～おらが町のIT戦略～」による地域再生計画	本町における地域情報化の現状は、地理的要件などから、民間サービスの参入が著しく遅れており、今後の拡大の見通しも大変厳しい状況にある。典型的な中山間地域である本町は、若者の町外流出や少子高齢化等の問題を抱えており、都市部との情報格差もその要因の一つとして考えられる。そこで、町が主体となって情報通信網整備を行い全町民が高速情報通信、移動体通信(携帯電話)、TV放送のサービスを受けられることを可能とし、これにより、生活利便性や町民福祉の向上、産業の振興などを図り、地域再生を目指す。その際、事業の利便性向上や重複投資の回避など効率的に事業を展開することができるよう、目的別に制度化されている情報通信施策を当町の実情、将来展望に即した形で連携、一元化可能とすることを求める。	情報通信格差是正事業における採択要件の緩和、利便性の向上	情報通信格差是正事業における「地域イントラネット基盤施設整備事業等」及び「移動通信用鉄塔施設整備事業」の採択基準、対象、利用条件等の改善	情報通信格差是正事業における「地域イントラネット基盤施設整備事業等」にて整備した伝送路の一部を移動通信基地局との伝送専用線として確保した上で「移動通信用鉄塔施設整備事業」により移動通信用鉄塔施設を整備する。これにより、効率的に整備が図られ、なおかつ移動通信サービス提供事業者が事業を展開しやすくなる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	古殿町	「グローバルe町づくり～おらが町のIT戦略～」による地域再生計画	本町における地域情報化の現状は、地理的要件などから、民間サービスの参入が著しく遅れており、今後の拡大の見通しも大変厳しい状況にある。典型的な中山間地域である本町は、若者の町外流出や少子高齢化等の問題を抱えており、都市部との情報格差もその要因の一つとして考えられる。そこで、町が主体となって情報通信網基盤整備を行い全町民が高速情報通信、移動体通信(携帯電話)、TV放送のサービスを受けられることを可能とし、これにより、生活利便性や町民福祉の向上、産業の振興などを図り、地域再生を目指す。その際、事業の利便性向上や重複投資の回避など効率的に事業を展開することができるよう、目的別に制度化されている情報通信施策を当町の実情、将来展望に即した形で連携、一元化可能とすることを求める。	情報通信施策の集中	情報通信格差是正事業、電気通信格差是正事業及び情報通信を活用したソフト事業の集中展開	情報通信基盤整備を図る目的のもと、「地域インターネット施設整備事業」「加入者系光ファイバー網整備事業」「移動通信用鉄塔施設整備事業」、「新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業」等の集中採択
福島県	古殿町	「グローバルe町づくり～おらが町のIT戦略～」による地域再生計画	本町における地域情報化の現状は、地理的要件などから、民間サービスの参入が著しく遅れており、今後の拡大の見通しも大変厳しい状況にある。典型的な中山間地域である本町は、若者の町外流出や少子高齢化等の問題を抱えており、その要因としては基幹産業である農林業の低迷や雇用の場の不足が考えられるほか、都市部との情報格差もその要因として考えられる。そこで、町が主体となって情報通信網基盤整備を行い全町民が高速情報通信、移動体通信(携帯電話)、TV放送のサービスを受けられることを可能とし、これにより、生活利便性や町民福祉の向上、産業の振興などを図り、地域再生を目指す。その際、目的別に制度化されている情報通信施策を当町の実情、将来展望に即した形で連携、一元化を図ることにより事業の利便性向上及び重複投資の回避など、効率的に事業を展開する。	情報通信施策の連携	各府省間に跨る情報通信施策の連携による一元的推進	総務省「情報通信格差是正事業等」、「電気通信格差是正事業」及び農林水産省「e村づくり計画」の一元的推進
福島県	いわき市	環境産業振興による産業再生	リサイクルなどに係る高度な技術や企業集積等といった、いわき市における環境産業振興に向けた高い優位性を活用し、地域の特性や実態を反映した環境産業振興を図ることにより、地域経済の活性化と循環型社会形成を促進するため、リサイクル施設の都市計画に係る手続きの権限委譲を提案するもの。	リサイクル施設の設置に関する都市計画審議会の権限委譲	産業廃棄物処理施設の設置については、都道府県の都市計画審議会の議を経て決定されることとなっているため、本市の環境産業振興にあたって、「都道府県レベルの開催となるため案件の内容や件数に応じた弾力的な開催が難しくなるとともに、地域に根ざした審議を活発・十分に行うために長期間を要する」、「都道府県レベルでの審議になるため、地域の特性や実態を十分に反映した、自主的な環境産業振興や循環型社会形成促進の取組みが不十分となる」といった課題を抱えている。そのため、中核市として産業廃棄物処理に係る権限を有し、独自の廃棄物処理計画を策定しているとともに、小規模な県と同規模の面積を有する広域都市で、市の都市計画審議会により広域の見地から都市計画を決定しているいわき市については、「廃棄物行政・都市計画行政に関して都道府県と同等の能力を有していることから、リサイクル(産業廃棄物の中間処理)の都市計画に係る手続きについては、都道府県から市に権限委譲することを提案するもの。	権限委譲により、環境産業に取り組みようとする事業者等の迅速な事業化が可能となり、環境産業振興による産業再生が実現する。なお、現段階で予定されている事業計画は次のとおり。 ・民間事業者により平成16年度に計画されている食品リサイクル事業 ・民間事業者により平成16年度に計画されている化学品リサイクル事業 ・民間事業者により平成17年度以降に計画されている木質バイオマス活用事業 ・民間事業者により平成17年度以降に計画されているプラスチックリサイクル事業等
福島県	いわき市	小名浜港背後地等の整備による地域再生	重要港湾小名浜港は、港湾機能の高度化と併せて、1、2号埠頭の再開発等が進み、年間280万人に及ぶ観光客で賑わいを呈しているが、貨物ターミナルにより「港」と「まち」が分断され、その集客力を活かさず、中心市街地では空洞化が進行している。このため、平成12年に官民が一堂に会する「小名浜港背後地等の整備に係る連絡・調整会議」を立ち上げ、土地区画整理事業により貨物ターミナル移転し、「港と一体的なまちづくり」を目標に地域活性化を推進している。しかし、事業実現のためには、一般の民家や工場等の地区外移転が前提となることから、土地区画整理事業において、地区外転出者の用地買収や転出補償等の制度も組み込んだ総合的、一体的な事業手法としての拡充を図り、事業の早期立ち上げを支援する必要があると考える。	土地区画整理事業における地区外転出等の特例措置について	区画整理に参加しない権利者や土地利用上、区域内に換地することが適正でないなど特別な事情により地区内換地が困難な場合には、施行者が権利者の用地を取得せざるを得ないが、これにより地区外に転出する権利者に対する買い取り補償は、認められていない。 事業の円滑な施行のためには、土地区画整理事業において、権利者の申し出等により、施行者が用地を取得し、当該権利者が地区外に転出する際に補償ができる制度や取得した土地の処分及び清算に関する制度を創設してほしい。	土地区画整理事業により貨物ターミナルの移転を計画しているが、貨物ターミナル用地の確保や新たな都市拠点用地の創出が必要となるため、移転先の一般の民家や工場等は地区内への換地が困難となり、地区外へ転出する権利者の用地を買収し、建物を補償する必要がある。 従って、土地区画整理法において、このような特別な事情がある場合は、施行者が地区外転出者の用地を取得し、補償できる制度や、取得した土地を公共用地や民間共同事業者へ換地すること等の処分及び清算に関する制度の創設するとともに、併せて、地区外転出者(用地譲渡者)に対する課税の特例を創設し、既成市街地における貨物ターミナル移転等の特殊な事業については、土地区画整理事業の中で総合的なまちづくり制度の活用と権利者の合意形成を促進し、事業の早期立ち上げと土地の流動化を促進することにより、地域経済の活性化とまちづくりの実現が図られる。
福島県	いわき市	小名浜港背後地等の整備による地域再生	重要港湾小名浜港は、港湾機能の高度化と併せて、1、2号埠頭の再開発等が進み、年間280万人に及ぶ観光客で賑わいを呈しているが、貨物ターミナルにより「港」と「まち」が分断され、その集客力を活かさず、中心市街地では空洞化が進行している。このため、平成12年に官民が一堂に会する「小名浜港背後地等の整備に係る連絡・調整会議」を立ち上げ、土地区画整理事業により貨物ターミナル移転し、「港と一体的なまちづくり」を目標に地域活性化を推進している。しかし、事業実現のためには、一般の民家や工場等の地区外移転が前提となることから、土地区画整理事業において、地区外転出者の用地買収や転出補償等の制度も組み込んだ総合的、一体的な事業手法としての拡充を図り、事業の早期立ち上げを支援する必要があると考える。	土地区画整理事業における地区外転出等の特例措置について	土地区画整理事業において、権利者の申し出や特別な事情により地区内換地が困難な場合には、施行者が用地を取得せざるを得ない。 この場合、事業の円滑な施行のため、これら用地を譲渡し地区外に転出する権利者に対し、課税の特例を設けてほしい。	土地区画整理事業により貨物ターミナルの移転を計画しているが、貨物ターミナル用地の確保や新たな都市拠点用地の創出が必要となるため、移転先の一般の民家や工場等は地区内への換地が困難となり、地区外へ転出する権利者の用地を買収し、建物を補償する必要がある。 従って、土地区画整理法において、このような特別な事情がある場合は、施行者が地区外転出者の用地を取得し、補償できる制度や、取得した土地を公共用地や民間共同事業者へ換地すること等の処分及び清算に関する制度の創設するとともに、併せて、地区外転出者(用地譲渡者)に対する課税の特例を創設し、既成市街地における貨物ターミナル移転等の特殊な事業については、土地区画整理事業の中で総合的なまちづくり制度の活用と権利者の合意形成を促進し、事業の早期立ち上げと土地の流動化を促進することにより、地域経済の活性化とまちづくりの実現が図られる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	建設業協会郡山支部	県中地区森林再生計画	外材に頼らず、地場産業として県産材を計画的に供給するとともに地元の森林の自然景観と森林機能の保全にあたる。	木工団地との提携 森林組合との提携 福島県木造技術開発協同組合との提携	郡山市所有の市有林及び福島県所有の県有林の払い下げ	地産地消として県内産品の優先使用を行い地域経済の活性化にあたる。 森林保全事業を行うことによる雇用の確保。 間伐材を利用した集成材等の開発とその供給を行う。
福島県	建設業協会郡山支部	郡山市湖南地区活性化計画	5校ある小学校跡地を無駄にせず宿泊者を受け入れることにより地域の活性化を図る。	郡山市からの低価格による譲渡	既存学校施設に対する郡山市の権限を建設業協会郡山支部に移譲	年間を通じて学生及び社会人の合宿所としての利用を図るにより、各種スポーツの振興とそれにより生じる合宿所としての地域雇用の受け入れ。
福島県	建設業協会郡山支部	市民・住民参加型の多自然型河川の構築(水辺の維持管理委託)	逢瀬川周辺区域を市民・住民が憩いの場所として誘われるような生活空間として定着した、ビオトープ事業を整備し人と動植物の共存区間を造るために住民参加型の水辺空間の維持管理委託	福島県・郡山市の委託事業の民営化	現在は、福島県、郡山市が事業の一環として行っている河川維持管理事業の一部(除草・伐採・伐木・河川内清掃)を逢瀬川ふれあい通り実行委員会(会長 長尾トモ子)に委託する。	・河川維持管理委託(除草・清掃・河川周辺のバトロール)・動植物の生態調査・水質検査・「川に親しむ会」などの各種イベント開催・小・中学校での自然観察会を開催し子供達の課外事業(ゆとりとふれあいの授業)・逢瀬川沿道は市内で有数の桜並木があるので地域の観光地の保存
福島県	建設業協会郡山支部	県中地区産業廃棄物リサイクル推進計画	県中地区近郊の遊休農地を集約借上げし、リサイクル中間処理施設を建設する。農業・建設業の余剰労働力を分別・細分化作業の労働力とする。中央部に処理施設を設け、外周部には農業施設や緑地帯などの緩衝帯を設け、外部への影響を極力抑えるとともに、コンポスト化や焼却などの中間処理によって生じる資源やエネルギーを有効活用し、法人による農業経営・アグリビジネスの創出を目指す。	法人による農業経営	法人による農業経営	廃棄物中間処理施設より発生する資源を活用し高付加価値農産物の生産を行う。
福島県	福島商工会議所	スポーツコンベンション機能整備事業	スポーツ関連の公共施設の近隣における民間開発の規制緩和と手続きの簡素化	スポーツ関連の公共施設の近隣における民間開発の規制緩和および手続きの簡素化	スポーツ関連の公共施設が立地する地区は、都市計画法、農振法等の規制があり、これらの許認可手続きを簡素化するとともに、地域が開発計画を策定した場合には、規制を緩和する。	地域における整備計画の策定 土地利用の許認可 民間施設の導入 これによりスポーツコンベンション昨日が整備kされ地域の集客力の向上及び雇用の創出に寄与できるとともに、周辺の観光施設との連携により地域活力が増大する。
福島県	福島商工会議所	中心市街地活性化イベントの規制緩和	中心市街地の活性化を目的としたイベントの実施に当たり、道路使用許可および飲食業の臨時出店許可の簡素化を図る。	中心市街地活性化イベントの規制緩和	中心市街地活性化を目的とした地域のイベントを実施する場合、道路の使用及び飲食店の出店にかかる許認可を緩和し、地域経済の活性化を図る。	中心市街地で実施されるイベントについて、道路使用及び飲食店の営業に関して、一元的な許認可と迅速化を実施することにより、イベントを実施しやすくなることにより、中心市街地の賑わいが創出される。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	福島県商工会連合会	電源三法交付金でグリーンエネルギー発電	電源地帯(特に原子力発電)に交付される電源三法交付金の対象事業を拡大し、風力発電所建設にも使用できるようにされたい。クリーンな風力により発電された電気は、地元の企業のために低廉に供給することで、企業立地と雇用の促進が確保される。低廉な電気料とすることにより、住民福祉の充実に充てることも可能である。原子力発電という大規模発電を支える電源地帯への大きな恩返しになるのではないかと。なお、この提案については対象地域が広範であることから、行政との意見調整は行っていない。	電源三法交付金でグリーンエネルギー発電	電源三法交付金の使途に、風力発電所建設も加えられたい。	電源三法交付金による風力発電所建設は、設置する事業者負担が小さいことから低料金で電気を供給できる。クリーンな電気を低廉に供給することにより、企業進出を促すことができ、雇用も確保される。
福島県	福島県商工会連合会	デマンド型乗合交通システムの普及プロジェクト	地方における街中交通の現状は、道路運送法の改正(平成14年2月)により、地方の赤字路線バスの休止やバス停まで行く不便さや運行回数の減少等によって、高齢者や児童等の交通弱者にとって街外等から街中への交通体系が整っていない状況にあり、住民より福祉バスの導入要望など交通不便者に対するシビルミニマムの確保が急務となっている。 このことから、地元タクシー会社等より車を時間借りして、電話予約による戸口から戸口へのデマンド型乗合交通システムを福島県商工会連合会は福島大学・NTT東日本と共同開発した。 本システムの運用にあたり、オペレータ並びにタクシー運転手の雇用を創出することができる。また、街中への交通が不便なため、買物客が郊外の大型店等への流出により中心市街地の集客が低下し、地元商店街の活性化等による地域振興が急務となっている。 本システムは、利用データを随時ビジュアルに分析し、サービス内容を最適な形に見直しを図ると共に地域ならではの多目的かつスムーズなサービスづくりの実現を図るために、管理運営を商工会を中心とした組織により低定額料金の交通手段を地元タクシー会社の待機車両を有効活用したサービスを提供する。さらに、地元商店・商店街との連携したサービスの提供により、デマンド型乗合交通システムを少子高齢化対応のまちづくりと地域経済の活性化に寄与することができる。	地方における交通不便者のシビルミニマム確保のためのデマンド型乗合交通システムの普及	国・県が補助している生活交通路線に対する補助要件の緩和 国・県が補助している生活交通路線は、広域行政圏の中心都市等にアクセスする広域的・幹線的路線のため重要な生活路線であると共にデマンド型乗合交通も必要とされている。しかし、補助要件である「1日の輸送量が15人～150人」がネックとなり併用運行が難しいことから、この要件を緩和することにより広域的幹線の確保と地方の実情に応じた生活交通の確保を可能とする。 タクシー事業者によるデマンド型乗合運行を「21条許可」の緩和 タクシー事業者によるデマンド型乗合運行を「21条許可」により行う場合、貸切の営業区域を広域市町村とすると共に広域市町村での「21条許可」を可能とする。 タクシー事業者が「21条許可」による乗合運行にあたっての運行管理者の資格要件の緩和 タクシー事業者がタクシー車両(10人以下)を使用して「21条許可」による乗合運行にあたっては、運行管理者の資格を「乗用運行管理者」のみで可能とする。	福島県小高町では、高齢者を中心とした交通弱者の足の確保が急務となっていたが、電話予約による低定額料金で戸口から戸口のデマンド型乗合交通システムの導入により、シビルミニマムを実現する最適な交通手段の確保に留まらず、「自分の選択で買物をする」「美容室に行く」また生涯学習やカルチャー講座を受講したりと高齢者同士の交流と生き甲斐の創出の一助となっている。 さらに利用状況から街中を回遊して買物をして帰るといった行動が広がっていることから、中心商店街等の活性化が図られている。 また、本システムの導入により交通不便地域における交通弱者対策として全国的に普及し、現在10箇所の町村で導入されている。
福島県	福島県商工会連合会	広域給食センタープロジェクト	補助金で作った施設を多目的利用することで、地域と密着したビジネスが構築できる。 現に学校給食では、人件費が6割を占め年間稼働が180日と効率性がきわめて悪いのが現状である。 施設の有効活用を図り、人件費コストを給減することによって、雇用機会の拡大が図られ、併せて地産地消の原点に立った。地元産の食材の利用が可能となり、健全な青少年の育成に寄与できる。	給食施設の民間生活の促進	給食施設の柔軟活用に関する地方公共団体の理解	給食施設の広域的柔軟な活用により、在宅高齢者向け弁当の食材、病院食の提供など多様な活用ができる。また、機械で野菜をカットしないで手作業で加工調理できるため、主婦、高齢者、障害者の雇用促進を図ることができる。同時に地元産の規格外の野菜を消費でき、地産地消にも貢献できる。
福島県	舘岩村商工会	砂防のリサイクル	渓谷・渓流を守り、砂防を活かす。砂防は大事な役目を果たしておりますが、場所によって放置されたままでは自然を壊していますので、上流の砂利採取許可などの法的処置をお願いしたい。	自然を守る砂防のリサイクルと雇用創出	自然を守るために作られた砂防ダムが、土砂の堆積を除去しないため、かえって自然破壊の現況になっている。国土交通省の法律によって現状は守られているが、自然環境の保全や地域の視点から考えていないため、隘路が生じている。	従来の公共事業が減少している中で、ダンプカー・コンボイ・労働力などを、当地域の重要な部分の再生に向けた。
福島県	福島県中小企業団体中央会	企業組合の農業参入	農地法第2条7項の中に企業組合を付け加える。	農業に関する各種制度資金の対象とする。	新規就農資金 経営体質強化資金 農業改良資金 等の対象とする。	

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福島県	福島県中小企業団体中央会	企業組合による農地の利活用の促進	企業組合は中小企業協同組合法にその根拠がある法人である。この組織は近年急速に普及している組織形態である。組織概要は組合の目的に賛同する個人が加入資格があり、最低資本金などの制約はない。設立は都道府県知事の認可制。組織の性格は事業者、勤労者、サラリーマン、主婦、学生等の個人が労働と資本を持ち寄り、その職場を確保するというものである。このような組織が農業生産法人に認定されれば創業の促進、遊休農地や担い手不足の解消あるいは生きがい農業の開拓に繋がるものと考ええる。	農地法第2条7項の改正が必要である。	現在、農地法第2条7項では、農業生産法人となり得るのは株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、農事組合法人のうちで一定の要件を満たしていることが必要であるとなっている。これに企業組組織を追加するよう法改正する。	農地法では一定の要件を満たした株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、農事組合法人しか農地を取得し農業を営むことができない。企業組組織は創業やベンチャーの組織として最近注目されている組織である。この組織は労働と資本を持ち寄りかつ民主的な運営により、組合に参加した人達の労働の場を確保する組織である。要するに農地を取得してそこに参加した組合員が自ら就業することが必要である。したがって、単に農地を取得し、そこで他人を使って農業を営もうとする組織ではない。組合に参加した者は農業の担い手となるのである。また、今我が国では、創業やベンチャー企業の育成が急務となっているが企業組合による農業分野の就業も立派な創業であると考ええる。
福島県	福島県旅館ホテル生活衛生同業組合	街道の創設	観光における地域再生のための地方行政各部署の施策、予算の一元化と部署職員の派遣をもとに、民間の各産業を網羅した体制を構築し、さらに街道づくりをテーマに歴史文化、産業、物、人、自然環境等の全てをアイテムとした取り組みが必要であり、そのための地域観光推進室(仮称)の創設に中央行政からの具体的な推進室の設置要項や街道整備に関するマニュアル等の作成と指導を要望いたします。	地域観光推進室の創設	地域観光推進室創設のための指導	1. 地域観光推進室創設の設置要項の作成と実施指導 2. 街道創設のためのマニュアル作成と実施指導
福島県	月舘町	介護予防・障害者支援による地域再生計画	高齢者の介護予防のために、学校の空き教室やその他の公共施設を目的外使用し、活用することで、地域の自助・自立を促す。また「介護保険制度」や「障害者等支援費制度」の、利用施設や事業所の職員の配置基準等の規制緩和をすることで、地域に合った「身の丈の福祉」を構築する。	事業所要件の緩和等	全国一律基準の施設基準・事業所認定基準の緩和。現状では、支援費制度への新規参入は、人員基準等で難しい。確かに、新規事業所を立ち上げれば、5名程度の雇用創出になるが、その前提となる「採算」が担保されなくては雇用も絵に描いた餅。それよりも、介護保険事業所でも兼務で事業参入を可能にした方が採算も取れ、1～2名の確実な雇用が見込めるなら、そちらの方が現実的。	基準を緩和し、介護保険事業所での支援費制度への取り組みを可能にする。
茨城県	真壁町	歴史的たたずまいを活かした地域づくり	広域交通ネットワークの整備効果を生かし、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るため、行政と住民が一体となり、歴史的景観の保存・再生を通じた特色あるまちづくりを展開し、来訪者と地域住民が気軽に交流できる観光地(造語)づくりを目指す。	総合的・一体的なまちづくりのための施策の集中・連携	歴史的街並みの再生・保存や伝統的文化の継承・地場産業の振興等を総合的・一体的に進めるため、各省庁の関連事業を連携させる。	都市計画事業のメニューに取り組んだ際、それらの調査を特定したものだけでなく、全体的な整備計画を作成することが可能にし、該当する事業を随時導入できるような仕組みにする。また、同時に伝統的建造物群保存対策のための学術的調査を同時に行えるようにする。
茨城県	真壁町	歴史的たたずまいを活かした地域づくり	広域交通ネットワークの整備効果を生かし、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るため、行政と住民が一体となり、歴史的景観の保存・再生を通じた特色あるまちづくりを展開し、来訪者と地域住民が気軽に交流できる観光地(造語)づくりを目指す。	住民による交流拠点の運営等についての交付税措置	住民と行政が一体となってまちづくり及び交流を推進するため、交流拠点の運営等を住民団体に委託することとし、その経費について交付税措置を講じる。	住民団体によるまちなみ案内の拠点施設の運営、ガイドブックの作成、案内板の作成等来訪者の利便性を図る。
茨城県	真壁町	歴史的たたずまいを活かした地域づくり	広域交通ネットワークの整備効果を生かし、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るため、行政と住民が一体となり、歴史的景観の保存・再生を通じた特色あるまちづくりを展開し、来訪者と地域住民が気軽に交流できる観光地(造語)づくりを目指す。	登録文化財相続の特例措置	当町は、歴史的建造物を有形文化財として登録することによって、それらを取り壊されることを防ぎ、あるべき景観の保持に力を注いでいるが、それら建造物の所有者の大多数が高齢者であるため、歴史的建造物やあるべき景観が次世代に受け継ぎやすくするための措置	重要文化財に指定されている民家で、所有者の居住の用に供されているものの相続時の建造物評価額は、6割控除という事例に準じて、登録文化財の民家で、所有者の居住に供されているもの相続税については、控除すべきである。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
茨城県	山方町	廃校利用と都市交流	自然資源、生産資源(山里、棚田、そば畑、漆林など)、文化資源(神社仏閣、史跡、民俗芸能、民話など)、人材(偉人、伝統職人、自然案内人など)すばらしい資源がある。これらの資源を活用し民間主体により廃校になった小学校を核として都市住民との交流を図り地域活性化に取り組む。	・補助事業等により取得した財産の処分制限の解除 ・廃校利用への民間参入と税制優遇	・町が交流拠点施設として廃校を改修する際、リニューアル債の活用を認めるとともに償還金利を地方交付税に算入 ・改修した廃校をNPO法人や民間企業等への貸与を認め、営利事業となる都市農村交流事業の拠点施設として活用する ・事業運営するNPO法人等が、運営資金として、民間から資金を集めた場合、その資金に対する優遇税制措置	NPO法人等が廃校を野外活動やコミュニティ・ビジネス活動の拠点施設として活用する。それに伴い体験活動を指導する地域の人の活用や地域特産物の活用が図られ、地域雇用の創出や経済効果が得られる。
茨城県	五霞町	複合型産業拠点形成プロジェクト	東京から50kmに位置する地理的条件や新4号国道、圏央道などの整備効果を生かして、商業・流通・業務など新たな複合型産業拠点の形成を図ることにより、新たな雇用の創出や町の活性化を推進する。	農地転用許可基準の緩和	【施策の利便性の向上】 第三種農地の立地基準のうち「おおむね300メートル以内に、高速道の出入り口が存する。」との規定について、高速道路の出入り口からの距離要件を地域の实情に応じて緩和するとともに、「出入り口が存する」にインターチェンジ用地買収に着手するなどその整備が確実なものも含めることとする。	新4号国道と圏央道のクロスポイント周辺地区における商業・業務など複合型の産業立地を促進し、兼業農家を含めた地域住民の新たな雇用の場を創出し、地域経済の活性化を図る。
茨城県	五霞町	複合型産業拠点形成プロジェクト	東京から50kmに位置する地理的条件や新4号国道、圏央道などの整備効果を生かして、商業・流通・業務など新たな複合型産業拠点の形成を図ることにより、新たな雇用の創出や町の活性化を推進する。	新たな産業拠点の形成のための関連施策の集中実施	【各種施策の集中】 新たな産業拠点の形成に資する基盤整備を進めるため、各省庁において実施する関係施策を集中的に展開する。	新4号国道における暫定4車線化(最終的には6車線)及び主要交差点の早期立体化を実現し、アクセス道路や上・下水道、河川改修などの基盤整備を集中的に実施し、商業・流通業務などの産業立地を促進する。
茨城県	友部町	物流拠点の立地優位性を最大限活用した地域振興	友部町に整備中の総合流通センターは、常磐自動車道、北関東自動車道の交通網を活用する広域的な物流拠点として、また、県内に分散する地域的な物流拠点の中核として機能されるべく茨城県が事業主体、友部町が用地交渉、地元住民調整などの役割分担を進めてきている。その結果、約98%もの用地買収率に達しながらも、景気の先行きの不透明を反映して物流拠点の企業立地ニーズは厳しい状況にあり、事業進捗が進んでいない。このため、市場ニーズに合致した土地利用への転換を容易にするための必要な支援措置を講じ、企業の進出を加速化させ、地域経済の活性化と地域雇用の創造を図る。	流通業務団地内の都市計画変更に伴う譲渡所得特別控除の特例措置の適用	流通業務団地での立地ニーズに対応して事業計画変更を弾力的に行おうとする場合に、問題となる事業変更前における譲渡所得特別控除の特例措置の取扱いを明確にする。	流通業務団地において、最近の物流業界の複合施設(流通過程での流通加工、販売機能等を併設した施設)等のニーズや小売店舗の立地ニーズに対応して流通業務施設以外の施設立地を進めるためには、流通業務地区での制限緩和措置(流通業務市街地の整備に関する法律第5条ただし書の適用)に加え、都市計画の変更が必要になる。この場合、従来の計画により土地を譲渡した際に租税特別措置法に基づく5000万円控除を受けた案件については、流通業務団地から除外されても流通業務地区となっているものについては、当該控除が取り消されて遡及して譲渡者に課税されることのないよう明確にすることが事業を円滑に進めるうえで不可欠である。
茨城県	友部町	物流拠点の立地優位性を最大限活用した地域振興	友部町に整備中の総合流通センターは、常磐自動車道、北関東自動車道の交通網を活用する広域的な物流拠点として、また、県内に分散する地域的な物流拠点の中核として機能されるべく茨城県が事業主体、友部町が用地交渉、地元住民調整などの役割分担を進めてきている。その結果、約98%もの用地買収率に達しながらも、景気の先行きの不透明を反映して物流拠点の企業立地ニーズは厳しい状況にあり、事業進捗が進んでいない。このため、市場ニーズに合致した土地利用への転換を容易にするための必要な支援措置を講じ、企業の進出を加速化させ、地域経済の活性化と地域雇用の創造を図る。	流通業務団地の譲受人資格の緩和	流通業務施設を建設し、当該施設を賃借し、または譲渡する事業を営むことを主たる目的とする法人等に対しても、都市計画の変更を要することなく造成敷地を譲渡することが可能となるような法律の運用を認める。	流通業務団地の造成敷地の譲受人は、自ら流通業務施設を運営しようとする者となっているため(法第35条)、最近の物流業界の初期投資の抑制と投資リスクの軽減を図るためのリース方式の用地提供ニーズに対応できない状況にある。このため、自ら経営しようとする者以外(たとえば、流通業務施設を建設し、当該施設を賃借し、または譲渡する事業を営むことを主たる目的とする法人)に対しても造成敷地を譲渡することが可能となるよう規制を緩和することにより、企業の進出を促進する。
茨城県	友部町	物流拠点の立地優位性を最大限活用した地域振興	友部町に整備中の総合流通センターは、常磐自動車道、北関東自動車道の交通網を活用する広域的な物流拠点として、また、県内に分散する地域的な物流拠点の中核として機能されるべく茨城県が事業主体、友部町が用地交渉、地元住民調整などの役割分担を進めてきている。その結果、約98%もの用地買収率に達しながらも、景気の先行きの不透明を反映して物流拠点の企業立地ニーズは厳しい状況にあり、事業進捗が進んでいない。このため、市場ニーズに合致した土地利用への転換を容易にするための必要な支援措置を講じ、企業の進出を加速化させ、地域経済の活性化と地域雇用の創造を図る。	立地条件が極めて優れた地域へのインターチェンジの設置制度の創設(友部サーブリエリアへのETC専用インターチェンジの設置)	本事案の高速道路のSAに隣接した総合流通センターのように立地特性が極めて優れている地域においては、その機能を最大限発揮するため、SAにETC専用ICを永続的に整備するモデル事業を国において創設する。	現在、国は、高速道路のSA・PAに接続するスマートIC(ETC専用IC)の社会実験制度の導入を予定しているが、このような制度は、本来、総合流通センターのようにSA(常磐道友部SA)に隣接して拠点開発されているポイントをその対象とすることが最も意義のあることであり、また、社会的にも実験終了後についてはそのまま継続して供用することが最適である。したがって、本流通センター及び友部SAの地域を高速交通網と地域開発拠点が一体的に開発された地域再生のための起爆点と位置づけて今回の社会実験制度を含めて新たな整備方式のモデルとして取り扱うことを提案する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
茨城県	潮来市麻生町北浦町玉造町	行方ふるさと圏創生プロジェクト	地域住民自らが、自分たちの地域を元気にするため、地域の課題解決のために主体的に取り組む、地域ニーズに対応したサービス事業や地域資源を活かした事業(コミュニティ・ビジネス)などの創業を支援する。 具体的には、住民の主体的事業の助成(産業振興、環境保全、福祉支援、生活支援等)、アドバイザー派遣、交流事業・イベントの開催、中間支援組織(民間による公益的専門的組織)の設置を行う。	中間支援組織(民間による公益的専門的組織)の活動支援	[その他] 地方公共団体が中間支援組織に対し創業支援委託等を行う場合、その委託費等を地方交付税に算入 民間(地域住民、地域企業)からの寄付等に対する優遇税制措置	地域に密着した創業家探し、成功事例集による広報活動を通じた、起業家の掘起し、その後の支援を行う。
茨城県	潮来市麻生町北浦町玉造町	行方ふるさと圏創生プロジェクト	地域住民自らが、自分たちの地域を元気にするため、地域の課題解決のために主体的に取り組む、地域ニーズに対応したサービス事業や地域資源を活かした事業(コミュニティ・ビジネス)などの創業を支援する。 具体的には、住民の主体的事業の助成(産業振興、環境保全、福祉支援、生活支援等)、アドバイザー派遣、交流事業・イベントの開催、中間支援組織(民間による公益的専門的組織)の設置を行う。	コミュニティビジネス活動等の活性化支援	[その他] コミュニティビジネス・NPO活動を活性化するためにアドバイザーの派遣・活動支援の経費など、地方公共団体の取組に要する経費を地方交付税に算入	コミュニティビジネス・NPO活動を活性化するためにアドバイザーの派遣・活動経費の支援を行う。
茨城県	潮来市麻生町北浦町玉造町	行方ふるさと圏創生プロジェクト	地域住民自らが、自分たちの地域を元気にするため、地域の課題解決のために主体的に取り組む、地域ニーズに対応したサービス事業や地域資源を活かした事業(コミュニティ・ビジネス)などの創業を支援する。 具体的には、住民の主体的事業の助成(産業振興、環境保全、福祉支援、生活支援等)、アドバイザー派遣、交流事業・イベントの開催、中間支援組織(民間による公益的専門的組織)の設置を行う。	水辺空間を利用したコミュニティビジネス・交流事業に対する規制の緩和	[権限委譲] 河川敷の占用許可に係る権限を国から市町村へ移譲 船舶を使用する場合の各種法の制限除外(1日のイベントで漁船を客船にする場合の不定期航路の申請)	この地域の豊かな水辺空間を利用したコミュニティビジネスやイベントを、地域住民が主体的に実施する。
茨城県	潮来市麻生町北浦町玉造町	行方ふるさと圏創生プロジェクト	地域住民自らが、自分たちの地域を元気にするため、地域の課題解決のために主体的に取り組む、地域ニーズに対応したサービス事業や地域資源を活かした事業(コミュニティ・ビジネス)などの創業を支援する。 具体的には、住民の主体的事業の助成(産業振興、環境保全、福祉支援、生活支援等)、アドバイザー派遣、交流事業・イベントの開催、中間支援組織(民間による公益的専門的組織)の設置を行う。	コミュニティ・ファンドの形成支援	[その他] 地方公共団体が出資等を行い地方債を発行する場合、償還金金利を地方交付税に算入	コミュニティビジネス事業者の活動資金の調達を容易にするため、コミュニティ・ファンドを創設する。
茨城県	茨城県	茨城グリーンふるさと交流圏魅力アップ・プロジェクト	対象地域であるグリーンふるさと圏は、自然や歴史など豊かな地域資源に恵まれており、最近では、各地域において、これらの資源を活用した都市農村交流の取り組みが増えてきたところである。 このため、こうした取り組みを支援すると共に、～により、地域間の連携や交流メニューを増やし、地域全体の魅力向上を図ることにより、都市農村交流を一層活性化し、グリーン・ツーリズムの拠点地域形成を図る。 地域資源の有効活用 地域団体への支援 交通基盤の整備 等	遊休農地活用要件の緩和と支援	・遊休農地を活用し市民農園を開設する場合、面積要件の引き上げ、農産物販売などを可能とする ・遊休農地を活用した都市農村交流事業を実施するNPO等に対し、市町村が支援を行った場合、その経費を地方交付税に算入	・遊休農地をNPOや民間企業が賃借し、主に都市住民を対象にした市民農園として整備する場合、10㎡未満の面積要件を引き上げるとともに、借受期間の延長及び借受者が収穫物を販売することを可能とする。 ・NPO等が遊休農地を賃借し、農機具の購入支援や営農指導等のアドバイザー派遣を受け、農業体験のほ場として整備・管理する。 ・これにより、地元直販店の売上げ増などの経済効果が見込まれるとともに、農村環境の保全が図られる。
茨城県	茨城県	茨城グリーンふるさと交流圏魅力アップ・プロジェクト	対象地域であるグリーンふるさと圏は、自然や歴史など豊かな地域資源に恵まれており、最近では、各地域において、これらの資源を活用した都市農村交流の取り組みが増えてきたところである。 このため、こうした取り組みを支援すると共に、～により、地域間の連携や交流メニューを増やし、地域全体の魅力向上を図ることにより、都市農村交流を一層活性化し、グリーン・ツーリズムの拠点地域形成を図る。 地域資源の有効活用 地域団体への支援 交通基盤の整備 等	森林整備事業に係る補助要件の緩和	・林野庁所管「森林環境保全整備事業」の補助対象にNPOや中間法人(森林クラブ等)を追加	・NPOや中間法人が、市町村、地権者と保全協定を締結した後、水土保持林整備事業や資源循環林整備事業を活用し、除・間伐や枝打ち等の森林体験事業を実施できるようにする。 ・この結果、財政基盤の脆弱なNPO等の活動が促進され、森林の間伐体験などにより、指導者として林業従事者の活用が図られる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
茨城県	茨城県	茨城グリーンふるさと交流圏魅力アップ・プロジェクト	対象地域であるグリーンふるさと圏は、自然や歴史など豊かな地域資源に恵まれており、最近では、各地域において、これらの資源を活用した都市農村交流の取り組みが増えてきたところである。このため、こうした取り組みを支援すると共に、～により、地域間の連携や交流メニューを増やし、地域全体の魅力向上を図ることにより、都市農村交流を一層活性化し、グリーン・ツーリズムの拠点地域形成を図る。 地域資源の有効活用 地域団体への支援 交通基盤の整備 等	河川敷地占用許可の権限移譲	・直轄河川の占用許可等に係る権限を国から県に移譲し、県管理の河川との手続きの一本化を図る	・対象区域内にある久慈川や那珂川は、カヌー愛好者の間で高い評価を得ており、特に那珂川はカヌー人口日本一とも言われていることから、この地域をカヌーの一大拠点とするため、手続きの一本化や一時占用期間の弾力的運用を図ることにより、民間事業者の参入を促進する。 ・アウトドア活動の拠点として、広く認知されることにより、交流人口の増加が図れる。
茨城県	茨城県	茨城グリーンふるさと交流圏魅力アップ・プロジェクト	対象地域であるグリーンふるさと圏は、自然や歴史など豊かな地域資源に恵まれており、最近では、各地域において、これらの資源を活用した都市農村交流の取り組みが増えてきたところである。このため、こうした取り組みを支援すると共に、～により、地域間の連携や交流メニューを増やし、地域全体の魅力向上を図ることにより、都市農村交流を一層活性化し、グリーン・ツーリズムの拠点地域形成を図る。 地域資源の有効活用 地域団体への支援 交通基盤の整備 等	廃校利用主体の民間参入と税制優遇	・市町村が交流拠点施設として廃校を改修する際、財源確保のためリニューアル債を措置するとともに、償還金を地方交付税に算入 ・改修した廃校の運営についてはNPO等へアウトソーシングし、都市農村交流事業の拠点施設として活用 ・NPOが事業運営主体となり、民間(地域住民・地域企業)から運営資金等の財政的な支援を受けた場合の優遇税制措置	・NPO等に対して、廃校を野外活動の拠点施設やコミュニティ・ビジネス活動の拠点施設として開放することにより、体験活動を指導する地域の人材活用や地域特産物の活用が図られ、地域雇用の創出や経済的な効果が得られる。 ・また、NPOが事業運営する場合には、認定NPO法人とみなして、税法上の特典を与えることにより、民間からの寄付を集め易くなり、円滑な事業活動が促進される。
茨城県	茨城県	茨城グリーンふるさと交流圏魅力アップ・プロジェクト	対象地域であるグリーンふるさと圏は、自然や歴史など豊かな地域資源に恵まれており、最近では、各地域において、これらの資源を活用した都市農村交流の取り組みが増えてきたところである。このため、こうした取り組みを支援すると共に、～により、地域間の連携や交流メニューを増やし、地域全体の魅力向上を図ることにより、都市農村交流を一層活性化し、グリーン・ツーリズムの拠点地域形成を図る。 地域資源の有効活用 地域団体への支援 交通基盤の整備 等	財団法人に対する旅行業法等の緩和	・財団法人が旅行業を営む場合の登録要件緩和 旅行業務取扱主任者の配置免除 代わりに、(財)都市農山漁村交流活性化機構が実施するグリーン・ツーリズムの認定資格を有する者を配置 登録手数料の免除 営業保証金の供託免除 ・交通条件不利地域において財団法人が都市農村交流のために行う白バス運行を可能とする	・対象区域は、都市農村交流に活用可能な資源を多数有するものの、資源が十分に活用されていないため、(財)グリーンふるさと振興機構等が体験ツアー等を主催し、地域資源の認知度を高めることにより、民間事業者の参入を誘引する。 ・また、参加者の利便性を図るため、自家保有バスの有償運行を行う。
茨城県	茨城県	茨城グリーンふるさと交流圏魅力アップ・プロジェクト	対象地域であるグリーンふるさと圏は、自然や歴史など豊かな地域資源に恵まれており、最近では、各地域において、これらの資源を活用した都市農村交流の取り組みが増えてきたところである。このため、こうした取り組みを支援すると共に、～により、地域間の連携や交流メニューを増やし、地域全体の魅力向上を図ることにより、都市農村交流を一層活性化し、グリーン・ツーリズムの拠点地域形成を図る。 地域資源の有効活用 地域団体への支援 交通基盤の整備 等	多様な交通手段の確保による地域住民の足の確保	・バス路線の維持が困難な地域において、行政バスや民間業者の車両を活用して有償運行を行う場合の道路運送法要件の緩和	・公共交通機関の不便地において、町村等公的な機関が運行しているスクールバスや福祉バス、民間事業者の保有する送迎バス及びコンビニ配達車両などについて、その未稼働の時間帯を利用し、目的外使用を認め、住民の交通手段として有償運行させることにより、地域住民の利便性の向上と車両の有効活用が図れる。
茨城県	茨城県	茨城グリーンふるさと交流圏魅力アップ・プロジェクト	対象地域であるグリーンふるさと圏は、自然や歴史など豊かな地域資源に恵まれており、最近では、各地域において、これらの資源を活用した都市農村交流の取り組みが増えてきたところである。このため、こうした取り組みを支援すると共に、～により、地域間の連携や交流メニューを増やし、地域全体の魅力向上を図ることにより、都市農村交流を一層活性化し、グリーン・ツーリズムの拠点地域形成を図る。 地域資源の有効活用 地域団体への支援 交通基盤の整備 等	交流事業の基盤となる交通体系の整備	・各県で展開している生活利便性向上や産業振興のための各種道路整備を集中的に実施し、都市農村交流事業を一層推進	・国道118号や461号などの整備を促進し、地域間の連携を図り、多様なメニューを有機的につなげることにより、地域の魅力アップを図るとともに、道路交通体系の整備により、民間事業者の参入を誘引する。
茨城県	茨城県	茨城グリーンふるさと交流圏魅力アップ・プロジェクト	対象地域であるグリーンふるさと圏は、自然や歴史など豊かな地域資源に恵まれており、最近では、各地域において、これらの資源を活用した都市農村交流の取り組みが増えてきたところである。このため、こうした取り組みを支援すると共に、～により、地域間の連携や交流メニューを増やし、地域全体の魅力向上を図ることにより、都市農村交流を一層活性化し、グリーン・ツーリズムの拠点地域形成を図る。 地域資源の有効活用 地域団体への支援 交通基盤の整備 等	野外活動体験施設整備に係る各種施策の統合・集中	・野外活動拠点整備に係る各県所管の補助事業の効率的な一元化を図る。 ・歴史の道整備活用推進事業 ・ふるさと自然ネットワーク整備事業 ・教育のもり整備事業	・市町村が森林や小川、歴史遺産など地域資源を活用して体験交流事業の拠点を整備するような場合、各県庁の野外活動施設整備に係る補助制度を一本化して受けることにより、対象範囲、整備項目等が拡大し、市町村の使いやすいものとなり、整備が一体的に促進される。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
茨城県	茨城県	霞ヶ浦レイクツーリズム推進プロジェクト	霞ヶ浦や霞ヶ浦に育まれた自然、歴史、文化などの地域資源等と、圏央道等の広域交通ネットワークの整備効果を積極的に活かし、環境と共生する新たな地域文化を創造・発信するレイクツーリズムを核とした、首都圏におけるレクリエーションゾーンの形成を図る。	レイクツーリズムの基盤整備	環境と共生した持続的発展を図る行動のシンボルとしての役割を持つ霞ヶ浦において、自然と人間の共生をテーマとしたレイクツーリズムの基盤等を整備するため、各省庁で展開している環境関係施策を当地域において連携して実施する。	霞ヶ浦沿岸において、各省庁の施策を一体的かつ集中的に展開し、湖面と後背地の一体感を醸成すると共に水質浄化活動の象徴施設ともなりうる「湖水浴場の再生」、水辺へのアクセスの確保と水辺景観を楽しむ「湖岸道路・サイクリング及びウォーキングロード」、水辺環境の保全や希少動植物の生息地保護と一体となった「親水拠点」や「自然体験の場づくり」、霞ヶ浦環境センター(仮称)等水辺拠点間の連携とアクセス確保のための水上バスや舟運復活のための「航路確保」についての整備推進を図る。また、国立科学博物館の霞ヶ浦資料センター(仮称)の早期整備を図る。
茨城県	茨城県	霞ヶ浦レイクツーリズム推進プロジェクト	霞ヶ浦や霞ヶ浦に育まれた自然、歴史、文化などの地域資源等と、圏央道等の広域交通ネットワークの整備効果を積極的に活かし、環境と共生する新たな地域文化を創造・発信するレイクツーリズムを核とした、首都圏におけるレクリエーションゾーンの形成を図る。	土地改良事業における創設非農用地の取得者及び用途範囲の拡大	土地改良事業における創設非農用地の取得者及び用途の範囲を拡大する。(現行・取得者：営利を目的としない法人に限定 用途：共同減歩による非農用地は土地改良施設、農業経営合理化施設等に限定)	土地改良事業により創設した非農用地について民間事業者による交流施設等の立地を図り、水辺への誘導を図る。
茨城県	茨城県	霞ヶ浦レイクツーリズム推進プロジェクト	霞ヶ浦や霞ヶ浦に育まれた自然、歴史、文化などの地域資源等と、圏央道等の広域交通ネットワークの整備効果を積極的に活かし、環境と共生する新たな地域文化を創造・発信するレイクツーリズムを核とした、首都圏におけるレクリエーションゾーンの形成を図る。	特別電源所在県科学技術振興事業費補助金の補助対象範囲の拡大	特別電源所在県科学技術振興事業費補助金について、補助対象である研究施設との一体的運営により研究機能の向上を図る非研究施設も補助対象とする。	霞ヶ浦の水質浄化を図るためには、住民とのパートナーシップに基づいた対策を進めることが必要不可欠であることから、水質浄化の研究機能を有する霞ヶ浦環境センター(仮称)の研究施設と一体的に、環境教育や、住民等の研修機能を備えた非研究施設を整備する。
茨城県	茨城県	霞ヶ浦レイクツーリズム推進プロジェクト	霞ヶ浦や霞ヶ浦に育まれた自然、歴史、文化などの地域資源等と、圏央道等の広域交通ネットワークの整備効果を積極的に活かし、環境と共生する新たな地域文化を創造・発信するレイクツーリズムを核とした、首都圏におけるレクリエーションゾーンの形成を図る。	水質浄化技術開発等に係る産学官連携共同研究の促進	霞ヶ浦の水質浄化を促進するため、産学官連携による、水質生成メカニズム解明及び水質浄化技術開発研究等に対する施策の連携・集中を図る。	水質生成メカニズム解明や水質浄化技術開発に係る産学官連携共同研究を積極的に展開することにより、水質浄化に資する技術の研究開発と環境産業の創出・振興を図る。
茨城県	茨城県	霞ヶ浦レイクツーリズム推進プロジェクト	霞ヶ浦や霞ヶ浦に育まれた自然、歴史、文化などの地域資源等と、圏央道等の広域交通ネットワークの整備効果を積極的に活かし、環境と共生する新たな地域文化を創造・発信するレイクツーリズムを核とした、首都圏におけるレクリエーションゾーンの形成を図る。	河川流水及び敷地の占用許可の特例と手続きの迅速化	水質浄化等の研究をする者やその実験設備等の設置について、河川流水及び敷地の占用許可の特例措置を講じるとともに手続きの迅速化を図る。また、許可対象者をNPO法人等にも拡大する。	霞ヶ浦及び霞ヶ浦の河川敷地において、水質浄化技術開発研究に係る実証実験装置の実験を行うことにより、水質浄化技術の研究開発と環境関連産業の創出・振興を図る。 また、霞ヶ浦河川敷地において、NPO、住民団体等が主体となってフラワーコリドール事業を実施し、水辺景観づくりを進める。
茨城県	茨城県	霞ヶ浦レイクツーリズム推進プロジェクト	霞ヶ浦や霞ヶ浦に育まれた自然、歴史、文化などの地域資源等と、圏央道等の広域交通ネットワークの整備効果を積極的に活かし、環境と共生する新たな地域文化を創造・発信するレイクツーリズムを核とした、首都圏におけるレクリエーションゾーンの形成を図る。	公共下水道の末端管路に対する補助対象要件の緩和	霞ヶ浦流域の公共下水道管路への補助対象要件を緩和(下水排除量要件の緩和)し、上流末端管路の補助対象範囲を拡大する。	市整備の公共下水道末端管路の補助対象範囲を拡大し、下水道の早期整備を図り、生活排水対策のスピードアップと霞ヶ浦の水質浄化を一層推進する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
茨城県	茨城県	霞ヶ浦レイクツーリズム推進プロジェクト	霞ヶ浦や霞ヶ浦に育まれた自然、歴史、文化などの地域資源等と、圏央道等の広域交通ネットワークの整備効果を積極的に活かし、環境と共生する新たな地域文化を創造・発信するレイクツーリズムを核とした、首都圏におけるレクリエーションゾーンの形成を図る。	下水道事業債の借換対象要件の緩和	公営企業借換債の対象要件である既往起債の利率要件を引き下げる。	下水道高資本費対策借換債の対象要件(利率年7.0%以上)を大幅に緩和することにより、低金利時代の実態に応じた借換を行うことにより、住民の経済的負担の軽減と公営企業としての経営の健全化を図り、霞ヶ浦の水質浄化を一層推進する。
茨城県	茨城県	霞ヶ浦レイクツーリズム推進プロジェクト	霞ヶ浦や霞ヶ浦に育まれた自然、歴史、文化などの地域資源等と、圏央道等の広域交通ネットワークの整備効果を積極的に活かし、環境と共生する新たな地域文化を創造・発信するレイクツーリズムを核とした、首都圏におけるレクリエーションゾーンの形成を図る。	交流情報発信拠点の整備	道の駅等の制度を活用した地域振興拠点施設の整備への支援	圏央道江戸崎IC(仮称)周辺地区等において、地域の特産品販売や加工体験、総合的な観光PR等の機能をもつ広域的な交流情報発信拠点の整備を図る。
茨城県	茨城県	霞ヶ浦レイクツーリズム推進プロジェクト	霞ヶ浦や霞ヶ浦に育まれた自然、歴史、文化などの地域資源等と、圏央道等の広域交通ネットワークの整備効果を積極的に活かし、環境と共生する新たな地域文化を創造・発信するレイクツーリズムを核とした、首都圏におけるレクリエーションゾーンの形成を図る。	第三セクター設立のための出資金に対する地域再生事業債の適用	市町村が、道の駅の地域振興施設を設置・運営する第三セクターを設立するための出資金について、地域再生事業債の適用を可能にする。	圏央道江戸崎IC(仮称)周辺地区等において、第三セクターによる地域振興施設の設置・運営を容易にする。
茨城県	茨城県	霞ヶ浦レイクツーリズム推進プロジェクト	霞ヶ浦や霞ヶ浦に育まれた自然、歴史、文化などの地域資源等と、圏央道等の広域交通ネットワークの整備効果を積極的に活かし、環境と共生する新たな地域文化を創造・発信するレイクツーリズムを核とした、首都圏におけるレクリエーションゾーンの形成を図る。	共生林整備事業に係る面積要件の緩和	林野庁所管の『共生林整備事業』中、「絆の森整備事業」における造林事業の採択(面積)要件を緩和する(5ha 0.5ha)。	身近な平地林の保全・再生を図るとともに、地域のNPO等の環境教育や健康づくり等、平地林の多様な利用に対応した保全・整備を行う。
茨城県	茨城県	霞ヶ浦レイクツーリズム推進プロジェクト	霞ヶ浦や霞ヶ浦に育まれた自然、歴史、文化などの地域資源等と、圏央道等の広域交通ネットワークの整備効果を積極的に活かし、環境と共生する新たな地域文化を創造・発信するレイクツーリズムを核とした、首都圏におけるレクリエーションゾーンの形成を図る。	観光協会やNPO等に対する旅客自動車運送事業許可要件の緩和	市町村観光協会や地元の旅館業組合、NPO法人等が、自家用車を用い、域内での資源間の輸送を有償で行う場合において、一定の条件のもと、一般旅客自動車運送事業の特例許可を与える。	市町村観光協会や地元の旅館業組合、NPO法人等が、営利を目的とせず有償で旅行者のバス輸送を行い、広域的な地域資源間等の移動の利便性向上を図る。
茨城県	茨城県	霞ヶ浦レイクツーリズム推進プロジェクト	霞ヶ浦や霞ヶ浦に育まれた自然、歴史、文化などの地域資源等と、圏央道等の広域交通ネットワークの整備効果を積極的に活かし、環境と共生する新たな地域文化を創造・発信するレイクツーリズムを核とした、首都圏におけるレクリエーションゾーンの形成を図る。	観光協会やNPO等に対する旅行業登録要件の緩和	観光協会、JA、漁協、NPO法人等が旅行業を営む場合の登録要件の緩和措置を講ずる。 旅行業務取扱主任者の配置免除(財)都市農山漁村交流活性化機構が実施する、グリーンツーリズムの認定資格を有するものを配置することをもって代用登録要件に関する財産的基礎要件の軽減 営業保証金の供託免除	地域のNPO等が自然や歴史遺産等の地域資源を紹介するため、自ら旅行者として、地域資源や交流プログラムを活かした主催旅行を、営利を目的とせず実施する。(客は実費負担)

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
茨城県	茨城県	鬼怒・小貝 花と水の交流圏形成プロジェクト	鬼怒川・小貝川の沿岸地域について、恵まれた地理的条件やつくばエクスプレスの整備効果を活かし、水と緑に育まれた豊かな自然環境や歴史・文化など豊富な地域資源を活用した市町村間のネットワーク強化など広域的な地域間連携により、自然の魅力あふれる首都圏の新たな広域交流圏の形成を図る。	河川等を活用した自然環境ネットワークの整備に係る各種施策の連携・統合	<p>各省庁で実施する河川・森林等を活用した環境教育や自然体験活動、交流事業に資する各種補助事業(環境整備,施設整備)について、市町村等が策定する総合的な整備計画に基づく一括採択を可能にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺の楽校プロジェクト,河川環境整備事業(国交省)</li> <li>・都市地方連携推進事業(国交省)</li> <li>・ふるさと自然ネットワーク整備事業(環境省)</li> <li>・森林空間総合整備事業(林野庁)</li> </ul>	<p>本地域の持つ、河川や森林などの豊かな自然環境を活用した環境教育や体験交流活動に親しめる良好な自然空間の形成を図るとともに、地域内外の人々の交流の場を創出する。</p>
茨城県	茨城県	鬼怒・小貝 花と水の交流圏形成プロジェクト	鬼怒川・小貝川の沿岸地域について、恵まれた地理的条件やつくばエクスプレスの整備効果を活かし、水と緑に育まれた豊かな自然環境や歴史・文化など豊富な地域資源を活用した市町村間のネットワーク強化など広域的な地域間連携により、自然の魅力あふれる首都圏の新たな広域交流圏の形成を図る。	河川を活用した交流事業やフィルムコミッション推進のための支援措置	<p>河川を利用した交流事業の展開や交流環境の整備を円滑に行えるよう各種の支援措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川敷地の一時占用許可の市町村長への権限委譲</li> <li>・河川敷地占用許可のNPO法人や住民団体への適用範囲拡大</li> <li>・河川構造物(床止め)の撤去と新たな工法の開発</li> </ul>	<p>映画・テレビ番組の撮影や各種イベントの開催に関する手続きの簡素化・迅速化を進めるとともに、NPO法人などによる河川敷地でのフラワーベルトの整備や河川を活かした自然環境教育,健康づくりなどの交流事業を促進する。また、床止めなどの河川工作物に代わる新たな工法の開発を推進することにより、広域的な地域での舟運の復活や広域的なボート大会の開催など、交流環境の整備を促進する。</p>
茨城県	茨城県	鬼怒・小貝 花と水の交流圏形成プロジェクト	鬼怒川・小貝川の沿岸地域について、恵まれた地理的条件やつくばエクスプレスの整備効果を活かし、水と緑に育まれた豊かな自然環境や歴史・文化など豊富な地域資源を活用した市町村間のネットワーク強化など広域的な地域間連携により、自然の魅力あふれる首都圏の新たな広域交流圏の形成を図る。	NPO法人等による体験・交流活動を支援するコミュニティ・ファンドの形成促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人等による河川等を活用した環境学習や自然体験学習活動を支援するために地方公共団体が行うコミュニティ・ファンドの形成について、(財)河川環境管理財団の河川整備基金を活用した出資を可能にする。</li> <li>・上記ファンドに対する民間(企業及び個人)からの出資について、地方公共団体に対する寄付金同様、全額損金算入(個人の場合は所得控除)可能とする税法上の緩和措置を講ずる。</li> </ul>	<p>コミュニティ・ファンドを形成し財政基盤の脆弱なNPO法人などに対して出融資を行うことにより、官民協働の河川を活用した環境学習や自然体験活動の活発化を図る。</p>
茨城県	茨城県	鬼怒・小貝 花と水の交流圏形成プロジェクト	鬼怒川・小貝川の沿岸地域について、恵まれた地理的条件やつくばエクスプレスの整備効果を活かし、水と緑に育まれた豊かな自然環境や歴史・文化など豊富な地域資源を活用した市町村間のネットワーク強化など広域的な地域間連携により、自然の魅力あふれる首都圏の新たな広域交流圏の形成を図る。	NPO法人の所得の損金算入枠の拡大	<p>認定NPO法人の収益事業に課される法人税について、みなし寄付金の損金算入枠を社会福祉法人の学校法人等と同等の扱いとする緩和措置を講ずる。</p> <p>所得金額の20%の範囲内 50%</p>	<p>NPO法人の運営の安定化を図り、河川を活用した環境学習や自然体験活動の活発化を図る。</p>
茨城県	茨城県	鬼怒・小貝 花と水の交流圏形成プロジェクト	鬼怒川・小貝川の沿岸地域について、恵まれた地理的条件やつくばエクスプレスの整備効果を活かし、水と緑に育まれた豊かな自然環境や歴史・文化など豊富な地域資源を活用した市町村間のネットワーク強化など広域的な地域間連携により、自然の魅力あふれる首都圏の新たな広域交流圏の形成を図る。	広域ウォーキングトレイル整備に係る各種施策の統合	<p>各省庁で実施する歩道等の整備に関する各種補助事業について、市町村等が策定する総合的な整備計画に基づく一括採択を可能にする。</p>	<p>市街地や自然環境,田園地区,歴史地区などを結ぶ広域的なウォーキングトレイルの整備&lt;新設,拡幅,段差解消,電線地中化,古道の再生等&gt;や休憩施設,案内標識などを整備することによりウォーキングを活用した交流人口の拡大を図る。</p>
茨城県	茨城県	鬼怒・小貝 花と水の交流圏形成プロジェクト	鬼怒川・小貝川の沿岸地域について、恵まれた地理的条件やつくばエクスプレスの整備効果を活かし、水と緑に育まれた豊かな自然環境や歴史・文化など豊富な地域資源を活用した市町村間のネットワーク強化など広域的な地域間連携により、自然の魅力あふれる首都圏の新たな広域交流圏の形成を図る。	平地林の保全活用による交流事業展開のための支援措置	<p>林野庁所管の「共生林整備事業(絆の森整備事業)」の事業規模の要件緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5ha以上 0.5ha以上</li> </ul>	<p>身近な平地林の保全・再生を図るとともに、地域のNPO等の環境教育や健康づくり等平地林の多様な利用に対応した保全・整備を行う。</p>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
茨城県	茨城県	鬼怒・小貝 花と水の交流圏形成プロジェクト	鬼怒川・小貝川の沿岸地域について、恵まれた地理的条件やつくばエクスプレスの整備効果を活かし、水と緑に育まれた豊かな自然環境や歴史・文化など豊富な地域資源を活用した市町村間のネットワーク強化など広域的な地域間連携により、自然の魅力あふれる首都圏の新たな広域交流圏の形成を図る。	都市計画関連施策の集中・連携によるクロスポイントの都市機能強化	広域的な地域における鉄道のクロスポイントである中心的な都市<取手市、守谷市、下館市>について、商業、業務、文化、居住など複合的な都市機能の集積を図るため、各省庁で展開している都市計画関連施策を集中的に実施するとともに、以下の措置を講ずる。 ・地方債充当率のかさ上げ(55% 90%) ・地方債償還期間の延長(現行20年以内) ・公営企業借換債の対象枠拡大 (すべての公営企業分野への拡大)	鉄道のクロスポイントである取手市・守谷市・下館市において実施する「取手駅北土地区画整理事業」、「守谷駅周辺一体型土地区画整理事業」及び「下館市シビックコア地区整備事業」、「下館駅周辺南北一体化事業」などの整備推進を図る。併せて、駐車場などの公営施設の安定した運営を図る。
茨城県	茨城県	鬼怒・小貝 花と水の交流圏形成プロジェクト	鬼怒川・小貝川の沿岸地域について、恵まれた地理的条件やつくばエクスプレスの整備効果を活かし、水と緑に育まれた豊かな自然環境や歴史・文化など豊富な地域資源を活用した市町村間のネットワーク強化など広域的な地域間連携により、自然の魅力あふれる首都圏の新たな広域交流圏の形成を図る。	来訪者の利便性の向上に資するバス路線に係る補助要件の改廃	・バス運行対策費補助制度に関する要件緩和 ・鉄道駅と交流拠点等を結ぶバス路線を補助対象に追加するとともに、都道府県の交付額以内とする要件を撤廃	バス事業者による駅と交流拠点・地域資源を結ぶバス路線の整備を促進し、鉄道を利用する来訪者の利便性の向上と交流人口の拡大を図る。
茨城県	茨城県	鬼怒・小貝 花と水の交流圏形成プロジェクト	鬼怒川・小貝川の沿岸地域について、恵まれた地理的条件やつくばエクスプレスの整備効果を活かし、水と緑に育まれた豊かな自然環境や歴史・文化など豊富な地域資源を活用した市町村間のネットワーク強化など広域的な地域間連携により、自然の魅力あふれる首都圏の新たな広域交流圏の形成を図る。	市町村の運営するコミュニティバスの事業計画の変更に係る規制の緩和	市町村が委託等により運行するコミュニティバスについて、事業計画の変更を事後届出制にするなど規制の緩和を図る。	交流人口の拡大などを図るため、利用者のニーズに応じて柔軟に運行経路を設定する。
茨城県	茨城県	鬼怒・小貝 花と水の交流圏形成プロジェクト	鬼怒川・小貝川の沿岸地域について、恵まれた地理的条件やつくばエクスプレスの整備効果を活かし、水と緑に育まれた豊かな自然環境や歴史・文化など豊富な地域資源を活用した市町村間のネットワーク強化など広域的な地域間連携により、自然の魅力あふれる首都圏の新たな広域交流圏の形成を図る。	地方鉄道事業者の施設設備近代化のための補助制度の対象範囲の拡充	鉄道軌道近代化設備整備費補助制度に関する要件緩和 <補助対象路線の要件緩和> ・経常損失を生じている路線の要件撤廃 <国庫補助金交付額の要件緩和> ・地方公共団体の補助額同額の要件を撤廃 ・補助金額の下限1000万円の要件撤廃	鉄軌道近代化設備費補助について、きめ細かい近代化設備投資への補助制度を実現することにより、地方鉄道事業者の施設・設備の近代化を促進する。
茨城県	茨城県	鬼怒・小貝 花と水の交流圏形成プロジェクト	鬼怒川・小貝川の沿岸地域について、恵まれた地理的条件やつくばエクスプレスの整備効果を活かし、水と緑に育まれた豊かな自然環境や歴史・文化など豊富な地域資源を活用した市町村間のネットワーク強化など広域的な地域間連携により、自然の魅力あふれる首都圏の新たな広域交流圏の形成を図る。	芸術文化活動のための施設改修に対する起債対象範囲の拡大	空き校舎や公民館等公共施設の転用や空き店舗など民間の遊休スペースの活用により、地域の滞在型芸術文化活動を推進するため、当該施設の改修等に要する経費について地方債の対象とする。	国内外の芸術家に対し、公共施設や所有者との貸借契約に基づき工場跡・空き店舗・古民家などの民間遊休スペースを創作スタジオとして改造・貸与し、芸術家の創作活動やアウトリーチ活動を支援する。
茨城県	茨城県	鬼怒・小貝 花と水の交流圏形成プロジェクト	鬼怒川・小貝川の沿岸地域について、恵まれた地理的条件やつくばエクスプレスの整備効果を活かし、水と緑に育まれた豊かな自然環境や歴史・文化など豊富な地域資源を活用した市町村間のネットワーク強化など広域的な地域間連携により、自然の魅力あふれる首都圏の新たな広域交流圏の形成を図る。	外国人芸術家に対する公営住宅の目的外使用承認の簡素化	「文化活動」の在留資格を持ち、公的機関が身元引受人となって在留する外国人芸術家について、公営住宅の本来の目的を阻害しない範囲で目的外使用を認めるとともに、国土交通大臣への事後報告制度の導入など手続きの簡素化を図る。	公営住宅の本来の目的を阻害しない範囲で外国人芸術家に住居として貸与し、滞在型創作活動を支援する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
茨城県	茨城県	鬼怒・小貝 花と水の交流圏形成プロジェクト	鬼怒川・小貝川の沿岸地域について、恵まれた地理的条件やつくばエクスプレスの整備効果を活かし、水と緑に育まれた豊かな自然環境や歴史・文化など豊富な地域資源を活用した市町村間のネットワーク強化など広域的な地域間連携により、自然の魅力あふれる首都圏の新たな広域交流圏の形成を図る。	学芸員資格取得に必要な博物館実習の対象施設の範囲拡大	学芸員資格取得に必要な博物館実習の対象施設について、学芸員を配置した地域の芸術活動における実習も対象とする。	学芸員を志す県内の美術系大学生に対し多様な実習の機会を提供し、人材育成を図る。
茨城県	茨城県	常総線沿線/広域交流圏再生事業	鬼怒川・小貝川の沿岸地域について、恵まれた地理的条件やつくばエクスプレスの整備効果を活かし、水と緑に育まれた豊かな自然環境や歴史・文化など豊富な地域資源を活用した市町村間のネットワーク強化など広域的な地域間連携により、自然の魅力あふれる首都圏の新たな広域交流圏の形成を図る。	NPO法人や住民団体等に対する旅行業法の緩和	NPO法人や住民団体などが旅行業を営む場合の登録要件の緩和措置を講ずる。 旅行業務取扱主任者の配置免除 (財)都市農山漁村交流活性化機構が実施するグリーン・ツーリズムの認定資格を有する者を配置 登録要件に関する財産的基礎要件の軽減 営業保証金の供託免除	自然や歴史、芸術などの地域資源を活用した本域内に限定した主催旅行を実施する。
茨城県	茨城県	カシマスポーツ交流空間創造プロジェクト	対象地域は、自然環境、地理的条件に恵まれ、サッカー、トライアスロン、サーフィン、テニスなど非常に多くの大会が開催されるなどスポーツが盛んであり、また、更に需要が見込める地域である。 特に、Jリーグ鹿島アントラーズのホームタウンとしてサッカーの盛んな地域であり、一部ではこれを生かして、サッカーを中心としたスポーツ合宿に取り組み、多くの経済効果をもたらしている。 このような地域の特徴を生かして、域内全体で官民が一体となって誘客等のマネジメント組織を整備しながら、拠点となる新たなスポーツ施設の整備、民間による施設の拡充などのスポーツ交流活動の取り組み促進、これらを整備するための土地利用の活性化を図り、交流人口を拡大し、観光産業の活性化による地域雇用を増大する。	地方公共団体が行うスポーツ施設整備に対する支援	スポーツ施設(健康増進施設などの関連施設を含む)整備及び関連道路整備等を地域再生関連起債対象に加えること。	域外者の利用を主目的とした地方公共団体による新たなスポーツ施設整備を行う。
茨城県	茨城県	カシマスポーツ交流空間創造プロジェクト	対象地域は、自然環境、地理的条件に恵まれ、サッカー、トライアスロン、サーフィン、テニスなど非常に多くの大会が開催されるなどスポーツが盛んであり、また、更に需要が見込める地域である。 特に、Jリーグ鹿島アントラーズのホームタウンとしてサッカーの盛んな地域であり、一部ではこれを生かして、サッカーを中心としたスポーツ合宿に取り組み、多くの経済効果をもたらしている。 このような地域の特徴を生かして、域内全体で官民が一体となって誘客等のマネジメント組織を整備しながら、拠点となる新たなスポーツ施設の整備、民間による施設の拡充などのスポーツ交流活動の取り組み促進、これらを整備するための土地利用の活性化を図り、交流人口を拡大し、観光産業の活性化による地域雇用を増大する。	官民一体となったマネジメント体制への支援	・スポーツ合宿客の誘客等を推進するために官民一体のマネジメント体制を構築し、運営主体に対する運営費補助等の経費について地方交付税に算入する。 ・新たに構築するマネジメント運営主体へ、スポーツ合宿客の誘客等の活動に関する助言、指導を行うアドバイザーの派遣を行うことができるとする要件の緩和を行うこと。	地元市町、旅館・民泊業組合、観光協会、商工会、スポーツ関係団体などが一体となった受入・PR体制を構築し、スポーツイベントの企画実施、誘客活動、その他の付加価値サービスの提供を行う。
茨城県	茨城県	カシマスポーツ交流空間創造プロジェクト	対象地域は、自然環境、地理的条件に恵まれ、サッカー、トライアスロン、サーフィン、テニスなど非常に多くの大会が開催されるなどスポーツが盛んであり、また、更に需要が見込める地域である。 特に、Jリーグ鹿島アントラーズのホームタウンとしてサッカーの盛んな地域であり、一部ではこれを生かして、サッカーを中心としたスポーツ合宿に取り組み、多くの経済効果をもたらしている。 このような地域の特徴を生かして、域内全体で官民が一体となって誘客等のマネジメント組織を整備しながら、拠点となる新たなスポーツ施設の整備、民間による施設の拡充などのスポーツ交流活動の取り組み促進、これらを整備するための土地利用の活性化を図り、交流人口を拡大し、観光産業の活性化による地域雇用を増大する。	交流ネットワークの形成に対する支援	・ITを活用した情報ネットワーク形成のための支援施策の連携・集中 ・拠点整備に併せ、域内外の拠点を結ぶ交通ネットワーク形成のための道路関連施策の集中	観光・スポーツ交流の宿泊・交通手段などの情報を一元化し、インターネット、案内所の端末を通して情報発信、宿泊、スポーツ体験など各種予約を受けするなど、ITを活用した情報交流のネットワークを図る。 また、域内外の拠点間の交通体系を整備することにより、域内への流入客の増加、域内の周遊機会の拡大を図る。
茨城県	茨城県	カシマスポーツ交流空間創造プロジェクト	対象地域は、自然環境、地理的条件に恵まれ、サッカー、トライアスロン、サーフィン、テニスなど非常に多くの大会が開催されるなどスポーツが盛んであり、また、更に需要が見込める地域である。 特に、Jリーグ鹿島アントラーズのホームタウンとしてサッカーの盛んな地域であり、一部ではこれを生かして、サッカーを中心としたスポーツ合宿に取り組み、多くの経済効果をもたらしている。 このような地域の特徴を生かして、域内全体で官民が一体となって誘客等のマネジメント組織を整備しながら、拠点となる新たなスポーツ施設の整備、民間による施設の拡充などのスポーツ交流活動の取り組み促進、これらを整備するための土地利用の活性化を図り、交流人口を拡大し、観光産業の活性化による地域雇用を増大する。	民間が行うスポーツ交流活動に対する支援	・マリナー整備の補助制度については、現在、県及び市町村が行う場合のみを対象としているが、補助対象を民間が実施する場合にも拡大する。 また、民間が実施する場合の国の補助率を2分の1に高上げる。(市町村が実施する場合、現行3分の1) ・地方公共団体が行う民間への助成に要する経費について地方交付税に算入する。	常陸利根川にマリナー(係留施設)を整備し、不法係留の解消並びに河川の利活用の推進を図る。 また、誘客を図るために、 ・民間が整備するスポーツ施設整備費の補助を行う。 ・民間が借り入れた資金への利子補給補助を行う。 ・民間が共同で実施するPR費用等の助成を行う。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
茨城県	茨城県	カシマスポーツ交流空間創造プロジェクト	対象地域は、自然環境、地理的条件に恵まれ、サッカー、トライアスロン、サーフィン、テニスなど非常に多くの大会が開催されるなどスポーツが盛んであり、また、更に需要が見込める地域である。 特に、Jリーグ鹿島アントラーズのホームタウンとしてサッカーの盛んな地域であり、一部ではこれを生かして、サッカーを中心としたスポーツ合宿に取り組み、多くの経済効果をもたらしている。 このような地域の特徴を生かして、域内全体で官民が一体となって誘客等のマネジメント組織を整備しながら、拠点となる新たなスポーツ施設の整備、民間による施設の拡充などのスポーツ交流活動の取り組み促進、これらを整備するための土地利用の活性化を図り、交流人口を拡大し、観光産業の活性化による地域雇用を増大する。	市街化調整区域における関連施設の開発支援	スポーツ施設に近接した地域におけるスポーツ交流事業に寄与すると認められる施設の整備については、地域経済の動向など地域状況を考慮のうえ市街化調整区域内であっても開発を許可するものを開発許可制度運用指針で明示する。	スポーツ施設に近接した地域において、施設利用客の利用に資する大規模な休憩サービス施設、土産品等の物販施設を設置する。
茨城県	茨城県	カシマスポーツ交流空間創造プロジェクト	対象地域は、自然環境、地理的条件に恵まれ、サッカー、トライアスロン、サーフィン、テニスなど非常に多くの大会が開催されるなどスポーツが盛んであり、また、更に需要が見込める地域である。 特に、Jリーグ鹿島アントラーズのホームタウンとしてサッカーの盛んな地域であり、一部ではこれを生かして、サッカーを中心としたスポーツ合宿に取り組み、多くの経済効果をもたらしている。 このような地域の特徴を生かして、域内全体で官民が一体となって誘客等のマネジメント組織を整備しながら、拠点となる新たなスポーツ施設の整備、民間による施設の拡充などのスポーツ交流活動の取り組み促進、これらを整備するための土地利用の活性化を図り、交流人口を拡大し、観光産業の活性化による地域雇用を増大する。	農用地区域設定基準の緩和	国営土地改良事業の受益地であっても、農用地区域に設定しないことを可能とする。 (国営土地改良事業の受益地は、農用地区域に設定することになっているが、当該受益地で予定されていた県営土地改良事業が中止(見直し)になった場合、受益地のうち国営土地改良事業の効果が発現しない区域については、地域の特性に即し農用地区域に設定しないことを可能とする。)	農用地区域を設定しないエリアについては、スポーツ交流事業を積極的に推進する。  (今後も農用地区域を設定するエリアについては、次項により土地改良事業の円滑な推進を図り、農業との調和の図られた地域再生を図る)
茨城県	茨城県	カシマスポーツ交流空間創造プロジェクト	対象地域は、自然環境、地理的条件に恵まれ、サッカー、トライアスロン、サーフィン、テニスなど非常に多くの大会が開催されるなどスポーツが盛んであり、また、更に需要が見込める地域である。 特に、Jリーグ鹿島アントラーズのホームタウンとしてサッカーの盛んな地域であり、一部ではこれを生かして、サッカーを中心としたスポーツ合宿に取り組み、多くの経済効果をもたらしている。 このような地域の特徴を生かして、域内全体で官民が一体となって誘客等のマネジメント組織を整備しながら、拠点となる新たなスポーツ施設の整備、民間による施設の拡充などのスポーツ交流活動の取り組み促進、これらを整備するための土地利用の活性化を図り、交流人口を拡大し、観光産業の活性化による地域雇用を増大する。	都市と農山漁村の共生及び対流の促進	・土地改良事業における創設非農用地の換地取得者の範囲を拡大する。(現行：営利を目的としない法人に限定) ・また、現在、土地改良事業における非農用地の同意取得率は100%の要件としているが、有資格者(農用地の所有者等)の場合と同様の3分の2以上に緩和する。	土地改良事業により創設した都市との共生・対流の促進に資する施設等の用地については、民間事業者による直接取得を可能とする。  また、土地改良事業の事業実施、土地集積が促進され、スポーツ用地の確保も容易となる。
茨城県	茨城県	『鹿島経済特区』推進プロジェクト構想(=コンビナート地域再生プロジェクト)	【提案概要】 地域再生構想の指針の柱である 地方への権限移譲や 縦割り行政の効率化一本化(保安四法)を進めることにより、迅速かつ地域の実情に応じた適正な処理を図る。 また、国際基準の導入(維持基準API)やプラント検査の適切な延長措置(高圧ガス開放検査周期)により、飛躍的な生産性を図るなど、我が国の産業の発展や国際競争力強化に貢献する行政システムの構築を先駆的に進める。 また、次世代エネルギー(水素燃料、DME等)や最先端のエレクトロニクスに直結するファインケミカル産業等の中核拠点となるための各種補助金の重点配分を進める。それらに加え、国内有数の産業拠点となりうるための各種産業インフラ基盤の充実(インフラコストの低減等)を進める。	保安四法の地方への権限移譲(石炭法) - レイアウト新設・変更許認可権	レイアウトの新設・変更届出に係る許認可権について、市町村(消防本部)にその権限を委譲する。	事業所レイアウトは、当該地域の周辺環境、事業所毎の取扱物質・取扱量に伴う危険性、また地域防災計画を勘案して最善かつ合理的に判断されるべきもので、その届出(審査)先を地域特性を最も把握している市町村(消防本部)に権限委譲することにより、適切かつ迅速な処理とファインケミカルなど生産までの時間の長短が事業の成否を分ける先端産業の立地促進を図る。
茨城県	茨城県	『鹿島経済特区』推進プロジェクト構想(=コンビナート地域再生プロジェクト)	【提案概要】 地域再生構想の指針の柱である 地方への権限移譲や 縦割り行政の効率化一本化(保安四法)を進めることにより、迅速かつ地域の実情に応じた適正な処理を図る。 また、国際基準の導入(維持基準API)やプラント検査の適切な延長措置(高圧ガス開放検査周期)により、飛躍的な生産性を図るなど、我が国の産業の発展や国際競争力強化に貢献する行政システムの構築を先駆的に進める。 また、次世代エネルギー(水素燃料、DME等)や最先端のエレクトロニクスに直結するファインケミカル産業等の中核拠点となるための各種補助金の重点配分を進める。それらに加え、国内有数の産業拠点となりうるための各種産業インフラ基盤の充実(インフラコストの低減等)を進める。	保安四法の地方への権限移譲(高圧ガス保安法) - 貯槽以外の高圧ガス設備開放検査期間変更許認可権	貯槽以外の高圧ガス設備の開放検査期間変更に係る許認可権について、安全性検証を行える審査体制を有する県にその権限を委譲する。	「鹿島経済特区」(構造改革特区)において、既に、貯槽以外の高圧ガス設備開放検査期間変更に関し、県が独自に有する審査体制(保安等専門委員会)での安全性検証を条件に、2件の延長が認められたが、今後、かなりの数の特区申請が見込まれることから、上記体制を有する県への権限委譲の対象拡大を図る。
茨城県	茨城県	『鹿島経済特区』推進プロジェクト構想(=コンビナート地域再生プロジェクト)	【提案概要】 地域再生構想の指針の柱である 地方への権限移譲や 縦割り行政の効率化一本化(保安四法)を進めることにより、迅速かつ地域の実情に応じた適正な処理を図る。 また、国際基準の導入(維持基準API)やプラント検査の適切な延長措置(高圧ガス開放検査周期)により、飛躍的な生産性を図るなど、我が国の産業の発展や国際競争力強化に貢献する行政システムの構築を先駆的に進める。 また、次世代エネルギー(水素燃料、DME等)や最先端のエレクトロニクスに直結するファインケミカル産業等の中核拠点となるための各種補助金の重点配分を進める。それらに加え、国内有数の産業拠点となりうるための各種産業インフラ基盤の充実(インフラコストの低減等)を進める。	保安四法の地方への権限移譲(労働安全衛生法) ボイラー・圧力容器に係る許認可権	厚生労働省(労働基準監督署)が所管するボイラー・圧力容器の新設・変更に係る許認可権等についての県との連携、一元化を推進する。	高圧ガスと圧力容器の2つの取扱いとなる(圧力容器が労働基準監督署所管、高圧ガス部分が県(一部は国)所管)プラントが見られる。事務の効率化一元化の観点から、連携強化を図るとともに、将来的には一元化(権限移譲)を進める。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
茨城県	茨城県	『鹿島経済特区』推進プロジェクト構想(=コンビナート地域再生プロジェクト)	<p>【提案概要】</p> <p>地域再生構想の指針の柱である 地方への権限移譲や 縦割り行政の効率化一本化〔保安四法〕を進めることにより、迅速かつ地域の実情に応じた適正な処理を図る。</p> <p>また、国際基準の導入〔維持基準API〕やプラント検査の適切な延長措置〔高圧ガス開放検査周期〕により、飛躍的な生産性を図るなど、我が国の産業の発展や国際競争力強化に貢献する行政システムの構築を先駆的に進める。</p> <p>また、次世代エネルギー(水素燃料、DME等)や最先端のエレクトロニクスに直結するファインケミカル産業等の中核拠点となるための各種補助金の重点配分を進める。</p> <p>それらに加え、国内有数の産業拠点となりうるための各種産業インフラ基盤の充実(インフラコストの低減等)を進める。</p>	県独自のプラント維持基準導入に係る新例示基準方式の採用	高圧ガス設備の維持基準についての例示基準の導入)する際に、現行の一律施行でなく、特区制度の枠組みを活用し、事業者や使用可能範囲を限定する例示基準の採用による県独自のモデル事業を展開する。	「鹿島経済特区」では、構造改革特区認定で安全性を検証できる体制(保安等検討委員会)を有し、プラントの維持基準にかかる専門家が委員となっている。委員会で、安全性が充分確保できる範囲内を検証した上で、一定水準以上の能力・体制を有する事業者並びに地区を限定した例示基準の運用を図り、特区内での先駆的なモデル事業を展開する。
茨城県	茨城県	『鹿島経済特区』推進プロジェクト構想(=コンビナート地域再生プロジェクト)	<p>【提案概要】</p> <p>地域再生構想の指針の柱である 地方への権限移譲や 縦割り行政の効率化一本化〔保安四法〕を進めることにより、迅速かつ地域の実情に応じた適正な処理を図る。</p> <p>また、国際基準の導入〔維持基準API〕やプラント検査の適切な延長措置〔高圧ガス開放検査周期〕により、飛躍的な生産性を図るなど、我が国の産業の発展や国際競争力強化に貢献する行政システムの構築を先駆的に進める。</p> <p>また、次世代エネルギー(水素燃料、DME等)や最先端のエレクトロニクスに直結するファインケミカル産業等の中核拠点となるための各種補助金の重点配分を進める。</p> <p>それらに加え、国内有数の産業拠点となりうるための各種産業インフラ基盤の充実(インフラコストの低減等)を進める。</p>	コンビナートの高度産業間連携推進にかかる各種補助施策の重点配分	<p>新エネルギー・産業技術総合開発機構〔NEDO〕が取り進める産業間連携(技術開発)の重点的配分。</p> <p>経済産業省資源エネルギー庁が取り進めるコンビナートルネサンス事業活用によるコンビナート工区間を連絡配管帯(トンネル)整備の重点的配分。</p> <p>新エネルギー・産業技術総合開発機構〔NEDO〕が取り進めるコンビナート省エネ事業(熱エネルギーの相互有効活用)の重点的配分</p>	従来の枠にとらわれないコンビナート全体での高度産業間連携(鉄鋼+石油化学・精製+エネルギー+一般)を進め、資源(相互の副生成物や熱エネルギー等)の最大有効活用〔=高度有機的結合〕を図ることにより、次世代型コンビナート(=スーパーインテグコンビナート)を構築し、世界トップレベルのコスト競争力のある複合産業集積群の形成を進める。
茨城県	茨城県	『鹿島経済特区』推進プロジェクト構想(=コンビナート地域再生プロジェクト)	<p>【提案概要】</p> <p>地域再生構想の指針の柱である 地方への権限移譲や 縦割り行政の効率化一本化〔保安四法〕を進めることにより、迅速かつ地域の実情に応じた適正な処理を図る。</p> <p>また、国際基準の導入〔維持基準API〕やプラント検査の適切な延長措置〔高圧ガス開放検査周期〕により、飛躍的な生産性を図るなど、我が国の産業の発展や国際競争力強化に貢献する行政システムの構築を先駆的に進める。</p> <p>また、次世代エネルギー(水素燃料、DME等)や最先端のエレクトロニクスに直結するファインケミカル産業等の中核拠点となるための各種補助金の重点配分を進める。</p> <p>それらに加え、国内有数の産業拠点となりうるための各種産業インフラ基盤の充実(インフラコストの低減等)を進める。</p>	コンビナート内における副産品への石油税等の非課税化	コンビナート内の製造過程で発生する副産品について、コンビナート内で原料(製品)として取引きされる場合、石油税及び揮発油税(還付制度の創設を含む)を非課税とする。	石油化学事業所で発生する留分を石油精製事業所でガソリン添加用として利活用される場合、石油税の対象となるほか、灯油をエチレン製造用として使用する場合、石油税の還付制度がないなど、コンビナート内での原料のやりとりにも一部の品目で、2重課税がされているため、相互の留分の有効利活用が促進されない状況にあることから、コンビナート内における副産品について、非課税とする。
茨城県	茨城県	『鹿島経済特区』推進プロジェクト構想(=コンビナート地域再生プロジェクト)	<p>【提案概要】</p> <p>地域再生構想の指針の柱である 地方への権限移譲や 縦割り行政の効率化一本化〔保安四法〕を進めることにより、迅速かつ地域の実情に応じた適正な処理を図る。</p> <p>また、国際基準の導入〔維持基準API〕やプラント検査の適切な延長措置〔高圧ガス開放検査周期〕により、飛躍的な生産性を図るなど、我が国の産業の発展や国際競争力強化に貢献する行政システムの構築を先駆的に進める。</p> <p>また、次世代エネルギー(水素燃料、DME等)や最先端のエレクトロニクスに直結するファインケミカル産業等の中核拠点となるための各種補助金の重点配分を進める。</p> <p>それらに加え、国内有数の産業拠点となりうるための各種産業インフラ基盤の充実(インフラコストの低減等)を進める。</p>	グリーン調達指定品目の輸出に係る越境審査の見直し	鉄鋼スラグなどグリーン調達指定品目については、環境省が所管する廃棄物の越境審査を見直し、免除又は簡易な届出に変更する。	グリーン調達品目に指定されている鉄鋼スラグも現状では、「FOB<0」の場合越境審査を受ける必要があり、1件審査で、かつ手続き期間に6ヶ月を要するなど、海外を含めた有効利用に支障をきたしている。再利用が可能と認知されている品目(=グリーン調達品目)については、活用実績も踏まえ、越境審査を免除、又は簡易な届出に変更し、コンビナート内の資源有効利活用を進める。
茨城県	茨城県	『鹿島経済特区』推進プロジェクト構想(=コンビナート地域再生プロジェクト)	<p>【提案概要】</p> <p>地域再生構想の指針の柱である 地方への権限移譲や 縦割り行政の効率化一本化〔保安四法〕を進めることにより、迅速かつ地域の実情に応じた適正な処理を図る。</p> <p>また、国際基準の導入〔維持基準API〕やプラント検査の適切な延長措置〔高圧ガス開放検査周期〕により、飛躍的な生産性を図るなど、我が国の産業の発展や国際競争力強化に貢献する行政システムの構築を先駆的に進める。</p> <p>また、次世代エネルギー(水素燃料、DME等)や最先端のエレクトロニクスに直結するファインケミカル産業等の中核拠点となるための各種補助金の重点配分を進める。</p> <p>それらに加え、国内有数の産業拠点となりうるための各種産業インフラ基盤の充実(インフラコストの低減等)を進める。</p>	地域活性化事業債の適用範囲拡大(産業インフラ)	総務省所管の「地域活性化事業債」の対象に、地方自治体が実施する産業インフラ基盤整備事業等を加える。〔対象拡大〕	地域経済の活性化の根幹を担う産業基盤整備(工区間の橋梁・連絡トンネル、港湾関連施設、共通緑地)等への地域活性化事業債の充当範囲を拡大することにより、産業拠点としてのメリット強化やポテンシャル向上を進め、新規企業の立地(=雇用創出)を促進させる。
茨城県	茨城県	『鹿島経済特区』推進プロジェクト構想(=コンビナート地域再生プロジェクト)	<p>【提案概要】</p> <p>地域再生構想の指針の柱である 地方への権限移譲や 縦割り行政の効率化一本化〔保安四法〕を進めることにより、迅速かつ地域の実情に応じた適正な処理を図る。</p> <p>また、国際基準の導入〔維持基準API〕やプラント検査の適切な延長措置〔高圧ガス開放検査周期〕により、飛躍的な生産性を図るなど、我が国の産業の発展や国際競争力強化に貢献する行政システムの構築を先駆的に進める。</p> <p>また、次世代エネルギー(水素燃料、DME等)や最先端のエレクトロニクスに直結するファインケミカル産業等の中核拠点となるための各種補助金の重点配分を進める。</p> <p>それらに加え、国内有数の産業拠点となりうるための各種産業インフラ基盤の充実(インフラコストの低減等)を進める。</p>	次世代エネルギー供給プラント(水素、DME等)に対する補助金の重点配分	次世代エネルギー(水素、DME)生産・供給の(実証)プラント等に対する経済産業省資源エネルギー庁にかかる新エネ関連補助金の重点的配分。	次世代エネルギーとしての期待される水素やDME等の生産・供給拠点としての基盤づくりに向け、各種(実証)生産プラントのモデル地区として各種事業を展開し、21世紀を担うエネルギー拠点の形成を促進する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
茨城県	茨城県	『鹿島経済特区』推進プロジェクト構想(=コンビナート地域再生プロジェクト)	【提案概要】 地域再生構想の指針の柱である 地方への権限移譲や 縦割り行政の効率化一本化〔保安四法〕を進めることにより、迅速かつ地域の実情に応じた適正な処理を図る。 また、国際基準の導入〔維持基準API〕やプラント検査の適切な延長措置〔高圧ガス開放検査周期〕により、飛躍的な生産性を図るなど、我が国の産業の発展や国際競争力強化に貢献する行政システムの構築を先駆的に進める。 また、次世代エネルギー(水素燃料、DME等)や最先端のエレクトロニクスに直結するファインケミカル産業等の中核拠点となるための各種補助金の重点配分を進める。 それらに加え、国内有数の産業拠点となりうるための各種産業インフラ基盤の充実(インフラコストの低減等)を進める。	つくばとの産官学連携による共同研究に対する補助金の重点配分	産官学連携による共同研究(鹿島コンビナート関連研究事業)への補助金の重点的配分。 経済産業省資源エネルギー庁(新エネルギー・産業技術総合開発機構〔NEDO〕) 日本学術会議	つくばとの連携により、最先端化学、医薬中間体、ナノテクノロジーなどの新規成長分野にかかる共同研究を積極的に展開し、研究開発と生産が一体となった21世紀を担える産業拠点の創出を図る。
茨城県	茨城県	『鹿島経済特区』推進プロジェクト構想(=コンビナート地域再生プロジェクト)	【提案概要】 地域再生構想の指針の柱である 地方への権限移譲や 縦割り行政の効率化一本化〔保安四法〕を進めることにより、迅速かつ地域の実情に応じた適正な処理を図る。 また、国際基準の導入〔維持基準API〕やプラント検査の適切な延長措置〔高圧ガス開放検査周期〕により、飛躍的な生産性を図るなど、我が国の産業の発展や国際競争力強化に貢献する行政システムの構築を先駆的に進める。 また、次世代エネルギー(水素燃料、DME等)や最先端のエレクトロニクスに直結するファインケミカル産業等の中核拠点となるための各種補助金の重点配分を進める。 それらに加え、国内有数の産業拠点となりうるための各種産業インフラ基盤の充実(インフラコストの低減等)を進める。	工業用水道に係る政府債借換制度の創設	工業用水道事業に係る高金利の政府債を現状に則した低金利の政府債に借り換えできる制度の創設。	政府債については、公庫債のような借換制度がないため、現状でも8%の金利の負債があり、工業用水のコスト高の要因となっている。このため、現状に則した金利への借換を推進することで、工業用水単価の低減を図る。
茨城県	茨城県	『鹿島経済特区』推進プロジェクト構想(=コンビナート地域再生プロジェクト)	【提案概要】 地域再生構想の指針の柱である 地方への権限移譲や 縦割り行政の効率化一本化〔保安四法〕を進めることにより、迅速かつ地域の実情に応じた適正な処理を図る。 また、国際基準の導入〔維持基準API〕やプラント検査の適切な延長措置〔高圧ガス開放検査周期〕により、飛躍的な生産性を図るなど、我が国の産業の発展や国際競争力強化に貢献する行政システムの構築を先駆的に進める。 また、次世代エネルギー(水素燃料、DME等)や最先端のエレクトロニクスに直結するファインケミカル産業等の中核拠点となるための各種補助金の重点配分を進める。 それらに加え、国内有数の産業拠点となりうるための各種産業インフラ基盤の充実(インフラコストの低減等)を進める。	産業活性化のための新たな減価償却制度等の導入	新規設置または増設されるすべての機器設備(プラント等)を対象として、加速度償却制度の導入(事業環境に応じたフレキシブルな償却期間の設定)、残存価額制度の廃止、を内容とする減価償却制度の導入	日進月歩の最先端プラント等は、稼働期間が短い現状に即して、海外先進国並の加速度償却制度の導入や残存価格制度の廃止を進めるなど、欧米並の事業環境を整備し、我が国における産業の国際競争力強化や高付加価値化に向けたプラント等の構造転換を推進する。
茨城県	茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	筑波研究学園都市は1963年の閣議了解以降、約40年に渡り営々と都市の建設整備及び研究活動等が進められ成熟期を迎えつつある。 これまで都市建設に際して大きな役割を担ってきた国の機関や公団等の独立行政法人化の動きや平成17年秋のつくばエクスプレス開通を契機に、これまで蓄積されてきた資源のリニューアルと合わせ新しいまちづくりを進めることにより、地域の活性化を図る。	つくば駅周辺における新しい顔づくり	・公務員宿舎の改廃の弾力的運用 公務員宿舎については、公務員宿舎の建替え等に関する基本的な取扱い(財務省)等に拘わらず地域の実情に合わせて弾力的に建替え等を行うとともに、空き室の多目的利用を認めること。 (参考) ・公務員宿舎の建替え等に関する財務省の基本的な取扱い 耐用年数:60年 建替え等の検討開始時期:築40年 ・減価償却資産の耐用年数に関する省令 鉄骨鉄筋コンクリート造りの住宅用建物の耐用年数 47年	・つくば駅前の国家公務員宿舎移転後の跡地は、業務施設の誘致や産官連携のための拠点施設整備を行う。 ・国家公務員宿舎の空き室については、ビジネスインキュベーターやオープンラボ等の創業支援施設として活用する。 ・国家公務員宿舎のTX沿線地区への建て替えを促進し、優れた研究環境を誇るモデル的な街区づくりを行う。
茨城県	茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	筑波研究学園都市は1963年の閣議了解以降、約40年に渡り営々と都市の建設整備及び研究活動等が進められ成熟期を迎えつつある。 これまで都市建設に際して大きな役割を担ってきた国の機関や公団等の独立行政法人化の動きや平成17年秋のつくばエクスプレス開通を契機に、これまで蓄積されてきた資源のリニューアルと合わせ新しいまちづくりを進めることにより、地域の活性化を図る。	地域交通アクセスの改善	・民間企業(企業、病院、ホテル等)が所有する遊休バス等の利活用による公共交通機能の充実 一般旅客自動車運送事業の免許要件の緩和、自家用自動車における有償運送の許可要件の緩和など ・自転車利用休憩施設の整備促進 市街地内と郊外部を結び自転車移動のネットワーク化を図るため、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法の規制緩和により、農道や隣接する農地に休憩施設や駐輪場等の整備を可能にするるとともに、公民館等既存施設の有効活用を図れるようにする。	・企業等が所有する自社バスや遊休バス(白ナンバー)を利活用し、民間主導で地方公共団体と有料バス事業を共同運営することにより、自社職員や訪問客等に加えて地域住民の移動手段として活用し、地域公共交通機関の拡充を図る。 ・郊外における農道やその隣接農地に、休憩施設やバス停隣接駐輪場等を整備する。 ・既存の施設(補助金等で整備した公民館や集会所等)の一部を休憩施設として活用する。
茨城県	茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	筑波研究学園都市は1963年の閣議了解以降、約40年に渡り営々と都市の建設整備及び研究活動等が進められ成熟期を迎えつつある。 これまで都市建設に際して大きな役割を担ってきた国の機関や公団等の独立行政法人化の動きや平成17年秋のつくばエクスプレス開通を契機に、これまで蓄積されてきた資源のリニューアルと合わせ新しいまちづくりを進めることにより、地域の活性化を図る。	科学技術体験まちづくりの推進	・つくばの魅力向上のための貴重な地域資源である研究機関等の展示施設の充実及び見学体制を整備するための予算措置の拡充。 ・スミソニアン博物館を範とした見学コース等の設定による見学者の誘致のための各都道府県(各独法)連携による支援体制づくり及びフィルムコミッションへの積極的な協力。	・各研究機関の研究成果や科学技術を普及啓発するため、各都道府県が連携して広報予算枠の拡充を図るとともに、各研究機関が連携して見学コースの設定などに関与し公開促進を図る。 ・つくば駅の自由通路部分にインフォメーション機能を設置し、研究機関の情報や観光情報を一元的に発信することにより、インフォメーション機能の充実を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
茨城県	茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	筑波研究学園都市は1963年の閣議了解以降、約40年に渡り々と都市の建設整備及び研究活動等が進められ成熟期を迎えつつある。これまで都市建設に際して大きな役割を担ってきた国の機関や公団等の独立行政法人化の動きや平成17年秋のつくばエクスプレス開通を契機に、これまで蓄積されてきた資源のリニューアルと合わせ新しいまちづくりを進めることにより、地域の活性化を図る。	TX光ファイバーケーブルの多面的活用	・TXの鉄道施設の一部(光ファイバー)を有効利用するための規制緩和 ・鉄道施設の一部を抵当財団から除外できるように鉄道抵当法を改正又は解釈変更 ・抵当権が設定されていても電気通信事業に利用できるよう、電気通信事業法の解釈変更	鉄道事業用光ファイバーの一部を、鉄道事業に支障のない範囲内で電気通信事業者に貸し出し、IT技術を駆使した情報化されたまちづくりに資する。
茨城県	茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	平成17年秋開業予定のつくばエクスプレス沿線地域の区画整理事業においては、つくばの持つ先進性と豊かな田園環境を融合した、新しい郊外型のライフスタイルを提案するまちづくりを進めていく。 この具体策として、新エネルギーを用いた環境共生住宅や緑地一体型の住宅、流域貯留浸透施設の導入等を展開していくとともに、郊外における新しい住まい方を総合的に提案する。 このように、先進的なまちづくりを進めることによってつくば地域全体における活性化を進めることを目標とする。	定期借地制度による市街化の促進	保留地において、定期借地制度を活用するための保留地取得資金貸付金制度の拡充 ・定期借地を目的とする保留地管理法人の設立要件の緩和 ・地方公共団体からの貸付限度額の拡大 ・償還期限の延長	大規模の事業用地においては土地を保有するのではなく、借地によることが一般的となっており、一般の住宅地においても、定期借地によるゆとりある住宅に対する需要が増加してきている。このため、保留地を活用してこのようなニーズに対応し、魅力あるまちづくりをすすめていく。
茨城県	茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	平成17年秋開業予定のつくばエクスプレス沿線地域の区画整理事業においては、つくばの持つ先進性と豊かな田園環境を融合した、新しい郊外型のライフスタイルを提案するまちづくりを進めていく。 この具体策として、新エネルギーを用いた環境共生住宅や緑地一体型の住宅、流域貯留浸透施設の導入等を展開していくとともに、郊外における新しい住まい方を総合的に提案する。 このように、先進的なまちづくりを進めることによってつくば地域全体における活性化を進めることを目標とする。	新エネルギーを用いた環境共生住宅地の形成	環境に配慮した良好な住宅地を形成するため、新エネルギーを導入した環境共生の住宅の建設にかかる補助事業を連携して実施する。	つくばエクスプレス沿線地域において、新エネルギーを導入し、地球環境や資源の有効利用、自然環境の保全等環境に配慮した先進的な住宅の建設を促進し、郊外における新しい住まい方を積極的に提案する。
茨城県	茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	平成17年秋開業予定のつくばエクスプレス沿線地域の区画整理事業においては、つくばの持つ先進性と豊かな田園環境を融合した、新しい郊外型のライフスタイルを提案するまちづくりを進めていく。 この具体策として、新エネルギーを用いた環境共生住宅や緑地一体型の住宅、流域貯留浸透施設の導入等を展開していくとともに、郊外における新しい住まい方を総合的に提案する。 このように、先進的なまちづくりを進めることによってつくば地域全体における活性化を進めることを目標とする。	緑豊かな住宅地の形成	優良田園住宅制度等に対する優遇措置の実施 ・優良田園住宅や沿道、商業地等における緑地部分について固定資産税の減免を講じる。 市街化区域における市民農園の整備の促進 ・市街化区域内に対して市民農園の固定資産税の減免措置を講ずる。	民有緑地(農地や林地)と一体となった住宅の整備促進、沿道や商業地における緑化、あるいは地区内における市民農園の展開を図ることにより、本県の沿線地域の特色を生かした緑豊かな住宅地を形成する。
茨城県	茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	平成17年秋開業予定のつくばエクスプレス沿線地域の区画整理事業においては、つくばの持つ先進性と豊かな田園環境を融合した、新しい郊外型のライフスタイルを提案するまちづくりを進めていく。 この具体策として、新エネルギーを用いた環境共生住宅や緑地一体型の住宅、流域貯留浸透施設の導入等を展開していくとともに、郊外における新しい住まい方を総合的に提案する。 このように、先進的なまちづくりを進めることによってつくば地域全体における活性化を進めることを目標とする。	地域コミュニティの形成に対する支援	現在都市公団のみが対象となっているコミュニティ戦略型テーマタウン整備事業の対象範囲を地方公共団体にも拡大する。	環境や景観等に配慮した良好な住宅地を形成するにあたり、地権者などの住民参加によるまちづくりや住宅づくりを行なっていくとともに、新しいまちを育てるコミュニティの形成を支援する。
茨城県	茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	平成17年秋開業予定のつくばエクスプレス沿線地域の区画整理事業においては、つくばの持つ先進性と豊かな田園環境を融合した、新しい郊外型のライフスタイルを提案するまちづくりを進めていく。 この具体策として、新エネルギーを用いた環境共生住宅や緑地一体型の住宅、流域貯留浸透施設の導入等を展開していくとともに、郊外における新しい住まい方を総合的に提案する。 このように、先進的なまちづくりを進めることによってつくば地域全体における活性化を進めることを目標とする。	水環境への配慮	流域貯留浸透事業における補助の拡充 ・流域貯留浸透事業にかかる水環境創造事業(下水道事業)と流域貯留浸透事業(河川事業)という二つの補助事業を統合的に実施する。	地域の田園環境を含めた水環境への影響を最小限にするため、開発区域内の学校及び道路、公園等に雨水貯留浸透施設を設置する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
茨城県	茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	平成17年秋開業予定のつくばエクスプレス沿線地域の区画整理事業においては、つくばの持つ先進性と豊かな田園環境を融合した、新しい郊外型のライフスタイルを提案するまちづくりを進めていく。 この具体策として、新エネルギーを用いた環境共生住宅や緑地一体型の住宅、流域貯留浸透施設の導入等を展開していくとともに、郊外における新しい住まい方を総合的に提案する。 このように、先進的なまちづくりを進めることによってつくば地域全体における活性化を進めることを目標とする。	一体型土地区画整理事業による市街化の促進	早期の市街化促進を目的としたつくばエクスプレス沿線地域を対象とした優遇措置を実施する。 ・組合等施行土地区画整理事業のうち都市基盤整備公団の施行分について地方負担分への起債措置の拡充	鉄道整備と一体で面整備を行っているつくばエクスプレス沿線地区では短期間に集中して資金を投入する必要があるが、都市基盤整備公団施行地区については組合等施行土地区画整理事業であるため起債措置が認められていないため一般財源で対応しており、地元自治体の財政を圧迫している。このため、起債措置を拡充することにより地元自治体の負担を軽減することができる。
茨城県	茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	平成17年秋開業予定のつくばエクスプレス沿線地域の区画整理事業においては、つくばの持つ先進性と豊かな田園環境を融合した、新しい郊外型のライフスタイルを提案するまちづくりを進めていく。 この具体策として、新エネルギーを用いた環境共生住宅や緑地一体型の住宅、流域貯留浸透施設の導入等を展開していくとともに、郊外における新しい住まい方を総合的に提案する。 このように、先進的なまちづくりを進めることによってつくば地域全体における活性化を進めることを目標とする。	住宅・都市施策の集中・連携による特色ある住宅街区づくり	つくばエクスプレス沿線地域を先進的な住宅群を建設するパイロットエリアとして位置づけ、国が行う各種の住宅・都市施策を本地域で集中的に実施する。	沿線で展開する区画整理事業地区の早期の市街化を促進するため、環境共生やIT技術などを用いた先進的な住宅の建設を促進し、これからの郊外における新しい住まい方を総合的に提案していくとともに、国が行なう施策の積極的導入を図る。
茨城県	茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	つくば地区は、国の研究機関の40%近くが存在する日本最大級の研究集積地であり、研究分野はトップレベルの最先端科学、基礎科学、産業技術など他に例を見ない知的資源の集積を有している。この集積を活用した、産学官連携や地域の連携による産業活性化、多様な新産業の創出を目指す。	新産業の創出	・研究のための採血行為の規制緩和 研究機関において、研究のために採血する場合には、医師の指導・監督がなくても、看護師などが単独で携わることができるようにする。	研究機関において、研究のために採血する場合には、医師の指導・監督がなくても、看護師などが単独で携わることができるようにする。
茨城県	茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	今般の厳しい経済情勢において業務核都市の育成・整備を推進する観点から、商業、教育、福祉・医療など業務系機能の立地を誘発する多様な都市的機能の集積や、民間企業による立地促進を図るため、中核的施設の対象拡大や、中核的民間施設に係る租税特例措置や無利子融資に係る第三セクター要件の撤廃等、関連制度の拡充を提案する。	業務核都市における中核的施設の対象の拡大	業務核都市における中核的施設について、商業、教育、福祉・医療施設等多様な都市的施設も対象とする。	施策のPRに努め、業務集積地区における未利用地に、商業・教育・福祉医療等多様な都市的機能や民間企業による中核的民間施設の立地を促進する。
茨城県	茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	今般の厳しい経済情勢において業務核都市の育成・整備を推進する観点から、商業、教育、福祉・医療など業務系機能の立地を誘発する多様な都市的機能の集積や、民間企業による立地促進を図るため、中核的施設の対象拡大や、中核的民間施設に係る租税特例措置や無利子融資に係る第三セクター要件の撤廃等、関連制度の拡充を提案する。	業務核都市における中核的民間施設に適用される国税及び地方税の特例措置の適用に係る第三セクター要件の撤廃	一定要件を満たす第三セクターのみが対象となっている国税及び地方税の特例措置について、一般の民間企業にも摘要を認める。	施策のPRに努め、業務集積地区における未利用地に、商業・教育・福祉医療等多様な都市的機能や民間企業による中核的民間施設の立地を促進する。
茨城県	茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	今般の厳しい経済情勢において業務核都市の育成・整備を推進する観点から、商業、教育、福祉・医療など業務系機能の立地を誘発する多様な都市的機能の集積や、民間企業による立地促進を図るため、中核的施設の対象拡大や、中核的民間施設に係る租税特例措置や無利子融資に係る第三セクター要件の撤廃等、関連制度の拡充を提案する。	業務核都市における中核的民間施設に適用される無利子融資(NTT-Cタイプ)の対象に係る第三セクター要件の撤廃	業務核都市の育成・整備を図るためには、一般民間企業による業務集積地区への立地が不可欠であることから、一定要件を満たす第三セクターのみが対象となっている無利子融資(NTT-Cタイプ)について、一般の民間企業にも摘要を認める。	施策のPRに努め、業務集積地区における未利用地に、商業・教育・福祉医療等多様な都市的機能や民間企業による中核的民間施設の立地を促進する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
茨城県	茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	今般の厳しい経済情勢において業務核都市の育成・整備を推進する観点から、商業、教育、福祉・医療など業務系機能の立地を誘発する多様な都市的機能の集積や、民間企業による立地促進を図るため、中核的施設の対象拡大や、中核的民間施設に係る租税特例措置や無利子融資に係る第三セクター要件の撤廃等、関連制度の拡充を提案する。	業務核都市基本構想変更手続きの簡素化	中核的民間施設の追加等、基本構想の部分的な変更については、予備調査を廃止するなど現行の変更手続きの簡素化と、調整期間の短縮化を図る。	民間事業者の立地動向に即応し、優遇措置の摘要が可能となるよう、タイムリーな基本構想変更を図る。
茨城県	茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	つくばエクスプレスの整備効果を積極的に活かし、本県有数の観光資源である筑波山や、多数の観光果樹園等を有する筑波山エリアへの、交通基盤等の充実・強化を進めることにより、観光振興による交流人口の拡大を図る。	コミュニティバスの事業計画変更手続きの簡素化	市町村等が運行するコミュニティバスについて、利用者のニーズ等に応じて機動的な事業計画の変更(特に運行経路の設定)が可能となるように、事後届出制にするなどの規制緩和を図る。	利用者のニーズに応じ、駅と市街地・交流施設等を結ぶコミュニティバスの運行を機動的に行い、来訪者等の移動の利便性向上を図る。
茨城県	茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	つくばエクスプレスの整備効果を積極的に活かし、本県有数の観光資源である筑波山や、多数の観光果樹園等を有する筑波山エリアへの、交通基盤等の充実・強化を進めることにより、観光振興による交流人口の拡大を図る。	観光協会やNPO等に対する旅客自動車運送事業許可要件の緩和	市町村観光協会や地元の旅館業組合、NPO法人等が、自家用車を用い、域内での資源間の輸送を有償で行う場合において、一定の条件のもと、一般旅客自動車運送事業の特例許可を与える。	市町村観光協会や地元の旅館業組合、NPO法人等が、営利を目的とせず有償で旅行者のバス輸送を行い、広域的な地域資源間等の移動の利便性向上を図る。
茨城県	茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	つくばエクスプレスの整備効果を積極的に活かし、本県有数の観光資源である筑波山や、多数の観光果樹園等を有する筑波山エリアへの、交通基盤等の充実・強化を進めることにより、観光振興による交流人口の拡大を図る。	スマートICの整備基準等の配慮・交流情報発信拠点整備への支援	スマートICについて、交通渋滞の緩和や時間短縮の他、交流の拡大など地域振興面にも配慮した整備方針・基準を検討する。また、道の駅等の制度を活用した地域振興拠点施設の整備について支援する。	首都圏からのマイカーやバス等による本地域へのアクセス及び域内回遊性の向上を図るため、筑波山方面への交通の要衝である常磐自動車道千代田PA付近へのスマートICの誘致や、地域の特産品販売や加工体験、総合的な観光PR等の機能をもつ広域的な交流情報発信拠点の整備について併せて検討する。
茨城県	茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	つくばエクスプレスの整備効果を積極的に活かし、本県有数の観光資源である筑波山や、多数の観光果樹園等を有する筑波山エリアへの、交通基盤等の充実・強化を進めることにより、観光振興による交流人口の拡大を図る。	観光協会やNPO等に対する旅行業登録要件の緩和	観光協会、JA、NPO法人等が旅行業を営む場合の登録要件の緩和措置を講ずる。旅行業務取扱主任者の配置免除(財)都市農山漁村交流活性化機構が実施する、グリーンツーリズムの認定資格を有するものを配置することをもちえて代用登録要件に関する財産的基礎要件の軽減営業保証金の供託免除	地域のNPO等が自然や歴史遺産等の地域資源を紹介するため、旅行業者として地域資源、交流プログラムを活かして主催旅行を営利を目的とせずに(客は実費負担)実施する。
茨城県	茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	つくばエクスプレスの整備効果を積極的に活かし、本県有数の観光資源である筑波山や、多数の観光果樹園等を有する筑波山エリアへの、交通基盤等の充実・強化を進めることにより、観光振興による交流人口の拡大を図る。	国際観光目的公益法人に係る許認可権等の権限委譲	土浦・つくばコンベンションビューローの法人化に伴う許認可権の県知事への権限委譲。	国際観光を事業目的とする法人化に係る権限の委譲を基に、土浦・つくばコンベンションビューローの法人化を促進し、組織の機能強化を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
茨城県	茨城県	ひたちなか地区の土地活用及び港湾利用推進プロジェクト	ひたちなか地区(常陸那珂工業団地, 土地区画整理地等)への企業立地を一層促進できるよう, 土地利用に関する制度の緩和や補助金の対象地域の拡大等を行うとともに, 港湾における手続きの簡素化やコストの低減化による使いやすい港づくりを進めることにより, 地域経済の活性化, 雇用の創出を図り, 国際港湾公園都市づくりを推進する。	工業団地造成事業で造成された敷地の譲受人の資格の緩和	造成工場敷地の譲受人の資格は, 自ら製造工場等を経営しようとする者とされているが, 自ら製造業等を経営しない者(リース会社, ゼネコン, 個人等)に譲渡・賃貸することを可能とする。	茨城県が, 自ら製造業等を経営しない者へ造成工場敷地を譲渡又は賃貸することを可能とし, 当該譲受人, 賃借人が製造業等を営む者へ土地・建物を譲渡又は賃貸することにより, 製造業者の初期投資の軽減等が図られ立地しやすい環境をつくる。
茨城県	茨城県	ひたちなか地区の土地活用及び港湾利用推進プロジェクト	ひたちなか地区(常陸那珂工業団地, 土地区画整理地等)への企業立地を一層促進できるよう, 土地利用に関する制度の緩和や補助金の対象地域の拡大等を行うとともに, 港湾における手続きの簡素化やコストの低減化による使いやすい港づくりを進めることにより, 地域経済の活性化, 雇用の創出を図り, 国際港湾公園都市づくりを推進する。	電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金対象地域の拡大	電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金対象地域をひたちなか地区全体に拡大する。	ひたちなか地区における補助金の対象地域は常陸那珂工業団地内(旧那珂湊市)であり, 補助金の対象地域を国から返還された地区全体(1,182ha)に拡大することで地区内の企業立地の促進が図られる。
茨城県	茨城県	ひたちなか地区の土地活用及び港湾利用推進プロジェクト	ひたちなか地区(常陸那珂工業団地, 土地区画整理地等)への企業立地を一層促進できるよう, 土地利用に関する制度の緩和や補助金の対象地域の拡大等を行うとともに, 港湾における手続きの簡素化やコストの低減化による使いやすい港づくりを進めることにより, 地域経済の活性化, 雇用の創出を図り, 国際港湾公園都市づくりを推進する。	事業用借地権の設定期間の延長	事業用借地権の設定期間(10~20年)を10~30年に延長する。	事業用借地権の設定期間を10~30年にするにより長期の土地利用も可能となり, 企業のニーズに弾力的に対応することができることから, ひたちなか地区における企業立地が促進される。
茨城県	茨城県	ひたちなか地区の土地活用及び港湾利用推進プロジェクト	ひたちなか地区(常陸那珂工業団地, 土地区画整理地等)への企業立地を一層促進できるよう, 土地利用に関する制度の緩和や補助金の対象地域の拡大等を行うとともに, 港湾における手続きの簡素化やコストの低減化による使いやすい港づくりを進めることにより, 地域経済の活性化, 雇用の創出を図り, 国際港湾公園都市づくりを推進する。	建物や機械に対する特別償却の期限の延長並びに償却率の引き上げ及び適用年度の繰り下げ	輸入促進地域(FAZ)の特定集積地区において, 製造業者, 卸売業者, 小売業者等が取得する建物や機械について, 輸入関連事業用資産の特別償却の期限(平成16年3月31日まで)のFAZ法期限(平成18年5月29日まで)までの延長, 並びに償却率(建物10%, 機械20%)の引き上げ(建物12%, 機械25%)及び適用年度(供用年度のみ)の繰り下げ(減価償却期間において企業が希望する年度)とする。	輸入促進地域(FAZ)の特定集積地区内に立地した企業に対し, 建物や機械に対する特別償却の適用期限の延長, 並びに償却率引き上げ及び適用年度の繰り下げを行うことにより, 特定集積地区内における税制の優遇措置が拡大され, 企業立地が促進される。
茨城県	茨城県	ひたちなか地区の土地活用及び港湾利用推進プロジェクト	ひたちなか地区(常陸那珂工業団地, 土地区画整理地等)への企業立地を一層促進できるよう, 土地利用に関する制度の緩和や補助金の対象地域の拡大等を行うとともに, 港湾における手続きの簡素化やコストの低減化による使いやすい港づくりを進めることにより, 地域経済の活性化, 雇用の創出を図り, 国際港湾公園都市づくりを推進する。	外国人である乗員の上陸許可手続の簡素化に係る国の機関の連携	外国人である乗員が休養, 買物その他のこれらに類似する目的をもって上陸する場合には, 対象区域内における乗員上陸許可証について, 対象区域内の国の港湾関係官公署の端末から電子的方法による交付を可能とする。	平成15年7月から港湾手続のシングルウィンドウシステムが稼働し, 各種申請手続についてはワンストップサービス化が図られたが, 同システム稼働後も, 上陸許可証の交付を受ける場合は, 出入国管理事務所まで出向く必要がある。このため, 乗員上陸許可証を, 対象区域内の国の港湾関係官公署の端末からの交付を可能とすることにより, 手続面・費用面でのコストを低減する。
茨城県	茨城県	ひたちなか地区の土地活用及び港湾利用推進プロジェクト	ひたちなか地区(常陸那珂工業団地, 土地区画整理地等)への企業立地を一層促進できるよう, 土地利用に関する制度の緩和や補助金の対象地域の拡大等を行うとともに, 港湾における手続きの簡素化やコストの低減化による使いやすい港づくりを進めることにより, 地域経済の活性化, 雇用の創出を図り, 国際港湾公園都市づくりを推進する。	検疫体制の一元化	現在, 検査対象ごとに実施されている検疫事務について, 対象区域内においては, 体制を一元化して行うこととする。	船舶・人に係る検疫及び動植物, 食品に係る検疫について, 対象区域内の検査機関を一元化して対応することにより, 迅速かつ効率的な手続きとする。このことにより行政サービスの効率化を図り, 港湾の利便性を高めることで常陸那珂港の利用を促進する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
茨城県	茨城県	県央地域ユニバーサルデザイン推進プロジェクト	当該圏域は、保健・福祉・医療の集積が進んでいる地域であり、特に桜の郷地区は、人にやさしいまちづくりのモデルとして、新しい街が形成されようとしている。このような地域において、ユニバーサルデザイン、バリアフリーへの取り組みを支援することにより、高齢者、障害者を含めた誰もが安心して暮らせ滞在できるまちづくりを促進するとともに、地域産業の活性化を図る。	ユニバーサルデザイン化に関する優遇税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業が、通路への手すりや階段スロープの設置など既存建物をバリアフリー化した場合、又は、ユニバーサルデザインに配慮した建物を建築した場合、法人税の減免など税制上の優遇措置を講じる。</li> <li>住民がユニバーサルデザインに配慮した住宅を建築、増改築した場合、所得税の減免など税制上の優遇措置を講じる。</li> </ul>	優遇税制措置により、圏域内のユニバーサルデザイン化が促進される。
茨城県	茨城県	県央地域ユニバーサルデザイン推進プロジェクト	当該圏域は、保健・福祉・医療の集積が進んでいる地域であり、特に桜の郷地区は、人にやさしいまちづくりのモデルとして、新しい街が形成されようとしている。このような地域において、ユニバーサルデザイン、バリアフリーへの取り組みを支援することにより、高齢者、障害者を含めた誰もが安心して暮らせ滞在できるまちづくりを促進するとともに、地域産業の活性化を図る。	ユニバーサルデザイン化に関する金融支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業がユニバーサルデザインに配慮した建物を建設、増改築等する場合の低利の政策融資制度や助成制度を創設する。</li> <li>住民がユニバーサルデザインに配慮した建物を建築、増改築等する場合の低利の政策融資制度や助成制度を創設する。</li> </ul>	金融支援措置により、圏域内のユニバーサルデザイン化が促進される。
茨城県	茨城県	県央地域ユニバーサルデザイン推進プロジェクト	当該圏域は、保健・福祉・医療の集積が進んでいる地域であり、特に桜の郷地区は、人にやさしいまちづくりのモデルとして、新しい街が形成されようとしている。このような地域において、ユニバーサルデザイン、バリアフリーへの取り組みを支援することにより、高齢者、障害者を含めた誰もが安心して暮らせ滞在できるまちづくりを促進するとともに、地域産業の活性化を図る。	交通バリアフリーの促進に対する支援	圏域全体のバリアフリー化を促進するため、国土交通省等の各種支援策を広域的・集中的に実施する。	圏域の公共施設（水戸駅等圏域内の各駅、道路、路線バス、その他公共施設等）のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を短期間で実施する。
茨城県	茨城県	県央地域ユニバーサルデザイン推進プロジェクト	当該圏域は、保健・福祉・医療の集積が進んでいる地域であり、特に桜の郷地区は、人にやさしいまちづくりのモデルとして、新しい街が形成されようとしている。このような地域において、ユニバーサルデザイン、バリアフリーへの取り組みを支援することにより、高齢者、障害者を含めた誰もが安心して暮らせ滞在できるまちづくりを促進するとともに、地域産業の活性化を図る。	地域コミュニティ施設のユニバーサルデザイン化を促進するための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き教室や公民館等公共施設や、空き店舗など民間遊休スペースの活用により、児童・高齢者等の交流を促進するため、当該施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を含めた増改築等の経費について、地方債の対象とする。</li> <li>また、地方公共団体が、空き教室や公民館等公共施設や、空き店舗など民間遊休スペースを児童・高齢者等の交流施設として、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を含めた増改築等を助成する場合の経費について、地方交付税に算入する。</li> </ul>	空き教室、空き店舗を高齢者や児童等が安心して交流を深める空間とするため、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の促進を図る。
茨城県	茨城県	県央地域ユニバーサルデザイン推進プロジェクト	当該圏域は、保健・福祉・医療の集積が進んでいる地域であり、特に桜の郷地区は、人にやさしいまちづくりのモデルとして、新しい街が形成されようとしている。このような地域において、ユニバーサルデザイン、バリアフリーへの取り組みを支援することにより、高齢者、障害者を含めた誰もが安心して暮らせ滞在できるまちづくりを促進するとともに、地域産業の活性化を図る。	ユニバーサルデザインに関する特許保護措置の緩和	圏域内のユニバーサルデザインに関する特許権の存続期間（20年）を短期にする、あるいは、なくす。	特許権存続期間の短縮により、圏域内の企業活動が活発になるとともに、住民生活のユニバーサルデザイン化が促進される。
茨城県	茨城県	県央地域ユニバーサルデザイン推進プロジェクト	当該圏域は、保健・福祉・医療の集積が進んでいる地域であり、特に桜の郷地区は、人にやさしいまちづくりのモデルとして、新しい街が形成されようとしている。このような地域において、ユニバーサルデザイン、バリアフリーへの取り組みを支援することにより、高齢者、障害者を含めた誰もが安心して暮らせ滞在できるまちづくりを促進するとともに、地域産業の活性化を図る。	健康増進・福祉機器展示施設等の整備に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体が行う健康増進や生きがい関連施設、福祉機器・住宅改修研究研修・展示施設等に係る経費について、地方債対象に加える。</li> <li>民間企業が健康増進や生きがい関連施設、福祉機器・住宅改修研究研修・展示施設等の整備を行う場合の低利融資制度を創設するとともに、法人税の減免等税制上の優遇措置を講じる。</li> </ul>	健康増進や生きがい活動と併せ、福祉機器や住宅改修技術の研究や研修を行う拠点を整備することにより、広くユニバーサルデザインの普及を図るとともに、新たな福祉機器・住宅研究開発を支援することにより地域産業の活性化を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
茨城県	茨城県	県央地域ユニバーサルデザイン推進プロジェクト	当該圏域は、保健・福祉・医療の集積が進んでいる地域であり、特に桜の郷地区は、人にやさしいまちづくりのモデルとして、新しい街が形成されようとしている。このような地域において、ユニバーサルデザイン、バリアフリーへの取り組みを支援することにより、高齢者、障害者を含めた誰もが安心して暮らせ滞在できるまちづくりを促進するとともに、地域産業の活性化を図る。	福祉機器・住宅改修技術の研究開発に関する助成措置	・民間企業が新たな福祉機器・住宅改修技術の研究・開発を行う場合の低利政策融資制度の創設し、また、法人税の減免等税制上の優遇措置を講じる。 ・地方公共団体が行う民間企業の福祉機器・住宅改修技術の研究・開発への支援措置に要する経費について、地方交付税に算入する。	民間企業が行う福祉機器・住宅改修技術の研究開発を支援することにより、地域産業の活性化を図る。
茨城県	茨城県	県央地域ユニバーサルデザイン推進プロジェクト	当該圏域は、保健・福祉・医療の集積が進んでいる地域であり、特に桜の郷地区は、人にやさしいまちづくりのモデルとして、新しい街が形成されようとしている。このような地域において、ユニバーサルデザイン、バリアフリーへの取り組みを支援することにより、高齢者、障害者を含めた誰もが安心して暮らせ滞在できるまちづくりを促進するとともに、地域産業の活性化を図る。	障害者、高齢者に対する移動支援	・障害者がJR、バス等の公共交通機関や高速道路等有料道路を利用した場合の割引制度を拡充する。 ・各駅に常駐して障害者、高齢者への乗車及び降車を介助する「乗車介助員ボランティア」の確保を助成する。	障害者、高齢者の外出及び移動が容易となることにより、障害者の社会参加が促進される。
茨城県	茨城県	県央地域ユニバーサルデザイン推進プロジェクト	当該圏域は、保健・福祉・医療の集積が進んでいる地域であり、特に桜の郷地区は、人にやさしいまちづくりのモデルとして、新しい街が形成されようとしている。このような地域において、ユニバーサルデザイン、バリアフリーへの取り組みを支援することにより、高齢者、障害者を含めた誰もが安心して暮らせ滞在できるまちづくりを促進するとともに、地域産業の活性化を図る。	ホテル・観光施設等におけるホスピタリティの向上	・ホテル・観光施設等が障害者やその関係者を講師として迎えホスピタリティの向上を目指す「もてなし向上指導事業」に対し、助成措置を講じる。	ホテル・観光施設等のホスピタリティの向上により、滞在型観光客の増加、観光産業の振興が図れる。
茨城県	茨城県	温泉施設を活用した観光農業推進プロジェクト	対象地域の市町村は独自の温泉施設を設置し、地域の活性化を図ってきたところであるが、これら周辺の農業資源を活用した都市農村交流、観光農業などの取り組みを促進し、地域全体の魅力向上を図ることにより、一層の地域活性化を推進する。 農業体験施設等の整備 農産物加工施設・販売施設の整備 多様な事業主体の参入	市民農園開設主体の拡大及び開設手続きの簡素化	・現行法上、地方公共団体と農協に限定されている市民農園の開設主体の範囲を拡大し、民間企業等の参入も認める。 ・市民農園区域における市民農園の開設認定は、市町村が行うこととされているが、その際に必要な都道府県の同意を不要とする。	・民間企業等が温泉施設周辺の農地を賃借し、休憩所、トイレ、農機具収納施設等の施設を備えた市民農園として整備し、農業体験ができる場として活用する。
茨城県	茨城県	温泉施設を活用した観光農業推進プロジェクト	対象地域の市町村は独自の温泉施設を設置し、地域の活性化を図ってきたところであるが、これら周辺の農業資源を活用した都市農村交流、観光農業などの取り組みを促進し、地域全体の魅力向上を図ることにより、一層の地域活性化を推進する。 農業体験施設等の整備 農産物加工施設・販売施設の整備 多様な事業主体の参入	施設園芸用地等の取扱いの弾力化	・農地に温室等を設置し、野菜、花卉等を栽培する際、その農地に形質変更を加えた場合、農地法に基づく転用許可が必要となるが、農作物の栽培目的に利用される場合は、農地として取り扱うこととして、転用を不要とする。	・温泉施設周辺に観光農園を整備し、一体的な活用を図る。
茨城県	茨城県	温泉施設を活用した観光農業推進プロジェクト	対象地域の市町村は独自の温泉施設を設置し、地域の活性化を図ってきたところであるが、これら周辺の農業資源を活用した都市農村交流、観光農業などの取り組みを促進し、地域全体の魅力向上を図ることにより、一層の地域活性化を推進する。 農業体験施設等の整備 農産物加工施設・販売施設の整備 多様な事業主体の参入	農用地区域内に設置できる農業用施設の範囲の拡大	・農用地区域内に農畜産物の加工施設、販売施設を設置する場合、その施設を設置管理する農業者自らが生産する農畜産物を一定の量又は金額を利用する必要がある。 ・周辺農家に栽培委託した農畜産物を加工・販売する場合は、この要件を緩和し、民間企業の参入も可能とする。	・温泉施設周辺に農産物直売所、加工所を併設するとともに、加工所内では、観光客がジャムやジュースづくりなどの体験ができる場として活用する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
茨城県	茨城県	温泉施設を活用した観光農業推進プロジェクト	対象地域の市町村は独自の温泉施設を設置し、地域の活性化を図ってきたところであるが、これら周辺の農業資源を活用した都市農村交流、観光農業などの取り組みを促進し、地域全体の魅力向上を図ることにより、一層の地域活性化を推進する。 農業体験施設等の整備 農産物加工施設・販売施設の整備 多様な事業主体の参入	農産物加工施設建設に係る規制緩和	・農産物加工施設や農産物直売所等の施設の建設については、開発行為の許可が必要とされるが、これらの施設を「農業の用に供する政令で定める建築物」として位置付けることにより、許可を不要とする。	・温泉施設周辺に農産物直売所、加工所を併設するとともに、加工所内では、観光客がジャムやジュースづくりなどの体験ができる場として活用する。
茨城県	茨城県	温泉施設を活用した観光農業推進プロジェクト	対象地域の市町村は独自の温泉施設を設置し、地域の活性化を図ってきたところであるが、これら周辺の農業資源を活用した都市農村交流、観光農業などの取り組みを促進し、地域全体の魅力向上を図ることにより、一層の地域活性化を推進する。 農業体験施設等の整備 農産物加工施設・販売施設の整備 多様な事業主体の参入	交流施設のバリアフリー化の推進	・農林水産省の施策で整備する体験交流施設に併せて、他省の施策も実施し、施設のバリアフリー化を推進する。	・身障者にとって比較的体験しにくい農産物の収穫体験等ができるように、施設のバリアフリー化を進める。
茨城県	茨城県	温泉施設を活用した観光農業推進プロジェクト	対象地域の市町村は独自の温泉施設を設置し、地域の活性化を図ってきたところであるが、これら周辺の農業資源を活用した都市農村交流、観光農業などの取り組みを促進し、地域全体の魅力向上を図ることにより、一層の地域活性化を推進する。 農業体験施設等の整備 農産物加工施設・販売施設の整備 多様な事業主体の参入	観光協会等に対する旅行業登録要件の緩和	観光協会等が旅行業を営む場合の登録要件を緩和する。 旅行業業務取扱主任者の配置免除 登録要件に関する財産的基礎要件の軽減 営業保証金の供託免除	市町村観光協会等が体験型観光を紹介するため、旅行業者として地域資源や体験メニューを活かした主催旅行を実施する。
茨城県	茨城県	温泉施設を活用した観光農業推進プロジェクト	対象地域の市町村は独自の温泉施設を設置し、地域の活性化を図ってきたところであるが、これら周辺の農業資源を活用した都市農村交流、観光農業などの取り組みを促進し、地域全体の魅力向上を図ることにより、一層の地域活性化を推進する。 農業体験施設等の整備 農産物加工施設・販売施設の整備 多様な事業主体の参入	観光協会等に対する旅客自動車運送事業許可要件の緩和	観光協会等が自家用車を用い、地域の施設間の輸送を有償で行う場合において、一定の条件の下、一般旅客運送事業の特例許可を与える。	市町村観光協会等が営利を目的とせず、有償で旅行者の輸送を行い、市民農園、直売所やレストラン間など施設間の移動の利便性を図る。
茨城県	茨城県	いばらき常総大地における大規模園芸産地の育成	対象である県西地域は、園芸作物の生産が盛んな地域であるが、より一層の活性化を図り、大規模園芸産地の拠点形成を図る。 多様な担い手の農業参入 生産性の高い畑地整備 農産物加工施設等の整備促進 等	農地取得に際する下限面積要件の緩和	・農業担い手の減少等により農地の耕作放棄が進む一方で、現行の農地法では、農地の細分化防止を図る観点から農地取得後の最低経営規模面積要件を設けており、新規の就農が難しい状況にある。 ・地域の実情に応じた最低経営規模の下限面積を緩和し、新規就農者の受け入れを促進することで、農地の保全及び有効利用を図り、地域の活性化を推進する。	・新規就農者の最低経営規模下限面積を地域の実情に応じて設定する。
茨城県	茨城県	いばらき常総大地における大規模園芸産地の育成	対象である県西地域は、園芸作物の生産が盛んな地域であるが、より一層の活性化を図り、大規模園芸産地の拠点形成を図る。 多様な担い手の農業参入 生産性の高い畑地整備 農産物加工施設等の整備促進 等	農業協同組合による農地権利取得制限の緩和	・現行の農地法では、農地はその耕作者自らが所有することを最も適当であるとの観点から、農業生産法人以外の法人が農地の権利設定(売買・賃借)は認めていない状況にある。 ・また、農業協同組合は、農業協同組合法上、組合員からの委託を受けて行う場合以外は、農業経営を行うことが認められていない。 ・このため、農業協同組合自らが農業経営を行うことを前提とした農地の権利取得を認める。	・農業協同組合に農地の権利取得を認めることで、農地の保全及び有効利用を図り、地域の活性化を推進する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
茨城県	茨城県	いばらき常総大地における大規模園芸産地の育成	対象である県西地域は、園芸作物の生産が盛んな地域であるが、より一層の活性化を図り、大規模園芸産地の拠点形成を図る。 多様な担い手の農業参入 生産性の高い畑地整備 農産物加工施設等の整備促進等	畑地帯総合整備事業における創設非農用地の換地取得者の範囲拡大	・土地改良事業における創設非農用地の取得対象者は、民間事業者等が直接取得できるようにする。	・現法において、公共団体等の非営利団体が取得対象となっており、個々の事業者でも直接取得できるように自由度を持たせる。
茨城県	茨城県	いばらき常総大地における大規模園芸産地の育成	対象である県西地域は、園芸作物の生産が盛んな地域であるが、より一層の活性化を図り、大規模園芸産地の拠点形成を図る。 多様な担い手の農業参入 生産性の高い畑地整備 農産物加工施設等の整備促進等	野菜指定産地の指定基準のうち共販等率の算定方法の見直し	・県西地方は大規模な野菜産地が多数あるが、共販率が低く、野菜指定産地の指定を受けられない産地が多数ある。 ・平成14年度から、共販等率の算定に当たっては、共同出荷組織による出荷に加え、登録生産者の要件(10ha)を満たしている生産者の出荷を対象とすることになったが、当該対象野菜の作付面積がおおむね5ha以上に達している生産者により出荷される数量も含めて2/3を超えていれば指定を受けられるように要件を緩和する。	・野菜指定産地に指定されることで、野菜価格安定制度が利用でき、農業者の経営安定につながる。
茨城県	茨城県	いばらき常総大地における大規模園芸産地の育成	対象である県西地域は、園芸作物の生産が盛んな地域であるが、より一層の活性化を図り、大規模園芸産地の拠点形成を図る。 多様な担い手の農業参入 生産性の高い畑地整備 農産物加工施設等の整備促進等	農産物加工施設等の建設に係る規制緩和	・農産物加工施設等は、市場出荷基準に満たない農産物を加工用として出荷できる、園芸産地づくりには欠かせない施設であるため、建設に係る規制を緩和する。	・都市計画法により、市街化調整区域等において農産物加工施設・農産物直売所を建設することは困難となっているが、農産物加工施設等を、都市計画法第29条第2号の「農業の用に供する政令で定める建築物」と位置づける。
茨城県	取手市	市民とのパートナーシップによる地域協働社会の構築	行政パートナーに対して、窓口業務等を広く担わせることを可能とすることで、広く住民が行政に関わり、理解を深めることで地域をともに築く意識を醸造し、さらに、効率的で柔軟な行政への転換を図る。	地方公務員に係る臨時的任用期間の延長	臨時職員は地方公務員法により任用期間が一年間までとなっているが、一年を超えた期間での任用を可能とし、臨時職員の活用を図る。	臨時職員は地方公務員法により任用期間が一年間までとなっているが、一年を超えた期間での任用を可能とし、臨時職員の活用を図る。
茨城県	取手市	市民とのパートナーシップによる地域協働社会の構築	行政パートナーに対して、窓口業務等を広く担わせることを可能とすることで、広く住民が行政に関わり、理解を深めることで地域をともに築く意識を醸造し、さらに、効率的で柔軟な行政への転換を図る。	戸籍事務取扱者の資格要件緩和	戸籍事務取扱者の資格要件緩和 ・市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して戸籍事務を取り扱えるようにする。	市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して戸籍事務を取り扱えるようにし、行政窓口機能の拡充を図る。
茨城県	取手市	市民とのパートナーシップによる地域協働社会の構築	行政パートナーに対して、窓口業務等を広く担わせることを可能とすることで、広く住民が行政に関わり、理解を深めることで地域をともに築く意識を醸造し、さらに、効率的で柔軟な行政への転換を図る。	国民健康保険事務取扱者の資格要件緩和	国民健康保険事務取扱者の資格要件緩和 ・市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して国民健康保険事務を取り扱えるようにする。	市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して国民健康保険事務を取り扱えるようにし、行政窓口機能の拡充を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
茨城県	取手市	市民とのパートナーシップによる地域協働社会の構築	行政パートナーに対して、窓口業務等を広く担わせることを可能とすることで、広く住民が行政に関わり、理解を深めることで地域をともに築く意識を醸造し、さらに、効率的で柔軟な行政への転換を図る。	児童手当事務取扱者の資格要件緩和	児童手当事務取扱者の資格要件緩和 ・市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して児童福祉事務を取り扱えるようにする。	市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して児童手当事務を取り扱えるようにし、行政窓口機能の拡充を図る。
茨城県	取手市	市民とのパートナーシップによる地域協働社会の構築	行政パートナーに対して、窓口業務等を広く担わせることを可能とすることで、広く住民が行政に関わり、理解を深めることで地域をともに築く意識を醸造し、さらに、効率的で柔軟な行政への転換を図る。	介護保険事務取扱者の資格要件緩和	介護保険事務取扱者の資格要件緩和 ・市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して介護保険事務を取り扱えるようにする。	市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して介護保険事務を取り扱えるようにし、行政窓口機能の拡充を図る。
茨城県	日立市	既存の社会資本を活用した交通渋滞緩和策	国道6号、245号を現道幅員のまま3車線とし、国道6号を上り1車線、下り2車線(又は、上り2車線、下り1車線)、国道245号を上り2車線、下り1車線(又は、上り1車線、下り2車線)とする。	車道幅員を最小化し、現道幅員の有効活用による渋滞緩和	国土交通省が所管する国道について、道路構造令第5条の4に規定される車道幅員の弾力的な運用により、現道幅員のまま車道3車線化を図る。	道路構造令第5条の4に規定されている車道幅員について、3mを採用、かつ路肩0.25mとし、道路全幅員10m以内で車道3車線化を図る。 (市役所前国道6号の車道幅員12m) 車道(3.25m+3.25m)+3.25m +路肩(0.75m+0.75m)=11.25m を基本とするが、狭小幅員区間は車道3m、路肩0.25mを採用
茨城県	日立市	既存の社会資本を活用した交通渋滞緩和策	常磐自動車道日立南太田IC、日立中央IC、日立北IC間において、定期券、回数券、ポイント制などを導入し、一般国道の渋滞を緩和するとともに、社会資本である高速道路の有効活用を図る。	高速道路の有効活用による市内交通渋滞の緩和	市内一般国道の渋滞に対し、常磐自動車の交通量はさほど多くない。 標準的な高速道路の計画交通量は48,000台/日であるが常磐自動車道における現在の交通量は、約25,000台/日である。そのため、料金割引制度を導入し、一般国道の車両を迂回させる。	高速自動車国道法及び道路整備特別措置法により定められている、割引制度の運用基準の緩和を図り、高速道路の利用を増加させる。 定期券導入に当たってはJRの割引率に準拠。(6ヶ月間定期は、約6割引)
茨城県	日立市	市独自財源確保策	都道府県及び政令指定都市に限定している宝くじ発行の要件を緩和する。	市町村宝くじ発行要件緩和	当せん金付証票法、地方財政法の規定により総務省の認可により発行できる市として日立市が指定を受ける。市が発行する宝くじの発行による収入は、教育や福祉、産業育成支援策等のより具体的施策を展開するための特定の財源とすることを明示したうえで活用する。	当せん金付証票法、地方財政法の規定により総務省の認可により発行できる市として日立市が指定を受け、市単独の宝くじ発行を行う。 使途目的を具体的事業名に限定した宝くじ発行とする。
茨城県	日立市	市独自財源確保策	原子力発電施設等の周辺地域の住民・企業等に交付している給付金を当該市町村の財源とし、防災、教育、福祉に充て、より補助目的の具現化を図る。	電源立地特別交付金の有効活用	補助金交付要綱による予算補助により住民・企業に給付されている原子力立地給付金を、より具体的使途が明確になるよう市の事業の財源に充当する。 そのためには、現在市民・企業に給付されている交付金を市の事業財源に充てることができるよう手続きを明確にする。	現在、市民・企業に給付されている交付金を、市の歳入にできるよう市議会の議決を得ること等を盛り込んでその手続きを明確化する。 使途目的を、防災、教育施設に限定した事業の財源に充てる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
茨城県	日立市	国庫補助により整備した施設の有効活用	国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過した建物については無償による財産処分等同一地方公共団体内において転用する場合は、文部科学省局長通達「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」を、農林水産省、国土交通省の所管事業にも準拠させ、社会資本の有効活用を図り地域の活性化に資する。	補助事業施設の有効活用による地域活性化	平成3年度に整備した新都市拠点整備事業(国土交通省)及び昭和53年度に整備した地方卸売市場施設整備事業(農林水産省)による施設の用途廃止基準の緩和。	科学、文化、情報及び福祉の機能を有する総合施設である日立シビックセンターの中には、市民ニーズの変化等に伴い利用頻度が低くなっている施設がある。当該施設は、補助事業により整備したものであるが、その用途を廃止し、中心市街地活性化のための商業施設貸付等を行えるよう活用の幅を広げたい。  公設地方卸売市場は、商業流通形態の変化により大幅にその利用頻度が低減している。よって、補助事業により整備した施設を用途廃止し、他の目的に転用し地域経済の活性化を図る。
茨城県	日立市	市民生活の利便性を確保のための公共機関支援	赤字経営となっているバス事業者の軽油取引税について減免措置を適用させ、経営の安定化を図り、公共交通機関を存続させ地域住民の利便性の確保を図る。	公共交通機関の確保策	軽油取引税の免除を行い、公共交通機関であるバス交通の運行の安定化を図る。	軽油取引税については、他の免除に準じ、32円/リッターを免除する。 (例：市内事業者 129万リットル/年 約110系統)
茨城県	日立市	地方債の適用拡大による公共施設の機能維持方策	新規建設事業を中心に規定されている地方債制度の適用範囲を、既存施設の機能強化及び維持補修等について適用できるように拡大する。	地方債制度の適用範囲の拡大	地方債対象事業として整備した施設の機能強化及び維持補修等に係る事業について、地方債の対象事業とする。	地方債事業として整備した、市役所庁舎、清掃センター、市営住宅、福祉施設、教育施設、各種文化施設等の公共施設の機能強化、維持補修に係る事業について、地方債の対象事業として整備することで、既存施設の有効活用し、市民生活の質の向上及び活性化を図る。  維持補修事業に係る起債の限度額は、既存施設の起債額に対する償還済額を上限とする。
茨城県	日立市	ひとづくり・ものづくり・地域づくり構想	地域企業と茨城大学等の実質的な交流促進や、即戦力となりうる学生等の育成を図るためのインターンシップ事業を推進する。	茨城大学等における長期インターンシップの実施と単位認定	地域企業への人材輩出機能となり、かつ大学生が企業の即戦力となり得るよう、最長1年間の長期に渡るインターンシップの実施と、その単位認定ができるよう制度化する。	現在の大学生や大学院生は、企業の要求する技術者や研究者としてのスキルや体験を持ち合わせてなく、現場との乖離が問題になっている。また、就職状況が困難な現在こそ、地域企業との接点を多く持ち、就職活動に直結するような指導も必要とされていることからインターンシップ制度を強化する。従来の3週間程度の短期から、概ね1年程度の技術を習得できる期間の派遣を行うシステムを構築する。
茨城県	日立市	ひとづくり・ものづくり・地域づくり構想	地域企業と地域の工業高校等の実質的な交流促進や、即戦力となりうる学生等の育成を図るためのインターンシップ事業の推進	地域の工業高校における「デュアルシステム」の推進	文科省の実施する日本版「デュアルシステム」のモデル校に地域の工業高校を指定する。	日立市内の平成15年3月の高校卒業生就職率は85.8%と茨城県の91.0%と比較しても低くなっている。  将来の高度なものづくりの熟練技術、技能の担い手となり得る人材を育成し、高校卒業未就労者のフリーター化、無業化を防止するため、日立市内の高校において、企業での実習及び教育訓練を受けるデュアルシステムを導入することにより、実践的な職業人を養成する。
茨城県	日立市	ひとづくり・ものづくり・地域づくり構想	地域企業と茨城大学における産学連携を推進するために、文科省の実施する「産学連携コーディネーター」を茨城大学に重点配置する。	茨城大学への産学連携コーディネーターの重点配置	地域において産学連携を推進するためには、企業のニーズと研究者の技術シーズを理解したコーディネーターの存在が必要不可欠であるが、現在、茨城大学には1名の客員教授が在籍するのみであるため、これを補強するために文科省の産学連携コーディネーターによる配置する。	茨城大学地域共同研究開発センターでは、ものづくり経験のある客員教授が登用されるなど、徐々に地域中小企業に相談等に対応できる体制が整いつつあるが、絶対的にマンパワーが不足しており、地域企業との共同研究や技術相談が進まない要因となっている。そこで、文科省の産学連携を推進するコーディネーターを重点配置するなど、スタッフの充実を図る。また地域中小企業の相談や共同研究需要に耐えうる研究室や実験機器等の施設の充実を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
茨城県	日立市	ひとづくり・ものづくり・地域づくり構想	電源立地特別交付金により整備を予定している、産業支援センターでの機器整備においてリース品の採用を認可する。	電源立地特別交付金による産業支援センター機器整備におけるリース品採用の認可	コンピュータ等の情報機器は、特に技術進歩が著しく、買い取りで機器整備してしまうと、3年後には性能の低下が顕著となり、業務に支障が発生するため、こうした機器の整備にリース品などの採用を認可できるよう、補助金交付規則などの運用を弾力的にする。	現行制度による電源交付金等は、企業が行う研究開発などのソフト事業が対象となっていない。電源地域の振興のためには、自治体が行う研究に限らず、企業自らが行う研究開発が重要であり、まさに地域産業の振興に直接つながるものであることから、要件の拡充が必要である。
茨城県	日立市	ひとづくり・ものづくり・地域づくり構想	産学連携による共同研究のための資金には、国等の開発助成金や委託金などのメニューがあるが、多くは提案公募制であり、有望な対案の全てが採択されているわけではなく、企業の自己資金により開発が進められる例も多い。そこで開発資金を調達するための新しい融資制度を創設する。	新しい融資制度「産学連携融資」の創設	無担保・無保証人による融資のため、金融庁の「金融検査マニュアル」を緩和する	物的・人的担保の提供が困難な中小企業者にとって、無担保・無保証人融資は資金繰りの円滑化という観点から有効であるが、金融検査マニュアルに定められた「担保による調整」「保証等による調整」「債権の分類」等の基準から、慎重な審査にならざるを得ないが、銀行業務の健全かつ適切な運営を確保しつつ、中小企業者の事業資金が円滑に供給されるような金融検査マニュアルの緩和を行い、日立市の企業における産学連携による研究開発を促進する。
茨城県	日立市	ひとづくり・ものづくり・地域づくり構想	中小企業における研究開発事業は、単年度で完了することだけでも相当の人材と資金の注入が必要であるが、補助金等を活用した事業推進の場合、諸手続きに時間を要し、実質の開発期間が6月程度になることが少なくないため、諸手続きに要する期間短縮を権限委譲により実現する。	権限委譲による補助金交付決定の迅速化と規制緩和	経済産業省の「経営革新支援対策費等補助金」や「地域活性化創造技術研究開発費補助金」などの決定権を県に委譲する	国・県の研究開発型補助金は「事業者 県 国」の順で交付申請が行われ、その逆の順で交付決定が行われているが、決裁手続き等の事務処理のため交付決定の時期が大幅に遅れ、開発期間を十分確保できない。そこで、県に対し権限を委譲し、迅速な交付決定、支払いができる仕組みを構築する。また、開発型補助金を資産となる製造装置の開発にも利用可能となるよう要綱等を緩和する。
茨城県	日立市	ひとづくり・ものづくり・地域づくり構想	中小企業における研究開発事業は、単年度で完了することだけでも相当の人材と資金の注入が必要であるが、補助金等を活用した事業推進の場合、諸手続きに時間を要し、実質の開発期間が6月程度になることが少なくないため、諸手続きに要する期間短縮を権限委譲により実現する。	開発型補助金での特許取得の承認	経済産業省の「経営革新支援対策費等補助金」や「地域活性化創造技術研究開発費補助金」などにおける特許出願費用を補助対象経費として承認する。	現行制度の国等の開発型補助金では、開発に伴う特許出願費用(弁理士報酬費、海外出願翻訳料)が認められていないが、弁理士報酬費が50万円、翻訳料が100万円と高額であり、中小企業には負担が大きい。研究開発成果の保護、事業化の進展、研究開発型企業の創出のためには、当該経費を補助対象経費として承認できるよう要綱等を緩和する。
茨城県	日立市	ひとづくり・ものづくり・地域づくり構想	産学連携による研究開発の活性化と、それをサポートする人材を確保するため、産業クラスター計画を採択・展開する。	日立地区における産業クラスター計画の展開	経済産業省関東経済産業局が実施している「地域活性化プロジェクト」を日立市においても展開する。	産学連携による地域中小企業の研究開発の推進と、そこから波及する競争力のある地域企業の創出のためにはも産業クラスター計画の採択・展開が効果的である。これにより技術開発を含む経済産業省の地域関連施策が総合的・重点的に投入される期待が高まる。クラスター計画が採択されることにより、研究開発に対する助成や産学連携コーディネーターの件費の助成が得られ、地域における産学連携の推進が加速される。
茨城県	日立市	ひとづくり・ものづくり・地域づくり構想	地域に社会システム型製品を生み出す力を醸成するため、社会実験事業を誘致し、地域一丸となり展開する。	地域を実験フィールドとした社会実験の実施	燃料電池自動車やDME燃料自動車、成層圏プラットフォーム、新交通システム、新エネルギーなどの実用化に伴う社会実験を、各省庁が日立市をフィールドとして重点的に実施する。	新交通システムやETC、GPSなど社会システム型の開発を進めるためには、都市と住民を巻き込んだ社会実験が必要不可欠であるが、日立市は人口20万人、70,000世帯、都市としての一定水準のインフラも整備され、また、海、山、川ありと自然環境にも恵まれ実証実験にはまさに最適である。実験は短期間である場合が多いが、雇用や実験機器製作などの仕事も発生し、経済への波及効果も期待されるため、こうした国家レベルでの実証実験を誘致・実施する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
茨城県	日立市	ひとづくり・ものづくり・地域づくり構想	職業能力開発促進法で規定する職業能力開発校が自ら施設や各種機器等を保有するのではなく、民間企業と施設を共用し、民間講師を迎え入れ、民間企業が求める人材を育成するため、規定の課程によらず訓練を行うことを認める。	民間企業の施設及び機器を有効活用してのニーズにあった人材の育成	厚生労働省の職業能力開発促進法によれば、職業能力開発校の各訓練科ごとに必要とする設備については、「教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められているものであること」とされており、職業能力開発校自体に設置されなくとも、近隣の民間施設に存在し適切に活用できる場合は設置されているものとみなすことができる。また、訓練科ごとに定められている各種の授業時間を柔軟に運用し、企業ニーズに合わせた人材の育成を図る。	職業訓練校を民間研修機関に隣接して設置し、民間訓練機関に設置していない必要な機器のみを整備することで対応する。また、訓練科ごとの必要時間数を柔軟に運用し、民間企業からのニーズに合わせた職業訓練を行い、職場にすぐ対応できる訓練生を育て、雇用の確保に寄与する。
茨城県	日立市	ひとづくり・ものづくり・地域づくり構想	国庫補助事業による研究開発を実施する場合、事業確定後に補助金が支出されるため、中小企業にとって借入れ金利を含め資金調達が厳しい状況にある。そのため、市が国・県及び事業者の間に入り、補助事業の事業着手前であっても補助金を交付することにより、事業者を支援する。	研究開発事業の国庫補助金着手前交付	国庫補助事業のうち、中小企業の研究開発に係る補助金等の事業着手前支払制度を創設。国・県から直接事業者を支払われる補助金を、市が受ける流れを作り、市が補助金決定後に事業者を支払う。(現在の間接補助規程では支払うことができない。)補助事業着手時に補助金を市の責任のもと先払いすることを可能とし、事業完了後市が県・国等から補助金を受けることで、事業者の資金調達の利便を図る。(補助申請手続きの大幅な変更を必要としない。)	国庫補助事業のうち中小企業の研究開発に係る、補助金等の事業着手前支払制度を創設。
茨城県	つくば市	筑波研究学園都市のリニューアル及びつくばエクスプレスを活用した地域活性化構想	約40年にわたる筑波研究学園都市の建設、研究活動等により蓄積された多くの知的、物的資産とあわせ、豊かな自然環境を活用することで、地域の活性化につなげていくことは重要かつ必要であります。また、つくばエクスプレスの開通、国の研究機関等の独立行政法人化といった動向を契機として、「つくば」の魅力を高めるまちづくりが強く求められています。これらをふまえ、新たな施策展開により、地域活性化、地域雇用の創出を図るものである。	健康づくりを核とした地域の活性化及び新産業の創出	(施策の利便性の向上) ・大学・研究機関での先端科学プログラムの導入、実践及び民間企業との連携によるツアー企画等新事業の創設。	健康づくりへの関心が高まる中、筑波研究学園都市を抱える当市のポテンシャルを發揮し、産・官・学連携によるプログラムの創設、実践を行う。このことにより、「つくば」の豊かな自然環境、里山の保全活動等への参加をプログラムの一つとすることで、環境保全の啓発と体力の向上、維持といった相乗効果が期待できる。
茨城県	つくば市	筑波研究学園都市のリニューアル及びつくばエクスプレスを活用した地域活性化構想	約40年にわたる筑波研究学園都市の建設、研究活動等により蓄積された多くの知的、物的資産とあわせ、豊かな自然環境を活用することで、地域の活性化につなげていくことは重要かつ必要であります。また、つくばエクスプレスの開通、国の研究機関等の独立行政法人化といった動向を契機として、「つくば」の魅力を高めるまちづくりが強く求められています。これらをふまえ、新たな施策展開により、地域活性化、地域雇用の創出を図るものである。	健康づくりを核とした地域の活性化及び新産業の創出	(施策の利便性の向上) ・大学・研究機関での先端科学プログラムの導入、実践及び民間企業との連携によるツアー企画等新事業の創設。	首都圏からの立地条件やつくばエクスプレスを活用することで、滞在型、日帰型等ニーズにあった柔軟なプログラミングを創設、実践する。このことにより、「つくば」の豊かな自然環境、里山の保全活動等への参加をプログラムの一つとすることで、環境保全の啓発と体力の向上、維持といった相乗効果が期待できる。
茨城県	つくば市	筑波研究学園都市のリニューアル及びつくばエクスプレスを活用した地域活性化構想	約40年にわたる筑波研究学園都市の建設、研究活動等により蓄積された多くの知的、物的資産とあわせ、豊かな自然環境を活用することで、地域の活性化につなげていくことは重要かつ必要であります。また、つくばエクスプレスの開通、国の研究機関等の独立行政法人化といった動向を契機として、「つくば」の魅力を高めるまちづくりが強く求められています。これらをふまえ、新たな施策展開により、地域活性化、地域雇用の創出を図るものである。	サイエンス型コンベンション観光都市の創成	(施策の利便性の向上) ・つくばの魅力向上のための貴重な地域資源である研究機関等の展示施設の充実及び見学体制を整備するための予算措置の拡充。 ・見学、体験型観光農園、市民農園整備に向けた研究成果の実証など研究機関等の連携強化、アグリビジネスにおけるマーケティング調査等支援体制づくり。 (各種施策の連携) ・市内に集積する研究機関等を周遊(学)する見学コース等の設定による見学者誘致のための各省庁(各独法)連携による支援体制づくり及びフィルムコミッションへの積極的な参加。 ・情報の共有化を促進するための各省庁(各独法)連携による支援体制づくり(権限委譲) ・土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化に伴う許認可権の県知事への権限委譲。	各研究機関の研究成果や科学技術を普及啓発するため、各省庁が連携して広報予算枠の拡充を図るとともに、各研究機関が連携して見学コースの設定などに関し公開促進を図る。特に、観光農園、市民農園の整備における研究機関等の研究成果の実証をはじめ関係機関の連携強化、支援体制づくりを構築する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
茨城県	つくば市	筑波研究学園都市のリニューアル及びつくばエクスプレスを活用した地域活性化構想	約40年にわたる筑波研究学園都市の建設、研究活動等により蓄積された多くの知的、物的資産とあわせ、豊かな自然環境を活用することで、地域の活性化につなげていくことは重要かつ必要であります。また、つくばエクスプレスの開通、国の研究機関等の独立行政法人化といった動向を契機として、「つくば」の魅力を高めるまちづくりが強く求められています。これらをふまえ、新たな施策展開により、地域活性化、地域雇用の創出を図るものである。	サイエンス型コンベンション観光都市の創成	(施策の利便性の向上) ・つくばの魅力向上のための貴重な地域資源である研究機関等の展示施設の充実及び見学体制を整備するための予算措置の拡充。 ・見学、体験型観光農園、市民農園整備に向けた研究成果の実証など研究機関等の連携強化、アグリビジネスにおけるマーケティング調査等支援体制づくり。 (各種施策の連携) ・市内に集積する研究機関等を周遊(学)する見学コース等の設定による見学者誘致のための各都府県(各独法)連携による支援体制づくり及びフィルムコミッションへの積極的な参加。 ・情報の共有化を促進するための各都府県(各独法)連携による支援体制づくり (権限委譲) ・土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化に伴う許認可権の県知事への権限委譲。	各研究機関が保有し、かつ公開可能な報告書、論文等をはじめ紹介情報について、市立図書館等公共施設との連携、情報の相互共有を図る。
茨城県	つくば市	筑波研究学園都市のリニューアル及びつくばエクスプレスを活用した地域活性化構想	約40年にわたる筑波研究学園都市の建設、研究活動等により蓄積された多くの知的、物的資産とあわせ、豊かな自然環境を活用することで、地域の活性化につなげていくことは重要かつ必要であります。また、つくばエクスプレスの開通、国の研究機関等の独立行政法人化といった動向を契機として、「つくば」の魅力を高めるまちづくりが強く求められています。これらをふまえ、新たな施策展開により、地域活性化、地域雇用の創出を図るものである。	サイエンス型コンベンション観光都市の創成	(施策の利便性の向上) ・つくばの魅力向上のための貴重な地域資源である研究機関等の展示施設の充実及び見学体制を整備するための予算措置の拡充。 ・見学、体験型観光農園、市民農園整備に向けた研究成果の実証など研究機関等の連携強化、アグリビジネスにおけるマーケティング調査等支援体制づくり。 (各種施策の連携) ・市内に集積する研究機関等を周遊(学)する見学コース等の設定による見学者誘致のための各都府県(各独法)連携による支援体制づくり及びフィルムコミッションへの積極的な参加。 ・情報の共有化を促進するための各都府県(各独法)連携による支援体制づくり (権限委譲) ・土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化に伴う許認可権の県知事への権限委譲。	大学、各研究機関が保有する施設(体育施設等)使用許可の容易化を図る。
茨城県	つくば市	筑波研究学園都市のリニューアル及びつくばエクスプレスを活用した地域活性化構想	約40年にわたる筑波研究学園都市の建設、研究活動等により蓄積された多くの知的、物的資産とあわせ、豊かな自然環境を活用することで、地域の活性化につなげていくことは重要かつ必要であります。また、つくばエクスプレスの開通、国の研究機関等の独立行政法人化といった動向を契機として、「つくば」の魅力を高めるまちづくりが強く求められています。これらをふまえ、新たな施策展開により、地域活性化、地域雇用の創出を図るものである。	サイエンス型コンベンション観光都市の創成	(施策の利便性の向上) ・つくばの魅力向上のための貴重な地域資源である研究機関等の展示施設の充実及び見学体制を整備するための予算措置の拡充。 ・見学、体験型観光農園、市民農園整備に向けた研究成果の実証など研究機関等の連携強化、アグリビジネスにおけるマーケティング調査等支援体制づくり。 (各種施策の連携) ・市内に集積する研究機関等を周遊(学)する見学コース等の設定による見学者誘致のための各都府県(各独法)連携による支援体制づくり及びフィルムコミッションへの積極的な参加。 ・情報の共有化を促進するための各都府県(各独法)連携による支援体制づくり (権限委譲) ・土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化に伴う許認可権の県知事への権限委譲。	観光振興を事業目的とする法人化に係る権限の委譲を基に、土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化を促進し、組織の機能強化を図る。
茨城県	つくば市	筑波研究学園都市のリニューアル及びつくばエクスプレスを活用した地域活性化構想	約40年にわたる筑波研究学園都市の建設、研究活動等により蓄積された多くの知的、物的資産とあわせ、豊かな自然環境を活用することで、地域の活性化につなげていくことは重要かつ必要であります。また、つくばエクスプレスの開通、国の研究機関等の独立行政法人化といった動向を契機として、「つくば」の魅力を高めるまちづくりが強く求められています。これらをふまえ、新たな施策展開により、地域活性化、地域雇用の創出を図るものである。	合理的な土地利用計画推進のための規制緩和	(権限委譲)・つくば市の土地利用等の施策の利便性の向上を図るため、市街化調整区域における開発事業の関係法令等の権限委譲。	・民間企業等の市街化調整区域における開発事業において、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法の規制の緩和を図る。 ・都市計画法に基づく開発許可における開発の審査を市民の代表が審査できる制度の創設。
茨城県	つくば市	市内公共交通を補完する新たな交通システムの整備	面積が284.07平方キロメートルという広大な本市は、6町村の合併により誕生し、中心部には筑波研究学園都市が位置し、周辺には旧市街地が小規模に分散立地している。市内の移動手段はもっぱら自家用車による典型的な車社会となっており、経済的負担も大きく企業にとっても大きな問題となっている。こうした状況をバス事業者や行政のみで整備充実を図るのでなく、民間企業の保有しているバス等も活用し、市内公共交通を補完する新たな交通システムを構築し、市民生活の利便性向上及び市内産業の活性化と企業の誘致推進による雇用創出・雇用拡大を図る。	市内の公共交通を補完する新たな運行システムの整備充実	(施策の利便性の向上) 民間企業の保有している遊休バス等を活用した、新たな交通システムの構築。 (規制緩和) 道路運送法、一般旅客自動車運送事業の免許要件等運行に関する許可要件の規制緩和	市内交通網の充実を図るため、病院、結婚式場、私立学校など民間が独自に保有している遊休バスを有機的・機動的に運行することで過剰な設備投資や財政負担を軽減することが可能となり、市民生活の利便性向上及び市内産業の活性化と企業の誘致推進による雇用創出・雇用拡大を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
茨城県	特定非営利活動法人日本デスクウセリング協会	高齢消費者を回想法で育成する事業	高齢者対応の長寿社会実現のためには、高齢者が社会に対して経済的なつながりを維持できるように社会が「高齢消費者」育成のために「介助サービス技術」を習得することが望ましい。また、痴呆症状の発症抑制に効果があるとされる回想法を広く普及し、「外出して楽しみ」「昔話をして楽しむ」社会環境を整えることで、経済効果の向上と医療費抑制の両面の効果が期待できる。	高齢消費者の育成と痴呆老人抑制のための回想法センター設置事業	従来、消費者と痴呆予防は別ものと考えられてきたが、回想法センターを開設することで、外出への意欲が刺激され、外出ついでに介助サービス技術を所有する店員がいるデパートによって買い物をする。回想法センターでは、痴呆予防となる回想法とともに介助サービス講座を開催して高齢者が安心して買い物ができる商店街を育成する。支援措置としては、藤代町で管轄する「古屋」の改装費用と維持費を希望する。住民から公益活用を希望して管理委譲されたが、町ではその予算がない。	現在、町で回想法の勉強会を開催したり、傾聴ボランティアをしているが、急速に進む高齢化対応として、回想法センターを開設したい。具体的な物件はあるのだが、資金がない。回想法センターができれば、消え行く藤代町の文化を保存でき、また一人ぐらい高齢者の外出を促すこともできる。
栃木県	大平町	農業・商業・住居が融合するまちづくり	地方の時代といわれる現在、独自のまちづくりを行っていくうえで市街化調整区域に係る開発許可及び農地転用の規制など必ず県知事の許可権限に直面します。また、従来の規制に基づいた手法で基盤整備をすすめるのでは、現在の速い経済状況に対応できる地域再生へとつながるまちづくりは困難であります。そこで、地方公共団体の規模に関係なく、地方公共団体の町づくりの指針と一致し、地域住民の同意が得られ、県道の4車線以上の路線や市街化区域が隣接している地域などの一定の条件がクリアされれば都市計画法第34条第10号イ・令第31条、農業振興地域整備計画に関する法律第13条第2項、農地法第4条及び第5条の規制緩和や、例外規定等を認める法律の制定を提案いたします。	市街化調整区域における開発許可の緩和と農地転用許可の一元化。	市街化調整区域内の開発許可をするにあたり、地域経済の活性化につながり、地域の実情にあった区域であれば都市計画法第34条第10号イ・令第31条の規制緩和及び、農業振興地域整備計画に関する法律第13条第2項、農地法第4条及び第5条の規制緩和及び事務手続きの一元化を提案します。	地方交付税や国庫補助金等の縮減が現実のものとなりつつある中で、市町村は独自の努力で何とか生き残りを模索していますが、まちづくりの権限のほとんどが市町村に委譲されていません。そこで、地域の再生を行うためには、市街化調整区域内の大規模商業施設等の開発許可が必要とされます。そこで、県道の4車線以上の路線や市街化区域が隣接している地域などの一定の条件がクリアされれば当該地区の開発許可になる規制緩和策等が必要となります。
栃木県	藤原町 日光市 那須町 塩原町	「日光国立公園」観光新生プロジェクト	全国有数の温泉地である日光国立公園地域に従前のような賑わいを再生するため、国の各種施策の集中や利便性の向上、諸制度の整備などを推進し、観光客に地域の魅力をPRできるような施設等の充実や温泉街の魅力の創出、外客誘致の推進、観光産業そのものを支える基盤の整備など、様々な観点からの観光振興事業を総合的に展開する。	(藤原町) 鬼怒川温泉駅前整備推進のための「まちづくり交付金」の活用 (塩原町) 塩原町温泉公園整備推進のための「まちづくり交付金」の活用	(藤原町) 市街地の中心であり町の表玄関としての役割を果たしている鬼怒川温泉駅前について、平16~20にかけて、「和」と「鬼」をテーマに温泉町の情緒を醸し出すような各種施設等を整備し、ここを新たなまちづくりの核として位置づけ、更に周辺整備を行うことで温泉街の再活性化を図る計画としており、当該事業に国土交通省所管の「まちづくり交付金」を投入されたい。 (塩原町) 温泉街の中心地に、源泉を利用した町のシンボルとなるような公園を平17~18にかけて整備する予定であり、露天風呂など各種施設の充実を図るため、当該事業に国土交通省所管の「まちづくり交付金」を投入されたい	(藤原町) 訪れる観光客が最初と最後に見るのが駅であり、リピーターとなって「また来たい」と感じてもらえるようなイメージを与えるとともに、話題性や賑わいの創出につながるような駅前整備を図る。 イベント広場、足湯・歩行浴等の体験型温泉施設、瓦屋根のバス乗降場、観光インフォメーション、からくり時計、サイン・案内板等 (塩原町) 最近の温泉観光客の期待は、宿泊施設の魅力のほか、「温泉の泉質、湯量、湯けむり」等の温泉地自体の魅力への期待が高くなっている。これらのニーズに応え、湯量豊富な塩原温泉をアピールするため、整備予定地の源泉を活用し、観光客が集えるような「公園整備」を図る。 イベント広場、足湯・歩行浴等の体験型温泉施設、露天風呂等
栃木県	藤原町 日光市 那須町 塩原町	「日光国立公園」観光新生プロジェクト	全国有数の温泉地である日光国立公園地域に従前のような賑わいを再生するため、国の各種施策の集中や利便性の向上、諸制度の整備などを推進し、観光客に地域の魅力をPRできるような施設等の充実や温泉街の魅力の創出、外客誘致の推進、観光産業そのものを支える基盤の整備など、様々な観点からの観光振興事業を総合的に展開する。	(藤原町) (日光市) (塩原町) 自然公園法の特別地域内における観光地の魅力創出事業に係る利便性の向上	自然公園法の特別地域内においては、観光地の魅力の演出としてのライトアップ等を実施する際に、工作物の設置について容易に許可が下りない現状である。よって、地域の実情や計画内容に応じた柔軟な対応を求めたい。	観光地の魅力づくりの一環として、温泉街の街路樹のイルミネーション整備や河川・渓谷などのライトアップを実施し、観光客のそぞろ歩きを演出したり、宿泊施設から夜の景観の美しさを楽しんでもらうことができる。
栃木県	藤原町 日光市 那須町 塩原町	「日光国立公園」観光新生プロジェクト	全国有数の温泉地である日光国立公園地域に従前のような賑わいを再生するため、国の各種施策の集中や利便性の向上、諸制度の整備などを推進し、観光客に地域の魅力をPRできるような施設等の充実や温泉街の魅力の創出、外客誘致の推進、観光産業そのものを支える基盤の整備など、様々な観点からの観光振興事業を総合的に展開する。	(藤原町) (塩原町) 安全で快適に歩けるまちづくりの推進のための河川法の規制緩和	河川法第24条に基づく土地の占用及び第26条の工作物の新築等の許可が厳しく、温泉街から河川敷へのアプローチ整備が困難である。よって、規制の緩和措置を求めたい。	温泉街から河川敷に降りるアプローチを整備することで、観光客が川面や渓谷の美しさをより近くで楽しむことができ、歩いて散策できる新たなスポットづくりにもつながる。
栃木県	藤原町 日光市 那須町 塩原町	「日光国立公園」観光新生プロジェクト	全国有数の温泉地である日光国立公園地域に従前のような賑わいを再生するため、国の各種施策の集中や利便性の向上、諸制度の整備などを推進し、観光客に地域の魅力をPRできるような施設等の充実や温泉街の魅力の創出、外客誘致の推進、観光産業そのものを支える基盤の整備など、様々な観点からの観光振興事業を総合的に展開する。	(4市町共通) 外国人観光客誘致のための国の各種施策の集中	外国人観光客の来訪を促進するため、国のグローバル観光戦略に基づくビジット・ジャパン・キャンペーン事業の当該エリアへの集中や、国の関係団体である日本観光協会、国際観光振興機構等が行う事業において、当該エリアを中心とした本県観光地を積極的に取り上げてもらえるよう提案する。	国が直接実施する事業において当該エリアを重点的に取り上げてもらふことにより、東アジアをはじめとする諸外国への宣伝効果が期待できるほか、地方連携事業の予算を投下してもらふことで、各市町として海外旅行エージェンツ・マスコミ等の招請事業や観光プロモーションツールの作成等、多様な誘致事業を展開することができる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
栃木県	藤原町日光市那須町塩原町	「日光国立公園」観光新生プロジェクト	全国有数の温泉地である日光国立公園地域に従前のような賑わいを再生するため、国の各種施策の集中や利便性の向上、諸制度の整備などを推進し、観光客に地域の魅力をPRできるような施設等の充実や温泉街の魅力の創出、外客誘致の推進、観光産業そのものを支える基盤の整備など、様々な観点からの観光振興事業を総合的に展開する。	(藤原町) 水の安定供給を図るための砂防法及び河川法の規制緩和	砂防法第4条に基づく指定地域としての規制があるほか、河川法第24条及び第26条により取水堰の設置が許可されない。よって、規制の緩和措置を求めたい。	鬼怒川・川治温泉街は、ピーク時には1日で24,000人もの宿泊客を抱える大温泉街であり、上水道の安定供給を図ることは必要不可欠である。従って、砂防指定地域である川治地区の上下沢の取水施設と鬼怒川地区の取水堰の整備を行うことができれば、宿泊客及び地域住民の生活の安定が図られることとなる。
栃木県	藤原町日光市那須町塩原町	「日光国立公園」観光新生プロジェクト	全国有数の温泉地である日光国立公園地域に従前のような賑わいを再生するため、国の各種施策の集中や利便性の向上、諸制度の整備などを推進し、観光客に地域の魅力をPRできるような施設等の充実や温泉街の魅力の創出、外客誘致の推進、観光産業そのものを支える基盤の整備など、様々な観点からの観光振興事業を総合的に展開する。	(藤原町) 地域の中核的医療機関としての総合病院の整備	町の中核的医療機関である珪肺労災病院(労働福祉事業団経営)の廃止通告が国からなされたが、病院の有無は地域住民はもとより、観光をはじめとする旅行者にとっても大変重要である。特に主要温泉地である町にとっては大きな打撃となり、ひいては本県経済に及ぼす影響も多大なものとなることが憂慮される。ついては、当病院を総合病院として、独立行政法人化される国立病院で継続されるよう求めたい。	地域住民の医療を通じた健康の確保及び修学旅行をはじめとする団体旅行等を誘致する場合の、不測の事態に対応しうる救急医療の確保が図られる。
栃木県	藤原町日光市那須町塩原町	「日光国立公園」観光新生プロジェクト	全国有数の温泉地である日光国立公園地域に従前のような賑わいを再生するため、国の各種施策の集中や利便性の向上、諸制度の整備などを推進し、観光客に地域の魅力をPRできるような施設等の充実や温泉街の魅力の創出、外客誘致の推進、観光産業そのものを支える基盤の整備など、様々な観点からの観光振興事業を総合的に展開する。	(4市町共通) 固定資産税率の軽減に伴う各自自治体への財源補填措置	長引く景気低迷と入湯客数の減少、足利銀行の一時国有化措置等により、厳しい経営状況が続くホテル・旅館経営者の税負担(特に固定資産税)は重荷になっている。そこで、各市町が救済措置として税率を軽減した場合、結果として自治体側も減収となるため、行財政が逼迫する恐れがある。そこで、各市町の減収分について、一定期間、特別交付金として交付されるよう提案する。	固定資産税の標準税率は100分の1.4であるが、この税率の軽減化を図り、自治体側の減収分を交付金で賄えば、ホテル・旅館業者は先行投資した設備資金借入金の返済や今後の設備投資に充てられ、宿泊者等の増客と温泉街の活性化につながる。
栃木県	藤原町日光市那須町塩原町	「日光国立公園」観光新生プロジェクト	全国有数の温泉地である日光国立公園地域に従前のような賑わいを再生するため、国の各種施策の集中や利便性の向上、諸制度の整備などを推進し、観光客に地域の魅力をPRできるような施設等の充実や温泉街の魅力の創出、外客誘致の推進、観光産業そのものを支える基盤の整備など、様々な観点からの観光振興事業を総合的に展開する。	(那須町) 那須・塩原エコアップ事業の早期完了	那須・塩原エコアップ事業は、平成14年3月、環境省が策定した「那須・塩原地域新活性化整備基本計画」に基づき、41の事業からなる整備計画が14年度から事業着手し、18年度に完了の計画であるが、このうち、進捗の遅れている事業について早期の実施を求めたい。	湯本・殺生石地区は、那須地区自然公園における代表的地区であり、観光においても重要地区である。当地区には、「那須・塩原地域新活性化整備基本計画」に基づき、国によってインフォメーションセンターの整備(17年度完成見込)が予定されているが、早期の完成に向けての関係省庁間の早急な対応を望む。
栃木県	栃木県	栃木県経済新生構想	本県の中核的金融機関である足利銀行の一時国有化による県内経済への影響を最小限に食い止め、本県経済の新生を実現するため、政府系金融機関による貸付対象の拡充等により「地域金融の円滑化」を促進するとともに、産業再生機構や中小企業再生支援協議会の活用促進等により「中小企業の再生」を強力に推進する。また、産業クラスター計画に基づく支援施策の集中や産学官大型研究プロジェクトの推進、さらには中心市街地・商業地の活性化のためのまちづくりの取組支援等により「地域産業の活性化」を全県的に進めるとともに、地域求職活動援助計画の区域拡大や緊急地域雇用創出中小企業特別委託事業の活用等により、「地域雇用の確保」を目指すものである。	政府系金融機関の金融環境変化対応資金の融資条件の緩和	国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の「金融環境変化対応資金」について、貸出基準を緩和して踏み込んだ融資を行うとともに、現在、担保と保証人が必要とされているが、これを、原則として無担保、第三者保証人なしの制度とする。	国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の「金融環境変化対応資金」について、原則として無担保、第三者保証人なしの制度とする。これにより、足利銀行の破綻により資金繰りの悪化が懸念される中小企業に対する円滑な資金供給を可能とする。
栃木県	栃木県	栃木県経済新生構想	本県の中核的金融機関である足利銀行の一時国有化による県内経済への影響を最小限に食い止め、本県経済の新生を実現するため、政府系金融機関による貸付対象の拡充等により「地域金融の円滑化」を促進するとともに、産業再生機構や中小企業再生支援協議会の活用促進等により「中小企業の再生」を強力に推進する。また、産業クラスター計画に基づく支援施策の集中や産学官大型研究プロジェクトの推進、さらには中心市街地・商業地の活性化のためのまちづくりの取組支援等により「地域産業の活性化」を全県的に進めるとともに、地域求職活動援助計画の区域拡大や緊急地域雇用創出中小企業特別委託事業の活用等により、「地域雇用の確保」を目指すものである。	政府系金融機関の特別貸付の貸付対象等の拡充	商工組合中央金庫、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫の特別貸付の貸付対象を拡充し、再生が軌道に乗りつつある事業者に対して次の～からの借入金の返済(リファイナンス)資金の融資を可能とする。株式会社産業再生機構 再生に取り組む中小企業等に対する投資事業を行うために中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律及び産業活力再生特別措置法に基づいて組成された中小企業等投資事業有限責任組合(地域中小企業再生ファンド) 株式会社整理回収機構	商工組合中央金庫、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫の特別貸付の貸付対象を拡充し、再生が軌道に乗りつつある事業者に対して次の～からの借入金の返済(リファイナンス)資金の融資を可能とすることにより、県内中小企業等の短期的、集中的な再生を促進させる。株式会社産業再生機構 再生に取り組む中小企業等に対する投資事業を行うために中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律及び産業活力再生特別措置法に基づいて組成された中小企業等投資事業有限責任組合(地域中小企業再生ファンド) 株式会社整理回収機構

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
栃木県	栃木県	栃木県経済新生構想	本県の中核的金融機関である足利銀行の一時国有化による県内経済への影響を最小限に食い止め、本県経済の新生を実現するため、政府系金融機関による貸付対象の拡充等により「地域金融の円滑化」を促進するとともに、産業再生機構や中小企業再生支援協議会の活用促進等により「中小企業の再生」を強力に推進する。また、産業クラスター計画に基づく支援施策の集中や産学官大型研究プロジェクトの推進、さらには中心市街地・商業地の活性化のためのまちづくりの取組支援等により「地域産業の活性化」を全県的に進めるとともに、地域求職活動援助計画の区域拡大や緊急地域雇用創出中小企業特別委託事業の活用等により、「地域雇用の確保」を目指すものである。	産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	足利銀行の一時国有化による本県経済の停滞を防ぐためには、経営不振に陥っている企業を、迅速かつ集中的に、1社でも多く再生させる必要があることから、産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構、日本政策投資銀行をはじめとする政府系金融機関が相互に連携し、より効果的な支援が可能となるよう、これら関係機関によるネットワークを構築する。	経営不振に陥った企業を再生させていくことは、県内経済の活性化に不可欠な方策である。規模、業種等により企業再生の形態も様々であることから、産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構、日本政策投資銀行をはじめとする政府系金融機関が相互に緊密な連携を図り、それぞれの支援機能を最大限に発揮していただくことが重要である。そこで、各機関担当者による連絡調整組織の整備により、各種支援施策の実効性を確保するものである。
栃木県	栃木県	栃木県経済新生構想	本県の中核的金融機関である足利銀行の一時国有化による県内経済への影響を最小限に食い止め、本県経済の新生を実現するため、政府系金融機関による貸付対象の拡充等により「地域金融の円滑化」を促進するとともに、産業再生機構や中小企業再生支援協議会の活用促進等により「中小企業の再生」を強力に推進する。また、産業クラスター計画に基づく支援施策の集中や産学官大型研究プロジェクトの推進、さらには中心市街地・商業地の活性化のためのまちづくりの取組支援等により「地域産業の活性化」を全県的に進めるとともに、地域求職活動援助計画の区域拡大や緊急地域雇用創出中小企業特別委託事業の活用等により、「地域雇用の確保」を目指すものである。	中小企業再生支援協議会による経営改善計画に係る税務上の取扱いの改善	中小企業再生支援協議会で策定を支援した経営改善計画に基づき債権放棄が行われた場合には、全ての事例について、債権放棄による損失の損金算入及び債務免除益の範囲内での過去の欠損金算入を可能とする。	中小企業再生支援協議会が関与して策定した経営改善計画の税務上の取扱いについては、事実上、個々の事例ごとに国税庁に事前相談を行い、国税庁から示されている検討項目に全て該当する場合に限り、債権放棄による損失の損金算入及び債務免除益の範囲内での過去の欠損金算入が認められることになっている。これを、中小企業再生支援協議会が関与して策定した経営改善計画に基づき債権放棄が行われた場合には、全ての事例について、これら税務上の取扱いを可能とし、経営改善計画の策定を促進させる。
栃木県	栃木県	栃木県経済新生構想	本県の中核的金融機関である足利銀行の一時国有化による県内経済への影響を最小限に食い止め、本県経済の新生を実現するため、政府系金融機関による貸付対象の拡充等により「地域金融の円滑化」を促進するとともに、産業再生機構や中小企業再生支援協議会の活用促進等により「中小企業の再生」を強力に推進する。また、産業クラスター計画に基づく支援施策の集中や産学官大型研究プロジェクトの推進、さらには中心市街地・商業地の活性化のためのまちづくりの取組支援等により「地域産業の活性化」を全県的に進めるとともに、地域求職活動援助計画の区域拡大や緊急地域雇用創出中小企業特別委託事業の活用等により、「地域雇用の確保」を目指すものである。	中小企業再生支援協議会による支援企業の債務者としての取扱いの改善	中小企業再生支援協議会が策定支援した経営改善計画についても、産業再生機構が買取を決定した債権に係る債務者についての事業再生計画と原則として同様に扱う。	中小企業再生支援協議会が策定支援した経営改善計画についても、産業再生機構が買取を決定した債権に係る債務者についての事業再生計画と同様に扱うことにより、当該企業のその後の資金調達、事業展開を円滑化する。
栃木県	栃木県	栃木県経済新生構想	本県の中核的金融機関である足利銀行の一時国有化による県内経済への影響を最小限に食い止め、本県経済の新生を実現するため、政府系金融機関による貸付対象の拡充等により「地域金融の円滑化」を促進するとともに、産業再生機構や中小企業再生支援協議会の活用促進等により「中小企業の再生」を強力に推進する。また、産業クラスター計画に基づく支援施策の集中や産学官大型研究プロジェクトの推進、さらには中心市街地・商業地の活性化のためのまちづくりの取組支援等により「地域産業の活性化」を全県的に進めるとともに、地域求職活動援助計画の区域拡大や緊急地域雇用創出中小企業特別委託事業の活用等により、「地域雇用の確保」を目指すものである。	地域中小企業支援センターによる再生に向けた企業の取組支援	平成16年度以降、地域中小企業支援センターの支援対象業務から経営革新が除外され、主に一般的な経営相談及び創業支援を行うこととされ、また、専門家派遣事業も廃止されることとされているが、地域の中小・零細企業が再生を目指し、経営革新や第二創業等の新たな事業展開に取り組むことを支援するため、経営革新支援業務と専門家派遣事業の継続を求める。	地域中小企業支援センターが経営革新支援業務を継続して行うことにより、各地域の中小・零細企業が、それぞれの実情に応じて、それぞれ特色のある商工会・商工会議所、地域中小企業支援センター、中小企業再生支援協議会の支援機能をフルに活用できることになり、経営革新等の実効性が確保され、企業の再生が実現する。
栃木県	栃木県	栃木県経済新生構想	本県の中核的金融機関である足利銀行の一時国有化による県内経済への影響を最小限に食い止め、本県経済の新生を実現するため、政府系金融機関による貸付対象の拡充等により「地域金融の円滑化」を促進するとともに、産業再生機構や中小企業再生支援協議会の活用促進等により「中小企業の再生」を強力に推進する。また、産業クラスター計画に基づく支援施策の集中や産学官大型研究プロジェクトの推進、さらには中心市街地・商業地の活性化のためのまちづくりの取組支援等により「地域産業の活性化」を全県的に進めるとともに、地域求職活動援助計画の区域拡大や緊急地域雇用創出中小企業特別委託事業の活用等により、「地域雇用の確保」を目指すものである。	産業クラスター計画に基づく各種支援施策の集中的投入	足利銀行の一時国有化に伴う影響を最小限に食い止め、本県経済のより一層の活性化を図るため、首都圏北部地域産業活性化推進ネットワークの推進に当たり、地域企業が取り組む研究開発に係る各種の助成制度を優先的に投入するとともに、産学官連携、経営支援、販路開拓等の各種支援施策の充実強化を図る。	首都圏北部地域産業活性化推進ネットワークは、産業クラスター計画の1プロジェクトとして、首都圏北部地域(群馬県及び栃木県)における輸送機械等の産業集積のポテンシャルを活かすために構築されたネットワークであり、世界に通用する企業群の育成を目標に各種事業を実施している。本ネットワークの推進に当たり、地域企業が取り組む研究開発に係る各種の助成制度を優先的に投入するとともに、産学官連携、経営支援、販路開拓等の各種支援施策の充実強化を図ることにより、県内企業による技術開発や新事業展開等の取組を促進させ、製造産業を中心とした厚みのある産業集積を実現する。
栃木県	栃木県	栃木県経済新生構想	本県の中核的金融機関である足利銀行の一時国有化による県内経済への影響を最小限に食い止め、本県経済の新生を実現するため、政府系金融機関による貸付対象の拡充等により「地域金融の円滑化」を促進するとともに、産業再生機構や中小企業再生支援協議会の活用促進等により「中小企業の再生」を強力に推進する。また、産業クラスター計画に基づく支援施策の集中や産学官大型研究プロジェクトの推進、さらには中心市街地・商業地の活性化のためのまちづくりの取組支援等により「地域産業の活性化」を全県的に進めるとともに、地域求職活動援助計画の区域拡大や緊急地域雇用創出中小企業特別委託事業の活用等により、「地域雇用の確保」を目指すものである。	都市エリア産学官連携促進事業の補助要件の改善	都市エリア産学官連携促進事業における、管理法人の事務経費を補助対象経費とする。	管理法人の事務経費の負担を軽減することにより、一層効果的な研究事業の実施を可能とする。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
栃木県	栃木県	栃木県経済新生構想	本県の中核的金融機関である足利銀行の一時国有化による県内経済への影響を最小限に食い止め、本県経済の新生を実現するため、政府系金融機関による貸付対象の拡充等により「地域金融の円滑化」を促進するとともに、産業再生機構や中小企業再生支援協議会の活用促進等により「中小企業の再生」を強力に推進する。また、産業クラスター計画に基づく支援施策の集中や産学官大型研究プロジェクトの推進、さらには中心市街地・商業地の活性化のためのまちづくりの取組支援等により「地域産業の活性化」を全県的に進めるとともに、地域求職活動援助計画の区域拡大や緊急地域雇用創出中小企業特別委託事業の活用等により、「地域雇用の確保」を目指すものである。	地域新生コンソーシアム事業の委託要件の改善	地域新生コンソーシアム事業について、研究経費の概算払いを可能とする。管理法人の事務経費を対象経費とする。採択枠を大幅拡大する。	企業の研究経費調達負担及び管理法人の事務経費の負担を軽減することにより、地域新生コンソーシアム事業への取組を促し、採択幅の拡大により、県内企業の研究開発事業の取組を促進する。
栃木県	栃木県	栃木県経済新生構想	本県の中核的金融機関である足利銀行の一時国有化による県内経済への影響を最小限に食い止め、本県経済の新生を実現するため、政府系金融機関による貸付対象の拡充等により「地域金融の円滑化」を促進するとともに、産業再生機構や中小企業再生支援協議会の活用促進等により「中小企業の再生」を強力に推進する。また、産業クラスター計画に基づく支援施策の集中や産学官大型研究プロジェクトの推進、さらには中心市街地・商業地の活性化のためのまちづくりの取組支援等により「地域産業の活性化」を全県的に進めるとともに、地域求職活動援助計画の区域拡大や緊急地域雇用創出中小企業特別委託事業の活用等により、「地域雇用の確保」を目指すものである。	産学官連携コーディネーター体制の強化	栃木県では平成15年4月にオープンした産業支援拠点施設「とちぎ産業創造プラザ」内に県内大学等のサテライトオフィスを設置するなど、同プラザを拠点として産学官連携の推進に努めているが、大学側コーディネータの果たす役割が極めて重要であることから、地域共同研究センターや工業高等専門学校のコーディネータを増員し、産学官連携のコーディネーター体制を強化する。	宇都宮大学の地域共同研究センターや小山工業高等専門学校の地域交流連携室のコーディネーターを増員することにより、「とちぎ産業創造プラザ」を拠点として、  企業からの産学官連携に関する相談への対応 産学官共同研究プロジェクトのプロデュース 大学発ベンチャーの創出支援  などの産学官連携活動を推進する。
栃木県	栃木県	栃木県経済新生構想	本県の中核的金融機関である足利銀行の一時国有化による県内経済への影響を最小限に食い止め、本県経済の新生を実現するため、政府系金融機関による貸付対象の拡充等により「地域金融の円滑化」を促進するとともに、産業再生機構や中小企業再生支援協議会の活用促進等により「中小企業の再生」を強力に推進する。また、産業クラスター計画に基づく支援施策の集中や産学官大型研究プロジェクトの推進、さらには中心市街地・商業地の活性化のためのまちづくりの取組支援等により「地域産業の活性化」を全県的に進めるとともに、地域求職活動援助計画の区域拡大や緊急地域雇用創出中小企業特別委託事業の活用等により、「地域雇用の確保」を目指すものである。	県中小企業支援センターの新事業創出支援体制の強化	中小企業経営資源強化対策費補助金(国庫)の補助対象である県中小企業支援センターについて、プロジェクトマネージャー・サブマネージャーの複数年契約による採用を可能とする。  マネージャーにかかる人件費を含めた全体の事業費について、各自治体一律的なカットではなく、地域の実情に応じた優先的な配分を求める。	本県の中小企業支援センターのプロジェクトマネージャー、サブマネージャーについて、5年程度の複数年契約とすることによって優秀な人材を長期・安定的に確保することにより、人的ネットワークの強化を図る。  国庫補助金の優先的な配分により、支援施策の継続的な実施を可能とすることにより、地域からの新事業創出を促進する。
栃木県	栃木県	栃木県経済新生構想	本県の中核的金融機関である足利銀行の一時国有化による県内経済への影響を最小限に食い止め、本県経済の新生を実現するため、政府系金融機関による貸付対象の拡充等により「地域金融の円滑化」を促進するとともに、産業再生機構や中小企業再生支援協議会の活用促進等により「中小企業の再生」を強力に推進する。また、産業クラスター計画に基づく支援施策の集中や産学官大型研究プロジェクトの推進、さらには中心市街地・商業地の活性化のためのまちづくりの取組支援等により「地域産業の活性化」を全県的に進めるとともに、地域求職活動援助計画の区域拡大や緊急地域雇用創出中小企業特別委託事業の活用等により、「地域雇用の確保」を目指すものである。	中心市街地活性化事業の補助要件の改善	(商店街等活性化事業、コミュニティ施設活用商店街活性化事業) 1 補助対象者の拡大 補助対象者に任意の商店会も加えること  (大型空き店舗活用支援事業) 1 補助対象者の拡大 補助対象者に市町村を加えること 2 補助要件の緩和 現行 対象となる店舗面積のうち、中小小売業者及び中小サービス業者の使用する部分は、新規創業または経営革新を行うものでなくてはならない 改善 新たに入居する中小小売業者及び中小サービス業者が使用する場合は全て補助対象とすること 3 補助要件の弾力的運用 現行 ・小売業に属する事業の用に供する部分の店舗面積が200㎡以上あること。 ・対象となる店舗面積のうち、1/2以上が小売業の用に供されていること ・対象となる店舗面積のうち、中小小売業者及び中小サービス業者の使用する部分が1/4以上あること 改善 面積要件については弾力的に運用すること	(商店街等活性化事業・コミュニティ施設活用商店街活性化事業) ・補助対象者に任意の商店会を加えることにより、地域における空き店舗対策等、商店街等の個性化、差別化を図るための取組が容易となり、中心市街の活性化を図る。  (大型空き店舗活用支援事業) ・補助対象者に市町村を加えることにより、集客効果がある施設を大型空き店舗に誘致することを可能とし、また、補助要件の緩和・弾力的運用することにより大型店撤退後の空き店舗のより早い解消が可能となり、中心市街の活性化を図る。
栃木県	栃木県	栃木県経済新生構想	本県の中核的金融機関である足利銀行の一時国有化による県内経済への影響を最小限に食い止め、本県経済の新生を実現するため、政府系金融機関による貸付対象の拡充等により「地域金融の円滑化」を促進するとともに、産業再生機構や中小企業再生支援協議会の活用促進等により「中小企業の再生」を強力に推進する。また、産業クラスター計画に基づく支援施策の集中や産学官大型研究プロジェクトの推進、さらには中心市街地・商業地の活性化のためのまちづくりの取組支援等により「地域産業の活性化」を全県的に進めるとともに、地域求職活動援助計画の区域拡大や緊急地域雇用創出中小企業特別委託事業の活用等により、「地域雇用の確保」を目指すものである。	各府省庁等の地域再生関連施策等に関する情報の一元提供	各府省庁及び関係機関が有する新事業の創出、地域産業の再生、地域づくり、地域金融の強化、地域雇用の確保等の地域再生関連施策や制度に係る情報を、ホームページ等で一元的に提供するシステムを構築する。	ホームページ等で一元的に公開された各府省庁等の地域再生関連施策や制度を効果的に活用しながら、地域の特性を活かした地域再生の取組を積極的に展開していく。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
栃木県	栃木県	栃木県経済新生構想	本県の中核的金融機関である足利銀行の一時国有化による県内経済への影響を最小限に食い止め、本県経済の新生を実現するため、政府系金融機関による貸付対象の拡充等により「地域金融の円滑化」を促進するとともに、産業再生機構や中小企業再生支援協議会の活用促進等により「中小企業の再生」を強力に推進する。また、産業クラスター計画に基づく支援施策の集中や産学官大型研究プロジェクトの推進、さらには中心市街地・商業地の活性化のためのまちづくりの取組支援等により「地域産業の活性化」を全県的に進めるとともに、地域求職活動援助計画の区域拡大や緊急地域雇用創出中小企業特別委託事業の活用等により、「地域雇用の確保」を目指すものである。	地域求職活動援助計画の区域拡大	宇都宮・小山地域(2市8町)を対象とした現在の「栃木県地域求職活動援助計画」の適用区域を栃木県全域とする。 現在の要件 自然的経済的社会的条件が一体の地域 月平均求職者が概ね3,000人以上 求職者に求人情報が適切に提供されていないこと 求職者の就業が困難な状況にあること 要件の改善 現在の適用区域を栃木県全域とすること	「栃木県地域求職活動援助計画」に基づき、県内の求職者に対し求人に関する情報を適切に提供し、求職者の安定した職業への就業を援助する。 人材受入情報の収集・提供 職業講習の実施 企業合同説明会の実施 職業適性検査の実施 就職ガイダンスの実施 求職者・就業者間の交流会の実施 労働力需給調査の実施
栃木県	栃木県	栃木県経済新生構想	本県の中核的金融機関である足利銀行の一時国有化による県内経済への影響を最小限に食い止め、本県経済の新生を実現するため、政府系金融機関による貸付対象の拡充等により「地域金融の円滑化」を促進するとともに、産業再生機構や中小企業再生支援協議会の活用促進等により「中小企業の再生」を強力に推進する。また、産業クラスター計画に基づく支援施策の集中や産学官大型研究プロジェクトの推進、さらには中心市街地・商業地の活性化のためのまちづくりの取組支援等により「地域産業の活性化」を全県的に進めるとともに、地域求職活動援助計画の区域拡大や緊急地域雇用創出中小企業特別委託事業の活用等により、「地域雇用の確保」を目指すものである。	高度技能活用雇用安定計画の同意要件改善	地域雇用開発促進法に基づく「高度技能活用雇用安定計画」に係る国の同意要件を緩和する。 現在の同意要件(いずれか) 最近6か月間の地域の常用有効求人倍率の月平均値が全国の常用有効求人倍率の月平均値以下 最近6か月間の常用有効求人倍率の月平均値が最近5年間のいずれかの同期の常用有効求人倍率の月平均値と比し低下 要件の改善(次の要件を追加) 最近6か月間の地域の常用有効求人倍率の月平均値が1倍未満	「県南高度技能活用雇用安定計画」に基づき、高度の技能等を活用した新事業展開による新たな雇用機会の開発を図るとともに、製造業の構造変化に伴う円滑な労働移動や「ものづくり」を支える人材の育成を推進し、地域の雇用の改善を図る。 新たな雇用機会の開発促進 ・新事業展開のための高度技能労働者の確保支援 ・雇用環境の改善、労働者福祉の増進 ・新事業展開のための雇用開発の情報提供 失業なき労働移動の実現 ・新事業展開や技能職種等の情報提供 ・求人、求職のマッチング支援
栃木県	栃木県	栃木県経済新生構想	本県の中核的金融機関である足利銀行の一時国有化による県内経済への影響を最小限に食い止め、本県経済の新生を実現するため、政府系金融機関による貸付対象の拡充等により「地域金融の円滑化」を促進するとともに、産業再生機構や中小企業再生支援協議会の活用促進等により「中小企業の再生」を強力に推進する。また、産業クラスター計画に基づく支援施策の集中や産学官大型研究プロジェクトの推進、さらには中心市街地・商業地の活性化のためのまちづくりの取組支援等により「地域産業の活性化」を全県的に進めるとともに、地域求職活動援助計画の区域拡大や緊急地域雇用創出中小企業特別委託事業の活用等により、「地域雇用の確保」を目指すものである。	緊急地域雇用創出中小企業特別委託事業の要件改善	緊急地域雇用創出特別基金事業である中小企業特別委託事業の委託対象者の内、中小企業信用保険法第2条第3項第6号による認定を受けた企業の委託要件を緩和する。 現在の要件 常時雇用する労働者の数が50人未満 売上高が3年前から直近の事業年度まで2年連続減少 直近の事業年度の生産指標が3年前に比べ3分の1以上減少 要件の改善 中小企業事業主 最近3ヶ月間の生産指標が前年同期比から減少	中小企業の雇用の安定や雇用機会の創出を目的とした事業の委託を推進し、県及び市町村における緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図る。 環境の保全、改善等に資する事業 防災体制の整備に資する事業 住民の福祉や健康増進に資する事業 歴史、文化、伝統工芸品等に関する理解の促進等に資する事業など
栃木県	栃木県	栃木県経済新生構想	本県の中核的金融機関である足利銀行の一時国有化による県内経済への影響を最小限に食い止め、本県経済の新生を実現するため、政府系金融機関による貸付対象の拡充等により「地域金融の円滑化」を促進するとともに、産業再生機構や中小企業再生支援協議会の活用促進等により「中小企業の再生」を強力に推進する。また、産業クラスター計画に基づく支援施策の集中や産学官大型研究プロジェクトの推進、さらには中心市街地・商業地の活性化のためのまちづくりの取組支援等により「地域産業の活性化」を全県的に進めるとともに、地域求職活動援助計画の区域拡大や緊急地域雇用創出中小企業特別委託事業の活用等により、「地域雇用の確保」を目指すものである。	離転職者向け特別職業訓練の実施要件の改善	離職者の急増等の緊急的な変化に対応して、年間計画にない特別職業訓練の実施を可能とし、かつ、対象者の年齢を問わないこととする。	足利銀行の一時国有化に起因する離転職者の増加が懸念されるが、これらに迅速に対応し、特別職業訓練として、転職を容易にする緊急再就職訓練を実施する。
群馬県	前橋市	子育て支援構想	子育て支援の促進のため、保育サービスの向上、民間活力の導入、財政の効率化の観点から、公立保育所の民営化を実施する。その促進のために、国庫補助を利用した施設等の財産処分(譲渡・貸与)の際に生じる国庫納付金については、同一事業を継続した場合について、すべて不要にするもの。	公立保育所の民営化における財産処分に係る国庫納付金の免除	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備費国庫補助金の交付を受けて取得した保育所の財産処分については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に規定する条件に基づく厚生大臣の承認が必要となり、処分制限期間内のものについては、国庫納付金が生じてくる。同補助金に係る財産処分承認手続きの簡素化については平成12年3月13日付で通知がだされているところであるが、公立保育所の民営化実施に伴い、譲渡・貸与を行う場合について、厚生労働大臣が定める処分制限期間内での財産処分であっても、国庫納付金が不要となるというもの。さらに、その場合の譲渡・貸与の方法として無償でも有償でも可能とし、譲渡・貸与先団体等については地方公共団体又は社会福祉法人及び財団・社団法人に限らずその他の団体でも可能とするものである。	公立保育所の民営化
群馬県	群馬県	ウェルカム・ぐんま国際観光推進構想	国際観光テーマ地区に指定された市町村において、民間事業者が「輸出物品販売場」を運営する時、許可制から届出制にして手続きを簡素化する。	民間事業者が運営する「輸出物品販売場」に掛かる手続きの簡素化。	国際観光テーマ地区に指定された市町村において、民間事業者が「輸出物品販売場」を運営する時、許可制から届出制にして手続きを簡素化する。	外国人観光客等の非居住者が購入する土産物等に掛かる消費税を免除するため、「輸出物品販売場」の許可を、国際観光テーマ地区に指定された市町村において、許可制を届出制にし、外客の一層の誘致促進と消費の拡大を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
群馬県	伊勢崎市	北関東自動車道伊勢崎パーキングエリア周辺地域観光拠点再生構想	北関東自動車道の持つ多大な利便性、観光動員力を当該地域の活性化に波及させるため、国土交通省が社会実験として計画しているスマートＩＣを一般補助制度化し伊勢崎パーキングエリアに設置、その設置費用を国と自治体の負担で導入する財政支援措置の創設を求める。 また、市街化調整区域における無秩序な開発を防ぐセーフティネットを張った上で、「農振除外」「農地転用」「開発行為」の許認可に係る一連の手続きを地域の実情に精通している本市の首長の判断に委ねて一元化を図ることで、民間開発に対する利便性の向上を図るものである。 このことにより、個性的で魅力ある民間開発による新たな雇用の創出、地場産業の形成等によって地域経済の活性化を図ると同時に、周辺地域に点在している既存観光資源が伊勢崎パーキングエリアを中心に一体的にリンクされることで、観光拠点の再生を図るものである。	スマートＩＣの設置	伊勢崎パーキングエリアにスマートＩＣを設置し、地域再生に同ＰＡを高度利用できるように支援措置	国土交通省のスマートＩＣの社会実験事業を一般補助制度化し、伊勢崎パーキングエリアに設置。その際の連結道の整備とＥＴＣ料金所の設置に係る経費に対する財政支援措置
群馬県	伊勢崎市	北関東自動車道伊勢崎パーキングエリア周辺地域観光拠点再生構想	北関東自動車道の持つ多大な利便性、観光動員力を当該地域の活性化に波及させるため、国土交通省が社会実験として計画しているスマートＩＣを一般補助制度化し伊勢崎パーキングエリアに設置、その設置費用を国と自治体の負担で導入する財政支援措置の創設を求める。 また、市街化調整区域における無秩序な開発を防ぐセーフティネットを張った上で、「農振除外」「農地転用」「開発行為」の許認可に係る一連の手続きを地域の実情に精通している本市の首長の判断に委ねて一元化を図ることで、民間開発に対する利便性の向上を図るものである。 このことにより、個性的で魅力ある民間開発による新たな雇用の創出、地場産業の形成等によって地域経済の活性化を図ると同時に、周辺地域に点在している既存観光資源が伊勢崎パーキングエリアを中心に一体的にリンクされることで、観光拠点の再生を図るものである。	農業振興地域整備計画の変更における規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律に基づく、農振地域整備計画の変更における県知事の協議、同意について当該区域に限り不要とし、民間開発の際に必要な「農振除外」「農地転用」「開発行為」の許認可に係る一連の手続きを地域の実情に精通している本市の首長の判断に委ねて一元化。以って、民間開発に対する利便性の向上を図り、事務手続きの短縮を図る。	伊勢崎パーキングエリア周辺約20haに限定した地域において、都市計画法第34条第8号の4の規定に基づき、広域観光交流拠点の形成を目的とする民間開発に関する条例を定め、この「開発行為」に連動する、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に定める「農業振興地域整備計画の変更」を行う際、同条第4項の準用規定により、第8条第4項に定める都道府県知事の協議及び同意を当該区域に限り不要とし、地域の実情に精通している本市の首長の判断に委ねて一元化を図る。 このことにより、民間開発に対する利便性の向上を図り、個性的で魅力ある民間開発を誘導し、新たな雇用の創出、地場産業の形成等によって地域経済の活性化を図ると同時に、周辺地域に点在している既存観光資源が伊勢崎パーキングエリアを中心に一体的にリンクされることで、観光拠点の再生を図るものである。
群馬県	伊勢崎市	北関東自動車道伊勢崎パーキングエリア周辺地域観光拠点再生構想	北関東自動車道の持つ多大な利便性、観光動員力を当該地域の活性化に波及させるため、国土交通省が社会実験として計画しているスマートＩＣを一般補助制度化し伊勢崎パーキングエリアに設置、その設置費用を国と自治体の負担で導入する財政支援措置の創設を求める。 また、市街化調整区域における無秩序な開発を防ぐセーフティネットを張った上で、「農振除外」「農地転用」「開発行為」の許認可に係る一連の手続きを地域の実情に精通している本市の首長の判断に委ねて一元化を図ることで、民間開発に対する利便性の向上を図るものである。 このことにより、個性的で魅力ある民間開発による新たな雇用の創出、地場産業の形成等によって地域経済の活性化を図ると同時に、周辺地域に点在している既存観光資源が伊勢崎パーキングエリアを中心に一体的にリンクされることで、観光拠点の再生を図るものである。	農地法に基づく農地転用許可における権限移譲	農地法に基づく、農地転用許可について当該区域に限り、転用面積に関わらず首長が許可できるものとし、民間開発の際に必要な「農振除外」「農地転用」「開発行為」の許認可に係る一連の手続きを地域の実情に精通している本市の首長の判断に委ねて一元化。以って、民間開発に対する利便性の向上を図り、事務手続きの短縮を図る。	伊勢崎パーキングエリア周辺約20haに限定した地域において、都市計画法第34条第8号の4の規定に基づき、広域観光交流拠点の形成を目的とする民間開発に関する条例を定め、この「開発行為」に連動する、農地法第4条及び第5条に基づく「農地転用許可」について、当該区域に限り権限移譲し、転用面積に関わらず首長が許可できるものとし、地域の実情に精通している本市の首長の判断に委ねて一元化を図る。 このことにより、民間開発に対する利便性の向上を図り、個性的で魅力ある民間開発を誘導し、新たな雇用の創出、地場産業の形成等によって地域経済の活性化を図ると同時に、周辺地域に点在している既存観光資源が伊勢崎パーキングエリアを中心に一体的にリンクされることで、観光拠点の再生を図るものである。
群馬県	伊勢崎市	伊勢崎オートレース「リニューアルプロジェクト」	本提案は、市民の健全なレジャーであるオートレース事業の再建・健全化と売上増、集客力の向上を目的として、小型自動車競走法に規定された実施事務のうち一括委託できる業務(第4条)の緩和によって、施行者が民間企業等に競走業務以外のすべての公営競技運営業務をアウトソーシングできるようにするとともに、新規ファンの開拓による売上増加を図るために、総合的アミューズメント施設への転換による雇用の創出を図り、この2つの構想を車の両輪として地域再生を図るものである。	小型自動車競走実施事務の委託業務の拡大・施設設置基準の緩和	競走実施事務の委託できる業務内容の拡大を図ることによって、施行者が競走事務以外の場内における全ての運営を民間企業等にアウトソーシングできるようにするための法第4条の緩和	小型自動車競走法第4条第2号(勝車投票券の発売または払戻金及び返還金の交付)で定められた一括委託できる業務内容の拡大を図ることにより、施行者が小型自動車競走事務以外の全ての場内における運営(従業員の雇用、施設管理、駐車場管理、場内警備、売店等の運営等)を民間企業等に一括委託することにより、経営の健全化を推進する。
群馬県	伊勢崎市	伊勢崎オートレース「リニューアルプロジェクト」	本提案は、市民の健全なレジャーであるオートレース事業の再建・健全化と売上増、集客力の向上を目的として、小型自動車競走法に規定された実施事務のうち一括委託できる業務(第4条)の緩和によって、施行者が民間企業等に競走業務以外のすべての公営競技運営業務をアウトソーシングできるようにするとともに、新規ファンの開拓による売上増加を図るために、総合的アミューズメント施設への転換による雇用の創出を図り、この2つの構想を車の両輪として地域再生を図るものである。	小型自動車競走実施事務の委託業務の拡大・施設設置基準の緩和	競走場内設備の設置基準等において、日用品等を取り扱う物販店舗や他の公営競技の簡易型場外発売施設等の設置を可能とすることにより、新たな雇用の創出、ファンの開拓と売上増を図るための法第5条第4項の緩和	第5条第4項及び施行規則第10条第4号(小型自動車競走場の設置許可に関する位置、構造及び設備に関する規定)における場内設備の設置基準を緩和して、日用品等を取り扱う物販店舗や他の公営競技の簡易型場外発売施設等の設置を認めることにより、新たなファンの拡大と来場者の増加による売上増、来場者の利便性の向上、さらには公営競技施設を総合的アミューズメント施設として再生する。
群馬県	農事組合法人フラワービレッジ倉渕生産組合	健康の駅・園芸福祉の里	生活習慣病などの予防を含む健康増進について、農業、農村をそのフィールドとして計画されているプログラムである。自然環境や温泉などの地域資源が豊かな当村(群馬県倉渕村)では、既にクラインガルテンなど開設されているが、それらの資源を活用して、主に都市住民を対象としたプログラムを作成して健康増進につなげる。また、近年注目を集めてきた花や園芸作業が心身のリフレッシュ、癒しに効果がある「園芸福祉」を活用したり、温泉、森林療法など各種療法と組み合わせ、さらに地産地消によるスローフード・スローライフの体験により健康増進に役立てていくものである。また、専門医師の協力による健康調査によるデータや、福祉立村として成り立たせ、地域雇用の創出や交流による経済向上をはかる計画である。	所費金額 合計 600万円 の支援措置	31の「具体的事業の実施内容」を実施するにあたり、事業を潤滑に運営するために所要金額の支援措置を受ける必要がある。	件名：健康の駅・園芸福祉の里 目的：健康増進をはかる・スローライフ・スローフードの体験 対象：主に都市住民 参加者：一泊二日コース 50名 一日コース 100名 内容：園芸作業(園芸福祉)森林浴・温泉入浴等、健康講話・健康診断・健康相談(専門医師による)、健康データの作成(東大式THI方式による) 事業主体者：農事組合法人 フラワービレッジ倉渕生産組合 協力者：倉渕村 村内NPO 2団体 効果：園芸活動・園芸福祉・自然活動を通じた健康増進のデータ 事業推進における地域雇用の創出・地域資源の活用 都市農村交流における地産品の販売など経済効果

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
埼玉県	草加市	古さと新しさが調和する賑わいと潤いのある「今様・草加宿」	草加市においては、化製場の移転・増設等に関する変更許可を行えるようにしたい。併せて、設置許可を受けたものからの承継を可能としたい。また、環境基準への適合を条件としながら、市長が認めた地域においては、化製場等に関する法律施行細則第6条及びこれを受けて制定された埼玉県条例の適用を除外したい。現状では廃業がジリ貧かを迫られている市内皮革産業を活性化し、併せて、環境基準に適合した工場の近代化、構造設備の更新を促進し建て替えや移設についての手続きを容易に行えるようにしたい。	化製場の移転・増設・継承等の手続きを簡易にする	草加市においては、化製場の移転・増設等に関する変更許可を行えるようにしたい。併せて、設置許可を受けたものからの承継を可能としたい。また、環境基準への適合を条件としながら、市長が認めた地域においては、化製場等に関する法律施行細則第6条及びこれを受けて制定された埼玉県条例の適用を除外したい。	草加市においては、化製場の移転・増設等に関する変更許可を行えるようにしたい。併せて、設置許可を受けたものからの承継を可能としたい。また、環境基準への適合を条件としながら、市長が認めた地域においては、化製場等に関する法律は、設置許可のみの規定しかおいておらず、特定の場合、特定の人に対してのみ許可を認めている。そのため、草加市内の工場が増築や建替えを行う際には新設扱いとなり、積極的な設備投資・新技術の導入等が行えない。そのため環境への負荷が大きい従来の施設を使い続けることとなり、産業の発展を妨げ、ひいては地域経済の発展を妨げる結果となってしまっている。そこで、現状では廃業がジリ貧かを迫られている市内皮革産業を活性化し、併せて、工場の近代化、構造設備の適合を促進し建て替えや移設についての手続きを容易に行えるようにしたい。
埼玉県	草加市	古さと新しさが調和する賑わいと潤いのある「今様・草加宿」	草加市以外で生産された「粗末な材料と稚拙な技術による大量生産の草加せんべい」が大量に流通するなど、産地偽装等の食品表示の信頼性を根底から揺るがす問題が相次ぎ、「地域ブランドの保護をより強めるべきだ」との意見が消費者から非常に強く寄せられている。そこで、「草加せんべい」を表示するために必要な産地・材料・製法等の基準を定め、この基準を満たした「せんべい」のみ「草加せんべい」として認証することによって、「草加せんべい」を名乗るに相応しくない商品を市場から排除し、消費者に安心と満足を与え、納得を得ることによって「草加せんべい」ブランドの確立を図りたい。	「草加せんべい」を表示するために必要な産地・材料・製法等の基準を定め、この基準を満たした「せんべい」のみ「草加せんべい」として認証することによって、「草加せんべい」を名乗るに相応しくない商品を市場から排除し、消費者に安心と満足を与え、納得を得ることによって「草加せんべい」ブランドの確立を図る。	「草加せんべい」を表示するために必要な産地・材料・製法等の基準を定め、この基準を満たした「せんべい」のみ「草加せんべい」として認証することによって、「草加せんべい」を名乗るに相応しくない商品を市場から排除し、消費者に安心と満足を与え、納得を得ることによって「草加せんべい」ブランドの確立を図る。	産地を消費者に誤認・混同させるような表示は不当競争防止法などで禁じられているにも係わらず、現在、食品の表示では地名を含む名詞を知的財産として保護することが難しい。そのため、草加市以外で生産された「粗末な材料と稚拙な技術による大量生産の草加せんべい」が大量に流通するなど、産地偽装等の食品表示の信頼性を根底から揺るがす問題が相次ぎ、「地域ブランドの保護をより強めるべきだ」との意見が消費者から非常に強く寄せられている。そこで、農林水産省において2,005年を目処に「農産加工商品についての地域や一定の製法基準などを定める基本法」の制定を行うと聞き及ぶところでもあり、「草加せんべい」を表示するために必要な産地・材料・製法等の基準を定め、この基準を満たした「せんべい」のみ「草加せんべい」として認証することによって、「草加せんべい」を名乗るに相応しくない商品を市場から排除し、消費者に安心と満足を与え、納得を得ることによって「草加せんべい」ブランドの確立を図りたい。
埼玉県	草加市	古さと新しさが調和する賑わいと潤いのある「今様・草加宿」	中心市街地活性化法では、市町村、商工会議所、商店街、住民等が連携して地域特性を活かしたまちづくりプランを策定することが大前提となっている。しかしその反面、その運営主体たるTMOを担える組織として住民やそれらを代表する地縁住民自治組織、また商店街組織といった既存の地域組織が含まれていない。中心市街地にある商業施設、学校・病院等の行政施設、生活利便施設等の既存ストックを有効活用して、地域の住民にとって安心・安全なまちづくりを進めることは、自然環境の保全や人口の高齢化、逼迫した行政の財政状況から考えても重要であると思われる。したがって、地域の住民の視点を重視し、まちづくり、地域活性化を進めることが、その実現性、効率性から考えても重要であり、中心市街地活性化において検討されるべきであると考え。	中小小売商業高度化事業構想の認定対象者の追加及び対象事業の拡大	中心市街地活性化法第18条では、TMOになり得る組織として、商工会議所、商工会、第三セクター特定会社、第三セクター公益法人の4者が挙げられている。この該当組織に、地縁住民自治組織、商店街組織といった既存の地域組織が含まれるよう同法の変更又は緩和すること。取り扱う活性化の項目を商業に限定せず、中心市街地に求められる都市機能(福祉、住宅、文化等)もその対象事業として追加すること。	現在、住民主体によるまちづくり活動を促進させるための「パートナーシップによるまちづくり事業」を進めているが、まちづくりに関する内容を最終的に決定するのは、行政である。現在参加型まちづくりといった名称により「住民参加」が標榜されているが、参加型まちづくりは決定までの「仕組み」の中には十分に取り入れられていないのが現状であるといわざるを得ない。住民参加、住民による決定した内容によってまちづくりを進めていくためには、それだけの権限、自治権を住民側に付与し、本当の重み・責任を持たせなければ、本質的なパートナーシップとはなり得ないし、まちづくりは進められない。当該事業では、住民主体によるまちづくり活動を進めながら、その地域の問題・課題の整理、それを受けて地域の将来像の検討、そして、その将来像を実現させるための計画づくりを行っている。しかし、できあがった計画は、現状では地域内での合意、紳士協定的なものでしかなく、何らかの権限や規制、拘束力を持ち合わせていない。そこで、住民の作成した計画、住民の意思をより確実に実現するために、今回の中心市街地活性化法の運用が必要である。
埼玉県	さいたま市	市民と行政の協働(コラボレーション)によるまちづくり構想	さいたま市は市民と行政との協働(コラボレーション)を市政運営の基本理念の一つとして掲げて、例えば、行政区ごとに市民や団体の代表などから構成される区民会議を設置し、まちづくりに関する提言を行っていただくとともに、実践する取組みを行っているところである。さらに、今後は、福祉やまちづくりなど多様な分野で、NPO・ボランティア団体など近時活動が活発化してきている現状を踏まえ、これら市民活動団体の活動実態の十分な把握に努めるとともに、市行政との連携を図り、市民との協働(コラボレーション)によるまちづくりや地域コミュニティの再生を進めていくこととしており、そのために必要な国の支援措置等を提案するものである。	NPO法人の認証権限等の政令指定都市への移譲	事務所が一つの政令指定都市の区域内に所在するNPO法人を設立しようとする場合の認証権限等の政令指定都市への移譲を求めるものである。	政令指定都市において、その区域内を主たる活動範囲とするNPO法人の認証や監督を行うことにより、これら法人の活動実態等を十分踏まえた、行政との協働(コラボレーション)をさらに推進する。
埼玉県	さいたま市	市民と行政の協働(コラボレーション)によるまちづくり構想	さいたま市は市民と行政との協働(コラボレーション)を市政運営の基本理念の一つとして掲げて、例えば、行政区ごとに市民や団体の代表などから構成される区民会議を設置し、まちづくりに関する提言を行っていただくとともに、実践する取組みを行っているところである。さらに、今後は、福祉やまちづくりなど多様な分野で、NPO・ボランティア団体など近時活動が活発化してきている現状を踏まえ、これら市民活動団体の活動実態の十分な把握に努めるとともに、市行政との連携を図り、市民との協働(コラボレーション)によるまちづくりや地域コミュニティの再生を進めていくこととしており、そのために必要な国の支援措置等を提案するものである。	公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分承認条件の緩和	公民館を従来の生涯学習活動の拠点のみならず、NPOやボランティア団体の活動拠点としての機能や役割を持たせることとした場合についても、財産処分を承認し、補助金の返還を行わなくても済むよう、承認条件の緩和を求めるものである。	公民館を従来の生涯学習活動の拠点のみならず、NPOやボランティア団体の活動拠点としての機能や役割を持たせることにより、市民と行政との協働(コラボレーション)を推進する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
埼玉県	さいたま市	市民と行政の協働(コラボレーション)によるまちづくり構想	さいたま市は市民と行政との協働(コラボレーション)を市政運営の基本理念の一つとして掲げて、例えば、行政区ごとに市民や団体の代表などから構成される区民会議を設置し、まちづくりに関する提言を行っていただくとともに、実践する取組みを行っているところである。さらに、今後は、福祉やまちづくりなど多様な分野で、NPO・ボランティア団体など近時活動が活発化してきている現状を踏まえ、これら市民活動団体の活動実態の十分な把握に努めるとともに、市行政との連携を図り、市民との協働(コラボレーション)によるまちづくりや地域コミュニティの再生を進めていくこととしており、そのために必要な国の支援措置等を提案するものである。	国有財産の使用収益の許可の弾力化	市域内の国有財産となっているオープンスペース、広場などにおいて、夜間や休日にNPOやボランティア団体など市民活動団体がイベント等を行うことを認めるなど、国有財産法に基づく使用収益の許可の運用の弾力化を求めるものである。	市域内の国有財産を活用して、NPOやボランティア団体など市民活動団体の活動拠点の確保を図る。
埼玉県	川口市	行政サービスの民間開放による地域の教育力再生	本市では人づくりを市政の柱に据え教育改革を推進している。学校と家庭、地域が一体となり未来を担う子どもたちの教育に力を注ぐことは地域の再生につながる。特に、文部科学省の「子どもの居場所づくり新プラン」を具現化することによって、そこにかかわる保護者や地域住民の意識改革が進み、学校と家庭・地域の役割分担が明確になり、それぞれの教育力向上が期待できる。しかし、このプランの推進にあたり、行政主導では財政面の限界があり、ボランティアのみに頼るのでは、よりよい教育サービスの提供が期待できない。他にも、増え続ける不登校や非行問題行動への対策、社会奉仕体験の実施など、民間の力を導入することによって、より高い教育サービスの提供が期待できる内容については、積極的にアウトソーシングを推進していく。	「地域子ども教室推進事業」等に係る行政サービスの民間開放	「地域子ども教室」や「地域総合型スポーツクラブ」の設立にあたり、民間参入を容認し、官民が一体となって、よりよい教育サービスの提供を目指す。	子どもの居場所づくり新プランによる「地域子ども教室」や「地域総合型スポーツクラブ」設置の推進にあたり、行政がすべての財政負担をするのではなく、NPOや民間教育機関にアウトソーシングすることによって、有料の教育サービスを提供できるようにする。具体的には、行政が計画する無料の子ども居場所づくりの事業と並行して、民間による習字、珠算、ピアノ、英会話教室やスポーツクラブの活動を学校の施設を活用して実施できるようにする。保護者にとっては、学校施設を利用することによって、子どもの安全性の確保や経済的な負担の軽減につながる。
埼玉県	川口市	行政サービスの民間開放による地域の教育力再生	本市では人づくりを市政の柱に据え教育改革を推進している。学校と家庭、地域が一体となり未来を担う子どもたちの教育に力を注ぐことは地域の再生につながる。特に、文部科学省の「子どもの居場所づくり新プラン」を具現化することによって、そこにかかわる保護者や地域住民の意識改革が進み、学校と家庭・地域の役割分担が明確になり、それぞれの教育力向上が期待できる。しかし、このプランの推進にあたり、行政主導では財政面の限界があり、ボランティアのみに頼るのでは、よりよい教育サービスの提供が期待できない。他にも、増え続ける不登校や非行問題行動への対策、社会奉仕体験の実施など、民間の力を導入することによって、より高い教育サービスの提供が期待できる内容については、積極的にアウトソーシングを推進していく。	「不登校児童生徒の支援」の民間開放	学校が行う不登校指導を補完するものとして、宿泊体験など集団適応のための体験活動やカウンセリング、授業についていくための基礎学力を身につける補習授業など個に応じたきめこまかな対応をするための場づくりを行う。また、子どもたちが、地元地域でサポートを受けられるよう、「サポート教室」の開設にあたって公民館等の利用を積極的に推進していく。	様々な不登校対策の施策が講じられているにもかかわらず、有効な対策が見つからない現状にある。また、不登校対策が学校教育の枠の中で行われているため、義務教育終了後のケアがほとんど行われていないことも子どもの自立を遅らせる要因となっている。不登校の子どもたちはそれぞれに違った課題を抱えており、個に応じたきめ細かな対応が必要である。カウンセリングによる心のケアはもとより、学校復帰のための、集団への適応訓練や学年相当の授業に耐えうる基礎学力の保障もしなくてはならない。しかし、中学生の4%にも及ぶ不登校生徒への対応は、もはや学校や公的機関だけでは十分な支援ができない状況にある。そこで、不登校児童生徒の指導にあたり、学校を中心とした不登校指導を補完するものとして、ボランティアはもとより民間の教育機関等と行政が連携し、学校復帰のための「サポート教室」を設置し個に応じた有料の教育サービスを地域で受けられるようにする。具体的には、夏休みの宿泊体験活動、職業・ボランティア体験活動、中学3年生と卒業生を対象とした高校進学のための補習教室等が上げられる。また、不登校の予防的な指導として、学力不振児や外国人児童生徒への補習の教室も開設する。なお、民間参入による保護者の経済的な負担を軽減するため、行政による就学助成金制度や公民館等の公的施設の利用も推進する。
埼玉県	川口市	行政サービスの民間開放による地域の教育力再生	本市では人づくりを市政の柱に据え教育改革を推進している。学校と家庭、地域が一体となり未来を担う子どもたちの教育に力を注ぐことは地域の再生につながる。特に、文部科学省の「子どもの居場所づくり新プラン」を具現化することによって、そこにかかわる保護者や地域住民の意識改革が進み、学校と家庭・地域の役割分担が明確になり、それぞれの教育力向上が期待できる。しかし、このプランの推進にあたり、行政主導では財政面の限界があり、ボランティアのみに頼るのでは、よりよい教育サービスの提供が期待できない。他にも、増え続ける不登校や非行問題行動への対策、社会奉仕体験の実施など、民間の力を導入することによって、より高い教育サービスの提供が期待できる内容については、積極的にアウトソーシングを推進していく。	社会奉仕活動等の教育課程への位置づけと、体験学習プログラムの民間参入の促進	社会奉仕活動やボランティア活動等を教育課程に位置づけ、子どもたちが地域で学ぶ機会を設定する。その際、地域ボランティア団体、町会等との連携はもとより、民間機関が作成した体験学習プログラムの活用も推進する。	子どもたちに豊かな人間性を育て、青少年の健全育成を目指すためには、ボランティア活動や社会奉仕活動等の多様な体験活動を行うことが有効な手段である。しかし、現行の教育課程の各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間にそれらの活動を位置づける時間的余裕は少ない。また、校外における学習は、企画立案や地域との打合せなど準備に時間と労力を要することもあり、現実的には実施することが難しい状況にある。そこで、構造改革特別区域研究開発学校設置事業を利用して、教育課程内に、ボランティア活動等を位置づけ、週休日や長期休業を利用して全ての子どもが実施できるようにする。実施にあたっては、学校・教員の企画した体験活動以外にも、NPOやボランティア団体、民間企業が企画した、職業体験や起業家プログラム、社会奉仕活動や地域のボランティア活動、通学合宿や農村ホームステイ、キャンプ実習など学校内では味わえない豊かな体験プログラムを提供し、子どもたちに社会性や規範意識などを育む。
埼玉県	新座市	新座市「観光による地域再生」構想	本市は東京都に隣接しながら、首都近郊緑地保全区域に指定されている平林寺の境内林や雑木林など、武蔵野の面影を色濃く残す地域である。そこで、市内に点在する既存の観光資源に加え、新たな施設整備と事業展開を行うことで市全域が観光都市として発展することを目指す。なお、本市の観光都市化事業は、前述の地域特性を最大に活かすため、観光、環境、景観の3つを基本の柱とし、市内に残る自然や農業などの地場産業の保護育成を重視する中で、地域経済の活性化や新規雇用の創出を図るものである。ついでには、観光化事業をスムーズに推進するため、各省市で実施する補助事業やアドバイス制度の集中、更には産業を市内に集中させ地場産業を盛り上げていくための規制の優遇措置を提案するものである。	国の地域再生施策(まちづくり交付金等)の集中実施	各府省等の地域再生施策として「まちづくり交付金」等の諸制度があるが、これらの施策の集中により、観光都市として「地域観光基本計画」を策定し、道の駅整備事業やうどん・そば等の地場産業の育成・公用車の休祭日のレンタカー利用・都市公園のワイナリー整備事業等の諸施策を効率的に推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>道の駅整備事業(仮称)ふるさと新座館の設置) 市中央部の観光地の情報発信基地として、機能する施設として効果がある。</li> <li>うどん、そば屋等の産業集積 地域雇用の促進・新たな地場産業の育成に効果がある。</li> <li>西堀浄水場高架水槽・市庁舎の展望ラウンジの設置事業 眺望抜群の本市庁舎最上階を活用し、来客者を楽ませる飲食施設を設置することで、集客の目玉にする。</li> <li>公用車の休祭日のレンタカー利用 話題性に富み、かつ安価な料金設定が可能のため、来客者の利便性の向上に資する。</li> <li>都市公園のワイナリー整備事業 観光の目玉となるとともに、地域雇用の促進・新たな地場産業の育成に効果がある。</li> <li>都市公園内のキャンプ場整備事業 観光の目玉となるとともに、地域雇用の促進に資する。</li> </ul>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
埼玉県	新座市	新座市「観光による地域再生」構想	本市は東京都に隣接しながら、首都近郊緑地保全区域に指定されている平林寺の境内林や雑木林など、武蔵野の面影を色濃く残す地域である。そこで、市内に点在する既存の観光資源に加え、新たな施設整備と事業展開を行うことで市全域が観光都市として発展することを目指す。なお、本市の観光都市化事業は、前述の地域特性を最大に活かすため、観光、環境、景観の3つを基本の柱とし、市内に残る自然や農業などの地場産業の保護育成を重視する中で、地域経済の活性化や新規雇用の創出を図るものである。ついで、観光化事業をスムーズに推進するため、各県庁で実施する補助事業やアドバイス制度の集中、更には産業を市内に集中させ地場産業を盛り上げていくための規制の優遇措置を提案するものである。	観光交流空間づくりモデル事業の要件緩和	観光計画に基づく、各種事業(ソフト・ハード)の実施に当たっては、市単独での実施は、財政的に困難な状況であることから、同施策を有効活用することで、効率的に事業を推進していきたいと考えている。しかしながら、同制度については、市町村を跨る広域的な事業を対象としているため、現状市町村単独での事業は申込みできない状況となっている。この点を緩和することで、当制度の活用を図ってほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>道の駅整備事業(仮称)ふるさと新座館の設置) 市中央部の観光地の情報発信基地として、機能する施設として効果がある。</li> <li>うどん、そば屋等の産業集積 地域雇用の促進・新たな地場産業の育成に効果がある。</li> <li>西堀浄水場高架水槽・市庁舎の展望ラウンジの設置事業 眺望抜群の本市庁舎最上階を活用し、来客者を楽しませる飲食施設を設置することで、集客の目玉にする。</li> <li>公用車の休祭日のレンタカー利用 話題性に富み、かつ安価な料金設定が可能なため、来客者の利便性の向上に資する。</li> <li>都市公園のワイナリー整備事業 観光の目玉となるとともに、地域雇用の促進・新たな地場産業の育成に効果がある。</li> <li>都市公園内のキャンプ場整備事業 観光の目玉となるとともに、地域雇用の促進に資する。</li> </ul>
埼玉県	新座市	新座市「観光による地域再生」構想	本市は東京都に隣接しながら、首都近郊緑地保全区域に指定されている平林寺の境内林や雑木林など、武蔵野の面影を色濃く残す地域である。そこで、市内に点在する既存の観光資源に加え、新たな施設整備と事業展開を行うことで市全域が観光都市として発展することを目指す。なお、本市の観光都市化事業は、前述の地域特性を最大に活かすため、観光、環境、景観の3つを基本の柱とし、市内に残る自然や農業などの地場産業の保護育成を重視する中で、地域経済の活性化や新規雇用の創出を図るものである。ついで、観光化事業をスムーズに推進するため、各県庁で実施する補助事業やアドバイス制度の集中、更には産業を市内に集中させ地場産業を盛り上げていくための規制の優遇措置を提案するものである。	地域再生マネージャー制度(仮称)の活用	野火止用水や平林寺等を中心とした、観光地としての一体的な整備を行うに当たって、市民参画による、地域産業観光基本計画を策定する。策定に当たっては、同取組みについての具体的・実務的なノウハウ等を持つ専門家を招へいすることを支援する総務省の同制度を優先的に適用していただく。	市中央部の観光地としての一体的整備を行うに際して、国内外から幅広く観光客を呼ぶことを可能にするため、地域産業観光基本計画を策定する。計画の策定に当たっては、市民、商工会、地域再生マネージャー等様々な方からの助言をもとに、ワークショップ形式により策定する。
埼玉県	新座市	新座市「観光による地域再生」構想	本市は東京都に隣接しながら、首都近郊緑地保全区域に指定されている平林寺の境内林や雑木林など、武蔵野の面影を色濃く残す地域である。そこで、市内に点在する既存の観光資源に加え、新たな施設整備と事業展開を行うことで市全域が観光都市として発展することを目指す。なお、本市の観光都市化事業は、前述の地域特性を最大に活かすため、観光、環境、景観の3つを基本の柱とし、市内に残る自然や農業などの地場産業の保護育成を重視する中で、地域経済の活性化や新規雇用の創出を図るものである。ついで、観光化事業をスムーズに推進するため、各県庁で実施する補助事業やアドバイス制度の集中、更には産業を市内に集中させ地場産業を盛り上げていくための規制の優遇措置を提案するものである。	新規創業者融資制度の条件緩和	観光地整備事業の一つとして、うどん・そば等の産業集積を行うに当たって、新規事業者向けの国(国民生活金融公庫)の事業者向け融資制度について、当該地域に限り一定の条件緩和をすることにより、新規開業について優遇制度を設ける。現状、同融資制度については、融資申込みに当たって、雇用創出を伴う事業を行うこと、技術やサービス等に工夫を加え、多様なニーズに対応する事業を始められる等の諸要件が該当要件であるほか、運用で自己資金50%以上あることや職務経験等厳しい要件が掲げられている。こうした諸要件を、当該地域・業種について、市の発行する紹介状等を交付することにより、国民生活金融公庫からの融資を受け易くすることを提案する。	市中央部の観光地の整備に当たり、うどん・そば等の産業集積を図るが、新規事業の開拓及び雇用の促進を図る観点から、当該地域・業種に限って、現行の「新創業融資制度」(国民生活金融公庫)を利用し易くする。具体的には、当融資制度の申込みに当たって、市を窓口にし、開業に当たって市が事業計画等を指導するが、この際に、市の観光基本計画に合致した創業者については、市が国民生活金融公庫に対して、紹介状を交付する。この紹介状をもって、国民生活金融公庫は、当該融資申込者への融資について、特段の配慮を図っていただく。
埼玉県	埼玉県	むさしの研究の郷構想	圏央道と関越道の結節点という地域の特徴を活かし支援措置を講じることにより、研究機能を核とした多機能複合型の魅力あるまちづくりを促進し、地域に産業が集積することにより、地域経済の活性化や地域雇用を創出する。	耐用年数未経過の補助施設の取壊し等について	構想区域内の県有地を活用し地域再生を促進する施設等を導入したいが、耐用年数未経過の補助施設があり当該施設の廃止・取壊しによる補助金返還が障害となり県有地の有効活用が進展しない。ついで、構想区域内の県有地を活用し地域再生を促進するための施設や機能等を導入する場合には、県有地内の耐用年数未経過の補助施設の廃止・取壊し等について、他への建替え等、当該施設の機能を担保する措置がとられる場合には、補助金の返還を免除していただきたい。	構想区域内の県有地を活用し地域再生を促進する施設等を導入したいが、耐用年数未経過の補助施設があり当該施設の廃止・取壊しによる補助金返還が障害となり県有地の有効活用が進展しない。ついで、構想区域内の県有地を活用し地域再生を促進するための施設や機能等を導入する場合には、県有地内の耐用年数未経過の補助施設の廃止・取壊し等について、他への建替え等、当該施設の機能を担保する措置がとられる場合には、補助金の返還を免除していただきたい。
埼玉県	埼玉県	こどもいきいき育成構想	保護者の多様な保育ニーズに対応するとともに、待機児童の解消をはかるため、幼稚園と保育所の連携に関する規制を緩和するとともに、幼保一体施設の整備を促進することにより、子供の健やかな育成を図るとともに、新たな雇用を創出し、地域経済の活性化を図ることとする。	幼保一体施設における幼稚園教諭、保育士資格の共用化	幼保一体施設において、幼稚園児と保育所児の合同保育は、構造改革特区の認定を受けることにより、実施可能となっている。しかしながら、この場合でも、幼稚園教諭と保育士資格の両方を有していることが条件となっている。幼保一体施設では、幼稚園教諭と保育士の交流が図られ、実質的にその能力の向上が期待されるため、混合保育の実施に際し、幼稚園教諭か保育士資格のどちらか片方を有していれば差し支えないものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育士資格のみの資格を有している職員による幼保一体施設における合同保育の実施を可能とする。</li> </ul>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
埼玉県	埼玉県	特別養護老人ホームの整備による福祉サービスの充実構想	特別養護老人ホーム整備における取得困難な用地確保を要件緩和によって可能とし、地域のニーズにあった福祉サービスを実現できる。	特別養護老人ホームを設置する場合の土地確保に関する要件緩和	現行の要件「賃借料の水準は、無料又は極力低額であることが望ましい」から、既設法人が通所施設を設置する場合の要件「賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること」への要件緩和	特別養護老人ホームの整備における土地確保の要件を緩和することにより、土地の確保が困難な都市部においても土地の確保が可能になり、特別養護老人ホーム整備の促進が図られる。
埼玉県	志木市	生き活きまちづくり構想	「北海道・留辺蘂町」のような登録事業所間での複数回使用可能な地域通貨である。また事業所間だけの流通ではなく、個人間での謝礼などにも利用できる地域通貨を発行し、商業の活性化及びコミュニティの醸成を図る。	地域通貨(無期限型)の発行及び流通	現在期限付きの「前払い式証票」の恒常的な利用の認定。	市内限定の地域通貨を発行することにより他市への購買力の歯止めを図り、市内商店の商業振興を図る。
埼玉県	志木市	生き活きまちづくり構想	大型店の進出や消費者志向の変化及び長引く景気の低迷などにより、各商店街には空き店舗が点在し、商店街の活性化の支障になっている。市や商工会及び民間事業者が実施主体となり市内の空き店舗を活用し、事業を展開するにあたり国における補助金制度の統合が必要となる。個別補助制度を統合する。	空き店舗活用に伴う商店街活性化補助金の統合	国における補助制度(経済産業省) 中小商業活性化総合補助事業 起業家に対する施設整備補助 IT活用型経営革新モデル事業 経営革新のための調査研究補助 コミュニティ施設活用商店街活性化事業 空き店舗を活用しての施設設置・運営補助 新事業支援施設整備費補助 起業家を育成するための施設整備補助 商業・サービス業集積関連施設整備費補助 中心市街地活性化法に基づく施設整備補助	(1) 地場産業の振興事業 ・ 宗岡地区荒川堤外の低農薬・低化学肥料栽培米「コシヒカリ=宗岡はるか舞(埼玉県認証米)」及び志木地区の農産物(路地野菜)の直接販売による地産地消事業 ・ チャレンジショップにて、経営のノウハウを学び地域商店街の空き店舗で独立し、地域産業の担い手となる。 (2) 起業家への支援事業 ・ 空き店舗を活用したインキュベーション施設を設置し、起業家への創業を支援する。 (3) 高齢者世帯生活サポート事業 ・ IT機器を活用した、高齢者世帯の生活サポートサービス事業及びCATV活用による機器(高齢者でも操作の容易なインターネット接続)購入補助 (4) 情報提供事業 ・ IT機器による行政関連の情報サービス ・ 商店街イベント情報の提供、個人商店の紹介 (5) 地域住民主導のコミュニティ事業 ・ 地域住民または団体による作品展示・販売、高齢者交流事業 (6) まちづくり推進事業 ・ 舟運や「蔵づくり」の地域性を活かした事業 ・ 世界に一種類しかない貴重な「市民の木=チョウショウインハタザクラ」を活かした事業
埼玉県	志木市	生き活きまちづくり構想	市内を活動拠点としているNPO法人に係る法人関係税の非課税化を実施することによって、市内のNPO法人が増加し、市民公益活動の促進が図れる。	市民活動の促進	NPO法人の収益事業に係る法人関係税の非課税化	市内を活動拠点としているNPO法人に係る法人関係税の非課税化
埼玉県	志木市	生き活きまちづくり構想	NPO法人に対する寄附金の控除優遇措置を実施することによって、NPO法人の活動の促進を図る。	市民活動の促進	NPO法人に対する寄附金の控除優遇措置	パブリックサポートテスト要件の緩和 — 者からの寄附金の算入基準限度額の5%から25%程度に緩和 少額寄附金(現行1,000円未満)の算入除外規定を削除

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
埼玉県	エコとだネットワーク	ゴミから花を咲かせるコミュニティビジネス	小中学校で大量に発生する給食の残り物を処理するコンポストの堆肥は、ゴミとして出されるだけで子供たちにも知られておらず、また、広域行政の焼却場の処理能力も限界に近づいている現在、ゴミを減らす効果の高い生ごみのリサイクルによって、ゴミが価値を生み出す仕組みを作り上げることで、商業の活性化とゴミ教育の徹底が図れると共に、ゴミから花を生み出すシステムを構築し、それによって新たな地域産業と地域雇用を生み出すことが可能となる。	ゴミの堆肥化と地域通貨化	空き店舗を活用したゴミステーションの設置(当初2カ年家賃等) 大型コンポストの購入 ゴミ計量器の購入 ゴミ及び花預金管理用パソコンの購入 集配用電動カートの開発・購入と陸運局・警察の許可 荒川河川敷の堆肥置き場としての占用(事前相談済で可能) おしゃれなスタッフ作業用具及び作業着の製作・購入	早稲田商店街と連携して、空き店舗を活用して市民の生ごみを持ち込むステーションを設置し、大型コンポスト2台により24時間で堆肥化させ、小中学校のコンポストによる堆肥や現在受け入れ先のない街路樹枯葉腐葉土と併せて、河川敷や借用畑等の堆肥置き場で腐葉土をつくり、併せて園芸花やサクラソウなどの草花を育て、無料配布又は市緑地公社へ販売する。持ち込んだゴミは各自が計量器で計量し(早稲田商店街で実施済み)、量に応じて花預金として預金できるようにし、パソコンで管理する。花預金は、堆肥や花と交換するだけでなく、地域通貨(とだオール)として実施中)や、市内商店と協力して野菜や魚、その他の商品との交換も可能とする。生ごみゴミや花は高齢者等のために集配も実施し、そのためおしゃれでクリーンな電動カート(又は低公害車)による巡回を毎日行う。
埼玉県	財団法人本庄国際リサーチパーク研究推進機構/学校法人早稲田大学	エコユーザーの育成と参加を通じた<自律・循環>の地域づくり	国による現地業務上直接関係する事業のための職員派遣に関わる兼業規制の緩和、及び公共性の高い研究内容に関する学校法人または財団法人への研究者としての兼業を認める人事院規則の創設	国による現地直接支援のための職員派遣に係る兼業規制の緩和	【地域再生の全体構想に関わる提案事項】 国による現地直接支援のための職員派遣に係る兼業規制の緩和 本地域におけるプロジェクト全体構想を、早稲田大学をはじめとする「産学公・地域連携」をもとに、国等の施策の連携・集中・統合等を適時有効に講じつつ推進していく上で、国による現地直接支援のための担当職員を地域内のプロジェクト推進機関等に派遣・配置し、現地・現場の状況に密着した常設的な協働体制を構築することが極めて有効である。 このため、内閣府をはじめとした関係府省庁からの意欲ある自薦志望者を中心に、本地域内で活動する早稲田大学の教員・研究員や財団職員として任用することにより、地域再生プロジェクト遂行の現場と直接頻繁に行き来し、現場の視点から関係各所の施策対応を総合調整すると共に、国等の新たな政策形成へのフィードバックに努めるなどの活動が可能となるよう、国家公務員の兼業規制の緩和と特例による支援措置を提案したい。	国の直接支援による現地・現場レベルでの連携・協働体制の構築 地域再生のための各個別プロジェクトの推進に関わる個々の支援措置に加え、当地域における全体構想の実現に向けた一元的な現地推進組織として、地域内におけるプロジェクト遂行の現場と密着しつつ国・県・市等の関係各所間の緊密な連携と各種施策の統合・集中を適時確保するために、国(内閣府等)からの職員派遣による現地直接支援をもとに地域内外との有効な連携・協働体制を構築する「地域再生プロジェクト現地統括チーム(仮称)」を設置する。 パイロットプロジェクトの認定 全体のコーディネーター プロジェクトの理念の構築 各府省の施策の総合調整 プロジェクト同士の横の連携の確保 地域内外との連携・ネットワークの強化 各プロジェクトのHPを管理し、先進事例の先駆的情報を一般に逐次提供 全国各地の事例の多角的情報分析による有用ツールの導入支援 本提案の代表者であり本庄地域内の事業実施主体である財団法人本庄国際リサーチパーク研究推進機構は、埼玉県、本庄市、美里町、児玉町、神川町、神泉村、上里町、岡部町及び早稲田大学等が共同で設立したものであり、埼玉県北部の本庄地方拠点都市地域において産、学、公及び地域が連携し地域づくりを進める団体である。
埼玉県	財団法人本庄国際リサーチパーク研究推進機構/学校法人早稲田大学	エコユーザーの育成と参加を通じた<自律・循環>の地域づくり	バイオエタノール及びバイオエタノール混合燃料の製造・利用等に関する各種研究開発補助金の統合化	バイオエタノールの製造・利用等に関する研究開発補助金の統合化	【バイオエタノール】 バイオエタノール及びバイオエタノール混合燃料の製造・利用等に関する各種研究開発補助金の統合化 バイオマス由来の「エコ燃料」(バイオエタノールとその混合燃料)の現行機器への利用拡大に際しては、生成・製造技術や保管・貯蔵技術の確立(経済性の成立等)、機器使用部品の腐食調査や安全性等の技術的な開発・検証と課題解決のほか、エコ燃料の普及促進に向けた組織体制の構築及び維持・運営、利用者優遇策の導入等を含めたトータルシステムとしての包括的取り組みが必要とされることから、各種の研究開発補助金の統合化や各種普及施策等の関連施策を集中した支援措置により、円滑な実証実験の実施とこれによる普及拡大の迅速化を期待することができる。	バイオマス由来のバイオエタノールを既存のガソリンや重油等に混入して製造する「エコ燃料」を、本庄地域内において実車・実機に導入し実際に活用することにより、原料バイオマスの確保から収集・運搬、生成プロセス技術、保管・貯蔵技術、供給インフラ整備、利活用対象機器の整備、アフターケアなど、「エコ燃料」の普及を促進し社会システムに定着させていくための総合的な実証研究を実施する。 具体的には、原料確保～燃料生成～燃料輸送・販売～燃料利用機器・部品の製造・販売(整備・再利用を含む)、燃焼装置管理(ボイラ等)などに関わる関連事業者、燃料消費者である一般家庭を含めた実証実験の実施と並行して、地域的な「エコ燃料」の普及促進のための組織(エコユーザー・ネットワーク)を設置・運営する。 *各種利用機器等の信頼性評価の実施による機器等の改良および効率的利用の技術的ノウハウの開発を含む。 こうした取り組みを進める中で、地域住民をはじめとするエコユーザーの育成と参加をさらに促進しつつ、地域内の資源循環に資するバイオマス利用を拡大し、地球温暖化防止に寄与するカーボンニュートラルのエネルギー利用を促すとともに、参加事業者にとっての新規ビジネス機会を創出することが可能となり、新規技術のみならず、先導的な社会システムとしての新規性を創出することが期待される。
埼玉県	財団法人本庄国際リサーチパーク研究推進機構/学校法人早稲田大学	エコユーザーの育成と参加を通じた<自律・循環>の地域づくり	バイオエタノール混合燃料の利用・取扱に関する課税措置の緩和(非課税化) 自動車用燃料としてすでに課税済のガソリンにエタノールを混和するプロセスを販売店において実施した場合、法律の規定により販売店に揮発油税等が新規に課税されることとなるが、本プロジェクトが限られた地域における実証事業であること、および将来的なアルコール類混和率の向上と「エコ燃料」としての普及拡大を視野に入れたパイロット事業であることを勘案して、当該課税措置の緩和(非課税化)を求めたい。	バイオエタノール混合燃料の利用・取扱に関する課税措置の緩和	【バイオエタノール】 バイオエタノール混合燃料の利用・取扱に関する課税措置の緩和(非課税化) 自動車用燃料としてすでに課税済のガソリンにエタノールを混和するプロセスを販売店において実施した場合、法律の規定により販売店に揮発油税等が新規に課税されることとなるが、本プロジェクトが限られた地域における実証事業であること、および将来的なアルコール類混和率の向上と「エコ燃料」としての普及拡大を視野に入れたパイロット事業であることを勘案して、当該課税措置の緩和(非課税化)による支援措置を提案したい。	バイオマス由来のバイオエタノールを既存のガソリンや重油等に混入して製造する「エコ燃料」を、本庄地域内において実車・実機に導入し実際に活用することにより、原料バイオマスの確保から収集・運搬、生成プロセス技術、保管・貯蔵技術、供給インフラ整備、利活用対象機器の整備、アフターケアなど、「エコ燃料」の普及を促進し社会システムに定着させていくための総合的な実証研究を実施する。 具体的には、原料確保～燃料生成～燃料輸送・販売～燃料利用機器・部品の製造・販売(整備・再利用を含む)、燃焼装置管理(ボイラ等)などに関わる関連事業者、燃料消費者である一般家庭を含めた実証実験の実施と並行して、地域的な「エコ燃料」の普及促進のための組織(エコユーザー・ネットワーク)を設置・運営する。 *各種利用機器等の信頼性評価の実施による機器等の改良および効率的利用の技術的ノウハウの開発を含む。 こうした取り組みを進める中で、地域住民をはじめとするエコユーザーの育成と参加をさらに促進しつつ、地域内の資源循環に資するバイオマス利用を拡大し、地球温暖化防止に寄与するカーボンニュートラルのエネルギー利用を促すとともに、参加事業者にとっての新規ビジネス機会を創出することが可能となり、新規技術のみならず、先導的な社会システムとしての新規性を創出することが期待される。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
埼玉県	財団法人本庄国際リサーチパーク研究推進機構 / 学校法人早稲田大学	エコユーザーの育成と参加を通じた <自律・循環>の地域づくり	公道を使用した走行実験等に必要な自動車道事業の許可および工事施工等に関する許認可手続き等の一元化・迅速化(道路運送法) 公道を使用した走行ルートにおいて、高効率の蓄電・給電システムをインフラとして備えた先進電動バスの開発・実用化とその運行管理等に関する実証実験に際し、必要な自動車道事業者の免許申請・取得に係る手続きや、上記エネルギー供給インフラ(非接触式給電設備)の設置に伴う道路使用制限および工事施行等に関する許認可手続き等の一元化と迅速化による支援を提案したい。	公道を使用した走行実験に関する許認可手続き等の一元化・迅速化	【先進コミュニティ】 公道を使用した走行実験等に必要な自動車道事業の許可および工事施工等に関する許認可手続き等の一元化・迅速化(道路運送法) 本プロジェクトでは、本庄地域内の公道を使用した走行ルートにおいて、高効率の蓄電・給電システムをインフラとして備えた先進電動バスの開発・実用化とその運行管理等に関する実証実験を予定しているが、これに必要な自動車道事業者の免許申請・取得に係る手続きや、上記エネルギー供給インフラ(非接触式給電設備)の設置に伴う道路使用制限および工事施行等に関する許認可手続き等の一元化と迅速化による支援を提案したい。	地域内の公道に設定した実車走行ルートにおいて、先進電動バスの開発・実用化とその運行管理等に関する実証実験を実施する中で、将来的な燃料電池車を含む各種低公害自動車の導入・普及を支える次世代エネルギーインフラを先行的に整備する。 *技術的な開発としては、各種2次電池を利用したバスの電動化やハイブリッド化による低公害化と省エネルギーの効果を明確にして、その有効性と将来の普及に向けた可能性を探る。 *環境への配慮としては、先進コミュニティ交通システムを導入することによる景観への影響とそれを維持する総合政策の検討、更なる都市創造・計画にむけての検討、導入による環境負荷の評価と安全性の評価などを行う。 *さらに、社会システムへの定着のための方策として、市民の交通機関に対する意識調査、システム導入による経済効果、社会実験の試行、システムの規格・標準化を目指すものとする。 こうした継続的な実証実験の効果としては、地域内の都市整備・道路整備や街づくり事業とも相まった地域交通システム計画の視点・枠組みからの総合的取り組みと共に、本プロジェクトに参画する自動車・運輸等関連事業者や利用者市民によるエコユーザーとしての環境配慮活動を通じて、将来の水素エネルギー社会をも展望した新規ビジネス機会の創出が期待される。
埼玉県	財団法人本庄国際リサーチパーク研究推進機構 / 学校法人早稲田大学	エコユーザーの育成と参加を通じた <自律・循環>の地域づくり	次世代エネルギーインフラに使用する電池材料(ナトリウム)に対する危険物規制の緩和(消防法) 先進電動バスの開発・実用化とその運行管理等に関する実証実験を通じて、各種低公害自動車の普及を促す次世代エネルギーインフラを先行的に整備する際、蓄電システムに使用される予定の電池材料(ナトリウム)に関して、消防法に規定されている危険物の貯蔵・保管に関する指定数量に対しての緩和を求めたい。	エネルギーインフラに使用する電池材料に対する危険物規制の緩和	【先進コミュニティ】 次世代エネルギーインフラに使用する電池材料(ナトリウム)に対する危険物規制の緩和(消防法) 本プロジェクトでは、先進電動バスの開発・実用化とその運行管理等に関する実証実験を通じて、各種低公害自動車の普及を促す次世代エネルギーインフラを先行的に整備することとしているが、この際、蓄電システムに使用される予定の電池材料(ナトリウム)に関して、消防法に規定されている危険物の貯蔵・保管に関する指定数量に対しての緩和を有効な支援措置として提案したい。	地域内の公道に設定した実車走行ルートにおいて、先進電動バスの開発・実用化とその運行管理等に関する実証実験を実施する中で、将来的な燃料電池車を含む各種低公害自動車の導入・普及を支える次世代エネルギーインフラを先行的に整備する。 *技術的な開発としては、各種2次電池を利用したバスの電動化やハイブリッド化による低公害化と省エネルギーの効果を明確にして、その有効性と将来の普及に向けた可能性を探る。 *環境への配慮としては、先進コミュニティ交通システムを導入することによる景観への影響とそれを維持する総合政策の検討、更なる都市創造・計画にむけての検討、導入による環境負荷の評価と安全性の評価などを行う。 *さらに、社会システムへの定着のための方策として、市民の交通機関に対する意識調査、システム導入による経済効果、社会実験の試行、システムの規格・標準化を目指すものとする。 こうした継続的な実証実験の効果としては、地域内の都市整備・道路整備や街づくり事業とも相まった地域交通システム計画の視点・枠組みからの総合的取り組みと共に、本プロジェクトに参画する自動車・運輸等関連事業者や利用者市民によるエコユーザーとしての環境配慮活動を通じて、将来の水素エネルギー社会をも展望した新規ビジネス機会の創出が期待される。
埼玉県	財団法人本庄国際リサーチパーク研究推進機構 / 学校法人早稲田大学	エコユーザーの育成と参加を通じた <自律・循環>の地域づくり	多様な履修カリキュラムの編成に対する学習指導要領の適用緩和 生涯教育的観点からの環境教育を、「小・中・高・大学」一貫した独自のプログラムにより実行していく上で必要となる多様な履修カリキュラムの編成に当たり、現行学習指導要領の適用緩和の特例、もしくは同要領に基づく教育課程の弾力化を認可した「特区研究開発校制度」において文部科学大臣の認定を必要とする事項についての地方公共団体への権限委譲を提案したい。	多様な履修カリキュラムの編成に対する学習指導要領の適用緩和	【生涯環境教育】 多様な履修カリキュラムの編成に対する学習指導要領の適用緩和 生涯教育的観点からの環境教育を、「小・中・高・大学」一貫した独自のプログラムにより実行していく上で必要となる多様な履修カリキュラムの編成に当たり、現行学習指導要領の適用緩和の特例、もしくは同要領に基づく教育課程の弾力化を認可した「特区研究開発校制度」において文部科学大臣の認定を必要とする事項についての地方公共団体への権限委譲を提案したい。	小・中・高校から大学までの一貫した環境教育プログラムとその方法論の開発・実証 *地域全体として、「エコユーザー」の育成を生涯教育的観点から進めていくために、初等教育の段階から成人以後にかけての一貫した独自の環境教育のプログラムを開発・実践する。 *具体的には、学科・領域を横断した環境に関する総合的知識の習得を基礎に、市民参加型及び実地一体型の環境教育や環境インターンシップの制度化など、地域の実生活と結びついた体験・参加型学習を系統的に行うことを通じて、世代を越えたエコユーザー層による環境配慮意識の向上、エコ活動への参加促進を図る。 *以上の実施・運営に当たっては、早稲田大学との全面的な連携・協力のもとに、(財)本庄国際リサーチパーク研究推進機構が新たな基金の増設等により、地域内の公立校等との協働が可能な環境教育専門機関を創設する(おおむね3年後を目途に準備)。
埼玉県	財団法人本庄国際リサーチパーク研究推進機構 / 学校法人早稲田大学	エコユーザーの育成と参加を通じた <自律・循環>の地域づくり	市町村負担による地元市民・民間人材の教職員任用に関する規制緩和 体験型学習を重視した市民参加型・実地一体型等の「生きた環境教育」を実施する上で、地域の環境問題の現場を知る意欲ある民間人材を教職員として積極的に委嘱・任用するために、市町村の負担による教職員任用条件の拡充を特例により容認した特区制度(市町村立学校職員給与負担法の特例)の適用による支援措置を提案したい。	市町村負担による民間教職員の任用に関する規制緩和	【生涯環境教育】 市町村負担による地元市民・民間人材の教職員任用に関する規制緩和 体験型学習を重視した市民参加型・実地一体型等の「生きた環境教育」を実施する上で、地域の環境問題の現場を知る意欲ある民間人材を教職員として積極的に委嘱・任用するために、市町村の負担による教職員任用条件の拡充を特例により容認した特区制度(市町村立学校職員給与負担法の特例)の適用による支援措置を提案したい。	多様な地元民間人材の能力を活用した市民参加型及び実地一体型環境教育の充実 *「小・中・高校・大学」一貫した独自の環境教育プログラムにおいては、座学による基礎的知識の習得に加えて、地域の環境問題に密着した体験型学習(環境保全活動、農業体験、工場生産体験、環境行政業務の体験など)が重要な内容となるが、これには、それぞれの現場に詳しく、高い環境意識と意欲・能力を備えた様々な地元民間人材の積極的な参加・協力が不可欠である。 *このため、これらの人材を正規の学校教職員として委嘱・任用することにより、一貫した環境教育プログラムに基づく質の高い教育活動を継続して委ねることが可能となる。 *体験型学習を重視したカリキュラムによる市民参加型の環境教育と、これを担う地元民間人材の有償での教職員任用制度の実現は、地域で活動する多くの環境スペシャリストを勇気付けるだけでなく、数多くの環境市民(エコユーザー)の育成にも寄与することが期待される。また、地域外で活躍する優れた環境教育家・専門家を本庄地域に誘引するインセンティブにもなり、環境教育プログラムのさらなる充実にも寄与することが期待される。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
埼玉県	財団法人本庄国際リサーチパーク研究推進機構 / 学校法人早稲田大学	エコユーザーの育成と参加を通じた <自律・循環>の地域づくり	民間機関への環境教育のアウトソーシング等に関する地元教育委員会による自己裁量と主体的判断を誘導しうる制度を顕在化するとともに、そのような機関における環境教育に関する非常勤講師の取り扱いについて、例えば教育職員免許状を有しないものの取扱いについての規定の整備をするなど、地域をベースとした環境教育プログラムの効果的な実施に関する公立学校と他の教育機関との教員人事、単位互換及び民間機関への特定課程の外部委託(アウトソーシング)等を実施する際の支援措置を求めたい。	環境教育のアウトソーシング等に係る教育委員会の自己裁量拡大	【生涯環境教育】 民間機関への環境教育のアウトソーシング等に関する地元教育委員会による自己裁量と主体的判断を誘導しうる制度の顕在化 環境教育に関する非常勤講師について、教育職員免許状を有しないものの取扱いについての規定の整備 地域をベースとした環境教育プログラムの効果的な実施に関して、主として公立学校における他の教育機関との教員人事、単位互換及び民間機関への特定課程の外部委託(アウトソーシング)等を実施する際の支援措置を提案したい。	既存の公立学校や民間機関が連携・協働した地域環境教育の実現 *地域をベースとして「小・中・高校・大学」一貫した環境教育プログラムを開発・実践するためには、公立及び私立の既存教育機関相互の連携を強化すると共に、本財団を中心に運営される民間の環境教育専門機関(予定)との間の緊密な連携・協働関係を確保し強化していくことが必要である。 *このため、具体的には、国・県から地元教育委員会への権限移譲ないし特例認可を実現することにより、地域内の学校・教育機関の間での教員の人事交流や、各機関間・ステージ間の単位互換(科目履修認証)、地域の産業界・行政等との提携による環境インターンシップの制度化などを、地域独自の取り組みに応じて適切かつ円滑に導入・実施するとともに、特定カリキュラムを対象とした環境教育の公立学校からの外部委託(アウトソーシング)を積極的に実施する。
埼玉県	財団法人本庄国際リサーチパーク研究推進機構 / 学校法人早稲田大学	エコユーザーの育成と参加を通じた <自律・循環>の地域づくり	地域通貨による環境価値創出実証実験の円滑運営に資する体制整備 生活密着型環境新技術の社会システムへの定着を実証実験するための価値体系の創出。 市民レベルでの地域通貨による二酸化炭素排出権取引を念頭に置いた、循環財(エネルギー)循環ネットワークの実証実験とコミュニティ・ビジネスの育成環境の醸成。	地域通貨による環境価値創出実証実験の円滑運営に資する体制整備	【地域通貨】 地域通貨による環境価値創出実証実験の円滑運営に資する体制整備 生活密着型環境新技術の社会システムへの定着を実証実験するための価値体系の創出。 市民レベルでの地域通貨による二酸化炭素排出権取引を念頭に置いた、循環財(エネルギー)循環ネットワークの実証実験とコミュニティ・ビジネスの育成環境の醸成。	本構想では上記の研究の社会実証実験を前提とし、環境に配慮する様々な価値の取引を想定し、これを一般通貨経済からブロックする形の新たな価値体系として「地域環境通貨」を提案する。 地域通貨の流通圏域を想定している本地域と、取引の対象である循環財の流通する圏域の一致が期待できるもの、例えば、域内で完結する流通の完結すべき一般廃棄物、あるいはこれを利用した地域でのリサイクルの取り組み(バイオマス)、これらのエネルギーを使った域内の交通、域内の自動車に限ったE10の試行実験、さらに試験的に作られた生ゴミ堆肥による有機野菜の地産地消を対象と考える。これらの生活密着型の環境新技術を社会に定着することを意図するとき、社会実証実験において別な価値体系を持つことは有意義であり、かつこれらを活用したコミュニティ・ビジネスを育成する際、市場獲得に優位であると考えられる。 研究的な要素としては、これらの行為が実経済活動との比較で、排出権取引としてどの程度の価値を有するかを定量的に検証し、その循環財の循環圏域の適正規模の検証と流通の活性を観る。
千葉県	我孫子市	昭和45年DIDD内都市計画道路の効果的な整備	昭和45年DIDD内都市計画道路の整備について、国土交通省道路局の所管とし、都市計画道路整備事業の補助採択基準、申請手続等を一本化し、都市計画道路を効果的・効率的に整備する。	昭和45年DIDD内都市計画道路国庫補助採択等の改善	昭和45年DIDD内都市計画道路の補助採択、申請手続等を道路局所管で一本化する。	昭和45年DIDD内(既成市街地内)の都市計画道路整備事業
千葉県	我孫子市	都市計画決定の権限を市に委譲し、地域の実情に即した個性あるまちづくりの推進	地域の実情に即した個性あるまちづくりを推進するため、用途地域をはじめとする都市計画の決定権限を市に委譲する。	都市計画決定の市への権限委譲	首都圏においては都市計画法第8条第1項に規定する用途地域については、同法第15条及び同施行令第9条により、広域の見地から都道府県が都市計画を定めることとしている。しかし、首都圏においても地域の実情を最も把握している市町村が用途地域をはじめとする都市計画の決定ができるよう権限の委譲をさらに進める。	工場がなくなった工業地域を市のまちづくりの方針や地域の実情を踏まえ、市が主体的に用途地域をはじめとする都市計画を変更することにより、活力ある市街地を形成する。平成16年度に地域の実態調査を行い、住民との合意形成を図り、都市計画の変更を行う。
千葉県	我孫子市	年金福祉事業団法第17条第1項第4号の規定に基づく貸し付け審査の改善による生活保護費の不正受給防止	(旧)年金福祉事業団法第17条第1項第4号に規定された年金の受給権者に、その受給権を担保として小口の貸付け(年金額の18か月以内の額(10万円から250万円までの範囲内)で貸付け)が行われているが、貸し出し審査で借入者の生活実態や返済能力が考慮されていないため、貸付金を短期間に費消し、担保期間を無収入で暮らすことを選ぶ者が増加し、生活保護の申請者が増加することが危惧される。そのため、貸し出しに当たって、借入者の生活実態や返済能力を調査することを貸し出し金融機関に義務付ける。	(旧)年金福祉事業団法第17条第1項第4号の規定に基づく貸し出し審査の改善	年金担保貸付制度の審査に当たっては、借入者の生活実態や返済能力に見合った貸し出しを行うよう金融機関に義務付けること。	年金担保貸付金の貸し出し審査にあたって、当該年金以外に収入(財産等)が無い者からの申請については、申請者の生活実態や返済能力を十分に調査し、貸付額を算定するとともに、生計維持に必要な額(最低生活費相当額)を控除した額を返済に充てるようにする。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
千葉県	市川市	子育て、福祉、介護、健康、安全等の財・サービスによる地域再生	地域の子育て、福祉、介護、健康、安全等の支援を必要とする住民の要望を把握し、支援を志願する住民について、会員登録を行いコミュニティ・サービス事業を運営する。住民は提供した支援の実績に応じて「地域通貨」の支払いを受ける。この「地域通貨」を住基カード、携帯電話等の領域に記憶させ、地域公共ネットワークの活用を推進とすることで、公共施設、商店街、自宅等から支援を志願し提供を申し出る形とし、住民は受け取った「地域通貨」を活用して行政(表彰)、商店街等(割引)等で還元できるようにする。これにより地域のコミュニティ活動を活性化させ、地域内消費循環を促進を図る。また、住民がコミュニティ活動で得たニーズを基に、ビジネスチャンスを捉えコミュニティ・ビジネスを創造できる地域づくりを推進する。コミュニティ・サービス事業の運営にあたっては、運営主体(NPO、株式会社等)へ地域住民、地域企業等から出資等(コミュニティ・ファンド形成)で運営を行い、運営の中で出てきた住民の悩み、相談ごと、コミュニティビジネス支援等については、官民の実務的ノウハウを有する人材を地域再生マネージャー(仮称)として確保し、支援体制を構築する。また、IT化に伴う運営コストを削減するために行政連携の共同利用データセンターへのアウトソーシング(ハウジング等)を促進し、コミュニティ・サービス事業を切り口に地方公共団体の行政サービス(施設予約等)についてもアウトソーシングを促進する。具体的に展開する際は「ITを活用した地域通貨の導入研究会」等で調査、研究し、地域再生構想を展開する。	地方公共団体の行政サービス(施設使用等)における地域通貨利用	地域通貨の行政サービス(施設使用等)利用を許可する。	近い将来、行政サービス(施設使用等)を地域通貨で利用可能とすると、地域の地域通貨が更に循環し、コミュニティの活性化による地域内消費循環、コミュニティ・ビジネスの創造が促進された運営が可能となる。
千葉県	市川市	子育て、福祉、介護、健康、安全等の財・サービスによる地域再生	地域の子育て、福祉、介護、健康、安全等の支援を必要とする住民の要望を把握し、支援を志願する住民について、会員登録を行いコミュニティ・サービス事業を運営する。住民は提供した支援の実績に応じて「地域通貨」の支払いを受ける。この「地域通貨」を住基カード、携帯電話等の領域に記憶させ、地域公共ネットワークの活用を推進とすることで、公共施設、商店街、自宅等から支援を志願し提供を申し出る形とし、住民は受け取った「地域通貨」を活用して行政(表彰)、商店街等(割引)等で還元できるようにする。これにより地域のコミュニティ活動を活性化させ、地域内消費循環を促進を図る。また、住民がコミュニティ活動で得たニーズを基に、ビジネスチャンスを捉えコミュニティ・ビジネスを創造できる地域づくりを推進する。コミュニティ・サービス事業の運営にあたっては、運営主体(NPO、株式会社等)へ地域住民、地域企業等から出資等(コミュニティ・ファンド形成)で運営を行い、運営の中で出てきた住民の悩み、相談ごと、コミュニティビジネス支援等については、官民の実務的ノウハウを有する人材を地域再生マネージャー(仮称)として確保し、支援体制を構築する。また、IT化に伴う運営コストを削減するために行政連携の共同利用データセンターへのアウトソーシング(ハウジング等)を促進し、コミュニティ・サービス事業を切り口に地方公共団体の行政サービス(施設予約等)についてもアウトソーシングを促進する。具体的に展開する際は「ITを活用した地域通貨の導入研究会」等で調査、研究し、地域再生構想を展開する。	地域公共ネットワーク(LGWAN等)の民間開放	準行政サービスを運営する民間主体(NPO、株式会社)に地域公共ネットワーク(LGWAN等)を開放する。	準行政サービスであるコミュニティ・サービス事業をNPO等の民間主体が運営するにあたり、「してほしいこと」と「できること」を身元確認した上で運営し、トラブル等を起こさないようにする必要がある。近い将来、住基カード等を利用した公的個人認証(LGWAN等)利用が準行政サービスを運営する民間主体(NPO等)においても許可されれば、トラブルを軽減した円滑な運営が可能となる。
千葉県	市川市	子育て、福祉、介護、健康、安全等の財・サービスによる地域再生	地域の子育て、福祉、介護、健康、安全等の支援を必要とする住民の要望を把握し、支援を志願する住民について、会員登録を行いコミュニティ・サービス事業を運営する。住民は提供した支援の実績に応じて「地域通貨」の支払いを受ける。この「地域通貨」を住基カード、携帯電話等の領域に記憶させ、地域公共ネットワークの活用を推進とすることで、公共施設、商店街、自宅等から支援を志願し提供を申し出る形とし、住民は受け取った「地域通貨」を活用して行政(表彰)、商店街等(割引)等で還元できるようにする。これにより地域のコミュニティ活動を活性化させ、地域内消費循環を促進を図る。また、住民がコミュニティ活動で得たニーズを基に、ビジネスチャンスを捉えコミュニティ・ビジネスを創造できる地域づくりを推進する。コミュニティ・サービス事業の運営にあたっては、運営主体(NPO、株式会社等)へ地域住民、地域企業等から出資等(コミュニティ・ファンド形成)で運営を行い、運営の中で出てきた住民の悩み、相談ごと、コミュニティビジネス支援等については、官民の実務的ノウハウを有する人材を地域再生マネージャー(仮称)として確保し、支援体制を構築する。また、IT化に伴う運営コストを削減するために行政連携の共同利用データセンターへのアウトソーシング(ハウジング等)を促進し、コミュニティ・サービス事業を切り口に地方公共団体の行政サービス(施設予約等)についてもアウトソーシングを促進する。具体的に展開する際は「ITを活用した地域通貨の導入研究会」等で調査、研究し、地域再生構想を展開する。	地方公務員の出向派遣等によるノウハウ提供	民間主体(NPO、株式会社等)への地方公務員の出向派遣等を許可する。	コミュニティ・サービス事業を運営する民間主体(NPO、株式会社等)に、地域再生マネージャー(仮称)として、地方公務員を出向派遣し、行政固有のノウハウ等(子育て、福祉、介護、健康、安全等)を活かし、住民からの悩み、相談ごと、コミュニティ・ビジネス支援等を人事交流によって実施することで、地域のコミュニティ・ビジネス等を円滑に推進することが可能となる。
千葉県	野田市	環境バイオシティ野田構想	現在、地質環境修復技術として、地質に自生する微生物活性を高めることによって、土壌・地下水汚染浄化を促進する技術に非常に高価なバイオ資材が利用されている。このバイオ資材は、糖類、アミノ酸類などを利用して生成される物質であり、バイオ技術により様々な有機物から転換が可能な物質である。一方、野田市には食品廃棄物や農業廃棄物、家庭生ごみなどの利用すべき有機物が多量に存在し、微生物を扱う専門の研究所、大学が立地している。こうした資源を有機的に結合し、安価なバイオ資材の開発を進めて新規事業の創出を行うと共に、これを利用した土壌・地下水汚染浄化を進め、安全な地域の創出を行うことにより、土地取引におけるリスクの低減を図って企業の進出を促進し、新たな雇用の創出を図ることを目的とした構想である。	研究開発の活発化	科学技術振興対策事業等を利用した研究開発促進。なお、委員会直入などフレキシブルな財政措置を講ずる様、要望する。	全体の構想を実現するために必要な調査・研究を推進し、実施可能性を探るとともに、知的財産の創出、管理等に活用する

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
千葉県	野田市	環境バイオシティ野田構想	現在、地質環境修復技術として、地質に自生する微生物活性を高めることによって、土壌・地下水汚染浄化を促進する技術に非常に高価なバイオ資材が利用されている。このバイオ資材は、糖類、アミノ酸類などを利用して生成される物質であり、バイオ技術により様々な有機物から転換が可能な物質である。一方、野田市には食品廃棄物や農業廃棄物、家庭生ごみなどの利用すべき有機物が多量に存在し、微生物を扱う専門の研究所、大学が立地している。こうした資源を有機的に結合し、安価なバイオ資材の開発を進めて新規事業の創出を行うと共に、これを利用した土壌・地下水汚染浄化を進め、安全な市域の創造を行うことにより、土地取引におけるリスクの低減を図って企業の進出を促進し、新たな雇用の創出を図ることを目的とした構想である。	廃棄物の資源化	バイオマスの利活用の推進事業等を利用した資源化技術の確立	バイオ資材の原料となる食品廃棄物、農業廃棄物、家庭生ごみのバイオ資材への転換方法の研究やテストプラントの設計、構築等実証化に活用する。また、安価な原料の運搬、調達システムを構築するために必要。
千葉県	野田市	環境バイオシティ野田構想	現在、地質環境修復技術として、地質に自生する微生物活性を高めることによって、土壌・地下水汚染浄化を促進する技術に非常に高価なバイオ資材が利用されている。このバイオ資材は、糖類、アミノ酸類などを利用して生成される物質であり、バイオ技術により様々な有機物から転換が可能な物質である。一方、野田市には食品廃棄物や農業廃棄物、家庭生ごみなどの利用すべき有機物が多量に存在し、微生物を扱う専門の研究所、大学が立地している。こうした資源を有機的に結合し、安価なバイオ資材の開発を進めて新規事業の創出を行うと共に、これを利用した土壌・地下水汚染浄化を進め、安全な市域の創造を行うことにより、土地取引におけるリスクの低減を図って企業の進出を促進し、新たな雇用の創出を図ることを目的とした構想である。	新規事業の創出	地域経済新生対策事業等を利用した新規事業への資金確保。なお、委員会直入などフレキシブルな財政措置を講ずる様、要望する。	地域の有機物原料を活用した新事業を創出するために必要な資金の確保、設備の構築。
千葉県	野田市	環境バイオシティ野田構想	現在、地質環境修復技術として、地質に自生する微生物活性を高めることによって、土壌・地下水汚染浄化を促進する技術に非常に高価なバイオ資材が利用されている。このバイオ資材は、糖類、アミノ酸類などを利用して生成される物質であり、バイオ技術により様々な有機物から転換が可能な物質である。一方、野田市には食品廃棄物や農業廃棄物、家庭生ごみなどの利用すべき有機物が多量に存在し、微生物を扱う専門の研究所、大学が立地している。こうした資源を有機的に結合し、安価なバイオ資材の開発を進めて新規事業の創出を行うと共に、これを利用した土壌・地下水汚染浄化を進め、安全な市域の創造を行うことにより、土地取引におけるリスクの低減を図って企業の進出を促進し、新たな雇用の創出を図ることを目的とした構想である。	新規事業の創出	地域資源活用促進事業等を利用した資金調達。なお、委員会直入などフレキシブルな財政措置を講ずる様、要望する。	地域の有機物原料を活用した新事業を創出するために必要な資金の確保、設備の構築。
千葉県	野田市	環境バイオシティ野田構想	現在、地質環境修復技術として、地質に自生する微生物活性を高めることによって、土壌・地下水汚染浄化を促進する技術に非常に高価なバイオ資材が利用されている。このバイオ資材は、糖類、アミノ酸類などを利用して生成される物質であり、バイオ技術により様々な有機物から転換が可能な物質である。一方、野田市には食品廃棄物や農業廃棄物、家庭生ごみなどの利用すべき有機物が多量に存在し、微生物を扱う専門の研究所、大学が立地している。こうした資源を有機的に結合し、安価なバイオ資材の開発を進めて新規事業の創出を行うと共に、これを利用した土壌・地下水汚染浄化を進め、安全な市域の創造を行うことにより、土地取引におけるリスクの低減を図って企業の進出を促進し、新たな雇用の創出を図ることを目的とした構想である。	新規事業の創出	地域雇用機会増大促進支援事業	新たな事業を創出するとともに、必要な人員の確保を行い、あわせて関連事業における雇用促進を進める必要がある。
千葉県	野田市	環境バイオシティ野田構想	現在、地質環境修復技術として、地質に自生する微生物活性を高めることによって、土壌・地下水汚染浄化を促進する技術に非常に高価なバイオ資材が利用されている。このバイオ資材は、糖類、アミノ酸類などを利用して生成される物質であり、バイオ技術により様々な有機物から転換が可能な物質である。一方、野田市には食品廃棄物や農業廃棄物、家庭生ごみなどの利用すべき有機物が多量に存在し、微生物を扱う専門の研究所、大学が立地している。こうした資源を有機的に結合し、安価なバイオ資材の開発を進めて新規事業の創出を行うと共に、これを利用した土壌・地下水汚染浄化を進め、安全な市域の創造を行うことにより、土地取引におけるリスクの低減を図って企業の進出を促進し、新たな雇用の創出を図ることを目的とした構想である。	新規事業の創出	千葉県環境保全条例に基づく地下水採取規制の部分凍結あるいは権限委譲	新規事業の創出に不可欠な水資源の確保及び新たな企業誘致に必要。近年の合理化、企業撤退に伴う利用減少分を活用する形で利用可能とする施策がインパクトも少なく望ましい。
千葉県	野田市	環境バイオシティ野田構想	現在、地質環境修復技術として、地質に自生する微生物活性を高めることによって、土壌・地下水汚染浄化を促進する技術に非常に高価なバイオ資材が利用されている。このバイオ資材は、糖類、アミノ酸類などを利用して生成される物質であり、バイオ技術により様々な有機物から転換が可能な物質である。一方、野田市には食品廃棄物や農業廃棄物、家庭生ごみなどの利用すべき有機物が多量に存在し、微生物を扱う専門の研究所、大学が立地している。こうした資源を有機的に結合し、安価なバイオ資材の開発を進めて新規事業の創出を行うと共に、これを利用した土壌・地下水汚染浄化を進め、安全な市域の創造を行うことにより、土地取引におけるリスクの低減を図って企業の進出を促進し、新たな雇用の創出を図ることを目的とした構想である。	土壌・地下水汚染の対策推進	科学技術振興対策事業等を利用した研究開発促進。なお、委員会直入などフレキシブルな財政措置を講ずる様、要望する。	土壌・地下水汚染浄化に必要な地質に関する調査・研究を実施し、地質微生物の存在量の確定や応用可能量の把握など、自然浄化能の把握を行い、バイオ資材とのマッチングを検証する必要がある。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
千葉県	野田市	ユビキタス・スタディ&ワーク～生涯学習環境の高度化と雇用創出	自治体、高校・大学、NPO法人等の有機的連携のもと、限られた人的・物的財産を最大限活用して、当市の教育・生涯学習分野での先進的な取組みを踏まえ、「どこでも学習・労働可能な地域づくり～ユビキタススタディ&ワーク」環境の構築を図り、もって生涯学習環境の高度化と雇用の創出を目指す。	地域に根ざした定時制高校の創設	学校教育法第2条で制限されている学校の設置者の要件を緩和し、NPO法人等の真に教育に情熱を持った団体による学校の運営を認める。	千葉県立高等学校再編計画により廃止予定となっている当市内の定時制高校(野田高校)は、学力的な問題で他の高校に進学できない生徒の受け口となっていること、不登校等の問題で、他の高校に進学できない生徒の受け口となっていること、中途退学等で再出発を望む生徒の受け口となっていること、身体障害児を積極的に受け入れていること等から、当該生徒の進学先としてニーズが高く、県が代替を予定している他の定時制高校とは生徒の進学ニーズに大きな差があるなど、その存続の必要性はきわめて高い。その解決策として、限られた財源の中で教育の質を維持した上で最大限の教育を実現することを主眼として、高校の運営経験を有する教員OB等からなるNPO法人を設立し、当該定時制高校の運営を委託する。
千葉県	野田市	ユビキタス・スタディ&ワーク～生涯学習環境の高度化と雇用創出	自治体、高校・大学、NPO法人等の有機的連携のもと、限られた人的・物的財産を最大限活用して、当市の教育・生涯学習分野での先進的な取組みを踏まえ、「どこでも学習・労働可能な地域づくり～ユビキタススタディ&ワーク」環境の構築を図り、もって生涯学習環境の高度化と雇用の創出を目指す。	高校・大学等との連携による生涯学習環境の構築	NPO法人を核とした生涯学習環境の構築を図ることから、生涯学習まちづくりモデル支援事業の対象とする。	広く学習分野への貢献を果たすため、NPO法人の人的・知的財産を有効活用すると共に、地域教育・生涯学習の核としての役割を担わせることから、地元の高校・大学(東京理科大学、東京大学(柏))等とNPO法人の連携による市民講座の実施等の生涯学習事業を行うことにより、生涯学習拠点の構築を図る。
千葉県	野田市	ユビキタス・スタディ&ワーク～生涯学習環境の高度化と雇用創出	自治体、高校・大学、NPO法人等の有機的連携のもと、限られた人的・物的財産を最大限活用して、当市の教育・生涯学習分野での先進的な取組みを踏まえ、「どこでも学習・労働可能な地域づくり～ユビキタススタディ&ワーク」環境の構築を図り、もって生涯学習環境の高度化と雇用の創出を目指す。	公民館を活用したIT体験	NPO法人を核としたIT活用環境構築を図ることから、eまちづくり交付金の対象とする。	広く学習分野への貢献を果たすため、NPO法人の人的・知的財産を有効活用すると共に、地域教育・生涯学習の核としての役割を担わせることから、公民館で既に実施しているIT情報活用コーナーのNPO法人による運営を行う。
千葉県	野田市	ユビキタス・スタディ&ワーク～生涯学習環境の高度化と雇用創出	自治体、高校・大学、NPO法人等の有機的連携のもと、限られた人的・物的財産を最大限活用して、当市の教育・生涯学習分野での先進的な取組みを踏まえ、「どこでも学習・労働可能な地域づくり～ユビキタススタディ&ワーク」環境の構築を図り、もって生涯学習環境の高度化と雇用の創出を目指す。	シルバー人材センターの充実	教育に関する専門的スキルを有する人材を確保するため、シルバー人材センターとNPO法人の人的交流を図ることについて、地域雇用機会増大促進支援事業の対象とする。	今後高齢社会の深度により、高齢者の雇用創出と生きがい対策としてのシルバー人材センターの今後の役割がますます大きくなるのが予想され、また厚生労働省のシルバー人材の職域拡大の方針を見据えつつ、特に教育に関する専門的スキルを有する人材をシルバー人材センターに登録してもらうことにより、NPO法人とシルバー人材センターの派遣事業等による人的交流を図り、もって当構想の一翼を担う人材の確保を図ると共に、高齢者の雇用創出と生きがい作りの環境を構築する。
千葉県	野田市	プライマリー農産品を中核とするアグリルネサンス	都市農業形態に近い地域実情のこともあり、後継者不足が増加し、それに伴い遊休農地が市内全域に数多く見られる状況にある。そのため、後継者の育成と遊休農地の解消を図り、また、主要産物である「えだ豆」の普及と新たな野田ブランド産品の育成を図る。さらに市内全域に市民農園を整備し、農作物の栽培に親しんでもらい、野田市農業の活性化と雇用の創出を図り、農業離れに歯止めをかける。	農業後継者の育成	地元主要産品の継続的な生産を確保するための後継者育成	プロ農業経営の維持・発展のための支援の集中化・重点化 ・農業機械の低価格化への企業への働きかけ ・Iターン、Uターンによる就農者を確保するため、受入体制の整備(住居、農地、機械設備等)に対する補助 ・農地を取得できる条件の緩和
千葉県	野田市	プライマリー農産品を中核とするアグリルネサンス	都市農業形態に近い地域実情のこともあり、後継者不足が増加し、それに伴い遊休農地が市内全域に数多く見られる状況にある。そのため、後継者の育成と遊休農地の解消を図り、また、主要産物である「えだ豆」の普及と新たな野田ブランド産品の育成を図る。さらに市内全域に市民農園を整備し、農作物の栽培に親しんでもらい、野田市農業の活性化と雇用の創出を図り、農業離れに歯止めをかける。	アグリファーム・パークの構築	地元主要産品を内外にPRすると共に、市民が農業を体験したり、くつろげたりする場所の構築	市内全域にバランスよく市民農園を設置し、気軽に市民が農業体験できることにより、農業への関心を深めるとともに主要産品等の消費拡大を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
千葉県	野田市	プライマリー農産品を中核とするアグリルネサンス	都市農業形態に近い地域実情のこともあり、後継者不足が増加し、それに伴い遊休農地が市内全域に数多く見られる状況にある。そのため、後継者の育成と遊休農地の解消を図り、また、主要産物である「えだ豆」の普及と新たな野田ブランド産物の育成を図る。さらに市内全域に市民農園を整備し、農作物の栽培に親しんでもらい、野田市農業の活性化と雇用の創出を図り、農業離れに歯止めをかける。	品種改良のための研究	地元大学や民間企業との連携による品種改良の研究	品種改良による地元ブランド産物の開発や収穫の増量、品質のレベルアップを推進(例えば「野田独自のF1えだ豆」の開発など)
千葉県	野田市	プライマリー農産品を中核とするアグリルネサンス	都市農業形態に近い地域実情のこともあり、後継者不足が増加し、それに伴い遊休農地が市内全域に数多く見られる状況にある。そのため、後継者の育成と遊休農地の解消を図り、また、主要産物である「えだ豆」の普及と新たな野田ブランド産物の育成を図る。さらに市内全域に市民農園を整備し、農作物の栽培に親しんでもらい、野田市農業の活性化と雇用の創出を図り、農業離れに歯止めをかける。	まめバスによるPR	地元主要産物PRとコミュニティバスの運行をコラボレートすることによる相乗効果	平成15年6月6日に野田市と関宿町が合併し、野田市の主要産物である「えだ豆」の出荷量が全国第1位ないし第2位になったことから、コミュニティバスも「まめバス」と命名し市民と一体となって地域活性化を図っている。従って、地元主要産物PRとコミュニティバスの運行をドッキングし、主要産物の地産地消とまめバスの利用促進を図る。
千葉県	千葉市	いずみグリーンビレッジ構想	「いずみグリーンビレッジ」構想は、千葉市若葉区東部鹿島川流域に位置する農業振興地域15町約4,100haの区域を対象とし、畑地や林地の間に集落が分布する土地利用が図られ、鹿島川に沿って入り組んだ谷津田等によって構成される、自然環境に恵まれた千葉市の主要な農業地域である。構想地域の農地は、主として露地野菜中心の農業が営まれているが、経営者の高齢化や後継者不足などによって遊休農地が増加する傾向にある。一方、都市住民には自然との共生に対する認識が高まり、自然への志向も高まってきている。このため、優良農地の積極的な保全と活用に努めるとともに、自然とのふれあいや体験農業を通じた農業・農村文化の理解など、都市住民との幅広い交流の場を創出し、豊かな農村環境の維持・保全に努めるものである。	補助金採択要件の緩和	直売施設等整備に関する補助金の採択要件緩和	ふれあい交流施設の整備(農産物直売施設、地域食材供給施設、軽食レストラン)
千葉県	千葉市	蘇我特定地区整備構想	「蘇我特定地区整備構想」では、大規模製鉄所の移転に伴い遊休地化が見込まれる蘇我臨海部において商業・業務、居住、レクリエーションなど多様な都市機能を導入し、適切な土地利用転換による拠点市街地の形成を図り、当該地区の機能更新を図るものである。	建築基準法の接道条件の適用除外	構内道路が整備された大規模工場跡地等の遊休地化に伴う地区の再整備にあたっては、建築基準法第43条の接道義務を適用除外として建築確認を受けることができることとする。	誘致企業による施設建設が迅速化され、円滑な整備・集積が図られるものであり、当該地区の拠点形成に寄与する。
千葉県	千葉県	「東京湾ゲノムベイ地域」の形成の推進	県では、特区制度や都市再生プロジェクトを活用しながら、かずさアカデミアパークと京葉臨海部の企業や大学・研究機関等の連携による産学官の共同研究をはじめとして、かずさ地域、千葉地域、柏・東葛地域の3つの知的集積の拠点間の相互連携を強化し、ゲノム関連産業の振興を図ることとしている。今後、ゲノム関連分野を中心とした世界レベルの研究開発の促進と研究成果の産業化を進めるため、国における関連予算・施策の集中や産学官の共同研究が円滑に実施できる仕組みづくりを通じて、地域経済の活性化と雇用創出を図る。	補助金の制度の見直し	「地域新生コンソーシアム研究開発事業」(経済産業省)での委託研究期間終了後における、使用した研究機械装置の国からの借受けについて、(株)かずさアカデミアパーク等の民間企業が公益法人等と同様に認められるよう、制度を見直し。	かずさアカデミアパークの中核的施設であるかずさDNA研究所は、バイオテクノロジーの基礎研究において国際レベルの成果を挙げている。また本県では、臨海部の大手企業を中心とした研究開発も進められている。こうした動きを一層加速し、かずさDNA研究所や生物遺伝資源保存施設が有する資源を基に、臨海部の企業や大学・研究機関等が共同して実施する産業化・実用化を目指した研究プロジェクトを積極的に進めていくため、「地域新生コンソーシアム事業」等を活かし、コンソーシアム等による共同研究を行っていく。その推進のための中核機関としては、(株)かずさアカデミアパークが中核機関となることを想定している。
千葉県	千葉県	「東京湾ゲノムベイ地域」の形成の推進	県では、特区制度や都市再生プロジェクトを活用しながら、かずさアカデミアパークと京葉臨海部の企業や大学・研究機関等の連携による産学官の共同研究をはじめとして、かずさ地域、千葉地域、柏・東葛地域の3つの知的集積の拠点間の相互連携を強化し、ゲノム関連産業の振興を図ることとしている。今後、ゲノム関連分野を中心とした世界レベルの研究開発の促進と研究成果の産業化を進めるため、国における関連予算・施策の集中や産学官の共同研究が円滑に実施できる仕組みづくりを通じて、地域経済の活性化と雇用創出を図る。	知的クラスター創成事業の首都圏への適用	首都圏においては採択されていない「知的クラスター創成事業」(文部科学省)を本県においても適用するよう、採択基準を改善。	かずさアカデミアパークの中核的施設であるかずさDNA研究所は、バイオテクノロジーの基礎研究において国際レベルの成果を挙げている。一方では、臨海部の大手企業を中心とした研究開発も進められている。こうした動きを一層加速し、かずさDNA研究所や生物遺伝資源保存施設が有する資源を基に、柏・東葛地域や千葉地域の企業や大学・研究機関等が共同してその産業化・実用化を推進するため、「知的クラスター創成事業」を活かし、研究プロジェクトを積極的に進めていく。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
千葉県	千葉県	「東京湾ゲノムベイ地域」の形成の推進	県では、特区制度や都市再生プロジェクトを活用しながら、かずさアカデミアパークと京葉臨海部の企業や大学・研究機関等の連携による産学官の共同研究をはじめとして、かずさ地域、千葉地域、柏・東葛地域の3つの知的集積の拠点間の相互連携を強化し、ゲノム関連産業の振興を図ることとしている。今後、ゲノム関連分野を中心とした世界レベルの研究開発の促進と研究成果の産業化を進めるため、国における関連予算・施策の集中や産学官の共同研究が円滑に実施できる仕組みづくりを通じて、地域経済の活性化と雇用創出を図る。	自由度の高い研究資金の配分	研究資金に係る補助金・委託費等について、組織内部に自主的評価委員会を設けるなど補助金・委託費等の使途について適正なチェックが行われる場合には、提出する実績報告書の内容等を簡素化するなど、研究者が本来の研究に集中できるよう、制度を見直し。	当地域における研究に係る各種補助金について、実績報告書による報告内容の簡素化とこれによる研究者の研究への集中を通じ、研究の活性化を図る。
千葉県	千葉県	「東京湾ゲノムベイ地域」の形成の推進	県では、特区制度や都市再生プロジェクトを活用しながら、かずさアカデミアパークと京葉臨海部の企業や大学・研究機関等の連携による産学官の共同研究をはじめとして、かずさ地域、千葉地域、柏・東葛地域の3つの知的集積の拠点間の相互連携を強化し、ゲノム関連産業の振興を図ることとしている。今後、ゲノム関連分野を中心とした世界レベルの研究開発の促進と研究成果の産業化を進めるため、国における関連予算・施策の集中や産学官の共同研究が円滑に実施できる仕組みづくりを通じて、地域経済の活性化と雇用創出を図る。	国際拠点形成の促進	「東京圏ゲノム科学の国際拠点形成プロジェクト」(都市再生プロジェクト)で「国際研究交流拠点」の整備をめざしているかずさ地域において、国際的な共同研究及び人材育成機能を持った国際的な研究交流施設整備の早期実現や、産業面における国際交流を推進する「Local to Local産業交流事業」や外国企業の立地を促進する「先進的対内直接投資推進事業」を優先採択。	県が率先して、かずさアカデミアパークにおいて、海外の研究者等への滞在・居住可能な空間を確保するとともに、「Local to Local産業交流事業」(JETRO)の活用による上海との産業交流や、「先進的対内直接投資推進事業」(経済産業省)の活用による、海外の有望な企業の誘致に積極的に取り組む。また、共同研究や人材育成機能を持った国際的な研究交流施設の整備を促進する。
千葉県	千葉県	「東京湾ゲノムベイ地域」の形成の推進	県では、特区制度や都市再生プロジェクトを活用しながら、かずさアカデミアパークと京葉臨海部の企業や大学・研究機関等の連携による産学官の共同研究をはじめとして、かずさ地域、千葉地域、柏・東葛地域の3つの知的集積の拠点間の相互連携を強化し、ゲノム関連産業の振興を図ることとしている。今後、ゲノム関連分野を中心とした世界レベルの研究開発の促進と研究成果の産業化を進めるため、国における関連予算・施策の集中や産学官の共同研究が円滑に実施できる仕組みづくりを通じて、地域経済の活性化と雇用創出を図る。	科学技術予算の重点投入	「東京圏におけるゲノム科学の国際拠点形成」(都市再生プロジェクト)の実現のため、対象地域である、かずさ、千葉、柏・東葛地域において取り組むこととしている健康科学分野の産業化を目指したゲノム研究開発に関する国関連予算を重点的投資。	都市再生プロジェクトを実現するため、かずさ地域において、かずさDNA研究所や生物遺伝資源保存施設が有する資源を基に、臨海部の企業や大学・研究機関等が共同して実施する産業化・実用化を目指した研究プロジェクトを、国の科学技術予算による重点的支援を得ながら積極的に進めていく。また、千葉地域、柏・東葛地域において、千葉大学、東京大学柏キャンパス、東京理科大学などを中心に企業との新技術創出に向けた共同研究プロジェクトを創出していく。
千葉県	千葉県	「東京湾ゲノムベイ地域」の形成の推進	県では、特区制度や都市再生プロジェクトを活用しながら、かずさアカデミアパークと京葉臨海部の企業や大学・研究機関等の連携による産学官の共同研究をはじめとして、かずさ地域、千葉地域、柏・東葛地域の3つの知的集積の拠点間の相互連携を強化し、ゲノム関連産業の振興を図ることとしている。今後、ゲノム関連分野を中心とした世界レベルの研究開発の促進と研究成果の産業化を進めるため、国における関連予算・施策の集中や産学官の共同研究が円滑に実施できる仕組みづくりを通じて、地域経済の活性化と雇用創出を図る。	バイオコーディネータの確保	バイオテクノロジーの基礎研究を行う共同研究施設の整備において、大学等の研究シーズを産業化に結びつける、バイオテクノロジーと経営の両面に精通したバイオコーディネータの配置が必要であるため、育成・配置する制度を創設。	今後本県が整備するバイオテクノロジーの基礎研究を行う共同研究施設の整備において、大学等の研究シーズを産業化に結びつける人材を配置するにあたり、国において、大学等の研究シーズを産業化に結びつけるためのバイオコーディネータを育成・配置する制度(資格認定制度や活用支援、継続学習等)を創設し、産学官の共同プロジェクトを積極的に推進する。
千葉県	千葉県	「東京湾ゲノムベイ地域」の形成の推進	県では、特区制度や都市再生プロジェクトを活用しながら、かずさアカデミアパークと京葉臨海部の企業や大学・研究機関等の連携による産学官の共同研究をはじめとして、かずさ地域、千葉地域、柏・東葛地域の3つの知的集積の拠点間の相互連携を強化し、ゲノム関連産業の振興を図ることとしている。今後、ゲノム関連分野を中心とした世界レベルの研究開発の促進と研究成果の産業化を進めるため、国における関連予算・施策の集中や産学官の共同研究が円滑に実施できる仕組みづくりを通じて、地域経済の活性化と雇用創出を図る。	研究成果のネットワーク化の推進等産学官の連携の強化	産学官の連携強化を推進するため、大学、国立試験研究機関等全国の知的基盤を提供する機関のネットワーク化を進め、バイオテクノロジーにおける研究成果に係る情報を、関係省庁横断的に、かつ、一元的に提供する国による総合的窓口を整備。	大学、国立試験研究機関等知的基盤を提供する機関の全国的なネットワーク化に基づく、国のバイオテクノロジーの研究成果に係る情報を活用することにより、当地域における産学官の共同プロジェクトを積極的に推進する。
千葉県	千葉県	成田空港を活用した周辺地域の活性化	成田空港は、年間3000万人以上の旅客数を誇り、日本の国際航空貨物の60%以上を扱う我が国最大の国際空港であり、海外から多くの旅行者が利用するほか、空港の周辺には多数の物流関連企業が立地しています。 千葉県は、この地域特性を活かし物流関連企業の一層の集積を図ることが、地域経済の活性化や雇用の創出を実現する上で最も効果的と判断し、「国際空港特区」の認定を受けており、その早期実現に向け、物流関連企業が立地しやすい環境、スムーズに事業を行える環境を整備するための措置を提案します。 また、成田空港を利用する外国人が空港周辺の観光など有意義に過ごすことができるよう、出入国審査の迅速化を実現するための、トランジット客を対象とした出入国審査窓口の設置を提案します。	保税運送に係る手続の簡素化と包括保税運送承認の適用範囲の拡大	成田空港外の周辺地域は、空港内貨物施設のスペース不足を主な原因として、民間事業者が単独で運営する保税蔵置場等の物流施設が、個々に分散して立地する状況である。 航空貨物は、取扱いの迅速性がその特性であるため、空港外の保税施設においても、空港内と同等の短いリードタイムが求められる。 そこで、空港と空港外保税施設間の保税運送、及び同一企業が運営する空港外保税施設相互間の保税運送については、保税運送承認手続全体の簡素化をお願いしたい。 また、その方策の1つとして、包括保税運送承認制度をより広範囲に適用していただき、承認期間についてもより長期としていただければ、制度の運用面についてご検討いただきたい。	空港と空港外保税施設間の保税運送自体にかかる時間的ロスは避けられないものの、保税運送承認手続が簡素化されることにより、運送前後の作業時間短縮やコスト軽減が図られ、空港外保税施設の使い勝手が高まる。 このことにより、今まで空港内で通関していた貨物も空港外保税施設で通関する場合が増えるなど、空港外保税施設への需要が高まることとなるので、その優位性を活かして、物流関連企業の成田空港周辺地域への立地を促進することとしたい。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

Table with 7 columns: 都道府県名, 提案主体名, 地域再生構想の名称, 提案概要, 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名), 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容, 具体的事業の実施内容. It contains 6 rows of detailed information regarding regional regeneration proposals in Chiba Prefecture.

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
千葉県	千葉県	「バイオマス立県ちば」の推進	千葉県では、本県の持つポテンシャルを有効に活用し、バイオマス利用に関する先進的な取組を行なう街づくり「バイオマスタウン」の構築を進め、これらのバイオマスタウンが相乗効果を発揮した「バイオマス立県ちば」を目指すこととしている。 そのために、全省庁横断的な取組の一層の推進が必要であり、バイオマス総合戦略推進のための総合的調整やワンストップの窓口となる組織の設置、年度当初の予算に拘束されない柔軟な予算である(仮称)「バイオマス振興調整費」の創設を提案する。	バイオマス利用促進のための新組織設置及び弾力的な予算枠の創設	「バイオマス・ニッポン」の制定により関連省庁による協調体制の第一歩は踏み出されたと思うが、事業の推進にあたっては、事情の変化等に素早く対応ができ、総合的な調整やワンストップの窓口となる組織の設置や、年度当初の予算に拘束されない柔軟な予算である(仮称)「バイオマス振興調整費」の創設を提案する。	千葉県では、本県の持つポテンシャルを有効に活用し、バイオマス利用に関する先進的な取組を行なう街づくり「バイオマスタウン」の構築を進め、これらのバイオマスタウンが相乗効果を発揮した「バイオマス立県ちば」を目指すこととしている。 そのために、バイオマス利活用に取り組む事業者の参入を促すための制度改正について、国に対し働きかけをすることとしている。 具体的には、事業の推進にあたって、事情の変化等に素早く対応ができ、総合的な調整やワンストップの窓口となる組織の設置や、年度当初の予算に拘束されない柔軟な予算である(仮称)「バイオマス振興調整費」の創設された場合は、関係省庁や関係局間の調整が円滑になされることが期待されるため、事業の実施が一層促進されることになる。
千葉県	千葉県	「健康福祉千葉方式」の推進	千葉県では、健康福祉政策の実施にあたり、子ども、障害者、高齢者を含めた全ての県民が、自らの判断で、ありのままの姿で、地域で明るく楽しく生活できるよう「健康福祉千葉方式」を推進することとしている。 現在本県では、都市化、核家族化等の進行により、都市部のみならず地方においても地域や家庭の育児機能の低下が深刻な問題となっており、子育て家庭では、育児に対する悩みや負担感が増大している。この深刻化している問題に対し、子育てのノウハウを蓄積している保育所が地域の子育て支援の中心的役割を担っていくことが不可欠である。 そこで、千葉県内の全ての保育所を地域での子育て支援を行う「地域子育て支援センター」として整備を進め、安心して子育てができる地域づくりを図る。	地域子育て支援センター事業における対象事業の要件緩和	現在、地域子育て支援センター事業において、指定施設は3事業、小規模型指定施設は2事業を実施することが要件となっているが、指導者を配置していれば、1事業のみであっても小規模型指定施設とする。 専任の指導者を配置しないで1事業以上実施している場合にも、地域子育て支援センター事業として位置付ける。 保育所が公園出前保育、絵本の読み聞かせ、親同士の交流事業等地域の実情に応じた子育て支援事業を本来事業に追加して行う場合は、地域子育て支援センター事業の対象とする。	千葉県内の全ての保育所を、地域の子育て支援を担うよう地域子育て支援センターとして整備を進める。 このことにより、安心して子育てができる地域を形成することができ、保護者の育児に対する負担感が軽減されることにより、少子化対策に資することとなる。また、地域子育て支援センターとしての取組を行うにあたり、専任の指導員を配置するところにあっては雇用の創出が図られる。
千葉県	千葉県	雇用対策の推進と産業人材の育成	地域の雇用の安定と21世紀の産業を支える人づくりのため、平成16年度で終了することとなっている緊急地域雇用創出特別交付金事業のうち、地域雇用の拡大の大きく貢献する基幹的事業については平成17年度以降も継続すること。	緊急地域雇用創出特別交付金事業の継続	本県においては、緊急地域雇用創出特別基金事業を有効に活用して、( )「障害者就業支援センター」を設置して、就労を希望する障害者に対してマンツーマンで各々の能力・特性に合った就業支援を実施( )「県民再就職支援センター」を設置して再就職を支援するための相談・情報提供を実施( )本年度、全国に先駆けて「地域キャリアセンター」を設置して、高校新卒者の就職支援を実施、など様々な就業支援策を展開し、成果を挙げてきているが、こうした地域雇用の増加に大きく貢献する施策に対しては、17年度以降も基金事業を継続すること。	緊急地域雇用創出特別基金事業を有効に活用して、( )「障害者就業支援センター」を設置して、就労を希望する障害者に対してマンツーマンで各々の能力・特性に合った就業支援を実施( )「県民再就職支援センター」を設置して再就職を支援するための相談・情報提供を実施( )本年度、全国に先駆けて「地域キャリアセンター」を設置して、高校新卒者の就職支援を実施、など様々な就業支援策を総合的に展開している。
千葉県	千葉県	雇用対策の推進と産業人材の育成	県立高等技術専門校は、その施設又は設備に要する経費の1/2を国が負担しており、専門校の利用目的を変更した場合、補助金を返還する必要がある。県では、時代の変化に応じた適切な産業人材育成を図るため、官民の役割分担を進めながら、職業能力開発支援機能の拡充に向けて、県立高等技術専門校の再編を進める一方、民間による多様な職業訓練委託を進めることとしている。また、これに伴い、再編される専門校については、地域の実情とニーズを踏まえ、地域の活性化に効果的で柔軟な活用促進を図ることとしている。このため、高等技術専門校の再編に伴い、専門校施設等の利用目的を変更した場合でも、地域の活性化につながるような目的に活用する場合は、返還が免除されるよう提案する。	既存施設を再生・有効活用する場合の国庫補助金の返還免除	県立高等技術専門校(職業能力開発促進法第15条の6第1項第1号に規定する「職業能力開発校」)は、その施設又は設備に要する経費の1/2を国が負担しており、専門校の利用目的を変更した場合、補助金を返還する必要がある。 県では、時代の変化に応じた適切な産業人材育成を図るため、官民の役割分担を進めながら、職業能力開発支援機能の拡充に向けて、県立高等技術専門校の再編を進める一方、民間による多様な職業訓練委託を進めることとしている。また、これに伴い、再編される専門校については、地域の実情とニーズを踏まえ、地域の活性化に効果的で柔軟な活用促進を図ることとしている。このため、高等技術専門校の再編に伴い、専門校施設等の利用目的を変更した場合でも、地域の活性化につながるような目的に活用する場合は、返還が免除されるよう提案するものである。	県立高等技術専門校の再編後においては、地域の実情とニーズを踏まえ、地域の活性化に効果的で柔軟な活用促進を図ることとしている。活用策については、民間事業者、NPO法人、大学、地元市町村で「活用のアイデアと手法」を探る検討会を開催することを検討しているところである。 県としては、現在のとおり、施設・設備を活用した住民向け技術講習や中高年(副業のツール又はセカンドステージのライフプランのツールとして)を対象とした技術習得(設備の活用、木工、エクステリア、造園等)施設として活用することを考えている。
千葉県	千葉県	雇用対策の推進と産業人材の育成	千葉県が平成16年度に設置する若年者向け就職支援センターの設置運営への支援を行うとともに、関係省庁の施策相互の連携の促進を図ること。	若年者向け就業支援センターへの支援と関係省庁の施策相互の連携推進	県では、若年者の就業について重要な政策課題として捉え、14年度、フリーター等の若年者就業について実態調査を実施し、時代に合った職業訓練や就業カウンセリングに力を入れていくことにしており、今後は、これらの実績を踏まえ、若年者の就業支援のためのワンストップセンターを設置し、施策の一層の拡充を図ることとしている。このため、厚生労働省、経済産業省等が平成16年度に計画している若年者就業支援対策において、このワンストップセンターの設置運営を支援するとともに、ワンストップセンターの運営に関して国の職業紹介事業との十分な連携の確保など、国施策の連携促進、を提案。	若年者向け就業支援センターにおけるキャリアカウンセリングや併設されるハローワークでの職業紹介と併せ、産業人材の育成に係る経済産業省事業を実施する。これにより、若年者の就業支援に関するサービスのワンストップでの提供が可能となる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
千葉県	千葉県	既存水源(県営工業用水水源)の有効活用	<p>水道の供給に必要な水源については、今後、新たな水源開発が極めて困難な状況にあり、既存水源の有効活用等弾力適運用が重要となってくる。</p> <p>千葉県では、余剰の見込まれる既存の工業用水道水源を上水道水源に転用し、上水道水源の不足を解消する施策を展開しているところであるが、当該水源は、国庫補助金、起債を財源として取得したものであることから、移転により目的外使用とされることから、国庫補助金の返還及び起債の繰上償還が必要となる。</p> <p>そこで、既存水源を有効活用する場合、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の「目的外使用」の解釈の弾力化や補助金返還と交付の相殺のしくみの導入などによる補助制度のあり方の見直し及び起債の繰上償還方法等の改善等について提案する。</p>	既存水源の有効活用を図る上での国庫補助及び起債制度の見直し	<p>既存水源の有効活用に当たり、国庫補助金及び起債を財源として取得した水源を他の事業体に転用又は融通する場合、水道事業体間若しくは都市用水間では目的外使用とされ、国庫補助金の返還及び起債の繰上償還が求められることに対し、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の「目的外使用」の解釈の弾力化や補助金返還と交付の相殺のしくみの導入などによる補助金のあり方の見直し及び起債の繰上償還の方法等の改善を提案する。</p> <p>なお、起債の繰上償還の方法等の改善に係る具体的な提案内容は以下のとおりである。</p> <p>事業体(借入者)において繰上償還する借用証書を選択できるようにすること。</p> <p>一般会計出資(債)については、その算定に当たり、補助金交付がない場合であっても補助対象要件を満たす場合には出資対象経費として認定できる等制度の見直しを図ること。</p> <p>(詳細は、別紙のとおり)</p>	<p>工業用水道の既存水源を上水道水源に用途間転用するとともに、上水道事業体間での地域間水源融通を同時に行い、水源不足の解消と地域住民の水道料金負担の抑制及び波及効果としての地域経済の活性化をはかる。</p> <p>また、水源の移転に伴う新規浄水場の建設及び管理については、PFIの活用及びアウトソーシング等を検討し、地域雇用の創出を図る。</p>
千葉県	中嶋修 密本俊一	水環境ビジネスと三つの再生(企業、産業、金融)で雇用創出を	<p>地域再生を成功させる為には「雇用を守る」と「雇用を創る」事が最も重要なテーマとなります。今回のプロジェクトの骨子は「雇用を守る為には」=企業再生・事業再生・不良債権処理「雇用を創る為には」=ニュービジネス(上下水道の民営化等の水環境ビジネス創出)を地域に創る事です。具体的には 地域の基幹産業である建設業の再生(再編と事業転換) 地域金融機関の積極的参加(企業再生・M&amp;A・ビジネスマッチング他) 水環境ビジネス創出(水道民営化・下水関連・雨水流出抑制・水循環)を実行します。又各省庁が通達をしているさまざまな施策を集中させ、しかも同時に実行する事でシナジー効果が期待できます。地域経済活性化の為の呼び水政策・地域に一人でも多く雇用を創る為のビジネスモデル構築の提案でもあります。</p>	地域再生のために地元企業優先措置に支援措置が必要	<p>建設業問題・不良債権問題・水道の民営化等については全国共通の問題であります。今回の提案は一種の呼び水政策の様なものですが、地域再生本部に対してのお願いは問題点を専門家と各省庁の担当者で検討して頂き、地域によって異なる条件に対してもアドバイスできる体制を作って頂きたいと思っております。そして全国につながるビジネスモデルになればと考えます。今回一つだけ上げますのは水道の民営化を実行するに当たり、地元優先でやる場合に公正取引委員会に事前相談が必要であるかの問題です。</p>	<p>今回の提案は水道の民営化についての検討をしておりますが、その中で地域経済活性化のためには地元企業優先での枠組みを考えております。市場経済と自由競争社会は当然理解しておりますが、地域住民の幸福のためには、地元優先が妥当であり、それが公正取引委員会から認めてもらえる様な支援があれば、円滑に行く事は間違いありません。</p>
東京都	青梅市	ケーブルテレビを活用した地域情報化	<p>ケーブルテレビを活用した地域情報化を進めるため、民間事業者への施設整備に対する支援措置の拡大を提案</p>	地域情報化に資する民間ケーブルテレビ事業者に対する支援措置	<p>市町村または第3セクターに限られている「新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業」の対象事業者を、自治体の認める民間事業者にも拡大するとともに、補助率のアップを願いたい。(現行制度では、補助率は、第3セクターが事業者主体の場合、首都圏近郊整備地域では6分の1、市町村が事業者主体でも3分の1とされている)アップすることにより、施策の利便性向上を願いたい。</p> <p>または、地域情報化のための支援制度を創設願いたい。</p>	<p>民間ケーブルテレビ事業者により、市内全域へのケーブルテレビ幹線網を敷設する。市内全域での利用が可能となれば、市から事業者への放映委託等により、行政情報、コミュニティー情報、防災情報、リサイクル情報等を、身近で利便性の高いテレビを通じて放送する。幹線網敷設による雇用創出、施設を活用した新ビジネスの展開とケーブルテレビ事業者の事業拡大、市内情報交流の活性化に伴う、地域の活性化等が期待される。</p>
東京都	青梅市	圏央道青梅インターチェンジ周辺複合物流拠点整備構想	<p>首都圏中央連絡自動車道・青梅インターチェンジの北側隣地(今井4丁目)の約53ヘクタールの農地について、東京都多摩地域や埼玉県南西部地域の産業および生活拠点地区の活動を支援する広域性の高い複合機能型物流拠点を整備する。</p> <p>具体的には、トラックターミナル、倉庫、卸売市場および商業施設などを誘導する。</p>	新たな農業生産の創出負担なく、計画区域を農業振興地域・農用地区域からの解除を可能とされたい。	<p>農業振興地域の指定・変更は、都道府県が、市町村の意見を聴いて行う。また、市町村は、農用地区域以外に代替する土地がないこと、農用地区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと等の要件を満たした場合には、都道府県知事の同意を得て、当該土地を農用地区域から除外するための市町村農業振興地域整備計画の変更を行うことができるとされている。本事業構想については、市町村独自の判断で、新たな農業生産の創出負担なく、計画区域を農業振興地域・農用地区域からの解除を可能とされたい。</p>	<p>首都圏中央連絡自動車道・青梅インターチェンジの北側隣地(今井4丁目)の約53ヘクタールの農地について、東京都多摩地域や埼玉県南西部地域の産業および生活拠点地区の活動を支援する広域性の高い複合機能型物流拠点を整備する。</p> <p>具体的には、トラックターミナル、倉庫、卸売市場および商業施設などを誘導する。</p>
東京都	青梅市	圏央道青梅インターチェンジ周辺複合物流拠点整備構想	<p>首都圏中央連絡自動車道・青梅インターチェンジの北側隣地(今井4丁目)の約53ヘクタールの農地について、東京都多摩地域や埼玉県南西部地域の産業および生活拠点地区の活動を支援する広域性の高い複合機能型物流拠点を整備する。</p> <p>具体的には、トラックターミナル、倉庫、卸売市場および商業施設などを誘導する。</p>	立地する企業に対する低金利融資制度の拡充を図られたい。	<p>日本政策投資銀行法第20条にもとづき融資を行うため、日本政策投資銀行は、「平成15年度投資指針」において、流通基盤施設整備事業または流通活動システム化拠点施設整備事業等に対して、低利融資できることとしているが、本構想にもとづく流通関連事業者への融資に関しては、さらなる低利融資による施策の利便性向上を願いたい。</p>	<p>首都圏中央連絡自動車道・青梅インターチェンジの北側隣地(今井4丁目)の約53ヘクタールの農地について、東京都多摩地域や埼玉県南西部地域の産業および生活拠点地区の活動を支援する広域性の高い複合機能型物流拠点を整備する。</p> <p>具体的には、トラックターミナル、倉庫、卸売市場および商業施設などを誘導する。</p>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
東京都	青梅市	圏央道青梅インターチェンジ周辺複合物流拠点整備構想	首都圏中央連絡自動車道・青梅インターチェンジの北側隣地(今井4丁目)の約53ヘクタールの農地について、東京都多摩地域や埼玉県南西部地域の産業および生活拠点地区の活動を支援する広域性の高い複合機能型物流拠点を整備する。 具体的には、トラックターミナル、倉庫、卸売市場および商業施設などを誘導する。	流通業務市街地において、商業施設の併設も可能とされたい。	流通業務市街地の整備に関する法律 流通業務地区内では、公共施設、一部の公益的施設以外は、法第5条第1項第1号から第11号までに規定する施設以外の立地が制限される。ただし、流通業務地区の機能を害するおそれがないと認め、または公益上やむを得ないと認めて都道府県知事が許可した場合は、この限りでないとしている。本事業構想においては、市の判断で商業施設の併設も可能となるように願いたい。	首都圏中央連絡自動車道・青梅インターチェンジの北側隣地(今井4丁目)の約53ヘクタールの農地について、東京都多摩地域や埼玉県南西部地域の産業および生活拠点地区の活動を支援する広域性の高い複合機能型物流拠点を整備する。 具体的には、トラックターミナル、倉庫、卸売市場および商業施設などを誘導する。
東京都	青梅市	圏央道青梅インターチェンジ周辺複合物流拠点整備構想	首都圏中央連絡自動車道・青梅インターチェンジの北側隣地(今井4丁目)の約53ヘクタールの農地について、東京都多摩地域や埼玉県南西部地域の産業および生活拠点地区の活動を支援する広域性の高い複合機能型物流拠点を整備する。 具体的には、トラックターミナル、倉庫、卸売市場および商業施設などを誘導する。	市の計画策定、整備に対する財政的支援と、本事業計画について、首都圏整備計画等に位置づけ願いたい。	首都圏整備計画に位置づけていただくとともに、計画策定、整備に対する財政支援を願いたい。	首都圏中央連絡自動車道・青梅インターチェンジの北側隣地(今井4丁目)の約53ヘクタールの農地について、東京都多摩地域や埼玉県南西部地域の産業および生活拠点地区の活動を支援する広域性の高い複合機能型物流拠点を整備する。 具体的には、トラックターミナル、倉庫、卸売市場および商業施設などを誘導する。
東京都	杉並区	余裕教室を活用した福祉施設運営による地域の再生	学校の余裕教室に区が設置した高齢者在宅サービスセンターの運営をNPO法人に委託しているところである。施設を区が設置し、NPO法人に委託するという形式ではなく、法人自身が自主的な運営を行う施設とする。運営を委託しているNPO法人が介護保険事業者として育成することは、地域に密着した介護保険事業者が育ち、質の高いサービスを提供できる。	余裕教室の活用	国からの補助金を得て立てられた建物については、法によってその用途以外に転用する場合、補助金の返還等により大臣の承認を得る必要がある。学校施設については通達によって緩和されているが、運営主体を学校法人ないしは社会福祉法人に限られているため、これをNPO法人にまで緩和する。 また、厚生省通知では転用時の整備費についての補助金の対象は市町村が実施主体であるものに限定されている。この範囲を社会福祉法人及びNPO法人にまで緩和する。 これにより区が委託するといった形式ではなく、NPO法人が自主的に運営できる。また、地域に密着した介護保険事業者が育ち、質の高いサービスを提供できる。	学校の余裕教室を補助金を活用して改修し、区が設置した高齢者在宅サービスセンターを廃止し、設置及び運営をNPO法人にまかせる。 地域に密着したNPO法人を核として、地域の人材や協力のネットワークできる。 また、介護保険事業者として、質の高いサービスを提供する法人が育つ。  対象施設 5施設(小学校3施設、中学校2施設) 5NPO法人
東京都	世田谷区	水と緑の住環境地域(国分寺崖線中心)の保全整備による都市再生構想	これまでに世田谷区は、国分寺崖線とその周辺に残る自然環境を保全するため、公園・緑地等の整備を行ってきたが、その一方で、斜面地マンション等の集合住宅が増加し、斜面地のみどりが大きく失われている。国分寺崖線周辺に居住している区民を対象にアンケートを実施し、区民の協力を得ながら新たな保全と整備の方策を展開し、自然共生型都市づくりのモデルとしていく。	建築基準法の改正	容積率算入方法等において、地域の実情に応じた区の裁量を認める。 Ex. 建築基準法52条3項の末尾に「ただし、特定行政庁が指定した地域を除く。」等を加筆する。	建築基準法を改正したうえで、区独自の条例を制定し、国分寺崖線に建築される中高層建築物を規制するなど、斜面地のみどりを保全する。
東京都	三鷹市	三大都市圏における用途地域決定権の市町村への移譲	地方分権推進法の趣旨に則り、地域の特性や実情に応じた政策誘導のまちづくりを推進するため、都市計画法施行令第9条第1項第1号の規定により、三大都市圏においてのみ都府県の決定とされている用途地域の指定に関する権限を、基本原則に従って市町村に移譲する。	三大都市圏における用途地域決定権の市町村への移譲	都市計画法施行令第9条第1項第1号の規定により、三大都市圏においてのみ都府県の決定とされている用途地域の指定に関する権限を、基本原則に従って市町村に移譲する。	都市計画法施行令第9条第1項第1号の規定により、三大都市圏においてのみ都府県の決定とされている用途地域の指定に関する権限を、基本原則に従って市町村に移譲し、地域の特性や実情に応じた政策誘導のまちづくりを推進する。
東京都	三鷹市	道路空間有効活用事業	駅前広場など駅前周辺地区の道路空間を、中心市街地の活性化に資する行事、イベント等に活用できることを明確にするため、道路占用許可の適用事項に行事、イベントを追加する。	道路占用許可の適用事項に行事、イベントを追加する。	駅前広場など駅前周辺地区の道路空間を、中心市街地の活性化に資する行事、イベント等に活用できることを明確にするため、道路法第32条第1項の道路占用許可事項にイベント、行事を加える。	中心市街地の活性化に資する事業として、駅前広場など駅前周辺地区の道路空間を活用して行事、イベント等が容易に実施できるようにする。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
東京都	三鷹市	公共事業に係る用地取得の円滑化	1. 相続税猶予対象農地(特例農地)を公共事業として買収する場合に係る利子税を免除する。 2. 当該農地の2割を超える部分を公共事業用地として買収した場合にも、残地については、特例農地の継続ができるようにする。	用地買収に係る特例農地の利子税免除及び残地の猶予特例の継続	1. 相続税猶予対象農地(特例農地)を公共事業として買収する場合に係る利子税を免除する。 2. 当該農地の2割を超える部分を公共事業用地として買収した場合にも、残地については、特例農地の継続ができるようにする。	公共事業用地の取得において大きな障害となっていた特例農地の円滑な取得が可能となる。
東京都	千代田区	児童の教育・健全育成と連携した地域活性化構想	児童の教育・健全育成の拠点施設整備のため、複合施設包括補助金制度へ統合する。地域再生に資する施設について学校との併設規制を緩和する。	児童の教育・健全育成複合施設包括補助金制度への統合	小学校、幼稚園、児童館に関する補助金について、包括的に一本化して交付する制度として統合する。各施設の補助基準についても、施設・設備の共同利用が図れるように要件の改善を行う。	小学校、こども園(幼稚園と保育園の一元化施設)、児童館の機能を持つ複合施設を整備し、児童の教育・健全育成の拠点として一体的に連携した運営を行う。
東京都	千代田区	児童の教育・健全育成と連携した地域活性化構想	児童の教育・健全育成の拠点施設整備のため、複合施設包括補助金制度へ統合する。地域再生に資する施設について学校との併設規制を緩和する。	地域再生に資する施設について学校との併設規制を緩和	飯田橋駅から靖国通りにかけて早稲田通りの連続性を持たせて賑わいを創出するため、地域再生に資する施設について、学校との併設規制を緩和する。	小学校、こども園(幼稚園と保育園の一元化施設)、児童館の機能を持つ複合施設を整備に併せて、地域再生に資する施設を併設し、早稲田通りの賑わいを創出する。
東京都	千代田区	「さくらの千代田」観光振興構想	区内の桜の名所において、桜の再生事業を実施するとともに、各種観光施策と連携することで、周辺の観光資源との相乗効果を創出し、観光振興を図る。	各種補助金等の集中適用	一地域一観光づくり推進事業、訪日外国人旅行環境整備事業、観光交流空間整備及び多様な主体の参加・連携促進施策検討・推進経費、観光推奨バス実証実験、観光基盤施設整備経費、都市公園整備事業等の補助事業を集中的に適用する。	NPOを活用した観光ガイドボランティア育成事業、観光交流空間づくりなど観光交流の促進、桜をテーマにしたコンテストの実施、案内標識の効果的・効率的な整備の検討、観光推奨バス路線の検討、民地の桜の再生に対する助成、さくら基金への国の参加
東京都	江戸川区	区道上の放置自動車早期撤去処分構想	区道上の放置自動車早期撤去の提案概要 現状 放置自動車を道路管理者(以下区という)が撤去処分するためには、交通管理者(以下警察という)の「廃棄認定」が必要となっている。ところが、現在、警察による「廃棄認定」は、簡素化・早期認定化がなされていないため、多数の放置自動車が、区道上に放置されている。 施策内容 放置自動車の概念を明らかにするとともに 区道上の放置自動車の撤去処分のための「廃棄認定」についてその認定基準の簡素化・早期認定化を図る。以上のような施策を実現することにより区内における放置自動車を早期撤去し街並みの美観・景観の向上を実現化する。	区と警察の連携を強化し放置自動車の早期撤去処分を実現する。	区と警察の協力・連携内容の明確化・義務化の実現 駐車違反車と放置自動車の概念の明確化 区道上の放置自動車の撤去処分の前提となる警察の「廃棄認定」についてその認定基準の簡素化・早期認定化	区道上の放置自動車の撤去処分の手続き 放置自動車の発見・警告書等による公示 警察による所有者等の調査 所有者等に自主撤去要請 自主撤去しない車両について警察が廃棄認定を受けて区が放置自動車を撤去処分する。この一連の手続きの迅速化が図られる。
東京都	江戸川区	江戸川区土地利用推進構想	用途地域の決定権限について、特別区は京都市計画区域として23区一体となっているが、実際には特別区にて地元住民への説明会等の都市計画手続きを実施している。また、都市計画決定手続き期間についても長期にわたることとなり不効率である。については、用途地域の都市計画決定権限を特別区に移譲されるよう、都市計画法の改正をされたい。	用途地域の決定権限の移譲に向けた都市計画法の改正	都市計画法第15条第1項第3号を見直し、都市計画決定権限を特別区に移譲してほしい。	都市計画法改正

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
東京都	江戸川区	密集住宅市街地整備促進事業の推進構想	道路用地の買収に伴う老朽建築物の扱いについて、「買収・除却」および「建物移転補償」のどちらも選択できるように、補助金制度の改善を望む。また、密集事業において、整備計画区域と事業区域が同一の場合に承認と同意の一本化を望む。	密集住宅市街地整備促進事業における、補助金制度の改善	老朽建築物の買収・除却について建物の築年数が2/3を経過したものは、事業者が買収し除却することとなっているが、事業の早期完了のために築年数に関係なく、「建物移転補償」制度も適用できるようにしてほしい。	道路用地買収に伴う老朽建築物の買収・除却の場合、権利者との合意が得られてから建物除却までの間の手続きが煩雑なため、最短の期間を見ても1カ年を要してしまう。補償制度も可となれば、権利者との話し合いをスムーズに進められ、買収・除却とを使い分けることにより事業の進捗が図られる。
東京都	江戸川区	密集住宅市街地整備促進事業の推進構想	道路用地の買収に伴う老朽建築物の扱いについて、「買収・除却」および「建物移転補償」のどちらも選択できるように、補助金制度の改善を望む。また、密集事業において、整備計画区域と事業区域が同一の場合に承認と同意の一本化を望む。	密集住宅市街地整備促進事業の整備計画と事業計画の一本化	密集市街地において、整備計画区域と事業実施区域が同一エリアの場合に、承認と同意の同時申請ができるように一本化してほしい。	一本化により、手続きの簡素化と事務量の削減、経費等の節約が図られる。
東京都	墨田区	墨田区産業活力創生構想	地域のニーズや企業を熟知し、住民や企業に最も身近な基礎的自治体である墨田区が、これまで蓄積した情報や人材、住民や企業との信頼関係、すみだ中小企業センターの機能や産学官連携をフルに活用して、きめ細かなサポートを行うとともに、国、都道府県等の各種支援策を企業が有効活用しやすい環境を創出する。 このことを通じて、環境、健康福祉、生活文化などの身近な暮らしや地域のニーズに応える新技術・新製品開発、新分野開拓や第二創業などに取り組む企業を積極的に支援し、企業活力の再生を図っていくことにより、墨田区の産業集積の維持・発展及び地域経済の活性化を図る。	研究開発等事業計画(創造活動促進法)認定権限の市長等への委譲	「中小企業創造活動促進法」に基づく「研究	創造的事業活動に意欲的な企業に対して、中小企業創造活動促進法に基づく各種支援策(助成制度、低利融資制度、債務保証制度、税制面での優遇措置等)を活用しやすい環境を整備することにより、創造的事業活動に取り組む企業を多数創出することをもって、地域産業の活力の再生を図る。
東京都	墨田区	墨田区産業活力創生構想	地域のニーズや企業を熟知し、住民や企業に最も身近な基礎的自治体である墨田区が、これまで蓄積した情報や人材、住民や企業との信頼関係、すみだ中小企業センターの機能や産学官連携をフルに活用して、きめ細かなサポートを行うとともに、国、都道府県等の各種支援策を企業が有効活用しやすい環境を創出する。 このことを通じて、環境、健康福祉、生活文化などの身近な暮らしや地域のニーズに応える新技術・新製品開発、新分野開拓や第二創業などに取り組む企業を積極的に支援し、企業活力の再生を図っていくことにより、墨田区の産業集積の維持・発展及び地域経済の活性化を図る。	経営革新計画(経営革新支援法)承認権限の市長等への委譲	「中小企業経営革新支援法」に基づく「経営	経営革新に意欲的な企業に対して、中小企業経営革新支援法に基づく各種支援策(助成制度、低利融資制度、債務保証制度、税制上の優遇措置等)を活用しやすい環境を整備することにより、経営革新に取り組む企業を多数創出することをもって、地域産業の活力の再生を図る。
東京都	墨田区	墨田区産業活力創生構想	地域のニーズや企業を熟知し、住民や企業に最も身近な基礎的自治体である墨田区が、これまで蓄積した情報や人材、住民や企業との信頼関係、すみだ中小企業センターの機能や産学官連携をフルに活用して、きめ細かなサポートを行うとともに、国、都道府県等の各種支援策を企業が有効活用しやすい環境を創出する。 このことを通じて、環境、健康福祉、生活文化などの身近な暮らしや地域のニーズに応える新技術・新製品開発、新分野開拓や第二創業などに取り組む企業を積極的に支援し、企業活力の再生を図っていくことにより、墨田区の産業集積の維持・発展及び地域経済の活性化を図る。	小規模の研究開発型中小企業に対する特許料及び審査請求料の免除	従業員29人以下の小規模の研究開発型中小	研究開発に意欲的な企業に対して、特許を取得しやすい環境を整備することにより、研究開発型企業を多数創出することをもって、地域産業の活力の再生を図る。
東京都	大田区	おおた“はばたき”プログラムによる地域再生構想	将来に向けて安定した地域社会を築くため、産業、子育て、教育、雇用の4分野を重点施策とする緊急プロジェクト「おおた“はばたき”プログラム」を実現する。 大田区産業の中核である中小企業の再生を支援することにより、地域産業の活性化につながると同時に、地域の子育て・学校教育の支援体制を強化していくことにより多様な世代が支えあう地域社会を構築する。また、公共サービスに民間活力を導入することにより、区民の雇用機会の拡大と区民サービスの向上を図る。 これらの施策に取り組むにあたり、国の支援策の集中、既存公共施設の統合・転用条件の見直し、民間事業者の参入条件の整備等を提案する	国庫補助金により取得した施設の転用に係る制限の緩和措置	補助金等の交付を受けて取得し又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けるに当たっては、各省各庁の長の承認をが必要とされている。また、転用等で、報告手続により、承認があったものとして取り扱った場合でも、国庫補助事業完了時から起算して、別に定められた期間を経過するまでは所要の手続を経ることなく財産処分を行うことができないとされている。 このことについて、国庫補助金により取得した児童館の転用に当たり、10年経過前に、保育施設等へ転用しすることを可能とし、承認手続については、当区議会の承認とする。	学校施設の一部活用で、児童館機能を持つ施設を検討している。これにより、既存の児童館も統合できることになる。廃止児童館の地域需要は、保育施設であり、児童館から保育施設への転用を行う。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
東京都	大田区	おおた“はばたき”プログラムによる地域再生構想	将来に向けて安定した地域社会を築くため、産業、子育て、教育、雇用の4分野を重点施策とする緊急プロジェクト「おおた“はばたき”プログラム」を実現する。 大田区産業の中核である中小企業の再生を支援することにより、地域産業の活性化につなげると同時に、地域の子育て・学校教育の支援体制を強化していくことにより多様な世代が支えあう地域社会を構築する。また、公共サービスに民間活力を導入することにより、区民の雇用機会の拡大と区民サービスの向上を図る。 これらの施策に取り組むにあたり、国の支援施策の集中、既存公共施設の統合・転用条件の見直し、補助金運用方法の見直し、民間事業者の参入条件の整備等を提案する	国庫補助金により取得した施設の転用に係る制限の緩和措置	補助金等の交付を受けて取得し又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けるに当たっては、各省各庁の長の承認をが必要とされている。また、転用等で、報告手続により、承認があったものとして取り扱った場合でも、国庫補助事業完了時から起算して、別に定められた期間を経過するまでは所要の手続を経ることなく財産処分を行うことができないとされている。 また、財産処分の承認に際しては、処分する部分の残存価格に対する補助金相当額を国庫に納付することになっている。 このことについて、国庫補助金により取得した区立小学校に用途変更の必要が生じた場合には、変更する部分の残存価格に対する補助金相当額を国庫に納付することを廃止し、10年経過前に、他の施設等へ転用しすることを可能とし、承認手続については、当区議会の承認とする。	少子化による児童減少により、児童のよりよい教育環境を整備していくため、「大田区立小学校適正配置実施計画」を策定している。適正配置後の小学校施設の活用については、産業再生のための施設、保育園待機児解消等子育て支援のための施設、高齢者施設、障害者施設等、教育施設以外の用途も計画・検討の範囲に含まれる。
東京都	大田区	おおた“はばたき”プログラムによる地域再生構想	将来に向けて安定した地域社会を築くため、産業、子育て、教育、雇用の4分野を重点施策とする緊急プロジェクト「おおた“はばたき”プログラム」を実現する。 大田区産業の中核である中小企業の再生を支援することにより、地域産業の活性化につなげると同時に、地域の子育て・学校教育の支援体制を強化していくことにより多様な世代が支えあう地域社会を構築する。また、公共サービスに民間活力を導入することにより、区民の雇用機会の拡大と区民サービスの向上を図る。 これらの施策に取り組むにあたり、国の支援施策の集中、既存公共施設の統合・転用条件の見直し、民間事業者の参入条件の整備等を提案する	産業再生、新産業育成を図り大田区にふさわしい次世代型産業への転換を促進するための国庫補助金等の整備	産業再生、新産業育成を図るために整備する産業支援施設は、区内産業の復活、躍進のための核の一つとなるものであり、国、東京都の財政面での支援と施策の集中が不可欠である。 また、新製品・新技術の開発や知的財産の活用にあたって、高度な技術・技能と創造性を持った人材の育成、活用が欠かせない。そのため仕組みづくりへの支援が必要である。 加えて、中小企業の経営基盤の安定、新分野進出に伴う資金需要に応えられる制度整備の一層の推進が必要である。	既に取得している工業専用地域の工場跡地約7千6百平方メートルを活用し、産業支援施設の整備に着手する。 本施設は、仕工調和の実現を図りつつ、「基盤産業の操業環境の整備」、「起業者の早期段階の事業所」、「産学連携」、「共同開発」、等の機能を置き込み、各種ソフト支援とともに中小企業者を支援し、地域産業の活性化を図る。 ・規模(予定) 構造: 鉄筋コンクリート造り 階数:地上5 階建て 延床面積:約9,300 m <sup>2</sup> ユニット数:約50ユニット (約50~200m <sup>2</sup> ) 駐車台数:約100台
東京都	大田区	おおた“はばたき”プログラムによる地域再生構想	将来に向けて安定した地域社会を築くため、産業、子育て、教育、雇用の4分野を重点施策とする緊急プロジェクト「おおた“はばたき”プログラム」を実現する。 大田区産業の中核である中小企業の再生を支援することにより、地域産業の活性化につなげると同時に、地域の子育て・学校教育の支援体制を強化していくことにより多様な世代が支えあう地域社会を構築する。また、公共サービスに民間活力を導入することにより、区民の雇用機会の拡大と区民サービスの向上を図る。 これらの施策に取り組むにあたり、国の支援施策の集中、既存公共施設の統合・転用条件の見直し、民間事業者の参入条件の整備等を提案する	保育園等施設整備事業等に係る補助金運用方法の見直し	今後増加が見込まれる老朽化保育園の改築工事に合わせ、特に待機児の多い低年齢児保育拡充のための定員増を行くことを計画しているが、区民ニーズに迅速に対応できる計画とするため、国・都の補助金の運用方法を見直し、補助金申請の通年(又は4半期ごと)の受付、内示の迅速化(申請年度内内示)の受付、内示前着工の容認 補助基準、申請前の詳細資料作成の緩和を行う。 また、今後多様な活動主体との連携による保育サービスの拡充を進めるにあたり、民間参入を誘導しやすい条件整備が不可欠である。施設整備や運営にあたり、補助対象となる運営主体の拡大や、独自のサービスメニューや付加価値に伴う保育料を、自治体との協議により運営主体が主体的に設定できるようにしくみをつくる。	保育園改築に伴う低年齢児枠の拡充により、待機児解消を図る。  多様な活動主体との連携による保育サービスの拡充を進め、保育サービスの向上と地域雇用の確保を進める。 平成16年度~18年度 各2園民間委託。 19年度以降も民営化を含めた民間活力の導入を計画している。
東京都	東急不動産(株)	区画整理保留地の一時買取り機構の創設	景気低迷、地価下落等により保留地処分が思うように進まず、多くの区画整理事業が頓挫している。このような状況を脱するために『保留地買取り機構』の創設を提案する。 本機構は区画整理組合からの要望により保留地を各事業計画に定められた金額で保留地を一時的に買取る。その後10年以内に、申し出のあった組合の代行者(業務代行者、地方公共団体等)が分割で買い戻す。買い戻し価格は本機構が買取った価格と同額とするが、本機構が保有していた間の金利は付さないものとする。 保留地処分が可能となれば、事業が一挙に推進され工事等も進捗し、地域経済の活性化や雇用促進に直結していく。あるいは、組合が解散可能となり、保留地も登記され権利保全も可能となる。これにより保留地が健全な土地として流通出来るようになる。	区画整理保留地買取り機構の創設	全国で中断、頓挫している区画整理事業の保留地を一時的に買取る機構を国の組織として創設する。	区画整理事業概要(当社が業務代行) 1)施行面積:85 ha 2)保留地:1,300区画(219,000m <sup>2</sup> ) 3)建売販売実績:70区画/年(H14度) 4)工事完了予定:H19/3 長引く景気低迷、個人消費の落ち込み等により建売販売も苦戦を強いられている。現状の70区画/年で推移すると保留地販売で約20年を要することになる(当初予定では6年)。組合事業を14.5年延長することは、借入金金利や組合運営経費等で事業が大幅に増大する。その費用が保留地価格に上乗せされ、市場価格(地価の下落は依然として進行)と大幅な乖離が生じて、結局保留地処分が出来ない状況に追い込まれることは必至である。 組合事業は短期間に事業を完了させることは資金的にも健全であり、事業効果も大である。そのため、工事の進捗に合わせて『保留地買取り機構』が保留地を一時的に買上げ、組合を予定通り解散させる。当社は10年以内に機構から毎年分割で保留地を買い戻す(無利子)。 事業が完遂してはじめて保留地が登記出来る。事業完遂の目的が立たない場合、保留地の担保能力も大幅に減ざられ、保留地販売の大きな支障になってしまう(建売購入の際、保留地である土地に担保を設定して住宅ローンを組むのが一般的であるが、保留地に担保力がなくなるとローンが組めず、結果、建売が買えないという事態が生じる)。また、計画的に保留地が処分することが出来れば、工事も順調に進捗し、地域経済の活性化や雇用促進にも直結する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
東京都	東急不動産(株)	[保留地取得資金貸付金制度]の一部改訂による保留地管理法人の更なる活用	景気低迷、地価下落等により保留地処分が思うように進まず、多くの区画整理事業が頓挫している。このような状況を脱するために『保留地取得資金貸付金制度』の一部改訂による保留地管理法人の立上げ活性化を提案する。 管理法人は区画整理組合からの要望により事業計画に定められた金額を原則に保留地を一時的に買取。当該法人は土地活用による収益あるいは保留地の売却等により収入を得た場合に、無利子融資の償還原資に充てる。たとえば申し出のあった組合の代行者(業務代行者、地方公共団体等)が当該法人から保留地を適宜分割で買い戻す。管理法人は当該保留地取得資金を国及び地方公共団体から長期(償還25年、据置10年)無利子の貸付によって調達する。 保留地処分が可能となれば、事業が一旦に推進され工事等も進捗し、地域経済の活性化や雇用促進に直結していく。あるいは、組合が解散可能となり、保留地も登記され権利保全も可能となる。これにより保留地が健全な土地として流通出来るようになる。	[保留地取得資金貸付金制度]の一部改訂による保留地管理法人の立上げ活性化の提案 ex赤字団体である地方公共団体による起債発行の容認等	全国で中断、頓挫している区画整理事業の保留地を、国及び地方公共団体からの長期無利子融資の貸付資金によって調達できる保留地管理法人が一時的に買取。(現行：地方公共団体に対する貸付。無利子融資の1/4は地方公共団体による貸付が要件。その場合にたとえば赤字の地方公共団体による起債発行は認められていないため、本制度を活用したことも実際は対応できない地方公共団体に対して制度を一部改訂することによって管理法人の立上げ可能とする)	区画整理事業概要(当社が業務代行) 1)施行面積:85 ha 2)保留地:1,300区画(219,000㎡) 3)建売販売実績:70区画/年(H14度) 4)工事完了予定:H19/3 長引く景気低迷、個人消費の落ち込み等により建売販売も苦戦を強いられている。現状の70区画/年で推移すると保留地販売で約20年を要することになる(当初予定では6年)。組合事業を14,5年延長することは、借入金金利や組合運営経費等で事業が大幅に増大する。その費用が保留地価格に上乗せされ、市場価格(地価の下落は依然として進行)と大幅な乖離が生じて、結局保留地処分が出来ない状況に追い込まれることは必至である。 組合事業は短期間に事業を完了させることは資金的にも健全であり、事業効果も大である。そのために、工事の進捗に合わせて『保留地管理法人』が保留地を一時的に買上げ、組合を予定通り解散させる。当社は10年以内に当該法人から適宜分割して保留地を買い戻す(長期無利子融資の活用)。 事業が完遂してはじめて保留地が登記出来る。事業完遂の目的が立たない場合、保留地の担保能力も大幅に減ざられ、保留地販売の大きな支障になってしまう(建売購入の際、保留地である土地に担保を設定して住宅ローンを組むのが一般的であるが、保留地に担保力がなくなるとローンが組めず、結果、建売が買えないという事態が生じる)。また、計画的に保留地が処分することが出来れば、工事も順調に進捗し、地域経済の活性化や雇用促進にも直結する。
東京都	葛飾区議会議員 鈴木烈・早川久美子・伊藤まさき(代表:鈴木)	「小学校を拠点とした、地域コミュニティ活性化による、下町再生構想」	本案は、小学校施設を活用した地域コミュニティの活性化と、施設の管理運営等を地域・民間へ権限委譲等を行うことによる、地域雇用の創出を目的としています。小学校区を基礎的な単位とし、集会所や図書館、敬老館、児童館、防災施設等の公共施設に加え、民間の書店や予備校、ｽｰｯﾌﾟ等の施設を小学校施設に集約することで、区民の利便性向上と世代を超えた地域交流の場を実現します。施設の管理運営や一部利用を地域・民間へ権限委譲することで、地域雇用の創出と民間活力の導入を図り、地域の経済的な活性化も行います。また、本区をはじめとする多くの自治体では、多くの公共施設が建替時期を迎えようとしておりますが、厳しい財政事情もあり、今後、公共施設の適正配置と統廃合の計画作りが急務となっております。本案が実現出来れば、公共施設の適正配置と統廃合が実現でき、住民サービスの向上を図りながら、財政負担を軽減することが可能となります。	学校施設の建替えへの補助金の要件緩和	現状、学校の新・増・改築に関しては、様々な補助制度が準備されており、各自自治体は、これらを総合的に活用している。しかし、それぞれ用途に制限があり、本案のように、大胆に民間活力を導入するような施設の活用方法は到底認められない。例えば、民間の書店、予備校、ｽｰｯﾌﾟやｶﾌﾞﾈ等と複合化された学校が実現すれば、区民の利便性の向上や地域経済の活性化は十分見込まれる上、学校教育上の問題もないと考えられる。そのため、地域の判断で、学校と様々な施設の複合が可能となるように、学校施設の建築補助に関して、要件緩和が必要となっている。	学校を総合施設に建替える場合については、総合施設の建築費用全体のうち、学校教育の目的で使用する施設の費用について、その全体施設への割合に応じて、補助金が支給されるように、補助金制度の要件緩和を行っていただきたい。
東京都	葛飾区議会議員 鈴木烈・早川久美子・伊藤まさき(代表:鈴木)	「小学校を拠点とした、地域コミュニティ活性化による、下町再生構想」	本案は、小学校施設を活用した地域コミュニティの活性化と、施設の管理運営等を地域・民間へ権限委譲等を行うことによる、地域雇用の創出を目的としています。小学校区を基礎的な単位とし、集会所や図書館、敬老館、児童館、防災施設等の公共施設に加え、民間の書店や予備校、ｽｰｯﾌﾟ等の施設を小学校施設に集約することで、区民の利便性向上と世代を超えた地域交流の場を実現します。施設の管理運営や一部利用を地域・民間へ権限委譲することで、地域雇用の創出と民間活力の導入を図り、地域の経済的な活性化も行います。また、本区をはじめとする多くの自治体では、多くの公共施設が建替時期を迎えようとしておりますが、厳しい財政事情もあり、今後、公共施設の適正配置と統廃合の計画作りが急務となっております。本案が実現出来れば、公共施設の適正配置と統廃合が実現でき、住民サービスの向上を図りながら、財政負担を軽減することが可能となります。	学校運営と、学校施設の管理運営権限の分離	現在の学校教育法では、学校長に、学校施設の管理運営は委ねられていますが、総合施設の管理運営を学校長に委ねることは実質的に不可能であり、学校の運営と、施設の管理権限を分離することが必要となります。学校を含む総合施設の管理運営権限を地域・民間に委譲することが出来れば、地域雇用の創出につながるのみならず、施設管理上の民間のすぐれた防犯等のノウハウや施設の民間事業者への一部貸し出し等の有効活用、サービス時間の延長などが実現できます。昨今導入された指定管理者制度は、こういった規制を取り外すことを目的としています。学校施設については、依然として学校教育法上、その施設の管理運営権限は学校法人に限定されてしまっています。	学校の運営と、学校施設の権限を分離し、学校を含む総合施設の管理権限を、地域・民間に委譲することが出来れば、総合施設全体の運営を、例えば、出版社や教育関連の会社に委ねることで、より高度なサービスを提供することが可能となる。また、出来上がった総合施設の管理運営権限が民間企業に委譲されるのであれば、総合施設の建替え費用に、PF1など民間企業の資金を導入することもより容易になることが想定される。本案により、学校施設の「再開発事業」とでも呼ぶべきプロジェクトが可能となる。
東京都	日興コーポリアル証券株式会社	地域資本市場創成プロジェクト	地域経済活性化の為に、地域内資金循環を可能とする従来にはない形式の地域資本市場の創成を提案する。最終目標は、一定の開示要件を満たした地元企業の調達ニーズと地域住民を主体とした投資ニーズのマッチングだが、段階的な整備が現実的である。同プロジェクトは地方行政による住民への金融サービス提供の具体策であるが、第一段階では地公体による住民向け地方債を対象に、販売体制と販売後のメンテナンス体制を確立し、初期の地域内資金循環としての成果を検証し、第二段階以降へと有効に活用していく。市場の創設や運営は、都道府県等を中心とする地域関係者によるNPO的組織で行われるが、この組織が地域住民の投資ニーズを調査すると共に、地域への投資ニーズを促進する為の投資家教育を行い、結果や成果を公表しながら市場全体を育成する。	市場モデルの公表と関係者による議論の場の提供	地域再生本部が地域資本市場のプロトタイプを公表するとともに、学識者等による地方資本市場に関する議論の場を設け、その内容を公表していく。	地域資本市場のプロトタイプや学識者による議論等を公表していくことで、各地域金融市場創成に向けた各地域の具体的な動きを助長し、創成プロジェクトの拡大を図る。
東京都	日興コーポリアル証券株式会社	地域資本市場創成プロジェクト	地域経済活性化の為に、地域内資金循環を可能とする従来にはない形式の地域資本市場の創成を提案する。最終目標は、一定の開示要件を満たした地元企業の調達ニーズと地域住民を主体とした投資ニーズのマッチングだが、段階的な整備が現実的である。同プロジェクトは地方行政による住民への金融サービス提供の具体策であるが、第一段階では地公体による住民向け地方債を対象に、販売体制と販売後のメンテナンス体制を確立し、初期の地域内資金循環としての成果を検証し、第二段階以降へと有効に活用していく。市場の創設や運営は、都道府県等を中心とする地域関係者によるNPO的組織で行われるが、この組織が地域住民の投資ニーズを調査すると共に、地域への投資ニーズを促進する為の投資家教育を行い、結果や成果を公表しながら市場全体を育成する。	横断的な支援の為に行政ネットワーク作り	地域において創成プロジェクト・チームが具体的な実務検討を行った結果発生する行政上の問題点確認の為に再生本部に窓口を設置して、関係省庁間の横断的協力を求める。	地域資本市場創成における行政上の実務的問題点を迅速に確認していくとともに、その問合せあわせ内容と結果を公表していくので、結果として地域資本市場の基礎構築を早期に行うことが可能となる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
東京都	日興コーポリアル証券株式会社	地域資本市場創成プロジェクト	地域経済活性化の為に、地域内資金循環を可能とする従来にはない形式の地域資本市場の創成を提案する。最終目標は、一定の開示要件を満たした地元企業の調達ニーズと地域住民を主体とした投資ニーズのマッチングだが、段階的な整備が現実的である。同プロジェクトは地方行政による住民への金融サービス提供の具体策であるが、第一段階では地公体による住民向け地方債を対象に、販売体制と販売後のメンテナンス体制を確立し、初期の地域内資金循環としての成果を検証し、第二段階以降へと有効に活用していく。市場の創設や運営は、都道府県等を中心とする地域関係者によるNPO的組織で行われるが、この組織が地域住民の投資ニーズを調査すると共に、地域への投資ニーズを促進する為の投資家教育を行い、結果や成果を公表しながら市場全体を育成する。	住民向け地方債のオープンな販売体制確立の為の支援	総務省がオープンな販売手法を用いた地域資本市場を利用した地方債の発行事例を公表し、他の地方公共団体に対する利用促進を要請する。	地域資本市場創成の基礎構築段階では、オープンな販売手法を用いた住民向け地方債で地域内資金循環の実例を作っていく必要がある。総務省がオープンな販売スキームを支援することで、地域内資金循環の動きは拡大し、市場機能の拡充は加速していく。
東京都	日興コーポリアル証券株式会社	地域資本市場創成プロジェクト	地域経済活性化の為に、地域内資金循環を可能とする従来にはない形式の地域資本市場の創成を提案する。最終目標は、一定の開示要件を満たした地元企業の調達ニーズと地域住民を主体とした投資ニーズのマッチングだが、段階的な整備が現実的である。同プロジェクトは地方行政による住民への金融サービス提供の具体策であるが、第一段階では地公体による住民向け地方債を対象に、販売体制と販売後のメンテナンス体制を確立し、初期の地域内資金循環としての成果を検証し、第二段階以降へと有効に活用していく。市場の創設や運営は、都道府県等を中心とする地域関係者によるNPO的組織で行われるが、この組織が地域住民の投資ニーズを調査すると共に、地域への投資ニーズを促進する為の投資家教育を行い、結果や成果を公表しながら市場全体を育成する。	住民向け地方債IRモデルの作成	総務省による住民向け地方債のIRモデルの作成とその公表	総務省が住民にとって分かりやすい地方債のIRモデルを作成し公表することによって、多くの地方公共団体の住民向けIRが促進され、地方債や地域内資金循環についての住民の理解が進み、市場における住民の投資ニーズが高まる。
東京都	日興コーポリアル証券株式会社	地域資本市場創成プロジェクト	地域経済活性化の為に、地域内資金循環を可能とする従来にはない形式の地域資本市場の創成を提案する。最終目標は、一定の開示要件を満たした地元企業の調達ニーズと地域住民を主体とした投資ニーズのマッチングだが、段階的な整備が現実的である。同プロジェクトは地方行政による住民への金融サービス提供の具体策であるが、第一段階では地公体による住民向け地方債を対象に、販売体制と販売後のメンテナンス体制を確立し、初期の地域内資金循環としての成果を検証し、第二段階以降へと有効に活用していく。市場の創設や運営は、都道府県等を中心とする地域関係者によるNPO的組織で行われるが、この組織が地域住民の投資ニーズを調査すると共に、地域への投資ニーズを促進する為の投資家教育を行い、結果や成果を公表しながら市場全体を育成する。	券面不発行への早期対応支援	再生本部が証券保管振替機構に対し、地方資本市場利用の住民向け地方債発行に限り、券面不発行への早期対応を要請する。	地域資本市場創成の基礎構築段階では、住民向け地方債で地域内資金循環の実例を作っていく必要があり、その為に券面不発行の対応を早期に行う(一般債については平成17年秋)ことで、発行者である地方公共団体や仲介者である金融機関のコストを低下させることが可能となる。
東京都	日興コーポリアル証券株式会社	地域資本市場創成プロジェクト	地域経済活性化の為に、住民による地域内への投資を目的とした地域内資金循環を可能とする地域資本市場の創成を提案する。最終目標は、何らかの開示要件を満たした企業の調達ニーズと住民を主体とした投資ニーズのマッチングだが、段階的な構築が現実的である。市場創成には地方行政の住民への金融サービス提供としての視点が必要だが、その為に、地公体による住民向け地方債の販売体制とその後のメンテナンスを確立し、同市場を利用した初期の地域内資金循環として、その成果を検証し有効に活用していく。市場の創設や運営に関しては、都道府県等を中心とする地域関係者によるNPO的組織で行われるが、市場として地域住民の投資ニーズを調査し、地域への投資ニーズを促進する為の投資家教育を行い、その結果や成果を公表しながら、市場育成する。	投資調査の為の特別交付金事業要件の緩和	地域資本市場への投資ニーズの継続的調査を厚生労働省による推奨事業例に追加し、雇用期間要件、人件費割合要件を緩和、事業期間を平成17年度まで延長する。	地域資本市場に関する投資ニーズ調査を継続的に実施、公表することは、潜在的な投資ニーズを掘り起こすとともに発行者の効率的な市場利用につながる。しかし、毎回の調査には大きな人的コストが発生するため、投資ニーズ調査が緊急地域雇用創出特別交付金による事業として認定されれば、各地方における地域資本市場創成プロジェクトへの大きな支援策となる。
東京都	日興コーポリアル証券株式会社	地域資本市場創成プロジェクト	地域経済活性化の為に、地域内資金循環を可能とする従来にはない形式の地域資本市場の創成を提案する。最終目標は、一定の開示要件を満たした地元企業の調達ニーズと地域住民を主体とした投資ニーズのマッチングだが、段階的な整備が現実的である。同プロジェクトは地方行政による住民への金融サービス提供の具体策であるが、第一段階では地公体による住民向け地方債を対象に、販売体制と販売後のメンテナンス体制を確立し、初期の地域内資金循環としての成果を検証し、第二段階以降へと有効に活用していく。市場の創設や運営は、都道府県等を中心とする地域関係者によるNPO的組織で行われるが、この組織が地域住民の投資ニーズを調査すると共に、地域への投資ニーズを促進する為の投資家教育を行い、結果や成果を公表しながら市場全体を育成する。	投資家教育プロジェクトとの連携	証券市場改革促進プログラムでは、国民の意識改革を促すために投資教育を政策として遂行することとなっているが、地域資本市場においても投資家教育により投資ニーズの掘り起こしが必要となってくる。そこで両プロジェクト間の連携が可能となるように再生本部に支援を要請する。	金融庁で政策推進する集約された投資教育のノウハウや資源が有効活用できるよう、また地域資本市場の立場から投資家教育に関与できるような関係団体や行政との連携体制を確立する。
東京都	日興コーポリアル証券株式会社	地域資本市場創成プロジェクト	地域経済活性化の為に、地域内資金循環を可能とする従来にはない形式の地域資本市場の創成を提案する。最終目標は、一定の開示要件を満たした地元企業の調達ニーズと地域住民を主体とした投資ニーズのマッチングだが、段階的な整備が現実的である。同プロジェクトは地方行政による住民への金融サービス提供の具体策であるが、第一段階では地公体による住民向け地方債を対象に、販売体制と販売後のメンテナンス体制を確立し、初期の地域内資金循環としての成果を検証し、第二段階以降へと有効に活用していく。市場の創設や運営は、都道府県等を中心とする地域関係者によるNPO的組織で行われるが、この組織が地域住民の投資ニーズを調査すると共に、地域への投資ニーズを促進する為の投資家教育を行い、結果や成果を公表しながら市場全体を育成する。	自主的な市場ルール策定への協力	地域資本市場創成プロジェクト・チームが市場ルール(参加条件、取引ルール、開示ルール及び情報の取扱いなど)を策定していくために、再生本部が関係団体等に支援を要請する。	地域資本市場の基礎構築の為に、利用者の信頼に足る市場ルールの策定が必要だが、例えば取引ルールに関する自主規制機能を持つために、証券業協会への協力要請を行う。また情報の取り扱いについても、個人情報保護やインサイダー情報管理などのルール策定のために必要な情報等について、再生本部が関係団体への支援要請を行うことにより、地域資本市場創成プロジェクト・チームによる早期の自主的な市場ルール確立が可能となる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
東京都	日興コーポリアル証券株式会社	地域資本市場創成プロジェクト	地域経済活性化の為に、地域内資金循環を可能とする従来にはない形式の地域資本市場の創成を提案する。最終目標は、一定の開示要件を満たした地元企業の調達ニーズと地域住民を主体とした投資ニーズのマッチングだが、段階的な整備が現実的である。同プロジェクトは地方行政による住民への金融サービス提供の具体策であるが、第一段階では地公体による住民向け地方債を対象に、販売体制と販売後のメンテナンス体制を確立し、初期の地域内資金循環としての成果を検証し、第二段階以降へと有効に活用していく。市場の創設や運営は、都道府県等を中心とする地域関係者によるNPO的組織で行われるが、この組織が地域住民の投資ニーズを調査すると共に、地域への投資ニーズを促進する為の投資家教育を行い、結果や成果を公表しながら市場全体を育成する。	市場管理に関する支援体制	地域資本市場の管理については、地域における自主的な組織によってなされるが、投資家保護の枠組みは重要であり、その堅守の為の証券取引等監視委員会等の取引管理に関する支援体制の確立を再生本部が要請する。	地域資本市場を育成していく為には、市場利用者の中心となる地域住民の信頼を早期に得て、維持していく努力が必要であるが、その為の市場管理は地域における自主的な運営組織が行っていく。その運営組織がより投資家保護等を徹底する為に、SESC等に対する事前確認制度等の支援体制の確立が必要である。
東京都	オリックス(株)市ヶ谷ティールエス	重粒子線医療センタープロジェクト	本プロジェクトはがん治療に絶大な効果をもたらす先端医療技術である重粒子線治療を行うべく医療センターを建設・運営しようとする。現在は国内に2ヶ所のみで設営されているが今後の医療の発展及び重粒子線治療の効果を考えて本件のように多数の大学が共同利用できるシステムを建設・運営することは極めて社会的意義の高い事業。同時に共同利用及び大学からの出資(原則無配当)と民間からの出資(有配当)を組み合わせる形態の運営会社にする事により高額投資となるネックを解消し、同時に民間のノウハウ・合理性追及効果を期待できそのリスクマネーを呼び込む事ができる。	国立大学の本事業への出資を許可する	国立大学法人法施行令第3条において国立大学の出資する事ができる事業がいわゆるTLOに限定されているものを本件に関しては例外として認める。	<p>&lt;出資に関しての考え方&gt; 各国立大学及び地方公共団体等からの出資(別資料のD出資金)と民間からの出資(同じくE出資金)を配当の有無で性格分けしようと考えている。すなわち将来事業が利益を生み出した場合、配当を行うがD出資金には原則行わず、E出資金に対してのみ行うもの。こうする事によって民間業者は事業採算向上への強い動機付けがなされ、このように事業性が見込みにくい中でも民間の運営ノウハウがストレートに反映される事を目論んでいる。又ダウンサイドリスクに対しては仮に採算悪化が続き資金不足に陥った時には資金不足(債務超過)がE出資金を上回った時を一つの目途と考えずに赤字が垂れ流される事を防いでいる。何れにしても既存の第三セクターなどと違い配当に差を設ける事で公共性(D出資)と合理性(E出資)をそこのところで区分けし、後は基本的には資本の原則を導入しようとする目論むもの。</p> <p>&lt;具体的な事業内容&gt; 各提携(出資者等)の病院及び広く全国から重粒子線治療の紹介を受け治療行為を行う医療法人を設立しそこに本施設を賃貸し業務受託を受ける。実態的には医療法人と直接の出資先となる施設所有運営法人は一体運営。基本的には病棟はセンターには設置せず重粒子線治療の部分だけを行い地域提携病院との連携を考えている。</p>
東京都	オリックス(株)市ヶ谷ティールエス	重粒子線医療センタープロジェクト	本プロジェクトはがん治療に絶大な効果をもたらす先端医療技術である重粒子線治療を行うべく医療センターを建設・運営しようとする。現在は国内に2ヶ所のみで設営されているが今後の医療の発展及び重粒子線治療の効果を考えて本件のように多数の大学が共同利用できるシステムを建設・運営することは極めて社会的意義の高い事業。同時に共同利用及び大学からの出資(原則無配当)と民間からの出資(有配当)を組み合わせる形態の運営会社にする事により高額投資となるネックを解消し、同時に民間のノウハウ・合理性追及効果を期待できそのリスクマネーを呼び込む事ができる。	公立大学の本事業への出資を許可する	地方独立行政法人法において設置・管理されている公立大学法人につき、その出資については特段の定めがなされていないが、国立大学における出資に準じて本件については出資を認める措置を講じていただきたい。	<p>&lt;出資に関しての考え方&gt; 各公立大学及び地方公共団体等からの出資(別資料のD出資金)と民間からの出資(同じくE出資金)を配当の有無で性格分けしようと考えている。すなわち将来事業が利益を生み出した場合、配当を行うがD出資金には原則行わず、E出資金に対してのみ行うもの。こうする事によって民間業者は事業採算向上への強い動機付けがなされ、このように事業性が見込みにくい中でも民間の運営ノウハウがストレートに反映される事を目論んでいる。又ダウンサイドリスクに対しては仮に採算悪化が続き資金不足に陥った時には資金不足(債務超過)がE出資金を上回った時を一つの目途と考えずに赤字が垂れ流される事を防いでいる。何れにしても既存の第三セクターなどと違い配当に差を設ける事で公共性(D出資)と合理性(E出資)をそこのところで区分けし、後は基本的には資本の原則を導入しようとする目論むもの。</p> <p>&lt;具体的な事業内容&gt; 各提携(出資者等)の病院及び広く全国から重粒子線治療の紹介を受け治療行為を行う医療法人を設立しそこに本施設を賃貸し業務受託を受ける。実態的には医療法人と直接の出資先となる施設所有運営法人は一体運営。基本的には病棟はセンターには設置せず重粒子線治療の部分だけを行い地域提携病院との連携を考えている。</p>
東京都	オリックス(株)	PET画像診断センター	本プロジェクトは中規模PET画像診断センターの設立。PETはがんの早期発見にかなり有用とされる最先端核医学機器で各医療機関とも施設導入したいが、高額初期投資とランニングコストの一方で保険診療単価が低額な為、単独機関では採算性が合わず、施設導入が進まないのが現状。特に、人口規模100万人以下の地域では採算が取れず民間の単独施設投資は想定不能。本プロジェクトは、複数の地域の複数医療機関から出資金を集積して1ヶ所に集め、中規模PET画像診断センターを建設しようとするもの。複数地域の複数医療機関が共同利用可能な施設を建築することにより、投資効率の向上と集客により本来想定不能な地域にPET画像診断センターを建築。地域の経済効果・地域医療の充実・地域医療費の削減を目的とするもの。	国立大学の本事業への出資を許可する	国立大学法人法施行令第3条において国立大学の出資する事ができる事業がいわゆるTLOに限定されているものを本件に関しては例外として認める。	<p>&lt;出資に関しての考え方&gt; 各国立大学及び地方公共団体等からの出資(別資料のD出資金)と民間からの出資(同じくE出資金)を配当の有無で性格分けしようと考えている。すなわち将来事業が利益を生み出した場合、配当を行うがD出資金には原則行わず、E出資金に対してのみ行うもの。こうする事によって民間業者は事業採算向上への強い動機付けがなされ、このように事業性が見込みにくい中でも民間の運営ノウハウがストレートに反映される事を目論んでいる。又ダウンサイドリスクに対しては仮に採算悪化が続き資金不足に陥った時には資金不足(債務超過)がE出資金を上回った時を一つの目途と考えずに赤字が垂れ流される事を防いでいる。何れにしても既存の第三セクターなどと違い配当に差を設ける事で公共性(D出資)と合理性(E出資)をそこのところで区分けし、後は基本的には資本の原則を導入しようとする目論むもの。</p> <p>&lt;具体的な事業内容&gt; 各提携(出資者等)の病院からPET検査の紹介を受け診断行為を行う医療法人を設立しそこに本施設を賃貸し又業務委託を受ける。実態的には医療法人と直接の出資先となる施設所有運営法人は一体運営。又PET診断は保険対象に留まらず自由診療として利用しやすい料金設定をし事業を行う事も目論んでいる。</p>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
東京都	オリックス(株)	PET画像診断センター	本プロジェクトは中規模PET画像診断センターの設立。PETはがんの早期発見にかなり有用とされる最先端核医学機器で各医療機関とも施設導入したいが、高額初期投資とランニングコストの一方で保険診療単価が低額な為、単独機関では採算性が合わず、施設導入が進まないのが現状。特に、人口規模100万人以下の地域では採算が取れず民間の単独施設投資は想定不能。本プロジェクトは、複数の地域の複数医療機関から出資金を集積して1ヶ所に集め、中規模PET画像診断センターを建設しようとするもの。複数地域の複数医療機関が共同利用可能な施設を建築することにより、投資効率の向上と集客により本来想定不能な地域にPET画像診断センターを建築。地域の経済効果・地域医療の充実・地域医療費の削減を目的とするもの。	公立大学の本事業への出資を許可する	地方独立行政法人法において設置・管理されている公立大学法人につき、その出資については特段の定めがなされていないが、国立大学における出資に準じて本件については出資を認める措置を講じていただきたい。	<出資に関しての考え方> 各公立大学及び地方公共団体等からの出資(別資料のD出資金)と民間からの出資(同じくE出資金)を配当の有無で性格分けしようと考えている。すなわち将来事業が利益を生み出した場合、配当を行うがD出資金には原則行わず、E出資金に対してのみ行うもの。こうする事によって民間業者は事業採算向上への強い動機付けがなされ、このように事業性が見込みにくい中でも民間の運営ノウハウがストレートに反映される事を目論んでいる。又ダウンサイドリスクに対しては仮に採算悪化が続き資金不足に陥った時には資金不足(債務超過)がE出資金を上回った時を一つの目途と考え徒に赤字が垂れ流される事を防いでいる。何れにしても既存の第三セクターなどと違い配当に差を設ける事で公共性(D出資)と合理性(E出資)をそこのところで区分けし、後は基本的には資本の原則を導入しようとするもの。 <具体的な事業内容> 各提携(出資者等)の病院からPET検査の紹介を受け診断行為を行う医療法人を設立しそこに本施設を賃貸し又業務委託を受ける。実態的には医療法人と直接の出資先となる施設所有運営法人は一体運営。又PET診断は保険対象に留まらず自由診療として利用しやすい料金設定をし事業を行う事も目論んでいる。
東京都	株式会社ユイプラン	現代民家と結作業の現代哲学 スローライフ・結(ゆい)21	定期借地農地付賃貸集合住宅であります。入居者=生産者。地方行政からの援助、農地法の緩和など、かなりの研究時期が必要であります。しかしながら、新ビジネスモデルが構築できた時には、全国にこのシステムを広げていくことができます。	農地法の改正	「結プロジェクトマネジメント」では、農業を行いたい人の受け入れ態勢(インフラ)の整備をします。具体的事業内容として、農地付賃貸集合住宅建設、全国集中管理・住替えシステム(ライフスタイルの選択の自由)、農家の方の敷地利用・農地転用(食と農のオアシス創造特区利用)等があります。	定期借地農地付賃貸集合住宅であります。入居者=生産者。地方行政からの援助、農地法の緩和など、かなりの研究時期が必要であります。しかしながら、新ビジネスモデルが構築できた時には、全国にこのシステムを広げていくことができます。
東京都	株式会社ユイプラン	現代民家と結作業の現代哲学 スローライフ・結(ゆい)21	定期借地農地付賃貸集合住宅であります。入居者=生産者。地方行政からの援助、農地法の緩和など、かなりの研究時期が必要であります。しかしながら、新ビジネスモデルが構築できた時には、全国にこのシステムを広げていくことができます。	農地法の改正	「結プロジェクトマネジメント」では、農業を行いたい人の受け入れ態勢(インフラ)の整備をします。具体的事業内容として、農地付賃貸集合住宅建設、全国集中管理・住替えシステム(ライフスタイルの選択の自由)、農家の方の敷地利用・農地転用(食と農のオアシス創造特区利用)等があります。	定期借地農地付賃貸集合住宅であります。入居者=生産者。地方行政からの援助、農地法の緩和など、かなりの研究時期が必要であります。しかしながら、新ビジネスモデルが構築できた時には、全国にこのシステムを広げていくことができます。
東京都	ゼッタテクノロジー株式会社	新観光立国一知ノユキピタス地域戦略プロジェクト	観光は国内の都市の魅力を高め、国際交流や文化理解、引いては安全保障にまでつながる国家的政策である。しかしながら現在、我が国においては、この観光に対する認識が薄く、その経済の波及効果等に浸透に対する具体的事業として取り上げていない、このことから観光のもたらす経済波及効果、文化的社会的波及効果を鑑みた場合、国と地域が一体となった取組が必要となる。国民生活・文化のグローバル化に対応し、魅力ある国を創造していくためには、観光の国際化と活性化に果たす役割を強く認識した上で、国家プロジェクトとして取り組んでいかなければならない。このような意義から弊社では、観光のハード・ソフト分野にとらわれず、現在ある資源・モノ・人の知のユキピタスを連関させることにより、地域が、日本の再生を引き起こす新観光立国プロジェクトを提案した。	観光政策における知のユキピタス社会をめざすため、人材育成費行財政措置を、IT技術の分野 大学学科の増設に関する権限委譲	権限移譲：文部科学省による大学の学科増設及び定員に関する助言等に関する権限を都道府県に移譲する。 財政支援：人材育成についで、地域活性化に関する交付金・補助金に計上する。	1. コミュニティ・クリエーター育成事業 2. 観光評価システム事業 3. 地域の大学の観光学科増設事業 4. 情報ネットワーク構築事業 5. 地域の歴史文化遺跡・施設等整備事業
東京都	特定非営利活動法人地域自立ソフトウェア連携機構(略称MSCO)	崩壊した河川流域コミュニティを情報基盤で再構築	河川下流の過密化、上流の過疎化が加速している。このギャップの解消策は、若者が集中する大学の活用である。大学では実践環境、実践指導者の不足、農林漁村では実践環境、実践指導者の宝庫である。両者の融合は社会的資産を有効に活用し、農林漁業の経験を次世代へ継承でき、流域での地産地消、文化交流、環境保全、少子高齢化緩和などが実現する。	過疎地である小菅村での廃屋・廃施設の寮、教室など教育施設としての利用、学生の短期実践教育機関の義務化及び農林漁業、環境保全、介護、看護経験者の教育指導者としての雇用	1) 廃屋、廃施設での大学誘致認可及び財政補助(たとえば、寮生文理宿泊のため、廃屋整備費用支援、50家屋×300万円/1家屋=1億5千万円、小規模教室誘致に伴う教室など共同利用施設のため、廃施設整備費用支援、2施設×1千万円=2千万円など) 2) 高齢者を含む農林漁業経験、環境保全、看護・介護経験者の教官雇用基準と財政支援(たとえば、最低生活保障程度) 3) 1)、2)を実現のための施策連携	河川上流域域の過疎地における廃屋、廃施設の有効利用と下流域都市部の大学生の過疎地への短期流出を軸とする制度連携が、都市部と過疎地の人口アンバランス、少子高齢化の局在化を緩和する。そのことで、過疎地での高齢者を含む雇用拡大、地域活性を生み、かつ、都市部若者への環境保全経験、介護・看護経験をを進める。効果規模としては、過疎地の過疎地以前の復帰を目標値とする。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
東京都	特定非営利活動法人地域自立ソフトウェア連携機構(略称MSCO)	崩壊した河川流域コミュニティを情報基盤で再構築	河川下流の過密化、上流の過疎化が加速している。このギャップの解消策は、若者が集中する大学の活用である。大学では実践環境、実践指導者の不足、農林漁村では実践環境、実践指導者の宝庫である。両者の融合は社会的資産を有効に活用し、農林漁業の経験を次世代へ継承でき、流域での地産地消、文化交流、環境保全、少子高齢化緩和などが実現する。	都市部に立地する大学・専門学校での、実践教育課程での単位認可制度、もしくは実践教育奨学金制度、奨学金制度については、過疎地大伴資金の流用	1) 多摩川下流域小金井市に立地する東京農工大学見られるように、大学での、農林漁業経験、環境保全、看護・介護実践教育課程を充実するために、大学側から、積極的に学生を過疎地に送り出す奨学金制度の設立が必要で、過疎地対策資金などの利用が期待される。財政負担としては年間100人×5年間×100万円/年間=5億円) 2) 1)を実現するための権限委譲	都市部在籍の学生を、過疎地へ転出させるための、最初のプロモート策として、奨学金制度の有効利用が欠かせない。また、農林漁業の具体的な体験が、課題次第では、環境保全、もしくは地域経済の振興、介護・看護にもつながる。これは大学での単位取得を超えて、都市と過疎地の共生のあり方が見えてくる。過疎地の経験者は過疎地人口の1割、受け入れはその数倍程度。
東京都	特定非営利活動法人地域自立ソフトウェア連携機構(略称MSCO)	崩壊した河川流域コミュニティを情報基盤で再構築	河川下流の過密化、上流の過疎化が加速している。このギャップの解消策は、若者が集中する大学の活用である。大学では実践環境、実践指導者の不足、農林漁村では実践環境、実践指導者の宝庫である。両者の融合は社会的資産を有効に活用し、農林漁業の経験を次世代へ継承でき、流域での地産地消、文化交流、環境保全、少子高齢化緩和などが実現する。	流域交通網は最終的な課題である。そのための準備として、有線放送網を整備し、流域情報道路整のための放送法の規制緩和、テラバンクサーバー費用支援、流域の環境監視用カメラ費用支援	1) 流域情報道路は、現状の有線設備、ADSL基地局を配置整備。ソフトウェア整備、ハードウェア整備(例えば、テラバンクサーバー3千円/1式×2式=6千円、監視用カメラ1万円×100式=1億円、電子会議用ソフトウェア1式2千円、環境監視用ソフトウェア1式2千円、GIS観光・環境・施設管理1式5千円) 2) 情報交通網は、市町村を貫通した、河川域の有効利用となり、河川整備予算利用(3)1)、2)を実現するための施策の利便性向上	河川の流域環境は整備するためには、流域環境や人々の生活環境の映像による、交流を促進するため、強力な24時間稼働テラバンクサーバーを整備し、電子会議、環境監視などを促進する。現在、流域での地産地消が、過疎地での経済停滞のために遅れているが、この種の高度情報化での経済的刺激が重要な役割を果たす。将来的には、流域モノレールなどの流通・交通手段の実現が期待される。当面は過疎地での交通量を間かな数倍程度。
東京都	NTTコミュニケーションズ株式会社	コミュニティ支援ネットワークによる地域ビジネスの活性化	地域の人と人との交流を促進し、結びつきを強めるツールとして“地域通貨”を導入し運営することで、人と人との交流を活発化させ、地域住民が主体となり、地域が抱える問題を、ビジネスとして継続的に取り組むことにより、地域の問題を解決し、新たな雇用を作り出し、地域を経済の活性化を図ることができる。また、コミュニティ・ネットワークの輪を広げていく手段として、住基カード等、ブロードバンドの活用し、ITを活用したコミュニティ支援の研究会を発足させ、地域ビジネスの活性化に向けた調査、研究し地域再生構想を展開する。(添付1、添付3)	地域公共ネットワークの民間開放	地域公共ネットワークを民間(市民、ボランティア団体、NPO等)に開放する。	住基カード等を広域且つ共同で利用するために、住基多目的システムとの連携や公的個人認証等を活用し本人確認を行うために、“地域公共ネットワークの民間への開放”をすることで、住基カード等の利用促進に繋げられる。
東京都	NTTコミュニケーションズ株式会社	コミュニティ支援ネットワークによる地域ビジネスの活性化	地域の人と人との交流を促進し、結びつきを強めるツールとして“地域通貨”を導入し運営することで、人と人との交流を活発化させ、地域住民が主体となり、地域が抱える問題を、ビジネスとして継続的に取り組むことにより、地域の問題を解決し、新たな雇用を作り出し、地域を経済の活性化を図ることができる。また、コミュニティ・ネットワークの輪を広げていく手段として、住基カード等、ブロードバンドの活用し、ITを活用したコミュニティ支援の研究会を発足させ、地域ビジネスの活性化に向けた調査、研究し地域再生構想を展開する。(添付1、添付3)	地方公務員の出向派遣等によるノウハウ提供	地方公務員を民間(市民、ボランティア団体、NPO等)に出向派遣等を許可する。	地域住民の労働力、技術、ノウハウなど、地域の資源を活用し、産業の創造を図るために、ハローワーク等職員による行政の枠組みを越えて地域の市民、ボランティア団体、NPO等と人事交流を図り、地域の実情に添った形で事業の推進を支援する。これにより地方公務員と市民、ボランティア団体、NPOなどと人事交流を推進して行く事が可能なり、事業の創造、推進が円滑に進むこととなる。
東京都	NTTコミュニケーションズ株式会社	コミュニティ支援ネットワークによる地域ビジネスの活性化	地域の人と人との交流を促進し、結びつきを強めるツールとして“地域通貨”を導入し運営することで、人と人との交流を活発化させ、地域住民が主体となり、地域が抱える問題を、ビジネスとして継続的に取り組むことにより、地域の問題を解決し、新たな雇用を作り出し、地域を経済の活性化を図ることができる。また、コミュニティ・ネットワークの輪を広げていく手段として、住基カード等、ブロードバンドの活用し、ITを活用したコミュニティ支援の研究会を発足させ、地域ビジネスの活性化に向けた調査、研究し地域再生構想を展開する。(添付1、添付3)	住民基本台帳カードの条例の緩和	住民基本台帳カードの多目的利用において、当該する目的のために利用する場合には、地方公共団体毎に条例を定めなくても利用可能にする。(認可、許可制又は法令にて規制)	住民基本台帳カードの多目的利用において、地方公共団体毎の条例に定めなくとも、当該する目的のために利用する場合には、地方公共団体毎に条例を定めなくても利用可能にする。広域でサービスを利用する場合においても事業の推進が円滑に進むことになる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
東京都	東洋建築社	日光杉並木街道遊歩道化による地域活性化プロジェクト	日光杉並木街道は世界に誇る文化遺産であるにも関わらず、現在は地域住民の生活道路として車両の往来が中心となっている。この世界的な遺産を活用するため、バイパス建設事業による車両の完全排除を敢行し、杉並木街道の遊歩道化を実現することが先決である。現在、国から委託されていた管理者である栃木県によって、一部バイパス建設事業が進められているが、その実現は夢物語に近い。この現状を打開するため、日光市と今市市が合併した新市町村が杉並木街道を管理し、遊歩道化による地域再生の明確なビジョンをもち、恩恵を受ける地域住民と一体となって、バイパス建設事業の竣工を実現して頂きたい。20キロの世界に誇れる遊歩道化が実現すれば、近隣地域の経済の活性化および雇用の創出、鉄道交通の活性化など、期待される効果は明らかである。	日光杉並木街道遊歩道化実現に向けた日光地区新市への管理委託	日光杉並木街道に関する栃木県教育委員会の管理権限を今後誕生する日光市・今市市他5市による新市に全て移譲する。具体的には、大正11年の栃木県を管理者にしていいう内務省発理第36号、昭和62年の日光杉並木街道及び並木寄進碑に関する権限を栃木県教育委員会に委任する文化庁告示2号があり、これらを新市に移譲するというものである。	【観光住宅】地方に放置されている軸組住宅を日本の文化を体験できる宿泊施設としてコンバージョンするプロジェクト。軸組住宅と同じ様式である書院造の研究や今昔の日本のライフスタイルの研究を通して導いたライフスタイルを外国や都心からの観光客に体感して頂く。「観光立国」にある本来の観光を実現させる提案であり、カルチャーツーリズムの手法と位置付けている。現場である小代地区は日光への玄関口である今市市内の魅力ある田園地帯であると同時に、日光杉並木の玄関口である。遊歩道化を実現して、日光への約20キロの杉並木街道散策の拠点として世界の人々が小代から日光へ向けて歩き出すイメージを念頭に展開している。小代地区再生の基盤となるプロジェクトと位置付けているが、それに伴う飲食店や体験農業など様々な経済活性化や雇用の創出が見込まれる。【杉並木散策路におけるペロタクシー運行プロジェクト】日光杉並木街道が遊歩道化されれば、多くの観光客が杉並木を散策することになると推察されるが、健脚ではない方や時間のない方に対して、ペロタクシーを運行させる。ペロタクシーはNPO法人環境共生都市推進協会が展開するドイツ生まれの人力車のような乗り物で、人力であるためエコロジーである。既に京都や表参道、六本木ヒルズなどで運行されている。地域の若者を中心に雇用の創出を期待している。この他杉並木遊歩道化に伴い大道芸、通訳ガイドや観光ガイド、飲食店、農業民宿、など経済活性化・雇用の創出の可能性は多岐に渡る。自動車社会において、世界的にも圧倒的規模の歩行空間として、個性的職種が生まれる。周辺農地等や河川なども余すところなく観光資源として活用可能である。平行して走る2鉄道も潤う。
東京都	㈱東京リーガルマインド	民間活力の積極的活用による地域経済活性化	地元業者による新規参入の阻害等により、特区制度を用いた地域経済活性化実現を妨げる場合もある。そこで、現行の構造改革特別地域法を改正し、地方公共団体を介在させない手法による特区申請を可能とする。	LEC大学に対する規制緩和・民間事業者による特区促進「構造改革特別区域法の改正」	民間事業者による特区申請を可能とする。地方公共団体のみに申請を認めている現行制度では、地元業者による新規参入の阻害等により、特区制度を用いた地域経済活性化実現を妨げられてしまう可能性もある。	民間事業者による特区申請を可能とする。地方公共団体のみに申請を認めている現行制度では、地元業者による新規参入の阻害等により、特区制度を用いた地域経済活性化実現を妨げられてしまう可能性もある。
東京都	㈱東京リーガルマインド	民間活力の積極的活用による地域経済活性化	株式会社立大学は、学校設置者に株式会社を認めたのみで、その他の規定は全て学校教育法・大学設置基準の規定が適用されるのが現状である。しかし、それでは、規制によって過度の負担を強いられるため、特区法の効果が半減する可能性が高い。そこで本提案では、過度に既存の規制がおよび株式会社立の大学の趣旨を没却しないようにする。	LEC大学に対する規制緩和・民間事業者による特区促進「構造改革特別区域法の改正」	民間事業者による特区申請を可能とする。地方公共団体のみに申請を認めている現行制度では、地元業者による新規参入の阻害等により、特区制度を用いた地域経済活性化実現を妨げられてしまう可能性もある。	民間事業者による特区申請を可能とする。地方公共団体のみに申請を認めている現行制度では、地元業者による新規参入の阻害等により、特区制度を用いた地域経済活性化実現を妨げられてしまう可能性もある。
東京都	㈱東京リーガルマインド	「民間事業者」の範囲	行政サービスの民間委託先を株式会社等の法人税法上の普通法人に限定し、サービスの向上を図るとともに税収の確保を図る。	民間委託先を株式会社等の事業法人に限定	行政サービスの民間委託先を株式会社等の普通法人に限定	行政サービスの委託先を普通法人に限定し、民間事業者による入札・プロポーザルによるコンペティションを通じて、リーズナブルな行政サービスを実施する。
東京都	㈱東京リーガルマインド	指定管理者制度	地方自治法244条の2第9項を改正し、利用料金について指定管理者の自由な設定を認め、円滑な収益事業の実施を図り、独立採算による運営を可能にする。	指定管理者制度における利用料金設定の自由化。	指定管理者に料金設定の自由を認めることにより、指定管理者制度を活性化し、地域経済の活性化を図る。	指定管理者制度に関する地方自治法244条の2第9項の改正

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
東京都	(株)東京リーガルマインド	PFI法の改正(ハード・ソフト両面にわたる民間委託の促進)	現行PFI法は、社会資本の整備という観点から民間活力の活用を推進するものであり、施設が存在を前提としない事業については、PFI法に定める「特定事業」に該当しない。(コンピュータ設備の整備及びそれによるサービスの提供など)また施設の建築から運営までを一体的に扱うことを想定していることから、運営や維持管理のみを民間業者に委ねる事業(すでに存在する施設の運営等)についてはPFIの対象外とされている。そこで 既存の施設を運営する事業(施設の建設等を伴わないもの)についてもPFI法の「特定事業」とする、施設が存在を前提としない事業についてもPFI法の「特定事業」とする必要がある。具体的なプロジェクトとしては、既存の図書館及び刑務所を民間業者がPFI手法で運営し、雇用の創出を図る。	PFI法の改正	・PFI法第1条及び第2条の改正(PFI法に定める、「特定事業」の対象の拡大)	既存の公立図書館をPFI手法を用いて、民間事業者が運営を行なう。質の高い公共サービスの提供が可能になるとともに、雇用の創出が期待できる。既存の矯正施設(刑務所)をPFI手法を用いて、民間事業者が運営を行なう。効率的な刑務所運営と雇用の創出が可能。
東京都	(株)東京リーガルマインド	第三セクター制度の改革	地方経済再生のため、第三セクターの改革を早急に進めることができるよう制度改正する。地方公共団体が有する債権を産業再生機構が譲り受けることを可能とし、事業を継続したまま、経営改善を行い、第三セクターを再生させる。また、新たに保証債務の譲り受けもできるよう産業再生機構の業務範囲を拡大する。	第三セクター制度の改革	産業再生機構が譲り受けることができる債権を「金融機関等」が有するもの以外にまで拡大し、地方公共団体が有する債権を譲り受けられるように改正する。	産業再生機構による第三セクターの再生を実現するため。
東京都	(株)東京リーガルマインド	第三セクター制度の改革	地方経済再生のため、第三セクターの改革を早急に進めることができるよう制度改正する。地方公共団体が有する債権を産業再生機構が譲り受けることを可能とし、事業を継続したまま、経営改善を行い、第三セクターを再生させる。また、新たに保証債務の譲り受けもできるよう産業再生機構の業務範囲を拡大する。	第三セクター制度の改革	現在定められている基準とは別個に第三セクター再生のための支援基準を設ける。	産業再生機構による第三セクターの再生を実現するため。
東京都	(株)東京リーガルマインド	第三セクター制度の改革	地方経済再生のため、第三セクターの改革を早急に進めることができるよう制度改正する。地方公共団体が有する債権を産業再生機構が譲り受けることを可能とし、事業を継続したまま、経営改善を行い、第三セクターを再生させる。また、新たに保証債務の譲り受けもできるよう産業再生機構の業務範囲を拡大する。	第三セクター制度の改革	現在定められている基準とは別個に第三セクター再生のための支援基準を設ける。	地方公共団体が有する第三セクターのための保証債務及び将来発生する求償権を産業再生機構へ譲り渡すことを可能とする。
東京都	(株)東京リーガルマインド	公務員人材の活用	地方公務員が民間企業に派遣され、そこで実務に当たることができるようにする。それにより、民間の手法が自治体行政に活かされ、自治体のサービス向上による地域経済の活性化を目指す。そのため、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」の第二条第一項を改正し、また地方公務員法第三十五条、第三十八条第一項に例外を設けることを提案する。	公務員人材の活用	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」の第二条第一項の「職員」の定義を改正し、また地方公務員法第三十五条、第三十八条第一項に、派遣中の職員にはこれを適用しない旨の例外を設ける。	地方公務員が、ある程度長期にわたって民間企業に派遣され、その経営手法、広告手法、具体的成果を出すためのスキルなどを学習することができるようにする。
東京都	(株)東京リーガルマインド	公務員に対する研修制度の見直し	1.研修施設の統合・改廃、民間委託。2.研修施設を民間への開放(生涯学習の拠点化)3.公務員の研修受講は原則として自費負担とする。4.上記1・2・3の施策を実行する(通達の発行)。初年度はモデル地域を募集し、補助金を支給する。	公務員に対する研修制度の見直し	自治体の有する職員研修所の管理権限を民間に全面的に委譲する。自治体の有する職員研修所の使用対象を民間人にも広げる。	職員研修所を民間事業者が運営する。職員研修所を民間人が利用することができるようにする。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
東京都	(株)東京リーガルマインド	有資格者の派遣事業(コミュニティ・ビジネスの促進)	士業者の派遣労働を認め、小規模のコミュニティビジネスにおいても、士業者の専門的支援が受けられるようにする。これによるコミュニティビジネスの定着・発展を目指す。そのため、士業者の派遣を認めることを提案する。	有資格者の派遣事業(コミュニティ・ビジネスの促進)	厚生労働省の労働者派遣事業関係業務取扱要領の改正。 具体的には、第2 適用除外業務等 3 適用除外業務以外の業務に係る制限の2)を削除する。	コミュニティビジネスの事業体の会計・税務・社会保険関係事務などについて専門知識の面から支援するため、士業者をそれら事業体に派遣する。
東京都	(株)東京リーガルマインド	民間活力の積極的活用による地域経済活性化	経営者が、「経営能力習得カリキュラム」を履修することを助成金交付の要件とする。	経営者教育事業(中小企業の健全育成)	経営者が、「経営能力習得カリキュラム」を履修することを助成金交付の要件とする。	経営者が、「経営能力習得カリキュラム」を履修することを助成金交付の要件とする。
東京都	(株)東京リーガルマインド	義務教育改革	企業が求める実務知識・能力と学校教育内容とのミスマッチを解消するべく、学校教育のカリキュラムを見直し、義務教育(小・中学校)段階から「職業教育」を導入する。そのために、学校教育基本法施行規則第二十四の二の別表第一、同第五十四条別表第二について、各学年の「総合的な学習の時間の授業時数」を三〇時数ずつ削減し、その三〇時数を「社会」の授業時数に上乗せ充当する。加えて、小学校学習指導要領の「第2章 第2節 社会」、中学校学習指導要領の「第2章 第2節 社会」について、「地理的分野」〔歴史的分野〕よりも「公民的分野」こそが「社会」の中核的内容であること、その学習内容として、現代社会の仕組みを基礎付けている法律・制度をも扱うこと、「社会」が「職業教育」に相当する教科であることを明記する。	義務教育改革	企業が求める実務知識・能力と学校教育内容とのミスマッチを解消するべく、学校教育のカリキュラムを見直し、義務教育(小・中学校)段階から「職業教育」を導入する。そのために、学校教育基本法施行規則第二十四の二の別表第一、同第五十四条別表第二について、各学年の「総合的な学習の時間の授業時数」を三〇時数ずつ削減し、その三〇時数を「社会」の授業時数に上乗せ充当する。加えて、小学校学習指導要領の「第2章 第2節 社会」、中学校学習指導要領の「第2章 第2節 社会」について、「地理的分野」〔歴史的分野〕よりも「公民的分野」こそが「社会」の中核的内容であること、その学習内容として、現代社会の仕組みを基礎付けている法律・制度をも扱うこと、「社会」が「職業教育」に相当する教科であることを明記する。	弊社は、義務教育段階の職業教育カリキュラムおよび〔公民的分野〕に相当する学習内容の企画・教科書作成などを通じて貢献する。
東京都	(株)東京リーガルマインド	デュアルシステムの促進(短期的政策)	企業のインターンシップ受入れ義務の法制化	デュアルシステムの促進(短期的政策)	一定の条件を満たす企業のインターンシップ	1. インターンシップ前の学生に対する“社会人としてのマナー研修” 2. 受入れ企業のインターンシッププログラムの作成補助 3. インターンシッププログラム実施中の一部研修請負
東京都	(株)東京リーガルマインド	デュアルシステムの促進～「若年者トライアル雇用事業」の「ジョブ・カフェ」への拡大適用～	「若年者トライアル雇用事業」の職業紹介ルートを「若年者のためのワンストップセンター(通称:『ジョブ・カフェ』)」にも拡大する。「ジョブ・カフェ」は、ハローワークのみならず、地方公共団体・民間事業者・学校なども連携した若年者就業支援施設であるため、より多くの若年者・企業に対する職業紹介ルートの間口を広げることになり、制度の実効性も大幅に高まることになる。	デュアルシステムの促進(短期的政策)	「若年者トライアル雇用事業」の職業紹介ルートを「若年者のためのワンストップセンター(通称:『ジョブ・カフェ』)」にも拡大する。「ジョブ・カフェ」は、ハローワークのみならず、地方公共団体・民間事業者・学校なども連携した若年者就業支援施設であるため、より多くの若年者・企業に対する職業紹介ルートの間口を広げることになり、制度の実効性も大幅に高まることになる。	「ジョブ・カフェ」への人材情報提供、求人情報、各種職業知識・能力開発研修カリキュラムの企画・制作に、一民間事業者として協力していく。
東京都	(株)東京リーガルマインド	民間活力の積極的活用による地域経済活性化について	求職者一人ひとりに対して、「特定の職業に就く」という目的を設定し、これを達成するための最適な手段を、民間事業者が提供できるようにする。	民間によるワンストップセンターの設置	民間事業者が求職者に対して、ワンストップで職業紹介トータルサービスを提供できるよう、求職者からの紹介手数料徴収禁止規定を撤廃していただきたい。	民間事業者による「ワンストップ職業紹介サービス」により、地域の失業率を改善する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
東京都	(株)東京リーガルマインド	民間活力の積極的活用による地域経済活性化について	民間のノウハウによって、ハローワークの機能回復を図る。	ハローワークの民営化	ハローワークの権限・機能を民間に移譲する。	民間事業者がハローワークを運営する。
東京都	(株)東京リーガルマインド	雇用対策財源の確保(雇用保険の制度改革)	雇用保険財政を税方式化することにより、雇用保険財政の健全化を図り、長引く失業問題の解決を図る。	雇用保険財政制度の税方式への転化	雇用保険制度において、現在の社会保険方式による保険料徴収から税方式の徴収システムへと切り替える。	雇用保険制度における、雇用安定事業、能力開発事業、雇用福祉事業の三事業への関わることで、弊社の職業能力開発プログラムなどを失業者への就職支援として行う等。
東京都	(株)東京リーガルマインド	「キャリアアップ休暇制度」の創設	育児休業制度のキャリアアップ版としてのキャリアアップ休暇制度を創設する。	キャリアアップ休暇制度の創設	育児休業制度に類似したキャリアアップ休暇制度を創設し、人材の流動化を図る。	キャリアアップ休暇制度を創設し、従業員の資格取得等を促進し、人材としての仕立て直しを行う。
東京都	株式会社熊谷組	「大型空き店舗による公共・公益機能コンバージョン事業について」	中心市街地の多くに存在する「大型空き店舗」を公共・公益機能に転換(コンバージョン)し、中心市街地の活性化に資する機能とするプロジェクト提案です。事業イメージとしては、商業施設を従前権利形態(民間所有)のまま、公共・公益施設にコンバージョン(用途変更)し、施設完成後に所有権を移転します。その時点で支援措置(施設の取得費、耐震補強費及び改修費、等)が交付されるイメージ(初期投資分は民間資金を先行させる)です。事業推進フローにおいては、事業構想、計画タームと事業実施タームと2段階に区分し、早期からの民間事業者の意見を取り入れ、地域の特性に合わせたオーダーメイド型事業を構築し、柔軟な支援措置を期待するものです。	「中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金」	地域特性等に対応したオーダーメイド型事業の支援を提案いたします。具体的には事業要件の緩和、補助対象施設の廃止(土地取得費等に関する柔軟な対応、等)、補助率・限度額の廃止廃、間接補助(裏負担等)等のフロー規制の廃止及び事業企画から、事業実施終了に至るまでの継続した事業リスク分担等を担保とした支援措置(単年度事業から複数年度事業への標準化)を期待し、各地域(施設)ニーズに合わせた機能構成や各種事業関連費用をミックスさせた支援策を期待します。	個別事業につきましては、関係権利者及び想定される地方公共団体様との調整により、地方公共団体からの「地域再生計画」に反映したいと存じます。
東京都	株式会社熊谷組	「大型空き店舗による公共・公益機能コンバージョン事業について」	中心市街地の多くに存在する「大型空き店舗」を公共・公益機能に転換(コンバージョン)し、中心市街地の活性化に資する機能とするプロジェクト提案です。事業イメージとしては、商業施設を従前権利形態(民間所有)のまま、公共・公益施設にコンバージョン(用途変更)し、施設完成後に所有権を移転します。その時点で支援措置(施設の取得費、耐震補強費及び改修費、等)が交付されるイメージ(初期投資分は民間資金を先行させる)です。事業推進フローにおいては、事業構想、計画タームと事業実施タームと2段階に区分し、早期からの民間事業者の意見を取り入れ、地域の特性に合わせたオーダーメイド型事業を構築し、柔軟な支援措置を期待するものです。	「商業・サービス業集積関連施設整備事業」	地域特性等に対応したオーダーメイド型事業の支援を提案いたします。具体的には事業要件の緩和、補助対象施設の廃止(土地取得費等に関する柔軟な対応、等)、補助率・限度額の廃止廃、間接補助(裏負担等)等のフロー規制の廃止及び事業企画から、事業実施終了に至るまでの継続した事業リスク分担等を担保とした支援措置(単年度事業から複数年度事業への標準化)を期待し、各地域(施設)ニーズに合わせた機能構成や各種事業関連費用をミックスさせた支援策を期待します。	個別事業につきましては、関係権利者及び想定される地方公共団体様との調整により、地方公共団体からの「地域再生計画」に反映したいと存じます。
東京都	株式会社熊谷組	「大型空き店舗による公共・公益機能コンバージョン事業について」	中心市街地の多くに存在する「大型空き店舗」を公共・公益機能に転換(コンバージョン)し、中心市街地の活性化に資する機能とするプロジェクト提案です。事業イメージとしては、商業施設を従前権利形態(民間所有)のまま、公共・公益施設にコンバージョン(用途変更)し、施設完成後に所有権を移転します。その時点で支援措置(施設の取得費、耐震補強費及び改修費、等)が交付されるイメージ(初期投資分は民間資金を先行させる)です。事業推進フローにおいては、事業構想、計画タームと事業実施タームと2段階に区分し、早期からの民間事業者の意見を取り入れ、地域の特性に合わせたオーダーメイド型事業を構築し、柔軟な支援措置を期待するものです。	「中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備後補助金」	地域特性等に対応したオーダーメイド型事業の支援を提案いたします。具体的には事業要件の緩和、補助対象施設の廃止(土地取得費等に関する柔軟な対応、等)、補助率・限度額の廃止廃、間接補助(裏負担等)等のフロー規制の廃止及び事業企画から、事業実施終了に至るまでの継続した事業リスク分担等を担保とした支援措置(単年度事業から複数年度事業への標準化)を期待し、各地域(施設)ニーズに合わせた機能構成や各種事業関連費用をミックスさせた支援策を期待します。	個別事業につきましては、関係権利者及び想定される地方公共団体様との調整により、地方公共団体からの「地域再生計画」に反映したいと存じます。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
東京都	株式会社熊谷組	「大型空き店舗による公共・公益機能コンバージョン事業について」	中心市街地の多くに存在する「大型空き店舗」を公共・公益機能に転換(コンバージョン)し、中心市街地の活性化に資する機能とするプロジェクト提案です。事業イメージとしては、商業施設を従前権利形態(民間所有)のまま、公共・公益施設にコンバージョン(用途変更)し、施設完成後に所有権を移転します。その時点で支援措置(施設の取得費、耐震補強費及び改修費、等)が交付されるイメージ(初期投資分は民間資金を先行させる)です。事業推進フローにおいては、事業構想、計画タームと事業実施タームと2段階に区分し、早期からの民間事業者の意見を取り入れ、地域の特性に合わせたオーダーメイド型事業を構築し、柔軟な支援措置を期待するものです。	「大型空き店舗活用支援事業」	地域特性等に対応したオーダーメイド型事業の支援を提案いたします。具体的には事業要件の緩和、補助対象施設の廃止(土地取得費等に関する柔軟な対応、等)、補助率・限度額の廃止廃、間接補助(裏負担等)等のフロー規制の廃止及び事業企画から、事業実施終了に至るまでの継続した事業リスク分担等を担保とした支援措置(単年度事業から複数年度事業への標準化)を期待し、各地域(施設)ニーズに合わせた機能構成や各種事業関連費用をミックスさせた支援策を期待します。	個別事業につきましては、関係権利者及び想定される地方公共団体様との調整により、地方公共団体からの「地域再生計画」に反映したいと存じます。
東京都	ゼッタテクノロジー株式会社	地域再生・知のユキピタス社会構築プロジェクト	地域知的エネルギー家秀プロジェクト「日本型モデル」としてコミュニティ・クリエーターが地域経済・地域再生のための「知」の先導役となって、社会を活性化させるモデルを地域につくる。	コミュニティ・クリエーター育成事業に関する財政措置	1. 地域活性化対策費等、補助金にて補助金・交付金に計上する。2. 外国人医師の治療免許登録について緩和措置をする。	コミュニティ・クリエーターを育成事業
東京都	水屋グループと西東京市役所防災課との共同提案(現在進行中)	日本の新しい防災予防対策整備の強化策ならびに、地域住人の防災への意識改革地元商工業の活性化及び構造改革。	官民共同による日本の新しい防災予防対策整備の強化として地域社会の安全生活確保を図る事業提案及び、市町村レベルでの安全な備蓄・保存水、緊急医療水ならびに日常生活における飲用水確保のための安全な飲用水製造認可工場誘致・設立。	各市の公共施設に備える飲用水整備を図る為自治体レベルでの予算支援	各市における財源不足による防災予算が取れない為、防災整備の遅れが目立ちます。地域住人の意識改革や酒販店の意識改革及び構造改革の促進のためにも必要最低限の支援措置を考慮願います。日本における地下水の汚染、緊急井戸に指定されている場所でも飲用不適が目立ち、緊急時の安全な飲用水の確保がこの先必ず不足していくことでしょう。対策整備には時間が相当かかるので国よりなんらかの対策を願います。	西東京市と西東京市小売酒販組合との協力協定書を添付しておりますが、地域ありとあらゆる場所に最低1400箱のピュアウォーター18リットル箱入りを備えるものとし、ランニングストックという一切無駄のない体制整備が実現いたします。この事業の理念は、意識改革な主な事業ですがペットボトル等のゴミ問題、減量化。資源の再利用、再活用も念頭におき、地域住人のリサイクル活動の促進や飲用水の重要性なども普及していくためです。
神奈川県	厚木市	ファンタスティックやまなみ	有数の河川や里山に恵まれた地理的条件を生かし、自然の中での生活体験を通じて、楽しみながら自然や命の大切さを学ぶ活動を行うとともに、都市近郊の観光地として、誰もが訪れやすく、自然を満喫することができる観光ルートを創設するため、国定公園や自然公園内の施設建設に関する公園計画の変更決定基準の緩和並びに砂防法による土地の制限の権限、森林法による保安林の立木伐採等の許可権限及びシャトルバス運行区間における一般車両の通行を制限する権限の移譲により、地域振興を促す。	国定公園内における施設設置許可基準の緩和と権限移譲	国定公園の公園事業執行に係る公園計画の変更決定の基準として、「自然風景地の保護」のみならず、「国民の保健その休養及び強化に資する利用の増進」の観点について柔軟な検討を願うとともに、公園事業の変更決定の権限を、第三種特別地域等における場合は、都道府県知事から当該市町村長へ権限移譲されたい。	丹沢大山国定公園第三種特別地域内において、ロープウェイの設置、シャトルバス関連施設等の整備及び駐車場等の附帯施設の整備を行う。
神奈川県	厚木市	ファンタスティックやまなみ	有数の河川や里山に恵まれた地理的条件を生かし、自然の中での生活体験を通じて、楽しみながら自然や命の大切さを学ぶ活動を行うとともに、都市近郊の観光地として、誰もが訪れやすく、自然を満喫することができる観光ルートを創設するため、国定公園や自然公園内の施設建設に関する公園計画の変更決定基準の緩和並びに砂防法による土地の制限の権限、森林法による保安林の立木伐採等の許可権限及びシャトルバス運行区間における一般車両の通行を制限する権限の移譲により、地域振興を促す。	砂防区域内における土地の制限に係る権限移譲	砂防区域において、地域再生を目的とした総合的な整備計画に位置付けられている工作物の設置や土地の掘削等を行う場合において、土地の制限及び砂防設備について砂防管理者の許可権限を当該整備計画の実施者(市長)に権限移譲されたい。	権限移譲の支援措置を受け、砂防区域内においてシャトルバスの運行を容易にする道路の拡幅整備や、ふるさと食文化村・ふるさと自然文化村構想による施設整備、工作物の設置等を行う。
神奈川県	厚木市	ファンタスティックやまなみ	有数の河川や里山に恵まれた地理的条件を生かし、自然の中での生活体験を通じて、楽しみながら自然や命の大切さを学ぶ活動を行うとともに、都市近郊の観光地として、誰もが訪れやすく、自然を満喫することができる観光ルートを創設するため、国定公園や自然公園内の施設建設に関する公園計画の変更決定基準の緩和並びに砂防法による土地の制限の権限、森林法による保安林の立木伐採等の許可権限及びシャトルバス運行区間における一般車両の通行を制限する権限の移譲により、地域振興を促す。	保安林の立木の伐採等の許可に係る権限移譲	整備計画区域内において、ロープウェイ関連施設等の設置の場合において、保安林の立木の伐採等の許可について、神奈川県から整備計画の実施者(市長)に権限移譲されたい。	権限移譲の支援措置を受け、必要な立木の伐採等を行い、ロープウェイ関連施設の建設等を行う。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
神奈川県	厚木市	ファンタスティックやまなみ	有数の河川や里山に恵まれた地理的条件を生かし、自然の中での生活体験を通じて、楽しみながら自然や命の大切さを学ぶ活動を行うとともに、都市近郊の観光地として、誰もが訪れやすく、自然を満喫することができる観光ルートを創設するため、国定公園や自然公園内の施設建設に関する公園計画の変更決定基準の緩和並びに砂防法による土地の制限の権限、森林法による保安林の立木伐採等の許可権限及びシャトルバス運行区間における一般車両の通行を制限する権限の移譲により、地域振興を促す。	整備計画区域内における一般車両の通行制限に係る権限移譲	シャトルバス運行整備計画区域内において、道路管理者として市の権限が及ばない道路について、当該区域への一般車両の通行を制限する公安委員会の権限を、整備計画の実施者(市長)に権限移譲されたい。	権限移譲の支援措置を受け、シャトルバス運行区域内における一般車両の通行禁止の措置を講じる。
神奈川県	小田原市	社会関係資本(ソーシャル・キャピタル)の培養によるにぎわいの創出	従来補助金適化法等の規定によりそれぞれ特定の目的にしか利用することができなかった市の施設について、広く利用できるようにすることにより市民活動を促進する。	史跡等購入費補助金により購入した土地の有効活用	国庫補助により購入した史跡等の土地について、史跡の復元整備のできる環境が整うまでの間、更地として保有するのではなく、地下の遺構を傷つけない範囲で他の用途への一時転用を認める。	史跡については居住者の同意を得て公有地化しているが、順次購入しているためまとまった広さがなく、現在はポケットパークとしているものの、中心市街地の一等地であることから、臨時の駐車場やミニギャラリーなどに活用し、来訪者の利便や市民の芸術・文化の育成・交流の場として有効活用を図る。
神奈川県	小田原市	社会関係資本(ソーシャル・キャピタル)の培養によるにぎわいの創出	従来補助金適化法等の規定によりそれぞれ特定の目的にしか利用することができなかった市の施設について、広く利用できるようにすることにより市民活動を促進する。	国庫補助により整備した林業体験施設の他用途への転用	国庫補助により整備した林業体験施設については、恵まれた自然環境の中に立地した施設であることから、林業体験に限定せずに広く市民活動に開放する。	林業体験施設は恵まれた環境の中に存在することから、自然の中で活動する青少年育成団体や街中での練習が困難な音楽活動での利用に供し、文化芸術活動の促進や青少年の健全育成に活用する。
神奈川県	小田原市	社会関係資本(ソーシャル・キャピタル)の培養によるにぎわいの創出	従来補助金適化法等の規定によりそれぞれ特定の目的にしか利用することができなかった市の施設について、広く利用できるようにすることにより市民活動を促進する。	図書館施設の有料貸し出しによる利用の促進	図書館法により使用料を徴収できないとされている図書館施設のうち、会議室や視聴覚ホールについては有料で貸し付けることができるようにする。	図書館施設のうち、会議室や視聴覚ホールについては使用料を徴収しつつ広く文化芸術活動や発表会に利用できるようにする。
神奈川県	小田原市	社会関係資本(ソーシャル・キャピタル)の培養によるにぎわいの創出	従来補助金適化法等の規定によりそれぞれ特定の目的にしか利用することができなかった市の施設について、広く利用できるようにすることにより市民活動を促進する。	土地開発公社所有の先行取得用地についての一時的転用	小田原駅東口お城通り地区について市街地再開発事業が推進されているが、第2期用地として保留されている公社所有地について、第2期事業推進時までに限り、簡易立体駐車場等の設置を認める。	先行取得した公社用地のうち、第2期事業と位置付けられた箇所については、当該事業着手時までの間、簡易立体駐車場等の設置を認める。
神奈川県	小田原市	社会関係資本(ソーシャル・キャピタル)の培養によるにぎわいの創出	従来補助金適化法等の規定によりそれぞれ特定の目的にしか利用することができなかった市の施設について、広く利用できるようにすることにより市民活動を促進する。	教育施設の一部転用	学校整備補助金等により整備された施設の一部を改築等により転用する。	学校整備補助金により整備された施設のうち、空き教室等について地域や市民団体の利用に供する施設として改築し、転用を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
神奈川県	綾瀬市	交流とにぎわいのあるまちづくり	全国的にみても稀な、鉄道の駅がない本市においては、近隣の駅に近い市域外縁部から市街化が進んだため、市の中央部が空洞化をおこしている。このため、市のシンボルとなる中心核の形成に取り組み、土地区画整理事業や大型商業施設の誘致など、中心市街地の創出を図ってきた。しかし、将来市街地として位置付けた区域の中には、農振農用地が含まれており、今後事業を展開する中で、農振農用地の除外が課題となっている。また、重要な公共交通機関として、バス路線の整備を進めているが、中心市街地の形成に併せ、中心市街地への交通確保が必要な状況となっている。こうしたことから、地域再生構想により、中心市街地形成事業の推進と中心市街地への交流促進と交通不便地域の解消のため、バス網整備を進め、地域経済の活性化を図るため提案するものです。	農振農用地除外の規制緩和	地域再生構想に定める区域において、農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更にかかる都道府県知事の同意を協議に変更する。	農業振興地域整備計画の見直し(当該地域を農用地から除外) 都市計画法に基づく市街化区域編入 農業振興地域の区域変更(当該地域の指定解除)
神奈川県	綾瀬市	交流とにぎわいのあるまちづくり	全国的にみても稀な、鉄道の駅がない本市においては、近隣の駅に近い市域外縁部から市街化が進んだため、市の中央部が空洞化をおこしている。このため、市のシンボルとなる中心核の形成に取り組み、土地区画整理事業や大型商業施設の誘致など、中心市街地の創出を図ってきた。しかし、将来市街地として位置付けた区域の中には、農振農用地が含まれており、今後事業を展開する中で、農振農用地の除外が課題となっている。また、重要な公共交通機関として、バス路線の整備を進めているが、中心市街地の形成に併せ、中心市街地への交通確保が必要な状況となっている。こうしたことから、地域再生構想により、中心市街地形成事業の推進と中心市街地への交流促進と交通不便地域の解消のため、バス網整備を進め、地域経済の活性化を図るため提案するものです。	補助金活用施設の処分の弾力化	地域再生構想に定める区域において、補助金適正化法に定める期限内であっても、農林畜水産業関係の国庫補助金の返還を必要としないものとする。	国庫補助金の清算免除 畜産施設の移転
神奈川県	綾瀬市	交流とにぎわいのあるまちづくり	全国的にみても稀な、鉄道の駅がない本市においては、近隣の駅に近い市域外縁部から市街化が進んだため、市の中央部が空洞化をおこしている。このため、市のシンボルとなる中心核の形成に取り組み、土地区画整理事業や大型商業施設の誘致など、中心市街地の創出を図ってきた。しかし、将来市街地として位置付けた区域の中には、農振農用地が含まれており、今後事業を展開する中で、農振農用地の除外が課題となっている。また、重要な公共交通機関として、バス路線の整備を進めているが、中心市街地の形成に併せ、中心市街地への交通確保が必要な状況となっている。こうしたことから、地域再生構想により、中心市街地形成事業の推進と中心市街地への交流促進と交通不便地域の解消のため、バス網整備を進め、地域経済の活性化を図るため提案するものです。	オムニバスタウンの整備による施策の集中	バス利用促進等総合対策事業による施策の集中 具体的には31番に掲げる事業を実施するため、オムニバスタウン整備総合対策事業、交通システム対策事業、個別対策事業を活用する。	オムニバスタウン整備計画の策定 コミュニティバスの導入 ノンステップバスの導入 停留所施設改良 バスベイ整備
神奈川県	相模原市	新都市農業推進計画	新規参入促進及び農地活用等農業施策のアウトソーシングを実施するため、農地の斡旋・中間保有を行うことのできる農業経営基盤強化促進法における農地保有合理化法人の範囲に、新都市農業推進計画の推進母体である第3セクターの株式会社を加えるもの。	アウトソーシングによる新規参入促進と農地活用のための第3セクターの株式会社による研修用農地の権利取得(民間開放)	農業施策のアウトソーシングを実施するため、新規農業参入者へ円滑かつ迅速に農地を提供することを目的に、農地の斡旋・中間保有を行うことのできる農地保有合理化法人の範囲を新都市農業推進計画の母体となる第3セクターの株式会社に拡大する。	第3セクターの株式会社が農地情報の収集を積極的に行い、必要に応じてあらかじめ農地を保有し、新規農業参入者のニーズに即応したスピーディーな農地の斡旋を行う。 ・アグリセラピー事業 ・バイオマスフロンティア事業 ・ヤングファーマー・インキュベート事業関連(起業意欲のある者への斡旋等)
神奈川県	相模原市	新都市農業推進計画	新規参入促進及び農地活用等農業施策のアウトソーシングを実施するため、新都市農業推進計画の推進母体である第3セクターの株式会社が、インキュベート(新規農業参入者等の育成)の一環として行う研修用農地の権利取得を実現するもの。	アウトソーシングによる新規参入促進と農地活用のための第3セクターの株式会社による研修用農地の権利取得(民間開放)	農業施策のアウトソーシングを実施するため、新規参入の農業者(個人・法人)を育成することを目的として新都市農業推進計画の推進母体となる第3セクターの株式会社が行うインキュベート事業実施に係る農地の権利取得を可能とするもの。	農業分野にチャレンジする若者等の掘り起こしを行い、農業技術と経営感覚に優れたプロとしての農業者を育成するため、新都市農業推進計画の推進母体である第3セクターの株式会社が未利用農地の権利取得を行い、研修用地としての活用を図る。 ・アグリセンター事業 ・ヤングファーマー・インキュベート事業
神奈川県	相模原市	新都市農業推進計画	新規参入促進及び農地活用等農業施策のアウトソーシングを実施するため、新都市農業推進計画の推進母体である第3セクターの株式会社がインキュベート(新規農業参入者等の育成)の一環として行う研修用農地の取得に際して、公有地の拡大の推進に関する法律の適用を図るもの。	アウトソーシングによる新規参入促進と農地活用のための第3セクターの株式会社による農地取得の際の租税特別法の適用(民間開放)	農業施策のアウトソーシングを実施するため、新都市農業推進計画の推進母体である第3セクターの株式会社が、研修用農地を取得する場合に、地方公共団体が行う公有地の確保と同等の譲渡所得に対する特別控除を適用する。	農業分野にチャレンジする若者等の掘り起こしを行い、農業技術と経営感覚に優れたプロとしての農業者を育成するため、新都市農業推進計画の推進母体である第3セクターの株式会社が未利用農地の権利取得を行い、研修用地としての活用を図る。 ・アグリセンター事業 ・ヤングファーマー・インキュベート事業

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
神奈川県	相模原市	新都市農業推進計画	新都市農業推進計画の推進母体として設立される第3セクターの株式会社に対して、新事業支援施設出資事業(地域振興整備公園)の適用範囲を拡大するもの。	新事業支援施設出資事業(地域振興整備公園)の出資範囲拡大(施策利便の向上)	現在、新事業支援施設出資事業は、技術開発・商品・サービス開発を前提にした貸オフィス・貸ラボラトリーを中心に支援されているが、これをアウトソーシングの一環として設立される新都市農業推進計画の推進母体である第3セクターの株式会社が行う「農業版支援施設整備事業」に範囲を拡大するもの。	第3セクターの株式会社が農業のフィールドとなる農地の取得や支援施設の整備を行い、農業及び関連産業の創業・新規分野進出の支援を行う。 ・アグリテクニカル&メディカル創造(農業版産学連携)事業 ・アグリセンター事業 ・アグリセラピー事業 ・バイオマスフロンティア事業 ・ヤングファーマー・インキュベーター事業
神奈川県	相模原市	新都市農業推進計画	特区による特定法人の事業拡大や新たな農業への法人参入を促進するため、農業生産法人以外の法人の農地の権利取得が可能となるよう、農地法の規制を緩和するもの。	アウトソーシングによる新規参入促進と農地活用のための農業生産法人以外の法人による農地取得(民間開放)	農業施策のアウトソーシングを実施するため、新都市農業推進計画の母体である第3セクターの株式会社の斡旋による場合に限り、農業生産法人以外の法人が農地の権利所得を実現するもの。	未利用農地を活用した特区制度による特区参入の特定法人の新たな事業展開を促進するとともに、新規参入農業者の範囲拡大等が図られる。 ・ダチョウの肥育事業の新たな事業展開 ・観光農園 ・流通事業者の食品リサイクル分野での参入
神奈川県	相模原市	新都市農業推進計画	新都市農業推進計画の推進母体である第3セクターの株式会社による農地の斡旋事業の効果を高め、新規農業参入者が速やかに農地の権利取得を行い事業に着手できるようにするため、農地法第3条の許可権限を市の農業委員会に移譲するもの	農地法第3条・第4条・第5条許可の許可権限の移譲(権限移譲)	新規に参入する法人・個人が農地を取得する場合の許可は、現在、都道府県知事が行っている。これを、新規農業参入者のニーズに即応したスピーディーな対応を図るため、新都市農業推進計画の母体として設立される第3セクターの株式会社による斡旋の場合に限って、市の農業委員会に権限を移譲するもの。	未利用農地を活用した特区制度による特区参入の特定法人の新たな事業展開を速やかに促進するとともに、新規の農業参入の意欲を高め、民間による新たな取組みを促進する。 ・ダチョウの肥育事業の新たな事業展開 ・観光農園 ・流通事業者の食品リサイクル分野での参入
神奈川県	相模原市	新都市農業推進計画	行政サービスの民間開放を進めるとともに、農業施策に関するアウトソーシング、循環型社会の構築促進を進めるためバイオマス利活用フロンティア推進事業の実施主体として、新都市農業推進計画の母体として設立される第3セクターの株式会社を加えるもの。	バイオマス利活用フロンティア推進事業の実施主体の範囲拡大(民間開放/第3セクターの株式会社)	循環型社会の形成・地球温暖化防止・新たな産業の創造等総合的な観点から、バイオマス利活用フロンティア推進事業における有機性資源飼料化推進対策事業(プラント建設)の実施主体に新都市農業推進計画の推進母体として設立される第3セクターの株式会社を加え、フロンティア事業としての一層の推進を図る。	食品残渣を活用した農業分野での資源循環を図る。学校給食等で発生する食品残渣を飼料化し、養豚用の飼料として活用し、当該飼料により肥育された豚肉を食材として活用する。 ・給食食品残渣:年間約300トン
神奈川県	相模原市	新都市農業推進計画	行政サービスの民間開放を進めるとともに、農業施策に関するアウトソーシング、循環型社会の構築促進を進めるため、民間企業を加えるもの。	バイオマス利活用フロンティア推進事業の実施主体の範囲拡大(民間開放/一般企業)	循環型社会の形成・地球温暖化防止・新たな産業の創造等総合的な観点から、バイオマス利活用フロンティア推進事業における有機性資源飼料化推進対策事業(プラント建設)の実施主体に民間企業を加え、事業の一層の推進を図る。	食品残渣を活用した農業分野での資源循環を図る。レストラン、スーパー、市場等で発生する食品残渣を飼料化し、養豚用の飼料として活用し、当該飼料により肥育された豚肉を食材として活用する。また、食品残渣を堆肥化し、畑の肥料として活用し、当該肥料により育成された野菜等を食材として活用する。 ・食品流通業界による参入 ・飲食業界による参入
神奈川県	相模原市	新都市農業推進計画	農業への多様な新規参入を促進するため、資金面からの支援を充実するに当たり、青年等の就農支援資金の貸付けを受けるための就農計画の認定について、初年度所得目標額を要件としない運用が図られるよう、施行規則に定める。	新規就農資金の認定を受けるための所得要件の撤廃(施策利便の向上)	神奈川県が認定就農者の認定の最低要件として判断する就農時の所得目標金額は200万円となっているが、農業への多様な新規参入を促進するため、資金面からの支援を充実するに当たり、青年等の就農支援資金の貸付けを受けるための就農計画の認定について、初年度所得目標額を要件としない運用が図られるよう、施行規則に定める。	農業への多様な新規参入を促進するため、資金面からの支援を充実する。 ・構造改革特区制度による新規参入者支援 ・ヤングファーマー・インキュベーター事業による新規参入者支援

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
神奈川県	相模原市	新都市農業推進計画	新規就農希望者等の研修機会を確保するため、あらゆる研修機会を有効に活用・支援できるよう、第3セクター・株式会社等により実施される研修についても、農業経営総合対策に基づく補助対象事業とする。	農業経営総合対策実施要領に基づく事業実施主体の拡大(施策利便の向上)	補助の対象となる事業実施主体は、県、市、農業協同組合、公社、育成センター、特認団体となっているが、農業技術や経営感覚に優れた就農者や農業への就業者の育成を促進するため、あらゆる機会を有効に活用・支援できるように実施される研修についても、補助対象事業とする。	農業高校・農業大学の在籍学生、新規就農者や農業への就業を希望する者等に対するインターンシップ、農業技術・経営に関する研修機会を充実することにより人材の育成を図り、新規就農者や農業生産法人または特区制度導入による参入法人への就業を促進する。 ・ヤングファーマーインキュベーション事業
神奈川県	相模原市	新都市農業推進計画	地場農産物の入手機会の拡大とともに、空き店舗活用による商店街の活性化を促進するため、農業団体又は株式会社等の法人が実施する空き店舗対策事業についても、中小商業活性化事業に定める補助対象事業とする。	空き店舗対策事業を実施する補助対象事業者の拡大(施策利便の向上)	補助の対象者となる「組合等」については、商店街振興組合や、複数の中小企業等が共同出資を行う法人など、商業者を中心とする団体となっているが、本市、新都市農業推進計画に基づき、地場農産物の入手機会の拡大とともに、空き店舗活用による商店街の活性化を目的とした事業を実施する場合については、農業協同組合等の農業団体、株式会社等の法人により実施される事業についても、補助対象事業とする。	市民の地場農産物の入手機会の拡大とともに、商店街の活性化を目的として、多様な主体が取り組む商店街内にある空き店舗を利用した地場の農産品や特産品の市(直売)等を支援する。 ・商店街空き店舗を活用した「さがみはらのめぐみバザール開催事業」
神奈川県	相模原市	新都市農業推進計画	消費の拡大や農業技術等の研究意欲を喚起するため、農業者等が取り組む身近な技術研究や、消費者ニーズに対応した地場農産物を活用した新商品の開発等、生産現場に密着した身近な取り組みも、研究高度化事業の補助対象事業とする。	研究高度化事業の補助対象事業の拡大(施策利便の向上)	補助対象事業は、市町村・大学・民間企業等の法人を中心とした共同機関による先端技術を活用した研究高度化事業が主たるものとなっているが、農業者等が取り組む身近な技術研究や、消費者のニーズに対応した地場農産物を活用した商品の開発など、消費者と農業者、民間企業と農業者等による生産現場に密着した身近な取り組みも補助対象事業とする。	農業者、消費者、民間企業、大学研究機関等の連携による、地場農産物を活用した商品、新たな栽培・飼育方法、高付加価値の加工食品、農業技術等の研究・開発等を実施し、市内消費の拡大及び農業経営の高度化、新たなビジネスの創出を促進する。 ・アグリテクニカル&メディカル創造事業
神奈川県	川崎市	川崎臨海部再生-アジア起業家村構想	川崎市では臨海部の再生を、産業再生・環境再生・都市再生の3つの再生を基本に、環境をはじめとした新産業をキーワードに都市の再生と国際貢献を目指す「国際環境特別区」構想の推進を進めている。臨海部立地企業の多様で優れたものづくり技術を活かし、環境・エネルギー・安全など高付加価値分野の新産業研究開発拠点の形成と、新技術と既存技術の融合による産業の高度化を目指す。特に、都市再生緊急整備地域である浜川崎駅周辺地域及び川崎殿町・大師河原地域の2地域を、臨海部の再編整備を先導する産業活性化拠点として位置付け、アジア成長企業の活力を活かした対日投資の拡大と市内企業へのビジネスチャンスの拡大により、地域経済の活性化及び雇用創出の促進を図る「アジア起業家村」構想の推進により、川崎臨海部の再生を図る。	羽田国際化と連携した各種施策の集中	都市再生の推進により、市民生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る、「まちづくり交付金事業」及び新事業の創出を通じた地域経済の活性化や地域の産業集積の維持・活性化に寄与することを目的とする「新事業支援施設整備事業」について、地域再生計画の区域において集中して実施する。	地域振興整備公団と連携したビジネス・インキュベーション施設の整備及び市街地再生の連携と地権者等をはじめとする民間事業者と一体となったまちづくりの推進
神奈川県	川崎市	川崎臨海部再生-アジア起業家村構想	川崎市では臨海部の再生を、産業再生・環境再生・都市再生の3つの再生を基本に、環境をはじめとした新産業をキーワードに都市の再生と国際貢献を目指す「国際環境特別区」構想の推進を進めている。臨海部立地企業の多様で優れたものづくり技術を活かし、環境・エネルギー・安全など高付加価値分野の新産業研究開発拠点の形成と、新技術と既存技術の融合による産業の高度化を目指す。特に、都市再生緊急整備地域である浜川崎駅周辺地域及び川崎殿町・大師河原地域の2地域を、臨海部の再編整備を先導する産業活性化拠点として位置付け、アジア成長企業の活力を活かした対日投資の拡大と市内企業へのビジネスチャンスの拡大により、地域経済の活性化及び雇用創出の促進を図る「アジア起業家村」構想の推進により、川崎臨海部の再生を図る。	先進的対内直接投資推進事業の範囲の拡大	(1)「採択件数及び1件あたりの支援額を弾力的に適用する」誘致戦略立案からトップセールス、招聘活動等、事業実施内容に応じた採択と経費配分(2)「支援年度を単年度から複数年度の継続とする」連続して3年間継続採択(3)「支援活動の対象範囲の拡大を図る」研究機関、研究者及び起業家等の受入れや外国人受入れに伴う教育講座等への適用(4)「支援対象活動の実施方法の弾力化」当該事業を実施する民間団体、第三セクター等による実施	支援措置の弾力的な運用により、多様なサービスと提供主体を確保し、直接投資と人材の呼び込みを推進する。
神奈川県	川崎市	川崎臨海部再生-アジア起業家村構想	川崎市では臨海部の再生を、産業再生・環境再生・都市再生の3つの再生を基本に、環境をはじめとした新産業をキーワードに都市の再生と国際貢献を目指す「国際環境特別区」構想の推進を進めている。臨海部立地企業の多様で優れたものづくり技術を活かし、環境・エネルギー・安全など高付加価値分野の新産業研究開発拠点の形成と、新技術と既存技術の融合による産業の高度化を目指す。特に、都市再生緊急整備地域である浜川崎駅周辺地域及び川崎殿町・大師河原地域の2地域を、臨海部の再編整備を先導する産業活性化拠点として位置付け、アジア成長企業の活力を活かした対日投資の拡大と市内企業へのビジネスチャンスの拡大により、地域経済の活性化及び雇用創出の促進を図る「アジア起業家村」構想の推進により、川崎臨海部の再生を図る。	アジア人留学生のための奨学金制度	東アジアの経済制度・システムの共通化・国際化の基盤の形成に資するため、当面、特定地域において経営者としての人材育成を支援する奨学金制度を経済産業省「人材育成支援事業」などの拡大として実施する。	アジア起業家村と連動して、アジアの活発な起業マインドを誘致、市内大学での研究を支援し、アジア起業家村での創業を誘導する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
神奈川県	川崎市	川崎臨海部再生-アジア起業家村構想	川崎市では臨海部の再生を、産業再生・環境再生・都市再生の3つの再生を基本に、環境をはじめとした新産業をキーワードに都市の再生と国際貢献を目指す「国際環境特別区」構想の推進を進めている。臨海部立地企業の多様で優れたものづくり技術を活かし、環境・エネルギー・安全など高付加価値分野の新産業研究開発拠点の形成と、新技術と既存技術の融合による産業の高度化を目指す。特に、都市再生緊急整備地域である浜川崎駅周辺地域及び川崎殿町・大師河原地域の2地域を、臨海部の再編整備を先導する産業活性化拠点として位置付け、アジア成長企業の活力を活かした対日投資の拡大と市内企業へのビジネスチャンスの拡大により、地域経済の活性化及び雇用創出の促進を図る「アジア起業家村」構想の推進により、川崎臨海部の再生を図る。	短期滞在査証の発給手続の簡素化	国際的な人材育成に取り組む地域が中国人を招聘する際には、国内の受入体制や現地の大学などの組織体制が確実な機関については、事前の登録などにより発給手続の簡素化を図るものとする。	国際環境特区内に日中の環境系を中心としたベンチャーの集積を誘致するとともに、上海交通大学などとの提携によりシンポジウムの開催などを通じた相互情報の企業への提供、産学の相互ネットワークの形成、国際インキュベーション機能の設置による中国をはじめとするアジア起業家の育成を進める。
神奈川県	川崎市	川崎臨海部再生-アジア起業家村構想	川崎市では臨海部の再生を、産業再生・環境再生・都市再生の3つの再生を基本に、環境をはじめとした新産業をキーワードに都市の再生と国際貢献を目指す「国際環境特別区」構想の推進を進めている。臨海部立地企業の多様で優れたものづくり技術を活かし、環境・エネルギー・安全など高付加価値分野の新産業研究開発拠点の形成と、新技術と既存技術の融合による産業の高度化を目指す。特に、都市再生緊急整備地域である浜川崎駅周辺地域及び川崎殿町・大師河原地域の2地域を、臨海部の再編整備を先導する産業活性化拠点として位置付け、アジア成長企業の活力を活かした対日投資の拡大と市内企業へのビジネスチャンスの拡大により、地域経済の活性化及び雇用創出の促進を図る「アジア起業家村」構想の推進により、川崎臨海部の再生を図る。	投資・経営の在留資格について在留期間の延長	国際的な起業家支援・育成に取り組む地域については投資・経営にかかる在留資格について、在留期間を3年から5年に延長する。	国際環境特区内に日中の環境系を中心としたベンチャーの集積を誘致するとともに、上海交通大学などとの提携によりシンポジウムの開催などを通じた相互情報の企業への提供、産学の相互ネットワークの形成、国際インキュベーション機能の設置による中国をはじめとするアジア起業家の育成を進める。
神奈川県	川崎市	福祉産業コンプレックスの構築による地域再生	生活産業創出と雇用促進により真に豊かな成熟社会の実現を図るため、「福祉産業コンプレックス」の構築による地域再生の提案。川崎市の地域特性と資源を活かしながら、多様な福祉関連企業の集積促進と、そのコラボレーションにより、高齢者を含めた生活者に、豊かさや安心をもたらす製品やサービスを次々と生み出すシステムを構築する。具体的には、安心ハウスを核とし、商店街の連携やコミュニティサービスを組み合わせ、生活者の質を高めるサービスの創造。また福祉機器に関する研究・共同開発や逆見本市の開催により、生活者の視点に立った福祉機器の創造。特に、川崎区(市内で最も高齢化率が高い 高い加工技術・技能を有する中小企業の集積 高齢者を支える地域コミュニティの存在)をモデル地区として事業展開を図り、これらの構築により将来的には全地域において「安心タウン」の形成を図っていく。	高齢者施設で質の高いケアサービスを受けられるいわゆる安心ハウスの概念に該当する事業に対する国【(独)福祉医療機構】による融資条件の緩和	有料老人ホーム(特定施設入所者生活介護)及び痴呆性高齢者グループホームの整備に対する独立行政法人福祉医療機構の融資条件の緩和 グループリビングの整備に対する同機構の融資の実施	有料老人ホーム(特定施設入所者生活介護)及び痴呆性高齢者グループホームの整備に対する独立行政法人福祉医療機構の融資条件の緩和 グループリビングの整備に対する同機構の融資の実施
神奈川県	川崎市	福祉産業コンプレックスの構築による地域再生	生活産業創出と雇用促進により真に豊かな成熟社会の実現を図るため、「福祉産業コンプレックス」の構築による地域再生の提案。川崎市の地域特性と資源を活かしながら、多様な福祉関連企業の集積促進と、そのコラボレーションにより、高齢者を含めた生活者に、豊かさや安心をもたらす製品やサービスを次々と生み出すシステムを構築する。具体的には、安心ハウスを核とし、商店街の連携やコミュニティサービスを組み合わせ、生活者の質を高めるサービスの創造。また福祉機器に関する研究・共同開発や逆見本市の開催により、生活者の視点に立った福祉機器の創造。特に、川崎区(市内で最も高齢化率が高い 高い加工技術・技能を有する中小企業の集積 高齢者を支える地域コミュニティの存在)をモデル地区として事業展開を図り、これらの構築により将来的には全地域において「安心タウン」の形成を図っていく。	安心エリア実現のための商店街関係の国庫補助の弾力的な運用	中小商業活性化事業費補助金に係る諸条件の緩和(取得財産の管理期間の短縮化、処分制限の緩和、事業主体の拡大、空き店舗要件の緩和、収益事業への対象拡大、継続的な支援)	補助要件の緩和により、多様な事業主体による多様なサービスの創出、高齢者社会、安全安心社会に対応するハード整備を図り、商店街のコミュニティ機能の再生を再生する。 デイケア施設や高齢者介護サービス等の福祉等サービス施設の創出と誘導 高齢者向けパソコン教室・給食サービス等新たな福祉サービス産業の創出 福祉団体等が運営する手作りパン等の業種の誘導 安全・安心なコミュニティ施設の整備 バリアフリー対応等商店街施設の改修 防犯カメラ等の設置促進
神奈川県	川崎市	福祉産業コンプレックスの構築による地域再生	生活産業創出と雇用促進により真に豊かな成熟社会の実現を図るため、「福祉産業コンプレックス」の構築による地域再生の提案。川崎市の地域特性と資源を活かしながら、多様な福祉関連企業の集積促進と、そのコラボレーションにより、高齢者を含めた生活者に、豊かさや安心をもたらす製品やサービスを次々と生み出すシステムを構築する。具体的には、安心ハウスを核とし、商店街の連携やコミュニティサービスを組み合わせ、生活者の質を高めるサービスの創造。また福祉機器に関する研究・共同開発や逆見本市の開催により、生活者の視点に立った福祉機器の創造。特に、川崎区(市内で最も高齢化率が高い 高い加工技術・技能を有する中小企業の集積 高齢者を支える地域コミュニティの存在)をモデル地区として事業展開を図り、これらの構築により将来的には全地域において「安心タウン」の形成を図っていく。	中小企業者を対象とした研究開発関係国庫補助のうち福祉機器開発枠の創出と拡充	中小企業の研究開発に関する国庫補助に福祉産業として業種枠を創出し、中小企業の福祉機器の研究開発を促進する。	中小企業者を対象とした研究開発関係国庫補助のうち福祉機器開発枠の創出と拡充により 欧米の福祉機器を日本の利用者へのマッチング ニーズにマッチする技術開発 福祉機器に関する逆見本市を開催する 福祉機器の川崎ブランドとしての認定による海外販路の開拓 開発した機器によるケアマネージャーやホームヘルパーの研修を実現する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
神奈川県	川崎市	農環境の保全と市民交流等農地利活用促進構想	近年、特に低価格な外国産農畜産物の輸入が急増するとともに国内農畜産物の価格下落により農業を営営として成り立たせることが困難となっている。また一方、農業従事者の高齢化、後継者不足等の問題が深刻であり、遊休農地も増加している状況である。本市の市街化調整区域内の農業の現状についても同様な問題が深刻化しており、農地の新たな有効活用策が求められている。しかし、現行の農地法、税制等の法的制限があるために、農地の流動化、農地保全及び新たな農地活用等を推進することができない状況となっている。そこで、農地を利用する権利取得に関する規制緩和、相続税納税猶予適用拡大による農地の流動化と保全及び食農教育等推進のための施設設置に係る規制緩和を図りながら、市民農園の拡大や食農教育等の新たな農地の活用や民間活力を導入することで、新たな営農モデルを創出していくことを目的とするものである。	相続税納税猶予適用拡大による農地の保全と都市農村交流の拡大	1 相続税納税猶予適用拡大による農地の保全と都市農村交流の拡大 農地(市街化区域を除く。)において次の各号の規定に基づき、被相続人が使用又は収益をする権利を設定し又は農業相続人が設定する場合は租税特別措置法第70条の6に規定する相続税納税猶予の特例の適用を受けられるようにすること。 (1) 特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律第2条第2項に規定する特定農地貸付により市町村又は農業協同組合による権利が設定される場合 (2) 地方公共団体又は農地保有合理化法人が認定農業者又は教育、医療若しくは社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人(当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)に転貸するため使用又は収益をする権利を取得する場合 (3) 農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号の規定に基づく利用権設定等促進事業により使用又は収益をする権利が設定された場合 (4) 2の農園数増加のための農地の権利移動に係る規制緩和により使用又は収益をする権利が設定された場合	市が事業主体となり、連絡協議会等を設置し農業団体等との連携を図りながら、農家や法人等に対する説明会を開催し、農地の貸し手、借り手の希望者を募りながら両者を調整し、農地の活用・流動化を進めていく。農地の使用又は収益をする権利が設定されている農地について、相続税納税猶予の特例の適用を受けることが可能となれば、農地の遊休化を防ぐと同時に特定農地貸付による市民農園や法人による食農教育等(体験農園、学童農園、園芸療法等)の事業推進により、都市と農村の交流を図るための農地の流動化が促進され、農村における食農教育や園芸療法等の推進等新たな農地の活用策、営農モデルの創出等の可能性が広がると考えられる。 1年目 権利設定面積 1ヘクタール 3年目 権利設定面積 3ヘクタール
神奈川県	川崎市	農環境の保全と市民交流等農地利活用促進構想	近年、特に低価格な外国産農畜産物の輸入が急増するとともに国内農畜産物の価格下落により農業を営営として成り立たせることが困難となっている。また一方、農業従事者の高齢化、後継者不足等の問題が深刻であり、遊休農地も増加している状況である。本市の市街化調整区域内の農業の現状についても同様な問題が深刻化しており、農地の新たな有効活用策が求められている。しかし、現行の農地法、税制等の法的制限があるために、農地の流動化、農地保全及び新たな農地活用等を推進することができない状況となっている。そこで、農地を利用する権利取得に関する規制緩和、相続税納税猶予適用拡大による農地の流動化と保全及び食農教育等推進のための施設設置に係る規制緩和を図りながら、市民農園の拡大や食農教育等の新たな農地の活用や民間活力を導入することで、新たな営農モデルを創出していくことを目的とするものである。	農園数増加のための農地の権利移動に係る規制緩和	農地(市街化区域を除く。)において、農地所有者が、もっぱら自給目的で耕作する者に概ね50㎡の区域において1年以内の期間を定めその農地を使用又は収益を目的とする権利(所有権を除く。)を設定することを、農地法第3条により認めることとする。方法としては、農地法施行令第1条の6第1項及び第2項に、概ね50㎡の農地において1年以内の期間を定め、所有権を除く使用又は収益を目的とする権利を取得しようとする者が、もっぱら自給目的で耕作の用に供すると認められること。という内容を盛り込むことと認められるものとし規制緩和を行うものとする。また、農地法第3条についての農業委員会許可を不要としあらかじめ農業委員会に届け出れば足りることとする。その場合、同法第20条第1項の規定についても適用除外として、賃貸借の解除についての県知事許可を不要とし、賃貸借を定めた期間内で解除する場合については、借り手の立毛補償を条件として賃貸借の解除ができるようにする。	市が事業主体となり、連絡協議会等を設置し農業団体等との連携を図りながら、農家等に対する説明会を開催し、市民農園として農地を活用したい農家の募集を行う。募集後は、市が市民募集を行い、各農園に希望市民を振り分けることとする。この規制緩和により市民農園として農地を活用する機会と手続きの簡略化を図り、遊休農地の解消と同時に市民が耕作することのできる農園数が増加することにより、市民農園を利用したい市民ニーズに対応しながら地域コミュニティの形成を促すとともに、新しい農業経営の構築に結びつける。 1年目 権利設定件数 50件 3年目 権利設定件数 150件
神奈川県	川崎市	農環境の保全と市民交流等農地利活用促進構想	近年、特に低価格な外国産農畜産物の輸入が急増するとともに国内農畜産物の価格下落により農業を営営として成り立たせることが困難となっている。また一方、農業従事者の高齢化、後継者不足等の問題が深刻であり、遊休農地も増加している状況である。本市の市街化調整区域内の農業の現状についても同様な問題が深刻化しており、農地の新たな有効活用策が求められている。しかし、現行の農地法、税制等の法的制限があるために、農地の流動化、農地保全及び新たな農地活用等を推進することができない状況となっている。そこで、農地を利用する権利取得に関する規制緩和、相続税納税猶予適用拡大による農地の流動化と保全及び食農教育等推進のための施設設置に係る規制緩和を図りながら、市民農園の拡大や食農教育等の新たな農地の活用や民間活力を導入することで、新たな営農モデルを創出していくことを目的とするものである。	食農教育等推進のため必要な施設設置に係る規制緩和	農業者、農業団体並びに教育、医療若しくは社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人等が市街化調整区域において食農教育等の実施に係る建築物の建築の用に供する目的で行うものについては、都市計画法第29条第1項第2号の政令で定める建築物に該当するよう、同施行令第20条に政令で定める建築物とする内容を盛り込むこととし、食農教育等に係る建築物の建築を可能とする。	市が事業主体となり、連絡協議会等を設置し農業団体等との連携を図りながら、農家、法人等に対する説明会を開催し、食農教育等を実施したい事業者の募集を行う。農業・農村体験と食の学習を通じた食農教育や医療・社会福祉関係の園芸療法等の新たな手法を取り込んでいくことにより、農業を基盤とした地域コミュニティを促進し、農村の活力を推進する起爆剤になると考えられる。また、地元農業団体等との連携により、新たな農業収入の増加も期待できる。 1年目 設置件数 1件 3年目 設置件数 3件
神奈川県	横浜市	ナショナルアートパーク構想	1859年の開港以来我が国を代表する国際港湾都市として発展してきた横浜のウォーターフロントにおいて、2009年の開港150周年を記念し、また羽田空港再拡張・国際化を踏まえ、我が国港湾の歴史を回顧するとともに、都市再生を牽引する文化芸術活動の展開場所として、さらには観光立国を目指す我が国の新たな観光拠点として、魅力ある空間形成を図るとともに、民間による集客施設等の整備、映像コンテンツ産業やエンターテインメント産業の振興を行い、(仮称)ナショナルアートパーク構想を推進する。	国有地の利用に関する協議窓口の一元化	国有地の利用に関する各省庁の協議窓口を一元化する。	都心臨海部の国有地において、民間による文化芸術活動や商業施設利用等を進め、ウォーターフロントの賑わいを創出する。
神奈川県	横浜市	ナショナルアートパーク構想	1859年の開港以来我が国を代表する国際港湾都市として発展してきた横浜のウォーターフロントにおいて、2009年の開港150周年を記念し、また羽田空港再拡張・国際化を踏まえ、我が国港湾の歴史を回顧するとともに、都市再生を牽引する文化芸術活動の展開場所として、さらには観光立国を目指す我が国の新たな観光拠点として、魅力ある空間形成を図るとともに、民間による集客施設等の整備、映像コンテンツ産業やエンターテインメント産業の振興を行い、(仮称)ナショナルアートパーク構想を推進する。	国有地の譲渡または無償貸与	民間による文化芸術活動や商業施設利用等のため、国有地の横浜市への譲与または無償貸与を行う。	都心臨海部の国有地において、民間による文化芸術活動や商業施設利用等を進め、ウォーターフロントの賑わいを創出する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
神奈川県	横浜市	ナショナルアートパーク構想	1859年の開港以来我が国を代表する国際港湾都市として発展してきた横浜のウォーターフロントにおいて、2009年の開港150周年を記念し、また羽田空港再拡張・国際化を踏まえ、我が国港湾の歴史を回顧するとともに、都市再生を牽引する文化芸術活動の展開場所として、さらには観光立国を目指す我が国の新たな観光拠点として、魅力ある空間形成を図るとともに、民間による集客施設等の整備、映像コンテンツ産業やエンターテインメント産業の振興を行い、(仮称)ナショナルアートパーク構想を推進する。	港湾緑地に設置可能な利便施設の追加	国庫補助事業に係る港湾緑地において設置可能な利便施設に、物品販売等の商業施設を加える。	象の鼻・大さん橋基部において、商業施設を設置し、人々の集まる賑わいのある場所とする。
神奈川県	横浜市	ナショナルアートパーク構想	1859年の開港以来我が国を代表する国際港湾都市として発展してきた横浜のウォーターフロントにおいて、2009年の開港150周年を記念し、また羽田空港再拡張・国際化を踏まえ、我が国港湾の歴史を回顧するとともに、都市再生を牽引する文化芸術活動の展開場所として、さらには観光立国を目指す我が国の新たな観光拠点として、魅力ある空間形成を図るとともに、民間による集客施設等の整備、映像コンテンツ産業やエンターテインメント産業の振興を行い、(仮称)ナショナルアートパーク構想を推進する。	港湾緑地に設置可能な施設の面積要件の緩和	国庫補助事業に係る港湾緑地において設置可能な施設の面積要件(緑地面積の2%が建築面積の上限)を緩和する。	象の鼻・大さん橋基部において、商業施設、集客施設を設置し、人々の集まる賑わいのある場所とする。
神奈川県	横浜市	ナショナルアートパーク構想	1859年の開港以来我が国を代表する国際港湾都市として発展してきた横浜のウォーターフロントにおいて、2009年の開港150周年を記念し、また羽田空港再拡張・国際化を踏まえ、我が国港湾の歴史を回顧するとともに、都市再生を牽引する文化芸術活動の展開場所として、さらには観光立国を目指す我が国の新たな観光拠点として、魅力ある空間形成を図るとともに、民間による集客施設等の整備、映像コンテンツ産業やエンターテインメント産業の振興を行い、(仮称)ナショナルアートパーク構想を推進する。	PFIIによる港湾施設整備の促進	PFII事業により緑地など港湾施設整備を行う場合の国庫補助金交付の制度化	港湾施設の整備について、BTO、BOT、BOOなど、幅広いPFII手法に柔軟に対応できる補助金制度が確立することで、民間活力の活用がより一層期待される。
神奈川県	横浜市	ナショナルアートパーク構想	1859年の開港以来我が国を代表する国際港湾都市として発展してきた横浜のウォーターフロントにおいて、2009年の開港150周年を記念し、また羽田空港再拡張・国際化を踏まえ、我が国港湾の歴史を回顧するとともに、都市再生を牽引する文化芸術活動の展開場所として、さらには観光立国を目指す我が国の新たな観光拠点として、魅力ある空間形成を図るとともに、民間による集客施設等の整備、映像コンテンツ産業やエンターテインメント産業の振興を行い、(仮称)ナショナルアートパーク構想を推進する。	文化芸術基盤施設整備	映像コンテンツのデジタルアーカイブセンター、大学、デジタル映像スタジオ、国際文化芸術学術交流施設等の文化芸術基盤施設の整備を行う。	文化芸術基盤施設が設置されることにより、文化芸術関連事業者を誘致しやすくなり、映像コンテンツ産業やエンターテインメント産業を振興することができる。
神奈川県	横須賀市	中核市における都市計画決定権限の包括的移譲	中核市に政令指定都市と同様の都市計画決定権限を移譲することを提案する。都市計画決定権限は、中核市と一般市の違いがない。特に用途地域については地方一般市に決定権限が移譲されているものの、三大都市圏内の中核市には移譲されておらず、中核市の指定を受けても自主・独立性を十分に発揮できていない。また、当該市のみで構成されている都市計画区域における地域地区・都市施設の計画決定であっても、現行法では一部しか市に権限移譲されていない。	都市計画法等の改正	地域地区、都市施設、市街地開発事業、市街地開発事業等予定区域の県の都市計画決定権限を中核市に移譲すること、都市計画決定に係る県関与の廃止・縮減の検討を提案する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民ニーズ、地域の土地利用特性及び土地利用転換構想に即した用途地域、臨港地区の変更</li> <li>・旧都市計画法において都市計画決定した事業見通しの立たない土地区画整理事業の廃止</li> <li>・都市計画道路区域であるものの事業の必要性がなくなった区域の除外</li> <li>・臨港地区であるものの市街地の土地利用が望ましい区域における臨港地区の除外、用途地域の変更(上記の効果)</li> <li>・住民サービスの向上、速やかな土地利用転換と土地の有効活用が期待できる。</li> </ul>
神奈川県	横須賀市	浦賀港周辺地区における国庫補助制度の統合的かつ弾力的な運用	・平成15年3月に閉鎖された住重浦賀艦船工場跡地の再整備において、都市施設および港湾施設の一体的かつ効率的な開発が可能となるよう、各々の国庫補助事業を統合的に弾力的な運用ができる補助制度を提案する。現在の国庫補助制度では、現実的に「港湾施設」と「都市施設」が複合する地域であっても、その対象毎に明確に制度が分かれており、一体的な再開発が実施し難い状況にある。	・港湾施設および都市施設を一体的かつ効率的な開発が可能となる統合的かつ弾力的な国庫補助事業制度の運用。	・現行の「インフラ整備における国庫補助制度」で明確に区分されている「港湾施設を対象とした制度」と「都市施設を対象とした制度」を、両者が複合する対象地域(浦賀港周辺地区)に対して一括して統合的かつ弾力的に運用出来るような補助制度を提案する。	・対象地域において今後整備が予定されている「港湾整備事業によるプロムナード・マリーナ」等の建設と「都市施設整備事業による道路・公園・ミュージアムその他の開発等」の建設を統合的かつ弾力的な事業とすることにより、より一体的で効率的な開発を可能とする。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
神奈川県	横須賀市	「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等」の改正	学童クラブは近隣から迷惑がられることも多い。本市では学童クラブを公設する予定はないが、児童・生徒数の減少による小中学校の空き教室を営利を目的としない民間学童クラブが使用できるようにし、子育て支援を行いたい。現在は公立学校施設整備費補助金を転用相当分返還しなければできない。返還をなくし、国に転用報告をすることで実施できるよう改正したい。	「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等」の改正	「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(平成9年11月20日文教施第87号文部省教育助成局長通知)の別表の適用番号2に営利を目的としない民間運営者に使用させる場合も含むよう改正する。	小中学校の空き教室を転用し、民間学童クラブが使用しやすくすることで、子育て支援をする。
神奈川県	神奈川県	かながわ京浜臨海部活性化プラン	羽田空港の再拡張・国際化、世界の救助センターとロボット関連産業の集積を目指す「国際レスキューコンプレックス計画」、民間事業者による新たなエネルギー産業創出の動きなど、世界的なレベルで競争力を有する産業の創出・集積のきっかけが発生しつつある京浜臨海部において、交通インフラの整備促進や基幹的研究開発機関の強化充実、新エネルギーモデル事業の促進などの支援措置により、臨空関連産業、安全安心・ロボット関連産業、新エネルギー関連産業の創出・集積を具体的に実現する。	京浜臨海部活性化のための交通インフラ整備の促進	「地下高速鉄道整備事業費補助」と「幹線鉄道活性化事業費補助」の統合適用による鉄道補助率のアップ(東海道貨物支線の貨客併用化事業及び川崎アプローチ線整備事業への適用)	羽田空港への神奈川方面からの鉄道アクセスを充実する東海道貨物支線貨客併用化及び川崎アプローチ線の整備を、補助制度の適用拡大により促進することにより、臨空関連産業の創出・集積を図る。
神奈川県	神奈川県	かながわ京浜臨海部活性化プラン	羽田空港の再拡張・国際化、世界の救助センターとロボット関連産業の集積を目指す「国際レスキューコンプレックス計画」、民間事業者による新たなエネルギー産業創出の動きなど、世界的なレベルで競争力を有する産業の創出・集積のきっかけが発生しつつある京浜臨海部において、交通インフラの整備促進や基幹的研究開発機関の強化充実、新エネルギーモデル事業の促進などの支援措置により、臨空関連産業、安全安心・ロボット関連産業、新エネルギー関連産業の創出・集積を具体的に実現する。	京浜臨海部活性化のための交通インフラ整備の促進	認定事業として整備する公共施設に「鉄道施設」の対象施設化	京浜臨海部内において指定されている4カ所の都市再生緊急整備地域内において、民間事業者が東海道貨物支線の貨客併用化に伴う駅舎整備等を行う場合に民間都市開発推進機構から無利子貸付を行う。
神奈川県	神奈川県	かながわ京浜臨海部活性化プラン	羽田空港の再拡張・国際化、世界の救助センターとロボット関連産業の集積を目指す「国際レスキューコンプレックス計画」、民間事業者による新たなエネルギー産業創出の動きなど、世界的なレベルで競争力を有する産業の創出・集積のきっかけが発生しつつある京浜臨海部において、交通インフラの整備促進や基幹的研究開発機関の強化充実、新エネルギーモデル事業の促進などの支援措置により、臨空関連産業、安全安心・ロボット関連産業、新エネルギー関連産業の創出・集積を具体的に実現する。	基幹的研究開発機関の強化充実	既に立地している独立行政法人「防災科学技術研究所」の常駐機関化、強化充実	「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」の研究開発実施機関としてすでに立地している独立行政法人「防災科学技術研究所川崎ラボラトリー」を常設機関化、強化充実することにより、安全安心に関する基幹的研究開発拠点とする。安全安心とロボットシステムに関する産業の求心力を持つ。
神奈川県	神奈川県	かながわ京浜臨海部活性化プラン	羽田空港の再拡張・国際化、世界の救助センターとロボット関連産業の集積を目指す「国際レスキューコンプレックス計画」、民間事業者による新たなエネルギー産業創出の動きなど、世界的なレベルで競争力を有する産業の創出・集積のきっかけが発生しつつある京浜臨海部において、交通インフラの整備促進や基幹的研究開発機関の強化充実、新エネルギーモデル事業の促進などの支援措置により、臨空関連産業、安全安心・ロボット関連産業、新エネルギー関連産業の創出・集積を具体的に実現する。	新たなエネルギーのモデル事業の促進	すすの全く発生しない低公害自動車であるDME自動車の「低公害車普及促進対策費補助金(車両購入)」の対象化	「低公害車普及促進対策費補助金(車両購入)」の対象に、モデル事業段階であるDME自動車を加え、普及へのステップアップを促進する。モデル事業の実施促進により、スムーズな普及へのステップアップが図れる。
神奈川県	神奈川県	かながわ京浜臨海部活性化プラン	羽田空港の再拡張・国際化、世界の救助センターとロボット関連産業の集積を目指す「国際レスキューコンプレックス計画」、民間事業者による新たなエネルギー産業創出の動きなど、世界的なレベルで競争力を有する産業の創出・集積のきっかけが発生しつつある京浜臨海部において、交通インフラの整備促進や基幹的研究開発機関の強化充実、新エネルギーモデル事業の促進などの支援措置により、臨空関連産業、安全安心・ロボット関連産業、新エネルギー関連産業の創出・集積を具体的に実現する。	地財特法の緩和	地域再生構想プロジェクトに係る独立行政法人等に対する寄附金等の支出制限の緩和	地域再生構想実現に寄与する独立行政法人等に対し、地方財政再建特別措置法第24条による寄附金等の支出制限の解除を行うなどの緩和措置を講ずる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
神奈川県	神奈川県	かながわ京浜臨海部活性化プラン	羽田空港の再拡張・国際化、世界の救助センターとロボット関連産業の集積を目指す「国際レスキューコンプレックス計画」、民間事業者による新たなエネルギー産業創出の動きなど、世界的なレベルで競争力を有する産業の創出・集積のきっかけが発生しつつある京浜臨海部において、交通インフラの整備促進や基幹的研究開発機関の強化充実、新エネルギーモデル事業の促進などの支援措置により、臨空関連産業、安全安心・ロボット関連産業、新エネルギー関連産業の創出・集積を具体的に実現する。	新たなエネルギーのモデル事業の促進	すすの全く発生しない低公害自動車であるDME自動車の「クリーンエネルギー自動車等導入促進事業」の対象化	「クリーンエネルギー自動車等導入促進事業」の対象に、モデル事業段階であるDME自動車を加え、普及へのステップアップを促進する。モデル事業の実施促進により、スムーズな普及へのステップアップが図れる。
神奈川県	神奈川県	グリーンツーリズムによる水源地域の活性化構想	水源地域では、都市部への人口流出による過疎化・少子高齢化が進み、地元農業の後継者不足などから、豊富に存在する地域資源の活用が衰退の一途にある。その一方、都市部では、忙しい暮らしや働き方を見直そうという「スローライフ」という考え方が注目されている。このことから、「スローライフ」をキーワードに、耕作放棄地等を活用した水源地域の活性化を図り、本県経済の活性化につなげるとともに、あわせて農業の持つ水源の涵養・自然環境の保全の機能の回復に資するものとする。	農業公園	農地法の権限に対する規制の緩和	・農業地区域への食品加工場、飲食店、特産物販売店等の農業関連施設の設置 ・農業生産法人以外の法人の農業参入
神奈川県	神奈川県	グリーンツーリズムによる水源地域の活性化構想	水源地域では、都市部への人口流出による過疎化・少子高齢化が進み、地元農業の後継者不足などから、豊富に存在する地域資源の活用が衰退の一途にある。その一方、都市部では、忙しい暮らしや働き方を見直そうという「スローライフ」という考え方が注目されている。このことから、「スローライフ」をキーワードに、耕作放棄地等を活用した水源地域の活性化を図り、本県経済の活性化につなげるとともに、あわせて農業の持つ水源の涵養・自然環境の保全の機能の回復に資するものとする。	市民農園	・市民農園の開設主体の拡大 ・生産物の販売	・NPO法人や地元自治会等による開設
神奈川県	神奈川県	グリーンツーリズムによる水源地域の活性化構想	水源地域では、都市部への人口流出による過疎化・少子高齢化が進み、地元農業の後継者不足などから、豊富に存在する地域資源の活用が衰退の一途にある。その一方、都市部では、忙しい暮らしや働き方を見直そうという「スローライフ」という考え方が注目されている。このことから、「スローライフ」をキーワードに、耕作放棄地等を活用した水源地域の活性化を図り、本県経済の活性化につなげるとともに、あわせて農業の持つ水源の涵養・自然環境の保全の機能の回復に資するものとする。	小学校転用による施設再利用	補助金により整備された財産の効率的利用の促進	・小学校統合により廃止された校舎を再利用し、市民農園利用者の活動拠点、農業体験宿泊施設とする。 ・民間・NPO等への行政財産の貸付
神奈川県	神奈川県	グリーンツーリズムによる水源地域の活性化構想	水源地域では、都市部への人口流出による過疎化・少子高齢化が進み、地元農業の後継者不足などから、豊富に存在する地域資源の活用が衰退の一途にある。その一方、都市部では、忙しい暮らしや働き方を見直そうという「スローライフ」という考え方が注目されている。このことから、「スローライフ」をキーワードに、耕作放棄地等を活用した水源地域の活性化を図り、本県経済の活性化につなげるとともに、あわせて農業の持つ水源の涵養・自然環境の保全の機能の回復に資するものとする。	農家レストラン	農家を利用した飲食物の提供	市民農園等において来訪者が自ら育てた農産物を使用した伝統的な田舎料理の提供
神奈川県	神奈川県	グリーンツーリズムによる水源地域の活性化構想	水源地域では、都市部への人口流出による過疎化・少子高齢化が進み、地元農業の後継者不足などから、豊富に存在する地域資源の活用が衰退の一途にある。その一方、都市部では、忙しい暮らしや働き方を見直そうという「スローライフ」という考え方が注目されている。このことから、「スローライフ」をキーワードに、耕作放棄地等を活用した水源地域の活性化を図り、本県経済の活性化につなげるとともに、あわせて農業の持つ水源の涵養・自然環境の保全の機能の回復に資するものとする。	交通手段の確保	来訪者の市民農園等へのアクセスの利便性向上	・NPO法人や地元自治会等が自主的に実施する白ナンバーでの旅客運送業務 ・特に土日祝日における来訪者の交通手段の利便に資するための地元住民の自家用自動車による有償運送

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
神奈川県	神奈川県	グリーンツーリズムによる水源地域の活性化構想	水源地域では、都市部への人口流出による過疎化・少子高齢化が進み、地元農業の後継者不足などから、豊富に存在する地域資源の活用が衰退の一途にある。その一方、都市部では、忙しい暮らしや働き方を見直そうという「スローライフ」という考え方が注目されている。このことから、「スローライフ」をキーワードに、耕作放棄地等を活用した水源地域の活性化を図り、本県経済の活性化につなげるとともに、あわせて農業の持つ水源の涵養・自然環境の保全の機能の回復に資するものとする。	農家民宿及び学校再利用による農業体験宿泊施設	宿泊施設に係る諸規制の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>農家を利用した宿泊型農業体験の実施</li> <li>市民農園や副業としてのレストランの経営</li> </ul>
神奈川県	神奈川県	グリーンツーリズムによる水源地域の活性化構想	水源地域では、都市部への人口流出による過疎化・少子高齢化が進み、地元農業の後継者不足などから、豊富に存在する地域資源の活用が衰退の一途にある。その一方、都市部では、忙しい暮らしや働き方を見直そうという「スローライフ」という考え方が注目されている。このことから、「スローライフ」をキーワードに、耕作放棄地等を活用した水源地域の活性化を図り、本県経済の活性化につなげるとともに、あわせて農業の持つ水源の涵養・自然環境の保全の機能の回復に資するものとする。	農業従事者の新規参入	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地賃借面積制限・農地所有限面積の緩和</li> <li>農地(転貸禁止)付き住宅の開発</li> <li>株式会社等の参入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地(転貸禁止)付き分譲住宅の分譲</li> <li>株式会社参入による農業の組織化(給与所得農業従事者の創設)</li> </ul>
神奈川県	神奈川県	知的イノベーション創出プログラム(神奈川方式の知的財産戦略)	(財)神奈川科学技術アカデミー(以下「KAST」という。)は、KASTで研究者を雇用(大学教授等を専任若しくは兼任雇用)し、基礎研究段階から成果展開まで一貫した活動を行う研究機関及び技術移転機関である。(優れた成果創出・技術移転の一貫マネジメントの運営。研究成果の実用化の死の谷を克服した多くの優れた技術移転の実績) 神奈川県では、地域大学等を対象とし、KASTを軸とした県関係機関が結集して幅広いコーディネート機能を発揮する神奈川方式の知的財産戦略「知的イノベーション創出プログラム(重点戦略分野:光機能材料クラスター(光触媒等)、バイオ)」を推進し、「新産業の創出、県民生活の質の向上、京浜臨海部地域の活性化」などの実現を目指す。	財団法人であるKASTを、公的研究機関として法的認定	財団法人であるKASTを、公的研究機関として法的に認定し、独立行政法人である研究機関と同等の環境整備及び各種補助事業等の対象機関としてほしい。具体的には、KASTについて、産業技術力強化法第16条(公設試験研究機関(その他)の定義)の認定を受け、また、科学技術振興調整費などの各種競争的資金における申請要件として、「独立行政法人」と同様の取扱をしてほしい。	本構想の中核的な研究活動を行っているKASTの研究事業などが、研究機関として大学や国の独立行政法人と同様の研究環境が整備される。このことにより、神奈川県が取り組んでいる「知的イノベーション創出プログラム」の強力な推進が始め可能となる。
神奈川県	神奈川県	知的イノベーション創出プログラム(神奈川方式の知的財産戦略)	(財)神奈川科学技術アカデミー(以下「KAST」という。)は、KASTで研究者を雇用(大学教授等を専任若しくは兼任雇用)し、基礎研究段階から成果展開まで一貫した活動を行う研究機関及び技術移転機関である。(優れた成果創出・技術移転の一貫マネジメントの運営。研究成果の実用化の死の谷を克服した多くの優れた技術移転の実績) 神奈川県では、地域大学等を対象とし、KASTを軸とした県関係機関が結集して幅広いコーディネート機能を発揮する神奈川方式の知的財産戦略「知的イノベーション創出プログラム(重点戦略分野:光機能材料クラスター(光触媒等)、バイオ)」を推進し、「新産業の創出、県民生活の質の向上、京浜臨海部地域の活性化」などの実現を目指す。	光科学分野を中心とするKAST研究成果に競争的資金の集中投資	KASTでは、流動研究プロジェクトなどで優れた研究成果を創出している。特に独創的で大きな展開が期待される研究成果については、光科学重点研究室において、研究者と雇用関係を継続して、強力な成果展開を進めている。これらKASTの研究活動により創出された有望な研究成果は、KASTの研究システムを活用して成果展開を図ることが最も効果的であり、光科学分野を中心とするKAST研究成果に、国等の各種競争的資金の集中投資をお願いしたい。	「知的イノベーション創出プログラム」の重点分野である「光科学(光触媒等)」について、KASTの研究システム(成果創出・技術移転一貫方式)を最大限に活用した、研究成果の強力な地域展開が図られる。 光科学重点研(KAST 3大技術) <ul style="list-style-type: none"> <li>光機能材料グループ</li> <li>近接場光学グループ</li> <li>マイクロ化学グループ</li> </ul>
神奈川県	神奈川県	国際観光県「かながわ」推進構想	観光産業は裾野の広い総合産業であり、今後成長が見込まれる分野である。神奈川県は、横浜、鎌倉、箱根といった国際的な観光地をはじめ、湘南、丹沢大山といった自然、都市、温泉等様々な種類の観光資源を有していることから、情報発信や観光地の魅力づくり等の取り組みを通じて、これらの観光資源を最大限活用し、海外を中心に広く観光客を誘致することで、本県の経済の活性化、及びそれに伴う雇用の増大を図るものである。	海外からの観光客のビザの免除等	現在、北京市、上海市、広東省のみで発給されている中国の団体旅行のビザについて、対象地域の拡大、免除等の措置を実施。また、県、市町村等が交流を行っている地域(神奈川県については中国遼寧省、韓国京畿道)についてのビザの発給、免除の実施。	姉妹都市等との観光交流の一層の拡大を図るとともに、海外観光展への出展、海外人材招聘事業等を通じて、海外から観光客を誘致する。
神奈川県	神奈川県	国際観光県「かながわ」推進構想	観光産業は裾野の広い総合産業であり、今後成長が見込まれる分野である。神奈川県は、横浜、鎌倉、箱根といった国際的な観光地をはじめ、湘南、丹沢大山といった自然、都市、温泉等様々な種類の観光資源を有していることから、情報発信や観光地の魅力づくり等の取り組みを通じて、これらの観光資源を最大限活用し、海外を中心に広く観光客を誘致することで、本県の経済の活性化、及びそれに伴う雇用の増大を図るものである。	羽田空港国際化に対する支援	羽田空港再拡張及び国際化に向けた支援(神奈川口構想の実現、空港内への神奈川観光情報センターの設置、羽田空港から神奈川方面の交通アクセス整備等)	海外観光展への出展、海外人材招聘事業等を通じて「近くなった神奈川」を積極的にPRするとともに、羽田空港を利用した旅行商品造成を働きかける。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
神奈川県	神奈川県	国際観光県「かながわ」推進構想	観光産業は裾野の広い総合産業であり、今後成長が見込まれる分野である。神奈川県は、横浜、鎌倉、箱根という国際的な観光地をはじめ、湘南、丹沢大山といった自然、都市、温泉等様々な種類の観光資源を有していることから、情報発信や観光地の魅力づくり等の取り組みを通じて、これらの観光資源を最大限活用し、海外を中心に広く観光客を誘致することで、本県の経済の活性化、及びそれに伴う雇用の増大を図るものである。	産業観光への支援	京浜臨海部等で取り組んでいる産業観光振興に向けた取り組みに対する、国土交通省と経済産業省が連携した支援	新しい観光として注目されている産業観光について、モニタツアーの実施、旅行商品造成に向けた取り組み、コンベンション客・修学旅行者等の誘致を進める。
神奈川県	神奈川県	国際観光県「かながわ」推進構想	観光産業は裾野の広い総合産業であり、今後成長が見込まれる分野である。神奈川県は、横浜、鎌倉、箱根という国際的な観光地をはじめ、湘南、丹沢大山といった自然、都市、温泉等様々な種類の観光資源を有していることから、情報発信や観光地の魅力づくり等の取り組みを通じて、これらの観光資源を最大限活用し、海外を中心に広く観光客を誘致することで、本県の経済の活性化、及びそれに伴う雇用の増大を図るものである。	鎌倉の世界文化遺産登録への支援	鎌倉市のユネスコ世界文化遺産登録に向けた文化庁等の支援	鎌倉が世界遺産に登録された後、鎌倉の文化遺産の世界的な認知を高めるための情報発信等を行い、海外からの観光客の誘致を図る。
神奈川県	神奈川県	国際観光県「かながわ」推進構想	観光産業は裾野の広い総合産業であり、今後成長が見込まれる分野である。神奈川県は、横浜、鎌倉、箱根という国際的な観光地をはじめ、湘南、丹沢大山といった自然、都市、温泉等様々な種類の観光資源を有していることから、情報発信や観光地の魅力づくり等の取り組みを通じて、これらの観光資源を最大限活用し、海外を中心に広く観光客を誘致することで、本県の経済の活性化、及びそれに伴う雇用の増大を図るものである。	グリーンツーリズム・エコツーリズム等に対する支援	グリーンツーリズム・ブルーツーリズム・エコツーリズムの振興に対する、国土交通省及び環境省、農林水産省が連携した支援	地域の特色を生かした観光魅力づくりを推進するため、モニタツアーの実施、旅行商品造成に向けた取り組み、コンベンション客・修学旅行者の誘致等に取り組む。
神奈川県	神奈川県	国際観光県「かながわ」推進構想	観光産業は裾野の広い総合産業であり、今後成長が見込まれる分野である。神奈川県は、横浜、鎌倉、箱根という国際的な観光地をはじめ、湘南、丹沢大山といった自然、都市、温泉等様々な種類の観光資源を有していることから、情報発信や観光地の魅力づくり等の取り組みを通じて、これらの観光資源を最大限活用し、海外を中心に広く観光客を誘致することで、本県の経済の活性化、及びそれに伴う雇用の増大を図るものである。	デジタル・ジャパン・キャンペーンでの観光情報発信	デジタル・ジャパン・キャンペーンの中で実施している海外での情報発信事業の中での、神奈川県観光情報の積極的なPR	ITを活用した情報発信体制の充実等により、神奈川県観光情報の海外へ発信を図る。
神奈川県	神奈川県	国際観光県「かながわ」推進構想	観光産業は裾野の広い総合産業であり、今後成長が見込まれる分野である。神奈川県は、横浜、鎌倉、箱根という国際的な観光地をはじめ、湘南、丹沢大山といった自然、都市、温泉等様々な種類の観光資源を有していることから、情報発信や観光地の魅力づくり等の取り組みを通じて、これらの観光資源を最大限活用し、海外を中心に広く観光客を誘致することで、本県の経済の活性化、及びそれに伴う雇用の増大を図るものである。	映画等の撮影に関する手続の簡素化	フィルムコミッション推進のため、道路、海岸等の使用許可申請等の手続の簡素化	県内での撮影を促進するために、市町村のフィルムコミッションと連携し、映画等の媒体による神奈川県情報の発信を図る。
神奈川県	神奈川県	国際観光県「かながわ」推進構想	観光産業は裾野の広い総合産業であり、今後成長が見込まれる分野である。神奈川県は、横浜、鎌倉、箱根という国際的な観光地をはじめ、湘南、丹沢大山といった自然、都市、温泉等様々な種類の観光資源を有していることから、情報発信や観光地の魅力づくり等の取り組みを通じて、これらの観光資源を最大限活用し、海外を中心に広く観光客を誘致することで、本県の経済の活性化、及びそれに伴う雇用の増大を図るものである。	観光地の標識、案内板等の統一	国における観光地の標識や案内板等の統一様式の作成	観光案内体制の充実等により、気楽に安心して観光できる体制の整備を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
神奈川県	神奈川県	国際観光県「かながわ」推進構想	観光産業は裾野の広い総合産業であり、今後成長が見込まれる分野である。神奈川県は、横浜、鎌倉、箱根という国際的な観光地をはじめ、湘南、丹沢大山といった自然、都市、温泉等様々な種類の観光資源を有していることから、情報発信や観光地の魅力づくり等の取り組みを通じて、これらの観光資源を最大限活用し、海外を中心に広く観光客を誘致することで、本県の経済の活性化、及びそれに伴う雇用の増大を図るものである。	外国人観光客受入環境づくり	外国人個人旅行者が観光しやすいような環境作り(標識・観光情報体制の整備等)	観光案内体制の充実等により、気楽に安心して観光できる体制の整備を図る。
神奈川県	神奈川県	都市住民と協働した都市農業地域の活性化	都市住民が農業に参入しやすい条件、また、農業を継続できるようにする条件を整備することや、集客施設を整備し、地元農家と都市住民との交流を図ることで、都市農業を再生し、本県経済の活性化を図る。	都市住民の農業への参入の促進	・農地賃借面積制限の緩和 ・農地を相続した場合の相続税の徴収猶予措置の拡充	農家以外の農業への参入の条件整備を行う 地方公共団体による農地のあっせん
神奈川県	神奈川県	都市住民と協働した都市農業地域の活性化	都市住民が農業に参入しやすい条件、また、農業を継続できるようにする条件を整備することや、集客施設を整備し、地元農家と都市住民との交流を図ることで、都市農業を再生し、本県経済の活性化を図る。	農家以外のものが生産した農産物の販売機会の確保	・直売所の整備に対する助成の対象を農家以外のものにも拡充する。 ・学校給食センターを兼ねた農産物加工所に対する助成 ・直売所の設置に関する農地法、都市計画法、建築基準法の緩和 ・果実酒等加工品の製造販売の規制の緩和	農家以外のものが生産した農産物を販売する直売所の設置 学校給食センターを兼ねた農産物加工所の設置 直売所の特産品として、果実酒等の加工品の販売
神奈川県	神奈川県	都市住民と協働した都市農業地域の活性化	都市住民が農業に参入しやすい条件、また、農業を継続できるようにする条件を整備することや、集客施設を整備し、地元農家と都市住民との交流を図ることで、都市農業を再生し、本県経済の活性化を図る。	地元農家と都市住民との交流施設の設定	・直売所等集客施設と農業体験交流施設が一体となった施設に対する助成	集客型農業体験交流施設を設置し、周辺住民や遠方からの来客に対し、地元農産物を販売するほか、農業体験の場を提供する。
神奈川県	神奈川県	都市住民と協働した都市農業地域の活性化	都市住民が農業に参入しやすい条件、また、農業を継続できるようにする条件を整備することや、集客施設を整備し、地元農家と都市住民との交流を図ることで、都市農業を再生し、本県経済の活性化を図る。	農地利用権の設定と定期借地権付き農地制度の創設	・耕作放棄地における公的機関の農地利用権の強制設定制度の創設 ・農地(耕作放棄地)の使用収益権を設定するための規制の緩和 ・取得農地の管理を目的とした農作業用管理舎のための規制緩和	耕作放棄地等のまとまった農地に農地利用権や定期借地権を設定し、早期退職者の就労場の設定を目的として都市住民を誘導し、地域の活性化を図る。
神奈川県	三浦市三浦商工会議所	三浦地域再生構想「海都共生都市オーシャンシティ みうら構想」	地域再生構想を実現することにより、三崎漁港はマグロ集出荷基地として、「三崎のマグロ」ブランドを確立し、地元水産物流通・加工業の再生を図る。 また、埋立地には地元水産業者をはじめ、資源循環型の企業を積極的に誘致し、漁港で発生する廃棄物ゼロ(ゼロエミッション)を目指す。 事業の実施にあたっては官民のパートナーシップによる公共サービスの民間開放を積極的に検討し、PFI手法等による民間資金の活用を図る。	(特定第3種)漁港管理者の計画見直し要請権限の市への移譲	特定第3種漁港は都道府県が漁港管理者となっている。漁港整備については、漁港管理者からの計画化要請を受けた国が漁港漁場整備法に基づき「特定漁港漁場整備長期計画」として閣議決定し、年次計画に沿って漁港管理者が実施しているところである。計画変更についても漁港管理者である都道府県が実施することとなる。本件は計画見直し要請権限を市へ10年を目途に時限的に移譲し、市は国より補助率1/2を受け、残る1/2を市が負担しながら事業を実施する。また、事業実施10年後までに、市が負担した事業費等は権限を漁港管理者に戻す際に県が市に返還し、事業を完了する。	水産物加工場用地等を現在の経済条件および地域の特性に合わせ高度利用を図る。また、特定漁港漁場整備事業により荷捌き用地および道路用地等を取得し、低廉な用地の提供を実現し、水産業界等の誘致を推進する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
新潟県	三条市、田上町、栄町、下田村	広域行政ネットワークの構築及びCATVへの開放	<p>三条市、田上町、栄町、下田村の間で、広域行政ネットワーク(公共ネットワーク)を構築し、「公共施設予約システム」「市民交流システム」「証明書自動交付システム」「学校教育支援システム」「防災情報提供システム」「住民相談システム」を同ネットワーク内で稼働させる。</p> <p>また、設備設置に係る二重投資を回避するため、構築された広域行政ネットワークの一部を地元CATV会社に将来開放し、民間分野における高度情報通信ネットワークインフラの整備を合わせて実現する。</p> <p>なお、地元CATV会社へのネットワークの一部の開放時期については、既開局エリアである三条エリアにおける加入率が一定割合を超えた場合等の条件が満たされた時とすることとしている。</p>	地域イントラネット基盤施設整備事業の柔軟な運用	<p>平成16年度予算(政府原案)では、地域イントラネット基盤施設整備事業での、ケーブルテレビ(地方公共団体又は第3セクターが運営するものに限る。)への開放を目的とする整備を可能にすることが盛り込まれているが、本制度の創設に際しての開放時期等の要件(基準)を極力地方公共団体の自由度が高まるようなものとしていただきたい(例えば、開放時期について、「地域イントラネット網の整備後 年以内に開放することが確定している場合に限る。」といった画一的な基準とするのではなく、「開放時期に係る条件について、地方公共団体と関係CATV会社との間で合意されていることを基準とする。」といった自由度のある基準とする。)</p>	<p>【地域再生構想の具体的内容】</p> <p>三条市、田上町、栄町、下田村の間で、広域行政ネットワーク(公共ネットワーク)を構築し、「公共施設予約システム」「市民交流システム」「証明書自動交付システム」「学校教育支援システム」「防災情報提供システム」「住民相談システム」を同ネットワーク内で稼働させる。</p> <p>また、設備設置に係る二重投資を回避するため、構築された広域行政ネットワークの一部を地元CATV会社に将来開放し、民間分野における高度情報通信ネットワークインフラの整備を合わせて実現する。</p> <p>なお、地元CATV会社へのネットワークの一部の開放時期については、既開局エリアである三条エリアにおける加入率が一定割合を超えた場合等の条件が満たされた時とすることとしている。</p> <p>【地域再生構想の実施により期待される効果】</p> <p>三条市、田上町、栄町、下田村の間で、広域行政ネットワークが構築されることにより、「市民交流システム」等を通じた地域コミュニティの活性化の実現が期待される。</p> <p>広域行政ネットワークの一部を地元CATV会社に開放するという手法を取り入れることにより、公共ネットワーク網とCATV網をそれぞれ構築する場合と比較して、約4.2億円程度(伝送路工事部分のみ考慮)の二重投資の回避によるコスト削減が期待される。</p> <p>広域行政ネットワークの一部を地元CATV会社に開放するという手法を取り入れることにより、地元CATV会社のエリア拡大が容易となるため、公共ネットワークとCATV網をそれぞれ構築する場合と比較して、より早い段階における同社の経営基盤の強化及び新規雇用の創造の実現が期待される。</p> <p>特に、田上町・栄町・下田村に、民間分野における高度情報通信ネットワークインフラが整備されることにより、地場企業の情報化が進み、取引コストの軽減といった企業のスリム化や販路拡大の実現が期待され、国際競争力の強化にも資することとなる。</p>
新潟県	十日町市	吉田スノーパーク整備構想	<p>地域内に全国大会レベルの競技会開催可能なクロスカントリーコースを整備し(2009年開催予定の冬季国体クロスカントリー競技会場に決定している)、競技会の開催誘致を図ると同時に同コースをシーズン中に大学、高等学校等の教育機関及びその他のクロスカントリー競技団体の練習会場として開放することにより、数多くの競技関係者及び観客の来訪が期待できる。そのためシーズンを中心に大会出場選手及び競技関係者らによる同コースを利用する合宿訓練が可能な環境を、廃校となった校舎及び体育館を転用することによってより経済的に実現することが可能となり、さらに多くの大会参加人員の増加が期待できるとともに、過疎化のすすむ同地域における冬季間における地域経済の活性化にむすびつくものである。</p>	廃校校舎、体育館の地域経済活性化目的による財産処分の特例	<p>公立学校施設整備費補助金を受けて取得した財産を譲渡、貸付等の処分を行うにあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」により文部科学大臣の承認を必要とするが、当該財産を地域経済活性化に有効的に活用することが認められる場合(当該財産を地元住民による任意の組合あるいはNPO法人等による経営で利益をあげる場合を含む)は、文部科学大臣への財産処分報告事項とし、当該財産の残存価格に対する補助金相当額を国庫に納付しないこととするよう提案するもの</p>	<p>この地域内に有するクロスカントリーコースは2009年開催予定の冬季国体クロスカントリー会場に決定しているため、さらなる良質のコースのための整備を計画的に当市では進めているところであるが、クロスカントリー競技練習会場としての機能向上のために必須条件である競技関係者の強化合宿等による短期、長期にわたる練習を可能とする施設設備が喫緊の課題であった。このため廃校となった小学校校舎及び体育館を地元住民に無償貸与し、地元住民の組織する組合あるいはNPO法人等によるクロスカントリー競技関係者の合宿など宿泊可能な施設として活用する。そのことにより合宿の賄い、競技会場への選手等の輸送等地元住民の雇用拡大及び食糧調達における地産地消に結びつくとともに、大会参加者の利便性の向上が図られ、より一層の大会参加者、団体の増加が期待できる。</p>
新潟県	村上市	村上市廃校校舎有効活用構想	<p>廃校校舎の転用や転売に関する財産処分において、地域産業の振興や創設あるいは企業誘致への利用を可能にするため、文部科学大臣の承認要件を廃止し、有効活用を促進する。</p>	廃校校舎地域再生支援措置	<p>廃校校舎の転用に関する文部科学大臣の承認事項の撤廃、若しくは簡略化。</p>	<p>旧村上市立大栗田小中学校及び旧村上市立山辺里小学校山田分校校舎を、地域再生のために民間企業の工場誘致や施設誘致に活用する。</p>
新潟県	村上市	村上市廃校校舎有効活用構想	<p>廃校校舎の転用や転売に関する財産処分において、地域産業の振興や創設あるいは企業誘致への利用を可能にするため、処分制限期間の撤廃若しくは緩和を行い有効活用を促進する。</p>	廃校校舎地域再生支援措置	<p>廃校校舎の転用若しくは財産処分に係る処分制限期間の撤廃若しくは緩和。</p>	<p>旧村上市立大栗田小中学校及び旧村上市立山辺里小学校山田分校校舎を、地域再生のために民間企業の工場誘致や施設誘致に活用する。</p>
新潟県	村上市	村上市廃校校舎有効活用構想	<p>廃校校舎の転用や転売に関する財産処分において、地域産業の振興や創設あるいは企業誘致への利用を可能にするため、自治体の補助金返還義務を撤廃し財政的負担を軽減する。</p>	廃校校舎地域再生支援措置	<p>廃校校舎の転用若しくは財産処分に係る補助金相当額の納付義務の免除。</p>	<p>旧村上市立大栗田小中学校及び旧村上市立山辺里小学校山田分校校舎を、地域再生のために民間企業の工場誘致や施設誘致に活用する。</p>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
新潟県	村上市	村上市スクールバス等有効活用構想	自治体が主体となって運行するバスにおいて、利益を伴わない運行における料金徴収に対し、道路運送法の適用を除外する。	スクールバス等地域活用支援措置	道路運送法の旅客自動車運送事業の適用除外。	スクールバス等の運行において、地域活動等に実費負担で貸与する。また、乗車率の低いスクールバスにおいて、実費を徴収したうえで、地域のコミュニティバスとしての門戸を開くため、文部科学大臣の承認事項を市町村教育委員会の議決による事とする。また、使用料の徴収にあたり、道路運送法の適用を除外する。
新潟県	新井市	バイオ・リージョン(生命地域)の形成	農林水産業を始めとした担い手の高齢化・不足の顕在化、観光産業の地番沈下等が進んでいる。さらに、地域産業・雇用を支える企業の立地も低迷を極めている。今後、安心して生命を育める地域「バイオ・リージョン妙高」を地域づくりの目標に掲げ、地域通貨の活用により、地域内活動に対しのみならず、連携する都市住民に対し、「都市・農村の交流・対流の環」「住民の協働・互助の環」「新産業・地域投資の環」を広げる。	住民票コードの地域通貨管理システムに対する利用の容認	自治体が発行する地域通貨のシステムについて、地域住民にすべからく利用しやすいものとする。安価にそのシステムを構築する必要がある。また、紙幣やICカード・携帯モバイルの利用を視野に置くとともに、連携する大都市住民の利用も視野に置く必要がある。このためには、個人認証によりセンターサーバー型で管理する方式が有利となる。そこで、住民基本台帳における住民票コードを利用することが最善の方法と考えられるが、住民基本台帳法により、その利用が制限されている。すなわち、民間事業者等が住民票コードの告知をもとめることができない。そこで、自治体が発行する地域通貨について、住民票コードの利用制限を緩和を提案する。	地域再生に向け、地域通貨を活用し、「バイオ・リージョン妙高」を実現するため、「都市・農村の交流・対流の環」「住民の協働・互助の環」「産業活性化・地域投資の環」を広げる施策を横断的に実施することを計画している。「都市・農村の交流・対流の環」・「食と農の地域づくり」・「スローツーリズム」・「都市交流プロジェクト」など 交流・対流の相手側に対し、一定の条件をのぞき、地域通貨を交付する。例1) 都市と震災・防災協定を結ぶことを予定している都市や、保養施設を廃し、提携施設に切り替ようとしている都市を対象に、地域間の連携を高め、農業と観光の活性化を図るため、都市住民に対し、一定の対価のもと、地域通貨を交付し、区民に配布してもらう。当市の提携施設を利用した都市住民は、その地域通貨を利用することができる。また、合わせて、当市の農産物の定期購入に利用できるようにする。例2) 同上の観点から、都市部の商店街に地域通貨を交付し、商店街利用者に配布してもらい、当市への観光及び商店街における当市の商品の購買に利用してもらう。例3) 当市への集客を積極的に誘引する観光エージェンシーに対し、地域通貨を交付する。「住民の協働・互助の環」・「親の子育て力の充実」「地域に特化した小学校教育の充実」・「高齢者の自立支援と元気高齢者づくり」「暮らしやすい社会づくり」・「みどりの保全と中山間地域対策」など 協働・互助のために活動する者に対し、地域通貨を交付する。例) 施策に合致したNPO・住民団体等の活動、子育てボランティア、学校教育ヘルパー、介護・高齢者お助け隊、みどりの保全ボランティアなどない地域通貨を交付する。「産業活性化・地域投資の環」・「観光再生事業」・「エコ交通促進事業」・「産業立地促進対策」「中心市街地活性化対策」・「バイオ・エネルギー利活用実証事業」「バイオ関連促進対策」など 産業活性化・地域への再投資に資する事業者に対し地域通貨を交付する。合わせて、地域への観光・人流の活性化に役立てるため、公共交通における地域通貨の利用を可能とする。以上により、交流・対流する地域・者との連携が効率的に図られるとともに、地域内における協働・互助の活動が活発になる。また、地域産業の活性化及び新規産業の立地・地域内への再投資につながる。
新潟県	新井市	バイオ・リージョン(生命地域)の形成	農林水産業を始めとした担い手の高齢化・不足の顕在化、観光産業の地番沈下等が進んでいる。さらに、地域産業・雇用を支える企業の立地も低迷を極めている。今後、安心して生命を育める地域「バイオ・リージョン妙高」を地域づくりの目標に掲げ、地域通貨の活用により、地域内活動に対しのみならず、連携する都市住民に対し、「都市・農村の交流・対流の環」「住民の協働・互助の環」「新産業・地域投資の環」を広げる。	自治体の発行した地域通貨による地方税の納付の容認	地域通貨による経済の地域内循環性を高めるためには、企業等にとってのインセンティブが高いことが重要である。このためには、地方税の納付が地域通貨でできることなどが誘引効果が高い。しかし、地方税法により、納付に使用できる証券は制限されており、地域通貨は利用することができない。そこで、地方税の納付に自治体が発行した地域通貨を利用できることとするよう提案する。	観光・商店街等の事業者に対し、固定資産税・住民税等の一部について、地域通貨での納付を可能とする。これにより、地域通貨を使える場所が広がる。
新潟県	新井市	バイオ・リージョン(生命地域)の形成	農林水産業を始めとした担い手の高齢化・不足の顕在化、観光産業の地番沈下等が進んでいる。さらに、地域産業・雇用を支える企業の立地も低迷を極めている。今後、安心して生命を育める地域「バイオ・リージョン妙高」を地域づくりの目標に掲げ、地域通貨の活用により、地域内活動に対しのみならず、連携する都市住民に対し、「都市・農村の交流・対流の環」「住民の協働・互助の環」「新産業・地域投資の環」を広げる。	地域通貨利用システムの実証モデルづくりへの支援	地域通貨を活用した地域再生は、全国的にも可能性の高い手法と考えられる。しかし、地域全体で利用しやすいシステムを構築するためには、自治体主導の下、多額の経費を要する。そこで、全国のモデルとなるシステムの構築に当たっては、全額を国庫負担し、他地域にも無償でそのシステムを開放することを提案する。	ITを活用した地域通貨の導入・普及のモデル事業として、全額国において、地域住民全体を対象に、個人認証により本人確認をすることにより、センターサーバーにより地域通貨のやり取りができるシステムを構築する。合わせて、紙幣・ICカードとの併用による実証実験を行う。これにより、全国に本システムが普及し、地域通貨を活用した、地域の独自性に基いた地域再生が可能となる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
新潟県	浦川原村	ふるさと産業おこし戦略	面積50km <sup>2</sup> 、人口4千人の小さな村で、農業特区に参入した建設業2社と地域の食品加工業4社、木工建築業1社が共同して地域振興法人を立ち上げ、農を中心にした直販施設「ふるさと産業会館」を建設し、地域農業、地域中小企業の再生と雇用拡大を目指す。平野部と山間部の接点に位置する地の利を生かし、建設が進む地域高規格道路インターチェンジ周辺に、人、物、情報発信の拠点作りを行う。日本海側と首都圏を結ぶ最短ルートとなる高規格道路「上越魚沼地域振興快速道路」沿線は農村の原風景が多く残る東頸城地方を東西に走る幹線道路として整備が進み、並走する国道253号と最も近接する浦川原村に積極的に人、物、情報を呼び込むためのシンボル施設となる。	敷地確保にあたり農振法・農地法に基づく、農業振興地域からの除外や農地転用許可の手続きを簡素化し、迅速な事業着手を図る。	地域再生計画で建設を予定している「ふるさと産業会館」2ヘクタールの用地取得にあたり、現行法では、農業振興計画からの除外(知事権限で農政局協議)に約6ヶ月が、また、農地転用許可(知事権限で農政局協議)に約3ヶ月を要し、許可申請書等の作成等の時間を加味すると約1年の時間を要することから、権限を市町村長に委譲することで手続きの簡素化が図れるよう支援を要請する。	地域振興を図るために、地場産業の拠点づくりを行う。社会経済が冷え切っているなか、企業誘致など外からの力は見込めない。そのため、地域資源を生かし、地域自らの力で進めることが必要である。地域の資源を農業とし、それに製造・加工、販売、観光等を結びつけ、浦川原村を含めた周辺3町村をエリアとした下記の事業を実施する。 「ふるさと産業会館の建設」 (敷地面積2ha) 内容 商品販売機能: 特産品の販売 道の駅の機能: 休憩、トイレ、道路情報、観光案内、地域案内、その他 加工品等製造工場: 地場の農産物の加工 教育研修機能: 参加農家・事業者に対する品質確保研修や実習等 都市との交流機能: 集会の場、交流の場の提供 情報発信機能: 取り扱い商品の紹介、精算履歴の公開、イベント(リピーター確保、新規顧客の掘り起こし、新商品のPR等) その他: 顧客に対するアミューズメント機能等 従来こうした施設は行政主導型が多いが、行政ゆへの弊害が発生し成功の妨げとなることが多いことから、建設、管理・運営すべてを地元の民間活力を活用する。なお、村内の異業種7社ほどが出資しこの業務を行うための会社を設立する。
新潟県	佐渡連合商工会	佐渡産業の再構築への体制づくり再生計画	佐渡は、5年毎に3千人台という一つの村がなくなるスピードで過疎化が進み、また全国でも有数というスピードで高齢化も進行している。その中で、島民の所得の大多数を産み出す産業は全て減少へ転じた。3月1日ついで行政合併があり佐渡市が誕生する。これを機会に、全国有数の広さをもつことになる佐渡市が、定型業務を外部委託することで、合併の目的である佐渡再構築への戦略展開のための人的・時間的資源の有効配分を願いたい。この一環として、現在は許されていない行政の統計業務の商工会への移譲又は委託について要望したい。	商工会への事業所統計などの調査実施業務の移譲又は委託	何に関して: [ 12添付資料 ] による統計業務 誰の権限: 県又は市 誰に: 佐渡島内の10商工会 どの程度: まとめまでの全面的な移譲又は調査部分の実施	事業の内容: [ 12添付資料 ] の統計業務の実施 ~まとめ。 その効果: 行政合併による職員減少の中、事務のアウトソーシングによる合理化ができる。調査対象の6割以上は商工会員であり調査の効率的実施ができる。商工会の財源確保。商工会は現場ともいえる合併前の地域に止まる。このため、広大な佐渡における調査活動が円滑に実施できる。
新潟県	有限会社PHMデータサービス	ホームレスを防ぐ町内債	法人自治会による町内債の発行 認定サポーター(対象家庭の調査、就労指導、生活設計の指導)の雇用	法人自治会によるホームレスの解消 地域サポーターの雇用	生活困窮家庭からの生活保護要請を受け付ける市町村の担当部署が該当世帯の所属する地域自治会町内会及び認定サポーターと協力し、住宅ローン返済の保証人となり、銀行から借り入れる。この支援活動により対象家庭はホームレスへの転落を防ぎ、子育てが可能になったり老後の安定が得られる。更に市町村では生活保護世帯の増加を防ぐことが出来る。	法人化された自治会による町内債の発行で住宅ローンが払えずホームレス予備軍の世帯を救済することが出来る。 また保険や証券などの業務に携わってきたファイナンシャルプランナー(地域サポーター)による破綻した家計への指導、支援により該当世帯の立ち直りを諮る。
富山県	富山県	富山型地域福祉の推進	・富山型小規模多機能施設を認定し、その支援措置を講ずる。 ・老人デイサービスに対する補助基準を緩和する。 ・NPO法人の空き家等の改修による福祉コミュニティづくりを推進する。 ・地域福祉活動であるケアネット事業において地域通貨の可能性を検討する。	富山型小規模多機能施設を認定し、その支援措置を講ずる。	社会福祉事業として位置づけるため、社会福祉法に明示し、積極的にその設置を推進する。	・多機能社会福祉施設を社会福祉施設、事業として、位置づける。 ・小規模かつ多機能な施設については、入所5人、その他20人未満を除外する旨の規定を緩和する。または、対象者の総計である旨を明定する。
富山県	富山県	富山型地域福祉の推進	・富山型小規模多機能施設を認定し、その支援措置を講ずる。 ・老人デイサービスに対する補助基準を緩和する。 ・NPO法人の空き家等の改修による福祉コミュニティづくりを推進する。 ・地域福祉活動であるケアネット事業において地域通貨の可能性を検討する。	社会福祉施設整備費補助金の採択基準の緩和及び補助事業者の拡充	<支援措置の概要> 老人デイサービスセンターに係る社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫補助金の採択基準の緩和(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)」に規定する設備に関する基準まで) 具体的には、構造(2階を設ける場合には、準耐火建築物以上)、面積(165㎡以上)等の緩和  老人デイサービスセンターを整備しようとするNPO法人等(これまでは、国庫補助対象外)に対して、社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫補助金を交付(現金の流れは、厚生労働省 富山県 施設所在地市町村 NPO法人等)	<支援措置の実施> 緩和された要件に基づき国庫補助金の交付を受け、老人デイサービスセンターを整備  <効果> 利用者に対して、住み慣れた身近な地域で、家庭的な住宅型施設においてサービスを提供する取り組みを支援することにより、効率的で質の高いサービスの提供に繋がるとともに、利用者の家族等が、送迎時間の短縮等による負担軽減を享受  NPO法人等事業者の新規参入の増大が図られるほか、経営の安定化に繋がる等、地域の福祉ビジネスの創出・施設の運営に伴う地域経済の活性化・地域雇用の創出に寄与

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
富山県	富山県	富山型地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富山型小規模多機能施設を認定し、その支援措置を講ずる。</li> <li>・老人デイサービスに対する補助基準を緩和する。</li> <li>・NPO法人の空き家等の改修による福祉コミュニティづくりを推進する。</li> <li>・地域福祉活動であるケアネット事業において地域通貨の可能性を検討する。</li> </ul>	富山型小規模多機能施設を認定し、その支援措置を講ずる。	ショートステイについて、構造改革特区に係る規制の特例の提案をしているが、「泊まる。」に、さらに「生活する。」機能を拡充し、グループホーム機能を持たせることにより、積極的にその設置を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デイサービスにおける高齢者、障害者の相互乗り入れ、ショートステイの相互乗り入れに引き続き、グループホーム機能を認定する。</li> <li>・痴呆の進行を食い止めるため、身近な地区での生活を可能とする。</li> <li>・ショートステイ要件の緩和(一人からでも可。)身近な地区で緊急預かりができるセーフティネットの構築。</li> <li>・高齢者、障害者、児童を総合的に対象とする基準(面積、配置人員等)を策定し、整備費等を支援する。</li> <li>・たとえば、小規模多機能として、総合計利用人員が10人以上の場合は、老人デイについては8人以上を5人以上、障害デイについては、5人以上を2人以上、保育所については20人以上を5人以上など、小規模施設の基準を緩和する。</li> <li>・各地域におけるひとつ屋根のもとで大家族として、高齢者は要介護度の進行を抑え、児童は自然な人とのふれあいを学ぶ場とする。</li> </ul>
富山県	富山県	富山型地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富山型小規模多機能施設を認定し、その支援措置を講ずる。</li> <li>・老人デイサービスに対する補助基準を緩和する。</li> <li>・NPO法人の空き家等の改修による福祉コミュニティづくりを推進する。</li> <li>・地域福祉活動であるケアネット事業において地域通貨の可能性を検討する。</li> </ul>	より身近な地域に、地域福祉を推進するセンターの機能を持つ多くの施設が設置されるように、税法上の恩典を付与する。	空き家、空き店舗等の改修による福祉コミュニティづくりを推進するため、その条件、環境を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存民家の買収、取得については、空き店舗の活用、福祉事業としての活用など一定の要件を満たしたNPO法人については、社会福祉法人と同様の税制面における優遇措置等を講じる。</li> <li>・NPO法人へ個人名義の空き家を寄付した場合(本来事業としての福祉事業を行う場合)、寄付金控除を行う。</li> <li>・認定NPO法人が行う本来事業としての福祉事業は非課税とする。</li> </ul>
富山県	富山県	富山型地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富山型小規模多機能施設を認定し、その支援措置を講ずる。</li> <li>・老人デイサービスに対する補助基準を緩和する。</li> <li>・NPO法人の空き家等の改修による福祉コミュニティづくりを推進する。</li> <li>・地域福祉活動であるケアネット事業において地域通貨の可能性を検討する。</li> </ul>	地域福祉活動としてのケアネット21事業において、地域通貨の可能性を検討し、福祉によるまちづくり、活性化を推進する。	地域の活性化を目指す地域福祉活動に対し、支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動における有償ボランティアに対し、地域通貨の採用、可能性を検討し、その活性化を図る。</li> <li>・ケアネット21事業における地域通貨の検討に対し、支援措置を講じる。</li> </ul>
富山県	富山県	精神障害者社会復帰推進構想	<p>近年の「入院医療中心から地域でのケア中心の体制へ」という流れの中で、今後、精神障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、ホームヘルプサービスをはじめとする在宅サービスの充実や地域における生活や活動の場としての通所授産等の施設整備を図っていくことが重要である。</p> <p>このため、これら施策の実施要綱等の要件を緩和することにより、地域において適切な福祉サービスを受けることができる体制の整備を図っていく。</p>	精神障害者居宅等介護事業の利用対象者の拡大	当該事業の利用対象者は、精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者又は精神障害を支給事由とする年金たる給付を受けているもので、日常生活を営むのに支障があるものとされているが、これに、通院医療費公費負担制度の対象者を加える。	当該事業の利用対象者に通院医療費公費負担制度の対象者を加える。 対象者の確認については、患者票の写しにより行うこととする。 なお、当該便宜の必要性(日常生活の支障等の有無)については、市長村長が主治医の意見を求めることなどにより確認することとする。
富山県	富山県	精神障害者社会復帰推進構想	<p>近年の「入院医療中心から地域でのケア中心の体制へ」という流れの中で、今後、精神障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、ホームヘルプサービスをはじめとする在宅サービスの充実や地域における生活や活動の場としての通所授産等の施設整備を図っていくことが重要である。</p> <p>このため、これら施策の実施要綱等の要件を緩和することにより、地域において適切な福祉サービスを受けることができる体制の整備を図っていく。</p>	精神障害者短期入所事業の利用要件の拡大	当該事業の利用要件としては、精神障害者の介護等を行うものが、疾病等の理由により、その居宅において介護を行うことができない(介護者の事情)ため、当該事業を利用する必要があると市長村長が認めた場合とされているが、これに、本人の事情を加える。	当該事業の利用要件として、介護者の事情に加え、単身の障害者本人が一時的な心身の不調(入院までには至らないもの)により単独では日常生活が営めない場合についても対象要件とする。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
富山県	富山県	精神障害者社会復帰推進構想	近年の「入院医療中心から地域でのケア中心の体制へ」という流れの中で、今後、精神障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、ホームヘルプサービスをはじめとする在宅サービスの充実や地域における生活や活動の場としての通所授産等の施設整備を図っていくことが重要である。このため、これら施策の実施要綱等の要件を緩和することにより、地域において適切な福祉サービスを受けることができる体制の整備を図っていく。	小規模通所授産施設の経営を目的として法人を設立する場合の資産要件の緩和	今後、身近な地域における訓練や活動の場としての役割が期待されている小規模通所授産施設の設置を促進するため、当該施設の経営を目的として法人を設立する場合の要件のうち、資産に関する要件を緩和し、法人の設立が円滑に行えるようにする。	社会福祉施設の経営を目的として法人を設立する場合の要件のうち、基本財産については、施設用不動産が国又は地方自治体から貸与又は使用許可を受けている場合にあっては、1,000万円以上に相当する資産を有していなければならないが、今後、小規模通所授産施設当該施設の設置を促進するため、当該施設の経営を目的とした法人の設立にあたっては、これを100万円以上に緩和する。
富山県	富山県	安全で安心な地域水道づくり	国庫補助(簡易水道等施設整備費)は市町村のみを対象としているが、町内会等の簡易水道を補助対象とし、水道施設の整備促進を図る。	町内会等の簡易水道の布設に対する国庫補助(簡易水道等施設整備費)の適用	国庫補助(簡易水道等施設整備費)は市町村のみを対象としているが、町内会等の簡易水道を補助対象とし、水道施設の整備促進を図る。	・町内会等の簡易水道の布設に対する国庫補助制度の要件緩和 ・事務窓口は市町村
富山県	富山県	とやま産業活性化プロジェクト	回復に向けた動きが見られる富山県経済の持続的な成長を実現するためには、ものづくり産業、中小企業、中心市街地における商業を振興していくことが重要である。このため、総合的な対策に加え、次の支援措置を提案するもの。 ・ものづくり支援 電源立地地域対策交付金(旧電力移出県等交付金)の弾力運用 産業再配置促進補助金の弾力運用 技術開発補助金等の使途の弾力運用 大学と中小企業の共同研究開発支援による産学連携の強化 知的クラスター創成事業と産業クラスター計画の連携促進 ・中小企業振興 経営革新補助金等により取得した研究機器の弾力的運用 集積活性化補助金等の繰越制度の創設 コミュニティファンド形成への支援 NPO法人の中小企業者としての適用 ・商業振興 TMOの主体としてのNPO法人の追加	電源立地地域対策交付金(旧電力移出県等交付金)の弾力運用	電源立地地域対策交付金によって造成した「企業立地資金貸付事業」(富山県企業立地促進資金貸付基金)を取り崩し、 ・企業導入 ・産業活性化 等に資する当該年度の事業費に充当することを容認いただきたい。	本県では当該交付金事業として、「地域産業支援事業」・「企業誘致活動強化事業」・「企業立地資金貸付事業」等の地域産業活性化のための事業を幅広く推進している。 このうち、「企業立地資金貸付事業」は、交付金によって造成した基金(富山県企業立地促進資金貸付基金)を積み立て、発電用施設の周辺地域において、金融機関と協調して企業の設備投資に対して資金を貸し付ける事業である。 この富山県企業立地促進資金貸付基金は、昭和57年から平成5年までの間に造成された約8億5千万円の基金で、ペイオフ対策のため普通預金で運用されており、15年度の運用益は数千円程度となっている。 緩やかに持ち直している本県経済を軌道に乗せるため、(当該補助金を5年間程度に限って)取り崩し、企業導入や産業活性化のための交付金事業の規模を拡大させていく。 このため、「補助金等に係わる予算の執行の適正化に関する法律」、「電源立地地域対策交付金交付規則」、「電力移出県等交付金交付決定」の該当条項を弾力的に運用いただき、電源立地地域対策交付金によって造成した「企業立地資金貸付事業」(富山県企業立地促進資金貸付基金)を取り崩し、企業導入、産業活性化等に資する当該年度の事業費に充当することを容認いただきたい。
富山県	富山県	とやま産業活性化プロジェクト	回復に向けた動きが見られる富山県経済の持続的な成長を実現するためには、ものづくり産業、中小企業、中心市街地における商業を振興していくことが重要である。このため、総合的な対策に加え、次の支援措置を提案するもの。 ・ものづくり支援 電源立地地域対策交付金(旧電力移出県等交付金)の弾力運用 産業再配置促進補助金の弾力運用 技術開発補助金等の使途の弾力運用 大学と中小企業の共同研究開発支援による産学連携の強化 知的クラスター創成事業と産業クラスター計画の連携促進 ・中小企業振興 経営革新補助金等により取得した研究機器の弾力的運用 集積活性化補助金等の繰越制度の創設 コミュニティファンド形成への支援 NPO法人の中小企業者としての適用 ・商業振興 TMOの主体としてのNPO法人の追加	産業再配置促進補助金の弾力運用	・産業再配置促進補助金によって造成した基金(デザイン振興基金)を取り崩すこと ・事業に必要な財産購入等に充当すること(補助金交付時及び取崩時)を容認いただきたい。	消費者ニーズの高度化や多様化に対応するためには、地元製品のデザイン性向上による高付加価値化が不可欠であることから、本県では、昭和62年から平成10年までに産業再配置促進補助金の助成を受けて造成したデザイン振興基金(約7億4千万円)の運用益を活用し、「総合デザインセンター」を中心に、デザイン支援を積極的に行っている。 一方、近年の低金利政策により、当該基金運用益によって行われる事業費を十分に確保することは難しい状況となっている。 緩やかに持ち直している本県経済を軌道に乗せるためには、県内製造業者のデザイン開発能力の向上が不可欠なため、「補助金等に係わる予算の執行の適正化に関する法律」、「産業再配置促進環境整備費補助金交付規則」の該当条項を弾力的に運用いただき、産業再配置促進補助金によって造成した基金(デザイン振興基金)の(5年間程度に限った)取り崩し 当該資金について、デザイン支援のための機器等財産購入及び事業への充当を行い、県内企業のデザイン開発能力の支援を積極的に行っていくことを容認いただきたい。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
富山県	富山県	とやま産業活性化プロジェクト	回復に向けた動きが見られる富山県経済の持続的な成長を実現するためには、ものづくり産業、中小企業、中心市街地における商業を振興していくことが重要である。このため、総合的な対策に加え、次の支援措置を提案するもの。 ・ものづくり支援 電源立地地域対策交付金(旧電力移出県等交付金)の弾力運用 産業再配置促進補助金の弾力運用 技術開発補助金等の使途の弾力運用 大学と中小企業の共同研究開発支援による産学連携の強化 知的クラスター創成事業と産業クラスター計画の連携促進 ・中小企業振興 経営革新補助金等により取得した研究機器の弾力的運用 集積活性化補助金等の繰越制度の創設 コミュニティファンド形成への支援 NPO法人の中小企業者としての適用 ・商業振興 TMOの主体としてのNPO法人の追加	技術開発補助金等の使途の弾力運用	補助対象機械・設備の生産設備への転用の容認  技術開発補助金等の管理に関する事業者の義務を緩和し、補助対象機械・設備の補助事業後の関連生産設備への転用(目的外使用)を認めていただきたい。  技術開発補助金等 創造技術研究開発事業、地域活性化創造技術研究開発事業、中小企業地域新生コンソーシアム研究開発事業等の中小企業の技術開発を促進する事業	中小企業者は、技術開発後その成果を事業化する場合、新たに生産設備を導入せねばならず、経済的負担が大きいため、当該事業の県内産業への波及が停滞することが多々ある。 このため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「中小企業経営革新等対策費等補助金交付要綱」、「中小企業経営資源強化対策費補助金交付要綱」、「中小企業地域新生コンソーシアム研究開発制度実施要領」の該当条文を弾力的に運用いただき、技術開発補助金等の管理に関する事業者の義務を緩和し、補助対象機械・設備の補助事業後の関連生産設備への転用(目的外使用)を認めていただきたい。
富山県	富山県	とやま産業活性化プロジェクト	回復に向けた動きが見られる富山県経済の持続的な成長を実現するためには、ものづくり産業、中小企業、中心市街地における商業を振興していくことが重要である。このため、総合的な対策に加え、次の支援措置を提案するもの。 ・ものづくり支援 電源立地地域対策交付金(旧電力移出県等交付金)の弾力運用 産業再配置促進補助金の弾力運用 技術開発補助金等の使途の弾力運用 大学と中小企業の共同研究開発支援による産学連携の強化 知的クラスター創成事業と産業クラスター計画の連携促進 ・中小企業振興 経営革新補助金等により取得した研究機器の弾力的運用 集積活性化補助金等の繰越制度の創設 コミュニティファンド形成への支援 NPO法人の中小企業者としての適用 ・商業振興 TMOの主体としてのNPO法人の追加	大学と公設試験研究機関、中小企業の共同研究開発支援による産学官連携の強化	大学と中小企業、公設試験研究機関と中小企業等産学官の中で連携して共同開発研究を行う際、共同研究者が成果を明確に成果を明確に確保できるよう、共同研究によって発生した産業財産権(特許権)の審査請求料等(審査請求料、登録料)の免除を拡大し、全額免除いただきたい。	中小企業地域新生コンソーシアム研究開発事業等中小企業が参画する研究開発補助事業や大学等と中小企業が独自に行う共同研究において産業財産権が両者に渡る場合(発明者と出願者が大学と中小企業の時等)、現状では審査請求料等(審査請求料、登録料)の半額が免除されている。 産学官の共同研究の活性化、大学発ベンチャーの創出、産業財産権の流通活性化、さらには地域産業の活性化を図るため、出願経費の免除の幅を拡大し全額免除していく。
富山県	富山県	とやま産業活性化プロジェクト	回復に向けた動きが見られる富山県経済の持続的な成長を実現するためには、ものづくり産業、中小企業、中心市街地における商業を振興していくことが重要である。このため、総合的な対策に加え、次の支援措置を提案するもの。 ・ものづくり支援 電源立地地域対策交付金(旧電力移出県等交付金)の弾力運用 産業再配置促進補助金の弾力運用 技術開発補助金等の使途の弾力運用 大学と中小企業の共同研究開発支援による産学連携の強化 知的クラスター創成事業と産業クラスター計画の連携促進 ・中小企業振興 経営革新補助金等により取得した研究機器の弾力的運用 集積活性化補助金等の繰越制度の創設 コミュニティファンド形成への支援 NPO法人の中小企業者としての適用 ・商業振興 TMOの主体としてのNPO法人の追加	知的クラスター創成事業・産業クラスター計画の連携促進	富山県では、バイオ関連分野の新産業育成を図るため、文部科学省の知的クラスター創成事業の実施地域の選定を受け(H15.2)、医薬バイオ分野の産学官共同研究を進めている。 今後、その研究成果を事業化に効果的に結びつけていくため、経済産業省の産業クラスター計画において積極的に支援いただきたい。	・知的クラスター創成事業「とやま医薬バイオクラスター」(文科省) 富山医大、富山県立大等が展開している免疫・酵素反応や漢方の研究をもとに、北陸先端大や富大、県工業技術センターが有するセンサー技術、マイクロマシニング技術を融合することにより、DNA、タンパク、細胞レベルで体質や病態、免疫機能をセンシングする診断・治療システムについて総合的に研究開発を行っている。 ・産業クラスター計画(北陸ものづくり創生プロジェクト)(経産省) 北陸の多様で特色のある既存産業集積をベースに、「産・学・官」が一体となった支援体制のもと、バイオ分野、高度精密加工分野、新素材分野等での高度なものづくり産業クラスターが創生されるよう、地域新生コンソーシアム研究開発事業等により新商品・新事業の創出を積極的に支援していただきたい。
富山県	富山県	とやま産業活性化プロジェクト	回復に向けた動きが見られる富山県経済の持続的な成長を実現するためには、ものづくり産業、中小企業、中心市街地における商業を振興していくことが重要である。このため、総合的な対策に加え、次の支援措置を提案するもの。 ・ものづくり支援 電源立地地域対策交付金(旧電力移出県等交付金)の弾力運用 産業再配置促進補助金の弾力運用 技術開発補助金等の使途の弾力運用 大学と中小企業の共同研究開発支援による産学連携の強化 知的クラスター創成事業と産業クラスター計画の連携促進 ・中小企業振興 経営革新補助金等により取得した研究機器の弾力的運用 集積活性化補助金等の繰越制度の創設 コミュニティファンド形成への支援 NPO法人の中小企業者としての適用 ・商業振興 TMOの主体としてのNPO法人の追加	経営革新補助金等により取得した研究機器の弾力的運用	現在、補助金を使って取得した研究開発用機器は、後年度も当補助事業に関連した研究開発以外に使用することが禁じられている。 このため、当機器を使用して開発した製品の製造にも活用できるように、補助金交付要綱の運用改善を求めるもの。	現在、補助金を使って取得した研究開発用機器は、後年度も当補助事業に関連した研究開発以外に使用することが禁じられている。 このため、当機器を使用して開発した製品の製造にも活用できるように、補助金交付要綱及び地域産業集積中小企業等活性化補助金交付要綱の運用改善を求めるものである。 長引く不況の中、中小企業が新たな設備投資を行うことは負担が大きいため、当機器を使用して開発した製品の製造にも活用できれば、中小企業の経営安定にも資することができる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
富山県	富山県	とやま産業活性化プロジェクト	回復に向けた動きが見られる富山県経済の持続的な成長を実現するためには、ものづくり産業、中小企業、中心市街地における商業を振興していくことが重要である。このため、総合的な対策に加え、次の支援措置を提案するもの。 ・ものづくり支援 電源立地地域対策交付金(旧電力移出県等交付金)の弾力運用 産業再配置促進補助金の弾力運用 技術開発補助金等の用途の弾力運用 大学と中小企業の共同研究開発支援による産学連携の強化 知的クラスター創成事業と産業クラスター計画の連携促進 ・中小企業振興 経営革新補助金等により取得した研究機器の弾力的運用 集積活性化補助金等の繰越制度の創設 コミュニティファンド形成への支援 NPO法人の中小企業者としての適用 ・商業振興 TMOの主体としてのNPO法人の追加	集積活性化補助金等の繰越制度の創設	補助事業は単年度事業であるが、補助金交付決定が7月になり、事業期間が短くなるため、予定していた研究開発が年度内に完成できず、一部執行残になるとともに、補助目的が十分達成できない場合が考えられる。このため、予定の事業が執行できるよう、翌年度への繰越制度の創設を求めているもの。	補助事業は単年度事業であるが、補助金交付決定が7月になり、事業期間が短くなるため、予定していた研究開発が年度内に完成できず、一部執行残になるとともに、補助目的が十分達成できない場合が考えられる。このため、予定の事業が執行できるよう、翌年度への繰越制度の創設を求めているもの。
富山県	富山県	とやま産業活性化プロジェクト	回復に向けた動きが見られる富山県経済の持続的な成長を実現するためには、ものづくり産業、中小企業、中心市街地における商業を振興していくことが重要である。このため、総合的な対策に加え、次の支援措置を提案するもの。 ・ものづくり支援 電源立地地域対策交付金(旧電力移出県等交付金)の弾力運用 産業再配置促進補助金の弾力運用 技術開発補助金等の用途の弾力運用 大学と中小企業の共同研究開発支援による産学連携の強化 知的クラスター創成事業と産業クラスター計画の連携促進 ・中小企業振興 経営革新補助金等により取得した研究機器の弾力的運用 集積活性化補助金等の繰越制度の創設 コミュニティファンド形成への支援 NPO法人の中小企業者としての適用 ・商業振興 TMOの主体としてのNPO法人の追加	コミュニティファンドへの支援	コミュニティファンドへの財源支援(地方債の発行、元利償還金の交付税措置)を要望するもの。	県からコミュニティファンドの出資にあたり、財源の支援(地方債の発行、元利償還金の交付税措置)を受けることは、県財政が厳しい中、ファンド創設に不可欠である。
富山県	富山県	とやま産業活性化プロジェクト	回復に向けた動きが見られる富山県経済の持続的な成長を実現するためには、ものづくり産業、中小企業、中心市街地における商業を振興していくことが重要である。このため、総合的な対策に加え、次の支援措置を提案するもの。 ・ものづくり支援 電源立地地域対策交付金(旧電力移出県等交付金)の弾力運用 産業再配置促進補助金の弾力運用 技術開発補助金等の用途の弾力運用 大学と中小企業の共同研究開発支援による産学連携の強化 知的クラスター創成事業と産業クラスター計画の連携促進 ・中小企業振興 経営革新補助金等により取得した研究機器の弾力的運用 集積活性化補助金等の繰越制度の創設 コミュニティファンド形成への支援 NPO法人の中小企業者としての適用 ・商業振興 TMOの主体としてのNPO法人の追加	NPO法人の中小企業者としての適用	NPO法人については、中小企業基本法第2条に定める中小企業者の対象外となっているが、NPO法人は、今後、地域貢献型事業(コミュニティビジネス)等、地域活性化の主体となることが期待されるため、同法の中小企業者として規定されるよう改正を要望するもの。	現在、NPO法人は中小企業者として規定されていないため、商工労働施策の対象となっていないが、中小企業基本法を改正し、新たにNPO法人を中小企業者とするにより、各種中小企業施策の利用が可能となり、地域活性化に大きく寄与することが期待できる。
富山県	富山県	とやま産業活性化プロジェクト	回復に向けた動きが見られる富山県経済の持続的な成長を実現するためには、ものづくり産業、中小企業、中心市街地における商業を振興していくことが重要である。このため、総合的な対策に加え、次の支援措置を提案するもの。 ・ものづくり支援 電源立地地域対策交付金(旧電力移出県等交付金)の弾力運用 産業再配置促進補助金の弾力運用 技術開発補助金等の用途の弾力運用 大学と中小企業の共同研究開発支援による産学連携の強化 知的クラスター創成事業と産業クラスター計画の連携促進 ・中小企業振興 経営革新補助金等により取得した研究機器の弾力的運用 集積活性化補助金等の繰越制度の創設 コミュニティファンド形成への支援 NPO法人の中小企業者としての適用 ・商業振興 TMOの主体としてのNPO法人の追加	TMOになれる主体として、NPO法人の追加	中心市街地活性化法に基づくまちづくり機関としてTMOがあるが、TMOになれる主体として、NPO法人を加えることを求めるもの。 中小商業活性化事業費補助金、中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金における「組合等」にNPO法人を加える。中小企業経営革新等対策費等補助金のうち、大型空き店舗活用支援事業における「組合等」にNPO法人を加えることを求めるもの。	中小商業活性化事業費補助金、中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金における「組合等」にNPO法人を加える。中小企業経営革新等対策費等補助金のうち、大型空き店舗活用支援事業における「組合等」にNPO法人を加えることによって、多様な地域のニーズを吸い上げ、迅速な意思決定ができるようになる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
富山県	富山県	とやまの観光資源活性化プロジェクト	県内経済活性化のために不可欠な観光産業を振興するため、観光客の誘致と県産品の販路拡大に総合的に取り組むこととしている。 本県の観光関連産業の活性化のため、次の支援措置を要望する。 ・地酒の販売手続簡素化 ・中国からの訪日観光ビザの発給地域の拡大	観光用の酒類販売を行う際の手続緩和	県産品のPR・販路拡大を目的とする3セク(富山県いきいき物産隊)が、県内で開催される各種コンベンション等の会場において容易に地酒の販売を行うことができるよう、酒税法第9条の例外措置を求めるもの。	富山県いきいき物産隊が、各種コンベンション会場等に出店し地酒を販売するためには、その都度、酒類販売免許(期限付免許)の申請が必要となるが、容易に免許を取得することができるよう、その手続の簡素化を行う。具体的には、年度当初の年間事業計画により有効期間を1年間とする免許を取得できるものとし、個々の事業は届出制とする。 または、個々の申請に係る添付資料の簡略化等、免許取得申請に係る手続の簡素化を行う。
富山県	富山県	とやまの観光資源活性化プロジェクト	県内経済活性化のために不可欠な観光産業を振興するため、観光客の誘致と県産品の販路拡大に総合的に取り組むこととしている。 本県の観光関連産業の活性化のため、次の支援措置を要望する。 ・地酒の販売手続簡素化 ・中国から日本への観光旅行の査証(ビザ)免除の実施	中国からの観光客を誘致するため、中国から日本への観光旅行の査証(ビザ)免除の実施	中国との国際観光交流を一層促進するため、中国から日本への観光旅行の査証(ビザ)免除の実施を求めるもの。	中国との国際観光交流を一層促進するため、中国から日本への観光旅行の査証(ビザ)免除の実施を求める。特に、次の地域について、格段の配慮を要望する。 1 平成12年9月から訪日団体観光旅行への観光ビザ(査証)が発給されている、上海市、北京市、広東省 2 富山空港から国際定期便が就航している遼寧省
富山県	富山県	とやま地域再生・雇用対策プロジェクト	「若年者トライアル雇用事業」の期間特認の創設 「中小企業基盤人材確保助成金」の助成対象の拡大 「緊急地域雇用創出特別基金事業(中小企業特別委託事業)」の受託企業要件の緩和 国委託訓練における実施主体の拡大 民間教育訓練施設を活用した委託訓練における委託要件の緩和 職業訓練指導員免許の交付申請事務手続きの効率化	「若年者トライアル雇用事業」の期間特認の創設	「若年者トライアル雇用事業」の期間の特認(延長) 厚生労働省の事業であるが、地域の実情に応じて弾力的な運用を行いミスマッチ解消等による人材確保を行うもの。	<現状と支援措置> 現在、「若年者トライアル雇用事業」では、3か月間の試用雇用により、常用雇用への移行判断を行っているが、地域の実情にあわせた対応が必要である。 このため、「トライアル雇用事業実施要領」に特例を認めていただき、銅器や漆器などの地場産業や医薬品配置業などの伝統産業などの県が指定する業種として特認制度を創設し、雇用期間を最大1年間に限り延長を認める。 また、平成14年度まで実施されていた人材育成(研修)に要する経費に対する給付金の支給を復活させる。
富山県	富山県	とやま地域再生・雇用対策プロジェクト	「若年者トライアル雇用事業」の期間特認の創設 「中小企業基盤人材確保助成金」の助成対象の拡大 「緊急地域雇用創出特別基金事業(中小企業特別委託事業)」の受託企業要件の緩和 国委託訓練における実施主体の拡大 民間教育訓練施設を活用した委託訓練における委託要件の緩和 職業訓練指導員免許の交付申請事務手続きの効率化	「中小企業基盤人材確保助成金」の助成対象の拡大	「中小企業基盤人材確保助成金」の助成対象にNPO法人を認める 中小企業基本法で定義する「中小企業(者)」にNPO法人を含め、雇用機会の拡大を図るもの	<現状と支援措置> 現在、中小企業労働力確保法に基づき、創業・異業種進出等を支援する制度である「中小企業基盤人材確保助成金」においては、助成対象となる「中小企業(者)」には、NPO法人が含まれていないことから、NPO法人へも対象を拡大し、創業・異業種進出等の促進による地域の活性化と雇用機会の増大を図る。
富山県	富山県	とやま地域再生・雇用対策プロジェクト	「若年者トライアル雇用事業」の期間特認の創設 「中小企業基盤人材確保助成金」の助成対象の拡大 「緊急地域雇用創出特別基金事業(中小企業特別委託事業)」の受託企業要件の緩和 国委託訓練における実施主体の拡大 民間教育訓練施設を活用した委託訓練における委託要件の緩和 職業訓練指導員免許の交付申請事務手続きの効率化	中小企業の雇用安定の拡大のための受託企業の要件緩和による事業促進化	受託企業要件の緩和 ・「2年連続の売上高減少」要件を削除 ・「3年前に比べた売上高減少(3分の1以上)」要件を現在の半分程度に緩和 対象企業の拡大により事業の活用が促進され、より多くの中小企業の緊急的な雇用の維持・安定が図れる。	<現状と支援措置> ・「2年連続の売上高減少」要件を削除 3年前に比べた売上高減少が3分の1以上となっているが、横ばい又は微増などにより「2年連続の減少」に該当しないケースもあることから、この要件の必要性が認められない。また、若干景気も回復基調にあることから、今後、(売上等が伸びなくても横ばい(或いは微増)となるケースの増加で、「連続して減少」に該当する企業が減少することも見込まれるため、当該要件を削除すべきである。 ・「3年前に比べた売上高減少(3分の1以上)」要件を現在の半分程度に緩和
富山県	富山県	とやま地域再生・雇用対策プロジェクト	「若年者トライアル雇用事業」の期間特認の創設 「中小企業基盤人材確保助成金」の助成対象の拡大 「緊急地域雇用創出特別基金事業(中小企業特別委託事業)」の受託企業要件の緩和 国委託訓練における実施主体の拡大 民間教育訓練施設を活用した委託訓練における委託要件の緩和 職業訓練指導員免許の交付申請事務手続きの効率化	若年者対策訓練(国10/10)の委託先に県を含めるよう要領の改正	若年者職業能力開発支援事業の実施主体に県を加えるよう諸規定の変更を求めるもの。	学卒未就職者や早期離職者、フリーター等を対象とした就職促進のための民間教育訓練機関を活用した委託訓練については、雇用・能力開発機構が主体となって実施することとなっている。 このため、県は独自に若年者就職支援事業を実施しているが、実施回数が少ないことから受講者のニーズに充分応えられない状況にある。 若年者の雇用情勢については、依然として厳しい状況が続いていることから県と雇用・能力開発機構が連携を図り、充実した体制で若年者の就職支援事業を実施するため、県が実施する若年者就職支援訓練(H15~実施)や若年者

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
富山県	富山県	とやま地域再生・雇用対策プロジェクト	「若年者トライアル雇用事業」の期間特認の創設 「中小企業基盤人材確保助成金」の助成対象の拡大 「緊急地域雇用創出特別基金事業(中小企業特別委託事業)」の受託企業要件の緩和 国委託訓練における実施主体の拡大 民間教育訓練施設を活用した委託訓練における委託要件の緩和 職業訓練指導員免許の交付申請事務手続きの効率化	「離転職者等再就職訓練事業委託」に成果主義を導入する際の地域性配慮	離転職者等再就職訓練事業委託の際に、委託費の支払い要件について、過去の平均の就職率等をもとにするなど地域事情に配慮するよう求めるもの。	現在、国は民間教育訓練施設に委託して実施する職業訓練については、H16年度から全国一律要件で、成果主義を導入した委託費の支払いを実施することが予定されている。 しかし、地域によっては資格停止等となった場合、地域に必要な訓練の実施が困難となることや委託先の確保が難しくなることから、計画的に事業を実施するためには地域の実情を加味する必要がある。  国改正(案) 「訓練実施経費+就職支援経費」の2本立て 前年度の委託訓練の平均就職率を上回った場合に就職支援経費を支給。更に施設内訓練の就職率を上回った場合は
富山県	富山県	とやま地域再生・雇用対策プロジェクト	「若年者トライアル雇用事業」の期間特認の創設 「中小企業基盤人材確保助成金」の助成対象の拡大 「緊急地域雇用創出特別基金事業(中小企業特別委託事業)」の受託企業要件の緩和 国委託訓練における実施主体の拡大 民間教育訓練施設を活用した委託訓練における委託要件の緩和 職業訓練指導員免許の交付申請事務手続きの効率化	職業訓練指導員免許の取得手続きの簡素化	職業訓練指導員試験の受験免除者に対する職業訓練指導員免許交付の事務手続きの効率化を求めるもの。	現状、職業訓練指導員免許の交付は、職業能力開発総合大学校修了者や指導員試験の合格者等からの申請に基づいて行われている。一方、職業能力開発促進法及び同法施行規則では指導員試験の受験を免除される者であっても、試験の受験申請手続きを行い、試験合格として申請をしなければ免許の交付をできない規定となっている。 このため、企業内で従業員の指導者に取得を奨励している企業においては、指導員試験の受験を免除される者であっても、年1回実施している試験時期まで手続きを待たなければならないことから改正の要望がでている。  現
富山県	富山県	子育てしやすい環境づくりによる就業促進プロジェクト	安心して仕事をしながら子育てができるよう、補助対象となるファミリー・サポート・センター支部の設置要件の緩和するもの。	仕事と家庭両立支援特別援助事業補助金の要件緩和	現状のファミリー・サポート・センターの設置要件は、原則として、 ・人口5万以上の市町村にあっては本部を設置、 ・支部設置については、人口10万を超える市町村に1カ所、人口が10万人を超える10万人ごとに1カ所ずつ加えた数を設置できることとなっている。  この要件を緩和し、人口要件だけでなく、市町村の地理、歴史的経過などを考慮して、市町村が主体的に支部を設置できるよう、要件の緩和を求める。	<現状と支援措置>  (支部設置の要件) 「支部は、政令指定都市以外の人口10万人を超える市町村については1カ所に人口が10万人を超える10万人ごとに1カ所ずつ加えた数を設置することができる。」 を緩和し、 「ただし、地理的要件など地域の特別な事情がある場合は、別途協議により、人口要件を満たしていなくても支部を設置することができる。」 を付け加える。
富山県	富山県	都市農山漁村交流推進構想	富山県制定の「都市との交流による農山漁村地域の活性化に関する条例」に基づき、指定された「重点地域」においては、構造改革特区認定地区内において適用される都市農山漁村交流関係規制緩和措置(新規以外で、既に国が認めた事項に限る。例:消防法、酒税法、特定農地貸付法等)が、国への特区認定手続きを経ずに適用されることとする。	構造改革特区規制緩和措置適用事務手続きの簡素化	構造改革特区認定地区内において適用される都市農山漁村交流関係規制緩和措置の適用について、国の認定権限を新規以外で、既に国が認めた事項に限って、県に移譲する。	1 富山県制定の「都市との交流による農山漁村地域の活性化に関する条例」に基づき、一定の基準を満たした地域を「重点地域」として知事が指定する。 2 知事により「重点地域指定」を受けた地域内においては、自動的に構造改革特区規制緩和措置(新規以外で、既に国が認めた事項に限る。)が適用され、都市農山漁村交流が活発化する。
富山県	富山県	にぎわいと活気あふれた港づくり	1. 日本の港では深夜や早朝、休日については、原則として、通関手続が行われていない。 このような非効率な通関により、物流コスト増や、国際競争力の低下が懸念されている。 また、平成15年7月から国内14の港湾において、部分的ではあるが、通関手続き業務の時間が拡大されている。 伏木富山港は、環日本海地域の拠点港として、コンテナ貨物の取扱量が増え、今後の取扱量によっては、このような対応が必要と思われる。 2. 港湾施設用地等の公共係留施設附帯施設の占用許可については、港湾局長通達により示されている基本方針(許可基準、専用の場合国へ協議)に沿って運用している。 この方針によれば、漁業協同組合が漁船用施設を設置する場合には占用が認められているが、近年漁業協同組合の統合等により漁船用施設が不要となるケースが見受けられる。 基本方針に沿えば、占用目的が廃止となった時点で施設も撤去すべきケースもあり得るが、活用可能な建築物については、占用に係る基本方針を柔軟化し(基準の緩和、国への協議の撤廃)、同施設を引続き他目的に活用することで、港湾及び地域経済の活性化、新たな雇用の創出を図るものとする。	特定重要港湾伏木富山港における税関の臨時開庁の柔軟対応	税関の時間外や土日開庁を前提とした定期便の誘致を進めるため、必要な税関職員人数を確保するなどして、税関の時間外や土日開庁について、柔軟に対応いただくよう求めるもの。	税関の時間外や土日の開庁については、開税法において、支障がない場合は税関長の承認によって可能となっている。 一定の臨時開庁実績がある地域においては、構造改革特区の指定によって、臨時開庁手数料を含めて恒常的な対応を求めることが可能となっているが、現状の伏木富山港の実績では当該構造改革特区として申請することはできない状況にある。 県としては、積極的なポートセールを進めるため、税関の時間外や土日開庁を前提とした定期便の誘致を行っていきたく考えている。 このため、必要な税関職員人数を確保するなどして、税関の時間外や土日開庁について、柔軟に対応いただくよう求めるもの。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
富山県	富山県	にぎわいと活気あふれた港づくり	<p>1. 日本の港では深夜や早朝、休日については、原則として、通関手続が行われていない。 このような非効率な通関により、物流コスト増や、国際競争力の低下が懸念されている。 また、平成15年7月から国内14の港湾において、部分的ではあるが、通関手続き業務の時間が拡大されている。 伏木富山港は、環日本海地域の拠点港として、コンテナ貨物の取扱量が増え、今後の取扱量によっては、このような対応が必要と思われる。 2. 港湾施設用地等の公共係留施設附帯施設の占用許可については、港湾局長通達により示されている基本方針(許可基準、専用の場合国へ協議)に沿って運用している。 この方針によれば、漁業協同組合が漁船用施設を設置する場合には占用が認められているが、近年漁業協同組合の統合等により漁船用施設が不要となるケースが見受けられる。 基本方針に沿えば、占用目的が廃止となった時点で施設も撤去すべきケースもあり得るが、活用可能な建築物については、占用に係る基本方針を柔軟化し(基準の緩和、国への協議の撤廃)、同施設を引き続き他目的に活用することで、港湾及び地域経済の活性化、新たな雇用の創出を図るものとする。</p>	公共係留施設附帯施設の許可にかかる基本方針の緩和	<p>公共係留施設附帯施設の占用許可の基本方針の緩和</p> <p>公共係留施設附帯施設の占用許可のうち、一旦漁船用施設として建設された施設について、漁船用目的として使用しなくなった場合、昭和34年9月8日付け港管第2288号港湾局長通達「公共係留施設及び同附帯施設の運営について」の基本方針により、占用が認められず、施設を撤去すべきケースが考えられるが、施設の活用、港湾や経済活動の活発化、新たな雇用の創出を図るため、この基本方針を緩和していただきたい(基準の緩和、国への協議を不要とする)。</p>	<p>公共係留施設附帯施設の占用許可については、昭和34年9月8日付け港管第2288号港湾局長通達「公共係留施設及び同附帯施設の運営について」において、「公共係留施設の公共利用を阻害するおそれなく、且つその利用を増進することが確実であるときのほか、これを特定人の専用に供することがあってはならないものとする。なお...特定人の専用施設の用に供しようとするときは...港湾局長に協議されたい」との基本方針が示されている。 ただし漁船用施設については、昭和60年6月12日付け港管1316号港湾局長通達により、漁業協同組合が漁船用施設を設置するときは「港湾局長への協議を要しない」とされているが、漁船用施設としての用途が不要となった場合、基本方針に従い撤去の必要が生じるケースも考えられる。 しかし、直接係留施設の利用増進につながらなくとも、施設を多様な用途(食堂、休憩所等便施設)に活用することで、施設の有効活用、港湾及び経済活動の活発化、新たな雇用の創出が期待されることから、基本方針の占用基準を緩和するとともに、国への協議を不要としていただきたい。</p>
富山県	富山県	元気でにぎわいのある富岩運河等の再生	<p>富岩運河は、富山駅北から富山港を結び、現在、富山駅北の最上流部を環水公園として整備するなど、魅力あるウォーターフロントとして多くの県民に親しまれるよう整備を進めているところである。 しかし、富岩運河等の水底にはダイオキシン類汚染土砂が堆積しており、そのダイオキシン類汚染土砂の対策を行う必要がある。対策を実施するためには、運河管理者である県がその汚染の因果関係について調査し、汚染原因者の費用負担について検討しなければならない。汚染の因果関係を究明するには多大な調査費用がかかることや、汚染原因者との費用負担の折衝に多大な時間を要するため、結果的に対策事業の実施が遅れることになってくる。 これらのことから、支援措置により、ダイオキシン類汚染土砂の対策を早急に行えるようにするもの。</p>	富岩運河のダイオキシン類汚染土砂の対策を法規制前の部分については汚染原因者に費用負担を求めず行政側の負担により実施。	<p>公害防止事業費事業者負担法第四条第一項では、「事業者負担させる費用の総額は、...費用を負担させる事業者の事業活動が...公害についてその原因となると認められる程度に応じた額とする。」、第四条第二項では「...公害の原因となる物質が蓄積された期間等の事情により...妥当でないと認められるときは、...これらの事情を勘案して妥当と認められる額を減じた額をもって負担総額とする」及び第七条「...減すべき額を算定することが困難であると認められるときは、それぞれ当該各号に掲げる割合を第四条第一項の額に乘じた額を基準として...負担総額とすることができるものとする。同条第二項 汚泥その他公害の原因となる物質のしゅっせつ事業等の場合1/2から10/10の割合」とされている。これを、排出規制前の事業活動については減額ではなく、費用負担の対象としないようにして頂きたい。(具体的には、事業活動による費用負担額に対し減額割合を乗ずるのではなく、法規制前の事業活動に係る部分について費用負担の対象としない。)ダイオキシン類の規制がなされていなかった期間の排出に起因する部分については、排出規制を行わなかった行政側の責任として対策費用を負担し、速やかに対策事業を実施する。</p>	<p>公害防止対策事業によりダイオキシン類対策を実施するには、汚染の因果関係を調査し、汚染原因者の費用負担について検討が必要であるが、その費用負担額について、排出基準の法規制前の事業活動によるものは対象とせず、ダイオキシン類の排出規制を設けなかった行政側の責任として対策費用を負担し、速やかに対策事業を実施する。 これにより、将来的な被害を防止することはもとより、富岩運河=ダイオキシン類汚染のマイナスイメージを払拭し、富山市中心部に残った貴重である水辺空間が、県民の「うるおい」「やすらぎ」のある豊かな暮らしを創出し、もっと元気でにぎわいのある場所となる。</p>
富山県	富山県	元気でにぎわいのある富岩運河等の再生	<p>富岩運河は、富山駅北から富山港を結び、現在、富山駅北の最上流部を環水公園として整備するなど、魅力あるウォーターフロントとして多くの県民に親しまれるよう整備を進めているところである。 しかし、富岩運河等の水底にはダイオキシン類汚染土砂が堆積しており、そのダイオキシン類汚染土砂の対策を行う必要がある。対策を実施するためには、運河管理者である県がその汚染の因果関係について調査し、汚染原因者の費用負担について検討しなければならない。しかし、これらの因果関係の解明や汚染原因者との折衝には多大な時間を要することから、結果的に対策事業の実施が遅れることになってくる。 これらのことから、支援措置により、ダイオキシン類汚染土砂の対策を早急に行えるようにするもの。</p>	富岩運河のダイオキシン類汚染原因者の費用負担の検討結果を待たずに、汚染土砂の対策を先行して実施。	<p>公害防止対策事業では、汚染の因果関係を調査し、対策事業費に対する汚染原因者の費用負担について検討した上で実施するよう指導されている。また、公害防止事業費事業者負担法では、「公害防止事業を実施するときは、当該公害防止事業に係る費用負担を定めなければならない。」とされている。しかし、ダイオキシン類による汚染の因果関係の解明に時間を要すること、さらに因果関係が解明できたとしても汚染者との費用負担の折衝には多大な時間を要する(最終的には、汚染原因者との裁判も予想され、対策事業実施まで長期化する場合も考えられる)ことから、費用負担計画の策定前であっても汚染土砂の対策を先行して実施できるように認めていただきたい。</p>	<p>公害防止対策事業によりダイオキシン類対策を実施するには、汚染の因果関係を調査し、汚染原因者の費用負担について検討した上で実施するよう指導されている。また、公害防止事業費事業者負担法では、「公害防止事業を実施するときは、当該公害防止事業に係る費用負担を定めなければならない。」とされている。しかし、ダイオキシン類による汚染の因果関係の解明に時間を要すること、さらに因果関係が解明できたとしても汚染者との費用負担の折衝には多大な時間を要する(最終的には、汚染原因者との裁判も予想され、対策事業実施まで長期化する場合も考えられる)ことから、費用負担計画の策定前であっても汚染土砂の対策を先行して実施できるように認めていただきたい。 対策を先行して行うことにより、将来的な環境被害を防止することはもとより、富岩運河=ダイオキシン類汚染のマイナスイメージを早急に払拭し、富山市中心部に残った貴重である水辺空間が、県民の「うるおい」「やすらぎ」のある豊かな暮らしを創出し、もっと元気でにぎわいのある場所となる。</p>
富山県	富山県	キャリアアップ教育推進構想	県内の全ての公立中学校の2年生を対象に、1週間の学校外での職場体験活動等を実施する「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」の実践を踏まえ、公立高校の専門学科において、卒業までに1ヶ月間のインターンシップを実施し、キャリアアップ教育の推進により、真に自立し、職業能力を發揮して社会に貢献する人材の育成に努める。	公立高校でのインターンシップ実施に係る教員の加配と諸経費の確保	公立高校でのインターンシップ実施に係る教員の加配とキャリアアップ教育推進事業費の重点的配分	公立高校の専門学科において、3年間で1ヶ月間のインターンシップを実施し、それを単位認定する

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
富山県	富山県	キャリアアップ教育推進構想	県内の全ての公立中学校の2年生を対象に、1週間の学校外での職場体験活動等を実施する「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」の実践を踏まえ、公立高校の専門学科において、卒業までに1ヶ月間のインターンシップを実施し、キャリアアップ教育の推進により、真に自立し、職業能力を發揮して社会に貢献する人材の育成に努める。	インターシップ受入企業への助成措置	国のインターンシップ推進等に関する事業費等の使途拡大	ジュニア・インターシップ推進事業費の受入企業への助成金としての使途拡大
富山県	八尾町	「日本の駅」越中八尾スロートウンステーション構想	八尾町は「おわら風の盆」「曳山まつり」等で全国的に知られる観光地であり、イベント開催時期は人口23000人弱の町に25万人もの観光客が来町する。しかし、その賑わいも一時であるため、越中八尾スロートウンステーション構想では、八尾町全体を「日本の駅」として位置付けて整備を進める構想とし、県・町、商工会、民間企業、TMO、地元商店組合等が一括して事業採択を受けて「日本の駅」の玄関口である八尾駅周辺の交通機能や商業機能の再生、コミュニティ機能や情報発信機能を強化する等の八尾駅周辺整備事業を総合的に実施し、「日本の駅・八尾」を訪れる100万人交流者の実現によって、歴史と伝統文化の町「スロートウン・八尾」を再生するという構想を提案することとしたい。	越中八尾駅前周辺整備事業を総合的、一体的行うため県・町・民間等の輻輳する事業について町など一括採択を受けて実施することができる補助金制度の創設(日本の駅・八尾の採択)	八尾町中心市街地活性化基本計画において重点地域に位置付けた福島地区のJR越中八尾駅前の周辺整備事業を総合的、一体的に実施するため県・町・民間等の輻輳する事業について「日本の駅」という理念の基に町などが一括採択を受けて実施することができる補助金制度を創設していただく実施することとしたい。	駅舎建替え事業・・・駅・まち一体改善事業の推進事業 まちづくり総合支援事業(福島大橋建設事業 街路事業(町並み景観) 県道改良事業 小売商業等店舗集約化事業(TMO・市街地再開 発組合) 観光物産館等建設事業(小規模企業支援事業) 越中八尾駅周辺整備事業として上記事業を一体的に行う。効果としては、快適で魅力的な駅舎の建替えやコミュニティホールや情報発信機能を有する観光案内施設、地区の利便性・アクセス性向上のための道路整備及び駅前ひろばや駐車場・駐輪場の整備等を「おわらのまち」にふさわしい空間演出、町並みの形成づくりという共通の理念で建設することにより快適で魅力ある都市空間が創出することにより年間100万人の観光が来町し、通年型観光による商業の活性化を実現することができる。
新潟県	浦川原村	ふるさと産業おこし戦略	面積50km <sup>2</sup> 、人口4千人の小さな村で、農業特区に参入した建設業2社と地域の食品加工業4社、木工建築業1社が共同して地域振興法人を立ち上げ、農を中心にした直販施設「ふるさと産業会館」を建設し、地域農業、地域中小企業の再生と雇用拡大を目指す。平野部と山間部の接点に位置する地の利を生かし、建設が進む地域高規格道路インターチェンジ周辺に、人、物、情報発信の拠点作りを行う。日本海側と首都圏を結ぶ最短ルートとなる高規格道路「上越魚沼地域振興快速道路」沿線は農村の原風景が多く残る東頸城地方を東西に走る幹線道路として整備が進み、並走する国道253号と最も近接する浦川原村に積極的に人、物、情報を呼び込むためのシンボル施設となる。	農林水産補助事業の「新山村振興等農林漁業特別対策事業」の事業主体の要件緩和	地域再生計画には、従来の行政主導から民間企業の経営ノウハウを活用することが最も効果を発揮すると考えられることから、従来認められていない国庫補助事業の事業実施主体として、民間企業が出資する「地域振興法人」を認めて頂きたい。	地域再生計画「ふるさと産業おこし戦略」に基づき建設される「ふるさと産業会館」の建設
石川県	石川県	石川デジタルコンテンツ産地形成推進構想	石川県におけるコンテンツ関連産業は、今後、本県の産業構造の一翼を担う可能性が期待できる状況となっていることから、さらにデジタルコンテンツ産地形成を目指し、そのために必要となる機能の集積に取り組む。<人材育成拠点機能、研究開発拠点機能、情報発信拠点機能、企業(起業)育成機能>	石川県Eビジネストライアル事業の大学での単位認定化への協力	デジタルコンテンツ産業を担う若手人材をOJTにより育成する石川県独自のEビジネストライアル事業について、参加者(学生)の満足度は高い一方で学業との両立が課題となっていることから、学生が学業との両立に支障なく参加できるよう、本県が行う大学に対する単位認定の働きかけへの協力依頼	デジタルコンテンツを活用したEビジネスを推進できる人材(Eビジネスプロデューサー)を養成するため、県や企業から実際に発注されるEビジネス企画案件にOJT方式で取り組む教育プログラム(石川県Eビジネストライアル)に、学生が学業と両立させながら参加することを容易にする。
石川県	石川県	石川デジタルコンテンツ産地形成推進構想	石川県におけるコンテンツ関連産業は、今後、本県の産業構造の一翼を担う可能性が期待できる状況となっていることから、さらにデジタルコンテンツ産地形成を目指し、そのために必要となる機能の集積に取り組む。<人材育成拠点機能、研究開発拠点機能、情報発信拠点機能、企業(起業)育成機能>	若年者のためのワンストップサービスセンターのモデル地域の指定	デジタルコンテンツ産業を担う若手人材をOJTにより育成する石川県独自のEビジネストライアル事業を核として、若年者に対して、カウンセリングから研修等まで一貫したサービスを実施するために、「若者自立・挑戦プラン」に基づく若年者のためのワンストップサービスセンター(通称:Job-Cafe)整備のためのモデル地域に指定	デジタルコンテンツを活用したEビジネスを推進できる人材(Eビジネスプロデューサー)を養成するため、県や企業から実際に発注されるEビジネス企画案件にOJT方式で取り組む教育プログラム(石川県Eビジネストライアル)に、カウンセリングから一貫した教育を追加することにより、デジタルコンテンツ産業を担う若手人材を育成する。
石川県	石川県	石川デジタルコンテンツ産地形成推進構想	石川県におけるコンテンツ関連産業は、今後、本県の産業構造の一翼を担う可能性が期待できる状況となっていることから、さらにデジタルコンテンツ産地形成を目指し、そのために必要となる機能の集積に取り組む。<人材育成拠点機能、研究開発拠点機能、情報発信拠点機能、企業(起業)育成機能>	全国初のデジタルアーカイブ研修の実施及び全国的集客への協力	平成16年度より、(株)石川県ソフトウェア研修開発センターにおいて、コンテンツ関連の研修事業を本格的に実施する予定としており、全国初のデジタルアーカイブ研修も開始する予定であることから、開始に当たっては、国及び関係機関の協力も得ながら、全国的集客の推進を図る。	(株)石川県ソフトウェア研修開発センターにおいて、コンテンツ・ビジネスの起業等を目指すクリエイター等を対象として、全国初のデジタルアーカイブ研修を、国及び関係機関の協力も得ながら、全国から受講者を募集して実施し、デジタルアーカイブ技術者を養成することにより、デジタルコンテンツ産地育成を人材育成面から推進する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
石川県	石川県	石川デジタルコンテンツ産地形成推進構想	石川県におけるコンテンツ関連産業は、今後、本県の産業構造の一翼を担う可能性が期待できる状況となっていることから、さらにデジタルコンテンツ産地形成を目指し、そのために必要となる機能の集積に取り組む。＜人材育成拠点機能、研究開発拠点機能、情報発信拠点機能、企業（起業）育成機能＞	コンテンツ関連の国の研究機関の誘致	デジタルアーカイブ産地を目指すために、後方より支援する研究者の集積と誘致を図り、さらなる集積を目指すため、研究用のスタジオを所有しコンテンツ作成を研究する国の機関や研究所を誘致する。	ネットワークインフラ技術研究基盤において北陸先端科学技術大学院大学を核とするいしかわサイエンスパークの優位性を広くアピールして、それを呼び水とし、研究用のスタジオを所有しコンテンツ作成を研究する国の機関や研究所を誘致する。
石川県	石川県	石川デジタルコンテンツ産地形成推進構想	石川県におけるコンテンツ関連産業は、今後、本県の産業構造の一翼を担う可能性が期待できる状況となっていることから、さらにデジタルコンテンツ産地形成を目指し、そのために必要となる機能の集積に取り組む。＜人材育成拠点機能、研究開発拠点機能、情報発信拠点機能、企業（起業）育成機能＞	「IT・観光事業」の国の関連団体での企画採択	本県の文化資産をデジタルアーカイブする「石川新情報書府」事業で蓄積された「デジタルアーカイブ技術」を活用し、観光産業との連携を図るトライアル事業について、国の関連団体から委託を受けてモデル事業として実施する。	本県の文化資産をデジタルアーカイブする「石川新情報書府」事業で蓄積された「デジタルアーカイブ技術」を活用し、16年度に観光産業との連携を図るトライアル事業の企画書及びプロトタイプを作成し、国の関連団体（TAO, IPA等）に提案を行い、17年度に国関連団体からモデル事業として受託し、設計制作を実施する。
石川県	石川県	石川ニッチトップ企業倍増計画	本県には、優れた技術力を背景に特定分野で高いシェアを誇るニッチトップ企業が多く存在するが、経済の活性化を図るため、今後10年間でニッチトップ企業数の倍増を目指す。	次世代型企業認定審査会（仮称）への協力	既存企業の中で、キラリと光る技術を有する企業を目利きを行う「次世代型企業認定審査会」（仮称）において、公正・客観的な審査を行うためには、当該審査会の委員を、国及び関係機関の協力を得ながら、県内に限らず、国及び関係機関の研究者など全国から専門家を選定することが必要である。	既存企業の中で、キラリと光る技術を有する企業を目利きを行う「次世代型企業認定審査会」（仮称）において、公正・客観的な審査を行い、認定された企業に対し、「選択と集中」により一環・集中した支援を行い、中堅企業への育成を行う。
石川県	石川県	石川ニッチトップ企業倍増計画	本県には、優れた技術力を背景に特定分野で高いシェアを誇るニッチトップ企業が多く存在するが、経済の活性化を図るため、今後10年間でニッチトップ企業数の倍増を目指す。	研究開発補助金に係る購入機械装置の工程使用禁止規定の廃止	既存企業の中で、キラリと光る技術を有する企業に対し、研究開発補助から事業化まで一環・集中した支援を行うため、研究開発補助金で購入した機械装置等を補助事業終了後にも生産活動に使用することが必要であるため、補助事業終了後に自社の工程で使用することを禁ずる取扱いを廃止されたい。	既存企業の中で、キラリと光る技術を有する企業に対し、研究開発補助から事業化まで一環・集中した支援を行うため、研究開発補助金で購入した機械装置等を補助事業終了後にも生産活動に使用することを可能とすることにより、研究成果を事業化へ結びつける。
石川県	石川県	石川ニッチトップ企業倍増計画	本県には、優れた技術力を背景に特定分野で高いシェアを誇るニッチトップ企業が多く存在するが、経済の活性化を図るため、今後10年間でニッチトップ企業数の倍増を目指す。	研究開発補助金の交付決定前経費の対象化	研究開発補助金の申請から交付決定まで数ヶ月の期間を要しているため、申請企業が遅滞なく研究事業に着手できるよう、交付決定前であっても、申請日以降の経費については補助対象とされたい。	既存企業の中で、キラリと光る技術を有する企業に対し、研究開発が遅延することないように研究開発補助金の対象期間を拡大することにより、研究開発から事業化まで一環・集中した支援を行う。
石川県	石川県	石川ニッチトップ企業倍増計画	本県には、優れた技術力を背景に特定分野で高いシェアを誇るニッチトップ企業が多く存在するが、経済の活性化を図るため、今後10年間でニッチトップ企業数の倍増を目指す。	研究開発補助金のテストピース等の保管規定の廃止	研究開発補助金の対象の原材料等について、研究又は試作の途上において発生した仕損じ品及び研究に使用したテストピース等を保管させることとなっているが、中小企業者にとっては負担となっているため、廃止されたい。	既存企業の中で、キラリと光る技術を有する企業に対し、不要品の管理・保管という無用の負担を排除し、研究に専念できる環境整備を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
石川県	石川県	石川ニッチトップ企業倍増計画	本県には、優れた技術力を背景に特定分野で高いシェアを誇るニッチトップ企業が多く存在するが、経済の活性化を図るため、今後10年間でニッチトップ企業数の倍増を目指す。	産学官共同研究開発大型プロジェクト補助事業への採択	既存企業の中で、キラリと光る技術を有する企業に対し、研究開発補助から事業化まで一環・集中した支援を行うため、特に高度な研究開発テーマについては、国の産学官共同研究開発大型プロジェクト補助事業に対し提案を行い、国からの委託研究として実施し、実用化を図る。	既存企業の中で、キラリと光る技術を有する企業に対し、研究開発補助から事業化まで一環・集中した支援を行うため、特に高度な研究開発テーマについては、国の産学官共同研究開発大型プロジェクト補助事業に対し提案を行い、国からの委託研究として実施し、実用化を図る。
石川県	石川県	石川ニッチトップ企業倍増計画	本県には、優れた技術力を背景に特定分野で高いシェアを誇るニッチトップ企業が多く存在するが、経済の活性化を図るため、今後10年間でニッチトップ企業数の倍増を目指す。	若年者のためのワンストップサービスセンターのモデル地域の指定	キラリと光る技術を有する企業に対し、人材不足のデスバレーを克服するための支援を行うため、若年者に対して、カウンセリングから研修等まで一貫したサービスを実施する、「若者自立・挑戦プラン」に基づく若年者のためのワンストップサービスセンター(通称: Job-Cafe) 整備のためのモデル地域に指定	キラリと光る技術を有する企業が求める工学系・MOT人材や若年技能者等を養成するため、本県に集積する高等教育機関の優秀な学生等若年者に対し、カウンセリングから一貫した教育を実施することにより、ニッチトップ企業育成のための人材不足のデスバレーを克服する。
石川県	石川県	外国人観光客の誘致促進	国際観光の推進については、新たな観光需要先として大いに期待しているところである。 今後、更に誘客促進を図るためには、ビザ発給をはじめ様々な入国手続きの煩雑化が訪日観光を阻害している側面もあることから、入国手続き等の簡素化、迅速化への早期対応、更に海外での訪日観光PRについては、VJC等による積極的誘客宣伝を願いたい。	外国人観光客の誘致促進	中国人観光客の訪日旅行査証の解禁地域の拡大 外国人観光客に対する入国審査の簡素化、迅速化 海外における観光誘客宣伝の展開	中国人観光客の訪日旅行査証の解禁地域の拡大 解禁=北京市、上海市、広東省(H12.9) 予定=天津市、遼寧省、山東省、江蘇省、浙江省 解禁予定地区の早期実現 観光ビザの全面的な解禁及び免除 外国人観光客に対する入国審査等の簡素化、迅速化 小松空港、能登空港での手続き 海外における観光誘客宣伝の展開 VJCの積極的な展開 一地方では世界的なPRは困難
石川県	石川県	都市内公共交通利用促進に伴うコンパクトシティ化プロジェクト	県や市が主体となって実施するパーク・アンド・ライド駐車場として、国有財産である駐車場や未利用地を積極的に提供する。 利用者は、そこに車を止め公共交通機関に乗り換えて都心部へ向かうことになるが、中心商店街の共通商品券の購入を行う。これにより、公共交通の利用促進を図るとともに、中心市街地の賑わいを創出による地域経済の活性化やパーク・アンドライド駐車場を管理ことによる地域雇用の創出に寄与することができる。	パーク・アンド・ライドによる中心市街地の賑わい、雇用の創出	パーク・アンド・ライド駐車場を増やし、そこに車を止め公共交通機関に乗り換えて都心部へ通勤したり、中心市街地で買物を行う。利用者は、中心商店街の共通商品券の購入を行うこととする。これにより、公共交通の利用促進を図るとともに、中心市街地の賑わいを創出による地域経済の活性化やパーク・アンドライド駐車場を管理ことによる地域雇用の創出に寄与することができる。	県や市が主体となって実施するパーク・アンド・ライド駐車場として、国有財産である駐車場や未利用地を積極的に提供する。 利用者は、そこに車を止め公共交通機関に乗り換えて都心部へ向かうことになるが、郊外の商業施設を利用したパーク・アンド・ライド駐車場では、駐車する商業施設の月当たり3000円から5000円の商品券を購入しているため、国有地に駐車する場合は中心商店街の共通商品券の購入を行う。
石川県	石川県	住民主体のまちづくりブランドプロジェクト	地方都市再生に向け、中心市街地等の活性化の実現のため、地域住民の持続的なまちづくり活動の支援を行い、魅力的なまちづくりブランドの創出を行うもの。 市町や、まちづくり協議会などに権限を移譲することで、住民主体の公共空間の整備、利活用等や、美しい景観づくりの推進を図るもの。	道路構造をまちづくりの視点で市町やまちづくり団体等と協働で策定。	道路の技術的な基準として「道路構造令」が定められているが、その内容を弾力的に運用することで、「地域の個性を生かした再生」に必要な道路構造のあり方を検討し、実現。	構想区域内において、地域の個性を生かしたまちづくりの実現に必要な道路構造を、市町やまちづくり団体等と協働で策定し、使い勝手のよい公共施設整備を推進する。(例: 緑石の全区間フラット化により、道路全幅を利用したイベントの実施等)
石川県	石川県	住民主体のまちづくりブランドプロジェクト	地方都市再生に向け、中心市街地等の活性化の実現のため、地域住民の持続的なまちづくり活動の支援を行い、魅力的なまちづくりブランドの創出を行うもの。 市町や、まちづくり協議会などに権限を移譲することで、住民主体の公共空間の整備、利活用等や、美しい景観づくりの推進を図るもの。	道路管理のうち占用許可の一部等を、市町やまちづくり団体等に権限移譲	道路法第32条(道路占用の許可)の許可権限の一部を市町やまちづくり団体に移譲し、公共空間を利用したイベント等の開催の容易化迅速化を実現し、個性を生かした魅力的なまちづくり活動の支援を図る。	構想区域内において、地域の個性を生かしたまちづくり活動の一環として、道路など公共施設を活用したイベントの開催をより一層活発化することが有効であり、その際、占用許可権限の委譲により、より円滑な手続きの実施を図ることができる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
石川県	石川県	住民主体のまちづくりブランドプロジェクト	地方都市再生に向け、中心市街地等の活性化の実現のため、地域住民の持続的なまちづくり活動の支援を行い、魅力的なまちづくりブランドの創出を行うもの。市町や、まちづくり協議会などに権限を移譲することで、住民主体の公共空間の整備、利活用等や、美しい景観づくりの推進を図るもの。	違反広告物の除却権限を、市町やまちづくり団体等に権限移譲	屋外広告物法第7条の違反広告物の除去権限を、市町やまちづくり団体に権限移譲し、不法不良看板の迅速な撤去を進め、街並み景観の向上を図る。	構想区域内において、地域の個性を生かした美しい景観の形成に向け、不良看板等を迅速に撤去することで、良好で魅力的なまちづくりとなるもの。
石川県	石川県	河北潟干拓地土地有効活用構想	河北潟干拓地を対象として、農業経営の改善及び土地の有効利用確保を図るため、 国営干拓建設事業負担金の償還条件の緩和 農業生産法人以外の法人について、所有権の取得 農地転用規制の緩和 用途変更に係る国庫補助金の返還免除 農地保有合理化法人等による農地の転用を前提とした農地取得容認	農業生産法人以外の法人についての農地の取得	農地法上、農業生産法人以外の法人についての農地の取得は制限されているが、県農業開発公社保有農地の売り渡し促進が進まない中で、農地流動化を促進し、土地の有効活用が進められるよう、農業生産法人以外の法人についての農地の取得を求める。	農地法上、農業生産法人以外の法人についての農地の取得を認めることで、県農業開発公社保有農地の売り渡しの促進が図られ、農地流動化を円滑に進めることができる。
石川県	石川県	河北潟干拓地土地有効活用構想	河北潟干拓地を対象として、農業経営の改善及び土地の有効利用確保を図るため、 国営干拓建設事業負担金の償還条件の緩和 農業生産法人以外の法人について、所有権の取得 農地転用規制の緩和 用途変更に係る国庫補助金の返還免除 農地保有合理化法人等による農地の転用を前提とした農地取得容認	農業用区域における土地利用制限の緩和	河北潟干拓地の土地の流動化を円滑に進めるため、農業用区域内で設置が可能な施設の範囲を拡大し、例えば、農作物の加工・販売施設等について、農業者が設置するもの生産する農畜産物の半分以上が当該市町村産のものでなければならぬといった要件を緩和する。	農業用区域内で設置が可能な施設の範囲を拡大することで、県農業開発公社保有農地の売り渡し促進や、農地流動化を円滑に進め、食品メーカーなど、食に関連する民間企業が農産物加工場等を設置できるようにする。
石川県	石川県	河北潟干拓地土地有効活用構想	河北潟干拓地を対象として、農業経営の改善及び土地の有効利用確保を図るため、 国営干拓建設事業負担金の償還条件の緩和 農業生産法人以外の法人について、所有権の取得 農地転用規制の緩和 用途変更に係る国庫補助金の返還免除 農地保有合理化法人等による農地の転用を前提とした農地取得容認	農振除外及び非農業用途への転用に係る要件の緩和	河北潟干拓地の、農地の有効活用を図るため、農振法において、事業完了年度の翌年度から起算して8年経過しない農地及び20ha以上の農地は、農振除外できないとされていること。及び、農地法上、事業が行われた農地及び20ha以上の農地は、原則として転用できない「第1種農地」とされている等の要件の適用除外を求める。	農振除外及び非農業用途への転用に係る要件を緩和することで、県農業開発公社保有農地を含む、買手の見込めない農地の新たな活用が期待できる。
石川県	石川県	河北潟干拓地土地有効活用構想	河北潟干拓地を対象として、農業経営の改善及び土地の有効利用確保を図るため、 国営干拓建設事業負担金の償還条件の緩和 農業生産法人以外の法人について、所有権の取得 農地転用規制の緩和 用途変更に係る国庫補助金の返還免除 農地保有合理化法人等による農地の転用を前提とした農地取得容認	農地保有合理化法人等による農地の転用を前提とした農地取得の容認	河北潟干拓地においては、離農者の増大が見込まれる一方、これ以上の農業的利用の拡大は事実上殆ど期待できないことから、農地保有合理化法人である県農業開発公社による転用を前提とした農地の先行取得を認める。	転用を前提とした農地の取得を農地保有合理化法人である県農業開発公社に認めることで、非農業用途への土地の活用が期待できる。
石川県	石川県	河北潟干拓地土地有効活用構想	河北潟干拓地を対象として、農業経営の改善及び土地の有効利用確保を図るため、 国営干拓建設事業負担金の償還条件の緩和 農業生産法人以外の法人について、所有権の取得 農地転用規制の緩和 用途変更に係る国庫補助金の返還免除 農地保有合理化法人等による農地の転用を前提とした農地取得容認	大麦・大豆の作付について、転作助成金並みの作付奨励金の助成	河北潟干拓地は水田の拡大と水害常襲地帯である沿岸既耕地の排水改良を目的に昭和38年度に国営河北潟干拓事業により着工されたが、昭和40年代からの米余りが顕著化したことで、昭和45年度に開田抑制通達が出され、水田から畑作と酪農に計画が変更された。このため、大区画を活用した土地利用型作物である、大麦・大豆を主体に営農を行っているが、麦・大豆の価格低迷及び事業償還負担金により農業経営は非常に厳しい状況にある。このことから、大麦・大豆の転作助成金並みの作付奨励金の助成を求める。	大麦・大豆の転作助成金並みの作付奨励金を助成することで、土地利用型作物である、大麦・大豆の作付が増加し、河北潟干拓地の特徴を活かした大区画営農の確立が期待でき、併せて農地の流動化が促進される。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
石川県	石川県	河北潟干拓地土地有効活用構想	河北潟干拓地を対象として、農業経営の改善及び土地の有効利用確保を図るため、 国営干拓建設事業負担金の償還条件の緩和 農業生産法人以外の法人について、所有権の取得 農地転用規制の緩和 用途変更に係る国庫補助金の返還免除 農地保有合理化法人等による農地の転用を前提とした農地取得容認	河北潟干拓地において、加工米の作付を認める。	河北潟干拓地は水田の拡大と水害常襲地帯である沿岸既耕地の排水改良を目的に昭和38年度に国営河北潟干拓事業により着工されたが、昭和40年代からの米余りが顕著化したことで、昭和45年度に開田抑制通達が出され、水田から畑作と酪農に計画が変更された。しかしながら、増反農家の高齢化の進行に加え、野菜生産に多大の労働力を要すること、野菜等の価格の低迷などにより、入植農家の経営状況は非常に厳しいものになっている。このため、耕作放棄地の増加だけでなく、干拓地から撤退を希望する農家も増えてきている。よって、干拓地での加工米の作付けを認め、地域再生を図ることを目的とする。	加工米の作付を認めることで、河北潟干拓地の特徴である大区画圃場を活かした大規模経営、低コスト化が図られ、農業所得の向上が図られるとともに、農地の流動化が促進される。
石川県	小松市	小松東部活性化構想	本来、行政が整備すべきインフラ整備について、民間が求める工程と合わない等、特別の事情がある場合、民間による整備を認め、後年度に行政が民間へ支払いできる制度を創設する。なお、本事業は非補助の区画整理事業で、沿道区画整理型街路事業の補助採択を仮定している。	民間による公共施設の整備に対する行政の支援	民間による公共施設の整備を認め、その経費を行政が期間を定め支払う。	区画整理事業区域内の都市計画道路の整備を区画整理事業の施行主体である組合に委任し、道路の早期供用を図る。整備費の組合への変換期間については、行政の財政状況を勘案し、柔軟に設定する。整備費については、補助事業に準じ、国と市が負担する。都市計画道路の早期供用を立地前提とする民間商業施設の希望に応えることにより、民間投資の誘発を促すことができる。ひいては、地域の活性化、商業施設等の雇用創出、区画整理事業の採算性の向上等が期待できる。行政としても、年度別公共投資額の平準化を図ることができると同時に計画的に都市基盤を強化できる。
石川県	小松市	中小企業の土地の有効活用構想	道路法、建築基準法施行令に、「1企業であつても多数の通行又は多量の物品の運搬の用途に供するもので、道路の交通の緩和に寄与するもの」であれば、許可できる条文としていただきたい。	中小企業の一体的な土地利用の促進、併せて企業育成支援	交通量の少ない市町村道において、国道、県道並に規制する事は、周辺地域にとつても事故防止の観点からも十分とは言えない、よつて、施策の利便性の向上を求めたい。	全国でも中小企業にあつては道路を挟んで、事務所と、工場が立地しているケースが多々あると思われる、事業所としては、上空に通路を設ける事により一体的な利用が図られ、又、地域にとつても、従業員、物品等が道路を横断する事も少なくなり、事故防止にも寄与すると考えられる。
石川県	金沢市	元気で暮らしやすい金沢まちなか再生構想	地方都市において喫緊の課題である中心市街地の活性化については、金沢市においても中心市街地活性化計画(平成10年策定)に基づき、戦略的なプロジェクトを重層的多面的に推進してきたところである。本構想は、中心市街地の更なる活性化を推進し、交流拠点の活用による交流人口の増加並びに魅力ある住環境づくりによる定住人口の増加を図るため、「個性を活かした美しいまちづくり」、「暮らしの良さを実感する定住促進」、「元気な商店街・都心ビジネスの形成」、「人・環境にやさしいまちなか交通の確立」、「まちなか交流活動の促進」の5つの整備方針に則した施策の展開、まちづくりや定住政策に必要な権限移譲等それら整備方針に沿った支援措置提案の実現、により元気で暮らしやすいまちなか再生を具現化するものである。	まちなかの駐車場を制御できる概念の駐車場法への明記	無秩序な駐車場の増加が中心市街地活性化の大きな足枷となっているため、まちづくりの観点から一定の制御が必要であり、そのため駐車場法に駐車場制御の概念を明記するとともに、市が条例を定めた際には法から強制力を授けられる条項を追加する。	中心市街地空洞化の顕著な現象である無秩序な駐車場の増加を抑制し、土地の高度利用化と建物利用の推進を図るため条例を制定し、駐車場配置計画の策定及び駐車場の集約化、土地の建物利用を推進する。
石川県	金沢市	元気で暮らしやすい金沢まちなか再生構想	地方都市において喫緊の課題である中心市街地の活性化については、金沢市においても中心市街地活性化計画(平成10年策定)に基づき、戦略的なプロジェクトを重層的多面的に推進してきたところである。本構想は、中心市街地の更なる活性化を推進し、交流拠点の活用による交流人口の増加並びに魅力ある住環境づくりによる定住人口の増加を図るため、「個性を活かした美しいまちづくり」、「暮らしの良さを実感する定住促進」、「元気な商店街・都心ビジネスの形成」、「人・環境にやさしいまちなか交通の確立」、「まちなか交流活動の促進」の5つの整備方針に則した施策の展開、まちづくりや定住政策に必要な権限移譲等それら整備方針に沿った支援措置提案の実現、により元気で暮らしやすいまちなか再生を具現化するものである。	バス路線変更・バス停位置変更等国の許可権限を移譲	地域に密着した公共交通政策の具現化を図るため、バス路線変更・バス停位置変更等バス事業者に対する国の許可権限を市町村に移譲する。	バス事業者の事業計画の変更(バス路線・バス停位置変更等)に関する権限、特に地域コミュニティバスに関する権限を市町村が保持することにより、各種施策(オムニバスタウン、ふらっとバス、生活バス路線補助)がバス事業者との連携のもと、より地域ニーズに合致するものとなる。
石川県	金沢市	元気で暮らしやすい金沢まちなか再生構想	地方都市において喫緊の課題である中心市街地の活性化については、金沢市においても中心市街地活性化計画(平成10年策定)に基づき、戦略的なプロジェクトを重層的多面的に推進してきたところである。本構想は、中心市街地の更なる活性化を推進し、交流拠点の活用による交流人口の増加並びに魅力ある住環境づくりによる定住人口の増加を図るため、「個性を活かした美しいまちづくり」、「暮らしの良さを実感する定住促進」、「元気な商店街・都心ビジネスの形成」、「人・環境にやさしいまちなか交通の確立」、「まちなか交流活動の促進」の5つの整備方針に則した施策の展開、まちづくりや定住政策に必要な権限移譲等それら整備方針に沿った支援措置提案の実現、により元気で暮らしやすいまちなか再生を具現化するものである。	まちなかの道路の一体的な管理権限を移譲	中心市街地における幹線を利用したまちづくりを推進するため、まちなかの国道、県道の政令市なみの管理権限を移譲する。	まちなかの国道、県道、特に157号線及び金沢駅通り線の管理権限を保持することにより、照明施設、植栽、観光案内板・ベンチ・彫刻の設置、歩道の意匠等の統一、不法占用物件の指導・除去などが可能となり、一体的なまちづくりを推進する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
石川県	金沢市	元気で暮らしやすい金沢まちなか再生構想	地方都市において喫緊の課題である中心市街地の活性化については、金沢市においても中心市街地活性化計画(平成10年策定)に基づき、戦略的なプロジェクトを重層的多面的に推進してきたところである。本構想は、中心市街地の更なる活性化を推進し、交流拠点の活用による交流人口の増加並びに魅力ある住環境づくりによる定住人口の増加を図るため、「個性を活かした美しいまちづくり」、「暮らしの良さを実感する定住促進」、「元気な商店街・都心ビジネスの形成」、「人・環境にやさしいまちなか交通の確立」、「まちなか交流活動の促進」の5つの整備方針に則した施策の展開、まちづくりや定住政策に必要な権限移譲等それら整備方針に沿った支援措置提案の実現、により元気で暮らしやすいまちなか再生を具現化するものである。	道路等占用(使用)許可の容易化・迅速化	道路、河川、公園、合同庁舎、裁判所等公共施設の施設の一部を占用又は使用する場合には必要な国、県の許可について、届出制にする等許可基準を緩和する。	観光案内板や臨時観光案内ブースを適時適切に設置することにより、観光客に対するホスピタリティの向上を図る。
石川県	金沢市	元気で暮らしやすい金沢まちなか再生構想	地方都市において喫緊の課題である中心市街地の活性化については、金沢市においても中心市街地活性化計画(平成10年策定)に基づき、戦略的なプロジェクトを重層的多面的に推進してきたところである。本構想は、中心市街地の更なる活性化を推進し、交流拠点の活用による交流人口の増加並びに魅力ある住環境づくりによる定住人口の増加を図るため、「個性を活かした美しいまちづくり」、「暮らしの良さを実感する定住促進」、「元気な商店街・都心ビジネスの形成」、「人・環境にやさしいまちなか交通の確立」、「まちなか交流活動の促進」の5つの整備方針に則した施策の展開、まちづくりや定住政策に必要な権限移譲等それら整備方針に沿った支援措置提案の実現、により元気で暮らしやすいまちなか再生を具現化するものである。	特定優良賃貸住宅等の入居者負担基準額等の改正	国の特定優良賃貸住宅制度を活用し民間活力を導入したまちなかでの良好な住環境整備を促進するため、特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅の入居者負担基準額及び調整係数を本市の実情に合ったものに改正する。	入居者負担基準額及び調整係数が本市の実情に合うことにより、本市の「まちなか特定優良賃貸住宅建設費補助」、「まちなか高齢者向け優良賃貸住宅建設費補助」制度がさらに活用されるようになり、民間活力を導入したまちなかでの良好な住環境整備が促進される。
石川県	金沢市	元気で暮らしやすい金沢まちなか再生構想	地方都市において喫緊の課題である中心市街地の活性化については、金沢市においても中心市街地活性化計画(平成10年策定)に基づき、戦略的なプロジェクトを重層的多面的に事業を推進してきたところである。本構想は、中心市街地活性化を更に推進し、交流拠点の活用による交流人口の増加並びに魅力ある住環境づくりによる定住人口の増加を図るため、「個性を活かした美しいまちづくり」、「暮らしの良さを実感する定住促進」、「元気な商店街・都心ビジネスの形成」、「人・環境にやさしいまちなか交通の確立」、「まちなか交流活動の促進」の5つの整備方針に則した施策の展開、それら整備方針に沿ったまちづくりや定住政策に必要な権限移譲等の支援措置提案の実現、により元気で暮らしやすいまちなか再生を具現化するものである。	都市計画法上の用途地域(個別規定地域(仮称))の追加	全国一律の法制度では表現できない本市固有の特性を反映した土地利用及び建築のコントロール制度を実現させるため、現状の法律や条例等による土地利用コントロールの重層化を解消し、個々の内容を一本化した「個別規定地域(仮称)」を都市計画法の地域用途の1つとして追加する。 個別規定地域は、土地利用コントロールとして最低限盛り込むべき項目(建物用途、建坪・容積率等)を設定した後、これを包括するまちづくりの合意が形成された場合、地域指定するものとする。	住民のまちづくり意識が高い「まちづくり協定締結地区」(英町商店街地区、にし茶屋街地区、せせらぎ通り地区、東山ひがし地区)において、「個別規定地域」を適用し、地域主体の土地利用及び建築のコントロールを行う。
石川県	金沢市	活力ある金沢中山間地域の再生	過疎化・高齢化が進行する金沢市の中山間地域においては、荒廃の進む農地・森林の整備保全を行い、公益的な機能の維持を図りながら、加賀野菜をはじめとする地域の農産物や木材の地産地消を通じて、個性を活かした地域づくりを推進しなければならない。そのために本構想は、「多様な担い手の育成」、「新しい地域産業の創出」、「農地保全と農業振興」、「森林保全と林業振興」の4つを推進方針とし、各種施策の展開を推進するものである。その施策展開の条件整備のために各種の支援措置を提案し、提案の実現により、農山村の個性を活かした地域づくりの推進による金沢中山間地域の再生を具現化するものである。	農振農用地区域変更の際の県の同意を廃止	市町村が作成する農業振興地域整備計画書で定める「農用地利用計画」を変更する(いわゆる農振農用地区域の除外)ときは、都道府県知事に協議し同意を得なければならないことになっているが、その協議及び同意を不要とする。	県の同意を廃止することにより、農林業の振興に必要な加工施設、直売所などの設置の際の必要となる手続き(一部に手続き不要な施設もあり)について、地域の実状を把握している市の自主的な判断で処理が可能となり、また、事務の簡素化と迅速化が図られ、それら施設の設置を円滑にできることとなる。
石川県	金沢市	活力ある金沢中山間地域の再生	過疎化・高齢化が進行する金沢市の中山間地域においては、荒廃の進む農地・森林の整備保全を行い、公益的な機能の維持を図りながら、加賀野菜をはじめとする地域の農産物や木材の地産地消を通じて、個性を活かした地域づくりを推進しなければならない。そのために本構想は、「多様な担い手の育成」、「新しい地域産業の創出」、「農地保全と農業振興」、「森林保全と林業振興」の4つを推進方針とし、各種施策の展開を推進するものである。その施策展開の条件整備のために各種の支援措置を提案し、提案の実現により、農山村の個性を活かした地域づくりの推進による金沢中山間地域の再生を具現化するものである。	農地転用許可権限を市町村に移譲	農地を農地以外のものにする場合に必要な都道府県知事の許可権限を市に移譲する。	市に権限を移譲することにより、農林業の振興に必要な加工施設、直売所などの設置について、地域の実状を把握している市の自主的な判断で許可が可能となり、また、事務の簡素化と迅速化が図られ、それら施設の設置を円滑に行うことができる。
石川県	金沢市	活力ある金沢中山間地域の再生	過疎化・高齢化が進行する金沢市の中山間地域においては、荒廃の進む農地・森林の整備保全を行い、公益的な機能の維持を図りながら、加賀野菜をはじめとする地域の農産物や木材の地産地消を通じて、個性を活かした地域づくりを推進しなければならない。そのために本構想は、「多様な担い手の育成」、「新しい地域産業の創出」、「農地保全と農業振興」、「森林保全と林業振興」の4つを推進方針とし、各種施策の展開を推進するものである。その施策展開の条件整備のために各種の支援措置を提案し、提案の実現により、農山村の個性を活かした地域づくりの推進による金沢中山間地域の再生を具現化するものである。	中山間地域等直接支払い制度の面積・傾斜要件の緩和	交付金の対象となる農用地は、1ha以上の面積を有する一団の農用地に限られており、また、傾斜勾配については、田1/20以上、畑15度以上等の要件があるが、それらの要件を緩和する。	面積及び傾斜要件を緩和することにより、交付対象集落が拡大され、現行では対象とならない小集落についても対象となる。農地の保全活動を通じて、公益的機能の維持、集落機能の確保、生産振興が図られる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
石川県	金沢市	活力ある金沢中山間地域の再生	過疎化・高齢化が進行する金沢市の中山間地域においては、荒廃の進む農地・森林の整備保全を行い、公益的な機能の維持を図りながら、加賀野菜をはじめとする地域の農産物や木材の地産地消を通じて、個性を活かした地域づくりを推進しなければならない。そのために本構想は、「多様な担い手の育成」、「新しい地域産業の創出」、「農地保全と農業振興」、「森林保全と林業振興」の4つを推進方針とし、各種施策の展開を推進するものである。その施策展開の条件整備のために各種の支援措置を提案し、提案の実現により、農山村の個性を活かした地域づくりの推進による金沢中山間地域の再生を具現化するものである。	中山間地域等直接支払い制度の特認地域の基準設定権限を市に移譲	同制度の交付対象となる地域は、特定農山村地域法等の8法に基づく地域及び地域の実態に応じて都道府県知事が指定する地域(特認地域)となっているが、この特認地域の指定権限を市に移譲する。	県の設定した特認地域の基準では、対象とならない中山間地域の集落もあるので、地域の実状を把握している市にその権限を移譲することにより、地域の実態にあった対象集落を選定することができ、該当集落の農地の保全活動を通じて、公益的機能の維持、集落機能の確保、生産振興が図られる。
石川県	金沢市	活力ある金沢中山間地域の再生	過疎化・高齢化が進行する金沢市の中山間地域においては、荒廃の進む農地・森林の整備保全を行い、公益的な機能の維持を図りながら、加賀野菜をはじめとする地域の農産物や木材の地産地消を通じて、個性を活かした地域づくりを推進しなければならない。そのために本構想は、「多様な担い手の育成」、「新しい地域産業の創出」、「農地保全と農業振興」、「森林保全と林業振興」の4つを推進方針とし、各種施策の展開を推進するものである。その施策展開の条件整備のために各種の支援措置を提案し、提案の実現により、農山村の個性を活かした地域づくりの推進による金沢中山間地域の再生を具現化するものである。	森林整備事業の統合補助金化(森林の機能別区分の廃止)	森林区分ごとの整備事業を統合・一本化することにより、地域の実情にあった効果的な森林の整備を図る。	森林の生育状況に応じた作業体系を組み、適切な時期に補助金の投入が可能になり、森林の持つ公益的機能の発揮が可能となる。
石川県	金沢市	活力ある金沢中山間地域の再生	過疎化・高齢化が進行する金沢市の中山間地域においては、荒廃の進む農地・森林の整備保全を行い、公益的な機能の維持を図りながら、加賀野菜をはじめとする地域の農産物や木材の地産地消を通じて、個性を活かした地域づくりを推進しなければならない。そのために本構想は、「多様な担い手の育成」、「新しい地域産業の創出」、「農地保全と農業振興」、「森林保全と林業振興」の4つを推進方針とし、各種施策の展開を推進するものである。その施策展開の条件整備のために各種の支援措置を提案し、提案の実現により、農山村の個性を活かした地域づくりの推進による金沢中山間地域の再生を具現化するものである。	森林整備事業の採択要件の緩和	金沢市の森林は、その所有形態が小規模、分散化しているため、全国一律の採択要件では、事業実施が困難。事業採択要件の緩和により、地域の特性にあった森林の整備を推進する。	造林関係の1施行地面積「0.1ha以上」「0.05ha以上」、林道の利用区域内森林面積「30ha以上」「20ha以上」と、採択要件の下限を緩和することによって、地域に応じた森林整備を推進する。
石川県	金沢市	活力ある金沢中山間地域の再生	過疎化・高齢化が進行する金沢市の中山間地域においては、荒廃の進む農地・森林の整備保全を行い、公益的な機能の維持を図りながら、加賀野菜をはじめとする地域の農産物や木材の地産地消を通じて、個性を活かした地域づくりを推進しなければならない。そのために本構想は、「多様な担い手の育成」、「新しい地域産業の創出」、「農地保全と農業振興」、「森林保全と林業振興」の4つを推進方針とし、各種施策の展開を推進するものである。その施策展開の条件整備のために各種の支援措置を提案し、提案の実現により、農山村の個性を活かした地域づくりの推進による金沢中山間地域の再生を具現化するものである。	地域施策計画の面積要件の緩和による地域の森林活動の推進	補助・融資等の支援を受け森林の経営を行うことができる者の要件となる森林施策計画について、計画対象面積を緩和することにより、新たな林業の担い手の参入を促進し森林の整備を推進する	森林施策計画の計画対象面積を「30ha以上」から「15ha以上」と面積要件を緩和することにより、新たな林業の担い手の参入を容易にする。
新潟県	浦川原村	ふるさと産業おこし戦略	面積50km <sup>2</sup> 、人口4千人の小さな村で、農業特区に参入した建設業2社と地域の食品加工業4社、木工建築業1社が共同して地域振興法人を立ち上げ、農を中心にすえた直販施設「ふるさと産業会館」を建設し、地域農業、地域中小企業の再生と雇用拡大を目指す。平野部と山間部の接点に位置する地の利を生かし、建設が進む地域高規格道路インターチェンジ周辺に、人、物、情報発信の拠点作りを行う。日本海側と首都圏を結ぶ最短ルートとなる高規格道路「上越魚沼地域振興快速道路」沿線は農村の原風景が多く残る東頸城地方を東西に走る幹線道路として整備が進み、並走する国道253号と最も近接する浦川原村に積極的に人、物、情報を呼び込むためのシンボル施設となる。	農林水産補助事業の「新山村振興等農林漁業特別対策事業」の事業費上限枠の要件緩和	今回の地域再生計画に基づき計画している「ふるさと産業会館」の建設補助事業として新山村振興等農林漁業特別対策事業を考えているが、実施要領第9(助成等)の2の(1)で本事業の類型ごとの平均事業費が決められており、十分活用出来ない状況となっていることから、地域再生計画に限り平均事業費枠の撤廃をお願いしたい。	地域再生計画「ふるさと産業おこし戦略」に基づき建設される「ふるさと産業会館」の建設
石川県	辰口町(能美市)	商業・観光と農業が共生した新市の循環型新拠点づくり構想	本町では現在、平成17年2月の新市発足に向けて、合併協議が進行中で、今後は金沢市及び小松市に近接する地域特性を活かした、広域的なまちづくりの展開が求められている。そのため、新市の活性化と地元の雇用機会の創出のため、新市の中心地たる地域において、大型ショッピングセンターを核とした新たな商業集積地の形成と隣接する農地での体験型観光農園などを整備することで農業の商業的展開を行ない、農業の活性化を図るものである。また、農園で生産された農産物を商業ゾーンに供給し、商業ゾーンから排出される食品廃棄物を肥料として農業ゾーンに再生利用することで、相互の連携を図ると共に循環型の社会形成を目指すものである。	土地開発公社造成地の賃貸の容認	辰口町土地開発公社が造成した土地について、大型ショッピングセンターを建設するために賃貸をさせていただきたい。	辰口町土地開発公社造成地約67,000m <sup>2</sup> を大型ショッピングセンター設置者に30年間賃貸させる

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
石川県	辰口町(能美市)	商業・観光と農業が共生した新市の循環型新拠点づくり構想	本町では現在、平成17年2月の新市発足に向けて、合併協議が進行中で、今後は金沢市及び小松市に近接する地域特性を活かした、広域的なまちづくりの展開が求められている。そのため、新市の活性化と地元の雇用機会の創出のため、新市の中心地なる地域において、大型ショッピングセンターを核とした新たな商業集積地の形成と隣接する農地での体験型観光農園などを整備することで農業の商業的展開を行ない、農業の活性化を図るものである。また、農園で生産された農産物を商業ゾーンに供給し、商業ゾーンから排出される食品廃棄物を肥料として農業ゾーンに再生利用することで、相互の連携を図ると共に循環型の社会形成を目指すものである。	国庫補助金の優先配分(都市計画道路、公共下水道)	都市計画道路及び公共下水道の国庫補助金について、重点的に配分していただきたい	<ul style="list-style-type: none"> <li>町道下清水出口線L=750m、W=14m</li> <li>町道上清水下徳山線L=600m、W=14m</li> <li>寺井町公共下水道L=3,000m</li> </ul>
石川県	辰口町(能美市)	商業・観光と農業が共生した新市の循環型新拠点づくり構想	本町では現在、平成17年2月の新市発足に向けて、合併協議が進行中で、今後は金沢市及び小松市に近接する地域特性を活かした、広域的なまちづくりの展開が求められている。そのため、新市の活性化と地元の雇用機会の創出のため、新市の中心地なる地域において、大型ショッピングセンターを核とした新たな商業集積地の形成と隣接する農地での体験型観光農園などを整備することで農業の商業的展開を行ない、農業の活性化を図るものである。また、農園で生産された農産物を商業ゾーンに供給し、商業ゾーンから排出される食品廃棄物を肥料として農業ゾーンに再生利用することで、相互の連携を図ると共に循環型の社会形成を目指すものである。	案内標識、信号機設置の補助金化	<ul style="list-style-type: none"> <li>標識のデザインを統一化や都市計画道路整備等に伴う信号機設置に補助金をいただきたい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新市誘導看板、施設案内看板、施設看板等のデザイン、配置位置等を検討するサイン計画の策定及び設置工事。</li> <li>道路管理者による信号機の設置</li> </ul>
石川県	辰口町(能美市)	商業・観光と農業が共生した新市の循環型新拠点づくり構想	本町では現在、平成17年2月の新市発足に向けて、合併協議が進行中で、今後は金沢市及び小松市に近接する地域特性を活かした、広域的なまちづくりの展開が求められている。そのため、新市の活性化と地元の雇用機会の創出のため、新市の中心地なる地域において、大型ショッピングセンターを核とした新たな商業集積地の形成と隣接する農地での体験型観光農園などを整備することで農業の商業的展開を行ない、農業の活性化を図るものである。また、農園で生産された農産物を商業ゾーンに供給し、商業ゾーンから排出される食品廃棄物を肥料として農業ゾーンに再生利用することで、相互の連携を図ると共に循環型の社会形成を目指すものである。	生ゴミを利用した環境ビジネスへの支援	生ゴミをコンポスト化し、活用を図る団体等への支援をお願いしたい	大型ショッピングセンターが食品廃棄物を有機肥料化し、農業法人等が周辺農地においてそれを使用した農作物栽培を行ない、大型ショッピングセンターが農作物を販売する循環型ビジネスの構築や体験型農園の整備
石川県	珠洲にラスベガスを創る研究会	観光立国に即した対内直接投資推進地域(観光立国エクスペリメント・プロジェクト)	外資系企業誘致を支援する対内直接投資の推進事業を半島振興法の適用地域である能登半島の珠洲市において国際観光振興に絞込み、支援措置を拡大し、資本力が大きく外資のエンターテインメントの実績のある企業の誘致を集中させ、今後大きく見込める中国や台湾、韓国などの観光客をターゲットに観光立国のアンテナとして展開するもの。その結果、過疎化が急激に進む地域の大きな再生や大きな雇用が見込め、延いては国内を元気づける契機になるもの。	対内直接投資推進事業と国際観光を大きく結びつけ、能登半島珠洲市において大きく展開する。	観光立国の集中支援と対内直接投資事業を抱き合わせし、半島振興法の指定地域である石川県珠洲市に指定地域を設け、事業税の免除や減税、建築基準法の緩和、用地取得の為の財政支援措置や国有地としての代行取得、国際化に対応するための教育施設の進出に対するの優遇措置、外資企業誘致に係る費用の支援拡大、海外からの観光客に対するのビザの免除、観光に関する珠洲市の権限を政令指定都市並みの権限委譲、観光に関して必要と認められた沿岸付近に対しての規制の大幅な緩和を求めるものである。	対内直接投資推進事業と国際観光を大きく結びつけ、能登半島珠洲市において大きく展開する。
福井県	福井県	「福井型エコ・グリーンツーリズム」推進構想	都会の人に、自然豊かな福井のスローライフをエンジョイしてもらおう「福井型エコ・グリーンツーリズム」の推進のために、農村地域や自然公園地域等において整備した国庫補助対象施設の有効活用を図る。	国の補助事業で建設した施設の利用規制の緩和	中山間地域総合整備事業補助金、自然公園等整備費国庫補助金、観光レクリエーション地区施設整備費補助金で整備した施設についての地元特産物販売施設等への用途転用の容認および国庫補助金返還の免除	国庫補助を受けて整備した施設を地元特産物販売施設等へ用途転用することにより、エコ・グリーンツーリズムへの施設の有効利用を図り、本県への誘客促進など地域経済の活性化を図る。
福井県	福井県	原子力・地域産業共生構想	本県を、原子力と地域産業が共生する全国的なモデルケースとして位置付け、アジアの研究開発、人材育成、産業の創出・育成の拠点として整備する。	エネルギーに関する環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力技術研究開発の中核施設および国際的原子力研修センターの立地</li> <li>県内大学および研究機関等の原子力エネルギーに関する高等教育、研究環境の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力技術研究開発の中核施設および国際的原子力研修センターの立地</li> <li>県内大学および研究機関等の原子力エネルギーに関する高等教育、研究環境の整備</li> </ul>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福井県	福井県	原子力・地域産業共生構想	本県を、原子力と地域産業が共生する全国的なモデルケースとして位置付け、アジアの研究開発、人材育成、産業の創出・育成の拠点として整備する。	電源三法交付金・補助金の地域実情に応じた活用	電源三法交付金・補助金の申請窓口の一元化を図る。また、市街地再開発事業をはじめとする国庫補助対象事業への充当制限を撤廃するなどその用途の一層の弾力化を早急に実現するとともに、地方における一般財源化を推進する。	電源三法交付金・補助金の申請窓口の一元化により、補助に係る業務の簡素化等が図られ、行政の効率化が進む。さらに使途自由化、県における一般財源化により地域の実情に応じた経済活性化、地域雇用創出施策の実施がなされる。
福井県	福井県	はつらつお母さん支援構想	本県は共働き率、女性の就業比率が日本一であるため、放課後児童クラブ、小児救急医療について地域の実情に合った支援を行うことにより、女性が安心して働ける環境を整備し、経済の活性化、地域雇用の創出を図る。	放課後児童クラブ対象児童数の緩和	・放課後児童健全育成事業費補助金の補助対象基準の引下げ(例：10人以上 5人以上)	・放課後児童健全育成事業費補助金登録児童が5人以上、年間200日以上、1日3時間以上開設している放課後児童クラブも補助対象にする これらの要件緩和により子育てをしながら働く女性が安心して働ける環境を整備し、地域雇用の創出を図る。
福井県	福井県	はつらつお母さん支援構想	本県は共働き率、女性の就業比率が日本一であるため、放課後児童クラブ、小児救急医療について地域の実情に合った支援を行うことにより、女性が安心して働ける環境を整備し、経済の活性化、地域雇用の創出を図る。	小児救急終夜実施の緩和	・小児救急支援事業の補助要件の緩和(例：18時～23時の実施または施設構内宿舎でのオンコール待機等)	・地域の実情に応じて、例えば18時～23時の実施など時間按分等の弾力的な補助運営を認める。 これらの要件緩和により子育てをしながら働く女性が安心して働ける環境を整備し、地域雇用の創出を図る。
福井県	福井県	廃校リユース(再生)構想	児童生徒数の減少や市町村合併に伴い、小中学校が廃校となる場合に、その施設の転用対象を弾力化して有効活用し、地域産業の活性化、雇用創出を促進する。	廃校施設の転用容認および国庫補助返還免除	児童生徒数の減少、市町村合併等により学校が廃校される場合において、当該校舎を地場産品特売所など、地域産業の活性化、雇用創出に資すると判断される施設に転用する場合には、国庫補助金の返還を要さないものとする。	廃校となる学校施設を、地場産品特売所、PR施設、伝統工芸練習場など、地域産業の活性化、雇用創出に資すると判断される施設に転用する。
福井県	福井県	「ウェルカム元気な企業」構想	当初の目的に供されないことが明らかとなっている土地開発公社所有の土地について、産業活性化、雇用創出の観点から利活用を促進する。	土地開発公社先行取得用地の処分用途制限緩和	土地開発公社が先行取得した用地について、商業・工業用地として新たな雇用創出が生み出される場合には、処分用途制限を緩和する。	・当該土地を活用し、一定の雇用創出を生み出す企業立地等の計画がある場合に、民間等への譲渡、売却を行う。
福井県	福井県	福井港湾物流推進構想	福井港を開港、無線検疫港とすることで、物流コストの低減、他港利用企業の取込み等により、福井港の競争力強化、企業誘致の促進等を図る。	福井港の開港、無線検疫港の指定	これまでの福井港の外航船入港数(H10～15年...43～46隻)や貿易額、純トン数等について、要件に準じた実績であることから、開港指定要件の弾力化、検疫法上の無線検疫港指定要件の弾力化を図り、福井港を開港、無線検疫港とする。	福井港への外航船の直接入港により、物流経費と時間が短縮し、他の開港等との競争力が強化され、企業誘致促進が図られる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福井県	福井県	創業バリアフリー日本一構想	本県が創設する「開業特別支援資金」において、自己資金要件を撤廃したり、第三者保証人を不要とする制度を設けることとしているのに合わせ、さらに中小企業の新規創業を容易にする環境を整備する。	中小企業の資金調達要件の緩和	・国民生活金融公庫の新創業融資制度における自己資金要件を緩和する	提案している支援措置とともに、本県独自の「開業特別支援資金」においても、自己資金要件を撤廃したり、第三者保証人を不要とする制度を設けることとし、全国で最も中小企業の新規創業を容易にする環境を整備する。
福井県	福井県	創業バリアフリー日本一構想	本県が創設する「開業特別支援資金」において、自己資金要件を撤廃したり、第三者保証人を不要とする制度を設けることとしているのに合わせ、さらに中小企業の新規創業を容易にする環境を整備する。	中小企業の資金調達要件の緩和	・信用保証制度における第三者保証人徴求要件を緩和する	提案している支援措置とともに、本県独自の「開業特別支援資金」においても、自己資金要件を撤廃したり、第三者保証人を不要とする制度を設けることとし、全国で最も中小企業の新規創業を容易にする環境を整備する。
福井県	福井県	森林造成・保育安定化構想	林業公社の農林漁業金融公庫からの借入金について、低利な貸付金への借換えの円滑化を図り、債務軽減を促進する。	施業転換資金の適用要件緩和	農林漁業金融公庫の低利の借換資金である「施業転換資金」の適用要件の緩和 ・対象森林の林齢引下げ(ex.現在80年 70年) ・借換え対象資金の拡大(造林資金(長伐特認資金))	施業転換資金の要件緩和により、林業公社の支出が削減され、森林の造成・保育の安定化が図られる。
福井県	福井県	有料道路早期無料化推進構想	道路公社が整備・運営している有料道路について、債務償還前でも無料化が図られる制度を創設する。	債務償還前での有料道路無料化	有料道路の料金徴収期間の変更(無料化)に係る国の許可要件(債務の一括償還)の緩和	早期に無料化が図られることにより、県民の利便性向上、交流人口の増加等による地域の活性化が促進する。
福井県	小浜市	歴史的な町並みを活かした家屋の再生と景観保全	歴史的な町並みの保全を行うため、安全性・利便性を確保しつつ景観保全を図るとともに、これを活用し地域活性化を図る。	準防火地区における建築基準法の緩和措置の権限委譲と緩和措置の追加。	伝統的建造物群保存地区保存条例による伝統的建造物群保存地区の建築基準法の規制緩和の権限委譲 景観条例による景観形成地区の建築基準法の緩和措置の制定	伝統的建造物群保存地区制度の活用による建築基準法の規制緩和、または、その権限を国土交通大臣から県知事へ権限委譲 伝統的な景観をもつ町屋を景観条例により景観形成地区として指定し伝統的な町並み景観を保全したいが、準防火地区として指定されているため、伝統的な景観が維持されないことから、建築基準法第85条の2のような景観形成地区内の制限の緩和措置を新に制定していただきたい。 魅力あるまちづくりに資するため景観形成基準に適合するような建築行為等を行う者に対し歴史的景観形成助成金を交付する事業の創設
新潟県	浦川原村	ふるさと産業おこし戦略	面積50km <sup>2</sup> 、人口4千人の小さな村で、農業特区に参入した建設業2社と地域の食品加工業4社、木工建築業1社が共同して地域振興法人を立ち上げ、農を中心にした直販施設「ふるさと産業会館」を建設し、地域農業、地域中小企業の再生と雇用拡大を目指す。平野部と山間部の接点に位置する地の利を生かし、建設が進む地域高規格道路インターチェンジ周辺に、人、物、情報発信の拠点作りを行う。日本海側と首都圏を結ぶ最短ルートとなる高規格道路「上越魚沼地域振興快速道路」沿線は農村の原風景が多く残る東頸城地方を東西に走る幹線道路として整備が進み、並走する国道253号と最も近接する浦川原村に積極的に人、物、情報を呼び込むためのシンボル施設となる。	農村地域の再生を総合的に支援する「農村再生交付金」制度の創設	農村地域再生のプロジェクトは、特に総合的な事業となることが多く、各事業を一元的に実施できる「交付金制度」の創設をお願いしたい。事例としては、国土交通省が都市再生のために創設した「まちづくり交付金制度」をイメージしている。	地域再生計画「ふるさと産業おこし戦略」に基づき建設される「ふるさと産業会館」の建設と併設する都市交流事業(市民農園の開設等)及びアクセス道路を整備する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
山梨県	富士河口湖町	2010年外国人観光客増計画	富士五湖地域は、自然環境と景観を生かした国際観光地として発展してきたが、近年、わが国経済の停滞に伴って国内観光客数の伸び悩みは著しいものがある。一方、アジアの中の一部の国においては、経済の好況によって外国旅行に対する規制が緩和され、相当数の観光客流入が見込まれるところである。そこで、国が掲げる2010年外国人観光客増計画に倣って、当地域においても外国人観光客の増を図るため、観光業者に対しては宿泊設備の整備や人的配置を促し、行政においては案内所の設置や人材の育成、統一的でわかりやすい観光案内看板の設置や違法看板の排除などの環境整備を促進する。	「屋外広告物法第3条以下の都道府県の権限について、すべての自治体で直接対応できるようにすること。」	屋外広告物法においては、屋外広告物の制限や違反に対する措置、屋外広告業の届出について、これを都道府県の条例で定めるところに委任しているが、山梨県が都市部と農山村地域として国内有数の国際観光地を有しているため、県条例は禁止事項や禁止地域、許可条件等の規定が非常に複雑で、設置者や広告業者には理解しにくい部分があり、結果として違法看板の氾濫にもつながっていると思われるので、屋外広告物法の施行については、個々の自治体若しくは共通性の多い特定の地域(広域行政組合等)に委ねていただきたい。	屋外広告物は、まちづくりの重要な機能の一つであることを認識し、既設の広告物については国際観光地としての環境に配慮しながら、外国人にわかりやすいように色彩や形状、表示方法を統一化して、集合的に設置しなおすほか、新規に設置するものについても、設置者や広告業者にこの趣旨を十分に理解されるように指導していくこととする。また、違法広告物については、罰則を含めた条例を制定して、撤去や移設など厳正に対処していくものとする。
山梨県	山梨県		農地転用事業が頓挫し、利用されなくなった農地について、認可を受けた地域再生計画に基づき、地方公共団体がそれらの農地の権利を取得する場合及び同計画に基づき地方公共団体が取得した農地の権利を民間団体等に移転する場合については、農地法第3条、第5条及び第83条の2の規制を緩和する。	農地転用事業が頓挫した農地の有効活用ための農地法の規制の緩和	農地転用許可後、事業が頓挫した農地について、認可を受けた地域再生計画に基づき、地方公共団体がその権利を取得する場合及び同計画により地方公共団体が権利を取得した農地を地域再生に資するため、民間団体等がその権利を取得する場合は農地法第83条の2に基づく転用事業の許可条件の変更手続きを不要とし、農地法第3条及び第5条の全ての許可基準が整っているものとして許可が出来るものとする。	ゴルフ場建設計画や大規模建売分譲住宅建設計画が頓挫し、事業主体である企業が解散することとなった農地について、当該支援措置により、地方公共団体が農地の権利を取得し、都市農村交流施設等を建設するとともに、森林組合が林地としてその権利を取得したり、株式会社が地域雇用の促進のための施設を建設するために当該地の権利を取得する等、民間団体が地域再生のための土地利用を行う。
山梨県	山梨県	やまなしITプラン(高速情報通信基盤の整備)	e-Japan戦略の実施により、情報通信基盤の整備は急速に進んだが、地方では都市周辺部や本来ITにより距離や時間の壁を克服可能な条件不利地域等への整備が行き届いていない。また、本県は山間部が多いことから難視聴型のCATVが普及しており、普及率は全国一高いという実態がある。地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い、既存CATV施設の改修や、県内のほとんどの地域で受信している関東広域放送の受信点の変更に課題があり、新たな難視聴が発生する恐れがある。これら通信や放送のインフラ整備に関する課題を解決し、整備を効率的に進めていくために、地域インターネット基盤施設整備事業で整備する地域公共ネットワーク設備の民間開放の柔軟化等現行補助事業の改善を必要とする。	地域公共ネットワーク民間開放の柔軟化	地域インターネット基盤施設整備事業によって民間開放用光ファイバの整備を可能とする。民間開放分の整備に当たっては、「情報通信格差の是正」「地上放送デジタル化への対応」という開放目的をはっきりさせることで、 ・「第3セクターに限る」等の開放先の制約を設けない ・既に同事業を実施している場合には住民サービスシステムを整備することを要件としない(最も単純な場合は伝送路(光ファイバ)等)のみの整備を可能とする) ・補助金の下限を1千万円から百万円まで引き下げる(事業費概算で3百万) といった自治体の負担の少ない、実状にあった取り扱いとする。	・県による民間開放用光ファイバ等の整備 ・市町村による民間開放用光ファイバ等の整備
山梨県	山梨市	事務事業再生	本市では、新しい地方自治の時代に柔軟かつ弾力的に対応できる行政運営を進めるため、事務事業の見直しを進める。	封筒の料金区分印の統一	官公庁が発送する封筒への「市内特別」「料金後納」「料金別納」などの料金区分印の押印を統一	官公庁が発送する封筒への「市内特別」「料金後納」「料金別納」などの料金区分印の押印を、例えば「官公庁取扱」のように統一することにより、発送事務の簡素化を図る。
山梨県	山梨市	福祉のまちづくり再生構想	山梨市は、高齢者や障害者などの援助を必要とする人々に対して、保健、医療、福祉などの連携による総合的な施策の展開を図るとともに、介護保険制度のスムーズな運用と市民の互助精神に基づく地域ぐるみの福祉活動の推進に努め、だれもが住み慣れたまちで市民がともに支え合うまちづくりを目指しています。そうしたなかで、市内の高齢者や障害者が不公平感を感じることなく等しく生活ができるような環境づくりをする。	養護老人ホーム被措置者の費用徴収基準の見直し	養護老人ホーム被措置者のうち年金受給者などの高額所得者に対する対象収入による費用徴収基準額の見直し	費用徴収基準の対象収入600千円以上の養護老人ホーム被措置者に対する費用徴収額の段階的な増額をすることにより、国・市の負担額が減少する。
山梨県	山梨市	福祉のまちづくり再生構想	山梨市は、高齢者や障害者などの援助を必要とする人々に対して、保健、医療、福祉などの連携による総合的な施策の展開を図るとともに、介護保険制度のスムーズな運用と市民の互助精神に基づく地域ぐるみの福祉活動の推進に努め、だれもが住み慣れたまちで市民がともに支え合うまちづくりを目指しています。そうしたなかで、市内の高齢者や障害者が不公平感を感じることなく等しく生活ができるような環境づくりをする。	介護保険料特別徴収額平準化対策	第1号被保険者保険料のうち特別徴収保険料仮徴収第2期、第3期分の保険料を基準額にかかわらず市町村が任意に設定することができるようにする。	第1号被保険者介護保険料のうち特別徴収保険料仮徴収第2期、第3期分の保険料を介護保険法第140条第2項、介護保険法施行規則第158条第1項及び第2項の規定にかかわらず市町村が任意に設定することができるようにすることにより、被保険者の保険料納入の利便が向上する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
山梨県	山梨市	生活排水クリーン率向上構想	果樹栽培を中心とした農業が主流の本市では市内に広がるぶどう、桃などの樹園地に家屋が点在しているが、下水道整備と平行して浄化槽の設置を進めている。そのため、下水道普及率の向上を図るための補助対象要件の緩和の支援措置及び下水道が数年間で整備されない地域への浄化槽設置が容易になる支援措置により、中小河川の水質浄化が図られ、生活排水クリーン率が向上する。	補助対象範囲の改正	補助対象範囲の一般市(丙)の人口5万人未満を10万人未満に改正し、平成15.5.2国都下事発第15号「公共下水道に係る主要な管渠の範囲について」の改正された別表を適用する。	下水道事業の補助対象範囲の一般市(丙)の人口5万人未満を10万人未満に改正することにより、下水道整備が一層進めることができ、生活排水クリーン率の向上が図られる。
山梨県	山梨市	生活排水クリーン率向上構想	果樹栽培を中心とした農業が主流の本市では市内に広がるぶどう、桃などの樹園地に家屋が点在しているが、下水道整備と平行して浄化槽の設置を進めている。そのため、下水道普及率の向上を図るための補助対象要件の緩和の支援措置及び下水道が数年間で整備されない地域への浄化槽設置が容易になる支援措置により、中小河川の水質浄化が図られ、生活排水クリーン率が向上する。	汚水処理施設連携整備事業の対象要件の緩和	汚水処理施設連携整備事業の対象市町村要件の1～6項目全てではなく、5・6の要件を満たせば対象とする。	汚水処理施設連携整備事業の対象市町村要件を緩和することにより、効率的な整備を行い生活排水クリーン率の向上を図る。
山梨県	山梨市	生活排水クリーン率向上構想	果樹栽培を中心とした農業が主流の本市では市内に広がるぶどう、桃などの樹園地に家屋が点在しているが、下水道整備と平行して浄化槽の設置を進めている。そのため、下水道普及率の向上を図るための補助対象要件の緩和の支援措置及び下水道が数年間で整備されない地域への浄化槽設置が容易になる支援措置により、中小河川の水質浄化が図られ、生活排水クリーン率が向上する。	合併処理浄化槽設置整備事業の補助率を1/2への改正	合併処理浄化槽設置整備事業の補助率を1/3を下水道事業と同様の1/2に引き上げる。	合併浄化槽の整備を促進することにより、生活排水クリーン率の向上を図る。
山梨県	山梨市	生活排水クリーン率向上構想	果樹栽培を中心とした農業が主流の本市では市内に広がるぶどう、桃などの樹園地に家屋が点在しているが、下水道整備と平行して浄化槽の設置を進めている。そのため、下水道普及率の向上を図るための補助対象要件の緩和の支援措置及び下水道が数年間で整備されない地域への浄化槽設置が容易になる支援措置により、中小河川の水質浄化が図られ、生活排水クリーン率が向上する。	浄化槽設置補助対象地域の拡大	浄化槽設置補助対象地域である下水道許可区域外の地域を下水道供用区域以外の区域とする	補助対象地域を下水道供用区域以外とすることにより、浄化槽設置が一層促進され、中小河川の水質浄化につながる
山梨県	山梨市	山梨市フィールドミュージアム構想	山梨市の独特な自然条件が育んだひと、歴史、暮らしなどの風土をテーマとした時間と空間の博物館構想。山梨市ならではの魅力と未来へ向けた可能性を市民一人ひとりが再発見し、地域全体で共有・継承しながら、ともに明日の山梨市だからこそできる魅力的なまちづくりのムーブメントを醸成するとともに、ひろく全国へ発信していく。	田園整備事業の対象とする地域の要件緩和	田園整備事業の対象とする地域「広域的な区域」を「単独の市町村」に要件緩和をする	山梨市フィールドミュージアム構想を実現するため、田園整備事業の補助事業により、事業推進を図る。
山梨県	山梨市	地域公共ネットワークの整備推進構想	多様な情報を収集、活用、提供できる情報システムの整備が求められ、人材の確保、育成を図りながら新たなメディアの導入を進めるため、全国ブロードバンド構想において整備を計画している地域公共ネットワークの構築を図る。	「地域イントラネット基盤施設整備事業」の補助対象拡大	地域イントラネット基盤施設整備事業により、インフラ整備とシステム開発を併せて行い、市内公共施設を結ぶ施設地域情報通信振興施策を推進し、整備を強化する。	現在、「情報通信システム整備促進事業」により事業実施しているシステム開発を、地域公共ネットワーク構築のために利用される「地域イントラネット基盤施設整備事業等」においてインフラ整備と併せ、総合的に事業展開することにより、相互に関連した地域公共ネットワークが構築される。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
山梨県	山梨市	市営住宅再生構想	高齢化社会の到来や若者の定住化に対応し、市民ニーズに合った良質な市営住宅を供給するよう努めているが、民間住宅建設の活性化に伴い入居希望者が減少しているため、老朽化した市営住宅の空家対策や建替えを含めた市営住宅再生を進める。	公営住宅における耐用年数の短縮	老朽化が著しく、入居者が見込めない住宅において取り壊し等に向けての耐用年数短縮	「事業主体は、公営住宅若しくは共同施設が災害その他の特別の事由によりこれを引き続いて管理することが不適当であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たとき、公営住宅若しくは共同施設がその耐用年数を勘案して国土交通大臣の定める期間を経過した場合」を「事業主体は、公営住宅若しくは共同施設が災害その他の事業主体の特別の事由によりこれを引き続いて管理することが不適当であると認める場合、公営住宅若しくは共同施設がその耐用年数を勘案して国土交通大臣の定める期間を経過した場合」とし、また、耐用年数を2分の1に短縮することにより、老朽化の著しい住宅について用途廃止(取り壊し)を実施する。これにより、老朽化した公営住宅の用途廃止(取り壊し)ができ、他の公共施設の整備ができる。
山梨県	山梨市	市営住宅再生構想	高齢化社会の到来や若者の定住化に対応し、市民ニーズに合った良質な市営住宅を供給するよう努めているが、民間住宅建設の活性化に伴い入居希望者が減少しているため、老朽化した市営住宅の空家対策や建替えを含めた市営住宅再生を進める。	公営住宅における入居条件の緩和	建設年数が古く、入居希望者が少ない、空家がある公営住宅の空家を解消するための入居条件の緩和	公営住宅法による目的は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸し、又は転賃することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することである。また、公営住宅の入居者は、現に同居し、又は同居しようとする親族があることと規定されています。(令第23条)ただし、単身で入居できる者として50歳以上の者等が規定されています。(令第6条)50歳未満の者でも現に住宅に困窮している者もいることから入居条件を緩和することで入居が可能となる。これにより空家の解消も図られる。また、地域産業振興策の一環による農業従事者世帯等(単身も含む)の短期滞在型の住居として、建築年数が古く入居希望者が少なく空家となっている公営住宅を活用することで、空家の解消を図る。なお、これに伴う所得要件については、20万円(月額)を超える場合については、最高額家賃を徴収する。
山梨県	山梨市	生活道路再生構想	従来の車優先の道路整備でなく、高齢者や障害者を含めた歩行者にやさしい道路改良や交通安全施設などの整備を推進し、生活道路の再生を図り、新しいまちづくりを推進する。	国庫補助事業(道路)の採択基準の緩和	国庫補助事業(道路)の採択基準を生活関連道路にも対応できる採択基準の緩和。 臨時道路整備事業の「事業費は年間100,000千円、道路規格3種4級(幅員8m)、交通量500~1,500台、DID地区外」を「事業費年間10,000千円、道路規格3種5級(5m)、交通量500台以上、DID地区も該当」に規制緩和 老朽化した道路に対する補修補助事業に対する採択基準の緩和。 舗装補修事業の「事業費60,000千円、車道幅員5.5m以上、交通量3,000台以上」を「事業費10,000千円、車道幅員5.0m以下、交通量1,000台以上	道路改良や舗装補修しようとする5m幅員の道路を補助対象とすることにより、高齢者や障害者にやさしい安全な道路づくりが推進できる。生活密着型道路への事業の推進により、まちの活性化を図る。
山梨県	山梨市	山梨市駅周辺市街地再生構想	本市の表玄関である山梨市駅北側5.8haを土地区画整理事業として国土交通省のまちづくり総合支援事業(H13~17:区画整理、街路、景観形成、駐輪駐車場、地域交流CT構想)を取り入れ、市街地環境の改善と秩序ある市街地形成、さらに、商業地の活性化を図っています。	まちづくり総合支援事業の運用改善	国土交通省のまちづくり総合支援事業要綱等における事業期間の延長や事業運用の改善	まちづくり総合支援事業において、同意事業期間内の残事業や期間内に発生した新たな事項に対する改善。具体的事例として同意期間内では地域交流センターの構想・設計までとなり、地域の要望が高まった施設建設の実施については、期間外となり現在の運用では早期の着工が出来ないので、期間延伸(2年)が優先的な事業同意ができる。まちづくり総合支援事業地区の近接で関連性の非常に高い地域(駅南地区)の駅前開発構想づくりにも流用できる。このことにより、まちづくり総合支援事業が計画どおり推進される。
山梨県	山梨市	働く女性の支援再生構想	男女雇用機会均等法の制定以降、女性の就業者数は年々増加する傾向にあります。女性のための職業相談や情報提供の拡充に努めるとともに、職場において、女性が働きやすい労働条件や環境が整備されるよう、積極的な普及、啓発活動が求められています。さらに、家庭における女性の負担を軽減するための福祉対策の充実や政策決定の場への参画などを推進する。そのため、女性団体の育成、学習会の開催などを通じて、意識の高揚に務めたり、保育や家庭介護などにかかる女性の負担を軽減するための福祉施策などの充実に努める。	女性団体等による販売の許可	働く婦人の家において、勤労女性や勤労家庭の福利増進を目的とする団体等が、女性等の福利に必要なサービスの提供や物品に対する金品の受け渡し建物が建物内で可能となること。	生活研究グループが特産品の果樹を材料としたびん詰、ジャム等や消費生活研究会の廃油を利用した石鹸やぼかしの販売、女性労働協会開催の保育サービス講習会の修了者が行う病気などの急な短期保育サービスや現在策定中の次世代育成支援行動計画に関連するファミリーサポートセンターでの保育の提供による保育料の徴収など女性等の福利が増進する団体での、その団体の育成支援目的を達成するために必要な物品の販売やサービスの提供に対する対価の授受が可能になることにより、女性団体の経理的な補助ができる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
山梨県	山梨市	河川占用区域内の都市公園有効活用構想	山梨市では、一級河川「笛吹川」の霞堤部分を国土交通省から占用し、昭和52年2月8日都市計画決定を受けて、都市総合公園「万力公園」として整備を進め現在にいたっている。 河川区域内での民間事業者による営業許可並び、公園運営上の入園料徴収等の規制緩和をもとめる。	河川法による営業等の規制緩和	河川占用区域内の都市公園での民間事業者等への営業許可及び公園運営上の入園料徴収等の規制緩和	公園内の動物園あるいは、公園での入場料徴収 公園内人造湖の民間事業者による釣堀・遊戯ボートレジャー営業ができるようにする。 このことにより、民間事業者の参入が可能となる。
山梨県	山梨市	合併市町村まちづくり再生構想	東山梨6市町村(山梨市、塩山市、牧丘町、三富村、勝沼町、大和村)が合併するにあたっては、少子高齢化、厳しい財政状況、地方分権などの問題は数多く、多岐にわたっています。そうしたなかで、市町村合併により、行財政基盤の強化や効率化を図ることのみならず、住民が主体的に自治に参画する体制を整備していく。	市町村区域内の町又は字の区域についての取扱の緩和	指定市以外の市において、市町村合併をする場合、旧市名を字の名称として存続するため、区と使用することができる。	指定市以外の市において、市町村合併をする場合、旧市名を字の名称として区とする。 このことにより、旧市名が後世まで残り、住民意識を尊重することができる。
新潟県	浦川原村	ふるさと産業おこし戦略	面積50km <sup>2</sup> 、人口4千人の小さな村で、農業特区に参入した建設業2社と地域の食品加工業4社、木工建築業1社が共同して地域振興法人を立ち上げ、農を中心にすえた直販施設「ふるさと産業会館」を建設し、地域農業、地域中小企業の再生と雇用拡大を目指す。平野部と山間部の接点に位置する地の利を生かし、建設が進む地域高規格道路インターチェンジ周辺に、人、物、情報発信の拠点作りを行う。日本海側と首都圏を結ぶ最短ルートとなる高規格道路「上越魚沼地域振興快速道路」沿線は農村の原風景が多く残る東頸城地方を東西に走る幹線道路として整備が進み、並走する国道253号と最も近接する浦川原村に積極的に人、物、情報を呼び込むためのシンボル施設となる。	地域再生計画に限定した過疎債の「特別枠」創設	過疎地域自立促進特別措置法第12条に基づく過疎債は、過疎地域が自立促進のための優良債であるが、年度ごとの起債枠は限られている。そこで、地域再生計画に基づく事業については、過疎地域自立促進のための戦略的かつ重点的なプロジェクトの取扱について(平成12年6月22日自治省財政局指導課長通知)の対象プロジェクトとして取り扱われたい。	地域再生計画「ふるさと産業おこし戦略」に基づき建設される「ふるさと産業会館」の建設費に過疎債を充当する。
山梨県	山梨大学	環境と産業の共生による地域再生	・ 枯渇性の化石燃料を土台とした現代社会の非持続的な構造を転換し、持続可能な社会を実現すると同時に雇用の創出を生み出して地域再生を実現するための森林バイオマスを中心としたプロジェクト。 ・ 持続可能なエネルギーおよびマテリアル資源としての森林を中心としたバイオマスのガス化および燃料電池の燃料など先端技術との融合による高効率活用。 ・ 地方公共団体が所有する森林基本台帳の情報を有効活用して、広くて薄く分布するバイオマス資源を回収する方法を確立する。これまでほとんど手が入らなかった県有林などの間伐や切捨て間伐の材を、持続可能な産業の財として活用する方法を確立する。 ・ これらの取り組みを地球のミニモデルといえる山梨県で、産官学民の協働で実現する。	県有林などの切捨て間伐材の自由な使用の許可	県有林の切捨て間伐材については、切り捨てられたものであるが現在の法律に従うと自由に使用できるわけではない。電力会社の伐採樹木も廃棄物として処理条件があり、木質系の建築廃材についても扱える業者が限定されている。これらの個別の規制を本プロジェクトの総合的なバイオマス資源活用産業化においては撤廃し、各種施策を本プロジェクトが稼働可能な形で集中すること、ならびに予算の集中により、プロジェクト実行の条件を確立することが必要である。	切り捨て間伐材として山地に廃棄されたバイオマス資源をはじめ、漂流木、電力会社の送電線を保護するために伐採された樹木、製材所のおが屑、端材など、さらに建築廃材として生み出される木材など、従来は廃棄物として処分されたバイオマス資源を、先端技術と融合して活用する方策を確立し、エネルギー資源もしくはマテリアル資源として有効活用することによる新産業の創出を実現し、雇用創出と地域再生を実現する。
山梨県	特定非営利活動法人 やまなし県民政策ネットワーク	環境と産業の共生による地域再生	・ 枯渇性の化石燃料を土台とした現代社会の非持続的な構造を転換し、持続可能な社会を実現すると同時に雇用の創出を生み出して地域再生を実現するための森林バイオマスを中心としたプロジェクト。 ・ 持続可能なエネルギーおよびマテリアル資源としての森林を中心としたバイオマスのガス化および燃料電池の燃料など先端技術との融合による高効率活用。 ・ 地方公共団体が所有する森林基本台帳の情報を有効活用して、広くて薄く分布するバイオマス資源を回収する方法を確立する。これまでほとんど手が入らなかった県有林などの間伐や切捨て間伐の材を、持続可能な産業の財として活用する方法を確立する。 ・ これらの取り組みを地球のミニモデルといえる山梨県で、産官学民の協働で実現する。	1. 遊休資源流動化 2. バイオマスの利用機会拡大 3. 都市農山村交流促進 4. 事業・予算の集中 5. 産業育成資金支援制度	1. 地域の放置森林、遊休耕地をバイオマス産業に有効活用するための遊休資源流動化促進制度を創設する。 2. 公有林の民間管理委託 3. 塩漬け農地の規制緩和 4. 地方公共団体の農地取得の要件緩和 5. 発電事業を行うのにあつての電気事業法の緩和 6. 木造建築物の規制緩和 7. 都市農山村交流事業の拠点として、遊休公共施設の目的外使用の認可、あるいは民間の空き屋を流動化させ、これに活用できる制度を創設する。 8. 市民農園開設者の民間への拡大 9. 都市農山村交流事業をおこなう際の旅行業法上の規制緩和・撤廃 10. 森林整備補助金の収集輸送費用への拡大使用緩和措置 11. 緑の雇用、緊急雇用対策事業のバイオマス事業への集中 12. RPS法の電力最低買い取り要件の緩和 13. 産官学民混合バイオマス産業育成機関の設置 14. バイオマス産業育成金融機関の設置要件緩和	1. 高齢化や不在地主等の原因で放置されている民有林や遊休耕地をバイオマス産業に有効活用するための資源流動化促進制度を創設する。(添付資料参照)これにより、放置森林や遊休耕地の流動化が促進され、バイオマス資源として有効に活用される。 2. 公有林の管理をNPO、株式会社等民間に委託し、そこで得られる木質バイオマス資源をバイオマス事業に活用することによって、公有林の整備管理が促進される。 3. 不動産開発等で取得した農地が塩漬け化しているケースが見られるが、バイオマス利用や都市農山村交流等地域活性化目的に使用する際には、その転用申請の際の規制を緩和する。これによって、塩漬け農地の流動化を促進させる。 4. 塩漬け農地や長期放置農地等、荒廃が極端に進んでしまった農地等に関して、農地の存在する市町村の農地取得の緩和。これによって農地の流動化を促進させる。 5. 発電事業の実施における届け出や能力規制等の規制緩和。これにより地域資源に適した規模における発電事業が実施される。 6. 地域木材の利用を促進させるための木造建築物の規制緩和 7. 都市農山村交流活動を促進するため、交流の拠点を確保する。そのために、地域で遊休化している公共施設を目的外に使用できるよう規制を緩和する。またこの時、この施設が償却期間中でも、補助金を返還しなくてもこれが実施できるようになる。また、民間の空き屋もこれに活用できるよう、空き屋バンク制度を地方公共団体に設置し、その流動化を促進させる。これにより交流の拠点が、新たに大きな予算をかけずに設置ができ、結果的に交流が促進される。 8. NPOや民間団体が市民農園主体として経営できるように規制緩和する。これにより遊休耕地が有効活用される。 9. 都市農山村交流事業を行う際の旅行業法の規制緩和。具体的には、農家の宿泊認可、有償での人の輸送認可。これにより都市農山村交流事業が活発化する。 10. 間伐等の森林整備補助金を間伐作業以外の材の収集輸送に柔軟に活用できるように補助金の利便性を向上させる。 11. 現在実施されている緊急雇用対策事業「緑の雇用」制度における労働をバイオマス産業分野へ一部集中させることにより、バイオマス資源の調達におけるコストを低減される。 12. RPS法における最低電力買い取り電力の低減措置をとることにより、バイオマス小規模発電産業の成長が促進される。 13. 地域でバイオマス産業クラスターを育成する機関として、産官学民混合の専門機関を設置することによって、この産業の成長を効果的

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
山梨県	特定非営利活動法人 えがおつなげ	環境と産業の共生による地域再生	山梨県須玉町の構造改革特区地域「増富地域交流振興特区」を中心とした未活用バイオマス資源を、電力、熱、燃料電池等のエネルギー資源、また素材産業等の資源としても活用することによって、またこの産業連携において都市農山村交流産業の視点も絡めながら、地域に環境と産業の共生するバイオマス産業クラスターを育成する。なお、この特区地域における耕作放棄農地は、全体の農地の63%にもなり荒廃している。特区地域のある須玉町の山林率は、町面積の85%にあたるが、これについても管理がされず、荒廃している。これらバイオマス資源となりうる地域資源を、遊休資源流動化促進制度を創設し、バイオマス資源の流動化促進をはかりつつ、この資源を電気、熱等のエネルギーなどに活用して、これを地域産業として育成し、地域の雇用と環境に貢献する。	1. 遊休資源流動化 2. バイオマスの利用機会拡大 3. 都市農山村交流促進 4. 事業・予算の集中 5. 産業育成資金支援制度	1. 地域の放置森林、遊休耕地をバイオマス産業に有効活用するための遊休資源流動化促進制度を創設する。 2. 公有林の民間管理委託 3. 塩漬け農地の規制緩和 4. 地方公共団体の農地取得の要件緩和 5. 発電事業を行うにあたっての電気事業法の緩和 6. 木造建築物の規制緩和 7. 都市農山村交流事業の拠点として、遊休公共施設の目的外使用の認可、あるいは民間の空き屋を流動化させ、これに活用できる制度を創設する。 8. 市民農園開設者の民間への拡大 9. 都市農山村交流事業をおこなう際の旅行業法上の規制緩和・撤廃 10. 森林整備補助金の収集輸送費用への拡大使用緩和措置 11. 緑の雇用、緊急雇用対策事業のバイオマス事業への集中 1. RPS法の電力最低買い取り要件の緩和 1. 3. 産官学民混合バイオマス産業育成機関の設置 1. 4. バイオマス産業育成金融機関の設置要件緩和	1. 高齢化や不在地主等の原因で放置されている民有林や遊休耕地をバイオマス産業に有効活用するための資源流動化促進制度を創設する。(添付資料参照)これにより、放置森林や遊休耕地の流動化が促進され、バイオマス資源として有効に活用される。 2. 公有林の管理をNPO、株式会社等民間に委託し、そこで得られる木質バイオマス資源をバイオマス事業に活用することによって、公有林の整備管理が促進される。 3. 不動産開発等で取得した農地が塩漬け化しているケースが見られるが、バイオマス利用や都市農山村交流等地域活性化目的に使用する際には、その転用申請の際の規制を緩和する。これによって、塩漬け農地の流動化を促進させる。 4. 塩漬け農地や長期放置農地等、荒廃が極端に進んでしまった農地等に関して、農地の存在する市町村の農地取得の緩和。これによって農地の流動化を促進させる。 5. 発電事業の実施における届け出や能力規制等の規制緩和。これにより地域資源に適した規模における発電事業が実施される。 6. 地域木材の利用を促進させるための木造建築物の規制緩和 7. 都市農山村交流活動を促進するため、交流の拠点を確保する。そのために、地域で遊休化している公共施設を目的外に使用できるよう規制を緩和する。またこの時、この施設が償却期間中でも、補助金を返還しなくてもこれが実施できるようにする。また、民間の空き屋もこれに活用できるよう、空き屋バンク制度を地方公共団体に設置し、その流動化を促進させる。これにより交流の拠点が、新たに大きな予算をかけずに設置ができ、結果的に交流が促進される。 8. NPOや民間会社が市民農園主体として経営できるように規制緩和する。これにより遊休耕地が有効活用される。 9. 都市農山村交流事業を行う際の旅行業法の規制緩和。具体的には、農家の宿泊認可、有償での人の輸送認可。これにより都市農山村交流事業が活発化する。 10. 間伐等の森林整備補助金を間伐作業以外の材の収集輸送に柔軟に活用できるように補助金の利便性を向上する。 11. 現在実施されている緊急雇用対策事業「緑の雇用」制度における労働をバイオマス産業分野へ一部集中させることによって、バイオマス資源の調達におけるコストを低減される。 12. RPS法における最低電力買い取り電力の低減措置をとることにより、バイオマス小規模発電産業の成長が促進される。 13. 地域でバイオマス産業クラスターを育成する機関として、産官学民混合の専門機関を設置することによって、この産業の成長育成効果
山梨県	日興ビルディング株式会社	大月エコの郷プロジェクト：農地	企業が所有権をもつ遊休農地5ヘクタール、未整備山林・原野等5.4ヘクタールの遊休資源をコアに、周辺の同様の土地及び資源(観光資源、公有林、遊休公共施設)も含め有効活用することで人、物、金、情報等の流れを起し、地域の文化的遺産の伝承、紹介を行い、雇用対策、産業の創設、都市農山村交流による地域振興を行う。	地方公共団体の農地取得の要件緩和	地方公共団体の農地取得の要件緩和：農地法第3条第2項	1. 市民農園事業：遊休農地の有効利用 2. 生産物流通事業：地域振興・産業創生 3. 人材派遣事業：雇用促進 4. グリーンツーリズム：都市農山村交流・観光の振興
山梨県	日興ビルディング株式会社	大月エコの郷プロジェクト：農地	企業が所有権をもつ遊休農地5ヘクタール、未整備山林・原野等5.4ヘクタールの遊休資源をコアに、周辺の同様の土地及び資源(観光資源、公有林、遊休公共施設)も含め有効活用することで人、物、金、情報等の流れを起し、地域の文化的遺産の伝承、紹介を行い、雇用対策、産業の創設、都市農山村交流による地域振興を行う。	法人の農業経営絵への参入	遊休農地の管理を農業経営者、それと同等の者以外の者に委託出来る要件緩和：農地法第3条第2項	1. 市民農園事業：遊休農地の有効利用 2. 生産物流通事業：地域振興・産業創生 3. 人材派遣事業：雇用促進 4. グリーンツーリズム：都市農山村交流・観光の振興
山梨県	日興ビルディング株式会社	大月エコの郷プロジェクト：農地	企業が所有権をもつ遊休農地5ヘクタール、未整備山林・原野等5.4ヘクタールの遊休資源をコアに、周辺の同様の土地及び資源(観光資源、公有林、遊休公共施設)も含め有効活用することで人、物、金、情報等の流れを起し、地域の文化的遺産の伝承、紹介を行い、雇用対策、産業の創設、都市農山村交流による地域振興を行う。	塩漬け農地の規制緩和(農地法第5条の許可を得た後に当該農地転用事業が遂行できなくなった場合の農地法の規制)	企業の塩漬けした宅地開発用農地法第5条許可農地であっても、農地として活用する場合は原状回復することなく、公共機関もしくは、監督官庁が認可した団体に譲渡出来る緩和：農地法第83条の二	1. 市民農園事業：遊休農地の有効利用 2. 生産物流通事業：地域振興・産業創生 3. 人材派遣事業：雇用促進 4. グリーンツーリズム：都市農山村交流・観光の振興
山梨県	日興ビルディング株式会社	大月エコの郷プロジェクト：森林	企業が所有権をもつ遊休農地5ヘクタール、未整備山林・原野等5.4ヘクタールの遊休資源をコアに、周辺の同様の土地及び資源(観光資源、公有林、遊休公共施設)も含め有効活用することで人、物、金、情報等の流れを起し、地域の文化的遺産の伝承、紹介を行い、雇用対策、産業の創設、都市農山村交流による地域振興を行う。	公有林の管理の民間委託	公有林の森林管理を民間に委託出来る制度(NPO・株式会社等)：地方自治法第149条	1. 陶芸事業(教育実習、体験教室、貸し登り窯) 2. 除間伐材の有効利用 2. 産業創生、3. 特産品の創生 4. 雇用創生

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
山梨県	日興ビルディング株式会社	大月エコの郷プロジェクト：森林	企業が所有権をもつ遊休農地5ヘクタール、未整備山林・原野等5.4ヘクタールの遊休資源をコアに、周辺の同様の土地及び資源(観光資源、公有林、遊休公共施設)も含め有効活用することで人、物、金、情報等の流れを起し、地域の文化的遺産の伝承、紹介を行い、雇用対策、産業の創設、都市農山村交流による地域振興を行う。	公有林の除間伐材等未利用材の無償化	公有林財産の無償化・除間伐材等未利用材除間伐促進補助金等の目的外使用の認可、間伐後の収集輸送費用への使用認可	1.陶芸事業(教育実習、体験教室、貸し登り窯)2.除間伐材の有効利用3.産業創生、3.特産品の創生4.雇用創生
山梨県	奥野田葡萄酒醸造株式会社	Vins de Peys 特区(地ワイン特区)	「もろみ甲州種ワイン」を販売したいのです。チルド輸送システムを利用すれば、甲州種ワインを生きた酵母の旨味と共に、健康的に全国の消費者に向け、ご提供することが可能になります。国産ワインにしか出来ないフレッシュデリバリーなワインは、国産ワインの需要拡大と共に、山梨県を代表する特産物でありながら、存続の危機に瀕している甲州種ぶどうに、大きな活力と新たな可能性をもたらします。国産ワインにも、清酒やビールと同様、チルド状態で輸送と販売が可能になっている「売り場を十分に活かした商品開発」をさせていただきたいのです。そのために、国内収穫果実から製造する果実酒類に限り、酒税法の運用解釈を柔軟にさせていただきたいのです。	国内収穫果実に「もろみワイン」の販売を認めて下さい。	酒税法には記載されていない「果実酒類」の運用解釈にある「葡萄は発酵しやすいから」という考え方を「国内収穫果実から製造する果実酒類に限り、チルド状態であれば主発酵は終了している」との解釈に変更していただきたいのです。もちろん万が一、販売後において再発酵した場合には「果実酒類」として規定されたアルコール分以内に留まるよう、製造者が留意、かつ確約することは必須です。	「もろみ甲州種ワイン」を販売したいのです。そのために、国内収穫果実から製造するワインに限り、酒税法の運用解釈を柔軟にさせていただきたいのです。チルド輸送システムを利用すれば、甲州種ワインを酵母の旨味と共に、健康的に全国の皆さまにご提供できます。国内のワイナリーは、チルド状態での輸送と販売が可能になることで「売り場を十分に活かした商品開発」が可能になります。山梨県においては、県を代表する特産物と言っても過言ではない甲州種ぶどうの需要拡大につながり、その宣伝効果は、価格の下落を食い止める(山梨県以外のワイン産地においても、果実の需要拡大が可能)ことができます。国産ワインにしか出来ないフレッシュデリバリーなワインは、輸入ワインには真似の出来ない、新たな商品開発の機会を創造します。
長野県	山ノ内町	遊休農地活用による地域農業活性化構想	構造改革特区の緩和項目で、農地取得の面積要件の緩和について、下限面積が10アールまで緩和されることになっているが、売り手(貸し手)である所有者と買い手(借り手)である特定譲受者以外の者との双方における合意が得られ、所有権若しくは使用収益権を移転する条件が整う状況となったとき、農業者年金受給者であっても、支給を停止せず受給者本人に返還の後、特定譲受者以外の者への移転を認めるものとする。	農業者年金受給者資格の弾力化	農地の売り手(貸し手)である所有者と買い手(借り手)となる特定譲受者以外の者双方の合意が得られ、所有権若しくは使用収益権を移転する条件が整う状況となったとき、所有者が農業者年金受給者であっても、支給を停止せず受給者本人に返還の後、特定譲受者以外の者への移転を認めるものとする。	構造改革特区の申請により、農地取得の面積要件について、下限面積を現行の40アールから10アールに緩和することを前提とし、農地の売り手(貸し手)である所有者と買い手(借り手)となる特定譲受者以外の者双方の合意が得られ、所有権若しくは使用収益権を移転する条件が整う状況となったとき、所有者が農業者年金受給者であっても、支給を停止せず受給者本人に返還の後、特定譲受者以外の者への移転を認めるものとする。このことにより、農地の有効活用及び非農家における農地取得機会の拡充を図り、地域農業の再生をすすめる。
長野県	木曽福島町	自然豊かな信州木曽のスキー場産業の再生	・行政財産であるスキー場を民間への貸与・譲与等を行い民間の経営手法を活用し、スキー場の再生を図る。	行政財産の売払い・貸付・譲与の実施	木曽福島町で直営で運営しているきそふくしまスキー場は起債償還が残っている現行では、普通財産として民間への貸付等は不可能である。したがって運営委託のみ可能であるが、運営委託では民間の資金力や経営手法を十分生かしきれないことから、民間へ貸付等を行いスキー場経営の立て直しを図る。	スキー場経営の民間解放による木曽福島町におけるスキー産業の再生
長野県	木祖村	自然豊かな信州木曽のスキー場産業の再生	・行政財産であるスキー場を民間への貸与・譲与等を行い民間の経営手法を活用し、スキー場の再生を図る。	行政財産の売払い・貸付・譲与の実施	木祖村で運営しているやぶはら高原スキー場(一部民間あり)では起債償還が残っている中で行政財産としては民間への貸し付けについて制限がある。民間の資金力と経営手法を生かした運営によりスキー場の活性化を図る。	スキー場経営を民間経営の導入によるスキー場の活性化
長野県	王滝村	自然豊かな信州木曽のスキー産業の再生	・行政財産であるスキー場を民間へ貸付・譲渡等を行い民間の経営手法を活用し、スキー場の再生を図る。	行政財産の売払い・貸付・譲渡の実施	昭和61年11月1日から地方公営企業法の全部適用による王滝村公営企業で独立して運営されている、おんたけスキー場は多額の起債償還が残っており、現行では、普通財産として民間への貸付等は不可能である。したがって運営委託のみ可能であるが、運営委託では民間の資金力や経営手法を十分生かしきれないことから、民間へ貸付等を行いスキー場経営の建て直しを図る。	スキー場経営の民間開放による王滝村におけるスキー産業の再生

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
長野県	長野県	コモンズの視点からのまちづくり	長野県は、周囲の自然や農村景観と一体となったまちが成立しており、都市のルネッサンスの原点にある「都市を人の手に取り戻す」思想を共有し、一緒にシナリオを描き、その実現のための制度的な条件を整えるため、「計画なければ開発なし」の思想のもと土地の所有権にもとづく利用の自由は、義務を伴う権利として、計画の枠組みの内での自由として捉え、「コモンズ」による土地の管理を行う土地利用のあり方を「まちづくり条例」として制定する方針である。 地方公共団体の「まちづくり条例」に基づいた規制制度と、法令との整合を図る。	森林法許可の条例優先	事前協議を行う「まちづくり条例」の判断を行った後に、森林法第10条の2の林地開発許可の判断を行うこととするため、開発行為実施の確実性が認められない場合の規定を設け、確実性の判断のひとつとして、申請において、法令や条例により義務付けられている行政庁との協議を現に行っていないならば、当該許可の判断を行わないこととする。 (参考：農地法施行規則第5条の16-2及び第7条の5)	事前協議を行う「まちづくり条例」の判断を行った後に、森林法の林地開発許可の判断を行うこととする。
長野県	長野県	コモンズの視点からのまちづくり	長野県は、周囲の自然や農村景観と一体となったまちが成立しており、都市のルネッサンスの原点にある「都市を人の手に取り戻す」思想を共有し、一緒にシナリオを描き、その実現のための制度的な条件を整えるため、「計画なければ開発なし」の思想のもと土地の所有権にもとづく利用の自由は、義務を伴う権利として、計画の枠組みの内での自由として捉え、「コモンズ」による土地の管理を行う土地利用のあり方を「まちづくり条例」として制定する方針である。 地方公共団体の「まちづくり条例」に基づいた規制制度と、法令との整合を図り、より良いまちづくりを促進する。	自然公園法許可の条例優先	自然公園法第13条第3項及び第14条第3項の許可の判断は、事前協議を行う「まちづくり条例」の判断後に行うため、開発行為実施の確実性が認められない場合の規定を設け、確実性の判断のひとつとして、申請において、法令や条例により義務付けられている行政庁との協議を現に行っていないならば、当該許可の判断を行わないこととする。 (参考：農地法施行規則第5条の16-2及び第7条の5)	自然公園法の許可判断を「まちづくり条例」の判断後に行い、地域の合意に基づいたまちづくりを行う。
長野県	長野県	コモンズの視点からのまちづくり	長野県は、周囲の自然や農村景観と一体となったまちが成立しており、都市のルネッサンスの原点にある「都市を人の手に取り戻す」思想を共有し、一緒にシナリオを描き、その実現のための制度的な条件を整えるため、「計画なければ開発なし」の思想のもと土地の所有権にもとづく利用の自由は、義務を伴う権利として、計画の枠組みの内での自由として捉え、「コモンズ」による土地の管理を行う土地利用のあり方を「まちづくり条例」として制定する方針である。 地域のコモンズの発想により地方公共団体の「まちづくり条例」に基づいた規制制度と、法令との整合を図り、より良いまちづくりの促進を図るため。	都市計画法の開発許可の条例優先	都市計画法第29条及び第43条の開発許可判断は、事前協議を行う「まちづくり条例」の判断後に行うため、開発行為実施の確実性が認められない場合の規定を設け、確実性の判断のひとつとして、申請において、法令や条例により義務付けられている行政庁との協議を現に行っていないならば、当該許可の判断を行わないこととする。 (参考：農地法施行規則第5条の16-2及び第7条の5)	都市計画法の開発許可判断は、事前協議を行う「まちづくり条例」の判断後に行うこととすることにより、地域の合意が開発行為の誘導につながっていくことになる。
長野県	長野県	コモンズの視点からのまちづくり	株式会社やNPO法人等が宅幼老所を設置する場合において、地域再生計画策定以前に整備された既存の社会福祉施設の無償譲渡又は貸与を認める。	既存社会福祉施設の無償譲渡又は貸与の容認	サービスの提供主体としてだけでなく、地域に開かれた運営を進めることにより、地域福祉の拠点としてコモンズ再生の役割を担う宅幼老所の整備が円滑に進むようにする。	当県は全国に比べ高齢化が進んでおり、県ではその対策の一つとして、その人その人に合ったケアサービスの提供を目的とした小規模ケア施設(宅幼老所)の整備を進めている。株式会社やNPO法人等の宅幼老所への参入を促進するため、デーサービスセンター、児童館、保育所等を転用するなど、既存の社会福祉施設を、本来の利用目的以外の施設として利用を可能にすることにより、地域福祉の拠点としたい。
長野県	長野県	コモンズの視点からのまちづくり	株式会社やNPO法人等が宅幼老所を設置する場合において、地域再生計画策定以前に整備された遊休施設(国庫補助を伴わない地総債や一般単独によるもの)の無償譲渡又は貸与の容認を認める。	遊休施設の無償譲渡又は貸与の容認	サービスの提供主体としてだけでなく、地域に開かれた運営を進めることにより、地域福祉の拠点としてコモンズ再生の役割を担う宅幼老所の整備が円滑に進むようにする。	当県は全国に比べ高齢化が進んでおり、県ではその対策の一つとして、その人その人に合ったケアサービスの提供を目的とした小規模ケア施設(宅幼老所)の整備を進めている。株式会社やNPO法人等の宅幼老所への参入を促進するため、当該地域に所在する遊休施設(国庫補助を伴わず、起債により整備したもの)を転用するなど、合併や人口減少による遊休施設を、本来の利用目的以外の施設として利用を可能にすることにより、地域福祉の拠点としたい。この場合に、起債の一括償還はしなくて済むようにする。
長野県	長野県	コモンズの視点からのまちづくり	宅幼老所には、介護保険制度外のサービスとして障害者や幼児も受け入れているが、これに加え、経済的理由等により居宅での生活が困難な高齢者の入居を認め、措置の対象とする。	宅幼老所への入所措置の容認	地域福祉の拠点としてコモンズ再生の役割を担う宅幼老所が、対象者を要支援者・要介護者に限ることなく、地域ニーズに対応した運営ができるようにする。	身体上・精神上・環境上の理由及び経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者は養護老人ホームに措置入所されているが、全ての高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、宅幼老所に入居した場合にも措置の対象とする。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
長野県	長野県	コモンズの視点からのまちづくり	街路事業の認可にあたり、都市計画施設の区域における部分的な事業の実施を可能にする。(暫定施行)	街路整備の暫定施行を可能にする	都市計画事業認可は、都市計画に適合していることが条件となっており、都市施設として定められた区域については完成形(道路横断方向)での用地買収が義務づけられている。このため、事業実施にあたっては多くの建物の移転を伴い、多くの事業費が必要となっている。そこで、事業着手部と未着手部とが混在するような事業認可ができるようにする。	街路事業の認可にあたり、都市計画施設の区域における部分的な事業の実施を可能にする。(暫定施行) これにより、既存のまち並をのこしつつ、まちづくりが早期に概成できるとともに、事業費が縮減される。 なお、特殊街路の整備ではなく、幹線街路の整備に適用する。
長野県	長野県	コモンズの視点からのまちづくり	補助金で取得した施設は、その補助目的以外に使用するときは、補助金の返還を要しないで他の目的に使用できるとする。	補助金取得財産の補助目的外使用の容認	補助目的に既に使用していれば、その使用期間の長短にかかわらず、補助金の返還を要しないで補助目的以外の使用ができるようにする。	補助金で取得した財産の有効利用を図るとき、その状況によって補助金返還の義務が生じる。この問題が地方公共団体にとって一番の課題となって、施設の有効利用が図れない。1度でも補助目的に利用していれば、その地方公共団体の裁量により目的外に利用できるほうが、その地域での税金の有効利用に繋がる。
長野県	長野県	コモンズの視点からの人づくり	長野県は「コモンズからはじまる、長野県ルネッサンス」を始動しようとしている。地域の再生は、まさにその地域のコモンズが担っていくものである。しかし、コモンズは、それを支える人の基盤がなければ成り立ち得ず、地域社会における人材育成が極めて重要である。「コモンズの視点からの人づくり」の構想のもと、県の「人づくり」に関する各種施策を連携させながら実現を図ろうとするものである。保育サービスについては、私立保育所の施設新設に対する補助対象の要件を緩和し、新たに学校法人、財団法人及びNPO法人を追加することにより、民間主体である学校法人、財団法人及びNPO法人の保育所設置を促す。	補助金の対象要件の緩和	「児童福祉法第56条の2」及び「社会福祉施設等施設整備及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱」を改正し、補助対象法人に学校法人、財団法人及びNPO法人を追加する。	私立保育所新設に対する補助金の交付対象に学校法人、財団法人及びNPO法人を追加することにより、学校法人、財団法人及びNPO法人が保育所の設置運営に参入しやすくする。
長野県	長野県	コモンズの視点からの人づくり	長野県は「コモンズからはじまる、長野県ルネッサンス」を始動しようとしている。地域の再生は、まさにその地域のコモンズが担っていくものである。しかし、コモンズは、それを支える人の基盤がなければ成り立ち得ず、地域社会における人材育成が極めて重要である。「コモンズの視点からの人づくり」の構想のもと、県の「人づくり」に関する各種施策を連携させながら実現を図ろうとするものである。幼稚園設置基準の位置付けを最低基準から標準的な目安に変更し、幼稚園の新設や学校法人の保育所設置を容易にすることにより、地域に多様な教育・保育サービスを提供するとともに、地域雇用の創出や地域経済の活性化に寄与する。	幼稚園設置基準の緩和	幼稚園設置基準第2条の規定を改正し、設置基準の位置付けを最低基準から標準的な目安に変更する。	幼稚園設置基準の緩和により、幼稚園の新設や学校法人の保育所設置を容易にし、地域への多様な教育・保育サービスの提供を可能とし、地域雇用の促進創出及び地域経済の活性化を図る。
長野県	長野県	コモンズの視点からの人づくり	長野県は「コモンズからはじまる、長野県ルネッサンス」を始動しようとしている。地域の再生は、まさにその地域のコモンズが担っていくものである。しかし、コモンズは、それを支える人の基盤がなければ成り立ち得ず、地域社会における人材育成が極めて重要である。「コモンズの視点からの人づくり」の構想のもと、県の「人づくり」に関する各種施策を連携させながら実現を図ろうとするものである。国庫補助を受けている幼稚園園舎を保育所へ転用する場合は、全て国庫補助金の返還を要さないこととする。ことにより、学校法人(民間主体)の保育所設置運営を促すことにより、幼稚園と保育所の合同保育など保育サービスの多様化を図るとともに、市民の社会参加の促進、地域雇用の創出及び地域経済の活性化を図る。	幼稚園園舎の保育所転用に対する優遇措置	私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)交付要綱第15条を改正し、幼稚園施設として整備した施設を財産処分制限期間前に用途変更する場合の補助金返還を、保育所施設を併設するための用途変更の場合は、補助事業完了後の期間に関わらず、一律これを免除する。	学校法人の保育所設置を促すことにより、幼稚園と保育所の合同保育など保育サービスの多様化を図るとともに、市民の社会参加の促進、地域雇用の創出及び地域経済の活性化を図る。
長野県	長野県	コモンズの視点からの人づくり	長野県は「コモンズからはじまる、長野県ルネッサンス」を始動しようとしている。地域の再生は、まさにその地域のコモンズが担っていくものである。しかし、コモンズは、それを支える人の基盤がなければ成り立ち得ず、地域社会における人材育成が極めて重要である。「コモンズの視点からの人づくり」の構想のもと、県の「人づくり」に関する各種施策を連携させながら実現を図ろうとするものである。県は障害者を施設から地域(在宅)で生活できるよう計画的に移行を進めているが、居宅介護従業者(障害者(児)ホームヘルパー)は、その数が十分でないことから、当該者養成研修修了者が、介護保険の訪問介護員として従事できるようにすることで、障害者への良質な在宅サービスの安定供給が可能になる。	居宅介護従業者と訪問介護員の研修修了資格の統一	介護保険法施行令を改正し、平成15年3月24日厚生労働省告示第110号の居宅介護従業者(障害者(児)ホームヘルパー)養成研修修了者を、介護保険法の訪問介護員として従事できるようにする。	介護保険法施行令を改正し、平成15年3月24日厚生労働省告示第110号の居宅介護従業者(障害者(児)ホームヘルパー)養成研修修了者を、介護保険法の訪問介護員として従事できるようにする。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
長野県	長野県	コモンズの視点からの人づくり	長野県は「コモンズからはじまる、長野県ルネッサンス」を始動しようとしている。地域の再生は、まさにその地域のコモンズが担っていくものである。しかし、コモンズは、それを支える人の基盤がなければ成り立ち得ず、地域社会における人材育成が極めて重要である。「コモンズの視点からの人づくり」の構想のもと、県の「人づくり」に関する各種施策を連携させながら実現を図ろうとするものである。少子化、核家族化の進行により家庭や地域社会における養育機能が低下していることから、現在の保育所への入所要件を廃止し、保育所への入所を希望する児童全てを受け入れ、家庭養育の支援機関として子育てのノウハウを持つ保育所が、地域における就学前教育の場として子育て支援を担っていく。	保育所への入所要件である「保育に欠ける児童」要件の廃止	児童福祉法第24条第1項の規定を改正し、保育所に入所できる児童を保育に欠ける児童に限ることなく、保育所における保育を希望する全ての児童とする。	現在、保育所に入所できる児童は、児童福祉法第24条第1項により「保育に欠ける児童」とされているが、この要件を廃止することにより、保育所への入所を希望する児童を全て受け入れることができ、地域における就学前教育の場としての機能や母親の育児不安の解消などに応える子育て支援機能の充実に図る。
長野県	長野県	コモンズの視点からの人づくり	長野県は「コモンズからはじまる、長野県ルネッサンス」を始動しようとしている。地域の再生は、まさにその地域のコモンズが担っていくものである。しかし、コモンズは、それを支える人の基盤がなければ成り立ち得ず、地域社会における人材育成が極めて重要である。「コモンズの視点からの人づくり」の構想のもと、県の「人づくり」に関する各種施策を連携させながら実現を図ろうとするものである。保育所が地域における子育て支援機関として機能し、多様化する保育需要に対応するためには、地域の実情を柔軟に取り入れた独自性を発揮することが必要であり、児童福祉施設最低基準は目安とし、自主的な運営の確保を図る。	児童福祉施設最低基準の緩和	児童福祉法第45条の規定を改正し、保育所に適用される最低基準を標準的な目安に変更する。	児童福祉法第45条の規定を改正し、保育所に適用される最低基準を標準的な目安とし、自主的な運営を確保して市町村の独自性を発揮出来るようにする。
長野県	長野県	コモンズの視点からの人づくり	長野県は「コモンズからはじまる、長野県ルネッサンス」を始動しようとしている。地域の再生は、まさにその地域のコモンズが担っていくものである。しかし、コモンズは、それを支える人の基盤がなければ成り立ち得ず、地域社会における人材育成が極めて重要である。「コモンズの視点からの人づくり」の構想のもと、県の「人づくり」に関する各種施策を連携させながら実現を図ろうとするものである。放課後児童健全育成事業の保護者の就労要件を撤廃し、児童クラブへは、保護者の就労要件の有無にかかわらず、子どもたちが参加することができることにより、子どもたちが交流のできる居場所を設けて、子どもの健全育成を図る。	放課後児童健全育成事業の保護者の就労要件の撤廃	子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労要件の有無により制限がある児童クラブへ要件を取り除き、希望する子どもたちが参加できるようにする。	現在、児童クラブに入所できる児童は、保護者の就労要件によって定められている。しかし、この要件を廃止し、入所を希望する児童が全て入所できる要件を整えた場合、地域における児童の適切な遊び及び生活の場が提供でき、児童の健全な育成を図ることができる。
長野県	長野県	コモンズの視点からの人づくり	長野県は「コモンズからはじまる、長野県ルネッサンス」を始動しようとしている。地域の再生は、まさにその地域のコモンズが担っていくものである。しかし、コモンズは、それを支える人の基盤がなければ成り立ち得ず、地域社会における人材育成が極めて重要である。「コモンズの視点からの人づくり」の構想のもと、県の「人づくり」に関する各種施策を連携させながら実現を図ろうとするものである。そのためには、コモンズの視点に立って職業教育の再構築を図るため、職業能力開発施設の有効活用を次の3点の観点から進めていく。地域に密着したNPOや民間による運営を可能とする仕組みの導入 省庁の縦割りを超えた住民本位の職業教育の推進 IT等を活用した弾力的な教育訓練方法の採用	職業能力開発施設への公設民営方式の導入	職業能力開発施設の管理運営を設置主体である地方公共団体以外の者に委託することができることとする。この場合には、地方自治法の指定管理者制度を準用する。	職業能力開発施設へ公設民営方式を導入することにより、地域社会の人材育成を推進する。このことにより次の効果が期待できる。民間の優れた経営手法の活用により、職業訓練機関をより地域に密着した形で展開できる。硬直しやすい行政組織による運営から脱し、柔軟で弾力的な運営により提供するサービスの質が向上する。NPOなどコモンズの新しい担い手が運営主体となる道が開かれることにより、地域の活性化が図れる。新たなビジネスチャンスや雇用の創出につながる。
長野県	長野県	コモンズの視点からの人づくり	長野県は「コモンズからはじまる、長野県ルネッサンス」を始動しようとしている。地域の再生は、まさにその地域のコモンズが担っていくものである。しかし、コモンズは、それを支える人の基盤がなければ成り立ち得ず、地域社会における人材育成が極めて重要である。「コモンズの視点からの人づくり」の構想のもと、県の「人づくり」に関する各種施策を連携させながら実現を図ろうとするものである。そのためには、コモンズの視点に立って職業教育の再構築を図るため、職業能力開発施設の有効活用を次の3点の観点から進めていく。地域に密着したNPOや民間による運営を可能とする仕組みの導入 省庁の縦割りを超えた住民本位の職業教育の推進 IT等を活用した弾力的な教育訓練方法の採用	職業能力開発短期大学校修了生の大学への編入資格付与	職業能力開発短期大学校修了生について大学への編入資格を与えることとする。	職業能力開発短期大学校修了生に大学への編入資格を付与することにより、県内の大学との連携を深め、より高度な技術や知識の習得した人材の育成を行い、地域の産業の高付加価値化を推進する。
長野県	長野県	コモンズの視点からの人づくり	長野県は「コモンズからはじまる、長野県ルネッサンス」を始動しようとしている。地域の再生は、まさにその地域のコモンズが担っていくものである。しかし、コモンズは、それを支える人の基盤がなければ成り立ち得ず、地域社会における人材育成が極めて重要である。「コモンズの視点からの人づくり」の構想のもと、県の「人づくり」に関する各種施策を連携させながら実現を図ろうとするものである。そのためには、コモンズの視点に立って職業教育の再構築を図るため、職業能力開発施設の有効活用を次の3点の観点から進めていく。地域に密着したNPOや民間による運営を可能とする仕組みの導入 省庁の縦割りを超えた住民本位の職業教育の推進 IT等を活用した弾力的な教育訓練方法の採用	職業能力開発施設の教育訓練方法の弾力化	職業能力開発施設の教育訓練方法にITを活用した通信教育を採用する。この場合、職業能力開発施設での訓練をもって資格取得の要件を満たすものと認めている他の省庁が所管する資格(自動車整備士等)についても、当該教育訓練方法によってよいものとする。	職業能力開発施設の座学の教育訓練にインターネットを活用した手法を採用し、多忙な在職者に利用しやすい環境を整え、社会人の再教育を推進する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
長野県	長野県	コモンズの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進	長野県は「コモンズからはじまる、長野県ルネッサンス」を始動しようとしている。地域の再生は、まさにその地域のコモンズが担っていくものである。「コモンズの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進」の構想は、本県の観光地としての特性を活かし、かつ本県の自然環境は将来の世代の貴重な財産であり管理を信託されているとの考えから、両者の調和を図るとともに、県の「観光・都市圏交流型産業」に関する各種施策を連携させながら実現を図ろうとするものである。農園レストランやホテル・旅館で自家製ワインを宿泊客等に提供するサービスを実現するため、酒類の製造免許の要件(製造数量最低限度基準)を緩和する。	酒類の製造免許要件の適用除外	レストラン、民宿内においてももっぱら飲用に供し、または販売するため、当該営業所敷地内においてワイン等果実酒を醸造する場合は、当該規定を適用しない。	酒税法上の製造数量制限の規定により、一般の農園レストランや農家民宿等では自ら醸造したワイン等を客に提供できず、地域の個性を發揮できにくい状況にあることから、当該数量制限を撤廃し、自家製ワインを客に提供することで、観光の活性化等を図る。
長野県	長野県	コモンズの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進	長野県は「コモンズからはじまる、長野県ルネッサンス」を始動しようとしている。地域の再生は、まさにその地域のコモンズが担っていくものである。「コモンズの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進」の構想は、本県の観光地特性を活かし、かつ本県の自然環境は将来の世代の貴重な財産であり管理を信託されているとの考えから、両者の調和を図るとともに、県の「観光・都市圏交流型産業」に関する各種施策を連携させながら実現を図ろうとするものである。体験型観光への要望の高まりの中、それを支えるスタッフ体制等の整備が急務であり、宿泊施設や体験施設の職員等が来訪者に対して観光案内等を行う場合、旅行業の登録対象から除外して、来訪者の知的欲求に応える親身なサービスを充実させ、滞在型観光の振興を図る。	宿泊施設、体験施設等における観光幹旋業の特例	運送、宿泊のサービス提供についての取次ぎをする行為、または旅行に関する相談に応ずる行為で報酬を得ることについて、民宿先、体験施設の職員等が行う場合は、旅行業の登録は要しないとする。	本県では、地域の住民(個人、NPO、農家等)が中心となり、グリーンツーリズムや体験型観光の基盤を支えているが、来訪者への情報提供の面でも、民宿及び各種体験施設の職員等は、その多くが宿泊施設等の状況も含めた観光情報を有していると思われる。一方で、来訪者は一般的な観光情報は事前に各種メディアから豊富に獲得している傾向にあり、地域の民宿及び各種体験施設の来訪者には、旅行雑誌等では知ることのできない、地域の人間味が持っていないような情報については、たとえ費用を負担しても得たいという欲求もある。そこで、それらの職員等が、当該施設の利用者の要請に応じて行った幹旋業に当たる行為については、国土交通大臣の登録がなくとも行えることとする。
長野県	長野県	コモンズの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進	長野県は「コモンズからはじまる、長野県ルネッサンス」を始動しようとしている。地域の再生は、まさにその地域のコモンズが担っていくものである。「コモンズの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進」の構想は、本県の観光地特性を活かし、かつ本県の自然環境は将来の世代の貴重な財産であり管理を信託されているとの考えから、両者の調和を図るとともに、県の「観光・都市圏交流型産業」に関する各種施策を連携させながら実現を図ろうとするものである。体験型観光の主要素の農業にあつては、農業法人・NPO法人等が受け入れ態勢の整備等を行っているが、施設整備への投資は大きな負担であることから、当該者への保証協会の保証は中小企業信用保険法の対象として、保証制度を活用し低利融資による資金供給が円滑に行われる環境を整える。	農業法人・NPO法人等に対する中小企業信用保険法の対象とする。	体験型観光施設を整備する農業法人・NPO法人等に対する保証協会の保証は中小企業信用保険法の対象とする。	体験型観光施設を整備する農業法人・NPO法人等に対する保証協会の保証は中小企業信用保険法の対象とする。
長野県	長野県	コモンズの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進	長野県は「コモンズからはじまる、長野県ルネッサンス」を始動しようとしている。地域の再生は、まさにその地域のコモンズが担っていくものである。「コモンズの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進」の構想は、本県の特性を活かし、かつ本県の自然環境は将来の世代の貴重な財産であり管理を信託されているとの考えから、両者の調和を図るとともに、県の「観光・都市圏交流型産業」に関する各種施策を連携させながら実現を図ろうとするものである。トレッキング等交流型事業の実施地域は公共交通機関が未発達な場合が多いため、第2種免許等の適用除外により、多くの地域住民が宿泊場所から実施場所への有償輸送等を自家用車で可能にすることで、来訪者の利便性を高め、交流を深めるとともに、地域経済の活性化を図る。	交流型事業に係る無資格・無許可有償輸送の特例	公共交通機関の未発達な地域で、宿泊者を自家用車で交流型事業実施場所へ輸送する場合には道路交通法の第2種免許及び道路運送法の許可の適用除外とする。	ウォーキング、トレッキング、登山、サイクリング、グリーンツーリズムなどは公共交通機関が未発達な地域で行われることが多いから、宿泊場所から交流型事業実施場所への輸送等を自家用車で可能にする。このことにより来訪者にとって利便性は高まり来訪者の増加が期待できると共に、当該地域の住民の多くが交流型事業に参加でき、また、報酬を得ることによって地域経済の活性化に資する。
長野県	長野県	コモンズの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進	長野県は「コモンズからはじまる、長野県ルネッサンス」を始動しようとしている。地域の再生は、まさにその地域のコモンズが担っていくものである。「コモンズの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進」の構想は、本県の特性を活かし、かつ本県の自然環境は将来の世代の貴重な財産であり管理を信託されているとの考えから、両者の調和を図るとともに、県の「観光・都市圏交流型産業」に関する各種施策を連携させながら実現を図ろうとするものである。トレッキング等交流型事業の実施地域は公共交通機関が未発達な場合が多いため、第2種免許等の適用除外により、多くの地域住民が宿泊場所から実施場所への有償輸送等を自家用車で可能にすることで、来訪者の利便性を高め、交流を深めるとともに、地域経済の活性化を図る。	交流型事業に係る無資格・無許可有償輸送の特例	公共交通機関の未発達な地域で、宿泊者を自家用車で交流型事業実施場所へ有償輸送する場合には道路交通法の第2種免許及び道路運送法の許可の適用除外とする。	ウォーキング、トレッキング、登山、サイクリング、グリーンツーリズムなどは公共交通機関が未発達な地域で行われることが多いから、宿泊場所から交流型事業実施場所への輸送等を自家用車で可能にする。このことにより来訪者にとって利便性は高まり来訪者の増加が期待できると共に、当該地域の住民の多くが交流型事業に参加でき、また、報酬を得ることによって地域経済の活性化に資する。
長野県	長野県	コモンズの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進	長野県は「コモンズからはじまる、長野県ルネッサンス」を始動しようとしている。地域の再生は、まさにその地域のコモンズが担っていくものである。「コモンズの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進」の構想は、本県の特性を活かし、かつ本県の自然環境は将来の世代の貴重な財産であり管理を信託されているとの考えから、両者の調和を図るとともに、県の「観光・都市圏交流型産業」に関する各種施策を連携させながら実現を図ろうとするものである。宿泊施設、体験施設等の職員の多くは地域に精通しており、第2種免許及び運送許可の適用をせずにこれらの者が宿泊・体験者を対象に自家用車で地域の観光案内を有償で行うことにより、より深く地域の自然・文化等を伝えることができ、来訪者の満足度を高めて、再来者の増加及び地域経済の活性化を図る。	宿泊施設、体験施設等における観光案内(白タク)の特例	公共交通機関の未発達な地域において、宿泊施設及び体験施設の職員等が、その利用者に対して有償で、周辺の観光案内を行う場合、または、自らの施設までの送迎を行う場合の輸送について、道路交通法の第2種免許及び道路運送法の許可の適用除外とする。	宿泊施設及び各種体験施設の職員等は、その多くが地域の状況に精通している。これらの者が自家用車で周辺の観光案内を行うことにより、より深く地域の自然・文化等を伝えることができ、来訪者への満足度も高め、リピーターの増加にもつながると期待される。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
長野県	長野県	コモングの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進	長野県は「コモングからはじまる、長野県ルネッサンス」を始動しようとしている。地域の再生は、まさにその地域のコモングが担っていくものである。「コモングの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進」の構想は、本県の特性を活かし、かつ本県の自然環境は将来の世代の貴重な財産であり管理を信託されているとの考えから、両者の調和を図るとともに、県の「観光・都市圏交流型産業」に関する各種施策を連携させながら実現を図ろうとするものである。宿泊施設、体験施設等の職員の多くは地域に精通しており、第2種免許及び運送許可の適用をせずにこれらの者が宿泊・体験者を対象に自家用車で地域の観光案内を有償で行うことにより、より深く地域の自然・文化等を伝えることができ、来訪者の満足度を高めて、再来者の増加及び地域経済の活性化を図る。	宿泊施設、体験施設等における観光案内(白タク)の特例	公共交通機関の未発達な地域において、宿泊施設及び体験施設の職員等が、その利用者に対して、周辺の観光案内を行う場合、または、自らの施設までの送迎を行う場合の輸送について、道路交通法の第2種免許及び道路運送法の許可の適用除外とする。	宿泊施設及び各種体験施設の職員等は、その多くが地域の状況に精通している。これらの者が自家用車で周辺の観光案内を行うことにより、より深く地域の自然・文化等を伝えることができ、来訪者への満足度も高め、リピーターの増加にもつながると期待される。
長野県	長野県	コモングの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進	長野県は「コモングからはじまる、長野県ルネッサンス」を始動しようとしている。地域の再生は、まさにその地域のコモングが担っていくものである。「コモングの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進」の構想は、本県の特性を活かし、かつ本県の自然環境は将来の世代の貴重な財産であり管理を信託されているとの考えから、両者の調和を図るとともに、県の「観光・都市圏交流型産業」に関する各種施策を連携させながら実現を図ろうとするものである。グリーン・ツーリズムをより一層推進するため、余暇法第2条で定める農村滞在型余暇活動のサービスを提供する者は、同条で定める農林漁業体験民宿業による宿泊を伴う場合に限り、旅行業法第3条に関わらず、旅行業法第2条で定める主催旅行を行うことができることとする。	任意団体等による主催旅行の実現のための旅行業法の特例	余暇法第2条で定める農村滞在型余暇活動のサービスを提供する者は、余暇法第2条で定める農林漁業体験民宿業による宿泊を伴う場合に限り、旅行業法第3条に関わらず、旅行業法第2条で定める主催旅行を行うことができることとする。	余暇法第2条で定める農村滞在型余暇活動のサービスを提供する者は、余暇法第2条で定める農林漁業体験民宿業による宿泊を伴う場合に限り、旅行業法第3条に関わらず、旅行業法第2条で定める主催旅行を実施することで魅力的な体験メニューを提供でき、グリーン・ツーリズムをより一層推進できる
長野県	長野県	コモングの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進	長野県は「コモングからはじまる、長野県ルネッサンス」を始動しようとしている。地域の再生は、まさにその地域のコモングが担っていくものである。「コモングの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進」の構想は、本県の特性を活かし、かつ本県の自然環境は将来の世代の貴重な財産であり管理を信託されているとの考えから、両者の調和を図るとともに、県の「観光・都市圏交流型産業」に関する各種施策を連携させながら実現を図ろうとするものである。グリーン・ツーリズムをより一層推進するため、余暇法第2条で定める農村滞在型余暇活動のサービスを提供する者は、同条で定める農林漁業体験民宿業による宿泊を伴う場合に限り、旅行業法第3条に関わらず、旅行業法第2条で定める主催旅行を行うことができることとする。	任意団体等による主催旅行の実現のための旅行業法の特例	余暇法第2条で定める農村滞在型余暇活動のサービスを提供する者は、余暇法第2条で定める農林漁業体験民宿業による宿泊を伴う場合に限り、旅行業法第3条に関わらず、旅行業法第2条で定める主催旅行を行うことができることとする。	余暇法第2条で定める農村滞在型余暇活動のサービスを提供する者は、余暇法第2条で定める農林漁業体験民宿業による宿泊を伴う場合に限り、旅行業法第3条に関わらず、旅行業法第2条で定める主催旅行を実施することで魅力的な体験メニューを提供でき、グリーン・ツーリズムをより一層推進できる
長野県	長野県	コモングの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進	長野県は「コモングからはじまる、長野県ルネッサンス」を始動しようとしている。地域の再生は、まさにその地域のコモングが担っていくものである。「コモングの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進」の構想は、本県の特性を活かし、かつ本県の自然環境は将来の世代の貴重な財産であり管理を信託されているとの考えから、両者の調和を図るとともに、県の「観光・都市圏交流型産業」に関する各種施策を連携させながら実現を図ろうとするものである。グリーン・ツーリズムをより一層推進するため、補助金等に係る予算の執行の適用化に関する法律第22条の用途に係る規制を緩和し、農林漁業体験施設や中山間地域活性化施設等地域の有効資源となるべき施設について有効活用を図り、地域再生に結びつける。	補助施設等の多目的利用の実現のための補助金適用化法の特例	補助金等に係る予算の執行の適用化に関する法律第22条の目的外使用(使途)を制限を地域再生に貢献すると判断される中山間地域活性化施設や農林漁業体験施設等に限り適用除外し、施設等を多目的に利用できることとする。	農林漁業体験施設や中山間地域活性化施設などの補助事業で建設した施設の利用方法を拡大し、地域再生構想に合致する利用形態(宿泊施設や飲食営業等)で活用することにより、都市農村交流の促進を中心とした地域再生を図る。
長野県	長野県	コモングの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進	長野県は「コモングからはじまる、長野県ルネッサンス」を始動しようとしている。地域の再生は、まさにその地域のコモングが担っていくものである。「コモングの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進」の構想は、本県の特性を活かし、かつ本県の自然環境は将来の世代の貴重な財産であり管理を信託されているとの考えから、両者の調和を図るとともに、県の「観光・都市圏交流型産業」に関する各種施策を連携させながら実現を図ろうとするものである。旅館業法、食品衛生法による許認可の規制緩和をすることにより、農家民宿を農家が開設し易くし、農家生活のままの宿泊をより多くの希望者に体験させることができ、農家民宿の促進につながり農村都市交流の活発化を図る。	農家民宿の促進のための旅館業法と食品衛生法の特例	旅館業法第3条で規定する旅館営業の許可及び、食品衛生法第21条で規定する飲食営業許可について、グリーンツーリズム、農作業体験者等を宿泊させる農家に限り「届出継続」とし、一般農家にて宿泊営業ができることとする。	長野県の豊かな自然を育む農山村を都市住民に体験してもらうためのグリーンツーリズム事業は、県内各地で多くの事業をもとに活発に行われている。農家民宿事業も、その大きな要素であるが、宿泊及び食品提供に係る規制を緩和し、農家民宿を推進することにより、都市農村交流を促進して地域再生を図る。
長野県	長野県	コモングの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進	長野県は「コモングからはじまる、長野県ルネッサンス」を始動しようとしている。地域の再生は、まさにその地域のコモングが担っていくものである。「コモングの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進」の構想は、本県の特性を活かし、かつ本県の自然環境は将来の世代の貴重な財産であり管理を信託されているとの考えから、両者の調和を図るとともに、県の「観光・都市圏交流型産業」に関する各種施策を連携させながら実現を図ろうとするものである。旅館業法、食品衛生法による許認可の規制緩和をすることにより、農家民宿を農家が開設し易くし、農家生活のままの宿泊をより多くの希望者に体験させることができ、農家民宿の促進につながり農村都市交流の活発化を図る。	農家民宿の促進のための旅館業法と食品衛生法の特例	旅館業法第3条で規定する旅館営業の許可及び、食品衛生法第21条で規定する飲食営業許可について、グリーンツーリズム、農作業体験者等を宿泊させる農家に限り「届出継続」とし、一般農家にて宿泊営業ができることとする。	長野県の豊かな自然を育む農山村を都市住民に体験してもらうためのグリーンツーリズム事業は、県内各地で多くの事業をもとに活発に行われている。農家民宿事業も、その大きな要素であるが、宿泊及び食品提供に係る規制を緩和し、農家民宿を推進することにより、都市農村交流を促進して地域再生を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
長野県	長野県	コモンズの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進	長野県は「コモンズからはじまる、長野県ルネッサンス」を始動しようとしている。地域の再生は、まさにその地域のコモンズが担っていくものである。「コモンズの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進」の構想は、本県の特性を活かし、かつ本県の自然環境は将来の世代の貴重な財産であり管理を信託されているとの考えから、両者の調和を図るとともに、県の「観光・都市圏交流型産業」に関する各種施策を連携させながら実現を図ろうとするものである。クラインガルテン建設が中山間地域中心に各地に広がるなか、関係法令で施設利用は5年間以内の契約期間に限定されるが、利用者は継続契約を望むケースも多く、農地貸付に関する規制の緩和により、交流型の地域活性を促進し、過疎の抑制、農地の荒廃防止を図る。	過疎地域の1ターンのための市民農園法等の特例	特定農地貸付に関する農地法の特例に関する法律第2条に規定する貸付期間及び市民農園整備促進法2条に規定する貸付期間の規制について、クラインガルテン利用者が地域外から利用者でかつ定住的な利用を希望した場合に、貸付期間制限を適用せず、施設の定住的活用を可能として過疎に悩む地域の定住促進等を実現する。	長野県の豊かな自然を育む農山村を都市住民に体験してもらうためのグリーンツーリズム事業は、県内各地で多くの事業をもとに活発に行われている。クラインガルテンの建設を中心とする農園貸付事業においては、農地法の特例規制を緩和し、永続的な利用を促すことにより、交流促進、定住促進、農地の荒廃化等を防止する。
長野県	長野県	コモンズの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進	長野県は「コモンズからはじまる、長野県ルネッサンス」を始動しようとしている。地域の再生は、まさにその地域のコモンズが担っていくものである。「コモンズの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進」の構想は、本県の特性を活かし、かつ本県の自然環境は将来の世代の貴重な財産であり管理を信託されているとの考えから、両者の調和を図るとともに、県の「観光・都市圏交流型産業」に関する各種施策を連携させながら実現を図ろうとするものである。現在、乳製品(チーズ)について行われている製造に関する指導を、酪農から製造販売まで一貫経営をしている農家については指導対象から除外し、地域特有のチーズを製造することにより、地産地消の促進や特産品の確立等を図り、地域の活性化に資する。	地域特産品開発の促進のための食品衛生法施行規制等の特例	酪農からチーズ製造販売まで一貫している農家について、食品衛生法施行規則で定める殺菌処理規制の適用せず、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に基づく行政指導等を緩和して、生乳を使った地域特有のチーズ製造を可能とする。	牛乳の製造において、殺菌を義務づけているのは、高栄養の生乳には雑菌が繁殖しやすく、現在のよう大量の生乳を扱う集荷・製造システムで雑菌の繁殖を防ぐために必要不可欠なものである。しかし、自家牧場の生乳のみを使用しチーズを生産する場合には、しっかりと衛生管理されていれば、雑菌の繁殖を最小限に抑えることが可能となる。また、現在チーズの味を決めているのは、加熱殺菌した乳に加えた数種類のスターター(最初に添加する培養菌・・・輸入品)である。しかし、無殺菌生乳を使用することにより、その中に含まれている何十種類の菌が働き、スターターの添加の必要がなくなる可能性がある。また、地域の風土に根付いた菌で製造されるため、地域特有のチーズが出来る可能性があり、地域の酪農の活性化につながる。
長野県	長野県	コモンズの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進	長野県は「コモンズからはじまる、長野県ルネッサンス」を始動しようとしている。地域の再生は、まさにその地域のコモンズが担っていくものである。「コモンズの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進」の構想は、本県の特性を活かし、かつ本県の自然環境は将来の世代の貴重な財産であり管理を信託されているとの考えから、両者の調和を図るとともに、県の「観光・都市圏交流型産業」に関する各種施策を連携させながら実現を図ろうとするものである。都市圏交流型産業の創出には、都市地域にはない優れた自然環境が多く存在する自然公園の活用は欠かせないと考えられ、地方公共団体が国立公園で行う公園事業のうち、地域再生を目的に実施する事業については、公園事業の同意権限を環境大臣から県知事へ委譲する。	国立公園内で行う公園事業同意権限の委譲	地方公共団体が国立公園で行う公園事業のうち、地域再生を目的に実施する事業については、公園事業の同意権限を環境大臣から県知事へ委譲する。	癒しの場としての森林の新たな利活用を観光・農林業、医療と結びつけることにより、都市住民との交流を図る事業を県内の国立公園等において実施する計画であるが、この事業は、森林浴を取り入れながら健康増進を図る等遊歩道を歩くことをプログラムの中心としていることから、遊歩道・案内板・ベンチなどの施設設置は欠かせないものであり、当該設置を迅速に行うことにより、地域再生を目的とした事業を適期に行うことが可能となる。
長野県	長野県	建設産業構造改革推進支援	地域の基幹産業である建設業の中小企業が業種転換で農林業経営を行なう場合の融資で信用保証協会が行なう保証は中小企業信用保険法の適用範囲とする。	建設業農林業経営に対し中小企業信用保険法の対象とする。	地域の基幹産業である建設業の中小企業が農林業経営を行なう場合に必要とする資金に保証実施する信用保証協会の保証を中小企業信用保険法の対象とする。	地域の基幹産業である建設業の中小企業が農林業分野進出に必要な資金及び進出後の企業運転資金は中小企業向け制度融資を活用できるよう中小企業信用保険法の対象とする。
長野県	長野県	コモンズの視点から始まる公共事業	地域住民の立場に立った、コモンズから始まる公共事業を推進するため、国または県の職員が市町村に出向をし、権限委譲も併せて実施する中で、自らが国・県・市町村の組織に捉われず、地域住民の立場に立った事業の総合調整・執行を行う。	国及び県が行う公共事業の実施に関する特例	土地改良法に基づき実施する事業のうちの全部または一部について、国及び県が必要と認められたものの範囲内においてその執行権限を委譲するとともに、国及び県から市町村へ職員を派遣し、市町村自らが事業を実施できような制度を創設。または上記法律の改正により、市町村へ権限を委譲できる項目を追加。	土地改良法に基づき実施する事業のうちの全部または一部について、国及び県が必要と認められたものの範囲内においてその執行権限を委譲するとともに、国及び県から市町村へ職員を派遣し、市町村自らが事業を実施できような制度を創設。または上記法律の改正により、市町村へ権限を委譲できる項目を追加。
長野県	長野県	コモンズの視点から始まる公共事業	地域住民の立場に立った、コモンズから始まる公共事業を推進するため、国または県の職員が市町村に出向をし、権限委譲も併せて実施する中で、自らが国・県・市町村の組織に捉われず、地域住民の立場に立った事業の総合調整・執行を行う。	国及び県が行う公共事業の実施に関する特例	地すべり等防止法に基づき実施する事業のうちの全部または一部について、国及び県が必要と認められたものの範囲内においてその執行権限を委譲するとともに、国及び県から市町村へ職員を派遣し、市町村自らが事業を実施できような制度を創設。または上記法律の改正により、市町村へ権限を委譲できる項目を追加。	地すべり等防止法に基づき実施する事業のうちの全部または一部について、国及び県が必要と認められたものの範囲内においてその執行権限を委譲するとともに、国及び県から市町村へ職員を派遣し、市町村自らが事業を実施できような制度を創設。または上記法律の改正により、市町村へ権限を委譲できる項目を追加。



地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
長野県	長野県	コモンズの視点から始まる公共事業	地域住民の立場に立った、コモンズから始まる公共事業を推進するため、国または県の職員が市町村に出向をし、権限委譲も併せて実施する中で、自らが国・県・市町村の組織に捉われず、地域住民の立場に立った事業の総合調整・執行を行う。	国及び県が行う公共事業の実施に関する特例	下水道法に基づき実施する事業のうちの全部または一部について、国及び県が必要と認められたものの範囲内においてその執行権限を委譲するとともに、国及び県から市町村へ職員を派遣し、市町村自らが事業を実施できような制度を創設。または上記法律の改正により、市町村へ権限を委譲できる項目を追加。	下水道法に基づき実施する事業のうちの全部または一部について、国及び県が必要と認められたものの範囲内においてその執行権限を委譲するとともに、国及び県から市町村へ職員を派遣し、市町村自らが事業を実施できような制度を創設。または上記法律の改正により、市町村へ権限を委譲できる項目を追加。
長野県	長野県	都市住民と農山村を結ぶ農林業の活用促進事業(「田舎の親戚制度」)	1 遊休農林地を希望者に活動の場として提供し、農園利用、森林空間利用などにより荒廃農地を減少させる。利用にあたって、地域の人材を最大限に活用しながら、専門的指導を行えるスタッフを組織化する。(田舎の親戚制度) 2 1の利用の中で間伐、下草刈などを行い、鳥獣害防止を図る。	遊休農林地の活用による都市住民の農林業体験	都市部等の住民に農林業体験をしてもらうことにより、遊休農林地等の活用を図るため、森林造成補助事業における補助対象経費を拡大する	森林造成補助事業において、次の経費を補助対象とする 1 遊休荒廃農地と空家の整備に要する経費及び借地料 2 都市住民に指導するインストラクター養成講座に要する経費
長野県	長野県	都市住民と農山村を結ぶ農林業の活用促進事業(「田舎の親戚制度」)	1 遊休農林地を希望者に活動の場として提供し、農園利用、森林空間利用などにより荒廃農地を減少させる。利用にあたって、地域の人材を最大限に活用しながら、専門的指導を行えるスタッフを組織化する。(田舎の親戚制度) 2 1の利用の中で間伐、下草刈などを行い、鳥獣害防止を図る。	鳥獣害防止のための森林整備に係る補助要件の緩和	鳥獣害対策による荒廃農地化の防止のため、森林造成事業における現行の補助要件を緩和する	1 獣害防除対策として実施する森林整備については林齢制限をはずし毎年実施ができるよう補助要件を緩和する 2 上記施策を実現するために補助率を3/10から5/10に引き上げる
長野県	長野県	信州伊那谷菜の花プロジェクト	飲食店業者及び家庭から廃油を回収し、BDFを精製する循環型システムを構築し、地球に優しい環境を整備し地球温暖化を防止する。	BDFに軽油を混合した際の軽油引取税の非課税措置	冬場(低温期)にBDFを安定的に使用するには、軽油を混合することが必要。現在軽油を混合すると混合割合により軽油引取税が課せられる。BDFの使用を広域的に普及するにはBDFの価格を低く抑える必要がある。精製及び販売業者がBDFに軽油を混合した際の購入者に対する軽油引取税の非課税措置が必要	BDF精製及び販売業者がBDFに軽油を混合した際の購入者に対する軽油引取税の非課税措置を行うことにより利用促進が図られ、硫黄酸化物等の有害な物質の排出が抑制される。
長野県	長野県	信州伊那谷菜の花プロジェクト	飲食店業者及び家庭から廃油を回収し、BDFを精製する循環型システムを構築し、地球に優しい環境を整備し地球温暖化を防止する。	自動車税及び自動車取得税の非課税措置	BDFの普及には使用する車両を増やすことが必要。現在低公害車に税制面で優遇しているような措置が必要。車検証にBDF使用車両と記載されている場合に限り、自動車税及び自動車取得税の非課税措置	BDF使用車両に対する自動車税及び自動車取得税の非課税措置によりBDF利用車両が増加し、利用促進が図られ、硫黄酸化物等の有害な物質の排出が抑制される。
長野県	長野県	信州伊那谷菜の花プロジェクト	飲食店業者及び家庭から廃油を回収し、BDFを精製する循環型システムを構築し、地球に優しい環境を整備し地球温暖化を防止する。	自動車重量税の非課税措置	BDFの普及には使用する車両を増やすことが必要。現在低公害車に税制面で優遇しているような措置が必要。車検証にBDF使用車両と記載されている場合に限り、自動車重量税の非課税措置	BDF使用車両に対する自動車重量税の非課税措置によりBDF利用車両が増加し、利用促進が図られ、硫黄酸化物等の有害な物質の排出が抑制される。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
長野県	長野県	信州伊那谷菜の花プロジェクト	飲食店業者及び家庭から廃油を回収し、BDFを精製する循環型システムを構築し、地球に優しい環境を整備し地球温暖化を防止する。	廃油回収する際、産業廃棄物として扱わない	通常廃油を回収するには、産業廃棄物収集業者の資格が必要であり、資格修得には時間とお金がかかる。処理量が少ない場合は会員になってもらい、回収を行っている。BDFを精製するための廃油を回収する際は、産業廃棄物の対象としない	BDFを精製するための廃油回収は、産業廃棄物の対象としないことにより、廃油排出業者の負担が軽減され、回収者の産業廃棄物取扱免許申請が不要となる。BDFのコストが軽減することにより利用促進が図られ、硫酸化物等の有害な物質の排出が抑制される。
長野県	根羽村	都市住民と農山村を結ぶ農林業の活用促進事業(「田舎の親戚制度」)	1 遊休農地や林地を希望者に農林業体験の場として提供し、農園利用、森林空間利用などにより遊休農地や森林資源を有効に活用する。利用にあたって、地域の人材を最大限に活用しながら、専門的指導を行えるスタッフを組織化する。(田舎の親戚制度) 2 1の利用の中で防護柵の設置や間伐、下草刈などを行い、鳥獣害防止を図る。	遊休農林地の活用による都市住民の農林業体験	都市部等の住民に農林業等の体験をしてもらうことにより、遊休農地及び林地の活用を図るため、森林造成補助事業における補助対象を拡大する	森林造成補助事業において、次の経費を補助対象とする 1 遊休農地(防護柵設置を含む)の整備及び借地に要する経費 2 農林業の振興及びクラフト交流・体験に係る空家利用のための整備及び借家に要する経費 3 都市住民に農林業を指導する村民インストラクター養成費及び農林指導・クラフト交流・体験に要する経費
長野県	長野県	都市住民と農山村を結ぶ農林業の活用促進事業(「田舎の親戚制度」)	1 遊休農地や林地を希望者に農林業体験の場として提供し、農園利用、森林空間利用などにより遊休農地や森林資源を有効に活用する。利用にあたって、地域の人材を最大限に活用しながら、専門的指導を行えるスタッフを組織化する。(田舎の親戚制度) 2 1の利用の中で防護柵の設置や間伐、下草刈などを行い、鳥獣害防止を図る。	鳥獣害防止のための森林整備に係る補助要件の緩和	鳥獣害による荒廃農地化防止のため、森林造成事業における現行の補助要件を緩和する	1 獣害防除対策として実施する森林整備については林齢制限をはずし毎年実施ができるよう補助要件を緩和する 2 上記施策を実現するために補助率を3/10から5/10に引き上げる
長野県	上田市NPO法人地域循環ネットワーク	地域循環・環境に配慮した地域基幹産業の再生プログラム	この構想では、上田市とNPO法人の協働のもと上田地域の浄水場に堆積する発生汚泥から、繊維質改良土を作り出し、農作物の生産に活用するリサイクルシステムの構築を目指す。この発生汚泥には多くのミネラル分を含んでいるが殆どが有効に利用されずに処分されている。このことに着目し、繊維質、食品植物残渣、バクテリアを添加し攪拌醗酵させ完全させることにより栄養分に富んだ改良土として農地へ還元する。この製造工程における技術の検討・開発を行うとともに、改良土の安全性の分析・評価を行う。この改良土の安定的生産システムを確立し、遊休農地において「安全・安心」をブランドとした有機農作物を生産し地産地消の推進、観光の振興を図るとともに、異業種(建設業)からの農業参入を促し遊休農地の利用促進を図る。	株式会社等による農業経営	株式会社等(建設業)による農業経営(構造改革特区〔特定事業番号1001〕申請)〔2005年度から全国的に規制緩和予定〕遊休農地等の賃貸による農業経営に限る。(株式会社等による農地の取得は認めない。)	株式会社等による農業経営(農地の取得は認めない) 建設業等からの農業参入を促進するとともに、遊休農地の解消を目指す。
長野県	上田市NPO法人地域循環ネットワーク	地域循環・環境に配慮した地域基幹産業の再生プログラム	この構想では、上田市とNPO法人の協働のもと上田地域の浄水場に堆積する発生汚泥から、繊維質改良土を作り出し、農作物の生産に活用するリサイクルシステムの構築を目指す。この発生汚泥には多くのミネラル分を含んでいるが殆どが有効に利用されずに処分されている。このことに着目し、繊維質、食品植物残渣、バクテリアを添加し攪拌醗酵させ完全させることにより栄養分に富んだ改良土として農地へ還元する。この製造工程における技術の検討・開発を行うとともに、改良土の安全性の分析・評価を行う。この改良土の安定的生産システムを確立し、遊休農地において「安全・安心」をブランドとした有機農作物を生産し地産地消の推進、観光の振興を図るとともに、異業種(建設業)からの農業参入を促し遊休農地の利用促進を図る。	浄水場汚泥の産業廃棄物からの除外	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第二条4)産業廃棄物定義中、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める廃棄物に「浄水場汚泥」が含まれるとされるが、浄水場汚泥にはミネラル分等が多く含まれており、有効利用が可能な廃棄物については産業廃棄物からの除外を本事業で必要とする。	上田市とNPO法人の協働のもと上田地域の浄水場に堆積する発生汚泥から、繊維質改良土を作り出し、農作物の生産に活用するリサイクルシステムの構築を目指す。
長野県	上田市NPO法人地域循環ネットワーク	地域循環・環境に配慮した地域基幹産業の再生プログラム	この構想では、上田市とNPO法人の協働のもと上田地域の浄水場に堆積する発生汚泥から、繊維質改良土を作り出し、農作物の生産に活用するリサイクルシステムの構築を目指す。この発生汚泥には多くのミネラル分を含んでいるが殆どが有効に利用されずに処分されている。このことに着目し、繊維質、食品植物残渣、バクテリアを添加し攪拌醗酵させ完全させることにより栄養分に富んだ改良土として農地へ還元する。この製造工程における技術の検討・開発を行うとともに、改良土の安全性の分析・評価を行う。この改良土の安定的生産システムを確立し、遊休農地において「安全・安心」をブランドとした有機農作物を生産し地産地消の推進、観光の振興を図るとともに、異業種(建設業)からの農業参入を促し遊休農地の利用促進を図る。	特定非営利活動促進法の緩和	特定非営利活動促進法(別表第二条関係)に「農業振興を図る活動」を追加する。	NPO法人の農業振興を図る活動を追加することにより、遊休農地の流動化等を促進する。観光農園の運営など農業を中心とした地域振興を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
長野県	長野市	長野ナノサイエンス産業都市構想	大学等のナノサイエンス研究所並びに大学院を中心市街地に開設し、併せて大学の都市工学部系や市民開放型の教育心理関係等の学部及び大学院の一部機能を移転し、大学等の有する教育・研究機能及び文化・経済機能と都市機能との相乗効果によって、21世紀型の知的創造拠点都市の実現を図る。	建築基準法で定める居室の採光基準の条件緩和	中心市街地の遊休施設等(空きビル、空きオフィス)においては、大学等の校舎として活用する場合、床面積の1/10以上の窓を設ける必要をなくす。	現在市が所有している窓がない空きビル(旧ダイエーが入居していた)について、大学の講義室等としてフロアを活用する。都市工学の研究、社会及び市民開放型講義が実施可能になることにより、街と一体化した学術による新しい地域づくりが促進される。
長野県	長野市	長野ナノサイエンス産業都市構想	大学等のナノサイエンス研究所並びに大学院を中心市街地に開設し、併せて大学の都市工学部系や市民開放型の教育心理関係等の学部及び大学院の一部機能を移転し、大学等の有する教育・研究機能及び文化・経済機能と都市機能との相乗効果によって、21世紀型の知的創造拠点都市の実現を図る。	銀行が所有する店舗及び土地を他へ賃貸可能とする	中心市街地の遊休施設等(旧銀行)を、銀行機能がない場合でも、賃貸可能とする	現在銀行が所有している空き店舗(旧銀行)について、大学の講義室等としてフロアを活用する。都市工学の研究、社会及び市民開放型講義が実施可能になることにより、街と一体化した学術による新しい地域づくりが促進される。
長野県	飯山市	地域の宝を活かす賑わい創出・旅産業おこし	当市には「南北に流れる千曲川」「東西を囲む里山」「棚田」「菜の花」「寺まち」など外にアピールできる「宝物」が多く残っています。これらの宝を活かし、「観光・農業・商業・環境・福祉・教育」など多分野を融合し、交流人口を拡大させるための「旅産業・賑わい創出おこし」を計画しています。今までのような、見て回るだけの観光ではなく、宝を活かした体験観光・体験学習をメニューとして用意し、訪れた人とのふれあいの中でリピーターになっていただき、将来は市民として住んでいただけるような環境が作り出せればと考えています。「千曲川の船くんだり、里山のトレッキング、農林業体験、地元産にこだわる郷土料理・土産品、菜の花・寺まちを活用したイベント開催」などの特色を生かしながら10年後にせまった「北陸新幹線飯山駅」を交流人口拡大の拠点として、地域の活性化・雇用創出への起爆剤として地域再生構想を提案します。	1級河川での営業船舶に関する占有許可の簡素化 1級河川で営業船舶の安全運行に係る障害の除去及び防災のための河床掘削	1級河川千曲川を観光資源として活用するにあたり、営利目的で運行する船舶の運航許可、及び、それに伴う河川占有許可申請を簡素化していただきたい。また、運行にあつての安全面を確保するための障害の除去(河床・突出物)に対する支援は、国などの河川整備基本方針などに盛り込み、地域活性化及び雇用創出の場として整備をお願いしたい。併せて、河床の掘削は防災面においても重要と考えるので考慮をお願いしたい。	・営利目的での河川占有許可申請の柔軟な対応及び簡素化をお願いしたい。 ・目的外の係留(特定船舶の使用目的のために造成された護岸)の緩和をお願いしたい。 ・船舶運航の支障及び河川災害につながる河床：突出物の掘削等について支援をお願いしたい。
長野県	飯山市	地域の宝を活かす賑わい創出・旅産業おこし	当市には「南北に流れる千曲川」「東西を囲む里山」「棚田」「菜の花」「寺まち」など外にアピールできる「宝物」が多く残っています。これらの宝を活かし、「観光・農業・商業・環境・福祉・教育」など多分野を融合し、交流人口を拡大させるための「旅産業・賑わい創出おこし」を計画しています。今までのような、見て回るだけの観光ではなく、宝を活かした体験観光・体験学習をメニューとして用意し、訪れた人とのふれあいの中でリピーターになっていただき、将来は市民として住んでいただけるような環境が作り出せればと考えています。「千曲川の船くんだり、里山のトレッキング、農林業体験、地元産にこだわる郷土料理・土産品、菜の花・寺まちを活用したイベント開催」などの特色を生かしながら10年後にせまった「北陸新幹線飯山駅」を交流人口拡大の拠点として、地域の活性化・雇用創出への起爆剤として地域再生構想を提案します。	地図情報及び位置情報システム構築のための支援措置。	システム構築のための財源的措置としてeまちづくり交付金等補助事業の優先採択及びノウハウづくりのためのモデル地区指定。	GPS機能付きの携帯電話・携帯端末を里山トレッキング利用者及び寺まちめぐり等観光客に対して貸し出し、現在地・目的地の案内補助ツールとして利用する。またGISのWeb発信により、詳細な観光情報を全国発信すると共に、GPSとの連携により集中的な位置情報管理が可能となり、より一層の利用者への利便性が高まる。
長野県	飯山市	地域の宝を活かす賑わい創出・旅産業おこし	当市には「南北に流れる千曲川」「東西を囲む里山」「棚田」「菜の花」「寺まち」など外にアピールできる「宝物」が多く残っています。これらの宝を活かし、「観光・農業・商業・環境・福祉・教育」など多分野を融合し、交流人口を拡大させるための「旅産業・賑わい創出おこし」を計画しています。今までのような、見て回るだけの観光ではなく、宝を活かした体験観光・体験学習をメニューとして用意し、訪れた人とのふれあいの中でリピーターになっていただき、将来は市民として住んでいただけるような環境が作り出せればと考えています。「千曲川の船くんだり、里山のトレッキング、農林業体験、地元産にこだわる郷土料理・土産品、菜の花・寺まちを活用したイベント開催」などの特色を生かしながら10年後にせまった「北陸新幹線飯山駅」を交流人口拡大の拠点として、地域の活性化・雇用創出への起爆剤として地域再生構想を提案します。	・トレッキング及び里山森林体験のための整備支援及び広域申請の簡素化	・トレッキング及び森林体験は「癒し」を求める現代人にとって重要な観光メニューとして注目されています。また環境問題・地域雇用など地域活性化の起爆剤にと期待しているところですが、延長数十キロに及ぶトレッキングルートの整備・維持管理には地方単独で実施するには厳しい状況のため、国の支援をお願いしたい。また、ルートは県をまたがって整備する必要もあるため、県を越えて整備申請等をする場合は利便をお願いしたい。	・トレッキングにはルート整備の他、トイレ設置・避難場所・管理用案内施設等が必要であり、整備のための財政支援をお願いしたい。
長野県	飯山市	地域の宝を活かす賑わい創出・旅産業おこし	当市には「南北に流れる千曲川」「東西を囲む里山」「棚田」「菜の花」「寺まち」など外にアピールできる「宝物」が多く残っています。これらの宝を活かし、「観光・農業・商業・環境・福祉・教育」など多分野を融合し、交流人口を拡大させるための「旅産業・賑わい創出おこし」を計画しています。今までのような、見て回るだけの観光ではなく、宝を活かした体験観光・体験学習をメニューとして用意し、訪れた人とのふれあいの中でリピーターになっていただき、将来は市民として住んでいただけるような環境が作り出せればと考えています。「千曲川の船くんだり、里山のトレッキング、農林業体験、地元産にこだわる郷土料理・土産品、菜の花・寺まちを活用したイベント開催」などの特色を生かしながら10年後にせまった「北陸新幹線飯山駅」を交流人口拡大の拠点として、地域の活性化・雇用創出への起爆剤として地域再生構想を提案します。	・地域イベントに係る経費への支援	・地方のもつ伝統・文化・自然を活用し、新たなイベント等の開催に対し、3年程度(軌道にのせるまで)の支援を行い、地域市民と都市との交流人口拡大が図れるようお願いしたい。	・伝統工芸品(内山紙など)を活用し、イベントの装飾として用い、市内全域を飾り付ける(例:イベントや盆、彼岸などに一斉に灯籠を点灯、千曲川一面に灯籠流し) ・自然(雪や菜の花、棚田)を活かしたイベントを興し、都市との交流人口を増やし、滞在型観光に結びつける。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
長野県	飯山市	地域の宝を活かす賑わい創出・旅産業おこし	当市には「南北に流れる千曲川」「東西を囲む里山」「棚田」「菜の花」「寺まち」など外にアピールできる「宝物」が多く残っています。これらの宝を活かし、「観光・農業・商業・環境・福祉・教育」など多分野を融合し、交流人口を拡大させるための「旅産業・賑わい創出おこし」を計画しています。今までのような、見て回るだけの観光ではなく、宝を活かした体験観光・体験学習をメニューとして用意し、訪れた人とのふれあいの中でリピーターになっていただき、将来は市民として住んでいただけるような環境が作り出せればと考えています。「千曲川の船くんだり、里山のトレッキング、農林業体験、地元産にこだわる郷土料理・土産品、菜の花・寺まちを活用したイベント開催」などの特色を生かしながら10年後にせまった「北陸新幹線飯山駅」を交流人口拡大の拠点として、地域の活性化・雇用創出への起爆剤として地域再生構想を提案します。	・空公共施設利用による農産物加工施設整備。	・空公共施設を農産物加工施設として再利用するため、国庫補助金を受けて整備し、現在使用されていない公共施設(例えば統合による空保育園など)の目的外使用を認めていただきたい。	・空公共施設(例えば統合により使われなくなった保育園など)を農産物加工施設として再利用するためには、公共施設の目的外使用となることから、現行施設で利用されていない施設については目的外使用を認め国庫補助金の返還などが無いよう法的な支援をお願いしたい。
長野県	飯山市	地域の宝を活かす賑わい創出・旅産業おこし	当市には「南北に流れる千曲川」「東西を囲む里山」「棚田」「菜の花」「寺まち」など外にアピールできる「宝物」が多く残っています。これらの宝を活かし、「観光・農業・商業・環境・福祉・教育」など多分野を融合し、交流人口を拡大させるための「旅産業・賑わい創出おこし」を計画しています。今までのような、見て回るだけの観光ではなく、宝を活かした体験観光・体験学習をメニューとして用意し、訪れた人とのふれあいの中でリピーターになっていただき、将来は市民として住んでいただけるような環境が作り出せればと考えています。「千曲川の船くんだり、里山のトレッキング、農林業体験、地元産にこだわる郷土料理・土産品、菜の花・寺まちを活用したイベント開催」などの特色を生かしながら10年後にせまった「北陸新幹線飯山駅」を交流人口拡大の拠点として、地域の活性化・雇用創出への起爆剤として地域再生構想を提案します。	・イベント開催時における道路：河川使用許可等の簡素化	・地域の宝を活かしたイベント開催において道路：河川使用許可等の簡素化をお願いしたい。	・各地区での祭り、あるいは河を使ったイベント、市でおこなうイベントなどで道路又は河川を使用するさいの許可申請の簡素化をお願いしたい。
長野県	飯山市	地域の宝を活かす賑わい創出・旅産業おこし	当市には「南北に流れる千曲川」「東西を囲む里山」「棚田」「菜の花」「寺まち」など外にアピールできる「宝物」が多く残っています。これらの宝を活かし、「観光・農業・商業・環境・福祉・教育」など多分野を融合し、交流人口を拡大させるための「旅産業・賑わい創出おこし」を計画しています。今までのような、見て回るだけの観光ではなく、宝を活かした体験観光・体験学習をメニューとして用意し、訪れた人とのふれあいの中でリピーターになっていただき、将来は市民として住んでいただけるような環境が作り出せればと考えています。「千曲川の船くんだり、里山のトレッキング、農林業体験、地元産にこだわる郷土料理・土産品、菜の花・寺まちを活用したイベント開催」などの特色を生かしながら10年後にせまった「北陸新幹線飯山駅」を交流人口拡大の拠点として、地域の活性化・雇用創出への起爆剤として地域再生構想を提案します。	・遊休農地活用による体験観光及び新規就農者の拡大・農業会社の設立	・遊休農地活用とグリーンツーリズム推進を目的とした体験農業は、都市と農村の交流人口を拡大するため、施策として重要であり、また、新規就農者の支援として農業体験的に実施することは、不安を取り除くためにも必要である。他にも、学校・法人等が農業に従事することも将来の農業を考えた場合一つの方向と考える。そのため、農家でないものが農業するための各種規制の緩和をお願いしたい。	・体験のために都心部からの人々(退職者転職者・未就農者・児童生徒)のために遊休農地を開放する。 ・地元農業高校に開放し、農業の研究をより一層深め、新規作物の提案・農業による生計の確保など農村部ならではの文化を築く。 ・体験から就農へのプログラムの確立 ・法人による経営農業の拡大
長野県	飯山市	地域の宝を活かす賑わい創出・旅産業おこし	当市には「南北に流れる千曲川」「東西を囲む里山」「棚田」「菜の花」「寺まち」など外にアピールできる「宝物」が多く残っています。これらの宝を活かし、「観光・農業・商業・環境・福祉・教育」など多分野を融合し、交流人口を拡大させるための「旅産業・賑わい創出おこし」を計画しています。今までのような、見て回るだけの観光ではなく、宝を活かした体験観光・体験学習をメニューとして用意し、訪れた人とのふれあいの中でリピーターになっていただき、将来は市民として住んでいただけるような環境が作り出せればと考えています。「千曲川の船くんだり、里山のトレッキング、農林業体験、地元産にこだわる郷土料理・土産品、菜の花・寺まちを活用したイベント開催」などの特色を生かしながら10年後にせまった「北陸新幹線飯山駅」を交流人口拡大の拠点として、地域の活性化・雇用創出への起爆剤として地域再生構想を提案します。	農産物直売のための空店舗活用	・地元農産物を地元で売る、「地産・地消」のしくみとして、中心商店街などの空店舗を活用して農産物直売所を整備するための支援をお願いしたい。	・中心商店街の空洞化による空店舗を農産物直売所としてリニューアルするための取得費・改装費・運転資金を実施者に支援したい。
長野県	飯山市	地域の宝を活かす賑わい創出・旅産業おこし	当市には「南北に流れる千曲川」「東西を囲む里山」「棚田」「菜の花」「寺まち」など外にアピールできる「宝物」が多く残っています。これらの宝を活かし、「観光・農業・商業・環境・福祉・教育」など多分野を融合し、交流人口を拡大させるための「旅産業・賑わい創出おこし」を計画しています。今までのような、見て回るだけの観光ではなく、宝を活かした体験観光・体験学習をメニューとして用意し、訪れた人とのふれあいの中でリピーターになっていただき、将来は市民として住んでいただけるような環境が作り出せればと考えています。「千曲川の船くんだり、里山のトレッキング、農林業体験、地元産にこだわる郷土料理・土産品、菜の花・寺まちを活用したイベント開催」などの特色を生かしながら10年後にせまった「北陸新幹線飯山駅」を交流人口拡大の拠点として、地域の活性化・雇用創出への起爆剤として地域再生構想を提案します。	地域通貨のしくみづくり支援	地域通貨による「地産・地消」を図るため地域通貨の流通が簡易に図れるシステムの構築のための財政支援等をお願いしたい。	地元産の農産物を地元で消費してもらうため、地域通貨を流通させることで消費者側の負担がすくなくなり、なおかつ地域商店街の活性化へとつながる。また、観光施策としての体験農業でできた収穫物の流通手段として地域活性化へとつながる。
長野県	飯山市	地域の宝を活かす賑わい創出・旅産業おこし	当市には「南北に流れる千曲川」「東西を囲む里山」「棚田」「菜の花」「寺まち」など外にアピールできる「宝物」が多く残っています。これらの宝を活かし、「観光・農業・商業・環境・福祉・教育」など多分野を融合し、交流人口を拡大させるための「旅産業・賑わい創出おこし」を計画しています。今までのような、見て回るだけの観光ではなく、宝を活かした体験観光・体験学習をメニューとして用意し、訪れた人とのふれあいの中でリピーターになっていただき、将来は市民として住んでいただけるような環境が作り出せればと考えています。「千曲川の船くんだり、里山のトレッキング、農林業体験、地元産にこだわる郷土料理・土産品、菜の花・寺まちを活用したイベント開催」などの特色を生かしながら10年後にせまった「北陸新幹線飯山駅」を交流人口拡大の拠点として、地域の活性化・雇用創出への起爆剤として地域再生構想を提案します。	・整備新幹線法に基づく都市再生のための在来線駅移転建設交付金補助制度の確立。	・整備新幹線駅建設に伴い、都市再生のための在来線駅移転等の必要がある都市に対し、駅舎移転事業を行う補助又は交付金の新設、又は、現行補助制度の拡大をお願いしたい。	・平成24年開業予定の「北陸新幹線飯山駅」は、並行在来線に該当しない「JR飯山線飯山駅」と300m離れた位置に建設されます。市では「新たなまちづくりによるまちなか再生」「観光客・公共交通利用客への利便性」のため飯山駅移転を計画しています。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
長野県	飯山市	地域の宝を活かす賑わい創出・旅産業おこし	当市には「南北に流れる千曲川」「東西を囲む里山」「棚田」「菜の花」「寺まち」など外にアピールできる「宝物」が多く残っています。これらの宝を活かし、「観光・農業・商業・環境・福祉・教育」など多分野を融合し、交流人口を拡大させるための「旅産業・賑わい創出おこし」を計画しています。今までのような、見て回るだけの観光ではなく、宝を活かした体験観光・体験学習をメニューとして用意し、訪れた人とのふれあひの中でリピーターになっていただき、将来は市民として住んでいただけるような環境が作り出せればと考えています。「千曲川の船くだり、里山のトレッキング、農林業体験、地元産にこだわる郷土料理・土産品、菜の花・寺まちを活用したイベント開催」などの特色を生かしながら10年後にせまった「北陸新幹線飯山駅」を交流人口拡大の拠点として、地域の活性化・雇用創出への起爆剤として地域再生構想を提案します。	商店街環境整備に対する地方債メニューの拡大	一般単独事業債「中心市街地再活性化等特別対策事業」の対象事業に「商業施設」を加えていただきたい。	中心市街地活性化のための商業施設の整備「テナントミックスに資する店舗」整備
岐阜県	岐阜県	美濃ミュージアム街道	東海環状自動車道沿線に整備されている優れた個性を發揮するミュージアムやテーマパークといった中核施設をネットワーク化すれば、世界でも最大のミュージアム街道が出現する。これらの中核施設を核とし、地域にある伝統文化、歴史、産業等をテーマとして整備された様々な施設と連携し「ふれる」「学ぶ」「遊ぶ」「楽しむ」といった体験ができる回廊づくりを行い、点から線、線から面へ発展させ、誘客の仕組みづくりを行えば、魅力ある「産業観光」「文化観光」の観光基盤が整う。そこで、関係する民間、市町村、及び県が協働し、街道の広報や沿線への誘客を図る事業を「美濃ミュージアム街道構想」として推進し、交流産業の振興、地域の活性化を図ります。この構想推進のためには、高速道路を活用したネットワーク強化が必要不可欠となる。	高速道路料金体系の見直し	高速道路を利用した回遊的観光を確立するため、高速自動車国道及びそれに接続する一般有料道路の料金体系に鉄道等では既に実施されている途中下車の制度を創設する。 このため、一定距離(例:100km)以上の利用者に対し、途中下車を認め、インターチェンジを出た後再度高速を利用した場合、新たなターミナルチャージの賦課の回避、長距離割引の継続を認める。  (1) ETC活用による、途中下車を認める料金賦課システムの開発、運用。  (2) 前払い式のフリーカード(鉄道の周遊券相当)の発売	途中下車制度をインセンティブとし、高速道路を積極的に利用する観光ツアーの造成及び広報を行うことで、高速道路利用者を増加させ、美濃ミュージアム街道への観光入り込み客を増大させる。
岐阜県	岐阜県	美濃ミュージアム街道	東海環状自動車道沿線に整備されている優れた個性を發揮するミュージアムやテーマパークといった中核施設をネットワーク化すれば、世界でも最大のミュージアム街道が出現する。これらの中核施設を核とし、地域にある伝統文化、歴史、産業等をテーマとして整備された様々な施設と連携し「ふれる」「学ぶ」「遊ぶ」「楽しむ」といった体験ができる回廊づくりを行い、点から線、線から面へ発展させ、誘客の仕組みづくりを行えば、魅力ある「産業観光」「文化観光」の観光基盤が整う。そこで、関係する民間、市町村、及び県が協働し、街道の広報や沿線への誘客を図る事業を「美濃ミュージアム街道構想」として推進し、交流産業の振興、地域の活性化を図る。この構想推進のためには、国のビジットジャパンキャンペーンと連携した海外誘客促進が必要不可欠である。	ビジットジャパンキャンペーンとの連携	国のビジットジャパンキャンペーンと連携した海外誘客戦略の展開 (1) 広報・宣伝事業 (2) キャンペーン事業 (3) 旅行商品造成事業	海外メディアでの広告、海外観光展の開催、海外旅行エージェントの招聘ツアーの実施等
岐阜県	岐阜県	美濃ミュージアム街道	東海北陸自動車道「川島PA・ハイウェイオアシス」を一般道路利用者が河川環境楽園入園のための駐車に利用できるようにする	ハイウェイオアシスを一般道路利用者が利用できるよう解放	河川環境楽園は、県内外から多くの利用がある。しかし、一般道からの入園が多く、一般駐車場は休日満車であるが、隣接するハイウェイオアシスは、休日においても駐車スペースに余裕がある。ハイウェイオアシスを一般道路利用者が利用できるように改善。	広いハイウェイオアシスの一部駐車エリアを一般駐車場として再整備することが駐車場の有効利用につながる。
岐阜県	岐阜県	情報技術の活用による新しい観光産業の創出	岐阜県山村地域は、全国的に有名な飛騨高山、日本3大名湯の下呂温泉、世界文化遺産の白川郷など、歴史と自然の観光資源にあふれた地域であると共に、全国に自慢できる飛騨牛や高原野菜等の産地であり、地域住民はこれらの産業に深くかかわっている。しかしながら、大都市圏からの距離が遠い等の地理的制約と近年の経済不況から来訪者数や売上額の大幅な増加が見込めず、地域経済が低迷している。 情報技術の活用と地域全体をホットスポットネットワーク化を行うことにより、観光資源や地域の農産物の高付加価値化を行うと共に、観光と農業を有機的に関連させることにより、これまでの観光と宿泊のみの受け身型の観光産業から、観光客の利便性向上や農産物の直接販売のほか、地域住民等の情報提供による、知的欲求と健康意識を向上させる自己啓発型の新しい観光地への転換を試みることで、長期滞在型観光客の増加やリピータの確保による地域雇用の増加や新産業の創出を図る。	3GHz帯以下の周波数の地域利用	下の周波数のうち次の周波数帯の地域再生用途への活用について制度整備をお願いしたい。 (1) 第三世代移動体通信システム(IMT-2000)の将来的需要増に対応するためにリザーブされている2.5GHz帯及び1.7GHz帯の周波数については、2008年までに周波数再編成の基本方針が検討されることになっているが、地方の農山村では、既に配分済みの周波数(2GHz帯)ですら相当期間の間は不足することがないと見込まれることより、当該地域で利用を認めていただきたい。 (2) 2.0/2.2GHz帯の各50MHzは「ルーラル加入者系無線」に割当てされているが、技術基準も陳腐化しており、周波数の利用も限定的であることから、高速データ通信用途として地方の農山村での利用を促進いただきたい。	岐阜県の山村地域は集落が密集していないため、他地域に比べてブロードバンドの普及が遅れている。一方、国土の広い米国では、地域のブロードバンド通信手段として広域無線システムの活用が盛んであり、今回割当を希望する周波数においてもコストパフォーマンスの高いシステムが実用化されている。これら広域無線システムの導入により、地域全体にブロードバンド環境を構築し、地域の情報化を推進することで当該地域を従来型観光産業からIT技術を融合させた新たな形態の観光地域へと脱却を図る。
岐阜県	岐阜県	情報技術の活用による新しい観光産業の創出	岐阜県山村地域は、全国的に有名な飛騨高山、日本3大名湯の下呂温泉、世界文化遺産の白川郷など、歴史と自然の観光資源にあふれた地域であると共に、全国に自慢できる飛騨牛や高原野菜等の産地であり、地域住民はこれらの産業に深くかかわっている。しかしながら、大都市圏からの距離が遠い等の地理的制約と近年の経済不況から来訪者数や売上額の大幅な増加が見込めず、地域経済が低迷している。 情報技術の活用と地域全体をホットスポットネットワーク化を行うことにより、観光資源や地域の農産物の高付加価値化を行うと共に、観光と農業を有機的に関連させることにより、これまでの観光と宿泊のみの受け身型の観光産業から、観光客の利便性向上や農産物の直接販売のほか、地域住民等の情報提供による、知的欲求と健康意識を向上させる自己啓発型の新しい観光地への転換を試みることで、長期滞在型観光客の増加やリピータの確保による地域雇用の増加や新産業の創出を図る。	地域インフラ整備関連補助金の統合化	本再生構想は、情報技術により観光資源と農業の融合化による産業構造の改革と地域経済の活性化を目指すものであるため、その観点から世帯を主体とする地域情報基盤整備と農村の情報基盤整備は目的を同じにする基盤整備である。そのため、下記の2事業補助金の統合化をお願いしたい。  記 総務省：地域イントラネット基盤整備事業 農林水産省：農村振興支援総合対策事業(情報基盤整備事業)	本地域再生構想に基づいた経済活動の活性化のため、採算の関係で民間主体のブロードバンド事業が進出しない地域の情報基盤整備事業を進める。また、観光拠点、農場等、様々な場所においてネットワークや新しい情報技術を利用する環境を整えるため、地域をホットスポット化する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
岐阜県	岐阜県	いきいき福祉のまちづくり構想(ケア付き住宅モデル事業)	便利な街中に住み替えたいという高齢者の希望に応えるため、駅前再開発ビルの中に、高齢者向け優良賃貸住宅とデイサービスセンター等の福祉施設をパッケージとして組み込む。	社会福祉施設等施設整備費などの補助の弾力的な運用	社会福祉施設に対する補助に「社会福祉施設等施設整備費補助」(厚生労働省、取得費の3/4)があり、補助率も高く有利であるが、社会福祉法人が施設自体を「所有」することが条件となっている。街中で所有してまで進出する社会福祉法人は少ない。社会福祉法人が施設自体を所有しなくとも、社会福祉法人に床を賃貸する公社等の建物所有者へ「施設整備費補助」見合いの補助を投入する。	岐阜県住宅供給公社が再開発組合から保留床を取得し、高齢者向け優良賃貸住宅として供給するとともに、一部を社会福祉法人に賃貸し、デイサービスセンター、ヘルパーステーション等として運営してもらう。
岐阜県	岐阜県	公共バス優先市街地活性化対策(「コミバス」作戦)	自動車に過度に依存した「くるま社会」は、交通事故、交通渋滞、環境悪化、中心市街地の衰退などの諸問題を発生させた。「くるま社会」がもたらす諸課題を解決するためには、特に市街地における自動車交通を抑制し、「公共交通機関」優先の交通政策に移行する必要がある。また、高齢者・身体障害者等交通弱者の生活の足を確保するためにも、バス運行の充実を図る必要がある。そこで、従来の自主運行バスを単なる輸送手段として捉えるのではなく、道路整備や駐車場整備と同じ「公共事業」と位置づけ、幹線バスと結節した公共バス中心の交通体系を築くことにより、中心市街地や地域の活性化を図る。また、自主運行バス、福祉バス、スクールバス等の整理・統合による一体的・効率的な運行を図る。	各種バスに係る国庫補助制度の統合・充実・弾力的運用・要件緩和	<p>(国庫補助制度の統合)交通結節点改善事業、特定交通安全施設等整備事業、バス利用促進等総合対策事業、へき地児童生徒援助費等補助金、医療施設等設備整備費補助金、在宅福祉事業費補助金、身体障害者保護費補助金の統合</p> <p>(国庫補助制度の充実)対象施設の統合化、補助金の財源として道路特定財源の活用、コミュニティバスに係る車両購入や運行経費も既存補助金の補助対象経費とすること</p> <p>(国庫補助制度の弾力的運用)スクールバスと福祉バスに係る住民利用について、その運用基準の緩和</p> <p>(国庫補助制度の要件緩和)国庫補助対象となる交通結節点改善事業の乗降客数要件の大幅緩和、特定交通安全施設等整備事業における駐車台数規模要件の大幅緩和、バス利用促進等総合対策事業に係る補助対象地域要件(例:人口3万人以上の都市)の大幅緩和</p>	地域再生のために新たにもうけられる支援措置を利用して、県内において、住民・NPO・バス事業者・市町村・県等が連携し、自主運行バス、福祉バス、スクールバスの効率的・効果的運行を実現し、同時に、幹線バスとコミュニティバスの連携、バスと鉄道の連携を実現し、充実した地域公共交通体系を築き上げる。
岐阜県	岐阜市	金華山・長良川まるごと博物館構想	原生林で覆われた緑豊かな金華山、名水百選・清流長良川、1300年の歴史を持つ鶺鴒、斉藤道三や織田信長などの居城だった岐阜城など、人口40万都市レベルでは非常に価値のある一級品の自然、文化遺産、歴史資源が集積している特徴を生かし、エリア全体を野外博物館として位置づけ、統一感ある総合的な地域の魅力アップを図り、まち歩き等スローライフを味わいながら歴史、緑、川を堪能できるまちづくりを進める。	道路占用・道路使用および河川占用許可権限移譲	限られた地区における総合的かつ統一のまちづくりのための、道路占用・道路使用および河川占用の許可権限の市への移譲	地域全体を野外博物館(エコミュージアム)としての回遊性を高め、まち歩き等スローライフが味わえる地域づくりを進めている。当該地区では、夏に「手力の火まつり・夏」「喜多郎コンサート」など当該地区の自然を生かした多様なイベントが行われている。
岐阜県	岐阜市	金華山・長良川まるごと博物館構想	原生林で覆われた緑豊かな金華山、名水百選・清流長良川、1300年の歴史を持つ鶺鴒、斉藤道三や織田信長などの居城だった岐阜城など、人口40万都市レベルでは非常に価値のある一級品の自然、文化遺産、歴史資源が集積している特徴を生かし、エリア全体を野外博物館として位置づけ、統一感ある総合的な地域の魅力アップを図り、まち歩き等スローライフを味わいながら歴史、緑、川を堪能できるまちづくりを進める。	当該地区整備財源の集中的な投入	限られた地区における総合的かつ統一のまちづくりのための、当該地区整備財源の集中的な投入	岐阜公園の歴史公園としての再整備、歴史博物館リニューアル、旧長良川ホテル跡地利用、長良川ふれあい回遊路整備、金華山の再生・整備などを通じて、地域全体を野外博物館(エコミュージアム)としての回遊性を高め、まち歩き等スローライフが味わえる地域づくりを進める。
岐阜県	岐阜市	金華山・長良川まるごと博物館構想	原生林で覆われた緑豊かな金華山、名水百選・清流長良川、1300年の歴史を持つ鶺鴒、斉藤道三や織田信長などの居城だった岐阜城など、人口40万都市レベルでは非常に価値のある一級品の自然、文化遺産、歴史資源が集積している特徴を生かし、エリア全体を野外博物館として位置づけ、統一感ある総合的な地域の魅力アップを図り、まち歩き等スローライフを味わいながら歴史、緑、川を堪能できるまちづくりを進める。	伝統的なまちなみ地域における建築基準法の一部緩和	準防火地域での外壁、軒裏等外観に影響する部位への木材等使用の可能化	当該エリア中、準防火地域の規制を一部緩和し住民同意を得られる一定エリアにおいて、条例等に基づいて総合的な防火性能を確保した場合には、外壁、軒裏等に木材等を利用することが出来るようにする。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
岐阜県	岐阜市	政令指定都市構想	政令指定都市の指定の要件、手続きについては、中核市及び特例市の指定と異なり地方自治法上明確にされておらず、国の裁量によることとなっている。また、国は合併推進のための支援プランの中で弾力的な指定を検討することとはしているが、指定要件の明確化まではしていない。よって地方自治法252条の19で政令で指定する人口50万以上の市を指定都市としていることから、この人口50万以上を指定要件として明確化することが必要と考える。	政令指定都市指定の要件明確化	政令指定都市の指定要件を「人口50万人以上」のみと明確化	地域の総合行政体として極力国や県に依存しないためにより多くの権限と財源を有する政令指定都市を目指して2市4町による人口54万規模の合併協議を進めており、政令指定都市の指定要件を人口50万以上とすることで合併協議が進捗する。
岐阜県	岐阜市	コンビニエンスCITYぎふ構想	国の「e-Japan2002プログラム」に基づき電子市役所を目指し、早急に行政事務の効率化を図り、高度な利便性を提供できる都市を目指すもの。	eまちづくり交付金の交付要件などの緩和	IT技術を活用した行政情報サービスシステム構築(コールセンターを設置する際の調査費など及び地上波デジタル放送を活用した行政情報提供サービス計画の策定費など)が「eまちづくり交付金」の交付対象となるような交付要件の緩和	・様々な申告手続の電子化などを実現し、自宅や職場において、24時間いつでもサービスが受けることができる行政を実現。 特に、独自サービスとしてコールセンターを設置し、市民の問合せに直ぐに対応し、サービスの向上を図る。 コールセンターについては、自治体にかかる電話想定問答集等を作成し、問い合わせをオペレーターが答えることにより、迅速な対応とたらい回しの解消等ができ、電話によるワンストップサービスが実現する。 ・「地上波デジタル放送を活用した行政サービス提供に関する実証実験」が全国で唯一、本市で実施され、そのフィールドとしての成果をもとに、実践的に諸課題を検証し、より具体化した地域密着型の岐阜市版デジタル放送活用を進め、インターネットを補完したアクセシビリティのある市民サービスを実現。
岐阜県	岐阜市	バイオマス・タウンぎふ構想	「21世紀型環境都市バイオマス・タウンぎふ」を理想都市像に掲げ、 バイオマスにより環境配慮が根付く都市 バイオマスにより産業等が活性化する都市 バイオマスにより健康・快適な生活を楽しめる都市 を目標として、バイオマスのエネルギー利用、製品利用、変換技術の研究、利活用推進のための全体的な取り組みを進め、バイオマスの循環を通して、活性化したまちづくりを行う。	バイオマス理解促進に関する支援措置	エネルギー起源二酸化炭素排出抑制普及啓発補助事業における補助対象を、地方公共団体およびマスコミ活用事業のみではなく、NPO事業などへ対象拡大	16年度を岐阜市バイオマス利活用計画の最初の実施年度として、市民、事業者の理解促進を進めるため、バイオマスシンポジウム岐阜を行う。シンポジウムの実施主体として、岐阜市バイオマスプロデュース実行委員会を設置するが、バイオマスシンポジウム終了後に、NPOを活用した市民、事業者のバイオマス理解促進を進めるための検討を行い、具体的なNPOを中心とする事業展開を推進する。
岐阜県	岐阜市	バイオマス・タウンぎふ構想	「21世紀型環境都市バイオマス・タウンぎふ」を理想都市像に掲げ、 バイオマスにより環境配慮が根付く都市 バイオマスにより産業等が活性化する都市 バイオマスにより健康・快適な生活を楽しめる都市 を目標として、バイオマスのエネルギー利用、製品利用、変換技術の研究、利活用推進のための全体的な取り組みを進め、バイオマスの循環を通して、活性化したまちづくりを行う。	生分解性プラスチックの性能等標準規格化	従来のプラスチックとの区別および分解の定義など生分解性プラスチックの性能等標準規格化	現在、バイオ由来プラスチックの使用について、本市グリーン購入方針で指定しているが、一層の使用拡大を図り、繊維、衣料品なども含め、市民、事業者による使用促進について具体的検討を行っている。 容器包装リサイクル法上では、コンビニ等のプラスチック包装の食品廃棄物については、プラスチック包装と食品を分別処理しなければならない。食品リサイクル推進のため、現在、生ごみと生分解性プラスチックの混合物の分解研究について検討しているが、生分解性プラスチックの同法上の取り扱いの明確化が課題となっている。
岐阜県	岐阜市	バイオマス・タウンぎふ構想	「21世紀型環境都市バイオマス・タウンぎふ」を理想都市像に掲げ、 バイオマスにより環境配慮が根付く都市 バイオマスにより産業等が活性化する都市 バイオマスにより健康・快適な生活を楽しめる都市 を目標として、バイオマスのエネルギー利用、製品利用、変換技術の研究、利活用推進のための全体的な取り組みを進め、バイオマスの循環を通して、活性化したまちづくりを行う。	バイオディーゼル燃料の非課税又は課税率緩和	車両エンジンへの負担が少ない軽油混合バイオディーゼル燃料に対する非課税又は課税率緩和の措置	ごみ減量とリサイクル推進の観点から、家庭廃油を収集するにあたり、リサイクル先としてバイオディーゼル燃料を検討している。 現在1台の業務車両に学校給食廃油のバイオディーゼル燃料を使用している。家庭廃油の収集に併せてさらに使用車両拡大を検討しているが、100%廃油使用のバイオディーゼル燃料は車両エンジンに負担がかかるという懸念がある。
岐阜県	岐阜市	バイオマス・タウンぎふ構想	「21世紀型環境都市バイオマス・タウンぎふ」を理想都市像に掲げ、 バイオマスにより環境配慮が根付く都市 バイオマスにより産業等が活性化する都市 バイオマスにより健康・快適な生活を楽しめる都市 を目標として、バイオマスのエネルギー利用、製品利用、変換技術の研究、利活用推進のための全体的な取り組みを進め、バイオマスの循環を通して、活性化したまちづくりを行う。	バイオマス利活用促進に係る支援制度の整理	地方が活用しやすいバイオマス支援制度への整理統一化および情報の流れ、窓口の一元化	バイオマスタウンぎふ構想を進めるうえでの実証モデル地区として、テーマを明確にし、集中的な支援や研究を目的とした、自治会などを単位とするミニバイオタウンの指定を検討している。 バイオマス関連のソフト、ハードの整備や、住民、事業者の合意と推進体制の整備、専門家、情報等の支援制度などを検討しているが、資金面の問題、専門家不足、国の支援策が複雑であるなど課題が多い。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
岐阜県	岐阜市	水によるまちおこし構想	本市は長い治水・利水の歴史を通じ、清流長良川やその伏流水など良質で豊かな水により育まれてきた。また、この豊かな自然資源である水が市民生活や地場産業を支え、地域の大きな特徴となっている。しかし、近年の鶴飼等への観光客の落ち込みにも窺えるように新たな観光都市として再生を迫られる時期を迎え、地域資源である水を活用した地域再生を柱に、地域経済やまちづくりに大きく関与する必要が生じてきた。 そこで、産学官民による研究会を設立し、水をキーワードに調査・研究を行い、各種施策の展開方向等について幅広く検討を行ってきた。現在、具体的な施策を視野に入れた「水によるまちおこし基本計画」を策定中であり、平成16年度は、この基本計画に基づく各種施策が実現に近づくよう産学官民の連携体制により本構想を継続的に推進する。	長良川等河川の水利調整に関わる利便性の向上	許可水量の範囲内において、水利権の許可を受けた者の容量で目的外への使用転用が可能となるよう緩和	水を活かした観光振興と水と触れ合う場の創造に向けて ・河川の利用促進に向けた調査の実施 長良川をはじめとする河川について、水利権等を踏まえ、河川の多面的な利用方法など、その有効活用を図るための可能性や条件などを調査・検討する。 ・暗渠水路実態調査の実施 市街地を流れる水路において暗渠部・開渠部の水量等を把握し、さらに暗渠上部の利用等の実態を把握した上で、開渠化に向けた基礎的資料を作成する。 ・関係機関との調整 暗渠上部利用主体との調整協議を行う。 ・事業の実施 整備の可能性があると判断された箇所について、地域資源を活用した新たな観光拠点整備の事業化を図る。
岐阜県	岐阜市	まち再生プロジェクト構想	岐阜市の都心部においては、商業を初め多様な都市機能を備えたにぎわいある複合市街地の形成を目指す。JR岐阜駅北地域においては繊維卸売り機能を主体とする市街地再編により、また柳ヶ瀬通周辺地域においては建物の共同化等により都市拠点を形成するもの。	民間都市再生事業計画の認定要件緩和	都市再生特別措置法施行令第2条第1項及び第2項で定められている都市再生事業規模(1.0haおよび0.5haの双方)の要件緩和	都市再生事業の規模要件を緩和することで、小規模ではあるが、地域整備方針に定めた都市機能の増進に貢献する民間都市開発事業を促進する。
岐阜県	岐阜市	まち再生プロジェクト構想	岐阜市の都心部においては、商業を初め多様な都市機能を備えたにぎわいある複合市街地の形成を目指す。JR岐阜駅北地域においては繊維卸売り機能を主体とする市街地再編により、また柳ヶ瀬通周辺地域においては建物の共同化等により都市拠点を形成するもの。	まちなかでのイベント開催時の道路交通法規制緩和	道路占用・道路使用許可権限を市へ移譲	地域の活性化に寄与する様々なイベントを道路空間等で実施しやすくする。
岐阜県	多治見市	地域新交通システム創出構想	地方においては、従来の路線バスやタクシー以外に、高齢者や身体障害者等の移動制約者にとって、安価で利便性の高い新しい交通システムが求められているが、地域特性により、その実状は様々である。現行の道路運送法および関係法令では、運賃や路線等の事業計画の変更を始めとして、認可、あるいは届出の手続きが必要となり、その都度、地方運輸局への事務手続きに相応な時間を要する。すでに、道路運送法施行令において、旅客自動車運送事業に関する権限の一部を国土交通大臣より地方運輸局長へ委任されているが、市町村が当該区域の公共の福祉のために、当該区域内に限定して行なわれる旅客輸送サービスに関しては、迅速かつ柔軟な対応が求められる事業計画の変更等について、地域特性を熟知する市町村の長にその権限を委ねるようにしていただきたい。	旅客自動車運送事業に関する権限を市町村の長に委任	地方公共団体が主体となり、当該区域で公共の福祉のために行なう旅客自動車運送事業であって、発地および着地のいずれもが当該区域内で行なわれる運送事業である場合、道路運送法施行令(以下「施行令」という)に規定する地方運輸局長に委任する権限のうち、次に挙げるものは、市町村の長に委任する。 ・運賃、料金の上限の設定・変更の認可(施行令第1条第1項第2号) ・運賃の設定・変更の届出の受理(施行令第1条第1項第3号) ・運賃の変更命令(施行令第1条第1項第4号) ・運送約款の設定・変更の認可(施行令第1条第1項第5号) ・事業計画の変更の認可、届出の受理、同届出に対する意見聴取、同意見聴取の結果変更日線上げしても支障ない旨の通知、同通知に基づく変更日の線上げの届出の受理(施行令第1条第1項第6-9号) ・運行計画の設定・変更に係る届出の受理(施行令第1条第1項第10号) ・事業計画に定める業務の確保に関する命令(施行令第1条第1項第11号) ・一般乗合旅客自動車運送事業以外の事業に関する法第2章及び第4章に規定する権限で地方運輸局長に委任された権限(施行令第1条第2項) ・施行令第1条第1項及び第2項により地方運輸局長に委任された権限のうち、運輸監理部長又は運輸支局長に委任された権限の一部(施行令第1条第3項第1号、第2号)	現行の道路運送法および関係法令では、事業の許可はもろろんのこと、運賃や路線等の事業計画の変更を始めとして、認可、あるいは届出の手続きが必要となり、その都度、国土交通省や地方運輸局への事務手続きと相応な時間が求められることとなる。すでに、道路運送法施行令において、旅客自動車運送事業に関する権限の一部を地方運輸局長へ委任されているものであるが、この際、市町村が主体となり当該区域の公共の福祉のために、当該区域内に限定して行なわれる旅客輸送サービスに関しては、当事者である市町村に任せる主旨で、市町村の長にその権限を委ねるようにしていただきたい。
岐阜県	多治見市	地域新交通システム創出構想	現行のバス停の設置の際の基準を緩和する。	市町村道におけるバス停車帯設置基準の緩和	道路構造令第5条第1項及び同施行規則第2条に規定されるバス停車帯について、その技術基準を見直し、交通量の比較的小さい市町村道においては、市町村の事情に応じて設置できるよう技術基準を明文化するもの。	道路構造令に基づくバス停車帯の技術基準では、市町村道について「バス停留所を設けると、その路線の交通容量が設計交通量に満たなくなる場合は、必要に応じてバス停車帯を設けるものとする」とあり、設置基準が明確になっていないために都道府県等での運用に差が生じている。 現在、当市では公安協議等においてバス停車帯は幅員3m、全長30m以上を確保しないと設置できない状況である。 したがって、交通量の比較的小さい市町村道では、技術基準を満たさない場合においても当該市町村の判断によりバス停を設置できるよう明文化していただきたい。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
岐阜県	多治見市	地域新交通システム創出構想	バス事業者が補助金を受けて導入した低床バスを使用する路線を限定せず、高齢者、障害者が多く利用する路線での使用を可能とする。(補助際の路線限定を緩和する。)	補助金で導入した低床バスの使用路線限定規定の緩和	国土交通省のバス運行対策費補助金交付要綱における生活交通路線への提唱バス導入に対する補助金交付の運用基準の緩和。	現行の補助金交付要綱における補助対象は「生活交通路線の用に供する」との規定から、生活交通路線での運行が年間実車走行キロの50%以上を占めることとなっている。また、補助金交付決定の際の注意事項として「5年間譲渡、貸与等ができない」ことから5年間は生活交通路線以外の路線への転用が認められていない。 しかし、今後交通バリアフリー等の地域におけるバリアフリー化が進む中で、地域の小さなバス事業者においても低床バスの導入を促進する必要があるため、現行の基準である「50%以上」、「5年間」を「30%以上」、「3年間」に緩和していただきたい。
岐阜県	多治見市	多治見市教育再生計画	住民参加型の組織による学校運営の実現を目的とする。このため、校長の公募と任免権、教職員の任免権、教職員の勤務評定実施権、教職員の研修実施権等、教育委員会の権限の一部を住民参画による「学校運営委員会」に付与し、より特色のある学校づくりと市民教育の実現、市民権限の拡大を目指すもの。	住民参加型の学校運営	教育委員会に属している学校の管理運営権限の一部を住民参加組織の学校運営委員会に付与できるように制度の整備又は特例を求めるもの。	教育委員会に属している学校の管理運営権限の一部を住民参加組織の学校運営委員会に付与する。 校長の公募と任免権の付与 教職員の任免権の付与 教職員の勤務評定実施権の付与 教職員の研修実施権の付与 校内組織の決定権の付与 基準外教育課程の編成権の付与 教科用図書の採択権の付与
岐阜県	多治見市	多治見市教育再生計画	統合教育を推進するため、教職員定数の見直しを求めるもの。	統合教育推進のための加配教員の定数化	現行の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律には統合教育や学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)の子どもに対する教員数の配慮がなされていない。統合教育やLD等に細かく対応できる教職員定数の在り方を求め、子どもたちの教育機会の保障をするもの。	22に記載した意義・目標を達成するために、障害をもつ子どもとたない子どもとが、ひとつの集団のなかで学習をする。教員を加配することにより、その子どもにあった学習効果の向上が期待できる。また、教職員の雇用拡大にもつながる。
岐阜県	多治見市	多治見市教育再生計画	公民館の利便性を高めるため、公立公民館の転用を求めるもの。	公立公民館の有効的活用	社会教育法に基づき設置している市立公民館を、社会教育法の枠からはずしコミュニティセンターとして施設の利用形態を変更し、規制緩和を図ることによって、地域住民がより生活に密着した利用ができるよう施設の転用を図る。	公民館では社会教育法の規定により、政治、宗教、営利事業に係る使用ができないことになっている。したがって市民から「冠婚葬祭、法事等の市民に密着した行事」、「地場産業である陶磁器の展示販売等の営業活動」、「支持政党の勉強会等政治行為」ができる施設としての要望があることから、こうした行為ができる施設として運用を図る。
岐阜県	多治見市	多治見市産業再生	地場産業である陶磁器産業を、観光的に再生し、市街からの来訪者を増加させるべく取り組んでおり、そのためには、陶磁器の販売施設や製造施設(工房程度の規模)あるいは、来訪者が作陶体験ができるような製販一体型施設等を、市中心部や郊外の調整区域においても設置可能とすることで陶磁器産業の3次産業化を図り、再生しようという考えである。また、こうした産業の観光化に当って来訪者の利便性を高めるための表示や道路、河川敷等の規制緩和及び権限の移譲を求めるもの。	美濃焼産地としての多治見市産業再生	平成15年1月にふれあいサロン「ほっとふ」を経済産業省の補助金を利用して設置。TMOが活動拠点としているが、補助金の要綱上、収益事業が禁止されているため、これを緩和し、収益事業をできるようにしていただきたい。	TMO活動の展開が容易になり、TMOの自立を促すことにつながる。市産品を展示するだけでなく、実際に購入できるようにすることで、来訪者の満足につながり、交流を促す効果もある。物品販売や飲食など、集客力のある事業を行い、TMOが独自に考え、自主事業を幅広く展開するための自主財源とする。
岐阜県	多治見市	多治見市産業再生	地場産業である陶磁器産業を、観光的に再生し、市街からの来訪者を増加させるべく取り組んでおり、そのためには、陶磁器の販売施設や製造施設(工房程度の規模)あるいは、来訪者が作陶体験ができるような製販一体型施設等を、市中心部や郊外の調整区域においても設置可能とすることで陶磁器産業の3次産業化を図り、再生しようという考えである。また、こうした産業の観光化に当って来訪者の利便性を高めるための表示や道路、河川敷等の規制緩和及び権限の移譲を求めるもの。	美濃焼産地としての多治見市産業再生	国道の看板設置について、民間施設でも市政策上重要なものに対する案内看板設置基準を緩和していただきたい。また、現在多治見市サイン計画を策定中であり、色で差別化したサインの設置についても認めていただきたい。	地元や民間企業でまちづくりの機運が高まっている。さかづき美術館や子ども陶磁器博物館など、市内外の陶磁器ファンにアピールできる施設が設置されている。各産地ごとに盃・徳利など特色ある陶磁器を作っていたため、個性的な施設が作りやすくなるような設備設置の動きは各地にある。市としても集客のためのPRに協力したく、美術館・資料館などで特に市長の認めたものに関しては、国道に案内看板の設置をすることを認めていただきたい。また、陶磁器には形状のみならず色に特徴のあるものが多く、来客者にわかりやすいように交通安全に支障のない範囲での看板の色についても規制を緩和していただきたい。現在サイン計画を策定中であり、国道についても設置をお願いしたい。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
岐阜県	多治見市	多治見市産業再生	地場産業である陶磁器産業を、観光的に再生し、市街からの来訪者を増加させるべく取り組んでおり、そのためには、陶磁器の販売施設や製造施設(工房程度の規模)あるいは、来訪者が作陶体験ができるような製販一体型施設等を、市中心部や郊外の調整区域においても設置可能とすることで陶磁器産業の3次産業化を図り、再生しようという考えである。また、こうした産業の観光化に当って来訪者の利便性を高めるための表示や道路、河川敷等の関する規制緩和及び権限の移譲を求めるもの。	美濃焼産地としての多治見市産業再生	一級河川の中心市街地内等一定の区画内での河川敷でのイベント広場や臨時駐車場としての利用に対する許可権限を市町村長に移譲していただきたい。	河川の使用に関しては、現在でも出初式や花火大会など市主催のいくつかのイベントで許可されており、地域の活性化に対して河川使用は大きなメリットがあると考えている。中心市街地内で国土交通省の指定した河川区域に関しては、市長の権限で使用許可を行い、より一層の有効活用を図りたいと考えている。
岐阜県	多治見市	多治見市産業再生	地場産業である陶磁器産業を、観光的に再生し、市街からの来訪者を増加させるべく取り組んでおり、そのためには、陶磁器の販売施設や製造施設(工房程度の規模)あるいは、来訪者が作陶体験ができるような製販一体型施設等を、市中心部や郊外の調整区域においても設置可能とすることで陶磁器産業の3次産業化を図り、再生しようという考えである。また、こうした産業の観光化に当って来訪者の利便性を高めるための表示や道路、河川敷等の関する規制緩和及び権限の移譲を求めるもの。	都市計画運用指針の見直し	都市計画運用指針 - 1 - 2 マスタープラン及び - 2 - B 区域区分の見直しを行い、市街地周辺の一定規模以上の既存集落であれば、現行の指針に満たない場合であっても、飛び市街地として指定を行うことができるようにしていただきたい。	多治見市においては、農振農用地や山林の介在により市街地が分断されている地域(南姫地域)があり、集落を形成しているが、運用指針に定める市街化区域への編入要件を満たさないため、地域のまちづくりが進まない。地域においては、地域の過疎化を防ぐためにも、新たな産業施設や住宅の張り付きによる、地域の発展を望んでおり、南姫地域としての既存集落の住環境整備を図るため、日常生活に支障のない地域づくりを目指すためのまちづくり計画を策定し、居住及び産業等の立地を促進したい。
岐阜県	多治見市	多治見市産業再生	地場産業である陶磁器産業を、観光的に再生し、市街からの来訪者を増加させるべく取り組んでおり、そのためには、陶磁器の販売施設や製造施設(工房程度の規模)あるいは、来訪者が作陶体験ができるような製販一体型施設等を、市中心部や郊外の調整区域においても設置可能とすることで陶磁器産業の3次産業化を図り、再生しようという考えである。また、こうした産業の観光化に当って来訪者の利便性を高めるための表示や道路、河川敷等の関する規制緩和及び権限の移譲を求めるもの。	都市計画法29条の適用除外の見直し	都市計画法29条による市街化調整区域における開発許可の適用除外に関し、地場産業関連を含めていただきたい。	地場産業である陶磁器産業を、観光的に再生し、市街からの来訪者を増加させるべく取組んでいる。市の郊外にある陶磁器産地は、市街化区域となっているが、その外縁は調整区域である。自然環境の豊かな地域に民間事業者が魅力的な陶磁器の製造・販売施設を設置し、観光客を集客しようとしても、建築が制限されているので、地場産業に関しては、この制限を取り除き、地場産業振興に寄与する施設整備を可能とすることで、陶磁器産地の魅力を高め、観光的な再生を図りたい。
岐阜県	多治見市	多治見市産業再生	地場産業である陶磁器産業を、観光的に再生し、市街からの来訪者を増加させるべく取り組んでおり、そのためには、陶磁器の販売施設や製造施設(工房程度の規模)あるいは、来訪者が作陶体験ができるような製販一体型施設等を、市中心部や郊外の調整区域においても設置可能とすることで陶磁器産業の3次産業化を図り、再生しようという考えである。また、こうした産業の観光化に当って来訪者の利便性を高めるための表示や道路、河川敷等の関する規制緩和及び権限の移譲を求めるもの。	建築基準法48条別表第二	商業地域においては、陶磁器製造施設の建築が制限されているが、この規制を緩和していただきたい。	地場産業である陶磁器産業を、観光的に再生し、市街からの来訪者を増加させるべく取組んでおり、そのためには、民間事業者による陶磁器の販売施設や製造施設(工房程度の規模)を集客力のある商業地区においても整備可能とし、地場産業振興に寄与させようとするもの。
岐阜県	多治見市	バイオマスによる持続可能な地域社会・多治見の創造	多治見市は、ごみの徹底分別や廃棄物発電、太陽光発電の採用などで、循環型社会の形成、CO2削減型エネルギー政策を進めているが、残された大きな課題は生ごみである。生ごみは焼却すれば非常にエネルギー効率が悪いが、バイオマス活用では大きな可能性を秘める。堆肥化やバイオガス化の新技术を導入し生ごみ分別収集とシステム化することで、それに携わる雇用の確保と持続可能な社会システムづくりにつなげることができる。BDF製造・使用における車検や危険物取り扱いの規制、生ごみリサイクル施設における廃棄物処理施設としての規制等を緩和し、各種補助制度を弾力的に運用して生ごみ関連複合施設を設置・運用する。	軽油からBDFに転換する場合の自動車検査証書換え手続きの免除	BDFのディーゼル車両での利用は、車両の改造等が一切不要であるにもかかわらず、事務手続きのみが必要となっている。軽油からBDFへの変更手続きを不要としても差し支えがなく、また車両燃料の弾力的運用が可能となる。	BDFをごみ収集車の燃料として活用する。すでに民間業者によって製造されたBDF車両を3台運行させているが、天ぷら油の回収量に応じた弾力的車両運行を行う。
岐阜県	多治見市	バイオマスによる持続可能な地域社会・多治見の創造	多治見市は、ごみの徹底分別や廃棄物発電、太陽光発電の採用などで、循環型社会の形成、CO2削減型エネルギー政策を進めているが、残された大きな課題は生ごみである。生ごみは焼却すれば非常にエネルギー効率が悪いが、バイオマス活用では大きな可能性を秘める。堆肥化やバイオガス化の新技术を導入し生ごみ分別収集とシステム化することで、それに携わる雇用の確保と持続可能な社会システムづくりにつなげることができる。BDF製造・使用における車検や危険物取り扱いの規制、生ごみリサイクル施設における廃棄物処理施設としての規制等を緩和し、各種補助制度を弾力的に運用して生ごみ関連複合施設を設置・運用する。	BDF製造施設における危険物取扱規制の緩和	BDFは、危険物4類第3石油類非水溶性液体に分類され、2,000リットル以上の貯蔵施設が法規制を受ける。これを、動植物油と同等の10,000リットル以上とすることで、市内から回収される天ぷら油1ヶ月分全量をBDF化できる施設を「届出」によって設置することができる。	BDF製造施設を設置し、営農組合等の活用など農村地域の雇用対策として管理を委託する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
岐阜県	多治見市	バイオマスによる持続可能な地域社会・多治見の創造	多治見市は、ごみの徹底分別や廃棄物発電、太陽光発電の採用などで、循環型社会の形成、CO2削減型エネルギー政策を進めているが、残された大きな課題は生ごみである。生ごみは焼却すれば非常にエネルギー効率が悪いが、バイオマス活用では大きな可能性を秘める。堆肥化やバイオガス化の新技术を導入し生ごみ分別収集とシステム化することで、それに携わる雇用の確保と持続可能な社会システムづくりにつなげることができる。BDF製造・使用における車検や危険物取り扱いの規制、生ごみリサイクル施設における廃棄物処理施設としての規制等を緩和し、各種補助制度を弾力的に運用して生ごみ関連複合施設を設置・運用する。	バイオマス施設に係る廃棄物処理法規制の適用除外	市が行う生ごみリサイクルとしてのバイオマス活用施設については、廃棄物処理法に規定する一般廃棄物処理施設の構造基準を適用除外とする。	バイオマス(堆肥化・ガス化)施設をBDF施設と併設し、生ごみ資源化を推進する。
岐阜県	多治見市	バイオマスによる持続可能な地域社会・多治見の創造	多治見市は、ごみの徹底分別や廃棄物発電、太陽光発電の採用などで、循環型社会の形成、CO2削減型エネルギー政策を進めているが、残された大きな課題は生ごみである。生ごみは焼却すれば非常にエネルギー効率が悪いが、バイオマス活用では大きな可能性を秘める。堆肥化やバイオガス化の新技术を導入し生ごみ分別収集とシステム化することで、それに携わる雇用の確保と持続可能な社会システムづくりにつなげることができる。BDF製造・使用における車検や危険物取り扱いの規制、生ごみリサイクル施設における廃棄物処理施設としての規制等を緩和し、各種補助制度を弾力的に運用して生ごみ関連複合施設を設置・運用する。	バイオマス利活用に関する補助金の統合化	BDFと堆肥化・ガス化の統合施設設置に対して、一部旧来技術の活用があったとしても補助対象として運用できるようにする。また、農林水産省、環境省、NEDOの施設補助制度があるが、省庁の枠を超えて統合補助金化する。	バイオマス(堆肥化・ガス化)施設をBDF施設と併設し、生ごみ資源化を推進する。
岐阜県	たけかわ企画	中津川地域ネットワーク民間開放プロジェクト<放送・通信>	主要都市、名古屋市から70km、岐阜市から80kmの距離に位置する中津川市が、今後経済及び文化を継続発展し、住民生活の向上を推進するために、都市部に匹敵する情報基盤を構築し、それを民間に開放し、住民の利便性向上はもちろんのこと、新しい用途、価値、しぐみを住民自らが構築し、特色ある事業の創出と雇用を生み出す自立した地域社会の実現をはかる。	地域公共ネットワークの目的外利用の推進(民間開放)	補助施策「地域イントラネット基盤施設整備事業」を活用し構築したネットワークを、各種サービス事業の創出等、地元経済活性化のため、幅広く地域企業等が活用できる措置。	地域ネットワーク(地域イントラネット、アクセスネットワーク等)を活用し、地場企業が行政業務/行政サービスのアウトソーシングを自治体から受託しきめこまやかな住民サービスを実現し行政コストの削減と地場企業の雇用促進を図れる。また、高速、広帯域の地域ネットワークを利用して保健福祉、防災、教育、娯楽、観光等の映像/画像をふんだんに使った情報サービスを低価格で実現するとともに新規事業創出を図る。
岐阜県	たけかわ企画	中津川地域ネットワーク民間開放プロジェクト<放送・通信>	主要都市、名古屋市から70km、岐阜市から80kmの距離に位置する中津川市が、今後経済及び文化を継続発展し、住民生活の向上を推進するために、都市部に匹敵する情報基盤を構築し、それを民間に開放し、住民の利便性向上はもちろんのこと、新しい用途、価値、しぐみを住民自らが構築し、特色ある事業の創出と雇用を生み出す自立した地域社会の実現をはかる。	「新世代ケーブルテレビ施設整備事業」の補助金要件の改善	市町村が整備・運営する公設公営、または第三セクターが整備・運営する民設民営となっている補助金要件に、市町村が整備して第三セクターが運営する公設民営を追加。	市町村が整備することにより全戸加入を実現し、地域での均一な情報サービス提供の基盤を整備する。民間(第三セクター)が運用を行うことにより、低コストかつ柔軟で効率的な経営を実現する。
岐阜県	たけかわ企画	中津川地域ネットワーク民間開放プロジェクト<放送・通信>	主要都市、名古屋市から70km、岐阜市から80kmの距離に位置する中津川市が、今後経済及び文化を継続発展し、住民生活の向上を推進するために、都市部に匹敵する情報基盤を構築し、それを民間に開放し、住民の利便性向上はもちろんのこと、新しい用途、価値、しぐみを住民自らが構築し、特色ある事業の創出と雇用を生み出す自立した地域社会の実現をはかる。	「地域イントラネット基盤施設整備事業」における追加工事の採択	平成12年度、平成13年度に実施した補助スキーム「地域イントラネット基盤施設整備事業」の光ケーブル工事では高度利用、信頼性向上および予備のための光ファイバ心線収容が認められず(1拠点当り4心が最大心数)、障害対応、拡張対応に課題があり。その後の補助スキームでは高度利用、信頼性向上および予備のための光ファイバ心線収容が認められた。導入時期によるシステム格差是正のため現在の採択基準との光ファイバ心線数差を追加するための補助金工事の採択。	既設光ケーブルの共架設備(ハンガ、メッセンジャーワイヤなどの設備)を活用・流用し、不足する光ファイバ心線の増設(追加共架)工事を、新規共架工事に比べて安価に施工する。
岐阜県	たけかわ企画	中津川地域ネットワーク民間開放プロジェクト<放送・通信>	主要都市、名古屋市から70km、岐阜市から80kmの距離に位置する中津川市が、今後経済及び文化を継続発展し、住民生活の向上を推進するために、都市部に匹敵する情報基盤を構築し、それを民間に開放し、住民の利便性向上はもちろんのこと、新しい用途、価値、しぐみを住民自らが構築し、特色ある事業の創出と雇用を生み出す自立した地域社会の実現をはかる。	著作権管理運営の簡素化	地上波TV(アナログ/デジタル)放送及び各種映像コンテンツの地域ネットワーク(デジタルIPネットワーク)での再送信などの情報配信サービスにおける著作権管理ルールを部分的にでも簡素で明確なものにし、簡単な届出により実現し限定サービスから実現を図る。	地域ネットワーク(地域イントラネット、アクセスネットワーク等)を活用し、放送と通信を統合した映像/画像情報サービスを低価格で実現するとともに、地域における映像コンテンツ関連の新規事業創出を図る。著作権管理として地域ネットワークのユーザ認証を各加入者宅セットボックス(映像デコーダ)で行うシステムとする。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
岐阜県	たけかわ企画	中津川地域ネットワーク民間開放プロジェクト<放送・通信>	主要都市、名古屋から70km、岐阜市から80kmの距離に位置する中津川市が、今後経済及び文化を継続発展し、住民生活の向上を推進するために、都市部に匹敵する情報基盤を構築し、それを民間に開放し、住民の利便性向上はもちろんのこと、新しい用途、価値、しゅくみを住民自らが構築し、特色ある事業の創出と雇用を生み出す自立した地域社会の実現をはかる。	国土交通省のダークファイバの開放推進	現在、ダークファイバが部分的に開放されているが、市町村間接続に寄与できるよう大幅な開放。	国道19号のダークファイバを利用して、将来的に合併を計画中の岐阜県中津川市と長野県山口村を低コストで接続する。
岐阜県	(社)岐阜県建設業協会	地域建設業の再生	別紙	労働者派遣法の規制緩和	労働者派遣法第4条2項の適用除外業務である「建設業務」について、条件付で規制緩和する	別紙
岐阜県	(社)岐阜県建設業協会	地域建設業の再生		中小建設業者による各種海外援助・復興支援	政府が行う各種海外援助・復興支援を中小建設業者が行えるようにする。	
静岡県	掛川市 大東町 大須賀町	合併道路建設促進構想	平成の大合併で、合併してよかったと思えるようにするため、合併地域の県道整備に対し、県が通常の予算で整備をする以外に別枠で事業を執行できるように国が支援をするような施策をとっていただきたい。しかしながら、財政事情により国の支援が困難な場合であって、県が工事執行できないときは、合併市町村が県道の承認工事をする事となるが、その際の承認工事は合併特例債対象とすることを提案する。	新市建設計画に基づく県道の承認工事は、合併特例債事業として認めるようにすること。	掛川市、大東町、大須賀町にある県道の道路改良事業を新市の承認工事として施工する場合は、市町村の合併の特例に関する法律第11条の2の規定に基づく合併特例債に該当する事業とする。	あくまでも県が合併市町村に対して合併を支援する対策として、県道の改良をしてくれることを望むものであるが、それがかなわない場合には、掛川市、大東町、大須賀町にある県道改良工事を承認工事として施工する。その際の承認工事を合併特例債事業としていただければ、速やかな道路整備が進展し、都市基盤、産業基盤が強化され、新市の市民の利便性向上、地域経済の活性化が図られる。
静岡県	掛川市	日本救済運動という名の地方都市経営構想	現代の日本の閉塞状況、財政・保険・年金の危機、体力・知力・気力・活力の低下、長く立てない子、少子高齢化、青少年犯罪の多発、家庭崩壊、自殺3万人、生活習慣病の蔓延、地球温暖化、環境破壊、地方経済の長期低迷、農地の荒廃等、このままでは日本は衰退への悪循環から脱却できない。それゆえ思い切った活力健康増進策として、ウォーキング(歩行文化)運動を徹底的に展開し、それを柱に生涯学習(スローエデュケーション)、ゆったり暮らし(スローライフ)、報徳文化(勤労・分度・推譲)を融合して日本救済運動という名の生涯学習社会設計を行い、その相乗効果により日本再生を期する。	1歩行文化の確立の社会実験に対する支援 歩く道を媒介に地域・広域連携と塩の道や信仰の道など古道の復元歩行を行う。 エコツーリズム、ウォーキング効果の研究、環境保護歩道の整備を行う。 歩くことで切れない子どもを育成するとともに正しい身体能力と知的能力のバランスによる真の道徳教育を行う。 歩くことで健康長寿者の増加、病气老人の減少、健康保険・介護保険財政の健全化を図る。 農林水産省 - 食(米)と農(茶)の文化、和食風土尊重、クラインガルテンの普及 - 農林行政 経済産業省 - 歩くまちづくり、中心市街地活性化、都市と農村の交流 総務省 - 歴史古道を媒介とし市町村の連携支援、地域自立の道を探る。	各省庁別の政策連携による相乗効果を新視点から社会実験を行うことを提案する。(掛川市の運動をベースに) 国土交通省 - 歩く道を媒介に地域・広域連携、各所・公園や河川堤防のコースを設定 - 国土総合計画行政 環境省 - 日本ウォーキング協会の所管省庁、エコツーリズム、ウォーク効果の研究、環境保護歩道 - 環境行政 文部科学省 - 歩くことで切れない子ども育成、北京大学と国際二宮尊徳思想学会強化 - 体育徳育の行政 厚生労働省 - 健康長寿者の増加、病气老人の減少、健康保険・介護保険財政の健全化 農林水産省 - 食(米)と農(茶)の文化、和食風土尊重、クラインガルテンの普及 - 農林行政 経済産業省 - 歩くまちづくり、中心市街地活性化、都市と農村の交流 総務省 - 歴史古道を媒介とし市町村の連携支援、地域自立の道 - 自治政策行政	日本救済運動として、全市内、全市民、廻村的歩行事業を行う。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
静岡県	掛川市	日本救済運動という名の地方都市経営構想	現代の日本の閉塞状況、財政・保険・年金の危機、体力・知力・気力・活力の低下、長く立てない子、少子高齢化、青少年犯罪の多発、家庭崩壊、自殺3万人、生活習慣病の蔓延、地球温暖化、環境破壊、地方経済の長期低迷、農地の荒廃等、このままでは日本は衰退への悪循環から脱却できない。それゆえ思い切った活力健康増進策として、ウォーキング(歩行文化)運動を徹底的に展開し、それを柱に生涯学習(スローエデュケーション)、ゆったり暮らし(スローライフ)、報徳文化(勤労・分度・推譲)を融合して日本救済運動という名の生涯学習社会設計を行い、その相乗効果により日本再生を期する。	2 20世紀の早く、安く、便利に、効率よくの全盛からスローなものを見直すスローライフの価値観を広める一環として、スローフードである和食文化の振興を強力に進める	和食文化の振興施策の展開と全国的普及を目指す取り組みに対する支援を提案する。	日本救済運動として、スローフードと和食文化の振興、お米とお茶の消費拡大運動を行う。
静岡県	掛川市	日本救済運動という名の地方都市経営構想	現代の日本の閉塞状況、財政・保険・年金の危機、体力・知力・気力・活力の低下、長く立てない子、少子高齢化、青少年犯罪の多発、家庭崩壊、自殺3万人、生活習慣病の蔓延、地球温暖化、環境破壊、地方経済の長期低迷、農地の荒廃等、このままでは日本は衰退への悪循環から脱却できない。それゆえ思い切った活力健康増進策として、ウォーキング(歩行文化)運動を徹底的に展開し、それを柱に生涯学習(スローエデュケーション)、ゆったり暮らし(スローライフ)、報徳文化(勤労・分度・推譲)を融合して日本救済運動という名の生涯学習社会設計を行い、その相乗効果により日本再生を期する。	3 勤労・分度・推譲の現代日本が必要としている徳目、経済重視から経済と道徳の両方を重視する報徳思想の周知支援	報徳思想の周知の取り組みに対する支援を提案する。	日本救済運動として、日本の社会と風土に適合した報徳思想の周知を行う。
静岡県	掛川市	再開発事業における段階的・簡易的建築について	再開発事業は保留床処分とその規模設定が大きな課題となり、商業床についてはその傾向が顕著である。商業床は商業ポテンシャル調査に基づく規模や活性化の起爆剤・牽引車としての期待規模と実際の商業ニーズ規模とは相当の差がある。計画当初から大きな箱をつくるのではなく、最初は身の丈にあった安心・安全で失敗のない規模の再開発ビルを建築し、その後(3~5年)街の成長や時代の変化に合わせ再開発ビルも成長できるよう、段階的・簡易的建築も再開発事業と認定する。	再開発事業における段階的・簡易的建築について	国土交通省住宅局市街地建築課所管の都市再開発法の制度改革	掛川駅前東街区第1種市街地再開発事業は中心市街地の活性化を図るため、大型店の郊外移転に伴う跡地を中心とした1.1haの区域で、権利者27人が再開発組合を設立し、商業、業務・サービス、公共、住宅・マンション、駐車場の5つの機能と役割を備えた多目的複合ビルを建築する計画である。現在事業計画の策定を行っているが保留床処分が大きな課題となっている。特に商業床についてはその規模設定が難しく、商業ポテンシャル調査に基づく規模と実際のニーズとは相当の差異があり、計画当初から過大な床面積をとることは危険である。再開発事業として段階的・簡易的建築が可能となれば最初は身の丈にあった安心・安全で失敗のない規模・構造の再開発ビルを建築し、その後、街の成長や時代の変化に合わせ再開発ビルのバージョンアップが可能となる。
静岡県	掛川市	保留地販売促進による地域経済の活性化と地域雇用の創出	長引く経済不況の中で住宅宅地需要は低迷し、土地区画整理事業に伴う保留地処分は不調をきたしている。区画整理組合を解散収束させる魅力ある街づくりを推進するために設立された(財)掛川市良質市街地公社の経営支援を図るため、土地譲渡(財団法人が取得した未処分保留地の販売)による償還についての規制を廃止し、有利子借入金の償還を優先させる。また、保留地の取得及び流通に関する税の非課税化を行い、低迷する地価に対応する販売価格での優良土地の提供と、一般購入者にとって土地を取得しやすい税制支援を行い、保留地販売を促進することで新たな建築需要及び事業所進出に伴う地域経済の活性化と地域雇用創出が期待でき、結果として早期の活力ある街並みづくりが推進できる。	土地譲渡による償還についての規制の廃止と、有利子借入金の償還の優先	都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第4項第3号の緩和	未処分保留地の受け手である保留地管理法人の負担軽減と、それに伴う販売(処分)価格の抑制並びに販売(処分)の促進を図るため、土地譲渡(財団法人が取得した未処分保留地の販売)による償還についての規制を廃止し、有利子償還金の償還を優先させる。このことにより、未処分保留地の販売が促進され、新たな建築需要と雇用の創出を図ることができ。
静岡県	掛川市	保留地販売促進による地域経済の活性化と地域雇用の創出	長引く経済不況の中で住宅宅地需要は低迷し、土地区画整理事業に伴う保留地処分は不調をきたしている。区画整理組合を解散収束させる魅力ある街づくりを推進するために設立された(財)掛川市良質市街地公社の経営支援を図るため、土地譲渡(財団法人が取得した未処分保留地の販売)による償還についての規制を廃止し、有利子借入金の償還を優先させる。また、保留地の取得及び流通に関する税の非課税化を行い、低迷する地価に対応する販売価格での優良土地の提供と、一般購入者にとって土地を取得しやすい税制支援を行い、保留地販売を促進することで新たな建築需要及び事業所進出に伴う地域経済の活性化と地域雇用創出が期待でき、結果として早期の活力ある街並みづくりが推進できる。	保留地取得並びに売買に伴う課税の免除	保留地に限り、土地の取得、保有、流通の課税軽減措置を図り、土地の流動化及び戸建住宅の建築を促進させる。	区画整理事業により創出される保留地は、道路・水路・公園等の計画的な都市基盤整備のために、組合員より収入財源とするため、減歩により生み出された土地であり、単に営利目的の民間宅地分譲とは異なるものである。保留地管理法人の経営支援と、事業収束に向け各区画整理組合が取り組んでいる保留地販売を促進し、早期の街並みづくりを実現し、新たな需要と雇用創出のため、保留地管理法人が都市開発資金を活用して、未処分保留地を取得する際の課税と一般土地購入者が保留地を取得する際に生じる税の非課税化を提案する。
静岡県	掛川市	財産の処分の制限に関する規制の緩和	地域の活性化として、S55年からH7の間に林業改善事業の補助を受け、居尻キャンプ場の施設整備を行った。当該施設の管理はH7年より第3セクター(株)森の都ならここに管理委託させている。しかし、各施設は老朽化と施設利用者のニーズの変化により、施設の改修及び廃止が必要であるが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律により財産処分の制限が定められており、財産処分に時間と費用が伴い施設利用者のニーズの変化に応じた迅速な対応が出来ない。その為、財産処分の制限に関する規制の緩和により、施設利用者のニーズに合わせた施設の改修及び廃止について迅速かつ柔軟な対応が出来、施設利用者数及び施設利用料(収入)の増加に繋がり、施設管理者の安定的な経営が期待できる。	財産の処分の制限に関する規制の緩和	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条第1項の緩和 ・減価償却資産の耐用年数の短縮	林業構造改善事業の補助事業により導入した施設の変更(改修・廃止)に伴う規制の緩和により、当該施設使用者への良好なサービスの提供及び施設管理者の経営の安定を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
静岡県	長泉町	長泉ウェルネスリサーチパーク構想(仮称)	平成14年開院の静岡がんセンター、平成17年度建設のがんセンター研究所を生かし、大学や民間企業と連携した世界レベルの高度医療を目指した研究開発の促進を図るため、医療・医薬健康関連産業の集積・振興を図ることで、健康増進施策の推進と新規事業の創出を図るとともに、当地域を訪れる方々に対する癒しをテーマにした観光空間の創出を推進する。	農地転用許可権の都道府県知事への移譲	地域再生構想の対象地域内の農地については、四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合でも、農林水産大臣の許可を不要とする。	下記機能の集積を図るウェルネスリサーチパークの形成 ・医療・健康関連産業の誘致(研究開発ゾーンの形成) ・がんセンター、関連産業をサポートする業務機能、サービス機能の誘致(業務支援・サービスゾーンの形成) ・構想推進窓口、人材育成機能の集積(人材育成・学術研究ゾーンの形成)
静岡県	袋井市	協働により実現する若い世代が安心して働き、子育てができるまち	放課後児童健全育成事業の対象児童要件の緩和(幼稚園児も対象とする)や放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱における児童数10～19人の開設日数281日以上要件緩和(児童20人～35人は、基本額は下がるが開設日数200～280日でも対象となっている。)、さらには、預かり保育の地域やNPO法人への委託を可能とし、放課後児童クラブと預かり保育を統合して地域やNPO法人に委託して実施することは、子育て支援体制の充実やNPO団体の育成に資するとともに、待機児童の解消や女性の社会進出の促進、幼い子供を持つ共働き世帯の経済的負担の軽減、異年齢幼児や児童の交流促進、地域コミュニティ・地域教育・地域児童福祉意識の高揚、さらには小さな行政の推進につながるものである。	放課後児童健全育成事業の対象児童要件の緩和	放課後児童健全育成事業の対象児童は、放課後児童健全育成事業実施要綱に定められているとおり、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童が基本であるが、この対象に幼稚園児(3歳以上)を加える。	幼稚園児(3歳以上)を放課後児童健全育成事業の対象児童とする。
静岡県	袋井市	協働により実現する若い世代が安心して働き、子育てができるまち	放課後児童健全育成事業の対象児童要件の緩和(幼稚園児も対象とする)や放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱における児童数10～19人の開設日数281日以上要件緩和(児童20人～35人は、基本額は下がるが開設日数200～280日でも対象となっている。)、さらには、預かり保育の地域やNPO法人への委託を可能とし、放課後児童クラブと預かり保育を統合して地域やNPO法人に委託して実施することは、子育て支援体制の充実やNPO団体の育成に資するとともに、待機児童の解消や女性の社会進出の促進、幼い子供を持つ共働き世帯の経済的負担の軽減、異年齢幼児や児童の交流促進、地域コミュニティ・地域教育・地域児童福祉意識の高揚、さらには小さな行政の推進につながるものである。	放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱の要件緩和	児童数が20人～35人のクラブの場合には、開設日数200日以上が対象要件となっているが、児童数が10～19人のクラブの場合にあっては、開設日数281日以上が対象要件となっている。児童数が10～19人のクラブの場合も開設日数200日以上が対象要件とする。	児童数が10～19人のクラブの場合も開設日数200日以上が対象要件とする。児童数が20～35人のクラブのように、若干の補助基本額の減額を伴っても補助対象とする。(児童数20～35人のクラブの補助基本額(年額)は、1,515,000円×箇所数。ただし、開設日数が200～280日の放課後児童クラブの場合にあっては、1,169,000円×箇所数という措置がある。)
静岡県	袋井市	協働により実現する若い世代が安心して働き、子育てができるまち	放課後児童健全育成事業の対象児童要件の緩和(幼稚園児も対象とする)や放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱における児童数10～19人の開設日数281日以上要件緩和(児童20人～35人は、基本額は下がるが開設日数200～280日でも対象となっている。)、さらには、預かり保育の地域やNPO法人への委託を可能とし、放課後児童クラブと預かり保育を統合して地域やNPO法人に委託して実施することは、子育て支援体制の充実やNPO団体の育成に資するとともに、待機児童の解消や女性の社会進出の促進、幼い子供を持つ共働き世帯の経済的負担の軽減、異年齢幼児や児童の交流促進、地域コミュニティ・地域教育・地域児童福祉意識の高揚、さらには小さな行政の推進につながるものである。	文部科学省と厚生労働省の連携強化	預かり保育と放課後児童クラブの統合実施を可能とするとともに、放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱の対象事業とする。	預かり保育と放課後児童クラブの統合実施及び地域組織やNPO法人への委託を可能とするとともに、放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱の対象事業とする。幼稚園と保育所の概念を取り払った子育て支援施策の充実を積極的に支援する。
静岡県	袋井市	協働により実現する若い世代が安心して働き、子育てができるまち	放課後児童健全育成事業の対象児童要件の緩和(幼稚園児も対象とする)や放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱における児童数10～19人の開設日数281日以上要件緩和(児童20人～35人は、基本額は下がるが開設日数200～280日でも対象となっている。)、さらには、預かり保育の地域やNPO法人への委託を可能とし、放課後児童クラブと預かり保育を統合して地域やNPO法人に委託して実施することは、子育て支援体制の充実やNPO団体の育成に資するとともに、待機児童の解消や女性の社会進出の促進、幼い子供を持つ共働き世帯の経済的負担の軽減、異年齢幼児や児童の交流促進、地域コミュニティ・地域教育・地域児童福祉意識の高揚、さらには小さな行政の推進につながるものである。	預かり保育の自治会やNPO法人などへの委託の容認	預かり保育は、幼稚園が実施する教育活動であるが、自治会やNPO法人へ委託できるようにする。	預かり保育は、幼稚園が実施する教育活動であるが、自治会やNPO法人へ委託できるようにする。
静岡県	袋井市	協働により実現する若い世代が安心して働き、子育てができるまち	放課後児童健全育成事業の対象児童要件の緩和(幼稚園児も対象とする)や放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱における児童数10～19人の開設日数281日以上要件緩和(児童20人～35人は、基本額は下がるが開設日数200～280日でも対象となっている。)、さらには、預かり保育の地域やNPO法人への委託を可能とし、放課後児童クラブと預かり保育を統合して地域やNPO法人に委託して実施することは、子育て支援体制の充実やNPO団体の育成に資するとともに、待機児童の解消や女性の社会進出の促進、幼い子供を持つ共働き世帯の経済的負担の軽減、異年齢幼児や児童の交流促進、地域コミュニティ・地域教育・地域児童福祉意識の高揚、さらには小さな行政の推進につながるものである。	預かり保育の対象園児の緩和	預かり保育は、当該幼稚園に在園する幼児で、保護者が預かり保育を希望する幼児を対象として行う教育活動であるが、在園幼児以外の幼児等も受入も可能とする。	預かり保育は、当該幼稚園に在園する幼児で、保護者が預かり保育を希望する幼児を対象として行う教育活動であるが、在園幼児以外の幼児等も受入も可能とする。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
静岡県	袋井市	企業誘致の促進	本市では、税源の確保や雇用の創出を目的として、工業団地の整備や誘致企業への優遇制度などにより企業誘致を進めているが、こうした取組は全国各地域で行われており、競争の中で比較優位性を打ち出すためには、変化する企業のニーズを的確に把握した上、地域特性を活かした独自性のある取組を進めることが必要である。消費者ニーズが急速かつ多様に変化中、「速い経営」は企業にとって重要なファクターであることから、企業立地に係る許認可手続きの迅速化(4ha以上の農地転用の権限委譲)を図り、企画から立地・生産までの期間を短縮することにより、誘致企業の経営展開を支援する。	企業立地に係る4ha以上の農地転用許可についての権限委譲	(4ha以下の農地転用許可について都道府県知事から市町村への権限委譲を前提として、)農林水産大臣の権限とされている4ha以上の農地転用許可について、市町村へ権限委譲する。または、企業立地に係る案件について、市町村がその地域の特性や周辺環境等に照らして適当と判断した場合は、大臣許可を必要としないものとする。(都道府県知事許可とし、国への事前協議は不要とする。)	企業立地に係る手続きの迅速化
静岡県	袋井市	市民と地域の健康づくり	地域コミュニティは、その相互扶助機能や協働のまちづくりのパートナーとして、ますます重要性が高まっており、地域コミュニティが良好な状態(健康)であることは、今後の地域活性化の大きなポイントである。また、この地域コミュニティを支える住民が健康で安心して暮らせることは、最も基本的かつ重要なことである。そこで、現在、地域コミュニティの拠点として活用している「公民館」に、「市民と地域の健康づくり」の拠点として必要な保健、福祉、コミュニティ強化支援、行政サービスなどの機能を付加することにより、地域と行政が一体となって「市民と地域の健康づくり」を促進する。この際、補助事業をはじめとする国の各府省の施策の活用を考えているが、本構想を効率的かつ効果的に実現するため、各府省連携による集中的な支援を望むものである。	「市民と地域の健康づくり」の拠点整備に係る各府省連携による集中的な支援	既存の公民館を活用した「市民の健康づくり」の拠点整備(機能付加)に係る各府省連携による集中的な支援(関連補助事業の一元的な推進)	地域コミュニティ強化、健康寿命の延伸や地域健康水準の向上、地域内世代間交流や生きがいづくりなどを拠点のコンセプトとして、地域の特性やニーズを踏まえながら、従来の公民館が有する機能(生涯学習、コミュニティ、貸館など)に、健康づくり(出張(休日)検診、保健相談・保健指導、フィットネスなど)、福祉(児童プレイルーム、放課後児童クラブ、生きがい対応型デイサービス、高齢者いきいき農園など)、コミュニティ強化支援(コーディネーターの設置など)、行政サービス(各種証明の発行、行政相談、公共施設予約システムなど)といった機能を付加する。(、の詳細については、地域の特性に応じて決定)また、これらに必要なハード整備を行う。
静岡県	裾野市	人口減少地域再生事業	人口減少地域の再生策として、裾野市深良地域の一部を都市計画法における線引きを当該自治体の自由裁量により実施できるための権限委譲を受け区画整理事業として行なう。これにより同地域の再生計画を策定する。	都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律の権限委譲	都市計画法による線引きの見直しと農業振興地域の整備に関する法律の農業地域の除外についての自由裁量権	再生地域の一部地域を対象に区画整理事業を組合施行で行い、農圃付宅地分譲を行なう。
静岡県	静岡市	学校統合により廃止となる学校施設、用地を活用したまちづくり	静岡市は、少子化の進行により中心市街地の小学校の統合が予定されている。廃止となる学校施設、学校用地を活用して地域の活性化を図ることを計画している。	学校統廃合等により廃止となる学校施設、学校用地の他の公共施設、公用施設への転用の容易化	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認等についての局長裁定に含まれない公共施設、公用施設へ転用する場合に補助金の返還、市債の繰上償還の免除。学校用地を他の公共施設、公用施設へ用途変更する場合に市債の繰上償還を免除。	小学校の統廃合により廃止となる学校施設及び学校用地をNPOセンターなどに転用し、地域活動の拠点として利用し、地域の活性化を図る。
静岡県	浜松市	世界都市浜松・地域経済振興構想	地域経済の振興のため、商工業振興計画の柱である「人材の育成」「既存産業の振興」「新産業の創出」「都市的魅力の創造」を基に21世紀産業集積都市の実現を目指す。今回の「世界都市浜松・地域経済振興構想」においては、「公民館の施設利用拡大」や「事業用耐震建築物の特別償却認定による設備投資と雇用の活性化」などの事業展開を図り、民間事業者の企業立地や新産業の創出を促進するための環境整備を行なう。	商業利用を可能とする公共空間の占有、使用主体及び占有、使用施設等の緩和	占有・使用許可の緩和 ・占有、使用主体の拡大(管理者、地方公共団体が適切と認める団体等) ・占有施設の制限緩和(地域経済の活性化を目的に賑わいを創出する施設) ・占有許可の期間の制限の緩和(占有施設が地域における目的達成のための期間を占有期間と設定する。)	公共空間及び公共施設において、商業利用が可能となるよう、施策の集中・連携及び弾力的な運用をし、アミューズメント施設や集会場の設置、及び施設内における民間事業者の参入を図る。地域経済の活性化のため、都市公園における民間事業者の参入を図る。新清掃工場水泳場においては、PFI手法により事業を進めているところであるが、一部が都市公園に当たるため、施設への民間事業者参入が困難な状況にあり、弾力的な運用をさせていただきたい。地域経済の活性化のため、道路、河川敷等の空間における民間事業者の参入を図る。
静岡県	浜松市	世界都市浜松・地域経済振興構想	地域経済の振興のため、商工業振興計画の柱である「人材の育成」「既存産業の振興」「新産業の創出」「都市的魅力の創造」を基に21世紀産業集積都市の実現を目指す。今回の「世界都市浜松・地域経済振興構想」においては、「公民館の施設利用拡大」や「事業用耐震建築物の特別償却認定による設備投資と雇用の活性化」などの事業展開を図り、民間事業者の企業立地や新産業の創出を促進するための環境整備を行なう。	公共空間及び公共施設における広告物の掲示	都市公園法施行令第18条の弾力的な運用、解釈により、都市公園等公共空間、公共施設においても、広告物を掲示し、民間資金の活用を図る。	都市公園等公共空間、公共施設において、広告物の掲示ができるよう弾力的な運用をお願いしたい。また、市広報紙等公共印刷物への広告の掲載など民間資金を積極的に活用できるよう、その普及に当たっては、各府省庁においても率先して活用していくようお願いしたい。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
静岡県	浜松市	世界都市浜松・地域経済振興構想	地域経済の振興のため、商工業振興計画の柱である「人材の育成」「既存産業の振興」「新産業の創出」「都市的魅力の創造」を基に21世紀産業集積都市の実現を目指す。今回の「世界都市浜松・地域経済振興構想」においては、「公民館の施設利用拡大」や「事業用耐震建築物の特別償却認定による設備投資と雇用の活性化」などの事業展開を図り、民間事業者の企業立地や新産業の創出を促進するための環境整備を行なう。	公民館の施設利用拡大と補助金の要件緩和	公民館の管理運営を規定する社会教育法第20・22・23条(公民館の目的、事業、運営方針)を緩和し、本来の目的を阻害しない範囲で、民間事業者の施設利用を認める。	公民館施設の利用を社会教育活動に限らず、地域経済の活性化に資する活動に拡大することで、コミュニティビジネス、起業家創出やベンチャー企業育成のためのインキュベーター施設として、公民館を起点としたビジネスコミュニケーションの場を提供する。詳細な利用規約や対象は、市独自で策定し、既存の社会教育活動を妨げない管理運営を進める。
静岡県	浜松市	世界都市浜松・地域経済振興構想	地域経済の振興のため、商工業振興計画の柱である「人材の育成」「既存産業の振興」「新産業の創出」「都市的魅力の創造」を基に21世紀産業集積都市の実現を目指す。今回の「世界都市浜松・地域経済振興構想」においては、「公民館の施設利用拡大」や「事業用耐震建築物の特別償却認定による設備投資と雇用の活性化」などの事業展開を図り、民間事業者の企業立地や新産業の創出を促進するための環境整備を行なう。	事業用耐震建築物の特別償却認定による設備投資と雇用の活性化	事業者が耐震工法による事業用建物を新築する場合において、一定期間の割増償却を認めるインセンティブを与え、設備投資の活発化と雇用の創出を図る。 (具体的内容) 浜松市内に事業者が耐震工法による事業用建物を新築して事業の用に供した場合、通常の償却限度額と同額を割増償却限度額とし、これを加算した金額を当期の償却限度額とする。尚、この割増償却期間は5年間とする。	企業誘致活動事業(ウェルカムはままつ) 首都圏の成長性の高い中小企業(光関連、情報サービス産業等)に対し工場、研究所、事務所等の誘致活動を行う。 産業立地促進事業費補助金事業 光技術を活用した製造業、高度技術工業、研究開発機関、その他新産業の創出に寄与すると認定される事業者が、浜松市内に進出する場合の用地取得費、建物設備費、新規雇用にかかる経費の一部を助成することにより、本市への企業立地を促進し、新産業の育成と既存産業の振興を図る。用地取得費助成金の上限2億円、建物設備費助成金の上限1億円。 中心市街地への商業施設等立地優遇税制 中心市街地に新築・増築する3階建て以上の耐火建築物(1階を店舗として50%以上使用している)に課す固定資産税を5年間軽減することにより、中心市街地での設備投資・企業活動を活性化させ、商業機能等の集積促進を図る。 地域再生産業クラスター計画、知的クラスター創成事業 「光技術」を21世紀の浜松地域産業を担うキーテクノロジーに位置づけ、「光技術関連産業集積促進特区」と併せ本市を中核とした光技術産業並びに光技術研究機関・研究者の集積拠点「フォトンバレー」を形成し新たな技術・産業・雇用地域に創出する。
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。 ・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めるものである。 ・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。 ・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。	電源三法交付金事務	交付金の交付に関する地方経済産業局長の交付権限を廃止し、市町村に対する間接補助事業については、政令県で概ね完結するよう、権限を移譲する。	・エネルギーの効率的利用の推進、多様な自然環境の保全と復元、森林・林業の多面的機能の発揮など様々な政策手法を組み合わせ、地域における環境に関する総合的な事務事業を実施する。 ・環境に関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。 ・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めるものである。 ・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。 ・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。	石油貯蔵施設立地対策等交付金事務	交付金の交付に関する地方経済産業局長の交付権限を廃止し、市町村に対する間接補助事業については、政令県で概ね完結するよう、権限を移譲する。	・エネルギーの効率的利用の推進、多様な自然環境の保全と復元、森林・林業の多面的機能の発揮など様々な政策手法を組み合わせ、地域における環境に関する総合的な事務事業を実施する。 ・環境に関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。 ・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めるものである。 ・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。 ・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。	新エネルギーに関する政策	「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」、「エネルギー政策基本法」等により、国や地方公共団体は新エネルギーの導入促進を図ることとされている。経済産業局の「新エネルギーに関する政策」の事務は、新エネルギーの普及啓発(理解促進)である。現在、新エネルギーの普及啓発業務は、県と経済産業局の両者が二重に行なっているため、これを政令県に委譲する。	・エネルギーの効率的利用の推進、多様な自然環境の保全と復元、森林・林業の多面的機能の発揮など様々な政策手法を組み合わせ、地域における環境に関する総合的な事務事業を実施する。 ・環境に関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	省エネ法に基づくエネルギー管理指定工場に関する事務	現在、経済産業省関東経済産業局に報告されている県内のエネルギー管理指定工場におけるエネルギー使用量の報告等の事務を、政令県に全て移譲	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギーの効率的利用の推進、多様な自然環境の保全と復元、森林・林業の多面的機能の発揮など様々な政策手法を組み合わせ、地域における環境に関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>環境に関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	国立公園内各種許認可事務	許認可事務のうち、環境省地区自然保護事務所に専決権限のあるものは政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギーの効率的利用の推進、多様な自然環境の保全と復元、森林・林業の多面的機能の発揮など様々な政策手法を組み合わせ、地域における環境に関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>環境に関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	国有林野の管理・経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、森林は国有林と民有林に分かれており、それぞれ別々の森林計画がたてられ管理されている。森林の多面的機能を十分発揮させるためには、森林を国・民の区別なく一体として管理する必要があることから、林野庁森林管理局が行っている国有林野の管理及び経営に関する事務を政令県に移譲する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギーの効率的利用の推進、多様な自然環境の保全と復元、森林・林業の多面的機能の発揮など様々な政策手法を組み合わせ、地域における環境に関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>環境に関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	保険医療機関の指導・監査	医療保険各法に係る保険医療機関の指導・監査権限を政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ県づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	政府管掌保険の事業運営	社会保険事務局及び社会保険事務所等実施している保険の適用・徴収・給付の事務について、政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ県づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	国の開設する病院、診療所、助産所の監督	国(独立行政法人)が開設する病院・診療所の監督に関する権限を政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ県づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	医療の安全に関する取組の普及及び啓発	国が病院の安全担当者に対して開催しているワークショップに関する事務について、政令県が実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ県づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	租税特別措置法に定める非課税証明	租税特別措置法に定める基準に適合した病院として建替えをする場合に認められる特別償却に係る証明事務を政令県に委譲する。公益法人等の行う医療保健業で収益事業に該当しないものの用件の証明事務を政令県に委譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ県づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	原子爆弾被爆者に対する援護に係る指定医療機関の指定・監督	原子爆弾被爆者に対する援護を実施する医療機関の指定及び監督に関する権限を政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ県づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	結核予防法に規定する指定医療機関の指定、監督	国(独立行政法人)が開設する病院・診療所、薬局を結核予防法の指定医療機関に指定する権限及び監督権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ県づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	児童福祉司等の資格要件である養成学校の指定及び養成学校の監督	児童福祉司、母子指導員、児童指導員、児童自立支援専門員の資格要件である養成学校の指定権限及び養成学校の監督権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ県づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	児童扶養手当の支給に関し市町村が処理する事務についての監督	児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給に関し市町村が処理する事務についての監督権限を政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ県づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めているため、</li> <li>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を発展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	主任児童委員の指名	主任児童委員の指名に関する権限を政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ県づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めているため、</li> <li>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を発展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	児童福祉法施行令に規定する指定保育士養成施設の指定及び監督	児童福祉法施行令に規定する指定保育士養成施設の指定及び監督権限を、国が全国统一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ県づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めているため、</li> <li>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を発展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	母子保健法に規定する指定養育医療機関の指定及び監督	母子保健法に規定する指定養育医療機関の指定及び監督権限を、国が全国统一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ県づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めているため、</li> <li>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を発展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	児童福祉法に規定する指定療育機関の指定及び監督	児童福祉法に規定する指定養育医療機関(国が開設する病院、診療所又は薬局)の指定及び監督権限を、国が全国统一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ県づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めているため、</li> <li>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を発展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	生活保護法に規定する保護施設の監督	生活保護法に規定する保護施設(政令市及び中核市が設置するもの。)の監督権限を政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ県づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めているため、</li> <li>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を発展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関の指定及び監督	生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関(国が開設するもの。)の指定及び監督権限を政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ県づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<p>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</p> <p>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</p> <p>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</p> <p>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</p>	民生委員及び児童委員の委嘱及び解嘱	民生委員及び児童委員の委嘱及び解嘱に関する事務権限を政令県に移譲する。	<p>・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ県づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</p> <p>・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</p>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<p>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</p> <p>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</p> <p>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</p> <p>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</p>	社会福祉士短期養成施設及び社会福祉士一般養成施設の指定及び監督	社会福祉及び介護福祉士法に規定する社会福祉士短期養成施設及び社会福祉士一般養成施設の指定及び監督権限を、国が全国统一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	<p>・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ県づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</p> <p>・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</p>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<p>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</p> <p>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</p> <p>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</p> <p>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</p>	社会福祉士及び介護福祉士の養成施設の指定及び監督	社会福祉及び介護福祉士法第39条第1号から第3号までの規定による指定及び指定を受けた養成施設の監督権限を政令県に移譲する。	<p>・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ県づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</p> <p>・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</p>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<p>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</p> <p>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</p> <p>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</p> <p>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</p>	社会福祉主事養成施設の指定及び養成施設の監督等	社会福祉法の規定による、社会福祉主事となるための養成施設及び社会福祉従事者試験の指定並びにその養成施設の監督権限を、国が全国统一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	<p>・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ県づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</p> <p>・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</p>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<p>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</p> <p>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</p> <p>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</p> <p>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</p>	身体障害者福祉法に規定する身体障害福祉司の養成施設の指定等	身体障害者福祉法に規定する身体障害福祉司及び知的障害者福祉法に規定する知的障害福祉司の養成施設の指定権限を、国が全国统一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	<p>・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ県づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</p> <p>・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</p>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<p>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</p> <p>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</p> <p>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</p> <p>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</p>	身体障害者福祉法等に規定する更生医療の指定医療機関の指定等	身体障害者福祉法、児童福祉法、戦傷病者特別援護法規定する更生医療の指定医療機関（国が開設する病院及び診療所）の指定、監督権限を政令県に移譲する。	<p>・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ県づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</p> <p>・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</p>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	児童福祉法による指定育成医療機関に対する報告徴収及び検査	児童福祉法による指定育成医療機関(厚生労働大臣が指定したもの。)に対する報告徴収及び検査権限を政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ県づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	精神保健福祉士法に規定する精神保健福祉短期養成施設の指定、監督	精神保健福祉士法に規定する精神保健福祉短期養成施設の指定、監督権限を政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ県づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	指定居宅サービス等の指定基準に規定する講習会の指定及び監督	福祉用具貸与サービスに係る専門相談員を養成する講習会の指定及び監督権限を政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ県づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	老人保健福祉の総合的施設に関する整備計画認定及び事業者の監督	民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律に規定する整備計画の認定及び認定事業者の監督権限を政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ県づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	医療保険制度に係る指導・監督	各医療保険制度に係る保険者の指導・監督権限を政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ県づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	特定機能病院への立ち入り検査等	特定機能病院に対する報告徴収及び立入権限を政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ県づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	児童福祉施設等の措置費に関する監査	保育、助産及び母子保護の実施に要する費用並びに児童福祉施設への入所又は通所の措置に要する費用並びに身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設への入所又は通所に要する費用の監査に係る権限を政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ県づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	戦傷病者特別援護法に規定する指定医療機関の指定	戦傷病者特別援護法に規定する指定医療機関の指定権限を政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ県づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	簡易ガス事業の許可	経済産業局長が行うこととされている、「ガス事業法37条の2」の事業許可、「同法37条の7」において準用される事務（供給区域の変更許可、ガス工作物の変更の届出、事業の譲渡し及び譲り受け並びに法人の合併及び分割の許可、事業の休止及び廃止並びに法人の解散の許可、事業許可の取消し、供給約款の許可、業務改善命令、ガス工作物の改善命令、主任技術者選任の届出、主任技術者の解任命令、保安規定の届出、等）の権限を政令県に委譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>・安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	調理師養成施設の指定及び監督	調理師養成施設の指定及び監督権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>・安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	美容師養成施設及び美容師養成施設の指定及び監督	美容師及び美容師の養成施設の指定及び監督権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>・安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	美容師養成施設及び美容師養成施設の入学に関する学力の認定	美容師及び美容師の養成施設への入学資格の認定に係る権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>・安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	クリーニング師の指定試験機関の指定及び監督	クリーニング師の指定試験機関の指定及び監督権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>・安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	クリーニング師の試験に関する学力の認定	クリーニング師の試験に関する学力の認定に係る権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>・安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	生活衛生同業組合の振興計画の認定及び振興計画の実施状況の報告	生活衛生同業組合及び生活衛生同業小組合の振興計画に係る認定権限を国が全国統一基準を定めた上で政令県に移譲する。また、振興計画の実施状況の報告先を政令県とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>・安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	製菓衛生師法による製菓衛生師養成施設の指定及び監督	製菓衛生師法による製菓衛生師養成施設の指定及び監督権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>・安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	食品衛生法による指定及び食品衛生管理者の養成施設の監督	食品衛生法による指定及び食品衛生管理者の養成施設の監督権限を政令県に移譲する。(H16.2.27から「指定」が「登録」に改正)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>・安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工する承認等	食品衛生法に規定する総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認及び承認の変更の権限を政令県に移譲する。(承認の変更はH16.2.27施行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>・安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りの実施	食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りの実施権限を政令県に移譲し、政令県が一元的に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	食品衛生監視員養成施設の指定及び監督	食品衛生監視員養成施設の指定及び監督権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	特定規格の食品・器具等の検査機関の指定及び監督	特定規格の食品・器具等の検査機関の指定及び監督権限を政令県に移譲する。(H16.2.27から「指定」が「登録」に改正)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録及び監督	食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録及び監督権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	食鳥処理衛生管理者養成講習会の登録	食鳥処理衛生管理者養成講習会の登録権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	食鳥処理衛生管理者資格の認定	食鳥処理衛生管理者資格の認定権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	医薬品及び医療用具の製造業及び輸入販売業の許可等	特定生物由来医薬品、医療用具などの製造(輸入販売)の許可権限を政令県へ移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	毒物又は劇物の製造業及び輸入業の登録等及び立入検査等	毒物又は劇物の製造業及び輸入業(製剤製造業者等を除く。)の登録権限を政令県に移譲する。 また、立入検査等に関する権限を政令県に移譲し、政令県で登録事務等及び立入検査等の一元的な管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	不良な医薬品等又は不正な表示のされた医薬品等の取締	特定生物由来医薬品、医療用具などの製造(輸入販売)の監視権限を政令県へ移譲し、取締権限を政令県で一元的に管理する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	薬物四法に係る免許、許可、指定等及び立入検査等	薬物四法(麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法)に係る免許、許可、指定等の権限を政令県に移譲する。 また、立入検査等に関する権限を政令県に移譲し、政令県で免許事務等及び立入検査等の一元的な管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	河川の建設・管理に係る事務の移譲	一級河川の管理は、現在、指定区間外を国が、指定区間内を都道府県が行っており、都道府県が管理することとされている二級河川についても、河川整備方針又は河川整備計画の策定、変更、河川工事等を行う場合は、国土交通大臣の同意が必要とされている。この指定区間制度を廃止し、全ての河川の管理を政令県に移譲するものとする。ただし、県(政令県)域を越える河川(天竜川、富士川)の管理については国土交通省(本省)の関与を残す。なお、政令県が行う当該事務、事業の執行に当たっては、国からの税財源の移譲、組織の移管、及び法令等の改正を必要とする。 添付のイメージ図参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	海岸(漁港に係るものを除く)の建設・管理に係る事務の移譲	海岸保全区域及び一般公共海岸区域の管理は、原則として当該海岸が存する都道府県知事が行うことになっている。ただし、海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものと認められるときは、主務大臣が告示した一定区間内(以下「直轄工事区間」という。)において海岸管理者に代わって自ら当該海岸保全施設の新築・改築等ができることになっている。この直轄工事区間内における海岸保全施設の建設及び管理を政令県に移譲するものとする。なお、政令県が行う当該事務、事業の執行に当たっては、国からの税財源の移譲、組織の移管、及び法令等の改正を必要とする。 添付のイメージ図参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	砂防の建設・管理に係る事務の移譲	<p>砂防及び地すべり事業は都道府県知事が原則として管理をすることになっており、急傾斜地崩壊対策事業については、すべて都道府県知事が管理をすることとなっている。砂防及び地すべり対策事業については、国土の保全上特に重要なものであると認められる区域等については、国が管理することにしており、主務大臣が告示した一定の区域内（直轄工事区域）において管理者に代わって自ら施設の新築・改築等ができることになっている。この直轄工事区間内における砂防設備等の建設及び管理を政令県に移譲するものとする。なお、政令県が行う当該事務、事業の執行に当たっては、国からの税財源の移譲、組織の移管、及び法令等の改正を必要とする。</p> <p>添付のイメージ図参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	中央卸売市場の管理	<p>地方農政局が有する中央卸売市場への指導監督権限の移譲（開設者からの報告受理及び検査）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独創的で多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせて、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	農地の管理	<p>地方農政局が有する4ヘクタールを超える農地転用の許可権限の移譲、及び都道府県が作成する農業振興地域整備基本方針についての国の関与（勧告・同意・指示）の縮減、及び市町村が作成する農業振興地域整備計画作成についての国の関与（計画書写しの受領）の縮減</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独創的で多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせて、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	土地改良施設の管理	<p>国が所有する土地改良財産への他目的使用、改築追加工事等の処分承認について地方農政局が有する処分権限の移譲（国有土地改良財産の移管と一体的に移譲）。地方農政局の事業所が有する国営土地改良事業に関する調査・設計・建設業務の移譲</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独創的で多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせて、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	農林水産資源及び統計の管理	<p>地方農政局（一部地方農政局統計・情報センター）が有する都道府県レベルで行う資源の賦存量調査業務及び統計作成業務、情報の収集及び分析業務の移譲</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独創的で多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせて、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めるものである。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	都道府県労働局が行うすべての事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県労働局が現在行っている、</li> <li>労働基準法等にもとづく事業場における監督指導、労働時間の短縮などの労働条件等に関する情報提供などの事務</li> <li>労働災害防止、職業性疾病の予防などの事務</li> <li>最低賃金、最低賃金の決定、賃金制度に関する指導などの事務</li> <li>職業紹介、職業指導、労働者派遣事業の許可・監督、雇用保険給付などの事務</li> <li>高齢者・障害者など就職困難者の雇用対策、雇用管理の改善などの事務</li> <li>労働保険の適用・徴収の事務</li> <li>労災保険給付、被災労働者の社会復帰対策などの事務</li> <li>男女雇用機会の均等の確保・待遇、育児休業・介護休業制度の定着促進、仕事と家庭の両立支援などの事務</li> </ul> 等を、政令県へ包括的に委譲	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独創的で多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせ、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めるものである。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	商工会議所の設立の認可など、商工会議所法に規定する経済産業大臣の権限に属する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>「商工会議所法」に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部については、「商工会議所法施行令」により県知事が行うこととされている。県においては、この事務を「静岡県事務処理の特例に関する条例」により関係市へ権限移譲している。</li> <li>このため、商工会議所法に規定する各許認可事務は、国と市の二つに分かれている。そのうち、国の許認可権限を政令県に移譲する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独創的で多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせ、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めるものである。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	特定事業活動に関する計画の承認(中小企業者及び組合を除く)	エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第4条により主務大臣が有する、特定事業活動を行おうとする事業者等から提出される当該特定事業活動に関する計画の承認権限を政令県に委譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独創的で多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせ、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めるものである。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	共同事業計画の承認	エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第6条により主務大臣が有する、共同事業者から提出される共同事業計画の承認権限を政令県に委譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独創的で多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせ、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めるものである。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	「基盤的技術産業集積活性化計画」の同意	特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第5条による、都道府県が作成する「基盤的技術産業集積活性化計画」への主務大臣による同意を不要とし、もって計画策定権限を政令県に委譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独創的で多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせ、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	中核的支援機関の認定に際する同意	新事業創出促進法第19条第2項による、都道府県等が新事業創出支援体制の中心となるもの(中核的支援機関)を認定するに際しての、経済産業大臣への協議及びその同意を不要とし、もって認定権限を政令県に委譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独創的で多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせ、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	「高度技術産業集積活性化計画」の同意	新事業創出促進法第24条第5項による、都道府県が作成する「高度技術産業集積活性化計画」への主務大臣の同意を不要とし、もって計画策定権限を政令県に委譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独創的で多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせ、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	「特定中小企業集積活性化計画」の同意	特定産業の活性化に関する臨時措置法第21条による、都道府県が作成する「特定中小企業の活性化に関する計画」への経済産業大臣の同意を不要とし、もって計画策定権限を政令県に委譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独創的で多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせ、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	「伝統的工芸品産業に関する振興計画」の認定	伝統的工芸品産業の振興に関する法律(以下「伝産法」という。)第4条による、特定製造協同組合等が都道府県を經由した「伝統的工芸品産業に関する振興計画」の経済産業大臣への提出、経済産業大臣による認定を不要とし、もって計画策定権限を政令県に委譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独創的で多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせ、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	「伝統的工芸品産業に関する共同振興計画」の認定	伝産法第7条による、特定製造協同組合等が都道府県を經由した「伝統的工芸品産業に関する共同振興計画」の経済産業大臣への提出、経済産業大臣による認定を不要とし、もって計画策定権限を政令県に委譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独創的で多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせ、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	「活性化事業に関する計画」の認定	伝産法第9条による、製造協同組合等が都道府県を經由した「活性化事業に関する計画」の経済産業大臣への提出、経済産業大臣の認定を不要とし、もって計画策定権限を政令県に委譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独創的で多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせ、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	「連携活性化事業に関する計画」の認定	伝産法第11条による、製造協同組合等が都道府県を經由した「連携活性化事業に関する計画」の経済産業大臣への提出、経済産業大臣の認定を不要とし、もって計画策定権限を政令県に委譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独創的で多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせ、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	「伝統的工芸品産業の振興を支援する事業に関する計画」の認定	伝産法第13条による、支援事業を実施するものが都道府県を經由した「伝統的工芸品産業の振興を支援する事業に関する計画」の経済産業大臣への提出、経済産業大臣の認定を不要とし、もって計画策定権限を政令県に委譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独創的で多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせ、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	建設業の許可に係る事務の移譲	建設業を営もうとする者は、二以上の都道府県に営業所を設けて営業しようとする場合は国土交通大臣の、一の都道府県の区域のみの場合は当該都道府県の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないことになっている。この国土交通大臣の許可に係る事務を政令県に移譲するものとする。なお、政令県が行う当該事務の執行に当たっては、組織の移管及び法令等の改正を必要とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独創的で多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせ、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	経営事項審査に係る事務の移譲	公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、その経営に関する客観的事項について、その許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の審査を受けなければならないことになっている。この国土交通大臣の審査に係る事務を政令県に移譲するものとする。なお、政令県が行う当該事務の執行に当たっては、組織の移管及び法令等の改正を必要とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独創的で多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせ、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	監督処分等に係る事務の移譲	国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が、建設業法の規定に違反したときは、監督処分等を行うことができることになっている。この国土交通大臣の許可を受けた建設業者の監督処分等に係る事務を政令県に移譲するものとする。なお、政令県が行う当該事務の執行に当たっては、組織の移管及び法令等の改正を必要とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独創的で多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせ、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	一般乗合旅客自動車運送事業(乗合バス事業)の許認可等	一般乗合旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可、運賃・料金の認可・届出、事業の譲渡・譲受・合併の認可等の事務は国土交通省で所管している。乗合バス事業の効果は主として地域に限られ、生活に身近な交通であるため、当該事業に係る許認可等の事務は政令県で担当することが適当と考えられ、許認可又は經由事務を政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通体系の整備・管理、港湾の整備・管理、都市機能の高度化、快適空間の実現をめざす住宅対策の推進、簡単に情報の受信・発信が可能になる環境の整備など様々な政策手法を組み合わせ、出会いと交流の基盤づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>出会いと交流の基盤づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス事業)の許認可等	<p>一般貸切旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可、運賃の届出、事業の譲渡・譲受・合併の認可等の事務は国土交通省で所管している。貸切バス事業の効果は主として地域に限られ、生活に身近な交通であるため、当該事業に係る許認可等の事務は政令県で担当することが適当と考えられ、許認可又は經由事務を政令県に移譲する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通体系の整備・管理、港湾の整備・管理、都市機能の高度化、快適住空間の実現をめざす住宅対策の推進、簡単に情報の受信・発信が可能になる環境の整備など様々な政策手法を組み合わせ、出会いと交流の基盤づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>出会いと交流の基盤づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	バスターミナル事業の許認可等	<p>バスターミナル事業の許可、位置・規模・構造等の変更許可、事業の譲渡・譲受の認可等の事務は国土交通省で所管している。バスターミナル事業の効果は主として地域に限られ、生活に身近な交通であるため、当該事業に係る許認可等の事務は政令県で担当することが適当と考えられ、これらの権限及び經由事務を政令県に移譲する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通体系の整備・管理、港湾の整備・管理、都市機能の高度化、快適住空間の実現をめざす住宅対策の推進、簡単に情報の受信・発信が可能になる環境の整備など様々な政策手法を組み合わせ、出会いと交流の基盤づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>出会いと交流の基盤づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー事業)の許認可等	<p>一般乗用旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可、運賃・料金の認可・届出、事業の譲渡・譲受・合併の認可等の事務は国土交通省で所管している。タクシー事業の効果は主として地域に限られ、生活に身近な交通であるため、当該事業に係る許認可等の事務は政令県で担当することが適当と考えられ、許認可又は經由事務を政令県に移譲する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通体系の整備・管理、港湾の整備・管理、都市機能の高度化、快適住空間の実現をめざす住宅対策の推進、簡単に情報の受信・発信が可能になる環境の整備など様々な政策手法を組み合わせ、出会いと交流の基盤づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>出会いと交流の基盤づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	一般貸切旅客自動車運送事業(乗合タクシー事業)の許認可等	<p>一般貸切旅客自動車運送事業(乗合タクシー事業関係)の許可、事業計画の変更認可、運賃の届出、事業の譲渡・譲受・合併の認可等の事務は国土交通省で所管している。乗合タクシー事業の効果は主として地域に限られ、生活に身近な交通であるため、当該事業に係る許認可等の事務は政令県で担当することが適当と考えられ、許認可又は經由事務を政令県に移譲する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通体系の整備・管理、港湾の整備・管理、都市機能の高度化、快適住空間の実現をめざす住宅対策の推進、簡単に情報の受信・発信が可能になる環境の整備など様々な政策手法を組み合わせ、出会いと交流の基盤づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>出会いと交流の基盤づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	自動車登録関係の事務	<p>自動車の新規登録・変更登録・移転登録・抹消登録、検査、検査証の交付等の事務は国土交通省が所管している。自動車の登録や検査等の事業は住民生活に密着したものであり、政令県で担当するのが適当と考えられるため、自動車の登録や検査に係る事務を政令県に移譲する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通体系の整備・管理、港湾の整備・管理、都市機能の高度化、快適住空間の実現をめざす住宅対策の推進、簡単に情報の受信・発信が可能になる環境の整備など様々な政策手法を組み合わせ、出会いと交流の基盤づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>出会いと交流の基盤づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めている。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	自動車整備関係の許認可等	<p>自動車分解整備事業の認証、氏名等の変更届出、廃止の届出等の事務は国土交通省が所管している。住民の生活に係わりの深い自動車において担当するのが適当と考えられるため、これらの事務を政令県に移譲する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通体系の整備・管理、港湾の整備・管理、都市機能の高度化、快適住空間の実現をめざす住宅対策の推進、簡単に情報の受信・発信が可能になる環境の整備など様々な政策手法を組み合わせ、出会いと交流の基盤づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>出会いと交流の基盤づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>

## 地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めているものである。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	マンション管理業の登録及び監督	<ul style="list-style-type: none"> <li>マンション管理業の登録に関する国土交通大臣の権限のうち、一の政令県の区域にのみ本店・営業所を置くマンション管理業の登録に関するものを政令県に移譲する(権限移譲)。</li> <li>マンション管理業者の監督に関する国土交通大臣の権限のうち、政令県の区域で営業するマンション管理業者(大臣登録も含め)の監督に関する権限を政令県に認める(併行権限の設定)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通体系の整備・管理、港湾の整備・管理、都市機能の高度化、快適空間の実現をめざす住宅対策の推進、簡単に情報の受信・発信が可能になる環境の整備など様々な政策手法を組み合わせ、出会いと交流の基盤づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>出会いと交流の基盤づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めているものである。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	有線テレビジョン放送施設の設置許可及び変更許可等	有線テレビジョン放送施設の設置許可及び変更許可等について、有線テレビジョン放送法に基づく総務大臣の権限を総務省地方総合通信局から政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通体系の整備・管理、港湾の整備・管理、都市機能の高度化、快適空間の実現をめざす住宅対策の推進、簡単に情報の受信・発信が可能になる環境の整備など様々な政策手法を組み合わせ、出会いと交流の基盤づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>出会いと交流の基盤づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めているものである。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	有線テレビジョン放送事業者の業務の届出等	有線テレビジョン放送業務の開始、変更及び契約約款等について、有線テレビジョン放送法に基づく総務大臣の権限を総務省地方総合通信局から政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通体系の整備・管理、港湾の整備・管理、都市機能の高度化、快適空間の実現をめざす住宅対策の推進、簡単に情報の受信・発信が可能になる環境の整備など様々な政策手法を組み合わせ、出会いと交流の基盤づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>出会いと交流の基盤づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めているものである。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	コミュニティ放送局の開設等に関する手続き	コミュニティ放送局の開設等について、電波法に基づく総務大臣の権限を総務省地方総合通信局から政令県に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通体系の整備・管理、港湾の整備・管理、都市機能の高度化、快適空間の実現をめざす住宅対策の推進、簡単に情報の受信・発信が可能になる環境の整備など様々な政策手法を組み合わせ、出会いと交流の基盤づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>出会いと交流の基盤づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めているものである。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	道路の建設・管理に係る事務の移譲	<p>国道の管理(新設、改築及び維持管理)は、現在、指定区間を国が、指定区間外を都道府県が行っており、都道府県が指定区間外の新設、改築を行う場合は、国土交通大臣の認可を得ることが必要とされている。この指定区間制度を廃止し、全ての国道の管理を政令県に移譲するものとする。ただし、県(政令県)域を越える道路(国1号、国246号など)の建設・管理については国土交通省(本省)の関与を残す。なお、政令県が行う当該事務、事業の執行に当たっては、国からの税財源の移譲、組織の移管、及び法令等の改正を必要とする。</p> <p>添付のイメージ図参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通体系の整備・管理、港湾の整備・管理、都市機能の高度化、快適空間の実現をめざす住宅対策の推進、簡単に情報の受信・発信が可能になる環境の整備など様々な政策手法を組み合わせ、出会いと交流の基盤づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>出会いと交流の基盤づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を求めているものである。</li> <li>具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を進展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	港湾の建設・管理に係る事務の移譲	<p>県内14港は、港湾管理者である都道府県知事が管理している。国は、重要港湾が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な水域施設、外郭施設、係留施設などについては、港湾管理者との協議が整ったときは、自ら港湾工事(直轄工事)をすることができる。</p> <p>また、国が自ら整備した港湾施設や国有地については、国からの委託により港湾管理者が管理しているが、県が管理受託している国有港湾施設の現状又は用途を変更しようとするときは国土交通大臣の承認が必要である。こうした直轄工事及び国有港湾施設の管理を政令県に移譲するものとする。なお、政令県が行う当該事務、事業を執行するに当たっては、国からの税財源の移譲、組織の移管、及び法令等の改正を必要とする。</p> <p>添付のイメージ図参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通体系の整備・管理、港湾の整備・管理、都市機能の高度化、快適空間の実現をめざす住宅対策の推進、簡単に情報の受信・発信が可能になる環境の整備など様々な政策手法を組み合わせ、出会いと交流の基盤づくりに関する総合的な事務事業を実施する。</li> <li>出会いと交流の基盤づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</li> </ul>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
静岡県	静岡県	静岡政令県構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市制度と同様に、人口、財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県を「政令県」と位置づけ、国の地方支分部局等の一定権限の「政令県」への移譲を認める措置を提案する。</li> <li>・静岡県は「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す魅力あるしずおか」の実現に取り組んでいるが、縦割り行政から総合行政への転換を図り、自主決定・自己責任の原則を徹底した県行政の実現が大きな課題となっているため、「政令県」と位置づけ、権限移譲を認めるものである。</li> <li>・具体的には、地方支分部局の事務を中心に本県に係る権限を必要な財源とともに移譲を受け、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。</li> <li>・この取組により、受益と負担の関係に対する県民の理解を高め、地域特性に応じた自己完結的な地方自治を発展させ、経済活性化と雇用創出を実現する。</li> </ul>	徴税事務の一元化	<p>納税者の利便性の向上や事務の効率化を図るため、徴税事務を一元化する。</p> <p>第一段階として県税と市町村税の地方税を県レベルで一元化し、その後、国税の徴税事務を政令県の事務として移譲する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、国・都道府県・市町村でそれぞれ行われている徴税事務を地方レベルで一元化することとし、その前段として、まず地方税(県税・市町村税)の徴税事務を政令県において一元化する。</li> <li>・徴税事務を地方レベルで一元化することにより、徴税事務の合理化・コストダウン、国民・住民の納税の利便性の向上、地域における税収とサービス(負担と受益)の関係の明示が図られる。</li> </ul>
静岡県	静岡県 静岡市 島田市 大井川町 吉田町 金谷町 川根町 中川根町 本川根町	奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県では、南アルプスの貴重な自然環境をシンボルとして人と自然が織りなす魅力ある流域圏を形成し、大井川・安倍川流域の活性化を図るため、平成10年3月に、「奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想」を策定した。</li> <li>・現在、県、市町村、民間企業等で構成する「構想推進協議会」が中心となり、流域住民等の参加を得ながら、貴重な動植物等の保護やエコツーリズムの推進など、自然環境の保全と、誰もが自然の恵みを受用できる場としての適切な利用を進めている。</li> <li>・本構想を地域再生構想に位置付け、必要な支援措置等を活用することにより、地元主体の構想具体化を促進し、活性化人口(定住人口+交流人口)を増大させ、地域経済の活性化と地域雇用の創造を実現する。</li> </ul>	南アルプス国立公園区域の拡大	<p>国に対して、南アルプスの豊かな自然環境の保全と適切な利用を促進するため、南アルプス国立公園区域について、現状では稜線部付近のみとなっているものを、麓の林道付近まで拡大することを求める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園法に基づく規制の適用、各種自然保護施策の実施及び権限へのビジターセンターの整備(国直轄)を行う。</li> <li>・これらによって、南アルプスの貴重な自然環境の保全の強化とともに、ビジターセンターでの自然解説、情報提供、環境教育等を通じた適切な利用の促進が図られる。</li> </ul>
静岡県	静岡県 静岡市 島田市 大井川町 吉田町 金谷町 川根町 中川根町 本川根町	奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県では、南アルプスの貴重な自然環境をシンボルとして人と自然が織りなす魅力ある流域圏を形成し、大井川・安倍川流域の活性化を図るため、平成10年3月に、「奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想」を策定した。</li> <li>・現在、県、市町村、民間企業等で構成する「構想推進協議会」が中心となり、流域住民等の参加を得ながら、貴重な動植物等の保護やエコツーリズムの推進など、自然環境の保全と、誰もが自然の恵みを受用できる場としての適切な利用を進めている。</li> <li>・本構想を地域再生構想に位置付け、必要な支援措置等を活用することにより、地元主体の構想具体化を促進し、活性化人口(定住人口+交流人口)を増大させ、地域経済の活性化と地域雇用の創造を実現する。</li> </ul>	高山植物保護体制の確立	<p>南アルプス山岳地域は、高山植物の希少種、固有種、南限種が多く保護の必要性が高いため、国に対して、パークレンジャーの増員、動物の食害対策の推進、ボランティア組織の育成支援(研修制度、資格制度の創設)、植生保護工(木道、木柵、ロープ柵)を求める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構想地域内の高山植物保護体制を下記のとおり強化する。</li> <li>・パークレンジャーによる指導強化</li> <li>・動物の食害対策の推進</li> <li>・ボランティア組織の育成支援(研修制度、資格制度の創設)</li> <li>・植生保護工(木道、木柵、ロープ柵)の施工</li> <li>・これらによって、本地域の魅力の源である自然環境の保全が推進される。</li> </ul>
静岡県	静岡県 静岡市 島田市 大井川町 吉田町 金谷町 川根町 中川根町 本川根町	奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県では、南アルプスの貴重な自然環境をシンボルとして人と自然が織りなす魅力ある流域圏を形成し、大井川・安倍川流域の活性化を図るため、平成10年3月に、「奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想」を策定した。</li> <li>・現在、県、市町村、民間企業等で構成する「構想推進協議会」が中心となり、流域住民等の参加を得ながら、貴重な動植物等の保護やエコツーリズムの推進など、自然環境の保全と、誰もが自然の恵みを受用できる場としての適切な利用を進めている。</li> <li>・本構想を地域再生構想に位置付け、必要な支援措置等を活用することにより、地元主体の構想具体化を促進し、活性化人口(定住人口+交流人口)を増大させ、地域経済の活性化と地域雇用の創造を実現する。</li> </ul>	カモシカ保護地域設定の早期実現	<p>国に対して、カモシカの保護と農林業被害防止の両立を図るため、昭和54年の3庁合意による「地域を限って天然記念物に指定し保護する」という方針の早期実施を求める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護地域内ではカモシカの保護を最優先とし、保護地域外ではカモシカの被害防止のための捕獲を可能とする。</li> <li>・これによって、農林業被害の軽減が図られ、構想地域内の地場産業振興と両立する野生動物保護が推進される。</li> </ul>
静岡県	静岡県 静岡市 島田市 大井川町 吉田町 金谷町 川根町 中川根町 本川根町	奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県では、南アルプスの貴重な自然環境をシンボルとして人と自然が織りなす魅力ある流域圏を形成し、大井川・安倍川流域の活性化を図るため、平成10年3月に、「奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想」を策定した。</li> <li>・現在、県、市町村、民間企業等で構成する「構想推進協議会」が中心となり、流域住民等の参加を得ながら、貴重な動植物等の保護やエコツーリズムの推進など、自然環境の保全と、誰もが自然の恵みを受用できる場としての適切な利用を進めている。</li> <li>・本構想を地域再生構想に位置付け、必要な支援措置等を活用することにより、地元主体の構想具体化を促進し、活性化人口(定住人口+交流人口)を増大させ、地域経済の活性化と地域雇用の創造を実現する。</li> </ul>	国立公園内イベント手続の簡素化	<p>国に対して、国立公園内の自然環境を活用した催しであって、地方公共団体が地域の活性化に資すると認めるイベントについては、許可又は届出を要しないことを求める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の貴重な自然環境を生かしたイベント開催が増加する。</li> <li>・これによって、交流人口の増大、地域の振興が図られる。</li> </ul>
静岡県	静岡県 静岡市 島田市 大井川町 吉田町 金谷町 川根町 中川根町 本川根町	奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県では、南アルプスの貴重な自然環境をシンボルとして人と自然が織りなす魅力ある流域圏を形成し、大井川・安倍川流域の活性化を図るため、平成10年3月に、「奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想」を策定した。</li> <li>・現在、県、市町村、民間企業等で構成する「構想推進協議会」が中心となり、流域住民等の参加を得ながら、貴重な動植物等の保護やエコツーリズムの推進など、自然環境の保全と、誰もが自然の恵みを受用できる場としての適切な利用を進めている。</li> <li>・本構想を地域再生構想に位置付け、必要な支援措置等を活用することにより、地元主体の構想具体化を促進し、活性化人口(定住人口+交流人口)を増大させ、地域経済の活性化と地域雇用の創造を実現する。</li> </ul>	登山道の管理責任の明確化	<p>国に対して、「国立・国定公園における登山道のあり方に関する検討調査報告書」(平成14年3月環境省自然環境局・財団法人自然環境研究センター)で示された方針の明確化及び国民合意の形成を求める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書で示された方針のうち登山道の管理責任問題の整理・対策について、方針を明確化し国民合意の形成を図る。</li> <li>・これによって、整備者と登山者が負うべき責任範囲が明確となり、整備者が安心して整備を進めることが可能となるとともに、登山者にも自己責任の原則が自覚されることとなる。</li> </ul>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
静岡県	静岡県 静岡市 島田市 大井川町 吉田町 金谷町 川根町 中川根町 本川根町	奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想	<p>・静岡県では、南アルプスの貴重な自然環境をシンボルとして人と自然が織りなす魅力ある流域圏を形成し、大井川・安倍川流域の活性化を図るため、平成10年3月に、「奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想」を策定した。</p> <p>・現在、県、市町村、民間企業等で構成する「構想推進協議会」が中心となり、流域住民等の参加を得ながら、貴重な動植物等の保護やエコツーリズムの推進など、自然環境の保全と、誰もが自然の恵みを楽しむことができる場としての適切な利用を進めている。</p> <p>・本構想を地域再生構想に位置付け、必要な支援措置等を活用することにより、地元主体の構想具体化を促進し、活性化人口(定住人口+交流人口)を増大させ、地域経済の活性化と地域雇用の創造を実現する。</p>	ガイドによるボランティア輸送としての有償運送可能化	国に対して、エコツーリズム実践のためにガイド(個人・団体等)が行うツアー客のボランティア輸送としての有償運送について、当該ガイド等による道路運送法第80条第1項に基づく申請に対し、速やかな許可を求める。	<p>・ガイド(個人・団体等)によるツアー客のボランティア輸送としての有償運送を実施する。</p> <p>・これによって、エコツーリズム等の実践にあたっての交通手段が確保され、交流人口の増大が図られる。</p>
静岡県	静岡県 静岡市 島田市 大井川町 吉田町 金谷町 川根町 中川根町 本川根町	奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想	<p>・静岡県では、南アルプスの貴重な自然環境をシンボルとして人と自然が織りなす魅力ある流域圏を形成し、大井川・安倍川流域の活性化を図るため、平成10年3月に、「奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想」を策定した。</p> <p>・現在、県、市町村、民間企業等で構成する「構想推進協議会」が中心となり、流域住民等の参加を得ながら、貴重な動植物等の保護やエコツーリズムの推進など、自然環境の保全と、誰もが自然の恵みを楽しむことができる場としての適切な利用を進めている。</p> <p>・本構想を地域再生構想に位置付け、必要な支援措置等を活用することにより、地元主体の構想具体化を促進し、活性化人口(定住人口+交流人口)を増大させ、地域経済の活性化と地域雇用の創造を実現する。</p>	国道362号・473号の整備	国に対して、国道362号の青部バイパスや本川根・静岡バイパス、国道473号の地蔵峠バイパスや大和田拡幅等の補助事業による整備促進を求める。	<p>・県管理の国道である国道362号・473号は、ボトルネックとなっている未改良区間について、順次、補助事業により改築していく。</p> <p>・これらの構想地域の中核的道路的整備促進によって、地域内へのアクセスが容易となり、交流人口の増大が図られる。</p>
静岡県	静岡県 静岡市 島田市 大井川町 吉田町 金谷町 川根町 中川根町 本川根町	奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想	<p>・静岡県では、南アルプスの貴重な自然環境をシンボルとして人と自然が織りなす魅力ある流域圏を形成し、大井川・安倍川流域の活性化を図るため、平成10年3月に、「奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想」を策定した。</p> <p>・現在、県、市町村、民間企業等で構成する「構想推進協議会」が中心となり、流域住民等の参加を得ながら、貴重な動植物等の保護やエコツーリズムの推進など、自然環境の保全と、誰もが自然の恵みを楽しむことができる場としての適切な利用を進めている。</p> <p>・本構想を地域再生構想に位置付け、必要な支援措置等を活用することにより、地元主体の構想具体化を促進し、活性化人口(定住人口+交流人口)を増大させ、地域経済の活性化と地域雇用の創造を実現する。</p>	県境を越えて行動する鳥獣の管理体制の確立	都道府県が策定することとなっている特定鳥獣保護管理計画について、都道府県境を越えて行動する野生鳥獣については、国策定とすることを求める。	<p>・都道府県境を越えて行動する鳥獣の包括的な保護管理を実施する。</p> <p>・これによって、構想地域内の生物多様性の保全が一層推進される。</p>
静岡県	伊東市	伊東健康保養地づくり構想	<p>「健康回復都市伊東」の持つ豊富な温泉や自然、歴史、文化を保養や観光に生かし、住む人、訪れる人が健康の大切さを実感でき、健康回復と増進を図ることで、交流人口の拡大と基幹産業である観光業、長寿・健康に関連する地域産業の振興を図る。</p>	国際観光文化都市の整備のための財政上の措置の拡充及び明確化	国際観光文化都市の整備のための財政上の措置に関する法律に定める施設に交通施設及び文化施設、体育施設等を含めるとともに、補助金の交付決定についての特別な配慮及び地方債についての特別な配慮を明確にする。	<p>下水道及び都市公園など都市基盤の整備を引き続き進めるとともに、駅舎のバリアフリー化や駅前再開発事業、外国人来訪者のための国際会議場、市民及び観光客のスポーツ・健康志向に対応する総合体育館等の整備を図り、国際観光温泉文化都市としての発展に寄与する。</p>
静岡県	伊東市	伊東健康保養地づくり構想	<p>「健康回復都市伊東」の持つ豊富な温泉や自然、歴史、文化を保養や観光に生かし、住む人、訪れる人が健康の大切さを実感でき、健康回復と増進を図ることで、交流人口の拡大と基幹産業である観光業、長寿・健康に関連する地域産業の振興を図る。</p>	温泉療養の公的医療保険適用の制度化	温泉療養を公的医療保険の対象とすることにより、療養を目的とした利用者、来遊客及び滞在者の増加を促し、温泉地としての地域活性化を図る。	<p>宿泊客等への各種療法や検診・治療プログラムを提供し、また、医療施設との連携により総合医療の体制づくりを進めることにより、市民及び観光客の健康増進に寄与するとともに、宿泊施設となる旅館・ホテル等観光関連産業への経済的な効果を促す。</p>
静岡県	伊東市	伊東健康保養地づくり構想	<p>「健康回復都市伊東」の持つ豊富な温泉や自然、歴史、文化を保養や観光に生かし、住む人、訪れる人が健康の大切さを実感でき、健康回復と増進を図ることで、交流人口の拡大と基幹産業である観光業、長寿・健康に関連する地域産業の振興を図る。</p>	地方交付税算定における補正措置の拡大	地方交付税の算定に当たって、消防費、土木費等において、滞在人口を加えた補正措置の拡大を図る。	<p>観光都市としての特殊な行政需要に対する財源措置の充実を図ることにより、財政の健全化に資するとともに、都市基盤整備を促進し、市民及び来遊客の利便を図り、来遊客の増加を目指す。</p>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
静岡県	伊東市	伊東健康保養地づくり構想	「健康回復都市伊東」の持つ豊富な温泉や自然、歴史、文化を保養や観光に生かし、住む人、訪れる人が健康の大切さを実感でき、健康回復と増進を図ることで、交流人口の拡大と基幹産業である観光業、長寿・健康に関連する地域産業の振興を図る。	ゴルフ場利用税の存続	ゴルフ場利用税を存続する。	ゴルフ場を有する観光都市としての特殊な行政需要に対する財源を確保することにより、都市基盤整備を促進し、市民及び来遊客の利便を図り、来遊客の増加を目指す。
静岡県	伊東市	伊東健康保養地づくり構想	「健康回復都市伊東」の持つ豊富な温泉や自然、歴史、文化を保養や観光に生かし、住む人、訪れる人が健康の大切さを実感でき、健康回復と増進を図ることで、交流人口の拡大と基幹産業である観光業、長寿・健康に関連する地域産業の振興を図る。	伊東港湾整備事業の促進	伊東港及び伊東港海岸の整備事業について、次期港湾整備・海岸事業五箇年計画に採択いただくことで、伊豆地域全体の活性化につながる物流・人流・防災対策の拠点となる地方港湾の整備充実を図る。	伊豆地域全体の活性化につながる海を利用し、伊豆半島における地方港湾「伊東港」(ハブ港)として充実を図ることにより、円滑な人の交流と効率的な物流の実現を目指すとともに、大型船接岸岸壁など災害時等の避難ルートを確保する。
静岡県	伊東市	伊東健康保養地づくり構想	「健康回復都市伊東」の持つ豊富な温泉や自然、歴史、文化を保養や観光に生かし、住む人、訪れる人が健康の大切さを実感でき、健康回復と増進を図ることで、交流人口の拡大と基幹産業である観光業、長寿・健康に関連する地域産業の振興を図る。	退職手当債の発行条件の緩和	退職者の急増に伴う退職手当の負担の軽減を図るため、退職手当債発行の基本的要件である「定数条例の改正による定数の削減」もしくは「退職手当条例の改正による退職手当支給率の引下げ等に伴う退職者の急増」について、条例改正を不要とするなど、要件を緩和するとともに、退職手当債の対象となる退職者に「定年による退職者」を含めることにより、退職手当債に係る発行条件を緩和する。	職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により退職させた職員に支払う退職手当の財源に充てるために起こすことができる退職手当債の要件を緩和することで財政負担を軽減し、投資的経費の確保による財政の健全化を図る。
静岡県	伊東市	伊東健康保養地づくり構想	「健康回復都市伊東」の持つ豊富な温泉や自然、歴史、文化を保養や観光に生かし、住む人、訪れる人が健康の大切さを実感でき、健康回復と増進を図ることで、交流人口の拡大と基幹産業である観光業、長寿・健康に関連する地域産業の振興を図る。	固定資産税における別荘概念の再定義	地方税法(固定資産税)における日常生活の用に供しない家屋(別荘)の概念について、「毎月1日以上の居住の用に供する家屋以外」から「居住の用に供しない家屋」に戻す。	居住の用に供する土地・家屋に対する固定資産税の特例措置を厳格化することにより、税収の確保とともに転入世帯の増加を図り、地域経済の活性化に資する。
静岡県	三島市	農産物「地産地消」振興事業	三島市の箱根山西麓地域は、根菜類を中心とした良質の野菜が生産されているが、地元での消費量は少ない。三島市は環境施策の観点から「地産地消」を推進している。現行の都市計画法第29条第1項第2号及び同条第2項第1項の規定では、農地に野菜直売所を設置することができない。この規制を緩和して箱根山西麓の幹線道路に接する農地を所有する生産者が、10㎡未満の農産物・加工品直売所及び駐車場を設置することを期限付きの特例として認め、必要に応じてその更新を許可する。採れたての野菜を生産地に最も近い農地に隣接した直売所で販売することは、地場の高級根菜類と地域食文化を三島市のイメージ作りに活用でき、更に地場野菜の地元消費の拡大により、生産者は販路拡大に期待がもてる。併せて、直売所従事者の雇用創出においても効果が期待できる。	「地産地消 箱根山西麓地場野菜直売所設置」に係る規制緩和	市街化調整区域の農地における作業小屋等の設置に係わる運用に準じ、面積および用途を限定して期限付きで直売所設置ができるよう、都市計画法第29条第1項第2号及び同条第2項第1号の規定の緩和を求める。	箱根山西麓の国道・県道に面した農地に10㎡未満の直売所の設置を許可し、地場野菜の地元での消費及び観光客への販売を促進する。将来的にはアグリ・ツーリズムへと発展させ、観光振興を図っていく。直売所従事者の雇用創出、地場野菜の販路の拡大、市民への周知等の効果が期待できる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
静岡県	浜松市	世界都市浜松・中心市街地活性化構想	中心市街地における貴重な公共空間を、民間の持つノウハウを最大限に活用し、施設整備等及び運営を行う。また、恒常的に賑わい及び魅力ある空間を創出するとともに、高齢者や障害者にとっても安心して安全な空間として、回遊性を高め、周辺商業施設との相乗効果により、中心市街地の活性化を推進する。	商業利用を可能とする公共空間の占有、使用主体及び占有、使用施設等の緩和	占有・使用許可の緩和 ・占有、使用主体の拡大(管理者、地方公共団体が適切と認める団体等) ・占有施設の制限緩和(中心市街地の活性化を目的に賑わいを創出する施設) ・占有許可の期間の制限の緩和(占有施設が地域における目的達成のための期間を占有期間と設定する。)	中心市街地活性化のため、準用河川新川上の既に蓋掛けしてある空間を利用し、賑わい及び安心、安全に回遊できる空間を創出する。 構造規模 鉄骨造平家建 延べ面積約2,000㎡ 構成 店舗部分 約1,000㎡ 通路(モール部分) 約1,000㎡ 実施時期 平成17年度建設、平成18年度開業 実施主体 (仮)はままつDIO(浜松版TMO) 効果 賑わいの創出 話題性と集客力により周辺商業地との相乗効果が発揮される。 中心市街地活性化のため、道路(歩道)において、気軽に立ち寄れるくつろぎの空間を創出する。(オープンカフェ等の実施) 構造等 ベンチ、テーブル等を設置(必要に応じて飲食ブースを設置) 実施時期 週末に実施(予定) 実施主体 (仮)はままつDIO(浜松版TMO) 効果 くつろぎ空間を創出することにより、各商業施設への回遊性を高める。 中心市街地活性化のため、公園等(広場を含む)において、にぎわいを創出する。(商業利用を含めたイベントの実施) 内容 イベントに関わる物品、飲食空間を設置 実施時期 不定期 実施主体 企業を含めた市民団体等(仮)はままつDIO(浜松版TMO)がマネージメント 効果 にぎわい空間を創出し、来街人口及び回遊性の増大
静岡県	浜松市	世界都市浜松・中心市街地活性化構想	中心市街地における貴重な公共空間を、民間の持つノウハウを最大限に活用し、施設整備等及び運営を行う。また、恒常的に賑わい及び魅力ある空間を創出するとともに、高齢者や障害者にとっても安心して安全な空間として、回遊性を高め、周辺商業施設との相乗効果により、中心市街地の活性化を推進する。	まちづくりに応じた交通政策への支援体制の確立	横断歩道、交通規制標識等をはじめとする道路施設の設置は、交通安全・円滑の観点から、道路交通法及び道路法により、公安委員会と調整を図ることとされている。しかし、道路交通に関する市民からの要望は、市へ寄せられ、そこから地元警察へ要望するケースが多く、地域住民と一体となった交通政策が図られにくい状況にある。現在のまちづくりの主流となっている、誰にもやさしいまちづくりの観点から、住民意見を反映させるため、道路施設の設置・廃止にかかる、パブリックインボルブメントやパブリックコメントなど協議の場の設置を進めるとともに、道路においてもまちづくりの方針や将来像を加味した施策に対応した、歩行者空間のより一層のユニバーサルデザイン化を推進するための支援をお願いする。	道路空間の回遊性の向上のため、歩行者導線の連続性や歩きやすさを創出させるために、中心市街地に横断歩道を設置するなど歩行者環境の改善を図る。 《横断歩道設置希望箇所》 主要地方道浜松停車場線 松菱前 国道152号 市役所前 主要地方道浜松停車場線 郵便局前
静岡県	浜松市	世界都市浜松・ユニバーサルデザイン構想	ユニバーサルデザイン概念である「思いやりの心が結ぶ優しいまち」を目指し、歩きたくなる安心・安全なまちづくりとして「1道路交通に関する住民意見の反映」、心やさしいひとづくりとして「2国の資格制度の構築」、使ってみたくなるものづくりとして「3ユニバーサル商品のロゴ商標登録」を提案	ユニバーサルデザインを考慮した交通体系への支援・協力	道路施設の設置は、交通の安全・円滑の観点から、道路交通法及び道路法により、公安委員会と調整を図ることとされている。歩行者空間のより一層のUD化を推進するための支援として、まちづくりの方針や将来像を加味した施策への対応をお願いするとともに、誰にもやさしいまちづくりの観点から住民意見を反映した道路施設(横断歩道・交通規制標識等)の設置及びユニバーサルデザイン化を推進する。	歩行者が平面交差できないことが歩行者の回遊性を阻害しているため、主要な歩行ルート上に横断歩道を設置するとともに、既設の立体横断施設(地下道、歩道橋など)との併用による連続性ある平面移動を実現する。ユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、歩行者導線の連続性や歩きやすさを創出するために、道路の平面交差化や段差の解消、休憩所の設置など歩行者環境の改善に向けた整備を推進する。また、道路法、道路交通法にユニバーサルデザインの視点を加える。
静岡県	浜松市	世界都市浜松・ユニバーサルデザイン構想	ユニバーサルデザイン概念である「思いやりの心が結ぶ優しいまち」を目指し、歩きたくなる安心・安全なまちづくりとして「1道路交通に関する住民意見の反映」、心やさしいひとづくりとして「2国の資格制度の構築」、使ってみたくなるものづくりとして「3ユニバーサル商品のロゴ商標登録」を提案	ユニバーサルデザインに関する国家資格制度の構築	専門的知識を有する人材を国家的に認定し、その人材をコーディネーター的立場に置くことにより、より一層ユニバーサルデザインを推進するとともに、行政サービス事業の民間開放の一環として、民間事業者に新たなビジネス機会を提供し、雇用の促進を図る。	国家資格制度 (仮)ユニバーサルデザイン技術者 1級:ユニバーサルデザインに関する専門的知識を熟知し、専門的立場に立って指導、支援ができる者 2級:ユニバーサルデザインに関する専門的知識を有し、その推進に寄与できる者 3級:ユニバーサルデザインに関する専門的知識を有している者 4級:ユニバーサルデザインに関する知識を有している者 4段階のレベル分けによりトップクラスの人材育成から、誰もが参加できるクラスまでの全国的意識啓発を目指す。
静岡県	浜松市	世界都市浜松・ユニバーサルデザイン構想	ユニバーサルデザイン概念である「思いやりの心が結ぶ優しいまち」を目指し、歩きたくなる安心・安全なまちづくりとして「1道路交通に関する住民意見の反映」、心やさしいひとづくりとして「2国の資格制度の構築」、使ってみたくなるものづくりとして「3ユニバーサル商品のロゴ商標登録」を提案	ユニバーサルデザイン商品のロゴ商標登録	ユニバーサルデザイン商品のロゴ商標登録(要望)を行う。ロゴマークを作成し、認定された製品等に対してそのマークの使用を許可し、ユニバーサルデザインに関する商品の一元化を図る。	ユニバーサルデザイン商品のロゴ商標登録(要望)を行う。一元化されたロゴマークを作成し、認定された製品等に対してそのマークの使用を許可する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
静岡県	浜松市	世界都市浜松・外国人との地域共生構想	現在県知事が有している準学校法人並びに各種学校の設立認可権限を、外国人の子どもを対象に母国語で教育を行う学校に限り、浜松市に委譲する。	学校法人・各種学校設立認可権限の委譲	外国人学校を学校法人並びに各種学校として認定する権限を県から市に委譲し、学校設立認可を迅速に行うことにより、地域ニーズに沿った学校設置、児童・生徒の学習環境の改善と外国人学校の経営の安定化を図る。	学校法人並びに各種学校に位置付けられた外国人学校に対し、行政と連携した事業を実施するとともに、公的支援を検討していく。同時に学校法人として税制上の優遇措置が受けられるため、学校経営の安定が図られ、子どもの教育機会が広がられることになる。
愛知県	犬山市	犬山市城下町新生構想	本市は、今後10年間で城下町地区(中心市街地)の特性を活かした整備を行うことで中心市街地の活性化と観光客の誘導を図る「歴史のみちづくり整備事業」を実施し、また、平成15年度「観光交流空間モデル事業」に選定された日本ライン広域地域(犬山市、美濃加茂市、各務原市、可児市、坂祝町)において、国土交通省のハード・ソフト両面の支援を受けながら「木曾川夢空間事業」を実施するなど、今後の人口減少時代における都市間競争に対応するため、観光客の誘導(交流人口の増大)を目指し、各種施策の集中及び連携等を推進しようとするものである。	観光客誘導のためのインフラストラクチャー整備に係る施策の集中	本市は、国土交通省等のソフト・ハード両面の支援を受けながら観光客の誘導を目指して、施策の集中を行っているが、都心等からのさらなる観光客誘導のため、1994年12月に地域高規格道路の候補路線として指定され、愛知県小牧市から岐阜県美濃加茂市が起終点の予定となっている名濃道路整備の早期実現を求める。	2005年日本国際博覧会(愛知万博)開催と中部国際空港開港を契機に本県を来訪する観光客の本市への誘導を図るため、本市及び本市を含む日本ライン広域地区(犬山市、美濃加茂市、各務原市、可児市、坂祝町)は、国土交通省のハード・ソフト両面の支援を受けながら、基盤整備を行っているところであるが、この構想を実現するためには、さらなる国等の施策の集中が必要となる。具体的には、1994年12月に地域高規格道路の候補路線として指定され、愛知県小牧市から岐阜県美濃加茂市が起終点の予定となっている名濃道路整備の早期実現を求めるものである。名濃道路は、平成14年4月に名古屋高速「道路高速11号」小牧北入口までが開通しているが、現時点においては、小牧北入口以北の計画については具体化していない。名濃道路の延伸により、本市は中部国際空港、名古屋市内、名神・東名高速道路と高速道路体系により直接接続することとなり、現行より15分以上の時間短縮が見込めることにより、さらなる観光客等の誘導が図れる。
愛知県	犬山市	犬山市城下町新生構想	本市は、今後10年間で城下町地区(中心市街地)の特性を活かした整備を行うことで中心市街地の活性化と観光客の誘導を図る「歴史のみちづくり整備事業」を実施し、また、平成15年度「観光交流空間モデル事業」に選定された日本ライン広域地域(犬山市、美濃加茂市、各務原市、可児市、坂祝町)において、国土交通省のハード・ソフト両面の支援を受けながら「木曾川夢空間事業」を実施するなど、今後の人口減少時代における都市間競争に対応するため、観光客の誘導(交流人口の増大)を目指し、各種施策の集中及び連携等を推進しようとするものである。	景観形成地区の道路標識の規格に伴う施策の利便性の向上等	本市は、街なみの保全及び育成、その他都市の景観を維持及び創造し、もってゆとりと潤い、愛着と活力のある美しいまちを実現することを目的として、平成5年に都市景観条例を整備している。特に中心市街地である城下町地区は、都市景観重点地区の指定とともに助成制度を活用し、その形成に努めているところであり、都市計画道路の見直しと共に、電線類の地中化や道路美装など現在積極的に推進している。しかし、電線類は地中化などによって現行の施策によって対応可能であるが、道路上の交通標識は周景と不調和のまま存在することとなる。画一した標識ではなく、歴史的街なみに合ったものが立てられるよう、施策の利便性の向上並びに各種施策の連携を求める。	一方通行、進入禁止、速度制限など様々な標識が街に溢れ、歴史的街なみ形成を阻害している。他方、規制標識は日常生活にとって不可欠であることも事実である。そこで、一定エリアを定め、当該地区内は、視覚的に著しく相違する場合を除き、歴史的街なみに合った標識を設置することを可能とするか、もしくは、現規格(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令)に、全国画一の景観標識を付加することにより、都市景観に配慮した個性的な街なみの整備が可能となる。
愛知県	犬山市	犬山市城下町新生構想	本市は、今後10年間で城下町地区(中心市街地)の特性を活かした整備を行うことで中心市街地の活性化と観光客の誘導を図る「歴史のみちづくり整備事業」を実施し、また、平成15年度「観光交流空間モデル事業」に選定された日本ライン広域地域(犬山市、美濃加茂市、各務原市、可児市、坂祝町)において、国土交通省のハード・ソフト両面の支援を受けながら「木曾川夢空間事業」を実施するなど、今後の人口減少時代における都市間競争に対応するため、観光客の誘導(交流人口の増大)を目指し、各種施策の集中及び連携等を推進しようとするものである。	TMOにおける出資割合による補助率の見直し	本市は、中心市街地活性化基本計画の策定を終え、昨年9月には、三セク特定会社であるTMOを設立したところである。各県庁連携して、施策の展開や支援策が進められており、市としても、中心市街地の活性化に向け景観整備など図っていると同時に、TMOに期待するところが大きい。国の支援策にあつては、出資割合によって、その補助率が異なっているが、この見直しを求める。	経済産業省の支援施策の一つである「商業・サービス業集積関連施設整備事業」及び「中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金」は、地方公共団体が出資の過半(1/2を超える)を占める第3セクターの場合とそうでない場合で、補助率が分かれており、他の施策は、1/2以上となっていることから見れば、厳しいといえる。したがって、この要件緩和を求めるものである。また、中心市街地活性化に関係する支援策全体の補助率についても、その引き上げが必要。なお、引き上げに伴う財源は、地方公共団体分の率引き下げも有り得るものと考えられる。
愛知県	旭町	水の郷 奥矢作 自然・にぎわい 再生プラン	旭町の各種教育施設、体験施設を活用し、各省庁の環境教育施策の連携が様々な指導者研修、一般研修、各種講座の実施に繋がり、町全体に環境保全意識が浸透するとともに既存施設の活性化が図られる。また、各施設を川の場(源流の場、遊びの場、学びの場等)として連携させ魅力的な河川空間を景観形成し、そのターミナルとして整備予定の川の駅は、総合案内所として環境教育、体験案内だけでなく、観光案内、地域の農産品販売機能も併せもつ施設として地域活性化に貢献する。	河川森林における環境教育に係る諸施策の省庁連携、集中展開	環境省、国土交通省、農林水産省が所管する河川、森林における環境教育に関連する指導者研修、全国イベント、モデル事業について連携及び集中展開をお願いしたい。	環境教育の推進 旭町の中の各施設を川の場として位置付け、各場の特色に応じた環境教育を行う。源流の場(旭高原) エコロジーのテーマパークづくりを既存施設と調和させ実施する。環境学習の実践の場づくりを行う。イメージとしては、イギリスのCATを想定。学びの場(小渡地区) 町の中心地区であり各種公共施設が集中するとともに、町並みが矢作川本流と向かい合い一体化している県下でも数少ない地域であるため、生活に密着した環境教育の場として活用、整備する。川の駅(笹戸地区) 旭町の最下流の地域であり、都市部に近接しているため水の郷の環境教育総合案内所機能をメインとして、観光、農林業の宣伝ターミナル機能も併せて整備を行う。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
愛知県	旭町	水の郷 奥矢作自然・にぎわい再生プラン	旭町の各種教育施設、体験施設を活用し、各省庁の環境教育施策の連携が様々な指導者研修、一般研修、各種講座の実施に繋がり、町全体に環境保全意識が浸透するとともに既存施設の活性化が図られる。また、各施設を川の場(源流の場、遊びの場、学びの場等)として連携させ魅力的な河川空間を景観形成し、そのターミナルとして整備予定の川の駅は、総合案内所として環境教育、体験案内だけでなく、観光案内、地域の農産品販売機能も併せもつ施設として地域活性化に貢献する。	河川における構造物設置要件の運用の緩和	河川区域については、地形によって様々な土地が存在しており、浸水の可能性のない近隣と同条件の土地が河川敷となっている場合も少なくはない。こうした土地における構造物設置の弾力的運用がケースバイケースで行われることになれば、山間地域における貴重な公共用地として活用でき、地域振興に多大な効果を及ぼすことになる。	川の駅整備における、浸水の可能性のない河川敷や河川法面上部に固定構築物(駐車場、トイレ、休憩所等)設置が可能となれば、利用者にとって河川に近接した使い勝手の良い施設となり、事業の魅力は大きいものとなる。
愛知県	旭町	水の郷 奥矢作自然・にぎわい再生プラン	旭町の各種教育施設、体験施設を活用し、各省庁の環境教育施策の連携が様々な指導者研修、一般研修、各種講座の実施に繋がり、町全体に環境保全意識が浸透するとともに既存施設の活性化が図られる。また、各施設を川の場(源流の場、遊びの場、学びの場等)として連携させ魅力的な河川空間を景観形成し、そのターミナルとして整備予定の川の駅は、総合案内所として環境教育、体験案内だけでなく、観光案内、地域の農産品販売機能も併せもつ施設として地域活性化に貢献する。	景観形成を支援する事業の集中展開	河川景観の保全と美化を目的とした事業の場合、地域活力を活用するためには行政と住民との協働が重要であるが、現在の制度では地方自治体の単独事業での対応となる場合が多い。住民と地方自治体に主体性が確保された景観形成を支援する事業の集中展開。	河川景観の保全と美化を目的として、河川の清掃や竹林等の伐採、風景木の植栽など住民との協働事業を実施するとともに、春の鯉のぼりの架設や夏の安全な流れ橋の設置など季節に調和した景観形成を行う。川の駅整備と連携して景観と調和した吊橋や温泉や名水を結ぶ散策道、親水スポットの整備を行う。
愛知県	名古屋港管理組合	名古屋港活性化構想	名古屋港は、ものづくりの中核圏域である中部地域と一体となって発展してきた。近年、国際社会は、産業構造や貿易構造の変化に代表される大競争時代にあり、港湾(臨海部)においては、地域の国際競争力強化と社会経済活動を支えていくための確かな対応が課題となっている。そのため、効率的な港湾経営の実現、物流の効率性向上、企業活動の活性化促進、の3つの視点から名古屋港の経営戦略を確立し、内港部の機能転換などにより、活性化を進め、名古屋港が本来持っている能力を適切に発揮させることで、中部地域の持続的な発展に寄与していく。	臨海部既存ストックの有効活用に向けた補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の見直し	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づく承認申請があった場合、港湾施設として公共利用する等問題がなければ、再利用が承認されており、その場合、補助金返還の必要はない。しかし、近年の社会経済活動の構造変化を受けて、補助事業により取得した財産が遊休化する可能性が高まっており、この変化に柔軟に対応していくことが求められている。その際、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の制約により、スムーズな再利用が進まないケースがある。そこで、港湾法に基づいて整備された施設の再利用を図る際、港湾法では補助金適正化法施行令第14条2に基づく各省各庁の長が定める期間を経過した場合が明確化されていないことから、構造物の耐用年数を超えても永久的に制限がかかるため、制限の明確化を提案する。さらに、既存ストックの有効活用を図る観点から、遊休化した財産で再利用に向けた一定の条件を満たしたとき(例えば、港湾計画への位置付け等正当性が認められる行為)は、例えば、補助金適正化法財産処分法の制限の年数を半減するなど、補助金適正化法の制限の年数を緩和する制度の導入を提案する。	(1) 効率的な港湾経営の実現 港湾は、利用者の視点に立った、効率的な経営を行っていかねばならない。こうした中、地域の独自性を前面に打ち出した施策を実施するための枠組みが必要となっている。  既存ストックの有効活用 中部地域及びわが国の社会経済活動の発展に大きく貢献している港湾の「国際競争力を強化する機能整備」と「過去に整備された既存ストックの有効活用」を地域特性と社会ニーズに合わせて実施することで、地域の裁量により柔軟かつタイムリーな施設整備と運営ができ、調和のとれた最適投資が可能となる。
愛知県	名古屋港管理組合	名古屋港活性化構想	名古屋港は、ものづくりの中核圏域である中部地域と一体となって発展してきた。近年、国際社会は、産業構造や貿易構造の変化に代表される大競争時代にあり、港湾(臨海部)においては、地域の国際競争力強化と社会経済活動を支えていくための確かな対応が課題となっている。そのため、効率的な港湾経営の実現、物流の効率性向上、企業活動の活性化促進、の3つの視点から名古屋港の経営戦略を確立し、内港部の機能転換などにより、活性化を進め、名古屋港が本来持っている能力を適切に発揮させることで、中部地域の持続的な発展に寄与していく。	船舶に係る固定資産税の課税主体の変更による税金の最適投資	船舶にかかる固定資産税は、船舶が移動性の償却資産であることから2以上の市町村にわたって使用される場合は、停泊状況・貨物量・港湾施設の増減を配分率として定めている。固定資産税は、資産の保有と行政サービスの応益関係に着目した税であるにもかかわらず、船舶にかかる固定資産税は、港湾整備を行う港湾管理者ではない市町村へ配分されていることが多い。これは、船舶に係る固定資産税は、他の課税対象から徴収された固定資産税と同様に、用途が限定されていないため、納税者(船舶運行者)は固定資産税による受益を受けていない状況にある。そこで、港湾全体を整備・運営している港湾管理者が船舶にかかる固定資産税を課税徴収することにより、応益関係の適正化を図る。(船舶にかかる固定資産税の徴収事務の一貫として、港湾管理者が配分率を決めるデータ整理をおこなっている。)	(1) 効率的な港湾経営の実現 港湾は、利用者の視点に立った、効率的な経営を行っていかねばならない。こうした中、地域の独自性を前面に打ち出した施策を実施するための枠組みが必要となっている。  適正な税制と財政の建て直し 名古屋港管理組合(港湾管理者)は、国際水準における港湾物流インフラ大型化への対応が喫緊な課題となっている一方で、硬直化した財源不足の中で、その経営努力による港湾運営が限界に達しつつある。そこで、「効率的な港湾経営」に向けた制度の見直しの検討を提案する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
愛知県	名古屋港管理組合	名古屋港活性化構想	名古屋港は、ものづくりの中核圏域である中部地域と一体となって発展してきた。近年、国際社会は、産業構造や貿易構造の変化に代表される大競争時代にあり、港湾(臨海部)においては、地域の国際競争力強化と社会経済活動を支えていくための的確な対応が課題となっている。そのため、効率的な港湾経営の実現、物流の効率性向上、企業活動の活性化促進、の3つの視点から名古屋港の経営戦略を確立し、内港部の機能転換などにより、活性化を進め、名古屋港が本来持っている能力を適切に発揮させることで、中部地域の持続的な発展に寄与していく。	特別とん譲与税の用途限定による税金の最適投資	特別とん譲与税は、船舶の入港時に国税であるとん税と併せて徴収され、開港所有市町村に分配されるものである。とん税が密輸の防止・検疫・出入国管理事務等の諸費用に充てられているが、特別とん譲与税は、制度創設の経緯が、船舶にかかる固定資産税の減収補填とされていることから、用途が限定されていない。そこで、 1:特別とん譲与税の創設の経緯が、固定資産税の減収補填措置であったことから、その応益的性格の理念を継承すべき 2:市町村が、特別とん譲与税によって得る税収は、港湾管理者が港湾整備をはじめとする基盤整備を行ったことによる要因が大きいのを明白 以上2点のことから、特別とん譲与税の応益関係を明確にするため、用途を、港湾の施設整備・維持管理等に限定することを提案する。	(1) 効率的な港湾経営の実現 港湾は、利用者の視点に立った、効率的な経営を行っていかねばならない。こうした中、地域の独自性を前面に打ち出した施策を実施するための枠組みが必要となっている。  適正な税制と財政の建て直し 名古屋港管理組合(港湾管理者)は、国際水準における港湾物流インフラ大型化への対応が喫緊な課題となっている一方で、硬直化した財源不足の中で、その経営努力による港湾運営が限界に達しつつある。そこで、“効率的な港湾経営”に向けた制度の見直しの検討を提案する。
愛知県	名古屋港管理組合	名古屋港活性化構想	名古屋港は、ものづくりの中核圏域である中部地域と一体となって発展してきた。近年、国際社会は、産業構造や貿易構造の変化に代表される大競争時代にあり、港湾(臨海部)においては、地域の国際競争力強化と社会経済活動を支えていくための的確な対応が課題となっている。そのため、効率的な港湾経営の実現、物流の効率性向上、企業活動の活性化促進、の3つの視点から名古屋港の経営戦略を確立し、内港部の機能転換などにより、活性化を進め、名古屋港が本来持っている能力を適切に発揮させることで、中部地域の持続的な発展に寄与していく。	地方交付税測定の見直し	地方交付税の測定単位は、その測定しようとする行政項目に係る財政需要を出来るだけ正確に補足しようとするものでなければならない。港湾の場合は、係留施設や外郭施設の延長が、港湾の機能を客観的に反映しているものとして、測定単位に選定されている。 交付税の行政項目は港湾を含め、様々な行政項目があるが、その一つ、道路橋りょう費の測定単位に、道路法上の道路に加え、港湾台帳に記載した道路(港湾法の臨港交通施設における道路(臨港道路))の算入を提案する。 道路橋りょう費の測定単位である道路の面積や延長は、道路台帳の記載数値を用いている。測定単位に用いる数値は、公信力が強いものが用いられることとなっており、道路に関しては道路台帳が採用されているものと理解するが、日本の道路ネットワークの中における臨港道路の役割(都市側道路と港湾施設の接続)は重要かつ不可欠であり、また、行政項目に係る財政需要が正確に補足されていないと思われる。	(1) 効率的な港湾経営の実現 港湾は、利用者の視点に立った、効率的な経営を行っていかねばならない。こうした中、地域の独自性を前面に打ち出した施策を実施するための枠組みが必要となっている。  適正な税制と財政の建て直し 名古屋港管理組合(港湾管理者)は、国際水準における港湾物流インフラ大型化への対応が喫緊な課題となっている一方で、硬直化した財源不足の中で、その経営努力による港湾運営が限界に達しつつある。そこで、“効率的な港湾経営”に向けた制度の見直しの検討を提案する。
愛知県	名古屋港管理組合	名古屋港活性化構想	名古屋港は、ものづくりの中核圏域である中部地域と一体となって発展してきた。近年、国際社会は、産業構造や貿易構造の変化に代表される大競争時代にあり、港湾(臨海部)においては、地域の国際競争力強化と社会経済活動を支えていくための的確な対応が課題となっている。そのため、効率的な港湾経営の実現、物流の効率性向上、企業活動の活性化促進、の3つの視点から名古屋港の経営戦略を確立し、内港部の機能転換などにより、活性化を進め、名古屋港が本来持っている能力を適切に発揮させることで、中部地域の持続的な発展に寄与していく。	港湾環境整備負担金徴収に係る国庫負担金精算還付の廃止	港湾環境整備施設は、必要性が高い施設でありながら、当初の施設整備費に加え、整備後の維持管理費が恒常的に発生し、地方財政の圧迫要因となっている。 港湾環境整備負担金は、大きな収益が見込めない施設の整備・維持管理において、港湾管理者の財政運営に少なからず寄与している。そこで、補助金適性化法における収益納付の特例を設け、港湾環境整備負担金として徴収した港湾環境整備施設の当初整備費の国庫負担金精算還付廃止を提案する。	(1) 効率的な港湾経営の実現 港湾は、利用者の視点に立った、効率的な経営を行っていかねばならない。こうした中、地域の独自性を前面に打ち出した施策を実施するための枠組みが必要となっている。  適正な税制と財政の建て直し 名古屋港管理組合(港湾管理者)は、国際水準における港湾物流インフラ大型化への対応が喫緊な課題となっている一方で、硬直化した財源不足の中で、その経営努力による港湾運営が限界に達しつつある。そこで、“効率的な港湾経営”に向けた制度の見直しの検討を提案する。
愛知県	名古屋港管理組合	名古屋港活性化構想	名古屋港は、ものづくりの中核圏域である中部地域と一体となって発展してきた。近年、国際社会は、産業構造や貿易構造の変化に代表される大競争時代にあり、港湾(臨海部)においては、地域の国際競争力強化と社会経済活動を支えていくための的確な対応が課題となっている。そのため、効率的な港湾経営の実現、物流の効率性向上、企業活動の活性化促進、の3つの視点から名古屋港の経営戦略を確立し、内港部の機能転換などにより、活性化を進め、名古屋港が本来持っている能力を適切に発揮させることで、中部地域の持続的な発展に寄与していく。	輸出入申告及び積荷目録のNACCS使用の義務付けと義務付けに伴う料金体系の見直し	NACCS利用の内、輸出入申告においては、既に9割以上(特に輸入においてはほぼ100%)NACCSが利用されている。 また、テロ対策強化の面からも電子データによる積荷目録の事前提出義務付けが進められつつある。 以上の点から、特に輸出入申告と積荷目録についてNACCS使用を義務付ける。	(2) 物流の効率性向上 東南アジア諸国や中国の経済発展・生産技術向上により、国内生産拠点の海外移転はますます進展しており、中部地域の製造業は、国内完結型生産体制から海外と分担する国際水平分業体制へと移行変わり、物流システムの最適化に向けたSCMの構築を進めている。 名古屋港も企業のロジスティクス戦略に合わせた取組みを展開していくことが、中部地域の国際競争力の強化につながる。
愛知県	名古屋港管理組合	名古屋港活性化構想	名古屋港は、ものづくりの中核圏域である中部地域と一体となって発展してきた。近年、国際社会は、産業構造や貿易構造の変化に代表される大競争時代にあり、港湾(臨海部)においては、地域の国際競争力強化と社会経済活動を支えていくための的確な対応が課題となっている。そのため、効率的な港湾経営の実現、物流の効率性向上、企業活動の活性化促進、の3つの視点から名古屋港の経営戦略を確立し、内港部の機能転換などにより、活性化を進め、名古屋港が本来持っている能力を適切に発揮させることで、中部地域の持続的な発展に寄与していく。	工業用水料金制度の見直し	工業用水受給水量は、契約時の数量を変更できないため(責任水量制)、受給者(企業)は、使用水量を減少させても当初契約の金額を支払っている。工業用水の安定供給、限定された受給者、事業費の回収等の工業用水事業の性質上、責任水量制による運営が多いことは理解できるが、コスト競争にある国内事業者の競争力低下の要因であることは否めない。そこで、使用量に応じた料金体系の設定を提案する。(都道府県によっては使用量に応じた料金制を設定しているところもある)	(3) 企業活動の活性化促進 国際水平分業の進展による輸出産業の海外進出は、地域産業の空洞化や雇用機会の減少につながる恐れがあり、その影響は広く波及する。これは名古屋港の取扱貨物量が減少するというだけの問題でなく、地域社会全体に深刻な影響を及ぼす問題である。そこで、これら企業の競争力を高めるべく、現状の制度の見直し、地域の活性化を促していく。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
愛知県	豊田市	都市農山村共生活性化構想	一体的な圏域内に存する都市地域(工業・業務地域)と、農山村地域との経済的・人的交流の促進を通じて、既存産業の活性化や、既成の工業、商業、農林業の融合による、観光交流を主な切り口とした産業観光等の「地域融合産業」の創出を図る。また、近い将来自動車産業等からの定年退職者の急増が見込まれており、生きがいづくり・農林業振興対策、及び増加する遊休農地対策として、特区を活用しての「営農支援センター」を開設する。また、モノづくりに優れた人材を活用しての新産業創出等により、様々なライフスタイルが実現できる都市として、農山村居住を含めた多様な居住・関連生活基盤整備を促進させる。そして、広大な圏域の一体的土地利用の推進により、地域活性化を図っていく。	地域性を踏まえた土地利用の推進	都市計画法及び農振法、農地法4,5条に基づく土地利用決定権限を、現状の国や県から、一定面積以下の土地利用転換(転用)に関する権限を、市長に移譲する。	農山村地域における交流機能・拠点整備の推進や住宅施策、産業関連誘致策等による地域活性化を促す。
愛知県	豊田市	都市農山村共生活性化構想	一体的な圏域内に存する都市地域(工業・業務地域)と、農山村地域との経済的・人的交流の促進を通じて、既存産業の活性化や、既成の工業、商業、農林業の融合による、観光交流を主な切り口とした産業観光等の「地域融合産業」の創出を図る。また、近い将来自動車産業等からの定年退職者の急増が見込まれており、生きがいづくり・農林業振興対策、及び増加する遊休農地対策として、特区を活用しての「営農支援センター」を開設する。また、モノづくりに優れた人材を活用しての新産業創出等により、様々なライフスタイルが実現できる都市として、農山村居住を含めた多様な居住・関連生活基盤整備を促進させる。そして、広大な圏域の一体的土地利用の推進により、地域活性化を図っていく。	既存公共施設(小学校等)の再編・活用	国庫補助における利用条件・補助金返還条件を見直し、目的外利用を可能とする手続きの簡素化	国庫補助を受けた廃校予定の学校施設等を利用しての、地域連携交流促進施設を設置して、都市住民の農林業や山村地域住民との交流を活発化させることにより、地域活性化を促す。
愛知県	豊田市	都市農山村共生活性化構想	一体的な圏域内に存する都市地域(工業・業務地域)と、農山村地域との経済的・人的交流の促進を通じて、既存産業の活性化や、既成の工業、商業、農林業の融合による、観光交流を主な切り口とした産業観光等の「地域融合産業」の創出を図る。また、近い将来自動車産業等からの定年退職者の急増が見込まれており、生きがいづくり・農林業振興対策、及び増加する遊休農地対策として、特区を活用しての「営農支援センター」を開設する。また、モノづくりに優れた人材を活用しての新産業創出等により、様々なライフスタイルが実現できる都市として、農山村居住を含めた多様な居住・関連生活基盤整備を促進させる。そして、広大な圏域の一体的土地利用の推進により、地域活性化を図っていく。	既存公共施設(幼稚園)の再編・活用	国庫補助事業完了後、10年を経過していない市立幼稚園を、学校法人又は社会福祉法人への無償貸与で、学校施設又は社会福祉施設の用に供する場合の、補助金返還条件の弾力的運用。	国庫補助を受けて建設した市立幼稚園を、多様化する教育保育ニーズに対応するための「豊田市立保育園・幼稚園民間移管計画」による民営化を図り、幼保一体化、及び早期に本市の課題である3歳児の教育保育ニーズに適切に対応していく。
愛知県	豊田市	都市農山村共生活性化構想	一体的な圏域内に存する都市地域(工業・業務地域)と、農山村地域との経済的・人的交流の促進を通じて、既存産業の活性化や、既成の工業、商業、農林業の融合による、観光交流を主な切り口とした産業観光等の「地域融合産業」の創出を図る。また、近い将来自動車産業等からの定年退職者の急増が見込まれており、生きがいづくり・農林業振興対策、及び増加する遊休農地対策として、特区を活用しての「営農支援センター」を開設する。また、モノづくりに優れた人材を活用しての新産業創出等により、様々なライフスタイルが実現できる都市として、農山村居住を含めた多様な居住・関連生活基盤整備を促進させる。そして、広大な圏域の一体的土地利用の推進により、地域活性化を図っていく。	私立幼稚園設置認可権の移譲	愛知県のもつ私立幼稚園の設置認可権を、地域再生計画に基づいて、特例として市長に移譲する。	国庫補助を受けて建設した市立幼稚園を、多様化する教育保育ニーズに対応するための「豊田市立保育園・幼稚園民間移管計画」による私立幼稚園の設立認可について、施設の自己所有を条件とせず、無償貸与による設立を認可して、当該計画の推進にあたる。
愛知県	豊田市	都市農山村共生活性化構想	一体的な圏域内に存する都市地域(工業・業務地域)と、農山村地域との経済的・人的交流の促進を通じて、既存産業の活性化や、既成の工業、商業、農林業の融合による、観光交流を主な切り口とした産業観光等の「地域融合産業」の創出を図る。また、近い将来自動車産業等からの定年退職者の急増が見込まれており、生きがいづくり・農林業振興対策、及び増加する遊休農地対策として、特区を活用しての「営農支援センター」を開設する。また、モノづくりに優れた人材を活用しての新産業創出等により、様々なライフスタイルが実現できる都市として、農山村居住を含めた多様な居住・関連生活基盤整備を促進させる。そして、広大な圏域の一体的土地利用の推進により、地域活性化を図っていく。	都市と農山漁村の共生・対流の推進についての、施策集中化	現状、関係省連絡会議による優良事例集の配布や、民間の会議「オーライニッポン会議」等において取組みがなされているところであるが、市町村合併に伴う都市と農山漁村の共生については、施策の集中化による関連事業の優先集中採択、総合補助金化等による、政策の選択と集中化を望む。	地域連携システムの整備、グリーンツーリズムの推進、地産地消の仕組みづくり、多様な居住環境整備、都市と農山村の交流・共生を支える交流基盤の整備推進について、既存制度の統合化による国支援策の利用促進、及び個性を活かした市単独事業の実施による地域活性化を図る。
愛知県	豊田市	都市農山村共生活性化構想	一体的な圏域内に存する都市地域(工業・業務地域)と、農山村地域との経済的・人的交流の促進を通じて、既存産業の活性化や、既成の工業、商業、農林業の融合による、観光交流を主な切り口とした産業観光等の「地域融合産業」の創出を図る。また、近い将来自動車産業等からの定年退職者の急増が見込まれており、生きがいづくり・農林業振興対策、及び増加する遊休農地対策として、特区を活用しての「営農支援センター」を開設する。また、モノづくりに優れた人材を活用しての新産業創出等により、様々なライフスタイルが実現できる都市として、農山村居住を含めた多様な居住・関連生活基盤整備を促進させる。そして、広大な圏域の一体的土地利用の推進により、地域活性化を図っていく。	グリーンツーリズムを含む都市と農山漁村の交流関連施策の連携	「地域連携システム整備事業(農林水産省)」と、「地域総合支援事業(国土交通省)」や、「農産漁村地域活性化事業(総務省)」、「新山村振興等農林漁業特別対策事業、都市農村交流対策事業(農林水産省)」は、グリーンツーリズム推進(イベント含む)や都市農村交流促進施設建設等類似点が多いため、関係省庁の連携による一元化により、効率的推進を図る。	地域連携システムの整備や、地域連携交流促進施設の設置に関して、関係省庁の連携により取組みが円滑になる。そのため、早期に都市と農山村の交流活性化が図れることにより、地域活性化に資することができる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
愛知県	豊田市	都市農山村共生活性化構想	一体的な圏域内に存する都市地域(工業・業務地域)と、農山村地域との経済的・人的交流の促進を通じて、既存産業の活性化や、既成の工業、商業、農林業の融合による、観光交流を主な切り口とした産業観光等の「地域融合産業」の創出を図る。また、近い将来自動車産業等からの定年退職者の急増が見込まれており、生きがいづくり・農林業振興対策、及び増加する遊休農地対策として、特区を活用しての「営農支援センター」を開設する。また、モノづくりに優れた人材を活用しての新産業創出等により、様々なライフスタイルが実現できる都市として、農山村居住を含めた多様な居住・関連生活基盤整備を促進させる。そして、広大な圏域の一体的土地利用の推進により、地域活性化を図っていく。	既存公共施設の再生・有効活用に係る連携	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、施行令の利便性向上により、国庫補助施設の目的外利用の手続き簡素化に伴い、その再生・有効活用するための施策について連携を図る。「地域資源の再生・有効活用、地域資源活用促進事業(総務省)」	国庫補助を受けた廃校予定の学校施設等を利用しての、地域連携交流促進施設建設を促進して、都市住民の農林業や山村地域住民との交流を活性化させることにより、地域活性化を促す。
愛知県	豊田市	都市農山村共生活性化構想	一体的な圏域内に存する都市地域(工業・業務地域)と、農山村地域との経済的・人的交流の促進を通じて、既存産業の活性化や、既成の工業、商業、農林業の融合による、観光交流を主な切り口とした産業観光等の「地域融合産業」の創出を図る。また、近い将来自動車産業等からの定年退職者の急増が見込まれており、生きがいづくり・農林業振興対策、及び増加する遊休農地対策として、特区を活用しての「営農支援センター」を開設する。また、モノづくりに優れた人材を活用しての新産業創出等により、様々なライフスタイルが実現できる都市として、農山村居住を含めた多様な居住・関連生活基盤整備を促進させる。そして、広大な圏域の一体的土地利用の推進により、地域活性化を図っていく。	魅力ある地域づくりに向けた施策の連携	合併により広大な市域が見込まれる本地域において、地域の発案による国との連携での観光立国の推進を視野に入れた良好な景観形成の推進、また地域課題に対応した、「参加と連携」による地域自らの国土・地域づくりを、地域自らが効果的に推進する調査事業や、ソフト事業の推進を図る。	地域連携システムにおいては、景観形成促進策による観光を目的とした一体的なPRへの寄与や、様々な主体の参画によるまちづくり活動関連の調査を自ら企画・立案・調査実施することにより、また各種ソフト事業を「参加と連携」を基本理念に実施することにより、地域自らが国と連携することによる地域性に即した施策展開を図ることが可能となり、地域活性化に資することができる。
愛知県	豊田市	都市農山村共生活性化構想	一体的な圏域内に存する都市地域(工業・業務地域)と、農山村地域との経済的・人的交流の促進を通じて、既存産業の活性化や、既成の工業、商業、農林業の融合による、観光交流を主な切り口とした産業観光等の「地域融合産業」の創出を図る。また、近い将来自動車産業等からの定年退職者の急増が見込まれており、生きがいづくり・農林業振興対策、及び増加する遊休農地対策として、特区を活用しての「営農支援センター」を開設する。また、モノづくりに優れた人材を活用しての新産業創出等により、様々なライフスタイルが実現できる都市として、農山村居住を含めた多様な居住・関連生活基盤整備を促進させる。そして、広大な圏域の一体的土地利用の推進により、地域活性化を図っていく。	交通インフラの整備	一般市町村道、農道、村道の有機的利用促進のための整備推進	一般市町村道、農道、村道は、現実では一体として道路ネットワークを形成しているため、個別省庁ごとの採択基準によらない、ネットワークとしての道路利用のための採択基準の新設
愛知県	豊田市	都市農山村共生活性化構想	一体的な圏域内に存する都市地域(工業・業務地域)と、農山村地域との経済的・人的交流の促進を通じて、既存産業の活性化や、既成の工業、商業、農林業の融合による、観光交流を主な切り口とした産業観光等の「地域融合産業」の創出を図る。また、近い将来自動車産業等からの定年退職者の急増が見込まれており、生きがいづくり・農林業振興対策、及び増加する遊休農地対策として、特区を活用しての「営農支援センター」を開設する。また、モノづくりに優れた人材を活用しての新産業創出等により、様々なライフスタイルが実現できる都市として、農山村居住を含めた多様な居住・関連生活基盤整備を促進させる。そして、広大な圏域の一体的土地利用の推進により、地域活性化を図っていく。	生活インフラの整備	下水道施設等生活インフラ整備の一元的財源付与	下水処理施設等生活インフラは、市街化区域や農業振興地域を一体的に処理対象区域として整備し、維持管理することが効率的な場合があるので、補助事業の対象範囲の拡大と弾力化を行う。
愛知県	南知多町	農業と観光と風車との共生	1. 地域内で風力調査を実施する。 2. 適地としての“風”が確認できれば国営農地開発地域用地内に風力発電施設を設置する。 3. 地域活性化のため将来的には地域内への観光用付帯設備(売店や食事提供場所等)の設置を可能とする。	・農業用施設以外の施設構築のための規制緩和	・国営農地開発事業用地は、国の補助を受け、甲種農地として農地以外への転用が厳しくなっている。 ・風力発電施設を設置するのに建築コストが最小限で済むことも重要であり、人家からも距離があるため、適地となっている。 ・自然の力を使ったクリーンなエネルギーとしての風力発電を今後進めていくためには、ある程度広域な用地が必要であり、地域の特性(風・観光)を生かしたまちづくりに必要であるため、区域内に風力発電施設等の設置を可能にしたい。	・地域内で風力調査を可能とする。 ・風力発電の適地にクリーンエネルギーの「風力発電施設」を設置し、農業用施設(揚水機場)への電力供給と観光農園との共生を図ることで、南知多へ訪れる人々への癒しの場としても提供できるようにする。 ・将来的に美味なる魚介類や観葉植物などの地産地消を図る売店等の付帯設備を設置可能とするために、農業振興と観光振興とが共生できるようにする。
愛知県	愛知県新城市	DOS地域再生プラン(Do outdoor sports)	本市は、広大な山々と清流が流れる恵まれた自然がある。この自然を利用して行われているのが、パラグライダー・カヌー・マウンテンバイクといったアウトドアスポーツである。最近では市外からやってくる愛好者も増え競技人口が増加しつつある。こうしたことから自然志向の高まりの中で、人を誘引し地域を活性化する方法としてアウトドアスポーツを活用した雇用創出と経済の活性化を図るものである。アウトドアスポーツの大きな大会の誘致などにより市内のスポーツ人口の増加はむろんのこと市外からも多くの人が訪れることのできるアウトドアスポーツのメッカとすることで若者が集う元気な地域を実現する。	創意工夫を生かしたイベントの実施により賑わいを創出	県道・市道・林道の道路使用許可の容易化・迅速化	ラリー・モトクロスの大会開催のため道路使用

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
愛知県	愛知県 新城市	DOS地域再生 プラン (Do outdoor sports)	本市は、広大な山々と清流が流れる恵まれた自然がある。この自然を利用して行われているのが、パラグライダー・カヌー・マウンテンバイクといったアウトドアスポーツである。 最近では市外からやってくる愛好者も増え競技人口が増加しつつある。こうしたことから自然志向の高まりの中で、人を誘引し地域を活性化させる方策としてアウトドアスポーツを活用した雇用創出と経済の活性化を図るものである。アウトドアスポーツの大きな大会の誘致などにより市内のスポーツ人口の増加はむろんのこと市外からも多くの人が訪れることのできるアウトドアスポーツのメッカとすることで若者が集う元気な地域を実現する。	創意工夫を生かしたイベントの実施により賑わいを創出	河川敷の管理権限を市町村に移譲	カヌーの大会開催のため河川敷使用
愛知県	愛知県 新城市	DOS地域再生 プラン (Do outdoor sports)	本市は、広大な山々と清流が流れる恵まれた自然がある。この自然を利用して行われているのが、パラグライダー・カヌー・マウンテンバイクといったアウトドアスポーツである。 最近では市外からやってくる愛好者も増え競技人口が増加しつつある。こうしたことから自然志向の高まりの中で、人を誘引し地域を活性化させる方策としてアウトドアスポーツを活用した雇用創出と経済の活性化を図るものである。アウトドアスポーツの大きな大会の誘致などにより市内のスポーツ人口の増加はむろんのこと市外からも多くの人が訪れることのできるアウトドアスポーツのメッカとすることで若者が集う元気な地域を実現する。	自然と歴史にこだわった魅力的なアウトドアスポーツ活動空間の提供	各省庁の施策(林道整備・農道整備・観光地の遊歩道)を弾力的に運用することによってアウトドアスポーツの条件整備を実施	パラグライダーの発着・着陸場所や、ラリー・モトクロス等のコースなどのアウトドアスポーツの条件整備する。
愛知県	愛知県 新城市	DOS地域再生 プラン (Do outdoor sports)	本市は、広大な山々と清流が流れる恵まれた自然がある。この自然を利用して行われているのが、パラグライダー・カヌー・マウンテンバイクといったアウトドアスポーツである。 最近では市外からやってくる愛好者も増え競技人口が増加しつつある。こうしたことから自然志向の高まりの中で、人を誘引し地域を活性化させる方策としてアウトドアスポーツを活用した雇用創出と経済の活性化を図るものである。アウトドアスポーツの大きな大会の誘致などにより市内のスポーツ人口の増加はむろんのこと市外からも多くの人が訪れることのできるアウトドアスポーツのメッカとすることで若者が集う元気な地域を実現する。	利用者へ親切的な快適空間の形成	各種の団体・機関ごと設置している標識や案内板の様式の統一又は一元化	誰でも来ることのできる、わかりやすい案内板を設置する。
愛知県	愛知県 新城市	DOS地域再生 プラン (Do outdoor sports)	本市は、広大な山々と清流が流れる恵まれた自然がある。この自然を利用して行われているのが、パラグライダー・カヌー・マウンテンバイクといったアウトドアスポーツである。 最近では市外からやってくる愛好者も増え競技人口が増加しつつある。こうしたことから自然志向の高まりの中で、人を誘引し地域を活性化させる方策としてアウトドアスポーツを活用した雇用創出と経済の活性化を図るものである。アウトドアスポーツの大きな大会の誘致などにより市内のスポーツ人口の増加はむろんのこと市外からも多くの人が訪れることのできるアウトドアスポーツのメッカとすることで若者が集う元気な地域を実現する。	利用者へ親切的な快適空間の形成	有償ボランティア輸送による送迎サービス	電車バスで来た応援・見物者を大会等の現地まで安価で送迎する交通システムを確立する。
愛知県	新城市	「今夜は街に 出かけよう」構想	中心商業地の夜の活性化を目的に、全国からレストランのオーナーシェフを募集し、空き店舗を無償で貸し付け開業してもらおう。この際、遠方から開業手続きができるよう関係機関の協力を求める。食材は、市内の商店や農家から安全で安心できる地元の野菜や肉などを調達する。これにより、空き店舗活用と商店街の新たな魅力作り、地元商店や農家の売上増加、新規雇用の創出が可能となる。また同時に、商店街組合が中心となって、夜のイルミネーション点灯や定期イベントを開催し、女性や若者の夜の来訪を促し賑わいのある街を創出する。市は、道路使用許可手続きの簡素化や土地開発公社所有土地の貸与などで利便を図る。これにより年間5万人以上の買い物客の増加と、1日100万円以上の経済効果が見込まれる。	遠方からの開業手続きの利便性の向上	新しく事業を始めるときに必要な、行政官庁に対する様々な許可や認可の手続きが円滑にできるよう、手続き方法の簡素化を図る。	全国からレストランのオーナーシェフを募集し、空き店舗を無償で貸し付け開業してもらおうが、できるだけ広範囲からの応募が得られるよう、遠方からの開業に係る諸手続きの利便性の向上を図る。新しく事業を始めするためには、様々な行政官庁の許可や認可が必要であり、遠方からの手続きが円滑にできるよう、居住地の官庁に提出できたり、インターネット申請ができるようにしたい。
愛知県	新城市	「今夜は街に 出かけよう」構想	中心商業地の夜の活性化を目的に、全国からレストランのオーナーシェフを募集し、空き店舗を無償で貸し付け開業してもらおう。この際、遠方から開業手続きができるよう関係機関の協力を求める。食材は、市内の商店や農家から安全で安心できる地元の野菜や肉などを調達する。これにより、空き店舗活用と商店街の新たな魅力作り、地元商店や農家の売上増加、新規雇用の創出が可能となる。また同時に、商店街組合が中心となって、夜のイルミネーション点灯や定期イベントを開催し、女性や若者の夜の来訪を促し賑わいのある街を創出する。市は、道路使用許可手続きの簡素化や土地開発公社所有土地の貸与などで利便を図る。これにより年間5万人以上の買い物客の増加と、1日100万円以上の経済効果が見込まれる。	職業安定所との求職・人材情報の交換	職業安定所の有する求人・求職情報を共有する。	市の募集に応じてレストランの開業を決めた遠方の事業予定者の従業員確保を支援するため、職業安定所と求職情報等をオンラインで情報交換できるようにする。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
愛知県	新城市	「今夜は街に出かけよう」構想	中心商業地の夜の活性化を目的に、全国からレストランのオーナーシェフを募集し、空き店舗を無償で貸し付け開業してもらう。この際、遠方から開業手続きができるよう関係機関の協力を求める。食材は、市内の商店や農家から安全で安心できる地元の野菜や肉などを調達する。これにより、空き店舗活用と商店街の新たな魅力作り、地元商店や農家の売上増加、新規雇用の創出が可能となる。また同時に、商店街組合が中心となって、夜のイルミネーション点灯や定期イベントを開催し、女性や若者の夜の来訪を促し賑わいのある街を創出する。市は、道路使用許可手続きの簡素化や土地開発公社所有土地の貸与などで利便を図る。これにより年間5万人以上の買い物客の増加と、1日100万円以上の経済効果が見込まれる。	道路使用許可手続きの簡素化	イベント等の行事開催時の道路使用手続きを簡素化する。	対象地域の商店街組合が通行止め等を計画した場合は、届出だけで済むようにする。
愛知県	新城市	「今夜は街に出かけよう」構想	中心商業地の夜の活性化を目的に、全国からレストランのオーナーシェフを募集し、空き店舗を無償で貸し付け開業してもらう。この際、遠方から開業手続きができるよう関係機関の協力を求める。食材は、市内の商店や農家から安全で安心できる地元の野菜や肉などを調達する。これにより、空き店舗活用と商店街の新たな魅力作り、地元商店や農家の売上増加、新規雇用の創出が可能となる。また同時に、商店街組合が中心となって、夜のイルミネーション点灯や定期イベントを開催し、女性や若者の夜の来訪を促し賑わいのある街を創出する。市は、道路使用許可手続きの簡素化や土地開発公社所有土地の貸与などで利便を図る。これにより年間5万人以上の買い物客の増加と、1日100万円以上の経済効果が見込まれる。	土地開発公社所有土地の貸し付けの容認	イベント等の行事開催時に、土地開発公社の所有する土地を活用できるようにする。	都市計画道路整備のために先行取得している土地を、事業開始まで一時的に商店街組合に貸し付け、商店街事業に役立てる。
愛知県	新城市 鳳来町	木質バイオマス利用を中心とした森林総合産業の創出	森林が放置され、荒廃している。山村の過疎・高齢化やそれに伴う林業従事者の不足、産業として成り立ちにくい木材関連業をとりまく厳しい状況が、その背景にある。木質バイオマス利用を中心とした森林総合産業の創出は、森林および木とのかかわりを見直し新たな関係性を構築することにより、森林とそれにかかわる暮らしと経済活動を再生しようとするものである。この取り組みは単に経済原則だけに基づくものではなく、環境原則にも基づく持続可能な社会をめざすものである。林業政策であると同時にエネルギー政策であり、環境政策、教育政策でもある。森林総合産業と呼ぶのはそのためであるが、地域における豊かな関係性を再構築し、これまでとは違った経済の活性と新たな雇用機会を創出することができる。そのことにより、いきいきとした地域社会、いきがいを感ずることのできる地域社会をめざすものである。	森林の健全化と木材の有効利用を軸とした持続可能な社会の構築	森林の健全化に関する財源の確保権限補助制度(地球温暖化防止森林吸収源10か年対策に基づくものなど)があるものの、エネルギー面や環境面、教育面を含めたトータルな施策を実施するものとなっていないため、森林の健全化に資するすべてを包括する財源制度として再編し、それを地域に密着して取り組む市町村長に移譲する。	市民参加の森づくり 市民参加の森づくりを促進するため、森づくりボランティア、森林提供ボランティア(森林所有者)を募集する。また、森林管理アドバイザーや大型機械とそのオペレーターなどを確保し、森林の健全化に取り組もうと希望する誰もが植林・育林・伐採などにかかわれるようにする。  林地残材等有効活用事業 木質バイオマス利用等持続可能な地域づくりになると認定した場合、森林所有者以外でも林地残材を搬出することができ、かつ搬出作業の対価に見合う環境貢献ポイント制を確立し、取り組みを促進する。これにより、資源循環型社会づくりの推進と参加者のモチベーションアップを図ることができ。
愛知県	高浜市	子育て支援のための拠点施設「中・高校生ふれあいサロン」	少子化が急速に進行する中、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が成立されました。この法律の主な内容は、自治体や企業が次世代育成支援のため、行動計画を策定することとなっております。このことから、国においては、子育て支援施策の拡充を図るべく様々な補助事業をメニュー化しています。しかしながら、現行制度の中では、国庫直接補助の事業が少なく補助制度の多くは県を通じたの間の補助であり、県が予算化をしない限り国からの補助を受けることができません。従って各自治体は、予算を確保することが厳しい中、単独事業で実施しているのが現状であります。今後、全国の自治体の実効性のある行動計画を策定するためには、国の間接補助から直接補助へと補助基準の見直しを実現していただきたい。	国の間接補助から直接補助へと補助基準の早期見直し	国では、子育て支援施策拡充のため、様々な補助事業をメニュー化しているが、現行制度の中では、国庫直接補助の事業が少なく補助制度の多くは県を通じたの間の補助であり、県が予算化をしない限り国からの補助を受けることができません。従って各自治体は、予算を確保することが厳しい中、単独事業で実施しているのが現状であります。今後、全国の自治体地域にあった実効性のある行動計画を策定していくために、国の間接補助から直接補助へと補助基準の見直しをすることによって事業の実施が図られる。	具体的に考えている事業等の内容 ・子育て支援のための拠点施設整備「中・高校生ふれあいサロン」防音設備を施した音楽室、パソコンを設置した学習室、軽運動室等中・高校生を対象とした施設整備をし、運営は中・高校生によって企画立案する新しいタイプの施設を目指します。 ・つどいの広場事業(厚生労働省)子育てへの負担感の解消を図る。 ・中高校生と赤ちゃんとふれあい事業(厚生労働省)ふれあいにより、乳幼児の理解を深め地域の仲間づくりなど児童の健全な育成を図る。 具体的な地域経済の活性化の効果及び地域雇用の創造の効果の見込み ・地域の公民館、児童館、NPO、子育て支援グループなど、組織や関係機関が丸一となって連携協力することにより、「次世代育成支援は地域も参加」の意識を醸成することができる。かつ、地域での新たな雇用の創出とともに地域の教育力の向上が図れる。
愛知県	高浜市	企業誘致に伴う雇用促進事業	総合計画に掲げた事業の推進に伴う、農地転用については、農地法(昭和27年法律第229号)第5条第1項に規定する、同一事業者の目的に供する4ヘクタールを超える場合の農林水産大臣の許可権限を適用せず、4ヘクタール以下の場合と同様に県知事の許可権限としていただきたい。	総合計画に掲げた事業の推進に伴う、農地転用許可権限の移譲	新しい産業の発展、企業誘致、雇用促進に対する施策として、本市総合計画の土地利用構想では、既設工業系区域に隣接する市街化調整区域の一部を工業系に位置位置付けた計画としています。この将来計画を迅速かつ計画的に事業を推進するため、総合計画に掲げた事業の推進に伴う、農地転用については、農地法(昭和27年法律第229号)第5条第1項に規定する、同一事業者の目的に供する4ヘクタールを超える場合の農林水産大臣の許可権限を適用せず、4ヘクタール以下の場合と同様に県知事の許可権限としていただきたい。なお、総合計画に掲げた事業以外の農地転用は、従来どおりの許可権限を保持しており、よって、国においては、無秩序な農地開発の抑制を図りつつ、近年の流れに則した権限移譲が可能となるとともに県においては、県下広域的にまちづくりの調和を図りつつ、転用許可に対し県下統一的な見解を有することが可能になると考える。	本市は、自動車産業の生産拠点としての機能を担っており、伝統産業である瓦産業についても多くの工場が集積しています。また、市の中央部におきまして、市街地再開発事業も完了し、確固とした産業基盤をもって、住みやすい環境、便利な中心地区をもった都市となっています。このような状況の中で、住みなれたまちでいつまでも安全・安心・快適に住み続けたいという誰もが共通した願いを実現するために、社会連帯の考え方に立った地域福祉はもとより、自助・共助・公助の精神による公共の福祉としてのまちづくりを進めていくために昨年「居住福祉のまちづくり条例」を制定し、市の施策の基本的事項を定めてまちづくりの総合的な推進を図っていきます。 新しい機能の誘致、既存の産業の活用・育成 既成市街地、新市街地における街づくり、まちづくりへの市民参加 中部国際空港等への動線づくり、受け皿づくり 鉄道駅周辺の整備、臨海部の市民への開放 既成市街地における商業の活性化、新市街地への商業配置 伝統工芸・産業・祭りの保全・活用、社寺等と文化施設との動線の創出 川の水辺空間の整備、用水の緑道化 高齢者、障害者が安全に住める街づくり

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
愛知県	丹羽郡大口町	一級河川五条川の管理権限の移譲	<p>河川法の規定により愛知県が管理することとなっている一級河川五条川の管理権限を地元大口町に移譲することは、最も五条川を知り、五条川の恵みを一番に享受し、五条川による河川災害に直接さらされる住民と町が権限を持つこととなる。</p> <p>河川管理に住民の意見を反映させ、きめの細かい管理を行うことで新しい様々な事業展開が可能となり、地域中小事業者の事業受注の機会が増大する。また、住民にとっての身近な憩いの場として、桜の名所として、あるいは自然環境が保全されている河川として五条川の観光資源としての価値が高まれば、そこには起業チャンスが生まれ、地域経済の活性化、雇用の確保にもつながるものであり、本町は、五条川管理条例を制定し、住民と町による「大口さくら五条川学」を構築の上、管理していくものである。</p>	一級河川五条川の管理権限を地元の大口町に移譲すること	一級河川五条川に関する河川法第9条第2項により法定受託事務として愛知県に与えられた管理権限を大口町に対して全て移譲するもの	<p>町は、愛知県から五条川の管理権限の移譲を受け、次の施策を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民との協働を前提に、次の点に留意して五条川の管理方針を構築する。1) 水の循環や水質保全、自然環境の保全を含めた総合行政を目指す。</li> <li>2) 生物の持続的で良好な生息環境を保障する。</li> <li>3) 五条川と関わりつつ、歴史的に創造されてきた地域文化を尊重し、保全する。</li> <li>4) 桜の五条川を維持する。</li> <li>5) 五条川の現況を生かして自然ゾーン、整備ゾーン等にゾーニングし、沿川の個性にマッチした河川環境づくりを目指す。</li> <li>6) 洪水の軽減方法を沿川の個性に合わせて場所ごとに工夫する。</li> </ol> <p>このような管理方針に基づく町独自の五条川管理条例を制定する。</p> <p>2. 「大口さくら五条川学」の構築</p> <p>五条川を沿川住民と町の協働で管理するための担保として、あるいは五条川を町の住民一人一人にとってより身近なものにするため、また、町による五条川管理の方針をさらに充実したものにすため、住民と町による「大口さくら五条川学」を構築する。その構成は、次のようなものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 五条川の形の変遷</li> <li>2) 五条川の利用の変遷</li> <li>3) 生物調査と水質検査</li> <li>4) 五条川に影響を与えているものの調査、アソビ・森、イノリ・田畑、ウソ気、工水中・水上生物</li> <li>5) 五条川の危険箇所の調査と対策</li> <li>6) 五条川流域の景観の変遷</li> <li>7) 桜の樹の研究、調査</li> <li>8) 五条川以外の桜の名所の調査</li> </ol> <p>なお、五条川全体の河川管理との整合を保つため、上下流域及び対岸域の地方公共団体と協定を結</p>
愛知県	丹羽郡大口町	環境区域(居住・農業・工業)の純化並びに既成との共存・共生	<p>これから、まちがまちとして自主・自立し、生き続けるためには、「居住」(親から子へ、子から孫へと受け継がれていけるような住み易いまち)、「農業」(農地の持つ多様な機能を生かし、地産地消をめざすまち)、「工業」(そこで働ける場所があるまち)といったそれぞれの「環境区域」という概念を、今一度、認識する必要がある。ひとつの「環境区域」の中にあっても、例えば、市街化区域と市街化調整区域という「既成」が存在するが、それを否定するのではなく、むしろ共存・共生していくことを「再生」の第一の手がかりとする。その手法として、新たな「居住」・「農業」・「工業」が発生する際に、それに適した「環境区域」に誘導させることにより、まちとしての「純化」を目指すものである。</p>	居住・農業・工業の各「環境区域」の指定	都市計画法第29条、第43条の規定に基づく許可申請、農業振興地域の整備に関する法律に基づく申出及び農地法第3条、第4条、第5条の規定に基づく許可申請(いずれも現在は、愛知県が許認可事務を行っている。)にかかる許可要件のうち、許可の立地基準に適合する土地が、既存集落から離れた土地あるいは一団での営農に適した土地の場合に、大口町があらかじめ指定した区域内の土地に誘導できるための支援措置を提案する。	<p>現在、愛知県が許認可事務を行っている市街化調整区域内における都市計画法第29条、第43条の規定に基づく許可申請、農業振興地域の整備に関する法律に基づく申出及び農地法第3条、第4条、第5条の規定に基づく許可申請が、新たな「居住」・「農業」・「工業」に利用される土地が発生する機会であることから、その際に、大口町があらかじめ指定した「居住環境区域」・「農業環境区域」・「工業環境区域」内の土地を前述の許可要件を要する土地と同一性があることとして円滑な交換を可能とし、それぞれの「環境区域」へ誘導する。その結果、例えば、一団の農地として保全すべき区域でありながら、一定の要件が整えば、既存の集落に隣接した場所であっても工場が立地し、あるいは、既存の集落から離れた場所であっても住居が立地するといったような案件は減少する。「居住」・「農業」・「工業」それぞれの棲み分けにより、大口町における都市計画法に基づく区域区分(市街化調整区域、市街化調整区域)を補完することが可能となる。</p> <p>「居住環境区域」とは、主として既存の集落に隣接する土地をいう。「農業環境区域」とは、主として農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域で、一団で営農が可能な土地をいう。「工業環境区域」とは、主として既存の工場に隣接する土地をいう。</p>
愛知県	足助町	あすけで体験！実践！山里のくらし構想	<p>既存の保養施設(休止中)や周辺の里山などを活用し、都市住民(とりわけ子どもや退職者)を迎え入れ、森の魅力や癒しを感じてもらおうと共に、交流や「鉄腕DASH村」のような田舎暮らし体験、間伐・枝打ち体験などを通して森の大切さを訴え、森の応援団を増やす場とする。また、四季を通じて魅力ある山村づくりをすすめ雇用創出や新たな山里の産業を興し、経済的に自立する山村を全国に先駆けて創造する。</p>	交流型山里自然学校を整備するため現有施設のエコ改修の集中展開	運営休止となった勤労野外施設を石油特別会計予算を活用して、環境教育のための研修、宿泊施設に改修。	<p>都会の子どもたちに間伐や下草刈り、森林浴、地元材を生かした木製品制作など滞在型里山体験プログラムを提供し、子どもたちには森の大切さを、定年退職者には生きがいを見つけてもらう。</p>
愛知県	足助町	あすけで体験！実践！山里のくらし構想	<p>既存の保養施設(休止中)や周辺の里山などを活用し、都市住民(とりわけ子どもや退職者)を迎え入れ、森の魅力や癒しを感じてもらおうと共に、交流や「鉄腕DASH村」のような田舎暮らし体験、間伐・枝打ち体験などを通して森の大切さを訴え、森の応援団を増やす場とする。また、四季を通じて魅力ある山村づくりをすすめ雇用創出や新たな山里の産業を興し、経済的に自立する山村を全国に先駆けて創造する。</p>	里山整備の重点化と緑の雇用担い手育成事業の連携	子どもや定年退職者などが年間を通して里山に立ち入り、森の手入れを体験できるよう、歩ける林道、休める小屋などを整備するとともに、林業への新規就業が見込める地元製造業の退職者に対し、林業体験を集中実施する。	<p>林業への新規就業が見込める地元製造業の定年退職者を主たるターゲットに据え、里山の手入れなど林業の体験プログラムを提供するとともに、子どもでも安心して里山に立ち入ることができるような環境を整え、里山の四季の移ろいを体験してもらえようとする。</p>
愛知県	足助町	あすけで体験！実践！山里のくらし構想	<p>既存の保養施設(休止中)や周辺の里山などを活用し、都市住民(とりわけ子どもや退職者)を迎え入れ、森の魅力や癒しを感じてもらおうと共に、交流や「鉄腕DASH村」のような田舎暮らし体験、間伐・枝打ち体験などを通して森の大切さを訴え、森の応援団を増やす場とする。また、四季を通じて魅力ある山村づくりをすすめ雇用創出や新たな山里の産業を興し、経済的に自立する山村を全国に先駆けて創造する。</p>	高齢者や障害者も楽しめる自然歩道のモデル整備	保養施設の敷地内を通る東海自然歩道についてモデル区間としてバリアフリー化改修を施す。	<p>平成12年末で運営停止した勤労者野外体験施設「いこいの村愛知」の敷地内を通る東海自然歩道を、高齢者や障害者でも安心して移動できるよう改修を行う。</p>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
愛知県	豊橋市	とよはし農業創造構想	全国有数の本市農業の一層の振興を目指して、「効率的な土地改良による基盤整備」、「IT農業に推進などによる農業研究の推進」、「地産地消システムの推進などによる食の安全・安心の確保」、「低農薬・適正施肥などによる地域環境の保全」といった複合的な取組みを進め、地域の特色を生かした新たな豊橋型農業により地域再生を促進する。	既設堆肥施設の補助要件の緩和	補助施設の有効利用を促進できるよう、補助施設の目的外使用の基準を緩和するとともに、当初の機能や目的に添う改造に関する手続きを簡素化する。	当初申請者以外の農家や団体も既存堆肥施設を使用でき、肥料として使用できるようにする。効果として、未活用や余力のある既存堆肥施設の有効利用が図られる、家畜排泄物の適正処理と有機農業が推進する、農家の負担を軽減し、安定経営が図られる、地域環境・三河湾への環境負荷が軽減される等が考えられる。
愛知県	豊橋市	とよはし農業創造構想	全国有数の本市農業の一層の振興を目指して、「効率的な土地改良による基盤整備」、「IT農業に推進などによる農業研究の推進」、「地産地消システムの推進などによる食の安全・安心の確保」、「低農薬・適正施肥などによる地域環境の保全」といった複合的な取組みを進め、地域の特色を生かした新たな豊橋型農業により地域再生を促進する。	土地改良事業計画設計基準の緩和	土地改良事業における非農用地の設置割合(現行30%以内)を緩和する。	総合的な農業農村づくりの観点から、農業振興のみの土地改良事業にとどまらず、都市と農村の交流に配慮した整備と効率的な維持管理ができる。また、非農用地利用形態の拡大化による収入を事業費に充てることにより、地元負担の軽減化が図られ、事業推進において、より地元の協力や理解が得られることや総合的な農村づくりに効果がある。
愛知県	豊橋市	多文化共生まちづくり構想	・豊橋市は「外国人登録制度、社会保障制度等の補充・見直し」、「外国籍児童・生徒教育の充実」、「地域コミュニティでの協働」、「ユニバーサルデザイン」などの外国籍市民を受け入れるための環境整備を行い、さまざまな文化との共生によるまちづくりを進めることで地域の活性化を図る。	外国人登録申請様式のユニバーサルデザイン化	外国人登録法施行規則の改正し、ポルトガル語版・中国語版の申請書を作成する。	外国人登録法施行規則の改正し、申請書様式のポルトガル語版・中国語版を作成することで、多くの外国籍市民が自ら外国人登録申請できるようユニバーサルデザイン化を図る。
愛知県	豊橋市	多文化共生まちづくり構想	・豊橋市は「外国人登録制度、社会保障制度等の補充・見直し」、「外国籍児童・生徒教育の充実」、「地域コミュニティでの協働」、「ユニバーサルデザイン」などの外国籍市民を受け入れるための環境整備を行い、さまざまな文化との共生によるまちづくりを進めることで地域の活性化を図る。	転出時の届出の義務化	外国人登録として転出時の届出を義務化する。	外国人登録として転出時の届出制の義務化を図り、住所地を把握し、税金・社会保障等の適切な管理を行う。居住地変更等の手続きは住民基本台帳と整合性を持たせ、特に転出時の届け出制を検討し、入国管理局からの出国者等の連絡の迅速化を図る。
愛知県	豊橋市	多文化共生まちづくり構想	・豊橋市は「外国人登録制度、社会保障制度等の補充・見直し」、「外国籍児童・生徒教育の充実」、「地域コミュニティでの協働」、「ユニバーサルデザイン」などの外国籍市民を受け入れるための環境整備を行い、さまざまな文化との共生によるまちづくりを進めることで地域の活性化を図る。	永住を前提としない外国人及び短期在留外国人の年金加入の弾力化	外国人及び短期在留外国人の年金加入を義務化する。	永住を前提としない外国人及び短期在留外国人について
愛知県	豊橋市	多文化共生まちづくり構想	・豊橋市は「外国人登録制度、社会保障制度等の補充・見直し」、「外国籍児童・生徒教育の充実」、「地域コミュニティでの協働」、「ユニバーサルデザイン」などの外国籍市民を受け入れるための環境整備を行い、さまざまな文化との共生によるまちづくりを進めることで地域の活性化を図る。	年金脱退一時金の納付金返還適用期間の延長並びに返還の率の緩和	年金脱退一時金の納付金返還適用期間の延長	年金脱退一時金の納付金返還適用期間の延長並びに返

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
愛知県	豊橋市	多文化共生まちづくり構想	・豊橋市は「外国人登録制度、社会保障制度等の補充・見直し」、「外国籍児童・生徒教育の充実」、「地域コミュニティでの協働」、「ユニバーサルデザイン」などの外国籍市民を受け入れるための環境整備を行い、さまざまな文化との共生によるまちづくりを進めることで地域の活性化を図る。	社会保険加入の指導強化	業務請負業・雇用事業主に、社会保険に確実	業務請負業・雇用事業主に、社会保険適用事務所に確
愛知県	豊橋市	多文化共生まちづくり構想	・豊橋市は「外国人登録制度、社会保障制度等の補充・見直し」、「外国籍児童・生徒教育の充実」、「地域コミュニティでの協働」、「ユニバーサルデザイン」などの外国籍市民を受け入れるための環境整備を行い、さまざまな文化との共生によるまちづくりを進めることで地域の活性化を図る。	外国籍児童生徒の学級学年編入及び義務教育年齢の弾力化	外国籍児童生徒の日本語レベルや習熟度に応	外国籍児童・生徒について日本語レベルや習熟度に応じた学年で学ぶことから、学校生活の適応と不登校・不就学の解消を図る。
愛知県	豊橋市	多文化共生まちづくり構想	・豊橋市は「外国人登録制度、社会保障制度等の補充・見直し」、「外国籍児童・生徒教育の充実」、「地域コミュニティでの協働」、「ユニバーサルデザイン」などの外国籍市民を受け入れるための環境整備を行い、さまざまな文化との共生によるまちづくりを進めることで地域の活性化を図る。	県立高校における外国籍生徒受入の拡大	県立高校における外国籍生徒の特別枠拡大及	県立高校で外国籍生徒を受け入れることにより、外国籍生徒の日本での生活に希望を与えることにより、進学・就職しない子どもたちの非行化・犯罪化を抑制できる。
愛知県	豊橋市	とよはし行政サービスアップ構想	健全で効率的な自治体運営を行うため、「行政運営の効率化」、「市民との協働」、「財源の確保」といった複合的な取組みを進め、自治体のスリム化や、NPOによる雇用の創出等により地域の活性化を促進する。	自治体非常勤職員の任用・勤務条件等根拠規定の整備	地方公務員法に非常勤職員の任用根拠規定を設けるとともに、地方公務員における「非常勤」の定義を確立させる。	嘱託員（非常勤職員）の身分の確定、勤務条件の適正化を図り、正規職員数を抑制し、ワークシェアリングを推進することで、雇用の創出を図る。
愛知県	豊橋市	とよはし行政サービスアップ構想	健全で効率的な自治体運営を行うため、「行政運営の効率化」、「市民との協働」、「財源の確保」といった複合的な取組みを進め、自治体のスリム化や、NPOによる雇用の創出等により地域の活性化を促進する。	自治体非常勤職員の任用期間の緩和	地方公務員法第22条の臨時的任用職員は、限定的な任用事由、任用期間のため、弾力的な任用を可能とする規定に改正する。	様々な勤務形態の職員を任用することにより、正規職員数を抑制し、ワークシェアリングを推進する。
愛知県	豊橋市	とよはし行政サービスアップ構想	健全で効率的な自治体運営を行うため、「行政運営の効率化」、「市民との協働」、「財源の確保」といった複合的な取組みを進め、自治体のスリム化や、NPOによる雇用の創出等により地域の活性化を促進する。	一般職の非常勤職員についての手当支給認定	一般職の非常勤職員については、手当が支給	様々な勤務形態の職員を任用することにより、正規職

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
愛知県	豊橋市	とよはし行政サービスアップ構想	健全で効率的な自治体運営を行うため、「行政運営の効率化」、「市民との協働」、「財源の確保」といった複合的な取組みを進め、自治体のスリム化や、NPOによる雇用の創出等により地域の活性化を促進する。	福祉事業における事業決定・委託補助の一本化	障害者就業・生活支援センター事業の雇用安定及び生活支援の2事業における事業決定・委託補助を一本化する。	2事業の事業決定、委託補助を一本化することにより、福祉圏域単価での事業の推進を可能にする。
愛知県	豊橋市	とよはし行政サービスアップ構想	健全で効率的な自治体運営を行うため、「行政運営の効率化」、「市民との協働」、「財源の確保」といった複合的な取組みを進め、自治体のスリム化や、NPOによる雇用の創出等により地域の活性化を促進する。	NPOの学校、市民館などの利用緩和	NPOなどが市民館を利用し、公益的社会貢献活動を行う場合、社会教育法に制定されている規制を緩和する。	施設の継続使用や利用時間の延長が認められれば地域に密着したNPO活動が可能になり、継続的なサービスを提供できる。NPOの活動には多くの市民が関わることが期待でき、市民主体のまちづくりにつながる。
愛知県	豊橋市	とよはし行政サービスアップ構想	健全で効率的な自治体運営を行うため、「行政運営の効率化」、「市民との協働」、「財源の確保」といった複合的な取組みを進め、自治体のスリム化や、NPOによる雇用の創出等により地域の活性化を促進する。	公売制度の弾力化	地方税における公売制度について、代金納付を競売と同期間の1ヶ月とする。	地方税における公売制度について、代金納付の原資として住宅ローンの適用が可能にし、買受人の確保するため、代金納付を競売と同期間の1ヶ月とする。税金の確保(滞納地方税の回収、優良納税者への転換による税源確保)が図られ、不動産の流動化が図られ地域経済への波及効果も得られる。
愛知県	豊川市、TMO、豊川地区商業観光活性化委員会	万博と地道なまちづくりによる豊川稲荷門前町観光商業活性化	従来の大きな自己資金や公的支援が必要なハード整備先行型のまちづくりから「お金のかからない」"できることから始める地道なまちづくり"へと脱却し、ソフト事業からまちづくりを始めている地元若手商店主達の任意のまちづくり団体が行う活性化イベント「いなり楽市」を活用し、若手商店主達のまちづくりを行政等が支援を行い、万国博覧会の開催を契機に一大観光地として往年の賑わいの復興を図る。 万博前年度に「いなり楽市」において、実験的に万博フレンドシップ国サテライト館及び店舗等を設置する。そして、その検証を踏まえ、万博年度に本格設置を行い、国内外に一大観光地としお披露目する。続いて、地域再生による規制緩和等により地元のまちづくりを加速させ、行政は、地元発意の地道なまちづくりを支援するハード整備や広域観光事業の実施を重点的に行うことで、地域再生を行う。	外国人ビザ等の窓口の一元化による利便の増進	入国管理局などビザ発給等の年間数回の豊川市での出張窓口設置など、窓口の一元化を図る。	市及び若手商店主等のまちづくり団体がフレンドシップ国及び相手国企業等と共同で、サテライト館等を設置し、また、ボランティア等を募り、外国人用の観光案内所をまちなかに設置することにあわせ、入国管理局などビザ発給等の年間数回の出張窓口設置など、窓口の一元化を図り、外国人の利便を増進させることで、外国人観光を推進する。
愛知県	豊川市、TMO、豊川地区商業観光活性化委員会	万博と地道なまちづくりによる豊川稲荷門前町観光商業活性化	従来の大きな自己資金や公的支援が必要なハード整備先行型のまちづくりから「お金のかからない」"できることから始める地道なまちづくり"へと脱却し、ソフト事業からまちづくりを始めている地元若手商店主達の任意のまちづくり団体が行う活性化イベント「いなり楽市」を活用し、若手商店主達のまちづくりを行政等が支援を行い、万国博覧会の開催を契機に一大観光地として往年の賑わいの復興を図る。 万博前年度に「いなり楽市」において、実験的に万博フレンドシップ国サテライト館及び店舗等を設置する。そして、その検証を踏まえ、万博年度に本格設置を行い、国内外に一大観光地としお披露目する。続いて、地域再生による規制緩和等により地元のまちづくりを加速させ、行政は、地元発意の地道なまちづくりを支援するハード整備や広域観光事業の実施を重点的に行うことで、地域再生を行う。	門前町独特の路地の保存のための建築基準法の規制緩和	当該地区は、古くからの観光商業地区であるため、4m未満の道路に接道して既に建築されている門前町らしい古い街並みがあるが、建て替えを行おうとすると道路の要件から建築物のセットバックを余儀なくされ、せっかくの門前町らしい路地の雰囲気損なわれてしまい、当該地域の特性を減じる要因となっている。 そこで、ある一定の条件が満たされている場合については、4m未満の道路への接道であっても建築物を建設できるように規制緩和をしていただきたい。	建築物にある一定の防火及び耐震機能を備え、緊急車両の誘導経路、地域の防火体制、地域の相互理解等の地域コミュニティが十分に整っている場合については、接道要件を緩和し、門前町らしい路地を保存し、お客様に「異空間」を感じていただき、地域の活性化を図る。
愛知県	豊川市、TMO、豊川地区商業観光活性化委員会	万博と地道なまちづくりによる豊川稲荷門前町観光商業活性化	従来の大きな自己資金や公的支援が必要なハード整備先行型のまちづくりから「お金のかからない」"できることから始める地道なまちづくり"へと脱却し、ソフト事業からまちづくりを始めている地元若手商店主達の任意のまちづくり団体が行う活性化イベント「いなり楽市」を活用し、若手商店主達のまちづくりを行政等が支援を行い、万国博覧会の開催を契機に一大観光地として往年の賑わいの復興を図る。 万博前年度に「いなり楽市」において、実験的に万博フレンドシップ国サテライト館及び店舗等を設置する。そして、その検証を踏まえ、万博年度に本格設置を行い、国内外に一大観光地としお披露目する。続いて、地域再生による規制緩和等により地元のまちづくりを加速させ、行政は、地元発意の地道なまちづくりを支援するハード整備や広域観光事業の実施を重点的に行うことで、地域再生を行う。	既存の中心市街地活性化法関係補助制度等の統合化	中心市街地活性化法関連の各省庁の既存補助制度等を統合化し、ひとつの制度へと統合化し、複数の交付申請、実績報告、完了検査などの手続きを簡略化する。また、統合化することで、投資の重点化が図られ、効果的な補助制度等になる。	国土交通省のまちづくり交付金、経済産業省のリノベーション補助金、総務省の起債事業などを数年の間で重点実施する場合に、申請等の手続きがひとつのもので完了することで、申請者側及び各省庁にとっても事務の簡素化につながり、効果的である。 また、統合化により、熟度の高い中心市街地活性化事業に重点的に投資することができ、効果的な補助執行ができる。 【活用予定補助制度】 まちづくり交付金(国交省) 景観形成事業推進費(仮称)(国交省) 中心市街地総合補助金(経産省) リノベーション補助金(経産省)

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
愛知県	豊川市、TMO、豊川地区商業観光活性化委員会	万博と地道なまちづくりによる豊川稲荷門前町観光商業活性化	従来の大きな自己資金や公的支援が必要なハード整備先行型のまちづくりから「お金のかからない」"できることから始める地道なまちづくり"へと脱却し、ソフト事業からまちづくりを始めている地元若手店主達の任意のまちづくり団体が行う活性化イベント「いなり楽市」を活用し、若手店主達のまちづくりを行政等が支援を行い、万国博覧会の開催を契機に一大観光地として往年の賑わいの復興を図る。 万博前年度に「いなり楽市」において、実験的に万博フレンドシップ国サテライト館及び店舗等を設置する。そして、その検証を踏まえ、万博年度に本格設置を行い、国内外に一大観光地としお披露目する。続いて、地域再生による規制緩和等により地元のまちづくりを加速させ、行政は、地元発意の地道なまちづくりを支援するハード整備や広域観光事業の実施を重点的に行うこと、地域再生を行う。	省庁横断型の交付金制度の創設	中心市街地活性化にあたって、地元のまちづくり活動に即応して、省庁横断的に重点的に支援をしていただく必要があります。道路事業と店舗等のファサード整備をあわせて行う場合には、国土交通省と経済産業省に別々に補助申請をするのではなく、また、必ず同時に事業化できるように、申請から交付決定まで、省庁横断の統一窓口で行うなど、補助金制度の統合化をしていただきたい。そして、統合化した補助制度を市町村の裁量により柔軟に執行できるように一括交付金としていただきたい。 また、地道なまちづくりを支援するため、任意のまちづくり団体も補助対象団体とし、当該団体が行う社会実験等も補助対象事業とする。	国土交通省補助事業による豊川市の道路整備、経済産業省所管の法人格を持たない任意の団体が行うイベントに対する補助、経済産業省補助事業によりTMO又は事業協同組が行う観光核施設整備などの複数の活性化事業を同時に効果的に推進する。 事業の実施時期を地元のまちづくりの状況を勘案し、場合によっては、社会実験を行い、その検証に基づき、事業を効果的に執行することで、より高い補助金の費用対効果が得られる。
愛知県	豊川市、TMO、豊川地区商業観光活性化委員会	万博と地道なまちづくりによる豊川稲荷門前町観光商業活性化	従来の大きな自己資金や公的支援が必要なハード整備先行型のまちづくりから「お金のかからない」"できることから始める地道なまちづくり"へと脱却し、ソフト事業からまちづくりを始めている地元若手店主達の任意のまちづくり団体が行う活性化イベント「いなり楽市」を活用し、若手店主達のまちづくりを行政等が支援を行い、万国博覧会の開催を契機に一大観光地として往年の賑わいの復興を図る。 万博前年度に「いなり楽市」において、実験的に万博フレンドシップ国サテライト館及び店舗等を設置する。そして、その検証を踏まえ、万博年度に本格設置を行い、国内外に一大観光地としお披露目する。続いて、地域再生による規制緩和等により地元のまちづくりを加速させ、行政は、地元発意の地道なまちづくりを支援するハード整備や広域観光事業の実施を重点的に行うこと、地域再生を行う。	補助事業施設の目的外利用	補助事業により整備した公共施設を中心市街地の活性化に資する店舗等に使用するため、期間限定で民間に柔軟に貸し付けができるように、補助金等の適正化法における目的外使用に係る各省庁の承認事項についての規制緩和又は市町村への権限の委譲を行っていただきたい。	駐車場、自由通路、駅前広場等として整備した施設を民間商業者に店舗用地として貸し付ける。 賑わいが創出され、中心市街地の活性化に寄与する。
愛知県	美浜町	自助・自立の地域、そして町づくり	過去に借り入れた高利率の政府系資金を任意に繰上償還し、少しでも負債を軽減して基礎自治体としての自立を図りたいが、現行制度では補償金を課せられたり、貸し手側の財政計画が障壁となって、民間であれば当然のことができない状況を善処していただきたい。	高率政府債の任意繰上償還	将来の借入に支障を及ぼすことなく、過去に借り入れた高利率の政府資金（現行の1～2%を超えるもの）について、補償金を課すことなく、任意の繰上償還を認めていただきたい。	各資金の中で低率の借り換え制度を創設してほしいというものではなく、地域の金融機関から資金を調達して償還に充てるもので、地域経済の活性化にも貢献できる。
愛知県	美浜町	自助・自立の地域、そして町づくり	現在の施設の設置及び管理に関する規則を廃し、施設の利用時間等の制約を緩和して、公の施設である町立のデイサービスセンターを町から地域団体へ移管し、施設管理及び運営の合理化並びに利便性の向上を図る。	公の施設の地元地域への移管	美浜町立デイサービスセンターに関する町から地域団体への移管	現在の施設の設置及び管理に関する規則を廃して、施美浜町立デイサービスセンターを町から農業協同組合（地域団体）へ移管し、設管理及び運営の合理化並びに効果的な室（部屋）の利用の促進を図る。
愛知県	美浜町	自助・自立の地域、そして町づくり	知多半島ユースホステルの地元行政区への移管、地域への開放	公の施設の地元地域への移管	知多半島ユースホステルを廃止し、文化観光施設として有効利用するとともに、施設を地元区へ移管する。	知多半島ユースホステルを廃止し、文化観光施設として有効利用するとともに、施設を地元区へ移管する。
愛知県	美浜町	自助・自立の地域、そして町づくり	美浜町漁村センターの地元行政区への移管、地域への開放	公の施設の地元地域への移管	美浜町の施設である美浜町漁村センターを地元行政区である矢梨区に移管し、水産業を営む者以外の利用。	水産業を営む者の教養と生活環境の向上、及び生産技術の増進を図るために設置した美浜町漁村センターを、地元行政区である矢梨区に移管し、地域の施設として位置づけることにより、地域に密着した利活用の推進を図り、地域の活性化を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
愛知県	美浜町	自助・自立の地域、そして町づくり	パラグライダー(エンジン付き)の飛行制限	パラグライダー(エンジン付き)の飛行制限	パラグライダー(エンジン付き)の飛行制限	パラグライダー(エンジン付き)の飛行制限
愛知県	愛知県、豊橋市、蒲郡市、田原市、御津町	国際自動車産業交流都市	世界的な自動車企業が集積する三河港地域において、自動車産業の国際的競争力を高め、多様な自動車関連産業・機能が集積し、国際的な交流が展開される自動車産業都市の構築を目指すために、下記の事項を実施する。 補助整備施設の目的外使用の容認 施設整備のためのリニューアル債の活用 公共施設の民間運営 産学官連携支援策の連携及び集中化 港湾と高速道路等とのアクセス機能の強化 国における外国人に対する諸政策の一本化	補助整備施設の目的外使用の容認	異なる複数の補助金を受けて建設した複合公共施設(ライフポートとよはし)の多目的利用を容認する。 そのため、補助金の返還を不要とするとともに充当した地方債の繰上げ償還を不要とする。	現在、「ライフポートとよはし」における3つの機能(勤労青少年ホール・婦人会館・大ホール)に分類されている施設を改修・相互管理運営することにより、管理運営費の削減や施設の使用における利便の向上を図ることが可能となる。また、コンベンション機能を備えることにより、自動車関連分野などを中心とした展示会や国際会議などを開催することが可能となる。
愛知県	愛知県、豊橋市、蒲郡市、田原市、御津町	国際自動車産業交流都市	世界的な自動車企業が集積する三河港地域において、自動車産業の国際的競争力を高め、多様な自動車関連産業・機能が集積し、国際的な交流が展開される自動車産業都市の構築を目指すために、下記の事項を実施する。 補助整備施設の目的外使用の容認 施設整備のためのリニューアル債の活用 公共施設の民間運営 産学官連携支援策の連携及び集中化 港湾と高速道路等とのアクセス機能の強化 国における外国人に対する諸政策の一本化	施設整備のためのリニューアル債の活用	補助金により整備した複合公共施設(ライフポートとよはし)の機能の向上を図るため、財源措置として地方債(リニューアル債)を活用する。	現在、「ライフポートとよはし」における3つの機能(勤労青少年ホール・婦人会館・大ホール)に分類されているが、各機能の連携を図るため臨時の出入り口、通路・中庭可動式ドーム天井の設置等の施設の改修を行う。
愛知県	愛知県、豊橋市、蒲郡市、田原市、御津町	国際自動車産業交流都市	世界的な自動車企業が集積する三河港地域において、自動車産業の国際的競争力を高め、多様な自動車関連産業・機能が集積し、国際的な交流が展開される自動車産業都市の構築を目指すために、下記の事項を実施する。 補助整備施設の目的外使用の容認 施設整備のためのリニューアル債の活用 公共施設の民間運営 産学官連携支援策の連携及び集中化 港湾と高速道路等とのアクセス機能の強化 国における外国人に対する諸政策の一本化	公共施設の民間運営	複合公共施設(ライフポートとよはし)の効率的運営と雇用創出を図るためにアウトソーシングを行う。	ライフポートとよはしの運営をアウトソーシングする場合における効率化を地方交付税の算定に反映させるとともに任期付短時間職員の任用を容認する
愛知県	愛知県、豊橋市、蒲郡市、田原市、御津町	国際自動車産業交流都市	世界的な自動車企業が集積する三河港地域において、自動車産業の国際的競争力を高め、多様な自動車関連産業・機能が集積し、国際的な交流が展開される自動車産業都市の構築を目指すために、下記の事項を実施する。 補助整備施設の目的外使用の容認 施設整備のためのリニューアル債の活用 公共施設の民間運営 産学官連携支援策の連携及び集中化 港湾と高速道路等とのアクセス機能の強化 国における外国人に対する諸政策の一本化	港湾と高速道路等とのアクセス機能の強化	自動車産業における物流機能を強化するため三河港と高規格道路(東名高速道路)等とのアクセス道路の整備を図る。	事業費枠の拡大、補助率の高上げ等の積極的な国の支援による三河港と東名高速道路・国道23号線・国道1号線とのアクセス道路の整備を行う。 ・事業費枠の拡大、補助率の高上げ等の積極的な国の支援によるアクセス道路の整備(各種施策の集中・統合による事業整備促進を図る。) ・渋滞が著しい特定区間(豊川橋南)における物流車両通行の優先化の実施 ・三河港田原地区に至る幹線道路の整備 ・蒲郡、御津地区の道路整備
愛知県	愛知県、豊橋市、蒲郡市、田原市、御津町	国際自動車産業交流都市	世界的な自動車企業が集積する三河港地域において、自動車産業の国際的競争力を高め、多様な自動車関連産業・機能が集積し、国際的な交流が展開される自動車産業都市の構築を目指すために、下記の事項を実施する。 補助整備施設の目的外使用の容認 施設整備のためのリニューアル債の活用 公共施設の民間運営 産学官連携支援策の連携及び集中化 港湾と高速道路等とのアクセス機能の強化 国における外国人に対する諸政策の一本化	産学官連携支援のための国の支援策の連携及び集中	名古屋圏において、世界的な製造業の集積という特性を活かして地域経済の活性化を図るためには、世界的な産業競争に勝ち抜く技術力の向上、新事業の創出、技術革新が不可欠であり、そのためには大学・研究機関による研究成果の社会還元が重要であることから、産業技術の長期的・継続的発展のためには大学・研究機関の体系的・基礎的による民間企業に移転するための支援策を講じていくことが必要である。そこで、関係省庁における広範な産学官連携支援策を地域特性を發揮する分野については集中するとともに相互に関連する事業についてはその連携を發揮するように実施し、支援体制の充実を図る。	産学官連携を推進するために、企業支援、研究成果移転、共同研究・受託研究に関する国の支援策を戦略的分野に集中的に実施することにより、短期的・効率的に研究成果の活用を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
愛知県	愛知県、豊橋市、蒲郡市、田原市、御津町	国際自動車産業交流都市	世界的な自動車企業が集積する三河港地域において、自動車産業の国際競争力を高め、多様な自動車関連産業・機能が集積し、国際的な交流が展開される自動車産業都市の構築を目指すために、下記の事項を実施する。 補助整備施設の目的外使用の容認 施設整備のためのリニューアル債の活用 公共施設の民間運営 産学官連携支援策の連携及び集中化 港湾と高速道路等とのアクセス機能の強化 国における外国人に対する諸政策の一体化	国における外国人に対する諸政策の一体化	三河港地域を構成する自治体には、外国人が多く居住し、自動車産業に勤務する者も多い。外国人との共生は今後のこの地域の重要な課題であるが、外国人に関わる各種制度が関係省庁により個別に運営されているため、外国人にとって不便である。そこで、入国管理をはじめとして査証許可や医療・保険・教育等の外国人に関連する施策について国において窓口を一元化するなど総合的な対応を図る。これにより、在住外国人も日本人と同様に生活し働ける多文化共生社会を整備することで、在住外国人の日本における長期的生活設計が可能となり、不動産の購入や教育支出など経済効果が期待できるとともに、外国人の企業による雇用の増大が期待できる。	国において、多文化共生推進のための基本方針の策定や、それを実現するため諸課題に取組み下記の省庁間の調整を行うための統括窓口を設置する。 入国・在留審査・管理(法務省) 査証発給(外務省) 日本語教育、子女教育(文部科学省) 医療保険、年金、雇用管理(厚生労働省) 地方自治体への支援等(総務省) 不法滞在者・治安対策(警察庁)
愛知県	愛知県	産業観光資源を活用した国際交流中枢圏域の形成	地域の特色である「モノづくり」をテーマとした産業観光の魅力国内外へ積極的に情報発信するとともに、外国人観光客をも視野に入れた観光客受入体制を整備することにより、この地域を国際交流の中枢圏域として発展させる。 推進組織としては、県、名古屋市、名古屋商工会議所、(社)中部経済連合会、中部運輸局、中部地方整備局、中部経済産業局等の地元の産業観光推進団体が結集する「産業観光推進委員会」により、各構成団体が実施する事業を統括し管理する。 委員会の各構成団体及び対象地域市町村は、産業観光についての情報発信、魅力づくり、受入体制整備等の各分野において、それぞれが計画する事業を展開し、委員会がその効果をより高めるため、団体相互の連携・協力等を実施する。	・各府省支援策の優先適用及び連携・集中	当該事業計画を円滑かつ効果的に推進するため、次のような各府省の支援策の連携・集中が求められる。 ・国土交通省のNPO活動支援等対策事業 ・経済産業省・国土交通省等の中心市街地活性化支援事業 ・国土交通省の観光基盤施設整備費補助金 ・経済産業省(中部経済産業局)の産業技術地域ネットワークミュージアムの整備 ・総務省の情報通信基盤整備事業補助金等 ・国土交通省のピジットジャパンキャンペーン事業	具体的な事業計画については、今後関係機関と調整の上策定するが、基本的な事業項目は次のとおり。 産業観光を推進する専門組織としてNPO法人を設立。 対象地域内の市町が実施する産業観光の振興を目的とした中心市街地活性化事業の推進。 対象地域内の産業観光資源を結び観光ルートの設定、観光案内板の整備。 経済産業省中部経済産業局等が推進する産業技術ネットワークミュージアムの整備。 観光客(外国人観光客含む。)支援のための新たな情報提供システムの整備。 国土交通省中部運輸局等が推進するピジットジャパンキャンペーンの充実強化。
愛知県	愛知県	あいち・なごやモノづくり産業振興構想	域内の大学・研究機関等において、産学連携を支援する人材派遣事業の連携や集中実施を図るとともに、受託研究の期間終了後の研究機器使用を容易化することにより、独創的・創造的な研究開発やその企業化を促進し、わが国産業を牽引するとともに地域経済の活力の源泉となるような新事業、新産業を創出する。	産学官連携支援のための人材派遣事業の連携及び集中化	国等から各機関に産学連携の支援を目的として派遣されている専門人材の活動場所や業務内容は施策により決められており、例えば中小企業支援に派遣された専門家が大学の知的戦略立案に参画したりすることは正規の業務とみなされず、活動経費が支払われない場合がある。このため、専門人材の活動場所や業務内容を区域内で自由化することにより、各人材の持つ能力を最大限発揮できるようにするとともに、専門人材の派遣事業を集中実施し、支援体制の充実を図る。	産学連携を積極的に推進するため、専門人材の機動的な活動を可能とすると同時に派遣事業の集中実施を行う。これにより、研究成果の企業化・事業化、創業支援、知的財産の活用と保護などシーズから企業化までの一貫した総合支援体制の確立が図られ、大学等から産業界への技術移転が円滑に行えるようになり、新事業、新産業の創出促進が期待できる。
愛知県	愛知県	あいち・なごやモノづくり産業振興構想	域内の大学・研究機関等において、産学連携を支援する人材派遣事業の連携や集中実施を図るとともに、受託研究の期間終了後の研究機器使用を容易化することにより、独創的・創造的な研究開発やその企業化を促進し、わが国産業を牽引するとともに地域経済の活力の源泉となるような新事業、新産業を創出する。	産学官連携支援策の連携及び集中化	名古屋圏において、世界的な製造業の集積という特性を活かして地域経済の活性化を図るためには、世界的な産業競争に勝ち抜く技術力の向上、新事業の創出、技術革新が不可欠であり、そのためには大学・研究機関による研究成果の社会還元が重要であることから、産業技術の長期的・継続的発展のためには大学・研究機関の体系的・基礎的による民間企業に移転するための支援策を講じていくことが必要である。そこで、関係省庁における広範な産学官連携支援策を地域特性を發揮する分野については集中するとともに相互に関連する事業についてはその連携を發揮するように実施し、支援体制の充実を図る。	産学官連携を推進するために、企業支援、研究成果移転、共同研究・受託研究に関する国の支援策を戦略的分野に集中的に実施することにより、短期的・効率的に研究成果の活用を図る。
愛知県	愛知県	あいち・なごやモノづくり産業振興構想	域内の大学・研究機関等において、産学連携を支援する人材派遣事業の連携や集中実施を図るとともに、受託研究の期間終了後の研究機器使用を容易化することにより、独創的・創造的な研究開発やその企業化を促進し、わが国産業を牽引するとともに地域経済の活力の源泉となるような新事業、新産業を創出する。	受託研究における機器の継続使用の容易化	受託研究で使用した機器の受託研究終了後の取扱いは委託元機関の要請により処理をしているが、委託元機関によって取扱い方法や手続きが異なるため、事務処理が煩雑になっている。受託期間終了後も委託先が引き続き機器を使用して同様の研究をさらに推し進める場合、無償譲渡が選択できるようにし、手続きを容易化する。 【取扱い例】NEDO(新エネルギー産業技術総合開発機構)、科学技術振興事業団…無償譲渡 TAO(通信・放送機構)…入札による買取 日本宇宙フォーラム…無償借受 中部科学技術センター…買取、無償借受(条件あり)の選択	区域内の大学、研究機関がNEDO(新エネルギー産業技術総合開発機構)等からの受託研究を実施する場合、受託期間終了後の研究機器の無償譲渡を選択できるようにすることなどにより、継続使用が可能となり、研究開発の一層の推進が期待できる。
愛知県	愛知県	あいち・なごやモノづくり産業振興構想	域内の大学・研究機関等において、産学連携を支援する人材派遣事業の連携や集中実施を図るとともに、受託研究の期間終了後の研究機器使用を容易化することにより、独創的・創造的な研究開発やその企業化を促進し、わが国産業を牽引するとともに地域経済の活力の源泉となるような新事業、新産業を創出する。	国における外国人に対する諸政策の一体化	名古屋圏には、外国人が多く居住しているが、外国人との共生は今後のこの地域の重要な課題であるが、外国人に関わる各種制度が関係省庁により個別に運営されているため、外国人にとって不便である。そこで、入国管理をはじめとして査証許可や医療・保険・教育等の外国人に関連する施策について国において窓口を一元化するなど総合的な対応を図る。これにより、在住外国人も日本人と同様に生活し働ける多文化共生社会を整備することで、在住外国人の日本における長期的生活設計が可能となり、不動産の購入や教育支出など経済効果が期待できるとともに、外国人の企業による雇用の増大が期待できる。	国において、多文化共生推進のための基本方針の策定や、それを実現するため諸課題に取組み下記の省庁間の調整を行うための統括窓口を設置する。 入国・在留審査・管理(法務省) 査証発給(外務省) 日本語教育、子女教育(文部科学省) 医療保険、年金、雇用管理(厚生労働省) 地方自治体への支援等(総務省) 不法滞在者・治安対策(警察庁)

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
愛知県	小田知宏	痴呆対応型共同生活介護サービス(通称グループホーム)における、痴呆介護実務者研修の実施主体の拡大プロジェクト	痴呆介護実務者研修事業の実施を、全国痴呆性高齢者グループホーム協会等に権限委譲することで、研修頻度を高め、研修修了者数を増やし、グループホーム事業の円滑な運営を可能とする。	グループホームにおける、痴呆介護実務者研修の実施主体の拡大	痴呆介護実務者研修事業の実施を、全国痴呆性高齢者グループホーム協会等に権限委譲することで、研修頻度を高め、研修修了者数を増やし、グループホーム事業の円滑な運営を可能とする。	介護保険制度における痴呆対応型共同生活介護サービス(通称グループホーム)事業。
愛知県	非特定営利法人：名古屋エアフロント協会	名古屋エアフロント・プロジェクト	一元化後の名古屋空港にFBOを嚆望され業界として対応したい。については社会資本として正しく発展するためには行政の基準なり指導方針が必要である。一元化後の名古屋空港やFBOの発展のため、ぜひこのようなシステムを発展させたい。そのためには行政による見解が示されないと投資家が現れない。ぜひ早急な運湖上と税法上の見解が示される必要がある。海外の空港の社会問題にその空港で民間機を利用して訓練等を行う軍籍の人達の発言が民意に大きく影響して、解決に役立っていると言う。我国は民と自衛隊の航空は完全に隔離し相互の協同・又は強力の上に成り立っているものはGAの分野ではほとんど無い。ぜひその意味でも採用する航空要員は民間が養成した自家用操縦士免許取得者からにできないか	正しいFBOの発展のため、行政による基準等の設定	一元化後の名古屋空港は一部コピューターを除けばGA専用の空港となる。現在の空港ビルでは対応できない事柄が多く出てきてFBOが対応しなければならない。そのためには人・物に対する投資が迫られるが、我国にはFBOの概念が無い業界として方針が見出せない。我国では構内事業としてバラバラに監理監督されているためFBOとしての有機的な指導が行われない。最も底辺の人達(自家用機等)の発展のため基準等の整備を要請する。	一元化後の名古屋空港にグローバル概念に基づいたFBOを構築する。国内の自家用機はもとより、事業会社に対するサービスが提供されなければならないが、国際ビジネス機も網羅するホスピタリティーに満ちたFBOがグローバル・スタンダードに立って構築されなければならない。
愛知県	非特定営利法人：名古屋エアフロント協会	名古屋エアフロント・プロジェクト	一元化後の名古屋空港にFBOを嚆望され業界として対応したい。については社会資本として正しく発展するためには行政の基準なり指導方針が必要である。一元化後の名古屋空港やFBOの発展のため、ぜひこのようなシステムを発展させたい。そのためには行政による見解が示されないと投資家が現れない。ぜひ早急な運湖上と税法上の見解が示される必要がある。海外の空港の社会問題にその空港で民間機を利用して訓練等を行う軍籍の人達の発言が民意に大きく影響して、解決に役立っていると言う。我国は民と自衛隊の航空は完全に隔離し相互の協同・又は強力の上に成り立っているものはGAの分野ではほとんど無い。ぜひその意味でも採用する航空要員は民間が養成した自家用操縦士免許取得者からにできないか	フラクショナルオーナーシステム用の運航・税法上の統一見解	一元化後の名古屋空港は国際ビジネス機拠点構想を模索している。そのためFBO構築を民間事業者に標榜しているが、フラクショナルオーナーシステム等が行き渡らなければFBOな発展もありえない。そのため早急な運航・税法上の統一見解が必要である。	広大なエプロンを有する現名古屋空港が一元化するとスロット・スポットは充分すぎるほどに確保できる。国内GAの規模はまだ小さく、空港の品格向上のためにも国際ビジネス機の誘致は必須の要件である。そのためには当面フラクショナルオーナーシステムの導入が必要となる。
愛知県	非特定営利法人：名古屋エアフロント協会	名古屋エアフロント・プロジェクト	一元化後の名古屋空港にFBOを嚆望され業界として対応したい。については社会資本として正しく発展するためには行政の基準なり指導方針が必要である。一元化後の名古屋空港やFBOの発展のため、ぜひこのようなシステムを発展させたい。そのためには行政による見解が示されないと投資家が現れない。ぜひ早急な運湖上と税法上の見解が示される必要がある。海外の空港の社会問題にその空港で民間機を利用して訓練等を行う軍籍の人達の発言が民意に大きく影響して、解決に役立っていると言う。我国は民と自衛隊の航空は完全に隔離し相互の協同・又は強力の上に成り立っているものはGAの分野ではほとんど無い。ぜひその意味でも採用する航空要員は民間が養成した自家用操縦士免許取得者からにできないか	自衛隊採用の航空要員は民間自家用操縦士免許取得者からの要請	民間が養成した自家用操縦士を自衛隊で採用する。そうすれば初期段階の教育機関の短縮と操縦士としての適性を採用以前に判断することができ無駄な経費の削減につながる。	我国のGAは非常に脆弱で、そのために航空の底辺も非常に小さい。特に交通関係では養成期間が発達してない分野の発展は有り得ない。自衛隊の航空要員を民間からにして貰えば航空の底辺も発展に多に寄与する。我国の自動車の発展等も自動車学校の存在が大きく寄与していると思う。現在のGAの世界ではニーズが非常に小さいため、ぜひ自衛隊航空要員の養成を民間からにしてほしい。互いのメリットには計り知れないものがあると思う。
愛知県	愛知医科大学高度救命救急センター	愛知ドクターヘリ特区	有視界飛行しかできないドクターヘリの守備範囲内の国道、河川、鉄道等の上空に係る一定高度以上の架空線に対する標識の設定。及びドクターヘリ基地周辺の法規定以下でも照明付標識の設定。	ドクターヘリ安全確保のための架空線標識の設置	航空法に準備があるにもかかわらず対応がなされていないものの対応を要求するもの。実効ある関連業界に対する指導の要求。又基地周辺については規定高度以下でも標識の設置を考えてほしい。	筆者の知見から海外では米、独、仏、伊、スイス等では既に設置され航空機の安全運航ははかられているし、そのためのキットも販売されている。中部地方は碍子等高圧線附属物の一大情報集積地であり、いざ実行ともなればかなりの産業になりうる。我国の産業は重厚長大から軽少短薄に変わりつつあるため発電所計画が無くて高所作業技術者の技量維持の場所が無いと聞いている。その意味からも前進を望む。
愛知県	愛知医科大学高度救命救急センター	愛知ドクターヘリ特区	自衛隊医療関係者のドクターヘリ現場での実戦を想定しての労働災害や交通事故現場での自習。	自衛隊医療関係者のドクターヘリ現場での実習	自衛隊医療関係者が治療室の外での実際の現場での実習の機会が無いと判断し好意で申し出る者です。合わせて来るべき東海・東南海地震の時の自衛隊医療関係者とのアライアンスのため日頃からの連携を図ろうとするものです。	当基地は高度救命救急センターのため一般救命救急センターよりは恵まれている。労働災害や交通事故の現場に直行する現場救急の出動が大半を占めつつある。我国では実戦を想定した自習はここしか望めない。もし望まれるなら受け入れるし事後検証会にも参加し議論に加わってもらい構わない。どのような形で地震等の大災害時自衛隊との連携がなるか現時点では不明だが日頃からの連携は望むところ。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
愛知県	師勝町	師勝町老人福祉センター地域住民一般開放事業	現在、財政的及び住民感情的にも多額の費用を投入して新たな施設を建設することが難しくなっている。そのため行政としては既存の施設を有効的に活用していくことを考えなければならない。その際に問題となってくるのは、建築時に補助金を導入して建築した施設は使用目的や対象が制限されているため、新たな観点からの有効的な活用をする事が難しいということである。そこで、補助金適化法の規制を緩和していただくことによって新たな施設の活用方法を見出し、すべての年代の住民の方々の利用を促進することによって地域の活性化を図っていきたい。	国庫補助で整備した施設や設備の処分制限の緩和	国に対して、補助金適化法の規制を緩和してほしい。(施設の設置からある程度の期間が経過したら、新たな時代の要求に合わせて施設を有効利用するために規制を緩和していただきたい。)	師勝町老人福祉センターの利用について、地域に根ざす施設として老人会以外に地域町内会や子供会等に対する利用拡大をすることにより、世代を超えた交流を行ない地域の活性化を図ることを目的としている。また、建築後かなりの年数が経過した場合、大規模な修繕を実施するにあたって、単なる修繕ではなく本来の目的以外の用途への変更も考慮していきたい。(老人福祉センターから他の用途の施設への改装等)
三重県	三重県	みえメディカルバレー構想の推進	三重県では、医療・健康・福祉産業の創出と集積を目指した「みえメディカルバレー構想」を平成14年2月に策定し、同年4月より推進事業を展開している。 2年弱の事業展開により、産学官民ネットワークの構築、関連大学・学部やTLOなどの産業支援機関の支援体制、研究開発・技術開発の支援体制など産業振興のための基盤が整備されつつある。 しかし、現行の制度では産業の創出や集積が飛躍的に進展することは望めない。このことから大学等、産業界における規制緩和、優遇措置などの地域再生推進プログラムを実施することにより、県内域の経済の活性化と地域雇用の創出をめざすものである。	国立大学等における民間等との共同研究の相手先の緩和	共同研究の相手先から除外されている個人、任意団体、NPO法人等(以下「個人事業者等」という。)についても国立大学等と共同研究が行えるよう規定を緩和する。	産学共同研究の促進 国立大学等と民間等との共同研究において、「民間等」の範囲の緩和を実施することにより、個人事業者等と大学等の共同研究が実施され、研究開発・技術開発が促進される。
三重県	三重県	みえメディカルバレー構想の推進	三重県では、医療・健康・福祉産業の創出と集積を目指した「みえメディカルバレー構想」を平成14年2月に策定し、同年4月より推進事業を展開している。 2年弱の事業展開により、産学官民ネットワークの構築、関連大学・学部やTLOなどの産業支援機関の支援体制、研究開発・技術開発の支援体制など産業振興のための基盤が整備されつつある。 しかし、現行の制度では産業の創出や集積が飛躍的に進展することは望めない。このことから大学等、産業界における規制緩和、優遇措置などの地域再生推進プログラムを実施することにより、県内域の経済の活性化と地域雇用の創出をめざすものである。	国立大学等での物品購入等の規定の緩和	国立大学等において物品等を購入する場合の一般競争入札等制度の例外規定を拡大する。	製品開発の促進 物品等購入時の一般競争入札等制度の例外規定の枠を拡大することにより、製品開発が促進される。
三重県	三重県	みえメディカルバレー構想の推進	三重県では、医療・健康・福祉産業の創出と集積を目指した「みえメディカルバレー構想」を平成14年2月に策定し、同年4月より推進事業を展開している。 2年弱の事業展開により、産学官民ネットワークの構築、関連大学・学部やTLOなどの産業支援機関の支援体制、研究開発・技術開発の支援体制など産業振興のための基盤が整備されつつある。 しかし、現行の制度では産業の創出や集積が飛躍的に進展することは望めない。このことから大学等、産業界における規制緩和、優遇措置などの地域再生推進プログラムを実施することにより、県内域の経済の活性化と地域雇用の創出をめざすものである。	大学等教官の特許取得に要する費用の全額免除	大学等教官が出願する特許に関する費用の全額を免除する。	研究開発、技術開発の促進 大学等教官が出願する特許に関する費用は、軽減(1/2)となっているが、全額を免除することにより、教官による特許出願が増加し、その結果、研究開発、技術開発の促進が図られる。
三重県	三重県	みえメディカルバレー構想の推進	三重県では、医療・健康・福祉産業の創出と集積を目指した「みえメディカルバレー構想」を平成14年2月に策定し、同年4月より推進事業を展開している。 2年弱の事業展開により、産学官民ネットワークの構築、関連大学・学部やTLOなどの産業支援機関の支援体制、研究開発・技術開発の支援体制など産業振興のための基盤が整備されつつある。 しかし、現行の制度では産業の創出や集積が飛躍的に進展することは望めない。このことから大学等、産業界における規制緩和、優遇措置などの地域再生推進プログラムを実施することにより、県内域の経済の活性化と地域雇用の創出をめざすものである。	大学等教官の裁量労働制を附属病院教官にも適用	裁量労働制の適用外となっている附属病院教官の診療業務を適用	研究開発、技術開発の促進 労働時間の制約を受けることなく研究に没頭することが可能となり、治験等臨床研究のより一層の研究成果が期待できる。
三重県	三重県	みえメディカルバレー構想の推進	三重県では、医療・健康・福祉産業の創出と集積を目指した「みえメディカルバレー構想」を平成14年2月に策定し、同年4月より推進事業を展開している。 2年弱の事業展開により、産学官民ネットワークの構築、関連大学・学部やTLOなどの産業支援機関の支援体制、研究開発・技術開発の支援体制など産業振興のための基盤が整備されつつある。 しかし、現行の制度では産業の創出や集積が飛躍的に進展することは望めない。このことから大学等、産業界における規制緩和、優遇措置などの地域再生推進プログラムを実施することにより、県内域の経済の活性化と地域雇用の創出をめざすものである。	エンタープライズゾーンの指定	エンタープライズゾーン(法人税等国税の優遇措置地域)制度を導入し、大学が所在する市町村が地域を指定できるようにする。	企業立地、大学発ベンチャー起業の促進 大学が所在する周辺地域をエンタープライズゾーンに指定し、指定地域内の立地企業に対して法人税等国税を数年間免除する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
三重県	三重県	みえメディカルバレー構想の推進	<p>三重県では、医療・健康・福祉産業の創出と集積を目指した「みえメディカルバレー構想」を平成14年2月に策定し、同年4月より推進事業を展開している。</p> <p>2年弱の事業展開により、産学官民ネットワークの構築、関連大学・学部やTLOなどの産業支援機関の支援体制、研究開発・技術開発の支援体制など産業振興のための基盤が整備されつつある。</p> <p>しかし、現行の制度では産業の創出や集積が飛躍的に進展することは望めない。このことから大学等、産業界における規制緩和、優遇措置などの地域再生推進プログラムを実施することにより、県内域の経済の活性化と地域雇用の創出をめざすものである。</p>	エンタープライズゾーン立地企業の税制優遇措置	エンタープライズゾーン内に立地する企業が地元大学等と共同研究を実施する場合、法人税等国税の優遇措置を行う。	産学共同研究の促進 法人税等国税の優遇措置を行うことにより、共同研究等が増加し、研究開発が促進される。
三重県	三重県	みえメディカルバレー構想の推進	<p>三重県では、医療・健康・福祉産業の創出と集積を目指した「みえメディカルバレー構想」を平成14年2月に策定し、同年4月より推進事業を展開している。</p> <p>2年弱の事業展開により、産学官民ネットワークの構築、関連大学・学部やTLOなどの産業支援機関の支援体制、研究開発・技術開発の支援体制など産業振興のための基盤が整備されつつある。</p> <p>しかし、現行の制度では産業の創出や集積が飛躍的に進展することは望めない。このことから大学等、産業界における規制緩和、優遇措置などの地域再生推進プログラムを実施することにより、県内域の経済の活性化と地域雇用の創出をめざすものである。</p>	大学への地元企業からの寄付金の税制優遇措置	大学への地元企業からの寄付金に関する国税等税制優遇措置を拡大する。	研究開発の促進 地元企業による大学への寄付について国税等税制優遇措置を受ける率を拡大することにより、大学への寄付が増え、研究開発が促進される。
三重県	三重県	みえメディカルバレー構想の推進	<p>三重県では、医療・健康・福祉産業の創出と集積を目指した「みえメディカルバレー構想」を平成14年2月に策定し、同年4月より推進事業を展開している。</p> <p>2年弱の事業展開により、産学官民ネットワークの構築、関連大学・学部やTLOなどの産業支援機関の支援体制、研究開発・技術開発の支援体制など産業振興のための基盤が整備されつつある。</p> <p>しかし、現行の制度では産業の創出や集積が飛躍的に進展することは望めない。このことから大学等、産業界における規制緩和、優遇措置などの地域再生推進プログラムを実施することにより、県内域の経済の活性化と地域雇用の創出をめざすものである。</p>	NPO法人による治験審査委員会設置の容認など(臨床治験)	<p>大規模治験ネットワークの事務局であるNPO法人みえ治験医療ネットにセントラル治験審査委員会を設置できるようにする。</p> <p>また、治験ネットワーク全体で症例数が確保できれば1施設あたりの症例数に制限を加えないこと。</p> <p>さらに治験参加患者のインセンティブについても制限を加えないこと。</p>	臨床治験のスピードアップ 大規模治験ネットワークの事務局であるNPO法人みえ治験医療ネットにセントラル治験審査委員会を設置できるようにすること等により、臨床治験のスピードアップや被験者確保が図られる。
三重県	三重県	観光による地域再生	<p>平成16年度から18年度に、旬の行事に合わせた誘客キャンペーンやアクセスの確保による利便性の向上を予定しているほか、国の「グローバル観光戦略」に併せて、国際観光展への出展や海外エージェントへのプロモーションを行うなど、本県の魅力を情報発信していきます。</p> <p>また、地域の観光事業者や、有識者、行政関係者の方々をメンバーとする「三重県の観光振興のあり方検討懇話会」を開催し、2005年以降も視野に入れた新しい観光振興のあり方を検討しています。</p> <p>更に、昨年12月から観光プロデューサーを配置し、本県の優れた地域資源を活用した多様な観光商品づくりやその商品をエージェントにセールス活動を展開することにより、本県への誘客に力を入れていきます。</p>	地域限定の通訳案内業免許の発行	<p>通訳案内業法2条で、「報酬を受けて、外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をする業」と定められており、たとえアルバイトでもガイド料をもらって案内すれば、ガイドの免許を持っていない限り違反となるが、地域限定の免許を一定の英語能力を持つ者に知事権限で発行できるように要件を緩和する。</p>	一定の外国語能力を有する者のうち指定する研修を終了した者に対して、地域限定の通訳案内業免許を知事権限で発行することにより、海外からの観光客の誘致に資する。
三重県	三重県	観光による地域再生	<p>平成16年度から18年度に、旬の行事に合わせた誘客キャンペーンやアクセスの確保による利便性の向上を予定しているほか、国の「グローバル観光戦略」に併せて、国際観光展への出展や海外エージェントへのプロモーションを行うなど、本県の魅力を情報発信していきます。</p> <p>また、地域の観光事業者や、有識者、行政関係者の方々をメンバーとする「三重県の観光振興のあり方検討懇話会」を開催し、2005年以降も視野に入れた新しい観光振興のあり方を検討しています。</p> <p>更に、昨年12月から観光プロデューサーを配置し、本県の優れた地域資源を活用した多様な観光商品づくりやその商品をエージェントにセールス活動を展開することにより、本県への誘客に力を入れていきます。</p>	海上運送関連規制の弾力化	<p>海上運送法において対象となっていない定員が13名未満の一般船舶や漁船であっても、一定の安全設備を備える船舶については、需要に応じて、定められた航路で不定期に利用客の運送を行えるよう法律を改正し、観光産業と離島の振興を図る。</p> <p>また、観光遊覧については航路毎の許可制を届出制で足りることとするなど申請手続きの簡素化を図る</p>	小型船舶による弾力的な海上旅客運送システムを構築することにより、観光と離島の振興を図る。 ・海上タクシーなど利用客のニーズに応じた海上運送 ・観光代理店と漁協が協同した離島巡りプランの構築等
三重県	三重県	観光による地域再生	<p>平成16年度から18年度に、旬の行事に合わせた誘客キャンペーンやアクセスの確保による利便性の向上を予定しているほか、国の「グローバル観光戦略」に併せて、国際観光展への出展や海外エージェントへのプロモーションを行うなど、本県の魅力を情報発信していきます。</p> <p>また、地域の観光事業者や、有識者、行政関係者の方々をメンバーとする「三重県の観光振興のあり方検討懇話会」を開催し、2005年以降も視野に入れた新しい観光振興のあり方を検討しています。</p> <p>更に、昨年12月から観光プロデューサーを配置し、本県の優れた地域資源を活用した多様な観光商品づくりやその商品をエージェントにセールス活動を展開することにより、本県への誘客に力を入れていきます。</p>	観光タクシー運賃・料金設定の自由化	観光地のタクシー運賃に関しては、距離制を基本とする算定方法を採用せず、適正原価と適正利潤のみに基づく自由な料金設定を可能とする。	観光商品として、タクシーによる少人数を対象としたテーマ別コースを割安な価格での販売を可能にする。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
三重県	三重県	観光による地域再生	平成16年度から18年度に、旬の行事に合わせた誘客キャンペーンやアクセスの確保による利便性の向上を予定しているほか、国の「グローバル観光戦略」に併せて、国際観光展への出展や海外エージェントへのプロモーションを行うなど、本県の魅力を情報発信していきます。また、地域の観光事業者や、有識者、行政関係者の方々をメンバーとする「三重県の観光振興のあり方検討懇話会」を開催し、2005年以降も視野に入れた新しい観光振興のあり方を検討しています。更に、昨年12月から観光プロデューサーを配置し、本県の優れた地域資源を活用した多様な観光商品づくりやその商品をエージェントにセールス活動を展開することにより、本県への誘客に力を入れていきます。	町並みの景観を保全するための都市計画法及び建築基準法の弾力的運用	町並み景観を保全することを目的に、建設基準法における、道路斜線やセットバックに関する規制の弾力的運用や、都市計画法および建築基準法における建築物単体ではなく、町並み全体としての防火性能を評価するような性能規定の導入を行う。	道路斜線やセットバックに関する規制や防火規制により、町並み景観の保全が困難となっている地区について、代替措置の検討等を条件に、これの規制を弾力的に運用し、伝統的な木造の仕様を採用した町並みづくりを進める。
三重県	三重県	観光による地域再生	平成16年度から18年度に、旬の行事に合わせた誘客キャンペーンやアクセスの確保による利便性の向上を予定しているほか、国の「グローバル観光戦略」に併せて、国際観光展への出展や海外エージェントへのプロモーションを行うなど、本県の魅力を情報発信していきます。また、地域の観光事業者や、有識者、行政関係者の方々をメンバーとする「三重県の観光振興のあり方検討懇話会」を開催し、2005年以降も視野に入れた新しい観光振興のあり方を検討しています。更に、昨年12月から観光プロデューサーを配置し、本県の優れた地域資源を活用した多様な観光商品づくりやその商品をエージェントにセールス活動を展開することにより、本県への誘客に力を入れていきます。	河川占用許可の弾力化	特定の地域において観光振興を目的とした場合の景観形成や町並み整備、及び観光イベントの開催等に関して河川占用許可の要件を緩和するなど弾力化を行う。	河川敷の桜並木の再生やポート基地・河床料亭の整備など河川を利用したまちづくりの推進を行う。
三重県	三重県	観光による地域再生	平成16年度から18年度に、旬の行事に合わせた誘客キャンペーンやアクセスの確保による利便性の向上を予定しているほか、国の「グローバル観光戦略」に併せて、国際観光展への出展や海外エージェントへのプロモーションを行うなど、本県の魅力を情報発信していきます。また、地域の観光事業者や、有識者、行政関係者の方々をメンバーとする「三重県の観光振興のあり方検討懇話会」を開催し、2005年以降も視野に入れた新しい観光振興のあり方を検討しています。更に、昨年12月から観光プロデューサーを配置し、本県の優れた地域資源を活用した多様な観光商品づくりやその商品をエージェントにセールス活動を展開することにより、本県への誘客に力を入れていきます。	道路占用許可、道路使用許可の弾力化	特定の地域について観光振興を目的としたまちの景観形成を促進するため道路占用許可申請(道路法32条関係)および道路使用許可(道路交通法第77条)について両手続きの統合、届け出制への移行などの簡素合理化を行う。	街路のオープンカフェ化やフィルムコミッション活動の活性化等を行う。
三重県	三重県	地産地消による地域産業の活性化	県内農林水産業の持つ魅力を充分生かした農林水産物などを、県民に届けるための供給側の取組を活性化するとともに、県民の地産地消運動に対する理解を深めていきます。	既設農林水産業施設の弾力的運用	生産および加工を目的に国庫補助金で整備された農林水産業施設について、地域産業の振興を目的とする利用目的の変更、及び施設の更新については補助金の返還を免除すると共に、利用目的の変更は届出制とする。	より消費者ニーズにマッチングした農林水産物やその加工品を県民に提供するため、6次産業化・アグリビジネスや地産地消を進めるとともに、既存施設を弾力的に有効利用する。
三重県	三重県	地産地消による地域産業の活性化	県内農林水産業の持つ魅力を充分生かした農林水産物などを、県民に届けるための供給側の取組を活性化するとともに、県民の地産地消運動に対する理解を深めていきます。	既設交流施設の弾力的運用	すでに整備された交流施設等において、季節変動や社会情勢の変動により一時的に遊休化している場合には地域振興の範囲内での柔軟な利用の道を開く。	季節利用されている加工施設等において、未利用時の直販施設など交流施設への流用する。一時的に利用者が不在となっているクライカガルテンにおける地域イベント開催時の都市住民のための宿泊施設への流用する。
三重県	三重県	地産地消による地域産業の活性化	県内農林水産業の持つ魅力を充分生かした農林水産物などを、県民に届けるための供給側の取組を活性化するとともに、県民の地産地消運動に対する理解を深めていきます。	市民農園農産物の販売許可	市民農園で生産された農作物について、地域内消費を目的とする場合には販売を可能にする。	市民農園で生産した農産物等を地元消費を目的として販売することにより、本来消費者サイドであった都市住民を地産地消の担い手のひとりとして引き込むと共に、地域住民と都市住民の交流を促進する。 ・市民農園での朝市の開催 ・道の駅、直売所での販売

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
三重県	鈴鹿市	健康・福祉・リハビリテーション関連人材育成・産業創出構想	三重県鈴鹿市白子町内にあるNTT西日本鈴鹿研修センタ跡地である33万㎡の土地に、既存の建物等を利用し、医療系大学、起業家育成施設、高齢者のための短・中・長期滞在型施設や防災機能を兼ねた桜の名所の整備を一体的に行えるよう、健康・福祉・リハビリテーションをテーマにした先進的なモデル地区を形成し、市内産業の活性化、新産業の創出を図り、地域雇用の促進を行なう。	新事業支援施設整備費補助金の対象要件の拡大	経済産業省において、地方公共団体が中小・ベンチャー企業の創出と雇用の拡大等を通じて地域経済の活性化を図るために行なう新事業支援施設の整備に対して事業費の1/2の支援を行うとされるが、補助要件である対象地域(高度技術産業集積地域、高度研究機能集積地区、特定中心市街地、基盤的技術産業集積活性化促進地域)外の区域であっても、支援の対象とする。	地域産業の基盤を支えている市内既存中小企業の技術力の向上、研究開発支援等をワンストップで実施できる核施設の設置によって市内中小企業の活性化を図り、ひいては、市財政の安定化を目指すため、NTT西日本鈴鹿研修センタ跡地の一角(6,600㎡)を取得するとともに、既存建物(延べ床面積約4,200㎡)の衛生施設等の改修、浄化槽設置及び備品の購入を行う。
三重県	鈴鹿市	健康・福祉・リハビリテーション関連人材育成・産業創出構想	三重県鈴鹿市白子町内にあるNTT西日本鈴鹿研修センタ跡地である33万㎡の土地に、既存の建物等を利用し、医療系大学、起業家育成施設、高齢者のための短・中・長期滞在型施設や防災機能を兼ねた桜の名所の整備を一体的に行えるよう、健康・福祉・リハビリテーションをテーマにした先進的なモデル地区を形成し、市内産業の活性化、新産業の創出を図り、地域雇用の促進を行なう。	大学等教官の特許取得に要する費用の全額免除	大学等教官が出願する特許に関する費用の全額を免除する。	研究開発、技術開発の促進 大学等教官が出願する特許に関する費用は、軽減(1/2)となっているが、全額を免除することにより、教官による特許出願が増加し、その結果、研究開発、技術開発の促進が図られる。
三重県	鈴鹿市	健康・福祉・リハビリテーション関連人材育成・産業創出構想	三重県鈴鹿市白子町内にあるNTT西日本鈴鹿研修センタ跡地である33万㎡の土地に、既存の建物等を利用し、医療系大学、起業家育成施設、高齢者のための短・中・長期滞在型施設や防災機能を兼ねた桜の名所の整備を一体的に行えるよう、健康・福祉・リハビリテーションをテーマにした先進的なモデル地区を形成し、市内産業の活性化、新産業の創出を図り、地域雇用の促進を行なう。	外国人研究者の入国、滞在の規制緩和	外国人研究者の在留期間を3年から5年に延長する。	国際競争力の強化 海外から優秀な研究者を大学や企業に受け入れることにより、産業の国際競争力が向上する。
三重県	鈴鹿市	健康・福祉・リハビリテーション関連人材育成・産業創出構想	三重県鈴鹿市白子町内にあるNTT西日本鈴鹿研修センタ跡地である33万㎡の土地に、既存の建物等を利用し、医療系大学、起業家育成施設、高齢者のための短・中・長期滞在型施設や防災機能を兼ねた桜の名所の整備を一体的に行えるよう、健康・福祉・リハビリテーションをテーマにした先進的なモデル地区を形成し、市内産業の活性化、新産業の創出を図り、地域雇用の促進を行なう。	外国人研究者の研究成果を活用した営利活動の緩和	外国人研究者の研究成果を活用した営利活動ができるように規定を緩和する。	国際競争力の強化 営利活動の緩和により、外国人研究者の製品開発への意欲を向上させる。
三重県	鈴鹿市	健康・福祉・リハビリテーション関連人材育成・産業創出構想	三重県鈴鹿市白子町内にあるNTT西日本鈴鹿研修センタ跡地である33万㎡の土地に、既存の建物等を利用し、医療系大学、起業家育成施設、高齢者のための短・中・長期滞在型施設や防災機能を兼ねた桜の名所の整備を一体的に行えるよう、健康・福祉・リハビリテーションをテーマにした先進的なモデル地区を形成し、市内産業の活性化、新産業の創出を図り、地域雇用の促進を行なう。	高齢者向け優良賃貸住宅制度の制度拡充	民間事業者が高齢者向け優良賃貸住宅の整備を行なう場合、地方住宅供給公社並に施設の建設・買取に関する費用全体に対して補助が受けられるよう拡充する。	健康・福祉・リハビリテーション分野の産学研究的な研究を背後から支える機能として、高齢者向け優良賃貸住宅の整備を民間事業者が行なう場合の制度の優遇措置を行なうことで、整備の促進を図る。
三重県	四日市市	石油貯蔵施設立地対策等交付金の有効活用による地域活性化	石油貯蔵施設立地対策等交付金の交付対象事業を拡大して頂くことにより、より広く社会基盤整備を進めていきたい。	石油貯蔵施設立地対策等交付金の対象事業拡大	石油貯蔵施設立地対策等交付金は、交付規則第4条により対象事業が定められているが、対象事業を拡大して頂くことにより、より広く社会基盤整備を進めたい。そのため、過去に同交付金を受けて設置した施設の維持管理等の費用にも充当可能となるよう拡大頂きたい。	同交付金を受けて整備した施設の維持管理等に充当していく。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
三重県	四日市市	四日市市臨海部工業地帯の再生	四日市臨海地区の石油コンビナート事業所において、産業再生のため、従来の基礎素材を製造する少品種大量生産型の化学産業から高付加価値の化学製品等を製造する多品種少量生産型の機能性化学産業への事業転換を行うため、石油コンビナート等災害防止法に基づき事業所内の危険度の異なる施設を分類・配置することを定めたレイアウト規制について、国の所管から地方に権限を移譲する。	石油コンビナートの施設の新設・変更等に係る届出先の市町村長等への移管	石油コンビナートの施設の新設・変更等に係る届出先については、現行法により主務大臣(総務大臣、経済産業大臣)と定められているところを、コンビナートの実情を把握している市町村長に移管する。	石油コンビナート等災害防止法は、コンビナート地域における災害の発生及び拡大の防止等を図ることを目的としていることから、当該地域並びに当該施設地区の周辺環境、及び事業所毎の取扱物質、取扱量に伴う危険度などの地域特性を踏まえた規制が必要である。このことから、石油コンビナートの施設の新設・変更等に係る届出先及び審査主体を地域特性を十分に理解している市町村長にその権限を移管しようとするものである。
三重県	四日市市	地区間交流活性化事業	近年見直されてきている公共交通網、特に鉄道網は大量輸送、高速輸送の点で今後も重要なものであるが、一方では地域分断の要素となっている。この地域分断要素を軽減するためには、数少なくなっている踏切道の存続及び拡幅や安全性向上などの整備が必要であり、地域街づくりを進める上でも重要な要素となっている。	踏切道改良に係る踏切統廃合の廃止	踏切道の改良(拡幅)に際して、管理者である鉄道事業者と協議を行うが、法的には義務になっていないものの、踏切の統廃合が絶対条件として提示される。この統廃合の条件については、鉄道事業者の採配ではなく、国(運輸局)の強力な指導があり、統廃合なしでは鉄道事業者が国の許可を得ることができず、ひいては踏切の改良(拡幅)ができないのが現状である。このため国の統廃合の指導・許可制度を廃止する。	地域コミュニケーションをより強化するために、円滑な自動車交通の実現、及び歩行者や自転車のより安全な空間を実現する。このため踏切道の改良を進める。特に本市富田・富州原地区では四日市北郵便局や北警察署、大規模商業施設が富州原地区に、一方、近鉄富田駅や既存商店街は富田地区にあり、相互を結ぶ市道にあるJR関西線、三岐鉄道の踏切幅員が狭く、地区間交流の支障となっている。このため、本踏切を拡幅して相互交流の活性化、ひいては地域の活性化を図る。
三重県	四日市市	生活排水対策総合推進構想	市街化調整区域にある下水道計画区域を農業集落排水事業で整備して、近接した市街化区域内の公共下水道幹線に接続することを促進する。この場合、双方が計画区域に入れる必要があるが、計画の見直しに相当な年数が必要となることから、既定計画で連携が可能となるよう暫定措置を講じる。	流域別下水道整備総合計画の見直しの弾力化	下水道と農業集落排水施設との接続に関する連携については、既に関係省庁間で調整されているところであるが、農業集落排水施設を公共下水道に接続を計画する場合、双方の計画に位置付ける必要がある。下水道事業は流域計画の見直しが10年に1度とされており、暫定見直し等制度の簡素化を図る。	八郷地区、下野地区、三重地区、県地区、小山田地区、内部地区等の市街化調整区域の下水道計画区域を農業集落排水事業で整備し、公共下水道幹線へ接続する。
三重県	四日市市	生活排水対策総合推進構想	既存の農業集落排水施設の処理場を廃止して、流域下水道に接続することを促進する。	下水道へ接続する農業集落排水事業の計画の承認	農業集落排水事業の計画には処理場の設置が義務付けられているが、効率的な整備のため、当初から公共下水道への接続を容認する	保々地区、県地区等の既存の農業集落施設の処理場を廃止して下水道に接続することにより、処理施設の更新費用を節減し、新たな整備地区の事業を推進する。
三重県	合資会社地域社会貢献協会	坂本棚田「癒の里」づくりプロジェクト	別紙(坂本棚田癒の里計画概要書)	坂本棚田「癒の里」づくりプロジェクト	新山村振興等農林漁業特別対策事業について(財)都市農山漁村交流活性化機構の事業しくみの事業実施主体についての採択範囲を地域の活性化に主体的に実践する企業、個人等にまで広げるべきである。	1、棚田ミュージアム2、癒の里館3、パザール広場(地産、地商)4、耕雲軒月の里5、病院でもない病院6、自然体験施設
滋賀県	大津市	古都大津ルネッサンス	青いびわ湖と緑の山並に抱かれた本市は、昨年10月に、古都保存法に基づく「古都」に指定されたことを契機として、歴史的風土を有する地域の魅力をさらに高めることにより、快適な住環境を整えるとともに、住む人々が地域への愛着や誇りを持ち、訪れる人々を魅了する「古都大津」を目指し、「古都大津ルネッサンス」を積極的に推進していく。	公共施設の移転に係る補助金返還及び起債残高一括返還の免除	高齢化が進み、会社や行政機関の郊外への移転が進む中心市街地を再生させるためには、住みやすく働きやすい町の機能を取り戻すことが最も大切である。そのため、公共施設の中心市街地への再配置を検討しているが、その場合には次の支援策が不可欠になる。公共施設の中心市街地への移転時における補助金や起債残高の一括繰上返還の免除	高齢福祉や子育て支援、健康づくり、ライブラリーなどの機能を有する心と体の健康センターを市が再開発ビルの空き床を利用して設置することを検討している。健康センター等市民生活に直結した公共施設を高齢化が進む中心市街地へ移転し、地域再生の核とする。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
滋賀県	大津市	古都大津ルネッサンス	青いびわ湖と緑の山並に抱かれた本市は、昨年10月に、古都保存法に基づく「古都」に指定されたことを契機として、歴史的風土を有する地域の魅力をさらに高めることにより、快適な住環境を整えるとともに、住む人々が地域への愛着や誇りを持ち、訪れる人々を魅了する「古都大津」を目指し、「古都大津ルネッサンス」を積極的に推進していく。	公共駐車場の用途変更に伴う起債残高の一括繰上返還の免除	高齢化が進み、会社や行政機関の郊外への移転が進む中心市街地を再生させるためには、住みやすく働きやすい町の機能を取り戻すことが最も大切である。そのため、公共施設の中心市街地への再配置を検討しているが、その場合には次の支援策が不可欠になる。 公共駐車場の用途変更に伴う起債残高の一括繰上返還の免除	高齢福祉や子育て支援、健康づくり、ライブラリーなどの機能を有する心と体の健康センターを市が再開発ビルの空き床を利用して設置することを検討している。 再開発ビルの商業施設利用を目的に整備した公共駐車場を地域再生の核となる公共施設のための駐車場として利用する。
滋賀県	大津市	古都大津ルネッサンス	青いびわ湖と緑の山並に抱かれた本市は、昨年10月に、古都保存法に基づく「古都」に指定されたことを契機として、歴史的風土を有する地域の魅力をさらに高めることにより、快適な住環境を整えるとともに、住む人々が地域への愛着や誇りを持ち、訪れる人々を魅了する「古都大津」を目指し、「古都大津ルネッサンス」を積極的に推進していく。	借地借床への公共サービス機関設置に対する補助金の交付	高齢化が進み、会社や行政機関の郊外への移転が進む中心市街地を再生させるためには、住みやすく働きやすい町の機能を取り戻すことが最も大切である。そのため、公共施設の中心市街地への再配置を検討しているが、その場合には次の支援策が不可欠になる。 借地借床への公共サービス機関設置に対する補助金の交付	高齢福祉や子育て支援、健康づくり、ライブラリーなどの機能を有する心と体の健康センターを市が再開発ビルの空き床を利用して設置することを検討している。 中心市街地の空き店舗やビルの空き床への公共施設の移転を促進する。
滋賀県	大津市	古都大津ルネッサンス	青いびわ湖と緑の山並に抱かれた本市は、昨年10月に、古都保存法に基づく「古都」に指定されたことを契機として、歴史的風土を有する地域の魅力をさらに高めることにより、快適な住環境を整えるとともに、住む人々が地域への愛着や誇りを持ち、訪れる人々を魅了する「古都大津」を目指し、「古都大津ルネッサンス」を積極的に推進していく。	路面電車走行空間改築事業補助の対象の追加	路面電車走行空間改築事業について 走行路面、路盤、停留所が補助対象となるが、道路区域内の路面電車に限り、鉄道事業者に対しても、レール、まくらぎ、車両、架線柱、停留所設備（券売機等）を補助対象にする。	「大津市の公共交通とまちづくり協議会」において検討しているところであるが、京阪浜大津駅からJR大津駅まで、京阪電車を延伸する場合、路面電車走行空間改築事業の補助対象枠を拡大することによって、事業の進捗が早まり、事業効果が期待できる。
滋賀県	大津市	古都大津ルネッサンス	青いびわ湖と緑の山並に抱かれた本市は、昨年10月に、古都保存法に基づく「古都」に指定されたことを契機として、歴史的風土を有する地域の魅力をさらに高めることにより、快適な住環境を整えるとともに、住む人々が地域への愛着や誇りを持ち、訪れる人々を魅了する「古都大津」を目指し、「古都大津ルネッサンス」を積極的に推進していく。	公共交通移動円滑化補助の拡充	公共交通移動円滑化補助について 鉄道事業者に対して、低床式路面電車（LRT）の購入費として、通常車両価格との差額が対象ではなく、全体購入費が対象になるようにする。	「大津市の公共交通とまちづくり協議会」において検討しているところであるが、京阪浜大津駅からJR大津駅まで、京阪電車を延伸する場合、公共移動円滑化補助の補助対象枠を拡大することによって、事業の進捗が早まり、事業効果が期待できる。
滋賀県	大津市	古都大津ルネッサンス	青いびわ湖と緑の山並に抱かれた本市は、昨年10月に、古都保存法に基づく「古都」に指定されたことを契機として、歴史的風土を有する地域の魅力をさらに高めることにより、快適な住環境を整えるとともに、住む人々が地域への愛着や誇りを持ち、訪れる人々を魅了する「古都大津」を目指し、「古都大津ルネッサンス」を積極的に推進していく。	都市公園法に規定する便益施設に、温泉を利用した浴場を追加	新たな観光資源整備のための施策 都市公園法に規定する便益施設に地域の特性を生かした観光施設を加えるとともに、公園施設を設ける場合の許容建築面積の特例措置要件の改善	地域の活性化に資するため、外国人観光客にも人気がある滋賀を代表する雄琴温泉地域に公園と一体的に観光拠点となる新たな集客施設として温泉を利用した浴場を含む便益施設の建設を検討している。（温泉源の掘削を含む）。
滋賀県	大津市	古都大津ルネッサンス	青いびわ湖と緑の山並に抱かれた本市は、昨年10月に、古都保存法に基づく「古都」に指定されたことを契機として、歴史的風土を有する地域の魅力をさらに高めることにより、快適な住環境を整えるとともに、住む人々が地域への愛着や誇りを持ち、訪れる人々を魅了する「古都大津」を目指し、「古都大津ルネッサンス」を積極的に推進していく。	景観形成事業推進のための支援	都市開発資金貸付制度の対象都市の拡大等、景観法（案）に基づく景観形成事業推進の支援	古都指定を契機として、古都にふさわしい個性と風格あるまちづくりのため、景観基本条例の制定及び基本計画を策定し、景観形成事業推進施策に取り組んでいく。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
滋賀県	大津市	古都大津ルネッサンス	青いびわ湖と緑の山並に抱かれた本市は、昨年10月に、古都保存法に基づく「古都」に指定されたことを契機として、歴史的風土を有する地域の魅力をさらに高めることにより、快適な住環境を整えとともに、住む人々が地域への愛着や誇りを持ち、訪れる人々を魅了する「古都大津」を目指し、「古都大津ルネッサンス」を積極的に推進していく。	史跡内で道路整備ができるように基準を緩和	国指定史跡の整備の際に、史跡内に走る道路の整備の際に現行道路を史跡の外に振る必要があるが、これを史跡の周遊道路的な形態で史跡内で整備しても、支障なく保存できることが可能な場合は、その基準を緩和する。	国指定史跡穴太廃寺の整備において、同史跡内に現況道路が存在するが、その整備については、同史跡内での周遊道路として整備を検討したい。
滋賀県	大津市	古都大津ルネッサンス	青いびわ湖と緑の山並に抱かれた本市は、昨年10月に、古都保存法に基づく「古都」に指定されたことを契機として、歴史的風土を有する地域の魅力をさらに高めることにより、快適な住環境を整えとともに、住む人々が地域への愛着や誇りを持ち、訪れる人々を魅了する「古都大津」を目指し、「古都大津ルネッサンス」を積極的に推進していく。	河川の占用許可の免除又は容易化	本市域における多くの河川は、その延長及び流域面積が些少にも係わらず、琵琶湖へ流入するために河川法上の指定河川になっているが、その実態は街中の小河川であるので、本プロジェクトに係る事業に際しては、占用許可の免除又は容易化などを図る。	水循環再生プロジェクト ・親水性空間を創出(下水道の普及等で以前よりずいぶんきれいになった水に対し、市民が身近に触れ合い親しむ空間を、民間開発を始め様々な手法で創出する)するための施策を検討中である。
滋賀県	大津市	古都大津ルネッサンス	青いびわ湖と緑の山並に抱かれた本市は、昨年10月に、古都保存法に基づく「古都」に指定されたことを契機として、歴史的風土を有する地域の魅力をさらに高めることにより、快適な住環境を整えとともに、住む人々が地域への愛着や誇りを持ち、訪れる人々を魅了する「古都大津」を目指し、「古都大津ルネッサンス」を積極的に推進していく。	総合的治水対策のための事業集中	総合的治水対策事業のため、事業集中による大津放水路第2期工区間の整備促進	本市の中南部の市街地における浸水対策のため、国による大津放水路事業をはじめ、関連河川の1級河川化、雨水渠整備事業などの推進による一体的な総合的治水対策事業が必要である。
滋賀県	大津市	古都大津ルネッサンス	青いびわ湖と緑の山並に抱かれた本市は、昨年10月に、古都保存法に基づく「古都」に指定されたことを契機として、歴史的風土を有する地域の魅力をさらに高めることにより、快適な住環境を整えとともに、住む人々が地域への愛着や誇りを持ち、訪れる人々を魅了する「古都大津」を目指し、「古都大津ルネッサンス」を積極的に推進していく。	河川等の管理等を住民団体等へ開放等	NPO法人等による国有保安林や民有保安林における「里山再生活動」の際や、河川における「近自然型川づくり活動」の際の手法手続きの容易化とともに、その後における国有保安林等や河川の管理をNPO法人等の市民へ開放する。 また、これらの市民活動のもととなる構想づくりのための協議会設置に対する支援。	構想段階であるが、本市南部の田上山系とその周辺地域において、NPO法人等の市民が主体となり、地域の自然や歴史・文化等の資源を見つめ直し、自然の再生に取り組むことで、自然と共生し、活力ある地域社会の実現を目指した取り組みを検討している。
滋賀県	大津市	古都大津ルネッサンス	青いびわ湖と緑の山並に抱かれた本市は、昨年10月に、古都保存法に基づく「古都」に指定されたことを契機として、歴史的風土を有する地域の魅力をさらに高めることにより、快適な住環境を整えとともに、住む人々が地域への愛着や誇りを持ち、訪れる人々を魅了する「古都大津」を目指し、「古都大津ルネッサンス」を積極的に推進していく。	都市開発資金貸付制度対象都市の拡大	都市の計画的整備をするために設けられている都市開発資金貸付制度の対象都市を拡大し、本市もその対象都市に加える。 (現行は、人口集中の著しい大都市や地方拠点都市地域の中心となる都市が対象となっており、本市はその対象都市に指定されていない。)	地震調査委員会の長期評価によると、本市域を南北に縦断する琵琶湖西岸断層帯について、今後30年以内の地震発生確率は0.09%~9%と高く、誠に憂慮すべき状況にある。 地震、風水害など様々な災害から市民の生命や財産を守るため、万一の災害発生に際して、救援活動空間、救援物資集積、ボランティア活動空間等として機能するような防災緑地の整備を検討している。
滋賀県	大津市	古都大津ルネッサンス	青いびわ湖と緑の山並に抱かれた本市は、昨年10月に、古都保存法に基づく「古都」に指定されたことを契機として、歴史的風土を有する地域の魅力をさらに高めることにより、快適な住環境を整えとともに、住む人々が地域への愛着や誇りを持ち、訪れる人々を魅了する「古都大津」を目指し、「古都大津ルネッサンス」を積極的に推進していく。	公共施設の移転に係る補助金返還及び起債残高一括返還の免除	健康センター等市民生活に直結した公共施設を高齢化の進む中心市街地へ移転を検討しているが、その方針が決定した場合において、その公共施設が移転した跡を利用して、防災センターを整備したときに、当該公共施設設置の際、交付を受けた補助金の返還及び起債残高の一括返還を免除	地震調査委員会の長期評価によると、本市域を南北に縦断する琵琶湖西岸断層帯について、今後30年以内の地震発生確率は0.09%~9%と高く、誠に憂慮すべき状況にある。 地震、風水害など様々な災害から市民の生命や財産を守るため、万一の災害発生に際しても、その災害活動拠点や、市民に対する防災意識の啓発などの機能も併せた防災拠点施設として、防災センターの整備を検討している。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
滋賀県	滋賀県	琵琶湖南部エリア大学発新産業創出構想	滋賀医科大学、龍谷大学、立命館大学の持つ「知」の資源の活用を図るため、3大学がポテンシャルを有する環境分野、健康・福祉・医療・バイオ分野、IT分野、ナノテクノロジー分野の4分野を中心に産学官連携の取り組みを進め、大学発ベンチャー、第二創業等の新産業創出を促進することにより、地域経済の活性化を目指す。	委託費における事業終了後の研究開発機器等の目的外使用の制限解除	地域新生コンソーシアム研究開発事業により購入された機械器具等の事業終了後の使用については、実施計画書に記載された当該使用者等の分担研究開発に使用する場合のみ無償貸与が可能となっているが、当該使用者が行う他の研究開発に使用する場合においても無償貸与を認める。	平成13年度地域新生コンソーシアム研究開発事業(研究テーマ:低ダイオキシン化廃棄物年少処理のためのリアルタイム燃焼ガスセンシング技術の開発)において購入した下記機械装置について、事業・研究目的に限らず、環境技術に関する学生教育などの公共性の高い研究開発に使用する。 ・簡易型高速波形観測装置 ・任意波形発生装置
滋賀県	滋賀県	琵琶湖南部エリア大学発新産業創出構想	滋賀医科大学、龍谷大学、立命館大学の持つ「知」の資源の活用を図るため、3大学がポテンシャルを有する環境分野、健康・福祉・医療・バイオ分野、IT分野、ナノテクノロジー分野の4分野を中心に産学官連携の取り組みを進め、大学発ベンチャー、第二創業等の新産業創出を促進することにより、地域経済の活性化を目指す。	委託費における事業終了後の研究開発機器等の使用者制限の解除	地域新生コンソーシアム研究開発事業により購入された機械器具等の事業終了後の使用については、コンソーシアムの構成員が使用する場合のみ無償貸与が可能となっているが、当該使用者と共同研究等を行う他者が使用する場合にも無償貸与を認める。	平成15年度地域新生コンソーシアム研究開発事業(研究テーマ名:廃棄プラスチックの乳化による省エネルギーに関する研究開発)において購入した下記機械装置について、事業・研究目的に限らず、地元企業との共同研究・受託研究等の研究交流に使用し、地域活性化のため資産を有効に活用する。 ・デジタルマイクロスコープ
滋賀県	近江八幡市	沖島21世紀夢プラン	良好な公的施設(公立学校の空き教室)を民間利用を含め、有効に活用し、地域の産業振興・雇用に役立てる	離島における公立学校空き教室の民間活用	国庫補助で整備された離島の公立学校施設を、民によるまちづくり関係の研修所や、地域博物館に利用できることを提案するもの。	空き教室を民間(地域自治組織を含む)へ研修施設として貸し出すことにより、多様な知的情報や人材が集積し、地域との交流の中で、新規産業への学習や開拓ができる好条件を築く。 空き教室を利用した博物館を整備し、琵琶湖の漁村としての多くの貴重な文化歴史を、空き教室に博物館的に利用することによって、地域文化の発掘・継承や、多くの研究者・観光客を招く。
滋賀県	米原町	SILC(滋賀統合物流センター)構想	SILC(滋賀統合物流センター)を作り、多機能を持たせることで、周辺企業のコスト削減、モーダルシフトによる環境面にも配慮した物流の効率化、雇用の創出、付随産業の振興等による地域経済活性化を図りたい。約4万坪のSILC予定地は相乗効果の働く、JR貨物・米原ターミナル近くの農業振興地域内の農地以外には考えられない。この農地の農業後継者は年々減少し、また株式会社の経営参入による農業活性化の可能性も低いことから、農業以外の目的に利用するのが合理的であると考えられる。ここを利用してSILCの設置・運営をなすにあたり、県からの農振除外を受ける必要があるが、それを待っているのは手続きが煩雑な上に時間がかかるため、農業振興地域の整備に関する法律の例外として権限を米原町長へ委譲するようお願いしたい。	農振除外の権限委譲	農業振興地域の区域指定及び変更権限は都道府県知事にある。SILC予定地は農業振興地域の農地であるため、農振法の例外として、これに関する区域変更権限を都道府県知事から米原町長に委譲して頂きたい。	事業:SILC事業 効果:SILC事業着手が早まること。
滋賀県	米原町	SILC(滋賀統合物流センター)構想	SILC(滋賀統合物流センター)を作り、多機能を持たせることで、周辺企業のコスト削減、モーダルシフトによる環境面にも配慮した物流の効率化、雇用の創出、付随産業の振興等による地域経済活性化を図りたい。約4万坪のSILC予定地は相乗効果の働く、JR貨物・米原ターミナル近くの農業振興地域内の農地以外には考えられない。この農地の農業後継者は年々減少し、また株式会社の経営参入による農業活性化の可能性も低いことから、農業以外の目的に利用するのが合理的であると考えられる。ここを利用してSILCの設置・運営をなすにあたり、国の農転許可を得る必要があるが、それを待っているのは手続きが煩雑な上に時間がかかるため、その権限を米原町長へ一括委譲して頂きたい。	農地転用の権限委譲	SILC予定地は団地規模がおおむね20ha以上の農地の中にあり、農振除外できた場合には、甲種農地に当たると考えられる。また、4ha以上の農地の農地転用は農林水産大臣の許可が必要である。SILCの予定地は約4万坪の農地であるので、これに関する農地転用の許可権限を農林水産大臣から米原町長に一括委譲し許可基準も米原町長の裁量で決定できるようにして頂きたい。	事業:SILC事業 効果:SILC事業着手が早まること。
滋賀県	米原町	SILC(滋賀統合物流センター)構想	SILC(滋賀統合物流センター)を作り、多機能を持たせることで、周辺企業のコスト削減、モーダルシフトによる環境面にも配慮した物流の効率化、雇用の創出、付随産業の振興等による地域経済活性化を図りたい。約4万坪のSILC予定地は相乗効果の働く、JR貨物・米原ターミナル近くの農業振興地域内の農地以外には考えられない。この農地の農業後継者は年々減少し、また株式会社の経営参入による農業活性化の可能性も低いことから、農業以外の目的に利用するのが合理的であると考えられる。ここを利用してSILCの設置・運営をなすにあたり、農地の目的外の用途変更によって、土地改良事業の補助金返還が必要となるが、SILC構想の早期実現化のためにこれを免除して頂きたい。	補助金適法化の要件緩和	SILC予定地は土地改良事業が行われた農地であり、事業完了から8年を経過していないため、目的外への用途変更として国や県へ補助金の返還が必要となる。この補助金返還を免除して頂きたい。	事業:SILC事業 効果:SILC事業着手が早まること。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
滋賀県	米原町	SILC(滋賀統合物流センター)構想	SILC(滋賀統合物流センター)を作り、多機能を持たせることで、周辺企業のコスト削減、モーダルシフトによる環境面にも配慮した物流の効率化、雇用の創出、付随産業の振興等による地域経済活性化を図りたい。約4万坪のSILC予定地は相乗効果の働く、JR貨物・米原ターミナル近くの農業振興地域内の農地意外には考えられない。この農地の農業後継者は年々減少し、また株式会社の経営参入による農業活性化の可能性も低いことから、農業以外の目的に利用するのが合理的であると考えられる。ここを利用してSILCの設置・運営をなせば、雇用創出による人口増加、コストメリットによる企業進出が期待できる。ここで現在の線引きのままでは開発需要に応じた柔軟な対応ができないため、都市計画法の例外としてその権限を米原町へ委譲するようお願いしたい。	線引き権限の委譲	SILC設置に関連して人口増加、企業進出が望める。開発需要に柔軟に対応できるように、米原町だけの都市計画区域を設け、都計法の例外として、その権限を県から米原町に委譲して頂きたい。	事業：住宅増加事業 SILC関連企業事業 効果：人口増加により住宅が増え、活気が出る。企業進出が増加する。
滋賀県	竜王町	(仮称)エコ田園産業拠点交電(交流)プロジェクト構想	竜王町がもつ地域特性(名神竜王IC等の交通環境、豊かな自然環境、人的ネットワーク等)を最大限活用し、現在進行中である新エネルギー事業、やりリゾート事業、観光事業、交通事業、農業、産業等の個別事業を含め、「環境」を切り口とした具体的な複合プロジェクトをネットワーク化し推進し、新たな観光や農業の振興、新産業の創出をはかり、地域経済の活性化を誘発するものである。	市街地調整区域内での環境共生型施設の都市計画法上の規制緩和	市街地調整区域内での良質な民間開発における環境共生型の商業・集客施設および環境共生システム(水循環・太陽光利用・近自然型工法・立体緑化等)、地域振興につながる施設に対する町独自のまちづくり条例や振興計画での都市計画・建築基準法上の規制緩和の適用	西武竜王リゾート事業では、環境共生型のリゾート開発をめざすものであり、自然空間やエコシステムを取り入れたアウトレットモール・レストラン(18ha)等の整備を計画している。環境をテーマに複合的な展開をはかるとともに、地域経済への効果も期待できる。リゾート事業は平成20年開園予定となっている。 エコハウス事業は、平成15年検討調査中の事業で、企業や若者世代を対象とした住宅供給をコーポラティブ方式や環境共生型の住宅等の手法を取り入れた実施方針をとる計画である。従来の画一的な住宅供給とは異なる手法を取り入れることで、来住者や若者世代の定住の効果が期待できる。 またエコストア事業についても平成15年検討調査中で、生活利便性のある商業施設を環境に配慮した建築物、またリサイクルや地場産品の販売といった地域や環境と密着した事業をめざしており、地域資源の循環や環境への効果、および地域経済への効果も期待できる。
滋賀県	竜王町	(仮称)エコ田園産業拠点交電(交流)プロジェクト構想	竜王町がもつ地域特性(名神竜王IC等の交通環境、豊かな自然環境、人的ネットワーク等)を最大限活用し、現在進行中である新エネルギー事業、やりリゾート事業、観光事業、交通事業、農業、産業等の個別事業を含め、「環境」を切り口とした具体的な複合プロジェクトをネットワーク化し推進し、新たな観光や農業の振興、新産業の創出をはかり、地域経済の活性化を誘発するものである。	新エネ事業における木質バイオマス資源の廃掃法上の規制緩和	バイオマス資源を燃料源とする新エネルギー事業における廃掃法上の規制を緩和し、バイオマス資源の廃棄物扱いの除外および廃棄物取り扱いに関する市町村への権限委譲	町では平成16年に開設予定の舞茸生産工場より持続的に供給されるおがこを主原料にエネルギー転換を行い、電力・熱・残さの活用をはかり、バイオマスエネルギーと資源循環システムの構築を計画している。現在NEDO補助事業により事業化検討調査中である。この事業により町内資源の有効利用・資源循環、および新エネルギーによる新たなビジネス創出、地域活性化の効果がみ込める。
滋賀県	竜王町	(仮称)エコ田園産業拠点交電(交流)プロジェクト構想	竜王町がもつ地域特性(名神竜王IC等の交通環境、豊かな自然環境、人的ネットワーク等)を最大限活用し、現在進行中である新エネルギー事業、やりリゾート事業、観光事業、交通事業、農業、産業等の個別事業を含め、「環境」を切り口とした具体的な複合プロジェクトをネットワーク化し推進し、新たな観光や農業の振興、新産業の創出をはかり、地域経済の活性化を誘発するものである。	省庁間の類似支援策の一元化および集中手続き、複合適用の促進	省庁間(経済産業省、農水省、林野庁等)で類似する新エネルギーに関する施策の一元化、および手続きの集中管理および複合適用による効果的に運用	町では平成16年に開設予定の舞茸生産工場より持続的に供給されるおがこを主原料にエネルギー転換を行い、電力・熱・残さの活用をはかり、バイオマスエネルギーと資源循環システムの構築を計画している。現在NEDO補助事業により事業化検討調査中である。この事業により町内資源の有効利用・資源循環、および新エネルギーによる新たなビジネス創出、地域活性化の効果がみ込める。
滋賀県	竜王町	(仮称)エコ田園産業拠点交電(交流)プロジェクト構想	竜王町がもつ地域特性(名神竜王IC等の交通環境、豊かな自然環境、人的ネットワーク等)を最大限活用し、現在進行中である新エネルギー事業、やりリゾート事業、観光事業、交通事業、農業、産業等の個別事業を含め、「環境」を切り口とした具体的な複合プロジェクトをネットワーク化し推進し、新たな観光や農業の振興、新産業の創出をはかり、地域経済の活性化を誘発するものである。	電気事業法でのRPS認定エネルギー買取条件の向上、買取価格安定化	RPS制度導入に際する新エネルギー買い取り条件向上による事業化の促進・普及や買い取り価格の安定化による事業性の確保および差額に対する支援策	町では平成16年に開設予定の舞茸生産工場より持続的に供給されるおがこを主原料にエネルギー転換を行い、電力・熱・残さの活用をはかり、バイオマスエネルギーと資源循環システムの構築を計画している。現在NEDO補助事業により事業化検討調査中である。この事業により町内資源の有効利用・資源循環、および新エネルギーによる新たなビジネス創出、地域活性化の効果がみ込める。
滋賀県	竜王町	(仮称)エコ田園産業拠点交電(交流)プロジェクト構想	竜王町がもつ地域特性(名神竜王IC等の交通環境、豊かな自然環境、人的ネットワーク等)を最大限活用し、現在進行中である新エネルギー事業、やりリゾート事業、観光事業、交通事業、農業、産業等の個別事業を含め、「環境」を切り口とした具体的な複合プロジェクトをネットワーク化し推進し、新たな観光や農業の振興、新産業の創出をはかり、地域経済の活性化を誘発するものである。	国土省「優良建築物等整備事業」の適用拡大	国土交通省の補助事業「優良建築物等整備事業」の対象事業として、エコハウスやコーポラティブハウス事業の適用拡大	住宅供給のための事業は、平成15年検討調査中の事業で、企業や若者世代を対象とした住宅供給をコーポラティブ方式や環境共生型の住宅等の手法を取り入れた実施方針をとる計画である。従来の画一的な住宅供給とは異なる手法を取り入れることで、来住者や若者世代の定住の効果が期待できる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
滋賀県	竜王町	(仮称)エコ田園産業拠点交電(交流)プロジェクト構想	竜王町がもつ地域特性(名神竜王IC等の交通環境、豊かな自然環境、人的ネットワーク等)を最大限活用し、現在進行中である新エネルギー事業、リゾート事業、観光事業、交通事業、農業、産業等の個別事業を含め、「環境」を切り口とした具体的な複合プロジェクトをネットワーク化し推進し、新たな観光や農業の振興、新産業の創出をはかり、地域経済の活性化を誘発するものである。	農地権利の取得にかかる下限面積緩和	農地権利取得にかかる下限面積の緩和(50aから10aへ規制緩和)を行うことで都市住民等の非農家の農業参画機会の創出	新たな竜王町の農業のあり方として、遊休地や休耕田などの地域資源を有効活用し、農業における地域再生事業をめざす。事業としては、以下のような事業を計画している。 クライイングルテン事業は、週末の農業従事者の育成のための事業で、地域資源の有効活用と就農人口の拡大を目的に、都市住民に対して新しい農業スタイルを提供するための場を整備する。 サイド農ビジネスは、地域資源の有効活用と就農人口の拡大を目的に、町内在住、在勤者を対象に農業の場と機会を創出するものである。 コミュニティ農ビジネス事業は、農業にコミュニティビジネス的な要素を取り入れることで、農家の企業化等の新しい農業事業を展開できる。
滋賀県	竜王町	(仮称)エコ田園産業拠点交電(交流)プロジェクト構想	竜王町がもつ地域特性(名神竜王IC等の交通環境、豊かな自然環境、人的ネットワーク等)を最大限活用し、現在進行中である新エネルギー事業、リゾート事業、観光事業、交通事業、農業、産業等の個別事業を含め、「環境」を切り口とした具体的な複合プロジェクトをネットワーク化し推進し、新たな観光や農業の振興、新産業の創出をはかり、地域経済の活性化を誘発するものである。	農地転用許可の市町村への権限委譲(4ha未満)	農地転用許可を4ha未満にする等の規制緩和や抑制に関する権限を市町村に委譲し、地域事情に応じた農業振興施策の展開	新たな竜王町の農業のあり方として、遊休地や休耕田などの地域資源を有効活用し、農業における地域再生事業をめざす。また農業地域内における中心市街地の形成のための事業もすすめていく方針である。事業としては、以下のような事業を計画している。 クライイングルテン事業は、週末の農業従事者の育成のための事業で、地域資源の有効活用と就農人口の拡大を目的に、都市住民に対して新しい農業スタイルを提供するための場を整備する。 サイド農ビジネスは、地域資源の有効活用と就農人口の拡大を目的に、町内在住、在勤者を対象に農業の場と機会を創出するものである。 コミュニティ農ビジネス事業は、農業にコミュニティビジネス的な要素を取り入れることで、農家の企業化等の新しい農業事業を展開できる。
京都府	京都府	京都の農村まるごと観光	日本・世界から京都の農村を訪れる人が「日本のふるさと・京都の農村」を感じ、何度も訪れたいと思える魅力的な農村となるよう、つくったものを「よりのいかす」視点を重視し、民間の知恵や活力を誘導しながら、府内にある既存の都市農村交流施設が連携して時代のニーズに応じたサービスの提供を可能とすることを旨とするにより地域経済の活性化を図る「京都の農村まるごと観光(仮称)」を推進する。	各施設の特性を活かした多様なサービスの提供	補助事業等により整備した都市農村交流施設や空き学校等の目的外使用(リニューアルや管理主体の変更等)を可能にする。	今後、府内の関係機関に意見照会等を行い、目的外使用等の意向の有無・内容等について調査を行う。
京都府	京都府	京都の農村まるごと観光	日本・世界から京都の農村を訪れる人が「日本のふるさと・京都の農村」を感じ、何度も訪れたいと思える魅力的な農村となるよう、つくったものを「よりのいかす」視点を重視し、民間の知恵や活力を誘導しながら、府内にある既存の都市農村交流施設が連携して時代のニーズに応じたサービスの提供を可能とすることを旨とするにより地域経済の活性化を図る「京都の農村まるごと観光(仮称)」を推進する。	交流施設が関わる酒類の販売促進	交流施設等が独自ブランドで酒類を販売する場合は、その販路がより拡大出来るように酒類卸売業免許の許可基準を緩和する。	検討中
京都府	京都府	障害者雇用の促進による社会福祉事業の活性化	社会福祉施設及び社会福祉サービス事業所において障害者の雇用状況に応じて介護保険単価や支援費単価に差を付けることにより障害者等の雇用を促進し、社会福祉事業の活性化を図る。	・障害者等の雇用数に応じた介護保険及び支援費単価の設定 ・財源として法定雇用率未達成企業納付金等の活用	・事業規模に関係なく、障害者等の雇用数に応じて介護保険及び支援費の単価を設定。 ・必要な財源は、法定雇用率未達成企業納付金等を活用。	・事業規模に関係なく、障害者等の雇用数に応じて介護保険及び支援費の単価を設定。 障害者を積極的に雇用することに結びつく。 ・必要な財源として、法定雇用率未達成企業納付金等を活用。
京都府	京都府	京の芸術家支援事業(文化ニューディール事業)	公益法人等に事業を委託し、当事業のプロデューサーを雇用し、パブリックアートの設置や美術品の作成に係る事業等を実施すると共に、芸術家等を雇用しその制作を依頼する。府内の希望市町村から設置場所や所有場所の提供を受け、市町村独自の文化のまちづくりを進める。	緊急雇用創出特別基金事業を活用した芸術家の雇用	緊急雇用創出特別基金事業を活用し、芸術家の雇用を図る。	・京都文化財団に委託し、京都府内在住の芸術家の創作活動を支援する。 ・対象は、当事業の調整を行うアートプロデューサー、創作活動やパフォーマンスを行う芸術家とする。 ・展示系の芸術家には、作品の制作を依頼し、要望のある市町村にパブリックアートとして設置するとともに、公共の博物館等で展示公開する。 ・舞台系芸術家は、公共の場でのパフォーマンスを実施するとともに、教育現場等において、ワークショップを実施する。 ・アートプロデューサーには総合的な企画調整機能の役割を課す。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
京都府	京都府	観光都市kyotoケータイサポート構想	中小企業が多く、依然厳しい経済・雇用情勢の続く京都市及び周辺市において、我が国を代表する豊かな観光資源の集積や高度なものづくり技術に支えられたケータイ産業の集積といった特徴を生かし、ケータイ一つで安心で快適な旅行が楽しめる「観光都市kyotoケータイサポート構想」を構築する。国の観光立国推進の取組とも呼応した本プロジェクトの推進により、外国人観光客等の誘客拡大を図り、観光消費額の増加や雇用創出を図るほか、新たな観光ビジネスモデルの創造を目指す。このため、ビザ免除の対象拡大、審査期間短縮化等、外国人観光客の訪日環境整備を求めるとともに、電線類地中化等景観整備の促進や、本プロジェクトの円滑な推進に向けた電波法の規制緩和やモデル事業としての支援など、快適な受け入れ環境の整備を提案する。	ICタグ実証実験に対する円滑な免許の付与	観光客への利便性向上を目指してICタグを活用した様々な社会実証実験を円滑に行うに当たっての、迅速な実験局の免許付与や必要な周波数割当の実施	ICタグ付きの携帯電話を利用した、以下のようなサービス実現を目指す社会実験を円滑に行えるようにする。 ・内外の観光客の個人属性、TPOにあった情報をリアルタイムで提供する。 ・おみやげ一括配送(各地の店で購入したおみやげの配送を一括して行えるようにする)で、配送料金の低減や「手ぶら旅行」の実現を目指す。修学旅行の自由行動時間において生徒の位置情報・各個人の特定を自動的に行ない、安全確認を行なう。また、公共交通施設からも人の通過後家庭や学校へメッセージ通信を行なう。また、新しい観光需要の創出による関連産業の振興や、実験で得られた行動履歴を元にした新たな観光政策の打ち出しへの活用を図る。
京都府	京都府	観光都市kyotoケータイサポート構想	中小企業が多く、依然厳しい経済・雇用情勢の続く京都市及び周辺市において、我が国を代表する豊かな観光資源の集積や高度なものづくり技術に支えられたケータイ産業の集積といった特徴を生かし、ケータイ一つで安心で快適な旅行が楽しめる「観光都市kyotoケータイサポート構想」を構築する。国の観光立国推進の取組とも呼応した本プロジェクトの推進により、外国人観光客等の誘客拡大を図り、観光消費額の増加や雇用創出を図るほか、新たな観光ビジネスモデルの創造を目指す。このため、ビザ免除の対象拡大、審査期間短縮化等、外国人観光客の訪日環境整備を求めるとともに、電線類地中化等景観整備の促進や、本プロジェクトの円滑な推進に向けた電波法の規制緩和やモデル事業としての支援など、快適な受け入れ環境の整備を提案する。	ケータイ関連技術の実証実験に対する予算の重点配分	観光客への利便性向上を目指してケータイ関連技術(携帯電話、ICタグ、PDA、カーナビシステム、モバイル放送、地上波デジタル放送等)を活用した様々な社会実証実験を円滑に行うに当たっての国づくり推進連携調査費(仮称)、VJC事業費等の重点配分	ケータイ関連技術(携帯電話、ICタグ、PDA、カーナビシステム、モバイル放送、地上波デジタル放送等)を利用した、以下のようなサービス実現を目指す社会実験を円滑に実施できるようにする。 ・内外の観光客の個人属性、TPOにあった観光情報をリアルタイムで提供。併せて的確な観光ナビサービスを実現する。 ・「情報バリアフリー」を目指したマルチ言語対応で通訳機能を有する携帯電話やPDAを利用したサービスの提供 ・おみやげ一括配送(各地の店で購入したおみやげの配送を一括して行う)で、配送料金の低減や「手ぶら旅行」の実現 ・キャッシュレス観光を目指した携帯端末利用の決済システムの実現 ・修学旅行の事前学習、体験学習等をITを活用して更に充実したものに。また、自由行動時間における生徒の位置情報・個人の特定を自動的に行ない、安全確認も行なう。更に、公共交通施設からも人の通過後家庭や学校へメッセージ通信を行なう。 ・観光行動履歴を基にしたマーケティング支援を行う。
京都府	京都府	観光都市kyotoケータイサポート構想	中小企業が多く、依然厳しい経済・雇用情勢の続く京都市及び周辺市において、我が国を代表する豊かな観光資源の集積や高度なものづくり技術に支えられたケータイ産業の集積といった特徴を生かし、ケータイ一つで安心で快適な旅行が楽しめる「観光都市kyotoケータイサポート構想」を構築する。国の観光立国推進の取組とも呼応した本プロジェクトの推進により、外国人観光客等の誘客拡大を図り、観光消費額の増加や雇用創出を図るほか、新たな観光ビジネスモデルの創造を目指す。このため、ビザ免除の対象拡大、審査期間短縮化等、外国人観光客の訪日環境整備を求めるとともに、電線類地中化等景観整備の促進や、本プロジェクトの円滑な推進に向けた電波法の規制緩和やモデル事業としての支援など、快適な受け入れ環境の整備を提案する。	外国製携帯端末による国内回線接続に関する規制緩和	外国人観光客が自国の携帯電話を利用し、日本国内で観光情報サービスの提供を受けるために、その周波数で電波を出すことについて、総務省の外郭団体財団法人電気通信端末機器審査協会(JATA)で義務付けられている国内技術基準への適合認定に係る規制の緩和	・外国人が自国で使用している携帯電話を利用して、日本国内で様々な観光情報を容易に享受できるようにすることで、利便性を高め、日本観光の魅力向上を目指す。
京都府	京都府	観光都市kyotoケータイサポート構想	中小企業が多く、依然厳しい経済・雇用情勢の続く京都市及び周辺市において、我が国を代表する豊かな観光資源の集積や高度なものづくり技術に支えられたケータイ産業の集積といった特徴を生かし、ケータイ一つで安心で快適な旅行が楽しめる「観光都市kyotoケータイサポート構想」を構築する。国の観光立国推進の取組とも呼応した本プロジェクトの推進により、外国人観光客等の誘客拡大を図り、観光消費額の増加や雇用創出を図るほか、新たな観光ビジネスモデルの創造を目指す。このため、ビザ免除の対象拡大、審査期間短縮化等、外国人観光客の訪日環境整備を求めるとともに、電線類地中化等景観整備の促進や、本プロジェクトの円滑な推進に向けた電波法の規制緩和やモデル事業としての支援など、快適な受け入れ環境の整備を提案する。	ビジット・ジャパン・キャンペーンにおける地域連携事業の制度化	・海外メディアへの大規模な広報等、日本全体を対象とする事業はVJC実施本部で実施する一方、国内受入事業や地域の特色を生かした事業については、運輸局・地方自治体等が主体的に参画・実施できるように、一定の予算枠を設けた上で、地域連携事業(補助事業)として制度化 ・VJC実施本部における海外見本市等、地方公共団体の参画可能性のある事業に係る計画概要の早期提示	・複数府県・旅行エージェント等との連携により、地域の特性を生かしたファミトリップ、伝統文化体験モデル事業、地域情報発信事業などを実施する。 ・VJC実施本部から示された計画概要に基づき、より効果的と思われる事業に積極的に参画していく。
京都府	京都府	観光都市kyotoケータイサポート構想	中小企業が多く、依然厳しい経済・雇用情勢の続く京都市及び周辺市において、我が国を代表する豊かな観光資源の集積や高度なものづくり技術に支えられたケータイ産業の集積といった特徴を生かし、ケータイ一つで安心で快適な旅行が楽しめる「観光都市kyotoケータイサポート構想」を構築する。国の観光立国推進の取組とも呼応した本プロジェクトの推進により、外国人観光客等の誘客拡大を図り、観光消費額の増加や雇用創出を図るほか、新たな観光ビジネスモデルの創造を目指す。このため、ビザ免除の対象拡大、審査期間短縮化等、外国人観光客の訪日環境整備を求めるとともに、電線類地中化等景観整備の促進や、本プロジェクトの円滑な推進に向けた電波法の規制緩和やモデル事業としての支援など、快適な受け入れ環境の整備を提案する。	中国人修学旅行生の短期ビザ免除	中国人修学旅行(学生の団体旅行)客に対するビザ取得の特例的な免除	・短期滞在に査証取得が求められる中国からの修学旅行(学生の団体旅行)客を対象に、15日以内のノービザ観光を認めることで誘客の拡大を図る。 ・我が国全体で4,500名程度、京都で900名程度のインバウンド拡大効果が見込める。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
京都府	京都府	観光都市kyotoケータイサポート構想	中小企業が多く、依然厳しい経済・雇用情勢の続く京都市及び周辺市において、我が国を代表する豊かな観光資源の集積や高度なものづくり技術に支えられたケータイ産業の集積といった特徴を生かし、ケータイ一つで安心で快適な旅行が楽しめる「観光都市kyotoケータイサポート構想」を構築する。国の観光立国推進の取組とも呼応した本プロジェクトの推進により、外国人観光客等の誘客拡大を図り、観光消費額の増加や雇用創出を図るほか、新たな観光ビジネスモデルの創造を目指す。このため、ビザ免除の対象拡大、審査期間短縮化等、外国人観光客の訪日環境整備を求めるとともに、電線類地中化等景観整備の促進や、本プロジェクトの円滑な推進に向けた電波法の規制緩和やモデル事業としての支援など、快適な受け入れ環境の整備を提案する。	中国人に対するビザ審査期間の短縮化	日本を訪問する中国人観光客に対するビザ審査に係る期間の短縮	・現在、日本を訪問する中国人観光客については、査証が求められているが、申請から発行までに3週間程度の期間を要しており、この期間を短縮化することにより、誘客拡大を図る。 ・90,000人程度のインバウンド拡大効果が見込める。
京都府	京都府	観光都市kyotoケータイサポート構想	中小企業が多く、依然厳しい経済・雇用情勢の続く京都市及び周辺市において、我が国を代表する豊かな観光資源の集積や高度なものづくり技術に支えられたケータイ産業の集積といった特徴を生かし、ケータイ一つで安心で快適な旅行が楽しめる「観光都市kyotoケータイサポート構想」を構築する。国の観光立国推進の取組とも呼応した本プロジェクトの推進により、外国人観光客等の誘客拡大を図り、観光消費額の増加や雇用創出を図るほか、新たな観光ビジネスモデルの創造を目指す。このため、ビザ免除の対象拡大、審査期間短縮化等、外国人観光客の訪日環境整備を求めるとともに、電線類地中化等景観整備の促進や、本プロジェクトの円滑な推進に向けた電波法の規制緩和やモデル事業としての支援など、快適な受け入れ環境の整備を提案する。	中国における訪日団体観光旅行対象地域の拡大に向けた要請	中国において訪日団体観光旅行の対象となっている地域は、現在、北京市・上海市・広東省の3地域のみが試験地域として指定されているが、この対象地域を拡大するよう中国に要請	・拡大された地域に対するプロモーション活動やファミトリップ事業を通じ、日本への誘客拡大を図っていく。 ・900,000人程度のインバウンド拡大効果が見込める。
京都府	京都府	観光都市kyotoケータイサポート構想	中小企業が多く、依然厳しい経済・雇用情勢の続く京都市及び周辺市において、我が国を代表する豊かな観光資源の集積や高度なものづくり技術に支えられたケータイ産業の集積といった特徴を生かし、ケータイ一つで安心で快適な旅行が楽しめる「観光都市kyotoケータイサポート構想」を構築する。国の観光立国推進の取組とも呼応した本プロジェクトの推進により、外国人観光客等の誘客拡大を図り、観光消費額の増加や雇用創出を図るほか、新たな観光ビジネスモデルの創造を目指す。このため、ビザ免除の対象拡大、審査期間短縮化等、外国人観光客の訪日環境整備を求めるとともに、電線類地中化等景観整備の促進や、本プロジェクトの円滑な推進に向けた電波法の規制緩和やモデル事業としての支援など、快適な受け入れ環境の整備を提案する。	観光地における電線類地中化の促進	来年度から国の新たな5カ年計画が策定される中、電線類地中化整備について、地方公共団体の要望を踏まえた計画内容とするとともに、計画に基づき、予算を重点的に措置	・現在、整備を希望している箇所が相当数あることから、観光地を中心に電線類地中化事業の大幅な促進を図る。
京都府	カゴヤ・ジャパン株式会社	Ubiquitous Recommendation System(URS)	京都は世界に誇る文化・観光都市ですが、その利用価値を最大化する部分には多くの余地が残されています。本プロジェクトの目標は、この「文化・観光資源の利用価値最大化」にフォーカスしたユビキタスコンピューティングによる予測型情報提供システムを構築し、事業化・モデル化することです。その意義は、優良なサービスや商品を持ちながら規模や知名度等から、消費者に到達できない事業者と、それらを求める利用者をつなぎ、この「失われている価値」を顕在化・最大化させることです。この効果は、地域を両者の視点から活性化させるだけでなく、「新たな利用価値」の創造を誘発し、ひいては雇用の拡大を促進します。そのモデル化は他の地域においてもスムーズな導入を可能とし、さらには互いに連携していく発展性を持っています。	システム構築費の助成、研究施設の貸与、国管理施設への協力	国の機関でないと利用できない研究施設や技術を、地域活性化のために民間事業が利用しやすくするための窓口や基準を設ける。また国が管理している施設についても協力体制が依頼できる窓口や基準を設ける。	観光事業に「予測型情報提供エンジン」を元にしたデータ収集・解析・配信システム「Ubiquitous Recommendation System(URS)」を提供します。RFID技術を用いた個人識別機能付き非接触型クレジットカードで、人の移動・商品購入・宿泊・各種企画に参加することができます。これらの情報は行動履歴として全て記録され、その情報と様々な補正情報から利用者の嗜好性を推測し、予測されるニーズに合致した情報を電子メールや専用端末から受け取ることができます。運営には情報登録端末を参加事業者に貸与し、販売する商材やサービスに関する属性情報を提供する仕組みを有料で提供します。カード利用者はたとえば消費者は次に訪れる場所を決めていなくても、自らの好みに合った商品の紹介をシステムに明示的に指示することなく受け取ることができます。ホテルでは予約客がどのようなサービスを期待しているかが事前にわかります。美術館では来場者の館内行動をモニターすることができ、どの展示が最も注目を集めたのか、また次に求められるテーマは何かを事前に知ることができます。本事業の利用者拡大により、中小零細企業などの雇用を促進します。新たな雇用ポストの創出と事業拡大による雇用枠の拡大は、全体の10%が新規雇用を行うと仮定すると、3,000人の新規雇用を創出し、新商品・サービスの提供や起業を促し、地域再生の促進を可能とします。
大阪府	大阪府	内外企業の立地促進	既存の産業集積など地域資源を最大限に活用し、国内外のIT、バイオ、ナノテクをはじめとする高付加価値の都市型産業などチャレンジ精神に富む内外の企業立地を促進することを通じ、経済の活性化、雇用の創出を目指す。	工業再配置促進法の廃止	我が国の経済再生にとって大阪経済の再生は不可欠であり、従来の都市部からの工場移転政策を見直す必要がある。そこで、「工業再配置促進法」の廃止を要望する。	本府としては、都市の産業空洞化をもたらし府内産業の流出防止に努めるとともにIT、バイオ、ナノテクをはじめとする高付加価値の都市型産業やチャレンジ精神に富む内外の企業立地を促進し、経済の活性化、雇用の創出を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
大阪府	大阪府	内外企業の立地促進	既存の産業集積など地域資源を最大限に活用し、国内外のIT、バイオ、ナノテクをはじめとする高付加価値の都市型産業などチャレンジ精神に富む内外の企業立地を促進することを通じ、経済の活性化、雇用の創出を目指す。	FAZ地域外国事業者支援事業に係る対象要件の緩和	現在府が設置するりんくうゲートタワービル16Fのインキュベートオフィスの利用に当って、外国系企業については、外資1/3以上とされている。しかし、当該出資の形態は法人からの出資を前提として規定されており、国庫補助はこれを厳格に運用されているが、個人(外国人)出資による企業についても対象要件を緩和する必要がある。また、りんくうゲートタワービル16Fに設置するインキュベートオフィスはFAZ法に根拠を置く補助事業であるため、対象となる業種は輸入事業に限定されているが、業種を限定せず、事業者を幅広く捉え、対内投資を推進させていく必要がある。	当該インキュベートオフィスの利用に当って、外国系企業については、外資1/3以上とされている。しかし、当該出資の形態は法人からの出資を前提として規定されており、国庫補助はこれを厳格に運用されている。府は前理由により補助金の対象外とされた企業も、府の補助要項と目的から個別に判断し、利用目的に合致する企業については、単独補助による支援を行なっている。また、当該インキュベートオフィスはFAZ法に根拠を置く補助事業であるため、対象となる業種は輸入事業に限定されている。府の単独補助も基本的に国に準じているため、輸入事業者以外は当該オフィスは利用できない。
大阪府	大阪府	内外企業の立地促進	既存の産業集積など地域資源を最大限に活用し、国内外のIT、バイオ、ナノテクをはじめとする高付加価値の都市型産業などチャレンジ精神に富む内外の企業立地を促進することを通じ、経済の活性化、雇用の創出を目指す。	企業等が行う特許取得に要する費用の免除	研究施設の職員又は企業が行う特許取得に要する費用を全額免除	特許に要する費用負担を軽減することによって、研究施設及び研究開発型企業の立地を促進するとともにその活動を支援する
大阪府	大阪府	内外企業の立地促進	既存の産業集積など地域資源を最大限に活用し、国内外のIT、バイオ、ナノテクをはじめとする高付加価値の都市型産業などチャレンジ精神に富む内外の企業立地を促進することを通じ、経済の活性化、雇用の創出を目指す。	研究で製造するアルコールに係る許認可の免除	研究施設において研究の過程で製造されるアルコールについて、許認可を免除	許認可を免除することで、研究に係る事務処理を軽減し、活動を促進する。このため、研究機関について酒税法の酒類製造免許、アルコール事業法のアルコール製造業許可を免除する。
大阪府	大阪府	円滑な資金供給による中小企業の活力再生	中小企業への円滑な資金供給に当たって、信用補完制度は重要な政策手段であるが、リスクの高い中小企業は保証の対象にならない。また、中小企業の取引先や元請けとなる中堅企業は本制度の対象外であり、倒産等の事態に陥った場合、中小企業に連鎖倒産など多大な影響。このため、信用補完制度の一部を改善することを通じ、中小企業への円滑な資金供給に資する。 ・中小企業者のリスクに応じた弾力的な保険料率の設定 ・中堅企業の信用補完制度への対象追加	中小企業者のリスクに応じた弾力的な保険料率の設定	中小企業の経営状況等に応じて、そのリスクを反映した保険料率を柔軟に設定できるようにする。	現行信用補完制度の中ではリスクが高すぎて保証対象にならない中小企業にも保証の途を拓くことにより、経営の改善を支援することができる。
大阪府	大阪府	円滑な資金供給による中小企業の活力再生	中小企業への円滑な資金供給に当たって、信用補完制度は重要な政策手段であるが、リスクの高い中小企業は保証の対象にならない。また、中小企業の取引先や元請けとなる中堅企業は本制度の対象外であり、倒産等の事態に陥った場合、中小企業に連鎖倒産など多大な影響。このため、信用補完制度の一部を改善することを通じ、中小企業への円滑な資金供給に資する。 ・中小企業者のリスクに応じた弾力的な保険料率の設定 ・中堅企業の信用補完制度への対象追加	中堅企業の信用補完制度への対象追加	中小企業信用保険法の中小企業者の定義に中堅企業を加える。	中小企業の売掛先となっている中堅企業を信用補完制度の対象にすることにより、中小企業の資金繰りの悪化を防ぎ、円滑な資金供給に資する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
大阪府	大阪府、創業推進連絡協議会	バイオメディカル・クラスターの創成	<p>【提案概要】</p> <p>総合的な創業推進のための相談機能の充実 「医薬品機構」の新薬実地調査機能を持つ大阪事務所の設置を提案するものである。</p> <p>・ G L P、G C Pの信頼性調査及び実地調査を行える「医薬品機構」の大阪事務所の設置し、次の機能を果たすことが必要である。</p> <p>(1)大阪事務所に、医薬品等審査関連業務関係職員の半数を配置する。</p> <p>(2)大阪事務所職員の業務 製薬会社本社・研究所の G L P、G C Pの適合性を調査 西日本の医療機関の G C Pの適合性を調査 大阪特区での先端的新薬開発研究における G L P、G C P等の相談業務 生活保護受給者の治験参加の可能化 生活保護法第5条第2項の規定を緩和して、生活保護受給者に治験における特定療養費を支給可能とし、生活保護受給者が治験に参加できるようにするもの</p>	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構の大阪事務所の設置	<p>本件は、新薬実地調査機能を持つ大阪事務所の設置を提案するもので、「バイオメディカルクラスター創成特区」と併せて実施することにより相乗的な効果を発揮する事項である。</p> <p>総合的な創業推進のための相談機能の充実 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構(以下「医薬品機構」という。)が行う G L P、G C Pの信頼性調査及び G L P実地調査、G C P実地調査は、製薬会社が医薬品機構の調査を受け、医薬品機構職員が製薬会社・研究所や医療機関を訪問する現地調査を実施している。欧米では、こうした調査業務は、各地域に配置した担当職員が、効率的かつ質の高い調査を実施している。わが国でこれを行っている医薬品機構は、東京1箇所にオフィスを持っているが、今後の創業の推進のためには、創業の中心地であり、先端的医療機関の存在する大阪にもオフィスを開設し、次の機能を果たすことが必要である。</p> <p>1. 医薬品機構の大阪オフィスには信頼性調査関係職員の半数を配置する。</p> <p>2. 大阪オフィス職員の業務 製薬会社本社・研究所の G L P、G C Pの適合性を調査 西日本の医療機関の G C Pの適合性を調査 大阪特区での先端的新薬開発研究における G L P、G C P等の相談業務</p> <p>利点 上記調査等の実施を地域的に効率的に行うことができることによる 非臨床・臨床試験のスピードアップ 「機構」及び「企業」の人的・旅費等の経費削減効果、東京に比してオフィス賃貸料が安いことによる経費削減効果などがある。</p> <p>なお、(財)医療機器センターの調査業務が、「医薬品機構」へ組み入れられることから、上記の大阪オフィスの機能として医療機器関連の業務を付加する必要がある。</p>	<p>本件は、「医薬品機構」の新薬実地調査機能を持つ大阪事務所の設置を提案するもので、「バイオメディカルクラスター創成特区」と併せて実施することにより相乗的な効果を発揮する事項である。</p> <p>総合的な創業推進のための相談機能の充実 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構(以下「医薬品機構」という。)が行う G L P、G C Pの信頼性調査及び G L P実地調査、G C P実地調査は、製薬会社が医薬品機構の調査を受け、医薬品機構職員が製薬会社・研究所や医療機関を訪問する現地調査を実施している。欧米では、こうした調査業務は、各地域に配置した担当職員が、効率的かつ質の高い調査を実施している。わが国でこれを行っている医薬品機構は、東京1箇所にオフィスを持っているが、今後の創業の推進のためには、創業の中心地であり、先端的医療機関の存在する大阪にもオフィスを開設し、次の機能を果たすことが必要である。</p> <p>1. 医薬品機構の大阪オフィスには信頼性調査関係職員の半数を配置する。</p> <p>2. 大阪オフィス職員の業務 製薬会社本社・研究所の G L P、G C Pの適合性を調査 西日本の医療機関の G C Pの適合性を調査 大阪特区での先端的新薬開発研究における G L P、G C P等の相談業務</p> <p>利点 上記調査等の実施を地域的に効率的に行うことができることによる 非臨床・臨床試験のスピードアップ 「機構」及び「企業」の人的・旅費等の経費削減効果、東京に比してオフィス賃貸料が安いことによる経費削減効果などがある。</p> <p>なお、(財)医療機器センターの調査業務が、「医薬品機構」へ組み入れられることから、上記の大阪オフィスの機能として医療機器関連の業務を付加する必要がある。</p>
大阪府	大阪府、創業推進連絡協議会	バイオメディカル・クラスターの創成	<p>【提案概要】</p> <p>総合的な創業推進のための相談機能の充実 「医薬品機構」の新薬実地調査機能を持つ大阪事務所の設置を提案するものである。</p> <p>・ G L P、G C Pの信頼性調査及び実地調査を行える「医薬品機構」の大阪事務所の設置し、次の機能を果たすことが必要である。</p> <p>(1)大阪事務所に、医薬品等審査関連業務関係職員の半数を配置する。</p> <p>(2)大阪事務所職員の業務 製薬会社本社・研究所の G L P、G C Pの適合性を調査 西日本の医療機関の G C Pの適合性を調査 大阪特区での先端的新薬開発研究における G L P、G C P等の相談業務 生活保護受給者の治験参加の可能化 生活保護法第5条第2項の規定を緩和して、生活保護受給者に治験における特定療養費を支給可能とし、生活保護受給者が治験に参加できるようにするもの</p>	生活保護受給者に治験における特定療養費の支給可能化	生活保護法第5条第2項の規定を緩和して、生活保護受給者に治験における特定療養費を支給可能とし、生活保護受給者の治験参加を可能とするもの	<p>大阪は、平成16年春に開設される「国立医薬基盤研究所」の誘致、平成15年4月の特区1号の認定を受けた「バイオメディカルクラスター創成特区」をはじめ、同時期に「創業推進連絡協議会」を発足させるなど、基礎研究から医薬品の開発、臨床試験に至る総合的な創業を推進するための各種取り組みを行っている。本提案は生活保護受給者に治験における特定療養費を支給可能とし、より多くの被験者の協力を得て治験のスピードアップを図るようとするもので創業推進の一助に繋げるものである。</p>
大阪府	大阪府	国際交流の拠点形成	産業集積及びにぎわいづくりの拠点となりうるような施設の立地を促進し、その機能が一層発揮できる環境づくりに資する支援措置	りんくうタウン内の特定施設での業務に従事する外国人についてビザの免除	りんくうタウン内の特定施設(研究施設、国際交流施設)での業務に従事する外国人については、ビザ(日本国査証)の取得を免除	りんくうタウン内において関西国際空港経由で流入するおそれのある感染症に対応するため、研究施設への外国人研究者の招聘や国際交流施設の設置・運営のために入国する投資家や技能者の来訪にかかるビザを不要とする。
大阪府	大阪府	国際交流の拠点形成	産業集積及びにぎわいづくりの拠点となりうるような施設の立地を促進し、その機能が一層発揮できる環境づくりに資する支援措置	海上貨物と航空貨物の通関手続きの一元化	りんくうタウン内の通関業者が航空貨物及び海上貨物を輸出入する際に、航空貨物通関情報処理システム及び海上貨物通関情報処理システムの両方を使って、一連の税関手続き等を行えるようにする	りんくうタウンを所管する2税関では、それぞれ航空貨物通関情報処理システムまたは海上貨物通関情報処理システムしか導入されていない。システムが導入されていない税関に別の通関処理を行うとなればマニュアル申請となり不便である。りんくうタウンにおいては両システムが使える体制を整え通関業者の利便性の向上を図る。
大阪府	大阪府	企業ニーズに対応した宅地処分の促進	都市計画法・新住宅市街地開発法の土地利用計画の変更、処分のための手続きの簡素化を図るとともに、民間ノウハウの活用により住宅地の分譲、企業誘致の促進を図る措置を講じる。	阪南スカイタウンの新住宅市街地開発法における宅地利用計画で「特定業務施設」と「公益的施設」の区分を統合等	<p>宅地の利用計画における「特定業務施設」と「公益的施設」の区分をなくし、一本化するとともに、施設に関連する住宅の建設を可能とする</p> <p>【新住宅市街地開発法第2条6・7項の改正】 処分計画の協議・同意を届出制(変更届出不要)にするとともに、完了公告の条件緩和を行う</p> <p>【新住宅市街地開発法第22条第2項27条の改正】 住宅地の民間事業者への卸売り(卸売り条件の撤廃)</p> <p>【新住宅市街地開発法施行令第4条第1項3の2の改正】</p>	<p>企業ニーズに対応した早期の宅地処分を可能とし、企業誘致を促進する。民間事業者に対する早期宅地分譲を可能とし、販売を促進することにより、まちの早期熟成を図る。</p>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
大阪府	大阪府	雇用状況の改善	大阪の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、雇用機会の受け皿支援や職業能力開発訓練の充実を図り、雇用失業情勢の改善を目指す。 ・緊急地域雇用創出特別基金事業中小企業特別委託事業の要件緩和 ・離職者等再就職支援能力開発事業の弾力的運用	緊急地域雇用創出特別基金事業中小企業特別委託事業の要件の緩和	緊急地域雇用創出特別基金事業の中小企業特別委託事業を活用し、中小企業が、障害者就業・生活支援センターやジョブカフェ、府が事業展開を図っている地域就労支援センター等を通じ障害者、中高年齢者、母子家庭の母親、若年者等を新規雇用する案件に限り、委託対象中小企業の要件のうち特に「3年前から直近の事業年度まで2年連続売上が減少し、直近の事業年度の生産指標が3年前に比べ3分の1以上減少している企業」の撤廃を求める。	「3年前から直近の事業年度まで2年連続売上が減少し、直近の事業年度の生産指標が3年前に比べ3分の1以上減少している企業」であることを要する要件を緩和することにより、委託対象業者の範囲を広げ、雇用創出の拡大を図る。
大阪府	大阪府	雇用状況の改善	大阪の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、雇用機会の受け皿支援や職業能力開発訓練の充実を図り、雇用失業情勢の改善を目指す。 ・緊急地域雇用創出特別基金事業中小企業特別委託事業の要件緩和 ・離職者等再就職支援能力開発事業の弾力的運用	離職者等再就職支援能力開発事業の弾力化	離職者等再就職支援能力開発事業の実施にあたり、訓練対象者や訓練時間数、委託料の単価等を、各地域の特性に応じて弾力的に設定できるように運営方法の見直しを図ること、離職者等の再就職支援を強化する。	・若年者、障害者、母子家庭の母親、ホームレス等地域の実情に応じて対象者を限定した訓練コースの設置 ・訓練時間数の制限の撤廃(対象・目的により訓練時間を伸縮可能にする。) ・委託料単価全国一律設定の弾力化など
大阪府	大阪府	保育所待機児童の解消等の促進	保育所運営費のうち、修繕積立金(修繕引当金含む)の用途の規制を緩和し、保育所の創設や増改築等整備費に充当する。なお、待機児童の解消のための整備事業への充当を条件とする。	保育所運営費の用途の規制を緩和	保育所運営費のうち、修繕積立金(修繕引当金含む)の用途の規制を緩和し、保育所の創設や増改築等整備費に充当する。なお、待機児童の解消のための整備事業への充当を条件とする。	保育所運営費のうち、修繕積立金の用途の規制を緩和し、保育所の増改築等整備を促進することにより、待機児童の早期解消を図る。
大阪府	大阪府	保育所待機児童の解消等の促進	児童入所施設措置費のうち、施設の引当金及び繰越金の用途の規制を緩和し、施設の改築等整備費に充当する。	児童入所施設措置費の用途の規制を緩和	児童入所施設措置費のうち、施設の引当金及び繰越金の用途の規制を緩和し、施設の改築等整備費に充当する。	府下の児童入所施設の多くは、建物や設備の老朽化が著しく狭隘な居室となっている。今後、施設の改築等が必要となるため、施設の引当金及び繰越金の用途の規制を緩和し、児童入所施設の改築等整備を促進することにより、児童の処遇の向上を図る。
大阪府	大阪府	地域コミュニティ活動の活性化	大阪府全体の活力低下の要因となっている。「つながりの喪失」という特有の地域における課題を解決していくためには、これまでの行政が中心となった課題解決手法から、地域の住民が主体となって行政との対等なパートナーシップのもと、地域づくりやまちづくりを進めていく体制の構築が必要である。このため、平成15年度より、「大阪府社会起業家育成支援プロジェクト」を実施し、CBやNPO等幅広い地域住民活動を育み支えるための活動内容に対する技術的サポート、CBやNPO間のコラボレーションを支援するネットワークづくり、行政はもとより、地域の住民、企業が地域の活動を資金面で支える仕組みづくりといった環境整備を進めている。今回、この「社会起業家育成支援プロジェクト」を実施する中で培われた公民のネットワークの協働提案として、地域社会の課題解決手法を提案する。	NPO法人の信用補完制度への対象追加	NPO法人を中小企業信用保険法に規定する「中小企業者」に含め、信用保険制度の対象とする。	中小企業信用保険法第2条に定める「中小企業者」にNPO法人を含める。
大阪府	大阪府	地域コミュニティ活動の活性化	大阪府全体の活力低下の要因となっている。「つながりの喪失」という特有の地域における課題を解決していくためには、これまでの行政が中心となった課題解決手法から、地域の住民が主体となって行政との対等なパートナーシップのもと、地域づくりやまちづくりを進めていく体制の構築が必要である。このため、平成15年度より、「大阪府社会起業家育成支援プロジェクト」を実施し、CBやNPO等幅広い地域住民活動を育み支えるための活動内容に対する技術的サポート、CBやNPO間のコラボレーションを支援するネットワークづくり、行政はもとより、地域の住民、企業が地域の活動を資金面で支える仕組みづくりといった環境整備を進めている。今回、この「社会起業家育成支援プロジェクト」を実施する中で培われた公民のネットワークの協働提案として、地域社会の課題解決手法を提案する。	小規模通所授産施設運営事業補助金の交付対象の拡大	社会福祉法上、原則として社会福祉法人となっている1種事業の経営主体のうち、身体・知的障害者小規模通所授産施設の設置・運営に関してのみ、NPO法人を社会福祉法人と同等に扱う旨の改正。また、「身体障害者保護費国庫負担(補助)金交付要綱」、「障害児及び知的障害者施設措置費等の国庫負担(補助)金交付要綱」上、補助金の交付対象として、『社会福祉法人が設置する小規模通所授産施設の運営事業に対する・・・』と明記されているため、社会福祉法人と並列でNPO法人を交付対象として拡大する旨の改正。	府の小規模通所授産施設運営事業補助金の交付対象の拡大(NPO法人を追加)

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
大阪府	大阪府社会起業家サポーターズ(大阪府、社会起業家委員会、おおさか元気ネット)	地域コミュニティ活動の活性化	大阪府全体の活力低下の要因となっている。「つながりの喪失」という特有の地域における課題を解決していくためには、これまでの行政が中心となった課題解決手法から、地域の住民が主体となって行政との対等なパートナーシップのもと、地域づくりやまちづくりを進めていく体制の構築が必要である。このため、平成15年度より、「大阪府社会起業家育成支援プロジェクト」を実施し、CBやNPO等幅広い地域住民活動を育み支えるための活動内容に対する技術的サポート、CBやNPO間のコラボレーションを支援するネットワークづくり、行政はもとより、地域の住民、企業が地域の活動を資金面で支える仕組みづくりといった環境整備を進めている。今回、この「社会起業家育成支援プロジェクト」を実施する中で培われた公民のネットワークの協働提案として、地域社会の課題解決手法を提案する。	認定特定非営利活動法人の認定に係る権限の移譲	認定特定非営利活動法人の認定に係る権限について、特定非営利活動法人の認証等を行っている大阪府知事を一元的な窓口とするなど、権限の移譲を図りたい。	NPO活動に係る窓口の一元化および認証等を実施している大阪府におけるNPOの活動実態に関する情報の集中管理化。NPOが地域社会に欠かせない存在として、さらに発展するためには、NPOの活動に係る手続き等のワンストップ化を進めていくことが不可欠である。一方で、NPOを騙った悪質な事件も見られ、NPOに係る情報の集中化を図り、今後のNPO活動の安定的な発展を図る。
大阪府	大阪府社会起業家サポーターズ(大阪府、社会起業家委員会、おおさか元気ネット)	地域コミュニティ活動の活性化	大阪府全体の活力低下の要因となっている。「つながりの喪失」という特有の地域における課題を解決していくためには、これまでの行政が中心となった課題解決手法から、地域の住民が主体となって行政との対等なパートナーシップのもと、地域づくりやまちづくりを進めていく体制の構築が必要である。このため、平成15年度より、「大阪府社会起業家育成支援プロジェクト」を実施し、CBやNPO等幅広い地域住民活動を育み支えるための活動内容に対する技術的サポート、CBやNPO間のコラボレーションを支援するネットワークづくり、行政はもとより、地域の住民、企業が地域の活動を資金面で支える仕組みづくりといった環境整備を進めている。今回、この「社会起業家育成支援プロジェクト」を実施する中で培われた公民のネットワークの協働提案として、地域社会の課題解決手法を提案する。	コミュニティファンドの設置主体の多様化	民間レベルでの多様なコミュニティファンドに関する活動実績が存在していることに鑑み、大阪府知事が認めた者への設置・運営委託を可能とするよう検討されたい。	CBやNPOに対する資金面、技術面における支援実績のある民間の中間支援組織によるコミュニティファンドの設置・運営を進めることが必要。民間レベルの活動実績から、資金面の支援には、資金提供の対象とするか否かを判断する段階からの現場の視点によるきめ細かな技術的支援を併せて行う必要性が明確になっており、これら民間機関へのコミュニティファンドの設置・運営委託を可能とすることは、コミュニティファンドを地域の再生に向けて実効性あるものとするためにも、不可欠である。
大阪府	大阪府社会起業家サポーターズ(大阪府、社会起業家委員会、おおさか元気ネット)	地域コミュニティ活動の活性化	大阪府全体の活力低下の要因となっている。「つながりの喪失」という特有の地域における課題を解決していくためには、これまでの行政が中心となった課題解決手法から、地域の住民が主体となって行政との対等なパートナーシップのもと、地域づくりやまちづくりを進めていく体制の構築が必要である。このため、平成15年度より、「大阪府社会起業家育成支援プロジェクト」を実施し、CBやNPO等幅広い地域住民活動を育み支えるための活動内容に対する技術的サポート、CBやNPO間のコラボレーションを支援するネットワークづくり、行政はもとより、地域の住民、企業が地域の活動を資金面で支える仕組みづくりといった環境整備を進めている。今回、この「社会起業家育成支援プロジェクト」を実施する中で培われた公民のネットワークの協働提案として、地域社会の課題解決手法を提案する。	共同募金会又は日本赤十字社に対する寄付金の募集に係る総務大臣の見直し	共同募金会又は日本赤十字社に対する寄付金で、その募集等にあたり必要とされている総務大臣の承認等の関与のあり方について、都道府県知事の承認等とするなど、見直しを図りたい。	共同募金会に対して厚生労働大臣が定める期間内に支出された寄付金で、その募集につき受けることとされている総務大臣の承認、社会福祉事業または更生保護事業に要する経費に充てるために共同募金会に対して支出される寄付金として総務大臣が置くこととされている定め、日本赤十字社に対して毎年4月1日から9月30日までの間に支出された寄付金で日本赤十字社が当該寄付金の募集に当たり受けることとされている総務大臣の承認について、都道府県知事の承認等を要件とするなどの見直しを図るべき。
大阪府	大阪府社会起業家サポーターズ(大阪府、社会起業家委員会、おおさか元気ネット)	地域コミュニティ活動の活性化	大阪府全体の活力低下の要因となっている。「つながりの喪失」という特有の地域における課題を解決していくためには、これまでの行政が中心となった課題解決手法から、地域の住民が主体となって行政との対等なパートナーシップのもと、地域づくりやまちづくりを進めていく体制の構築が必要である。このため、平成15年度より、「大阪府社会起業家育成支援プロジェクト」を実施し、CBやNPO等幅広い地域住民活動を育み支えるための活動内容に対する技術的サポート、CBやNPO間のコラボレーションを支援するネットワークづくり、行政はもとより、地域の住民、企業が地域の活動を資金面で支える仕組みづくりといった環境整備を進めている。今回、この「社会起業家育成支援プロジェクト」を実施する中で培われた公民のネットワークの協働提案として、地域社会の課題解決手法を提案する。	地域通貨の使用期間条件の要件緩和	地域通貨について、前払式票規制法の定義除外対象となる使用期間6ヶ月を1年間に延長されたい。	大阪府知事あるいは市町村長が認めた地域通貨について、前払式票規制法上の使用期間を6ヶ月から1年間に延長。
大阪府	大阪府社会起業家サポーターズ(大阪府、社会起業家委員会、おおさか元気ネット)	地域コミュニティ活動の活性化	大阪府全体の活力低下の要因となっている。「つながりの喪失」という特有の地域における課題を解決していくためには、これまでの行政が中心となった課題解決手法から、地域の住民が主体となって行政との対等なパートナーシップのもと、地域づくりやまちづくりを進めていく体制の構築が必要である。このため、平成15年度より、「大阪府社会起業家育成支援プロジェクト」を実施し、CBやNPO等幅広い地域住民活動を育み支えるための活動内容に対する技術的サポート、CBやNPO間のコラボレーションを支援するネットワークづくり、行政はもとより、地域の住民、企業が地域の活動を資金面で支える仕組みづくりといった環境整備を進めている。今回、この「社会起業家育成支援プロジェクト」を実施する中で培われた公民のネットワークの協働提案として、地域社会の課題解決手法を提案する。	労働金庫の貸付業務対象先拡大	CBに関する労働金庫の貸付について、融資対象を拡大する。	労働金庫法第58条第4項に基づく会員以外の資金の貸付については、労働金庫が融資段階においてCBであることを認める事業に限り、中間法人やいわゆるワークス・コレクティブ等を融資対象とするべき。
大阪府	大阪府社会起業家サポーターズ(大阪府、社会起業家委員会、おおさか元気ネット)	地域コミュニティ活動の活性化	大阪府全体の活力低下の要因となっている。「つながりの喪失」という特有の地域における課題を解決していくためには、これまでの行政が中心となった課題解決手法から、地域の住民が主体となって行政との対等なパートナーシップのもと、地域づくりやまちづくりを進めていく体制の構築が必要である。このため、平成15年度より、「大阪府社会起業家育成支援プロジェクト」を実施し、CBやNPO等幅広い地域住民活動を育み支えるための活動内容に対する技術的サポート、CBやNPO間のコラボレーションを支援するネットワークづくり、行政はもとより、地域の住民、企業が地域の活動を資金面で支える仕組みづくりといった環境整備を進めている。今回、この「社会起業家育成支援プロジェクト」を実施する中で培われた公民のネットワークの協働提案として、地域社会の課題解決手法を提案する。	小規模社会福祉法人の資産要件の緩和(基本財産の引き下げ)	小規模社会福祉事業の担い手となる小規模社会福祉法人の資産要件である基本財産の引き下げ等を図るべき。	より多くの住民等が地域福祉の担い手として主体的に参画できるよう、小規模社会福祉法人の資産要件である基本財産を引き下げ。併せて、通知において規制されている小規模社会福祉法人の経営する事業と併せて行うことができる事業の範囲について、自治体の判断等により必要に応じて拡大できるよう所要の措置。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
大阪府	大阪府社会起業家サポーターズ(大阪府、社会起業家委員会、おおさか元気ネット)	地域コミュニティ活動の活性化	大阪府全体の活力低下の要因となっている。「つながりの喪失」という特有の地域における課題を解決していくためには、これまでの行政が中心となった課題解決手法から、地域の住民が主体となって行政との対等なパートナーシップのもと、地域づくりやまちづくりを進めていく体制の構築が必要である。このため、平成15年度より、「大阪府社会起業家育成支援プロジェクト」を実施し、CBやNPO等幅広い地域住民活動を育み支えるための活動内容に対する技術的サポート、CBやNPO間のコラボレートを支援するネットワークづくり、行政はもとより、地域の住民、企業が地域の活動を資金面で支える仕組みづくりといった環境整備を進めている。今回、この「社会起業家育成支援プロジェクト」を実施する中で培われた公民のネットワークの協働提案として、地域社会の課題解決手法を提案する。	痴呆性高齢者グループホーム等補助要件の緩和	痴呆性高齢者グループホーム整備に係る補助金の補助要件の緩和を図るなど、地域における社会福祉サービス供給基盤の小規模多機能化を進めるべき。	痴呆性高齢者グループホームについて、既存施設設備の改修経費も施設整備費補助金の対象となるよう補助基準の引き下げおよび要件の緩和を実施(ユニット当たりの定額補助を、入所者1人当りのものへ。ユニット定員(現行5名)の引き下げ(3名へ)。補助対象経費に改修を追加)。
大阪府	大阪府社会起業家サポーターズ(大阪府、社会起業家委員会、おおさか元気ネット)	地域コミュニティ活動の活性化	大阪府全体の活力低下の要因となっている。「つながりの喪失」という特有の地域における課題を解決していくためには、これまでの行政が中心となった課題解決手法から、地域の住民が主体となって行政との対等なパートナーシップのもと、地域づくりやまちづくりを進めていく体制の構築が必要である。このため、平成15年度より、「大阪府社会起業家育成支援プロジェクト」を実施し、CBやNPO等幅広い地域住民活動を育み支えるための活動内容に対する技術的サポート、CBやNPO間のコラボレートを支援するネットワークづくり、行政はもとより、地域の住民、企業が地域の活動を資金面で支える仕組みづくりといった環境整備を進めている。今回、この「社会起業家育成支援プロジェクト」を実施する中で培われた公民のネットワークの協働提案として、地域社会の課題解決手法を提案する。	民生委員の推薦に係る国籍条項の撤廃	民生委員推薦に係る国籍条項について、民生委員を推薦するに当って、定住外国人であっても、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある者であれば、地域の実情に応じて民生委員として推薦できるよう所要の措置を講じられたい。	民生委員推薦に係る国籍条項について、民生委員を推薦するに当っては、当該市町村議会の議員の選挙権を有する者のうちから行うものと民生委員法第6条に規定されており、定住外国人の推薦を行うことができない。定住外国人であっても、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある者であれば、地域の実情に応じて民生委員として推薦できるよう所要の措置を講じられたい。
大阪府	大阪府	循環型社会の促進	エコタウン事業の補助要件について、現在の最優先項目である「技術的先進性」だけでなく、特に、地域資源や地域特性を活かした事業、地元自治体の協力が得られる事業、雇用創出をはじめ地域経済に寄与する事業など、地域内循環型社会構築に大きく貢献する取組みについても評価し、要件に追加されることを提案するもの。	エコタウン事業の補助採択の要件緩和	エコタウン事業(経済産業省・環境省)の補助採択の要件緩和	補助採択の要件は、現在、技術的先進性が最優先とされているが、廃棄物リサイクルについて一定の技術的進展が見られている現状ではこの要件を満たすことが難しい。今後は、特に、地域資源や地域特性を活かした事業、地元自治体の協力が得られる事業、雇用創出をはじめ地域経済に寄与する事業など、地域内循環型社会構築に大きく貢献する取組みについても評価し、要件に追加していただきたい。
大阪府	大阪府	学校再編整備に伴う跡地活用	学校再編整備に伴う建物、用地についての跡地処理に関し、現行財産処分制限の一層の緩和と建物、用地にかかる国庫補助金の返還を免除し、その活用の幅を拡げ、土地、建物の有効活用を図る。これにより地域における学校教育の活性化と地域雇用を促進し、ひいては教育行政及び地方財政の適正な運営に資する。	府立高校再編整備、小中学校の統廃合による学校跡地活用に伴う補助金返還の免除	府立学校及び小中学校の再編整備を進めるにあたり、施設整備費補助の国庫返還金について、承認、報告要件の一層の緩和を図り、特に統廃合による場合は、補助金の返還を免除する。(転用項目の拡充)建物撤去後の公園用地 住宅用地など弾力的な措置を講じる。	府立学校及び小中学校の再編整備にかかる跡地の利活用の促進を図ることにより、地域における学校教育の活性化と地域雇用を促進し、ひいては教育行政及び地方財政の適正な運営に資する。
大阪府	大阪府	電気工事士免状交付事務のアウトソーシング	電気工事士免状の交付事務の民間へのアウトソーシング	電気工事士免状の交付事務の民間へのアウトソーシング	電気工事士免状の交付事務を民間へアウトソーシングする。	電気工事士免状の新規交付、紛失等に伴う再交付、氏名変更に伴う書換交付の事務を民間へアウトソーシングする。これにより新たな雇用の創出を図るとともに民間が有するノウハウを活用したサービス向上や交付事務のスピード化を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
大阪府	大阪府、GIS大縮尺空間データ官民共有化推進協議会	官民連携の測量基盤の整備と活用	日常業務で発生する電子納品物、電子申請の添付図書を利用した地図データの整備、そして、協議、申請業務等のシステムの構築、運用をシステムを利用する民間企業を中心とした企業連合によって行うことにより、地場の企業の雇用拡大、IT技術を利用した地域活性化、行政のシステムの陳腐化の防止、行政コストの縮減、住民負担の軽減を目指し、集積された工事情報を公開することにより、快適な暮らしの実現を目指す。	民間主体で整備・更新される地図を公共測量成果扱いとする等	【一定の要件を満たす民間事業者が行う測量について公共測量と同等の取り扱いとなるよう測量法第5条もしくは47条を改正する】産官学が連携し、公共測量作業規程と同等の品質を確保できるような、地図、図面の作成ルール、更新ルールの策定を行い、民間主導の事業主体による図面の作成、更新を行ったものを、自治体が公共測量の成果と同等のものとして扱えるようにする。【測量法第45条に基づく届出に係る手続き内容の簡素化】測量法の公共測量に関する条項について、国土地理院が民間企業などからの申請手続き・内容を簡略化し、迅速な対応を行うようにする。また、道路管理者と道路占用者間での申請手続きである道路占用許可申請、道路管理者と所轄警察署間での警察協議、道路占用者と所轄警察署間での申請手続きである道路使用許可申請の手続きで重複した図書の作成をせずに、円滑に実施できるようにする。そのために道路占用許可申請、警察協議、道路使用許可申請の3つの業務が連携する仕組みの構築と共通で利用できる図面の作成に関するルールの策定する。さらに、民間企業による行政システムの開発、運用を行う。	産官学の連携により、大阪府版の公共測量作業規程を改正し、この規程に基づいて地図の作成を実施する事業主体を設立し、地図の作成を行う。自治体は、この主体が作成した地図を活用する。また、協議、申請の主体者である民間企業が中心となる事業主体によるシステムの開発、運用を行う。
大阪府	八尾市	駅前未利用大規模国有地を活用した地域再生	八尾空港西側跡地(約9ha)の大規模な国有空地の有効活用を進めるため、地域特性である防災関連施設(八尾空港、大阪府中部広域防災拠点など)や駅前立地などを活かした次世代型まちづくりを地元自治体と国が協働して実現する。	国有財産法に基づく、国有地の普通財産の譲与規定の適用範囲の拡大	国有財産法第28条における普通財産の譲与規定において、その対象となる範囲を拡大すること。 条件としては、東南海、南海地震のおける推進地域に指定された地域で、災害に強いまちづくりを目標に地域再生計画を策定し、地元自治体が、道路、公園、駅前広場等の公共施設を整備する場合は、譲与できるものとする。	当該国有地を広域経済の活性化及び雇用創出のために、有効活用するためには、現在の状態では、民間活力の導入を図ることは困難であり、地元自治体、都市基盤(道路、公園、駅前広場など)の整備を実施することが必要条件となるが、国有地の買取は、現在の財政状況では困難である。そのため、国有地の無償譲渡による支援措置があれば、都市基盤整備事業を実施することができ、国有地の売却についても、民間事業者等への売却による商業施設等の導入が実現できる。
大阪府	八尾市	駅前未利用大規模国有地を活用した地域再生	八尾空港西側跡地(約9ha)の大規模な国有空地の有効活用を進めるため、地域特性である防災関連施設(八尾空港、大阪府中部広域防災拠点など)や駅前立地などを活かした次世代型まちづくりを地元自治体と国が協働して実現する。	国有地売却の具体的な手法の柔軟な取扱	国が国有地を売却するについては、原則として、一般競争入札であるが、駅前立地、長年未利用であり、9haという大規模な土地であるため、入札によってどのような事業者が買収するかがわからない状況では、地域特性や周辺地域の市民生活に重大な影響を及ぼすため、地域再生構想により、望ましいまちづくりを明確にして、それを前提として、一般競争入札に条件設定を行うことや事業コンペなどの多様な手法で実施することを特例として行う。この場合、地元自治体等と協働して実施する旨を盛り込む。	当該国有地を広域経済の活性化及び雇用創出のために、有効活用するためには、公共施設の整備だけではなく、民間活力の導入が必要であるが、公共施設以外の土地については、地元自治体が購入することは不可能であるため、国側での売却となるが、通常の一般競争入札で売却することは、地域の望ましいまちづくりにはならない。そのため、地域のまちづくりにそった、都市機能を導入するために、一般競争入札のみの手法ではなく、事業コンペなどの多様な手法で実施できる支援が必要である。このことが、結果的に国有地の有効な売却につながる。
大阪府	堺市	地方行財政再生構想	「行財政改革計画」における「サービス・業務の抜本的な見直し」、「アウトソーシングの推進」、「人事制度改革」を進めるとともに「まちの構造改革」を推進するため、「ケースワーク業務及び公金収納業務への短期臨時職員の活用」等について提案する。	短期臨時職員の職務範囲の拡大(ケースワーク業務)	社会福祉主事の行う生活保護世帯のケースワーク業務について、事務吏員及び技術吏員の定義に所定の資格を有する短期臨時職員を加え、短期臨時職員によるケースワーク業務を可能とする。	生活保護世帯のうち、高齢者世帯のケースワークについては、社会福祉士等の資格を有する短期臨時職員を活用する。なお、短期臨時職員のケースワーカーについては、職務の範囲、守秘義務及び分限等について条例化を行うなど正規職員に準じた条件整備を行うものとする。また、その職務上、一定の雇用期間が必要であるため、構造改革特別区域法による「地方公務員に係る臨時的任用事業」の活用も併せて行い、制度の安定的運用を図る。
大阪府	堺市	地方行財政再生構想	「行財政改革計画」における「サービス・業務の抜本的な見直し」、「アウトソーシングの推進」、「人事制度改革」を進めるとともに「まちの構造改革」を推進するため、「ケースワーク業務及び公金収納業務への短期臨時職員の活用」等について提案する。	短期臨時職員の職務範囲の拡大(市税収納業務等)	吏員が行う市税等の収納業務に関して、短期臨時職員についても軽易な収納業務が行えるよう、地方税法の吏員の定義に条例化を条件として短期臨時職員を加える。	市税の収納業務を短期臨時職員が行えるようにすることにより、市収入の向上を図る。なお、短期臨時職員の収納業務については、職務の範囲、守秘義務及び分限等について条例化を行うなど正規職員に準じた条件整備を行うとともに、その職務上、一定の雇用期間が必要であるため、構造改革特別区域法による「地方公務員に係る臨時的任用事業」の活用も併せて行い、制度の安定的運用を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
大阪府	堺市	地方行財政再生構想	「行財政改革計画」における「サービス・業務の抜本的な見直し」、「アウトソーシングの推進」、「人事制度改革」を進めるとともに「まちの構造改革」を推進するため、「ケースワーク業務及び公金収納業務への短期臨時職員の活用」等について提案する。	産業廃棄物収集運搬業許可事務の簡素化	産業廃棄物の収集運搬業の許可は、都道府県の事務とし、保健所設置市の許可事務の軽減を図り、最優先に取り組まなければならない不適正処理対策へマンパワーを振り向けることを可能とする。	産業廃棄物の収集運搬業を行おうとする者は、その業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事または保健所設置市長の許可を受けなければならないが、許可申請のたびに(大阪府域では5行政に)貸借対照表、損益計算書、納税証明書、登記簿謄本、登記事項証明書、住民票等を添付しなければならない。申請者にとつてかなりの負担になっているだけでなく、申請を受けた行政も許可業務に相当の事務量を割いているのが実情である。これらの書類は、廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎の有無を判断したり、欠格要件に該当しないことを調査するために提出を求めたものであるが、広域移動する産業廃棄物に係る収集運搬業許可については都道府県単位で対応する方が効率的であり、市としてもこの許可業務にかけていたマンパワーを最優先に取り組まなければならない不適正処理対策へ振り向けることが可能となる。
大阪府	堺市	地方行財政再生構想	「行財政改革計画」における「サービス・業務の抜本的な見直し」、「アウトソーシングの推進」、「人事制度改革」を進めるとともに「まちの構造改革」を推進するため、「ケースワーク業務及び公金収納業務への短期臨時職員の活用」等について提案する。	構造改革特別区域制度にかかる規制緩和提案のデータベース化	構造改革特別区域制度で過去に提案された事項について省庁別、法令別、事項別で検索できるようにデータベースの作成	過去の規制緩和提案とそれに対する各省庁の対応は、PDFファイルにより公開されているものの検索に非常に労力が必要であることから、データベース化することにより、省庁別、法令別の検索を可能とする。
大阪府	堺市	産業集積再生構想	本市臨海部における既存企業の設備更新及び低・未利用地の有効活用のための新規産業の誘致を推進するため、市の実情に応じた工場立地法の地域準則策定の権限委譲や環境アセスメント手続き等の弾力的運用に関する提案を行うものである。	工場立地法の地域準則に関する権限委譲	工場立地法における大都市の特例の範囲を中核市まで拡大することにより、市独自の準則の策定を可能とする。なお、地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例の活用についても併行して検討を進めていく。	本市では、臨海部及び内陸部には、多くの企業が操業しているが、現行法の工場緑地の規制のため、設備の更新や増設が困難な状況にあり、域外への施設統合が進んでいる。このため、工場立地法における大都市の特例の範囲を中核市まで拡大することにより、市独自の準則を策定し、環境保全と経済活動の活性化の両立を図る。
大阪府	堺市	産業集積再生構想	本市臨海部における既存企業の設備更新及び低・未利用地の有効活用のための新規産業の誘致を推進するため、市の実情に応じた工場立地法の地域準則策定の権限委譲や環境アセスメント手続き等の弾力的運用に関する提案を行うものである。	環境アセスメントの要件の緩和	工業専用地域において複数のごみ処理施設や産業廃棄物処理施設が同一時期、同一地域に設置され、かつ行政が指導し事業者が協議会等を組織した場合において、環境アセスメントのうち共通の事項について共同してアセスメントを行うことを可能とする。	現在、本市臨海部(工業専用地域)において、複数のごみ処理施設や産業廃棄物処理施設の設置が検討されているが、同一時期、同一地域に設置され、かつ、行政が指導し事業者が協議会を組織した場合において、施設ごとに行うこととされている環境アセスメントのうち共通の事項について共同してアセスメントを行うことにより、コストと時間の短縮を図る。
大阪府	堺市	産業集積再生構想	本市臨海部における既存企業の設備更新及び低・未利用地の有効活用のための新規産業の誘致を推進するため、市の実情に応じた工場立地法の地域準則策定の権限委譲や環境アセスメント手続き等の弾力的運用に関する提案を行うものである。	環境アセスメントの弾力的運用	条例アセスの対象となる廃棄物処理施設について、廃棄物処理法の設置許可申請に係る告示縦覧や関係市町村長、利害関係者、専門的知識を有する者の意見聴取の手続きを、条例アセス手続きをもって替える、若しくは先行して条例アセスと同時にを行うことを可能とする。	廃棄物処理施設の設置に当たっては、廃棄物処理法に基づく環境アセスメントの実施が義務付けられているが、施設規模によってはさらに大阪府環境影響評価条例に基づく環境アセスメントも必要になる。この条例アセスには廃棄物処理法アセスで規定されている調査項目がすべて含まれているうえに、告示縦覧や関係市町村長、利害関係者、専門的知識を有する者の意見聴取も同様に規定されている。このことから、条例アセスの対象となる廃棄物処理施設の設置に関しては、告示縦覧等の手続きについて条例アセスの手続きをもって替える、若しくは条例アセスと併せて先行して実施することを可能とし、手続き時間の短縮を図る。
大阪府	堺市	地域雇用再生構想	この構想は、地域経済の活性化と雇用の創出と併せて、求職者のスキルアップや効果的な求人情報の提供を行うことにより、雇用の創出と雇用のミスマッチの解消を行うほか、緊急地域雇用創出特別基金事業のうち中小企業特別委託事業の委託対象者の要件である「常時雇用の従業員数、売上高、事業活動指標」にかかる条件を撤廃することにより、継続雇用を図ろうとするものである。また、中核市である本市が国の支援を受けつつ独自の産業振興策を行うために中小企業支援法及び新事業創出促進法の活用を可能とする。	緊急地域雇用創出特別基金事業の委託対象者の条件撤廃	緊急地域雇用創出特別基金事業のうち中小企業特別委託事業の委託対象者の要件である「常時雇用の従業員数、売上高、事業活動指標」にかかる条件を撤廃する。	本市においても緊急地域雇用創出特別基金事業を活用し、地域雇用の確保に努めているが、継続雇用に結びつきにくいのが現状である。このことから当該事業の最終年度である平成16年度においては、中小企業特別委託事業の委託対象者の条件を撤廃し、この厳しい経済の下、活力ある企業も委託の対象者とするにより継続雇用の可能性を向上させる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
大阪府	堺市	地域雇用再生構想	この構想は、地域経済の活性化と雇用の創出と併せて、求職者のスキルアップや効果的な求人情報の提供を行うことにより、雇用の創出と雇用のミスマッチの解消を行うほか、緊急地域雇用創出特別基金事業のうち中小企業特別委託事業の委託対象者の要件である「常時雇用の従業員数、売上高、事業活動指標」にかかる条件を撤廃することにより、継続雇用を図ろうとするものである。また、中核市である本市が国の支援を受けつつ独自の産業振興施策を行うために中小企業支援法及び新事業創出促進法の活用を可能とする。	中小企業支援法に関する権限委譲	中小企業支援法施行令第2条に指定する市に堺市を加え、中小企業支援法の制度活用を可能にする。	本市において、国の制度を活用し、既存企業の振興を図る施策をより充実させることにより地域経済の活性化を図り、ひいては雇用の創出に努める。
大阪府	堺市	地域雇用再生構想	この構想は、地域経済の活性化と雇用の創出と併せて、求職者のスキルアップや効果的な求人情報の提供を行うことにより、雇用の創出と雇用のミスマッチの解消を行うほか、緊急地域雇用創出特別基金事業のうち中小企業特別委託事業の委託対象者の要件である「常時雇用の従業員数、売上高、事業活動指標」にかかる条件を撤廃することにより、継続雇用を図ろうとするものである。また、中核市である本市が国の支援を受けつつ独自の産業振興施策を行うために中小企業支援法及び新事業創出促進法の活用を可能とする。	新事業創出促進法に関する権限委譲	新事業創出促進法第2条第8項の規定に中核市を追加する。	本市では、「テクノフロンティア」及び「新事業創造センター」等を活用し、新規事業の創出に取り組んでいるところであるが、さらに国の制度を活用し、新産業の創出を図る施策を充実させ、雇用の拡大を図る。
大阪府	堺市	中心市街地賑わい再生構想	この構想においては、中心市街地のハード整備や賑わいを再生するためのソフト事業の円滑な推進が重要であるが、特に先行している「行政ゾーン・官公庁整備」については、市民交流広場や共同駐車場計画に関して国機関との連携が非常に重要となる。国有地財産に関しては、各府省との調整に相当の時間を要することから、地域再生本部に国有地財産の活用に係る総合調整窓口の設置を提案するものである。	中心市街地整備における国の総合窓口の設置	地域再生本部に国有財産の活用に関する総合調整窓口を設置	本市では、中心市街地において市役所2期庁舎、大阪地裁堺支部の建替え、合同庁舎整備、市民交流広場整備等の事業を進めている。当該事業推進にあたり国有地財産に関して、各国機関と個別協議の必要があるため、調整に相当の時間を要している。地域再生本部において国有財産地に関する各府省との総合調整窓口を設置することにより、円滑な事業推進を図る。
大阪府	枚方市	淀川ウォーターフロント賑わい創出構想	歴史的にも大阪・京都間の水上交通の要所であった地域特性を生かし、より多くの市民に、水辺を身近に感じてもらえる賑わいエリアを創出する。そのために、観光資源・公共施設の有機的活用や、船だまり整備や舟運事業の再生を目指した取組みの促進に向けて、民間・NPO団体との協働を積極的に推進し、地域の活性化を図る。	河川管理権限の一部移譲や許可手続きの簡便化及び使用条件緩和	河川公園におけるイベント等の開催に当たっては、河川法と都市公園法に係る許可をそれぞれ受けなければならないことから、手続の一元化または簡便化を図る。河川公園利用において、水辺空間と連携する堤内区域を含めた指定地域においては、河川管理者の占用手続に係る権限の一部移譲と河川敷占用許可準則の緩和を受け、民間事業者やNPO団体・市民が利用しやすいにぎわい空間を創出する。	本市の中心市街地である枚方市駅周辺地区の再整備を行うにあたり、淀川との地理的好条件を活かし、周辺観光スポットや商業・公共施設と連携したにぎわいのあるまちづくりを進める。そのため、河川公園が持つ水辺空間の魅力や公的資源を最大限活かすためにニーズの高いバーベキュー利用や民間事業者の協力のもとに、舟運事業や川側に向けた建築物の誘導並びにNPO団体や市民によるイベント開催の場として多目的に利用できる空間整備を行う。
大阪府	枚方市	淀川ウォーターフロント賑わい創出構想	枚方市駅周辺地域、歴史街道軸や水辺空間を結び歩行者動線上のにぎわい空間を創出するため、市民芸術の発表の場としての道路空間の多目的利用を図る。	道路占用手続の簡便化と許可条件等の緩和	枚方市駅周辺の歩行者専用道路では、市民の往来も多く、自作の音楽活動等が自然発生的に行われている実態がある。このような活動を周辺整備のソフト施策と連携したなかで位置付けを行い、だれもが気軽に利用できるにぎわい空間を創出する。	枚方市駅と市役所を結び歩行者専用道路は、植木市や七夕祭り、地方物産展や福祉団体によるリサイクルマーケットなどに利用されているが、手続上、気軽に来るものではない。また、道路の維持管理を適切に行うためにも一定のルールづくりとボランティア支援などが必要であり、川に向かったまちづくりのなかで路線選定や空間整備を行う。
大阪府	枚方市	淀川ウォーターフロント賑わい創出構想	歴史街道は、鍵屋をはじめ本市の歴史的文化ゾーンであり、枚方宿都市景観形成協議地区に指定されている。このため、無電柱化の促進を図る必要がある。	まちなみ景観形成の促進のための地方財政措置	歴史街道は、旧京街道として歴史的資源が残されているが、一方で都市化も進み、道路幅員が狭い割りに通過交通も多い。このことから、道路有効幅員の確保と良好な景観形成を図るため、裏動線側から電線を配したり、軒先利用などの促進をするために必要な地方財政措置を行う。	通常の無電柱化は、共同溝などによる地中化を図るものであるが、建設コストが高いため周辺地域の協力のもとで安価に実現化しようとするものである。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
大阪府	枚方市	福祉コミュニティ・ビジネス構想	高齢者・障害者対策事業及び子育て支援事業に対応した福祉政策の推進及び公と民の事業の隙間を埋めるニッチ産業としてコミュニティ・ビジネスを展開する。このため、障害者雇用を条件とした、地域福祉事業等に実績を持つNPO法人や社会福祉法人等によるサービス提供事業が円滑に運営できるように、必要な支援措置を講じる。	NPO活動等の活性化支援	コミュニティサービスを実施するNPO法人や社会福祉法人等への、運営・活動を活性化するためのアドバイザー派遣や人材の研修・育成、活動支援などに要する経費に対して、地方財政措置を講じることで、事業者の確保や事業内容の充実が図れる。	地域福祉事業に実績を持つNPO法人や社会福祉法人等が障害者を雇用し、高齢者・障害者対策事業、地域や子育て支援事業に関して、公的施策制度に乗り遅れ部分を、地域福祉事業に実績を持つNPO法人や社会福祉法人等が障害者を雇用しニッチ産業としてコミュニティ・ビジネスを展開する上で必要なアドバイザー派遣や人材の研修・育成、活動助成などを行う。
大阪府	枚方市	福祉コミュニティ・ビジネス構想	高齢者・障害者対策事業及び子育て支援事業に対応した福祉政策の推進及び公と民の事業の隙間を埋めるニッチ産業としてコミュニティ・ビジネスを展開する。このため、障害者雇用を条件とした、地域福祉事業等に実績を持つNPO法人や社会福祉法人等によるサービス提供事業が円滑に運営できるように、必要な支援措置を講じる。	補助金適化法の適用条件の緩和	コミュニティビジネス事業を展開する為に、補助金活用施設である公共施設を柔軟に活用する為の措置として、公的活用に限った財産処分自由化を行う。	公的サービスを補完するコミュニティビジネス事業を展開するにあたっての支援策として補助金施設である公的施設を活用し、事業の拠点として、有効に活用することができる。
大阪府	枚方市	福祉コミュニティ・ビジネス構想	高齢者・障害者対策事業及び子育て支援事業に対応した福祉政策の推進及び公と民の事業の隙間を埋めるニッチ産業としてコミュニティ・ビジネスを展開する。このため、障害者雇用を条件とした、地域福祉事業等に実績を持つNPO法人や社会福祉法人等によるサービス提供事業が円滑に運営できるように、必要な支援措置を講じる。	地域資源の有効活用	既存の公共施設等の再生・有効活用を図るため、転用のための整備等の財源確保に対し、整備補助の対象またはリニューアル債を措置する。	一定の役割を終えた既存の公共施設を、事業の拠点として、有効に活用することができる。
大阪府	枚方市	次世代育成のための地域資源活用事業	次世代育成支援対策推進法が成立し、子どもや家庭への支援の方策が具体化され、子どもや家庭への支援体制の整備が一層求められており、ソフト・ハード両面で民間資源を活用することにより、行政、家庭、地域が一体となった次世代育成の取り組みや体制の整備を進める。	児童福祉施設の認可権限の移譲	児童福祉法第35条第4項に規定する「国、都道府県及び市町村以外の者が、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる」場合の権限に関して、事業実施の対象を市民とする施設を設置する場合には、当該市町村において認可することができることとする。	設置者が社会福祉法人である児童福祉施設を設置する場合、都道府県知事の認可が必要となるが、当該施設において、実施事業が市域を対象としている場合は、市にも認可権限を持たすことにより、市の地域性に合ったその地域が必要とすることに対応できる施設の設置が可能である。特に、子どもや親からの相談業務については、国においても、児童相談所機能の見直しが進められ、市町村に移譲される方針がだされておられ、これに対応するため、「児童家庭支援センター（児童福祉法第44条の2に規定される児童福祉施設）」の設置などに係る権限を移譲を行う。
大阪府	特定非営利活動法人大阪屋夢八俱樂部	なにわ百年町	なにわ百年町の具現化にあたり現行の都市公園法、建築基準法、高圧ガス保安法、道路運送車両法、道路法、道路交通法、電気事業法の規制が障害となる。	なにわ百年町の具現化の障害となる現行法の検討	なにわ百年町の具現化にあたり障害となる現行の都市公園法、建築基準法、高圧ガス保安法、道路運送車両法、道路法、消防法、道路交通法、電気事業法の規制の検討。	1 スペースレイアウト 町の構造：長屋、町屋、商屋、芝居小屋、旅籠、朝市、昼市、夜市の蔵、寺小屋、銭湯、神社、仏閣、疎水と木船、橋等。 町の機能：商、祭、観、学、遊、時、環境、エネルギー、インフラ：水素エネルギー、バイオマス、太陽光発電、バリアフリー、防災、古民家移築 2 特徴的な商いや遊びなどのソフト 人を中心とした商いを行う。 3 最新技術内容 CO2を排出しない燃料電池の移動体、有機物からエネルギーを取り出すバイオマスエネルギー、ソーラーパネル

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
大阪府	ヤンマー株式会社	小規模ハイブリッドエネルギープラントによる地域活性化プラン	県・町において地域内で発生するバイオマス資源と補助燃料を原料とした小規模ハイブリッド型発電プラント導入を前提とする。そのプラントから得られる電力を地域に還元し、また熱エネルギーは新しい発想の農業体系構築に活用する。新しい農業体系構築により農業の活性化、雇用の拡大を生み出すプロジェクト。	ハイブリッドエネルギープラントにおける軽油の免税	軽油引取税の免税措置に関しては、地方税法七百条の六(文面詳細は項目33に記載)により、免税対象が限定されている。今回のプロジェクトについては、軽油使用にあたっては、免税措置扱いとすることを切に希望する。	【事業内容】(1)バイオマスエネルギー化プラント建設 設置場所= 県・町内 事業主体= 県・町(第三セクター案) 設置時期=平成16年度中 原料=バイオマス(木屑)+補助燃料(軽油) バイオマス処理量=約50t/日 利用技術=熱分解ガス化 発生エネルギー=電気、熱 (2)エネルギー供給 電力=施設内の電力供給および施設外への供給(電力会社への売電検討中) 熱エネルギー=付近事業所などへの供給および新規農業用施設(ハウス)への供給< ハウスにて新ブランドの果樹または野菜栽培を想定) 【効果】(1)バイオマスと補助燃料を組み合わせる(=ハイブリッド)ことにより、安定した運転が可能となり、エネルギー供給が安定する。つまり採算性の確実性が上がる。(2)プラントから発生する熱エネルギーを新規農業用ハウスの熱源に利用することにより、従来生産が困難であった果樹または野菜の栽培が可能。新ブランドでの農作物生産可能により、農業の活性化が図れる。(3)プラントの運転要員、新ブランド農作物生産により新しい雇用が生まれ、地域雇用拡大に貢献。
大阪府	デイコールサービス協会	安心して快適な療養生活を支援する「デイコール問診システム」	枚方市において、旧厚生省による地域保健推進特別事業の一つとして「デイコール問診モデル事業」(在宅総合診療料および24時間連携体制加算料の診療報酬算定基準を満たすことが参加条件)が実施され、在宅患者154名、開業医45名、連携病院18ヶ所が参加、不可能に近いと言われた病院連携ネットワークの構築に日本で初めて成功しました。実績成績では、在宅における死亡率を6割まで高め、老人医療費を大幅削減(全国平均6割で3~4兆円)できることを実証しました。大幅削減を実証したことが、普及活動最大の障害になっています。開業医は届出書(虚偽記載も多数含む)さえ提出すれば算定基準を満たさなくても高額診療報酬が得られている。医療界の利権・圧力の中で孤軍奮闘中です。障害を取り除くため、算定基準を順守させる支援措置をお願いします。	在宅総合診療制度を啓蒙し、実施する開業医の機能を支援する。	寝たきり老人在宅総合診療に係る届出書および24時間連携体制加算に係る届出書を都道府県知事に提出している開業医に対し、算定基準を満たしているかの実態調査、算定基準の見直し変更および虚偽記載の届出書の再提出を求める。(調査概要) 1, 月2回以上の訪問診療と複数の連携医師の自署が確実に実行されているか。 2, 連携医師に患者情報が予め文書で提供されているか。 3, 患者宅に連携医師等の連絡先文書が交付されているか。(見直し変更事項) 月2回以上の訪問診療が義務づけられていないが、実態は行われていません。診療報酬請求書には回数を記入するだけで診療報酬が支払われています。押しかけ診療の要素が強い、月2回以上の訪問診療料をシステム利用料に変更し、患者から訪問診療の要請があった場合に訪問診療すれば、双方にメリットがあり算定基準も満たされるため不正請求は解消されます。(虚偽記載の届出書) 24時間連携体制加算に関する届出書は、様式上、連携医師の氏名は自署を求められていますが、虚偽記載の疑いのある届出書が多数提出されています。疑いがある連携医師全員に再提出を求める。	「デイコール問診システム」を在宅医療の充実を図る手段として普及を進める。寝たきり老人在宅総合診療料および24時間連携体制加算料の診療報酬算定基準を確実に満たし、国民総医療費の3分の1以上の11兆円8千億円を占める老人医療費を大幅に削減(3~4兆円)でき、また軽度の痴呆症が改善され、痴呆防止に大変役立ち、更に孤独死防止や高齢になっても健康を維持できるような予防体制を充実させるのに役立ちます。「デイコール問診」を「かかりつけ医」の新しい治療方針として普及を図る。高齢化社会における老人医療費の増加傾向に対し、抑止効果が期待できるデイコール問診を、かかりつけ医の新しい治療方針の一貫として普及を図り、医療機関だけの連携体制ではなく、在宅患者を中心とした在宅連携医療体制を確立し、在宅患者の「生活の質」向上に努める。
大阪府	デイコールサービス協会	人間同士の肉声による「会話の力」が心の人間天国日本を実現する	緊急通報システムは、独居老人にとってはまさに命綱であり、そのシステムを確かなものとするためには、毎日定時に必ず人間同士の肉声を介する心の交流(ヒューマンコミュニケーション)の「会話の力」で、容態や安否確認することがとても重要です。そのことが突然死や孤独死など非常時の早期発見につながり、更にシステム上のトラブルも毎日確認できます。「会話の力」は、これを実践する究極の緊急通報システムです。最近、緊急通報装置を設置している独居老人宅で孤独死が多発しています。人間よりも機械頼みのホームセキュリティや緊急通報システムでは、独居老人の心身のケアに関しては全く無力だからです。「おたっしゅコール」による「会話の力」で日本国内に広く設置されている「緊急通報システム」の概念を変え、孤独死を防止します。	緊急通報システムの管理責任と毎日正常稼働の証明を義務化する	緊急通報システムの管理責任を明確にする法令または条例を作る・緊急通報システムの管理体制強化による補助金や税金の無駄使いを防止する。ある地方自治体において独居老人宅に設置中の緊急通報用電話機を地域の電話番号変更に伴い、約1万台の入力データの変更作業が実施されたところ、約1千300台の通報用電話機が行方不明などで変更になっています。独居老人の実態が把握できないため、毎年行方不明分の台数が新規購入されています。このように自治体関係者や管理者によって補助金や税金の無駄使いが行われています。・毎日、緊急通報装置の正常稼働を証明させ管理責任を明確にする。日本国内に広く設置されている独居老人や高齢者等「人からの24時間緊急通報装置」は、非常ボタンが押せなかったり、押してもつながらない場合は、全く役に立ちません。突然死や孤独死の場合でも死亡原因に不自然な点があれば、例えば非常ボタンや通報装置が通報不能な状態になっていても、単なる事故死として処理されています。	平成14年11月1日から、人間同士の肉声を介する心の交流(ヒューマンコミュニケーション)の「会話の力」で容態や安否を確認を行う「おたっしゅコール」モデリング事業を実施中です。本モデリング事業の特徴は、独居老人宅や高齢者夫婦宅とNPOやボランティアなど、地域の人々をホットラインで結び、毎日定時に自動的に人間同士の肉声による「会話の力」を習慣づけることにより、生活にリズムを与え、同時に、日々の些細な変化にも迅速に対応できるように予防的見地からの情報収集とアプローチを可能にした点です。一方、地方自治体では、緊急通報装置を設置して安否確認や孤独死防止対策を講じていますが、事故や病気になる前への対応等、予防的見地からの安否確認には至っていないのが現状です。人間よりも機械頼みの日本のホームセキュリティや緊急通報システムは、高齢者の心身のケアに関しては全く無力です。それを裏付けるかのように、最近、緊急通報装置を設置している独居老人宅で孤独死が多発しています。緊急通報システムには、管理責任を明確にすることを義務付ける必要があります。モデリング事業を1年間実施した結果、利用者の評価は高く、究極の緊急通報システムとして注目を集めそうです。
大阪府	大阪商工会議所	医療機器・研究開発支援機器の開発促進コンソーシアム	各省の医療機器・研究開発支援機器開発補助金制度をの研究開発補助金制度を整理統合し、産産、産学官連携による開発促進コンソーシアムからたちあがってきた開発プロジェクトへの補助金適用枠の設定、あるいは、優先審査制度の設定を提案する。	医療機器・研究開発支援機器開発補助制度の一元化と適用枠の設定	各省のもつ医療機器・研究開発支援機器開発補助金制度を一元化することで、補助金を求める企業が申請しやすい環境を整備するよう窓口も一本化する。その上で、大阪商工会議所が運営する医療機器・研究開発支援機器開発促進コンソーシアムからたちあがった共同プロジェクトに対して、補助金枠を設定、あるいは少なくとも優先審査制度の設定を提案する。これにより、重要な案件開発が確実に助成を受けることとなる。これが有効に機能するかどうか見極めるため、まず3年をめどに見極めを行うことが妥当と考える。	大阪商工会議所では、医療機器・研究開発支援機器開発を促進する「次世代医療システム産業化フォーラム」を実施。医療機関のニーズ、研究者のシーズが提示され、その製品化にむけて共同開発が進められる。すでに22の研究機関や大学、114社の企業が参加しており、18もの具体的な共同開発プロジェクトがたちあがり、確実に機器開発が促進されるプラットフォームとして有効に機能している。これにより在阪企業の潜在する技術力を生かして医療機器・研究開発支援機器産業の活性化を図ることができ、新たなビジネスチャンス創出が実現する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
大阪府	(財)公害地域再生センター	公害地域の環境再生	日本では、高度経済成長の一方において各地で激甚な公害問題が生じている。公害被害の軽減と地域再生の促進を図る。	施策の連携	既存の法律内では解決し得ない環境課題に関して、各種の施策を集中的に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>*環境基準達成のための総合的な大気汚染施策の集中的な実施。</li> <li>*積極的に環境対策に取り組む中小企業の支援体制の整備。</li> <li>*環境に配慮した地域形成のための土地利用計画づくり。</li> </ul>
兵庫県	福崎町	大学と連携した地域再生事業	近畿福祉大学及び平成18年4月開学予定の薬科大学の活力を生かし、地域経済の活性化と地元雇用の創出するため、JR福崎駅周辺のインフラ整備を行い、民間の学生向けマンションや商店の進出を促進する。また、薬科大学周辺整備実現のための環境整備を行う。	(事項名) JR福崎駅周辺整備 (事項名) 薬科大学周辺整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域再生構想等に基づく事業の実施のための交通結節点改善事業、まちづくり交付金等の優先的採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬科大学の新設に伴う建築工事やその周辺整備及び開学後の学生の活発な消費活動やマンション需要の高まりなど、大きな経済効果が期待できる。</li> <li>・薬科大及び近畿福祉大学、県立福崎高校にも配慮したJR福崎駅周辺整備(橋上駅整備、駅前広場整備、道路整備、区画整理事業)の実施により、商業が活性化され、新たな雇用創出効果が期待できる。</li> </ul>
兵庫県	福崎町	大学と連携した地域再生事業	近畿福祉大学及び平成18年4月開学予定の薬科大学の活力を生かし、地域経済の活性化と地元雇用の創出するため、JR福崎駅周辺のインフラ整備を行い、民間の学生向けマンションや商店の進出を促進する。また、薬科大学周辺整備実現のための環境整備を行う。	(事項名) JR福崎駅周辺整備 (事項名) 薬科大学周辺整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農振農用地の除外要件等の緩和 薬科大学周辺において、駐車場等を整備する場合、農用地の除外申請を行う必要がある。整備計画の策定は町長が行うが、変更には知事への協議と同意が必要である。町が地域活性化に必要と考える事業のための除外につき、「除外の4要件」の緩和とスムーズな知事の同意が図られるよう規制緩和をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬科大学の新設に伴う建築工事やその周辺整備及び開学後の学生の活発な消費活動やマンション需要の高まりなど、大きな経済効果が期待できる。</li> <li>・薬科大及び近畿福祉大学、県立福崎高校にも配慮したJR福崎駅周辺整備(橋上駅整備、駅前広場整備、道路整備、区画整理事業)の実施により、商業が活性化され、新たな雇用創出効果が期待できる。</li> </ul>
兵庫県	福崎町	大学と連携した地域再生事業	近畿福祉大学及び平成18年4月開学予定の薬科大学の活力を生かし、地域経済の活性化と地元雇用の創出するため、JR福崎駅周辺のインフラ整備を行い、民間の学生向けマンションや商店の進出を促進する。また、薬科大学周辺整備実現のための環境整備を行う。	(事項名) JR福崎駅周辺整備 (事項名) 薬科大学周辺整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地転用要件の緩和 農地転用は、4haを超えると大臣許可となる。許可権限の知事への権限委譲を図りたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬科大学の新設に伴う建築工事やその周辺整備及び開学後の学生の活発な消費活動やマンション需要の高まりなど、大きな経済効果が期待できる。</li> <li>・薬科大及び近畿福祉大学、県立福崎高校にも配慮したJR福崎駅周辺整備(橋上駅整備、駅前広場整備、道路整備、区画整理事業)の実施により、商業が活性化され、新たな雇用創出効果が期待できる。</li> </ul>
兵庫県	福崎町	大学と連携した地域再生事業	近畿福祉大学及び平成18年4月開学予定の薬科大学の活力を生かし、地域経済の活性化と地元雇用の創出するため、JR福崎駅周辺のインフラ整備を行い、民間の学生向けマンションや商店の進出を促進する。また、薬科大学周辺整備実現のための環境整備を行う。	(事項名) JR福崎駅周辺整備 (事項名) 薬科大学周辺整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法の規制緩和 現在、市街化調整区域では大学の学生寮や関連施設等の建築は困難であるが、緩和を図られたい。 市街化区域の拡大についても、市街化区域、市街化調整区域にまたがる地区で区画整理を実施し、市街化区域に編入できるよう緩和願いたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬科大学の新設に伴う建築工事やその周辺整備及び開学後の学生の活発な消費活動やマンション需要の高まりなど、大きな経済効果が期待できる。</li> <li>・薬科大及び近畿福祉大学、県立福崎高校にも配慮したJR福崎駅周辺整備(橋上駅整備、駅前広場整備、道路整備、区画整理事業)の実施により、商業が活性化され、新たな雇用創出効果が期待できる。</li> </ul>
兵庫県	福崎町	大学と連携した地域再生事業	近畿福祉大学及び平成18年4月開学予定の薬科大学の活力を生かし、地域経済の活性化と地元雇用の創出するため、JR福崎駅周辺のインフラ整備を行い、民間の学生向けマンションや商店の進出を促進する。また、薬科大学周辺整備実現のための環境整備を行う。	(事項名) JR福崎駅周辺整備 (事項名) 薬科大学周辺整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県保健医療計画の基準病床数の緩和 地域医療の核となる大学附属病院誘致における、県保健医療計画の基準病床数の緩和を図られたい。(平成15年4月現在、中播磨圏域の基準病床数5187を実病床数が超過しており、新規の病院建築が困難な状況である)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬科大学の新設に伴う建築工事やその周辺整備及び開学後の学生の活発な消費活動やマンション需要の高まりなど、大きな経済効果が期待できる。</li> <li>・薬科大及び近畿福祉大学、県立福崎高校にも配慮したJR福崎駅周辺整備(橋上駅整備、駅前広場整備、道路整備、区画整理事業)の実施により、商業が活性化され、新たな雇用創出効果が期待できる。</li> </ul>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
兵庫県	家島町	家島再生プラン	<p>1. 船舶の用途変更の簡素化 内航海運暫定措置事業の速やかで円滑な実施 砂利運搬船から内航海運一般貨物船への登録変更特例措置の実施</p> <p>2. 船舶の効率的な物流システムへの参入実現 陸海一貫輸送サービスへの参入 海運に関する利用運送事業制度の見直し ・第二種利用運送事業への海運の参入実現 ・貨物輸送取扱事業法の改正</p> <p>3. 船員への職業紹介・斡旋 内航海運全般では、船員の高齢化が進み後継者が不足している。 将来にわたって、安定した労働力を確保することが重要課題になっている。 廃業した船舶の職員が失業しているが、求職がうまく進まない。 町が窓口になって、職を探し斡旋することは、人口流出にも効果が大きい。 船員職業紹介事業・船員労務供給事業への参入のため規制緩和を進めることが急務となっている。</p>	<p>1. 船舶の用途変更の簡素化 2. 船舶職員への職業紹介・斡旋事業の開放</p>	<p>1. 縮小した石材運搬事業の市場に合わせた船舶の清算・整理 海運業界の実態把握 ・経営の状況 ・債務残高 ・今後の経営方針ヒアリング 転業者への対応 ・債務清算 継続者への対応 ・経営コンサルタント ・債務処理 ・船舶用途の変更 ・取扱品目の開拓 船舶管理組合の設置 ・備船需要への対応 ・船舶利用のPR 内航海運暫定措置事業の円滑推進 2. 失業する船舶職員への職業紹介・斡旋 人材の再配置 ・内航海運貨物船への紹介・斡旋 ・転業希望者への職業訓練の実施 ・研修・訓練への参加者に交通費等の助成</p>	<p>1. 石材運搬船廃業希望者の手続き促進 2. 石材運搬船の用途変更 3. 船舶職員の就職紹介・斡旋</p>
兵庫県	加西市	「花と歴史と愛のまち-かさい」を活かした産業再生計画	<p>市のキャッチコピーである「花と歴史と愛のまち-かさい」のイメージを活かし、再開発ビルや旧市街地商店街の活性化による中心市街地の再生、産業団地への企業誘致等による工業の再生、市内に多数ある研究機関と産学提携したアグリビジネスを始めとする農業の再生、花と歴史等を活かした観光業の再生及び全国に先駆けて市民参画都市宣言をしたことによる市民参画による地域の再生を図っていきます。</p>	<p>大規模店舗舗立地法に基づく手続きの簡素化</p>	<p>大規模小売店舗舗立地法に基づく新設及び変更の届出手続きについて地方の実情に合わせて簡素化する。</p>	<p>市民のニーズに合わせた店舗の新設や営業時間等の変更について臨機応変に対応し、中心市街地の活性化を図る。</p>
兵庫県	加西市	「花と歴史と愛のまち-かさい」を活かした産業再生計画	<p>市のキャッチコピーである「花と歴史と愛のまち-かさい」のイメージを活かし、再開発ビルや旧市街地商店街の活性化による中心市街地の再生、産業団地への企業誘致等による工業の再生、市内に多数ある研究機関と産学提携したアグリビジネスを始めとする農業の再生、花と歴史等を活かした観光業の再生及び全国に先駆けて市民参画都市宣言をしたことによる市民参画による地域の再生を図っていきます。</p>	<p>第三セクターに対する総合的支援</p>	<p>公共性が高い第三セクターについては、まちづくり的及び福祉的等の視点から施策の集中を図り、総合的に支援を行う。</p>	<p>第三セクターによる鉄道及び再開発ビルについては、公的セクター職員の派遣容認及びPFIの導入支援等まちづくり的及び福祉的等視点からの施策の集中の総合的支援を行い、商業及び観光業の再生につなげ、中心市街地の地活性化を図る。</p>
兵庫県	神戸市	神戸医療産業都市構想の推進による地域再生構想	<p>神戸は、神戸医療産業都市構想を平成10年より推進しており、また、14年4月より「知的クラスター創成事業」実施地域、かつ15年4月には構造改革特区第1号として「先端医療産業特区」に認定されている。 本構想は、関西圏における大学や研究機関、企業との産学民官連携のもと、関西全体でライフサイエンス分野のスーパークラスターを形成することにより、地域経済の活性化や雇用創出をめざすものである。 産学民官の連携による地域の科学技術振興・産業活性化に向けた中核機関の機能強化を図るとともに、医療関連産業の集積が進む神戸地域に、ライフサイエンス分野での研究費等を集中投資することで、ライフサイエンス分野のスーパークラスター形成を促進し、神戸のみならず、関西地域全体での経済活性化、雇用創出を図っていく。</p>	<p>産学民官の連携による地域の科学技術振興・産業活性化のための中核機関の機能強化</p>	<p>産学民官の連携による地域の科学技術振興・産業活性化のために、以下の中核機関の機能強化が必要である。 (1) 民間資金導入による中核機関の財政基盤強化 中核機関の「特定公益増進法人」としての認定要件の緩和 中核的支援機関が新事業創出促進法関連税制優遇措置(基金の損金算入)を受けるための政令4事業実施要件の緩和 (2) 地方公共団体による中核機関への支援体制の強化 中核機関への地方公共団体からの財政支援に対する必要な措置 ・中核機関への出資金及び貸付金の財源を地方債とする際の要件の緩和(国または地方公共団体の出資比率の制限)等 (3) 中核機関の機能強化を図るための研究費(競争的資金)の運用の弾力化 ・事業費に左右されず、すべての研究費(競争的資金)に間接経費30%を導入(第2期科学技術基本計画に規定されている) (4) 大学発のバイオベンチャーの育成を支援するライフサイエンスTLOを創設するための承認TLOの要件の弾力化 TLOの承認基準の明示 TLOの承認基準の弾力化 ・原則1大学1TLOとの指導 複数のTLOに弾力化 ・承認には学長の同意が必要との指導 同意要件の弾力化(学部長等の同意)</p>	<p>(1)(2) 民間資金の導入及び地方公共団体の支援により、中核機関の財政措置を強化し、産学民官の連携による地域の科学技術振興・産業活性化に資する。 (3) 地域の科学技術振興を目的とする公益法人や大学等における産学連携型の研究活動を加速することにより、地域における革新技術・新産業の創出を通じた地域経済の活性化を図る。 (4) 京都大学、大阪大学、神戸大学、理化学研究所など、関西を中心に広域横断的な研究機関を対象として、ライフサイエンスに特化して、研究成果の事業化(アーリーインキュベーション)及び技術移転を促進するため、承認TLOとして、「ライフサイエンスTLO」を創設する。 これにより、ライフサイエンス分野特有の課題に対応した事業化支援体制を構築することが可能となり、その結果、研究成果の事業化が加速され、地域経済の活性化に資することとなる。</p>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
兵庫県	神戸市	神戸医療産業都市構想の推進による地域再生構想	神戸は、神戸医療産業都市構想を平成10年より推進しており、また、14年4月より「知的クラスター創成事業」実施地域、かつ15年4月には構造改革特区第1号として「先端医療産業特区」に認定されている。 本構想は、関西圏における大学や研究機関、企業との産学官連携のもと、関西全体でライフサイエンス分野のスーパークラスターを形成することにより、地域経済の活性化や雇用創出をめざすものである。 産学官の連携による地域の科学技術振興・産業活性化に向けた中核機関の機能強化を図るとともに、医療関連産業の集積が進む神戸地域に、ライフサイエンス分野での研究費等を集中投資することで、ライフサイエンス分野のスーパークラスター形成を促進し、神戸のみならず、関西地域全体での経済活性化、雇用創出を図っていく。	地域ごとのクラスター形成に向けた、特定分野の研究費(競争的資金)及び地域科学技術振興施策・地域産業振興施策の集中投資の推進	都市再生プロジェクト・知的クラスター創成事業・産業クラスター計画に基づく地域のクラスター形成に向けた、特定分野での研究費(競争的資金)及び科学技術振興施策・地域産業振興施策の集中投資の推進 ・各省市ごとに、目的別に創設されている研究費(競争的資金)及び科学技術振興施策・地域産業振興施策について、「地域における特定分野のクラスター形成」の評価項目を導入	都市再生プロジェクト・知的クラスター創成事業・産業クラスター計画に基づき、クラスター形成に向けた取り組みを行っている地域に、特定分野での研究費(競争的資金)及び科学技術振興施策・地域産業振興施策を集中投資する。 神戸においては、これらの集中投資により、ライフサイエンスのスーパークラスター形成の促進を図る。
兵庫県	神戸市	神戸港再生構想	わが国経済の発展を支えてきた歴史ある国際貿易港として重要な役割をになってきた神戸港において、「国際みなと経済特区」における規制緩和の活用、「スーパー中枢港湾」による次世代高規格コンテナターミナルの育成や官民一体となった荷役の効率化やコスト削減への取り組み、さらには神戸市独自の事業の促進や港湾関連情報のIT化の促進によってロジスティックハブ拠点機能を強化して世界水準の港湾サービスを提供し国際競争力の回復に取り組んでいく。 またクルーズ機能の強化や再開発事業の促進によって港の観光振興や臨海部の活性化を進めることにより、港を賑わいのあるウォーターフロント拠点として再構築し新たな発展を図っていく。 これらの取組みにより港の再生と港に連なる街の活性化を目指す。	動物検疫所・植物防疫所における動物検疫体制の強化・充実	国際みなと経済特区内における税関職員の執務時間外の常駐体制と同様な、動物検疫体制の確立	税関職員の執務時間外の常駐体制と同様に、動物検疫所、植物防疫所の執務時間外の検疫体制を強化、充実することで、港湾物流のリードタイムを短縮し、神戸港の競争力を強化する。
兵庫県	神戸市	神戸港再生構想	わが国経済の発展を支えてきた歴史ある国際貿易港として重要な役割をになってきた神戸港において、「国際みなと経済特区」における規制緩和の活用、「スーパー中枢港湾」による次世代高規格コンテナターミナルの育成や官民一体となった荷役の効率化やコスト削減への取り組み、さらには神戸市独自の事業の促進や港湾関連情報のIT化の促進によってロジスティックハブ拠点機能を強化して世界水準の港湾サービスを提供し国際競争力の回復に取り組んでいく。 またクルーズ機能の強化や再開発事業の促進によって港の観光振興や臨海部の活性化を進めることにより、港を賑わいのあるウォーターフロント拠点として再構築し新たな発展を図っていく。 これらの取組みにより港の再生と港に連なる街の活性化を目指す。	検疫所における輸入食品の検査体制の強化・充実	国際みなと経済特区内における税関職員の執務時間外の常駐体制と同様な、検疫所の輸入食品の検査体制の確立	税関職員の執務時間外の常駐体制と同様に、検疫所における輸入食品の執務時間外の検査体制を強化、充実することで、港湾物流のリードタイムを短縮し、神戸港の競争力を強化する。
兵庫県	神戸市	神戸港再生構想	わが国経済の発展を支えてきた歴史ある国際貿易港として重要な役割をになってきた神戸港において、「国際みなと経済特区」における規制緩和の活用、「スーパー中枢港湾」による次世代高規格コンテナターミナルの育成や官民一体となった荷役の効率化やコスト削減への取り組み、さらには神戸市独自の事業の促進や港湾関連情報のIT化の促進によってロジスティックハブ拠点機能を強化して世界水準の港湾サービスを提供し国際競争力の回復に取り組んでいく。 またクルーズ機能の強化や再開発事業の促進によって港の観光振興や臨海部の活性化を進めることにより、港を賑わいのあるウォーターフロント拠点として再構築し新たな発展を図っていく。 これらの取組みにより港の再生と港に連なる街の活性化を目指す。	内航フィーダ-船におけるボンド油の使用	神戸港に寄港する外貿二次輸送貨物を輸送する内航フィーダ-船に対して、関税・石油税の賦課されていないボンド油の使用許可	神戸港は九州・中国・四国地方の各港と内航フィーダ-船で密接に結ばれている。しかし近年、九州や瀬戸内海沿岸から発生する輸出入貨物の多くが従来のように神戸港に集荷されずコストの安い外航フィーダ-船によって釜山等にトランシップされている。神戸港の活性化に向けて海外へ流出している貨物の集荷力を高めるためには、外貿貨物の二次輸送(国内輸送)に従事するフィーダ-船料金を低減し、外航フィーダ-船に対するコスト競争力を確保する。
兵庫県	神戸市	神戸港再生構想	わが国経済の発展を支えてきた歴史ある国際貿易港として重要な役割をになってきた神戸港において、「国際みなと経済特区」における規制緩和の活用、「スーパー中枢港湾」による次世代高規格コンテナターミナルの育成や官民一体となった荷役の効率化やコスト削減への取り組み、さらには神戸市独自の事業の促進や港湾関連情報のIT化の促進によってロジスティックハブ拠点機能を強化して世界水準の港湾サービスを提供し国際競争力の回復に取り組んでいく。 またクルーズ機能の強化や再開発事業の促進によって港の観光振興や臨海部の活性化を進めることにより、港を賑わいのあるウォーターフロント拠点として再構築し新たな発展を図っていく。 これらの取組みにより港の再生と港に連なる街の活性化を目指す。	旅客不定期航路事業者の禁止行為の緩和	海上運送法において旅客不定期航路事業として許可を受けている神戸港内の遊覧船事業についての禁止行為の緩和(起終点が異なる場合や寄港地を有している場合の乗合旅客の輸送の許可)	今後の空港の開港やコンテナ-ス跡地再開発の進捗とともに神戸港内遊覧船のコースの多様化が可能となる。 旅客不定期航路事業者の起終点や寄港地の制限が緩和されることにより、多様な遊覧経路の設定や新たな事業者の参入が促進され遊覧船事業の魅力が向上し港の観光振興を図ることができる。
兵庫県	神戸市	神戸港再生構想	わが国経済の発展を支えてきた歴史ある国際貿易港として重要な役割をになってきた神戸港において、「国際みなと経済特区」における規制緩和の活用、「スーパー中枢港湾」による次世代高規格コンテナターミナルの育成や官民一体となった荷役の効率化やコスト削減への取り組み、さらには神戸市独自の事業の促進や港湾関連情報のIT化の促進によってロジスティックハブ拠点機能を強化して世界水準の港湾サービスを提供し国際競争力の回復に取り組んでいく。 またクルーズ機能の強化や再開発事業の促進によって港の観光振興や臨海部の活性化を進めることにより、港を賑わいのあるウォーターフロント拠点として再構築し新たな発展を図っていく。 これらの取組みにより港の再生と港に連なる街の活性化を目指す。	国有地の財産処理に対する柔軟な対応	神戸港における土地の有効利用を図るための、国有地と市有地の交換に対する柔軟な対応	メリケン地区において、国有地と市有地を交換し、変形地を整形地とすることで、土地利用の範囲が拡大することになるため、事業者の進出が容易となり神戸港の活性につながる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
兵庫県	神戸市	神戸港再生構想	わが国経済の発展を支えてきた歴史ある国際貿易港として重要な役割をになってきた神戸港において、「国際みなと経済特区」における規制緩和の活用、「スーパー中枢港湾」による次世代高規格コンテナターミナルの育成や官民一体となった荷役の効率化やコスト削減への取り組み、さらには神戸市独自の事業の促進や港湾関連情報のIT化の促進によってロジスティックハブ拠点機能を強化して世界水準の港湾サービスを提供し国際競争力の回復に取り組んでいく。 またクルーズ機能の強化や再開発事業の促進によって港の観光振興や臨海部の活性化を進めることにより、港を賑わいのあるウォーターフロント拠点として再構築し新たな発展を図っていく。 これらの取組みにより港の再生と港に連なる街の活性化を目指す。	民活法特定施設の対象施設及び金融支援の拡充による民間事業者の進出促進	民活法特定施設の対象拡大(施設用地費、附帯する道路、緑地など)、国のインセンティブ補助率のかさ上げ及び民間事業者への無利子貸付の導入	「神戸ポートアイランド西地域」のコンテナバース跡地(PC1~5)において、都市機能も含めた新しい都市型ウォーターフロント空間を創出する。要望の実現により、民間事業者の進出が促され、再開発事業が進捗することにより、神戸港及び神戸市の活性化につながる事が期待される。
兵庫県	神戸市	神戸港再生構想	わが国経済の発展を支えてきた歴史ある国際貿易港として重要な役割をになってきた神戸港において、「国際みなと経済特区」における規制緩和の活用、「スーパー中枢港湾」による次世代高規格コンテナターミナルの育成や官民一体となった荷役の効率化やコスト削減への取り組み、さらには神戸市独自の事業の促進や港湾関連情報のIT化の促進によってロジスティックハブ拠点機能を強化して世界水準の港湾サービスを提供し国際競争力の回復に取り組んでいく。 またクルーズ機能の強化や再開発事業の促進によって港の観光振興や臨海部の活性化を進めることにより、港を賑わいのあるウォーターフロント拠点として再構築し新たな発展を図っていく。 これらの取組みにより港の再生と港に連なる街の活性化を目指す。	補助金返還要件の緩和による再開発事業の促進	公共クレーンを売却する場合における、震災復興時に投入された国庫補助金返還の免除	阪神・淡路大震災により被災した神戸港の港湾施設をを復旧したが、震災以降利用率が下がっている。施設の有効利用を図るための処分にあたり、国庫補助金の返還が必要となるが、この国庫補助金の返還を免除されることにより、神戸港の財政支援に寄与し、神戸港の活性化につながる。
兵庫県	神戸市	神戸港再生構想	わが国経済の発展を支えてきた歴史ある国際貿易港として重要な役割をになってきた神戸港において、「国際みなと経済特区」における規制緩和の活用、「スーパー中枢港湾」による次世代高規格コンテナターミナルの育成や官民一体となった荷役の効率化やコスト削減への取り組み、さらには神戸市独自の事業の促進や港湾関連情報のIT化の促進によってロジスティックハブ拠点機能を強化して世界水準の港湾サービスを提供し国際競争力の回復に取り組んでいく。 またクルーズ機能の強化や再開発事業の促進によって港の観光振興や臨海部の活性化を進めることにより、港を賑わいのあるウォーターフロント拠点として再構築し新たな発展を図っていく。 これらの取組みにより港の再生と港に連なる街の活性化を目指す。	神戸・大阪両港の一開港化による利便性の向上	関税法施行令別表の改正により、神戸・大阪両港を一開港とする。	一開港化により両港に寄港する船舶のとん税・特別とん税の負担を1回限りすることにより港湾コストの削減を図り、神戸港の国際競争力を強化する。
兵庫県	神戸市	神戸国際集客観光都市構想	神戸市は、六甲山や美しい港など魅力ある観光資源を有している。これらを活かしながら、神戸ブランドの持続的発展に努めることで、国内外からの観光客の誘致に取り組むとともに経済の活性化を図っている。 平成15年10月には、六甲有馬観光特区の認定を受けたが、さらなる観光客の誘致を推進するため、ロケーションにおける道路占有手続きの簡素化等により神戸のまちの映像化を推進することで、都市ブランドを高め、国内外に発信する。また、集客施設周辺における不法駐輪等を掃蕩することで、まちの美化を推進し、おしゃれな都市のイメージに合致した街並み形成を促進する。さらに、神戸を訪れた観光客の周遊性を高めるとともに、世界に開かれた積極的な国際交流を進めるために、訪日旅行における規制緩和等を図っていく等の取り組みを進める。	ロケーションにおける道路占有許可の手続き簡素化	道路におけるロケーションについては、道路交通法第77条第1項第4号により、警察署長の許可を受けなければならないこととなっているが、煩雑な手続き、資料の提出を求められることが多く、許可を受けるまで時間がかかる。また、許可を受けられないケースもある。そこで、あらかじめ指定されたエリア、ルートについては、事前に許可基準を定め、その基準を満たす場合には即時に許可を受けることができることとする。	ロケーション撮影のために許可手続きが簡略化された「ロケーション・ルート」(神戸大橋、浜手バイパス等)、「ロケーション・エリア」(旧居留地、北野等)「ロケーション・ビルディング」(税関、裁判所等)を設定することにより、映像制作者に魅力あるロケーション環境を提供することができ、ロケーション撮影誘致の大きなインセンティブとなり、ロケーション撮影誘致件数の飛躍的な増加が見込まれる。
兵庫県	神戸市	神戸国際集客観光都市構想	神戸市は、六甲山や美しい港など魅力ある観光資源を有している。これらを活かしながら、神戸ブランドの持続的発展に努めることで、国内外からの観光客の誘致に取り組むとともに経済の活性化を図っている。 平成15年10月には、六甲有馬観光特区の認定を受けたが、さらなる観光客の誘致を推進するため、ロケーションにおける道路占有手続きの簡素化等により神戸のまちの映像化を推進することで、都市ブランドを高め、国内外に発信する。また、集客施設周辺における不法駐輪等を掃蕩することで、まちの美化を推進し、おしゃれな都市のイメージに合致した街並み形成を促進する。さらに、神戸を訪れた観光客の周遊性を高めるとともに、世界に開かれた積極的な国際交流を進めるために、訪日旅行における規制緩和等を図っていく等の取り組みを進める。	ロケーションにおける施設使用許可手続きの簡素化	国立の施設については、国有財産法第18条第3項の規定により、施設管理者の判断により、撮影の許可を受けることとなるが、許可についての明確な基準がないため、道路と同様の問題点があるが、許可基準を明確化することにより、手続きの簡素化が図れる。	ロケーション撮影のために許可手続きが簡略化された「ロケーション・ルート」(神戸大橋、浜手バイパス等)、「ロケーション・エリア」(旧居留地、北野等)「ロケーション・ビルディング」(税関、裁判所等)を設定することにより、映像制作者に魅力あるロケーション環境を提供することができ、ロケーション撮影誘致の大きなインセンティブとなり、ロケーション撮影誘致件数の飛躍的な増加が見込まれる。
兵庫県	神戸市	神戸国際集客観光都市構想	神戸市は、六甲山や美しい港など魅力ある観光資源を有している。これらを活かしながら、神戸ブランドの持続的発展に努めることで、国内外からの観光客の誘致に取り組むとともに経済の活性化を図っている。 平成15年10月には、六甲有馬観光特区の認定を受けたが、さらなる観光客の誘致を推進するため、ロケーションにおける道路占有手続きの簡素化等により神戸のまちの映像化を推進することで、都市ブランドを高め、国内外に発信する。また、集客施設周辺における不法駐輪等を掃蕩することで、まちの美化を推進し、おしゃれな都市のイメージに合致した街並み形成を促進する。さらに、神戸を訪れた観光客の周遊性を高めるとともに、世界に開かれた積極的な国際交流を進めるために、訪日旅行における規制緩和等を図っていく等の取り組みを進める。	自転車法の「自転車等」の対象拡大	自転車法で規定している「自転車等」について、道交法上の自動二輪車を加えることにより、自治体が放置された自動二輪車を撤去することを可能にする。	自転車法の「自転車等」の定義に自動二輪車(125cc以下)を加え、自治体による撤去権限を与える。 ・自治体は条例改正を行い、放置禁止区域内の放置自動二輪車も撤去できることとする。 ・自治体は自転車等の撤去にあたって、自転車・原付・自動二輪を一旦撤去する事が可能になり、放置の無い状況を維持することが出来る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
兵庫県	神戸市	神戸国際集客観光都市構想	神戸市は、六甲山や美しい港など魅力ある観光資源を有している。これらを活かしながら、神戸ブランドの持続的発展に努めることで、国内外からの観光客の誘致に取り組むとともに経済の活性化を図っている。 平成15年10月には、六甲有馬観光特区の認定を受けたが、さらなる観光客の誘致を推進するため、ロケーションにおける道路占有手続きの簡素化等により神戸のまちの映像化を推進することで、都市ブランドを高め、国内外に発信する。また、集客施設周辺における不法駐輪等を掃蕩することで、まちの美化を推進し、おしゃれな都市のイメージに合致した街並み形成を促進する。さらに、神戸を訪れた観光客の周遊性を高めるとともに、世界に開かれた積極的な国際交流を進めるために、訪日旅行における規制緩和等を図っていく等の取り組みを進める。	自転車法の、放置自転車等の撤去・保管・処分を行う者の定義改正	自転車法では放置自転車等の撤去・保管・処分については、市長村長が行うものとしているが、これを民間事業者にも委任可能なものとして認める。	・自治体は、撤去を行う事業者を選定し、撤去の委託を行い、告示等により住民への周知を図る。 ・事業者は定められた手続きに基づき、放置自転車の撤去・保管・処分を行い、実績に基づき委託料を受ける。
兵庫県	神戸市	神戸国際集客観光都市構想	神戸市は、六甲山や美しい港など魅力ある観光資源を有している。これらを活かしながら、神戸ブランドの持続的発展に努めることで、国内外からの観光客の誘致に取り組むとともに経済の活性化を図っている。 平成15年10月には、六甲有馬観光特区の認定を受けたが、さらなる観光客の誘致を推進するため、ロケーションにおける道路占有手続きの簡素化等により神戸のまちの映像化を推進することで、都市ブランドを高め、国内外に発信する。また、集客施設周辺における不法駐輪等を掃蕩することで、まちの美化を推進し、おしゃれな都市のイメージに合致した街並み形成を促進する。さらに、神戸を訪れた観光客の周遊性を高めるとともに、世界に開かれた積極的な国際交流を進めるために、訪日旅行における規制緩和等を図っていく等の取り組みを進める。	旅客不定期航路事業者の禁止行為の緩和	海上運送法において旅客不定期航路事業として許可を受けている神戸港内の遊覧船事業についての禁止行為の緩和(起終点が異なる場合や寄港地を有している場合の乗合旅客の輸送の許可)	今後の空港の開港やコンテナ跡地再開発の進捗とともに神戸港内遊覧船のコースの多様化が可能となる。旅客不定期航路事業の起終点や寄港地の制限が緩和されることにより、多様な遊覧経路の設定や新たな事業者の参入が促進され遊覧船事業の魅力が向上し港の観光振興を図ることができる。
兵庫県	神戸市	神戸国際集客観光都市構想	神戸市は、六甲山や美しい港など魅力ある観光資源を有している。これらを活かしながら、神戸ブランドの持続的発展に努めることで、国内外からの観光客の誘致に取り組むとともに経済の活性化を図っている。 平成15年10月には、六甲有馬観光特区の認定を受けたが、さらなる観光客の誘致を推進するため、ロケーションにおける道路占有手続きの簡素化等により神戸のまちの映像化を推進することで、都市ブランドを高め、国内外に発信する。また、集客施設周辺における不法駐輪等を掃蕩することで、まちの美化を推進し、おしゃれな都市のイメージに合致した街並み形成を促進する。さらに、神戸を訪れた観光客の周遊性を高めるとともに、世界に開かれた積極的な国際交流を進めるために、訪日旅行における規制緩和等を図っていく等の取り組みを進める。	公の施設の使用料のカード決済の容認	地方公共団体がクレジット会社等第三者への債権譲渡契約を締結できる特例を設け、公の施設の使用料のカード決済を容認する。	来年度、スルットKANSAIでICカードの導入が予定されており、交通機関の利用に加え、ショッピングや観光施設等が一枚のカードで利用可能となる。現在、地方自治法施行令第158条により、使用料について私人にその徴収又は収納の事務を委託することが認められているが、これに加えて、地方公共団体がクレジット会社等第三者への債権譲渡契約を締結できる特例を設け、公の施設の使用料のカード決済を容認し、利用者の利便性の向上および利用者の増加を図っていく。
兵庫県	神戸市	神戸国際集客観光都市構想	神戸市は、六甲山や美しい港など魅力ある観光資源を有している。これらを活かしながら、神戸ブランドの持続的発展に努めることで、国内外からの観光客の誘致に取り組むとともに経済の活性化を図っている。 平成15年10月には、六甲有馬観光特区の認定を受けたが、さらなる観光客の誘致を推進するため、ロケーションにおける道路占有手続きの簡素化等により神戸のまちの映像化を推進することで、都市ブランドを高め、国内外に発信する。また、集客施設周辺における不法駐輪等を掃蕩することで、まちの美化を推進し、おしゃれな都市のイメージに合致した街並み形成を促進する。さらに、神戸を訪れた観光客の周遊性を高めるとともに、世界に開かれた積極的な国際交流を進めるために、訪日旅行における規制緩和等を図っていく等の取り組みを進める。	中国天津市への訪日団体観光旅行の対象地域の拡大	中国国民の訪日団体観光旅行の対象地域の拡大(北京市、上海市、広東省のみに認められている訪日団体観光旅行対象地域への天津市の追加)	中国国民の訪日団体観光旅行の対象地域の拡大(北京市、上海市、広東省のみに認められている訪日団体観光旅行対象地域への天津市の追加)
兵庫県	神戸市	神戸国際集客観光都市構想	神戸市は、六甲山や美しい港など魅力ある観光資源を有している。これらを活かしながら、神戸ブランドの持続的発展に努めることで、国内外からの観光客の誘致に取り組むとともに経済の活性化を図っている。 平成15年10月には、六甲有馬観光特区の認定を受けたが、さらなる観光客の誘致を推進するため、ロケーションにおける道路占有手続きの簡素化等により神戸のまちの映像化を推進することで、都市ブランドを高め、国内外に発信する。また、集客施設周辺における不法駐輪等を掃蕩することで、まちの美化を推進し、おしゃれな都市のイメージに合致した街並み形成を促進する。さらに、神戸を訪れた観光客の周遊性を高めるとともに、世界に開かれた積極的な国際交流を進めるために、訪日旅行における規制緩和等を図っていく等の取り組みを進める。	通訳案内業の簡易免許制度の創設	専門性の高い現行の通訳案内業法による通訳案内業の免許に加え、通訳案内業の簡易免許制度を創設する。	通訳案内業については、通訳案内業法による試験に合格し、免許を受けなければならないが、人数や料金面から外国人旅行者の幅広い需要に十分対応できていない。よって、現行の通訳案内業の免許に加えて、通訳案内業の簡易免許を創設し、外国人旅行者の幅広い需要に対応していくことが求められている。
兵庫県	相生市	相生湾臨海部活性化構想	相生湾北部の水辺には、干潟、シバナ群落があり、野鳥が住み、魚が泳いでおり、白龍城、中央公園、苧谷川、ベロン親水護岸など、市民が自然と身近に親しめる場所が多く点在している。 これらをネットワーク化し、「みずべのさんぼみち」として整備することにより、市民が安心して水辺の景色に親しみ、散策や人との交流を図り、併せて、相生市の名所として、再発見、再認識する場を提供している。 さらに本計画を充実させるため、環境交流ゾーンとして整備中の相生地区埋立地まで区域を広げ、新たな拠点施設をつくとともに、遊歩道・親水護岸で結びネットワークを拡大する。 このことにより、今まで以上に市民が利用しやすい「ゆとり空間」が創出され、「相生湾」を市民の憩いの場として、人・自然とのふれあいと交流を促進することができる。	・補助金の採択基準、対象に係る要件の改善	・海岸保全施設の整備において、補助金の採択基準、対象に係る要件の改善により、「みずべのさんぼみち」としての広幅員の護岸管理用通路(現行基準では幅員3m)及びその背後に、通路に沿って、現行基準では認められていないが快適な水辺空間創出のため、連続して植栽帯を設置する。	・海岸保全施設の整備と同時に、水際線沿いに連続した「みずべのさんぼみち」を整備し、拠点施設をネットワーク化することにより、市民が安心して静かな海辺の景色に親しみ、散策や人との交流を図る。その相乗効果により、各施設の利用を一層促進し、地域経済の活性化・雇用の創出を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
兵庫県	相生市	相生湾臨海部活性化構想	相生湾北部の水辺には、干潟、シバナ群落があり、野鳥が住み、魚が泳いでおり、白龍城、中央公園、芋谷川、ペーロン親水護岸など、市民が自然と身近に親しめる場所が多く点在している。 これらをネットワーク化し、「みずべのさんぼみち」として整備することにより、市民が安心して水辺の景色に親しみ、散策や人との交流を図り、併せて、相生市の名所として、再発見、再認識する場を提供している。 さらに本計画を充実させるため、環境交流ゾーンとして整備中の相生地区埋立地まで区域を広げ、新たな拠点施設をつくとともに、遊歩道・親水護岸で結びネットワークを拡大する。 このことにより、今まで以上に市民が利用しやすい「ゆとり空間」が創出され、「相生湾」を市民の憩いの場として、人・自然とのふれあいと交流を促進することができる。	・補助金対象施設の利用条件に係る要件の改善	・物揚場背後の埠頭用地の占用施設としては、物揚場と一体的利用を図る施設が認められていないが、利用条件に係る要件の改善により、漁業振興等埋立地の有効利用を図ることができるのであれば公共・民間に限らず占用を許可する。	・既存の交流・拠点施設と一体的に臨海地域を活性化するため埠頭用地に民間の商業施設(レストラン・オープンカフェ等)を誘致することにより集客・地域経済の活性化・雇用の創出を図る。
兵庫県	相生市	相生湾臨海部活性化構想	相生湾北部の水辺には、干潟、シバナ群落があり、野鳥が住み、魚が泳いでおり、白龍城、中央公園、芋谷川、ペーロン親水護岸など、市民が自然と身近に親しめる場所が多く点在している。 これらをネットワーク化し、「みずべのさんぼみち」として整備することにより、市民が安心して水辺の景色に親しみ、散策や人との交流を図り、併せて、相生市の名所として、再発見、再認識する場を提供している。 さらに本計画を充実させるため、環境交流ゾーンとして整備中の相生地区埋立地まで区域を広げ、新たな拠点施設をつくとともに、遊歩道・親水護岸で結びネットワークを拡大する。 このことにより、今まで以上に市民が利用しやすい「ゆとり空間」が創出され、「相生湾」を市民の憩いの場として、人・自然とのふれあいと交流を促進することができる。	・既設護岸の管理用通路敷を有効活用する場合の障害要因の除去	・既設護岸の管理用通路敷の占用は、イベント時などの一時使用であれば認められているが常時使用は認められていない。可能な限りの公共性を担保することにより、オープンカフェ等の施設の常設を認める。	・交流拠点として機能する「道の駅あいおいペーロン城」等の護岸上にオープンカフェ等を併設し、その相乗効果によりさらなる集客を図り、地域経済の活性化・雇用の創出を図る。
兵庫県	南淡町	農業再生21世紀モデル農場構想	農業再生21世紀モデル農場構想は、「農業生産性の向上(食糧自給率の向上)・企業経営農業の確立・3Kの払拭」を基本コンセプトとした、「農」の時代に向けた持続可能な循環型社会を志向し、地域の参画と協働を目的とした「儲かる(賄う)農業、次世代型の企業的農業、その農業で生きるまち、そして全国・全世界から人々が訪れるまち」のあり方を追求した構想です。当町主導により、地元企業及び農協と連携し、大規模基盤整備による土地生産性を向上させた他産地・国際化に対抗する生産基盤の整備、水利統合による限られた水資源の相互補完と有効活用、多面的機能を発揮するための水利施設の多目的利用、コンポストセンター・バイオマス活用によるリサイクルと有機・減農薬栽培の推進、そして地産地消・販売計画などの課題に対応するものです。	地域資源活用促進事業、都市再生関連対策事業、農産漁村地域活性化対策事業	ブランド・ニッポン農産物供給体制確立体制事業を活用して、農業再生21世紀モデル農場の確立に必要な新技術の実証、新品種の導入・栽培試験等を行い、農業生産総合対策条件整備事業・共同利用施設整備を活用して本モデル農場を建設する。これら国の補助事業と連携し、当町一般財源の確保にあたっては、総務省地域再生施策・農山漁村地域活性化対策事業により、地方財政措置をしていただくことで、国からの集中的な支援を受けることができる。	農業再生21世紀モデル農場構想は、「農業生産性の向上(食糧自給率の向上)・企業経営農業の確立・3Kの払拭」を基本コンセプトとした、「農」の時代に向けた持続可能な循環型社会を志向し、地域の参画と協働を目的とした「儲かる(賄う)農業、次世代型の企業的農業、その農業で生きるまち、そして全国・全世界から人々が訪れるまち」のあり方を追求した構想です。当町主導により、地元企業及び農協と連携し、大規模基盤整備による土地生産性を向上させた他産地・国際化に対抗する生産基盤の整備、水利統合による限られた水資源の相互補完と有効活用、多面的機能を発揮するための水利施設の多目的利用、コンポストセンター・バイオマス活用によるリサイクルと有機・減農薬栽培の推進、そして地産地消・販売計画などの課題に対応するものです。
兵庫県	兵庫県	「“つくる”から“つかう”」公的施設等活用構想	公的施設等の目的外転用を図ることにより、地域の特性やニーズに応じた施設利用が可能となり、新たなビジネス機会や雇用機会を創出することができる。そのために、地方債や国からの補助金で建設した公的施設等の目的外転用について、次の措置を提案する。 地方債の繰上げ償還を不要とする措置 転用の障害要因(補助金の返還等)を除去する等適切な法的措置 転用の際に必要な整備の財源確保のためのリニューアル債の措置	公的施設のリニューアルのための適化法等の柔軟な対応	地方債や国からの補助金で建設した公的施設等の目的外転用に当たり、地方債の繰上げ償還を不要とする。転用の障害要因(補助金の返還等)を除去する等適切な法的措置を講じる。転用の際に必要な整備等の財源確保のため、リニューアル債を措置する。	・統廃合等により廃校となった学校の特産品製造施設への転用 ・市町・JA等の余剰施設の民間施設への転用 等
兵庫県	兵庫県・西宮市	芸術文化あふれるまちづくり構想	平成17年10月開館をめざして、現在、整備を進めている「兵庫県立芸術文化センター(仮称)」を中心として展開される、センター専属の芸術創造団体である付属交響楽団の演奏会等舞台芸術の創作、発表、鑑賞など多彩な芸術文化活動を通じて、県民生活を豊かにするとともに、地域の新たな個性を創り出し、経済の活性化と雇用機会の増大等地域の振興を図る。そのために、次の措置を提案する。 芸術文化センターのソフト事業に対する支援の集中実施 芸術文化センター付属交響楽団事業に対する支援の集中実施 アウトリーチ活動に対する支援の集中実施 県民オペラ・市民オペラに対する支援の集中実施 外国人出演者のビザの免除 管理・運営団体の特定公益増進法人認定 まちづくり総合支援事業の重点的支援 公共空間を活用したイベント実施の際の各種許可の容易化、迅速化	芸術文化センター事業に対する支援措置の採択要件緩和・集中実施	芸術文化センターにおけるソフト事業に対する支援(採択要件(実績・支援期間)の緩和、開館後5年間程度の集中実施) ・文化庁芸術拠点形成事業 ・日本芸術文化振興会・芸術文化振興基金助成(地域文化施設公演、現代舞台芸術創造普及活動) ・(財)地域創造・地域の芸術文化環境づくり支援事業	芸術文化センター事業(演劇、音楽、舞踊等多様な分野における、創造・公演事業、芸術文化普及事業、芸術文化創造基盤整備事業)

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
兵庫県	兵庫県・西宮市	芸術文化あふれるまちづくり構想	平成17年10月開館をめざして、現在、整備を進めている「兵庫県立芸術文化センター(仮称)」を中心として展開される、センター専属の芸術創造団体である付属交響楽団の演奏会等舞台芸術の創作、発表、鑑賞など多彩な芸術文化活動を通じて、県民生活を豊かにするとともに、地域の新たな個性を創り出し、経済の活性化と雇用機会の増大等地域の振興を図る。そのために、次の措置を提案する。 芸術文化センターのソフト事業に対する支援の集中実施 芸術文化センター付属交響楽団事業に対する支援の集中実施 アウトリーチ活動に対する支援の集中実施 県民オペラ・市民オペラに対する支援の集中実施 外国人出演者のビザの免除 管理・運営団体の特定公益増進法人認定 まちづくり総合支援事業の重点的支援 公共空間を活用したイベント実施の際の各種許認可の容易化、迅速化	芸術文化センター事業に対する支援措置の集中実施	芸術文化センターにおけるソフト事業に対する支援 ・新国立劇場主催公演開催 ・国立劇場主催公演開催 ・国立文楽劇場主催公演開催	芸術文化センター事業(演劇、音楽、舞踊等多彩な分野における、創造・公演事業、芸術文化普及事業、芸術文化創造基盤整備事業)
兵庫県	兵庫県・西宮市	芸術文化あふれるまちづくり構想	平成17年10月開館をめざして、現在、整備を進めている「兵庫県立芸術文化センター(仮称)」を中心として展開される、センター専属の芸術創造団体である付属交響楽団の演奏会等舞台芸術の創作、発表、鑑賞など多彩な芸術文化活動を通じて、県民生活を豊かにするとともに、地域の新たな個性を創り出し、経済の活性化と雇用機会の増大等地域の振興を図る。そのために、次の措置を提案する。 芸術文化センターのソフト事業に対する支援の集中実施 芸術文化センター付属交響楽団事業に対する支援の集中実施 アウトリーチ活動に対する支援の集中実施 県民オペラ・市民オペラに対する支援の集中実施 外国人出演者のビザの免除 管理・運営団体の特定公益増進法人認定 まちづくり総合支援事業の重点的支援 公共空間を活用したイベント実施の際の各種許認可の容易化、迅速化	芸術文化センター付属交響楽団の支援措置の採択要件緩和等	芸術文化センター付属交響楽団事業に対する支援 (採択要件(実績・支援期間・団体規模等)の緩和、開館後5年間程度の集中実施) ・文化庁芸術団体重点支援事業 ・日本芸術文化振興会・芸術文化振興基金助成	芸術文化センター付属交響楽団事業(定期公演、青少年コンサート、アウトリーチ活動等)
兵庫県	兵庫県・西宮市	芸術文化あふれるまちづくり構想	平成17年10月開館をめざして、現在、整備を進めている「兵庫県立芸術文化センター(仮称)」を中心として展開される、センター専属の芸術創造団体である付属交響楽団の演奏会等舞台芸術の創作、発表、鑑賞など多彩な芸術文化活動を通じて、県民生活を豊かにするとともに、地域の新たな個性を創り出し、経済の活性化と雇用機会の増大等地域の振興を図る。そのために、次の措置を提案する。 芸術文化センターのソフト事業に対する支援の集中実施 芸術文化センター付属交響楽団事業に対する支援の集中実施 アウトリーチ活動に対する支援の集中実施 県民オペラ・市民オペラに対する支援の集中実施 外国人出演者のビザの免除 管理・運営団体の特定公益増進法人認定 まちづくり総合支援事業の重点的支援 公共空間を活用したイベント実施の際の各種許認可の容易化、迅速化	アウトリーチ活動の支援措置の採択要件の緩和・集中実施	芸術文化センター付属交響楽団等によって展開されるアウトリーチ活動に対する支援(採択要件(実績・支援期間)の緩和、開館後5年間程度の集中実施) ・文化庁芸術拠点形成事業	芸術文化センターを中心として展開されるアウトリーチ活動
兵庫県	兵庫県・西宮市	芸術文化あふれるまちづくり構想	平成17年10月開館をめざして、現在、整備を進めている「兵庫県立芸術文化センター(仮称)」を中心として展開される、センター専属の芸術創造団体である付属交響楽団の演奏会等舞台芸術の創作、発表、鑑賞など多彩な芸術文化活動を通じて、県民生活を豊かにするとともに、地域の新たな個性を創り出し、経済の活性化と雇用機会の増大等地域の振興を図る。そのために、次の措置を提案する。 芸術文化センターのソフト事業に対する支援の集中実施 芸術文化センター付属交響楽団事業に対する支援の集中実施 アウトリーチ活動に対する支援の集中実施 県民オペラ・市民オペラに対する支援の集中実施 外国人出演者のビザの免除 管理・運営団体の特定公益増進法人認定 まちづくり総合支援事業の重点的支援 公共空間を活用したイベント実施の際の各種許認可の容易化、迅速化	県民オペラ・市民オペラの制作・上演に対する支援・集中実施	芸術文化センターにおける県民オペラ・市民オペラの制作・上演に対する支援 ・日本芸術文化振興会・芸術文化振興基金助成 (地域文化施設公演) (財)地域創造・地域の芸術文化環境づくり支援事業	芸術文化センターにおける県民オペラ・市民オペラの制作・上演
兵庫県	兵庫県・西宮市	芸術文化あふれるまちづくり構想	平成17年10月開館をめざして、現在、整備を進めている「兵庫県立芸術文化センター(仮称)」を中心として展開される、センター専属の芸術創造団体である付属交響楽団の演奏会等舞台芸術の創作、発表、鑑賞など多彩な芸術文化活動を通じて、県民生活を豊かにするとともに、地域の新たな個性を創り出し、経済の活性化と雇用機会の増大等地域の振興を図る。そのために、次の措置を提案する。 芸術文化センターのソフト事業に対する支援の集中実施 芸術文化センター付属交響楽団事業に対する支援の集中実施 アウトリーチ活動に対する支援の集中実施 県民オペラ・市民オペラに対する支援の集中実施 外国人出演者のビザの免除 管理・運営団体の特定公益増進法人認定 まちづくり総合支援事業の重点的支援 公共空間を活用したイベント実施の際の各種許認可の容易化、迅速化	芸術文化センター事業実施に伴う利便性の向上	芸術文化センター事業及び付属交響楽団事業における外国人招聘に伴うビザの免除	芸術文化センター事業(演劇、音楽、舞踊等多彩な分野における、創造・公演事業、芸術文化普及事業、芸術文化創造基盤整備事業)及び付属交響楽団事業(定期公演、青少年コンサート、アウトリーチ活動等)
兵庫県	兵庫県・西宮市	芸術文化あふれるまちづくり構想	平成17年10月開館をめざして、現在、整備を進めている「兵庫県立芸術文化センター(仮称)」を中心として展開される、センター専属の芸術創造団体である付属交響楽団の演奏会等舞台芸術の創作、発表、鑑賞など多彩な芸術文化活動を通じて、県民生活を豊かにするとともに、地域の新たな個性を創り出し、経済の活性化と雇用機会の増大等地域の振興を図る。そのために、次の措置を提案する。 芸術文化センターのソフト事業に対する支援の集中実施 芸術文化センター付属交響楽団事業に対する支援の集中実施 アウトリーチ活動に対する支援の集中実施 県民オペラ・市民オペラに対する支援の集中実施 外国人出演者のビザの免除 管理・運営団体の特定公益増進法人認定 まちづくり総合支援事業の重点的支援 公共空間を活用したイベント実施の際の各種許認可の容易化、迅速化	(財)兵庫県芸術文化協会の特定公益増進法人認定	芸術文化センターの管理・運営団体である(財)兵庫県芸術文化協会に対する特定公益増進法人認定	芸術文化センター事業(演劇、音楽、舞踊等多彩な分野における、創造・公演事業、芸術文化普及事業、芸術文化創造基盤整備事業)及び付属交響楽団事業(定期公演、青少年コンサート、アウトリーチ活動等)

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
兵庫県	兵庫県・西宮市	芸術文化あふれるまちづくり構想	平成17年10月開館をめざして、現在、整備を進めている「兵庫県立芸術文化センター(仮称)」を中心として展開される、センター専属の芸術創造団体である附属交響楽団の演奏会等舞台芸術の創作、発表、鑑賞など多彩な芸術文化活動を通じて、県民生活を豊かにするとともに、地域の新たな個性を創り出し、経済の活性化と雇用機会の増大等地域の振興を図る。そのために、次の措置を提案する。  芸術文化センターのソフト事業に対する支援の集中実施 芸術文化センター附属交響楽団事業に対する支援の集中実施 アウトリーチ活動に対する支援の集中実施 県民オペラ・市民オペラに対する支援の集中実施 外国人出演者のビザの免除 管理・運営団体の特定公益増進法人認定 まちづくり総合支援事業の重点的支援 公共空間を活用したイベント実施の際の各種許認可の容易化、迅速化	まちづくり総合支援事業の重点的支援	まちづくり総合支援事業の重点的支援	市による周辺主要駅から芸術文化センターへのアプローチ道路の修景整備事業(歩道美化、街路灯設置、案内誘導サイン設置等)
兵庫県	兵庫県・西宮市	芸術文化あふれるまちづくり構想	平成17年10月開館をめざして、現在、整備を進めている「兵庫県立芸術文化センター(仮称)」を中心として展開される、センター専属の芸術創造団体である附属交響楽団の演奏会等舞台芸術の創作、発表、鑑賞など多彩な芸術文化活動を通じて、県民生活を豊かにするとともに、地域の新たな個性を創り出し、経済の活性化と雇用機会の増大等地域の振興を図る。そのために、次の措置を提案する。  芸術文化センターのソフト事業に対する支援の集中実施 芸術文化センター附属交響楽団事業に対する支援の集中実施 アウトリーチ活動に対する支援の集中実施 県民オペラ・市民オペラに対する支援の集中実施 外国人出演者のビザの免除 管理・運営団体の特定公益増進法人認定 まちづくり総合支援事業の重点的支援 公共空間を活用したイベント実施の際の各種許認可の容易化、迅速化	公共空間の活用の円滑化	道路使用許可申請、道路占用許可申請及び飲食店営業許可申請等の容易化・迅速化等の支援	駅前広場、歩道、公園等の公共空間におけるパフォーマンス、パレード、ミニコンサート等のイベント実施
兵庫県	兵庫県・篠山市	陶芸文化の郷づくり構想	県立陶芸館(仮称)構想の推進を図るため、ハード整備のみならず、地域に根ざしたソフト事業の一層の推進を図り、「地域一帯が陶芸文化の郷」を形成する。そのために次の措置を提案する。  各種文化振興支援施策の効果的活用 地域内連携事業の効果的な取り組み 公的施設のリニューアルのための適化法等の柔軟な対応 道路標識等の様式の多様化 コミュニティバスの柔軟な運行	各種文化振興支援施策の効果的活用	国及び関係団体が実施する先導的な各種文化振興支援策について、県立陶芸館(仮称)に対して優先的かつ柔軟な採択がされるよう配慮を行う。	県立陶芸館(仮称)を拠点とした事業の実施 ・アート・イン・レジデンスやシンポジウム等の若手人材育成事業の実施 ・交流・連携の促進を図る陶芸関係の美術展示活動の実施 ・地元陶磁器協同組合等とのタイアップ事業(例:専門研修コース等)の実施
兵庫県	兵庫県・篠山市	陶芸文化の郷づくり構想	県立陶芸館(仮称)構想の推進を図るため、ハード整備のみならず、地域に根ざしたソフト事業の一層の推進を図り、「地域一帯が陶芸文化の郷」を形成する。そのために次の措置を提案する。  各種文化振興支援施策の効果的活用 地域内連携事業の効果的な取り組み 公的施設のリニューアルのための適化法等の柔軟な対応 道路標識等の様式の多様化 コミュニティバスの柔軟な運行	地域内連携事業の効果的な取り組み	外国人の滞在に関する規制を緩和することにより、県立陶芸館(仮称)、陶の郷、地元陶磁器組合、地元作家等が連携して行う海外作家招聘事業を活性化し、国際交流を促進するとともに、若手作家の育成及び地域の活性化に寄与する。	短期滞在等の資格で来日する海外作家に対し、有報酬活動の規制を緩和することによる国際文化交流の活性化
兵庫県	兵庫県・篠山市	陶芸文化の郷づくり構想	県立陶芸館(仮称)構想の推進を図るため、ハード整備のみならず、地域に根ざしたソフト事業の一層の推進を図り、「地域一帯が陶芸文化の郷」を形成する。そのために次の措置を提案する。  各種文化振興支援施策の効果的活用 地域内連携事業の効果的な取り組み 公的施設のリニューアルのための適化法等の柔軟な対応 道路標識等の様式の多様化 コミュニティバスの柔軟な運行	公的施設のリニューアルのための適化法の柔軟な対応	地方債や国からの補助金で建設した公的施設等の目的外転用に当たり、地方債の繰上げ償還を不要とする。転用の阻害要因(補助金の返還等)を除去する等適切な法的措置を講じる。転用の際に必要な整備等の財源確保のため、リニューアル債を措置する。	県立陶芸館(仮称)の建設に伴う隣接する篠山市立「陶の郷」等のリニューアルの促進
兵庫県	兵庫県・篠山市	陶芸文化の郷づくり構想	県立陶芸館(仮称)構想の推進を図るため、ハード整備のみならず、地域に根ざしたソフト事業の一層の推進を図り、「地域一帯が陶芸文化の郷」を形成する。そのために次の措置を提案する。  各種文化振興支援施策の効果的活用 地域内連携事業の効果的な取り組み 公的施設のリニューアルのための適化法等の柔軟な対応 道路標識等の様式の多様化 コミュニティバスの柔軟な運行	道路標識等の様式の多様化	道路標識のうち、著名地点を示す案内標識について、地域の個性・特色に応じた標識の設置を認める。	地域内を地域の個性・特色を反映した案内標識の統一

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
兵庫県	兵庫県・篠山市	陶芸文化の郷づくり構想	県立陶芸館(仮称)構想の推進を図るため、ハード整備のみならず、地域に根ざしたソフト事業の一層の推進を図り、「地域一帯が陶芸文化の郷」を形成する。そのために次の措置を提案する。 各種文化振興支援施策の効果的活用 地域内連携事業の効果的な取り組み 公的施設のリニューアルのための適化法等の柔軟な対応 道路標識等の様式の多様化 コミュニティバスの柔軟な運行	コミュニティバスの柔軟な運行	地域内のアクセスの確保のために、ボランティアやNPO法人等が所有する自家用バス等によって行うコミュニティバスの有償輸送に対する所轄大臣許可を緩和するとともに、許認可権限を県又は地元市に移譲する。	公共交通の利便性の低い交通不便地域、交通空白地域の輸送手段の確保
兵庫県	兵庫県	ケータイ利用地域拡大プログラム	過疎地域等における携帯電話の不感地区を解消し、ユニバーサル・サービス化を促進することにより、通話だけではない携帯電話の活用方策(インターネットによる商取引等)が普及し、ひいては、地域経済の活性化を図ることができる。そのために、携帯電話不感地区を抱える過疎地域等における移動通信用鉄塔施設整備事業(国庫補助事業及び地方単独事業)について、次の措置を提案する。 事業者負担の軽減 地方単独事業の人口要件の廃止	単独事業での過疎債の活用拡充・国庫補助事業での事業者負担軽減	移動通信用鉄塔施設整備事業(国庫補助事業及び地方単独事業)において、事業者負担の軽減を図るとともに、地方単独事業の人口要件を廃止し、国庫補助事業と同様に過疎地域全体を対象とする必要がある。	過疎地域等の携帯電話の不感地区の解消
兵庫県	兵庫県	県立大学による産学連携推進構想	平成16年4月に開学する兵庫県立大学において、地域産業との交流・連携を積極的に推進するため、大学教員の発明に対するインセンティブを付与するとともに、特許を取得しやすい環境を整備することにより大学発ベンチャーの増加による雇用創出を促す。そのために次の措置を提案する。 大学教員の職務発明に係る特許関連費用(出願料・審査請求手数料・特許料)の減免 大学教員の職務発明の優先的審査や審査の簡略化による特許審査期間の短縮	特許関連費用(出願料・審査請求手数料・特許料)の減免	大学教員による職務発明は、社会的要請が強く、大学を核とする地域振興に有益なものが多いと考えられるため、特許関連費用を減免する必要がある。	兵庫県立大学を核とした産学連携の推進
兵庫県	兵庫県	県立大学による産学連携推進構想	平成16年4月に開学する兵庫県立大学において、地域産業との交流・連携を積極的に推進するため、大学教員の発明に対するインセンティブを付与するとともに、特許を取得しやすい環境を整備することにより大学発ベンチャーの増加による雇用創出を促す。そのために次の措置を提案する。 大学教員の職務発明に係る特許関連費用(出願料・審査請求手数料・特許料)の減免 大学教員の職務発明の優先的審査や審査の簡略化による特許審査期間の短縮	特許審査期間の短縮	大学教員による職務発明は、社会的要請が強く、大学を核とする地域振興に有益なものが多いと考えられるため、優先的審査や審査の簡略化により特許審査期間の短縮を図る必要がある。	兵庫県立大学を核とした産学連携の推進
兵庫県	兵庫県	都市部における小規模保育所設置構想	大都市圏に隣接する人口の多い地域においてニーズの高い小規模保育所を設置することにより、女性の社会進出を促進するとともに、新たなビジネス機会や雇用機会を創出することができる。そのために次の措置を提案する。 6人以上20人未満の小規模保育所の設置許可 給食センターなどの利用及びそれに係る補助要件の緩和	都市部における小規模保育所設置の設置許可及び補助要件の緩和	小規模保育所の設置認可等に係る通知を改正し、6人以上20人未満の小規模保育所を設置できるようにするとともに、アレルギー児その他の児童に対応できる最低限の調理施設を維持しつつ、給食センターの利用も可能とするなど、それに係る補助要件を緩和する。	小規模保育所の設置
兵庫県	兵庫県	長寿の郷構想	有料老人ホーム等の立地が進みやすい郊外地域において、介護保険財政等の安定化を図りながら優良施設誘致を行うことにより、老人福祉の向上とともに、新たなビジネス機会や雇用機会を創出する。そのために次の措置を提案する。 ・住所地特例措置の創設(入居者の介護や医療に要する費用について、入居前に居住していた市町村の負担とする)	有料老人ホーム・痴呆性高齢者グループホームの入居者住所地特例	特別養護老人ホーム等介護保険施設に適用されている介護保険法の住所地特例、国民健康保険法及び老人保健法の住所地特例を有料老人ホーム等在宅福祉サービスにも適用する。	有料老人ホーム・痴呆性高齢者グループホーム入居者への住所地特例による在宅福祉サービス

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
兵庫県	兵庫県	リーディング企業による地域産業活性化構想	<p>地場産業振興に係る各種支援制度を拡充することにより、リーディング企業の育成及び地場産業の活性化を図る。そのために次の措置を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種支援制度の補助対象者、対象事業等の範囲の拡大</li> </ul>	<p>地場産業振興に係る各種支援制度の補助対象者及び対象事業の拡大</p>	<p>地域産業集積中小企業等活性化等補助金及び地場産業等活性化補助金において</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>補助対象者 産地組合だけでなく個別企業も対象とする。 地場産業振興に資するマーケティング・流通関連企業等も対象とする。</li> <li>補助対象経費 補助対象経費を幅広く捉え、運用上認められていない海外見本市等のための渡航旅費も対象とする。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リーディング企業の育成促進</li> <li>海外見本市への出展</li> <li>マーケティング・流通関連企業等と連携した事業展開</li> <li>デザイナー等と連携した高度なデザインを有する商品開発事業</li> </ul>
兵庫県	兵庫県	独立行政法人医薬品医療機器総合機構関西センター(仮称)設置構想	<p>神戸市及び周辺地域での医療機器関連産業の振興を図るため、医療機器開発に係る審査手続きの期間短縮や利便性の向上を図る必要がある。そのために次の提案をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省の医療機器開発に係る審査機関を神戸市に設置</li> </ul>	<p>厚生労働省の医療機器開発に係る審査機関を神戸市に設置</p>	<p>厚生労働省の医療機器開発に係る審査機関を神戸市に設置する。</p>	<p>医療関連産業の振興</p>
兵庫県	兵庫県	人的担保を必要としない信用保証制度の充実強化による中小企業活性化構想	<p>人的担保を必要としない信用保証制度の充実強化により、中小企業の資金調達を容易にし、新たなビジネス機会や雇用機会を創出する。そのために次の措置を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無担保・無保証人に関する融資限度額の拡大、事業計画・事業内容の将来性に着目した融資要件の緩和</li> <li>新事業創出関連保証及び創業関連保証における自己資金(50%)要件の緩和</li> <li>物的・人的担保に依存した融資構造から脱却したミドルリスク・ミドルリターン型の保証制度の創設</li> </ul>	<p>人的担保を必要としない信用保証制度の充実強化</p>	<p>特別小口保証の無担保・無保証人限度額を拡大するとともに、直近が赤字であっても事業計画書等により将来の黒字見通しが確実な場合を融資対象とする。 新事業創出関連保証及び創業関連保証における自己資金(50%)要件を、通常の開業資金に占める自己資金割合(約30%)に合わせる。 中小企業庁が中心となって開発しているCDR(信用リスクデータベース)を活用することによって、従来、無担保・無保証人では融資に結びつかなかった中小企業に対して、いわゆるミドルリスク・ミドルリターンを想定した、新たな無担保・無保証人への融資スキームを中小企業信用保険法を改正して創設する。</p>	<p>中小企業の活性化</p>
兵庫県	兵庫県	中心市街地における商業集積活性化促進構想	<p>地域の特性に応じた中小企業への指導等を行うことにより、中心市街地での商業集積をさらに促進する。そのために次の措置を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>TMO計画に係る経済産業大臣の認定権限を県に移譲</li> </ul>	<p>中心市街地活性化法に基づくTMO計画の認定権限の県への移譲</p>	<p>中心市街地活性化法に基づく中小小売商業高度化事業計画(TMO計画)の認定権限を県へ移譲する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>テナントミックス店舗の設置</li> <li>アーケード、カラー舗装等の整備 等</li> </ul>
兵庫県	兵庫県	既存用水の活用による産業集積構想	<p>現行の工業用水道事業の許可基準では、具体的な水の需要が確定していなければ産業団地にあらかじめ工業用水道施設を整備をすることができないことから、IT関連産業等を中心に、大量に安価な用水を必要とする企業の立地を図るため、次の措置を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工業用水道事業法の許可基準の弾力的運用</li> </ul>	<p>工業用水道事業法の許可基準の弾力的運用</p>	<p>工業用水道事業法の許可基準を弾力的に運用し、工業用水道事業の計画が確実でなくても、予め産業団地に工業用水道施設を設置できるようにする。</p>	<p>加西市の加西南産業団地、加西東産業団地における産業集積</p>
兵庫県	兵庫県	雇用機会増大促進構想	<p>雇用機会増大促進地域に係る要件を具備しておれば、引き続き地域雇用開発促進法に基づく各種助成金の活用等による雇用機会増大促進を図ることができるが、現在の雇用機会増大計画期間終了時(H18.3)に、西播磨地域が要件を具備しているかが不透明であり、中長期的な視点での企業誘致等に支障をきたすことから、次の措置を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>常用有効求職者数や事業所数に係る要件の弾力化</li> </ul>	<p>雇用機会増大促進地域に係る要件の弾力化</p>	<p>雇用機会増大促進地域に係る要件について、常用有効求職者数や事業所数に係る要件を概ね満たしておればよいようにする。</p>	<p>雇用機会増大促進</p>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
兵庫県	兵庫県	阪神臨海地域モノづくり産業高度集積支援構想	工場立地法の弾力的運用により、環境に配慮しながら工場進出を促進し、地域産業の再活性化を図る。そのため、工場立地法に基づく工場等の環境施設面積(緑地を含む)の確保義務(25%)について、次の措置を提案する。 ・市町が地域の実情に応じて設定する地区において環境施設面積を総量的に確保	工場立地法に基づく工場等の環境施設面積の弾力的運用	工場立地法に基づく工場等の環境施設面積(緑地を含む)の確保義務(25%)を、市町が地域の実情に応じて設定する地区において総量的に確保することができるようにする。	阪神臨海地域へのモノづくり産業の高度集積
兵庫県	兵庫県	産業人「財」育成構想	職業能力開発制度の運用を改善し、在職者も対象に企業ニーズに応じた職業訓練を行うことなどにより、企業活動の活性化と雇用の創出を促進する。そのために次の措置を提案する。 在職者も公共職業訓練の施設外訓練(専修学校等への委託訓練)の対象とする措置 企業ニーズに応じた高度な内容の訓練については、求職者にも受講料の一部の自己負担を求めることができるようにする措置	公共職業訓練の施設外訓練の弾力的運用	職業能力開発制度の運用を改善し、公共職業訓練の施設外訓練(専修学校等への委託訓練)について、在職者も対象とすることができるようにする。 企業ニーズに応じた高度な内容の訓練で訓練費用が高額となる場合については、求職者にも受講料の一部の自己負担を求めることができるようにする。	公共職業訓練の施設外訓練(専修学校等への委託訓練)の充実
兵庫県	兵庫県	市民農園開設による農地活性化構想	大都市圏の市街化区域における遊休農地を活用して市民農園の開設を促進するため、次の措置を提案する。 ・生産緑地を市民農園としての利用を目的として農園開設者に貸付ける場合も、相続税の納税猶予措置の対象とする措置	生産緑地に係る相続税の納税猶予措置の要件改善	生産緑地に係る相続税の納税猶予措置について、生産緑地を市民農園としての利用を目的として農園開設者へ貸付ける場合も、納税猶予措置の対象とする。	市町やJAの生産緑地借受けによる市民農園の開設
兵庫県	兵庫県	市民農園開設による農地活性化構想	遊休農地の市民農園への転用により、新たな雇用を創出し、農園利用の高度化のための関連施設の整備、入込客の増加や滞在型レジャーへの転換等による地域の活性化を図る。そのために多様な運営主体が参入できる次の仕組みを提案する。 ・運営主体が地方公共団体との協定締結のもと、農業者等の農地所有者との貸付契約を行って市民農園を開設できるようにする仕組み	多様な運営主体による市民農園の開設を可能とする要件改善	運営主体が地方公共団体との協定締結のもと、農業者等の農地所有者との貸付契約を行って市民農園を開設するために、特定農地貸付法等の要件を改善する。	遊休農地を活用した多様な運営主体による市民農園
兵庫県	兵庫県	県産木材利用住宅促進構想	兵庫県では、新たな県産木材供給システムの構築等をめざした「ひょうごウッドビジネスパーク(仮称)構想」を進めており、その一環として、木材需要の大半を占める木造住宅を対象とした取り組みを進めているが、建築棟数を増やすためには、着工から完成までの労賃や資材購入等の経費の資金調達がネックとなっている。そのため次の措置を提案する。 ・林業・木材産業改善資金の運用改善(「ひょうご木のすまい建築市場協議会」等の会員工務店を、林業・木材産業改善資金の対象とし、初期必要経費を貸し付けることができるようにする。)	林業・木材産業改善資金の運用改善	林業・木材産業改善資金制度を次のように改正する。 内容：県産木造住宅(木材の50%以上県産木材を使用)建築にかかる施主からの支払いが実行されるまでに要する経費(労賃、資材購入費等)に相当する額の無利子貸付 対象：林業木材産業を含む企業共同体(「ひょうご木のすまい建築市場協議会」等)の会員工務店	県産木材による木造住宅建築の推進
兵庫県	兵庫県	地産地消推進地区づくり構想(西播磨食と悠の郷構想)	「地産地消」や農林水産業を基盤とした新たなグリーン・ツーリズムの振興等を通じて、西播磨地域の30万人がともに支え合う、「新しいふるさと」を創る運動を展開することにより、西播磨地域の活性化を図る。そのために次の措置を提案する。 国の補助金で整備した漁港施設用地の利用要件の改善 認定農業者への農業機械導入・施設整備に係る予算の集中 農地合理化法人の農業経営を可能にする措置 民間事業者への国土調査事業の開放	国の補助金で整備した漁港施設用地の利用要件の改善	国の補助金で整備した漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の利用に係る規定を改正し、漁業経営体(個人の集まり、青年部等)による漁業用施設等(カキ加工場、水産物直売所等)の整備ができるよう要件を改善する。	漁港での漁業経営体による漁業用施設等整備(カキ加工場、水産物直売所等)

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
兵庫県	兵庫県	地産地消推進地区づくり構想(西播磨食と悠の郷構想)	「地産地消」や農林水産業を基盤とした新たなグリーン・ツーリズムの振興等を通じて、西播磨地域の30万人がともに支え合う、「新しいふるさと」を創る運動を展開することにより、西播磨地域の活性化を図る。そのために次の措置を提案する。 国の補助金で整備した漁港施設用地の利用要件の改善 認定農業者への農業機械導入・施設整備に係る予算の集中 農地合理化法人の農業経営を可能にする措置 民間事業者への国土調査事業の開放	認定農業者等への農業機械導入・施設整備に係る予算の集中	生産振興総合対策事業実施要綱に係る規定を改正し、認定農業者等(認定農業者に準ずる担い手農家も含む。)を補助対象の事業主体とするとともに、採択要件(面積等)を大幅に緩和の上、農業機械導入・施設整備に係る予算を集中する。	認定農業者等による農業機械導入、施設整備
兵庫県	兵庫県	地産地消推進地区づくり構想(西播磨食と悠の郷構想)	「地産地消」や農林水産業を基盤とした新たなグリーン・ツーリズムの振興等を通じて、西播磨地域の30万人がともに支え合う、「新しいふるさと」を創る運動を展開することにより、西播磨地域の活性化を図る。そのために次の措置を提案する。 国の補助金で整備した漁港施設用地の利用要件の改善 認定農業者への農業機械導入・施設整備に係る予算の集中 農地合理化法人の農業経営を可能にする措置 民間事業者への国土調査事業の開放	農地保有合理化法人の農業経営を可能にする措置	農業経営基盤強化促進法における農地保有合理化法人の事業内容を拡大し、農用地(借入地)等の管理について自ら経営できるようにする。	農地保有合理化法人「宍粟北みどり農林公社」による農業経営
兵庫県	兵庫県	地産地消推進地区づくり構想(西播磨食と悠の郷構想)	「地産地消」や農林水産業を基盤とした新たなグリーン・ツーリズムの振興等を通じて、西播磨地域の30万人がともに支え合う、「新しいふるさと」を創る運動を展開することにより、西播磨地域の活性化を図る。そのために次の措置を提案する。 国の補助金で整備した漁港施設用地の利用要件の改善 認定農業者への農業機械導入・施設整備に係る予算の集中 農地合理化法人の農業経営を可能にする措置 民間事業者への国土調査事業の開放	民間事業者への国土調査事業の開放	地方公共団体が実施している国土調査法による地籍調査を一定の資格を有する民間事業者にも開放し、調査成果を国土調査法に定める成果として認定する。	地籍調査に必要な測量等全ての作業(基本調査、土地の境界設定、測量、成果データ作成・官民共有化)
兵庫県	兵庫県	但馬の沖合漁業いきいきプラン	但馬北部沿岸地域において、沖合漁業の共同利用施設等の整備により、経営体の基盤を安定させ、新たな雇用機会を創出し、水産物の安定供給を行う。そのために次の措置を提案する。 ・沖合漁業を漁業経営構造改善事業の補助対象とする措置	沖合漁業に係る「漁業経営構造改善事業」の補助要件の改善	漁業経営構造改善事業に係る規定を改正し、受益者の過半数が沿岸漁業である場合、沖合漁業を含めた共同利用施設等の整備を補助対象として認める。	沖合漁業を含めた共同利用施設等の整備
兵庫県	兵庫県	但馬の農村地域再生構想	但馬地域において、株式会社、有限会社、社会福祉法人等の農林業経営参入等により、新たなビジネス機会や雇用機会を創出する。そのために次の措置を提案する。 林業又は特用林産物を生産する株式会社を補助事業の実施主体とする措置 有限会社(第3セクター)による中小型農業機械、ビニールハウス等の施設整備を補助対象とする措置 遊休農地等を活用して福祉健康農園の経営を行う社会福祉法人に農地取得又は借地を認めるとともに、補助事業の実施主体とする措置	農林業の担い手になる株式会社等を補助事業の実施主体として認定	農林業経営に係る通知を改正し、農林業の担い手になる株式会社を補助事業の実施主体とする。 有限会社(第3セクター)が農業の担い手を支援する場合に小型農業機械、ビニールハウス等の施設整備を補助対象とする。 社会福祉法人が農地取得又は借地により福祉健康農園経営を行う場合、補助事業の実施主体とする。	・株式会社による農林業経営 ・有限会社(第3セクター)による農業の担い手支援 ・社会福祉法人による福祉健康農園経営
兵庫県	兵庫県	"ミルクアイランド"淡路島の酪農生産構造改革構想	淡路島の酪農の生産基盤を整備し、「花とミルクとオレンジの島」と言われる淡路島の牛乳のブランド力をさらに強化することにより、雇用の場を確保していく。そのために、経営構造対策事業について、次の措置を提案する。 ・酪農家を対象に広域的な事業に対応できるよう採択要件を緩和	経営構造対策事業の採択要件の緩和等による広域的酪農の支援	農業経営構造対策に係る規定を改正し、淡路島の立地条件を勘案して、 現行では事業の対象エリアは集落から市町域であるが、島内で生産した生乳を島内で処理・加工・流通・販売する場合、市町域を超えた広域エリアも対象とする。 現在より50%アップとなっている認定農業者育成の目標設定を酪農家のみで積算できるようにする。 現在より10ポイントアップとなっている農地利用集積の目標設定は酪農家を対象とした事業には馴染まないの除外する。若しくは、知事特認の採択要件の設定が可能となるようにする。	淡路島の酪農家及び生産者団体が自立した経営を行うために必要な生乳生産から処理、加工、流通、販売までを行う加工施設(生乳処理プラント)の整備(施設概要 年間処理量約5万トン、総事業費約40億円、年間販売額約100億円、雇用人数約100人)

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
兵庫県	兵庫県	ハイウェイ活用による地域活性化構想	地域間交流を増進し、地域の活性化とともに生活環境の改善を図ることを目的に、播但連絡道路を利用しやすい料金とするため、次の措置を提案する。 道路整備特別措置法第11条に規定する料金・料金徴収期間を道路管理者の裁量で決定 兵庫県道路公社が管理する道路について、道路整備特別措置法第3条の2に規定する料金プール制の要件を緩和し、道路管理者の裁量でプール化	播但連絡道路の料金等を道路管理者の裁量で決定できる仕組みづくり	播但連絡道路を利用しやすい料金とするため、道路整備特別措置法第11条に規定する料金・料金徴収期間を道路管理者の裁量で決定できるように変更する、道路整備特別措置法第3条の2に規定する料金プール制の要件を緩和し、道路管理者の裁量でプール化できるように変更する。	・工業団地の企業立地 ・農林水産業の振興 ・観光振興
兵庫県	兵庫県	ハイウェイ活用による地域活性化構想	地域間交流を増進し、地域の活性化とともに生活環境の改善を図ることを目的に、本州四国連絡道路を利用しやすい料金とするため、次の措置を提案する。 ・道路整備特別措置法第11条に規定する料金・料金徴収期間を出資団体との協議の上、道路管理者の裁量で決定	本四道路の料金等を道路管理者の裁量で決定できる仕組みづくり	本州四国連絡道路を利用しやすい料金とするため、本州四国連絡道路の料金・料金徴収期間を出資団体と協議の上、道路管理者の裁量で決定できるように変更する。	・農林水産業の振興 ・観光振興
兵庫県	三木市	公民館の地域活動センターとしての活用	市内の市立公民館を住民主体の地域づくりの拠点施設としても活用したいので、社会教育法第20条に定める「教育、学術及び文化に関する各種の事業」という公民館の目的をより、幅広い範囲に広げてもらいたい。	社会教育法第20条に定める公民館の目的の拡大	市内の市立公民館を住民主体の地域づくりの拠点施設としても活用したいので、社会教育法第20条に定める「教育、学術及び文化に関する各種の事業」という公民館の目的をより、幅広い範囲に広げてもらいたい。	1 公民館を地域の福祉活動、環境保全活動等地域づくりの拠点とすることで、住民主体の地域づくりが進む。 2 公民館を地域住民やNPOで管理運営してもらうことで、行政経費の削減が図られるとともに、よりきめ細かな住民サービスが提供できる。
兵庫県	篠山市	観光の振興と景観形成創出事業	地域特性に配慮した観光標識・案内板の設置を図るための補助金創設と財政支援措置	統一した様式の観光標識・案内板の設置を図るために要する経費に対する補助金の創設と財政支援	特色ある地域づくりを進めるためには、統一した様式の観光標識や案内板の設置を図ることが望ましいが、有効な補助金等の財政的支援がないのが現状である。これにかかる経費に対する補助金の創設と財政的支援を行うことは、地域再生に資するものと考えられる。	全国で市町村合併が進む中、合併先進地である篠山市において、統一した様式の観光標識・案内板の設置を行うことにより、単に観光地としてのPRにとどまらず、特色ある地域づくりの先進事例となる。
兵庫県	篠山市	農地を守る担い手・生産組合等活動支援事業	多様な担い手が共に活躍する活力ある「丹波篠山」農業展開のための生産組合等活動の支援(ソフト・ハード)	生産組合及び認定農業者の機械購入に対する補助金の創設及び同積立金法人課税の免除	・生産組合設立時及び認定農業者の機械購入に対する助成。 ・生産組合及び認定農業者の機械更新時に係る助成。 ・生産組合を公益法人並みの扱い並びに減価償却費として積み立てる機械更新用積立金の課税免除。	生産組合による農地の利用調整機能の発揮及び地域農業の担い手としての活動を支援するとともに、集落の農地保全に大きな役割を果たすため、機械購入・更新に係る助成と法人税等において公益法人並みの取り扱いと積立金の法人課税の免除を行う。(地域の農家から受託する農作業委託料については収益事業から除外を希望)
兵庫県	篠山市	滞在型市民農園整備事業の支援	・滞在型市民農園施設補助金の補助率増と重点配分 ・市民農園設置の簡略化(事務手続きの迅速化、設置者の拡大等) ・貸出農地の規模制限の撤廃、市民農園での生産物の販売可能とする	・特区構想により市民農園設置者の拡充、市民農園設置手続きの簡略化 ・滞在型市民農園の整備促進に係る補助金の補助率増と重点配分	滞在型市民農園等の開設者等を拡充することにより、耕作放棄地等が増えている地域において、市民農園の利用による農地の有効利用を進めるとともに、一定の農業従事者を確保する。市民農園の貸出規模制限を撤廃することにより、市民農園の開設から新たな農業従事者が生まれてくることを期待される。	耕作放棄・遊休農地が顕著でかつ高齢化等により農業従事者の確保が困難な地域において、都市部等から滞在型市民農園を契機として農業に従事する人を受け入れることにより、地域の農地の有効利用を進めるとともに、あらたな地域外からそれらの施設を核として新たな農業従事者の流入を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
兵庫県	篠山市	環境林創出事業	環境対策育林事業の採択条件の緩和と補助金の集中配分	環境対策育林事業の採択条件の緩和と補助金の集中配分	採択条件の「国庫補助事業(造林公共事業)の対象となる間伐事業(45年生以下のスギ・ヒノキ人工林[篠山市は人工林率が低いため35年生以下のスギ・ヒノキ人工林]で1施行地が0.1%以上)であること」の「45年生以下[篠山市の場合は35年生以下]」の緩和と、補助金の篠山市への集中配分を行うことによって、丹波の森構想の基本理念にそった美しい森づくりを進めることができるとともに、森の植生が豊かになれば、有害鳥獣として農家を悩ませている鳥獣も森に住みつき、農作物被害も激減すると思われる。	市域のスギ・ヒノキ人工林7,866haにおける除間伐の実施
兵庫県	篠山市	「文化芸術による創造のまち」支援事業	市民が実行委員会を設置しての自主企画・制作の公演の達成は、単なる技術的向上だけでなく、考えや年齢の違いを乗り越え、互いへの思いやりによるコミュニケーションの醸成が図られるとともに、篠山市民の芸術文化の向上に果たす役割は大きなものがある。よって市民主体による公演活動助成の柔軟な対応、他地域への公演活動時経費の助成、公的施設のリニューアルのための柔軟な対応等の支援措置を講ずる必要がある。	各種文化振興支援施策の効果的活用	国及び関係団体が実施する先導的な各種文化振興施策について、「たんば田園交響ホール」等の市内文化施設において優先的かつ柔軟な採択がされるよう配慮を行う。	「たんば田園交響ホール」を拠点として、既に隔年で市民自らが企画・公演をしている「ささやま市民ミュージカル」、開館以来ボランティアスタッフとして舞台、照明、音響の3部門に携わっている「ステージオペレータークラブ」が主催している事業、そして、会館主催事業等数々の事業を実施するとともに、文化を支える人材の育成活動も更に充実する。また、「ささやま市民ミュージカル」等が国民文化祭等に積極的に参加する。 更に、耐用年数を超えた音響機器や耐用年数未満であっても時勢に応じた公的目的を充足させると認められる場合は、補助金等の返還を要せず、改装・改築を可能とする。
兵庫県	伊丹	伊丹郷町再生構想	清酒発祥の地、伊丹の中心市街地は、元禄時代に繁栄し、東下りの酒づくりの拠点とし、伊丹郷町を形成していた。しかし、近年、他都市でも見られるように、中心市街地は活力を失いつつある。特に、JR伊丹駅から阪急伊丹駅までの歩行者優先道路(長さ約800m、幅10m)沿道では、商店もまばらで通りそのものも淋しく、今後、行政や商業者、市民の総合力の元、魅力ある通りに再生することが不可欠である。 こうした状況の中で、平成11年に中心市街地活性化基本計画を、平成13年にTMO構想を策定し、TMOを主体にした活性化施策を展開している。各種施策展開の中の1つとして、道路にワゴンや屋台・花や緑等を配置してにぎわいの創出を図ることを考えている。また、道路上でのイベント開催や比較的利用の少ない道路については休日等の歩行者天国にしたいなどの意向があるが、道路交通法の主旨からは難しい。地域再生の枠組みから道路利用が可能となるよう、支援を賜りたい。 また、過去に補助事業として整備した三軒寺前広場や震災復興事業等で、道路として整備した部分の一部をイベント広場に変更する場合への配慮を賜りたい。	1. 補助事業変更時の対応	1. 過去に受けた国の補助事業の見直しや変更を行っても、補助金の返還等をしない。	道路として、補助を受けた範囲のうち一部を除外し、イベント広場とする。 にぎわいづくりの中で、TMOが露店の設置を含め、歩行者天国を臨時的に設置する。
兵庫県	伊丹	伊丹郷町再生構想	清酒発祥の地、伊丹の中心市街地は、元禄時代に繁栄し、東下りの酒づくりの拠点とし、伊丹郷町を形成していた。しかし、近年、他都市でも見られるように、中心市街地は活力を失いつつある。特に、JR伊丹駅から阪急伊丹駅までの歩行者優先道路(長さ約800m、幅10m)沿道では、商店もまばらで通りそのものも淋しく、今後、行政や商業者、市民の総合力の元、魅力ある通りに再生することが不可欠である。 こうした状況の中で、平成11年に中心市街地活性化基本計画を、平成13年にTMO構想を策定し、TMOを主体にした活性化施策を展開している。各種施策展開の中の1つとして、道路にワゴンや屋台・花や緑等を配置してにぎわいの創出を図ることを考えている。また、道路上でのイベント開催や比較的利用の少ない道路については休日等の歩行者天国にしたいなどの意向があるが、道路交通法の主旨からは難しい。地域再生の枠組みから道路利用が可能となるよう、支援を賜りたい。 また、過去に補助事業として整備した三軒寺前広場や震災復興事業等で、道路として整備した部分の一部をイベント広場に変更する場合への配慮を賜りたい。	2. 道路法、道路交通法の主旨への対応	2. 道路法に規定する内容のうち、イベント等の使用や、それに伴う駐輪場の設置等を交通の支障がない限り認めるものとする。また、TMOが行う臨時的な店舗の設置も認める。	道路として、補助を受けた範囲のうち一部を除外し、イベント広場とする。 にぎわいづくりの中で、TMOが露店の設置を含め、歩行者天国を臨時的に設置する。
兵庫県	伊丹	伊丹郷町再生構想	清酒発祥の地、伊丹の中心市街地は、元禄時代に繁栄し、東下りの酒づくりの拠点とし、伊丹郷町を形成していた。しかし、近年、他都市でも見られるように、中心市街地は活力を失いつつある。特に、JR伊丹駅から阪急伊丹駅までの歩行者優先道路(長さ約800m、幅10m)沿道では、商店もまばらで通りそのものも淋しく、今後、行政や商業者、市民の総合力の元、魅力ある通りに再生することが不可欠である。 こうした状況の中で、平成11年に中心市街地活性化基本計画を、平成13年にTMO構想を策定し、TMOを主体にした活性化施策を展開している。各種施策展開の中の1つとして、道路にワゴンや屋台・花や緑等を配置してにぎわいの創出を図ることを考えている。また、道路上でのイベント開催や比較的利用の少ない道路については休日等の歩行者天国にしたいなどの意向があるが、道路交通法の主旨からは難しい。地域再生の枠組みから道路利用が可能となるよう、支援を賜りたい。 また、過去に補助事業として整備した三軒寺前広場や震災復興事業等で、道路として整備した部分の一部をイベント広場に変更する場合への配慮を賜りたい。	3. 中小企業信用保険法への対応	3. 脱サラ等の起業を行う場合、保証協会の保証対象とする	信用保証協会の保証を受けることによって、起業による新規商業展開を行うことが容易になる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
兵庫県	伊丹	伊丹郷町再生構想	<p>清酒発祥の地、伊丹の中心市街地は、元禄時代に繁栄し、東下りの酒づくりの拠点とし、伊丹郷町を形成していた。しかし、近年、他都市でも見られるように、中心市街地は活力を失いつつある。特に、JR伊丹駅から阪急伊丹駅までの歩行者優先道路(長さ約800m、幅10m)沿道では、商店もまばらで通りそのものも淋しく、今後、行政や商業者、市民の総合力の元、魅力ある通りに再生することが不可欠である。</p> <p>こうした状況の中で、平成11年に中心市街地活性化基本計画を、平成13年にTMO構想を策定し、TMOを主体にした活性化施策を展開している。各種施策展開の中の1つとして、道路にワゴンや屋台・花や緑等を配置してにぎわいの創出を図ることを考えている。また、道路上でイベント開催や比較利用の少ない道路については休日等の歩行者天国にしたいなどの意向があるが、道路交通法の主旨からは難しい。地域再生の枠組みから道路利用が可能となるよう、支援を賜りたい。</p> <p>また、過去に補助事業として整備した三軒寺前広場や震災復興事業等で、道路として整備した部分の一部をイベント広場に変更する場合への配慮を賜りたい。</p>	4.文化財保護法の規定の条件緩和	4.文化財保護法の規定の条件緩和	JR伊丹駅前に集客するためのインフラ施設や魅力ある施設を設置できる。 以上の事業や今回の提案以外の事業等を展開し、魅力ある中心市街地を形成する。
兵庫県	HINTプロジェクト推進協議会	「ひょうご県域情報基盤形成」プロジェクト 略称 HINT (Hyogo Information Network Technology's)	<p>「地域産業が地域行政とともに基盤整備する、地域住民のための信頼できる情報源」が形成されることで、地域経済・社会のスパイラルステアー(循環的に発展させる原動力)となり、企業、行政指導機関、教育機関、民間団体がそれぞれに必要な機能をここに求め、地域住民に対する高度で豊かな地域社会情報基盤として、地域社会と共に成長するシステムとなりうる。産官学民が協力し、インターネット技術をベースに既存メディアと融合した新たな地域メディアを形成、ここに暮らし(生活)、たのしみ(観光)、すこやか(健康)、学び(教育)、しごと(仕事)の地域社会における360度全方向の情報コンテンツを集積し、産業・行政・教育・民間組織のクラスター化を行うことで、「地域産業活動の活性化」と「豊かな地域社会生活の実現」が達成される。</p>	県域の行政機関における重複する各種施策の連携	兵庫県下各行政機関の広報は、個々単独で発信されており、情報資源として散在している。このため、県外から兵庫県内の情報収集を行った場合、目的かつ必要とされる情報を得ることが難しく、ひいては行政が支援する地域中小企業を主体とした地域産業についても、効果的な情報提供がなし得ていない。HINTプロジェクトは、地域情報の集積による情報利用、価値の増大を目的としており、県下各行政機関の広報、及びその施策を、このプロジェクトの下へ連携・集約する旨、ご指導頂きたい。	県下各地域(当初県民局単位から、市町単位へ拡大)情報ポータルを設置、行政サービス、教育システム、観光情報、生活関連情報、産業情報のワンストップサービスを実現する。この結果、産官学民の各領域でそれぞれの組織が個別に行ってきた、情報化のための重複した地域社会システムへの投資が削減される。
和歌山県	和歌山県	高野熊野世界遺産活用地域再生構想	<p>平成16年に世界遺産登録が見込まれている「紀伊山地の霊場と参詣道」の保全・活用を図ることにより、世界遺産を核に文化と自然があふれる魅力ある地域づくりを進め、地域への訪問者の増加を図り、観光関連産業の雇用の増加、地元産品の需要の拡大につなげる。</p> <p>訪問者の利便性向上のため、「案内標識等サイン類の様式の統一」「コミュニティバスによる来訪者の有償輸送の容認」「地域限定通訳案内業免許の地域指定及び試験実施権限の移譲」を求める。</p>	案内標識等サイン類の様式の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各省庁の補助金を受けて設置する案内標識等サイン類の様式を、地域が景観等を考慮して最適と判断した形状、色等に統一できるようにする。</li> <li>・同一の場所に、各省庁の補助金を受けた標識等が乱立することを避けるため、複数の補助金を受けて一つの標識等を設置できるようにする。</li> </ul>	世界遺産登録される見込みの3種類の参詣道(「大峯奥駈道」「熊野参詣道」「高野山町石道」)ルートごとに、形状、色合い、ロゴマーク等により様式を統一した案内標識、案内板、説明板等を設置する。
和歌山県	和歌山県	高野熊野世界遺産活用地域再生構想	<p>平成16年に世界遺産登録が見込まれている「紀伊山地の霊場と参詣道」の保全・活用を図ることにより、世界遺産を核に文化と自然があふれる魅力ある地域づくりを進め、地域への訪問者の増加を図り、観光関連産業の雇用の増加、地元産品の需要の拡大につなげる。</p> <p>訪問者の利便性向上のため、「案内標識等サイン類の様式の統一」「コミュニティバスによる来訪者の有償輸送の容認」「地域限定通訳案内業免許の地域指定及び試験実施権限の移譲」を求める。</p>	コミュニティバスによる来訪者の有償輸送の容認	公共交通機関が十分でない地域において、市町村が運行するコミュニティバス等による来訪者の有償輸送を容認する。	世界遺産登録される見込みの熊野地域において、来訪者が多い休日等を中心に、資産所在地と既存路線バスが運行している地域の間において、市町村が運行するコミュニティバス等により来訪者を有償輸送する。
和歌山県	和歌山県	高野熊野世界遺産活用地域再生構想	<p>平成16年に世界遺産登録が見込まれている「紀伊山地の霊場と参詣道」の保全・活用を図ることにより、世界遺産を核に文化と自然があふれる魅力ある地域づくりを進め、地域への訪問者の増加を図り、観光関連産業の雇用の増加、地元産品の需要の拡大につなげる。</p> <p>訪問者の利便性向上のため、「案内標識等サイン類の様式の統一」「コミュニティバスによる来訪者の有償輸送の容認」「地域限定通訳案内業免許の地域指定及び試験実施権限の移譲」を求める。</p>	地域限定通訳案内業免許の地域指定及び試験実施権限の移譲	地域限定通訳案内業免許の地域指定権限及び当該試験の実施権限を国土交通大臣から都道府県知事に移譲するとともに、試験の内容を簡素化する。	次の要件を満たす者に対し、和歌山県知事が、世界遺産登録される見込みの高野・熊野地域に限定した通訳案内業免許を交付する。 実務経験を有する者 知事が指定する高野・熊野地域に関する研修を修了した者 知事が定める外国語に関する基準を満たす者

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
和歌山県	和歌山県	新ふるさと創り地域再生構想(民間活力による森林再生を通じた地域再生)	和歌山県では、都市と地方の交流、ひいては都市から地方への定住といった、人口の逆流を起こす「新ふるさと創り」施策の一環として、「企業の森」や「緑の孫基金」事業を実施している。これは、企業等が森林を保有・賃貸等をして、その管理費用を緑の雇用事業の担い手である森林組合に委託することにより、森林環境保全や都市住民と地域住民との交流などを進める事業であるが、企業等が当該事業に参入する際のインセンティブを付与する。	企業等の森林環境保全・社会貢献活動への支援	a 県知事が特定公益増進法人を認定するに当たって、法人税法施行令第77条第2項及び所得税法施行令第217条第2項に基づき求められている「財務大臣との協議」を「当該法人を所管する財務事務所との協議」で足りるようにする。 b 企業等が林業生産を目的としない森林保全活動に要した経費を、「広告料」など法人税法上の「経費」に該当することを明確化する。	a について 地方財務事務所との協議で緑化事業の推進を主たる目的とする法人(「和歌山県緑化推進会」)を特定公益増進法人として認定する。 b について 企業等に「企業の森」制度等への参加を依頼する際に、林業生産を目的としない森林保全活動に要した経費を法人税法上の「経費」として処理できることを明示する。
島根県	海士町	海士デパートメントスタートプラン~島をまるごと届けます~	離島は海で閉ざされているが故に、明確なアイデンティティを共有した、支え合いと助け合いの社会を形成してきた。ITの進展やグローバル化の中にあっても、こうした互助互譲の社会の尊さは失われていないと考える。しかし、過疎少子化と高齢化により人口構成にひずみが生じ、この島も地域コミュニティを支える人間がいなくなっている。この地域再生構想は、雇用を創出して定住を促進し、世代バランスのとれた地域社会を復活させるために、時間と距離という離島物流のハンディを解消する魔法の機能CAS(細胞を壊さない冷凍技術)を活用して、きれいな海とミネラル豊富な潮風が育てた水産物や農畜産物を新鮮なまま保存し、緩やかな生活のリズムを織り込んで全国にお届けする新産業を興すことで、島のサスティナビリティを追求するものである。	農畜水産物生産加工事業の地方公営企業事業としての位置づけ	農業、畜産業、バイオマス産業、水産業などの生産物及びその加工品製造販売事業を地方公営企業事業として地方財政法に規定する13事業に追加する。	新鮮な農水産物及びその高付加価値加工品の冷凍保存による安定的供給体制の確立と雇用創出 塩の精製販売と町内使用の普及促進 建設業者の事業転換支援(構造改革特区申請による農業、畜産業、バイオマス産業への参入による公共事業からの雇用シフトを支援)
島根県	西郷町	隠岐の自然を活かした地域再生	・日本海に囲まれた離島である隠岐島後の再生を図るため、この「海」の恵まれた自然環境と豊富な資源を有効に活用し、産官学の連携により、 豊かな海の再生による水産業の活性化 豊かな海の創出による新産業の育成と事業転換 豊かな海の保全と教育・研究ネットワークの構築を目指す。	海底地図の作成	・海底についても陸上同様に地形図の作成をお願いしたい。	・アワビの海底牧場の設置、海中林の設置、海底公園の設置等の海洋開発に利用する。
島根県	西郷町	隠岐の自然を活かした地域再生	・日本海に囲まれた離島である隠岐島後の再生を図るため、この「海」の恵まれた自然環境と豊富な資源を有効に活用し、産官学の連携により、 豊かな海の再生による水産業の活性化 豊かな海の創出による新産業の育成と事業転換 豊かな海の保全と教育・研究ネットワークの構築を目指す。	・企業による海底の所有又は占有 ・企業による海底での漁業権の占有	・長期に渡り海底を事業のために利用する企業に、所有権又は占有権を認めて欲しい。 ・長期に渡り海底を事業のために利用する企業に、漁業権の占有を認めて欲しい。	・企業が水深5~15mの海底に逃避防止施設や給餌施設を設置し稚貝を放流しアワビの海底牧場を運営することにより、漁業者との協力により資源の管理を図るとともに、旅館や飲食店への安定供給やダイビングスポットとしての利用により観光振興を図る。
島根県	西郷町	隠岐の自然を活かした地域再生	・日本海に囲まれた離島である隠岐島後の再生を図るため、この「海」の恵まれた自然環境と豊富な資源を有効に活用し、産官学の連携により、 豊かな海の再生による水産業の活性化 豊かな海の創出による新産業の育成と事業転換 豊かな海の保全と教育・研究ネットワークの構築を目指す。	林業・水産業・観光の施策の連携	・林業・水産業・観光の振興につながる市町村の行う事業に対して、府省の連携した支援をお願いしたい。	・間伐漁礁や藻場造成による海中林は、優良材の育成と森林の持つ公益的機能を維持するための間伐と、間伐材を利用した自然に優しい漁礁造成と、エコツーリズムとしての観光振興を目的としている。また、海中林と一体となった、海底公園を整備しダイビングスポットとして利用する。
島根県	西郷町	隠岐の自然を活かした地域再生	・日本海に囲まれた離島である隠岐島後の再生を図るため、この「海」の恵まれた自然環境と豊富な資源を有効に活用し、産官学の連携により、 豊かな海の再生による水産業の活性化 豊かな海の創出による新産業の育成と事業転換 豊かな海の保全と教育・研究ネットワークの構築を目指す。	企業による港湾、漁港用地の利用	・港湾、漁港用地内に企業の海洋研究施設の設置を認めて欲しい。	・海洋研究に便利な港湾、漁港用地に企業の研究施設を設置し、国の研究機関や大学に貸し出したり、受託研究を行う。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
島根県	西郷町	隠岐の自然を活かした地域再生	・日本海に囲まれた離島である隠岐島後の再生を図るため、この「海」の恵まれた自然環境と豊富な資源を有効に活用し、産官学の連携により、豊かな海の再生による水産業の活性化 豊かな海の創出による新産業の育成と事業転換 豊かな海の保全と教育・研究ネットワークの構築を目指す。	産官学の連携による教育・研究ネットワークの構築	・企業が行う研究開発、行政が行う研究開発、教育関係者が行う研究について、隠岐島後で行う海洋研究については組織間のネットワークを構築するため、関係省庁の連携が必要である。	・企業や大学の研究開発部門が誘致しやすくなるようにし、産官学一体となった海洋研究を行う環境を創り出す。
島根県	西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	・隠岐島後が持つ自然と歴史を活かし、住民との協働により観光産業の振興を柱とし、交流人口を拡大することにより、関連した地場産業を振興させ、新たな産業の創出や雇用の拡大を図る。観光産業の振興は、既存の事業を個々に展開していくだけでなく、農林水産業や商工業との連携が必要がある。また、新たな事業展開も必要であるが、離島である隠岐島後に残された自然や歴史文化をより以上に保存活用することで、地域資源を活かした「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」を目指す。	屠殺場(業)への民間の参入	屠殺場(業)への民間事業者の参入により、隠岐で生産され飼育された黒毛和種牛に限り島後内で食肉処理を可能なものとする。	隠岐は黒毛和種牛の産地として有名であり、隠岐島後では闘牛も盛んである。島内での食肉処理を可能にすることで「隠岐牛」のブランド化により地産地消を進め、飼育農家の負担を軽減し、飼育頭数を増加することで畜産業の振興と観光業の振興を図る。
島根県	西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	・隠岐島後が持つ自然と歴史を活かし、住民との協働により観光産業の振興を柱とし、交流人口を拡大することにより、関連した地場産業を振興させ、新たな産業の創出や雇用の拡大を図る。観光産業の振興は、既存の事業を個々に展開していくだけでなく、農林水産業や商工業との連携が必要がある。また、新たな事業展開も必要であるが、離島である隠岐島後に残された自然や歴史文化をより以上に保存活用することで、地域資源を活かした「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」を目指す。	牛突きを対象とした収益事業(トトカルチョ等)の実施	牛突きに関して、サッカーくじのように勝敗をあてる収益事業を実施する。	隠岐の闘牛は、歴史も古く観光の目玉の一つであるが、担い手等の問題で非常にその存続が危ぶまれている。サッカーくじのような勝敗を当てる「牛突きくじ」を発行し、牛突きの魅力アップを図るとともに、その収益により観光振興を図る。
島根県	西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	・隠岐島後が持つ自然と歴史を活かし、住民との協働により観光産業の振興を柱とし、交流人口を拡大することにより、関連した地場産業を振興させ、新たな産業の創出や雇用の拡大を図る。観光産業の振興は、既存の事業を個々に展開していくだけでなく、農林水産業や商工業との連携が必要がある。また、新たな事業展開も必要であるが、離島である隠岐島後に残された自然や歴史文化をより以上に保存活用することで、地域資源を活かした「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」を目指す。	牛突きを題材とした地域通貨の導入	牛突きを題材とした地域通貨の導入する。	牛突きを題材とした地域通貨を発行し、隠岐島後での地域産物の購入やボランティア活動での使用ができることとする。
島根県	西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	・隠岐島後が持つ自然と歴史を活かし、住民との協働により観光産業の振興を柱とし、交流人口を拡大することにより、関連した地場産業を振興させ、新たな産業の創出や雇用の拡大を図る。観光産業の振興は、既存の事業を個々に展開していくだけでなく、農林水産業や商工業との連携が必要がある。また、新たな事業展開も必要であるが、離島である隠岐島後に残された自然や歴史文化をより以上に保存活用することで、地域資源を活かした「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」を目指す。	自然保護規制の強化とその権限の移譲	自然保護規制を局所的に強化しその権限を市町村に移譲することにより、稀少動植物の保護と観光・教育で有効利用する。	立入禁止区域の設置等により局所的に規制を強化しする一方で、地元自然保護団体が同行する有料エコツアーや、研究者にのみ立入を認める。また、立入禁止区域や、希少種の情報を公開しエコツアーのコースにも加えることにより、盗採の防止効果も高くなり稀少種の保護育成が図られるとともに、観光客の増加や教育関係者の利用が増加し交流人口の拡大が図られる。
島根県	西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	・隠岐島後が持つ自然と歴史を活かし、住民との協働により観光産業の振興を柱とし、交流人口を拡大することにより、関連した地場産業を振興させ、新たな産業の創出や雇用の拡大を図る。観光産業の振興は、既存の事業を個々に展開していくだけでなく、農林水産業や商工業との連携が必要がある。また、新たな事業展開も必要であるが、離島である隠岐島後に残された自然や歴史文化をより以上に保存活用することで、地域資源を活かした「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」を目指す。	大学・高校などの教育機関の人的交流の促進	大学・高校間などの教育機関の人的交流の促進をする。	現在、大学教育の拡充、職業高校の高度化が進められる中、大学高校間の人的交流が求められる。島後の場合、水産高校があるため、全国の水産系大学と連携し、大学の研究の現場としての機能を持たせることで島後-全国間での人的交流の拡大が期待できる。また、高校において、大学レベルの授業を提供することで、地域の産業人づくりに寄与する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
島根県	西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	・隠岐島後が持つ自然と歴史を活かし、住民との協働により観光産業の振興を柱とし、交流人口を拡大することにより、関連した地場産業を振興させ、新たな産業の創出や雇用の拡大を図る。観光産業の振興は、既存の事業を個々に展開していくだけでなく、農林水産業や商工業との連携が必要がある。また、新たな事業展開も必要であるが、離島である隠岐島後に残された自然や歴史文化をより以上に保存活用することで、地域資源を活かした「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」を目指す。	・イベント実施時の管理権限の移譲 ・イベント実施時の許認可手続きの簡略化と窓口の一元化	・イベント実施時に限り、必要となる様々な許認可については町に管理権限を移譲する。 ・イベント実施時に限り、それらに関する許認可事務手続きを簡略化し申請窓口を一元化する。	イベント実施時に限り国・県が管理する公共施設の、管理権限を町に移譲することや、その事務手続きを簡略化や窓口を一元化することで、地域の活性化や交流人口の拡大を図る。
島根県	西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	・隠岐島後が持つ自然と歴史を活かし、住民との協働により観光産業の振興を柱とし、交流人口を拡大することにより、関連した地場産業を振興させ、新たな産業の創出や雇用の拡大を図る。観光産業の振興は、既存の事業を個々に展開していくだけでなく、農林水産業や商工業との連携が必要がある。また、新たな事業展開も必要であるが、離島である隠岐島後に残された自然や歴史文化をより以上に保存活用することで、地域資源を活かした「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」を目指す。	旅行業取扱に関する資格取得の要件緩和	観光業への参入を容易にするため、旅行業取扱の資格取得要件を緩和する。	旅行業取扱の資格取得要件を緩和することで地元企業や農家・漁家民泊による旅行業取扱が容易となり、異業種や農林水産業者からの観光業への参入が進められ、異業種での事業展開が図られるとともに、交流人口を拡大する受け皿が確保される。
島根県	西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	・隠岐島後が持つ自然と歴史を活かし、住民との協働により観光産業の振興を柱とし、交流人口を拡大することにより、関連した地場産業を振興させ、新たな産業の創出や雇用の拡大を図る。観光産業の振興は、既存の事業を個々に展開していくだけでなく、農林水産業や商工業との連携が必要がある。また、新たな事業展開も必要であるが、離島である隠岐島後に残された自然や歴史文化をより以上に保存活用することで、地域資源を活かした「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」を目指す。	・農家・漁家民泊の簡易化 ・宿泊施設の送迎車を観光有料タクシーとしての利用	・農家・漁家を体験型宿泊施設として利用するときに、消防法や旅館業法等の規制を緩和する。 ・宿泊施設の白ナンバーの送迎車を、有料観光案内に利用する。	離島交流メニューとしての農家・漁家民泊や、宿泊施設の送迎車を宿泊客の要望による有料の観光案内業務に利用することにより、宿泊体験型のツーリズムを創出するし、観光振興を図る。
島根県	西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	・隠岐島後が持つ自然と歴史を活かし、住民との協働により観光産業の振興を柱とし、交流人口を拡大することにより、関連した地場産業を振興させ、新たな産業の創出や雇用の拡大を図る。観光産業の振興は、既存の事業を個々に展開していくだけでなく、農林水産業や商工業との連携が必要がある。また、新たな事業展開も必要であるが、離島である隠岐島後に残された自然や歴史文化をより以上に保存活用することで、地域資源を活かした「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」を目指す。	中心市街地の空き店舗対策としての規制緩和	地域に根差した飲食店を開業する時に必要となる消防法等による建築基準を緩和する。	中心市街地の空き店舗をコミュニティレストラン等として活用する。また、空き店舗の利用を容易にすることで新規事業参入に関心のある起業家の意欲を促進し、中心市街地の活性化を図り、観光・交流の商業空間を創出す。
島根県	西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	・隠岐島後が持つ自然と歴史を活かし、住民との協働により観光産業の振興を柱とし、交流人口を拡大することにより、関連した地場産業を振興させ、新たな産業の創出や雇用の拡大を図る。観光産業の振興は、既存の事業を個々に展開していくだけでなく、農林水産業や商工業との連携が必要がある。また、新たな事業展開も必要であるが、離島である隠岐島後に残された自然や歴史文化をより以上に保存活用することで、地域資源を活かした「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」を目指す。	サイン設置の一本化	交通看板、観光看板を国・県・町、民間にこだわらず設置及びそのデザインを一本化する。	関係各機関や民間との協議により、新規サイン設立の際には費用分担等を行うことで交通規制看板、観光案内看板等の共同利用ができるようにする。またデザインも統一し自然景観にマッチした隠岐の観光のイメージアップを図るとともに、安全で安らぎのある歩行空間を創出する。
島根県	西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	・隠岐島後が持つ自然と歴史を活かし、住民との協働により観光産業の振興を柱とし、交流人口を拡大することにより、関連した地場産業を振興させ、新たな産業の創出や雇用の拡大を図る。観光産業の振興は、既存の事業を個々に展開していくだけでなく、農林水産業や商工業との連携が必要がある。また、新たな事業展開も必要であるが、離島である隠岐島後に残された自然や歴史文化をより以上に保存活用することで、地域資源を活かした「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」を目指す。	コミュニティ放送の規制緩和	コミュニティ放送の電波の時期・出力量等などの規制緩和を行う。	現在、島後では、コミュニティFMである隠岐FMがあるが、時期、出力等で非常に制限がある。地域のつながりの再生には、メディアが必要であり、時期・出力等の拡大が求められる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
島根県	西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	・隠岐島後が持つ自然と歴史を活かし、住民との協働により観光産業の振興を柱とし、交流人口を拡大することにより、関連した地場産業を振興させ、新たな産業の創出や雇用の拡大を図る。観光産業の振興は、既存の事業を個々に展開していくだけでなく、農林水産業や商工業との連携が必要がある。また、新たな事業展開も必要であるが、離島である隠岐島後に残された自然や歴史文化をより以上に保存活用することで、地域資源を活かした「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」を目指す。	公有地の用途外使用による活用促進	港湾・漁港等の公有地の用途外使用を認め有効活用を図る。	港湾・漁港等の公有地は景観や交通の条件を含め、条件の良い場所にある。民間による観光拠点施設や水産研究施設、地域コミュニティの活動拠点施設での利用を可能にし、公有地を有効活用し地域産業の振興と地域活動の活性化を図る。
島根県	西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	・隠岐島後が持つ自然と歴史を活かし、住民との協働により観光産業の振興を柱とし、交流人口を拡大することにより、関連した地場産業を振興させ、新たな産業の創出や雇用の拡大を図る。観光産業の振興は、既存の事業を個々に展開していくだけでなく、農林水産業や商工業との連携が必要がある。また、新たな事業展開も必要であるが、離島である隠岐島後に残された自然や歴史文化をより以上に保存活用することで、地域資源を活かした「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」を目指す。	補助事業の採択基準のローカルルール策定	画一的な基準は離島のような地域には合わないため、地域の実情に即したローカルルールを策定する。	全国画一的に採択基準により補助事業を行うのではなく、補助事業のローカルルールを策定し、地域の産業構造や立地条件に即した事業の展開や、住民要望による“まちづくり”事業の推進を容易にし、地域の活性化を図る。
島根県	西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	・隠岐島後が持つ自然と歴史を活かし、住民との協働により観光産業の振興を柱とし、交流人口を拡大することにより、関連した地場産業を振興させ、新たな産業の創出や雇用の拡大を図る。観光産業の振興は、既存の事業を個々に展開していくだけでなく、農林水産業や商工業との連携が必要がある。また、新たな事業展開も必要であるが、離島である隠岐島後に残された自然や歴史文化をより以上に保存活用することで、地域資源を活かした「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」を目指す。	各種補助金・助成金等の一体的活用	各種補助金・助成金の一体的活用を実施する。	現在、各種補助金・助成金はそれぞれの港湾・漁業・観光・中心市街地等の各課で行われている。結果として、助成金が細切れになる傾向にあるため、それぞれが有効な効果が得られづらい傾向にある。そのため一体的に活用することでまちづくり事業を実施する。
島根県	西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	・隠岐島後が持つ自然と歴史を活かし、住民との協働により観光産業の振興を柱とし、交流人口を拡大することにより、関連した地場産業を振興させ、新たな産業の創出や雇用の拡大を図る。観光産業の振興は、既存の事業を個々に展開していくだけでなく、農林水産業や商工業との連携が必要がある。また、新たな事業展開も必要であるが、離島である隠岐島後に残された自然や歴史文化をより以上に保存活用することで、地域資源を活かした「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」を目指す。	港湾計画策定・変更の簡略化	重要港湾では港湾計画の策定が必要となるが、地方の重要港湾である西郷港と、全国的な重要港湾である神戸港等との画一的な基準を緩和する。	画一的な策定を緩和することで、必要とされている審議会等との協議を省略することができ、地域の要望や時代に即した計画変更等に、より迅速に対応できるため、住民満足度の向上が期待できるだけでなく、島の玄関として時代や利用ニーズにマッチした整備が図られる。
島根県	加茂町	加茂町中心市街地活性化構想	中心市街地の活性化を図っていくには、人も流れを呼び戻す必要がある。そのために空き家を駐車場に改良するとともに延焼防火に役立てるとともに多くの高齢者の方が商店街を利用していることから、高齢者の憩いの交流館を設置するとともにイベント広場及び公衆用トイレ、さらに無人化となった駅舎を展示場として整備していく。また、授産施設を公民館施設に改修する。	小規模市街地でもできるような採択要件の緩和と授産施設を公民館施設とする利用制限の緩和	まちづくり総合支援事業が平成15年度をもって終了し、新たな制度を現在検討されているところで、小規模市街地でもできるような採択要件の緩和と合併に伴い公民館施設を整備していく必要がある中で、授産施設を公民館として改修し利用していく。	空き家及び駐車場対策 現在かなりの数の空き家があり、この空き家を取り壊し、駐車場として整備を実施する。そのことにより商店街の駐車場としても利用可能となる。また、隣接同士が非常に接近しており、火事でもあれば大変な被害が予想されることから、延焼防火としての役割も担う。 高齢者の憩いの交流館及びイベント広場 高齢者による商店街利用が増加している中で、高齢者のニーズにあった商店街を形成していく必要がある。そのひとつとして、高齢者の抱える課題や悩みに耳をかたむけていくため、高齢者が集まりふれあうことのできる憩いの場を設置する。また、市街地活性化のため、各種イベントを実施するための常設テントを設置したイベント広場や公衆用トイレを整備する。 駅舎の活用 中心市街地内にある、加茂中駅舎はH14年より無人化となったため、少年達の溜まり場となっており、利用者から苦情が殺到している。地域住民や警察等により巡回を行っているところではあるが、なかなか効果があらわれないところである。そうした中、本町の窓口でもある駅舎をJRより払い下げを受け、内部改造を行い、展示場として常に人の出入りがある施設として地域の活性化ならびに少年少女の非行防止を図る。 授産施設の公民館利用 本町においては、公民館施設がないことから、中心市街地内にある授産施設を公民館施設として利用することで、地域コミュニティの活性化を図っていく。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
島根県	島根県	遊休農地等の活用による農業振興及び農村地域の活性化～異業種協働による生き生き農園プロジェクト～	社会・経済情勢の変動により遊休化したまとまった農地等を自治体が取得し、農外企業等の参入も含めた新たな農業生産団地や都市農村交流に対応した農園・体験施設整備、地域住民・社会福祉・学校教育等に資するふれあい農園施設、就農者住宅等の一体的・計画的な整備により、農業を核とした地域経済の活性化と雇用の創出を図ろうとするものである。このためには、農地の所有や活用に係る法律、制度の利便性の向上(権限委譲、規制緩和含む)や既存施設の多目的利用の承認、またこれに伴う補助金等の返還免除や各種法手続の簡素化、再整備に必要な複数事業の一体的実施等が不可欠であり、これらの措置を行うことにより、効率的で迅速な構想の実現が可能となる。	農用地等の取得手続の簡素化と農地保有合理化事業の対象の拡大	市町村が農用地等を一時所有するために、農地保有合理化法人となる手続きを簡素化し都道府県知事による、基本構想の変更の同意及び農地保有合理化事業規程の承認を「届出」で足りるとする。また、市町村が所有している農用地等の譲渡先を広げる。具体的には、農業利用の場合は、規程で定めている基準面積を緩和し、農外利用の場合は、構想(地域再生計画)で位置づけられた事業実施者を加える。	市町村が農地保有合理化事業によりまとまった農用地等取得し、新たな農業生産団地を整備し、担い手農家以外も対象(農外企業、小規模営農希望者など)とした譲渡を行うこと。多様な担い手の農業参入促進、遊休農地の解消。住宅付き農園や新規就農者等の住宅、直売施設、交流施設用地としての活用を行うこと。都市農村交流の促進。
島根県	島根県	遊休農地等の活用による農業振興及び農村地域の活性化～異業種協働による生き生き農園プロジェクト～	社会・経済情勢の変動により遊休化したまとまった農地等を自治体が取得し、農外企業等の参入も含めた新たな農業生産団地や都市農村交流に対応した農園・体験施設整備、地域住民・社会福祉・学校教育等に資するふれあい農園施設、就農者住宅等の一体的・計画的な整備により、農業を核とした地域経済の活性化と雇用の創出を図ろうとするものである。このためには、農地の所有や活用に係る法律、制度の利便性の向上(権限委譲、規制緩和含む)や既存施設の多目的利用の承認、またこれに伴う補助金等の返還免除や各種法手続の簡素化、再整備に必要な複数事業の一体的実施等が不可欠であり、これらの措置を行うことにより、効率的で迅速な構想の実現が可能となる。	農地転用許可の緩和と迅速化	構想(地域再生計画)に位置づけられた事業計画であれば、地域の農業振興を図る観点から原則転用不許可の農地であっても転用許可可能とし、大臣許可が必要な場合も、都道府県知事の許可で足りるとする。また、農業振興地域整備計画の変更(農用地区域からの除外)においても、要件を満たすとし、手続きにおいても「軽微な変更」として取り扱う。(都道府県知事の同意、案の縦覧等不要)	市町村が農地保有合理化事業によりまとまった農用地等取得し、新たな農業生産団地を整備し、担い手農家以外も対象(農外企業、小規模営農希望者など)とした譲渡を行うこと。多様な担い手の農業参入促進、遊休農地の解消。住宅付き農園や新規就農者等の住宅、直売施設、交流施設用地としての活用を行うこと。都市農村交流の促進。
島根県	島根県	遊休農地等の活用による農業振興及び農村地域の活性化～異業種協働による生き生き農園プロジェクト～	社会・経済情勢の変動により遊休化したまとまった農地等を自治体が取得し、農外企業等の参入も含めた新たな農業生産団地や都市農村交流に対応した農園・体験施設整備、地域住民・社会福祉・学校教育等に資するふれあい農園施設、就農者住宅等の一体的・計画的な整備により、農業を核とした地域経済の活性化と雇用の創出を図ろうとするものである。このためには、農地の所有や活用に係る法律、制度の利便性の向上(権限委譲、規制緩和含む)や既存施設の多目的利用の承認、またこれに伴う補助金等の返還免除や各種法手続の簡素化、再整備に必要な複数事業の一体的実施等が不可欠であり、これらの措置を行うことにより、効率的で迅速な構想の実現が可能となる。	土地基盤整備、施設整備等の一体的な実施	構想(地域再生計画)に位置づけられた複数の補助事業については、整備の効率化・迅速化を図るために、一括協議・承認を行えるよう措置する。また、事業別に設けられている補助要件について、一体的実施が可能となるよう配慮する。	市町村が農地保有合理化事業により、まとまった農地を取得し、土地基盤の整備と果樹団地、直売施設等の整備を一体的に実施すること。事業間の調整が簡略化でき、早期の実現が可能となる。
島根県	島根県	遊休農地等の活用による農業振興及び農村地域の活性化～異業種協働による生き生き農園プロジェクト～	社会・経済情勢の変動により遊休化したまとまった農地等を自治体が取得し、農外企業等の参入も含めた新たな農業生産団地や都市農村交流に対応した農園・体験施設整備、地域住民・社会福祉・学校教育等に資するふれあい農園施設、就農者住宅等の一体的・計画的な整備により、農業を核とした地域経済の活性化と雇用の創出を図ろうとするものである。このためには、農地の所有や活用に係る法律、制度の利便性の向上(権限委譲、規制緩和含む)や既存施設の多目的利用の承認、またこれに伴う補助金等の返還免除や各種法手続の簡素化、再整備に必要な複数事業の一体的実施等が不可欠であり、これらの措置を行うことにより、効率的で迅速な構想の実現が可能となる。	補助要件の緩和による施策の利便性の向上	国庫補助事業により建設した農村地域の振興に係る農業用施設の多用途利用については、一定の要件の基でこれを認める。また、これに係る法手続については、これを簡素化する。	社会経済情勢の変化等により低利用となっている農業用施設を、一定の要件の基で現行の地域のニーズに適合した形で他目的への使用を可能にすること。コストの削減。施設の有効利用。
島根県	島根県	遊休農地等の活用による農業振興及び農村地域の活性化～異業種協働による生き生き農園プロジェクト～	社会・経済情勢の変動により遊休化したまとまった農地等を自治体が取得し、農外企業等の参入も含めた新たな農業生産団地や都市農村交流に対応した農園・体験施設整備、地域住民・社会福祉・学校教育等に資するふれあい農園施設、就農者住宅等の一体的・計画的な整備により、農業を核とした地域経済の活性化と雇用の創出を図ろうとするものである。このためには、農地の所有や活用に係る法律、制度の利便性の向上(権限委譲、規制緩和含む)や既存施設の多目的利用の承認、またこれに伴う補助金等の返還免除や各種法手続の簡素化、再整備に必要な複数事業の一体的実施等が不可欠であり、これらの措置を行うことにより、効率的で迅速な構想の実現が可能となる。	農地転用、多用途利用に係る補助金返還の免除	構想(地域再生計画)に位置づけられた農地の転用や施設の多目的利用の場合は、補助金返還を免除する。	農地転用により発生する過去の土地基盤整備事業の補助金返還や農業用施設の多目的利用により発生する施設整備事業の補助金返還を免除すること。負担の軽減。コストの低減。
島根県	島根県	島根県新産業創出プロジェクト～ネオたたら構想～	将来的な地域産業への波及を前提に地方自治体が主体的に行う基礎研究から技術開発・応用・事業化に至る一連の産業振興施策に対して、国におかれては、地域のニーズに応じた府省間連携しての一体的な支援策及び支援制度の要件緩和を講じられるよう要望する。	自治体主導の新産業創出に対する一元的な支援(施策の一本化)	科学技術振興・産業振興を目的とした各種支援施策のうち、文部科学省においては大学が研究主体となる基礎的研究を主対象とした制度であり、また、経済産業省においては民間企業が事業主体となる商品開発を主対象とした制度となっている。については、将来の民間企業への技術移転を前提として地方自治体を中心となって行う市場調査、研究開発・技術応用、事業化促進などによる一連の地域産業振興に対する国の支援施策の一本化を提案する。	新産業創出のための新機能材料の研究開発事業 県産業技術センターのプロジェクトチームを中心にアメリカテキサス州との技術交流などにより新技術・新素材を開発し、県内企業等への技術移転を経て、3年後(H18年度末)に商品化予定。素材そのものやそれを応用した製品の県内での事業化(製造・商品展開)と拡大を目指す。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
島根県	島根県	島根県新産業創出プロジェクト～ネオたたら構想～	将来的な地域産業への波及を前提に地方自治体が主体的に行う基礎研究から技術開発・応用・事業化に至る一連の産業振興施策に対して、国におかれては、地域のニーズに応じた府省間連携しての一元的な支援策及び支援制度の要件緩和を講じられるよう要望する。	自治体主導の新産業創出に対する支援措置の要件緩和(その1)	科学研究費補助金について、地方自治体が行う研究も対象とするとともに、地域ニーズに対応したテーマを自治体が選定できるようにする等、文部科学省所管の研究助成制度の要件緩和を図りたい。	新産業創出のための新機能材料の研究開発事業 県産業技術センターのプロジェクトチームを中心にアメリカテキサス州との技術交流などにより新技術・新素材を開発し、県内企業等への技術移転を経て、3年後(H18年度末)に商品化予定。素材そのものやそれを応用した製品の県内での事業化(製造・商品展開)と拡大を目指す。
島根県	島根県	島根県新産業創出プロジェクト～ネオたたら構想～	将来的な地域産業への波及を前提に地方自治体が主体的に行う基礎研究から技術開発・応用・事業化に至る一連の産業振興施策に対して、国におかれては、地域のニーズに応じた府省間連携しての一元的な支援策及び支援制度の要件緩和を講じられるよう要望する。	自治体主導の新産業創出に対する支援措置の要件緩和(その2)	地域新生コンソーシアム研究開発事業について、産業集積の薄い地域においては、技術シーズの研究も対象とするとともに、研究成果を将来民間企業に移転することを条件に、民間企業の参画がない場合でも応募できるようにするなど、経済産業省所管の研究開発助成事業の要件緩和を図りたい。	新産業創出のための新機能材料の研究開発事業 県産業技術センターのプロジェクトチームを中心にアメリカテキサス州との技術交流などにより新技術・新素材を開発し、県内企業等への技術移転を経て、3年後(H18年度末)に商品化予定。素材そのものやそれを応用した製品の県内での事業化(製造・商品展開)と拡大を目指す。
島根県	大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町合併協議会 大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村、掛合町	生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくりふるさと再生構想	住民と行政の協働によるまちづくりをすすめるため、公共施設の利用制限の緩和及び施設改修等に関する規制緩和を図る。	公の施設の市民等の活用	公民館等の公共施設の利用制限の緩和と施設及び設備改修に係る制限の緩和	住民自治の拠点機能を新設拡充することが求められており、補助制度を導入して建設した公民館施設等の公の施設の利用制限の緩和が求められる。「住民安心サロン」や「福祉食堂」、「情報拠点」などとしての活用を考えている。なお、利用者としては「地域自主組織」を想定しており、施設の自主管理とあわせ、地方自治法244条の2による長期かつ独占的利用も検討。これにより、市民主体のまちづくりの推進、コミュニティビジネスの立ち上げ、地域経済の活性化を図る。
島根県	大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町合併協議会 大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村、掛合町	生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくりふるさと再生構想	住民が自主的な地域づくりを推進するため、地域マネージャーを設置する。地域マネージャーについては、公務員も対象とできるようにするもの。	公務員の地域マネージャーへの採用	地域自主組織が雇用する地域マネージャーに公務員の採用も対象にできるための規制の緩和。	住民自治に必要なコミュニティ運営能力を支援する地域マネージャーを確保するための公務員(臨職、嘱託含む)の活用。例として、午前中は公務員として業務を行い、午後から地域マネージャーとして業務を行うことなどが考えられる。これにより、地域づくりの推進、コミュニティビジネスの立ち上げ、地域経済の活性化を図る。
島根県	大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町合併協議会 大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村、掛合町	生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくりふるさと再生構想	補助制度の集中的運用により、効果を早期に発現する。	「オンリーワンプロジェクト」の推進	6町村の地域資源(神話、桜、ほたる、銅鑼、温泉、街並み等)を活かした観光交流、地域間交流の推進による地域経済活性化に向けた事業展開のための既存補助金の統合等。	既存補助金の活用については、省庁別に窓口が異なり、事務労力の増大や迅速性に欠ける弊害を取り除くため地域指定等による窓口の一本化を願いたい。これによりその効果を早期に発現したい。また、補助制度の統合・総合メニュー化、各計画の一括認定(計画変更を含む)、補助対象事業主体の拡充等による効率化を図ることを期待している。
島根県	大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町合併協議会 大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村、掛合町	生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくりふるさと行政効率化構想	市町村合併の行政エリアと従来からの一部事務組合の構成市町村が異なることから、補助金による施設整備や許認可に関わる規制の緩和を図り、新市の行政エリアにおいて、従来の一部事務組合による行政サービスを円滑に行うもの。	一部事務組合等の変更の際の規制緩和	市町村合併の枠組みと既存の一部事務組合の構成市町村が異なることから、補助金等に関わる規制の特例。	本地域のCATVの場合、一部事務組合の解散、新たな一部事務組合の設置が必要となる。一部事務組合の離合を行う場合には、施設整備の際の補助金の返還や電気通信の許認可に関する規制が生じるため、特例を求めるもの。事務組合の業務を新市で一体となってすすめることで住民サービスの向上、効率的な行政財産運営、市民と行政一体となった地域情報化施策の推進を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
島根県	大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町合併協議会 大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村、掛合町	生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくりふるさと産業再生構想	産業振興において外部の公的専門家の協力を得るための規制緩和を図る。	産業コーディネーターの確保支援	産業振興において、外部の公的専門家(国公立大学教授、先進地自治体職員等)のアドバイザー契約に向けた規制緩和	産業振興に必要な産業振興コーディネーターの確保を行うため、自治体外の公務員等の公的専門家の採用を可能とするもの。産業振興にはコーディネーターが欠かせないが、そのノウハウや成功事例の導入が図られ、短期間での効果が期待できる。
岡山県	笠岡市	「べいふぁーむ笠岡」夢と希望のまちづくり構想	笠岡湾干拓地の一部を早期に多目的に有効活用して、地域経済の活性化を図る。そして夢や希望のもてる、また夢実現のために元気の出せる地域づくりを行う。 シーサイドアグリビジネスゾーン・・・農畜産物加工施設及び直売所を建設(ビール工場、牛乳・アイスクリーム工場等の誘致)して、生産から加工、そして消費者へ直結する。 夢いっぱい観光・交流ゾーン・・・都市と農業生産地域との交流拠点施設(アグリメッセ)の建設。魅力ある農業を全国に発信する。 生き生き・生きがい福祉ゾーン・・・障害者・高齢者・学校等の施設を誘致し、体験福祉農園による農作物栽培体験や干拓農家との交流、乳牛とふれあえる場をつくる。 若者定住住宅ゾーン・・・若者が、大地・大空・太陽など自然を満喫しながら定住生活できるように農園付き住宅を建設する。	農用地域内農地の多目的土地利用の規制緩和	農業振興地域内農地の用途変更及び除外には、岡山県知事の同意等が必要となるが、農用地域内農地の除外なしに現状のままで、多目的土地利用の早期実現を図りたい。(支援措置対象地域約80ha)	農畜産物加工施設及び直売所を建設。新鮮で安全な干拓産農産物を生産から加工、そして消費者へ直結する。信頼のある顔の見える農業を推進する。また、笠岡市民の要望の強い大規模ショッピングモールを建設誘致し、地元生産地元消費を促進する。大規模な土地を有効に使い、障害者や高齢者であっても利用しやすい全館バリアフリーのショッピングモールや北海道並みの景色を有する笠岡湾干拓地ならではの特色ある施設の建設をする。 都市と農業生産地域との交流拠点施設(アグリメッセ)やログハウスつき市民農園を建設し、干拓地内農家(専門家)による農業指導や農業体験を通じて魅力ある農業を紹介する。また、スカイスポーツ大会や四季折々の花を大規模な花畑により演出している既存のイベントをさらに発展させ、全国レベルの観光へとつなげる。干拓産のばらや牛乳をふんだんに使った入浴施設や、新鮮・安全な産直の農畜産物を使った飲食施設を建設し、都市住民の癒しの場として位置づける。 障害者・高齢者・学校等の施設を誘致し、体験福祉農園を設置して干拓農家との交流や乳牛とのふれあいの場をつくる。(ウーマライゼーション・ウーシライゼーション)また、高齢者・障害者健康福祉プラザを建設し、農作業などを通じて機能回復訓練・生きがいづくり活動を行う。このことによって積極的な社会参画を促し、そのための社会環境づくりを整備展開できる。 若者が、自然を満喫しながら定住生活できるように農園付きの住宅を建設する。若者たち自らが、社会全体が閉塞感のある現状を打破しようと努力し、やる気を培える場とする。夢や希望のもてる、また夢の実現のための地域づくり、社会づくりの元気な担い手となるための定住宅整備をする。また農業への魅力回復もねらう。 これらの事業の実施によって地域経済の活性化、地元農業の振興、地元消費拡大、新規産業の創出、新規雇用の創出などが可能となる。
岡山県	笠岡市	「べいふぁーむ笠岡」夢と希望のまちづくり構想	笠岡湾干拓地の一部を早期に多目的に有効活用して、地域経済の活性化を図る。そして夢や希望のもてる、また夢実現のために元気の出せる地域づくりを行う。 シーサイドアグリビジネスゾーン・・・農畜産物加工施設及び直売所を建設(ビール工場、牛乳・アイスクリーム工場等の誘致)して、生産から加工、そして消費者へ直結する。 夢いっぱい観光・交流ゾーン・・・都市と農業生産地域との交流拠点施設(アグリメッセ)の建設。魅力ある農業を全国に発信する。 生き生き・生きがい福祉ゾーン・・・障害者・高齢者・学校等の施設を誘致し、体験福祉農園による農作物栽培体験や干拓農家との交流、乳牛とふれあえる場をつくる。 若者定住住宅ゾーン・・・若者が、大地・大空・太陽など自然を満喫しながら定住生活できるように農園付き住宅を建設する。	農地の多目的利用の規制緩和	大規模農地の転用であり、農林水産大臣の許可が必要となるが、市街化区域同様の対応(届出)とし、多目的土地利用の早期実現を図りたい。(支援措置対象地域約80ha)	農畜産物加工施設及び直売所を建設。新鮮で安全な干拓産農産物を生産から加工、そして消費者へ直結する。信頼のある顔の見える農業を推進する。また、笠岡市民の要望の強い大規模ショッピングモールを建設誘致し、地元生産地元消費を促進する。大規模な土地を有効に使い、障害者や高齢者であっても利用しやすい全館バリアフリーのショッピングモールや北海道並みの景色を有する笠岡湾干拓地ならではの特色ある施設の建設をする。 都市と農業生産地域との交流拠点施設(アグリメッセ)やログハウスつき市民農園を建設し、干拓地内農家(専門家)による農業指導や農業体験を通じて魅力ある農業を紹介する。また、スカイスポーツ大会や四季折々の花を大規模な花畑により演出している既存のイベントをさらに発展させ、全国レベルの観光へとつなげる。干拓産のばらや牛乳をふんだんに使った入浴施設や、新鮮・安全な産直の農畜産物を使った飲食施設を建設し、都市住民の癒しの場として位置づける。 障害者・高齢者・学校等の施設を誘致し、体験福祉農園を設置して干拓農家との交流や乳牛とのふれあいの場をつくる。(ウーマライゼーション・ウーシライゼーション)また、高齢者・障害者健康福祉プラザを建設し、農作業などを通じて機能回復訓練・生きがいづくり活動を行う。このことによって積極的な社会参画を促し、そのための社会環境づくりを整備展開できる。 若者が、自然を満喫しながら定住生活できるように農園付きの住宅を建設する。若者たち自らが、社会全体が閉塞感のある現状を打破しようと努力し、やる気を培える場とする。夢や希望のもてる、また夢の実現のための地域づくり、社会づくりの元気な担い手となるための定住宅整備をする。また農業への魅力回復もねらう。 これらの事業の実施によって地域経済の活性化、地元農業の振興、地元消費拡大、新規産業の創出、新規雇用の創出などが可能となる。
岡山県	岡山県	岡山グリーンバイオ・プロジェクト	地球温暖化防止等に繋がるバイオマスプラスチック等は、今後の有望分野として大変期待されているが、主に米国に依存した原料供給体制の問題、コスト、消費者の製品使用等の課題がある。岡山県は、中四国一の農業県であるとともに工業県として優れたものづくりの伝統を有し、我が国独自の高度のバイオ技術を持つ(株)林原など、日本でも数少ないバイオマスプラスチックの製造工程技術を備えた企業があり、水島地域をはじめ多様なプラスチック加工関連企業が集積するなど、植物由来のプラスチック製品生産等を行う上で大きなポテンシャルがある。このため、本県の特徴を活かし、需給両面で地域を挙げた一体的・集中的な取り組みを行い、グリーンバイオ産業群の形成と循環型環境社会の実現等を行い、地域経済の活性化と地域雇用の創出を図るものである。	輸入バイオマス原料のより安定的・安価な供給体制の確立	関税割当制度の下で国産イモ澱粉の一定量の購入を条件に関税が無税とされているコーンスターチ用トウモロコシの輸入について、バイオマスプラスチックの製品等の用途に用いる場合、当該条件を廃止するなど、バイオマスプラスチック等に用いる輸入バイオマス原料のより安定的・安価な供給体制の確立を図る。	本支援措置により、より低コストの澱粉を使用し、バイオマスプラスチック原料となるプルラン等の生産を行う。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
岡山県	岡山県	岡山グリーンバイオ・プロジェクト	地球温暖化防止等に繋がるバイオマスプラスチック等は、今後の有望分野として大変期待されているが、主に米国に依存した原料供給体制の問題、コスト、消費者の製品使用等の課題がある。岡山県は、中四国一の農業県であるとともに工業県として優れたものづくりの伝統を有し、我が国独自の高度のバイオ技術を持つ(株)林原など、日本でも数少ないバイオマスプラスチックの製造工程技術を備えた企業があり、水島地域をはじめ多様なプラスチック加工関連企業が集積するなど、植物由来のプラスチック製品生産を行う上で大きなポテンシャルがある。このため、本県の特徴を活かし、需給両面で地域を挙げた一体的・集中的な取り組みを行い、グリーンバイオ産業群の形成と循環型環境社会の実現等を行い、地域経済の活性化と地域雇用の創造を図るものである。	グリーンバイオ製品生産用途に用いる古米の安価で安定的な供給	グリーンバイオ製品を生産するために用いる古米を、石油等と同等レベルの安価で安定的に供給する。	本支援措置により、輸入に頼らない我が国の古米を用いて、バイオマスプラスチック原料となるプルラン等の生産を行う。
岡山県	岡山県	岡山グリーンバイオ・プロジェクト	地球温暖化防止等に繋がるバイオマスプラスチック等は、今後の有望分野として大変期待されているが、主に米国に依存した原料供給体制の問題、コスト、消費者の製品使用等の課題がある。岡山県は、中四国一の農業県であるとともに工業県として優れたものづくりの伝統を有し、我が国独自の高度のバイオ技術を持つ(株)林原など、日本でも数少ないバイオマスプラスチックの製造工程技術を備えた企業があり、水島地域をはじめ多様なプラスチック加工関連企業が集積するなど、植物由来のプラスチック製品生産を行う上で大きなポテンシャルがある。このため、本県の特徴を活かし、需給両面で地域を挙げた一体的・集中的な取り組みを行い、グリーンバイオ産業群の形成と循環型環境社会の実現等を行い、地域経済の活性化と地域雇用の創造を図るものである。	製材廃材等の木材や竹繊維等の供給・利用拡大に向けた支援	バイオマスプラスチック製品生産において自然素材(木粉、竹繊維、ケナフ繊維等)と混合し活用する可能性が高いこと、製材廃材はバイオエタノール生産の原料になること等から、製材廃材や間伐材等の木材や竹繊維等の供給・利用拡大に向けた支援を行う。	本支援措置により、バイオマスプラスチック製品生産での自然素材の活用を推進し、バイオマスプラスチック原料の量産化や新製品・新用途開発に繋げるとともに、木質バイオマス等の積極的な推進を図る。
岡山県	岡山県	岡山グリーンバイオ・プロジェクト	地球温暖化防止等に繋がるバイオマスプラスチック等は、今後の有望分野として大変期待されているが、主に米国に依存した原料供給体制の問題、コスト、消費者の製品使用等の課題がある。岡山県は、中四国一の農業県であるとともに工業県として優れたものづくりの伝統を有し、我が国独自の高度のバイオ技術を持つ(株)林原など、日本でも数少ないバイオマスプラスチックの製造工程技術を備えた企業があり、水島地域をはじめ多様なプラスチック加工関連企業が集積するなど、植物由来のプラスチック製品生産を行う上で大きなポテンシャルがある。このため、本県の特徴を活かし、需給両面で地域を挙げた一体的・集中的な取り組みを行い、グリーンバイオ産業群の形成と循環型環境社会の実現等を行い、地域経済の活性化と地域雇用の創造を図るものである。	バイオマスプラスチック原料等の生産プラント建設等に対する支援	バイオマスプラスチック原料やバイオエタノールの生産プラント建設等に対し支援(補助、政策金融等)を行う。	本支援措置により、バイオマスプラスチック原料等を生産する企業がプラント建設等を進める。
岡山県	岡山県	岡山グリーンバイオ・プロジェクト	地球温暖化防止等に繋がるバイオマスプラスチック等は、今後の有望分野として大変期待されているが、主に米国に依存した原料供給体制の問題、コスト、消費者の製品使用等の課題がある。岡山県は、中四国一の農業県であるとともに工業県として優れたものづくりの伝統を有し、我が国独自の高度のバイオ技術を持つ(株)林原など、日本でも数少ないバイオマスプラスチックの製造工程技術を備えた企業があり、水島地域をはじめ多様なプラスチック加工関連企業が集積するなど、植物由来のプラスチック製品生産を行う上で大きなポテンシャルがある。このため、本県の特徴を活かし、需給両面で地域を挙げた一体的・集中的な取り組みを行い、グリーンバイオ産業群の形成と循環型環境社会の実現等を行い、地域経済の活性化と地域雇用の創造を図るものである。	バイオマスプラスチックの製品・技術開発等に対する支援	バイオマスプラスチックの原料となるプルラン等の詳細な物性に係る調査・研究や機能性向上に係る研究開発、他の自然素材(木粉、竹繊維、ケナフ繊維等)を活かした製品開発、バイオマスプラスチック原料の効率的な高度生産技術開発に係る研究などに対し支援(補助、政策金融等)するとともに、こうした研究開発等には高度なバイオ技術等を駆使する故に高額な経費を要することから、地域新生コンソーシアム事業の補助金限度額の引き上げなど、補助金等の要件の改善を行う。	本支援措置により、「岡山グリーンバイオ研究会」や国の研究機関等が連携・協力を図りながら、プルラン等の詳細な物性に係る調査・研究や機能性向上に係る研究開発、他の自然素材を活かした製品開発、バイオマスプラスチック原料の効率的な高度生産技術開発に係る研究などを積極的に推進する。
岡山県	岡山県	岡山グリーンバイオ・プロジェクト	地球温暖化防止等に繋がるバイオマスプラスチック等は、今後の有望分野として大変期待されているが、主に米国に依存した原料供給体制の問題、コスト、消費者の製品使用等の課題がある。岡山県は、中四国一の農業県であるとともに工業県として優れたものづくりの伝統を有し、我が国独自の高度のバイオ技術を持つ(株)林原など、日本でも数少ないバイオマスプラスチックの製造工程技術を備えた企業があり、水島地域をはじめ多様なプラスチック加工関連企業が集積するなど、植物由来のプラスチック製品生産を行う上で大きなポテンシャルがある。このため、本県の特徴を活かし、需給両面で地域を挙げた一体的・集中的な取り組みを行い、グリーンバイオ産業群の形成と循環型環境社会の実現等を行い、地域経済の活性化と地域雇用の創造を図るものである。	バイオマスプラスチック製品の環境影響評価の推進	バイオマスプラスチック製品の環境負荷低減や環境保全効果に関するライフサイクルアセスメント(LCA)研究を推進し、二酸化炭素削減等に関する定量的な効果の把握を推進する。	本支援措置で明らかとなる、二酸化炭素削減等に関する定量的な効果を踏まえ、バイオマスプラスチック製品利用の積極的な展開・PRを図るとともに、効率的な製造・処理方策の検討を進める。
岡山県	岡山県	岡山グリーンバイオ・プロジェクト	地球温暖化防止等に繋がるバイオマスプラスチック等は、今後の有望分野として大変期待されているが、主に米国に依存した原料供給体制の問題、コスト、消費者の製品使用等の課題がある。岡山県は、中四国一の農業県であるとともに工業県として優れたものづくりの伝統を有し、我が国独自の高度のバイオ技術を持つ(株)林原など、日本でも数少ないバイオマスプラスチックの製造工程技術を備えた企業があり、水島地域をはじめ多様なプラスチック加工関連企業が集積するなど、植物由来のプラスチック製品生産を行う上で大きなポテンシャルがある。このため、本県の特徴を活かし、需給両面で地域を挙げた一体的・集中的な取り組みを行い、グリーンバイオ産業群の形成と循環型環境社会の実現等を行い、地域経済の活性化と地域雇用の創造を図るものである。	バイオマスプラスチック製品の社会的な利用実験に対する支援	地球温暖化防止等に繋がるバイオマスプラスチック製品について、消費者の理解を得て利用拡大を図るために行う社会実験に対し支援する。	本支援措置により、この「岡山グリーンバイオ・プロジェクト」で生み出されるバイオマスプラスチック製品について社会実験を行う。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
岡山県	岡山県	岡山グリーンバイオ・プロジェクト	地球温暖化防止等に繋がるバイオマスプラスチック等は、今後の有望分野として大変期待されているが、主に米国の依存した原料供給体制の問題、コスト、消費者の製品使用等の課題がある。岡山県は、中四国一の農業県であるとともに工業県として優れたものづくりの伝統を有し、我が国独自の高度のバイオ技術を持つ(株)林原など、日本でも数少ないバイオマスプラスチックの製造工程技術を備えた企業があり、水島地域をはじめ多様なプラスチック加工関連企業が集積するなど、植物由来のプラスチック製品生産を行う上で大きなポテンシャルがある。このため、本県の特徴を活かし、需給両面で地域を挙げた一体的・集中的な取り組みを行い、グリーンバイオ産業群の形成と循環型環境社会の実現等を行い、地域経済の活性化と地域雇用の創造を図るものである。	行政機関によるバイオマスプラスチック製品等の優先調達等	バイオマスプラスチック製品等の一定的な需要を確保するため、行政機関による優先的な調達を行うとともに、愛知万博等のイベントや各種会議などにおいて積極的な利用を推進する。 この際、政府調達の実効的な推進を図るため、グリーン購入法第6条に基づく環境物品等の調達の基本方針2(2)別記に定める関係各品目ごとの「判断の基準」や「配慮事項」において、バイオマスプラスチック製品の利用を促進するための措置を講じる。	本支援措置により、行政機関によるバイオマスプラスチック製品等の利用を積極的に推進し、その需要の拡大を図る。
岡山県	岡山県	岡山グリーンバイオ・プロジェクト	地球温暖化防止等に繋がるバイオマスプラスチック等は、今後の有望分野として大変期待されているが、主に米国の依存した原料供給体制の問題、コスト、消費者の製品使用等の課題がある。岡山県は、中四国一の農業県であるとともに工業県として優れたものづくりの伝統を有し、我が国独自の高度のバイオ技術を持つ(株)林原など、日本でも数少ないバイオマスプラスチックの製造工程技術を備えた企業があり、水島地域をはじめ多様なプラスチック加工関連企業が集積するなど、植物由来のプラスチック製品生産を行う上で大きなポテンシャルがある。このため、本県の特徴を活かし、需給両面で地域を挙げた一体的・集中的な取り組みを行い、グリーンバイオ産業群の形成と循環型環境社会の実現等を行い、地域経済の活性化と地域雇用の創造を図るものである。	環境学習、識別マークの普及等によるグリーンバイオの啓蒙啓発	学校や生涯学習センター等での環境学習の推進、識別マークの普及拡大など、バイオマスプラスチック等の普及啓発や広報活動を推進する。	本支援措置により、バイオマスプラスチック製品等の利用に係る国民の環境意識や消費嗜好の向上等を図り、同製品等の利用拡大を図る。
岡山県	岡山県	岡山グリーンバイオ・プロジェクト	地球温暖化防止等に繋がるバイオマスプラスチック等は、今後の有望分野として大変期待されているが、主に米国の依存した原料供給体制の問題、コスト、消費者の製品使用等の課題がある。岡山県は、中四国一の農業県であるとともに工業県として優れたものづくりの伝統を有し、我が国独自の高度のバイオ技術を持つ(株)林原など、日本でも数少ないバイオマスプラスチックの製造工程技術を備えた企業があり、水島地域をはじめ多様なプラスチック加工関連企業が集積するなど、植物由来のプラスチック製品生産を行う上で大きなポテンシャルがある。このため、本県の特徴を活かし、需給両面で地域を挙げた一体的・集中的な取り組みを行い、グリーンバイオ産業群の形成と循環型環境社会の実現等を行い、地域経済の活性化と地域雇用の創造を図るものである。	バイオマスプラスチックの食品容器等の再商品化義務の適用除外	元来カーボンニュートラルで地球環境に優しい植物由来のバイオマスプラスチック利用の食品容器等について、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく容器包装の再商品化義務を適用除外にする。	本支援措置により、生分解性等の性質故に比較的使用期間の短い製品利用に適した植物由来のバイオマスプラスチックの食品容器等への活用を、積極的に推進する
岡山県	岡山県	岡山グリーンバイオ・プロジェクト	地球温暖化防止等に繋がるバイオマスプラスチック等は、今後の有望分野として大変期待されているが、主に米国の依存した原料供給体制の問題、コスト、消費者の製品使用等の課題がある。岡山県は、中四国一の農業県であるとともに工業県として優れたものづくりの伝統を有し、我が国独自の高度のバイオ技術を持つ(株)林原など、日本でも数少ないバイオマスプラスチックの製造工程技術を備えた企業があり、水島地域をはじめ多様なプラスチック加工関連企業が集積するなど、植物由来のプラスチック製品生産を行う上で大きなポテンシャルがある。このため、本県の特徴を活かし、需給両面で地域を挙げた一体的・集中的な取り組みを行い、グリーンバイオ産業群の形成と循環型環境社会の実現等を行い、地域経済の活性化と地域雇用の創造を図るものである。	バイオエタノールの精製所等の供給設備の整備に対する支援	バイオエタノールの精製所やガソリンスタンド等におけるバイオエタノールの利用・供給に必要な設備の整備に対し支援(補助、政策金融等)する。	本支援措置により、バイオエタノールの生産拡大と利用の積極的な推進を図る。
岡山県	岡山県	岡山グリーンバイオ・プロジェクト	地球温暖化防止等に繋がるバイオマスプラスチック等は、今後の有望分野として大変期待されているが、主に米国の依存した原料供給体制の問題、コスト、消費者の製品使用等の課題がある。岡山県は、中四国一の農業県であるとともに工業県として優れたものづくりの伝統を有し、我が国独自の高度のバイオ技術を持つ(株)林原など、日本でも数少ないバイオマスプラスチックの製造工程技術を備えた企業があり、水島地域をはじめ多様なプラスチック加工関連企業が集積するなど、植物由来のプラスチック製品生産を行う上で大きなポテンシャルがある。このため、本県の特徴を活かし、需給両面で地域を挙げた一体的・集中的な取り組みを行い、グリーンバイオ産業群の形成と循環型環境社会の実現等を行い、地域経済の活性化と地域雇用の創造を図るものである。	自動車燃料としてのバイオエタノールの普及拡大に係る措置検討	米国で行われているような、国内バイオマスを用いたバイオエタノールの精製そのものに対する補助やバイオエタノールの使用に対する優遇税制(ガソリン税の適用除外)等を検討する。	本支援措置により、国内バイオマスを用いたバイオエタノール生産や利用の普及拡大を図る。
岡山県	岡山県	岡山グリーンバイオ・プロジェクト	地球温暖化防止等に繋がるバイオマスプラスチック等は、今後の有望分野として大変期待されているが、主に米国の依存した原料供給体制の問題、コスト、消費者の製品使用等の課題がある。岡山県は、中四国一の農業県であるとともに工業県として優れたものづくりの伝統を有し、我が国独自の高度のバイオ技術を持つ(株)林原など、日本でも数少ないバイオマスプラスチックの製造工程技術を備えた企業があり、水島地域をはじめ多様なプラスチック加工関連企業が集積するなど、植物由来のプラスチック製品生産を行う上で大きなポテンシャルがある。このため、本県の特徴を活かし、需給両面で地域を挙げた一体的・集中的な取り組みを行い、グリーンバイオ産業群の形成と循環型環境社会の実現等を行い、地域経済の活性化と地域雇用の創造を図るものである。	バイオエタノール製造残渣のバイオマスプラスチックへの活用促進	バイオエタノール製造事業における残渣(リグニン)の活用の幅を広げるため、バイオマスプラスチックへの使用可能性等を研究する。	本支援措置により、バイオエタノール製造事業における残渣の有効活用を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
岡山県	岡山県	ITフロンティア岡山の創造	岡山情報ハイウェイと地域公共ネットワーク等を活用し、平成18年度までに全県域的なIPv6ネットワークを構築するとともに、国のモデル事業等を積極的に誘致するなど、IPv6・電子タグに関する施策を集中的に展開し、ITベンチャーの育成、県内IT企業のIPv6産業化、IPv6産業クラスターの形成を推進し、地域経済の活性化、雇用の増大を図る。	IPv6に係る施策の集中	総務省のIPv6移行モデル策定のための実証実験の岡山での実施、最先端の研究開発テストベッドネットワークの研究開発拠点の岡山での整備、岡山IPv6検証評価センターの拡充	IPv6・電子タグに関する第一人者を始め、大学、メーカー、通信事業者で構成するコンソーシアムを平成16年度に設立し、産学官が連携して、次世代技術の開発・普及を進め、ITベンチャー、県内IT企業のIPv6産業化等を推進し、地域経済の活性化と雇用の拡大を図る。
岡山県	岡山県	ITフロンティア岡山の創造	岡山情報ハイウェイと地域公共ネットワーク等を活用し、平成18年度までに全県域的なIPv6ネットワークを構築するとともに、国のモデル事業等を積極的に誘致するなど、IPv6・電子タグに関する施策を集中的に展開し、ITベンチャーの育成、県内IT企業のIPv6産業化、IPv6産業クラスターの形成を推進し、地域経済の活性化、雇用の増大を図る。	電子タグの活用実証実験棟の連携	来年度新たに総務省が行う「電子タグの高度利活用技術に関する研究開発の推進」及び経済産業省が行う「電子タグ等の導入を通じた革新的な産業システムの確立」の事業を、岡山で両省が連携して実施。	IPv6・電子タグに関する第一人者を始め、大学、メーカー、通信事業者で構成するコンソーシアムを平成16年度に設立し、産学官が連携して、次世代技術の開発普及を進め、ITベンチャー、県内IT企業のIPv6産業化等を推進し、地域経済の活性化と雇用の拡大を図る。
岡山県	岡山県	ITフロンティア岡山の創造	岡山情報ハイウェイと地域公共ネットワーク等を活用し、平成18年度までに全県域的なIPv6ネットワークを構築するとともに、国のモデル事業等を積極的に誘致するなど、IPv6・電子タグに関する施策を集中的に展開し、ITベンチャーの育成、県内IT企業のIPv6産業化、IPv6産業クラスターの形成を推進し、地域経済の活性化、雇用の増大を図る。	国庫補助で整備した地域公共ネットワークの全面開放	総務省の地域イントラネット基盤施設整備事業、広域的な地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業、地域インターネット導入促進事業により整備した地域公共ネットワークを、ラストワンマイルの整備に活用できるよう、民間通信事業者に無条件に開放。	地域公共ネットワークを活用して民間通信事業者によるCATV、DSL、無線LANなどの事業展開を推進することにより、高速インターネットカバー率100%を早期に実現し、全県域におけるIPv6網の整備を促進する。
岡山県	岡山県	ノーマライゼーション推進型地域統合ケア構想	ノーマライゼーションの理念に基づき、高齢者、障害者(身体・知的・精神)、子どもといった幅広い対象者について、地域住民の生活に密着した利用しやすい施設において、地域住民の参加と利用者相互のふれあいを活かした効果的な統合ケアを促進する。	デイサービスにおける「専従職員」・「専用設備」規制の緩和	介護保険制度、障害者支援費制度及び精神障害者福祉制度に基づく各デイサービスにおける「専従職員」及び「専用設備」の規制を緩和し、地域の多様なニーズに対応する統合ケアを上記各制度の助成対象とするとともに、高齢者、障害者(身体・知的・障害)、子どもといった幅広い対象者について、地域住民の参加と利用者相互のふれあいを活かした効果的な統合ケアを促進する。	介護保険制度、障害者支援費制度及び精神障害者福祉制度に基づく各デイサービスにおける「専従職員」及び「専用設備」の規制を緩和し、地域の多様なニーズに対応する統合ケアを上記各制度の助成対象とするとともに、高齢者、障害者(身体・知的・障害)、子どもといった幅広い対象者について、地域住民の参加と利用者相互のふれあいを活かした効果的な統合ケアを促進する。
岡山県	岡山県	マイクロものづくり岡山の創成	対象地域は、アSEMBリー企業や機械金属系の基盤的技術産業の一大集積地であるが、生産拠点の海外展開等のため長期不振が続く、集積全体の機能低下が懸念されている。このため、医療・バイオ関連等の先端分野をはじめ、幅広い分野で大きな需要が期待できる「ナノ」、「マイクロ」、「精密」、「ファイン」をキーワードに先進のものづくりを可能にするため、マイクロものづくりの拠点機能の整備・強化を進める。併せて、関連企業群や先端技術の研究者、大学、研究機関等が連携する「マイクロものづくりネット」を構築し、「ものづくり」の高度化、新たな展開を図り岡山ブランドとして全国・世界に発信する。国からマイクロの技術開発に関連する集中的な支援を受けることで、新技術・新製品開発が短期間に効果的に進展し、「マイクロものづくり岡山」ブランドの確立が図られる。	国庫補助金等で取得した財産の目的外使用	補助金等により取得した財産については、公設試験研究機関の内部使用や特定の共同研究等での使用に制限されているが、施設や機器について、対象地域内においては参加団体・企業に限定して幅広い利用を認める。	国庫補助金等により取得した財産(施設、機器)について、マイクロものづくり岡山創成事業に参加する企業、大学による研究目的での使用を認める。企業が取得した財産については研究成果を活用した生産活動についても使用を認める。
岡山県	岡山県	マイクロものづくり岡山の創成	対象地域は、アSEMBリー企業や機械金属系の基盤的技術産業の一大集積地であるが、生産拠点の海外展開等のため長期不振が続く、集積全体の機能低下が懸念されている。このため、医療・バイオ関連等の先端分野をはじめ、幅広い分野で大きな需要が期待できる「ナノ」、「マイクロ」、「精密」、「ファイン」をキーワードに先進のものづくりを可能にするため、マイクロものづくりの拠点機能の整備・強化を進める。併せて、関連企業群や先端技術の研究者、大学、研究機関等が連携する「マイクロものづくりネット」を構築し、「ものづくり」の高度化、新たな展開を図り岡山ブランドとして全国・世界に発信する。国からマイクロの技術開発に関連する集中的な支援を受けることで、新技術・新製品開発が短期間に効果的に進展し、「マイクロものづくり岡山」ブランドの確立が図られる。	地方のニーズに基づいた研究拠点の整備	地域の産業特性や技術シーズを踏まえて実用化を目指した研究を進め、当該地域の産業界へ技術移転する機能を有する国家レベルの公設試験研究機関の支所的機能を地方に持たせるために研究員の派遣を行う。	県の現有の人的資源では取り組めないマイクロものづくりに関するより高度な研究開発事業を実施する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
岡山県	岡山県	マイクロものづくり岡山の創成	対象地域は、アセンブリー企業や機械金属系の基盤的技術産業の一大集積地であるが、生産拠点の海外展開等のため長期不振が続き、集積全体の機能低下が懸念されている。このため、医療・バイオ関連等の先端分野をはじめ、幅広い分野で大きな需要が期待できる「ナノ」、「マイクロ」、「精密」、「ファイン」をキーワードに先進のものづくりを可能にするため、マイクロものづくりの拠点機能の整備・強化を進める。併せて、関連企業群や先端技術の研究者、大学、研究機関等が連携する「マイクロものづくりネットワーク」を構築し、「ものづくり」の高度化、新たな展開を図り岡山ブランドとして全国・世界に発信する。国からマイクロの技術開発に関連する集中的な支援を受けることで、新技術・新製品開発が短期間に効果的に進展し、「マイクロものづくり岡山」ブランドの確立が図られる。	各種施策の集中と連携	国・県・市町村が一体となった施策の集中投入により、短期間で大きな成果を上げることを目指す。 地域結集型共同研究事業の採択 産業クラスター計画(中国地域機械産業新生プロジェクト)による支援 地域新生コンソーシアム研究開発事業等の優先採択	ものづくり企業群の集積を活かし、マイクロをキーワードに、産学官が連携する「マイクロものづくりネットワーク」を構築し、ものづくりの高度化を進め、精密で技術力の高い産業群を育成する。 マイクロものづくり企業ネットワークの構築 企業群のネットワーク化を図る。 マイクロものづくり支援ネットワークの構築 地域の行政、産業支援機関、金融機関 大学等により、マイクロものづくり企業群を支える支援ネットワークを構築する。 マイクロものづくりセンターの設置 工業技術センター内に地域に開放されたマイクロものづくりセンターを整備する。 研究開発の推進 産学官の連携により、大型の研究開発を推進する。 (県単独事業) ・夢づくり・オンリーワン企業育成支援事業
岡山県	岡山県	条件不利地域における地域資源を生かした農村再生	岡山の農山村の素晴らしい自然条件を生かしながら、農山村地域を総合的な産業・交流拠点として発展を図るため、企業参入をはじめ、農地の一層の有効活用や新規就農者の確保等による地域農業の一層の活性化、都市住民との交流の活発化、さらには、生産から流通・販売までの農林水産業の総合産業化を図り、地域再生につなげていくこととする。	株式会社等の農業参入の促進	構造改革特区で認められている株式会社等による農地の借り受けを、本提案に係る地域に拡大する。	構造改革特区で認められている株式会社等による農地の借り受けを、本提案に係る地域に拡大する。
岡山県	岡山県	条件不利地域における地域資源を生かした農村再生	岡山の農山村の素晴らしい自然条件を生かしながら、農山村地域を総合的な産業・交流拠点として発展を図るため、企業参入をはじめ、農地の一層の有効活用や新規就農者の確保等による地域農業の一層の活性化、都市住民との交流の活発化、さらには、生産から流通・販売までの農林水産業の総合産業化を図り、地域再生につなげていくこととする。	地ビール、地ワイン等の製造に係る規制緩和・権限移譲	構造改革特区で認められている濁酒に係る最低製造数量基準の緩和措置を地ビール・地ワイン等へも拡大する。又は、最低製造数量基準以下でも酒造免許を受けることができることとし、その許可権限を都道府県知事に移譲する。	構造改革特区で認められている濁酒に係る最低製造数量基準の緩和措置を地ビール・地ワイン等へも拡大する。又は、最低製造数量基準未満でも酒造免許を受けることができることとし、その許可権限を都道府県知事に移譲することにより、農家の収益が増加するとともに、新たな観光資源となることが期待できる、
岡山県	岡山県	条件不利地域における地域資源を生かした農村再生	岡山の農山村の素晴らしい自然条件を生かしながら、農山村地域を総合的な産業・交流拠点として発展を図るため、企業参入をはじめ、農地の一層の有効活用や新規就農者の確保等による地域農業の一層の活性化、都市住民との交流の活発化、さらには、生産から流通・販売までの農林水産業の総合産業化を図り、地域再生につなげていくこととする。	各種生産機械・施設等の整備に係る補助基準の緩和	国庫補助事業の補助の対象は、「農業用機械施設補助の整理合理化通知」により、中山間地域等の経営規模に適した「中型の農業機械」や「果樹棚」、「ハウス」は補助対象外になっているが、条件不利地域における農業振興上、不可欠な施設であり、これを補助対象とすること。 また、生産振興総合対策事業について、採択基準のハードルが高く、地域の実情に応じた機動的、効果的な事業実施が困難であるので、基準を緩和するとともに弾力的な運用を行うこと。	地域に見合った中型の田植機やコンバイン等の導入による水田を中心とした集落営農組織の育成や、初期投資が大きく農家負担の大きいピオーネ等に対する果樹棚等の助成による収益性の高い園芸農業の振興を図ることにより、魅力ある農業が展開され、中山間地域等における多様な農家の共存や地域農村社会の維持・活性化、就農などの雇用創出が期待できる。
岡山県	岡山県	条件不利地域における地域資源を生かした農村再生	岡山の農山村の素晴らしい自然条件を生かしながら、農山村地域を総合的な産業・交流拠点として発展を図るため、企業参入をはじめ、農地の一層の有効活用や新規就農者の確保等による地域農業の一層の活性化、都市住民との交流の活発化、さらには、生産から流通・販売までの農林水産業の総合産業化を図り、地域再生につなげていくこととする。	新規就農者への住宅整備に対する助成	新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領の事業種目別基準のうち、助成対象施設等に「新規就農者向け住宅」を追加する。	市町村等が、新規就農者向けに貸し付ける住宅を整備する場合、その経費の一部を助成するよう、新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領の事業種目別基準のうち、助成対象施設等に「新規就農者向け住宅」を追加する。
岡山県	岡山県	条件不利地域における地域資源を生かした農村再生	岡山の農山村の素晴らしい自然条件を生かしながら、農山村地域を総合的な産業・交流拠点として発展を図るため、企業参入をはじめ、農地の一層の有効活用や新規就農者の確保等による地域農業の一層の活性化、都市住民との交流の活発化、さらには、生産から流通・販売までの農林水産業の総合産業化を図り、地域再生につなげていくこととする。	新規就農者及び雇用法人への支援	1 営農開始には多額の初期投資が必要となり、さらには経営安定には数年かかるため、円滑な就農に向けた研修費(月額15万円程度)支給に対して、農林水産省の新規就農支援事業の補助対象とする。 2 従業員を雇用した事業主(農業も同様)へは、厚生労働省の助成措置(地域雇用開発促進助成金)があるが、零細な農業法人に対しては、天候の影響が大きい農業の特異性を考慮し、支給対象期間を現行の6ヶ月から12ヶ月に、また支給率を1/4から1/3に支給内容の拡充を図る。	1 岡山県では、毎年100人の新規就農者の確保・育成をめざして、各地で就農相談を実施するとともに、就農希望者に対し先進的農家での研修を実施し、研修期間中は研修生に対し月額15万円を県単独で支給しているが、国庫補助対象となることにより、より多くの研修生への支給が可能となる。 2 農業法人が従業員を雇用した場合の厚生労働省の助成措置(地域雇用開発促進助成金)について、支給対象期間が現行の6ヶ月から12ヶ月に、また支給率が1/4から1/3に支給内容の拡充が図られることにより、地域雇用の創出が期待できる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
岡山県	岡山県	おかやま木質バイオマス産業クラスター整備構想	新たな雇用の創出と木質バイオマスの利活用を図るため、16年度県が先駆的に木質新素材製造事業実現化調査の実施対象としている真庭・津山地域において、豊富にある木質バイオマス資源の有効利用が早期に図られるよう国における研究開発の推進やプラントの建設促進、原材料の安定供給等総合的な支援を行う。	技術開発の強力な推進	リグニン・セルロース相分離や分離成分の製品化等の技術開発に対する支援	現在林野庁が実施している木質資源循環利用技術開発事業等によるリグニン・セルロース相分離技術や分離成分の製品化の技術開発に対して一層強力な支援が必要である。
岡山県	岡山県	おかやま木質バイオマス産業クラスター整備構想	新たな雇用の創出と木質バイオマスの利活用を図るため、16年度県が先駆的に木質新素材製造事業実現化調査の実施対象としている真庭・津山地域において、豊富にある木質バイオマス資源の有効利用が早期に図られるよう国における研究開発の推進やプラントの建設促進、原材料の安定供給等総合的な支援を行う。	プラントの建設促進	木質新素材製造プラントを建設する民間企業に対する支援	木質新素材製造プラントを民間企業が建設する事業について、地域を特定して、モデル的に国庫補助対象とする支援が必要である。
岡山県	岡山県	おかやま木質バイオマス産業クラスター整備構想	新たな雇用の創出と木質バイオマスの利活用を図るため、16年度県が先駆的に木質新素材製造事業実現化調査の実施対象としている真庭・津山地域において、豊富にある木質バイオマス資源の有効利用が早期に図られるよう国における研究開発の推進やプラントの建設促進、原材料の安定供給等総合的な支援を行う。	原材料の安定供給	新たなバイオマス産業創出のための利用目的で収集される木質バイオマスの収集・輸送に対する支援	林地、製材所から発生する林地残材や製材廃材をストックヤードまで収集・輸送する経費に対して、地域内に限定して国庫補助できる制度を創設することが必要である。
岡山県	岡山県	おかやま木質バイオマス産業クラスター整備構想	新たな雇用の創出と木質バイオマスの利活用を図るため、16年度県が先駆的に木質新素材製造事業実現化調査の実施対象としている真庭・津山地域において、豊富にある木質バイオマス資源の有効利用が早期に図られるよう国における研究開発の推進やプラントの建設促進、原材料の安定供給等総合的な支援を行う。	バイオマス製品の利用推進	バイオマス製品の利用推進を図るための支援(税制の優遇措置等)	割高となるバイオマス製品と競合する製品価格との差額について、国民全体で負担するシステムを構築する必要がある。例えば地域内で生産されたエタノールを混入したガソリンの場合は石油関係税の軽減等が考えられる。
岡山県	川相勝	超強力生命活性物質で作る果実による人材育成	地球上で生きている総ての命は希少元素によって保証されています。希少元素が不足すると命に問題が生じます。平成の日本人は絶対不可欠の希少元素が極度に不足しているため、随所で問題を起こしています。しかしながら、バランスとサイズの点で人工的に補う事は出来ません。そこで登場したのが超強力生命活性物質です。人類史上初めての事です。この物質はありとあらゆる命を元気にします。命の質を高め、生殖能力を劇的に向上します。果実を介して人々に入り、人々を元気にします。人々は問題を起こさなくなります。始め地域が、そして全域が再生されます。	超強力生命活性物質とその成果の科学的検証	当該地域の再生構想は生命活動に係る事ですから、安全が第一です。害の無いことが絶対です。検証しつつ、慎重に進めなくてはなりません。特に食に対する不安が広がっている今日、安全の確認は不可欠です。しかしながら、私達は科学的検証機関を持っていません。そこで政府に御願いたしたいのです。当再生構想への支援措置は信頼出来る検証機関での科学的検証を御願致します。可能なら京都大学を希望します。	超強力生命活性物質はありとあらゆる植物を活性化し、植物を介して動物を元気にします。数多くの実験の結果、ぶどうとトマトの栽培がもっとも有効です。ぶどうを一反、トマトを一反予定しています。 ぶどう 植付 一坪に10本 一反で3千本 収穫 一本に5房 一反で1万5千房 トマト 植付 一坪に20本 一反で6千本 収穫 一本に30個 一反で18万個  支援措置が得られるなら、販売が促進されると考えています。
岡山県	財団法人水島地域環境再生財団	よみがえれ、水島のまち 水島再生プラン	地域再生にとっては、公害の防止、自然環境の再生は前提条件であり、まずそのために現行法の活用や行政による基準の上乗せによって居住地域と工場地域との間に大きな緑地帯を設ける。また、八間川等親水・レクリエーションの空間を整備する。併せて、住民の移転と中小企業の移転集約(工場団地整備)によって都市内の適正配置を図る。医療・福祉の分野では、高齢者の安全、快適な暮らしを保証するための施設整備を進める。公共交通機関を拡大し、より市民に利用し易いものとする。ことによって、人的移動を活性化させる。環境保全では、海底ゴミの適正処理のための制度の確立と、行政間の連携を強化する。また、NOXについて旧環境基準に引き戻すとともに、その他の化学物質についても基準値を設定する。行政・企業・市民のパートナーシップ強化のために、懇談会等の定期的な開催を目指す。	自然環境回復のための法整備	緑地面積20%以上、環境施設25%以上とした現在の工場立地法に加えて、県・市による上乗せ基準を設置する等によって、緑地を確保・整備し市民の憩いの場とするとともに安全の確保にも役立つ。また、水島地域の中心を流れる八間川を緑豊かな親水空間とし、周辺の建築物もそれに合わせたデザインを取り入れることで、調和の取れた緑のまちを目指す。そのために道路を始めとする不要不急の公有地の市民による活用を促進する。管理にあたっては、市民が自主的に行なえる体制をつくる。	水島地域内にあるコンビナートと居住地域との間にある緩衝緑地帯は国道430号線の中央にあり市民にとっては危険で利用しづらいものである。そこで、車線数を減少し、緑地帯を拡大することによって市民の安全をはかるとともに、範囲を児島から高梁川まで延長することで、緑のシンボルストリートとして整備する。水島の中央を流れる八間川も両側1車線づつを削減し、自然工法を活用した河川とし、ゆとりある親水型の緑陰道路を整備する。これを生かした環境学習の推進も図る。これらの管理、運営は、地域住民に委託をすることとし、そのための補助を行政が行う。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
岡山県	財団法人水島地域環境再生財団	よみがえれ、水島のまち島再生プラン	<p>地域再生にとっては、公害の防止、自然環境の再生は前提条件であり、まずそのために現行法の活用や行政による基準の上乗せによって居住地域と工場地域との間に大きな緑地帯を設ける。また、八間川等親水・レクリエーションの空間を整備する。併せて、住民の移転と中小企業の移転集約(工場団地整備)によって都市内の適正配置を図る。</p> <p>医療・福祉の分野では、高齢者の安全、快適な暮らしを確保するための施設整備を進める。</p> <p>公共交通機関を拡大し、より市民に利用し易いものとする。環境保全では、海底ゴミの適正処理のための制度の確立と、行政間の連携を強化する。また、NOXについて旧環境基準に引き戻すとともに、その他の化学物質についても基準値を設定する。</p> <p>行政・企業・市民のパートナーシップ強化のために、懇談会等の定期的な開催を目指す。</p>	多業種中小企業の活性化及び連携による地域産業再生	水島コンビナート地域に多様な業種にわたる中小企業の誘致を図り、その立地を促進する。そのために、コンビナート内の遊休地等を整理し、工場団地を新たに建設する。中小企業の多くは、地域と密着した産業であり、その活性化と地域内での相互の連携を強化することによって地域内での雇用促進、賑わいを取り戻すことに繋がる。	これまで、水島をはじめとする巨大コンビナート地域では、素材供給型の単純な産業が主流を占めていた。しかしながら、社会情勢の多様化、グローバル化が進んだ今日においては、行き詰まりを見せている。そこで、水島地域においても、これまでの産業とも関連を持った多様な中小企業を積極的に誘致する。そのために、大規模工場等の整理縮小に伴う遊休地等を活用して、多業種中小企業による工場団地を建設する。
岡山県	財団法人水島地域環境再生財団	よみがえれ、水島のまち島再生プラン	<p>地域再生にとっては、公害の防止、自然環境の再生は前提条件であり、まずそのために現行法の活用や行政による基準の上乗せによって居住地域と工場地域との間に大きな緑地帯を設ける。また、八間川等親水・レクリエーションの空間を整備する。併せて、住民の移転と中小企業の移転集約(工場団地整備)によって都市内の適正配置を図る。</p> <p>医療・福祉の分野では、高齢者の安全、快適な暮らしを確保するための施設整備を進める。</p> <p>公共交通機関を拡大し、より市民に利用し易いものとする。環境保全では、海底ゴミの適正処理のための制度の確立と、行政間の連携を強化する。また、NOXについて旧環境基準に引き戻すとともに、その他の化学物質についても基準値を設定する。</p> <p>行政・企業・市民のパートナーシップ強化のために、懇談会等の定期的な開催を目指す。</p>	高齢者・公害患者福祉のための施設整備	デイケアセンター、ケアハウスの設置を促進することにより、高齢者が医療・生活面から安心して暮らせるまちづくりを目指す。医療・福祉関係の業種では、慢性的な人手不足が深刻であり、現行の医療保険制度をより事業者が活用しやすいものにする。また、人材育成の拡充、雇用の促進に対する支援措置を充実し、より充実したサービスの提供を可能にする。	ケアハウスでは、高齢者の日常生活をサポートすることによって就業等のその他の活動を保証するものであり、高齢者の1人暮らしが増加傾向にある今後において非常に重要な施設である。その建設・整備を促進することによって、高齢者に住みよいまちづくりを進め、地域の活性化をはかる。
岡山県	財団法人水島地域環境再生財団	よみがえれ、水島のまち島再生プラン	<p>地域再生にとっては、公害の防止、自然環境の再生は前提条件であり、まずそのために現行法の活用や行政による基準の上乗せによって居住地域と工場地域との間に大きな緑地帯を設ける。また、八間川等親水・レクリエーションの空間を整備する。併せて、住民の移転と中小企業の移転集約(工場団地整備)によって都市内の適正配置を図る。</p> <p>医療・福祉の分野では、高齢者の安全、快適な暮らしを確保するための施設整備を進める。</p> <p>公共交通機関を拡大し、より市民に利用し易いものとする。環境保全では、海底ゴミの適正処理のための制度の確立と、行政間の連携を強化する。また、NOXについて旧環境基準に引き戻すとともに、その他の化学物質についても基準値を設定する。</p> <p>行政・企業・市民のパートナーシップ強化のために、懇談会等の定期的な開催を目指す。</p>	水島臨海鉄道の延伸を中心とした公共交通網の再構築	乗合バス路線の事業に市民団体も参加しやすいように規制を緩和することによって、より市民の視点に立ったバス路線の整備を図る。また、鉄道線路の拡充にあたっては企業敷地内の線路の使用を認めることによってより低予算で路線の延伸を可能とする。一定区間(例えば、国道430号線以北の水島地域)をディーゼル車の進入禁止にすることによって、鉄道貨物の使用を促進するとともに、淹環境改善にも資することができる。	水島臨海鉄道をJR児島駅及び新倉敷駅まで延伸し、接続することによって地域内の鉄道交通による連絡を改善する。また、それに伴い一定区間のディーゼル車の侵入を禁止するなどトラック輸送を規制することによって環境的にもよりクリーンな鉄道輸送の利用を促進する。人的輸送の面では、枝葉交通としての乗合バスも整備し、より市民に利用しやすい公共交通を促進する。これらによって、温暖化問題を始める地域環境の回復も望まれる。
岡山県	財団法人水島地域環境再生財団	よみがえれ、水島のまち島再生プラン	<p>地域再生にとっては、公害の防止、自然環境の再生は前提条件であり、まずそのために現行法の活用や行政による基準の上乗せによって居住地域と工場地域との間に大きな緑地帯を設ける。また、八間川等親水・レクリエーションの空間を整備する。併せて、住民の移転と中小企業の移転集約(工場団地整備)によって都市内の適正配置を図る。</p> <p>医療・福祉の分野では、高齢者の安全、快適な暮らしを確保するための施設整備を進める。</p> <p>公共交通機関を拡大し、より市民に利用し易いものとする。環境保全では、海底ゴミの適正処理のための制度の確立と、行政間の連携を強化する。また、NOXについて旧環境基準に引き戻すとともに、その他の化学物質についても基準値を設定する。</p> <p>行政・企業・市民のパートナーシップ強化のために、懇談会等の定期的な開催を目指す。</p>	海底ゴミの減量化に向けた行政支援	海底ゴミの行政上の処理責任を明確化し、その処分にあたっては補助を行うことによって海底環境の改善に資することを目的とする。また、瀬戸内海のように複数県がまたがった地域では、特に責任の所在がわかりにくいいため、各市町村も含めた横断的な対策協議会を設置することで、総合的な対策が見込まれる。	廃掃法等にも記載されていない海底ゴミの処理責任を明確にするとともに、海底ゴミの処分に対して、漁師・民間ボランティアへの補助を整備する。これまで、その処分にあたり、自己負担であったためにほとんど対策が取られなかったが、各自自治体負担とすることで、その進展を図る。横断的な連絡組織をつくることで総合的な対策を取ると同時に、海底ゴミの分布等基礎的なデータの収集も見込まれる。
岡山県	財団法人水島地域環境再生財団	よみがえれ、水島のまち島再生プラン	<p>地域再生にとっては、公害の防止、自然環境の再生は前提条件であり、まずそのために現行法の活用や行政による基準の上乗せによって居住地域と工場地域との間に大きな緑地帯を設ける。また、八間川等親水・レクリエーションの空間を整備する。併せて、住民の移転と中小企業の移転集約(工場団地整備)によって都市内の適正配置を図る。</p> <p>医療・福祉の分野では、高齢者の安全、快適な暮らしを確保するための施設整備を進める。</p> <p>公共交通機関を拡大し、より市民に利用し易いものとする。環境保全では、海底ゴミの適正処理のための制度の確立と、行政間の連携を強化する。また、NOXについて旧環境基準に引き戻すとともに、その他の化学物質についても基準値を設定する。</p> <p>行政・企業・市民のパートナーシップ強化のために、懇談会等の定期的な開催を目指す。</p>	行政・企業・市民によるパートナーシップの構築活動	行政・企業・市民のパートナーシップの構築を目的とした定期的な懇談会、あるいは説明会を開催する。また、それらの会合で提起された意見を政策に反映させやすいように、行政内部を横断的に統括する組織を設立する。その部署に提案を持ち込むことによって行政内各部署との調整を行い、政策に反映、もしできない場合もその説明責任を果たす。	行政内部に、市民からの提案・要望を受け付けるとともに、それを内部で横断的に検討し、対策を講じる組織を設立する。市民の側とは定期的に(年数回)の懇談会を開催することによって意見交換、政策に対する相互理解を深め、パートナーシップの構築を進める。将来的には企業も巻き込んだものとする。
岡山県	財団法人水島地域環境再生財団	よみがえれ、水島のまち島再生プラン	<p>地域再生にとっては、公害の防止、自然環境の再生は前提条件であり、まずそのために現行法の活用や行政による基準の上乗せによって居住地域と工場地域との間に大きな緑地帯を設ける。また、八間川等親水・レクリエーションの空間を整備する。併せて、住民の移転と中小企業の移転集約(工場団地整備)によって都市内の適正配置を図る。</p> <p>医療・福祉の分野では、高齢者の安全、快適な暮らしを確保するための施設整備を進める。</p> <p>公共交通機関を拡大し、より市民に利用し易いものとする。環境保全では、海底ゴミの適正処理のための制度の確立と、行政間の連携を強化する。また、NOXについて旧環境基準に引き戻すとともに、その他の化学物質についても基準値を設定する。</p> <p>行政・企業・市民のパートナーシップ強化のために、懇談会等の定期的な開催を目指す。</p>	環境基準値の設定に基づく地域環境の再生	1978年に0.02ppmから0.04~0.06ppmと3倍に緩和されたNO2の基準値を旧基準に引き上げるとともに、その他の化学物質についても、適正な基準値を設け、企業にその遵守を徹底させる。基準値の設定にあたっては、濃度規制でなく、総量規制とし、第3者機関による定期的な検査とその公表も義務付ける。	水島地域は、かつての激甚な大気汚染公害の被害地域であることを考慮して、他地域以上の環境基準の規制強化が必要である。NO2の環境基準値を旧基準に引き上げるのみでなく、それにさらに上乗せした基準値の設定を行う。その他の化学物質についても、専門家による検討委員会等によって協議し、適正と思われる数値にさらに上乗せした値で適用する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
広島県	瀬戸田町	柑橘類を利用した機能性原料供給ビジネス化構想 - 広島でしかできないビジネスモデルを目指して -	柑橘を中心とした農業を特色とする瀬戸田町において、産業活性化による地域再生を図るため、広島でしかできないビジネスモデルとして、地域資源である特産品(グリーンレモン、八朔、甘夏などの利用)と、広島拠点の企業の原料抽出技術、産業支援機関との連携支援体制等の活用により、今後新ビジネスとして期待されている機能性食品、予防医薬などの原料となる有用物質を原料供給するためのビジネスの創出を目指す。このため、農業振興と交流促進を目的として世界の柑橘(600品種)を集めた「シトラスパーク瀬戸田」を、補助金を活用して整備した施設(農業体験実習施設等)を、産学官研究施設及び加工施設にリニューアルすることにより、新産業創出機能も有する地域再生拠点として整備する。	補助金施設の目的外使用の認容 民間企業が補助金施設等を管理・利用できる規制緩和	地域資源活用による産学官連携機能性商品原料供給ビジネス化構想の実現のため、補助金施設の目的外利用の認容 (農業体験実習施設を研究施設、地域食材供給施設を加工施設などとして利用)	農業体験実習施設を研究施設、地域食材供給施設を加工施設などとして利用(補助金施設の目的外利用の認容)することにより、次の事業を実施し地域再生を図る。 シトラスパークの再生 ・世界中の柑橘が植栽されている(600品種)という特異性は、有用成分の探索・研究、機能性原料提供ビジネス拠点に最適で、研究施設、原料製造工場を併設する。(英国に同様の植物エキス販売会社の事例がある) 地域資源活用によるブランド化戦略と地域振興 ・グリーンレモンという地域資源を中心に機能性素材の開発を図れば、原料供給はもとより、知名度アップ、付加価値化、ブランド化が図れ、地域所得向上に貢献できる。 地域資源活用型ニュービジネスの確立 ・将来のニュービジネスとして期待度の高い機能性商品ビジネスの中では、原料を握ることにより有利なビジネスが展開できる可能性がある。機能性というキーワードと世界中の柑橘資源を集めた地域資源をベースに、ニュービジネスを確立することができる。
広島県	東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	合併に伴い、既存ストックを最大限活用しつつ、集中的な投資を行い、都市機能の再編成を行うため、規制緩和や自治体の裁量権の拡大を提案するもの。	合併に伴う施設の利用目的変更に関する適正化法の規制緩和	適正化法、同施行令及び交付規則等の制限を緩和もしくは一部撤廃。	旧自治体単位で計画的に整備されていた既存の施設・設備を、合併後の新市において、新たな計画のもとで利用目的を変更するなどして新たな役割を位置付ける。
広島県	東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	合併に伴い、既存ストックを最大限活用しつつ、集中的な投資を行い、都市機能の再編成を行うため、規制緩和や自治体の裁量権の拡大を提案するもの。	合併に伴う施設の利用目的変更に関する公民館の利用規制の緩和	社会教育法の一部規制緩和。	公民館においても、営利を目的とする活動が可能となるよう規制を緩和し、住民が利用しやすいようにする。
広島県	東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	合併に伴い、既存ストックを最大限活用しつつ、集中的な投資を行い、都市機能の再編成を行うため、規制緩和や自治体の裁量権の拡大を提案するもの。	情報通信基盤の民間への譲渡	適正化法、同施行令及び交付規則等の制限を緩和もしくは一部撤廃。	平成15年3月31日付けで、総務大臣の交付決定を受けた『地域情報化モデル事業交付金事業eまちづくり交付金(本市事業名「東広島市「お試しベンチャー」インフラシステム」事業)』の、事業期間満了後の運営方法のあり方について、将来にわたって行政が継続的に所有し運営管理せず、自由な活用ができるよう民間所有とする。
広島県	東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	合併に伴い、既存ストックを最大限活用しつつ、集中的な投資を行い、都市機能の再編成を行うため、規制緩和や自治体の裁量権の拡大を提案するもの。	民間等資金の借入先の規制緩和	民間等資金の借り入れ先の対象を拡大。	民間等資金の借入先として財産区や民間企業などから直接借りることができるようにするなど、より有利な財政運営を行うことができるよう自治体の裁量を拡大する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
広島県	東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	合併に伴い、既存ストックを最大限活用しつつ、集中的な投資を行い、都市機能の再編成を行うため、規制緩和や自治体の裁量権の拡大を提案するもの。	起債対象事業の拡大	起債について、ITに関してはソフト事業も対象となるよう対象事業を拡大。	地方財政法は、新たな社会資本を整備するための制度で、現在の需要が高い、IT関連の社会資本整備に係る費用には適していない制度となっているため、こうした事業に対応できるように起債対象事業の拡大、充当率等の制限の緩和を行う。
広島県	東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	合併に伴い、既存ストックを最大限活用しつつ、集中的な投資を行い、都市機能の再編成を行うため、規制緩和や自治体の裁量権の拡大を提案するもの。	国の各地方機関の行政管轄区域の統一	市内における国の各地方機関の行政管轄区域の統一の方針の決定と統一までの期限の設定。	合併に伴う新域内で行政管轄区域を統一することの政府の方針決定を求めるとともに、これが迅速に行われるために期限の設定を行う。
広島県	東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	合併に伴い、既存ストックを最大限活用しつつ、集中的な投資を行い、都市機能の再編成を行うため、規制緩和や自治体の裁量権の拡大を提案するもの。	国合同庁舎建設のための省庁間の調整	各地方機関の合同庁舎の早期建設のための各省庁間の調整。	各地方機関の施設・敷地の狭隘化の解消を図るため、中心市街地への合同庁舎建設。
広島県	三次市	市町村合併時の新市まちづくりを早期に実現	官民連携による地域開発の総事業期間を短縮し、事業効果の早期発現を図るためには、事業区域全体の用地取得を確実なものとしておく必要がある。このため、「地域活性化の目的で官民の連携開発事業を推進する場合」については、課税の特例が適用されるよう、土地収用法での公共事業の適用範囲の拡大及び租税特別措置法施行規則の特掲事業の範囲の拡大を提案するものである。また、都市周辺部における郊外型開発行為の計画から実現までの期間短縮のため、農地法に定められている県農業会議への意見聴取条項の廃止を提案する。	土地収用法の適用範囲の拡大	土地収用法第3条に定める(土地を収容し、又は使用することができる事業)公共事業の範囲に「地域活性化の目的で官民が連携して事業を推進する場合」を追加することにより、市又は土地開発公社が事業用地を取得する場合、土地収用法の適用を可能とする。	三次駅周辺について、市が先行して用地を取得し、民間活力主導により、JR三次駅、バスターミナル、駐車場を一体的に整備するとともに、アミューズメント施設、飲食・物販施設、高規格マンション等を併設した若者が集える空間を創出し、新三次市のエントランスであるJR三次駅前の「にぎわい」を創出する。 駅周辺整備事業スケジュールは、平成16年度事業計画及び事業規模の検討・三次駅前複合施設の整備手法の決定・用地取得。平成17年度用地取得・事業実施方針の公表・事業者の募集。平成18・19年度実施設計。19年度造成工事。平成20・21年度建設工事。
広島県	三次市	市町村合併時の新市まちづくりを早期に実現	官民連携による地域開発の総事業期間を短縮し、事業効果の早期発現を図るためには、事業区域全体の用地取得を確実なものとしておく必要がある。このため、「地域活性化の目的で官民の連携開発事業を推進する場合」については、課税の特例が適用されるよう、土地収用法での公共事業の適用範囲の拡大及び租税特別措置法施行規則の特掲事業の範囲の拡大を提案するものである。また、都市周辺部における郊外型開発行為の計画から実現までの期間短縮のため、農地法に定められている県農業会議への意見聴取条項の廃止を提案する。	租税特別措置法施行規則の適用範囲の拡大	租税特別措置法施行規則第14条第7項第3号イの特掲事業に「地域活性化の目的で官民が連携して事業を推進する場合」を追加することにより、市又は土地開発公社が事業用地を取得する場合、租税特別措置法施行規則の適用を可能とする。	三次駅周辺について、市が先行して用地を取得し、民間活力主導により、JR三次駅、バスターミナル、駐車場を一体的に整備するとともに、アミューズメント施設、飲食・物販施設、高規格マンション等を併設した若者が集える空間を創出し、新三次市のエントランスであるJR三次駅前の「にぎわい」を創出する。 駅周辺整備事業スケジュールは、平成16年度事業計画及び事業規模の検討・三次駅前複合施設の整備手法の決定・用地取得。平成17年度用地取得・事業実施方針の公表・事業者の募集。平成18・19年度実施設計。19年度造成工事。平成20・21年度建設工事。
広島県	三次市	市町村合併時の新市まちづくりを早期に実現	官民連携による地域開発の総事業期間を短縮し、事業効果の早期発現を図るためには、事業区域全体の用地取得を確実なものとしておく必要がある。このため、「地域活性化の目的で官民の連携開発事業を推進する場合」については、課税の特例が適用されるよう、土地収用法での公共事業の適用範囲の拡大及び租税特別措置法施行規則の特掲事業の範囲の拡大を提案するものである。また、都市周辺部における郊外型開発行為の計画から実現までの期間短縮のため、農地法に定められている県農業会議への意見聴取条項の廃止を提案する。	農地転用時の県農業会議へ意見聴取の廃止	農地法4条・5条の県知事の許可権限を市長に移譲した場合に、定められている県農業会議への意見聴取条項の廃止。	中国縦貫自動車道三次インターチェンジや三次運動公園・公立三次病院・広島三次ワイナリー・美術館(建設中)が集中する酒屋地区は、新市においても行政・文化拠点として各種公共施設等を誘導し新しいまちづくり行なう中核ゾーンであり、地理的好条件により民間開発が集中している。最近では大型小売店舗の進出計画もあり、こうした民間開発計画が速やかに実行に移せるよう農地転用手続期間を短縮するため、県知事の許可権限を市長に移譲を受けようとするが、その場合に農地法4条・5条に定められているの県農業会議の意見聴取条項を廃止しようとするものである。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
広島県	大竹市	大竹港港湾地域の再生	<p>岩国・大竹コンビナートは日本で最初の石油化学コンビナートとして形成され、わが国経済の高度成長をリードする役割を果たしてきたが、近年では経済の国際化の中で国際競争力の低下に苦しんでいる。しかし、大竹工業団地の企業は、これまでに培ってきた技術力により先進的製品を開発することによって、現在のところ海外企業に対して圧倒的な優位性を持つ製品を開発し、積極的な展開が期待できる企業もあるなど、将来的にも大きな潜在力を持つといえる。</p> <p>これらの企業の競争力を高める為に県・市を挙げて大竹港東栄地区の港湾整備事業を行っている。現在大竹港は不開港である為、物量コストは多額となっておりその競争力に影響を与えているが、至近に存在する門司税関岩国支署の弾力的運用を可能にし、開港とすれば企業の国際競争力をより高めることができる。</p>	大竹港の開港及び、税関管轄の弾力的運用	大竹港東栄地区港湾整備事業完成と同時に開港とし、至近距離にある門司税関岩国支署の弾力的運用を実施することにより、入港手続きができるようにする。	大竹港を開港とし、税関の管轄を神戸税関から門司税関に移管して、地理的に至近の山口県岩国市にある門司税関岩国支署の管轄とする。このことにより、大竹港の後背地にある大竹工業団地の企業の輸出入に係る経費は大幅に軽減できる。
広島県	広島県	行政サービスの民間開放による地域の新たなビジネス機会等の創出	行政サービスについて、積極的に民間参入の拡大を推進し、雇用と市場の拡大による活力ある地域社会の実現を目指す。	国の指定統計調査業務(法定受託事務)の委託等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の指定統計業務に係る国庫委託費について、民間に対する業務委託経費等への流用等が図れるように制度改正すること。</li> <li>・また、指定統計調査に関する業務についても、民間において実施できるよう制度改正すること。</li> </ul>	国の指定統計調査業務について、民間等への委託を推進。(新たなビジネス機会や雇用機会の創出などの効果)
広島県	広島県	行政サービスの民間開放による地域の新たなビジネス機会等の創出	行政サービスについて、積極的に民間参入の拡大を推進し、雇用と市場の拡大による活力ある地域社会の実現を目指す。	特定計量器の検定業務の委託の推進	特定計量器の検定業務の委託を推進するため、知事が検定指定機関を独自に指定できるように計量法を改正すること。	特定計量器の検定業務について、民間等への委託を推進。(新たなビジネス機会や雇用機会の創出などの効果)
広島県	広島県	行政サービスの民間開放による地域の新たなビジネス機会等の創出	行政サービスについて、積極的に民間参入の拡大を推進し、雇用と市場の拡大による活力ある地域社会の実現を目指す。	電気工事士の免状交付業務の委託の推進	電気工事士の免状交付業務について、知事の判断で民間等への事務委託が可能になるよう電気工事士法を改正すること。	電気工事士の免状交付業務について、民間等への委託を推進。(新たなビジネス機会や雇用機会の創出などの効果)
広島県	広島県	行政サービスの民間開放による地域の新たなビジネス機会等の創出	行政サービスについて、積極的に民間参入の拡大を推進し、雇用と市場の拡大による活力ある地域社会の実現を目指す。	県営住宅の管理業務の指定管理者制度の導入の推進	県営住宅の管理について、指定管理者制度の導入が可能となるよう、国(国土交通省)において、同制度の導入の適否について早急に整理すること。	県営住宅の管理について、指定管理者制度を導入。(新たなビジネス機会や雇用機会の創出などの効果)
広島県	広島県	行政サービスの民間開放による地域の新たなビジネス機会等の創出	行政サービスについて、積極的に民間参入の拡大を推進し、雇用と市場の拡大による活力ある地域社会の実現を目指す。	公営住宅等に係るPFI事業の推進	PFI方式により整備する施設の国庫補助対象事業について、国庫債務負担行為の措置を講じるとともに、買取りにあたり分割支払いを可能とすること	PFI事業により公営住宅等をBOT方式で実施。買取りは数年にわたり分割して支払う。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
広島県	広島県	行政サービスの民間開放による地域の新たなビジネス機会等の創出	行政サービスについて、積極的に民間参入の拡大を推進し、雇用と市場の拡大による活力ある地域社会の実現を目指す。	P F I の積極的活用	・国庫補助事業を P F I 事業として実施するに当たり、その手法の如何を問わず、従来の場合と同様の財政支援策を講じること。 ・また、特定の用途に限定された公共施設用地として国庫補助事業で取得した土地にその補助の目的外の民間収益施設を合築することが可能とすること。	公共施設等の整備等について、P F I 方式の円滑な導入及び最も効果的・効率的な P F I 事業手法の採用を可能にするため、B T O 等の手法を問わず採用可能な国庫補助事業とする。 公共施設と民間収益施設の複合施設を設置可能とすることにより、一層の民間活用の推進を図る。
広島県	広島県廿日市市	安心して暮らせるまちづくり(合併効果が実感できる安心で快適なまちづくり)	指定通所介護事業所における知的障害者及び障害児の相互利用を可能とし、デイサービスの利用により在宅障害者の社会参加を図る。	指定通所介護事業所において、知的障害者及び障害児のデイサービスの相互利用を可能にする。	指定通所介護事業所における知的障害者及び障害児の相互利用を認める。	相互利用を実施することにより、過疎地における在宅支援の充実を図る。
広島県	広島県廿日市市	安心して暮らせるまちづくり(合併効果が実感できる安心で快適なまちづくり)	地区指定する交通不便地区において地区住民が助け合いながら有償で地区住民を自家用車で運送することができるようにする。	交通不便地区での地区住民による有償運送を可能にする。	交通不便地区において、地区住民が助け合いながら有償で地区住民を運送することができるようにし、当該地区住民の経済活動を促進するために、運送事業の制度改正を行う。	地区住民が自ら地区住民を有償で運送できる地区を指定し、住民活動として認定する。
広島県	呉市	(仮称)広市民センター建設事業	JR呉線の新広駅周辺地区には総合病院、大学、工業団地等が存し、駅前に集中している公共施設(支所、公民館等)を中心としたまちづくりを計画している。また、市町村合併により東方面に広がる市域の中で、本市東部地域の拠点にふさわしい新たな機能を導入した公共施設が必要となっている。したがって、新広駅前の公共施設等を集約し機能を向上させた拠点施設を建設し、地域住民の利便性の向上を図るとともに周辺地域の民間開発を促進するよう計画しているが、既存施設に係る国庫補助金の返還義務免除を得ることにより事業実施が容易になる。	「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用免除	地域活性化の核となる公共施設の建て替えに当たり、既存施設の供用期間が一定期間を経過し、新たな施設が既存施設に比べ機能面での向上が見込まれ、なおかつ国庫補助金の交付を受けずに建設する場合には、既存施設の建設時に交付された国庫補助金の返還義務を免除していただきたい。 併せて国庫補助金を財源に建設した公共施設の財産処分制限期間見直しの検討をお願いする。	国庫補助金の返還義務の免除(効果...概算) 青年教育センター：6,250千円 武道場：3,300千円 保健所：未定
広島県	カルビー株式会社中四国カンパニー(日本ポテトチップ協会)	加工用生馬鈴薯の限定的輸入と加工の可能性の実証と実現	植物防疫法により生馬鈴薯の輸入は事実上できないことになっている。このため日本国内では端境期における生馬鈴薯の貯蔵と加工に多大なコストとエネルギーを費やしてポテトチップスなどのスナック原料の確保と市場への商品の供給を行っている。さらには量的な過不足は商品の供給の不安を招き流通市場の混乱を生んでいる。		輸入禁止の海外産地からの生馬鈴薯の輸入とその馬鈴薯を使った国内加工を可能とする法令の改訂とその手続き・処置に関する体制の整備	特定地域・施設における輸入・貯蔵・加工を可能とする特例処置(隣接の広島県農産物流通加工事業共同組合にて当社の国内産生馬鈴薯の貯蔵)(弊社広島西工場で国内産生馬鈴薯の加工)
広島県	(株)ケーブル・ジョイ	キオスク端末(住民向けまちかど端末)利用による地域情報提供及び交流	キオスク端末による公開画面に民間企業の広告を掲載する事により地元企業の活性化につなげる	キオスク端末の有効利用	地域の基幹産業の再生	キオスク端末による公開画面に民間企業の広告を掲載する事により地元企業の活性化につなげる

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
広島県	NPO法人シンクバンク研究所、広島国際大学PFI研究会	PFI・PPP方式の地域統合型新給食システムでの地域活性化策<呉地域モデル>	自治体への権限委譲により、非効率だった官制の給食市場を開放し統合することで、スケールメリットを得て、PFI・PPPスキームによるプロジェクトファイナンスで内外からの民間投資を促し、地域経済の再生を図る。給食市場ではHACCP等高度な食品管理技術・IT・物流産業の振興・雇用促進で、集積している重厚長大産業の開発技術や、既に整備されたコクーン等のITインフラを活用し、食文化教育・健康管理教育のプログラムを開発し、新産業の育成を図る。多様な日本食調理対応可能でスケール対応可能な地域統合型新調理(クックチル・セントラルキッチン)システムを利用し、厳密な温度管理のもと、効率的な調理を計画的に行い、安全性が高く、おいしい、ローコストな給食を提供しよう、という提案である。	呉地域における官制市場の新調理給食サービスの民間開放	1) 文部科学省の学校給食の衛生基準権限を呉市に移譲する。2) 厚生労働省の私立保育所の衛生基準権限を呉市に移譲する。3) 防衛施設局内の食事を呉市に外部委託する。	1) 文部科学省関連：学校給食の衛生基準管理、コストダウン、食教育システムの総合開発 2) 厚生労働省関連：保育所の衛生基準管理、在宅高齢者向け給食システムの衛生管理 3) 内閣府関連：防衛施設の給食サービス管理。などの事業が総合的に見えるよう管理権限を呉市に委譲し、官制給食サービス市場の開放と統合で、市場の再構築を行い、PFI・PPP手法によりSPC設立と民間新調理給食サービスの会社の設立を行う。給食サービス事業開始を平成17年度とする。
広島県	パーキテック株式会社	災害時に備えを持つ地域避難施設の充実と活性化プロジェクト	災害時に避難場所となる小中学校の施設の機能面を充実させることで、電気・水・食糧・トイレなどを避難場所において自給できるようにする。平常時にも設備を利用しながら児童のみへの給食施設から老人ホーム・病院・企業等、近隣地域にも供給できるような給食施設作りをめざす。具体的には自家発電設備を設置して、あわせて電力会社からの電源供給からも供給できる2系列の電源を確保して緊急時に備え、電源のみで調理できる電化厨房設備をもった給食施設での設備有効利用することによる衛生管理の行き届いた製品を近隣地域にも販売する。プールなどの水を再度上水として利用し、トイレや洗浄などの水には中水処理した水を利用する施設を完備しておくプロジェクト。	ディーゼル発電機による自家発電電源供給設備導入	ディーゼル発電機 180KW 2基を電力会社と系統連携させて、自家発電設備運転休止の際にも電力会社から電源が供給できるよう設備する。自家発電は燃料である重油の価格が変動するリスク並びに機器のメンテナンスが専門家でないとうまくいかないといった問題点があるが、分散型発電電熱供給契約をすることでそのリスクがなくなり、かつ2系統電源供給が可能な施設として安心して災害避難場所として利用できるようにする。この電源で、水・食糧・上水処理・中水処理を滞りなく行える備えを持つようにする。	災害時に避難場所となる、例えば学校の施設を充実させる。ひとつは、地域電力の給電がストップした時でも自家発電設備による電源供給ができる2系列の電源を持ち、災害時などのときでも運用可能な施設とする。
広島県	パーキテック株式会社	災害時に備えを持つ地域避難施設の充実と活性化プロジェクト	災害時に避難場所となる小中学校の施設の機能面を充実させることで、電気・水・食糧・トイレなどを避難場所において自給できるようにする。平常時にも設備を利用しながら児童のみへの給食施設から老人ホーム・病院・企業等、近隣地域にも供給できるような給食施設作りをめざす。具体的には自家発電設備を設置して、あわせて電力会社からの電源供給からも供給できる2系列の電源を確保して緊急時に備え、電源のみで調理できる電化厨房設備をもった給食施設での設備有効利用することによる衛生管理の行き届いた製品を近隣地域にも販売する。プールなどの水を再度上水として利用し、トイレや洗浄などの水には中水処理した水を利用する施設を完備しておくプロジェクト。	学校給食施設の民間への利用手続の簡素化	学校給食施設は児童の給食のみに利用できる施設となっているがそのために利用率が給食のある日の午前中に限られ利用率が非常に低い。学校給食施設の施設利用率をあげ、児童への給食のみならず、広く一般の販売もすることにより初期投資の償却をはやめると共に、地域雇用にも貢献できる運営を行う。また災害時などにもご飯などの調理ができるための設備として利用できるようにする。	災害時などにもご飯などの調理ができるための設備として電気のみでも調理できる電化厨房設備、特に炊飯設備をもった給食施設とし稼働率を上げ雇用促進と製品販売をする。
広島県	パーキテック株式会社	鶏糞サマールリサイクルシステムの構築	鶏糞をサマールリサイクルの燃料として、鶏糞の処理費用の削減とエネルギーの創出および安全でクリーンな養鶏場の支援に役立てる。	廃掃法では鶏糞は産業廃棄物と見なされ、処理能力200kg/h以上または火格子面積2m2以上とされているが、バイオマスエネルギーである鶏糞をサマールリサイクルすなわちボイラーの燃料として扱う。	鶏糞をボイラーの燃料として利用する場合、現在は廃掃法による焼却施設として扱われ、処理能力200kg/h(飼養10万羽相当)以上は県の許可事項となっているが、容易に許可が得られず施設の設置が困難となっている。これを自家用に限り1,000kg/h(飼養50万羽相当)の鶏糞の処理できるサマールリサイクルが可能になるよう支援措置を得る。	鶏糞をサマールリサイクルの自家用燃料とすることにより、鶏糞処理費用の削減と下記有効な熱の利用を行う。 〔具体的設備〕生鶏糞50t/日(飼養50万羽相当)燃料用乾燥鶏糞24t/日(排ガス及び排蒸気により乾燥) ボイラー蒸気量2.5t/h 蒸気タービン150kw
山口県	下関市	下関港湾物流サービス機能円滑化構想	下関港における外貨貨物の輸送体制の充実を図るため、現在年中無休の通関業務に合わせて、動植物検疫業務及び食品検査業務についても、日・祝日の検査体制を整備していただくことにより、全国の下関港利用者の多様なニーズに対応可能な港のフルオープン体制を整え、下関港の利便性の向上を図る。	動植物検疫及び食品検査の年中無休検査体制の確保	下関港を利用する貨物は、少し割高な輸送コストを負担しても、スピードを要求する貨物が多く、本港の荷主等は一刻も早く確実に当該貨物を目的地へ運びたい希望を持っている。現在、下関港において通関業務は年中無休の体制が整備されているものの、日・祝日に植物・動物・食品の検査が出来ないため、日・祝日に入港する船舶の貨物は通関が出来ないため、利用に制限を受けている。こうした荷主等のニーズに応えられるよう、365日年中無休の検査業務体制を整備していただくことにより、下関港を利用する外貨貨物の増大、関連企業への経済波及効果が期待できる。	海上輸入貨物の植物・動物・食品に関する検疫についても、税関と同様に日・祝日の対応をしていただくことにより、下関港における外貨貨物について年中無休の即日通関を可能とする。
山口県	下関市	下関市ウォーターフロント地区観光移動円滑化構想	関門海峡の自然的資源に恵まれた下関市では、平成14年以降の新水族館や民間商業施設などウォーターフロント沿いの施設整備が一気に進み、官民一体の観光キャンペーン、対岸の門司レトロ地区との連携強化に努める中、NHK大河ドラマ「武蔵」の放映から「新選組」「義経」と追い風が吹く。今後は平成15年度実施の都市再生モデル調査との整合性を図りつつ、旧所名跡と食材を愉しむ従来型の観光パターンから、下関市ならではの健康体感、関門海峡の大自然を満喫できる海峡沿いの遊歩道や公園等を整備し、時間をかけた散策でゆとりと癒しの要素が加味できるようゆったり型観光モデル地区の形成を図る。念願の本事業の実現には国の支援措置が不可欠であり、地域再生構想により観光立市「下関」の地域活性化を図る。	観光客の移動円滑化のための施策の集中・連携等の支援	JR下関駅から唐戸周辺、火の山公園にかけて実施中の都市再生モデル調査の検討結果を踏まえ、規制となる事項及び施策の集中・連携が必要となる事項についての各般の支援措置をお願いしたい。	都市再生モデル調査の検討結果を受けて、実施すべき事業の規制となる事項及び施策の集中・連携が必要となる事項について支援をお願いしたい。例えば、パノラマ遊歩道を整備する場合、海岸沿いの幅員狭小の区域においては海岸を埋め立てて用地を確保する必要があるが下記の規制が想定される。(想定される例) ・海岸保全区域の指定 ・自然公園法上の規制 ・海岸の埋立手続 など

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
山口県	山口県	コンビナートにおける水の協働構想	国内でも有数のコンビナート地帯である周南地域及び宇部・小野田地域において、渇水時における工業用水の企業間融通を円滑に行うことにより、地域内企業の生産性の向上を図る。	渇水時における工業用水の企業間融通	渇水時において、工業用水事業法第3条第2項に基づく経済産業大臣の許可(企業が工業用水を供給する事業を行う場合に必要な許可)を要することなく、事業者の判断により企業間融通を行えるようにする。	渇水時において、事業者(工業用水事業を営む地方公共団体)の判断により地域内における工業用水の企業間融通を円滑に行うことにより、地域内企業の生産性を向上させる。
山口県	周防大島自然体感クラブ	特別NPO法人設立プロジェクト	行政機能のうち、地域振興部門をNPO法人に委託し、民間の立場で経済活性化のためのマネジメントやベンチャービジネスの試行など、地域経済力の向上を目指した事業を展開し、新産業創出や雇用拡大などに結びつけようというものである。	NPO法の改正	行政の地域振興部門を受託するNPOを「特別NPO法人」と認定する規定を設けると共に、NPO法における役員報酬に関する規定及び収益事業に関する規定を改正し、職業として成り立つ体力のあるNPOをつくることで、社会的な役割を明確にさせる。	行政機能のうち、地域振興部門をNPO法人に委託し、民間の立場で経済活性化のためのマネジメントやベンチャービジネスの試行など、地域経済力の向上を目指した事業を展開し、新産業創出や雇用拡大などに結びつけようというものである。
徳島県	徳島県	バイオマス燃料を活用した徳島県の製材業・木工業の再生	製材業者・木工業者が、自らの生産工程で生じたバイオマス燃料を活用して、製品の乾燥や密着などボイラー熱源とする場合に限り、廃棄物処理法上「燃料として自ら利用するもの」として取り扱う(別紙2参照)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令及び関連通知の見直し	製材業者・木工業者が自らの生産工程で生じたバイオマス燃料を、木屑焚きボイラーなどにより、自らの生産工程における製品の乾燥や密着などに必要な熱供給を行う場合に限り、廃掃法上、こうしたバイオマス燃料を「燃料として自ら利用するもの」として取り扱う。	製材業者・木工業者の生産工程で生じるバイオマス燃料を、製材業者・木工業者の生産工程における製品の乾燥や密着に必要な熱供給を行う木屑焚きボイラーなどの設備の熱源として活用する。これにより、製材業・木工業の生産コストが減少する(二酸化炭素の排出量の抑制により地球温暖化防止にも貢献する)。(別紙3参照)
香川県	宇多津町	宇多津臨海部活性化構想	当町におきましては、町域の約4分の1に及び区域において職・住近接のまちづくりを、土地区画整理事業の事業手法に求め進めてきました。これまでの間、新たな定住人口は約6千人を超え、企業や事業所などの進出を觀る中で都市化の進展を觀ていますが、長引く景気の低迷によりその度合いは着実に鈍化しています。魅力ある都市の経営(運営)や活性化には再投資が必要であると考え都市と海辺が近接している利点を踏まえ、海岸線整備や臨海公園の「道の駅」としての機能アップという観点から地域の新たな賑わいの創出について取り組みたいと考えています。これらの所期の目的を達成するために、公園事業や工業再配置促進事業(現産業再配置補助金)における補助金や地方債要件の改善(緩和)措置について、下記の全面的支援をお願いいたします。 受入済みの補助金や地方債の繰り上げ償還措置を無くする。 一定年限を経過した施設におけるリニューアルのための補助金や地方債制度の確立	補助金要件の改善と国庫補助制度の利便性の向上	この近隣公園内には、産業(工業)再配置補助金(旧通産省)をもらって建設した宇多津町産業資料館があるが、リニューアルするには残存価額に見合う補助金返還を求められる。また、公園のリニューアルについても補助(国交省)を受けるには修繕程度の変更でなければならない。時代のニーズに対応するにはあまりにもきびすぎる内容であり、今後地域再生(活性化)を進めて行くうえで改善(緩和)措置を講じられたい。	現在検討中である海岸環境整備事業と並行に公園や公園施設のリニューアルを考えている。また、この公園は、国交省の道の駅の指定も受けており地域の活性化や観光客の利便性の向上のため、産業資料館の増改築を行ない施設の充実を図っていく。また、施設の運営管理を民間委託し雇用の創出を図っていく。
香川県	香川県	かがわ中山間地域活性化構想	観光農園や農村レストランなど、新農業部門の経営拡大に取り組む農業生産法人等に対する農業改良資金の貸付要件の緩和。 香川県内に住所を有する者が「さぬきうどん」の原料となる小麦「さぬきの夢2000」を栽培する場合、面積などに制限されず農地の賃借ができるよう、農地法の要件の緩和。 県内市町長への農地転用許可事務の移譲を進めていく上で4haを超える農地の転用許可事務の農林水産大臣(農政局長)からの知事への権限移譲と、2haを超え4ha以下の農地の転用に係る農林水産大臣(農政局長)への協議の廃止。 野生鳥獣によって農作物の被害を受けている農業者が、自己の所有地で、特定の狩猟具により特定の加害鳥獣を捕獲する場合の狩猟免許の免除。	農業改良資金の貸付要件の緩和	観光農園や農村レストランなど、新農業部門の経営拡大に取り組む農業生産法人等に対する農業改良資金の貸付要件の緩和	国の「農業改良資金制度運用基本要綱」において、農業改良措置として「新たな農業部門の経営の開始」が認められているが、農業生産法人等が新たに農村レストランを行う場合に、通常は原材料として当該農業生産法人が生産する農産物を2分の1以上使用することが要件であるが、例外的に特区内の農産物を利用する場合は貸付可能とする。
香川県	香川県	かがわ中山間地域活性化構想	観光農園や農村レストランなど、新農業部門の経営拡大に取り組む農業生産法人等に対する農業改良資金の貸付要件の緩和。 香川県内に住所を有する者が「さぬきうどん」の原料となる小麦「さぬきの夢2000」を栽培する場合、面積などに制限されず農地の賃借ができるよう、農地法の要件の緩和。 県内市町長への農地転用許可事務の移譲を進めていく上で4haを超える農地の転用許可事務の農林水産大臣(農政局長)からの知事への権限移譲と、2haを超え4ha以下の農地の転用に係る農林水産大臣(農政局長)への協議の廃止。 野生鳥獣によって農作物の被害を受けている農業者が、自己の所有地で、特定の狩猟具により特定の加害鳥獣を捕獲する場合の狩猟免許の免除。	農地法の要件緩和による「さぬきうどん」の振興	香川県内に住所を有する者が「さぬきうどん」の原料となる小麦「さぬきの夢2000」を栽培する場合、面積などに制限されず農地の賃借ができるよう、農地法の要件を緩和する。	県民ぐるみで「さぬきうどん」の原料となる小麦「さぬきの夢2000」を栽培し、全国的なブームとなった「さぬきうどん」にさらに親しむとともに、本県のイメージアップを図る。有休農地の利用促進、地域の活性化も併せて図ることができる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
香川県	香川県	かがわ中山間地域活性化構想	観光農園や農村レストランなど、新農業部門の経営拡大に取り組む農業生産法人等に対する農業改良資金の貸付要件の緩和。 香川県内に住所を有する者が「さぬきうどん」の原料となる小麦「さぬきの夢2000」を栽培する場合に、面積などに制限されず農地の賃借ができるよう、農地法の要件の緩和。 県内市町長への農地転用許可事務の移譲を進めていく上で4haを超える農地の転用許可事務の農林水産大臣(農政局長)からの知事への権限移譲と、2haを超え4ha以下の農地の転用に係る農林水産大臣(農政局長)への協議の廃止。 野生鳥獣によって農作物の被害を受けている農業者が、自己の所有地で、特定の狩猟具により特定の加害鳥獣を捕獲する場合の狩猟免許の免除。	鳥獣保護法の要件緩和による鳥獣被害の軽減	野生鳥獣によって農作物の被害を受けている農業者が、自己の所有地で、特定の狩猟具により特定の加害鳥獣を捕獲する場合の特例(はこわなを狩猟具に加え、捕獲可能期間を延長)を設ける。	農作物に被害を与える野生鳥獣の捕獲要件を緩和することにより、中山間地域の農業の振興と地域の活性化を図る。
香川県	香川県	かがわ中山間地域活性化構想	観光農園や農村レストランなど、新農業部門の経営拡大に取り組む農業生産法人等に対する農業改良資金の貸付要件の緩和。 香川県内に住所を有する者が「さぬきうどん」の原料となる小麦「さぬきの夢2000」を栽培する場合に、面積などに制限されず農地の賃借ができるよう、農地法の要件の緩和。 県内市町長への農地転用許可事務の移譲を進めていく上で4haを超える農地の転用許可事務の農林水産大臣(農政局長)からの知事への権限移譲と、2haを超え4ha以下の農地の転用に係る農林水産大臣(農政局長)への協議の廃止。 野生鳥獣によって農作物の被害を受けている農業者が、自己の所有地で、特定の狩猟具により特定の加害鳥獣を捕獲する場合の狩猟免許の免除。	農地転用許可事務の一元化	・4haを超える農地の転用許可事務の農林水産大臣(農政局長)から知事への移譲 ・2ha超4ha以下の農地の転用に係る農林水産大臣(農政局長)への協議の廃止	大規模開発事業に係る円滑、迅速な土地利用の調整 市町への農地法関係事務移譲の積極的推進
香川県	香川県	かがわ賑わい創出構想	香川県は、面積が狭く、県都高松を中心に一日周遊圏を形成している。また、瀬戸内海を中心として自然環境や歴史、文化、讃岐うどんなど観光資源に恵まれているが、近年の地域間競争の中で、多様化する観光ニーズに柔軟に対応することが課題となっている。そこで、県は、観光振興や賑わい創出を進める上で、選ばれる観光地になるためには、魅力ある観光資源の創造とともに、観光しやすい環境づくりが重要であることから、新たな再生支援策により、老舗観光地の賑わい再生、新しい魅力をもった観光資源の強化・創造、おもてなしの心、広域観光・国際観光の推進に一層努め、観光産業が総合産業である特性を生かし、県経済の活性化と雇用の拡大を実現し、香川の賑わい創出を図る。	観光客誘致のための定期観光バス事業の認可制度の緩和	一般旅客運送事業者等が、定期観光バス事業を行う際の、認可制度を届出制度に緩和する。	県外観光客の誘客を進め、魅力ある香川をPRするとともに、主要観光地間を県外観光客が安心して、観光地を巡る交通手段を確保するために定期観光バス路線の創設を容易にする。
香川県	香川県	かがわ賑わい創出構想	香川県は、面積が狭く、県都高松を中心に一日周遊圏を形成している。また、瀬戸内海を中心として自然環境や歴史、文化、讃岐うどんなど観光資源に恵まれているが、近年の地域間競争の中で、多様化する観光ニーズに柔軟に対応することが課題となっている。そこで、県は、観光振興や賑わい創出を進める上で、選ばれる観光地になるためには、魅力ある観光資源の創造とともに、観光しやすい環境づくりが重要であることから、新たな再生支援策により、老舗観光地の賑わい再生、新しい魅力をもった観光資源の強化・創造、おもてなしの心、広域観光・国際観光の推進に一層努め、観光産業が総合産業である特性を生かし、県経済の活性化と雇用の拡大を実現し、香川の賑わい創出を図る。	スクールバス・ボートを目的外使用する場合の承認要件の緩和	へき地児童生徒援助費等補助金に係るスクールバス・ボートの目的外使用について、住民以外の利用も可能とする。	スクールバス・ボートを児童・生徒の通学に支障のない範囲で、住民以外も利用できるようにすることにより、観光客の送迎やイベントに活用する。
香川県	香川県	かがわ賑わい再生構想	香川県は、面積が狭く、県都高松を中心に一日周遊圏を形成している。また、瀬戸内海を中心として自然環境や歴史、文化、讃岐うどんなど観光資源に恵まれているが、近年の地域間競争の中で、多様化する観光ニーズに柔軟に対応することが課題となっている。そこで、県は、観光振興や賑わい創出を進める上で、選ばれる観光地になるためには、魅力ある観光資源の創造とともに、観光しやすい環境づくりが重要であることから、新たな再生支援策により、老舗観光地の賑わい再生、新しい魅力をもった観光資源の強化・創造、おもてなしの心、広域観光・国際観光の推進に一層努め、観光産業が総合産業である特性を生かし、県経済の活性化と雇用の拡大を実現し、香川の賑わい創出を図る。	道路標識への民間大型観光施設等の記載項目の拡大	国道などの主要幹線に設置する道路標識等への記載が制限されている、民間大型観光施設や駅案内(琴電駅、運用上掲載されていない)を掲載するとともに、多彩な外国語表示を可能にし、道路案内を明確にする。	県内での観光、交流を促進させ、観光客にやさしいまちづくりを進めるために、現在規制されている道路標識への民間大型観光施設や駅案内を記載するとともに多彩な外国語表示を可能にし、観光客等が安心して、周遊することができるようにする。
香川県	香川県	かがわ賑わい創出構想	香川県は、面積が狭く、県都高松を中心に一日周遊圏を形成している。また、瀬戸内海を中心として自然環境や歴史、文化、讃岐うどんなど観光資源に恵まれているが、近年の地域間競争の中で、多様化する観光ニーズに柔軟に対応することが課題となっている。そこで、県は、観光振興や賑わい創出を進める上で、選ばれる観光地になるためには、魅力ある観光資源の創造とともに、観光しやすい環境づくりが重要であることから、新たな再生支援策により、老舗観光地の賑わい再生、新しい魅力をもった観光資源の強化・創造、おもてなしの心、広域観光・国際観光の推進に一層努め、観光産業が総合産業である特性を生かし、県経済の活性化と雇用の拡大を実現し、香川の賑わい創出を図る。	フィルムコミッション事業実施にかかる道路使用許可の迅速、簡素化	映像製作を行う際の、道路使用許可を簡素化するとともに、許可に係る日数を短縮させる。	本来、映像製作にあたり、もっとも時間と手間を要する道路等の使用許可申請を簡素化、迅速化させ、ロケの行いやすいまちをPRする。特に、香川ロケに際して、一度、使用許可された道路に関しては、リスト化することで、書類等の簡素化、許可の迅速化を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
香川県	香川県	かがわ賑わい創出構想	香川県は、面積が狭く、県都高松を中心に一日周遊圏を形成している。また、瀬戸内海を中心として自然環境や歴史、文化、讃岐うどんなど観光資源に恵まれているが、近年の地域間競争の中で、多様化する観光ニーズに柔軟に対応することが課題となっている。そこで、県は、観光振興や賑わい創出を進める上で、選ばれる観光地になるためには、魅力ある観光資源の創造とともに、観光しやすい環境づくりが重要であることから、新たな再生支援策により、老舗観光地の賑わい再生、新しい魅力をもった観光資源の強化・創造、おもてなしの心、広域観光・国際観光の推進に一層努め、観光産業が総合産業である特性を生かし、県経済の活性化と雇用の拡大を実現し、香川の賑わい創出を図る。	仮設建築物に関する規制の緩和	仮設建築物として利用できる期間を、現行の「1年以内」から「必要と認める期間」に拡大する。	賑わい創出のため、1年を越えて継続的にイベントを行う場合に、仮設建築物としてステージ等を設置することによって、常設の施設を設置、除却するよりも、イベント費用の軽減が図られ、より多くのイベントを実施する。
香川県	香川県	かがわ賑わい創出構想	香川県は、面積が狭く、県都高松を中心に一日周遊圏を形成している。また、瀬戸内海を中心として自然環境や歴史、文化、讃岐うどんなど観光資源に恵まれているが、近年の地域間競争の中で、多様化する観光ニーズに柔軟に対応することが課題となっている。そこで、県は、観光振興や賑わい創出を進める上で、選ばれる観光地になるためには、魅力ある観光資源の創造とともに、観光しやすい環境づくりが重要であることから、新たな再生支援策により、老舗観光地の賑わい再生、新しい魅力をもった観光資源の強化・創造、おもてなしの心、広域観光・国際観光の推進に一層努め、観光産業が総合産業である特性を生かし、県経済の活性化と雇用の拡大を実現し、香川の賑わい創出を図る。	訪日観光ビザの免除	本県においては台湾、韓国からの観光客の占めるウェイトが大きく、台湾、韓国からの来県に対し、ビザを免除する。	国の「外国人旅行者訪日促進戦略」の一環として実施される「ビジット・ジャパン・キャンペーン」にあわせ、海外からの観光客の誘客を促進するとともに、特に台湾、韓国等からの観光客誘致戦略として、PR活動、エージェントの招請活動、海外讃岐うどん店を活用した誘客事業を実施する。
香川県	香川県	かがわ賑わい創出構想	香川県は、面積が狭く、県都高松を中心に一日周遊圏を形成している。また、瀬戸内海を中心として自然環境や歴史、文化、讃岐うどんなど観光資源に恵まれているが、近年の地域間競争の中で、多様化する観光ニーズに柔軟に対応することが課題となっている。そこで、県は、観光振興や賑わい創出を進める上で、選ばれる観光地になるためには、魅力ある観光資源の創造とともに、観光しやすい環境づくりが重要であることから、新たな再生支援策により、老舗観光地の賑わい再生、新しい魅力をもった観光資源の強化・創造、おもてなしの心、広域観光・国際観光の推進に一層努め、観光産業が総合産業である特性を生かし、県経済の活性化と雇用の拡大を実現し、香川の賑わい創出を図る。	本四道路の通行料金の引き下げ	本四道路の通行料金を大幅に引き下げ、地域経済の活性化を図る	本四道路の通行料金を大幅に引き下げ、利用者の割高感を払拭することにより、本四間の交流を活発化させる。
香川県	香川県	かがわ賑わい創出構想	香川県は、面積が狭く、県都高松を中心に一日周遊圏を形成している。また、瀬戸内海を中心として自然環境や歴史、文化、讃岐うどんなど観光資源に恵まれているが、近年の地域間競争の中で、多様化する観光ニーズに柔軟に対応することが課題となっている。そこで、県は、観光振興や賑わい創出を進める上で、選ばれる観光地になるためには、魅力ある観光資源の創造とともに、観光しやすい環境づくりが重要であることから、新たな再生支援策により、老舗観光地の賑わい再生、新しい魅力をもった観光資源の強化・創造、おもてなしの心、広域観光・国際観光の推進に一層努め、観光産業が総合産業である特性を生かし、県経済の活性化と雇用の拡大を実現し、香川の賑わい創出を図る。	高速道路及び本四道路の料金設定におけるバスの車種区分の見直し	瀬戸大橋を経由して来県する場合において、バスのうち「乗車定員が30人以上のもの及び車両総重量8t以上で車長9m以上のもの」は、車種区分を「特大車」から、路線バスと同様に「大型車」とする。	バスの車種区分の見直しにより、通行料金の引き下げを行い、高速道路、瀬戸大橋の利用促進と、観光交流を活発化させる。
香川県	香川県	かがわ賑わい創出構想	香川県は、面積が狭く、県都高松を中心に一日周遊圏を形成している。また、瀬戸内海を中心として自然環境や歴史、文化、讃岐うどんなど観光資源に恵まれているが、近年の地域間競争の中で、多様化する観光ニーズに柔軟に対応することが課題となっている。そこで、県は、観光振興や賑わい創出を進める上で、選ばれる観光地になるためには、魅力ある観光資源の創造とともに、観光しやすい環境づくりが重要であることから、新たな再生支援策により、老舗観光地の賑わい再生、新しい魅力をもった観光資源の強化・創造、おもてなしの心、広域観光・国際観光の推進に一層努め、観光産業が総合産業である特性を生かし、県経済の活性化と雇用の拡大を実現し、香川の賑わい創出を図る。	高松空港の着陸料の軽減	高松空港に着陸する国際チャーター便の着陸料を空港管理規則の「7/10に軽減」を「1/2に軽減」に改正する。	国の「外国人旅行者訪日促進戦略」の一環として実施される「ビジット・ジャパン・キャンペーン」にあわせ、海外からの観光客の誘客を促進するとともに、特に台湾、韓国等からの観光客誘致戦略として、PR活動、エージェントの招請活動、海外讃岐うどん店を活用した誘客事業を実施する。
香川県	香川県	かがわ地域産業振興構想	長引く景気低迷等を背景に、工場の統合・再編や海外移転等による産業の空洞化が進行しており、これらの対応を含めた本県経済の持続的な発展・活性化が求められている。 このため、県においては、糖質バイオや環境分野などに重点を置きながら、産学官の連携を推進し、ベンチャーなど新規・成長産業を創出・育成するとともに、企業誘致も進めながら、産業の集積に努める。また、地域でがんばっている企業に対し、経営革新や技術革新を支援するとともに、本県の特性を生かした新製品の開発や販路開拓の積極的な支援を通じて、地域産業を活性化し、地域経済として自立できる地域内発型の経済活性化を図るものである。	地域の研究開発力強化のための外国人研究者集積促進	在留資格の拡大、在留期間の伸長 ・在留資格の拡大：在留資格「特定活動」に「研究成果を指導又は教育する活動」を追加 ・在留期間の伸長：5年 10年 特区特定事業「外国人研究者受入れ事業」の対象の拡大 ・研究分野を特定せず幅広い科学技術の分野を対象とする。 ・受入研究機関等について、地域再生計画区域の全ての企業及び機関に拡大	現在、本県では糖質バイオクラスター特区の「外国人研究者受入れ促進事業」を活用し、糖質バイオ分野の優れた外国人研究者の受け入れやすい環境を整備している。 今後、研究成果の事業化に相当期間の係る分野で外国人研究者が一層集積するよう、在留資格の拡大、在留期間の伸長を行なうとともに、糖質バイオ分野に限らず、ナノテク分野など新規成長が見込まれる幅広い分野についても外国人研究者の受け入れを促進できる環境を整備して優れた研究者を集積することで、地域の研究開発力を強化する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
香川県	香川県	かがわ地域産業振興構想	長引く景気低迷等を背景に、工場の統合・再編や海外移転等による産業の空洞化が進行しており、これらの対応を含めた本県経済の持続的な発展・活性化が求められている。 このため、県においては、糖質バイオや環境分野などに重点を置きながら、産学官の連携を推進し、ベンチャーなど新規・成長産業を創出・育成するとともに、企業誘致も進めながら、産業の集積に努める。また、地域でがんばっている企業に対し、経営革新や技術革新を支援するとともに、本県の特性を生かした新製品の開発や販路開拓の積極的な支援を通じて、地域産業を活性化し、地域経済として自立できる地域内発型の経済活性化を図るものである。	外国人研修生受入れ制度の拡充	受入れ可能研修生数の増員 (現行の2倍) 技能実習に係る在留期間の延長 (2年 3年)	外国人の研修生及び技能実習生の受入れ可能研修生数の増加、受入れ期間の延長により、研修生の技術・技能・知識の習得を充実したものにすることができる。
香川県	香川県	さぬき瀬戸内再生構想	香川県内の瀬戸内海の島々は、豊かな自然や風光明媚な景観に恵まれているが、交通基盤、医療施設など生活基盤が十分でないことに加え、過疎化、高齢化等の急激な進行により、地域活力の低下が懸念されている。 そこで、世界に誇る多島美、歴史を物語る名所旧跡、伝統芸能、豊かな海の幸、特産品のオリーブなど瀬戸内海や島々が有する地域資源を活かし、県独自の支援策に加え、既に認定されている「オリーブ振興特区」「瀬戸内海国際観光特区」「さぬき農村ふれあい特区」、そして、提案中の「しまたく特区」の積極的な活用と新たな再生支援策により、オリーブ等を活かした地域産業の再生・新ビジネスの創出や瀬戸内海ならではの水産業の振興、島ならではの観光の推進に一層努め、地域経済の活性化と雇用の創造を実現し、さぬき瀬戸内地域の再生を図る。	オリーブ加工設備の整備をオリーブ特区を活用した株式会社で行うための要件の緩和	農業経営総合対策事業(経営体質強化施設整備事業)の事業実施主体に「株式会社」を追加、但し利益が生じた場合は、相当額を返還	特区で認められた株式会社によるオリーブ栽培を一層推進し、加工までを一貫して行なうため、株式会社が、オリーブ加工設備を整備するものである。
香川県	香川県	さぬき瀬戸内再生構想	香川県内の瀬戸内海の島々は、豊かな自然や風光明媚な景観に恵まれているが、交通基盤、医療施設など生活基盤が十分でないことに加え、過疎化、高齢化等の急激な進行により、地域活力の低下が懸念されている。 そこで、世界に誇る多島美、歴史を物語る名所旧跡、伝統芸能、豊かな海の幸、特産品のオリーブなど瀬戸内海や島々が有する地域資源を活かし、県独自の支援策に加え、既に認定されている「オリーブ振興特区」「瀬戸内海国際観光特区」「さぬき農村ふれあい特区」、そして、提案中の「しまたく特区」の積極的な活用と新たな再生支援策により、オリーブ等を活かした地域産業の再生・新ビジネスの創出や瀬戸内海ならではの水産業の振興、島ならではの観光の推進に一層努め、地域経済の活性化と雇用の創造を実現し、さぬき瀬戸内地域の再生を図る。	地域定着種であるタケノコメバルの資源増大技術開発事業の採択要件の緩和	水産増養殖等振興対策費補助金(水産資源増殖ブランド・ニッポン推進対策事業)の採択基準において、「複数県にまたがる広域での資源増殖となるものを優先する」に、「県単での地域定着種の資源増殖によるしまの振興・活性化を図るもの」を追加。	資源が著しく減少し、幻の魚となっているタケノコメバルについて、種苗放流による資源増大を図るため、放流技術開発試験を実施する。
香川県	香川県	さぬき瀬戸内再生構想	香川県内の瀬戸内海の島々は、豊かな自然や風光明媚な景観に恵まれているが、交通基盤、医療施設など生活基盤が十分でないことに加え、過疎化、高齢化等の急激な進行により、地域活力の低下が懸念されている。 そこで、世界に誇る多島美、歴史を物語る名所旧跡、伝統芸能、豊かな海の幸、特産品のオリーブなど瀬戸内海や島々が有する地域資源を活かし、県独自の支援策に加え、既に認定されている「オリーブ振興特区」「瀬戸内海国際観光特区」「さぬき農村ふれあい特区」、そして、提案中の「しまたく特区」の積極的な活用と新たな再生支援策により、オリーブ等を活かした地域産業の再生・新ビジネスの創出や瀬戸内海ならではの水産業の振興、島ならではの観光の推進に一層努め、地域経済の活性化と雇用の創造を実現し、さぬき瀬戸内地域の再生を図る。	ブルーーツーリズム推進のための漁村コミュニティ支援事業の利用条件の緩和	漁港漁村活性化支援事業費補助金のうち漁村コミュニティ支援事業の実施期間を「単年度」から「3年」に緩和。	島しょ部の活性化に向け、ブルーーツーリズムを推進するため、観光客等を始めとした都市からの島しょ部の漁村への交流の促進に向けた交流イベントの開催や普及啓発等の取り組みを実施する。
香川県	香川県	さぬき瀬戸内再生構想	香川県内の瀬戸内海の島々は、豊かな自然や風光明媚な景観に恵まれているが、交通基盤、医療施設など生活基盤が十分でないことに加え、過疎化、高齢化等の急激な進行により、地域活力の低下が懸念されている。 そこで、世界に誇る多島美、歴史を物語る名所旧跡、伝統芸能、豊かな海の幸、特産品のオリーブなど瀬戸内海や島々が有する地域資源を活かし、県独自の支援策に加え、既に認定されている「オリーブ振興特区」「瀬戸内海国際観光特区」「さぬき農村ふれあい特区」、そして、提案中の「しまたく特区」の積極的な活用と新たな再生支援策により、オリーブ等を活かした地域産業の再生・新ビジネスの創出や瀬戸内海ならではの水産業の振興、島ならではの観光の推進に一層努め、地域経済の活性化と雇用の創造を実現し、さぬき瀬戸内地域の再生を図る。	漁港も活用したクルージングネットワークのためのボンツーン整備の採択要件の緩和	漁港漁村活性化対策事業費補助金の採択要件において、「漁港としての施設整備の観点からの事業効果」を「しまの振興・活性化の観点からの事業効果」に緩和。	漁業地域との交流を含めたブルーーツーリズムやクルージングネットワークの構築を推進するため、観光客等の島しょ部への交通手段を確保するための必要な施設として、漁港での簡易な係留施設(ボンツーン)を整備する。
香川県	香川県	さぬき瀬戸内再生構想	香川県内の瀬戸内海の島々は、豊かな自然や風光明媚な景観に恵まれているが、交通基盤、医療施設など生活基盤が十分でないことに加え、過疎化、高齢化等の急激な進行により、地域活力の低下が懸念されている。 そこで、世界に誇る多島美、歴史を物語る名所旧跡、伝統芸能、豊かな海の幸、特産品のオリーブなど瀬戸内海や島々が有する地域資源を活かし、県独自の支援策に加え、既に認定されている「オリーブ振興特区」「瀬戸内海国際観光特区」「さぬき農村ふれあい特区」、そして、提案中の「しまたく特区」の積極的な活用と新たな再生支援策により、オリーブ等を活かした地域産業の再生・新ビジネスの創出や瀬戸内海ならではの水産業の振興、島ならではの観光の推進に一層努め、地域経済の活性化と雇用の創造を実現し、さぬき瀬戸内地域の再生を図る。	漁港区域での目的外使用のための漁港施設用地等利用計画の変更決定権限を漁港管理者に移譲	地域の振興を目的とした用途に限って、漁港漁場整備法に基づき、造成された漁港施設用地等の利用計画の変更権限を国から漁港管理者に移譲	漁業地域との交流を含めたブルーーツーリズムやクルージングネットワークの構築を推進するため、交通機関の未発達な島しょ部を中心に、都市から漁港を訪れた観光客の利便性をより高めるため、当該対象地域内の漁港区域内において、漁港施設用地の用途を変更し、駐車場等として使用する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
香川県	香川県	さぬき瀬戸内再生構想	香川県内の瀬戸内海の島々は、豊かな自然や風光明媚な景観に恵まれているが、交通基盤、医療施設など生活基盤が十分でないことに加え、過疎化、高齢化等の急激な進行により、地域活力の低下が懸念されている。そこで、世界に誇る多島美、歴史を物語る名所旧跡、伝統芸能、豊かな海の幸、特産品のオリーブなど瀬戸内海や島々が有する地域資源を活かし、県独自の支援策に加え、既に認定されている「オリーブ振興特区」「瀬戸内海国際観光特区」「さぬき農村ふれあい特区」、そして、提案中の「しまたく特区」の積極的な活用と新たな再生支援策により、オリーブ等を活かした地域産業の再生・新ビジネスの創出や瀬戸内海ならではの水産業の振興、島ならではの観光の推進に一層努め、地域経済の活性化と雇用の創造を実現し、さぬき瀬戸内地域の再生を図る。	旅客不定期航路事業実施手続きの簡素化及び基準の緩和	海上運送法に定める旅客不定期航路事業を許可制から届出制に簡素化するとともに、同事業の遊覧における複数の寄港を可能にする。	民間の船会社等を含む協議会を設置し、魅力的で集客の可能性の高いルートを協議のうえ決定し、一定の時期にモデル的に運行する。
香川県	香川県	さぬき瀬戸内再生構想	香川県内の瀬戸内海の島々は、豊かな自然や風光明媚な景観に恵まれているが、交通基盤、医療施設など生活基盤が十分でないことに加え、過疎化、高齢化等の急激な進行により、地域活力の低下が懸念されている。そこで、世界に誇る多島美、歴史を物語る名所旧跡、伝統芸能、豊かな海の幸、特産品のオリーブなど瀬戸内海や島々が有する地域資源を活かし、県独自の支援策に加え、既に認定されている「オリーブ振興特区」「瀬戸内海国際観光特区」「さぬき農村ふれあい特区」、そして、提案中の「しまたく特区」の積極的な活用と新たな再生支援策により、オリーブ等を活かした地域産業の再生・新ビジネスの創出や瀬戸内海ならではの水産業の振興、島ならではの観光の推進に一層努め、地域経済の活性化と雇用の創造を実現し、さぬき瀬戸内地域の再生を図る。	山林火災跡地等の森林造成事業をしまの特色に応じて行うための採択要件の緩和	土砂流出防止林造成事業の採択基準について、「市街地又は集落の保護」、「主要公共施設の保護」、「農地、ため池、用排水施設等の保護」に「離島性や県土の景観の保全」を追加すること	瀬戸内海島しょ部等において、山火事等が発生し、機能が失われた山林の整備を行う。
香川県	香川県	さぬき瀬戸内再生構想	香川県内の瀬戸内海の島々は、豊かな自然や風光明媚な景観に恵まれているが、交通基盤、医療施設など生活基盤が十分でないことに加え、過疎化、高齢化等の急激な進行により、地域活力の低下が懸念されている。そこで、世界に誇る多島美、歴史を物語る名所旧跡、伝統芸能、豊かな海の幸、特産品のオリーブなど瀬戸内海や島々が有する地域資源を活かし、県独自の支援策に加え、既に認定されている「オリーブ振興特区」「瀬戸内海国際観光特区」「さぬき農村ふれあい特区」、そして、提案中の「しまたく特区」の積極的な活用と新たな再生支援策により、オリーブ等を活かした地域産業の再生・新ビジネスの創出や瀬戸内海ならではの水産業の振興、島ならではの観光の推進に一層努め、地域経済の活性化と雇用の創造を実現し、さぬき瀬戸内地域の再生を図る。	船舶安全検査の簡素化	船舶安全法に基づく船舶安全検査のうち旅客船(5t以上)の中間検査について検査時期を「1年」から「2年」に緩和代替措置として事業者の自主検査創設	瀬戸内海の島を巡る旅客船の船舶検査の簡素化により、運行コストの低減を図り、船舶事業者の経営改善や、運賃の引下げなどを図る。
香川県	牟礼町	牟礼町まちづくり計画	住民と行政が協働するまちづくりの業務を町が自ら認証するNPOに委託することにより、町内に雇用を創出するとともに、行政サービスの民間開放への第一歩及び少子高齢化社会において懸念される働き手の不足対策を図る。	NPO認証の権限移譲	NPO認証の所管庁を県から町にする。	まちづくりに関係する業務について、行政サービスの実施主体として町が認証するNPOに参入機会を提供し、行政パートナーとして登録したNPOに業務委託することによって、町内に雇用を創出するとともに、行政サービスの民間開放を地域で共有し、有機的に連携することで少子高齢化社会において懸念される働き手の不足対策ともなる。
香川県	牟礼町	牟礼町まちづくり計画	住民と行政が協働するまちづくりの業務委託先であるNPOに対して、特定公益増進法人の寄付行為に関する税控除に係る取扱を準用することにより、地域再生の担い手育成及びNPO活動等の活性化支援を図る。	特定公益増進法人に係る取扱の準用	特定公益増進法人の寄付行為に関する税控除に係る取扱を法令の定めにかかわらず、町が認定したNPOにも準用する。	特定公益増進法人の寄付行為に関する税控除に係る取扱を住民と行政が協働するまちづくりの業務委託先であるNPOに対しても準用することにより、地域再生の担い手育成及びNPO活動等の活性化支援を図る。NPO活動等の活性化は、当該NPOの体力強化を図るとともに、地域社会全体への還元が期待できる。
愛媛県	松山市	『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想	本構想を推進することで、観光振興による地域再生を図る。そのためには地域の歴史・文化資源を再生活用することが重要であり、その地域資源を生かした市民参加のまちづくりに取り組んでおり、ハード・ソフト両面の新しい仕組みのなかで、都市景観整備、都市交通施設整備、観光交流施設整備などを核としたまちづくり事業の推進を図り、住民・企業者・観光客が共に、魅力を感じる街を目指している。	屋外広告物等の統一景観整備	観光客の動線にある幹線道路の屋外広告物や建築物外観の整備(ファサード整備)を「まちづくり交付金」の交付対象とする。	美しい街並み整備に欠かせない屋外広告物の統一景観整備を行い、都市観光の推進を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
愛媛県	松山市	『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想	本構想を推進することで、観光振興による地域再生を図る。そのためには地域の歴史・文化資源を再生活用することが重要であり、その地域資源を生かした市民参加のまちづくりに取組んでおり、ハード・ソフト両面の新しい仕組みのなかで、都市景観整備、都市交通施設整備、観光交流施設整備などを核としたまちづくり事業の推進を図り、住民・企業者・観光客が共に、魅力を感じる街を目指している。	道路法に規定する道路付属物に「公共広告施設」を追加	限られた都市の中で、道路の社会空間として	『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想を推進す
愛媛県	松山市	『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想	本構想を推進することで、観光振興による地域再生を図る。そのためには地域の歴史・文化資源を再生活用することが重要であり、その地域資源を生かした市民参加のまちづくりに取組んでおり、ハード・ソフト両面の新しい仕組みのなかで、都市景観整備、都市交通施設整備、観光交流施設整備などを核としたまちづくり事業の推進を図り、住民・企業者・観光客が共に、魅力を感じる街を目指している。	自治体提案の「(仮称)市無電柱化推進計画」に基づく電線類地中化5ヵ年計画の策定	従来の道路管理者毎の計画から都市計画としての戦略的な自治体提案型計画にシフトし、効率的かつ効果的な地中化整備を推進する。	自治体が短中期(概ね10年以内)の地中化路線計画を提案し、国・県の道路管理者と調整後、「(仮称)市無電柱化推進計画」を策定し、その後、ブロック別電線類地中化協議会において決定する仕組みにする。
愛媛県	松山市	『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想	本構想を推進することで、観光振興による地域再生を図る。そのためには地域の歴史・文化資源を再生活用することが重要であり、その地域資源を生かした市民参加のまちづくりに取組んでおり、ハード・ソフト両面の新しい仕組みのなかで、都市景観整備、都市交通施設整備、観光交流施設整備などを核としたまちづくり事業の推進を図り、住民・企業者・観光客が共に、魅力を感じる街を目指している。	交通結節点改善事業の補助採択要件の緩和	交通結節点改善事業の補助採択要件は、鉄道駅、軌道駅においては概ね乗降客5,000人/日以上要件である。本市においても3駅を既整備若しくは整備予定であるが、その他の駅については乗降客2,000人/日程度で、当該補助の適用外であるため、地域の実情を勘案し、人数要件を緩和されたい。	『坂の上の雲』のまちづくりフィールドミュージアムの動線確保や市民の移動利便性を向上し、かつ、地域の再生を図るため交通結節点の整備(駅前広場の整備、駐輪場の整備、歩行者専用通路・自由通路の整備、パスターミナルの整備)を行う。
愛媛県	松山市	『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想	本構想を推進することで、観光振興による地域再生を図る。そのためには地域の歴史・文化資源を再生活用することが重要であり、その地域資源を生かした市民参加のまちづくりに取組んでおり、ハード・ソフト両面の新しい仕組みのなかで、都市景観整備、都市交通施設整備、観光交流施設整備などを核としたまちづくり事業の推進を図り、住民・企業者・観光客が共に、魅力を感じる街を目指している。	路面電車走行空間改築事業の採択要件の緩和および補助対象事業の拡充	路面電車走行空間改築事業では、路面電車の延伸・新設に係る走行路面、停留所等の整備が対象であるが、既に整備が完了した道路にて、路面電車の停留所の改築を行う場合を追加する。また、既制度では、架線柱、シェルターについては、補助対象外であるが、早期整備による経済効果の早期実現のため、補助対象とする。さらに、都市景観の修景、熱遮蔽効果・騒音低減効果など都市環境の改善や交通の安全性に効果のある軌道緑化についても、補助対象とする。	本市では、路面電車は市民及び観光客の重要な移動手段であるとともに、市民が誇りに思うシンボルでもある。しかしながら、道路整備は完了しているが、路面電車の停留所の整備が進んでいない箇所が多い。これらについて、軌道緑化、停留所(マウントアップ、スロープ)、走行路面、シェルター、架線柱等の整備・改築を実施し、公共交通機関の利便性向上や都市緑化の増進を図る。
愛媛県	松山市	『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想	本構想を推進することで、観光振興による地域再生を図る。そのためには地域の歴史・文化資源を再生活用することが重要であり、その地域資源を生かした市民参加のまちづくりに取組んでおり、ハード・ソフト両面の新しい仕組みのなかで、都市景観整備、都市交通施設整備、観光交流施設整備などを核としたまちづくり事業の推進を図り、住民・企業者・観光客が共に、魅力を感じる街を目指している。	下水処理場用地の占用使用承諾制度の創設	下水道整備するまでの短期間の活用として、占用使用の承諾申請手続き処理を可能とする。	地域再生として、観光振興を進めるなかで、平成18年のNHKのスペシャル大河の映像化が予定されており、その受け皿としての駐車場が一時的に大きく不足することが予想される為に、短期的な観光パークアンドライド駐車場として活用する。
愛媛県	松山市	『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想	本構想を推進することで、観光振興による地域再生を図る。そのためには地域の歴史・文化資源を再生活用することが重要であり、その地域資源を生かした市民参加のまちづくりに取組んでおり、ハード・ソフト両面の新しい仕組みのなかで、都市景観整備、都市交通施設整備、観光交流施設整備などを核としたまちづくり事業の推進を図り、住民・企業者・観光客が共に、魅力を感じる街を目指している。	公園施設の設置基準の緩和	公園施設の設置基準の敷地面積に対する建築面積の割合についての緩和	公園施設の設置基準で敷地面積の2/100をこえてはならない規定について、1,000m以下の小規模な公園については5/100に緩和する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
愛媛県	松山市	『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想	本構想を推進することで、観光振興による地域再生を図る。そのためには地域の歴史・文化資源を再生活用することが重要であり、その地域資源を生かした市民参加のまちづくりに取組んでおり、ハード・ソフト両面の新しい仕組みのなかで、都市景観整備、都市交通施設整備、観光交流施設整備などを核としたまちづくり事業の推進を図り、住民・企業者・観光客が共に、魅力を感じる街を目指している。	優良建築物等整備事業制度の緩和・拡充	地域再生として観光振興を進めるため、優良建築物等整備事業の共同施設整備費の対象に観光案内拠点施設の整備にかかる経費を追加する。 また、既存ストック活用型の要件として「転用後の建築物の延べ面積が1/2以上が住宅」とあるが、住宅以外に社会福祉施設等や子育て支援施設、観光案内拠点施設等も加える。	平成18年のNHKのスペシャル大河で「坂の上の雲」の映像化が予定されており、観光客の急増が予想されるが、これらに対応するため中心市街地等における既存ストック等を活用した観光案内拠点施設の整備を想定している。
愛媛県	松山市	『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想	本構想を推進することで、観光振興による地域再生を図る。そのためには地域の歴史・文化資源を再生活用することが重要であり、その地域資源を生かした市民参加のまちづくりに取組んでおり、ハード・ソフト両面の新しい仕組みのなかで、都市景観整備、都市交通施設整備、観光交流施設整備などを核としたまちづくり事業の推進を図り、住民・企業者・観光客が共に、魅力を感じる街を目指している。	坊っちゃん列車やオープン観光バスの車両構造の規制緩和	坊っちゃん列車をはじめとする公共交通をより魅力的にするために、乗客車両の構造内容において、地域の創意工夫による取り組みに対し、事業者責任による運行承認の基準の緩和と手続きの簡素化。	日本最古の道後温泉、日本3大連立平山城の松山城(重要文化財)、さらに、正岡子規や夏目漱石の小説『坊っちゃん』・『坂の上の雲』の舞台となっている本市において、観光客の足として多く利用されている「坊っちゃん列車」は、観光客の輸送としてだけではなく、それ自体が重要な観光資源となっている。 今後とも観光都市を推進するために、坊っちゃん列車と今後導入予定している観光回遊バス等について、乗客の安全性を確保を前提に、一部オープンデッキのある車両(坊っちゃん列車・新規観光バス)に乗りできるような、現在の車両構造規定の解釈を緩和する。 この観光車両は、時速20～30kmの低速運転車両の制限をかけて、乗客の安全性を確保する。
愛媛県	松山市	『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想	本構想を推進することで、観光振興による地域再生を図る。そのためには地域の歴史・文化資源を再生活用することが重要であり、その地域資源を生かした市民参加のまちづくりに取組んでおり、ハード・ソフト両面の新しい仕組みのなかで、都市景観整備、都市交通施設整備、観光交流施設整備などを核としたまちづくり事業の推進を図り、住民・企業者・観光客が共に、魅力を感じる街を目指している。	坊っちゃん列車の運行体制の自主裁量権の拡大	坊っちゃん列車をより魅力的にするために、運行体制の内容において、安全性の遵守が図られることを実施検証し、事業者責任において、細則規定を見直しする自主裁量範囲の容認の拡大。	観光客の輸送としてだけではなく、それ自体が重要な観光資源となっている「坊っちゃん列車」の運行体制について、乗客の安全性を確保を前提とした乗務人員の定数を、運行検証の自社判断のなかで、乗務人員を削減する。また、余人員による新たなサービスの提供を図る。
愛媛県	松山市	『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想	本構想を推進することで、観光振興による地域再生を図る。そのためには地域の歴史・文化資源を再生活用することが重要であり、その地域資源を生かした市民参加のまちづくりに取組んでおり、ハード・ソフト両面の新しい仕組みのなかで、都市景観整備、都市交通施設整備、観光交流施設整備などを核としたまちづくり事業の推進を図り、住民・企業者・観光客が共に、魅力を感じる街を目指している。	坊っちゃん列車等の公共交通機関の運賃設定の自主裁量権の拡大	本市は中心部には、坊っちゃん列車が走る路面電車が環状化し、さらに、乗合バスや市内循環バス(100円バス)など、多くの路線が輻輳し、運行しており、その運賃体系は、軌道150円、バスは対距離制(一部100円均一)で運行しており、市民や観光客に分かりやすい料金体系を選択することができるよう、地域の創意工夫による取り組みに対し、事業者責任の自主裁量権を拡大する。	まち全体をフィールドミュージアムとして観光施策を進める本市にとって、観光客にとって利便性の高いサービスを提供することが重要であり、市内中心部の限られたゾーンで、公共交通の運賃設定を自主裁量の中で決定できる(割引運賃適用ではなく)ことにより、市民をはじめ利用者に分かりやすいサービスを展開し、利用者の増加を目指すと共に、観光客の回遊交通手段として活用する。
愛媛県	愛媛県	愛媛県公共施設木材利用推進構想	循環型社会への移行が求められている中で、環境負荷が少なく、人に優しい自然素材である木材の利用促進は極めて重要である。 このため、地域のシンボリックな公共施設の木造化を推進し、広く県民に対し、木の良さをPRするとともに、県産材の需要拡大を促進し、林業・木材産業や地域経済の活性化を図ることにより、木質資源を活用した資源循環型社会の構築を目指すこととする。	各省庁の公共施設整備事業における木造化推進の徹底	国においては、平成8年7月、関係省庁における木材利用推進の円滑な実施が図られるよう、「木材利用推進関係省庁連絡会議」を設置し、木材利用推進に関する情報交換等を行うとともに、林野庁から各関係省庁に対し、各種施策の実施に当たり、積極的な木材利用の促進について依頼しているところであるが、未だに徹底されていないことから、今後、さらに連絡会議の趣旨を徹底するとともに、各省庁の公共施設整備事業等の導入に当たっては、可能な限り木造化が図られるような施策とすること。	現在、全庁的に公共施設の木造化に取り組んでいる「公共施設等木材利用推進連絡会議」において、毎年、翌年度に建設予定である県、市町村、学校・医療法人等の木造化が促進され、多くの木材資源を有する農山村地域における雇用の場が確保されるとともに、林業・木材産業や地域経済の活性化が期待される。
愛媛県	愛媛県	愛媛県公共施設木材利用推進構想	循環型社会への移行が求められている中で、環境負荷が少なく、人に優しい自然素材である木材の利用促進は極めて重要である。 このため、地域のシンボリックな公共施設の木造化を推進し、広く県民に対し、木の良さをPRするとともに、県産材の需要拡大を促進し、林業・木材産業や地域経済の活性化を図ることにより、木質資源を活用した資源循環型社会の構築を目指すこととする。	国庫補助事業の採択要件の緩和	国庫補助事業の中で、例えば、林野庁所管の「木造公共施設整備事業」では、公共施設を木造化することか、先駆性のある木造施設であることか、規制があることから、地域の実情に合わせて、これら規制を緩和することにより、木造化を推進する。	現在、全庁的に公共施設の木造化に取り組んでいる「公共施設等木材利用推進連絡会議」において、毎年、翌年度に建設予定である県、市町村、学校・医療法人等の木造化が促進され、多くの木材資源を有する農山村地域における雇用の場が確保されるとともに、林業・木材産業や地域経済の活性化が期待される。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
愛媛県	愛媛県	愛媛県公共施設木材利用推進構想	循環型社会への移行が求められている中で、環境負荷が少なく、人に優しい自然素材である木材の利用促進は極めて重要である。 このため、地域のシンボリックな公共施設の木造化を推進し、広く県民に対し、木の良さをPRするとともに、県産材の需要拡大を促進し、林業・木材産業や地域経済の活性化を図ることにより、木質資源を活用した資源循環型社会の構築を目指すこととする。	建築基準法の改正	公共施設の構造基準における、耐火・準耐火の緩和措置 建築基準法での延べ面積3000㎡を超える建築物は耐火建築物とする規定について、その面積要件の緩和。 建築基準法で、福祉施設等について、2階建てで2階部分が300㎡以上の建築物は耐火・準耐火建築物とする規定について、その面積要件の撤廃 ○建築基準法で、学校施設等について、2000㎡以上の建築物は耐火または準耐火建築物とする規定における面積要件の緩和。	現在、全庁的に公共施設の木造化に取り組んでいる「公共施設等木材利用推進連絡会議」において、毎年、翌年度に建設予定である県、市町村、学校・医療法人等の木造化が促進され、多くの木材資源を有する農山村地域における雇用の場が確保されるとともに、林業・木材産業や地域経済の活性化が期待される。
愛媛県	愛媛県	愛媛県公共施設木材利用推進構想	循環型社会への移行が求められている中で、環境負荷が少なく、人に優しい自然素材である木材の利用促進は極めて重要である。 このため、地域のシンボリックな公共施設の木造化を推進し、広く県民に対し、木の良さをPRするとともに、県産材の需要拡大を促進し、林業・木材産業や地域経済の活性化を図ることにより、木質資源を活用した資源循環型社会の構築を目指すこととする。	各省庁の設置基準の改正	・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生労働省令第46号) ・身体障害者厚生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年3月12日厚生労働省令第21号)などによる木造化の制限の緩和	現在、全庁的に公共施設の木造化に取り組んでいる「公共施設等木材利用推進連絡会議」において、毎年、翌年度に建設予定である県、市町村、学校・医療法人等の木造化が促進され、多くの木材資源を有する農山村地域における雇用の場が確保されるとともに、林業・木材産業や地域経済の活性化が期待される。
愛媛県	愛媛県	しまなみ海道住民総参加の手づくり観光振興(観光・交流・まちづくり)構想	これまで、観光振興に当たって主導的な役割を担ってきた、県・市町村などの地方自治体や民間開発事業者等においては、景気の低迷や厳しい財政状況の下、大規模な投資は困難になっているほか、観光客も、いわゆる箱物と言われる観光施設等よりも、地域の人々との触れ合いや手づくりの魅力的な施設やイベントなど、ゆとりや癒しの空間を求める傾向にある。 このような状況を踏まえ、本構想においては、しまなみ海道沿線地域の地域住民やNPO、あるいは地元民間事業者等の観光産業への参入を促進し、これらの者が主体的に担い手となって、地域の資源や人々の知恵や能力、ノウハウを活用して、地域住民等の総参加により、魅力ある手づくりの観光地づくりを目指した交流やまちづくりに取り組むことが可能となる支援措置等を提案する。	観光業の起業促進	行政財産の民間貸与等による観光産業の振興 ・行政財産の民間への貸与、民間による改築、転用や目的外使用の承認 しまなみ沿線を対象とした旅行業(クルージングツアーや周遊ツアーの募集催行)の自由化 ・NPOをはじめ地域住民が地域の観光資源の周知・PRを図る目的で行うツアーについて旅行業法の適用を除外 ・利用する船舶についての要件を緩和(漁船をクルージング船として使用する際の検査の簡略化)	[具体的な取組み] しまなみ海道沿線の公共の主要観光・物販はほとんどが国の補助事業を活用して建設されているため利用方法が制限されているが、これらの行政財産を民間事業者やNPO、個人が活用できることとし、建設に伴う初期投資を抑えることにより民間や地域住民の観光産業への参入を促す。 提案地域は特に、村上水軍にまつわる歴史的・文化的観光資源が豊富であることから、歴史を活用した観光を推進するために、NPO法人など歴史を語る者が簡易にツアーを催行できるようにしたり、複雑な海底に起因する激しい潮流のもとで自然景観に溶け込んだしまなみ海道の人工美を堪能できるよう、操船技術に長けた者が特色あるクルージングツアーを催行したりできるよう旅行業法の規定を緩和し、地域住民の持つ歴史や文化の知識、技等を活用して地域資源を紹介するツアーの催行を容易にし、地域に根ざした観光産業を振興する。 漁船をクルージング船として使用する際に義務付けられている船舶安全法上の中間検査を免除する。 [効果] 観光業の起業が容易になる。 観光業を中心とした就業機会の確保 高齢者の活用
愛媛県	愛媛県	しまなみ海道住民参加の手づくり観光振興(観光・交流・まちづくり)構想	これまで、観光振興に当たって主導的な役割を担ってきた、県・市町村などの地方自治体や民間開発事業者等においては、景気の低迷や厳しい財政状況の下、大規模な投資は困難になっているほか、観光客も、いわゆる箱物と言われる観光施設等よりも、地域の人々との触れ合いや手づくりの魅力的な施設やイベントなど、ゆとりや癒しの空間を求める傾向にある。 このような状況を踏まえ、本構想においては、しまなみ海道沿線地域の地域住民やNPO、あるいは地元民間事業者等の観光産業への参入を促進し、これらの者が主体的に担い手となって、地域の資源や人々の知恵や能力、ノウハウを活用して、地域住民等の総参加により、魅力ある手づくりの観光地づくりを目指した交流やまちづくりに取り組むことが可能となる支援措置等を提案する。	イベント等による賑わいの創出	イベント開催時の道路(自動車専用道路を含む。)や海岸・河川などを活用したイベントができればより手続を簡略化する。 映画やテレビ撮影などの際には自動車専用道路内で停車して撮影することを可能にする。また、自然公園区域内や河川区域内にロケセットを設置するについては、その許可基準を緩和する。 [効果] 集客効果の増大に伴う観光入込み客の増 ロケ地としてのしまなみ海道の魅力向上	[具体的な取組み] 道路(自動車専用道路を含む。)や海岸・河川などを活用したイベントができればより手続を簡略化する。 映画やテレビ撮影などの際には自動車専用道路内で停車して撮影することを可能にする。また、自然公園区域内や河川区域内にロケセットを設置するについては、その許可基準を緩和する。 [効果] 集客効果の増大に伴う観光入込み客の増 ロケ地としてのしまなみ海道の魅力向上
愛媛県	愛媛県	しまなみ海道住民参加の手づくり観光振興(観光・交流・まちづくり)構想	これまで、観光振興に当たって主導的な役割を担ってきた、県・市町村などの地方自治体や民間開発事業者等においては、景気の低迷や厳しい財政状況の下、大規模な投資は困難になっているほか、観光客も、いわゆる箱物と言われる観光施設等よりも、地域の人々との触れ合いや手づくりの魅力的な施設やイベントなど、ゆとりや癒しの空間を求める傾向にある。 このような状況を踏まえ、本構想においては、しまなみ海道沿線地域の地域住民やNPO、あるいは地元民間事業者等の観光産業への参入を促進し、これらの者が主体的に担い手となって、地域の資源や人々の知恵や能力、ノウハウを活用して、地域住民等の総参加により、魅力ある手づくりの観光地づくりを目指した交流やまちづくりに取り組むことが可能となる支援措置等を提案する。	広域観光推進のための基盤整備	国が実施している観光振興に関する補助事業の対象者を市町村に限らず、関係者で構成する協議会組織のほか、民間事業者・NPO等を対象者に含める。 行政や観光協会等が設置する各種標識や案内板の作成基準等の要件を緩和する。	[具体的な取組み] 地域住民誰もが観光事業に携わることの出来る体制づくりを行い、様々な視点から、観光に係わる事業や観光施設の整備等を行う。 地域内に設置する観光標識や案内板のデザインやロゴを統一し、また、道路沿線の花木などを統一して植栽する。 [効果] ・補助事業の迅速、効果的な執行 ・来訪者に分かりやすく親切的な観光地の整備

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
愛媛県	愛媛県	遊休学校関連施設の活用による地域定住・活性化構想	過疎化の進行や市町村合併等によって、今後、学校の統廃合が進むと考えられる。こうした理由によって本来の意義を失ってしまった学校施設を廃止、転用する場合、民間への貸与など地域再生につながる施策に活用できるよう補助金等により取得した財産の処分年限の緩和と国庫金の返納を要しない処分方法の適用拡大を提案する。	補助金等により取得した財産の処分制限の緩和	「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分期間」(平成14年3月25日文部科学省告示第53号)の緩和 処分制限期間例示表の処分期間制限(年)の削除しに統一 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(平成9年11月20日文教第87号)「別表報告事項一覧」の適用拡大適用番号2について、転用制限10年の短縮と市町村が進める地域振興のための施策による場合は、民間への売却、貸与についても適用	地域の活性化につながる施策の手段として、廃校施設や不要となった学校施設の一部を市町村が自由に処分できる年限を短縮するほか、転用制限期間の短縮、民間への売却、貸与を可能にするなどの財産処分の規制を緩和する。 現在取得年度によって2つに分かれている処分年限を短期間の方に統一するほか、取得後10年以内でも転用できたり、市町村が行う民間企業誘致や定住化、少子化対策など地域再生のための施策に当該施設を活用する場合は、民間への売却や貸与なども可能にすることによって、市町村の財産処分方法の選択肢を増やす。たとえば、不要となった教員住宅を、定住化施策の一環としてU(Ⅰ)ターン者などに提供するなどの目的外使用を容認する。企業誘致のために廃校となった施設を民間企業に売却、貸与することなどを認める。
愛媛県	愛媛県	松山西部臨海地域における新都市拠点形成構想	都市周縁部に位置する松山西部臨海地域は、近年、商店街の衰退や雇用・経済環境の悪化が進む他、域内に立地する企業の生産拠点の集約化や海外移転等が進むなど都市機能の低下が顕著となっている。 本構想においては、当該地域が従来から有する人流と物流の拠点機能や地理的特性を踏まえ、国際ビジネス機能や商業機能の集積や、ウォーターフロントとしてのアメニティ機能を拡充・強化することにより、これら諸機能の連携や相乗効果を助長させることにより、当該地域に新たな都市拠点を形成し、地域経済の活性化や魅力ある生活の場の創造を図ることを目的としている。	民活法特定施設の処分の自由化	民活補助事業により整備された特定施設で、社会・経済環境や産業構造等の変化等外的要因により、現に利用率が低下し、かつ、将来的にも利用の回復が見込まれない場合には、新たに、当該施設の整備主体である第三セクターが地域再生を目的とした施設の再生・有効利用計画を策定し、所管省庁の承認を得た場合には、「補助金等にかかる予算の執行の適正に関する法律」に基づく、財産の目的外処分の禁止期間〔補助金の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省庁が定める期間を経過するまでは、当該財産の補助目的外処分が禁止されている期間〕内であっても、補助金の返還を行うことなく、当該施設の用途変更を行うことを可能にする。(処分の自由化) アイテムえひめ内オフィス … 民活法15号施設、経済産業省所管、法定耐用年数：50年 アイロット … 民活法11号施設、国土交通省所管、法定耐用年数：上屋・倉庫棟 38年、冷凍・冷蔵倉庫 24年	〔具体的取り組み〕 国際ビジネスを展開する企業(製造業、物流業、流通業)及びこれら企業を支援する事業者(ビジネス・コンサルタント、国際弁護士・公認会計士、通訳・翻訳業、通関業等)のための業務用オフィスの整備を行う。 (対象施設) アイテムえひめ内オフィススペース 貿易貨物(原料、部品、中間材等)を活用し、製造、加工、組立て等を行う貸工場や、既立地企業の先進的な技術等を活用した新規商品開発のための研究・開発スペースや、貿易貨物の共同輸配送や流通加工を行う流通センターの整備を行う。 (対象施設) アイロット 上屋棟、倉庫棟の一部 〔実施主体〕 愛媛エフ・イー・セット(株)(上記、両施設を所有) 〔効果〕 ・事業者集積による雇用創出 ・素材関連企業等が有する先進的な技術を活用した新規製品開発等、地域産業の高度化・活性化 ・共同輸配送によるコスト低減や流通加工等による高付加価値化による新たな港湾物流の構築( ) 県内製造業や流通業の中には、共同輸配送や流通加工業務に取り組んでいる企業が複数あり、アイロットの用途拡大による利用ニーズは高まるものと期待されている。 〔実施時期〕 平成16年度以降
愛媛県	愛媛県	松山西部臨海地域における新都市拠点形成構想	都市周縁部に位置する松山西部臨海地域は、近年、商店街の衰退や雇用・経済環境の悪化が進む他、域内に立地する企業の生産拠点の集約化や海外移転等が進むなど都市機能の低下が顕著となっている。 本構想においては、当該地域が従来から有する人流と物流の拠点機能や地理的特性を踏まえ、国際ビジネス機能や商業機能の集積や、ウォーターフロントとしてのアメニティ機能を拡充・強化することにより、これら諸機能の連携や相乗効果を助長させることにより、当該地域に新たな都市拠点を形成し、地域経済の活性化や魅力ある生活の場の創造を図ることを目的としている。	外国人に対する在留資格の要件緩和及び在留資格の変更の円滑化	外国人が当該「投資・経営」在留資格を取得する際に求められる、「2人以上の日本人の常用雇用又は500万円以上の投資」(事業規模要件)、「事業経営・管理者が3年以上の経験を有し、日本人と同等以上の報酬を受け取る」(経営管理者要件)について、愛媛県が指定する外国企業向けの特定施設に入居する場合に限り、以下の通り要件を緩和する。 ・事業規模要件：雇用については在留資格取得後、1年以内に雇用することを要件(前提条件ではなく、事後の充足要件とする。)とするとともに、投資については300万円以上に要件緩和を行う。 ・経営管理者要件：報酬に関する要件を除外する。 構造改革特区の特例措置において、地方公共団体等が外国企業に対し支店等の施設を提供する場合には、支店等開設準備を行う外国企業の職員に対し「企業内転勤」の在留資格を付与することとなったが、在留資格の対象施設を地方自治体による入居賃料補助等の支援措置の対象となる施設や、地方自治体が出資する第三セクターが整備・提供を行う施設も対象とする。	〔具体的取り組み〕 当該地域においては、FAZ関連施設を中心とした貿易インフラに加え、Biz Portオフィス等のベンチャー企業集積施設の整備がされている他、国内主要都市を結ぶ国内路線はもとより国際航空路線の開設も進む松山空港に近接する一方で、中心市街地にも交通至便であるなど、外国(外資系)企業にとって魅力的な立地条件を持っており、今後、IT関連企業をはじめとした外国人企業家や技術者のビジネス活動や外国(外資系)の立地・創業を進めるため、外国人の国内でのビジネス活動のボトル・ネックとなっている在留資格等の要件緩和を実現し、当該地域への外国企業の集積促進を図る。 〔実施主体〕 国 〔効果〕 ・外国(外資系)企業の立地による雇用創出 ・外国(外資系企業)と県内企業との取引拡大による事業機会の拡充 ・先進的な技術・ノウハウ等の地域産業への移転・波及等 〔実施時期〕 平成16年度以降

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
愛媛県	愛媛県	松山西部臨海地域における新都市拠点形成構想	都市周縁部に位置する松山西部臨海地域は、近年、商店街の衰退や雇用・経済環境の悪化が進む他、域内に立地する企業の生産拠点の集約化や海外移転等が進むなど都市機能の低下が顕著となっている。 本構想においては、当該地域が従来から有する人流と物流の拠点機能や地理的特性を踏まえ、国際ビジネス機能や商業機能の集積や、ウォーターフロントとしてのアメニティ機能を拡充・強化することにより、これら諸機能の連携や相乗効果を助長させることにより、当該地域に新たな都市拠点を形成し、地域経済の活性化や魅力ある生活の場の創造を図ることを目的としている。	公共埠頭の民間企業に対する長期貸付	国有財産法及び地方自治法により規定される行政財産としての貸付禁止規定の適用除外を行い、港湾施設(行政財産の場合)の民間企業への貸付を可能とする。 港湾法において、国直轄工事により整備した港湾施設(行政財産の場合)は、国土交通大臣が港湾管理者に貸し付けるか、管理を委託することが義務付けられているが、これを、港湾管理者に貸し付けた上で、更に民間企業に転貸することを可能とする。 国が負担又は補助した港湾施設を貸し付ける際に、貸付期間が3年を超える場合には国土交通大臣の認可が必要となるが、港湾管理者の裁量による柔軟な対応を可能とするため、当該認可を不要とする特例措置を設ける。	〔具体的取り組み〕 松山港外港新ふ頭コンテナターミナルの一体的・効率的な運営事業を行おうとする民間企業のうち、港湾管理者(県)が公共性を担保するための手続きを経た上で一定の要件に該当すると認められた者に対し、行政財産であるコンテナターミナルを一体的かつ長期的に貸付を行う。 〔実施主体〕 港湾管理者(愛媛県)から愛媛エフ・イー・ゼット㈱に貸付を行うことを想定 〔効果〕 以下により、松山港における国際競争力のあるコストとサービスを実現し、同港湾を利用する貿易関連事業者の円滑な業務展開にも貢献することが期待できる。 ・公設民営(上下分離方式)を導入し、民間の創意工夫を取り入れた一体的・効率的運営を実現 ・長期的かつ安定的な契約関係の実現により、民間企業は長期的かつニーズに応じた設備投資が可能 ・民間企業による船社への柔軟な料金設定が可能 ・コンテナ取扱量の増大に伴い、コンテナ1本あたりのコストが逡減 〔実施期間〕 平成23年度以降(松山港外港新ふ頭全面完成時期以降)
高知県	大方町	テレワークによる地域再生・新規ビジネス機会の創出	豊かな自然環境のなかでの「仕事」と「生活」をする、ライフスタイルの場を提供することにより、新産業と雇用機会の創出と、活発な内外交流による人の活性化により、地域の再生を図る。しかし民間レベルでは十分な通信インフラとオフィス環境が整いにくい。そこで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(学校施設の確保に関する政令)の改正により、通信インフラの整った、生徒減に伴ってきた商業高校の空き教室を、テレワーク事業者のオフィスに活用することにより、都市部での受注活動とリゾート地での創作活動という往來型の就業形態実現により、高い生産性と人間的な生活を実現し、新たな雇用の場の確保、産業の育成を行う。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正	学校施設の確保に関する政令の改正(目的外使用の緩和)  (この政令の目的)第1条 この政令は、学校施設が学校教育の目的以外の目的に使用されることを防止し、もつて学校教育に必要な施設を確保することを目的とする。  (学校施設の使用禁止)第3条 学校施設は、学校が学校教育の目的に使用する場合を除く外、使用してはならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。 1. 法律又は法律に基づく命令の規定に基づいて使用する場合 2. 管理者又は学校の長の同意を得て使用する場合 2. 管理者又は学校の長は、前項第2号の同意を与えるには、他の法令の規定に従わなければならない。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(学校施設の確保に関する政令)の改正により、通信インフラの整備された商業高校の空き教室を、企業のテレワーク事務所として貸し出す。大方町は伴う住宅の確保と関連の環境整備を行う。 【町にとっての効果】定住人口の増、交流人口の増、関連業務による新たな雇用の場の確保と新しいビジネス機会の創出、体験学習やe-ラーニングによる人材育成、都市部からの滞在者・移住者・外国人などと地元住民の交流促進による地域活性化 【学校にとっての効果】体験学習やe-ラーニングによる人材育成、授業で学んだことを即実体験できる、都市部からの滞在者・移住者・外国人などと生徒の交流促進による開かれた学校づくり 【企業にとっての効果】豊かな自然環境と充実した生活環境の中で滞在型のテレワークを行なうことにより、精神的にも肉体的にも健康を取り戻し、健全な従業員を確保でき、特別の福利厚生事業を行う必要がなくなる。 【従業員にとっての効果】都市部での受注活動とリゾート地での創作活動という往來型の就業形態実現により、高い生産性と間断的な生活を実現。大方町に存在する多様な自然環境やレジャー施設を生かし、趣味の場と仕事の場を統合した、新しいライフスタイルを享受できる。 【その他の効果】授業時間以外にも利用できることで通信インフラの有効活用が図られる。テレワークのための新たなインフラ整備の必要がない。学校の中で勤労社会日常的に触れることによって、学校で取り組んでいる職業体験が自然と行われる。実業高校(大方商業高校)の授業内容が、そのまま実体験できる場が確保できる。
高知県	梶原町	地域健康の里づくり事業	地域、学校、職域の保健サービス施策を町が統合して実施し、その財源は国と各保険者からの交付金とする。	町で行う健康づくり事業補助金(交付金)の見直し	町の実施する国保ヘルスアップモデル事業等の国保事業の対象者を他被保険者にも拡大し、その財源措置を国、及び各医療保険者による交付金とする。	具体的事業内容 生活習慣病の発症予防、進行予防を各地域に住む生活者として個別指導と集団指導を取り合わせ効果的に実施。地元医療機関、保健師、栄養士、運動指導士、地元健康づくりボランティアに委託協働で行う。事業評価は高知大学医学部にお願ひし、科学的根拠に基づくものにする。 地元温泉や散策道、地元食材など地元の資源も大いに活用し、地域資源の再開発、見直しにつなげる。 対象者 概ね69歳までを対象とするが、保険の種類による対象者の差を設けず、地域単位で実施する。
高知県	梶原町	所得税法施行令の見直し	所得税法第2条第1項35号及び同法施行令第12条に基づく「農業」の定義の見直し *具体的には、耕作農業をベースに営む民宿なども農業の範囲に入れる。	所得税法の定義見直し	所得税法施行令第12条の改正 所得税法第2条に基づく農業所得を定義している同法施行令第12条に定められた「農業」の範囲の見直し	所得税法に定める「農業」の定義の見直しによる申告の簡素化。(民泊部分を営業等所得、現在の農業部分を農業所得という事業所得を区分して申告せず、農業を営んでいる者が行う民泊を農業の収入・支出として一括して経理し申告を行う。)

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
高知県	梶原町	選挙執行経費基準法による交付金の一般財源化	選挙執行経費基準法の運用改正	選挙執行経費基準法運用の見直し	選挙執行経費は基準法に基づいて計算された額が交付される仕組みとなっており、公平な額が配分されている。選挙事務が滞りなく適正に執行できれば、地方公共団体の努力が報われるよう用途については都道府県、市町村の権限で執行できるよう見直しをすべきである。	選挙執行経費基準法により算定された交付金の一般税源化
高知県	梶原町	官民共生によるへき地医療システムの活性化	官と民の共生によるへき地地域の住民の健康保持と地域医療の活性化のため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、国民健康保険調整交付金交付要綱の見直し	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、国民健康保険調整交付金交付要綱の見直し	採算性が低く民間の医療施設のない地域で、民間の開業をすすめるために国保診療施設の建物や医療機器等を貸付し、国保診療施設と同レベルで地域医療を継続して行く場合、その貸付する国保診療施設の運営等にかかった補助金に対しての手続きの簡素化(県レベルで対応)とその補助金返還の免除。また、貸付後においても貸付物件の修繕、更新に対して国保診療所と同じ補助対象扱いとするよう見直しをすべきである。	採算性が低い地域において、経営に大きな負担となる施設投資を少なくするため、国保診療施設の建物や医療機器等を貸付することにより、民間の開業を促し雇用の場の確保と町外からの利用者の増大を図る。また、官民それぞれ役割分担による地域の自立と地域住民の健康保持・地域医療の活性化をはかる。
福岡県	前原市	農山村地域の活性化構想	人口減少傾向にある農山村地域において、閉塞感を無くし、農業生産意欲の向上、農産物販売機会の増加、農山村地域における交流人口増加、定住人口増加、生活環境の向上など、地域が考え、行動し易くすることにより、市場原理を働かせ、自発的な活性化を図る。	地域農産物の直売所の建設による地域経済の活性化	生産者の販路拡大、自主ブランドの確立、営農意欲の増大等の期待から、また、消費者の食への安全意識の高まりから農産物直売所へのニーズは高い。農振法では農振施設用地として位置づけられている直売所であるが、都市計画法では開発許可の対象となっておらず、実質的に建設ができない状況である。同一市街化調整区域内で生産された農産物の販売施設(直売所)については、都市計画法第34条第4号の開発許可対象とし、地域農産物を地域で販売することを可能にする。	(内容)都市計画法第34条第4号に規定する市街化調整区域内において生産される農産物等の貯蔵・加工施設の建設の目的で行われる開発について、許可要件の中に「販売」を認める。 (効果)周辺市街化調整区域で生産された新鮮な農作物等を産直で販売することで、流通コストの削減による農作物の新鮮で安価な提供、販路拡大による農家の収入増と農業者のやる気向上、農村での交流人口増加による地域経済の発展につながる。
福岡県	前原市	農山村地域の活性化構想	人口減少傾向にある農山村地域において、閉塞感を無くし、農業生産意欲の向上、農産物販売機会の増加、農山村地域における交流人口増加、定住人口増加、生活環境の向上など、地域が考え、行動し易くすることにより、市場原理を働かせ、自発的な活性化を図る。	沿道サービス施設としてコンビニエンスストアの開発要件適用	幹線沿いに設置された広い駐車場を有するコンビニエンスストア(CS)は、運転者の休息の場となっており、CSからの市街化調整区域における設置要望は多い。しかしながら都市計画法により市街化調整区域におけるCSの新設は原則不可能である。都市計画法第34条第8号のいわゆる沿道サービス施設の開発許可に関し、敷地面積1,000㎡以上など、一定規模以上の駐車場を有するCSを「休憩施設」と認め、許可の対象とする。	(内容)都市計画法第34条第8号に係る開発許可対象施設は、いわゆる沿道サービスとして休憩所又は給油所等とされているが、この「休憩所等」に1,000㎡以上など一定規模以上の大規模な駐車場を有するCSも含まれると解釈させる。 (効果)沿道を移動する運転者の休息の場を提供できることはもちろんだが、それまで農山村地域を素通りしていた自動車が停車し、地域にお金を落とす。同時に地域の雇用も創出する。よって、地域経済の活性化につながる。また、比較的商店の少ない農山村地域にとっては、深夜まで営業している生活利便施設としての利用も可能となる。
福岡県	前原市	農山村地域の活性化構想	人口減少傾向にある農山村地域において、閉塞感を無くし、農業生産意欲の向上、農産物販売機会の増加、農山村地域における交流人口増加、定住人口増加、生活環境の向上など、地域が考え、行動し易くすることにより、市場原理を働かせ、自発的な活性化を図る。	既存建築物の有効活用による地域活性化	農山村地域では人口減少に伴う空家などの既存未利用施設が見られる。これらの施設の改築などによる用途変更は、省資源という観点から農山村地域においても重要な施策である。一方、豊かな自然環境を好んで農村レストランや工房などを営みながら定住を希望する人も増加している。市街化調整区域における既存建築物の用途変更は都市計画法第43条の建築許可を要するが、専用住宅から店舗等への変更は実質的に困難である。よって、市街化調整区域における既存未利用施設の用途変更による既存ストック活用については、周辺の市街化を促進する恐れがなく、周辺環境に大きな影響を与えないと市が判断した場合には、都市計画法第43条の許可を不要とし、地域経済の活性化につながる店舗や工房等の立地を図る。	(内容)市街化調整区域における既存未利用施設について、周辺の市街化を促進する恐れがなく、周辺環境へ大きな影響を与えないと市が独自に判断した場合は、都市計画法43条の建築許可なしに用途変更を可能にする。 (効果)既存未利用建築物を、農村レストラン等の店舗や市街化区域では騒音等によって行うことが難しい工房等に容易に用途変更でき、既存ストックの活用、農山村地域の経済的な活性化、生活利便の向上、定住人口の増加、文化交流の増加などの効果が得られる。
福岡県	前原市	農山村地域の活性化構想	人口減少傾向にある農山村地域において、閉塞感を無くし、農業生産意欲の向上、農産物販売機会の増加、農山村地域における交流人口増加、定住人口増加、生活環境の向上など、地域が考え、行動し易くすることにより、市場原理を働かせ、自発的な活性化を図る。	床面積10㎡以内の農業用倉庫新築に係る建築確認申請の免除	農業用倉庫を新築する場合、建築基準法第6条の建築確認申請を要し、申請に費用、時間、手間がかかる。そのために農業用倉庫の新築を躊躇して、自宅と農地との間を重い農機具を持って往復する農業者も多い。床面積10㎡以内の小規模な農業用倉庫の建築で、周辺の市街化を促進する恐れがなく、周辺環境に大きな影響を与えないと市が独自に判断した際には建築確認申請を免除する。	(内容)建築基準法第6条の建築確認申請には、建築物の増改築や移転についてそれに該当する床面積が10㎡以内であれば免除されている。周辺の市街化を促進せず、周辺環境に悪影響を及ぼさないと市が判断した際には、この要件の中に「新築」を含め、結果的に建築確認申請を免除する。 (効果)もともと都市計画法上認められている市街化調整区域における農業用施設の建築について建築確認申請の費用と時間、手間が省け農業用倉庫建築に弾みがつく。それまで農業用倉庫の新築を希望しても、建築確認申請の費用、時間、手間のために躊躇していた農業者にとって、自宅と農地との間を農機具を持って往復する必要がなくなり、財政的にも労力的にも負担の軽減となり、継続的な農業が行われることにつながる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福岡県	前原市	農山村地域の活性化構想	人口減少傾向にある農山村地域において、閉塞感を無くし、農業生産意欲の向上、農産物販売機会の増加、農山村地域における交流人口増加、定住人口増加、生活環境の向上など、地域が考え、行動し易くすることにより、市場原理を働かせ、自発的な活性化を図る。	中山間地域直接支払い交付金制度の適用条件の緩和	この制度は、中山間地域の農地が水源涵養、洪水防止の機能を果たしていることへの重要性に鑑み、傾斜など一定の条件を満たした地域や農業者に交付金を直接支払う制度であるが、その対象が農振農用地区域内に限られている。制度の趣旨を反映させるためにも、この農振農用地区域内という条件を削除し、実質的にこの制度の趣旨に合致していると市が独自判断をした場合には交付金を支払えるように権限を委譲する。	(内容) 現在、交付金の直接支払い対象となっている「農振農用地区域内」という条件を削除し、農業を営み水源涵養、洪水防止機能を果たしていると市が判断した場合は交付金を交付できるよう、その交付決定権を市に委譲する。 (効果) 中山間地域で、「農振農用地区域内」という条件以外を全て満たしている農地で、実質的に水源涵養、洪水防止機能を有している農地の所有者および農業集落の農業発展や地域経済の発展につながる。また、農業継続の意欲が湧き、さらには市全域の水質の保全、災害防止につながる。
福岡県	前原市	農山村地域の活性化構想	人口減少傾向にある農山村地域において、閉塞感を無くし、農業生産意欲の向上、農産物販売機会の増加、農山村地域における交流人口増加、定住人口増加、生活環境の向上など、地域が考え、行動し易くすることにより、市場原理を働かせ、自発的な活性化を図る。	市の独自判断による農業集落排水と公共下水道との接続等の権限委譲	農業集落排水事業(農排)と公共下水道事業(下水)は、現在それぞれ農水省と国土省の所管で別々に補助金を得て事業が行われ、それぞれに排水処理施設を建設している。互いの排水施設が近接している場合は、経済的な観点から互いを接続することを検討できるが、実際はそれぞれの排水施設の近接性だけでは国が接続を認めていない。また、下水処理施設の建設計画については、農排分の処理量を見込んだ建設計画を行うことはできない。双方の事業を進めていく上で、双方の施設が近接し、経済的な観点から接続が好ましいと市が独自に判断したときには、接続できる権限を与える。また、それに合わせて下水処理施設の建設計画についても、市の判断で農排分の処理量を見込んで計画を見直すことができるようにする。	(内容) 農排と下水との接続について、当該施設を敷設する市が双方の近接性による経済性を勘案し、独自判断で接続を可能にする。また、それに合わせて下水処理施設の建設計画についても、処理量を下水区域の人口推計からのみ行うのではなく、農排施設との接続を考慮して市の独自判断で計画できるようにする。 (効果) 農排と下水との接続が可能になることにより、新たな農排処理施設を農山村地域に建設する必要はなくなり、その建設及び維持管理費分を新たな農排施設整備に活用できる。その結果、より早期に農山村地域に排水処理環境が整い、豊かな自然環境の保全、地域農業の活性化、定住人口の増加などにつながる。
福岡県	福岡県	高齢者安心住み替え支援構想	高齢化した地域で、居住者のニーズに応じた住み替えを円滑化させることを支援し、若年者を呼び込むことにより地域活性化を図る。	高齢者安心住み替え支援事業	・中古住宅の取得及びリフォームに係る課税の特例措置の拡充 ・高齢者等が戸建て持ち家等を貸し付けて高齢者向け賃貸住宅等に住み替える場合、賃貸料収入に係る所得税の特例措置を創設 ・高齢者の安定居住に関する支援施策の創設	高齢者安心住み替えバンクを設置
福岡県	福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	福岡は地理的・歴史的にアジアとの結びつきが強く、高度な学術機能や産業が集積し、九州・西日本の市民生活や経済活動を支える流通拠点港湾・博多港や福岡空港は重要な基盤として役割を果たしている。この地域特性を生かし、海外からの投資促進、産学官連携、博多港の港湾機能強化に関する国の支援措置等を活用し、アジアでのビジネス展開を目指す国内外企業の集積を図り、地域経済の活性化と地域雇用の拡大を目指す。そのため、対内投資の促進のためのワンストップ体制整備等の施策の集中、産学官連携を促進させる国の研究開発資金制度の利便性向上及び、アジア主要港との競争の中で伍していく水深15mの岸壁を備えた外貿コンテナターミナルの整備や港湾コスト・サービスの実現のための事業費枠の拡大・補助率の高上げなどの支援措置等の提案を行う。	対日直接投資総合案内窓口の地方への設置	現在、東京のみに設置されている対日直接投資総合案内窓口を、対内投資を促進する地域にも設置し、関係省庁の地方出先機関の対内投資担当窓口を一元化することにより、中国や韓国をはじめとした海外からの進出に対応する。	本市では、外国企業の進出支援のためのワンストップサービス機能を持つ「アジアビジネス支援センター」を設置する予定であるが、同センターと関係省庁の地方出先機関の対内投資担当窓口との連携により、より効果的な外国企業の誘致を図る。
福岡県	福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	福岡は地理的・歴史的にアジアとの結びつきが強く、高度な学術機能や産業が集積し、九州・西日本の市民生活や経済活動を支える流通拠点港湾・博多港や福岡空港は重要な基盤として役割を果たしている。この地域特性を生かし、海外からの投資促進、産学官連携、博多港の港湾機能強化に関する国の支援措置等を活用し、アジアでのビジネス展開を目指す国内外企業の集積を図り、地域経済の活性化と地域雇用の拡大を目指す。そのため、対内投資の促進のためのワンストップ体制整備等の施策の集中、産学官連携を促進させる国の研究開発資金制度の利便性向上及び、アジア主要港との競争の中で伍していく水深15mの岸壁を備えた外貿コンテナターミナルの整備や港湾コスト・サービスの実現のための事業費枠の拡大・補助率の高上げなどの支援措置等の提案を行う。	ジェットロ対日投資・ビジネスサポートセンターの地方への設置	現在、東京のみに設置されている「ジェットロ対日投資・ビジネスサポートセンター」を、対内投資を促進する地域にも設置する。  具体的には、ジェットロ福岡貿易情報センター内に、既存のビジネス・サポート・センター(BSC)に加え、専門分野別アドバイザーや企業経営に関するアドバイザーを配置し、会社設立支援コンサルティングや商談支援等を行う対内投資に関するワンストップ機能を備える。	本市が設置予定の「アジアビジネス支援センター」が持つ外国企業の進出支援のためのワンストップサービス機能と、「ジェットロ対日投資・ビジネスサポートセンター」の専門的なアドバイザー機能やコンサルティング機能等との連携により、より効果的な外国企業の誘致を図る。
福岡県	福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	福岡は地理的・歴史的にアジアとの結びつきが強く、高度な学術機能や産業が集積し、九州・西日本の市民生活や経済活動を支える流通拠点港湾・博多港や福岡空港は重要な基盤として役割を果たしている。この地域特性を生かし、海外からの投資促進、産学官連携、博多港の港湾機能強化に関する国の支援措置等を活用し、アジアでのビジネス展開を目指す国内外企業の集積を図り、地域経済の活性化と地域雇用の拡大を目指す。そのため、対内投資の促進のためのワンストップ体制整備等の施策の集中、産学官連携を促進させる国の研究開発資金制度の利便性向上及び、アジア主要港との競争の中で伍していく水深15mの岸壁を備えた外貿コンテナターミナルの整備や港湾コスト・サービスの実現のための事業費枠の拡大・補助率の高上げなどの支援措置等の提案を行う。	ジェットロ・ビジネスサポートセンターの利用許可の簡素化・迅速化	ジェットロのビジネス・サポート・センター(BSC)の利用について、申請受付から許可までの期間を短縮し、外国人事業者が速やかに利用できるようにする。  具体的には、現在、ジェットロの海外及び地方事務所まで受け付けたBSCの利用申請については、東京本部で週1回審査の上、利用許可をすることとなっているものを、BSCを所管する地方事務所ですぐに許可を行えるように権限を移譲する。	本市が設置予定の「アジアビジネス支援センター」には、外国企業の日本進出のためにインキュベーター施設を併設することとしており、ジェットロ福岡貿易情報センター内のBSCの利用の簡素化・迅速化により、両施設の機能が補完され、サービスが強化される。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福岡県	福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	福岡は地理的・歴史的にアジアとの結びつきが強く、高度な学術機能や産業が集積し、九州・西日本の市民生活や経済活動を支える流通拠点港湾・博多港や福岡空港は重要な基盤として役割を果たしている。この地域特性を生かし、海外からの投資促進、産学官連携、博多港の港湾機能強化に関する国の支援措置等を活用し、アジアでのビジネス展開を目指す国内外企業の集積を図り、地域経済の活性化と地域雇用の拡大を目指す。そのため、対内投資の促進のためのワンストップ体制整備等の施策の集中、産学官連携を促進させる国の研究開発資金制度の利便性向上及び、アジア主要港との競争の中で伍していく水深15mの岸壁を備えた外貿コンテナターミナルの整備や港湾コスト・サービスの実現のための事業費枠の拡大・補助率の高上げなどの支援措置等の提案を行う。	対内直接投資推進事業における助成対象項目の拡大	対内直接投資推進事業について、現在の助成対象項目(調査費、広報素材作成費、通訳・翻訳費、航空費、滞在費、国内活動費、人件費などのソフト面での支援に限定されている)に、進出してきた外国企業の国内での事業開始(スタートアップ)を支援するための施設の整備費用を追加する。	本市が計画する「アジアビジネス支援センター」の整備費用について、対内直接投資推進事業の助成を受けることにより、同センターの整備を加速させる。
福岡県	福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	福岡は地理的・歴史的にアジアとの結びつきが強く、高度な学術機能や産業が集積し、九州・西日本の市民生活や経済活動を支える流通拠点港湾・博多港や福岡空港は重要な基盤として役割を果たしている。この地域特性を生かし、海外からの投資促進、産学官連携、博多港の港湾機能強化に関する国の支援措置等を活用し、アジアでのビジネス展開を目指す国内外企業の集積を図り、地域経済の活性化と地域雇用の拡大を目指す。そのため、対内投資の促進のためのワンストップ体制整備等の施策の集中、産学官連携を促進させる国の研究開発資金制度の利便性向上及び、アジア主要港との競争の中で伍していく水深15mの岸壁を備えた外貿コンテナターミナルの整備や港湾コスト・サービスの実現のための事業費枠の拡大・補助率の高上げなどの支援措置等の提案を行う。	対内直接投資に係る統計データの地域版の公表	対内直接投資額の統計(日本銀行)及び外資系企業の立地統計(経済産業省)について、地域別の統計についても公表する。	日本銀行が公表している国別の対内直接投資額の統計及び経済産業省が公表している企業活動基本調査に基づく外資系企業の立地統計について、調査結果を市町村レベルにまで細分化して、地方での対内投資施策実施のための情報として活用できるようにする。
福岡県	福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	福岡は地理的・歴史的にアジアとの結びつきが強く、高度な学術機能や産業が集積し、九州・西日本の市民生活や経済活動を支える流通拠点港湾・博多港や福岡空港は重要な基盤として役割を果たしている。この地域特性を生かし、海外からの投資促進、産学官連携、博多港の港湾機能強化に関する国の支援措置等を活用し、アジアでのビジネス展開を目指す国内外企業の集積を図り、地域経済の活性化と地域雇用の拡大を目指す。そのため、対内投資の促進のためのワンストップ体制整備等の施策の集中、産学官連携を促進させる国の研究開発資金制度の利便性向上及び、アジア主要港との競争の中で伍していく水深15mの岸壁を備えた外貿コンテナターミナルの整備や港湾コスト・サービスの実現のための事業費枠の拡大・補助率の高上げなどの支援措置等の提案を行う。	動植物検疫の24時間体制化	通関の24時間体制化に合わせて、動植物検疫についても24時間体制とすることとする。	平成15年4月に構造改革特区として「福岡アジアビジネス特区」が認定されたことを受け、博多港及び福岡空港での通関の24時間対応が可能となったが、食品等で通関後に発生する動植物検疫についても流通の迅速化を図るため、24時間対応できる体制を整備する。
福岡県	福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	福岡は地理的・歴史的にアジアとの結びつきが強く、高度な学術機能や産業が集積し、九州・西日本の市民生活や経済活動を支える流通拠点港湾・博多港や福岡空港は重要な基盤として役割を果たしている。この地域特性を生かし、海外からの投資促進、産学官連携、博多港の港湾機能強化に関する国の支援措置等を活用し、アジアでのビジネス展開を目指す国内外企業の集積を図り、地域経済の活性化と地域雇用の拡大を目指す。そのため、対内投資の促進のためのワンストップ体制整備等の施策の集中、産学官連携を促進させる国の研究開発資金制度の利便性向上及び、アジア主要港との競争の中で伍していく水深15mの岸壁を備えた外貿コンテナターミナルの整備や港湾コスト・サービスの実現のための事業費枠の拡大・補助率の高上げなどの支援措置等の提案を行う。	競争的資金等に係る情報提供・受付窓口の一本化、採択権限の地方移譲	産学官連携を推進するための競争的資金等は、多くの省庁が所管し、様々な時期に様々な媒体を通して公募されることから、産学官研究開発グループには、情報収集等に大きな障害となっている。産学官研究開発グループへの周知徹底・利便性向上を図るため、情報提供・受付窓口の一本化を図るとともに、その採択にあたっては、国の出先機関等が、地域の実情に応じて、決定できるよう権限移譲を行う。	(内容) 産学官連携の推進による研究開発機能の強化を通じた地域産業振興 (効果) 利便性向上により、競争的資金等の活用拡大が図られ、産学官連携が促進される。また、権限移譲により、地域の実情に配慮した研究開発が推進される。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福岡県	福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	福岡は地理的・歴史的にアジアとの結びつきが強く、高度な学術機能や産業が集積し、九州・西日本の市民生活や経済活動を支える流通拠点港湾・博多港や福岡空港は重要な基盤として役割を果たしている。この地域特性を生かし、海外からの投資促進、産学官連携、博多港の港湾機能強化に関する国の支援措置等を活用し、アジアでのビジネス展開を目指す国内外企業の集積を図り、地域経済の活性化と地域雇用の拡大を目指す。そのため、対内投資の促進のためのワンストップ体制整備等の施策の集中、産学官連携を促進させる国の研究開発資金制度の利便性向上及び、アジア主要港との競争の中で伍していく水深15mの岸壁を備えた外貿コンテナターミナルの整備や港湾コスト・サービスの実現のための事業費枠の拡大・補助率の高上げなどの支援措置等の提案を行う。	競争的資金等による研究開発終了後の機械器具等の管理法人・大学への無償譲与	地域新生コンソーシアム研究開発事業など産学官連携を推進するための競争的資金等を活用し、国の委託を受け研究開発を実施する場合、管理法人は、研究開発(補完研究を含む)終了後、購入した機械器具等を国に返納しなければならないが、当該機械器具等を活用した、新たな産学官の研究開発を促進するため、現物を管理法人もしくは大学(私立大学を含む)に無償譲与できるようにする。	(内容) 産学官連携の推進による研究開発機能の強化を通じた地域産業振興 (効果) 採択テーマは、比較優位にある研究分野であるので、競争的資金等で購入した機械器具等の蓄積を通して、当該分野の優位性向上や新たな産学研究開発・グループの創出を図ることができる。
福岡県	福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	福岡は地理的・歴史的にアジアとの結びつきが強く、高度な学術機能や産業が集積し、九州・西日本の市民生活や経済活動を支える流通拠点港湾・博多港や福岡空港は重要な基盤として役割を果たしている。この地域特性を生かし、海外からの投資促進、産学官連携、博多港の港湾機能強化に関する国の支援措置等を活用し、アジアでのビジネス展開を目指す国内外企業の集積を図り、地域経済の活性化と地域雇用の拡大を目指す。そのため、対内投資の促進のためのワンストップ体制整備等の施策の集中、産学官連携を促進させる国の研究開発資金制度の利便性向上及び、アジア主要港との競争の中で伍していく水深15mの岸壁を備えた外貿コンテナターミナルの整備や港湾コスト・サービスの実現のための事業費枠の拡大・補助率の高上げなどの支援措置等の提案を行う。	アジアビジネス等の拠点形成事業施設整備に係る民間事業者への支援事業	「民間事業者の能力活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」による施設整備に関し、純民間事業者への支援措置について第3セクターへの支援措置と同程度とすること及び、施設認定の要件を緩和するとともに認定権限を構造改革特区認定の地方自治体に権限委譲する。	(内容) アジアビジネスの交流拠点形成等に資する純粋民間事業者の施設整備が促進される。 (効果) 純粋民間事業者が整備した各種施設を拠点として、対内投資が促進されるとともに九州の企業への投資増や、産学連携に関する取り組みが促進され、地域経済の活性化及び雇用の創出が見込まれる。
福岡県	福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	福岡は地理的・歴史的にアジアとの結びつきが強く、高度な学術機能や産業が集積し、九州・西日本の市民生活や経済活動を支える流通拠点港湾・博多港や福岡空港は重要な基盤として役割を果たしている。この地域特性を生かし、海外からの投資促進、産学官連携、博多港の港湾機能強化に関する国の支援措置等を活用し、アジアでのビジネス展開を目指す国内外企業の集積を図り、地域経済の活性化と地域雇用の拡大を目指す。そのため、対内投資の促進のためのワンストップ体制整備等の施策の集中、産学官連携を促進させる国の研究開発資金制度の利便性向上及び、アジア主要港との競争の中で伍していく水深15mの岸壁を備えた外貿コンテナターミナルの整備や港湾コスト・サービスの実現のための事業費枠の拡大・補助率の高上げなどの支援措置等の提案を行う。	港湾関係起債事業にかかる償還条件の改定	起債の償還期間の延伸	港湾機能施設整備事業にかかる起債の償還期間の延伸 (効果) 償還期間の延伸を行うことで、単年度の償還額が減り、より適正な港湾施設使用料金設定が可能となり、港の国際競争力の強化により、地域の活性化につながると考えられる。
福岡県	福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	福岡は地理的・歴史的にアジアとの結びつきが強く、高度な学術機能や産業が集積し、九州・西日本の市民生活や経済活動を支える流通拠点港湾・博多港や福岡空港は重要な基盤として役割を果たしている。この地域特性を生かし、海外からの投資促進、産学官連携、博多港の港湾機能強化に関する国の支援措置等を活用し、アジアでのビジネス展開を目指す国内外企業の集積を図り、地域経済の活性化と地域雇用の拡大を目指す。そのため、対内投資の促進のためのワンストップ体制整備等の施策の集中、産学官連携を促進させる国の研究開発資金制度の利便性向上及び、アジア主要港との競争の中で伍していく水深15mの岸壁を備えた外貿コンテナターミナルの整備や港湾コスト・サービスの実現のための事業費枠の拡大・補助率の高上げなどの支援措置等の提案を行う。	港湾整備事業に係る負担率・補助率の拡大	港湾整備事業に係る負担率・補助率の拡大	港湾整備事業に係る負担率・補助率の拡大 (効果) 港湾整備事業の促進により、港湾機能がより一層強化され、地域の経済活動や交流活動を支えることで地域の活性化につながるものと考えられる。
福岡県	福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	福岡は地理的・歴史的にアジアとの結びつきが強く、高度な学術機能や産業が集積し、九州・西日本の市民生活や経済活動を支える流通拠点港湾・博多港や福岡空港は重要な基盤として役割を果たしている。この地域特性を生かし、海外からの投資促進、産学官連携、博多港の港湾機能強化に関する国の支援措置等を活用し、アジアでのビジネス展開を目指す国内外企業の集積を図り、地域経済の活性化と地域雇用の拡大を目指す。そのため、対内投資の促進のためのワンストップ体制整備等の施策の集中、産学官連携を促進させる国の研究開発資金制度の利便性向上及び、アジア主要港との競争の中で伍していく水深15mの岸壁を備えた外貿コンテナターミナルの整備や港湾コスト・サービスの実現のための事業費枠の拡大・補助率の高上げなどの支援措置等の提案を行う。	特定埠頭運営効率化推進事業の事業者に対する無利子貸付	特区認定を受けた特定埠頭運営効率化推進事業において、事業を行う事業者が整備する移動式荷役機械について、港湾法第55条の7に基づく特定用途港湾施設の建設又は改良に対する無利子貸付の対象とする。	構造改革特別区域法に基づき、行政財産である港湾施設を事業者へ一体的かつ長期的に貸付けし、特定埠頭運営効率化推進事業が実施されることにより、民間の創意工夫を取り入れた港湾運営や港湾サービスの更なる向上が図られるが、事業者が事業のために整備する移動式荷役機械に対して、港湾法第55条の7に基づく無利子貸付の対象とすることで、事業者の財政的な柔軟性が広がり、事業者の施設に対する使用料の軽減等の港湾コストの更なる削減が実現する。このことにより、港湾の国際競争力が強化され、貨物の増加など港湾の活性化による新規雇用の創出や背後経済圏への経済波及効果が生じる。
福岡県	福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	福岡は地理的・歴史的にアジアとの結びつきが強く、高度な学術機能や産業が集積し、九州・西日本の市民生活や経済活動を支える流通拠点港湾・博多港や福岡空港は重要な基盤として役割を果たしている。この地域特性を生かし、海外からの投資促進、産学官連携、博多港の港湾機能強化に関する国の支援措置等を活用し、アジアでのビジネス展開を目指す国内外企業の集積を図り、地域経済の活性化と地域雇用の拡大を目指す。そのため、対内投資の促進のためのワンストップ体制整備等の施策の集中、産学官連携を促進させる国の研究開発資金制度の利便性向上及び、アジア主要港との競争の中で伍していく水深15mの岸壁を備えた外貿コンテナターミナルの整備や港湾コスト・サービスの実現のための事業費枠の拡大・補助率の高上げなどの支援措置等の提案を行う。	特定埠頭運営効率化推進事業の事業者に対する固定資産税・都市計画税の特例	特区認定を受けた特定埠頭運営効率化推進事業において、事業を行う事業者が整備する移動式荷役機械等の償却資産や家屋について、固定資産税・都市計画税の特例の対象とする。	構造改革特別区域法に基づき、行政財産である港湾施設を事業者へ一体的かつ長期的に貸付けし、特定埠頭運営効率化推進事業が実施されることにより、民間の創意工夫を取り入れた港湾運営や港湾サービスの更なる向上が図られるが、事業者が事業のために整備する移動式荷役機械等の償却資産や家屋に対して固定資産税・都市計画税の減額の対象とすることで、事業者の財政的な柔軟性が広がり、事業者の施設に対する使用料の軽減等の港湾コストの更なる削減が実現する。このことにより、港湾の国際競争力が強化され、貨物の増加など港湾の活性化による新規

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福岡県	福岡市	ロボット共存都市・福岡	国レベルで検討されるロボット共存社会実現へ向けた施策のテストフィールド(試行場所)として、また、複数の省庁で研究開発されるロボットの検証実験の場として、「ロボット開発・実証実験特区」である福岡市域を集中活用。あわせて、ロボット検証実験に限りロボット間の相互通信等のため、本市域で使用可能な帯域を利用し、簡易に特定実験局を開設可能とする。	ロボット関連施策に係る検証実験の福岡市における集中実施	次世代ロボットビジョン懇談会(経済産業省)の提言に基づき展開される各種施策の実施地域として本市域を活用。また、複数の省庁で研究開発される各ロボットの検証実験の場として、本市域を活用。	次世代ロボットビジョン懇談会(経済産業省)においては制度的課題として安全性の確保(技術基準、保険制度等)、環境整備(エネルギー供給、通信環境等)を検討・提言。提言に基づき展開される施策(エネルギー供給環境、通信供給環境整備など)のテストフィールド(試行場所)として本市域を活用。また、ネットワークロボット(総務省)、防災ロボット研究開発(消防庁)など複数の省庁で研究開発される各ロボットの検証実験の場として本市域を活用。
福岡県	福岡市	ロボット共存都市・福岡	国レベルで検討されるロボット共存社会実現へ向けた施策のテストフィールド(試行場所)として、また、複数の省庁で研究開発されるロボットの検証実験の場として、「ロボット開発・実証実験特区」である福岡市域を集中活用。あわせて、ロボット検証実験に限りロボット間の相互通信等のため、本市域で使用可能な帯域を利用し、簡易に特定実験局を開設可能とする。	ロボット検証実験における特定実験局開設	ロボット検証実験に限りロボット間の相互通信等のため、本市域で使用可能な帯域を利用し、簡易に特定実験局を開設可能とする。	ロボット検証実験に限りロボット間の相互通信等のため、本市域で使用可能な帯域を利用し、簡易に特定実験局を開設可能とする。実験を実施しやすい環境を整える。
福岡県	福岡市	公共空間を活用した賑わい創出構想	交流人口の増加を図り、本市に新たな活気を生み出す「ビクターズ・インダストリー(集客産業)」を振興している本市では、公共空間(市庁舎、道路、公園、河川敷など)を舞台にした様々な市民活動(屋台、祭り、音楽イベントなど)が都市文化として定着しており、それらは街に賑わいを与える貴重な観光資源にもなっている。本構想では、本市が管理する公有財産について、一層の有効利用を図る方策を定め、同様の措置を国に対しても求めていくことにする。これにより、市民・民間発案の新しい公共空間利用が促進され、賑わいを生む新ビジネスや新しい文化芸術の創造のチャンスを与え、新しい雇用の創出を図っていく。	国庫補助金により取得した公有財産の使用目的の拡大	福岡市が管理する公有財産同様に、福岡市内にある国庫補助金により取得した公有財産についても、簡易な手続きにより商業・文化芸術活動の目的で使用できるようにする	賑わいを創出する商業・文化芸術活動  (商業活動の例) 飲食(オープンカフェ等)、物販(ワゴンショップ、市場等)、広告など (文化芸術活動の例) フィルムコミッション、ストリートパフォーマンス、パブリックアートなど
福岡県	福岡市	公共空間を活用した賑わい創出構想	交流人口の増加を図り、本市に新たな活気を生み出す「ビクターズ・インダストリー(集客産業)」を振興している本市では、公共空間(市庁舎、道路、公園、河川敷など)を舞台にした様々な市民活動(屋台、祭り、音楽イベントなど)が都市文化として定着しており、それらは街に賑わいを与える貴重な観光資源にもなっている。本構想では、本市が管理する公有財産について、一層の有効利用を図る方策を定め、同様の措置を国に対しても求めていくことにする。これにより、市民・民間発案の新しい公共空間利用が促進され、賑わいを生む新ビジネスや新しい文化芸術の創造のチャンスを与え、新しい雇用の創出を図っていく。	国有財産の使用目的の拡大	福岡市が管理する公有財産同様に、福岡市内にある国有財産についても、簡易な手続きにより商業・文化芸術活動の目的で使用できるようにする	賑わいを創出する商業・文化芸術活動  (商業活動の例) 飲食(オープンカフェ等)、物販(ワゴンショップ、市場等)、広告など (文化芸術活動の例) フィルムコミッション、ストリートパフォーマンス、パブリックアートなど
福岡県	北九州市	市民力が創る「環境首都」北九州	市民参加型の環境首都実現のための新たな仕組みとして「住民基本台帳カード」を活用した電子エコマネーを全市的に流通させる「北九州市環境パスポート事業」を展開する。そうして得られた活力等を生かして、市民が構想段階から参画した各種環境プロジェクトを実施することとし、先行プロジェクトとして「響灘・緑の回廊事業」を実施する。	「ITを活用した地域通貨の導入・普及検討事業」の本市指定	本市の地域再生構想「市民力が創る環境首都北九州」を実現するためには、環境保全活動に、より多くの市民の参画が不可欠である。地域コミュニティの結びつきの薄い大都市では、市民一人一人の「心」に働きかける仕掛けが重要である。そのため、個人個人の環境保全活動への取り組みの「証」を「評価」し、かつ「個人または地域社会」にその努力を還元させる仕組みが必要である。これらを実現するためには、公共性が高く、かつ手軽で、汎用性が高い、「住民基本台帳カード」(ICカード)を活用した電子エコマネーの構築が不可欠である。	市民参加型の環境首都実現のための新たな仕組みとして「住民基本台帳カード」を活用した電子エコマネーを全市的に流通させる「北九州市環境パスポート事業」を展開する。誰もが気軽に利用でき、かつ汎用性の高いICカード(住民基本台帳カード)を利用することで、多くの市民の本事業への参加が容易となり、市民参加型の環境保全の取り組みが進む。また、電子エコマネーの活用による地域商業の活性化、電子エコマネーの管理等に伴う新組織設置に伴う雇用創出、さらには、市民が構想段階から参画した各種環境プロジェクトの実施に伴う雇用創出および経済活性化等の効果が期待できる。
福岡県	北九州市	市民力が創る「環境首都」北九州	市民参加型の環境首都実現のための新たな仕組みとして「住民基本台帳カード」を活用した電子エコマネーを全市的に流通させる「北九州市環境パスポート事業」を展開する。そうして得られた活力等を生かして、市民が構想段階から参画した各種環境プロジェクトを実施することとし、先行プロジェクトとして「響灘・緑の回廊事業」を実施する。	廃棄物処分場(埋立地)を「緑の回廊」として整備する事への支援	自然環境の創生と併せて、産業用地の環境イメージアップを図るための、緑化計画がある場合は、既に自然が創生している場合であっても、現状のまま処分場の閉鎖を承認して戴きたい。また、覆土において緑化計画に基づいた地形の造成を承認して戴くなど、埋立終了と同時に、緑化等の自然再生事業を開始させていただきたい。	自然環境の創生と併せて、産業用地の環境イメージアップを図るための、緑化計画がある場合は、埋立終了後から緑化計画に基づいた緑化事業を進める。(観測井の水質モニタリングなど処分場の閉鎖手続きと平行して実施)

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福岡県	北九州市	市民力が創る「環境首都」北九州	市民参加型の環境首都実現のための新たな仕組みとして「住民基本台帳カード」を活用した電子エコマネーを全市的に流通させる「北九州市環境パスポート事業」を展開する。そうして得られた活力等を生かして、市民が構想段階から参画した各種環境プロジェクトを実施することとし、先行プロジェクトとして「響灘・緑の回廊事業」を実施する。	埋立地の自然再生に関する各府省の施策の連携	廃棄物処分場(埋立地)の一定エリア内の自然再生事業や産業用地(埋立地)のイメージアップに対して、緑の回廊の形成、遊歩道整備、環境観光施設の整備、パードウオッチング等について、国土交通省の港湾環境整備事業(緑化事業)と環境省の自然再生推進事業の横断的な連携施策(補助事業の適用)の展開	・響灘・緑の回廊(緑化)事業 ・緑の回廊内の遊歩道の整備 ・環境観光施設の整備 ・パードウオッチングのための整備
福岡県	北九州市	小倉都心・門司港レトロ地区集客活性化事業	本事業は、「民間の自由な発想がまちの魅力向上に直結する地域づくり」をテーマに、民間活力の積極的な活用により、本市中心部や観光拠点の魅力を高め、集客力を向上させることを目的に行う。 本市の中心商業地である小倉駅周辺及び中心観光地である門司港レトロ地区には、道路・河川・公園・港湾施設などの公共空間が多数存在する。これらは占用主体が限られていたり、一体的な利用が困難であるなど、有効に活用されていない。 そこで、公共施設・用地の割合が高い地区を限定し、民間活力の導入が容易となる要件緩和を実施することで、集客力を高め、賑わいを創出する。 それによって、地元商業、観光産業の活性化や、新たな都市機能の集積などが期待され、地域経済の活性化や新たな雇用の創出が期待できる。	道路における指定管理者制度の導入	民間事業者による道路の管理は、本来道路法の趣旨が「道路直轄管理の原則」から管理委託を認めなかった経緯がある。 「特別法」の制定若しくは新たな解釈を通知することにより、指定管理者制度を設け、管理を限定的(項目と区域)に代行させる。内容は、日常管理(道路の清掃、植樹の剪定、電気機械設備管理、民間の土地利用を総合的に管理)程度と考えられる。 道路付属物駐車場の管理については、効率的な運用を図るため、利用料金制度の採用を可能にする。	項目と区域を限定して、道路の日常的な管理(道路の清掃、植樹の剪定、電気機械設備管理等の管理権限)を指定管理者制度により民間事業者に代行させる。 他の公の施設の指定管理者と相まって、限定的な地域を一民間事業者が管理(複数の管理者に跨るエリアを一括管理)することで、住民ニーズを反映した質の高い管理が可能となり、より集客環境が向上する。維持管理に係る行政コストも削減できる。 また、道路付属物駐車場の指定管理者が運営し、民間駐車場の管理、統一的なサービス等の設定を可能とする。 (例)小倉都心部の2市営駐車場と近隣の民間による駐車場のサービス内容を統一することが可能等
福岡県	北九州市	小倉都心・門司港レトロ地区集客活性化事業	本事業は、「民間の自由な発想がまちの魅力向上に直結する地域づくり」をテーマに、民間活力の積極的な活用により、本市中心部や観光拠点の魅力を高め、集客力を向上させることを目的に行う。 本市の中心商業地である小倉駅周辺及び中心観光地である門司港レトロ地区には、道路・河川・公園・港湾施設などの公共空間が多数存在する。これらは占用主体が限られていたり、一体的な利用が困難であるなど、有効に活用されていない。 そこで、公共施設・用地の割合が高い地区を限定し、民間活力の導入が容易となる要件緩和を実施することで、集客力を高め、賑わいを創出する。 それによって、地元商業、観光産業の活性化や、新たな都市機能の集積などが期待され、地域経済の活性化や新たな雇用の創出が期待できる。	道路使用許可基準の緩和	道路区域内におけるイベント等は、所轄警察署長の道路使用許可が必要である。しかし、交通の安全と円滑を確保する制度であることから、地域的な例外を認めないなど、民間事業者等が企画する賑わいづくりに対して許可基準が厳しい部分もある。オープンカフェや朝市など定期的又は長期にわたる道路使用など、許可基準の緩和をお願いする。	道路敷地内におけるイベント、オープンカフェや朝市など、定期的又は長期にわたる道路を利用した民間事業者による占用(項目と地域を限定)を許可できるようにする。 公共空間として道路を積極的に民間開放することで、集客拠点としての魅力の向上が図られ、域内外からの集客に寄与する。
福岡県	北九州市	小倉都心・門司港レトロ地区集客活性化事業	本事業は、「民間の自由な発想がまちの魅力向上に直結する地域づくり」をテーマに、民間活力の積極的な活用により、本市中心部や観光拠点の魅力を高め、集客力を向上させることを目的に行う。 本市の中心商業地である小倉駅周辺及び中心観光地である門司港レトロ地区には、道路・河川・公園・港湾施設などの公共空間が多数存在する。これらは占用主体が限られていたり、一体的な利用が困難であるなど、有効に活用されていない。 そこで、公共施設・用地の割合が高い地区を限定し、民間活力の導入が容易となる要件緩和を実施することで、集客力を高め、賑わいを創出する。 それによって、地元商業、観光産業の活性化や、新たな都市機能の集積などが期待され、地域経済の活性化や新たな雇用の創出が期待できる。	河川管理における指定管理者制度の導入	河川の管理は、河川法で河川管理者による管理と定められている。「特別法」の制定若しくは新たな解釈を通知することにより、指定管理者制度を設け、管理を限定的(項目と区域)に代行させる。内容は、日常管理(河川管理道の点検・監視・清掃、隣接する民間の土地との複合利用を含めて総合的に管理)程度と考えられる。	項目と区域を限定して、河川の日常的な管理(河川管理道の点検・監視・清掃、隣接する民間土地との複合利用を含めて総合的に管理)を指定管理者制度により民間事業者に代行させる。 他の公の施設の指定管理者と相まって、治水上問題のない限定的な地域を一民間事業者が管理(複数の管理者に跨るエリアを一括管理)することで、住民ニーズを反映した質の高い管理が可能となり、より地域再生に寄与できる。
福岡県	北九州市	小倉都心・門司港レトロ地区集客活性化事業	本事業は、「民間の自由な発想がまちの魅力向上に直結する地域づくり」をテーマに、民間活力の積極的な活用により、本市中心部や観光拠点の魅力を高め、集客力を向上させることを目的に行う。 本市の中心商業地である小倉駅周辺及び中心観光地である門司港レトロ地区には、道路・河川・公園・港湾施設などの公共空間が多数存在する。これらは占用主体が限られていたり、一体的な利用が困難であるなど、有効に活用されていない。 そこで、公共施設・用地の割合が高い地区を限定し、民間活力の導入が容易となる要件緩和を実施することで、集客力を高め、賑わいを創出する。 それによって、地元商業、観光産業の活性化や、新たな都市機能の集積などが期待され、地域経済の活性化や新たな雇用の創出が期待できる。	民間事業者による河川使用の許可	河川敷地内におけるイベントを行う際の占用主体は、国又は地方公共団体等の公共主体に限られている。オープンカフェや朝市など定期的又は短期的な河川敷地を利用した民間事業者による占用(項目と地域を限定)を地域が中心となった民間団体へも許可できる基準の緩和をお願いする。	河川敷地内におけるイベント、オープンカフェや朝市など定期的もしくは短期的な河川敷地を利用した民間事業者による占用(項目と地域を限定)を許可する。 これによって、民間主導でのイベントが開催されることで、賑わいが創出され、地域再生に寄与できる。
福岡県	北九州市	小倉都心・門司港レトロ地区集客活性化事業	本事業は、「民間の自由な発想がまちの魅力向上に直結する地域づくり」をテーマに、民間活力の積極的な活用により、本市中心部や観光拠点の魅力を高め、集客力を向上させることを目的に行う。 本市の中心商業地である小倉駅周辺及び中心観光地である門司港レトロ地区には、道路・河川・公園・港湾施設などの公共空間が多数存在する。これらは占用主体が限られていたり、一体的な利用が困難であるなど、有効に活用されていない。 そこで、公共施設・用地の割合が高い地区を限定し、民間活力の導入が容易となる要件緩和を実施することで、集客力を高め、賑わいを創出する。 それによって、地元商業、観光産業の活性化や、新たな都市機能の集積などが期待され、地域経済の活性化や新たな雇用の創出が期待できる。	都市公園の建ぺい率の引き上げ	都市公園に公園施設として設ける建築物に対する建ぺい率の上限が2%である。地域を限定し、かつ総面積要件や建築物の種別要件を備えたうえで建ぺい率の上限を5~10%へ引き上げをお願いする。	地域、目的を限定して建ぺい率を緩和し、市街地における公園施設内にカフェテラスや売店を設置する等、賑わいを創出する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福岡県	北九州市	小倉都心・門司港レトロ地区集客活性化事業	<p>本事業は、「民間の自由な発想がまちの魅力向上に直結する地域づくり」をテーマに、民間活力の積極的な活用により、本市中心部や観光拠点の魅力を高め、集客力を向上させることを目的に行う。</p> <p>本市の中心商業地である小倉駅周辺及び中心観光地である門司港レトロ地区には、道路・河川・公園・港湾施設などの公共空間が多数存在する。これらは占有主体が限られていたり、一体的な利用が困難であるなど、有効に活用されていない。</p> <p>そこで、公共施設・用地の割合が高い地区を限定し、民間活力の導入が容易となる要件緩和を実施することで、集客力を高め、賑わいを創出する。</p> <p>それによって、地元商業、観光産業の活性化や、新たな都市機能の集積などが期待され、地域経済の活性化や新たな雇用の創出が期待できる。</p>	民間事業者による港湾施設使用の許可	<p>港湾施設の管理は、港湾法で港湾管理者による管理と定められている。「特別法」の制定若しくは新たな解釈を通知することにより、指定管理者制度を設け、管理を限定的(項目と区域)に代行させる。内容は、日常管理(港湾交通施設・港湾環境整備施設の清掃、民間の土地利用を総合的に管理)程度と考えられる。</p>	<p>臨港交通施設や港湾環境整備施設など限定的な地域で、港湾の日常的な管理(港湾交通施設・港湾環境整備施設の清掃、電気機械設備管理、民間の土地利用を総合的に管理)を指定管理者制度により民間事業者に代行させる。</p> <p>他の公の施設の指定管理者と相まって、限定的な地域を一民間事業者が管理(複数の管理者に跨るエリアを一括管理)することで、住民ニーズを反映した質の高い管理が可能となり、より集客環境が向上し、観光産業の振興等が図られる。維持管理に係る行政コストも削減できる。</p>
福岡県	北九州市	小倉都心・門司港レトロ地区集客活性化事業	<p>本事業は、「民間の自由な発想がまちの魅力向上に直結する地域づくり」をテーマに、民間活力の積極的な活用により、本市中心部や観光拠点の魅力を高め、集客力を向上させることを目的に行う。</p> <p>本市の中心商業地である小倉駅周辺及び中心観光地である門司港レトロ地区には、道路・河川・公園・港湾施設などの公共空間が多数存在する。これらは占有主体が限られていたり、一体的な利用が困難であるなど、有効に活用されていない。</p> <p>そこで、公共施設・用地の割合が高い地区を限定し、民間活力の導入が容易となる要件緩和を実施することで、集客力を高め、賑わいを創出する。</p> <p>それによって、地元商業、観光産業の活性化や、新たな都市機能の集積などが期待され、地域経済の活性化や新たな雇用の創出が期待できる。</p>	公の施設の使用・占用料金設定の自由裁量への見解	<p>公の施設の使用や占有はそれぞれの根拠法に基づき、各自治体の条例で料金が定められている。しかし、概ね設定については、全国共通な考え方となっているため、改定も困難である。地域再生計画区域においては、その目的にあった項目(イベント利用等)については、統一かつ自由裁量で使用料金の設定ができる見解を示す。</p>	<p>公の施設の使用や占有について、項目を限定して(イベント利用等、賑わいの創出が期待されるようなものを対象)料金を低廉化することにより民間事業者の参入を促進する。</p>
福岡県	北九州市	小倉都心・門司港レトロ地区集客活性化事業	<p>本事業は、「民間の自由な発想がまちの魅力向上に直結する地域づくり」をテーマに、民間活力の積極的な活用により、本市中心部や観光拠点の魅力を高め、集客力を向上させることを目的に行う。</p> <p>本市の中心商業地である小倉駅周辺及び中心観光地である門司港レトロ地区には、道路・河川・公園・港湾施設などの公共空間が多数存在する。これらは占有主体が限られていたり、一体的な利用が困難であるなど、有効に活用されていない。</p> <p>そこで、公共施設・用地の割合が高い地区を限定し、民間活力の導入が容易となる要件緩和を実施することで、集客力を高め、賑わいを創出する。</p> <p>それによって、地元商業、観光産業の活性化や、新たな都市機能の集積などが期待され、地域経済の活性化や新たな雇用の創出が期待できる。</p>	既存の基盤施設転・活用対策	<p>国庫補助事業で整備された既存基盤施設等を、本来の政策目的以外の用途へ転・活用する場合に要する取得整備事業費への措置</p>	<p>国庫補助事業で整備された既存基盤施設を、より公共性が高く、より広範な受益波及が見込まれる他の用途に転・活用する場合、その取得整備事業費に支援措置を講じる。併せて、当初整備の際に充当した国庫補助金の返還免除、地方債の繰上償還免除を認める。</p> <p>これによって、国庫補助事業で整備された既存基盤施設の有効活用を図り、地域経済の活性化と地域雇用の創造に資する。</p> <p>また、単独事業で整備した施設についても、公共コストの削減につながるアウトソーシングを目的とする施設の維持補修に係る全体事業費に支援措置を講じる。</p> <p>これによって、転用や機能付加と一体的に行われる老朽化更新全体について起債対象とすることにより、老朽化した施設の維持レベルが向上し、維持管理コストの低減が民間事業者へのアウトソーシングのインセンティブとなるため、参入意欲を刺激しビジネスチャンスが拡大するとともに行政コストの削減につながる。</p>
福岡県	北九州市	北九州市国際物流特区を活用した産業再生	<p>北九州市国際物流特区をさらに推進し、本市への企業誘致の促進、市内企業の産業競争力の強化、ひいては本市全体の産業活性化を図るため、「工業用水道施設の有効活用に伴う国庫補助金返還の免除」をお願いするもの。</p>	工業用水道施設の有効活用に伴う国庫補助金の返還の免除	<p>一定の要件に合致すれば、既に交付された補助金の返還の免除を求めるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初の補助目的を達成していること。</li> <li>・社会・経済情勢の変化による事情変更があること。</li> </ul>	<p>工業用水の供給余力を広域的な水利用などに有効活用する。</p> <p>補助金免除額の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工水の施設更新への充当</li> <li>・工水料金の軽減化</li> </ul>
福岡県	福岡県福岡市前原市二丈町志摩町	九州大学学術研究都市構想	<p>自然豊かな糸島地域の中心部に移転立地する九州大学を核とし、大学との連携からスピニングアウトするベンチャーや関連の研究・産業等を地域の自然と融合させながら分散立地させることにより、地域経済を活性化させるとともに雇用の創出を図る。</p>	各市町合同の都市計画審議会及び開発審査会等設置許可	<p>1 都市計画法第77条の2に定める市町村都市計画審議会について、九州大学学術研究都市構想に定める一次圏域内(ただし福岡市の区域を除く)の区域については、域内各市町合同の審議会とする。</p> <p>2 都市計画法第78条に定める開発審査会について、各市町合同の審査会設置を認める。加えて、同域の建築基準法の適用について同法 第2条3号2に定める特定行政庁について、同域に関して市町合同の特定行政庁とする。</p>	<p>1 前原市、志摩町、二丈町の都市計画法、及び各種都市計画法案件について九州大学学術研究都市計画審議会(仮称)を当該市町の合同で設置、運営する。</p> <p>2 また、同様に当該域内の開発許可について、合同の開発審査会(現在福岡県開発審査会が運用)を設置、運営する。</p>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福岡県	福岡県福岡市前原市二丈町志摩町	九州大学学術研究都市構想	自然豊かな糸島地域の中心部に移転立地する九州大学を核とし、大学との連携からスピニングアウトするベンチャーや関連の研究・産業等を地域の自然と融合させながら分散立地させることにより、地域経済を活性化させるとともに雇用の創出を図る。	地方税の不均一課税減収額を地方交付税交付金の対象とする。	分散型地域核(ほたる)への企業等誘致のため、福岡県及び各市町等の不動産取得税及び固定資産税の地方税に関し、これの不均一課税を行った場合の減収額について、地方交付税交付金の対象とする。	九州大学の高度で多様な研究開発機能と連携した研究所等のほか、このような研究開発機能や人材を活用して研究開発支援・試作加工等高付加価値の生産活動を行う企業等を九州大学新キャンパスの周辺に誘致するため、地元産学官一体となった誘致活動を展開している。分散型地域核(ほたる)への進出企業に対する地方税の減免等の制度を新設することにより誘致活動を促進するもの。
福岡県	福岡県福岡市前原市二丈町志摩町	九州大学学術研究都市構想	自然豊かな糸島地域の中心部に移転立地する九州大学を核とし、大学との連携からスピニングアウトするベンチャーや関連の研究・産業等を地域の自然と融合させながら分散立地させることにより、地域経済を活性化させるとともに雇用の創出を図る。	開発許可立地基準の緩和	開発許可制度運用指針における開発許可立地基準を緩和するもの。運用指針において、立地できる建築物(市街化調整区域における自然的土地利用と調和のとれたその他の施設)を追加する。	九州大学学術研究都市構想において、大学新キャンパス周辺の開発に関して、「豊かな自然や歴史の特性を保存、活用して学術研究都市を形成するため、大規模な面開発を必要最小限にとどめ、周辺環境と必要な機能が共生した比較的小規模な開発が分散して行われるように開発誘導する」とことと定められており、そのような環境共生型の開発を分散型地域核(ほたる)として位置付けている。具体的には、九州大学学術研究都市に必要な、産学連携を実現するための研究施設・ベンチャー企業、大学関係者等が居住するゆとりある優良田園住宅、研修施設等の比較的小規模な開発(20ha未満)を豊かな自然環境を生かしながら整備していくこととしている。市街化調整区域において、大学との連携あるいは総合科学技術会議における重点分野に関連するベンチャー企業や移転企業の立地を広く可能にし、研究・産業の集積を推進するとともに、例えば、陶芸工房、アトリエ、地元産の有機農作物を使ったパン屋・蕎麦屋、古民家を利用した小規模なレストラン等のような、市街化調整区域における自然的土地利用と調和のとれた、地域の自然的魅力を増進させる施設を立地させることにより、「ほたる」の整備が推進される。
福岡県	福岡県福岡市前原市二丈町志摩町	九州大学学術研究都市構想	自然豊かな糸島地域の中心部に移転立地する九州大学を核とし、大学との連携からスピニングアウトするベンチャーや関連の研究・産業等を地域の自然と融合させながら分散立地させることにより、地域経済を活性化させるとともに雇用の創出を図る。	市街化調整区域内の地区計画の指定基準の緩和	都市計画運用指針における地区計画を定める基準を緩和するもの。運用指針において、市街化調整区域内の地区計画は市街化を抑制すべきであるという市街化調整区域の性格を変えない範囲とすべきとされているが、九州大学学術研究都市にいう「分散型地域核(ほたる)」開発を行うための地区計画については認めることとする。	九州大学学術研究都市構想において、大学新キャンパス周辺の開発に関して、「豊かな自然や歴史の特性を保存、活用して学術研究都市を形成するため、大規模な面開発を必要最小限にとどめ、周辺環境と必要な機能が共生した比較的小規模な開発が分散して行われるように開発誘導する」とことと定められており、そのような環境共生型の開発を分散型地域核(ほたる)として位置付けている。具体的には、九州大学学術研究都市に必要な、産学連携を実現するための研究施設・ベンチャー企業、大学関係者等が居住するゆとりある優良田園住宅、研修施設等の比較的小規模な開発(20ha未満)を豊かな自然環境を生かしながら整備していくこととしている。地区計画の指定基準の緩和により、市街化調整区域の性格を変えこととなる20ha未満の開発を行うための地区計画を定めることが可能となることから、以上のような比較的小規模で自然環境と共生した特色ある開発事業が実現できることとなる。
福岡県	福岡県福岡市前原市二丈町志摩町	九州大学学術研究都市構想	自然豊かな糸島地域の中心部に移転立地する九州大学を核とし、大学との連携からスピニングアウトするベンチャーや関連の研究・産業等を地域の自然と融合させながら分散立地させることにより、地域経済を活性化させるとともに雇用の創出を図る。	調整区域の地区計画と農村地域工業等導入促進法による地区の重複	都市計画運用指針には、用途地域が定められていない土地の区域(市街化調整区域)における地区計画の区域には、農村地域工業等導入促進法に規定する工業等導入地区が含まれるべきではないと定められているが、これを可能とする。	産業立地にインセンティブを与えるため、工業等導入地区を指定し、優遇措置を講じる。一方、市街化調整区域の土地利用を誘導するため、地区計画により立地施設の用途を限定する。そのためには本支援措置が必要となる。
福岡県	福岡県福岡市前原市二丈町志摩町	九州大学学術研究都市構想	自然豊かな糸島地域の中心部に移転立地する九州大学を核とし、大学との連携からスピニングアウトするベンチャーや関連の研究・産業等を地域の自然と融合させながら分散立地させることにより、地域経済を活性化させるとともに雇用の創出を図る。	農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区指定の緩和等	工業等導入地区の指定は法令等により、原則として1自治体に1箇所となっているが、この構想の分散型地域核(ほたる)に関しては同時に複数箇所の開発が想定される。この分散型地域核形成の推進を図るため、複数指定が可能となるよう提案する。	産業立地にインセンティブを与えるため、工業等導入地区を指定し、優遇措置を講じる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福岡県	福岡県福岡市前原市二丈町志摩町	九州大学学術研究都市構想	自然豊かな糸島地域の中心部に移転立地する九州大学を核とし、大学との連携からスピニングアウトするベンチャーや関連の研究・産業等を地域の自然と融合させながら分散立地させることにより、地域経済を活性化させるとともに雇用の創出を図る。	農地転用等に係る協議期間の短縮などによる、手続きの迅速化	地域再生に係る新法などに位置づけられた構想(プロジェクト)については、農地転用等に係る一連の協議手続期間等に一定(約6ヶ月)の期限を設けるなどして、その迅速化を図る。	本構想においては、糸島半島域の豊かな自然環境との調和を図りつつ、新キャンパスを核とする新たな学術研究都市づくりを進め、産学官連携の推進、新産業の創出に取り組むこととしており、そのために、「タウン・オン・キャンパス」や「分散型地域核(ほたる)」の整備を進めることとしている。
福岡県	福岡県福岡市前原市二丈町志摩町	九州大学学術研究都市構想	自然豊かな糸島地域の中心部に移転立地する九州大学を核とし、大学との連携からスピニングアウトするベンチャーや関連の研究・産業等を地域の自然と融合させながら分散立地させることにより、地域経済を活性化させるとともに雇用の創出を図る。	農地転用許可の緩和	農地法における許可権限の委譲。ほたる地域(20ha未満)における農地転用許可については、転用面積が4haをこえるものであっても県知事許可とする。	九州大学学術研究都市構想において、大学新キャンパス周辺の開発に関して、「豊かな自然や歴史の特性を保存、活用して学術研究都市を形成するため、大規模な面開発を必要最小限にとどめ、周辺環境と必要な機能が共生した比較的小規模な開発が分散して行われるように開発誘導する」ことと定められており、そのような環境共生型の開発を分散型地域核(ほたる)として位置付けている。具体的には、九州大学学術研究都市に必要な、産学連携を実現するための研究施設・ベンチャー企業、大学関係者等が居住するゆとりある優良田園住宅、研修施設等の比較的小規模な開発(20ha未満)を豊かな自然環境を生かしながら整備していくこととしている。農地法の緩和により大臣許可が不要となり、迅速に農地転用手続きが行われることから、「ほたる」の整備が促進される。
福岡県	福岡県福岡市前原市二丈町志摩町	九州大学学術研究都市構想	自然豊かな糸島地域の中心部に移転立地する九州大学を核とし、大学との連携からスピニングアウトするベンチャーや関連の研究・産業等を地域の自然と融合させながら分散立地させることにより、地域経済を活性化させるとともに雇用の創出を図る。	農地等の権利移動制限の緩和	農地法における権利移動制限の内容を変更するもの。ほたる地域における使用貸借権及び賃借権については、面積制限を撤廃する。	九州大学学術研究都市構想において、大学新キャンパス周辺の開発に関して、「豊かな自然や歴史の特性を保存、活用して学術研究都市を形成するため、大規模な面開発を必要最小限にとどめ、周辺環境と必要な機能が共生した比較的小規模な開発が分散して行われるように開発誘導する」ことと定められており、そのような環境共生型の開発を分散型地域核(ほたる)として位置付けている。具体的には、九州大学学術研究都市に必要な、産学連携を実現するための研究施設・ベンチャー企業、大学関係者等が居住するゆとりある優良田園住宅、研修施設等の比較的小規模な開発(20ha未満)を豊かな自然環境を生かしながら整備していくこととしている。優良田園住宅では、耕作放棄されている樹園地等に定期借地権を設定し、1戸当たり300坪程度の区画に住宅、畑、果樹園等を一体的に整備し、都市圏では実現できない敷地規模に、農業従事体験や豊かな自然に親しみながら生活を営むことができる新しいライフスタイルを提案するものである。使用貸借権及び賃借権に関する面積基準の撤廃により、農業サイドにおいては農地の維持が担保されつつ耕作放棄地、耕作不適地の活用が図られるとともに都市サイドが求める質感の高い豊かな優良田園住宅の建設が促進されるものである。
福岡県	福岡県福岡市前原市二丈町志摩町	九州大学学術研究都市構想	自然豊かな糸島地域の中心部に移転立地する九州大学を核とし、大学との連携からスピニングアウトするベンチャーや関連の研究・産業等を地域の自然と融合させながら分散立地させることにより、地域経済を活性化させるとともに雇用の創出を図る。	優良田園住宅建設の促進	優良田園住宅の建設の促進に関する法律における促進に関する配慮内容を明確にし、より一層促進が図られるようにして頂きたい。また、優良田園住宅促進協議会において、配慮内容について協議する等、地方公共団体の意見を参考にして頂きたい。	九州大学学術研究都市構想において、大学新キャンパス周辺の開発に関して、「豊かな自然や歴史の特性を保存、活用して学術研究都市を形成するため、大規模な面開発を必要最小限にとどめ、周辺環境と必要な機能が共生した比較的小規模な開発が分散して行われるように開発誘導する」ことと定められており、そのような環境共生型の開発を分散型地域核(ほたる)として位置付けている。具体的には、九州大学学術研究都市に必要な、産学連携を実現するための研究施設・ベンチャー企業、大学関係者等が居住するゆとりある優良田園住宅、研修施設等の比較的小規模な開発(20ha未満)を豊かな自然環境を生かしながら整備していくこととしている。優良田園住宅の建設にあたっては、優良田園住宅の建設の促進に関する法律の適用を受けて促進を図ることとしているが、配慮内容を明確にすることにより、建設がより一層促進されることとなる。また、地方公共団体の意見を参考にすることにより、地域性等に応じた配慮が可能となり、さらに促進が図られる。
福岡県	福岡県田川市香春町添田町金田町糸田町川崎町赤池町方城町大任町赤村	田川地域産業再生構想	田川地域における産業構造を転換するため、地域市町村等が連携し、既存産業の転換による環境産業の創出、農業の活性化、地域資源を活用した観光振興を図り、地域の活性化と雇用創出を図るもの。	セメント製造施設の転用に関する許可の緩和 廃棄物処理施設整備補助金のセメント製造施設改造への適用	産業廃棄物処理を実施するセメント製造施設の廃棄物処理施設への転用に関する廃棄物処理法に基づく、都道府県知事による許可の緩和 環境省が所管する廃棄物処理施設整備補助金の自治体が関与して実施するセメント製造施設改造への適用(現行は施設新設のみが対象)	セメント製造施設への転用 セメント製造施設への一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設への転用

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福岡県	福岡県田川市香春町添田町金田町糸田町川崎町赤池町方城町大任町赤 村	田川地域産業再生構想	田川地域における産業構造を転換するため、地域市町村等が連携し、既存産業の転換による環境産業の創出、農業の活性化、地域資源を活用した観光振興を図り、地域の活性化と雇用創出を図るもの。	農業生産法人の認可要件の緩和	農業協同組合法に基づく農事組合法人などの農業生産法人の認可要件の緩和	良質米等ブランド化の推進 グリーンツーリズムによる農業振興 農産物直販所の充実・強化 農家レストラン 農業体験 農家民泊 企業的園芸農業の推進
福岡県	福岡県田川市香春町添田町金田町糸田町川崎町赤池町方城町大任町赤 村	田川地域産業再生構想	田川地域における産業構造を転換するため、地域市町村等が連携し、既存産業の転換による環境産業の創出、農業の活性化、地域資源を活用した観光振興を図り、地域の活性化と雇用創出を図るもの。	農産物直販施設整備に関する補助金の弾力的運用	農林水産省が所管する農産物直販施設整備に関する補助金と国土交通省の所管する道の駅整備に関する補助金の連携及び弾力的な運用	グリーンツーリズムによる農業振興 農産物直販所の充実・強化 農家レストラン 農業体験 農家民泊
福岡県	福岡県田川市香春町添田町金田町糸田町川崎町赤池町方城町大任町赤 村	田川地域産業再生構想	田川地域における産業構造を転換するため、地域市町村等が連携し、既存産業の転換による環境産業の創出、農業の活性化、地域資源を活用した観光振興を図り、地域の活性化と雇用創出を図るもの。	加工食品の製造・販売に関する規制の緩和	農産物直販施設等において製造・販売に関しての厚生労働省が所管する食品衛生法等の規制の緩和	グリーンツーリズムによる農業振興 農産物直販所の充実・強化 農家レストラン 農業体験 農家民泊
福岡県	福岡県田川市香春町添田町金田町糸田町川崎町赤池町方城町大任町赤 村	田川地域産業再生構想	田川地域における産業構造を転換するため、地域市町村等が連携し、既存産業の転換による環境産業の創出、農業の活性化、地域資源を活用した観光振興を図り、地域の活性化と雇用創出を図るもの。	国定公園計画の変更権限の都道府県への移譲	地域振興の観点からの施設整備に機動的に対応するため、環境省が所管する自然公園法に基づく、国定公園計画(利用施設)の変更権限の都道府県への移譲	いやしを充実した観光提供(散策路、自然観察拠点整備など) 生活体験を実感する観光提供の強化(伝統産品等体験) 来訪者にやさしい「もてなし」の強化(食の創出、観光サイン整備、観光ボランティアの育成など) 地域情報の発信(観光ツアーの実施など)
福岡県	福岡県田川市香春町添田町金田町糸田町川崎町赤池町方城町大任町赤 村	田川地域産業再生構想	田川地域における産業構造を転換するため、地域市町村等が連携し、既存産業の転換による環境産業の創出、農業の活性化、地域資源を活用した観光振興を図り、地域の活性化と雇用創出を図るもの。	非営利団体等による観光旅行に関する旅行業法の規制緩和 農家民宿が行う観光案内に係る道路運送法の規制緩和 韓国・中国留学生の通訳への活用に関する通訳案内業法の規制緩和	旅行業法に基づく登録要件の緩和(非営利団体が地域に限って行う観光旅行に対するもの) 農家民宿が行う観光案内に係る道路運送法の規制緩和 韓国・中国留学生の通訳への活用のための、通訳案内業法に基づく通訳案内業の資格要件の緩和	いやしを充実した観光提供(散策路、自然観察拠点整備など) 生活体験を実感する観光提供の強化(伝統産品等体験) 来訪者にやさしい「もてなし」の強化(食の創出、観光サイン整備、観光ボランティアの育成など) 地域情報の発信(観光ツアーの実施など)

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福岡県	福岡県	アジアのITビジネス交流拠点構築プロジェクト	国内で最も地理的に有利な福岡県を中心に、アジアとの情報流通の拠点化を図るため、現在東京に集中しているIX(インターネットエクスチェンジ)機能を福岡に構築し、グローバルに競争が可能な環境を整える。	IX構築運営のための創業支援策の創設	<p>○基本的にIX構築・運営は民間主体で行われるべきものと考えているが、ビジネスとして成立するための条件を整えない限り実現は難しい。</p> <p>○IX事業は接続料収入がその大部分を占めているが、事業開始時にはその接続件数も少なく、ビジネスとしては成り立ちにくい。そこで、事業の立ち上げをサポートする仕組みが必要である。</p> <p>○IX事業運営において最も多額の費用を要するものは、構築時の機器(ルータ、スイッチ等)の費用と人件費を中心とする運営費であることから、その機器費用の一部及び事業開始から3カ年間程度、東京IXまでの回線費用を含む運営費の一部について支援が必要。国においては、IX事業を国の重点推進分野として位置づけ事業者に対する支援策を創設いただきたい。</p>	<p>○現在福岡県では、県単独補助金を創設して「ふくおかiDC」内にインターネット情報集積を図っている。この情報集積をインセンティブとしての民間ISP(インターネットサービスプロバイダー)の接続や県内中小ISPの「ふくおかiDC」への集約等を通じてIX構築を目指している。</p> <p>○このIXは、県内の中小ISP・大手ISPの接続を実現し、県内はもとより九州・山口、引いては全国のトラフィックを集約し、東京のIXに依存せずアジア、ひいてはグローバルなトラフィック交換を可能とする。また、国内の地域IXとの連携も視野に入れており、より広域な展開を図っていく。</p> <p>更に、このIXが存在するふくおかiDCは、データの相互バックアップの観点から、将来各地方公共団体で設立される公共iDCとの連携も考えており、これが実現すればますます福岡におけるIXの重要性は増すものと思われる。</p>
福岡県	福岡県	青少年科学技術立県運動	<p>本県においては、産学官連携による新技術・新産業の創出を中核に産業政策を展開している。</p> <p>この政策の一環として、次代を担う青少年の科学技術に対する理解と関心の増進を図り、科学技術の振興による地域再生・活性化を推進する。</p> <p>このため、産学官の連携による「青少年科学技術立県運動」に取り組んでいく。</p>	科学技術に対する関心と理解の増進を目的とする取り組みに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における科学技術振興に対する地方財政措置(地方債償還金利子の交付税への算入等)</li> <li>・地域における特色ある科学技術啓発活動に対する補助金の創設</li> <li>・国等の実施する科学関連施策の集中実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術者、教育者等のOB人材の組織化及び活動の支援(科学技術教育に熱心な学校と外部講師(会員)のマッチングなど)を実施する。</li> <li>・県内企業等に対して施設を利用した青少年向け活動を促すとともに、インターネットや本運動の広報ツールを活用した青少年に対する情報提供を行う</li> <li>・日本科学未来館で蓄積されたノウハウを積極的に導入する等、県の青少年科学館等の活動強化をはかるとともに、当該科学館と他の科学関連教育施設等との協働促進等により青少年が科学技術に触れる場の広がりをはかる</li> <li>・校外活動や活動成果発表の場の提供、科学関連NPO等との相互交流の促進等を通じ、小中高校における科学関連部活動の活性化をはかる。</li> <li>・科学教育や産業教育において、学校間交流のみならず、高校生による科学実験の実演や研究作品のデモなどを通じた小中高校等、縦の交流をモデル的に実施し、教育現場への情報還元等を行う。</li> <li>・過去8年間にわたって取り組んできたサイエンスマンス(科学技術創造月間)事業のノウハウを活かし、年間を通じた本運動の周知徹底に資するイベントの開催や誘致等により効果的な気運醸成をすすめる。</li> </ul>
福岡県	福岡県	青少年科学技術立県運動	<p>本県においては、産学官連携による新技術・新産業の創出を中核に産業政策を展開している。</p> <p>この政策の一環として、次代を担う青少年の科学技術に対する理解と関心の増進を図り、科学技術の振興による地域再生・活性化を推進する。</p> <p>このため、産学官の連携による「青少年科学技術立県運動」に取り組んでいく。</p>	NPO法人等への寄付に関する税控除要件緩和	科学関連等、設立目的を限定したうえでのNPO法人等への寄付に関する税控除要件緩和	<p>地域や分野等、自由な発想に基づく科学技術クラブの創設支援を行い、当該クラブや一部NPO法人等(活動計画を公募、その取り組みが「青少年科学技術立県運動モデル事業」として認定されたNPO等)に対するソフト面の支援に加え、当該組織への寄付等の税控除要件緩和の適用や活動経費の一部を助成等を通じた資金面での支援も実施する。</p>
福岡県	福岡県	青少年科学技術立県運動	<p>本県においては、産学官連携による新技術・新産業の創出を中核に産業政策を展開している。</p> <p>この政策の一環として、次代を担う青少年の科学技術に対する理解と関心の増進を図り、科学技術の振興による地域再生・活性化を推進する。</p> <p>このため、産学官の連携による「青少年科学技術立県運動」に取り組んでいく。</p>	国有財産の使用目的の拡大	国立大学研究室や国立試験研究施設を活用したNPO法人等の活動や学校教育における校外学習を推進するために、目的外使用要件を緩和する	<p>大学教員等が小中高校の教育現場に出向く出前講座と小中高校生を大学等の施設に迎え入れる校外学習を有機的に組み合わせるとともに、教員等の積極的な参加を促しながら施策の効果増大をはかる。</p>
福岡県	福岡県	青少年科学技術立県運動	<p>本県においては、産学官連携による新技術・新産業の創出を中核に産業政策を展開している。</p> <p>この政策の一環として、次代を担う青少年の科学技術に対する理解と関心の増進を図り、科学技術の振興による地域再生・活性化を推進する。</p> <p>このため、産学官の連携による「青少年科学技術立県運動」に取り組んでいく。</p>	国家公務員等の服務要件緩和	大学教員が出前講座への参画等、専門性を活かしたボランティア活動を行い易くするために、服務要件を緩和する	<p>大学教員等が小中高校の教育現場に出向く出前講座と小中高校生を大学等の施設に迎え入れる校外学習を有機的に組み合わせるとともに、教員等の積極的な参加を促しながら施策の効果増大をはかる。</p>

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福岡県	電子認証局市民ネットワーク福岡	ITを活用した地域通貨モデル	ITを活用した利便性の高い地域通貨と、それを利用したコミュニティサービスを構築することによって地域経済の活性化の糸口を掴むことを目標とする。そして、これを実現する手段として住基カードと公的個人認証のデジタル証明書を利用する電子地域通貨を開発する。		*複数回流通可能な商品券型地域通貨の認可基準の緩和 紙幣類似証券取締法 商品券型地域通貨の複数回流通を <http://www.mmjp.or.jp/gyoukaku/chiki/20030428.htm> (支援措置の範囲)全国 *公的個人認証サービスの民間利用基準の緩和 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第17条 公的個人認証サービスによって発行されたデジタル証明書は失効情報を含めて検証できる「署名検証者」は、認定認証機関に限定されているが、この条件を緩和し、地方自治体が認めた民間事業者にも失効情報を提供し安全に署名を検証できるようにしていただきたい。 (支援措置の範囲)当該地域のみ (支援措置を用いて実施しようとする事業の内容) 公的個人認証サービスによって発行されるデジタル証明書は、暗号化電子メールなどで利用されている電子署名の標準であるS/MIMEに準拠していないため、一般的に普及しているソフトウェアで署名や暗号化などを行うことができないという問題がある。我々が提案する電子地域通貨では、一般に入手が容易なS/MIME標準に準拠した暗号化と電子署名の形式を利用するため、これが大きな問題となる。このため、公的個人認証の証明書を利用してより広範囲のソフトウェアで利用できるデジタル証明書を可能な限り低コストで二次発行して利用したい。認定認証機関を利用する方法は、デジタル証明書の価格が高くなるため電子地域通貨のような用途ではコスト的に現実的でない。	実施を想定する体制  飯塚市、株式会社アイ・ビジネスセンター、飯塚商店街連合会、NPO法人電子認証局 市民ネットワーク福岡、飯塚商工会議所、近畿大学、九州工業大学、地域金融機関  (・想定している地域で、地域経済の活性化と地域雇用の創造の観点から地域再生を行う意義と目標を明確にする ・地域再生構想の区域と想定している地域の特徴を記述する ・地域再生構想を実現するために想定している実施スケジュール及び実施体制)
福岡県	福岡パソコン協同組合	地域再生と雇用につながるパソコン教育の効率化	地域で展開しているパソコン教室での、職業訓練や商業・企業加盟団体の講座を同時に実施することで、相互のコミュニケーションによる雇用ミスマッチの低減化や少人数制での短期集中講座により早期就業の可能性が高まる。また受講後や就職後のアフターフォローの継続化でパソコンに対する知識を永続的に持てるようになる。さらに地域性を活かすことで、より実務に即した講座を開催することができる。	職業訓練受講時間の改善	現行では、3ヶ月で300時間以上の受講となっているが、通常の技能習得や高度な資格を除いた資格取得は1ヶ月で120時間で可能であるため、受講時間の削減	文書作成・表計算の基礎から応用までの講座を行い、パソコンスキルアップと資格取得を目指す。 インターネット・電子メールの操作や知識を取得する。 プレゼンテーションソフトの操作や作成知識を取得する。 ビジネスマナー知識の向上。
福岡県	福岡パソコン協同組合	地域再生と雇用につながるパソコン教育の効率化	地域で展開しているパソコン教室での、職業訓練や商業・企業加盟団体の講座を同時に実施することで、相互のコミュニケーションによる雇用ミスマッチの低減化や少人数制での短期集中講座により早期就業の可能性が高まる。また受講後や就職後のアフターフォローの継続化でパソコンに対する知識を永続的に持てるようになる。さらに地域性を活かすことで、より実務に即した講座を開催することができる。	職業訓練受講人数の改善	現在の20～25名の一斉受講では受講生のレベルに差があり、レベルに合ったキメ細やかな指導ができないので、5名前後の少人数制とし、講習実施回数の増加。	少人数の徹底講習で各人のスキルにあった講座進行を行い、資格取得は2級や3級レベルを目指す。
福岡県	福岡パソコン協同組合	地域再生と雇用につながるパソコン教育の効率化	地域で展開しているパソコン教室での、職業訓練や商業・企業加盟団体の講座を同時に実施することで、相互のコミュニケーションによる雇用ミスマッチの低減化や少人数制での短期集中講座により早期就業の可能性が高まる。また受講後や就職後のアフターフォローの継続化でパソコンに対する知識を永続的に持てるようになる。さらに地域性を活かすことで、より実務に即した講座を開催することができる。	行政サービスのアウトソーシング	地域に根付いたパソコン教室への業務委託。	地域内の教室開催により、交通費削減と通う時間のロスの減少。 教室は常に開いているので、受講後や就職後のアフターフォローの実現化。 地域特性の実情にあった講座を開催し、商業や企業の実務に即した内容を展開できる。 土日の講座開催も可能。
福岡県	株式会社日本ゼニス	小中学校授業運営への民間活力導入プロジェクト	小・中学校において平成14年度より実施されている「総合的学習の時間」は、子どもたちに自ら学び自ら考える力等を身に付けさせ、よりよく問題を解決する能力などを育むことをねらいとして、創意工夫を生かしながら学習活動を進めている。その推進にあたっては、教諭の努力と地域のボランティアによる創意工夫で特色ある授業を実施している事例もあるが、教諭の中には負担増になるとの認識やネットワーク不足から、パソコン、外国語学習、福祉体験等の授業が大部分を占め、最も大切な視点である「創意と工夫と子どもたちの意欲の引き出し」の視점에欠ける事例が多いことが現状である。そこで、この点を兼ね備えた民間企業等の参入を促進することにより、子どもたちの興味に応じた決め細やかな授業の実施が可能となり、「総合的学習の時間」の円滑な推進に資することができる。	小中学校における総合的学習の時間を民間企業等への委託推進	現在、教員免許状を持ち、教員採用試験に合格した者に限定されている授業の実施を「総合的学習の時間」に限定し、一定の基準を満たす民間企業、非営利活動法人等に門戸を広げるもの	小中学校における「総合的学習の時間」を、ノウハウの保持、ネットワークの保持、人材の保持に加え本社が小中学校と同一の自治体内に所在すること等の一定の基準を満たす民間企業、非営利活動法人等に門戸を広げ、受託を受けた民間企業等が教職員と連携しながら授業の企画、推進、評価を実施するものである。総合的学習の時間は、児童生徒の広範な興味を満たすことのできる幅広いメニューの選定、人材の確保、情報の提供が必要であり、地域に根付き、専門性を持った民間企業等が担うことにより、より効果的な授業の推進を図ることができるものと期待できる

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福岡県	(株)アイ・ビジネスセンター	地域経済活性化・中小企業のための貿易決済保証システム「アジア国際取引決済機構(AIBCS)」	地域経済とアジア諸国とのさらなる経済発展と、中小企業再生を目的として、「アジア国際取引決済機構(AIBCS)」を営利団体として設立。出資元は国内外の銀行・損保・商社・信用調査会社等。日本政府支援はアジア諸国との折衝、及び開発費用の負担、信用調査協会の参画。	・AIBCS設立にかかるシステム開発費用 ・アジア諸国との提携交渉 ・信用保証協会の信用保証 ・(必要に応じて)アジア政府へODAを使った決済保障援助。	1.アジア国際取引決済機構(AIBCS)設立にかかる開発費用負担。 2.アジア諸国政府との提携折衝。 3.信用保証協会の信用保証 4.政府レベルでの信用保証が困難なアジア政府に対する、ODAを使った、決済保障支援。	「アジア国際取引決済機構(AIBCS)」を営利団体として設立。出資元は国内外の銀行・損保・商社・信用調査会社等。アジア政府と提携し、相互に同決済機構を持つ。同社システムの構築は、行政支援の基に、e-アジアマーケットプレイス福岡(Next r@de)の運営を行う、(株)アイ・ビジネスセンターが行う。
佐賀県	伊万里市	伊万里サステイナブル・フロンティア構想	新事業創出促進法第26条第2項第2号に規定された、特定高度研究機能集積地区の条件を廃することにより、同法第18条による基本構想を策定せずに、地域振興整備公団によって新事業支援施設の整備を行うことを可能にする。	新事業支援施設整備に係る要件の緩和	新事業創出促進法第26条第2項第2号に規定された、特定高度研究機能集積地区の条件を廃することにより、同法第18条による基本構想を策定せずに、地域振興整備公団によって新事業支援施設の整備を行うことを可能にする。	地域振興整備公団による新事業創出型事業施設整備事業の実施
佐賀県	伊万里市	伊万里サステイナブル・フロンティア構想	地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の三第7項に規定されている、(当該国立大学等において通常行われる研究開発等と認められる部分を除く。)の条件を廃することにより、地方公共団体から国立大学等への研究施設用地の無償貸与を可能にする。	国立大学等への用地の無償貸与に係る要件の緩和	地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の三第7項に規定されている、(当該国立大学等において通常行われる研究開発等と認められる部分を除く。)の条件を廃することにより、本市から佐賀大学への用地の無償貸与を可能にする。	佐賀大学への研究施設用地の無償貸与
佐賀県	鳥栖市	教育の杜構想	本市第5次総合計画の柱である「ひとづくりと心はぐくむ生涯学習のまちづくり」の実現のため、児童生徒を対象に企業等、民間によって自然豊かな山間部を活用し、農業体験を通じて自然の生態・原理を学ぶことで「生きる力」「命の大切さ」を肌で感じる教育を行なう。本市の位置的優位性を活かし立地している企業と地域との連携を生み将来の人材育成や人材確保を図ることができ、市内企業の発展が見込まれ、また、荒廃が進んでいる中山間地域の再生に繋げる。	電源地域産業再配置促進費補助金の対象拡大	電源地域産業再配置促進費補助金の対象を工場設置以外に流通業務に関する事業所等の新増設まで拡大する。	本構想区域内の電源地域産業再配置促進費補助金の対象を流通業務に関する事業所などの施設の増設にまで拡大していただき、本市へ進出する企業に対し補助認可をしていただき、対象事業として、企業の従業者及び市民の為の教育研修施設を設置しようとするものである。
佐賀県	鳥栖市	教育の杜構想	本市第5次総合計画の柱である「ひとづくりと心はぐくむ生涯学習のまちづくり」の実現のため、児童生徒を対象に企業等、民間によって自然豊かな山間部を活用し、農業体験を通じて自然の生態・原理を学ぶことで「生きる力」「命の大切さ」を肌で感じる教育を行なう。本市の位置的優位性を活かし立地している企業と地域との連携を生み将来の人材育成や人材確保を図ることができ、市内企業の発展が見込まれ、また、荒廃が進んでいる中山間地域の再生に繋げる。	企業等による農地の取得・賃貸が可能	農地法で規制されている農地の取得について、本構想内で企業が農業体験を通じた教育を行う場合に限り農地の取得や賃貸借を可能とするもの。	農地法第3条の農業生産法人以外の法人の耕作目的での農地取得ができないとされているが、本構想区域内において、農業体験を教育の一環とし、教育施設として使用する場合は、これに該当する企業等については、農地取得に対する緩和措置を行なうもの。
佐賀県	鳥栖市	教育の杜構想	本市第5次総合計画の柱である「ひとづくりと心はぐくむ生涯学習のまちづくり」の実現のため、児童生徒を対象に企業等、民間によって自然豊かな山間部を活用し、農業体験を通じて自然の生態・原理を学ぶことで「生きる力」「命の大切さ」を肌で感じる教育を行なう。本市の位置的優位性を活かし立地している企業と地域との連携を生み将来の人材育成や人材確保を図ることができ、市内企業の発展が見込まれ、また、荒廃が進んでいる中山間地域の再生に繋げる。	市街化調整区域内の建築物の緩和	都市計画法で規制されている市街化調整区域内の建築物の建設に係る規制について本構想内に農業体験を通じた教育を目的とする施設を建設する場合に限り建築物の建設について可能とする。	都市計画第34条において、市街化調整区域内での建築を目的とした開発許可についての制限があるが、本構想区域内において農業体験を教育の一環とし、教育施設として使用する目的で建築される建築物の場合は、市街化調整区域内での開発の要件都市計画法第34条を緩和し都市計画法第29条、43条の許可できるものとする。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
佐賀県	佐賀県	佐賀県農山村地域再生構想	農山村地域の再生にあたっては、農山村景観の再生・保全と営農及び多様な参加者による農地活用を図ることにより、地域経済の再生と雇用の創出を目指す。	遊休補助施設の有効活用	遊休補助施設を目的外に使用する(そのための改築等を実施する)場合、補助金返還を免除する。	整備当初は、十分に活用されていた施設であっても後継者不足、高齢化等によりその機能を十分に活かしきれない施設をそのまま遊休施設とするのではなく、農山村民と都市住民の交流施設や農山村民の文化等施設へ転換する。(地域再生計画に掲げた施設のみ対象とする。)
佐賀県	佐賀県	佐賀県農山村地域再生構想	農山村地域の再生にあたっては、農山村景観の再生・保全と営農及び多様な参加者による農地活用を図ることにより、地域経済の再生と雇用の創出を目指す。	既整備箇所を農山村風景の原風景に戻す場合の補助金返還の免除	農地保全等を目的として、既に整備が終了しているものを景観を重視したものに自ら変更する場合に補助金の返還を免除する。	コンクリートブロック等により補強された棚田等を農山村景観を重視した石垣等に変更する場合、既整備分の補助金の返還を不要とする。
佐賀県	佐賀県	佐賀県農山村地域再生構想	農山村地域の再生にあたっては、農山村景観の再生・保全と営農及び多様な参加者による農地活用を図ることにより、地域経済の再生と雇用の創出を目指す。	中山間地域等直接支払制度の田畑の格差解消	中山間地域の有する国土の保全、水源のかん養、景観の形成など多面的機能を保全するために実施されている中山間地域等直接支払制度の田畑の交付要件の緩和	中山間地域の田の保全に効果のある中山間地域等直接支払制度において畑に対しても田と同程度まで格差を解消する。
佐賀県	佐賀県	佐賀県農山村地域再生構想	農山村地域の再生にあたっては、農山村景観の再生・保全と営農及び多様な参加者による農地活用を図ることにより、地域経済の再生と雇用の創出を目指す。	商標登録「道の駅」一部使用許可	国土交通省が指定する「道の駅」は、好評であるが、その指定要件は、厳しいため容易に指定を受けられない。そこで、地域にある同様の多機能型休憩施設を地域として指定する場合、「道の駅」の名称使用を容認する。(「道の駅」については、国土交通省において商標登録がなされている。)	国土交通省指定の「道の駅」は、その利便性等から非常に高い認知を受けている。そこで、地域に既にある多機能型休憩施設を地域指定する場合(新たに整備する場合を含む)、地域版「道の駅」として指定する。(例:「佐賀県指定道の駅」等)
佐賀県	有田町	福祉タクシー外出支援サービスの運行自由化	低所得の高齢者(身体不自由など一定基準内)であれば、通常より安価な価格の金額で福祉タクシーを利用できるようにします。その際の利用目的は通院や検査などの限られたものとなりますが、月十数回と通院している人の交通費の負担を軽減するものとします。事業者の申請から認可までの規制緩和・スピードアップを図り、新規事業者も生まれやすくします。このため、雇用拡大・福祉の向上、経済の活性化を期待します。	福祉タクシーの運行自由化	福祉タクシー業者の決定の施策の利便性の向上	高齢者で外出困難者や低所得者を対象として、各戸と通院などのため医療機関との間を送迎する。利用者と送迎事業者をあらかじめ審査・登録し、事業者は安い料金で高齢者の外出支援事業として自車による送迎を行う。
佐賀県	有田町	コミュニティバス運行の路線・運賃の手続きの簡略化	有田町では平成12年度からコミュニティバスを走らせています。バス停留所の増設・移設、路線の変更などに対して、国(道路運送法により)の許可を受けなければなりません。ところが申請から許可までに時間がかかりすぎて、住民や観光客からの要望などにも即応できない状態です。コミュニティバスの認可の権限を国から地方公共団体へ移行すれば、もっと地域に合った時刻も組めますし、それにより住民や観光客の利便性のアップ、利用率向上により増車になれば、運転手の増員による雇用拡大にもつながり、地域振興も拡大するものと思われれます。	コミュニティバス運行の路線・運賃改定手続きの簡略化	コミュニティバスは現在、道路運送法第4条により許可を受けている西肥自動車株式会社に変更してありますが、運賃や路線などを変更する場合も国土交通大臣の許可を受けなければなりません。地方公共団体が自主的に運営する事業については、地方公共団体へその権限を委ね、運行に関して、手続きの円滑化を図るために、権限を県または市町村に委譲し、手続きの簡略化を要望します。	バス停の新設・時刻の変更・路線延長など、住民の要望にすばやく積極的に対応できるようにするものです。バス停1つ増設するにしても、国土交通省の審査や許可待ちで数ヶ月もかかり、住民サービスへの低下につながっています。これを県や市町村の判断により自由にできるようにすれば、サービス向上になるものと思われれます。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
佐賀県	特定非営利活動法人さが市民活動サポートセンター	地域活性化プロジェクトSAGA	情報交流プラザをNPO法人で管理運営及びコンサルティング・専門家派遣業務の委託業務の推進。 1. 地域産業活性化の創出 2. 既存施設活用まちづくり 3. 社会実験事業の開発 4. 循環経済社会の普及啓発	遊休施設活用の情報交流プラザのNPO法人への委託事業	大型空き店舗活用支援事業は、商店街振興組合、事業協同組合、商工会、商工会議所、第3セクター等となっているが、NPO法人は該当しづらい状況。そこで遊休施設を行政で借り上げ、C・B事業者・NPO法人の事務所及び活動拠点への提供を行うことで、にぎわいづくりの一助となると思われる。	C・B事業者間の交流促進と情報発信
佐賀県	特定非営利活動法人さが市民活動サポートセンター	地域活性化プロジェクトSAGA	情報交流プラザをNPO法人で管理運営及びコンサルティング・専門家派遣業務の委託業務の推進。 1. 地域産業活性化の創出 2. 既存施設活用まちづくり 3. 社会実験事業の開発 4. 循環経済社会の普及啓発	NPO法人への専門家派遣	地域中小企業支援センターが行っている新規創業や経営革新等の課題について、きめ細かな相談・助言・情報提供等のサービスは、企業・企業創業予定者への制度であり、NPO法人に対する経営支援を行なうことができないが、NPO法人からの経営支援の要望が多数あがっている状況においてNPO法人・NPO起業家への専門家派遣制度を拡充する。	セミナー、研修会、ワークショップの開催
佐賀県	特定非営利活動法人さが市民活動サポートセンター	地域活性化プロジェクトSAGA	情報交流プラザをNPO法人で管理運営及びコンサルティング・専門家派遣業務の委託業務の推進。 1. 地域産業活性化の創出 2. 既存施設活用まちづくり 3. 社会実験事業の開発 4. 循環経済社会の普及啓発	権限委譲	3. NPO法人による職業委託訓練とハローワーク機能の権限譲渡	人材不足の解消を専門家との実務研修で育成 資金不足の解消を支援するためにマネジメントの強化と適切な事業実施計画の研修実施
佐賀県	クリーン伊万里市民協議会	環境保全創造事業『環の里』計画	伊万里『環の里』計画は、市民活動団体であるクリーン伊万里市民協議会が活動母体となり、伊万里地域から排出される生ごみを含むバイオマス(有機性廃棄物)の堆肥化・廃食油の燃料化事業を核として、ごみゼロのまちづくり花と緑のまちづくり 省エネ・省資源・新エネルギーの推進 菜の花エコプロジェクト 豊かな川と海を再生するための活動 環境教育・学習の推進 環境保全型農業の推進 地域通貨の活用などの実践活動を通じて、地域コミュニティの再構築を図り、地域の活性化を促進するとともに、住民、企業、NPO、研究者、行政等による新たなネットワークが構築・拡大させ、さらに地域外での連環を作り上げる。	食品リサイクル法における登録再生利用事業者の登録基準の改正		本プロジェクトでは、食品リサイクル法の趣旨に鑑み、飲食店組合・旅館組合の食品関連業者の支援協力のもと生ごみ(食品残渣)、廃食油、その他の有機性廃棄物の分別収集を計画し、バイオマス(有機性廃棄物)の堆肥化・廃食油の燃料化を核とし、循環資源の再利用による、各事業の実践普及活動を行うものである。
佐賀県	クリーン伊万里市民協議会	環境保全創造事業『環の里』計画	伊万里『環の里』計画は、市民活動団体であるクリーン伊万里市民協議会が活動母体となり、伊万里地域から排出される生ごみを含むバイオマス(有機性廃棄物)の堆肥化・廃食油の燃料化事業を核として、ごみゼロのまちづくり花と緑のまちづくり 省エネ・省資源・新エネルギーの推進 菜の花エコプロジェクト 豊かな川と海を再生するための活動 環境教育・学習の推進 環境保全型農業の推進 地域通貨の活用などの実践活動を通じて、地域コミュニティの再構築を図り、地域の活性化を促進するとともに、住民、企業、NPO、研究者、行政等による新たなネットワークが構築・拡大させ、さらに地域外での連環を作り上げる。	軽油取引税における廃食油燃料の混合使用に対する非課税取り扱い		本プロジェクトでは、食品リサイクル法の趣旨に鑑み、飲食店組合・旅館組合の食品関連業者の支援協力のもと生ごみ(食品残渣)、廃食油、その他の有機性廃棄物の分別収集を計画し、バイオマス(有機性廃棄物)の堆肥化・廃食油の燃料化を核とし、循環資源の再利用による、各事業の実践普及活動を行うものである。
長崎県	長崎県	東アジアとの観光交流計画	長崎県は、地理的にも歴史的にも中国、韓国をはじめとする東アジアとの繋がりが強く、同地域を中心とした観光振興に力を入れてきた(外国人訪問客中約80%がアジア人)。国は、「外国人旅行者訪日促進戦略」の一つとしてビジット・ジャパン・キャンペーンを実施し、2010年までに訪日外国人を現在の約2倍の1,000万人にすることにより、新たに約4兆3千億円の生産誘発効果及び約25万2千人の雇用創出効果を期待している。長崎県でも、訪日外国人の増加は、新たな生産誘発効果と雇用創出が見込めると考えており、今後外国人観光客の大幅な増加を図るためには、韓国・台湾・香港人等のノービザ化、中国におけるビザ発給対象地域の拡大、数次ビザと個人ビザ発給、修学旅行生のノービザ化などが効果的であると考える、地域再生のために提案する。	韓国、香港、台湾、タイとの間の相互主義によるノービザ化	日本人が韓国、香港、台湾、タイに観光目的で訪問する場合は、それぞれ滞在期間は異なるがノービザ措置がなされている。しかし、韓国人、香港人、台湾人、タイ人が日本に来る場合はビザが必要となっているので、両国の相互主義に基づき、ノービザの措置をとってほしい。	長崎県を訪問する外国人は、韓国、台湾、香港の順で多く、ノービザが実施されると、観光客のさらなる増加が見込まれる。このため、ホテルの建設を含めた受入施設の充実が図られる。また、各国の人のニーズに合わせた新観光ルートの整備、地産地消の推進を図るため、地場産品を活用した料理、土産物品の開発を促進するとともに、交通アクセスの整備が図られ、観光ガイド・インストラクターを含めた人材の育成が図られる。このように、観光客の増加に伴い、地域経済の活性化及び雇用の創出が期待される。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
長崎県	長崎県	東アジアとの観光交流計画	長崎県は、地理的にも歴史的にも中国、韓国をはじめとする東アジアとの繋がりが強く、同地域を中心とした観光振興に力を入れてきた(外国人訪問客中約80%がアジア人)。国は、「外国人旅行者訪日促進戦略」の一つとしてビジット・ジャパン・キャンペーンを実施し、2010年までに訪日外国人を現在の約2倍の1,000万人にすることにより、新たに約4兆3千億円の生産誘発効果及び約25万2千人の雇用創出効果を期待している。長崎県でも、訪日外国人の増加は、新たな生産誘発効果と雇用創出が見込めると考えており、今後外国人観光客の大幅な増加を図るためには、韓国・台湾・香港人等のノービザ化、中国におけるビザ発給対象地域の拡大、数次ビザと個人ビザ発給、修学旅行生のノービザ化などが効果的であると考え、地域再生のために提案する。	中国人団体観光短期滞在査証の発給対象地域の拡大	現在、中国人団体観光ビザの発給対象地域は、「北京市」、「上海市」、「広東省」の3地域の住民に限られているが、天津市、山東省、浙江省、江蘇省、遼寧省などに発給対象地域を拡大していただきたい。	中国の人口は約13億人であり、世界最大の人口を有するため、観光市場の大きなマーケットとなる。このため、現在ビザ発給地域が限定されているが、これがさらに拡大すれば、中国からの観光客が大幅に増大すると考えられる。これに伴い、地域経済の活性化及び雇用創出が期待できる。
長崎県	長崎県	東アジアとの観光交流計画	長崎県は、地理的にも歴史的にも中国、韓国をはじめとする東アジアとの繋がりが強く、同地域を中心とした観光振興に力を入れてきた(外国人訪問客中約80%がアジア人)。国は、「外国人旅行者訪日促進戦略」の一つとしてビジット・ジャパン・キャンペーンを実施し、2010年までに訪日外国人を現在の約2倍の1,000万人にすることにより、新たに約4兆3千億円の生産誘発効果及び約25万2千人の雇用創出効果を期待している。長崎県でも、訪日外国人の増加は、新たな生産誘発効果と雇用創出が見込めると考えており、今後外国人観光客の大幅な増加を図るためには、韓国・台湾・香港人等のノービザ化、中国におけるビザ発給対象地域の拡大、数次ビザと個人ビザ発給、修学旅行生のノービザ化などが効果的であると考え、地域再生のために提案する。	中国人で条件を満たす場合の数年有効数次ビザ及び個人ビザの発給	韓国人観光客に対しては、一定所得以上の者又は来日経験者に5年の数次ビザが発給されているが、中国人に対してはこの制度がない。また、中国人に対する商務数次ビザやAPECビジネス数次ビザ制度はあるが、発給実績が少ない。また、中国から日本へのビザについては、親族の訪問、商務等の目的でしか個人ビザが発給されず、その都度招へい状が必要であるため、観光目的での訪日は、団体観光以外に出来ない。このため、一定条件を満たす中国人には、数年有効の数次ビザ及び個人ビザを発給していただきたい。	現在、中国人に対しては、団体観光ビザでしか発給されていないが、所得や海外渡航経験等の一定条件を満たす中国人に数年有効の数次ビザ及び個人ビザが発給されれば、年間の訪日観光客は増加すると思われる。これに伴い、地域活性化が期待できる。
長崎県	長崎県	東アジアとの観光交流計画	長崎県は、地理的にも歴史的にも中国、韓国をはじめとする東アジアとの繋がりが強く、同地域を中心とした観光振興に力を入れてきた(外国人訪問客中約80%がアジア人)。国は、「外国人旅行者訪日促進戦略」の一つとしてビジット・ジャパン・キャンペーンを実施し、2010年までに訪日外国人を現在の約2倍の1,000万人にすることにより、新たに約4兆3千億円の生産誘発効果及び約25万2千人の雇用創出効果を期待している。長崎県でも、訪日外国人の増加は、新たな生産誘発効果と雇用創出が見込めると考えており、今後外国人観光客の大幅な増加を図るためには、韓国・台湾・香港人等のノービザ化、中国におけるビザ発給対象地域の拡大、数次ビザと個人ビザ発給、修学旅行生のノービザ化などが効果的であると考え、地域再生のために提案する。	中国人の修学旅行団体に対するノービザ化	日本から中国への修学旅行生にはノービザであり、今年3月からは韓国から日本への修学旅行生がノービザとなる予定である。このため、中国人の修学旅行についてもノービザ化を図っていただきたい。	日本と中国との人的交流は年々拡大しており、特に青少年の交流拡大は日中間の大きな課題となっている。この中で、日本から中国への修学旅行生はノービザ措置がとられているが、中国から修学旅行生はまだノービザ措置がとられていない。長崎県では年間約20校が中国に修学旅行を行い、学校間交流を進めている。中国からの修学旅行生のノービザ化が進めば、さらに交流が進むとともに地域経済の活性化に繋がると思われる。
長崎県	長崎県	東アジアとの観光交流計画	長崎県は、地理的にも歴史的にも中国、韓国をはじめとする東アジアとの繋がりが強く、同地域を中心とした観光振興に力を入れてきた(外国人訪問客中約80%がアジア人)。国は、「外国人旅行者訪日促進戦略」の一つとしてビジット・ジャパン・キャンペーンを実施し、2010年までに訪日外国人を現在の約2倍の1,000万人にすることにより、新たに約4兆3千億円の生産誘発効果及び約25万2千人の雇用創出効果を期待している。長崎県でも、訪日外国人の増加は、新たな生産誘発効果と雇用創出が見込めると考えており、今後外国人観光客の大幅な増加を図るためには、韓国・台湾・香港人等のノービザ化、中国におけるビザ発給対象地域の拡大、数次ビザと個人ビザ発給、修学旅行生のノービザ化などが効果的であると考え、地域再生のために提案する。	道路案内標識へのローマ字以外の併記の可能性	現在、道路の案内標識は、目的地名をローマ字併記することと決められているが、本県においては、中国や韓国からの観光客も多く、ローマ字に加え、韓国語などの記入の要望も大きい。このため、ローマ字に加え、地域の要望に合わせた外国語標記についても可能とし、特定交通安全整備事業においても実施可能としていただきたい。	道路の案内標識にローマ字以外の外国語表記を行う。
長崎県	長崎県	産学官連携リーディングプロジェクトを軸とした地域経済再生計画	新たな施策：「産学官連携リーディングプロジェクト」への集中的投資・支援 ・各地域からの提案による「地域再生」のための研究開発に対し、総合的な支援を行い、地域再生のリーディングプロジェクトとして育成する。 ・各省庁の競争的研究資金をパッケージ化して、省庁共管で採択し、フォローする。 ・当プロジェクトを「成功事例」とし、産学官連携のネットワーク、ノウハウを蓄積し、連続的に地域再生プロジェクトを生み出していく。	「産学官連携リーディングプロジェクト」への集中的投資・支援	「産学官連携リーディングプロジェクト」成功のための手法 ・段階ごとの支援を「廃止」、または「連結」し、一貫した研究開発支援を実現。 1「一貫した研究プロジェクト」 ・基礎研究、応用研究、知的財産化、実用化・製品化、商品化・事業化の流れの中に存在する「死の谷」を克服するため、各省庁縦割りの研究予算を連携・総合化し、政策パッケージとして提供する。 2「一貫した研究評価システム」 ・基礎研究から商品化・事業化に至る複数プロジェクトを、同一メンバーによる評価委員会により、一貫した責任ある評価を実現する。中間評価・事後評価の結果を後継プロジェクトに反映させる。 3「一貫した人材支援システム」 ・技術の研究開発から、事業化・製品化までを戦略的にマネジメントできる「目利き」人材を、各プロジェクトに配置する。	テーマ1「海洋環境の修復と海洋資源の持続的利用による地域再生」 地域結集型共同研究事業(「ミクロ海洋生物の生理機能活用技術の開発」)の成果をベースとして、東アジアにおける海洋科学の国際的研究拠点をめざす。 テーマ2「医療診断技術の革新と安心・安全で質の高い生活環境の創造による地域再生」 都市エリア産学官連携促進事業(「QOL医療診断に向けた非侵襲センシング技術」)の成果をベースとして、医工連携によるITを活用した医療診断機器の開発拠点をめざす。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
長崎県	長崎県	文化施設を活用した地域再生計画	本県において、平成17年の開館を目指した、新博物館・美術館の建設が進められているが、これらを活用し、「長崎学」の再認識や、文化芸術活動の活性化により、本県の基幹産業である観光の振興と交流人口の拡大に努め、長崎県の再生を図るものである。なお、施設本来の魅力、使命を果たすためには、運営に係わる職員の資質によるところが大きく、質の高い職員の確保が必要であることから、学芸員等の専門性がある職員についての派遣期間の規制を外すことや、地域振興施設として最大限利用するための、博物館法の規制の改正を提案するものである。	博物館法の改正について	知事部局所管でも博物館と定義できるように博物館法を改正してもらいたい。	美術館、博物館に課せられた使命は社会環境、時代の変化の中で大きく変わってきている。法律で謳う教育委員会所管のみを博物館、それ以外は博物館相当施設という、時代に合わない法律の整備をしていただき、法律上も時代に合ったものとしていただきたい。
長崎県	長崎県	文化施設を活用した地域再生計画	本県において、平成17年の開館を目指した、新博物館・美術館の建設が進められているが、これらを活用し、「長崎学」の再認識や、文化芸術活動の活性化により、本県の基幹産業である観光の振興と交流人口の拡大に努め、長崎県の再生を図るものである。なお、施設本来の魅力、使命を果たすためには、運営に係わる職員の資質によるところが大きく、質の高い職員の確保が必要であることから、学芸員等の専門性がある職員についての派遣期間の規制を外すことや、地域振興施設として最大限利用するための、博物館法の規制の改正を提案するものである。	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の改正について	公益法人等派遣法では、公務員の団体等への派遣は3年を超えることができないと規定されている。専門的職種(学芸員、教員)の派遣については、年限の規制を外して柔軟に対応できるようにしてもらいたい。	専門的職種(学芸員、教員)の派遣期間の規制を外すことにより、継続的調査研究、運営ノウハウの蓄積について、大きな効果がある。
熊本県	天草町	下田温泉地域再生構想	交流客の多様化するニーズに応えられるよう、地域産業、観光資源、自然環境、文化、歴史などの様々な資源を有効活用し、地域と行政が一体となった魅力ある地域づくりに取り組み、地域の特性と創意工夫を活かした交流空間づくりを実施する。	国民保養温泉地の指定を受けた地域を重点的に整備推進する。	国民保養温泉地の指定を受けた地域を重点的に整備推進する。	国民保養温泉地として指定された下田温泉を魅力ある地域資源を有効活用し、かつ温泉利用効果が充分期待されるよう、温泉の有する保健的機能や周辺の自然環境を取り入れた足湯、砂浴、露天風呂等の整備、自然教育、学習機能を持たせた交流拠点としてのビジターセンター的な施設整備、生態系を配慮した河川の環境整備など、町を実施主体として整備する。また、地域住民による花いっぱい運動の展開、蛍の養殖・放流、アヒルの飼育、鯉の放流、町ぐるみのイベントなどを実施し、自然を活かした体験プログラム開発、地場産業の連携強化など地域住民主体とした組織の確立を図る。施設整備、組織の確立による人材の育成、雇用創出、交流人口の増加により、地域の活性化が図られ、経済効果を波及できる。
熊本県	牛深市	温故知新に学ぶ牛深再生プロジェクトX(牛深よかとこ、よか暮らしへの追求)	本市は基幹産業の衰退や、少子高齢化、地理的条件など課題が山積し、行政機関はもとより、全市民、全産業界にわたり将来に対する危機感を抱いている。これらを克服するため、平成15年10月から、市民有志による牛深市再生プロジェクトに向けての会議や討論が進められており、民間が主体となって地域再生の方策を様々な角度から調査研究する。本市の物産館である海彩館を拠点に、海を新たな玄関と位置付け、船を活用した観光客の誘致により地元商店街の振興、グリーンツーリズム、ブルーツーリズム等を展開し、漁業、農業を総合的に発展させ、若者の雇用の場を創出し人口の増加に繋げたい。	観光を含めた海上交通実現のための支援	観光を主な目的とした不定期航路の認定。国土交通省(中国運輸局)が実施している「海の駅」のモデル地区として指定。	季節ごとに航路が変更できる観光型海上バスとしての機能を持たせ、熊本市や福岡市からの集客を図る。また、「海の駅」のモデル地区に指定を受け、マリノレジャーの拠点づくり、係留施設の整備を進める一方、みなと町特有の風情を演出することで観光産業を発展させる。その他、グリーンツーリズム、ブルーツーリズム事業と連携し、第1次産業の新たな振興策を展開する。
熊本県	玉名市	新幹線新玉名駅(仮称)周辺整備構想	許認可に係る手続きの一元化や財源支援により早急な周辺整備につながり、観光ターミナル機能を充実させるため駅前におけるレンタカー基地の開設や観光ルート(阿蘇、菊池、島原、雲仙方面方面)の開発が容易になり、県北の核としての活性化を図る。	農用地区域の除外や農地転用許可の判断の一元化	農用地区域の除外や農地転用許可の判断の一元化に関する県知事の権限を市長に移譲する提案。	新幹線新玉名駅(仮称)は玉名平野(約280ha)の中央、農用地区域内に建設するため、農用地区域内の建設、整備に当たっては、農用地区域の除外や農地転用の許可が必要になり認可が下りるまでに約半年間を有する。そこで、市への農用地区域の除外や農地転用許可の判断の一元化を行なうことで手続きの緩和や迅速な対応が可能になり、民間開発を促し活性化に繋げる。
熊本県	玉名市	新幹線新玉名駅(仮称)周辺整備構想	許認可に係る手続きの一元化や財源支援により早急な周辺整備につながり、観光ターミナル機能を充実させるため駅前におけるレンタカー基地の開設や観光ルート(阿蘇、菊池、島原、雲仙方面方面)の開発が容易になり、県北の核としての活性化を図る。	道路事業(交通結節点事業)の採択基準の緩和	道路事業(交通結節点事業)の採択基準の緩和。	駅周辺整備においてアプローチ道路、駅前広場、駐車場の整備を要するが、道路事業(交通結節点事業)の採択基準は、駅乗降客1日5,000人以上となっている。新幹線新玉名駅(仮称)では、予測値が1日最大で3,900人と予想しており現状では補助の対象にならない。需要予想が難しい新幹線新玉名駅(仮称)に対しては、地域指定により緩和策を講じていただき早期に整備を図り民間活力を活かしたまちづくりを行なう。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
熊本県	熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	熊本県では、高齢化率22.8%と全国平均よりも高齢化が進行し、また、少子化も進んでいる。そのような中、家族機能の変化や地域相互扶助の希薄化など、家庭や子ども・高齢者を取り巻く環境が大きく変化している状況にある。そこで、地域特性を活かした多様なサービスが展開される「熊本モデル」の確立を目指し、レスパイトケア施策の推進、少子化対策の推進、高齢者支援施策の充実及び地域福祉の推進を一体的に取り組む。これにより、福祉サービスのニーズ拡大やNPO等新たな事業主体の誕生等地域経済活性化と地域雇用創造を図りながら、誰もが、住みたいと思う地域で、健康でその人らしく自立して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの理念の下、地域社会と行政とがパートナーシップを図り、住みやすいまちづくりを推進する。	常設の拠点から出向いて行う「子育て家庭地域支援事業」の容認	子育て親子に交流・集いの場を提供する「つどいの広場事業」について、常設の拠点から出向いて事業を行う場合にも認めるように、事業採択要件を緩和する。	面積の広い市町村においては、一ヶ所の常設拠点に集まるのが困難な住民もあり、地域内を巡回訪問しながら当事業を実施することを可能とすることにより、これまで利用できなかった者の利用が可能となる。
熊本県	熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	熊本県では、高齢化率22.8%と全国平均よりも高齢化が進行し、また、少子化も進んでいる。そのような中、家族機能の変化や地域相互扶助の希薄化など、家庭や子ども・高齢者を取り巻く環境が大きく変化している状況にある。そこで、地域特性を活かした多様なサービスが展開される「熊本モデル」の確立を目指し、レスパイトケア施策の推進、少子化対策の推進、高齢者支援施策の充実及び地域福祉の推進を一体的に取り組む。これにより、福祉サービスのニーズ拡大やNPO等新たな事業主体の誕生等地域経済活性化と地域雇用創造を図りながら、誰もが、住みたいと思う地域で、健康でその人らしく自立して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの理念の下、地域社会と行政とがパートナーシップを図り、住みやすいまちづくりを推進する。	ファミリー・サポート・センター事業の事業採択に係る要件緩和	国庫補助要綱において人口5万人以上の市町村が設立するとされているファミリー・サポート・センターについて、当該人口要件を緩和し、5万人未満の人口しかない市町村についても設立を可能とする。	人口5万人以上の市町村が少ない本県において当該人口要件を緩和することにより、ファミリー・サポート・センターの設立の促進を図ることが可能となる。
熊本県	熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	熊本県では、高齢化率22.8%と全国平均よりも高齢化が進行し、また、少子化も進んでいる。そのような中、家族機能の変化や地域相互扶助の希薄化など、家庭や子ども・高齢者を取り巻く環境が大きく変化している状況にある。そこで、地域特性を活かした多様なサービスが展開される「熊本モデル」の確立を目指し、レスパイトケア施策の推進、少子化対策の推進、高齢者支援施策の充実及び地域福祉の推進を一体的に取り組む。これにより、福祉サービスのニーズ拡大やNPO等新たな事業主体の誕生等地域経済活性化と地域雇用創造を図りながら、誰もが、住みたいと思う地域で、健康でその人らしく自立して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの理念の下、地域社会と行政とがパートナーシップを図り、住みやすいまちづくりを推進する。	医療的ケアを必要とする児童生徒に対応した支援制度の創設	日常的・継続的に医療的行為を要する児童生徒に対応するため、養護学校等に対して医療機関から看護師を派遣する等医療的ケアを必要とする児童生徒に対応する取組みについて、厚生労働省と文部科学省とが連携した支援制度の創設を図る。	日常的・継続的に医療的行為を要する児童生徒に対し、看護師による医療的ケアを提供することにより、当該児童生徒のQOLの向上が図られるとともに、当該看護師に係る雇用創出効果も見込まれる。
熊本県	熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	熊本県では、高齢化率22.8%と全国平均よりも高齢化が進行し、また、少子化も進んでいる。そのような中、家族機能の変化や地域相互扶助の希薄化など、家庭や子ども・高齢者を取り巻く環境が大きく変化している状況にある。そこで、地域特性を活かした多様なサービスが展開される「熊本モデル」の確立を目指し、レスパイトケア施策の推進、少子化対策の推進、高齢者支援施策の充実及び地域福祉の推進を一体的に取り組む。これにより、福祉サービスのニーズ拡大やNPO等新たな事業主体の誕生等地域経済活性化と地域雇用創造を図りながら、誰もが、住みたいと思う地域で、健康でその人らしく自立して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの理念の下、地域社会と行政とがパートナーシップを図り、住みやすいまちづくりを推進する。	居宅外でのホームヘルプサービスの利用及び居宅外送迎の可能化	居宅外でのヘルパーの利用を認めるために、身体障害者福祉法第四条の二第2項と知的障害者福祉法第四条第2項の「居宅において行われる」、児童福祉法第六条の二第2項「家庭において行われる」を「居宅等」「家庭等」とし、教育や生産活動などの自立のための活動や社会生活上不可欠な場所を含むこととする。また、短期入所やデイサービスなどの送迎において「居宅」を基点としているものについても、「居宅等」を基点とする。	「居宅」だけでなく、学校等地域生活をするうえで、不可欠な「居宅外」の場所でも、ヘルパーの活用を可能にする。また、居宅と事業所間のみで認められているデイサービス及び短期入所の送迎を、「居宅外」の場所と事業所間との送迎を可能にする。これにより、当人のQOLの向上が図られるとともに、ニーズに対応したホームヘルプサービス等が提供され、これまで潜在化していたニーズが顕在化することで、地域内での需要拡大にもつながる。
熊本県	熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	熊本県では、高齢化率22.8%と全国平均よりも高齢化が進行し、また、少子化も進んでいる。そのような中、家族機能の変化や地域相互扶助の希薄化など、家庭や子ども・高齢者を取り巻く環境が大きく変化している状況にある。そこで、地域特性を活かした多様なサービスが展開される「熊本モデル」の確立を目指し、レスパイトケア施策の推進、少子化対策の推進、高齢者支援施策の充実及び地域福祉の推進を一体的に取り組む。これにより、福祉サービスのニーズ拡大やNPO等新たな事業主体の誕生等地域経済活性化と地域雇用創造を図りながら、誰もが、住みたいと思う地域で、健康でその人らしく自立して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの理念の下、地域社会と行政とがパートナーシップを図り、住みやすいまちづくりを推進する。	ALS患者以外の在宅療養者へのヘルパーによるたんの吸引の実施	現在、たんを吸引する行為は、医行為にあたるとして、原則として医師及び看護職員にしか認められておらず、例外的に、たんの吸引を必要とする患者等の家族のみに認められていたに過ぎない。このような患者等の生活の質(QOL)の向上を図るとともに、家族の負担軽減を図るため、ホームヘルパーについても、たんを吸引する行為を行うことを認める。	在宅で療養している患者等のうち、頻りにたんの吸引が必要な者については、家族以外の者(医師及び看護職員を除く。)によるたんの吸引を認める。これにより、当人のQOLの向上と家族の負担軽減が図られるとともに、ニーズに対応したホームヘルプサービスが実行され、また、これまで潜在化していたニーズが顕在化することで、地域内での需要拡大にもつながる。
熊本県	熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	熊本県では、高齢化率22.8%と全国平均よりも高齢化が進行し、また、少子化も進んでいる。そのような中、家族機能の変化や地域相互扶助の希薄化など、家庭や子ども・高齢者を取り巻く環境が大きく変化している状況にある。そこで、地域特性を活かした多様なサービスが展開される「熊本モデル」の確立を目指し、レスパイトケア施策の推進、少子化対策の推進、高齢者支援施策の充実及び地域福祉の推進を一体的に取り組む。これにより、福祉サービスのニーズ拡大やNPO等新たな事業主体の誕生等地域経済活性化と地域雇用創造を図りながら、誰もが、住みたいと思う地域で、健康でその人らしく自立して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの理念の下、地域社会と行政とがパートナーシップを図り、住みやすいまちづくりを推進する。	中高生障害児等の身体障害者・知的障害者サービス利用可能化	身体障害者及び知的障害者サービス事業の年齢要件を特例的に「18歳以上」から「12歳以上」に引き下げ、中高生等12歳から17歳までの障害児(以下「中高生障害児等」という。)が利用できるようにする。	中高生障害児等は、高齢者、知的障害者、身体障害者、児童、いずれのサービス制度においても対象者の年齢要件から対象外となっており、福祉コミュニティ特区においてもサービスが利用できない。そこで、身体障害者及び知的障害者サービス事業の年齢要件を特例的に12歳に引き下げることにより、中高生障害児等の利用を可能にする。これを特区において認められている「指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業」と併用することで、ニーズのある全ての障害児者が、身近な施設を使ってサービスを受けることが可能となり、ニーズに即したサービスの提供が可能となるとともに、サービスの需要の拡大にもつながる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
熊本県	熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	熊本県では、高齢化率22.8%と全国平均よりも高齢化が進行し、また、少子化も進んでいる。そのような中、家族機能の変化や地域相互扶助の希薄化など、家庭や子ども・高齢者を取り巻く環境が大きく変化している状況にある。そこで、地域特性を活かした多様なサービスが展開される「熊本モデル」の確立を目指し、レスパイトケア施策の推進、少子化対策の推進、高齢者支援施策の充実及び地域福祉の推進を一体的に取り組む。これにより、福祉サービスのニーズ拡大やNPO等新たな事業主体の誕生等地域経済活性化と地域雇用創造を図りながら、誰もが、住みたいと思う地域で、健康でその人らしく自立して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの理念の下、地域社会と行政とがパートナーシップを図り、住みやすいまちづくりを推進する。	身体障害者の短期入所に係る「タイムケア」の利用可能化	支援費制度の身体障害者短期入所に「宿泊を伴わない短期入所(タイムケア)」を認める。	児童と知的障害者の介護も、身体障害者の介護も、「短期入所」を利用する理由や原因は、介護者の疾病その他の理由によって介護を行うことができない場合であって、両者に殆ど差異はないと考えられる。全ての障害児者の地域での生活を支援するという意味から、身体障害者の介護者も短期入所の「タイムケア」を使えるようにする
熊本県	熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	熊本県では、高齢化率22.8%と全国平均よりも高齢化が進行し、また、少子化も進んでいる。そのような中、家族機能の変化や地域相互扶助の希薄化など、家庭や子ども・高齢者を取り巻く環境が大きく変化している状況にある。そこで、地域特性を活かした多様なサービスが展開される「熊本モデル」の確立を目指し、レスパイトケア施策の推進、少子化対策の推進、高齢者支援施策の充実及び地域福祉の推進を一体的に取り組む。これにより、福祉サービスのニーズ拡大やNPO等新たな事業主体の誕生等地域経済活性化と地域雇用創造を図りながら、誰もが、住みたいと思う地域で、健康でその人らしく自立して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの理念の下、地域社会と行政とがパートナーシップを図り、住みやすいまちづくりを推進する。	介護保険制度等における障害や年齢にとらわれないサービスの創設	地域福祉の促進を図り、身近な地域でのサービス利用を一層推進するために、支援費制度や介護保険制度において、障害や年齢にとらわれず、障害児者と高齢者とが相互に利用できるサービス類型を創設する。	「指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業」については、本県でも、昨年4月に認定された「福祉コミュニティ特区」において実施しているが、高齢者を対象とした福祉施設しか存在しないような地域において、高齢者や障害児(者)が身近な地域で相互に利用できるサービス類型を創設することにより、これまで地域外の施設を利用していただいていた者が地域内の施設を利用することが可能となるとともに、潜在化していたニーズの顕在化により、サービス量の増加を図ることも可能となる。
熊本県	熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	熊本県では、高齢化率22.8%と全国平均よりも高齢化が進行し、また、少子化も進んでいる。そのような中、家族機能の変化や地域相互扶助の希薄化など、家庭や子ども・高齢者を取り巻く環境が大きく変化している状況にある。そこで、地域特性を活かした多様なサービスが展開される「熊本モデル」の確立を目指し、レスパイトケア施策の推進、少子化対策の推進、高齢者支援施策の充実及び地域福祉の推進を一体的に取り組む。これにより、福祉サービスのニーズ拡大やNPO等新たな事業主体の誕生等地域経済活性化と地域雇用創造を図りながら、誰もが、住みたいと思う地域で、健康でその人らしく自立して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの理念の下、地域社会と行政とがパートナーシップを図り、住みやすいまちづくりを推進する。	放課後児童クラブの障害児受入れに係る開設日数要件の緩和等	放課後児童クラブの障害児受入れに係る開設日数要件を柔軟にした上で、現在試行事業として行われている「障害児受入促進試行事業」を本格実施する。	放課後児童クラブの障害児受入れに係る開設日数要件を緩和することにより、当該クラブの設立が促進され、児童の健全育成が図られる。
熊本県	熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	熊本県では、高齢化率22.8%と全国平均よりも高齢化が進行し、また、少子化も進んでいる。そのような中、家族機能の変化や地域相互扶助の希薄化など、家庭や子ども・高齢者を取り巻く環境が大きく変化している状況にある。そこで、地域特性を活かした多様なサービスが展開される「熊本モデル」の確立を目指し、レスパイトケア施策の推進、少子化対策の推進、高齢者支援施策の充実及び地域福祉の推進を一体的に取り組む。これにより、福祉サービスのニーズ拡大やNPO等新たな事業主体の誕生等地域経済活性化と地域雇用創造を図りながら、誰もが、住みたいと思う地域で、健康でその人らしく自立して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの理念の下、地域社会と行政とがパートナーシップを図り、住みやすいまちづくりを推進する。	人工授精に対する医療保険適用等不妊治療に関する公的支援の充実	医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる体外受精、顕微授精に要する費用の助成のみならず、人工授精に対する医療保険適用を含めて、不妊治療に関する公的支援の充実を図る。	医療保険が適用されず、人工授精等に対して医療保険の適用等不妊治療に関する公的支援を図ることにより、少子化対策を図るとともに、これまで子どもを持ちたいが諦めていた者が不妊治療を受けることにより、不妊治療のニーズが拡大する。
熊本県	熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	熊本県では、高齢化率22.8%と全国平均よりも高齢化が進行し、また、少子化も進んでいる。そのような中、家族機能の変化や地域相互扶助の希薄化など、家庭や子ども・高齢者を取り巻く環境が大きく変化している状況にある。そこで、地域特性を活かした多様なサービスが展開される「熊本モデル」の確立を目指し、レスパイトケア施策の推進、少子化対策の推進、高齢者支援施策の充実及び地域福祉の推進を一体的に取り組む。これにより、福祉サービスのニーズ拡大やNPO等新たな事業主体の誕生等地域経済活性化と地域雇用創造を図りながら、誰もが、住みたいと思う地域で、健康でその人らしく自立して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの理念の下、地域社会と行政とがパートナーシップを図り、住みやすいまちづくりを推進する。	思春期の子ども達への血液検査等を実施するための連携施策の創設	生涯にわたる健康の維持・増進を図るためには、生活習慣が確立される思春期(中学生)の子ども達の健康の維持・増進が必要である。そこで、思春期の子ども達への身体・血液検査、骨密度測定等各種検査等を実施することが可能となるよう、厚生労働省と文部科学省とが連携した施策を構築する。	生活習慣が確立される思春期(中学生)の子ども達の健康の維持・増進を図ることにより、長期的に見れば、将来の生活習慣病や骨粗しょう症等を予防することが可能となり、医療費の抑制効果が期待される。
熊本県	熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	熊本県では、高齢化率22.8%と全国平均よりも高齢化が進行し、また、少子化も進んでいる。そのような中、家族機能の変化や地域相互扶助の希薄化など、家庭や子ども・高齢者を取り巻く環境が大きく変化している状況にある。そこで、地域特性を活かした多様なサービスが展開される「熊本モデル」の確立を目指し、レスパイトケア施策の推進、少子化対策の推進、高齢者支援施策の充実及び地域福祉の推進を一体的に取り組む。これにより、福祉サービスのニーズ拡大やNPO等新たな事業主体の誕生等地域経済活性化と地域雇用創造を図りながら、誰もが、住みたいと思う地域で、健康でその人らしく自立して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの理念の下、地域社会と行政とがパートナーシップを図り、住みやすいまちづくりを推進する。	介護保険における在宅サービス利用の推進	介護保険において在宅サービス利用を推進するため、在宅サービスと施設サービスの利用者負担を見直す。	施設サービスにおけるホテルコストの徴収によって利用者負担額を引き上げるとともに、在宅サービスの利用者負担額を引き下げる等、在宅サービスと施設サービスの利用者負担を見直すことにより、在宅サービスの需要が拡大する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
熊本県	熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	熊本県では、高齢化率22.8%と全国平均よりも高齢化が進行し、また、少子化も進んでいる。そのような中、家族機能の変化や地域相互扶助の希薄化など、家庭や子ども・高齢者を取り巻く環境が大きく変化している状況にある。 そこで、地域特性を活かした多様なサービスが展開される「熊本モデル」の確立を目指し、レスパイトケア施策の推進、少子化対策の推進、高齢者支援施策の充実及び地域福祉の推進を一体的に取り組む。 これにより、福祉サービスのニーズ拡大やNPO等新たな事業主体の誕生等地域経済活性化と地域雇用創造を図りながら、誰もが、住みたいと思う地域で、健康でその人らしく自立して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの理念の下、地域社会と行政とがパートナーシップを図り、住みやすいまちづくりを推進する。	小規模多機能ホームに係る介護保険の適用	「通所」、「宿泊」、「居住」、「ホームヘルプ」を一体的に提供する小規模多機能ホームが、高齢者の住み慣れた地域の中により多く展開することができるよう、同施設に対して介護保険を適用すること。	小規模多機能ホームに対して介護保険を適用することにより、痴呆高齢者等のQOLの向上が図られるとともに、在宅でのケアに係るニーズの拡大が期待される。
熊本県	熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	熊本県では、高齢化率22.8%と全国平均よりも高齢化が進行し、また、少子化も進んでいる。そのような中、家族機能の変化や地域相互扶助の希薄化など、家庭や子ども・高齢者を取り巻く環境が大きく変化している状況にある。 そこで、地域特性を活かした多様なサービスが展開される「熊本モデル」の確立を目指し、レスパイトケア施策の推進、少子化対策の推進、高齢者支援施策の充実及び地域福祉の推進を一体的に取り組む。 これにより、福祉サービスのニーズ拡大やNPO等新たな事業主体の誕生等地域経済活性化と地域雇用創造を図りながら、誰もが、住みたいと思う地域で、健康でその人らしく自立して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの理念の下、地域社会と行政とがパートナーシップを図り、住みやすいまちづくりを推進する。	単独の居宅介護支援事業所の設立を促進するインセンティブの設定	利用者本位の介護サービス計画(ケアプラン)の作成を促進する趣旨から、サービス事業所併設ではない単独の居宅介護支援事業所の設立が促進されるよう、介護報酬の中でインセンティブが働く仕組みを構築する。	利用者本位の介護サービス計画(ケアプラン)が作成されることにより、適切なサービスの提供がなされるとともに、介護報酬の適正化にも寄与する。
熊本県	熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	熊本県では、高齢化率22.8%と全国平均よりも高齢化が進行し、また、少子化も進んでいる。そのような中、家族機能の変化や地域相互扶助の希薄化など、家庭や子ども・高齢者を取り巻く環境が大きく変化している状況にある。 そこで、地域特性を活かした多様なサービスが展開される「熊本モデル」の確立を目指し、レスパイトケア施策の推進、少子化対策の推進、高齢者支援施策の充実及び地域福祉の推進を一体的に取り組む。 これにより、福祉サービスのニーズ拡大やNPO等新たな事業主体の誕生等地域経済活性化と地域雇用創造を図りながら、誰もが、住みたいと思う地域で、健康でその人らしく自立して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの理念の下、地域社会と行政とがパートナーシップを図り、住みやすいまちづくりを推進する。	施設入所者のスムーズな在宅復帰を可能にする支援策の創設	介護保険制度の理念である「在宅サービス重視」に資するため、施設入所者が、一時的な帰宅体験等を通してスムーズに在宅へ復帰することが可能となるよう、一時帰宅中の在宅サービスに係る支援策の創設。	在宅復帰を促すことによって、住み慣れた地域での生活を希望する高齢者のニーズに対応することが可能となり、当該高齢者のQOLの向上を図ることが可能となるとともに、在宅サービスのニーズの拡大が期待される。
熊本県	熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	熊本県では、高齢化率22.8%と全国平均よりも高齢化が進行し、また、少子化も進んでいる。そのような中、家族機能の変化や地域相互扶助の希薄化など、家庭や子ども・高齢者を取り巻く環境が大きく変化している状況にある。 そこで、地域特性を活かした多様なサービスが展開される「熊本モデル」の確立を目指し、レスパイトケア施策の推進、少子化対策の推進、高齢者支援施策の充実及び地域福祉の推進を一体的に取り組む。 これにより、福祉サービスのニーズ拡大やNPO等新たな事業主体の誕生等地域経済活性化と地域雇用創造を図りながら、誰もが、住みたいと思う地域で、健康でその人らしく自立して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの理念の下、地域社会と行政とがパートナーシップを図り、住みやすいまちづくりを推進する。	痴呆性高齢者グループホームの入所者等に係る住所地特例の適用	養護老人ホーム等の介護保険施設以外の施設入所者や痴呆性高齢者グループホーム利用者について、当該施設等が所在する市町村の負担が過大とならないよう、特別養護老人ホーム入所者等と同様に住所地特例を適用すること。	養護老人ホーム等の介護保険施設以外の施設入所者や痴呆性高齢者グループホーム利用者について、特別養護老人ホーム入所者等と同様に住所地特例を適用することにより、これらの施設等の整備が促進され、利用者のニーズに対応したサービス提供が可能となる。
熊本県	熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	熊本県では、高齢化率22.8%と全国平均よりも高齢化が進行し、また、少子化も進んでいる。そのような中、家族機能の変化や地域相互扶助の希薄化など、家庭や子ども・高齢者を取り巻く環境が大きく変化している状況にある。 そこで、地域特性を活かした多様なサービスが展開される「熊本モデル」の確立を目指し、レスパイトケア施策の推進、少子化対策の推進、高齢者支援施策の充実及び地域福祉の推進を一体的に取り組む。 これにより、福祉サービスのニーズ拡大やNPO等新たな事業主体の誕生等地域経済活性化と地域雇用創造を図りながら、誰もが、住みたいと思う地域で、健康でその人らしく自立して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの理念の下、地域社会と行政とがパートナーシップを図り、住みやすいまちづくりを推進する。	福祉活動を行うNPO法人等への国庫補助制度の適用	子育て・在宅サービスに取り組むNPO法人等非営利で福祉活動を行う団体に係る当該福祉活動に必要な施設・設備の整備や運営に関する経費について、社会福祉法人同様各種国庫補助制度の対象とする。	多様な福祉サービスの担い手が生まれることにより、よりニーズに即したサービスが提供され、新たなニーズの発生も期待される。
熊本県	熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	熊本県では、高齢化率22.8%と全国平均よりも高齢化が進行し、また、少子化も進んでいる。そのような中、家族機能の変化や地域相互扶助の希薄化など、家庭や子ども・高齢者を取り巻く環境が大きく変化している状況にある。 そこで、地域特性を活かした多様なサービスが展開される「熊本モデル」の確立を目指し、レスパイトケア施策の推進、少子化対策の推進、高齢者支援施策の充実及び地域福祉の推進を一体的に取り組む。 これにより、福祉サービスのニーズ拡大やNPO等新たな事業主体の誕生等地域経済活性化と地域雇用創造を図りながら、誰もが、住みたいと思う地域で、健康でその人らしく自立して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの理念の下、地域社会と行政とがパートナーシップを図り、住みやすいまちづくりを推進する。	県営住宅と福祉施設との合築に係る総合補助金の創設等	地域福祉の推進を図るため、ボランティア・NPO等が、公営施設の一部を活動拠点として介護や子育てに関する相談窓口や育児サークルなどを行う場合に、当該事業に必要な設備整備について社会福祉法人等と同様に国庫補助対象とするとともに、県営住宅と福祉施設とを合築する場合における総合的な補助金の創設	ボランティア・NPO等が、公営施設の一部を活動拠点として介護や子育てに関する相談窓口や育児サークルなどを行うことにより、より地域に密着したサービスが提供されるとともに、県営住宅と福祉施設との合築を推進することにより、少子高齢化の進展の中で、身近なところでの地域福祉の拠点の創設が可能となる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
熊本県	熊本県	熊本セミコンダクタ・フォレスト構想	半導体関連産業の集積が進んでいる地域(「旧テクノポリス圏域」)において、地域のポテンシャルを最大限に活かした地域経済の活性化を図るため、「熊本県半導体産業特区」の着実な推進に加え、土地利用に関する権限移譲や各種施策の集中・連携等国の支援措置を受けることにより、「熊本セミコンダクタ・フォレスト構想」の実現に弾みをつける。	国の提案公募型研究開発プロジェクト等に地域再生枠を設定	各省庁毎の提案公募型研究開発プロジェクトについて、地域における効率的な事業実施及び施策の集中を図る観点から研究開発費の地域再生枠を設定する。	国等の公募型研究開発プロジェクトである次の事業について、「地域再生枠」を設定して重点配分する。 ・地域新生コンソーシアム研究開発事業 ・地域新規産業創造技術開発費補助金 ・創造技術開発支援事業 ・地域活性化創造技術研究開発補助金 ・中小企業経営革新事業費補助金 ・地域産業集積中小企業等活性化補助金 ・大学発事業創出実用化研究開発助成事業 ・産業技術研究助成事業 ・戦略的基盤技術力強化事業 ・大学発ベンチャー創出のための事業 ・産学官共同研究推進のためのマッチングファンド
熊本県	熊本県	熊本セミコンダクタ・フォレスト構想	半導体関連産業の集積が進んでいる地域(「旧テクノポリス圏域」)において、地域のポテンシャルを最大限に活かした地域経済の活性化を図るため、「熊本県半導体産業特区」の着実な推進に加え、土地利用に関する権限移譲や各種施策の集中・連携等国の支援措置を受けることにより、「熊本セミコンダクタ・フォレスト構想」の実現に弾みをつける。	工業用地開発に係る農地転用の許可権限を都道府県知事に移譲	4ヘクタールを超える農地転用の許可権限について、農林水産大臣から都道府県知事に移譲する。	企業ニーズに対応した企業誘致環境の整備を図るため、都道府県知事の判断による工業用地開発を可能とする。
熊本県	熊本県	熊本セミコンダクタ・フォレスト構想	半導体関連産業の集積が進んでいる地域(「旧テクノポリス圏域」)において、地域のポテンシャルを最大限に活かした地域経済の活性化を図るため、「熊本県半導体産業特区」の着実な推進に加え、土地利用に関する権限移譲や各種施策の集中・連携等国の支援措置を受けることにより、「熊本セミコンダクタ・フォレスト構想」の実現に弾みをつける。	工業用地開発に係る開発行為の許可権限を市町村長に移譲	区域区分が定められていない都市計画区域内で3,000平方メートル以上の開発行為を行う場合の許可権限について、都道府県知事から市町村長へ移譲する。	企業ニーズに対応した企業誘致環境の整備を図るため、市町村長の判断による工業用地開発を可能とする。
熊本県	熊本県	熊本セミコンダクタ・フォレスト構想	半導体関連産業の集積が進んでいる地域(「旧テクノポリス圏域」)において、地域のポテンシャルを最大限に活かした地域経済の活性化を図るため、「熊本県半導体産業特区」の着実な推進に加え、土地利用に関する権限移譲や各種施策の集中・連携等国の支援措置を受けることにより、「熊本セミコンダクタ・フォレスト構想」の実現に弾みをつける。	地域雇用機会増大促進支援事業の実施地域の要件緩和	「地域雇用機会増大促進支援事業」について、地域再生計画を策定して雇用対策に取り組む雇用機会増大促進地域以外の地域についても実施できるよう要件を緩和する。	半導体産業の振興と相まって、その雇用機会増大効果を図るための以下のような取組を行う。 ・くまもとテクノ産業財団で実施している「ネットワーク半導体教育・研修講座」や国内外留学等による地域人材育成 ・ヘッドハンティング会社等による人材の勧誘等 ・労務管理、人事戦略等に係る地域内外の専門家によるコンサルティング支援
熊本県	熊本県	地域農林業再生構想(案)	農村地域では、過疎化、高齢化が進むとともに、後継者不足や遊休農地の増加に直面しており、特に中山間地域においては、地域農業の担い手確保が深刻な課題となっている。このため、担い手の確保が困難な地域を対象に補助事業採択要件の見直しによる担い手の育成・確保を図るとともに、特に担い手の確保が著しく困難な地域においては、地域農業の核であるJAの農業経営事業への参入の途を開き、併せて中山間地域等直接支払い制度の対象とすることにより、JA自らも地域農業の担い手として位置づける。また、森林の間伐促進、総合的なシカ対策の実施等の多面的機能の発揮に資する取組拡大や、都市と農山村との交流促進により、地域農林業の活性化と雇用の創造を図る。	農林水産省所管補助事業の要件緩和	中山間地域においては、農林水産省補助事業採択の要件「3戸要件」を認定農業者(法人を含む)に限り個人補助を容認するとともに、補助対象となる機械・施設を地域条件に合わせた提案方式とする。この一つとして、農業機械の導入時における整理合理化通達適用を除外する。	生産条件が厳しいだけでなく、地域間の特異性が強い中山間地域において、それぞれの地域条件に適合した補助事業(例えばグレンタンク無しの自脱型コンバインの事業対象容認等)を、地域農業の担い手である認定農業者(法人を含む)が実施する。
熊本県	熊本県	地域農林業再生構想(案)	農村地域では、過疎化、高齢化が進むとともに、後継者不足や遊休農地の増加に直面しており、特に中山間地域においては、地域農業の担い手確保が深刻な課題となっている。このため、担い手の確保が困難な地域を対象に補助事業採択要件の見直しによる担い手の育成・確保を図るとともに、特に担い手の確保が著しく困難な地域においては、地域農業の核であるJAの農業経営事業への参入の途を開き、併せて中山間地域等直接支払い制度の対象とすることにより、JA自らも地域農業の担い手として位置づける。また、森林の間伐促進、総合的なシカ対策の実施等の多面的機能の発揮に資する取組拡大や、都市と農山村との交流促進により、地域農林業の活性化と雇用の創造を図る。	補助金で建設した施設の目的外使用の容認	補助金で建設した施設のうち一定の期間を経過したものの目的外使用の容認	一定期間を過ぎ当初目的を果たさなくなった補助金で建設した施設等の目的外使用を認め、JA等による有効利用を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
熊本県	熊本県	地域農林業再生構想(案)	農村地域では、過疎化、高齢化が進むとともに、後継者不足や遊休農地の増加に直面しており、特に中山間地域においては、地域農業の担い手確保が深刻な課題となっている。このため、担い手の確保が困難な地域を対象に補助事業採択要件の見直しによる担い手の育成・確保を図るとともに、特に担い手の確保が著しく困難な地域においては、地域農業の核であるJAの農業経営事業への参入の途を開き、併せて中山間地域等直接支払い制度の対象とすることにより、JA自らも地域農業の担い手として位置づける。また、森林の間伐促進、総合的なシカ対策の実施等の多面的機能の発揮に資する取組拡大や、都市と農山村との交流促進により、地域農林業の活性化と雇用の創造を図る。	JA自らによる農業経営事業の容認	担い手の確保が著しく困難な地域においては、JAが農地を借りて自ら農業経営を行うことを認める。また、その場合、JAを中山間地域直接支払い制度の対象とする。	JA自らが農地を借りて農業経営を行う途を開き、借り手のいない優良農地等をJAが総合的に有効活用し、食料自給率の向上や多面的機能の維持等を図る。また、その場合、中山間地域直接支払い制度にJAを対象とすることで支援を行い、食料自給率の向上や多面的機能の維持等の一層の推進を図る。
熊本県	熊本県	地域農林業再生構想(案)	農村地域では、過疎化、高齢化が進むとともに、後継者不足や遊休農地の増加に直面しており、特に中山間地域においては、地域農業の担い手確保が深刻な課題となっている。このため、担い手の確保が困難な地域を対象に補助事業採択要件の見直しによる担い手の育成・確保を図るとともに、特に担い手の確保が著しく困難な地域においては、地域農業の核であるJAの農業経営事業への参入の途を開き、併せて中山間地域等直接支払い制度の対象とすることにより、JA自らも地域農業の担い手として位置づける。また、森林の間伐促進、総合的なシカ対策の実施等の多面的機能の発揮に資する取組拡大や、都市と農山村との交流促進により、地域農林業の活性化と雇用の創造を図る。	シカの捕獲対策(環境省)と防除対策(林野庁)の一元化	緑の財産である森林をシカ被害から守るため、市町村や森林組合が実施する事業で箱わな、囲いわなに限り、狩猟免許がいらぬ等の条件緩和による捕獲対策を可能とし、併せて防護柵や防護ネットによる防除対策を組み合わせることで総合的なシカ対策を実施できるよう、環境省と林野庁の事業を一元化する。	緑の財産である森林をシカ被害から守るため、市町村や森林組合が実施する事業で箱わな、囲いわなに限り、狩猟免許がいらぬ等の条件緩和による捕獲対策と防護柵や防護ネットによる防除対策を森林整備事業及び森林病虫害等防除対策事業の要件を改善して総合的に実施する。
熊本県	熊本県	地域農林業再生構想(案)	農村地域では、過疎化、高齢化が進むとともに、後継者不足や遊休農地の増加に直面しており、特に中山間地域においては、地域農業の担い手確保が深刻な課題となっている。このため、担い手の確保が困難な地域を対象に補助事業採択要件の見直しによる担い手の育成・確保を図るとともに、特に担い手の確保が著しく困難な地域においては、地域農業の核であるJAの農業経営事業への参入の途を開き、併せて中山間地域等直接支払い制度の対象とすることにより、JA自らも地域農業の担い手として位置づける。また、森林の間伐促進、総合的なシカ対策の実施等の多面的機能の発揮に資する取組拡大や、都市と農山村との交流促進により、地域農林業の活性化と雇用の創造を図る。	森林整備事業及び森林病虫害等防除対策事業の要件緩和	緑の財産である森林をシカ被害から守るため、市町村や森林組合が実施する事業で箱わな、囲いわなに限り、狩猟免許がいらぬ等の条件緩和による捕獲対策を可能とし、併せて防護柵や防護ネットによる防除対策を組み合わせることで総合的なシカ対策を実施するため、森林整備事業及び森林病虫害等防除対策事業の要件を改善して総合的に実施可能とする。	緑の財産である森林をシカ被害から守るため、市町村や森林組合が実施する事業で箱わな、囲いわなに限り、狩猟免許がいらぬ等の条件緩和による捕獲対策と防護柵や防護ネットによる防除対策を森林整備事業及び森林病虫害等防除対策事業の要件を改善して総合的に実施する。
熊本県	熊本県	地域農林業再生構想(案)	農村地域では、過疎化、高齢化が進むとともに、後継者不足や遊休農地の増加に直面しており、特に中山間地域においては、地域農業の担い手確保が深刻な課題となっている。このため、担い手の確保が困難な地域を対象に補助事業採択要件の見直しによる担い手の育成・確保を図るとともに、特に担い手の確保が著しく困難な地域においては、地域農業の核であるJAの農業経営事業への参入の途を開き、併せて中山間地域等直接支払い制度の対象とすることにより、JA自らも地域農業の担い手として位置づける。また、森林の間伐促進、総合的なシカ対策の実施等の多面的機能の発揮に資する取組拡大や、都市と農山村との交流促進により、地域農林業の活性化と雇用の創造を図る。	森林環境保全整備事業のうち特定間伐に係る要件緩和	緊急間伐団地の団地設定の容易化又は廃止、特定間伐の実施における伐り捨て間伐の補助対象化、補助対象年齢を11歳級まで引き上げ等の事業要件の緩和により、森林整備を促進する。	現行の補助制度の要件を緩和することにより、間伐を促進し、山村の雇用拡大に繋げ、山村振興を図る。
熊本県	熊本県	熊本県建設産業振興プラン(案)	地域経済の発展と雇用を支える基幹産業となっている本県建設業は、建設投資がピーク時に比べ約3割減少し、深刻な供給過剰状態となり、経営状況が他の産業に比べて急速に悪化している。このような中、地域の経済を活性化し、雇用を確保するとともに、県民に対して良質な社会資本を提供していくため、「技術と経営に優れた建設産業」、「社会に貢献する建設産業」、「透明で公正な市場環境づくり」を柱として、建設事業者の自助努力による取組みに対して県が支援を行うこととしている。今後、建設事業者の新規成長分野への参入を誘導するため、新規成長分野進出に対する専門アドバイザーの派遣、規制緩和、融資面での弾力的運用等に取り組む。	農業進出に係る中小企業関係制度融資の対象化	中小企業が農業分野に参入する場合の施設・設備の整備(農業用倉庫の建設、農業機械の購入など)について、中小企業金融公庫の融資対象とする。	新市場の動向や進出に当たっての規制・融資制度等に係る情報提供、専門アドバイザーの派遣等により、建設事業者の新規成長分野への参入を支援する。
熊本県	熊本県	熊本県建設産業振興プラン(案)	地域経済の発展と雇用を支える基幹産業となっている本県建設業は、建設投資がピーク時に比べ約3割減少し、深刻な供給過剰状態となり、経営状況が他の産業に比べて急速に悪化している。このような中、地域の経済を活性化し、雇用を確保するとともに、県民に対して良質な社会資本を提供していくため、「技術と経営に優れた建設産業」、「社会に貢献する建設産業」、「透明で公正な市場環境づくり」を柱として、建設事業者の自助努力による取組みに対して県が支援を行うこととしている。今後、建設事業者の新規成長分野への参入を誘導するため、新規成長分野進出に対する専門アドバイザーの派遣、規制緩和、融資面での弾力的運用等に取り組む。	農業進出に係る中小企業信用保険制度の適用	中小企業が農業分野に参入する場合の施設・設備の整備(農業用倉庫の建設、農業機械の購入など)について、中小企業信用保険制度の対象とする。	新市場の動向や進出に当たっての規制・融資制度等に係る情報提供、専門アドバイザーの派遣等により、建設事業者の新規成長分野への参入を支援する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
熊本県	熊本県	熊本県建設産業振興プラン(案)	地域経済の発展と雇用を支える基幹産業となっている本県建設業は、建設投資がピーク時に比べ約3割減少し、深刻な供給過剰状態となり、経営状況が他の産業に比べて急速に悪化している。このような中、地域の経済を活性化し、雇用を確保するとともに、県民に対して良質な社会資本を提供していくため、「技術と経営に優れた建設産業」、「社会に貢献する建設産業」、「透明で公正な市場環境づくり」を柱として、建設事業者の自助努力による取組みに対して県が支援を行うこととしている。今後、建設事業者の新規成長分野への参入を誘導するため、新規成長分野進出に対する専門アドバイザーの派遣、規制緩和、融資面での弾力的運用等に取り組む。	農業に参入する場合の農業制度資金の利用可能化	農業制度資金のうち農業経営改善関係資金について、農業の実績がなければ貸付を受けられないため、特区で認められた新規参入の場合でも貸付を受けられるよう貸付対象者要件(農業粗生産額、農業従事日数等)を緩和する。	新市場の動向や進出に当たっての規制・融資制度等に係る情報提供、専門アドバイザーの派遣等により、建設事業者の新規成長分野への参入を支援する。
熊本県	人吉市	南九州の拠点都市づくり構想	平成元年の九州縦貫自動車道八代-人吉間の開通、同7年の人吉-えびの間の開通により、交通網の整備が図られ、各地へのアクセス時間の短縮へとつながりました。本市は、特に南九州3県のほぼ中央に位置しており、その地理的・歴史的な条件を最大限に活用して、南九州の物流の拠点、観光の拠点、文化の拠点、交流の拠点都市として地域の再生を目指すものです。	工業団地造成利子補給金事務処理要領の用語定義の拡大	梢山工業団地の造成工事にあたり、経済産業省の工業団地造成利子補給金の交付を受けているが、製造業等以外への用地売却、貸与において制限があるため、企業誘致等において障壁となっており、制限の緩和をお願いするものです。具体的には、通商産業省51立局第586号「工業団地造成利子補給金事務処理要領1.2用語の定義について」において、その範囲を拡大し、同要領に規定される製造業等の範囲を日本標準産業分類に分類されるすべての業種に拡大していただきたいものです。	工業団地造成利子補給金事務処理要領に定義された「工業用地」の取扱いを拡大することにより、これまで不可とされてきた業種の梢山工業団地への企業誘致の可能性が高まるとともに、企業誘致による当該地域における雇用創出が期待でき、相乗効果による地域活性化が同様に期待できるものです。
熊本県	人吉市	ツーリズムを活用した地域再生構想	自然、歴史、文化と有形無形の財産を多数有する本市の地理的・歴史的優位性を最大限に活かして、都市部の人々との交流の機会を増やすためにも、様々なツーリズムの可能性を模索し、実践することにより、新たな産業の創出と交流人口の増加がもたらす地域の活性化により地域の再生を目指すものです。	農林水産省所管の補助事業により整備された施設の処分制限期間の短縮	本市において、農家民泊を活用したスポーツ合宿誘致構想が検討されようとしている中で、農家民泊では農家の規模により需要に応じきれない場合が想定される。現在検討されている農村地域において、農林水産省の補助事業(中山間地域農村活性化総合整備事業)により整備した施設(活性化センター)が設置されているが、地域の高齢化・人口減少等で有効活用されていない面がある。当該施設は補助事業の制度の趣旨からして宿泊が不可とされており、この施設の有効活用という面からも宿泊を可能とすることにより、スポーツ合宿受入れの可能性や交流人口の増加等、農家所得向上と地域の活性化が図られるものである。具体的には、当該施設が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条及び同法施行令第14条第1項第2号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則第5条(別表)でその処分制限期間が38年と規定されていることから、これを処分制限期間10年に短縮していただき、利用目的の拡大を図ることにより施設の有効利用と農村地域の活性化、ひいては雇用の創出を誘発させる契機としたい。	スポーツ合宿を農家民泊を主体とする農村地域で受入れ、合宿のメニューの中に農業体験等を盛り込み、農村地域の人々との交流を図ることにより、合宿に参加した児童・生徒・学生の情操教育に資するとともに、地域への入込み客数の増加と地域農家の所得向上を図る。
熊本県	大津町	「からいも」が育む地産地消～地産地消による地域再生～	本町の代表的な農産物「からいも」をイメージキャラクターとして食の安全・スローライフをテーマとする独自の地産地消をめざしたい。消費者にとって安心な食べ物を提供する場に商店街の空店舗を活用し、商店街の活性化や経済的効果を期待している。また新たなからいも加工品の開発は、観光などにも結びつけることができると考えている。今後は、町全体を安心というイメージにより各種の整備を行い、地域の活性化を図っていく。	特産品の開発	からいもを使ったまったく新しい製品開発のための財政支援・大学、企業との連携支援	工業製品としての商品開発・地域特産物としての加工品の開発
熊本県	大津町	「からいも」が育む地産地消～地産地消による地域再生～	本町の代表的な農産物「からいも」をイメージキャラクターとして食の安全・スローライフをテーマとする独自の地産地消をめざしたい。消費者にとって安心な食べ物を提供する場に商店街の空店舗を活用し、商店街の活性化や経済的効果を期待している。また新たなからいも加工品の開発は、観光などにも結びつけることができると考えている。今後は、町全体を安心というイメージにより各種の整備を行い、地域の活性化を図っていく。	空店舗対策	起業支援として財政支援	空店舗等を活用する場合の財政支援

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
熊本県	熊本県小国町	食資源、森林資源、温泉などを生かした健康の里づくり	食材、温泉、森林など、地元のさまざまな資源を活用して、グリーンツーリズムやアグリツーリズムと連携した健康関連商品を提供していき、健康維持意識の高い観光客や消費者へ健康の里としてアピールすることにより、健康関連の産業を育成し、地域経済の活性化を図っていく。温泉などを利用したテラーメイド型の健康増進プログラムの提供を目指し、人材の育成や、施設の整備を行うとともに、地元食材に機能性食品としての付加価値をつけるなどの取組みを行っていく。事業の推進に当たっては、産・学・官によるコンソシアムにより、科学的根拠に基づいた、質の高い健康サービス産業の創造を目指す。	根拠に基づいた健康増進プログラムへの公的医療保険の適用	温泉クア療法などのような疾病の予防やリハビリテーションを目的とした療法、森林浴や機能性食品の摂取など、健康維持を目的とした活動が、科学的根拠が十分に実証されていて、適切な管理の基に行われていれば、公的医療保険が適用できるようにしていく。	温泉クア療法や森林浴などの健康増進プログラムの処方や実践アドバイスをする指導員の育成を行っていく。同時にそれらの指導員の活動施設を整備していく。このことにより、地域に新たな魅力と雇用の場を創出していく。
熊本県	矢部町	統廃合による小学校跡地の活用	少子・高齢化が特に進む本町にとって小中学校(10校前後)の統合後の跡地を有効利用は急務である。地域が主体となってこのような廃校を利用して農村体験型宿泊施設などの活用を今後推し進めることで雇用の創出、地域活性化を図る。	・統廃合による小学校跡地の活用 ・農家民泊 ・農作業体験に伴う諸規制の緩和	・建設後の償還期間を過ぎていないため跡地利用が出来ないとされている小中学校の施設の有効利用	自然の学校体験、地元の住民が先生となり、農業体験や農産加工体験、自然体験など多彩な催しを実施、合宿や林間学校などの宿泊施設として利用する。料理等の食材は地元産を利用する。
熊本県	本渡市	事業用地取得分における農地の所有権移転に関する支援措置	現在の農地法では、事業用地として取得予定の農地について、当初計画の断念により事業計画が消失した場合、所有権移転の許可が下りず登記が不可能となる。売買契約を交わしたにもかかわらず、仮登記のままとなり、その後の事業実施まで本登記ができないことから、取得した自治体にとっても地権者にとっても多大な問題が生じることとなる。そのため、具体的な事業計画が確定しない段階での所有権移転の許可ができるよう支援措置をお願いしたい。	事業用地取得分における農地の所有権移転に関する支援措置	農地法第5条第2項における許可できないとされる要件の緩和	
熊本県	本渡市	中心市街地周辺総合活性化事業	中心市街地の活性化を図るためには、区域内に存在する文化施設や商業施設、観光施設を有機的に連結し改修、整備を行うことが必要です。これらの事業にはそれぞれの省庁で補助制度がありますが、これらを集中的に投入することで事業効果を高め、観光客の増加をはじめ、中心市街地の総合的な活性化を図るものです。	各種補助事業の集中的な投入	文化施設や商業施設、観光施設を有機的に連結し改修、整備を行うため、それぞれの省庁で補助制度を集中的に投入することで事業効果を高め、観光客の増加をはじめ、中心市街地の総合的な活性化を図るもの。	区域内に存在する文化施設や商業施設、観光施設を有機的に連結し、観光客の誘致や地元住民の憩いの場となるようなゾーンを形成します。そのためには、周辺の区画整理(家屋の移転や商店街の再構築)や祇園橋周辺の公園化、切支丹館の改修整備、連絡道路の整備、旧二チイビルの改修など一連の事業が必要となります。これらの事業にはそれぞれの省庁で補助制度がありますが、これらを集中的に投入することで事業効果を高め、観光客の増加をはじめ、中心市街地の総合的な活性化を図るものです。
熊本県	菊池市	いってみたい農山村・やってみたい農林業	地域再生構想の目標として、「いってみたい農山村、やってみたい農林業」を掲げた、いってみたい農山村とは、そこで心が満たされ、癒された消費者の気持ちであり、やってみたい農林業とは、そこで、独自のサービスをしたい個人の気持ちである。この思いが多様な形で実現しやすい環境づくりを積極的に進めたいと考える。そのためには、まず、やる気のある人材を積極的に受け入れ、そのやる気を技術面、情報面、資金面そして、食育面からサポートしたいと考えている。特に、異業種で培われたノウハウを農業分野で大いに活かし、独自のサービスを数多く消費者に提供されることを期待するものである。このサービスが、地域の活力、魅力となり、「またいってみたい農山村、もっとやってみたい農林業」につながるものと考えている。	農業法人に対する就農相談、就農訓練業務の委託	行政サービスの民間開放：行政またはその関連団体が行う就農相談、就農訓練に関する業務の一部を農業法人に対しその能力に応じて段階的に開放されたい。	委託を受けた農業法人は、関係機関と連携し広く就農希望者を募集するとともに、新たに農業参入されたい方々に対する就農相談をはじめ、地域において新規に就農された方に対し、栽培指導や経営指導など、農業経営に関する様々な支援を行いながら、その円滑な就農を促すこととする。その後、地域再生に向け、やる気と様々なノウハウを持つ就農者と共に、多様な経営体の創出や様々なサービスの提供をはじめ、将来の農業担い手の育成、安全安心な食料の安定提供、地域産業(雇用)の創出を促進したいと考えている。 なお、この委託事業により生じる直接的な効果として、新規就農者に対する地域に密着した実践的かつきめ細やかな支援体制の充実、雇用のミスマッチの解消、失業者対策などがある。
熊本県	菊池市	いってみたい農山村・やってみたい農林業	地域再生構想の目標として、「いってみたい農山村、やってみたい農林業」を掲げた、いってみたい農山村とは、そこで心が満たされ、癒された消費者の気持ちであり、やってみたい農林業とは、そこで、独自のサービスをしたい個人の気持ちである。この思いが多様な形で実現しやすい環境づくりを積極的に進めたいと考える。そのためには、まず、やる気のある人材を積極的に受け入れ、そのやる気を技術面、情報面、資金面そして、食育面からサポートしたいと考えている。特に、異業種で培われたノウハウを農業分野で大いに活かし、独自のサービスを数多く消費者に提供されることを期待するものである。このサービスが、地域の活力、魅力となり、「またいってみたい農山村、もっとやってみたい農林業」につながるものと考えている。	教育、福祉、医療、環境、農林業の枠を越え生活者の視点に立った食育の推進	各種施策の集中：各府省で行われるであろう食育関連施策(ソフト面)を、効率的かつ一元的に地域と連携しながら、その地域に集中して行われたい。	国からの支援を受け、関係部局、関係団体が一体となって、事業主体(市、農業法人、その他企業団体)が行う消費者教育、食育理解の活動、啓発を積極的に支援する。特に消費者教育については、地域及びその周辺にあるスーパー、量販店、農産物直売所、飲食店、学校、病院、福祉施設、公共施設などにポスター等の掲示を行うとともに、安全で安心でできる地域農産物の購買が自分たちの地域・環境・食を守るといった観点から、その購買意欲の向上(意識改革)を図る手立てをあらゆる面から重点的かつ積極的に講ずることとした。生活者の視点に立った食育の推進は、効果的に農山村や農林業への関心の高まりにつながり、このことが、多様な農業経営体の育成にも大きく作用することとなる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
熊本県	菊池市	いってみたい農山村・やってみたい農林業	地域再生構想の目標として、「いってみたい農山村、やってみたい農林業」を掲げた、いってみたい農山村とは、そこで心が満たされ、癒された消費者の気持ちであり、やってみたい農林業とは、そこで、独自のサービスをしたい個人の気持ちである。この思いが多様な形で実現しやすい環境づくりを積極的に進めたいと考える。そのためには、まず、やる気のある人材を積極的に受入れ、そのやる気を技術面、情報面、資金面そして、食育面からサポートしたいと考えている。特に、異業種で培われたノウハウを農業の分野で大いに活かし、独自のサービスを数多く消費者に提供されることを期待するものである。このサービスが、地域の活力、魅力となり、「またいってみたい農山村、もってやってみたい農林業」につながるものと考えている。	金融機関(非農林系)による経営ノウハウ、事業資金の円滑な提供	施策の利便性の向上：地域再生構想の実現に向けて事業する主体(個人、法人)を対象に、金融機関による経営ノウハウの提供、事業主体の能力と事業内容により国又は金融機関が債務を保証し低利の資金調達が可能となる施策を地域を限定して行われたい。	地域再生構想の実現に向け事業を行う農業法人及び新規に就農した個人は、金融機関からの情報や資金を個人の能力に応じて円滑に受けることで、独自の目標に向けて、これまで培った技術、ノウハウと自然(農山村)の生かした様々なサービスや物を提供することが容易となる。特に農業法人は、生産活動だけでなく、加工、販売をはじめ様々な事業を行う機能を有しているが、融資を受ける際、債務保証を経営者個人に負う仕組みがあることが、新たな事業に挑戦する上で大きな障害となっている。この障害を個人の能力と事業内容によって軽減されれば、新たな事業にチャレンジする個人、法人が多く生まれ、また、失敗しても再度挑戦できる環境ができることが、多様な農業経営体の育成、様々なサービス提供の原動力となる。
熊本県	熊本市	水前寺江津湖公園活性化構想	水前寺江津湖公園を熊本市の新しい観光スポットとして県内外にアピールするため、水と緑の豊かな自然環境を有する水前寺江津湖公園を多面的に整備する。具体的には、同公園の50ヘクタールに及び江津湖の水質の適正化や動植物の生態系を回復させるため、大学等と連携しバイオマス資源の利活用を図る。バイオマスにより得られたエネルギーは観光イルミネーションとして公園内で利用。また、同時に江津湖に隣接する動植物園内で豊富な水に恵まれた立地条件を活かし、カバの繁殖を行い、園内でカバの群れを見学できる仕掛けをつくる。 また、環境にやさしい路面電車を動植物園前まで延伸することで、熊本駅から熊本城を経て動植物園まで乗り換えなしの一本の軌道で結び、観光アクセスの強化を図りながら、パークアンドライド実施による、環境保全、渋滞緩和、交通円滑化に取り組む。	路面電車の早期延伸のための手続き迅速化	路面電車延伸に係る軌道特許申請の迅速化など・・・特許申請の標準的な審査期間(5~8ヶ月)の期間短縮を要望するもの。また、都市局と鉄道局に許認可手続きがまたがるため、一元化や連携強化を要望するもの。	1.実施内容・・・路面電車を動植物園まで約800mほど延伸する。2.効果・・・交通アクセスの利便性向上、観光客の回遊性向上
熊本県	熊本市	水前寺江津湖公園活性化構想	水前寺江津湖公園を熊本市の新しい観光スポットとして県内外にアピールするため、水と緑の豊かな自然環境を有する水前寺江津湖公園を多面的に整備する。具体的には、同公園の50ヘクタールに及び江津湖の水質の適正化や動植物の生態系を回復させるため、大学等と連携しバイオマス資源の利活用を図る。バイオマスにより得られたエネルギーは観光イルミネーションとして公園内で利用。また、同時に江津湖に隣接する動植物園内で豊富な水に恵まれた立地条件を活かし、カバの繁殖を行い、園内でカバの群れを見学できる仕掛けをつくる。 また、環境にやさしい路面電車を動植物園前まで延伸することで、熊本駅から熊本城を経て動植物園まで乗り換えなしの一本の軌道で結び、観光アクセスの強化を図りながら、パークアンドライド実施による、環境保全、渋滞緩和、交通円滑化に取り組む。	路面電車延伸に係る補助金の重点配分	路面電車関係の支援制度の統合・・・国土交通省が所管する路面電車延伸にかかる補助金の統合や補助対象の拡大を要望するもの。(路面電車走行空間改築事業、都市再生交通拠点整備事業など)	1.実施内容・・・路面電車を動植物園まで約800m延伸する。2.効果・・・交通アクセスの利便性向上
熊本県	熊本市	水前寺江津湖公園活性化構想	水前寺江津湖公園を熊本市の新しい観光スポットとして県内外にアピールするため、水と緑の豊かな自然環境を有する水前寺江津湖公園を多面的に整備する。具体的には、同公園の50ヘクタールに及び江津湖の水質の適正化や動植物の生態系を回復させるため、大学等と連携しバイオマス資源の利活用を図る。バイオマスにより得られたエネルギーは観光イルミネーションとして公園内で利用。また、同時に江津湖に隣接する動植物園内で豊富な水に恵まれた立地条件を活かし、カバの繁殖を行い、園内でカバの群れを見学できる仕掛けをつくる。 また、環境にやさしい路面電車を動植物園前まで延伸することで、熊本駅から熊本城を経て動植物園まで乗り換えなしの一本の軌道で結び、観光アクセスの強化を図りながら、パークアンドライド実施による、環境保全、渋滞緩和、交通円滑化に取り組む。	都市公園内駐車場を利用したパークアンドライド	都市公園駐車場のパークアンドライド利用における規制緩和・・・都市公園法で公共駐車場の利用は地下のみに限定して認めてあるため、現状の都市公園の駐車場を利用した(地上部分で)パークアンドライド実施のため特例措置を要望するもの。	1.実施内容・・・都市公園内の駐車場をパークアンドライド用の公共駐車場として平日など限定利用する。2.効果・・・実施による環境保全と都市交通の円滑化など
熊本県	熊本市	水前寺江津湖公園活性化構想	水前寺江津湖公園を熊本市の新しい観光スポットとして県内外にアピールするため、水と緑の豊かな自然環境を有する水前寺江津湖公園を多面的に整備する。具体的には、同公園の50ヘクタールに及び江津湖の水質の適正化や動植物の生態系を回復させるため、大学等と連携しバイオマス資源の利活用を図る。バイオマスにより得られたエネルギーは観光イルミネーションとして公園内で利用。また、同時に江津湖に隣接する動植物園内で豊富な水に恵まれた立地条件を活かし、カバの繁殖を行い、園内でカバの群れを見学できる仕掛けをつくる。 また、環境にやさしい路面電車を動植物園前まで延伸することで、熊本駅から熊本城を経て動植物園まで乗り換えなしの一本の軌道で結び、観光アクセスの強化を図りながら、パークアンドライド実施による、環境保全、渋滞緩和、交通円滑化に取り組む。	バイオマス資源利活用のための補助制度緩和	バイオマス資源利活用における補助要件の緩和・・・水草等の水性植物をバイオマス資源として活用するため、廃棄物としてみていただけよう利用条件の緩和など	1.内容・・・動植物園内にバイオマス資源利活用施設の設置2.効果・・・環境循環型の仕組み(モデル)づくり。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
熊本県	荒尾市	荒尾市における中小企業及び観光と農漁業の共生対流活性化事業	三池炭鉱の閉山に続き、「産炭地振興臨時法」失効に基づく激変緩和措置の18年度終了を目前にして、人口の流失や企業誘致の困難の中、本市の経済活力は停滞している。こうした状況の中、地域再生のためには、地域資源を活用した内発型産業の創出が今求められている。こうした状況の中、地域再生のためには、地域資源を活用した入込観光客270万人の地域ポテンシャルを活用するため、全国的知名度の高い「荒尾梨」や国の伝統的工芸品である「小代焼」を生かしながら、農水産業、食品加工業、観光サービス業等市内の多種多様な産業がもつ情報、人材、技術などの総合力を結集して、「食」の生産から加工、販売までの一環システムとしての内発型ビジネスの創出によって、所得の向上と雇用機会の確保を目指すものである。	地場食品製造業の出店に対する農業経営構造改善事業要件の緩和	本市の構想する地域再生拠点施設は、特産品マーケット、農水産加工室、伝統的工芸品である小代焼の展示・体験・販売、オーガニックレストラン、情報双方向施設、体験農園等を一体的に整備するものであり、主として農林水産省の農業経営総合対策事業の活用を考えている。 提案としては、その中の特産品マーケット(事業メニューとしては産地形成促進施設)のコーナーに地元産の農水産物の直売だけではなく、地元農水産物を原料にした特産品を販売する地元食品製造業者の出店を予定しているが、農業経営総合対策事業について(平成14.3.29付経営局長通知)の中の別記1.経営構造対策事業の実施について(4)事業計画の認定要件の工の(ア)「整備を予定している機械及び施設等が目標達成(全国目標は認定農業者等の育成、担い手への農地の利用集積、及び遊休農地の解消)に直結しているものであること」の要件に地元食品製造業者の出店が合致しないということで認められていないが、地域の担い手が作る地元農水産物の加工・販売という観点から、目標達成に貢献できるものと考えるので、地元食品製造業者の出店コーナーを設定することの要件の緩和を要請したい。	観光土産品や地元農水産物を販売する施設で、地域ブランド品である「荒尾梨」や鮮度と低農薬の差別化農水産物、地元農水産物の加工品を地元業者が直接販売する直売施設である。 販売額7億7千万円、雇用18名(職員2名、パート16名)が見込まれる他、梨の新フードシステムの確立、土地利用の向上、認定農業者の経営の安定・向上が期待される。
熊本県	荒尾市	荒尾市における中小企業及び観光と農漁業の共生対流活性化事業	三池炭鉱の閉山に続き、「産炭地振興臨時法」失効に基づく激変緩和措置の18年度終了を目前にして、人口の流失や企業誘致の困難の中、本市の経済活力は停滞している。こうした状況の中、地域再生のためには、地域資源を活用した内発型産業の創出が今求められている。こうした状況の中、地域再生のためには、地域資源を活用した入込観光客270万人の地域ポテンシャルを活用するため、全国的知名度の高い「荒尾梨」や国の伝統的工芸品である「小代焼」を生かしながら、農水産業、食品加工業、観光サービス業等市内の多種多様な産業がもつ情報、人材、技術などの総合力を結集して、「食」の生産から加工、販売までの一環システムとしての内発型ビジネスの創出によって、所得の向上と雇用機会の確保を目指すものである。	地場産業等活力強化事業費補助金要件の緩和	農林水産省の農業経営構造改善事業の経営構造施設整備事業により整備を考えている地域拠点施設内の特産品マーケットの中に、地場産品を使った製造業者等の特産品を出品させる必要がある、その支援策として、地場産業等活力強化事業費補助金の補助対象事業者に荒尾市を加える事と同補助金の2.事業の内容の(2)地場産品等販路開拓支援事業の中に小規模ブースの施設整備費に対する補助を加えることの要請。	地場産品を原料にした製造業者等が、できたての製品や観光土産品を販売する地場企業約10店を計画しており、販売額1億2000万円、雇用10名(パート10名)の経済効果が期待できる。
熊本県	荒尾市	荒尾市における中小企業及び観光と農漁業の共生対流活性化事業	三池炭鉱の閉山に続き、「産炭地振興臨時法」失効に基づく激変緩和措置の18年度終了を目前にして、人口の流失や企業誘致の困難の中、本市の経済活力は停滞している。こうした状況の中、地域再生のためには、地域資源を活用した内発型産業の創出が今求められている。こうした状況の中、地域再生のためには、地域資源を活用した入込観光客270万人の地域ポテンシャルを活用するため、全国的知名度の高い「荒尾梨」や国の伝統的工芸品である「小代焼」を生かしながら、農水産業、食品加工業、観光サービス業等市内の多種多様な産業がもつ情報、人材、技術などの総合力を結集して、「食」の生産から加工、販売までの一環システムとしての内発型ビジネスの創出によって、所得の向上と雇用機会の確保を目指すものである。	国土交通省の道の駅整備事業の道路要件の緩和	農林水産省の農業経営構造改善事業の経営構造施設整備事業により整備を考えている地域再生拠点施設建設にあたり、国土交通省の道の駅整備事業の導入を考えているが、立地案として国道沿い、県道沿い、広域農道沿いの3ヶ所が想定されている。この中で、広域農道沿いに決定した場合の設置について、「道の駅」登録・案内要綱の中の(登録の申請)で「当該施設の近隣の一般国道又は都道府県道の道路管理者を経由し」ということから、県道以上の道路でなければならぬという解釈がされているが、その要件緩和の要請。	地域再生のための拠点施設を「道の駅」として設置し、道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供。
熊本県	荒尾市	荒尾市における中小企業及び観光と農漁業の共生対流活性化事業	三池炭鉱の閉山に続き、「産炭地振興臨時法」失効に基づく激変緩和措置の18年度終了を目前にして、人口の流失や企業誘致の困難の中、本市の経済活力は停滞している。こうした状況の中、地域再生のためには、地域資源を活用した内発型産業の創出が今求められている。こうした状況の中、地域再生のためには、地域資源を活用した入込観光客270万人の地域ポテンシャルを活用するため、全国的知名度の高い「荒尾梨」や国の伝統的工芸品である「小代焼」を生かしながら、農水産業、食品加工業、観光サービス業等市内の多種多様な産業がもつ情報、人材、技術などの総合力を結集して、「食」の生産から加工、販売までの一環システムとしての内発型ビジネスの創出によって、所得の向上と雇用機会の確保を目指すものである。	農林水産省、国土交通省、経済産業省、厚生労働省の補助事業の集中化	荒尾市の地域再生拠点施設には、農林水産省の農業構造改善事業、民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業、漁業経営構造改善事業、国土交通省の道の駅整備事業、経済産業省の地場産業等活力強化補助金、伝統的工芸品産業振興に関する法律第7条(共同振興計画)に基づく補助事業、厚生労働省の地域再生雇用支援ネットワーク事業の集中化の要請。	(1)観光土産品や地域農水産物を販売する「特産品マーケット」の建設 ・地域ブランドである「荒尾梨」を始めとして鮮度と低農薬の差別化農水産物の直売施設 ・地元食品製造業者等による地場農水産物を原料にした観光土産品を販売するもので、例えば梨工房のできたてお菓子や、豆腐、こんにやく等の「できたて商品」のテナントが共存するマーケット施設 (事業効果) 販売額7億7千万円、雇用18名(職員2名、パート16名)が見込まれる他、梨の新フードシステム、遊休農地の活用、転作地の作付による土地利用等の向上が見込まれる。 (2)特産品加工施設の建設 特産品である梨や米(パン)、のり加工を始めとして、地元・新鮮・安全な素材を使ったスローフードの惣菜づくり等を行う。 (事業効果) 雇用12名(職員1名、パート11名) (3)オーガニックレストランの建設 レストラン隣接の農場や地元で作られた安全・新鮮な素材を使った健康メニューや、梨を使った料理を提供する。 (事業効果) 販売額7,500万円、雇用5名(職員1名、パート4名) (4)国の伝統工芸品である「小代焼」の実演・体験と展示即売施設、小代焼の陶芸を楽しんでもらうことと小代焼7窯元の特徴ある作品を展示・販売し、国の伝統工芸品としての価値を宣伝し、小代焼窯元の振興を図る。 (事業効果) 販売額1,700万円、雇用2名(パート2名) (5)市民農園や体験農園、親水施設、健康ロードの整備 遊休農地や周辺の山林、川を活用して市民農園、梨のもぎとり体験農園、訪れる人がリフレッシュできる健康ロード、親水施設を整備する。 (事業効果) 販売額24万円、雇用2名(職員2名)の他、遊休地の活用と特産品である梨の振興 (6)情報双方向施設 道路情報、観光施設の案内だけではなく、生産者と消費者、観光客と販売拠点、観光施設の双方を結ぶネットワークの構築と特産品の販売や観光の振興が図られる。 (事業効果) 販売額(インターネット及び通販)2,000万円、雇用3名(職員1名、パート2名) (7)その他、駐車場、トイレの整備

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
熊本県	荒尾市	荒尾市における中小企業及び観光と農漁業の共生対流活性化事業	三池炭鉱の閉山に続き、「産炭地振興臨時法」失効に基づく激変緩和措置の18年度終了を目前にして、人口の流失や企業誘致の困難の中、本市の経済活力は停滞している。こうした状況の中、地域再生のためには、地域資源を活用した内発型産業の創出が求められている。この視点から本市の試みは、ウルトラマンランドを中心とした入込観光客270万人の地域ポテンシャルを活用するため、全国的知名度の高い「荒尾梨」や国の伝統的工芸品である「小代焼」を生かしながら、農水産業、食品加工業、観光サービス業等市内の多種多様な産業がもつ情報、人材、技術などの総合力を結集して、「食」の生産から加工、販売までの一環システムとしての内発型ビジネスの創出によって、所得の向上と雇用機会の確保を目指すものである。	農業経営構造改善事業と道の駅整備事業との連携	地域再生拠点施設の中に情報双方向施設の設置を考えているが、国土交通省の道の駅整備事業の道路情報提供施設と農林水産省の経営構造改善事業の情報複合施設を一元化するための連携を要請。	道路情報、観光施設の案内だけでなく、生産者と消費者、観光客と販売拠点、観光施設の双方を結ぶネットワークの構築と特産品の販売や観光の振興が図られる。販売額(インターネット、通販)2,000万円、雇用3名(職員1名、パート2名)が見込まれる。
熊本県	荒尾市	荒尾市における中小企業及び観光と農漁業の共生対流活性化事業	三池炭鉱の閉山に続き、「産炭地振興臨時法」失効に基づく激変緩和措置の18年度終了を目前にして、人口の流失や企業誘致の困難の中、本市の経済活力は停滞している。こうした状況の中、地域再生のためには、地域資源を活用した内発型産業の創出が求められている。この視点から本市の試みは、ウルトラマンランドを中心とした入込観光客270万人の地域ポテンシャルを活用するため、全国的知名度の高い「荒尾梨」や国の伝統的工芸品である「小代焼」を生かしながら、農水産業、食品加工業、観光サービス業等市内の多種多様な産業がもつ情報、人材、技術などの総合力を結集して、「食」の生産から加工、販売までの一環システムとしての内発型ビジネスの創出によって、所得の向上と雇用機会の確保を目指すものである。	梨の濁酒に対するどぶろく特区許可の適用	農林水産省の農業経営構造改善事業の経営構造施設整備事業により整備を考えている地域再生拠点施設の中のオーガニックレストランに荒尾梨工房(梨農家の出資、運営している任意組織。梨農家はまた米も作っている)が梨菌を使用した梨の濁酒を製造し、提供を計画しているが構造改革特区において許可される濁酒の製造許可の特例措置を要請。	特産品加工施設で梨工房が地元の有機米と梨菌を使った濁酒を製造し、拠点施設内のオーガニックレストランに提供し、梨の産地である荒尾のふるさとの味を楽しんでもらう。
熊本県	荒尾市	荒尾市における中小企業及び観光と農漁業の共生対流活性化事業	三池炭鉱の閉山に続き、「産炭地振興臨時法」失効に基づく激変緩和措置の18年度終了を目前にして、人口の流失や企業誘致の困難の中、本市の経済活力は停滞している。こうした状況の中、地域再生のためには、地域資源を活用した内発型産業の創出が求められている。この視点から本市の試みは、ウルトラマンランドを中心とした入込観光客270万人の地域ポテンシャルを活用するため、全国的知名度の高い「荒尾梨」や国の伝統的工芸品である「小代焼」を生かしながら、農水産業、食品加工業、観光サービス業等市内の多種多様な産業がもつ情報、人材、技術などの総合力を結集して、「食」の生産から加工、販売までの一環システムとしての内発型ビジネスの創出によって、所得の向上と雇用機会の確保を目指すものである。	梨のど飴等の効能書きへの薬事法66条の特例措置	本市では梨栽培が明治40年から始まり、今日では生産地として全国的に知られているが、地元では昔から「はしか」の熱さましやのどの痛み、咳には梨を食べさせるといふ風習があるので「梨のど飴」や「梨シロップ」の効能書きにその旨を記載することの薬事法66条の特例の要請。	全国有数の梨産地である本市の梨ブランド化を進めるため、5年前から梨工房による梨加工品を作っているが、その商品をさらに消費者にアピールするため、効能書きを加えたい。
熊本県	あさぎり町	石倉を拠点とした駅前商店街の活性化	この地域は、明治時代から昭和時代にかけて豊かな穀倉地帯を象徴する米の貯蔵施設「石倉」が多数現存している。この石倉を町の中心部でもある駅前集積を回り、地元商店街の活性化と若者や女性の就業機会を増やす。集積された石倉は、観光素材としての要素も持っており、石倉を活用した交流人口の増加につながる。	石倉の移設・用途変更に係る建築基準法等の弾力的運用等	明治時代から昭和時代にかけて造られた石倉の移設や用途変更には、建築基準法の組積造(第51条)等の基準をクリアする必要がある。現在、伝統的建造物群保存制度など建築基準法の制限緩和規定が設けられているものもあるが、地域の資源を有効に活用するため、制度の拡大や規定の弾力的運用等の検討をお願いしたい。	免田駅前商店街の活性化策の一つとして、地域にある石倉を資料館、ギャラリーホール、店舗等に改造し利用することを検討している。また、他の地区にある石倉をここに移設することにより、石倉を活用したまちづくりを展開することも検討中である。
熊本県	あさぎり町	石倉を拠点とした駅前商店街の活性化	この地域は、明治時代から昭和時代にかけて豊かな穀倉地帯を象徴する米の貯蔵施設「石倉」が多数現存している。この石倉を町の中心部でもある駅前集積を回り、地元商店街の活性化と若者や女性の就業機会を増やす。集積された石倉は、観光素材としての要素も持っており、石倉を活用した交流人口の増加につながる。	地域資源を利用したまちづくりに対する財政支援	石倉を活用したまちづくりは、商店街の活性化、文化遺産の保存、観光振興など多様な効果が期待されるため、所管省庁の枠を越えた財政措置の検討をお願いしたい。	免田駅前商店街の活性化策の一つとして、地域にある石倉を資料館、ギャラリーホール、店舗等に改造し利用することを検討している。また、他の地区にある石倉をここに移設することにより、石倉を活用したまちづくりに展開することも検討中である。
熊本県	あさぎり町	石倉を拠点とした駅前商店街の活性化	この地域は、明治時代から昭和時代にかけて豊かな穀倉地帯を象徴する米の貯蔵施設「石倉」が多数現存している。この石倉を町の中心部でもある駅前集積を回り、地元商店街の活性化と若者や女性の就業機会を増やす。集積された石倉は、観光素材としての要素も持っており、石倉を活用した交流人口の増加につながる。	石倉を利用した宿泊施設開設のための規制緩和等	石倉を宿泊施設に改造するためには建築基準法等の規定をクリアする必要があるため、これらの規制緩和等の検討をお願いしたい。	石倉を宿泊施設として活用することにより、他の地域との差別化と滞在型観光の進展を図る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
熊本県	苓北町	自然環境と歴史文化に彩られた魅力あるまちづくり	富岡ビジターセンターを核として、美しい自然環境と歴史文化を象徴する街並み景観を整備することにより、町を印象づける視認性の高い景観拠点を形成する。そして、これを生かしながら自然環境、歴史文化に彩られた魅力ある町をPRし、観光を総合産業として位置付け、修学旅行など環境学習の場としての活用や農林水産業など各産業とタイアップした事業を展開し、地域全体のブランド化へ向けた取り組みを推進、地域経済の活性化と地域雇用の増大を図りたい。	施策の利便性向上	補助金の採択基準、対象、利用条件等に係る要件緩和 ・中心市街地商業等活性化総合支援事業における対象市町村の要件緩和	・電線類の地中化事業を実施することにより、歴史的デザインによる一体的な歴史空間を創出する。また、安全で快適な歩行空間が確保できる。
熊本県	苓北町	自然環境と歴史文化に彩られた魅力あるまちづくり	富岡ビジターセンターを核として、美しい自然環境と歴史文化を象徴する街並み景観を整備することにより、町を印象づける視認性の高い景観拠点を形成する。そして、これを生かしながら自然環境、歴史文化に彩られた魅力ある町をPRし、観光を総合産業として位置付け、修学旅行など環境学習の場としての活用や農林水産業など各産業とタイアップした事業を展開し、地域全体のブランド化へ向けた取り組みを推進、地域経済の活性化と地域雇用の増大を図りたい。	施策の利便性向上	補助金の採択基準、対象、利用条件等に係る要件緩和 ・街並み環境整備事業における促進区域の要件緩和	・街並み環境整備事業を実施することにより、歴史に彩られた城下町としての商店街づくりを行い、観光客の誘致と商業の振興が期待できる。
熊本県	(株)富士通南九州システムエンジニアリング(MQS)NPOハイパーメディアソサイエティ	学校に行けない子どもたちを支える地域通貨システムの構築と適用効果の検証プロジェクト	本プロジェクトでは、ITとブローバンドを活用した不登校児童生徒や肢体不自由児への指導や支援を実践する中で、教育の専門家を支える民間ボランティアなどの人的支援体制の充実を図ることを目的として、地域の人材データベースを整備するとともに、地域通貨システムを適用して地域住民間の交流を促進し、思いやりや感謝の気持ちを育みながらIT基盤環境整備やIT活用支援を実践していきます。	地域の人材データベースと連動した地域通貨システムの開発	総務省が開発を予定されている地域通貨システムに連携可能な地域人材データベースシステムを、地域通貨システムの開発・実証実験の枠組みの中で開発させていただきたい。また、開発したシステムを、本プロジェクトにて先行的に適用させていただきたい。	(1)不登校や病欠、障害を持つ児童、生徒に対する学習支援や指導補助のためのIT基盤環境整備と運用の支援 (2)家庭や学童保育での補完学習の支援 (3)学校を中心とした地域人材データベースの構築と整備
熊本県	荒尾市	荒尾市における中小企業及び観光と農漁業の共生対流活性化事業	三池炭鉱の閉山に続き、「産炭地振興臨時法」失効に基づく激変緩和措置の18年度終了を目前にして、人口の流失や企業誘致の困難の中、本市の経済活力は停滞している。こうした状況の中、地域再生のためには、地域資源を活用した内発型産業の創出が今求められている。こうした視点から本市の試みは、ウルトラマンランドを中心とした入込観光客270万人の地域ポテンシャルを活用するため、全国的知名度の高い「荒尾梨」や国の伝統的工芸品である「小代焼」を生かしながら、農水産業、食品加工業、観光サービス業等市内の多種多様な産業がもつ情報、人材、技術などの総合力を結集して、「食」の生産から加工、販売までの一環システムとしての内発型ビジネスの創出によって、所得の向上と雇用機会の確保を目指すものである。	農業経営構造改善事業要件の緩和	本市の構想する地域再生拠点施設は特産品マーケット、農水産加工室、伝統的工芸品である小代焼の展示・体験・販売、オーガニックレストラン、情報双方施設、体験農園等を一体的に整備するものであり、主として農林水産省の農業経営総合対策事業の活用を考えている。 提案としては、その中の小代焼の展示・体験・販売コーナーの設置(メニューとしては総合交流拠点施設)を考えているが、農業経営総合対策事業について(平成14.3.19経営局通知)の中の別記1.経営構造対策事業の実施について(4)事業計画の認定要件の工の(ア)「整備を予定している機械及び施設等が目標達成(全国目標は認定農業者等の育成、担い手への農地の利用集積、及び遊休農地の解消)に直結しているものであること」の要件や、本事業は山村等振興事業のみという制約があることで小代焼のコーナーの設置は認められていないが、小代焼窯元は本市の中での農山村地域に立地しており、また本地域は高齢化による耕作放棄地、遊休農地が著しい地域でもあり、都市と農村との交流効果により伝統文化の伝承や高齢者、女性の遊休農地の活用等が期待でき、地域の活性化に貢献できるものと考えるので、小代焼のコーナーを設置することの特認を要請したい。	国指定の伝統工芸品である「小代焼」の実演、体験、展示、販売のエリアで、小代焼7窯元の特徴ある作品を実演、展示、販売し、国の伝統工芸品としての価値を宣伝し、小代焼の振興を図る。販売額1,700万円、雇用2名(パート2名)の効果が見込まれる。
熊本県	荒尾市	荒尾市における中小企業及び観光と農漁業の共生対流活性化事業	三池炭鉱の閉山に続き、「産炭地振興臨時法」失効に基づく激変緩和措置の18年度終了を目前にして、人口の流失や企業誘致の困難の中、本市の経済活力は停滞している。こうした状況の中、地域再生のためには、地域資源を活用した内発型産業の創出が今求められている。こうした視点から本市の試みは、ウルトラマンランドを中心とした入込観光客270万人の地域ポテンシャルを活用するため、全国的知名度の高い「荒尾梨」や国の伝統的工芸品である「小代焼」を生かしながら、農水産業、食品加工業、観光サービス業等市内の多種多様な産業がもつ情報、人材、技術などの総合力を結集して、「食」の生産から加工、販売までの一環システムとしての内発型ビジネスの創出によって、所得の向上と雇用機会の確保を目指すものである。	農水産加工室建設における農林水産省の経営局と水産庁の連携	農林水産省農業経営構造改善事業の経営構造施設整備事業により整備を考えている地域再生拠点施設の特産品加工施設は地元の農水産物を考えているが、農林水産省の補助メニューでは農産物加工のみで、水産物加工は水産庁の沿岸漁業漁村振興構造改善事業と対応が2つに分かれるので、同一施設内で導入を考えているのでそれらを一元化するための連携要請。	本市特産品である梨やノリ加工品を始めとして地元の新鮮、安全な素材を使ったスローフードの惣菜作り等を行う。雇用12名(職員1名、パート11名)の雇用が見込まれる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
大分県	佐伯市	平和と国際交流による交流人口増加対策	平和祈念館の展示内容の充実と戦争遺跡の整備によって交流人口の増加を図る。	第二次大戦に伴う国の機密情報のうち、開示できるものの見直し	国が所蔵している太平洋戦争開戦時の資料のうち、特に本市に係る資料を複製し、展示(公開)させてもらいたい。	本市対象区域内の戦争遺跡については、詳しい情報がないため、展示や説明ができない状態である。そのため、国の資料を調査し、戦争遺跡の効果的な展示を行いたい。また、併せて、真珠湾攻撃と本市にあった海軍航空隊の関連をより詳しい資料等で説明することによって、当時の緊迫した状況を伝え平和の大切さを再認識する平和祈念ゾーンとしての価値を高め、より多くの観覧者を招致する。 平和記念館「やわらぎ」において、太平洋戦争開戦時の資料を重点的に展示し、この分野では日本一詳しい施設とする。区域内にある50数ヶ所に及ぶ戦争遺跡を整備保存し隣接する掩体壕(登録有形文化財)等と一体的に広く公衆の観覧に供する。
大分県	佐伯市	平和と国際交流による交流人口増加対策	平和祈念館の展示内容の充実と戦争遺跡の整備によって交流人口の増加を図る。	国外の第二次大戦資料の提供要請への支援	アメリカ合衆国アリゾナ記念館等が所蔵する太平洋戦争開戦時等の資料のうち、本市と関連の深い資料の提供を要請する際に助力をお願いしたい。	本市対象区域内の戦争遺跡については、詳しい情報がないため、展示や説明ができない状態である。そのため、国の資料を調査し、戦争遺跡の効果的な展示を行いたい。また、併せて、真珠湾攻撃と本市にあった海軍航空隊の関連をより詳しい資料等で説明することによって、当時の緊迫した状況を伝え平和の大切さを再認識する平和祈念ゾーンとしての価値を高め、より多くの観覧者を招致する。 平和記念館「やわらぎ」において、太平洋戦争開戦時の資料を重点的に展示し、この分野では日本一詳しい施設とする。区域内にある50数ヶ所に及ぶ戦争遺跡を整備保存し隣接する掩体壕(登録有形文化財)等と一体的に広く公衆の観覧に供する。
大分県	臼杵市	スローライフと地場産業と観光の融合による日本の正しいふるさとづくり	地域資源(伝統産業や農水産物、歴史的資源等)の再生、有効活用を図ることで、臼杵流スローライフ、スローフードの再発見に努める。これらを背景に地域再生コンダクターのもと、歴史的町並み整備や情報の共有化などを図りながら、ふるさとの"光"を観る「ローカルタウンツーリズム」を実践、「日本の正しいふるさとづくり」に邁進したい。この地域再生プランを実践することで、中心市街地を中心に地域の活性化や雇用の拡大を実現したい。	地域再生コンダクターの確保、あっせんシステムの構築	地域再生計画の策定や行政・企業・住民を中立的な立場でつなぐこと、さらに経済・公共・生活分野を具体的、実践的なノウハウで総合的観点から振興、再生する取り組みを指導できる地域再生コンダクター制度の創設。	スローライフと地場産業と観光の融合によるローカルタウンツーリズムを確立したい。実施体制は、行政・企業・住民の三位一体で推進する必要がある。アドバイスやコーディネートする役割を担ったり、総合的な仕組みづくりのお手伝いをする"地域再生コンダクター"制度を創設して取り組みたい。これによる総合的なふるさとづくりで地域の活性化、雇用の拡大を図ることができると考えられる。
大分県	臼杵市	スローライフと地場産業と観光の融合による日本の正しいふるさとづくり	地域資源(伝統産業や農水産物、歴史的資源等)の再生、有効活用を図ることで、臼杵流スローライフ、スローフードの再発見に努める。これらを背景に地域再生コンダクターのもと、歴史的町並み整備や情報の共有化などを図りながら、ふるさとの"光"を観る「ローカルタウンツーリズム」を実践、「日本の正しいふるさとづくり」に邁進したい。この地域再生プランを実践することで、中心市街地を中心に地域の活性化や雇用の拡大を実現したい。	農地法3条申請の面積要件の緩和	農地法3条申請による賃貸借契約は40a以上の農地所有農家でなければならない。借り手については、かぼす植栽農地に限り10a以上の面積での貸借ができるよう規制の緩和を提案したい。	臼杵市民が、かぼす植栽農地を3条申請により借りる場合、農地を持たない者でも10a以上であれば賃貸借の契約を結ぶようにしたい。ただし農地の管理については、指導等によりかぼす栽培が行われていくようチェックをしていく。 これにより、カボス団地の再生、有効利用が図られ、収穫を増やすことができ、農業の活性化、農業従事者の増加につながっていく。
大分県	臼杵市	スローライフと地場産業と観光の融合による日本の正しいふるさとづくり	地域資源(伝統産業や農水産物、歴史的資源等)の再生、有効活用を図ることで、臼杵流スローライフ、スローフードの再発見に努める。これらを背景に地域再生コンダクターのもと、歴史的町並み整備や情報の共有化などを図りながら、ふるさとの"光"を観る「ローカルタウンツーリズム」を実践、「日本の正しいふるさとづくり」に邁進したい。この地域再生プランを実践することで、中心市街地を中心に地域の活性化や雇用の拡大を実現したい。	地域産品加工製造を行うため、補助金施設の目的外使用の認容	臼杵市の新しい顔である「うすきいろ(臼杵色・薄黄色)カボス」を利用した特産品の開発及び製造加工の一部を臼杵市給食センターで行うため、補助金施設の目的外使用の認容についてお願いしたい。その際、「地方債の繰上償還」「補助金の返還」といった事項が考えられることから、その点についても支援措置が図られるようお願いしたい。	完熟カボスを原材料として新たに付加価値のある地域産品づくりを行う。その具体的内容として 1.カボス生産農家の活性化。 2.一部加工に携わる雇用の創出。 3.流通販売等活性化。等が図られ、ひいては石仏、フグに続く臼杵市を代表する特産品への成長が期待できる。
大分県	臼杵市	スローライフと地場産業と観光の融合による日本の正しいふるさとづくり	地域資源(伝統産業や農水産物、歴史的資源等)の再生、有効活用を図ることで、臼杵流スローライフ、スローフードの再発見に努める。これらを背景に地域再生コンダクターのもと、歴史的町並み整備や情報の共有化などを図りながら、ふるさとの"光"を観る「ローカルタウンツーリズム」を実践、「日本の正しいふるさとづくり」に邁進したい。この地域再生プランを実践することで、中心市街地を中心に地域の活性化や雇用の拡大を実現したい。	旅館業法第3条第4項の意見を求めることの規制緩和	旅館業法第3条4では、施設の敷地の周囲おおむね100mの区域内の施設について、清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて校長等に意見を求める必要があるが、臼杵の町家は中心市街地にあり、かつ歴史的街並保存地区内に存在する歴史的物件が多い。したがって、明らかに清純な施設環境を害するおそれがないと考えられるので、意見を求めることなしに営業許可をもらえるよう規制の緩和を提案したい。	臼杵市内の町家を宿泊施設とし、スローライフ体験をしてもらう。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
大分県	臼杵市	スローライフと地場産業と観光の融合による日本の正しいふるさとづくり	地域資源(伝統産業や農水産物、歴史的資源等)の再生、有効活用を図ることで、臼杵流スローライフ、スローフードの再発見に努める。これらを背景に地域再生コンダクターのもと、歴史的町並み整備や情報の共有化などを図りながら、ふるさとを「光」を観る「ローカルタウンツーリズム」を実践、「日本の正しいふるさとづくり」に邁進したい。この地域再生プランを実践することで、中心市街地を中心に地域の活性化や雇用の拡大を実現したい。	石畳美装化を行った街路沿道について建築基準法によるセットバックを免除していただき、既存の建築物等の壁面線を維持し、近世以来の街路幅員を保存することで、歴史的性の高い町並み景観を維持しつつ、臼杵市の都市特性の保全に努めたい。	地域内における建築基準法第44条の緩和 ・臼杵市が緩和条例を施行することによって、44条で適用除外とされる建築物の領域を歴史的建造物・修景建物に広げることができるよう現行法の緩和を提案したい。	臼杵市歴史環境保全事業などの修景事業のほか、新規関連事業に際して歴史性を維持した景観整備を行う。
大分県	大分県	港湾CIQ利便性向上のための国・県タイアップ計画	県の専門職員に対して、福岡検疫所食品衛生監視員、動物検疫所門司支所職員兼務発令を行い、食品検査、動物検査を行えるようにする。	県専門職員の福岡検疫所職員、動物検疫所門司支所兼務発令	現在、福岡検疫所支所から食品衛生監視員の派遣を受けながら行っている輸入食品検査業務については、福岡検疫所支所において研修を受け、その食品衛生監視員として兼務発令を受けた大分県の食品衛生監視員も入行できるようにする。 現在、動物検疫所門司支所から職員の派遣を受けながら行っている輸入動物検査業務については、動物検疫所門司支所において研修を受け、その職員として兼務発令を受けた大分県の専門職員も入行できるようにする。	輸入食品検査業務について、福岡検疫所から出張してくる食品衛生監視員と、福岡検疫所の食品衛生監視員として兼務発令を受けた大分県の食品衛生監視員が役割分担をし、いつでも輸入食品検査を行えるような体制を構築する。 輸入動物検査業務について、動物検疫所門司支所から出張してくる職員と、動物検疫所門司支所兼務発令を受けた大分県の専門職員が役割分担をし、いつでも輸入動物検査を行えるような体制を構築する。
大分県	大分県	港湾CIQ利便性向上のための国・県タイアップ計画	不開港についても、入国管理局、税関が職員OB等を非常勤職員として雇用し、柔軟に入出港手続を行うことができるようにする。	入国管理局、税関の非常勤職員制度創設	港湾を開港、不開港の二つに峻別する関税法を見直し、業務量の見通しが一定量に達しない港についても、入国管理局、税関が職員OB等を非常勤職員として雇用し、柔軟に入出港手続を行うことができるようにする	別府港に、入国管理局、税関が、職員OB等を非常勤職員として雇用し配置することで、適宜、柔軟に入出港手続を行うことができるようにし、いつでも入国管理、税関業務を行える体制を構築する。
大分県	中津江村	200海里の森・サッカーと笑顔の村づくり事業	中津江村では森づくりを進めています。森は水を育み、空気をきれいにし、人に癒しを与えてくれます。ボランティアとして下草刈りに参加し、企業として記念の森を作り、下流域住民として自分たちの飲み水をたくわえる。豊かな森に囲まれた素晴らしい環境の中で思い切りサッカーボールを蹴る喜びとともに、中津江村での森づくりに支援をお願いします。	法人税の経費算入の枠拡大	事業者が温室効果ガス排出抑制等のための措置としてとった森林づくり事業について、地球温暖化防止のための措置と認め、その一部を経費算入することを認めることとするものである。(参考:CDMの考え方を準用)	(実施内容) 事業者が中津江村で行った森林造成事業について、経費算入を認める。 (効果) 山間地への直接の事業誘因が図られ、森林再生につながることも、中山間地での事業創出、地域での雇用につながる。国においては、京都議定書の批准を控え、目標数値達成に貢献する。企業にとっては、イメージアップとともに、従業員の参加を促すことで、連帯が深まる。
大分県	中津江村	200海里の森・サッカーと笑顔の村づくり事業	地域の道路については、地域が管理する。当たり前のことですが、補助制度が前提となっている限り、道路には補助の陰がついて回ります。そのときそのときの最も効率的な制度で道路の維持管理ができるよう、補助事業完了後のしぼりの緩和をお願いします。	補助金交付要綱の改正(補助事業完成後の改修工事等)	道路に係る補助事業完成後においては、村道、農道、林道その他いづれにおいても、村長の管理する地域管理道とし、その後生ずる改良、改修に当たっては、最も効率的な事業と組み合わせることができることとする。	(実施内容) 村長が自らが管理する道路について改良改修の必要が生じたときは、その時々のもっとも効率的な制度を利用して事業を実施することができる。 (効果) 現在は、林道で整備した道路は林業関係の補助事業で、農道で整備した道路は農業関係の補助事業でしか、改修できない。この措置により、柔軟な改修工事が可能となる。
大分県	中津江村	200海里の森・サッカーと笑顔の村づくり事業	広い地域に住家が散在する山間深奥部においては、道路の抜本的な改修が進みにくい。このため、当面の対策として地域を限定した道路改良により必要最小限の道路需要に対応しているのが現状である。こうした自体に対応する制度として特殊改良1種事業は効果的な制度であり、山間深奥部においても離島に準じてこの制度で事業実施が可能となるよう支援をお願いします。	補助金交付要綱の改正(特殊改良一種工事の復活)	特殊改良事業については、現在道路事業に係る補助金の整理合理化を図るという趣旨から廃止されていますが、地方においては事業実施ができることとする。	(実施内容) 村長が管理する幹線村道において改良の必要が生じたときは、従来の規定にて事業を実施することができる。 (効果) 現在は、補助制度の廃止により実施されていないが、地方では小規模改良で対応できる箇所が多くあり、事業の復活により住民の要望に答えられる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
大分県	中津江村	200海里の森・サッカーと笑顔の村づくり事業	地球温暖化防止、二酸化炭素排出抑制等の環境目的達成は国レベルでの目標であるとともに、地方公共団体共通で取り組むべき課題である。有効な対策である森林の保護育成については、効率的な市町村で実施すべきである。その意味で森林面積は重要な算定基礎数値であるため、地方交付税の算定基礎に森林面積を加え、又は森林交付税制度を創設することについて、支援をお願いします。	普通交付税の枠拡大または森林交付税の創設	地球温暖化防止、公益的機能発揮のため国の施策としての普通交付税の枠拡大及び森林交付税の創設を図る。	(実施内容) 普通交付税の算定基礎数値に森林面積を加える。また、森林面積に応じた森林交付税を創設する。 (効果) 山間地域での森林再生、事業創出、雇用につながる。
大分県	中津江村	200海里の森・サッカーと笑顔の村づくり事業	高速通信情報網の整備は、今後の地上波デジタル化を行ううえで重要な課題であり、特に山間地では、情報網の未整備による過疎も要因となっていることが考えられる。今後地方へ活性化にとっては、優先した採択等をお願いしたい。	山間地等における高速情報通信網整備事業の創設	民間事業者等の参入のない山間地等(過疎・難視聴及びそれに類似する地域)における高速情報通信網(光ファイバー等を利用したCATV、高速インターネット等)の整備及び拡張を行う際の優先的な採択及び事業の創設	(事業内容) 民間事業者等の参入のない山間地等における高速情報通信網(光ファイバー等を利用したCATV、高速インターネット等)の整備及び拡張 (効果) 都市部と山間地域等の情報格差の是正及び情報の均一化 都市への情報発信及び都市からの情報受信 難視聴及びそれに類似する地域の格差是正
大分県	環境エコセンター(有)	エコ肥料事業	資源循環型経済システムを構築するためには、資源としての出口、再生品に対する需要を確保する必要があります。県内外における廃棄物を有効資源として、国内消費することはもとより、海外に援助という形で輸出し、生産された特産物を国内に輸入し、海外を含めた循環型社会を構築する。	農業系廃棄物の適正処理	畜産を大規模に行くと、大量の糞尿が副産物として発生する。現在それを有効利用して農作物や緑化の為に堆肥・土壌改良材として活用するのは、国内需要だけでは、無理である(農業生産者の減少等により)。余剰の堆肥等を製品として活用したい。	関西、中国、四国、九州の中間処理された堆肥の残余を大分に輸送し、受け入れ先(顧客)の要求する成分構成の肥料として加工する。
大分県	環境エコセンター(有)	エコ肥料事業	資源循環型経済システムを構築するためには、資源としての出口、再生品に対する需要を確保する必要があります。県内外における廃棄物を有効資源として、国内消費することはもとより、海外に援助という形で輸出し、生産された特産物を国内に輸入し、海外を含めた循環型社会を構築する。	一般生活廃棄物(ごみ)の有効利用	生ごみをバイオマス化する再利用技術の開発等が行われているが、残渣は必ず発生する、その為の生ごみ対策としては十分な処理が行われていない。生ごみ及び残渣を十分利用できる堆肥・肥料の開発が必要である。	関西、中国、四国、九州の中間処理された生ごみ等を大分に輸送し、受け入れ先(顧客)の要求する成分構成の肥料・土壌改良材として加工する。
大分県	環境エコセンター(有)	エコ肥料事業	資源循環型経済システムを構築するためには、資源としての出口、再生品に対する需要を確保する必要があります。県内外における廃棄物を有効資源として、国内消費することはもとより、海外に援助という形で輸出し、生産された特産物を国内に輸入し、海外を含めた循環型社会を構築する。	リサイクル技術の発展	各種産業で発生する産業廃棄物の中で、有機物・無機質の再生有効利用を研究し、循環型社会の発展に貢献する技術開発を行う。	ごみや産業廃棄物の減量化のための、研究を行う。
大分県	環境エコセンター(有)	エコ肥料事業	資源循環型経済システムを構築するためには、資源としての出口、再生品に対する需要を確保する必要があります。県内外における廃棄物を有効資源として、国内消費することはもとより、海外に援助という形で輸出し、生産された特産物を国内に輸入し、海外を含めた循環型社会を構築する。	地域中小事業の育成、コンテナターミナルの利用	地域経済を発展させる為には、物流を増大させる施策も必要である。地域的特性を生かした港湾物流を利用し、活用する。又地域の雇用促進にも寄与できる。	コンテナターミナルの近隣にエコセンターを建設し、施設利用を促進する。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
大分県	環境エコセンター(有)	エコ肥料事業	資源循環型経済システムを構築するためには、資源としての出口、再生品に対する需要を確保する必要があります。県内外における廃棄物を有効資源として、国内消費することはもとより、海外に援助という形で輸出し、生産された特産物を国内に輸入し、海外を含めた循環型社会を構築する。	開発途上国の支援	農作物を作るには、豊かな土壌への転換が一番重要である。開発途上国の農産物の増産を支援する為、日本から安全で信頼できる堆肥や肥料をODA支援として行う。	開発途上国に必要な肥料・土壌改良材を輸出し、生産された特産物は日本国内で消費する。
大分県	個人	ひなボンポリと天領夜祭	従来の昼間を主体としたイベントではなく、夜間を主体とするために、宿泊に繋げることもできる新しい消費層を発掘できると考える。また、停滞する飲料業界にも大きな支援となると思う。	離ボンポリと天領夜祭	従来の観光課提案による観光協会経由のイベントではなく、地域住民が提案し、地域の力でこなす地域主体のイベントとして、特別予算を組んでいただきたい。さらに使用する道路が警察や河川管理局の管轄であり、特段の配慮をいただきたい。	1、離ボンポリ2000個×500円=100万円 2、宣伝広告費50万円 3、道路使用許可
大分県	個人	三隈川水面あそび	・現在豆田やサッポロビール工場に移っている観光スポットを三隈川周辺にも繋げることで宿泊客の増加や地域あがりの観光浮揚とそれに伴う街づくりを実施すると共に若年者の地域での雇用拡大を行う。	三隈川水面あそび	・日田市の遊船は夜間宴会等の利用のみに限られている。これは、昼間船頭を確保できないためであり、観光ガイドが出来る若年の船頭を育成し、昼間帯の遊船利用で観光の幅を拡大する。そのための、人材確保のための財政的支援、研修に要する支援、また観光人材バンク(仮称)設立に関する財政支援。河川管理に関する規制の緩和。	若年者雇用 年収250万円×6名=1500万円 観光人材バンク設立 300万円 遊船建設 500万円
大分県	別府八湯竹瓦倶楽部	別府八湯湯治場再生及び別府八湯竹瓦温泉路地裏散歩エリア設定計画(別府温泉・路地裏再生プロジェクト)	別府竹瓦温泉エリアでは、地域再生のために地元のまちづくり団体が力を合わせてこれまでに5年間継続して路地裏散歩ツアーを開催しており地域の賑わいが出てきている。さらにまちづくり活動を展開するために路地裏文化祭や浴衣でピンポン大会等の開催を行い、大勢の参加者が県外からもやってきて好評を博している。これらの活動をさらに進め、まちづくりの輪を広げていくことにより、地域再生を図っていく。	道路使用許可の緩和	路地裏は道路にあたるため、イベント開催にはその都度、道路交通法第77条第1項に基づく道路使用許可を受けることが必要である。しかしながら、道路使用許可には一週間程度の期間が必要である上、実際に許可が受けられるか否かの見通しが立ちにくく、イベント開催のハードルを高める要因になっている。そこで、別府竹瓦温泉エリアにおいては、公共交通に支障をきたさない範囲内(使用するエリアの面積、道路数等で客観的基準を設定)で行われる年間イベントについて、警察署長の包括的な許可を受けることができるようにし、個別には警察署長に事前に届け出ることで道路の使用ができるようにする。	竹瓦温泉界限エリア(別府市中心市街地商店街) [イベント] 4月・温泉まつり(駅前通りや周辺道路)、6月・オンパク(温泉前通り等)、8月・浴衣でピンポン大会 参加者8000人(温泉前通り等)、夏祭り盆踊り大会他(駅前通り周辺)、10月・オンパク、路地裏文化祭 平成14・15年度参加者2万人程度(温泉前通り等)、12月・クリスマスファンタジア会場まちかど音楽会、忘年会シーズン北浜通り歩行者天国(温泉前通り等) [ウオ・キング関係] 路地裏散歩、毎日開催、年間1万人程度参加
大分県	別府八湯竹瓦倶楽部	別府八湯湯治場再生及び別府八湯竹瓦温泉路地裏散歩エリア設定計画(別府温泉・路地裏再生プロジェクト)	別府竹瓦温泉エリアでは、地域再生のために地元のまちづくり団体が力を合わせてこれまでに5年間継続して路地裏散歩ツアーを開催しており地域の賑わいが出てきている。さらにまちづくり活動を展開するために路地裏文化祭や浴衣でピンポン大会等の開催を行い、大勢の参加者が県外からもやってきて好評を博している。これらの活動をさらに進め、まちづくりの輪を広げていくことにより、地域再生を図っていく。	道路占用許可の緩和	路地裏散歩の文化の一層の発展のために、裏路地空間を活用した露天の休憩所等の仮設構築物の設置を検討しているが、道路法32条に基づく道路占用許可が必要であり、同法第33条による許可基準が厳しいため、これらの設置が難しい状況にある。そこで、路地裏散歩文化が定着しつつある別府竹瓦温泉エリアにおける占有許可方針については道路管理者である市長が景観に配慮しながら策定し、市長の判断によってこれらの許可ができるようにする。	竹瓦温泉界限エリア(別府市中心市街地商店街) [イベント] 4月・温泉まつり(駅前通りや周辺道路)、6月・オンパク(温泉前通り等)、8月・浴衣でピンポン大会 参加者8000人(温泉前通り等)、夏祭り盆踊り大会他(駅前通り周辺)、10月・オンパク、路地裏文化祭 平成14・15年度参加者2万人程度(温泉前通り等)、12月・クリスマスファンタジア会場まちかど音楽会、忘年会シーズン北浜通り歩行者天国(温泉前通り等) [ウオ・キング関係] 路地裏散歩、毎日開催、年間1万人程度参加
大分県	別府八湯竹瓦倶楽部	別府八湯湯治場再生及び別府八湯竹瓦温泉路地裏散歩エリア設定計画(別府温泉・路地裏再生プロジェクト)	別府竹瓦温泉エリアでは、地域再生のために地元のまちづくり団体が力を合わせてこれまでに5年間継続して路地裏散歩ツアーを開催しており地域の賑わいが出てきている。さらにまちづくり活動を展開するために路地裏文化祭や浴衣でピンポン大会等の開催を行い、大勢の参加者が県外からもやってきて好評を博している。これらの活動をさらに進め、まちづくりの輪を広げていくことにより、地域再生を図っていく。	歩行者用案内標識の設置許可の緩和	路地裏を訪れる観光客の増加に伴って、また、これを促すために、マップを見ながらでも散策できる歩行者用案内標識の整備が必要になっているが、歩行者用案内標識を道路に設置する許可基準が厳しく、整備が進まない。そこで、路地裏散歩文化が定着しつつある別府竹瓦温泉エリアについては、道路管理者である市長の判断によって歩行者用案内標識の設置ができるようにする。	竹瓦温泉界限エリア(別府市中心市街地商店街) [イベント] 4月・温泉まつり(駅前通りや周辺道路)、6月・オンパク(温泉前通り等)、8月・浴衣でピンポン大会 参加者8000人(温泉前通り等)、夏祭り盆踊り大会他(駅前通り周辺)、10月・オンパク、路地裏文化祭 平成14・15年度参加者2万人程度(温泉前通り等)、12月・クリスマスファンタジア会場まちかど音楽会、忘年会シーズン北浜通り歩行者天国(温泉前通り等) [ウオ・キング関係] 路地裏散歩、毎日開催、年間1万人程度参加

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
大分県	別府八湯竹瓦倶楽部	別府八湯湯治場再生及び別府八湯竹瓦温泉路地裏散歩エリア設定計画(別府温泉・路地裏再生プロジェクト)	別府竹瓦温泉エリアでは、地域再生のために地元のまちづくり団体が力を合わせてこれまでに5年間継続して路地裏散歩ツアーを開催しており地域の賑わいが出てきている。さらにまちづくり活動を展開するために路地裏文化祭や浴衣でピンポン大会等の開催を行い、大勢の参加者が県外からもやってきて好評を博している。これらの活動をさらに進め、まちづくりの輪を広げていくことにより、地域再生を図っていく。	介護保険法の改正	高齢者人口の増加に伴い、介護保険制度は給付が増大して良質な保険給付の確保と保険事業の健全経営の両立が大きな課題となっている。これを踏まえ、「要支援」、「要介護1」程度の認定を受けた高齢者を対象に、介護保健給付として「介護予防サービス」を新たに設け、心身状態の悪化を防ぐために、温泉療法医の指導の下に行う一定期間以上の温泉治療・療養(湯治)を対象とする。	オンパクの開催(目的) 新しい湯治の場として温泉保養地・長期滞在を目指すこと、天然温泉の力による健康増進プログラムを開発すること。 (内容) ・年2回開催。 ・温泉エクササイズなどのプログラムを実施。 ・今後、推進主体をNPO法人化し、プログラムを日常化していく予定
大分県	別府八湯竹瓦倶楽部	別府八湯湯治場再生及び別府八湯竹瓦温泉路地裏散歩エリア設定計画(別府温泉・路地裏再生プロジェクト)	別府竹瓦温泉エリアでは、地域再生のために地元のまちづくり団体が力を合わせてこれまでに5年間継続して路地裏散歩ツアーを開催しており地域の賑わいが出てきている。さらにまちづくり活動を展開するために路地裏文化祭や浴衣でピンポン大会等の開催を行い、大勢の参加者が県外からもやってきて好評を博している。これらの活動をさらに進め、まちづくりの輪を広げていくことにより、地域再生を図っていく。	風俗営業法の改正	旅館業は風俗営業法に基づく風俗営業に含まれるものとして取り扱われ、同法3条第1項の許可を得なければならないが、同法第4条第2項の営業制限地域(施行令第6条の基準に従って各都道府県の条例により病院の周囲の区域が指定)に所在する場合には新たに許可ができないこととされている。しかし、古くから滞在型の温泉治療・療養(湯治)の場として賑わってきた別府八湯では、この営業制限に該当するような病院と旅館の混在が多く、これらの旅館が病院の風紀を乱すような実態はない。これらの旅館の多くが厳しい経営環境下で廃業も見込まれている中、廃業後もこれらの旅館が新たな経営者を得て再生することができるよう、営業制限地域についても一律に新たな許可を禁止するのではなく、風紀を乱すような業態のもの以外については新たな許可を得られるよう風俗営業法第4条第2項を改正する。	旅館の多くが厳しい経営環境下で廃業も見込まれている中、廃業後もこれらの旅館が新たな経営者を得て再生することができるような事業展開を可能とする
大分県	(株)つえエービー	地域特産物の商品化事業	地域のJA・行政が構成員として参画している第三セクター方式の株式会社に農地を保有できるように、要件を緩和して欲しい。	第三セクター方式の株式会社に農地取得要件の緩和	地域農林業の活性化のために設立した第3セクターの農産加工所であり、また株主は地域3村(中津江村・上津江村・前津江村)とJA(農家代表)であることから、このような法人に対して農地取得の方途を開くこと。	(実施内容)農地確保にかかる規制要件の緩和(効果)独自の安定的な原料の生産体制が確保できる。
大分県	(株)つえエービー	地域特産物の商品化事業	地域に残る天然の化粧品や健康酒(リキュール)を特産物として販売し、新たな産業を創出していくため、焼酎漬の製造及び販売に係る規制の緩和をお願いしたい。消費者の「安全・安心・健康」や自然派志向の流れの中で期待できる。	酒類製造・販売の許可取得要件の緩和	地域の伝統の中に裏打ちされた産物を残すために、小規模での酒類製造・販売の許可が得られるように規制を緩和して欲しい。	(実施内容)酒税法による「酒類製造・販売」の規制要件の緩和(効果)新たな地域特産物の育成とその商品と雇用の創出が図られる。
大分県	(株)つえエービー	地域特産物の商品化事業	柚子玉をそのまま乾燥し粉砕した天然素材100%の商品であることから、規制を緩和し販売できるようにして欲しい。	薬事法による規制の緩和	日本伝統の「冬至の湯」に使われる柚子を乾燥・粉砕し、入浴用として販売することが「薬事法」ふれるのは、小規模産地の商品化・ブランド化を阻害する。是非規制緩和をして欲しい。	(実施内容)薬事法による規制の緩和(効果)新たな地域特産物の育成とその商品開発が図れる。
宮崎県	宮崎市	住基カードを利用した電子投票システム(第二段階)構築事業	電子投票(第二段階)の構築事業です。具体的には、有権者は任意の投票所での投票を可能とする。住基カードで有権者の本人確認をおこなう。住基カードを利用して電子投票機で投票する。投票データはネットワークを経由して開票所へ送り開票システムで集計する。といった内容です。	住基カードを利用した電子投票システム(第二段階)構築事業	電子投票(第二段階)の実現のために磁気記録投票法及び公職選挙法の改正が必要です。	本事業の内容は電子投票(第二段階)の構築事業です。具体的には、有権者は任意の投票所での投票を可能とする。住基カードで有権者の本人確認をおこなう。選挙人名簿をネットワーク化する。住基カードを利用して電子投票機で投票する。投票データはネットワークを経由して開票所へ送り開票システムで集計する。といった内容です。本事業実現にあたり磁気記録投票法、公職選挙法の緩和、宮崎市条例の改正が必要と考えます。また、本事業構築で得られる効果としては本提案書2.2項にも記述しておりますとおり、住基カードの普及および選挙時の市民サービス向上(選挙結果の迅速な公表、疑問票の解決等)を期待いたします。本事業実施にあたり、電子投票機器の導入、ネットワークの整備等、宮崎市での費用負担を軽減いたしたく本支援措置を提案いたします。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
宮崎県	宮崎県	みやざき産業クラスターの形成による地域経済再生	企業や大学、公的研究機関、関係団体等による産学官の広域的な人的ネットワークを形成するとともに、各種支援策を効果的、重点的に投入することにより、独創的な技術で新製品開発や新たな事業分野に挑戦する地域企業の育成、新規創業の促進を図り、バイオ関連産業と情報通信関連産業が集積する産業クラスターの形成を推進する。	特定保健用食品の許可手続きの緩和及び保健機能食品の新たなカテゴリの設置	保健機能食品の市場規模を拡大し、新規産業創出、既存企業の新商品開発を積極的に支援するため、特定保健用食品の許可手続きの緩和等を行う。特定保健用食品と栄養機能食品の中間に位置する新たなカテゴリを設ける。	バイオ関連産業の創出・集積を図る上で、食の機能性を活用した特定保健用食品の開発が重要なテーマとなっており、大学等が有する食の機能性に関する研究成果を製品化に結びつける。
宮崎県	宮崎県	みやざき産業クラスターの形成による地域経済再生	企業や大学、公的研究機関、関係団体等による産学官の広域的な人的ネットワークを形成するとともに、各種支援策を効果的、重点的に投入することにより、独創的な技術で新製品開発や新たな事業分野に挑戦する地域企業の育成、新規創業の促進を図り、バイオ関連産業と情報通信関連産業が集積する産業クラスターの形成を推進する。	大学等、地方公的試験研究機関の特許取得及び共同特許取得に要する費用の免除制度の創設等	大学等(大学等の研究者を含む。)及び地方公的試験研究機関の特許取得及び共同特許取得に要する経費の免除制度の創設、減額制度の拡充を行う。	大学等及び地方公的試験研究機関の特許取得及び共同特許取得に要する経費を免除・減額を拡大することにより、産学官の共同研究開発を促進する。
宮崎県	宮崎県	地域材活用活性化構想	【補助金返還免除のための特例措置の設定、譲受先への法人税課税の特例】 ・補助金で施設を建設した事業主体の中には、その後想定しない事故等に起因した経営の悪化、ひいては倒産を余儀なくされるところもある。これらの施設の再生と地域経済の活性化を図るため、意欲のある事業実施主体への経営移譲の場合については、一定の条件を課した上で補助金返還を免除するものである。	補助金で建設した施設への財産処分等に関する制限の緩和	補助金で建設した収支を伴う施設の実施主体の変更等に関する補助金返還の免除及び譲渡先の法人税課税の特例(圧縮記帳価格を適正譲渡価格と見なす)	補助金で建設した施設を所有する組合等が経営難に陥った場合等に、意欲のある事業引受希望先(民間団体等も含めて)が存在し、補助金の目的を達成するために施設を活用していかうとする場合には、施設の円滑な譲渡を可能とすることにより、事業の再生と雇用の継続を確保する。
宮崎県	宮崎県	地域材活用活性化構想	【森林国営保険補償対象の拡大】 ・現行の森林国営保険制度では、補償対象災害の範囲が火災、気象災及び噴火災に限定されている。そこで、農業共済制度と同様、近年増加している獣害及び病虫害等について、当該保険での補償対象に拡大し、保険適用を可能とするものである。	森林国営保険補償対象となる災害の拡大	森林国営保険の補償対象となる災害の獣害等までの適用拡大	森林国営保険の補償対象を、近年増加している獣害をはじめ病虫害等まで拡大することにより、森林整備に対する投資意欲を向上させ、山村における産業の振興と雇用の確保に資する。
宮崎県	宮崎県	港湾環境整備事業により整備した緑地・公園及び海岸環境整備事業により整備した緑地等の有効活用による本県活性化	港湾環境整備事業又は海岸環境整備事業で整備した緑地等内の土地を、その財産の機能を大いに増進させ、利用者にとって利便性を増す効果を及ぼす施設を設置する企業・個人に対しては、目的が非営利・営利に関係なく、使用許可をすることができるようになること。	緑地等内の土地の利活用の規制緩和	緑地等の土地を積極的に活用してもらうため企業・個人にレストラン等の施設の設定及びその施設を設置する土地の使用許可を行う。この際、目的外使用における補助金返還を免除してほしい。	営利・非営利に関わらず、緑地等内で行政が指定した部分を使用したい企業等を公募し、その中で審査を行い選定された企業等にレストラン等の施設の設定及びその施設を設置する土地の使用許可を行う。
鹿児島県	加世田市	人と自然の「往来」地域再生構想	砂丘地域再生振興特区とその周辺地域について、特区計画のさらなる推進と、国有保安林や河川、公民館や都市公園、道路等の公有・公共施設など有用資源の利用促進を図りながら、産・学・官による共同研究・開発も絡めた「砂(自然)と技(人)とが共生し、都市と農村との交流による、新たな未来産業の創出空間」と位置づけ、雇用促進と地域再生につなげる。 そのため、農地法や租税特別措置法、道路交通法等関係法等の規制緩和措置や公共施設等の利用手続きの簡素化を提案するものである。	保安林の利用手続きの簡素化・迅速化	保安林機能を低下させない範囲での有効活用を推進する必要から、その円滑な推進を図るため、利用手続きを簡素化・迅速化すること。	保安林内にきこ栽培場、同観光農園、健康の森散策道、マウンテンバイクコース、風力発電施設、同見学コース等の整備を行う。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
鹿児島県	加世田市	人と自然の「往来」地域再生構想	砂丘地域再生振興特区とその周辺地域について、特区計画のさらなる推進と、国有保安林や河川、公民館や都市公園、道路等の公有・公共施設など有用資源の利用促進を図りながら、産・学・官による共同研究・開発も絡めた「砂(自然)と技(人)とが共生し、都市と農村との交流による、新たな未来産業の創出空間」と位置づけ、雇用促進と地域再生につなげる。 そのため、農地法や租税特別措置法、道路交通法等関係法等の規制緩和措置や公共施設等の利用手続きの簡素化を提案するものである。	サイクリングコースの道路標示を可能とする関係法令の特例措置	一般公道を管理する道路管理者及び公安委員会が認めたサイクリングコースについて、普通自転車等が通行すべき部分の道路標示を可能とする道路関係法の特例措置	一般公道におけるサイクリングコースの道路標示の実施。 (自転車専用道路及び道路交通法第63条の4第2項に定める歩道部分の道路標示を含む。)
鹿児島県	加世田市	人と自然の「往来」地域再生構想	砂丘地域再生振興特区とその周辺地域について、特区計画のさらなる推進と、国有保安林や河川、公民館や都市公園、道路等の公有・公共施設など有用資源の利用促進を図りながら、産・学・官による共同研究・開発も絡めた「砂(自然)と技(人)とが共生し、都市と農村との交流による、新たな未来産業の創出空間」と位置づけ、雇用促進と地域再生につなげる。 そのため、農地法や租税特別措置法、道路交通法等関係法等の規制緩和措置や公共施設等の利用手続きの簡素化を提案するものである。	河川法適用区域内で遊漁船係留施設の築造を可能とする特例措置	河川法適用区域内の市町村長が認めた指定区域において、遊漁船係留施設の築造を可能とする河川関係法の特例措置	本地域内の都市と農村の交流等における海浜部のレジャースポットとして、遊漁船係留施設を整備。
鹿児島県	加世田市	人と自然の「往来」地域再生構想	砂丘地域再生振興特区とその周辺地域について、特区計画のさらなる推進と、国有保安林や河川、公民館や都市公園、道路等の公有・公共施設など有用資源の利用促進を図りながら、産・学・官による共同研究・開発も絡めた「砂(自然)と技(人)とが共生し、都市と農村との交流による、新たな未来産業の創出空間」と位置づけ、雇用促進と地域再生につなげる。 そのため、農地法や租税特別措置法、道路交通法等関係法等の規制緩和措置や公共施設等の利用手続きの簡素化を提案するものである。	特殊自転車の一般公道における通行を可能とする関係法令の特例措置	市町村長が認めた指定期間及び指定区域内において、特殊自転車(2人乗り自転車及びペルタクシー等)の一般公道での通行を可能とする道路交通関係法の特例措置	本地域で実施するイベントの区域内及び指定したサイクリングコース内における特殊自転車(2人乗り自転車及びペルタクシー等)の走行。
鹿児島県	加世田市	人と自然の「往来」地域再生構想	砂丘地域再生振興特区とその周辺地域について、特区計画のさらなる推進と、国有保安林や河川、公民館や都市公園、道路等の公有・公共施設など有用資源の利用促進を図りながら、産・学・官による共同研究・開発も絡めた「砂(自然)と技(人)とが共生し、都市と農村との交流による、新たな未来産業の創出空間」と位置づけ、雇用促進と地域再生につなげる。 そのため、農地法や租税特別措置法、道路交通法等関係法等の規制緩和措置や公共施設等の利用手続きの簡素化を提案するものである。	住居専用地域で臨時的宿泊所の営業を可能とする関係法令の特例措置	市町村長が認めた指定期間及び指定区域内において、旅館等(合宿所)の営業を可能とする建築基準関係法の特例措置	本地域内で実施するスポーツ・イベント及び都市と農村の交流等における関係者の宿泊場所として、公民館等を臨時的・季節的に営業する。
鹿児島県	加世田市	人と自然の「往来」地域再生構想	砂丘地域再生振興特区とその周辺地域について、特区計画のさらなる推進と、国有保安林や河川、公民館や都市公園、道路等の公有・公共施設など有用資源の利用促進を図りながら、産・学・官による共同研究・開発も絡めた「砂(自然)と技(人)とが共生し、都市と農村との交流による、新たな未来産業の創出空間」と位置づけ、雇用促進と地域再生につなげる。 そのため、農地法や租税特別措置法、道路交通法等関係法等の規制緩和措置や公共施設等の利用手続きの簡素化を提案するものである。	市が所有する農地の農業生産法人等への貸し付け等を可能とする措置	市が所有している農地を農業生産法人や農家へ貸し付け若しくは売り渡しを可能とすること。 農業生産法人や農家等への農地の貸し付け若しくは売り渡しを前提とした市による農地の取得を可能とすること。	特区区域内に市が所有する農地又は農業生産法人等へ貸し付け若しくは売り渡すことを前提に市が取得した農地を、農業生産法人や農家に貸し付け若しくは売り渡すことにより、規模拡大を志向する農業生産法人や農家の育成につながる。
鹿児島県	加世田市	人と自然の「往来」地域再生構想	砂丘地域再生振興特区とその周辺地域について、特区計画のさらなる推進と、国有保安林や河川、公民館や都市公園、道路等の公有・公共施設など有用資源の利用促進を図りながら、産・学・官による共同研究・開発も絡めた「砂(自然)と技(人)とが共生し、都市と農村との交流による、新たな未来産業の創出空間」と位置づけ、雇用促進と地域再生につなげる。 そのため、農地法や租税特別措置法、道路交通法等関係法等の規制緩和措置や公共施設等の利用手続きの簡素化を提案するものである。	特区内の農地を市に売り渡した場合の譲渡所得の控除の特例措置	特区内の農地を地権者が市に売り渡した場合、土地収用法などの規定により土地を売り渡した場合と同様に、譲渡所得から5000万円を控除する特例を適用すること。	特区内の農地を市が取得し、株式会社等に貸し付ける場合、この措置の適用により、地権者の農地の売却による税負担が小さくなることから、市による農地の取得が容易となり、株式会社等の農業参入が進めやすくなる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
鹿児島県	加世田市	人と自然の「往来」地域再生構想	砂丘地域再生振興特区とその周辺地域について、特区計画のさらなる推進と、国有保安林や河川、公民館や都市公園、道路等の公有・公共施設など有用資源の利用促進を図りながら、産・学・官による共同研究・開発も絡めた「砂(自然)と技(人)とが共生し、都市と農村との交流による、新たな未来産業の創出空間」と位置づけ、雇用促進と地域再生につなげる。 そのため、農地法や租税特別措置法、道路交通法等関係法等の規制緩和措置や公共施設等の利用手続きの簡素化を提案するものである。	土地開発公社が所有し、民間企業等への賃貸を可能とする関係法令の特例措置	土地購入が障害となり事業展開できない民間企業等の立地を促進するため、市土地開発公社がその業務において土地の賃貸を行うことができるようにする。	土地開発公社の業務において、民間企業等に対し土地の賃貸を行う。
沖縄県	久米島町	HI(Health&Intelligence)アイランド久米島	今日の通信技術の発展は目覚しく、既設の通信設備に新たな技術を適用することによって通信能力を飛躍的に拡大することが可能である。一方、既設の通信設備は民間の電気通信事業者が管理運営するため、事業採算性の点で通信能力増強へのインセンティブが働かないケースが多い。本提案は、地方公共団体が通信設備のリニューアルに際して主導的役割を果たし、既存通信設備の飛躍的能力増強を実現し、既存の通信能力を損なうことなく、地域に必要とされる新たな通信能力への要請に、効果的に対応することを図るものである。この結果整備される情報通信基盤を利用し、離島地域の積年の課題とされる地域医療体制の拡充に資するとともに、地域の民間利用に開放して地域経済の再生を促し、地域雇用力の拡大を期待するものである。	地方公共団体主導型の情報通信基盤整備による地域再生	今日、情報通信基盤整備は地域の発展を左右する重要な政策課題とされるが、現状の通信設備は民間事業者が所有している。本提案では、民間事業者が有する既存通信設備を、公的資金の導入と最新技術の適用によって再開発し、その結果生じる新たな通信能力を地方公共団体が取得し、地域情報戦略に即した公益上の観点から利用可能な情報通信基盤として再構成することを図るものである。	本地域においても光ファイバーケーブルの敷設は施され、電話回線等に使用されている。しかしながら、現用の光ファイバーケーブルを敷設した時期に比べ、現在の通信技術は飛躍的に発展しており、現在の技術をもってすれば情報伝送量の飛躍的拡大が期待できる。したがって、現状での物理的な回線及び設備の状況を明らかにし、今日の技術を踏まえた情報通信基盤としての再整理を実施する。さらに、再整理の結果生じることが期待される相当量の情報伝送能力を活用することにより地域のブロードバンドネットワークとしての利用者環境整備に結び付ける。 具体的には、久米島町の事業として第一種電気通信事業者が所有する通信設備を最新の通信技術を用いて改修し、情報伝送量を増大させる。当該情報伝送量の増大分にかかる所有権が事業の実施主体である久米島町に帰属することを当然の前提におき、久米島町が第一種電気通信事業者として新たに生じた情報伝送能力を民間利用に開放することで通信回線の利用頻度を高めるとともに、地域医療問題の改善に役立て地域の社会経済の活性化を図るものである。また、将来に向けて民間事業者から応分の利用料を徴収し、民間事業者主体の事業を実現することで、さらなる雇用の充実を図るものとする。
沖縄県	石垣市	光と風 ゆめみらい交流都市いしがき	本申請は、歴史的に人・経済・産業等の交流が深い台湾からの修学旅行を目的として訪問する台湾人修学旅行生及び教師その他の引率者を限定としたノービザ制度の導入であり、本市の位置、自然環境、豊かな伝統文化等、地域の特性を活かしたまちづくりを推進し、若年層の国際人育成や観光リゾート産業による地域活性化及び雇用の拡大を図る。	台湾からの修学旅行を限定した、ビザ取得免除制度の導入	現在日本から台湾への入国は、査証免除措置がなされているが、台湾からの入国については必要とされている。そのため、不法滞在等の懸念がない台湾の修学旅行生及びその他関係者を限定として短期滞在査証免除措置を特例として認めて頂きたい。	交流学習の受け入れが可能な小学校・中学校・高等学校のリスト作成や修学旅行にあった体験学習型観光ルートの創出、全国高校総合文化祭で最優秀賞受賞経験もある地元高校生を中心とした合同郷土芸能文化祭や全国大会優勝実績のある地元小中学生とのマーチングバンド演奏交流などを修学旅行時期に合わせて企画し、学校関係者や旅行社、各種交通機関、ホテル等と連携をとり受け入れ態勢の整理を行い、友好親善都市、親睦団体等を通してPRし誘致促進を図る。これにより、地元小中高児童生徒の外国語への関心・学習意欲の向上、姉妹校・提携校などの発足機会提供による更なる文化・芸能交流の誘発、国際的視野の醸成と相互理解を通して、将来の地域を担う人材の育成及び地域の活性化を図る。
沖縄県	石垣市	光と風 ゆめみらい交流都市いしがき	本申請は、歴史的に人・経済・産業等の交流が深い隣国台湾からのプログラムチャーター便の定期的運航についてであり、本市の位置、自然環境、豊かな伝統文化等、地域の特性を活かしたまちづくりを推進し、経済の活性化及び雇用の拡大を図る。	台湾 - 石垣間のプログラムチャーター便の定期的運航	第三種である石垣空港に、定期便としてではなく「プログラムチャーター便の定期的運航」として、年に1度「年間運航計画表」を作成提出して定時運航を実現したい。	石垣市の行事やイベントとリンクさせたプログラムチャーター便年間定期運航計画の作成やマリニレジャーの適地がない台湾側から強い要望のあるマリンスポーツやダイビングなど海洋レジャーを中心とした観光ルート創出及び中国語表記のガイドブック・ガイドマップの作成、中国語の話せるガイド育成支援など、各種観光・リゾート産業関係機関や市民の協働参画への広報など石垣市民一体となって受け入れに必要な体制を整え、地域活性化を図る。また、国内向けには石垣島が「行きたい観光地」の全国ベスト10上位にランクされ、観光リゾートが好調なことから「石垣島の少し先にある海外 = 台湾」に足を伸ばすことも可能となり、台湾からの入域のみならず、石垣島観光の魅力を一段と高めることも可能となる。
千葉、東京、神奈川県	社団法人日本プロジェクト産業協議会	東京湾臨海部再生プロジェクト例：羽田空港再拡張・国際化関連プロジェクト（神奈川口拠点開発事業、東海道貨物支線旅客化・川崎アプローチ線整備事業、羽田アクセス橋建設事業）、都市型集客施設整備プロジェクト、物流拠点・環境リサイクル拠点・防災拠点	(1) 自主財源の確保	自主財源の確保	当該地域からの固定資産税その他税収(含む国税)の一定割合を組み入れる。	

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
千葉 東京 神奈川	社団法人日本プロジェクト産業協議会	東京湾臨海部再生プロジェクト 例：羽田空港再拡張・国際化関連プロジェクト（神奈川口拠点開発事業、東海道貨物支線旅客化・川崎アプローチ線整備事業、羽田アクセス橋建設事業）、都市型集客施設整備プロジェクト、物流拠点・環境リサイクル拠点・防災拠点	(2) 投資調整権の付与	投資調整権の付与	タスクフォースが定める計画に基づき、当該地域における公共投資及び公共が関与するプロジェクトのうち、非常に大規模かつ広域的效果を有する特定のプロジェクトの実施の是非、内容、規模、時期等を調整する権限を付与する。	
千葉 東京 神奈川	社団法人日本プロジェクト産業協議会	東京湾臨海部再生プロジェクト 例：羽田空港再拡張・国際化関連プロジェクト（神奈川口拠点開発事業、東海道貨物支線旅客化・川崎アプローチ線整備事業、羽田アクセス橋建設事業）、都市型集客施設整備プロジェクト、物流拠点・環境リサイクル拠点・防災拠点	(3) ワン・ストップ・エージェンシー機能の付与	ワン・ストップ・エージェンシー機能の付与	当該地域における民間投資にかかる許認可権の移管または窓口の一元化。	
千葉 東京 神奈川	社団法人日本プロジェクト産業協議会	東京湾臨海部再生プロジェクト 例：羽田空港再拡張・国際化関連プロジェクト（神奈川口拠点開発事業、東海道貨物支線旅客化・川崎アプローチ線整備事業、羽田アクセス橋建設事業）、都市型集客施設整備プロジェクト、物流拠点・環境リサイクル拠点・防災拠点	調査費、運営費への財政支援	調査費、運営費への財政支援	交付金方式により地域再生プラットフォームの活動を経済的に支援する。	
千葉 東京 神奈川	社団法人日本プロジェクト産業協議会	東京湾臨海部再生プロジェクト 例：羽田空港再拡張・国際化関連プロジェクト（神奈川口拠点開発事業、東海道貨物支線旅客化・川崎アプローチ線整備事業、羽田アクセス橋建設事業）、都市型集客施設整備プロジェクト、物流拠点・環境リサイクル拠点・防災拠点	(1) 規制緩和	規制緩和	土地に係る規制の緩和 工場遊休地の土地利用規制緩和、不動産関連課税の減免 公共財（都市公園、海岸域、道路等）の民間利用に係る要件緩和	
千葉 東京 神奈川	社団法人日本プロジェクト産業協議会	東京湾臨海部再生プロジェクト 例：羽田空港再拡張・国際化関連プロジェクト（神奈川口拠点開発事業、東海道貨物支線旅客化・川崎アプローチ線整備事業、羽田アクセス橋建設事業）、都市型集客施設整備プロジェクト、物流拠点・環境リサイクル拠点・防災拠点	(2) 税制・財政・金融上の措置	税制・財政・金融上の措置	社会投資ファンド（仮称）の優先適用 PFIのさらなる推進 コミュニティボンド等地方自治体の債務負担行為に対する公債費比率の拡大 企業誘致助成金の要件緩和 鉄道事業制度に基づく補助制度の要件緩和、鉄道事業者への運営補助等の適用拡大 地域開発のための各種ファンドの購入者に対する減免措置 政策金融制度の創設	
千葉 東京 神奈川	社団法人日本プロジェクト産業協議会	東京湾臨海部再生プロジェクト 例：羽田空港再拡張・国際化関連プロジェクト（神奈川口拠点開発事業、東海道貨物支線旅客化・川崎アプローチ線整備事業、羽田アクセス橋建設事業）、都市型集客施設整備プロジェクト、物流拠点・環境リサイクル拠点・防災拠点	(3) 土壌汚染対策	土壌汚染対策	調査・対策費用への補助制度、公共による買い上げ制度の創設	

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
東京都、宮城県、大阪府、長野県、福岡県、岐阜県、群馬県、愛知県、岩手県、沖縄	ユニバーサルアソシエーション協同組合設立準備室	全国異業種経営者による地域活性化のための情報提供と雇用教育	他地区異業種経営者による地域再生策の為に情報提供と雇用に関する求職者及び行政職員と異業種経営者とのコミュニケーション化による意識改善	一般経営者への職業教育訓練指導員の認定無しでの指導の認可	職業訓練講座の中に新たに他地区異業種経営者からの求められる社員像講座を設置し、経営者が指導する。	職業訓練講座の一環として全国異業種経営者が講師となり求められる業種職種に沿った社員像の教育を実施。 行政マン・ハローワーク職員と全国異業種経営者との雇用に関する企業情報現場の意見交換
東京都、長崎県	「富士通株式会社」「協同組合 佐世保IT研究協議会」(佐世保市)	「佐世保地区」地域通貨導入による地域活性化プロジェクト	地域においては「高齢・少子化」や「環境問題」、「地域産業活性化」等の対策が急務となっています。本プロジェクトでは、「地域通貨」を社会環境のハブとして、上記課題解決の1つのツールとして活用し、自治体(行政)、NPO、民間企業、市民などのプレイヤーが互いに円滑に連携・交流することにより地域再生を推進します。 今回「地域通貨による地域活性化」については、地域内での地域通貨流通活性化を図るためにIT(ネットワークやICカードなど)インフラを整備・活用し行政・市民・企業との交流を促進し、地域経済および地域コミュニティの活性化を目指します。	地域再生を目的とした地域通貨事業での施策連携と財政支援	佐世保地区における地域通貨事業推進にあたり、総務省地域再生施策「ITを活用した地域通貨の導入・普及事業」および、「NPO活動等活性化支援事業」の施策連携と財政支援及び関連法規制緩和の依頼を行うものです。	佐世保地区において、自治体、NPO、地域産業(商店街含む)、市民をプレイヤーとし、地域経済及び地域コミュニティの活性化を目的とした、地域通貨事業を推進します。その際地域通貨流通の活性化を図るため、現行のITインフラ(exICカード)活用を検討しております。佐世保地区における上記地域再生プロジェクトについて、総務省施策「ITを活用した地域通貨の導入・普及」事業での財政支援および、上記地域通貨事業におけるNPO活動支援の人材育成対策として、総務省「NPO活動等の活性化支援」の連携を依頼するものです。 また、今回の地域通貨については地域コミュニティポイントとして位置づけ、地域通貨の普及および円滑な循環を図る意味で、地域通貨交換に際しての「消費税法」などの適用緩和を依頼するものです。
石川県、福井県	加賀市、小松市、山中町	加賀越前水郷構想	加賀市、小松市、芦原町の有する加賀三湖(柴山潟、今江潟、木場潟)と北潟湖を干拓承水路と河川で結び、白山と加賀越前海岸と溶け合う不耕起栽培等環境調和型農業による日本の原風景である田園を形成し、干拓や水質汚濁により失われた水生動植物の再生を図り、空港、JR、高速道路ICをネットワークした国際水郷観光ゾーンを創出する。	河川、湖沼、承水路の管理権限の移譲	河川、湖沼、承水路管轄をする省庁が異なることから、市町村への管理権限と財源の移譲	河川、湖沼、承水路、閘門を利用した舟運観光ルートと親水公園を整備し、自然環境整備とあわせて、日本の原風景を再生し、外国人観光客の増加を図る
石川県、福井県	加賀市、小松市、山中町	加賀越前水郷構想	加賀市、小松市、芦原町の有する加賀三湖(柴山潟、今江潟、木場潟)と北潟湖を干拓承水路と河川で結び、白山と加賀越前海岸と溶け合う不耕起栽培等環境調和型農業による日本の原風景である田園を形成し、干拓や水質汚濁により失われた水生動植物の再生を図り、空港、JR、高速道路ICをネットワークした国際水郷観光ゾーンを創出する。	舟運水路整備の助成	舟運水路整備にあたり総合的な財政支援。観光立国宣言に基づく小松空港の国際化拡充とインバウンドの促進	河川、湖沼、承水路、閘門を利用した舟運観光ルートと親水公園を整備し、自然環境整備とあわせて、日本の原風景を再生し、外国人観光客の増加を図る
石川県、福井県	加賀市、小松市、山中町	加賀越前水郷構想	加賀市、小松市、芦原町の有する加賀三湖(柴山潟、今江潟、木場潟)と北潟湖を干拓承水路と河川で結び、白山と加賀越前海岸と溶け合う不耕起栽培等環境調和型農業による日本の原風景である田園を形成し、干拓や水質汚濁により失われた水生動植物の再生を図り、空港、JR、高速道路ICをネットワークした国際水郷観光ゾーンを創出する。	環境調和型農業の推進	不耕起栽培農地の転作対象面積への組入れ、専用大型機械購入に対する助成。価格補償。	環境調和型農業(有機、無農薬、不耕起栽培)の調査研究と普及支援、トレーサビリティ支援

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
石川県 福井県	加賀市、小松市、山中町	加賀越前水郷構想	加賀市、小松市、芦原町の有する加賀三湖(柴山潟、今江潟、木場潟)と北潟湖を干拓承水路と河川で結び、白山と加賀越前海岸と溶け合う不耕起栽培等環境調和型農業による日本の原風景である田園を形成し、干拓や水質汚濁により失われた水生動植物の再生を図り、空港、J R、高速道路I Cをネットワークした国際水郷観光ゾーンを創出する。	水質浄化による自然環境の再生	生活排水浄化施設整備への助成。ふるさと森づくりへの助成	生活排水浄化施設整備。ふるさと森づくりを拡大し、治山治水と水質浄化、在来水生動植物生態系の回復。釣りなど川遊びを通じて水辺環境学習の推進、環境ボランティアの育成。環境調和型農業の普及支援(再掲)
福岡県 鹿児島県 佐賀県 長崎県 大分県 宮崎県 熊本	特定非営利活動法人就業支援ネットワーク	地域活性化と母子家庭等就業支援事業	地域住民の地域への愛着心を掘り起こし、斜陽化の一途の中心市街地や地域中小企業並びに商業の活性化と官民一体となった地域のメンテナンスを含めた再生活活性化。本事業の従事者に主として給付金受給者の母子家庭等を雇用し自立促進を促し収入増を図り行政からの給付金支給財源の軽減化を目指す。手法として 地域のエリア区分けを行い、母子家庭等が徒歩又は、自転車にて地域を散策し地域の情報の収集、エリア内の商業企業等の情報収集を実施。 商業、企業の紹介文、地域住民の声、クーポン券等によるサービスの実施、店主、企業からのメッセージを毎月訪問又は、聞き取りにて収集。 P C及び携帯電話でのインターネットを活用した情報発信業務並びに保存版として小冊子化。地域全世帯への配布を毎月行う。	母子家庭等自立支援特定モデル事業と緊急雇用対策事業の併用並びに連携	施策の集中と連携 母子家庭自立支援特定モデル事業の実施で、設備費や諸経費が充当でき、軌道に乗るまでの人件費、運営費を緊急雇用対策費にて充当することが可能となる。モデル事業の自治体負担分を緊急雇用対策費にて充当。	母子家庭自立支援特定モデル事業の実施で、情報処理や、管理のための設備費や諸経費小冊子作成費用等の諸経費が充当でき、広告収入で独自運営可能となる1年間軌道に乗るまでの人件費、運営費を緊急雇用対策費にて充当することが可能となる。モデル事業の自治体負担分を緊急雇用対策費にて充当。広告収入にて繰り越し収益が発生した場合、本制度活用が活用不可になる年度のために保持する。
福岡県 鹿児島県 佐賀県 長崎県 大分県 宮崎県 熊本	特定非営利活動法人就業支援ネットワーク	地域活性化と母子家庭等就業支援事業	地域住民の地域への愛着心を掘り起こし、斜陽化の一途の中心市街地や地域中小企業並びに商業の活性化と官民一体となった地域のメンテナンスを含めた再生活活性化。本事業の従事者に主として給付金受給者の母子家庭等を雇用し自立促進を促し収入増を図り行政からの給付金支給財源の軽減化を目指す。手法として 地域のエリア区分けを行い、母子家庭等が徒歩又は、自転車にて地域を散策し地域の情報の収集、エリア内の商業企業等の情報収集を実施。 商業、企業の紹介文、地域住民の声、クーポン券等によるサービスの実施、店主、企業からのメッセージを毎月訪問又は、聞き取りにて収集。 P C及び携帯電話でのインターネットを活用した情報発信業務並びに保存版として小冊子化。地域全世帯への配布を毎月行う。	本事業の実施主体を弊N P O法人就業支援ネットワークへの委託による行政サービスの民間開放	母子家庭等自立支援特定モデル事業の実施主体者は、市であるがその実施主体を民間開放(国から直接民間委託)	母子家庭等自立支援特定モデル事業の実施主体として民間の弊N P O法人が実施することによって、業務実施時の自治体内部の他部署への遠慮だとか人間関係等を考えることなく、事業の目的と達成のみを考えての活動が可能となる。民間としてのノウハウ等で地域再生の活動が可能となる。行政として商業等活性に限界がある。(行政等が提案等した場合、補助金等の金員に係わるいわゆるおねだり的な事を要求する商業、企業が多い。しかし実施主体として民間が動く際にはそういう発想にはなりづらい)
福岡県 鹿児島県 佐賀県 長崎県 大分県 宮崎県 熊本	特定非営利活動法人就業支援ネットワーク	地域活性化と母子家庭等就業支援事業	地域住民の地域への愛着心を掘り起こし、斜陽化の一途の中心市街地や地域中小企業並びに商業の活性化と官民一体となった地域のメンテナンスを含めた再生活活性化。本事業の従事者に主として給付金受給者の母子家庭等を雇用し自立促進を促し収入増を図り行政からの給付金支給財源の軽減化を目指す。手法として 地域のエリア区分けを行い、母子家庭等が徒歩又は、自転車にて地域を散策し地域の情報の収集、エリア内の商業企業等の情報収集を実施。 商業、企業の紹介文、地域住民の声、クーポン券等によるサービスの実施、店主、企業からのメッセージを毎月訪問又は、聞き取りにて収集。 P C及び携帯電話でのインターネットを活用した情報発信業務並びに保存版として小冊子化。地域全世帯への配布を毎月行う。	自立促進計画策定と計画実施指導の行政サービスの一部受託	地方自治体実施する自立促進計画策定を一部民間開放(実施主体者 県・市町村)	本事業に就業者として参加する母子家庭等の生活環境、生活状態、経済状態を把握することにより、収入増になった際も計画的な経済プランを立て、返済金等の返済状況を含めて実施状況を把握する。
福岡県 鹿児島県 佐賀県 長崎県 大分県 宮崎県 熊本	特定非営利活動法人就業支援ネットワーク	地域活性化と母子家庭等就業支援事業	地域住民の地域への愛着心を掘り起こし、斜陽化の一途の中心市街地や地域中小企業並びに商業の活性化と官民一体となった地域のメンテナンスを含めた再生活活性化。本事業の従事者に主として給付金受給者の母子家庭等を雇用し自立促進を促し収入増を図り行政からの給付金支給財源の軽減化を目指す。手法として 地域のエリア区分けを行い、母子家庭等が徒歩又は、自転車にて地域を散策し地域の情報の収集、エリア内の商業企業等の情報収集を実施。 商業、企業の紹介文、地域住民の声、クーポン券等によるサービスの実施、店主、企業からのメッセージを毎月訪問又は、聞き取りにて収集。 P C及び携帯電話でのインターネットを活用した情報発信業務並びに保存版として小冊子化。地域全世帯への配布を毎月行う。	自立支援員との連携協力。	自立支援員は、地域の母子家庭等の情報を把握しており、情報交換等の相互協力することによって支援体制が充実できる。	自立計画の実施状況や就業状況の情報を行政に提供。行政は他の母子家庭等の情報を提供することによって本事業に参加させられる母子家庭等情報が取得可能となり、協力することが出来る。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福岡県 鹿児島県 佐賀県 長崎県 大分県 宮崎県 熊本	特定非営利活動法人就業支援ネットワーク	地域活性化と母子家庭等就業支援事業	地域住民の地域への愛着心を掘り起こし、斜陽化の一途の中心市街地や地域中小企業並びに商業の活性化と官民一体となった地域のメンテナンスを含めた再生活活性化。本事業の従事者に主として給付金受給者の母子家庭等を雇用し自立促進を促し収入増を図り行政からの給付金支給財源の軽減化を目指す。手法として 地域のエリア区分けを行い、母子家庭等が徒歩又は、自転車にて地域を散策し地域の情報の収集、エリア内の商業企業等の情報収集を実施。 商業、企業の紹介文、地域住民の声、クーポン券等によるサービスの実施、店主、企業からのメッセージを毎月訪問又は、聞き取りにて収集。 PC及び携帯電話でのインターネットを活用した情報発信業務並びに保存版として小冊子化。地域全世帯への配布を毎月行う。	収入事業に対する認可(小冊子の広報誌同様世帯配布及び情報収集への行政の協力)	地域再生目的の情報を地方自治体発行広報誌への掲載又は広報誌同様行政により配布可能にする。本事業のための広報誌等の行政の情報発信手段での活用化	母子家庭等に対する就業に関する情報提供。及び地域情報、商業、企業の広告を掲載した情報をデジタル・アナログにて行政情報提供手段にて発信。
福岡県 鹿児島県 佐賀県 長崎県 大分県 宮崎県 熊本	特定非営利活動法人就業支援ネットワーク	地域活性化と母子家庭等就業支援事業	地域住民の地域への愛着心を掘り起こし、斜陽化の一途の中心市街地や地域中小企業並びに商業の活性化と官民一体となった地域のメンテナンスを含めた再生活活性化。本事業の従事者に主として給付金受給者の母子家庭等を雇用し自立促進を促し収入増を図り行政からの給付金支給財源の軽減化を目指す。手法として 地域のエリア区分けを行い、母子家庭等が徒歩又は、自転車にて地域を散策し地域の情報の収集、エリア内の商業企業等の情報収集を実施。 商業、企業の紹介文、地域住民の声、クーポン券等によるサービスの実施、店主、企業からのメッセージを毎月訪問又は、聞き取りにて収集。 PC及び携帯電話でのインターネットを活用した情報発信業務並びに保存版として小冊子化。地域全世帯への配布を毎月行う。	児童扶養手当受給者・寡婦世帯の情報提供及び県・政令都市の自立支援センターでの情報提供	地方自治体は母子家庭等の情報を把握しており、その情報を取得することによって最低でも地域の全ての給付金受給母子家庭者に収入増のための就業情報の提供が可能となる。	自治体が所持している給付金受給者等の情報を得ることによって、就業に関する情報を平等に提供することが可能となり、就業の案内、登録が実施できる。
福岡県 鹿児島県 佐賀県 長崎県 大分県 宮崎県 熊本	特定非営利活動法人就業支援ネットワーク	地域活性化と母子家庭等就業支援事業	地域住民の地域への愛着心を掘り起こし、斜陽化の一途の中心市街地や地域中小企業並びに商業の活性化と官民一体となった地域のメンテナンスを含めた再生活活性化。本事業の従事者に主として給付金受給者の母子家庭等を雇用し自立促進を促し収入増を図り行政からの給付金支給財源の軽減化を目指す。手法として 地域のエリア区分けを行い、母子家庭等が徒歩又は、自転車にて地域を散策し地域の情報の収集、エリア内の商業企業等の情報収集を実施。 商業、企業の紹介文、地域住民の声、クーポン券等によるサービスの実施、店主、企業からのメッセージを毎月訪問又は、聞き取りにて収集。 PC及び携帯電話でのインターネットを活用した情報発信業務並びに保存版として小冊子化。地域全世帯への配布を毎月行う。	母子寡婦福祉資金貸付金制度の条件変更、自立支援教育訓練給付金の受講前の即時支給	仕事ありきが前提時の母子寡婦福祉資金貸付金制度(技能習得資金・就職支度資金)の併用利用及び条件変更(パソコン関連・マナー講習受講料及びパソコン機器一式購入資金での利用可能化と無保証人化並びに受講前の貸し付け実施)又は自立支援教育訓練給付金の受講前の即時支給	在宅での就業のためのパソコン取得のために就職支度資金の無条件貸付。本事業での就業のための講習受講料資金として技能習得資金の無条件貸付。母子家庭等の自立支援教育訓練給付制度の申請時での即時支給。但し本案件は本事業にて就業決定が前提での担保、保証人無しの即時貸付。就業が前提のため就業率100%で返済も就業収入より返済可能である。(手続的には申請時に弊NPO法人の就業確定承認書及び生活設計書、返済計画書添付)
福岡県 鹿児島県 佐賀県 長崎県 大分県 宮崎県 熊本	特定非営利活動法人就業支援ネットワーク	地域活性化と母子家庭等就業支援事業	地域住民の地域への愛着心を掘り起こし、斜陽化の一途の中心市街地や地域中小企業並びに商業の活性化と官民一体となった地域のメンテナンスを含めた再生活活性化。本事業の従事者に主として給付金受給者の母子家庭等を雇用し自立促進を促し収入増を図り行政からの給付金支給財源の軽減化を目指す。手法として 地域のエリア区分けを行い、母子家庭等が徒歩又は、自転車にて地域を散策し地域の情報の収集、エリア内の商業企業等の情報収集を実施。 商業、企業の紹介文、地域住民の声、クーポン券等によるサービスの実施、店主、企業からのメッセージを毎月訪問又は、聞き取りにて収集。 PC及び携帯電話でのインターネットを活用した情報発信業務並びに保存版として小冊子化。地域全世帯への配布を毎月行う。	自立支援教育訓練給付金施設設置がない市の場合の国のフォロワー	就業支援策未設置の自治体在住の母子家庭等に対して国がこの制度を実施する。(未実施の県・市の負担費用の支弁)	就業支援策未設置の自治体在住の母子家庭等は、本事業で就業する母子家庭者の講習受講ができない。モデル事業内での全体での講習実施は可能であるが、途中参加等の母子家庭等者の受講が出来ない。モデル事業自体16年度で終了するためこの制度を活用することがベストである。
福岡県 鹿児島県 佐賀県 長崎県 大分県 宮崎県 熊本	特定非営利活動法人就業支援ネットワーク	地域活性化と母子家庭等就業支援事業	地域住民の地域への愛着心を掘り起こし、斜陽化の一途の中心市街地や地域中小企業並びに商業の活性化と官民一体となった地域のメンテナンスを含めた再生活活性化。本事業の従事者に主として給付金受給者の母子家庭等を雇用し自立促進を促し収入増を図り行政からの給付金支給財源の軽減化を目指す。手法として 地域のエリア区分けを行い、母子家庭等が徒歩又は、自転車にて地域を散策し地域の情報の収集、エリア内の商業企業等の情報収集を実施。 商業、企業の紹介文、地域住民の声、クーポン券等によるサービスの実施、店主、企業からのメッセージを毎月訪問又は、聞き取りにて収集。 PC及び携帯電話でのインターネットを活用した情報発信業務並びに保存版として小冊子化。地域全世帯への配布を毎月行う。	自立支援教育訓練給付金講座の指定	自立支援教育訓練給付金講座の指定	本事業での就業が可能となる自立支援教育訓練給付金講座の指定

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
福岡県、奈良県、沖縄県、兵庫県、京都府、大阪府、群馬県、宮城県、静岡県、東京	特定非営利活動法人就業支援ネットワーク	地域活性化と母子家庭等就業支援事業	地域住民の地域への愛着心を掘り起こし、斜陽化の一途の中心市街地や地域中小企業並びに商業の活性化と官民一体となった地域のメンテナンスを含めた再生活活性化。本事業の従事者に主として給付金受給者の母子家庭等を雇用し自立促進を促し収入増を図り行政からの給付金支給財源の軽減化を目指す。手法として 地域のエリア区分けを行い、母子家庭等が徒歩又は、自転車にて地域を散策し地域の情報の収集、エリア内の商業企業等の情報収集を実施。 商業、企業の紹介文、地域住民の声、クーポン券等によるサービスの実施、店主、企業からのメッセージを毎月訪問又は、聞き取りにて収集。 PC及び携帯電話でのインターネットを活用した情報発信業務並びに保存版として小冊子化。地域全世帯への配布を毎月行う。	緊急雇用対策事業時の就業者の条件変更	緊急地域雇用創出特別交付金(基金)事業に被雇用者として母子家庭等の有職者の受け入れ	緊急地域雇用創出特別交付金(基金)事業に被雇用者として母子家庭等でパート就労者、児童扶養手当受給者を受け入れて人件費に充当し、本事業に於いて就業する。
福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮城県	ヤンマー株式会社	食品残渣地域リサイクルシステムの構築	スーパー等の地域から発生した食物残渣を発生場所で乾燥等の一次処理をし、無償にて堆肥化センターへ搬送し、肥料設計に基づく有機肥料を製造し、有償で農家へ買い取ってもらう。一方、有機野菜は食物残渣の排出元であるスーパー等へ買い取ってもらう。現在計画している規模からすると、堆肥化センターは1日当たり30トン受入れ可能であるため、逆算すれば、1日当たり150トンの生ごみの1次処理生成物が受入れ可能であり、それによってできる有機肥料は7500ト/年にも及ぶ。また、それにより、約500ヘクタールへ施肥が可能でありそこから有機農産物が収穫でき、排出元のスーパーを通じて消費者へ渡る。継続的なリサイクルが可能となる。	【専ら再生利用の目的のため、「認定された食物残渣」の「無償引取り」は、都道府県の知事の認可を必要としないという解釈がなりたつとみなす】ことにより、都道府県知事の許可を受けることなく食品残渣のリサイクルシステムを稼働させることができる。	現行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第14条第1、4に産業廃棄物の収集運搬及び処分を業とする物は管轄する都道府県の知事の許可を受けなければならないが、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物の収集運搬及び処分は例外としている。ここで、「認可された食物残渣」を「無償で引取る」場合も例外とするような解釈がなりたつとみなす。	前提として、福岡地区を中心に下記内容にて九州全域を先行実施し、6年目以降に第3段階である全国展開をはかる。 第1段階：期間1～2年 小規模堆肥化センターを福岡県に設け、スーパー等からの引き取り件数も20軒程度(生ごみ約20ト/日)とする。有機肥料の品質管理や販売する先の農家を福岡県内に開拓し規模増大に備える。この段階での有機農家戸数は約70軒。また、排出元のスーパー等の有機農産物の販売先等も開拓する。 第2段階：期間3～5年 規模の増大をはかる。堆肥化センターは30ト/日受入れ可能な規模にする。食物残渣処理量は150ト/日になり、約7500ト/年の有機肥料を生産できる。また有機農産物を生産するグループ農家は約500軒になる。約500ヘクタールから産出される有機農産物を消費者に届ける流通網を確立する。 第3段階：九州だけにとどまらず、全国各地に同方式のリサイクルシステムを稼働させる。

地域再生構想の提案概要

(参考資料)

都道府県名	提案主体名	地域再生構想の名称	提案概要	地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
熊本県、東京都	熊本県小国町株式会社ウインドテック	阿蘇くじゅう国立公園一目山ウインドパークプロジェクト	熊本県小国町の一目山一帯に、環境教育の普及啓発と人材育成を目的としたウインドパークを建設する。自然学校を常設し、施設への給電を自然エネルギーである風力発電で賄い、売電事業と組み合わせることにより、風車を通じた環境問題への教化をはかる。パーク内には宿泊設備も備え、風力発電所に宿泊できるという貴重な体験を通し、子供達に環境問題・エネルギー問題に対する高い意識や自然を愛する心などを育てることができる。本プロジェクトの期間は風力発電機設置後15年以内とし、その期間内に施設を撤去し原状復帰するものとする。	阿蘇くじゅう国立公園の一目山一帯における許可権限の県への移譲	阿蘇くじゅう国立公園の普通地域の一目山一帯においての、高さ30メートルを超える鉄塔に類する構造物の新設にかかる景観への判断基準の新たな設定をすることについての権限と、許認可の権限を、国(環境庁長官)から県(熊本県知事)へ移譲するという提案。	本特区構想における「ウインドパーク」とは、おぐくに自然学校関連施設と宿泊施設を中心とした、風車によるエコロジーパークのことである。小国町が主体となって運営している九州山の自然学校「おぐくに自然学校」は、環境地域づくり(環境の保全「エコロジー」と経済の活性化「エコノミー」の共生と調和)の実践の場として、年間を通して幼児から大人を対象とした様々な活動を行っている。活動の内容は、主にふるさと自然体験活動、ふるさと文化体験活動、農林業体験活動、里山の生活体験活動など、多彩なプログラムとなっている。週末や夏休みなど、期間限定の催しであったこの自然学校を、一目山に常設することにより活動の拡大をはかり、また施設への給電をクリーンな自然エネルギーである風力発電で賄い、売電事業と組み合わせることにより、風車をとおした環境問題への普及啓発をはかることが本事業の目的である。また宿泊施設として、木のぬくもりを感じさせるロッジを建設し、小国の味覚を存分に楽しんでもらうバーベキューデッキや、キャンプ場なども併設する。子供たちから大人まで皆が集い、楽しみながら学べる交流の基地を創造することが、この一目山ウインドパークプロジェクトの内容である。